A001

様式第１号（第２条関係）

風致地区内行為許可申請書

平成 18 年 10 月 2 日

熱海市長　斉藤　栄　様

住　所　神奈川県小田原市城山１－４－１

申請者

氏　名　株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男

（氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。）

条例第２条の１項の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

風致地区の名称及び種別	名　称	第２号伊豆山風致地区	種　別	第２種
行為地の所在	熱海市　伊豆山　字赤井谷 1076－3 の一部			
地目及び面積	地　目	山林	面　積（㎡）	9446 ㎡
許可を受けようとする行為の種類	① 建築物 その他の工作物 新築 改築 移転 ② 宅地の造成 土地の開墾 その他の土地の形質の変更 ③ 木竹の伐採 ④ 土石の類の採取 ⑤ 水面の埋立て ⑥ 建築物等の色彩の変更 ⑦ 土石の堆積 廃棄物の堆積 再生資源の堆積			
着手及び完了予定日	着手　許可日 完了　許可日から 12 ヶ月			
摘　要	神奈川県　小田原市　城山１－4－１ 株式会社新幹線ビルディング　後藤　和夫 電話番号　０４６５－３２－１１５８			

備考

摘要欄に連絡先を記入してください。

様式第３号（第２条関係）

施 行 方 法 書

（宅地の造成等の場合）

<table>
<tr><td>行為施工者の住所及び氏名</td><td colspan="6">山梨県　甲州市　勝沼町　綿塚３０９
トランスファー株式会社
代表取締役　高橋　寛</td></tr>
<tr><td>土地所有者の住所及び氏名</td><td colspan="6">神奈川県　小田原市　城山１−４−１
株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男</td></tr>
<tr><td rowspan="2">面積及び土量</td><td rowspan="2">面積</td><td rowspan="2">9446平方メートル</td><td rowspan="2">土量</td><td>盛土</td><td colspan="2">38529 ~~39,042~~ ㎡</td></tr>
<tr><td>切土</td><td colspan="2">2,253 ㎡</td></tr>
<tr><td>行為の目的</td><td colspan="6">土砂 の崩落防止に供する、岩塊による堰堤の築造</td></tr>
<tr><td>行為地の現況</td><td colspan="6">山林</td></tr>
<tr><td>土留の方法</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>排水工事</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>河川又は渓流との距離</td><td colspan="6">m</td></tr>
<tr><td rowspan="2">緑地の面積</td><td rowspan="2">2879.00 ㎡</td><td rowspan="2">内訳</td><td>自然の緑地</td><td colspan="2">2879.00 ㎡</td></tr>
<tr><td>人工の緑地</td><td colspan="2">㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="2">緑地率</td><td rowspan="2">30.47%</td><td rowspan="2">植栽の内訳</td><td>高木</td><td>低木</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>本</td><td>本</td><td></td></tr>
<tr><td>摘要</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

備考

（１）案内図、現況図、公図写し、縦断面図、横断面図、出来上がり予定図、行為地面積等算定図、緑地面積算定図、現況写真及び土地所有者の承諾書を添付してください。

（２）他の行為を同時に行うときは、それぞれの様式による施行方法書を添付してください。

（３）緑地率とは、緑地の面積の行為地面積に対する割合をいう。

様式第４号（第２条関係）

施　行　方　法　書

（木竹の伐採の場合）

土地所有者の住所及び氏名	神奈川県小田原市城山１－４－１ 株式会社新幹線ビルディング
行為の種類	伐　採
伐採の理由	土砂の崩落に供する、岩塊による堰堤の築造のため
行為地の面積	9446.00㎡
樹種	小　櫟
樹齢	５年～１０年
樹高	３m～５m
樹量	２５０本　　２．０立方メートル
跡地利用計画	
摘要	

備考

１　案内図、現況図及び現況写真を添付してください。

２　跡地を他の行為に利用するときは、それぞれの様式による施行方法書を添付してください。

森林計画区 ｲｽﾞ	市町村 ｱﾀﾐ

森 林 簿

林班	準林班	小班	地番	個人コード	所有者名	所有形態	普通別	その他制限林	面積 ha	林種	樹種	混交歩合%	林齢	齢級	地利	地位	材積 m³/ha	針葉樹 m³	広葉樹 m³	成長量 m³/ha	在村・不在村	作業種	針広別	摘要
									4.45															
45	ト	400008	533	086647	ｱﾀﾐ ｷﾖｳｲﾁ	S	2	02	0.07	2	ｻﾞﾂ		39	8	1	3	81		6	1	3	3	24	
45	ト	500008	522	086647	ｱﾀﾐ ｷﾖｳｲﾁ	S	2	02	0.43	2	ｻﾞﾂ		39	8	1	3	81		35	1	3	3	24	
									0.50															
26	ロ	3000004 1	192643	086653	ｺﾌ ｻｶｴ	S	2	02	1.23	1	ﾋﾉｷ		43	9	1	3	205	252		6	2	3	14	
26	ロ	3400004	192644	086653	ｺﾌ ｻｶｴ	S	2	02	0.33	1	ﾋﾉｷ		43	9	1	3	205	68		6	2	3	14	
									1.56															
27	ニ	1000004	1960	086654	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ 2D	J	2	02	0.46	1	ﾋﾉｷ		55	11	1	3	260	120		3	3	3	14	
27	ニ	1100004	19783	086654	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ 2D	J	2	02	0.14	2	ｸﾇｷﾞ		28	6	1	3	80		11	2	3	3	24	
27	ニ	1200004	19782	086654	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ 2D	J	2	02	0.31	2	ｻﾞﾂ		45	9	1	3	87		27	1	3	3	24	
27	ニ	1300004	19781	086654	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ 2D	J	2	02	0.52	2	ｻﾞﾂ		43	9	1	3	85		44	1	3	3	24	
27	ニ	1400004	19786	086654	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ 2D	J	2	02	0.25	1	ﾋﾉｷ		55	11	1	3	260	65		3	3	3	14	
27	ニ	1500004	19784	086654	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ 2D	J	2	02	0.29	2	ｻﾞﾂ		45	9	1	3	87		25	1	3	3	24	
									1.97															
27	ニ	900004	197734	086655	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾞﾌﾞﾛｳ	S	2	02	1.38	2	ｻﾞﾂ		53	11	1	3	95		131	1	3	3	24	
37	イ	4900005	117013	086655	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾞﾌﾞﾛｳ	S	2	02	0.61	4	ｹﾞﾝﾔ				1	4					3		34	
37	イ	5000005	117013	086655	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾞﾌﾞﾛｳ	S	2	02	2.37	2	ｻﾞﾂ		48	10	1	4	66		156	1	3	3	24	
37	イ	5100005	117013	086655	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾞﾌﾞﾛｳ	S	2	02	6.06	4	ｹﾞﾝﾔ				1	4					3		34	
37	イ	5800005	11712	086655	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾞﾌﾞﾛｳ	S	2	02	0.85	2	ｻﾞﾂ		28	6	1	4	46		39	1	3	3	24	
37	イ	5900005	11712	086655	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾞﾌﾞﾛｳ	S	2	02	1.56	1	ﾋﾉｷ		63	13	1	4	191	298		2	3	3	14	
37	イ	6200005	11713	086655	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾞﾌﾞﾛｳ	S	2	02	0.22	1	ﾋﾉｷ		37	8	1	4	109	24		4	3	3	14	
37	イ	6300005	11713	086655	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾞﾌﾞﾛｳ	S	2	02	0.06	1	ﾋﾉｷ		50	10	1	4	161	10		4	3	3	14	
37	イ	6400005	11715	086655	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾞﾌﾞﾛｳ	S	2	02	3.87	1	ﾋﾉｷ		63	13	1	4	191	739		2	3	3	14	
37	イ	6500005 1	11753	086655	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾞﾌﾞﾛｳ	S	2	02	0.35	2	ｻﾞﾂ		41	9	1	4	59		21	1	3	3	24	
37	ロ	100005 1	10521	086655	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾞﾌﾞﾛｳ	S	2	02	3.62	4	ｹﾞﾝﾔ				1	4					3		34	
37	ロ	200005	10523	086655	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾞﾌﾞﾛｳ	S	2	02	0.27	1	ｱｶﾏﾂ		40	12	1	4	199	54		1	3	3	14	
41	イ	200005 1	10521	086655	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾞﾌﾞﾛｳ	S	2	02	0.26	2	ｻﾞﾂ		36	8	1	4	54		14	1	3	3	24	
41	ヘ	200005	10772	086655	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾞﾌﾞﾛｳ	S	2	02	0.13	2	ｻﾞﾂ		33	7	1	4	51		7	1	3	3	24	
41	ヘ	300005	10771-1	086655	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾞﾌﾞﾛｳ	S	2	02	0.72	2	ｻﾞﾂ		40	9	1	4	58		42	1	3	3	24	
									22.33															
28	ホ	700004	1993132	086656	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾞﾌﾞﾛｳ 1	J	3	02	0.91	2	ｻﾞﾂ		50	10	1	3	92		84	1	3	3	24	
41	ヘ	400005	10761	086654	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾞﾌﾞﾛｳ 1	J	3	02	3.00	1	ﾋﾉｷ		55	11	1	4	175	525		2	3	3	14	
41	ヘ	500005	10761	086656	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾞﾌﾞﾛｳ 1	J	3	02	1.20	2	ｻﾞﾂ		40	9	1	4	58		70	1	3	3	24	
41	ヘ	600005	10765	086654	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾞﾌﾞﾛｳ 1	J	3	02	1.04	1	ﾋﾉｷ		55	11	1	4	175	182		2	3	3	14	
41	ヘ	700005	10763	086656	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾞﾌﾞﾛｳ 1	J	3	02	1.28	2	ｻﾞﾂ		40	9	1	4	58		74	1	3	3	24	
41	ヘ	800005	10762	086656	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾞﾌﾞﾛｳ 1	J	3	02	0.19	1	ﾋﾉｷ		55	11	1	4	175	33		2	3	3	14	
41	ヘ	900005	10762	086656	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾞﾌﾞﾛｳ 1	J	3	02	0.16	1	ｽｷﾞ	50	45	9	1	4	186	30		3	3	3	14	
41	ヘ	900005	10762	086656	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾞﾌﾞﾛｳ 1	J	3	02	0.15	1	ﾋﾉｷ	50	45	9	1	4	141	21		4	3	3	14	
41	ヘ	1000005	10762	086659	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾞﾌﾞﾛｳ 1	J	3	02	1.82	2	ｻﾞﾂ		35	7	1	4	55		96	1	3	3	24	
41	ヘ	1100005	10762	086654	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾞﾌﾞﾛｳ 1	J	3	02	0.07	1	ｽｷﾞ	50	45	9	1	4	186	13		3	3	3	14	
41	ヘ	1100005	10762	086656	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾞﾌﾞﾛｳ 1	J	3	02	0.07	1	ﾋﾉｷ	50	45	9	1	4	141	10		4	3	3	14	
41	ヘ	1200005	10763	086656	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾞﾌﾞﾛｳ 1	J	3	02	0.70	2	ｻﾞﾂ		28	6	1	4	46		32	1	3	3	24	
41	ヘ	1300005	10763	086656	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾞﾌﾞﾛｳ 1	J	3	02	3.20	2	ｻﾞﾂ		28	6	1	4	46		147	1	3	3	24	
41	ヘ	1400005	10765	086656	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾞﾌﾞﾛｳ 1	J	3	02	0.16	1	ﾋﾉｷ		55	11	1	4	175	28		2	3	3	14	
41	ヘ	1500005	10763	086656	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾞﾌﾞﾛｳ 1	J	3	02	1.30	2	ｻﾞﾂ		26	6	1	4	44		57	1	3	3	24	
41	ヘ	1600005	10761	086656	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾞﾌﾞﾛｳ 1	J	3	02	0.25	1	ｽｷﾞ	50	45	9	1	4	186	47		3	3	3	14	
41	ヘ	1600005	10763	086656	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾞﾌﾞﾛｳ 1	J	3	02	0.25	1	ﾋﾉｷ	50	45	9	1	4	141	35		4	3	3	14	
41	ヘ	1700005	10764	086656	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾞﾌﾞﾛｳ 1	J	3	02	2.69	2	ｻﾞﾂ		33	7	1	4	51		137	1	3	3	24	
									15.44															
37	イ	4600005	117010	086659	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾞﾌﾞﾛｳ 9	J	3	02	0.71	4	ｹﾞﾝﾔ				1	4					1		34	

案内図

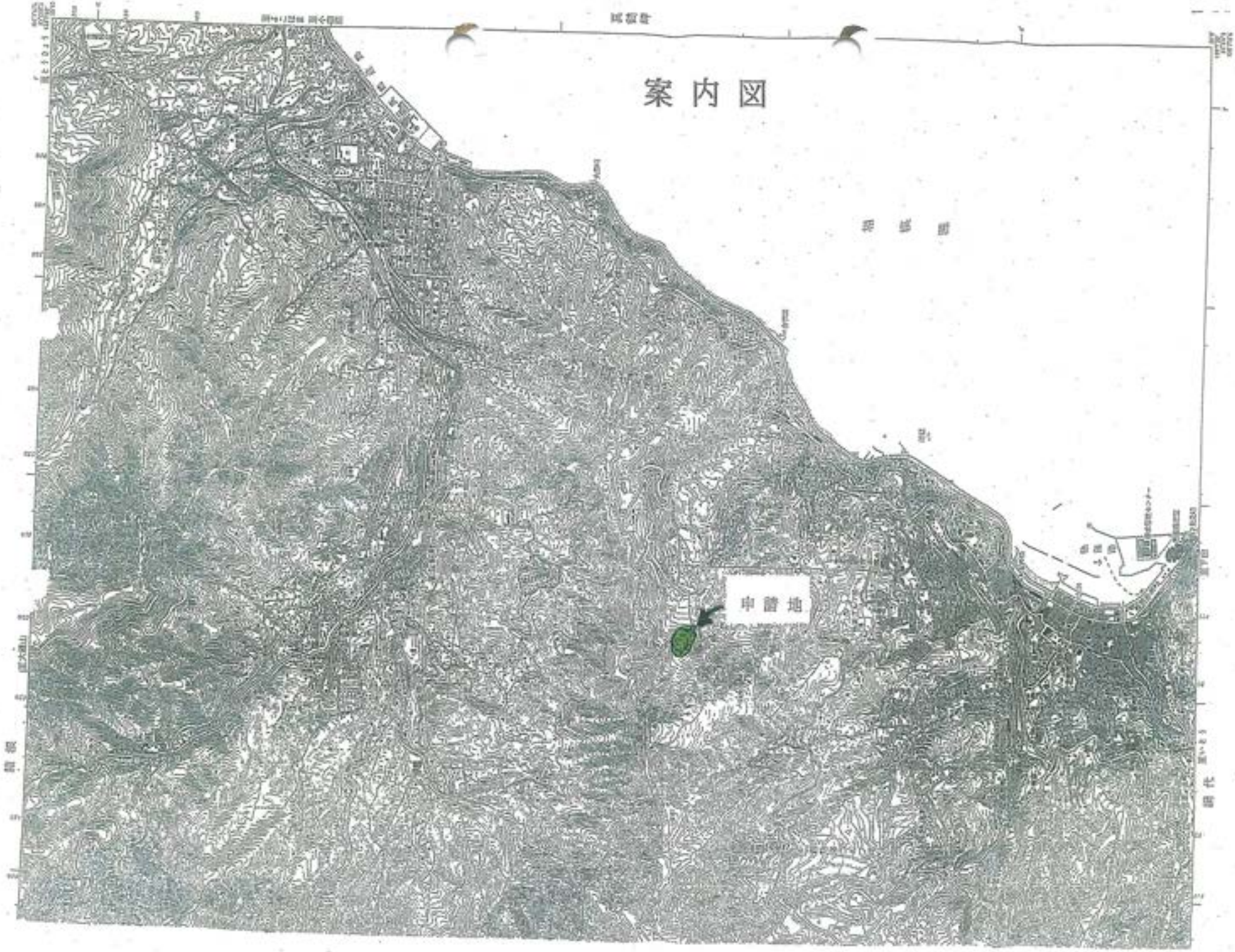

（複写機により作成）

（注）地図に準ずる図面は，土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間，これに代わるものとして備え付けられている図面で，土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

請求部分	所在	熱海市 伊豆山字赤井谷	地番	1076-3	以下余白		
縮尺	1/1200	補記事項	以下余白				

これは地図に準ずる図面の写しである。

平成　年　月　日

平成19年3月19日
静岡地方法務局熱海出張所
登記官 臼井功治

3-59

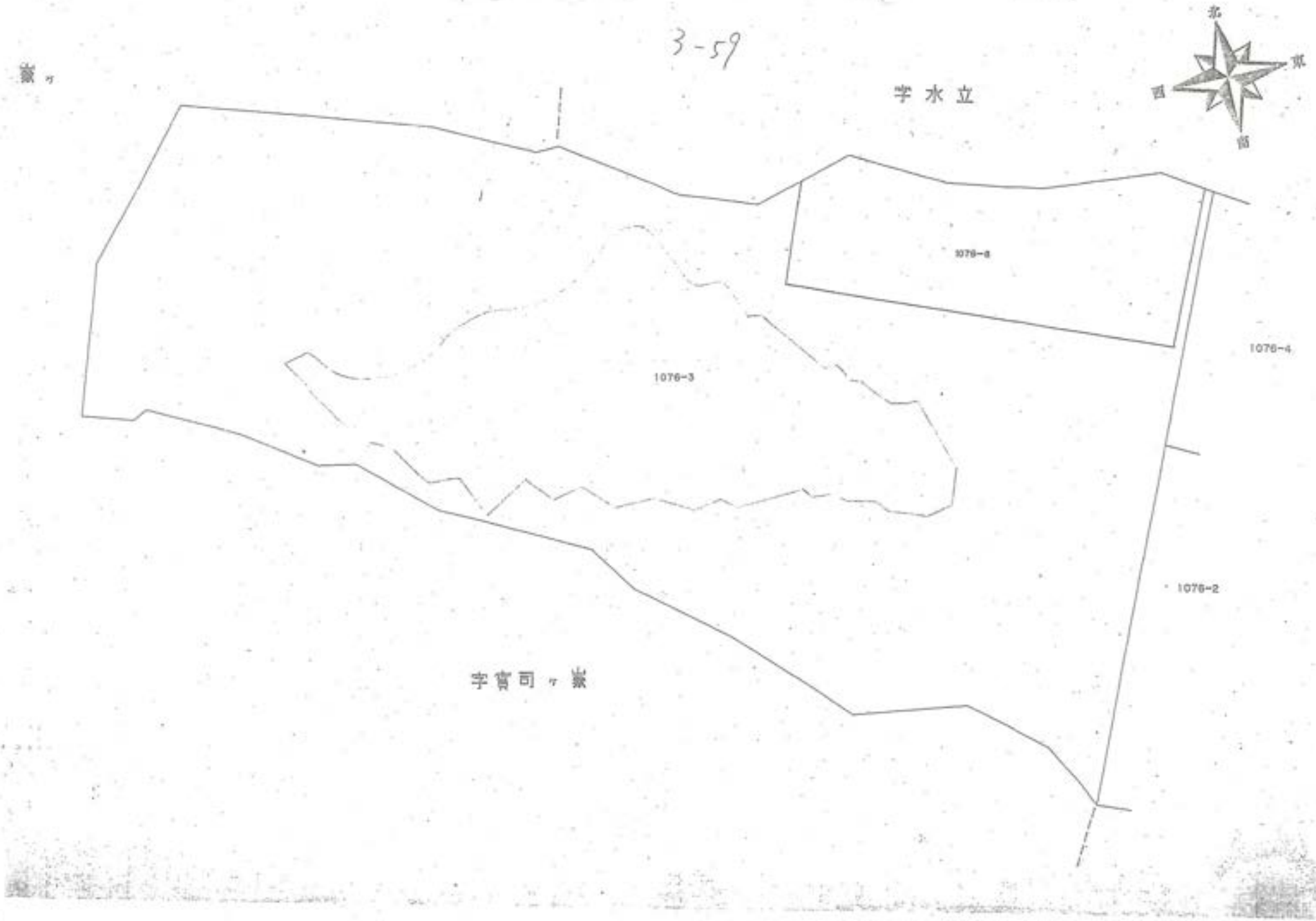

第１環境面積＝9446㎡

注1. 面積は[illegible]による測定値。
注2. 埋め立て部は埋め立て完了後面積とする。

[illegible]

[illegible]



注：面積測定はCADデータによる。

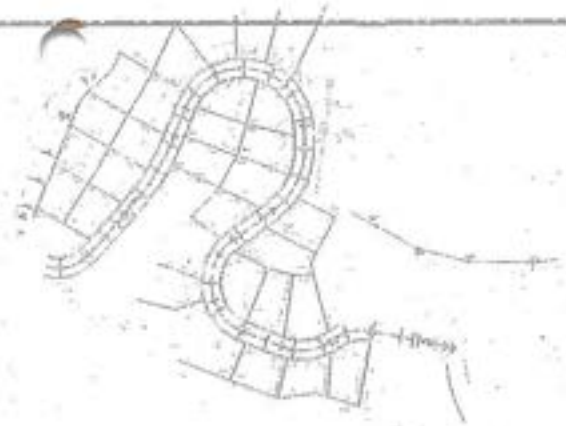

1. 堤体盛土量



増設堤堤底面積＝2253㎡

切土量
V=2253+1＝2253㎥

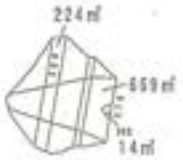

V1＝(224+669)／2＊(380-370)＝4465㎥

V2＝(669+14)／2＊(370-362)＝2732㎥



V3＝(68+241)／2＊(370-360)＝1545㎥

V4＝(241+7)／2＊(360-356)＝496㎥



V5＝(50+5)／2＊(360-355)＝137㎥

V6＝(28+7)／2＊(355-352)＝52㎥

堤体盛土量
ΣV=4465+2732+1545+496+137+52=9427㎥



2. 埋立て盛土量
※等高線による面積



V1＝(4127+750)／2＊((392+385)/2-380)＝20727㎥

V2＝(750+20)／2＊(380-370)＝3850㎥



V3＝(505+395)／2＊(385-380)/2＝1125㎥



V4＝(395+285)／2＊(380-370)＝3400㎥

埋立て盛土量
ΣV=20727+3850+1125+3400=29102㎥

盛土量合計　V＝9427+29102＝38529㎥

熱海市伊豆山岡宮計画	
設定地	熱海市 伊豆山 [illegible] 地区
保護名称	第1期 堤土量計算書
縮尺	[illegible] 設計番号
作成年月日	平成 [illegible] 年 [illegible] 月
作成者	[illegible]

第1堰堤盛土断面図 S=1:500

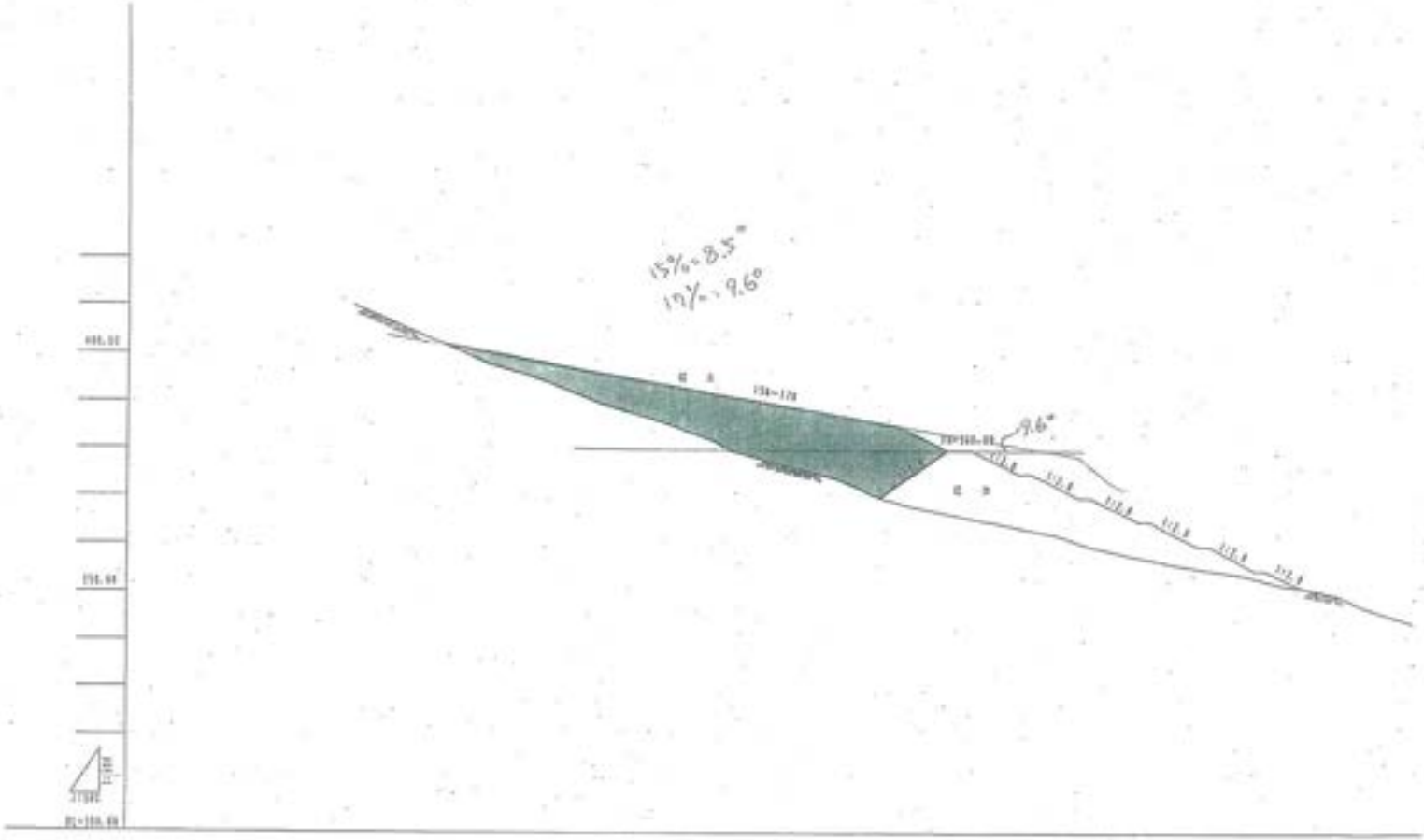

注　意

1. 埋体底面となる地山部分は表層をすべて除去し段切盛土をすること。
2. 埋体材料は発生材の転石を流用し最大径を1m以下として、粒径分布に留意し間隙を充填し、充分転圧すること。
3. 1層の巻きだし厚さは50cmを標準とする。

埋設工標準断面図

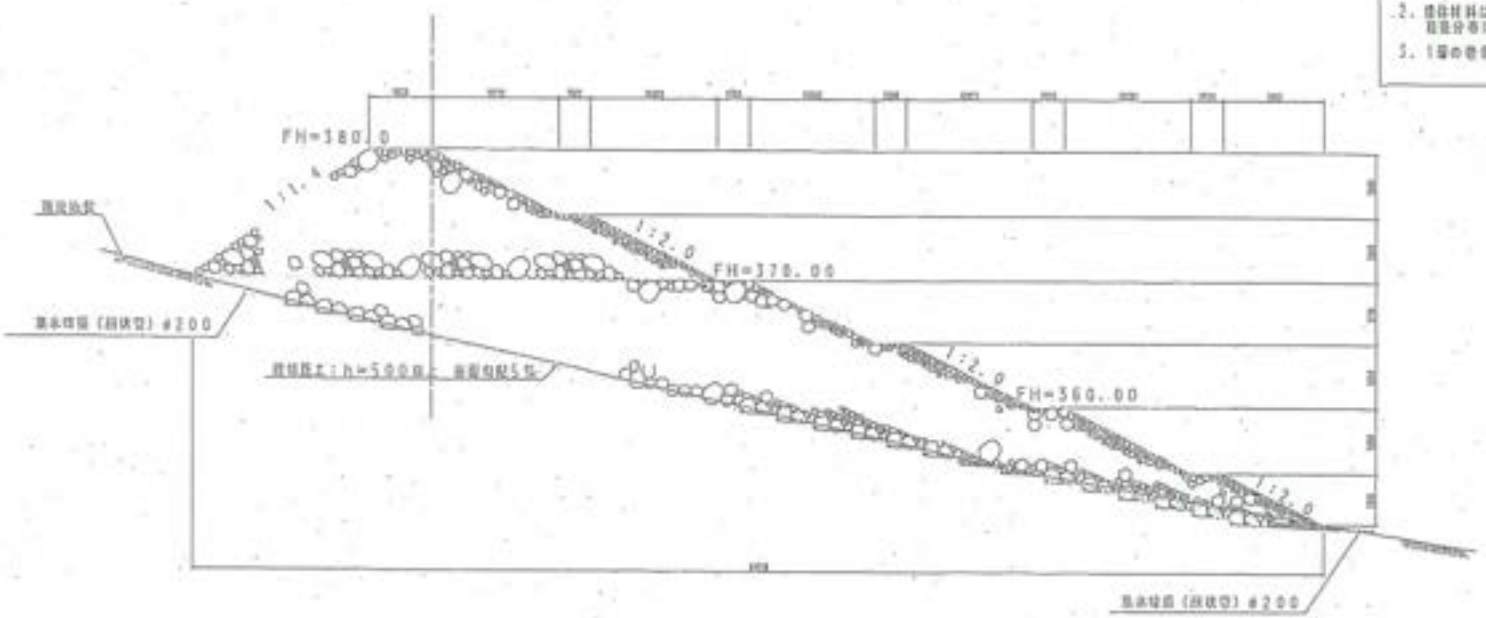

埋設工正面図

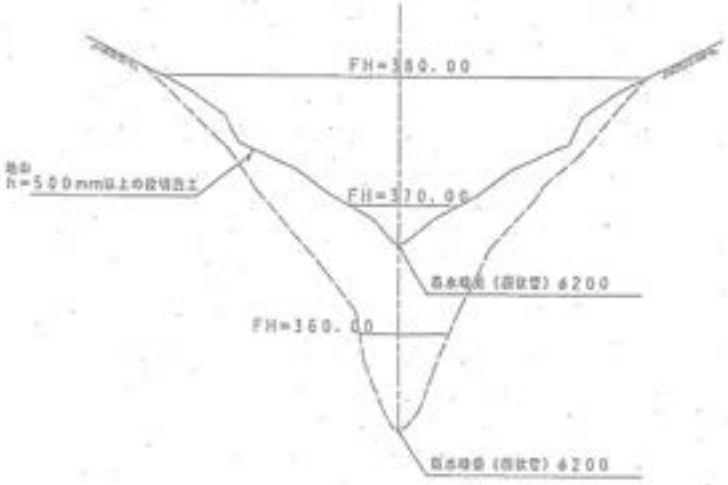

集水暗渠敷設詳細図

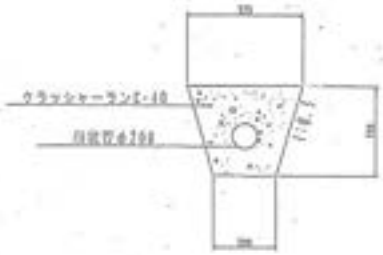

製造物伊豆山開発計画	
所在地	熱海市 伊豆山 [illegible] 地先
埋設名称	第1号 [illegible]
縮　尺	[illegible]
作成年月日	平成 15 年 [illegible]
作成者	[illegible]



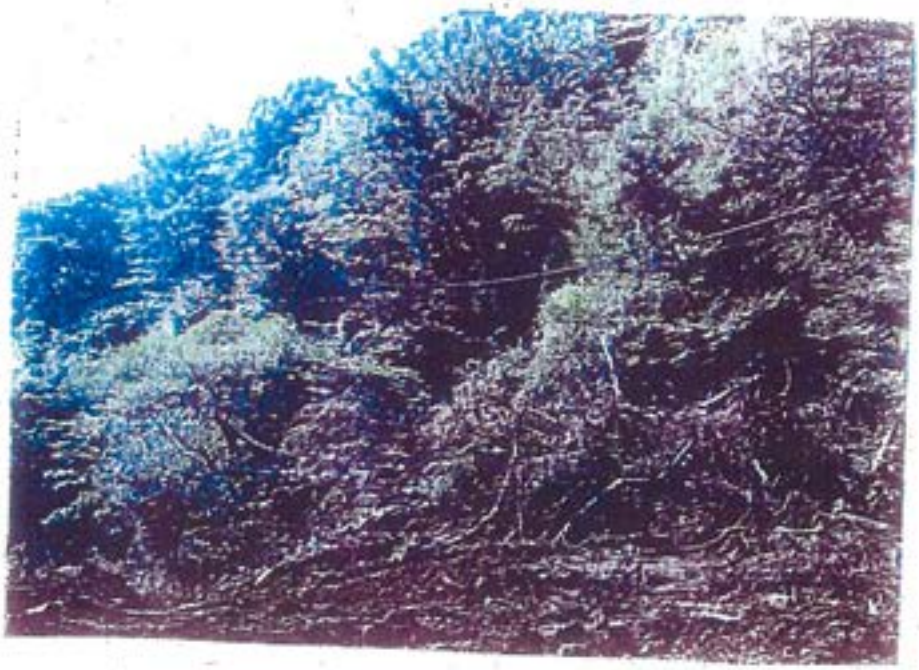



A002

様式第１号（第２条関係）

土の採取等計画届出書

熱海市長　斉藤　栄　様

平成１９年　３月　９日

住　所　神奈川県小田原市城山１－４－１

届出者

氏　名　株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男

（電話番号 0465－32－1158）

（氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。）

静岡県土採取等規制条例　第３条第１項　~~第３条第３項~~　規定により、次のとおり届け出ます。

１ 土の採取等の目的

隣接地の土砂を盛土するため。

２ 土の採取等を行う場所の区域

所在地		土地の現況	登記簿上の地目	面積（平方メートル）	土の採取等を行う権利の種類	土地所有者の住所及び氏名	法令等による区域指定等の現況
市町村大字字小字	地番						
熱海市伊豆山赤井谷	1076－3	山林	山林	9446		株式会社新幹線ビルディング	
計		1	筆	9446	平方メートル		

受付
19. 3. 9
熱海市役所

3 土の採取等に関る土の数量

（1）切土、床堀りその他の土地の掘削を行う場合

土の数量	2253 立法メートル

（注）土の採取等を行う場所の区域外へ土を搬出する場合のみ記入してください。

（2）埋土又は盛土を行う場所

土の数量	36276 ~~13042~~ 立法メートル

（注）土の採取等を行う場所の区域外へ土を搬出する場合のみ記入してください。

（3）土の採取等を行う場所の区域内で（1）及び（2）を同時に行う場合

（ア） 切土、床掘りその他の土地の掘削に係る土の数量	2253 立方メートル
（イ） 土の採取等を行う場所の区域外からの搬入する土の数量	36276 ~~13042~~ 立方メートル
（ウ） 埋土又は盛土に係る土の数量	36276 ~~13042~~ 立方メートル
（エ） 土の採取等を行う場所の区域外への搬出する土の数量	立方メートル
土の数量の合計（（ア）及び（イ）の合計）	38529 ~~15295~~ 立方メートル

4 土の採取等を行う期間

（1）採取等の時期　許可日～　12ヶ月（予定）

（2）作業時間　7　時から　19　時まで

（3）工程

年月日 / 種別									

（注）切土、盛土、埋戻し、沈砂池等の種別ごとに記入してください。

5 土の採取等の方法及び土の採取等のための設備その他の施設に関する事項

（1）土の採取等の方法

ア 切土、床掘りその他の土地の掘削を行う場合

区分	概要
高さ又は深さ	最大 2 メートル
方法	ア 階段採取法 (イ) 平面採取法

のり面の小段の高さ	最大	2	メートル
のり面の小段の幅	最小		メートル
隣接地からの距離	最小		メートル
土質	関東ローム		

イ　埋土又は盛土を行う場合

区分	概要		
高さ又は深さ	最大	15	メートル
方法	ロックフィル		
のり面の小段の高さ	最大	10	メートル
のり面の小段の幅	最小	5	メートル
隣接地からの距離	最小		メートル
土質			

（2）土の採取等のための設備

機械の名称	形式	能力（立方メートル／時間）	台数
ブルドーザ	16 t		2
バックホウ	0.6 ㎥		2
振動ローラ	14 t		1

（3）その他の施設

6　土の採取等に伴う災害防止のための方法及び施設に関する事項

区分	
土採取等標識の掲示場所	
立入りを禁止する場合の方法及び施設	
土砂等の飛散を防止するための方法及び施設	
土砂等の崩壊を防止するための方法及び施設	
土砂等の流出を防止するための方法及び施設	
雨水等の処理をするための方法及び施設	

その他の災害を防止するための方法及び施設	

7 土の採取等に係る土の運搬の方法及び土の搬入先又はその他土の運搬に関する事項

（1） 土の運搬方法

区分	概要
交通監視人	
1日の搬入台数及び量	トン車　台　最大延べ　台　立方メートル
1日の搬出台数及び量	トン車　台　最大延べ　台　立方メートル
運搬主体	

（2） 土の搬出先又は搬入先

（3） その他の土の運搬に関する事項

区分	概要
経路	（別添図第　号図参照）
種類	ア 市町村道　イ 市道　ウ 仮設道路 エ 河川区域　オ その他
種別	ア 契約（同意）有　イ その他
重量制限	ア 有（　トン）　イ なし
舗装	ア 有（延長　メートル）　イ なし（ただし　）
学童の通行状況	ア 多い　イ 少ない　ウ なし

（注）該当する事項には、記号に○印を付けてください。

8 土の採取等に係る跡地の整備に関する事項

（1）跡地に係る土砂等の崩壊の防止方法

ア 跡地ののり面の状況

（ア）切土、床掘りその他の土地の掘削を行う場合

高さ又は深さ	最大　メートル	のり面のこう配	最大　度
のり面の小段の高さ	最大　メートル	のり面の小段の幅	最小　メートル

（イ） 埋土又は盛土を行う場合

高さ又は深さ	最大　メートル	のり面のこう配	最大　度

のり面の小段の高さ	最大　　メートル	のり面の小段の幅	最小　　メートル

（ウ）のり面等の保護の方法

方法	概要
植栽	
種子吹き付け	
擁壁その他	

（注）概要欄には、樹種、本数、面積等を具体的に記入してください

（2）跡地の利用方法

9　現場責任者の氏名及び住所

氏　名　トランスファー株式会社

住　所　代表取締役　高橋　寛　　（電話番号 0553－44－2579）

10　土の採取等を緊急に必要とした非常災害の状況の概要（条例第3条第3項の規定による届出の場合に限る。）

土砂流出防止工

埋設堰堤(フィルダム)の設計

平成19年2月

株式会社　新幹線ビルディング

目　次

1 はじめに ・・・・・ 1

2 参考：宅地防災マニュアル ・・・・・ 3

3 第1堰堤　円形すべり面の安定計算書 ・・・・・ 12
　常時：関東ローム層の粘着力を対照とした場合

4 第1堰堤　円形すべり面の安定計算書 ・・・・・ 13
　地震時：関東ローム層の粘着力を対照とした場合

5 第1堰堤　円形すべり面の安定計算書 ・・・・・ 14
　常時：関東ローム層の内部摩擦角を対照とした場合

6 第1堰堤　円形すべり面の安定計算書 ・・・・・ 15
　地震時：関東ローム層の内部摩擦角を対照とした場合

1.はじめに

熱海市伊豆山地内において実施されている開発事業区域に隣接する区域の谷筋において、開発工事で発生する残土を安全に処分するために、谷筋にロックフィルダム形式の堰堤を築堤し盛土の押さえとする。

本設計では、この堰堤と盛土の安定性を検討し、その形状を設計する。

堰堤の設計においては、土砂が堤体高さ以上に堆積する場合、または将来堤体が埋没するような盛土工事がある場合にも安全な設計とする。

現在工事中の隣接区域の地質は、表層は薄い関東ロームであり、その下部は風化安山岩層であることがボーリング調査により確認されている。

工事現場では安山岩の岩塊が多数発生しているため、堤体にこの岩塊を流用し、ロックフィル形式により築造する。

2.堤体の位置

堤体の設置位置は、藍染川の原流域のさらに上流部で、谷状の地形である。

湧水は無い。

谷筋の地表勾配は 12° ～17° であり最急勾配は 32° であるが、谷筋上流部の山の斜面勾配は 40° を示す。堤体は地表勾配 12° ～17° の谷筋に直角方向に設置する。

3.堤体の構造

堤体の天端幅は 5mとし、斜面勾配は上流側 1:1.4、下流側 1:2.0、高さ 5m毎に 2.5mの小段を設け、堤体は発生材の安山岩により築造する。

ロックフィルダムは、築造した堤体の完成後の材料の締固め密度によって強度が大きく左右される。岩塊は締固めを考慮して最大径を 1.0m以下とし、大きな岩塊は堤体下部に利用する。なお地山と堤体の接地面はすべて高さ 50cm 以上を標準とした段切施工を等高線沿いに行い、腐植土などの表土層は風化安山岩層まで除外する。段切部は表面勾配を 5%以上とする。また谷筋の中心部に湧水処理のため暗渠配水管として網状管 φ200 を埋設する。

4.堤体の設計

堤体の設計は円形すべり面法による。設計に用いる土質は堤体・地山・堆積する流出土砂の3種とし、土質常数は次のとおりとする。

① 堤体材料

安山岩:剪断強度　ϕ＝38°

単位堆積重量: γ＝20kn/m3

粘着力:c＝0

参考:ロックフィルダム堤体の内部摩擦角

ⅰ.農林省構造改善局　土地改良事業計画設計基準(設計・ダム)技術書編

第6章調査　PI-287 表 6-8-4-3 によると、ϕ800mm径で十分転圧した堤体の内部摩擦角 ϕ＝38～39°　、　ϕ90～300mm径: ϕ＝40°　である。

ⅱ. 岐阜県徳山ダムにおいては ϕ＝39～41°

ⅲ.北海道電力京極水力発電所建設における堤体材料は、風化安山岩の場合

内部摩擦角 ϕ＝37　粘着力c＝⑩kn/㎡である。

ⅳ.転圧機械は日本道路公団では:振動ローラ 13tf～20tf

② 地山

風化安山岩:剪断強度　ϕ＝35°

単位堆積重量: γ＝20kn/m3

粘着力:c＝0

③ 流出堆積土砂

関東ローム:剪断強度　ϕ＝0°

単位堆積重量: γ＝16kn/m3

粘着力:c＝43.8kn／㎡

(道路土工指針では、剪断強度　ϕ＝25°　粘着力c＝0 としている)

地山及び流出土砂の土質常数については、隣接開発事業区域における土質調査データによる。

5.安全率

常時の安全率は 1.5 とする。

地震時は、設計震度を「宅地防災マニュアルの解説 1」IV3 耐震設計 により、大地震時における震度＝0.25、安全率＝1.0 とする。

6.安定計算

円形すべり面法の計算は、ロックフィル堤体の堤頂部を超えた高さまで、盛土が行われる場合を考慮して計算する。

盛土端部は法面処理とし、勾配は 1:2.0 より緩やかとし、堤体天端より 5.0m の高さまでを標準断面とする。この高さを超える盛土となる場合は、円形すべり面法による法面の安定計算をする。

受　理　書

熱建設第 208 号
平成１９年 4月 9日

神奈川県小田原市城山１－４－１

株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野二三男　様

受理者　熱海市長　齊　藤　栄

次の区域における土の採取等については、静岡県土採取等規制条例第３条第１項による届出書を次のとおり受理したので通知します。

記

１．　土の採取等を行う場所の区域

熱海市伊豆山字赤井谷１０７６－３の一部
区域面積　９，４４６㎡

２．受付年月日

平成１９年　３月　９日

３．附帯条件

当該届出に係る土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等により災害が発生するおそれがあるときは、建設課と協議をし、災害を防止するための必要な措置を取ること。
また、土砂の崩壊、流出により災害が発生した際は、早急に対策を講じるとともに、被災の補償を行なうこと。

A003

受　理　書

熱建設第 20f 号
平成１９年 4月 9日

神奈川県小田原市城山１－４－１

株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野二三男　様

受理者　熱海市長　齊　藤　栄

次の区域における土の採取等については、静岡県土採取等規制条例第３条第１項による届出書を次のとおり受理したので通知します。

記

届出書に期間について
"許可日から12ヶ月(予定)"
とあること。

1．土の採取等を行う場所の区域

熱海市伊豆山字赤井谷１０７６－３の一部
区域面積　９，４４６㎡

2．受付年月日

平成１９年　３月　９日

3．附帯条件

当該届出に係る土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等により災害が発生するおそれがあるときは、建設課と協議をし、災害を防止するための必要な措置を取ること。

また、土砂の崩壊、流出により災害が発生した際は、早急に対策を講じるとともに、被災の補償を行なうこと。

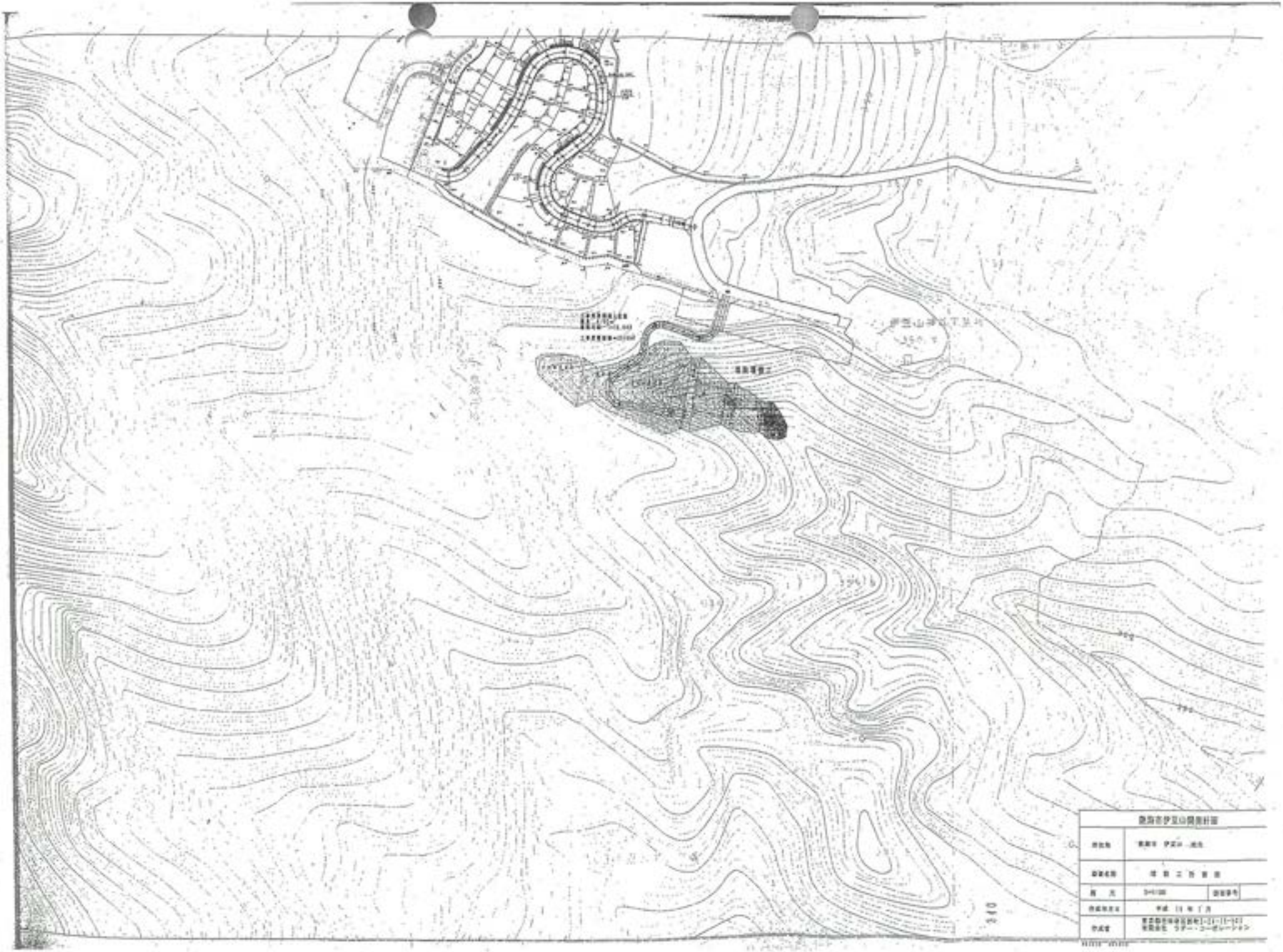

240

A004

課長	課長補佐	課長補佐	建築係長	指導係長	住宅課長	課員

風致地区内行為着手届

平成19年4月12日

熱海市長　齊藤　栄　　様

届出者
（許可を受けた者）

住所　神奈川県小田原市城山1丁目4番1号
株式会社新幹線ビルディング

氏名　代表取締役　天野二三男

TEL

（氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要であること。）

静岡県風致地区条例第2条第1項の規定により許可を受けた風致地区内行為に着手したいので、届け出ます。

許可年月日及び許可番号	平成19年 4月12日　熱建建 第 1891-33 号
行為地の所在	熱海市伊豆山字赤井谷1076-3の一部
許可を受けた行為の種類	土地の形質の変更　木竹の伐採
地目及び面積	地目　山林　面積　9,446 m²
設計者	住所 東京都世田谷区新町2-24-15-503 TEL 03-3428-3387 氏名 有限会社 ラダー・コーポレーション 清水秀幸
施工者	住所 山梨県甲州市勝沼町綿塚309 TEL 0553-44-2579 氏名 トランスファー株式会社 代表取締役 高橋賢
行為着手年月日	平成 19年 4月 12日
行為完了年月日	平成 20年 4月 12日

第　号
19.4.13
熱海市役所

1　添付書類・・・工程表

2　提出部数、提出先・・・1部、市建築住宅課

部長	課長	参事	係長	課員	担当者	公印承認	公印押印

起案 平成19年 4月11日
決裁 平成19年 4月12日
施行 平成19年 4月12日

別紙審査表のとおりであるので、
本書のとおり 許可 する。

(案)

熱建建 第 1891-33 号
平成19 年 4 月 12 日

神奈川県小田原市城山1−4−1
株式会社新幹線ビルディング
代表取締役 天野二三男 様

熱海市長 齊藤 栄 印

風致地区内行為について(許可)

このことについて、静岡県風致地区条例第2条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

記

1 行為地の所在	熱海市伊豆山字赤井谷1076-3の一部
2 風致地区の名称	第2号 伊豆山 風致地区 第 2 種
3 行為地面積	9,446.00平方メートル
4 行為の種類	土地の形質の変更 ・ 木竹の伐採
5 工期	から まで 又は 許可日より 12ヶ月 程度
6 許可条件	(1) 工事着手に当たり、着手届を提出すること。 (2) 植栽計画を遵守すること。 (3) 工事完了後は、速やかに完了届を提出し、完了検査を受けること。 (4) 設計を変更しようとするとき、又は許可事項と異なる施行の必要が生じたときには、あらかじめ熱海市長に協議すること。

標識の掲出

第２号　伊豆山　風致地区内許可行為標識

許可行為の種類	土地の形質の変更　木竹の伐採	
許・可・番・号	熱建建 第　1891-33　号	
許可年月日		
施行期間	から　まで	
行為主	住所 氏名	神奈川県小田原市城山1－4－1 株式会社新幹線ビルディング 代表取締役　天野二三男
工事現場管理者	氏名	

25 センチメートル

40 センチメートル

着手に当たっては見やすい場所に上記許可標識を掲出してください。

届出の留意事項

1 着手届

(1) 添付書類･･･工程表

(2) 提出部数、提出先･･･1部、熱海市建築住宅課

2 完了届

(1) 添付書類･･･完成後の配置図、植栽図

完了写真(植栽状況、道路・隣地後退距離を明確にしたもの)

(2) 提出部数、提出先･･･1部、熱海市建築住宅課

3 中止届

(1) 添付書類･･･案内図、現況図、現況回復計画書・計画図、現況又は現況回復写真

既許可書、既許可申請図書

(2) 提出部数、提出先･･･1部、熱海市建築住宅課

4 変更許可

(1) 添付書類･･･施行方法書、位置図、新旧対照図(変更のある箇所のみ)

(2) 提出部数、提出先･･･2部、熱海市建築住宅課

5 承継届

(1) 添付書類･･･案内図、許可書の写し

承継を証明する書類(土地登記簿謄本、売買契約書等)

(2) 提出部数、提出先･･･1部、熱海市建築住宅課

風致地区内行為許可申請書等審査表

1 行為の種類

土地の形質の変更 ／　　木竹の伐採 ／

2 敷地の面積

9,446.00 ／ ㎡

3 風致地区の種別

第 2 ，種

4 許可基準、指導基準との適合

区分		第1種	第2種	本件	判定	備考
許可基準	高さ	8m以下	15m以下	m	—	
	建ぺい率	20%以下	40%以下	%	—	
	道路後退距離	3m以上	2m以上	m	—	
	隣地後退距離	1.5m以上	1m以上	m	—	
	地盤面の高低差	6m以下	9m以下	m	—	
審査基準	建築物の幅 0.1ha以上	50m以内	80m以内	m	—	
	建築物間の距離 0.1ha以上	高い方の建築物の高さ以上	高い方の建築物の高さの3/4以上	m	—	
	基準距離	m	m			
	・最低地盤面からの高さ ・8m未満は8m以上					
	緑地率 0.1ha以上	50%以上	30%以上	30.47 %	O.K.	
	緑地帯の幅 0.5ha以上	以上	5m 以上	5 m	O.K.	
	土地の形質変更率 0.5ha以上(宅造)	60%以下	80%以下	69.53 %	O.K.	

風致地区内行為許可申請書等審査表

行為	図面等		行為	図面等		行為	図面等		備考
建築物等の新築等	案内図		宅地の造成等	案内図	有	木竹の伐採	案内図		
	配置図			現況図	有		現況図		
	植栽計画図			計画平面図	有		現況写真		
	公図写			公図写	有				
	平面図			縦横断面図	有				
	立面図			行為地面積算定図	有				
	断面図			現況写真	有				
	地盤算定図			土地使用者承諾書	一有				
	敷地面積算定図			緑地面積算定図					
	現況写真								
	土地所有者承諾書								
	緑地面積算定図								

6 是正措置、審査結果、審査経過等

		審査経過等	10/11 審査 ・設計者FAXにて訂正依頼（別紙1） 3/9 訂正来庁 ・設計者FAXにて訂正依頼（別紙2） 3/14 訂正来庁 ・緑地帯5mのとり方を再度確認 4/4 訂正来庁 4/10 設計者電話にて訂正依頼 ・土量（盛土）の算出根拠の訂正依頼 4/11 設計者訂正来庁
是正措置			
審査結果	1 支障なし		

7 他法令

土採取等規制条例

熱建建　第　1891-33　号
平成１９年　4月１２日

神奈川県小田原市城山1－4－1
株式会社新幹線ビルディング　　様
代表取締役　天野二三男

熱海市長　齊　藤　栄

風致地区内行為について(許可)

このことについて、静岡県風致地区条例第2条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

記

1　行為地の所在	熱海市伊豆山字赤井谷1076-3の一部
2　風致地区の名称	第２号　伊豆山　　風致地区　　第　2　種
3　行為地面積	9,446.00 平方メートル
4　行為の種類	土地の形質の変更　　木竹の伐採
5　工　　期	平成19年 4月12日　から　　平成20年 4月12日　まで
6　許可条件	(1)　工事着手に当たり、着手届を提出すること。 (2)　植栽計画を遵守すること。 (3)　工事完了後は、速やかに完了届を提出し、完了検査を受けること。 (4)　設計を変更しようとするとき、又は許可事項と異なる施行の必要が生じたときには、あらかじめ熱海市長に協議すること。

A005

片岡係長 様

熱海市 みどり農水課 高橋室長から TEL(有) 4/27

・熱海市 伊豆山字赤井谷で (株)新幹線ビルディングが造成している。(一部盛土)

・市の建設課に土採取条例に基づく届出が提出されている。

→ ・5条森林内

・9,800㎡ + 9,800㎡ (隣接した2ヶ所)

・伐採(有) → 伐採届は未提出

※ 市の建設課, みどり農水課 及び 農林事ム所の3者で、現場を確認し、取扱いを相談したい。

(5/1に、返事が分かしい。) ← 建設課が急いでいる様子。

現場に行く日程

確認事項 ・保安林は含まれていない。

・レッドデータブック掲載種確認

H19.2.1

静岡県 (受) みやぎしま

A006

電話（口頭）記録用紙

日時	平成19年5月2日(水)　15時頃		
表　題	熱海市伊豆山地内における宅地造成について		
訪問者	㈱新幹線ビルディング 後藤、下垣	応対者	菅野課長、片田
供覧	所長　部長　技監　治山課長　課員 〃　〃		
要　件	経　緯：4月27日、熱海市みどり農水課高橋室長から1haを超える開発が無許可で進められているとの連絡があり、事実関係を確認するため事業者から聞き取りした。内容は下記のとおり。 場　所：熱海市伊豆山字赤井谷 事業者：㈱新幹線ビルディング（神奈川県小田原市城山１－４－１） ・上記場所で35万坪（約120ha）の土地を昨年自社が購入し、うち8万坪（約26ha）について宅地造成の開発計画を進めている。今年の2月から県の土地利用（土地対策室）に相談中。また林地開発許可への準備として、自然保護室との協議のなかで環境影響調査を進めている。 ・今回市から指摘されたのは、上記予定地での一連の開発に先行し、ろ過機能を持ったロックフィルダムを2基設置することによる。これは隣接する既開発地からの濁水が、下流逢初川を汚染するのを防止するため。設置に当っては熱海市に土採取条例の届出を2回行った。1基当たりの転用面積は9,800㎡で、2基では1haを超えるが10m以上離して設置するため一体と考えていない。 ・さらにこの2基のダム上流に、宅地造成（1.0ha以下）を計画しており、熱海市へ協議している（土地利用？）。 ・昨日、熱海市にダム設置部分にかかる伐採届を提出した。		
対　応	・ダム2基を設置することで1haを超えれば、同一流域内での開発であるから一体であり林地開発許可が必要となる。 ・ダム1基分を取り止めれば1ha以下であるが、上流に宅地造成をするのであれば、その分も加わるから林地開発許可が必要となる。 （2基目のダムの届出を保留することを検討している様子だった）		

SB 株式会社 新幹線ビルディング

取締役
工務部部長 後 藤 和 夫

〒250-0045 神奈川県小田原市城山1-4-1 新幹線ビル
TEL 0465-32-1158 FAX 0465-32-1159
携帯 090-8645-1703

SB 株式会社 新幹線ビルディング

不動産部部長 下 垣 義 博

〒250-0045 神奈川県小田原市城山1-4-1 新幹線ビル3F
TEL 0465-32-1158 FAX 0465-32-1159


熱海市
熱海新道



A007

SB 株式会社 新幹線ビルディング

取締役 工務部部長 後藤和夫

伐採及び伐採後の造林届出書

平成 19 年 5 月 2 日

〒250-0045 神奈川県小田原市城山1-4-1 新幹線ビル3F
TEL0465-32-1158 FAX0465-32-1159

届出人

住所 神奈川県小田原市城山1-4-1
氏名 株式会社新幹線ビルディング
代表取締役 天野二三男 印

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第１０条の８第１項の規定により届け出ます。

森林の所在場所				伐採面積(ha)	伐採の方法			伐採樹種	伐採齢	伐採の期間	伐採後の造林の方法	伐採後の造林の期間	伐採後の造林樹種	伐採後の造林の方法及び樹種別の造林面積(ha)	伐採後に植栽する樹種別の植栽本数(本)	伐採跡地の用途	備考
市町村	大字	字	地番		主間伐別	伐採種別	伐採率(%)										
熱海市	伊豆山	赤井谷	1076-2	0.47	主伐	皆伐	62.77	ヒノキ	45-55	H19.4.9 -H20.4.9	植栽	H20.3.1 ~H20.4.4	スギ ヒノキ	0.3	750	砂防堰堤	
計																	

注意事項

1 伐採する森林の存する市町村ごとに提出すること。
2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
3 面積は、小数第２位まで記載し、第３位以下を四捨五入すること。
4 伐採種別欄には、主伐をしようとする場合に、皆伐、択伐の別を記載すること。
5 伐採率欄は、立木材積による伐採率を記載すること。
6 伐採樹種欄には、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）からまつ、えぞまつ、とどまつ及びその他の針葉樹並びにぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
7 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合には二段に分けて記載し、下段には伐採する立木のうち最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「○～○」のように記載し、上段には最も多い立木の年齢を記載すること。
8 伐採後の造林の方法欄には、植栽、人工播種、ぼう芽更新及び天然下種更新の別に区分して記載することとし、複数の方法を用いる場合には複数の行に分けて当該樹種を記載すること。ただし、天然更新補助作業を行う場合は、（補助）と記載した上で、行う作業の種類を記載すること。
9 伐採後の造林樹種欄には、造林の方法別に記載するとともに、複数の樹種を植栽する場合には植栽する樹種ごとに複数の行に分けて当該樹種を記載すること。
10 伐採跡地の用途欄には、伐採後において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ、その供されることとなる用途を記載すること。
11 伐採の期間が１年を超えるときは、伐採に関する年次別計画を添付すること。

A008

復 命 書

供覧	所長	次長	部長	技監	治山課長	係長	課員
	〃	〃	〃				

日時	平成19年5月22日（火）
出張先	熱海市伊豆山赤井谷
用件	㈱新幹線ビルディングによる開発地の現地調査について
内容及び結果	1　事業者　㈱新幹線ビルディング 2　開発目的　残土処理 3　場　所　熱海市伊豆山字赤井谷1076-3（公図から推定） 4　出席者　熱海市みどり農水課　高橋農林水産振興室長、村田副室長 〃　建設課　長津道路海岸整備室長(tel　0557-86-6402) 〃　水道温泉課　佐藤課長補佐　(tel　0557-86-6501) ㈱新幹線ビルディング　沼尾氏 5　結　果 ・上記箇所で宅地造成による残土の埋め立てが行われており、大面積であるため、熱海市みどり農水課から事務所に現地調査の要請があった。 ・確認の結果、概略の形質変更面積は~~2~~1.5～3ｈａと思われる。左岸側道路から土砂を谷に盛りこぼしており、沢の本流流末に転石積の土留めを施工途中で、またその20mほど上流に丸太を組んで転石を充填したろ過のための埋設土留めも設置（これは4月中旬に下流に土が流出し苦情があったため）。 ・上記転石積み土留め以外に土砂の押さえはない。左岸側堆積土砂が今後の降雨で流下することも考えられる。 ・伐採届は未提出。土採取条例に基づく届出は3月9日に9,446㎡の計画で提出済み。市土地利用にはかからない案件。 ・現在は、土の搬入はしていない。土の採取は200mほど上流で行っている自社の宅地造成地から搬入している。 6　対応及び今後の処理方針 別紙のとおり

上記のとおり復命します。

平成19年5月22日

東部農林事務所長様

職氏名　治山課　林地保全係長　片田　哲利

副主任　中村　泰成

6　対応及び今後の処理方針

現地での対応

・ 5月22日、現場において㈱新幹線ビルディング　沼尾氏に以下を指導。
① 土の搬入はしないこと（当面搬入の予定はないとのこと）。
② 区域面積を確認したいため、求積図を提出されたい。
③ 面積が1haを超えなければ、伐採届を熱海市に提出する。1haを超えれば復旧計画を立てること。

処理方針

・ おって、文書により指導を行う。
・ 指導内容としては、区域外への土砂流出の防止対策、緑化計画、区域面積の確定。

※　5月22日16：00　熱海市高橋室長から連絡。
同日、㈱新幹線ビルディング後藤氏が市役所に来所。
・伐採届けの提出があったので預かる。
・現地で指導した求積については、すでに求積図を提出済みなので新たに提出するものはない。

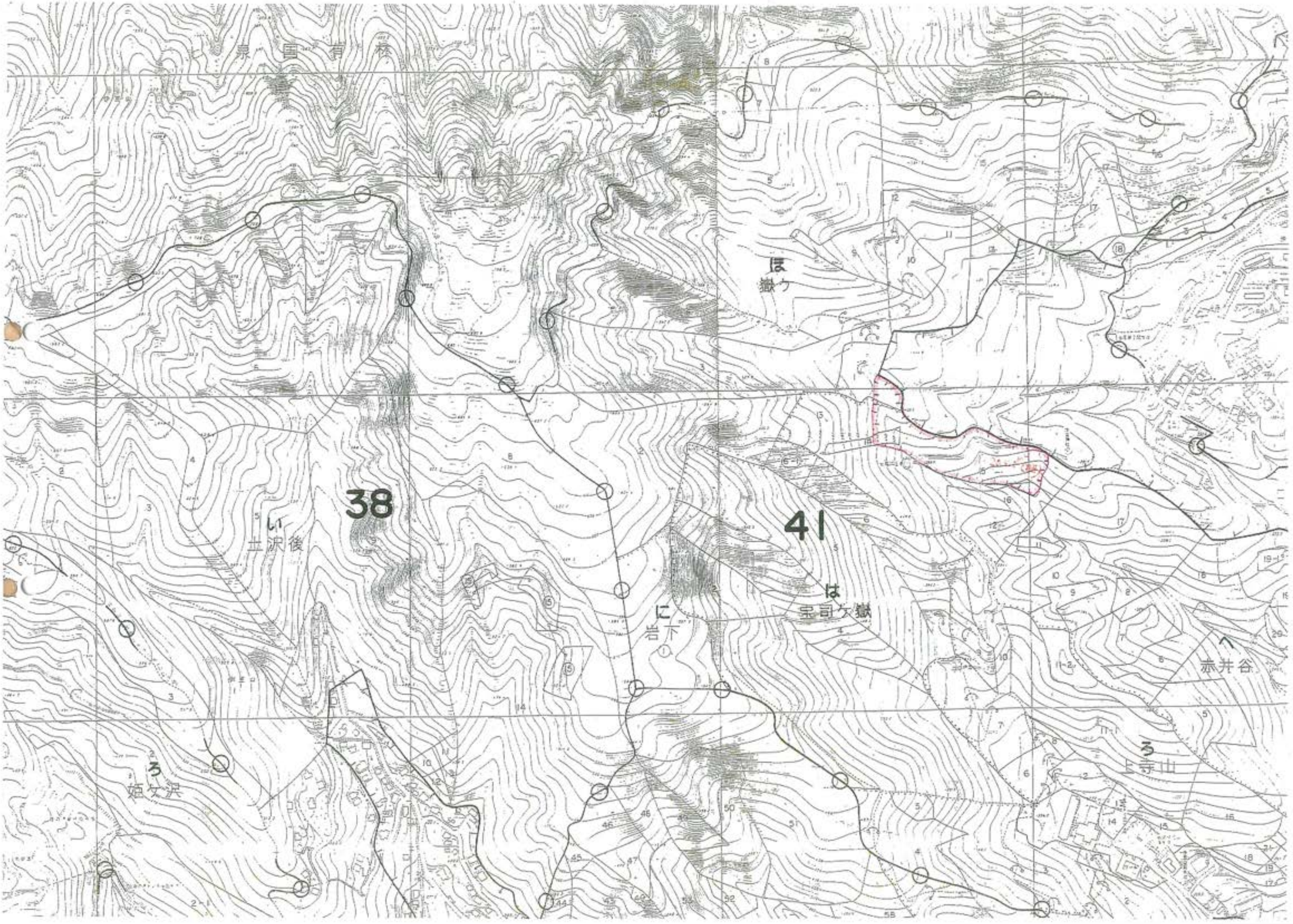

38
41
ほ
獄ウ
い
土沢後
に
岩下
は
宝司ケ獄
へ
赤井谷
ろ
上寺山
ろ
姫女沢

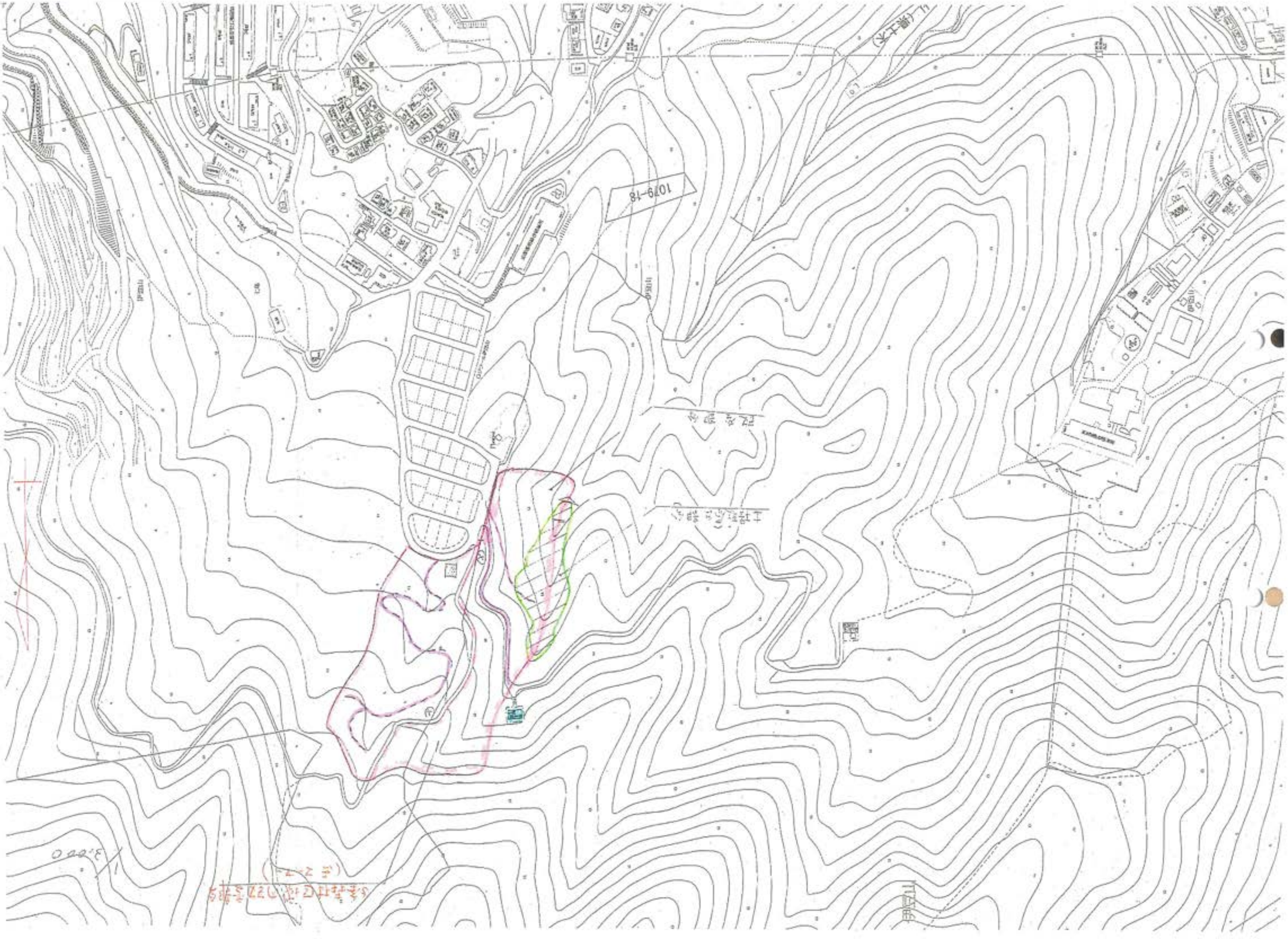






第2号 伊豆山 風致地区内許可行為標識
許可行為の種類 土地形質の変更 木竹の伐採
許可番号 熱建建 第 1881-33号
許可年月日 平成19年4月12日
施行期間 平成19年4月12日から平成20年4月12日まで
行為主 住所 神奈川県小田原市城山1-4-1
氏名 株式会社 新幹線ビルディング
代表取締役 天野 二三男
工事施行管理者 トランスファー株式会社 (代) 高橋 亘
第2号 伊豆山 風致地区内許可行為標識
許可行為の種類 土地形質の変更 木竹の伐採
許可番号 熱建建 第 1881-67号
許可年月日 平成19年4月12日
施行期間 平成19年4月12日から平成20年4月12日まで
行為主 住所 神奈川県小田原市城山1-4-1
氏名 株式会社 新幹線ビルディング
代表取締役 天野 二三男
工事施行管理者 トランスファー株式会社 (代) 高橋 亘































A009

ＦＡＸ送信票

送　信　先	東部農林事務所　治山課　　片田様
送　信　者	〒４１３－８５５０ 熱海市　中央町　１－１ 熱海市役所　建設部　建設課　道路海岸整備室　　長津 ＴＥＬ：０５５７－８６－６４０２ ＦＡＸ：０５５７－８６－６４１６
送　信　日	平成１９年　５月２３日（水）
送信枚数	１４枚（本票を除く）

お世話になっております。

伊豆山地区の「土の採取等計画届出書」と申請者の「履歴事項全部証明書」を別添の通り送付いたします。

よろしくお願いします。

履歴事項全部証明書

神奈川県小田原市城山一丁目４番１号
株式会社新幹線ビルディング
会社法人等番号　０２０３－０１－００２０８３

商　号	株式会社新幹線ビルディング	
本　店	神奈川県小田原市本町二丁目２番４号ＩＢＯビル１階	
	神奈川県小田原市城山一丁目４番１号	平成１５年　８月３１日移転
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成１１年６月２３日	
目　的	１、不動産の売買、賃貸、仲介、および管理 ２、飲食店経営 ３、雑貨品の輸入および販売 ４、上記各号に付帯する一切の業務	
発行可能株式総数	８００株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 ２００株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成１７年法律第８７号第１３６条の規定により平成１８年　５月　２日登記
資本金の額	金１０００万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役　　勝俣貞之	
		平成１７年　４月　９日辞任
		平成１７年　４月１１日登記

整理番号　ヂ０９５９７４　　＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　

神奈川県小田原市城山一丁目４番１号
株式会社新幹線ビルディング
会社法人等番号　０２０３－０１－００２０８３

	取締役　飯高美奈子	
		平成１７年　８月　８日辞任
		平成１７年　８月１０日登記
	取締役　髙野庵之	
		平成１７年　３月１７日辞任
		平成１７年　３月１８日登記
	取締役　古谷元雄	平成１７年　３月１７日就任
		平成１７年　３月１８日登記
		平成１７年　４月　９日辞任
		平成１７年　４月１１日登記
	取締役　鈴木嵩二	平成１７年　４月　９日就任
		平成１７年　４月１１日登記
	取締役　向川亮	平成１７年　４月　９日就任
		平成１７年　４月１１日登記
	取締役　萩原勉	平成１７年　４月　９日就任
		平成１７年　４月１１日登記
	取締役　天野二三男	平成１７年　８月　８日就任
		平成１７年　８月１０日登記
	神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目１７番地１０ 代表取締役　飯高美奈子	平成１５年１１月２２日就任
		平成１７年　８月　８日退任
		平成１７年　８月１０日登記
	神奈川県小田原市鴨宮６６６番地の１ 代表取締役　天野二三男	平成１７年　８月　８日就任
		平成１７年　８月１０日登記

神奈川県小田原市城山一丁目４番１号
株式会社新幹線ビルディング
会社法人等番号　０２０３－０１－００２０８３

	監査役　　揃　摩　信　之	平成１５年１１月２２日就任
		平成１７年　３月１７日辞任
		平成１７年　３月１８日登記
	監査役　　小　澤　博	平成１７年　３月１７日就任
		平成１７年　３月１８日登記
		平成１７年　４月　９日辞任
		平成１７年　４月１１日登記
	監査役　　山　下　洋　子	平成１７年　４月　９日就任
		平成１７年　４月１１日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成１７年法律第８７号第１３６条の規定により平成１８年　５月　２日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成１７年法律第８７号第１３６条の規定により平成１８年　５月　２日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第１５号附則第３項の規定により	平成１７年　１月１７日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成１９年　４月１９日
横浜地方法務局小田原支局
登記官　　三　橋　正　明

横浜地方法務局小田原支局登記官

様式第１号（第２条関係）

土 の 採 取 等 計 画 届 出 書

熱海市長　斉藤　栄　様

平成１９年　３月　９日

住　所　（神奈川県小田原市城山１－４－１）

届出者

氏　名　（株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男）

（電話番号 0465－32－1158）

（氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。）

静岡県土採取等規制条例　第３条第１項 ~~第３条第３項~~　規定により、次のとおり届け出ます。

1 土の採取等の目的

隣接地の土砂を盛土するため。

2 土の採取等を行う場所の区域

所在地		土地の現況	登記簿上の地目	面積（平方メートル）	土の採取等を行う権利の種類	土地所有者の住所及び氏名	法令等による区域指定等の現況
市町村大字字小字	地番						
熱海市伊豆山赤井谷	1076－3	山林	山林	9446		株式会社新幹線ビルディング	
計		1	筆		9446	平方メートル	

第　号
19. 3. -9
熱海市役所
建設課

3 土の採取等に関る土の数量

（1）切土、床堀りその他の土地の掘削を行う場合

土の数量	2253 立法メートル

（注）土の採取等を行う場所の区域外へ土を搬出する場合のみ記入してください。

（2）埋土又は盛土を行う場所

土の数量	36276 ~~13042~~ 立法メートル

（注）土の採取等を行う場所の区域外へ土を搬出する場合のみ記入してください。

（3）土の採取等を行う場所の区域内で（1）及び（2）を同時に行う場合

（ア） 切土、床掘りその他の土地の掘削に係る土の数量	2253 立方メートル
（イ） 土の採取等を行う場所の区域外からの搬入する土の数量	36276 ~~13042~~ 立方メートル
（ウ） 埋土又は盛土に係る土の数量	36276 ~~13042~~ 立方メートル
（エ） 土の採取等を行う場所の区域外への搬出する土の数量	立方メートル
土の数量の合計（（ア）及び（イ）の合計）	38529 ~~15295~~ 立方メートル

4 土の採取等を行う期間

（1）採取等の時期　許可日～　12ヶ月（予定）

（2）作業時間　7　時から　19　時まで

（3）工程

種別＼年月日									

（注）切土、盛土、埋戻し、沈砂池等の種別ごとに記入してください。

5 土の採取等の方法及び土の採取等のための設備その他の施設に関する事項

（1）土の採取等の方法

ア 切土、床掘りその他の土地の掘削を行う場合

区分	概要
高さ又は深さ	最大 2 メートル
方法	ア 階段採取法 ㋑ 平面採取法

のり面の小段の高さ	最大	2	メートル
のり面の小段の幅	最小		メートル
隣接地からの距離	最小		メートル
土質	関東ローム		

イ　埋土又は盛土を行う場合

区分	概要		
高さ又は深さ	最大	15	メートル
方法	ロックフィル		
のり面の小段の高さ	最大	10	メートル
のり面の小段の幅	最小	5	メートル
隣接地からの距離	最小		メートル
土質			

（2）土の採取等のための設備

機械の名称	形式	能力（立方メートル／時間）	台数
ブルドーザ	16 t		2
バックホウ	0.6 m³		2
振動ローラ	14 t		1

（3）その他の施設

6　土の採取等に伴う災害防止のための方法及び施設に関する事項

区分	
土採取等標識の掲示場所	
立入りを禁止する場合の方法及び施設	
土砂等の飛散を防止するための方法及び施設	
土砂等の崩壊を防止するための方法及び施設	
土砂等の流出を防止するための方法及び施設	
雨水等の処理をするための方法及び施設	

その他の災害を防止するための方法及び施設	

7 土の採取等に係る土の運搬の方法及び土の搬入先又はその他土の運搬に関する事項

（1） 土の運搬方法

区分	概要
交通監視人	
1日の搬入台数及び量	トン車　台　最大延べ　台　立方メートル
1日の搬出台数及び量	トン車　台　最大延べ　台　立方メートル
運搬主体	

（2） 土の搬出先又は搬入先

（3） その他の土の運搬に関する事項

区分	概要
経路	（別添図第　号図参照）
種類	ア 市町村道　イ 市道　ウ 仮設道路 エ 河川区域　オ その他
種別	ア 契約（同意）有　イ その他
重量制限	ア 有（　トン）　イ なし
舗装	ア 有（延長　メートル）　イ なし（ただし　）
学童の通行状況	ア 多い　イ 少ない　ウ なし

（注）該当する事項には、記号に○印を付けてください。

8 土の採取等に係る跡地の整備に関する事項

（1）跡地に係る土砂等の崩壊の防止方法

ア 跡地ののり面の状況

（ア）切土、床掘りその他の土地の掘削を行う場合

高さ又は深さ	最大　メートル	のり面のこう配	最大　度
のり面の小段の高さ	最大　メートル	のり面の小段の幅	最小　メートル

（イ）埋土又は盛土を行う場合

高さ又は深さ	最大　メートル	のり面のこう配	最大　度

のり面の小段の高さ	最大　　メートル	のり面の小段の幅	最小　　メートル

（ウ）のり面等の保護の方法

方法	概要
植栽	
種子吹き付け	
擁壁その他	

（注）概要欄には、樹種、本数、面積等を具体的に記入してください

（２）跡地の利用方法

９ 現場責任者の氏名及び住所

氏　名　トランスファー株式会社

住　所　代表取締役　髙橋　寛　　（電話番号 0553－44－2579）

１０ 土の採取等を緊急に必要とした非常災害の状況の概要（条例第３条第３項の規定による届出の場合に限る。）



熱海市伊豆山開発計画		
所在地	熱海市 伊豆山 地区	
開発名称	屋 敷 工 所 開 発	
縮 尺	[illegible]	図面番号
作成年月日	平成 15 年 1 月	
作成者	[illegible]	


第1堤堤面積＝9444㎡
5.00m
5.00m

注：面積測定はCADデータによる。

1. 堤体盛土量

堤敷堤避底面積＝2253㎡

切土量
V=2253×1＝2253m³



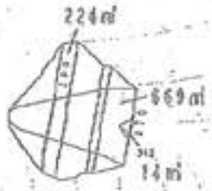

V1＝(224+669)／2＊(380-370)＝4465m³

V2＝(669+14)／2＊(370-362)＝2732m³

2. 堤立て盛土量

法尊高線による面積

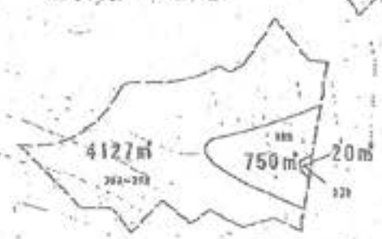

V1＝(4127+750)／2＊((392+385)/2-380)＝2012.7m³

V2＝(750+20)／2＊(380-370)＝385m³

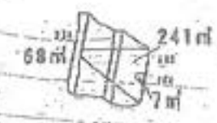

V3＝(68+241)／2＊(370-360)＝1545m³

V4＝(241+7)／2＊(360-356)＝496m³

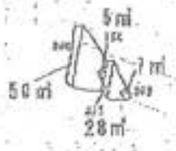

V5＝(50+5)／2＊(360-355)＝137m³

V6＝(28+7)／2＊(355-352)＝52m³



V3＝(505+395)／2＊(385-380)/2＝1125m³



V4＝(395+285)／2＊(380-370)＝3400m³

堤体盛土量
Σv=4465+2732+1545+496+137+52=9427m³

堤立て盛土量
Σv=2012.7+385.0+1125+3400=29102m³

盛土量合計　V＝9427+29102＝38529m³

熱海市伊豆山団発対策	
現位置	静岡県 伊豆山 逆川緑 地先
図面名称	第１号堤盛土及び排水路
縮 尺	S=1/100
作成年月日	令和 3年 1月
作成者	建設技術研究所東京本社 TEL03-3-15-533 静岡事務所 ラダー・コーポレーション 静岡支店

12/ 15
0557866416
07-05-23;17:11 ;熱海市役所 まちづくり

07-05-23;17:11 ;熱海市役所 まちづく :0557866416 # 13/ 15

第1堰堤盛土断面図 S=1:300

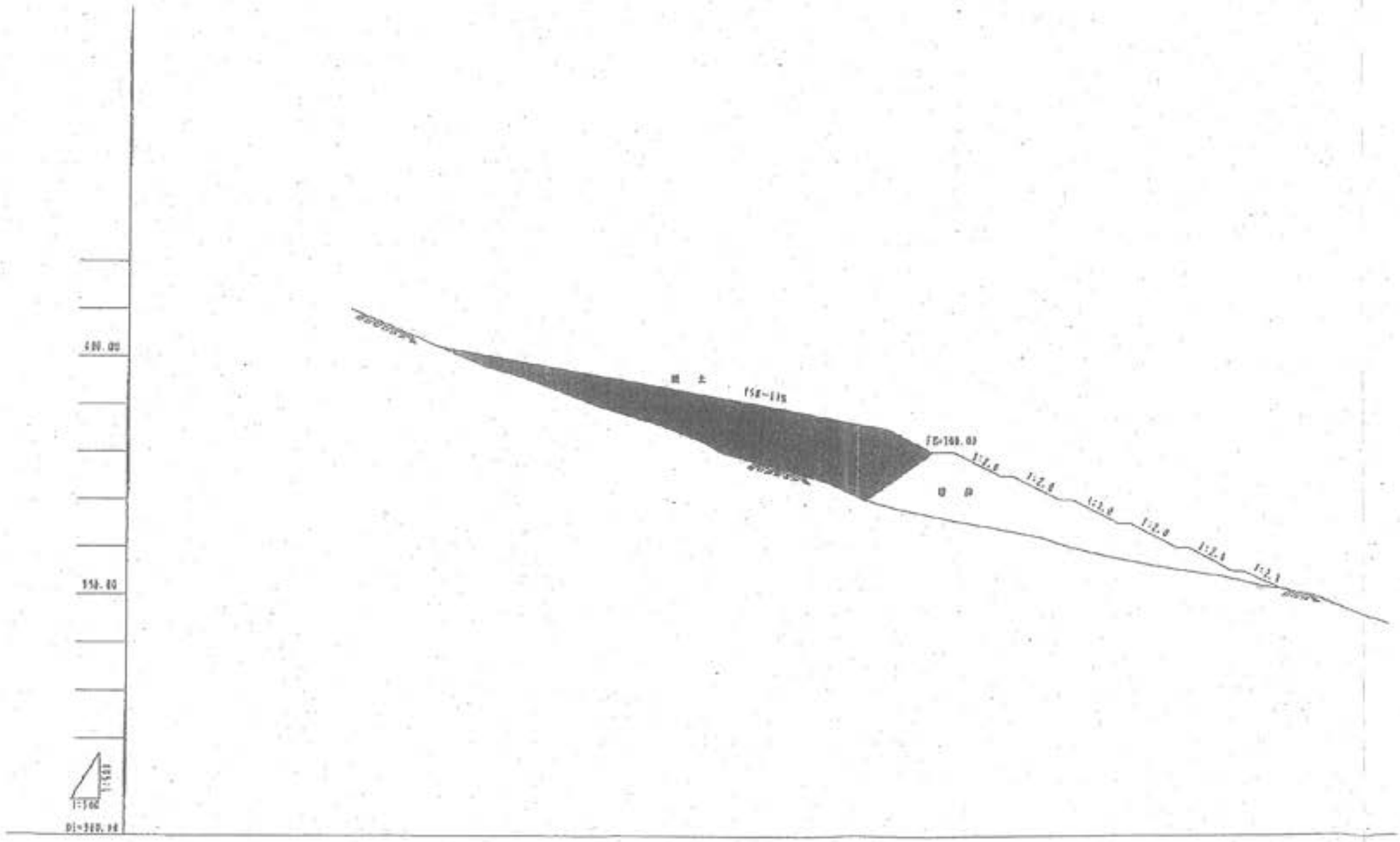

熱海市伊豆山区発計画			
所在地	熱海市 伊豆山 森月谷 地点		
施設名称	法 4 堤 堤 盛 土 断 面 図		
縮 尺	S=1:300	図面番号	
登録年月日	平成 19 年 3 月		
作成者	東京都新宿区西新宿2-14-15-103 有限会社 ラター・ユーザレーション 東京支店		

07-05-28;17:11 ;都市開発 まちづくり ;0557866416 # 14/ 15

造成断面図 SH 1/50

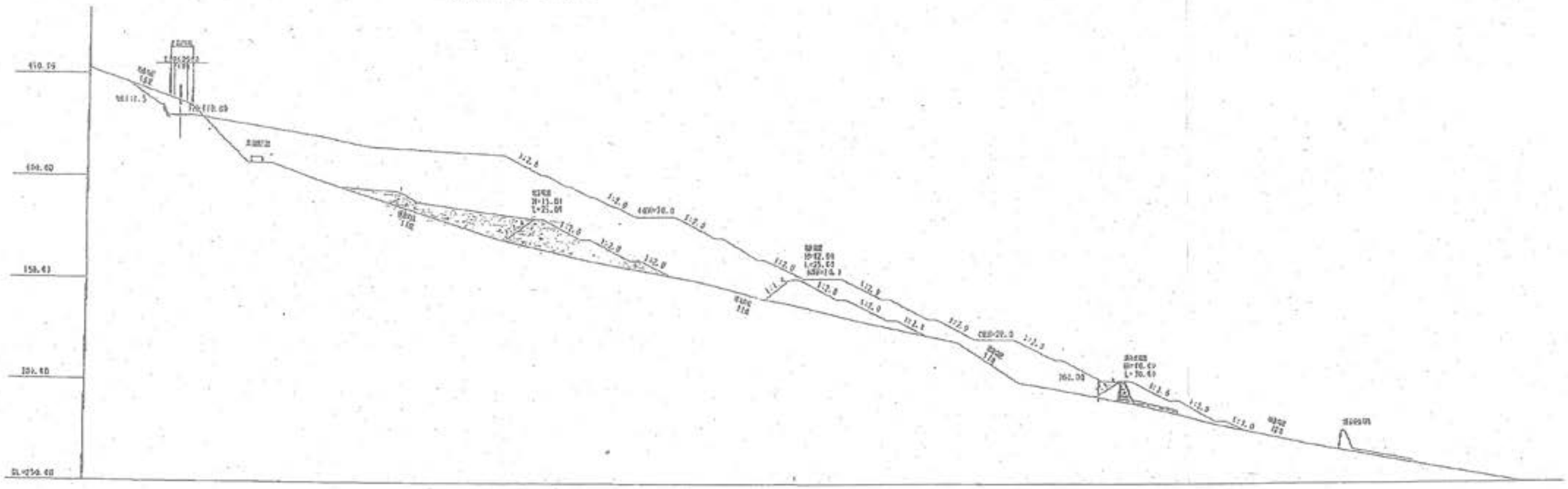

07-05-23;17:11 ;熱海市役所 まちづく ;0557866416 # 15/ 15

埋設工標準断面図 S=1:200

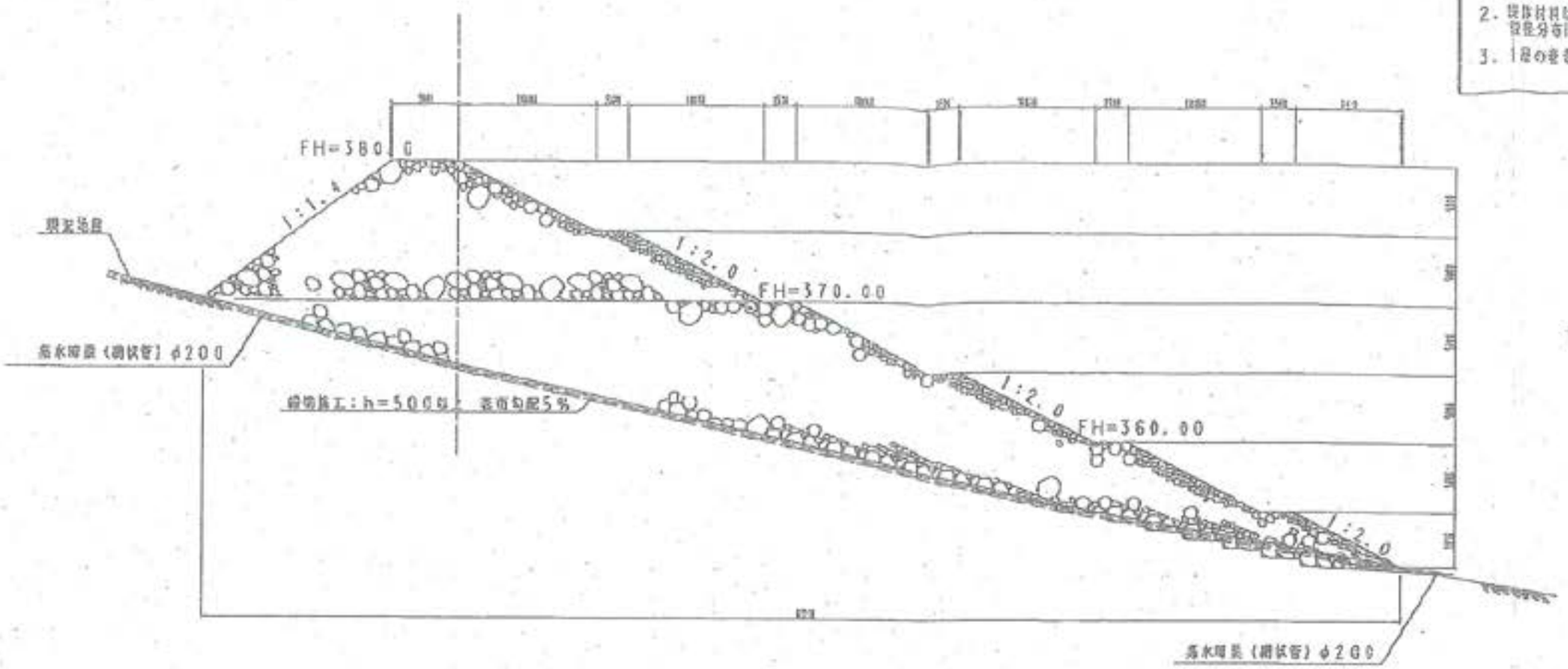

注 意

1. 基体座面となる地山部分は表層をすべて除去し段切施工をすること。
2. 現体材料は発生料の転石を流用し最大径を1mは下として、設定分布に留意し間隙を充填し、充分転圧すること。
3. 1層の巻きだし厚さは50cmを標準とする。

埋設工正面図 S=1:200

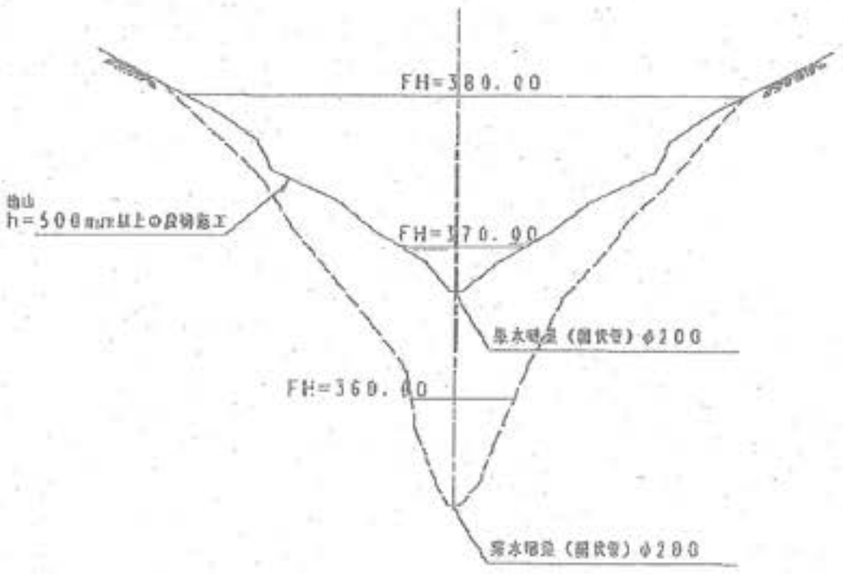

集水暗渠敷設詳細図 S=1:20

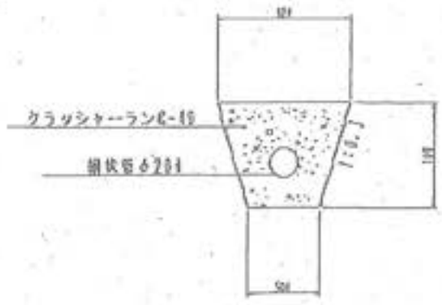

熱海市伊豆山開発計画	
設計名称	熱海市 伊豆山 [illegible] 地区
図面名称	第1埋設工標準断面
縮 尺	S=1:200
図面番号	
作成年月日	平成 15 年 3 月
作成者	東京都港区[illegible]2-10-15-101 有限会社 ラザー・コーポレーション 東京[illegible]

A010

熱海市1丁目山
(株)新幹線ビルディングに係る無届伐採
の基礎資料をまとめたので供覧する。

伐採	治山課長	課　僚	担当者	19年1月15日	供覧

	項目	内容	備考
1	森林の所在と所有者	(所在)　(所有者) 熱海市伊豆山字赤井谷 1076-3　㈱新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ 〃　1076-8　〃	・「H19.3.9 付け土の採取計画届出書」 ・登記事項調査
2	伐採の行為者	神奈川県小田原市城山１丁目４番１号 株式会社　新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ	・「H19.3.9 付け土の採取計画届出書」
3	伐採面積	１．５～３．０ha	目視
4	３のうち土地の形質変更に係る面積	１．５～３．０ha	目視
5	伐採樹種、林令、材積	ザツ 41～43 年 (41 林班へ 13, 15 付近)	森林簿
6	伐採等行為の期間	平成１９年３月頃から。	・熱海市建設課聞き取り (H19.5.22)
7	伐採跡地の用途	残土処理	・「H19.3.9 付け土の採取計画届出書」
8	７の計画面積	9, 446 ㎡	・「H19.3.9 付け土の採取計画届出書」

作成日：平成19年5月25日
作成者：

森林簿

熱海市　　静岡県

| 森林の所在 | | | | | | | 所有者種 | | | | | | |

上泉国有林

38

41

い 土沢後

ろ 姫ケ沢

に 岩下

ほ 嶽ケ

は 宝司ケ嶽

へ 赤井谷

ろ 上寺山

景面有林

ほ
嶽ケ

38

い
土沢後

ろ
姫ケ沢

41

に
岩下

は
宝司ケ嶽

へ
赤井谷

ろ
上寺山

泉国有林

ほ 獄ケ

38

い 土沢後

ろ 姫ケ沢

に 岩木

41

は 宝司ケ嶽

へ 赤井谷

ろ 上寺山

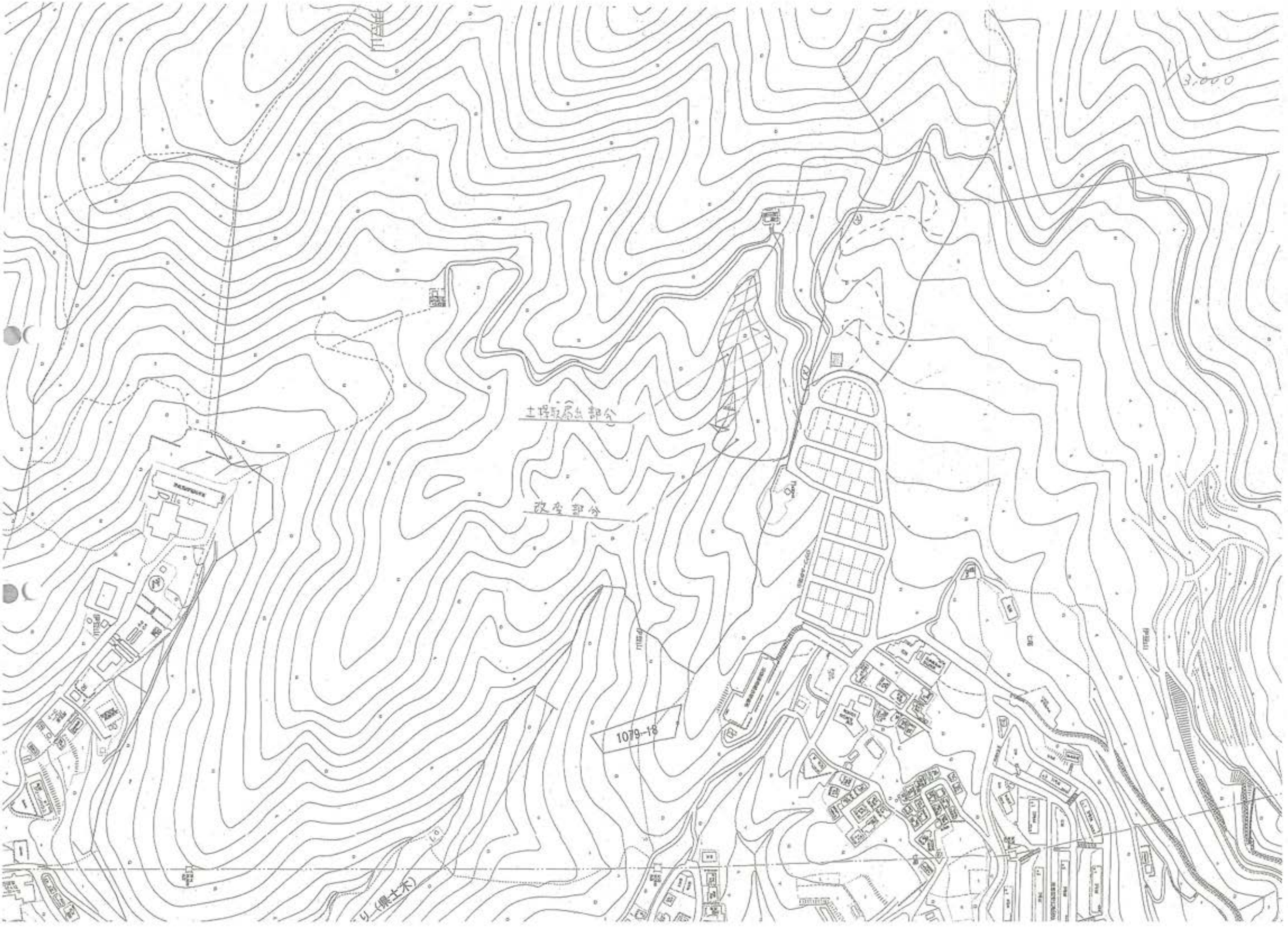
1/3,000
土地取扱い部分
改変部分
1079-18

(大字)	字	地番	地目	地積(㎡)	所有者
伊豆山	赤井谷	1076-2	山林	21,299	㈱新幹線ビルディング
伊豆山	赤井谷	1076-3	山林	52,222	㈱新幹線ビルディング
伊豆山	赤井谷	1076-4	山林	21,299	㈱新幹線ビルディング
伊豆山	赤井谷	1076-8	山林	5,460	㈱新幹線ビルディング
伊豆山	水立	1083-2	山林	1,746	㈱新幹線ビルディング
		1083-3		閉鎖	1083-2に合(H18.11.22)
		1083-4		閉鎖	1083-2に合(H18.11.22)

3-59

字水立

1076-8 ㊃ 5,460 m²
(株)新幹線ビルディング
1076-3 ひ1/2 (H19.3.5)

1076-4

1076-3
㊃ 52,222 m² (株)新幹線ビルディング

1076-2



（公図写）1/2500
字嶽ヶ
字赤井谷
字水立
字宝司ヶ嶽
1083-2
1,746m²
1076-3
52,222m²
(株)新幹線ビルディング
1076-8
5,460m²
(株)新幹線ビルディング
1076-4
21,299m²
(株)新幹線ビルディング
1076-2
21,299m²
(株)新幹線ビルディング
1075-3
1075-1
1075-2
1172-57
1172-84
1172-85
1172-58
1172-55
1172-14
1172-30
1172-2
1172-17
1172-25
1172-21
1172-19
1172-44
1083-6
1083-1
1083-7
1081
1082
1079-23
本宮

公用　静岡県熱海市伊豆山字赤井谷１０７６－２　　全部事項証明書　（土地）

【表題部】（土地の表示）			調製　平成９年７月９日	地図番号	余白
【不動産番号】	０８１－６０００００９２６８９				
【所在】	熱海市伊豆山字赤井谷		余白		
【①地番】	【②地目】	【③地積】　㎡	【原因及びその日付】	【登記の日付】	
１０７６番２	山林	２１２９９	余白	余白	
余白	余白	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成９年７月９日	

【権利部（甲区）】（所有権に関する事項）				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
１	古川勝巳持分全部移転	昭和６２年３月１２日 第２２６９号	昭和６１年７月１２日相続	共有者　名古屋市千種区向陽町三丁目３９番地 持分２万分の８０００ 古川爲之 順位１４番の登記を移記
２	古川爲三郎持分全部移転	平成６年３月２３日 第２２０８号	平成５年５月１９日相続	共有者 名古屋市中区栄一丁目１５番２５号 持分１８０分の１８ 古川定子 東京都渋谷区猿楽町１０番８－２０４号 １８０分の６ 津村隆子 名古屋市千種区向陽町三丁目３９番地

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号　Ｄ２８０６４　（　３／６　）　１／９

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【権利者その他の事項】
				１８０分の１２ 古川爲之 東京都世田谷区玉川田園調布一丁目１７番１０号 １８０分の６ 古川博三 名古屋市千種区東山元町三丁目２２番地 １８０分の１５ 古川博三郎 愛知県豊明市沓掛町石根３４番地の２ １８０分の１５ 古川善次郎 名古屋市千種区月ヶ丘三丁目５番６３号 １８０分の９ 本間壽子 名古屋市天白区植田山五丁目１２１番地 １８０分の９ 寺澤元子 名古屋市千種区唐山町二丁目４３番地 １８０分の９ 林芳子 名古屋市千種区徳川山町一丁目２番３９号 １８０分の９ 渡部知子 順位１５番の登記を移記
付記１号	２番登記名義人表示変更	平成１５年３月２７日 第２７１５号	平成１１年３月３０日住所移転	共有者古川善次郎の住所　名古屋市千種区見附町三丁目１番地
付記２号	２番登記名義人表示変更	平成１６年２月５日 第７０９号	平成１０年９月５日住所移転	共有者津村隆子の住所　東京都世田谷区野沢三丁目９番２号

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

公用　静岡県熱海市伊豆山字赤井谷１０７６－２　　全部事項証明書　（土地）

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【権利者その他の事項】
付記３号	２番登記名義人表示変更	平成１６年２月５日 第７１０号	平成１２年８月２３日住所移転	共有者本間壽子の住所　名古屋市昭和区石仏町二丁目１番地の４０
付記４号	２番登記名義人住所変更	平成１８年９月２１日 第１４８１６号	平成１６年５月１０日住所移転	共有者本間壽子の住所　名古屋市千種区菊坂町一丁目２番地
	余白	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成９年７月９日
3	古川定子持分全部移転	平成１５年１２月８日 第９１８２号	平成１４年１２月２９日相続	共有者 名古屋市千種区向陽町三丁目３９番地 持分９００分の３６ 古　川　爲　之 名古屋市千種区東山元町三丁目２２番地 ９００分の１８ 古　川　博　三　郎 名古屋市千種区見附町三丁目１番地 ９００分の１８ 古　川　善　次　郎 名古屋市千種区徳川山町一丁目２番３９号 ９００分の１８ 渡　部　知　子
4	古川爲之持分全部移転	平成１８年１月１２日 第１０３号	平成１８年１月１１日売買	共有者　名古屋市千種区向陽町三丁目３９番地 持分９００分の４５６ 有　限　会　社　向　陽
5	古川博三郎持分全部移転	平成１８年９月２１日 第１４８１７号	平成１８年９月５日売買	共有者　名古屋市中区大須二丁目１６番２６号 持分９００分の９３ 株式会社Ｂｅｌｌｅ・Ｃｈａｐｅａｕ　Ａｓｓｅ

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号　Ｄ２８０６４　（　３／６　）　　３／９

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【　権　利　者　そ　の　他　の　事　項　】
				t
6	古川善次郎持分全部移転	平成１８年９月２１日 第１４８１８号	平成１８年９月５日売買	共有者　名古屋市中区大須二丁目１６番２６号 持分９００分の９３ 株式会社Ｂｅｌｌｅ・Ｃｈａｐｅａｕ　Ａｓｓｅｔ
7	共有者全員持分全部移転	平成１８年９月２１日 第１４８１９号	平成１８年９月２１日売買	所有者　神奈川県小田原市城山一丁目４番１号 株式会社新幹線ビルディング

【　権　利　部　（　乙　区　）　】　（所有権以外の権利に関する事項）

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【　権　利　者　そ　の　他　の　事　項　】
1(あ)	抵当権設定	平成１６年２月１２日 第８４０号	平成５年５月１９日相続による相続税および利子税の平成１６年２月５日設定	債権額　金１億２，０２５万６，４５２円 内訳　相続税額金１億４８６万８，７５２円および利子税の額金１，５３８万７，７００円 延滞税の額　国税通則法所定の額 債務者　名古屋市千種区向陽町三丁目３９番地 古　川　為　之 抵当権者　財　務　省 （取扱庁　千種税務署） 共同担保　目録(あ)第１１５０号
1(い)	抵当権設定	平成１６年２月１２日 第８４０号	平成５年５月１９日相続による相続税および利子税の平成１６年２月５日設定	債権額　金９，９３７万９，６００円 内訳　相続税額金８，７３８万７，０００円および利子税の額金１，１９９万２，６００円 延滞税の額　国税通則法所定の額 債務者　東京都世田谷区玉川田園調布一丁目１７番１０号

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

公用　静岡県熱海市伊豆山字赤井谷１０７６－２　　全部事項証明書　（土地）

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【権利者その他の事項】
				古川博三 抵当権者　財務省 （取扱庁　千種税務署） 共同担保　目録(ろ)第１１５１号
1(う)	抵当権設定	平成１６年２月１２日 第８４０号	平成５年５月１９日相続による相続税および利子税の平成１６年２月５日設定	債権額　金１億１８万６，４００円 内訳　相続税額金８，７３８万７，０００円および利子税の額金１，２７９万９，４００円 延滞税の額　国税通則法所定の額 債務者　東京都世田谷区野沢三丁目９番２号 津村隆子 抵当権者　財務省 （取扱庁　千種税務署） 共同担保　目録(ろ)第１１５２号
1(え)	抵当権設定	平成１６年２月１２日 第８４０号	平成５年５月１９日相続による相続税および利子税の平成１６年２月５日設定	債権額　金６，０１２万７，２７６円 内訳　相続税額金５，２４３万４，３７６円および利子税の額金７６９万２，９００円 延滞税の額　国税通則法所定の額 債務者　名古屋市千種区東山元町三丁目２２番地 古川博三郎 抵当権者　財務省 （取扱庁　千種税務署） 共同担保　目録(ろ)第１１５３号
1(お)	抵当権設定	平成１６年２月１２日 第８４０号	平成５年５月１９日相続による相続税および利子税の平成１６年２月５日設定	債権額　金６，０１２万７，２７６円 内訳　相続税額金５，２４３万４，３７６円および利子税の額金７６９万２，９００円 延滞税の額　国税通則法所定の額 債務者　名古屋市千種区見附町三丁目１番地 古川善次郎

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

公用　静岡県熱海市伊豆山字赤井谷１０７６－２　　全部事項証明書　（土地）

【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
				抵当権者　財務省 （取扱庁　千種税務署） 共同担保　目録(ｲ)第１１５４号
1(ｶ)	抵当権設定	平成１６年２月１２日 第８４０号	平成５年５月１９日相続による相続税および利子税の平成１６年２月５日設定	債権額　金１億５，０３２万円 内訳　相続税額金１億３，１０８万６，０００円 および利子税の額金１，９２３万４，０００円 延滞税の額　国税通則法所定の額 債務者　名古屋市昭和区石仏町二丁目１番地の４０ 本間壽子 抵当権者　財務省 （取扱庁　千種税務署） 共同担保　目録(ｲ)第１１５５号
1(ｷ)	抵当権設定	平成１６年２月１２日 第８４０号	平成５年５月１９日相続による相続税および利子税の平成１６年２月５日設定	債権額　金１億５，０３１万９００円 内訳　相続税額金１億３，１０８万６，０００円 および利子税の額金１，９２２万４，９００円 延滞税の額　国税通則法所定の額 債務者　名古屋市天白区植田山五丁目１２１番地 寺澤元子 抵当権者　財務省 （取扱庁　千種税務署） 共同担保　目録(ｲ)第１１５６号
1(ｸ)	抵当権設定	平成１６年２月１２日 第８４０号	平成５年５月１９日相続による相続税および利子税の平成１６年２月５日設定	債権額　金１億５，０３０万７，３００円 内訳　相続税額金１億３，１０８万６，０００円 および利子税の額金１，９２２万１，３００円 延滞税の額　国税通則法所定の額 債務者　名古屋市千種区唐山町二丁目４３番地 林芳子 抵当権者　財務省

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

公用　静岡県熱海市伊豆山字赤井谷１０７６－２　　全部事項証明書　（土地）

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【　権　利　者　そ　の　他　の　事　項　】
				（取扱庁　千種税務署） 共同担保　目録(ｲ)第１１５７号
1(ｲ)	抵当権設定	平成１６年２月１２日 第８４０号	平成５年５月１９日相続による相続税および利子税の平成１６年２月５日設定	債権額　金６，０１２万７，２７６円 内訳　相続税額金５，２４３万４，３７６円および利子税の額金７６９万２，９００円 延滞税の額　国税通則法所定の額 債務者　名古屋市千種区徳川山町一丁目２番３９号 渡　部　知　子 抵当権者　財　務　省 （取扱庁　千種税務署） 共同担保　目録(ｲ)第１１５８号
1(ﾆ)	抵当権設定	平成１６年２月１２日 第８４０号	平成５年５月１９日相続による相続税および利子税の平成１６年２月５日設定	債権額　金１億５，０３２万円 内訳　相続税額金１億３，１０８万６，０００円および利子税の額金１，９２３万４，０００円 延滞税の額　国税通則法所定の額 債務者　名古屋市千種区徳川山町一丁目２番３９号 渡　部　知　子 抵当権者　財　務　省 （取扱庁　千種税務署） 共同担保　目録(ｲ)第１１５９号
2	１番(ﾛ)抵当権抹消	平成１８年６月１２日 第７６６３号	平成１７年１２月１９日完納	余　白
3	１番(ｲ)抵当権抹消	平成１８年９月１４日 第１４４４１号	平成１８年９月１２日解除	余　白
4	１番(ﾊ)抵当権抹消	平成１８年９月１４日 第１４４４２号	平成１８年９月１２日解除	余　白

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

公用　静岡県熱海市伊豆山字赤井谷１０７６－２　　全部事項証明書　（土地）

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【権利者その他の事項】
5	１番(ﾆ)抵当権抹消	平成１８年９月１４日 第１４４４３号	平成１８年９月１２日解除	余白
6	１番(ﾎ)抵当権抹消	平成１８年９月１４日 第１４４４４号	平成１８年９月１２日解除	余白
7	１番(ﾍ)抵当権抹消	平成１８年９月１４日 第１４４４５号	平成１８年９月１２日解除	余白
8	１番(ﾄ)抵当権抹消	平成１８年９月１４日 第１４４４６号	平成１８年９月１２日解除	余白
9	１番(ｸ)抵当権抹消	平成１８年９月１４日 第１４４４７号	平成１８年９月１２日解除	余白
１０	１番(ﾔ)抵当権抹消	平成１８年９月１４日 第１４４４８号	平成１８年９月１２日解除	余白
１１	１番(ﾏ)抵当権抹消	平成１８年９月１４日 第１４４４９号	平成１８年９月１２日解除	余白
１２	根抵当権設定	平成１８年９月２１日 第１４８２２号	平成１８年９月２１日設定	極度額　金１５億円 債権の範囲　金銭消費貸借取引　手形債権　小切手債権　保証取引　保証委託取引　手形割引取引 債務者　神奈川県小田原市城山一丁目４番１号 株式会社新幹線ビルディング 根抵当権者　東京都中央区日本橋室町三丁目２番１５号日本橋室町センタービル 株式会社ＳＦＣＧ 共同担保　目録(ﾍ)第１５７３号

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

公用　静岡県熱海市伊豆山字赤井谷１０７６－２　　全部事項証明書　（土地）

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成１９年５月２４日
静岡地方法務局熱海出張所　　登記官　渡邉久里

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号　Ｄ２８０６４　（　３／６　）　　９／９

公用　静岡県熱海市伊豆山字赤井谷１０７６－３　　全部事項証明書　（土地）

【表題部】（土地の表示）			調製 平成９年７月９日	地図番号	余白
【不動産番号】	０８１６０００９２６９０				
【所在】	熱海市伊豆山字赤井谷		余白		
【①地番】	【②地目】	【③地積】 ㎡	【原因及びその日付】	【登記の日付】	
１０７６番３	山林	６０９４５	余白	余白	
余白	余白	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成９年７月９日	
余白	余白	５２２２２	③錯誤 ③１０７６番３、１０７６番８に分筆	平成１９年３月５日	

【権利部（甲区）】（所有権に関する事項）				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	古川勝巳持分全部移転	昭和６２年３月１２日 第２２６９号	昭和６１年７月１２日相続	共有者　名古屋市千種区向陽町三丁目３９番地 持分６分の２ 古川爲之 順位８番の登記を移記
2	古川爲三郎持分全部移転	平成６年３月２３日 第２２０９号	平成５年５月１９日相続	共有者 名古屋市中区栄一丁目１５番２５号 持分１０８分の１２ 古川定子 東京都渋谷区猿楽町１０番８－２０４号

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号　Ｄ２８０６４　（１／６）　1／9

公用　静岡県熱海市伊豆山字赤井谷１０７６－３　　全部事項証明書　（土地）

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【　権　利　者　そ　の　他　の　事　項　】
				１０８分の４ 津　村　隆　子 名古屋市千種区向陽町三丁目３９番地 １０８分の８ 古　川　爲　之 東京都世田谷区玉川田園調布一丁目１７番１０号 １０８分の４ 古　川　博　三 名古屋市千種区東山元町三丁目２２番地 １０８分の１０ 古　川　博　三　郎 愛知県豊明市沓掛町石根３４番地の２ １０８分の１０ 古　川　善　次　郎 名古屋市千種区月ヶ丘三丁目５番６３号 １０８分の６ 本　間　壽　子 名古屋市天白区植田山五丁目１２１番地 １０８分の６ 寺　澤　元　子 名古屋市千種区唐山町二丁目４３番地 １０８分の６ 林　芳　子 名古屋市千種区徳川山町一丁目２番３９号 １０８分の６ 渡　部　知　子 順位９番の登記を移記
付記１号	２番登記名義人表示変更	平成１５年３月２７日 第２７１５号	平成１１年３月３０日住所移転	共有者古川善次郎の住所　名古屋市千種区見附町三丁目１番地

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号　Ｄ２８０６４　（　１／６　）　　２／９

公用　静岡県熱海市伊豆山字赤井谷１０７６－３　　全部事項証明書　（土地）

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【権利者その他の事項】
付記２号	２番登記名義人表示変更	平成１６年２月５日 第７０９号	平成１０年９月５日住所移転	共有者津村隆子の住所　東京都世田谷区野沢三丁目９番２号
付記３号	２番登記名義人表示変更	平成１６年２月５日 第７１０号	平成１２年８月２３日住所移転	共有者本間壽子の住所　名古屋市昭和区石仏町三丁目１番地の４０
付記４号	２番登記名義人住所変更	平成１８年９月２１日 第１４８１６号	平成１６年５月１０日住所移転	共有者本間壽子の住所　名古屋市千種区菊坂町一丁目２番地
	余白	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成９年７月９日
3	古川定子持分全部移転	平成１５年１２月８日 第９１８３号	平成１４年１２月２９日相続	共有者 名古屋市千種区向陽町三丁目３９番地 持分５４０分の２４ 古　川　爲　之 名古屋市千種区東山元町三丁目２２番地 ５４０分の１２ 古　川　博　三　郎 名古屋市千種区見附町三丁目１番地 ５４０分の１２ 古　川　善　次　郎 名古屋市千種区徳川山町一丁目２番３９号 ５４０分の１２ 渡　部　知　子
4	古川爲之持分全部移転	平成１８年１月１２日 第１０３号	平成１８年１月１１日売買	共有者　名古屋市千種区向陽町三丁目３９番地 持分５４０分の２４４ 有　限　会　社　向　陽

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【　権　利　者　そ　の　他　の　事　項　】
5	古川博三郎持分全部移転	平成１８年９月２１日 第１４８１７号	平成１８年９月５日売買	共有者　名古屋市中区大須二丁目１６番２６号 持分５４０分の６２ 株式会社Ｂｅｌｌｅ・Ｃｈａｐｅａｕ　Ａｓｓｅｔ
6	古川善次郎持分全部移転	平成１８年９月２１日 第１４８１８号	平成１８年９月５日売買	共有者　名古屋市中区大須二丁目１６番２６号 持分５４０分の６２ 株式会社Ｂｅｌｌｅ・Ｃｈａｐｅａｕ　Ａｓｓｅｔ
7	共有者全員持分全部移転	平成１８年９月２１日 第１４８１９号	平成１８年９月２１日売買	所有者　神奈川県小田原市城山一丁目４番１号 株式会社新幹線ビルディング

【　権　利　部　（　乙　区　）　】　（所有権以外の権利に関する事項）

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【　権　利　者　そ　の　他　の　事　項　】
1(あ)	抵当権設定	平成１６年２月１２日 第８４０号	平成５年５月１９日相続による相続税および利子税の平成１６年２月５日設定	債権額　金１億２，０２５万６，４５２円 内訳　相続税額金１億４８６万８，７５２円および利子税の額金１，５３８万７，７００円 延滞税の額　国税通則法所定の額 債務者　名古屋市千種区向陽町三丁目３９番地 古　川　為　之 抵当権者　財　務　省 （取扱庁　千種税務署） 共同担保　目録(あ)第１１５０号
1(い)	抵当権設定	平成１６年２月１２日 第８４０号	平成５年５月１９日相続による相続税および利子税の平成１６年２月５日設定	債権額　金９，９３７万９，６００円 内訳　相続税額金８，７３８万７，０００円および利子税の額金１，１９９万２，６００円

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

公用　静岡県熱海市伊豆山字赤井谷１０７６－３　　全部事項証明書　（土地）

【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
				延滞税の額　国税通則法所定の額 債務者　東京都世田谷区玉川田園調布一丁目１７番１０号 古川博三 抵当権者　財務省 （取扱庁　千種税務署） 共同担保　目録(ｲ)第１１５１号
1(う)	抵当権設定	平成１６年２月１２日 第８４０号	平成５年５月１９日相続による相続税および利子税の平成１６年２月５日設定	債権額　金１億１８万６，４００円 内訳　相続税額金８，７３８万７，０００円および利子税の額金１，２７９万９，４００円 延滞税の額　国税通則法所定の額 債務者　東京都世田谷区野沢三丁目９番２号 津村隆子 抵当権者　財務省 （取扱庁　千種税務署） 共同担保　目録(ｲ)第１１５２号
1(え)	抵当権設定	平成１６年２月１２日 第８４０号	平成５年５月１９日相続による相続税および利子税の平成１６年２月５日設定	債権額　金６，０１２万７，２７６円 内訳　相続税額金５，２４３万４，３７６円および利子税の額金７６９万２，９００円 延滞税の額　国税通則法所定の額 債務者　名古屋市千種区東山元町三丁目２２番地 古川博三郎 抵当権者　財務省 （取扱庁　千種税務署） 共同担保　目録(ｲ)第１１５３号
1(お)	抵当権設定	平成１６年２月１２日 第８４０号	平成５年５月１９日相続による相続税および利子税の平成１６年２月５日設定	債権額　金６，０１２万７，２７６円 内訳　相続税額金５，２４３万４，３７６円および利子税の額金７６９万２，９００円

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

公用　静岡県熱海市伊豆山字赤井谷１０７６－３　　全部事項証明書　（土地）

【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
				延滞税の額　国税通則法所定の額 債務者　名古屋市千種区見附町三丁目１番地 古川善次郎 抵当権者　財務省 （取扱庁　千種税務署） 共同担保　目録(ｶ)第１１５４号
1(ｶ)	抵当権設定	平成１６年２月１２日 第８４０号	平成５年５月１９日相続による相続税および利子税の平成１６年２月５日設定	債権額　金１億５，０３２万円 内訳　相続税額金１億３，１０８万６，０００円 および利子税の額金１，９２３万４，０００円 延滞税の額　国税通則法所定の額 債務者　名古屋市昭和区石仏町二丁目１番地の４０ 本間壽子 抵当権者　財務省 （取扱庁　千種税務署） 共同担保　目録(ｶ)第１１５５号
1(ﾖ)	抵当権設定	平成１６年２月１２日 第８４０号	平成５年５月１９日相続による相続税および利子税の平成１６年２月５日設定	債権額　金１億５，０３１万９００円 内訳　相続税額金１億３，１０８万６，０００円 および利子税の額金１，９２２万４，９００円 延滞税の額　国税通則法所定の額 債務者　名古屋市天白区植田山五丁目１２１番地 寺澤元子 抵当権者　財務省 （取扱庁　千種税務署） 共同担保　目録(ｶ)第１１５６号
1(ｸ)	抵当権設定	平成１６年２月１２日 第８４０号	平成５年５月１９日相続による相続税および利子税の平成１６年２月５日設定	債権額　金１億５，０３０万７，３００円 内訳　相続税額金１億３，１０８万６，０００円 および利子税の額金１，９２２万１，３００円 延滞税の額　国税通則法所定の額

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号　Ｄ２８０６４　（　１／６　）　　６／９

公用　静岡県熱海市伊豆山字赤井谷１０７６－３　　全部事項証明書　（土地）

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【　権　利　者　そ　の　他　の　事　項　】
				債務者　名古屋市千種区唐山町二丁目４３番地 林　芳　子 抵当権者　財　務　省 （取扱庁　千種税務署） 共同担保　目録(ア)第１１５７号
1(ア)	抵当権設定	平成１６年２月１２日 第８４０号	平成５年５月１９日相続による相続税および利子税の平成１６年２月５日設定	債権額　金６，０１２万７，２７６円 内訳　相続税額金５，２４３万４，３７６円および利子税の額金７６９万２，９００円 延滞税の額　国税通則法所定の額 債務者　名古屋市千種区徳川山町一丁目２番３９号 渡　部　知　子 抵当権者　財　務　省 （取扱庁　千種税務署） 共同担保　目録(ア)第１１５８号
1(イ)	抵当権設定	平成１６年２月１２日 第８４０号	平成５年５月１９日相続による相続税および利子税の平成１６年２月５日設定	債権額　金１億５，０３２万円 内訳　相続税額金１億３，１０８万６，０００円 および利子税の額金１，９２３万４，０００円 延滞税の額　国税通則法所定の額 債務者　名古屋市千種区徳川山町一丁目２番３９号 渡　部　知　子 抵当権者　財　務　省 （取扱庁　千種税務署） 共同担保　目録(ア)第１１５９号
2	１番(あ)抵当権抹消	平成１８年６月１２日 第７６６３号	平成１７年１２月１９日完納	余　白
3	１番(い)抵当権抹消	平成１８年９月１４日 第１４４４１号	平成１８年９月１２日解除	余　白

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号　Ｄ２８０６４　（　１／６　）　　７／９

公用　静岡県熱海市伊豆山字赤井谷１０７６－３　　全部事項証明書　（土地）

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【権利者その他の事項】
4	１番(う)抵当権抹消	平成１８年９月１４日 第１４４４２号	平成１８年９月１２日解除	余白
5	１番(え)抵当権抹消	平成１８年９月１４日 第１４４４３号	平成１８年９月１２日解除	余白
6	１番(お)抵当権抹消	平成１８年９月１４日 第１４４４４号	平成１８年９月１２日解除	余白
7	１番(か)抵当権抹消	平成１８年９月１４日 第１４４４５号	平成１８年９月１２日解除	余白
8	１番(き)抵当権抹消	平成１８年９月１４日 第１４４４６号	平成１８年９月１２日解除	余白
9	１番(く)抵当権抹消	平成１８年９月１４日 第１４４４７号	平成１８年９月１２日解除	余白
１０	１番(け)抵当権抹消	平成１８年９月１４日 第１４４４８号	平成１８年９月１２日解除	余白
１１	１番(こ)抵当権抹消	平成１８年９月１４日 第１４４４９号	平成１８年９月１２日解除	余白
１２	根抵当権設定	平成１８年９月２１日 第１４８２２号	平成１８年９月２１日設定	極度額　金１５億円 債権の範囲　金銭消費貸借取引　手形債権　小切手債権　保証取引　保証委託取引　手形割引取引 債務者　神奈川県小田原市城山一丁目４番１号 株式会社新幹線ビルディング 根抵当権者　東京都中央区日本橋室町三丁目２番１５号日本橋室町センタービル

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号　Ｄ２８０６４　（　１／６　）　　８／９

公用　静岡県熱海市伊豆山字赤井谷１０７６－３　　全部事項証明書　（土地）

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【　権　利　者　そ　の　他　の　事　項　】
				株　式　会　社　Ｓ　Ｆ　Ｃ　Ｇ 共同担保　目録(ヘ)第１５７３号

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成１９年５月２４日
静岡地方法務局熱海出張所　　登記官　渡　邉　久　里

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号　Ｄ２８０６４　（　１／６　）　　９／９

公用　静岡県熱海市伊豆山字赤井谷１０７６－４　　全部事項証明書　（土地）

【表題部】（土地の表示）			調製　平成９年７月９日	地図番号	余白
【不動産番号】	０８１６０００９２６９１				
【所在】	熱海市伊豆山字赤井谷		余白		
【①地番】	【②地目】	【③地積】　㎡	【原因及びその日付】	【登記の日付】	
１０７６番４	山林	２１２９９	余白	余白	
余白	余白	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成９年７月９日	

【権利部（甲区）】（所有権に関する事項）				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
１	古川勝巳持分全部移転	昭和６２年３月１２日 第２２６８号	昭和６１年７月１２日相続	共有者　名古屋市千種区向陽町三丁目３９番地 持分２分の１ 古川爲之 順位１２番の登記を移記
２	古川爲三郎持分全部移転	平成６年３月２３日 第２２０６号	平成５年５月１９日相続	共有者 名古屋市中区栄一丁目１５番２５号 持分７２分の６ 古川定子 東京都渋谷区猿楽町１０番８－２０４号 ７２分の２ 津村隆子 名古屋市千種区向陽町三丁目３９番地

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号　Ｄ２８０６４　（２／６）　１／９

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【　権　利　者　そ　の　他　の　事　項　】
				７２分の４ 古　川　爲　之 東京都世田谷区玉川田園調布一丁目１７番１０号 ７２分の２ 古　川　博　三 名古屋市千種区東山元町三丁目２２番地 ７２分の５ 古　川　博　三　郎 愛知県豊明市沓掛町石根３４番地の２ ７２分の５ 古　川　善　次　郎 名古屋市千種区月ヶ丘三丁目５番６３号 ７２分の３ 本　間　壽　子 名古屋市天白区植田山五丁目１２１番地 ７２分の３ 寺　澤　元　子 名古屋市千種区唐山町二丁目４３番地 ７２分の３ 林　芳　子 名古屋市千種区徳川山町一丁目２番３９号 ７２分の３ 渡　部　知　子 順位１３番の登記を移記
付記１号	２番登記名義人表示変更	平成１５年３月２７日 第２７１５号	平成１１年３月３０日住所移転	共有者古川善次郎の住所　名古屋市千種区見附町三丁目１番地
付記２号	２番登記名義人表示変更	平成１６年２月５日 第７０９号	平成１０年９月５日住所移転	共有者津村隆子の住所　東京都世田谷区野沢三丁目９番２号

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

公用　静岡県熱海市伊豆山字赤井谷１０７６－４　　全部事項証明書　（土地）

【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
付記３号	２番登記名義人表示変更	平成１６年２月５日 第７１０号	平成１２年８月２３日住所移転	共有者本間壽子の住所　名古屋市昭和区石仏町二丁目１番地の４０
付記４号	２番登記名義人住所変更	平成１８年９月２１日 第１４８１６号	平成１６年５月１０日住所移転	共有者本間壽子の住所　名古屋市千種区菊坂町一丁目２番地
	余白	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成９年７月９日
3	古川定子持分全部移転	平成１５年１２月８日 第９１７９号	平成１４年１２月２９日相続	共有者 名古屋市千種区向陽町三丁目３９番地 持分３６０分の１２ 古川爲之 名古屋市千種区東山元町三丁目２２番地 ３６０分の６ 古川博三郎 名古屋市千種区見附町三丁目１番地 ３６０分の６ 古川善次郎 名古屋市千種区徳川山町一丁目２番３９号 ３６０分の６ 渡部知子
4	古川爲之持分全部移転	平成１８年１月１２日 第１０３号	平成１８年１月１１日売買	共有者　名古屋市千種区向陽町三丁目３９番地 持分３６０分の２１２ 有限会社向陽
5	古川博三郎持分全部移転	平成１８年９月２１日 第１４８１７号	平成１８年９月５日売買	共有者　名古屋市中区大須二丁目１６番２６号 持分３６０分の３１ 株式会社Ｂｅｌｌｅ・Ｃｈａｐｅａｕ　Ａｓｓｅ

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

公用　静岡県熱海市伊豆山字赤井谷１０７６－４　　全部事項証明書　（土地）

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【　権　利　者　そ　の　他　の　事　項　】
				t
6	古川善次郎持分全部移転	平成１８年９月２１日 第１４８１８号	平成１８年９月５日売買	共有者　名古屋市中区大須二丁目１６番２６号 持分３６０分の３１ 株式会社Ｂｅｌｌｅ・Ｃｈａｐｅａｕ　Ａｓｓｅｔ
7	共有者全員持分全部移転	平成１８年９月２１日 第１４８１９号	平成１８年９月２１日売買	所有者　神奈川県小田原市城山一丁目４番１号 株式会社新幹線ビルディング

【　権　利　部　（　乙　区　）　】　（所有権以外の権利に関する事項）

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【　権　利　者　そ　の　他　の　事　項　】
1(あ)	抵当権設定	平成１６年２月１２日 第８４０号	平成５年５月１９日相続による相続税および利子税の平成１６年２月５日設定	債権額　金１億２，０２５万６，４５２円 内訳　相続税額金１億４８６万８，７５２円および利子税の額金１，５３８万７，７００円 延滞税の額　国税通則法所定の額 債務者　名古屋市千種区向陽町三丁目３９番地 古　川　為　之 抵当権者　財　務　省 （取扱庁　千種税務署） 共同担保　目録(あ)第１１５０号
1(い)	抵当権設定	平成１６年２月１２日 第８４０号	平成５年５月１９日相続による相続税および利子税の平成１６年２月５日設定	債権額　金９，９３７万９，６００円 内訳　相続税額金８，７３８万７，０００円および利子税の額金１，１９９万２，６００円 延滞税の額　国税通則法所定の額 債務者　東京都世田谷区玉川田園調布一丁目１７番１０号

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【権利者その他の事項】
				古川博三 抵当権者　財務省 （取扱庁　千種税務署） 共同担保　目録(ｲ)第１１５１号
1(ｲ)	抵当権設定	平成１６年２月１２日 第８４０号	平成５年５月１９日相続による相続税および利子税の平成１６年２月５日設定	債権額　金１億１８万６，４００円 内訳　相続税額金８，７３８万７，０００円および利子税の額金１，２７９万９，４００円 延滞税の額　国税通則法所定の額 債務者　東京都世田谷区野沢三丁目９番２号 津村隆子 抵当権者　財務省 （取扱庁　千種税務署） 共同担保　目録(ｲ)第１１５２号
1(ﾛ)	抵当権設定	平成１６年２月１２日 第８４０号	平成５年５月１９日相続による相続税および利子税の平成１６年２月５日設定	債権額　金６，０１２万７，２７６円 内訳　相続税額金５，２４３万４，３７６円および利子税の額金７６９万２，９００円 延滞税の額　国税通則法所定の額 債務者　名古屋市千種区東山元町三丁目２２番地 古川博三郎 抵当権者　財務省 （取扱庁　千種税務署） 共同担保　目録(ｲ)第１１５３号
1(ﾊ)	抵当権設定	平成１６年２月１２日 第８４０号	平成５年５月１９日相続による相続税および利子税の平成１６年２月５日設定	債権額　金６，０１２万７，２７６円 内訳　相続税額金５，２４３万４，３７６円および利子税の額金７６９万２，９００円 延滞税の額　国税通則法所定の額 債務者　名古屋市千種区見附町三丁目１番地 古川普次郎

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

公用　静岡県熱海市伊豆山字赤井谷１０７６－４　　全部事項証明書　（土地）

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【権利者その他の事項】
				抵当権者　財　務　省 （取扱庁　千種税務署） 共同担保　目録(ｲ)第１１５４号
1(ｶ)	抵当権設定	平成１６年２月１２日 第８４０号	平成５年５月１９日相続による相続税および利子税の平成１６年２月５日設定	債権額　金１億５，０３２万円 内訳　相続税額金１億３，１０８万６，０００円 および利子税の額金１，９２３万４，０００円 延滞税の額　国税通則法所定の額 債務者　名古屋市昭和区石仏町二丁目１番地の４０ 本　間　壽　子 抵当権者　財　務　省 （取扱庁　千種税務署） 共同担保　目録(ｲ)第１１５５号
1(ｷ)	抵当権設定	平成１６年２月１２日 第８４０号	平成５年５月１９日相続による相続税および利子税の平成１６年２月５日設定	債権額　金１億５，０３１万９００円 内訳　相続税額金１億３，１０８万６，０００円 および利子税の額金１，９２２万４，９００円 延滞税の額　国税通則法所定の額 債務者　名古屋市天白区植田山五丁目１２１番地 寺　澤　元　子 抵当権者　財　務　省 （取扱庁　千種税務署） 共同担保　目録(ｲ)第１１５６号
1(ｸ)	抵当権設定	平成１６年２月１２日 第８４０号	平成５年５月１９日相続による相続税および利子税の平成１６年２月５日設定	債権額　金１億５，０３０万７，３００円 内訳　相続税額金１億３，１０８万６，０００円 および利子税の額金１，９２２万１，３００円 延滞税の額　国税通則法所定の額 債務者　名古屋市千種区唐山町二丁目４３番地 林　芳　子 抵当権者　財　務　省

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【権利者その他の事項】
				（取扱庁　千種税務署） 共同担保　目録(ｲ)第１１５７号
1(ｲ)	抵当権設定	平成１６年２月１２日 第８４０号	平成５年５月１９日相続による相続税および利子税の平成１６年２月５日設定	債権額　金６，０１２万７，２７６円 内訳　相続税額金５，２４３万４，３７６円および利子税の額金７６９万２，９００円 延滞税の額　国税通則法所定の額 債務者　名古屋市千種区徳川山町一丁目２番３９号 渡　部　知　子 抵当権者　財　務　省 （取扱庁　千種税務署） 共同担保　目録(ｲ)第１１５８号
1(ﾆ)	抵当権設定	平成１６年２月１２日 第８４０号	平成５年５月１９日相続による相続税および利子税の平成１６年２月５日設定	債権額　金１億５，０３２万円 内訳　相続税額金１億３，１０８万６，０００円 および利子税の額金１，９２３万４，０００円 延滞税の額　国税通則法所定の額 債務者　名古屋市千種区徳川山町一丁目２番３９号 渡　部　知　子 抵当権者　財　務　省 （取扱庁　千種税務署） 共同担保　目録(ｲ)第１１５９号
2	1番(ｲ)抵当権抹消	平成１８年６月１２日 第７６６３号	平成１７年１２月１９日完納	余　白
3	1番(ﾛ)抵当権抹消	平成１８年９月１４日 第１４４４１号	平成１８年９月１２日解除	余　白
4	1番(ﾊ)抵当権抹消	平成１８年９月１４日 第１４４４２号	平成１８年９月１２日解除	余　白

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

公用　静岡県熱海市伊豆山字赤井谷１０７６－４　　全部事項証明書　（土地）

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【権利者その他の事項】
5	1番(ｲ)抵当権抹消	平成１８年９月１４日 第１４４４３号	平成１８年９月１２日解除	余白
6	1番(ﾛ)抵当権抹消	平成１８年９月１４日 第１４４４４号	平成１８年９月１２日解除	余白
7	1番(ﾊ)抵当権抹消	平成１８年９月１４日 第１４４４５号	平成１８年９月１２日解除	余白
8	1番(ﾆ)抵当権抹消	平成１８年９月１４日 第１４４４６号	平成１８年９月１２日解除	余白
9	1番(ﾎ)抵当権抹消	平成１８年９月１４日 第１４４４７号	平成１８年９月１２日解除	余白
１０	1番(ﾍ)抵当権抹消	平成１８年９月１４日 第１４４４８号	平成１８年９月１２日解除	余白
１１	1番(ﾄ)抵当権抹消	平成１８年９月１４日 第１４４４９号	平成１８年９月１２日解除	余白
１２	根抵当権設定	平成１８年９月２１日 第１４８２２号	平成１８年９月２１日設定	極度額　金１５億円 債権の範囲　金銭消費貸借取引　手形債権　小切手債権　保証取引　保証委託取引　手形割引取引 債務者　神奈川県小田原市城山一丁目４番１号 株式会社新幹線ビルディング 根抵当権者　東京都中央区日本橋室町三丁目２番１５号日本橋室町センタービル 株式会社ＳＦＣＧ 共同担保　目録(ﾊ)第１５７３号

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成１９年５月２４日
静岡地方法務局熱海出張所　　登記官　渡邉久里

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

公用　静岡県熱海市伊豆山字赤井谷１０７６－８　　全部事項証明書　（土地）

【表題部】（土地の表示）			調製 余白	地図番号 余白
【不動産番号】	０８１６０１００００２８５３			
【所在】	熱海市伊豆山字赤井谷		余白	
【①地番】	【②地目】	【③地積】 ㎡	【原因及びその日付】	【登記の日付】
１０７６番８	山林	５４６０	１０７６番３から分筆	平成１９年３月５日

【権利部（甲区）】（所有権に関する事項）

【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
１	共有者全員持分全部移転	平成１８年９月２１日 第１４８１９号	平成１８年９月２１日売買	所有者　神奈川県小田原市城山一丁目４番１号 株式会社新幹線ビルディング 順位７番の登記を転写 平成１９年２月２７日受付 第２９１３号

【権利部（乙区）】（所有権以外の権利に関する事項）

【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
１	根抵当権設定	平成１８年９月２１日 第１４８２２号	平成１８年９月２１日設定	極度額　金１５億円 債権の範囲　金銭消費貸借取引　手形債権　小切手債権　保証取引　保証委託取引　手形割引取引 債務者　神奈川県小田原市城山一丁目４番１号 株式会社新幹線ビルディング 根抵当権者　東京都中央区日本橋室町三丁目２番１５号日本橋室町センタービル

※　下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　整理番号　Ｄ２８０６９　（１／１）　　１／２

公用　静岡県熱海市伊豆山字赤井谷１０７６－８

全部事項証明書　（土地）

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【　権　利　者　そ　の　他　の　事　項　】
				株　式　会　社　Ｓ　Ｆ　Ｃ　Ｇ 共同担保　目録(ハ)第１５７３号 順位１２番の登記を転写 平成１９年２月２７日受付 第２９１３号

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成１９年５月２４日
静岡地方法務局熱海出張所　　登記官　渡　邉　久　里

※　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号　Ｄ２８０６９　（　１／１　）　　

公用　静岡県熱海市伊豆山字水立１０８３－２　　全部事項証明書　（土地）

【　表　題　部　】（土地の表示）			調製　平成９年７月９日	地図番号	余白
【不動産番号】	０８１６０００９２７５６				
【所　在】	熱海市伊豆山字水立		余白		
【①地番】	【②地目】	【③地積】　㎡	【原因及びその日付】	【登記の日付】	
１０８３番２	山林	５９６３	余白	余白	
余白	余白	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成９年７月９日	
余白	余白	５６５４	③１０８３番２、１０８３番９、１０８３番１０に分筆	平成１４年１１月８日	
余白	余白	１４３７	③１０８３番２、１０８３番１４ないし１０８３番１８に分筆	平成１４年１２月４日	
余白	余白	６４９６	③１０８３番３、１０８３番４、１０８３番１４ないし１０８３番１９を合筆	平成１８年１１月２２日	
余白	余白	１７４６	③１０８３番２、１０８３番６８ないし８５に分筆	平成１８年１１月２７日	

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

公用　静岡県熱海市伊豆山字水立１０８３－２　　全部事項証明書　（土地）

【権利部（甲区）】（所有権に関する事項）				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	所有権移転仮登記	平成１年９月２９日 第１０７７２号	平成１年９月２８日売買予約	権利者　東京都足立区綾瀬三丁目２１番１６号 株式会社箕輪不動産 順位１７番の登記を移記
	所有権移転	平成１年１１月１日 第１２２７１号	平成１年１０月３０日売買	所有者　東京都足立区綾瀬三丁目２１番１６号 株式会社箕輪不動産 順位１７番の登記を移記
付記１号	１番仮登記更正	平成１年１１月１日 第１２２７０号	錯誤	登記の目的　所有権移転請求権仮登記 順位１７番付記１号の登記を移記
2	差押	平成８年４月９日 第２４６９号	平成８年４月９日差押	債権者　熱海市 順位１８番の登記を移記
	余白	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成９年７月９日
3	２番差押登記抹消	平成１３年２月６日 第９２６号	平成１３年２月１日解除	余白
4	所有権移転	平成１３年２月６日 第９３２号	平成１３年２月６日売買	所有者　神奈川県小田原市鴨宮６６６番地 ジィーズ株式会社
5	差押	平成１４年６月１２日 第４２８６号	平成１４年６月１１日静岡県熱海財務事務所差押	債権者　静岡県
6	５番差押登記抹消	平成１４年９月６日 第６３４５号	平成１４年９月６日解除	余白

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

公用　静岡県熱海市伊豆山字水立１０８３－２　　全部事項証明書　（土地）

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【原　　因】	【権利者その他の事項】
7	所有権移転	平成１５年１月２０日 第３１１号	真正な登記名義の回復	所有者　神奈川県小田原市飯泉２７６番地の３ 有限会社リリパット
8	所有権移転請求権仮登記	平成１５年１月２８日 第４７５号	平成１５年１月２４日売買予約	権利者　神奈川県小田原市板橋７６３番地の２８ 髙野庫之
	余白抹消	余白抹消	余白抹消	余白抹消
9	所有権移転	平成１７年４月２８日 第２８８８号	真正な登記名義の回復	所有者　神奈川県小田原市鴨宮６６６番地 ジィーズ株式会社
付記１号	９番登記名義人表示変更	平成１８年８月１０日 第１１６１１号	平成１８年２月１４日本店移転	本店　神奈川県小田原市城山一丁目４番１号
１０	所有権移転	平成１７年９月３０日 第６６８０号	平成１７年９月３０日譲渡担保	所有者　東京都中央区日本橋室町三丁目２番１５号 日本橋室町センタービル 株式会社ＳＦＣＧ
１１	８番仮登記抹消	平成１８年４月１０日 第３８７３号	平成１８年４月７日解除	余白
１２	１０番所有権抹消	平成１８年８月１０日 第１１６１０号	平成１８年７月３１日解除	余白
１３	所有権移転	平成１８年８月１０日 第１１６１２号	平成１８年７月３１日売買	所有者　神奈川県小田原市城山一丁目４番１号 株式会社新幹線ビルディング
１４	合併による所有権登記	平成１８年１１月２０日 第１８６８１号	余白	所有者　神奈川県小田原市城山一丁目４番１号 株式会社新幹線ビルディング

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

公用　静岡県熱海市伊豆山字水立１０８３－２　　全部事項証明書　（土地）

【　権　利　部　（　乙　区　）　】（所有権以外の権利に関する事項）

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【　権　利　者　そ　の　他　の　事　項　】
1	根抵当権設定	平成１年９月２９日 第１０７７１号	平成１年９月２８日設定	極度額　金２３億円 債権の範囲　銀行取引　手形債権　小切手債権 債務者　東京都足立区綾瀬三丁目２１番１６号 株式会社冥輪不動産 根抵当権者　東京都千代田区九段北一丁目１３番１０号 株式会社日本債券信用銀行 （取扱店　東京支店） 共同担保　目録(ｶ)第２８４号 順位１９番の登記を移記
付記１号	１番根抵当権変更	平成１年１１月１日 第１２２７２号	平成１年１０月３０日変更	極度額　金３０億円 順位１９番付記１号の登記を移記
付記２号	１番根抵当権移転	平成６年９月２９日 第７８５１号	平成６年９月２９日譲渡	根抵当権者　東京都千代田区神田神保町三丁目２９番地 株式会社共同債権買取機構 順位１９番付記２号の登記を移記
付記３号	１番根抵当権変更	平成６年９月２９日 第７８５２号	平成６年９月２９日変更	債権の範囲　平成６年９月２９日債権譲渡（譲渡人　株式会社日本債券信用銀行）にかかる債権　金銭消費貸借取引　手形債権　小切手債権 順位１９番付記３号の登記を移記
付記４号	１番根抵当権元本確定	平成１２年３月１５日 第１６４９号	平成１２年３月１０日確定	余白
付記５号	１番根抵当権移転	平成１２年５月８日 第３１６８号	平成１２年４月２５日債権譲渡	根抵当権者　東京都渋谷区渋谷二丁目１５番１号、東邦生命ビル

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

公用　静岡県熱海市伊豆山字水立１０８３－２　　全部事項証明書　（土地）

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【　権　利　者　そ　の　他　の　事　項　】
				有限会社エム・ディー・エル・ツー
2	根抵当権設定	平成７年７月２０日 第５２２３号	平成７年７月１７日設定	極度額　金２３億円 債権の範囲　銀行取引　手形債権　小切手債権 債務者　東京都足立区綾瀬三丁目２１番１６号 株式会社箕輪不動産 根抵当権者　東京都千代田区九段北一丁目１３番１０号 株式会社日本債券信用銀行 共同担保　目録(く)第８０３号 順位２０番の登記を移記
付記１号	２番根抵当権元本確定	平成１１年１２月３日 第７８８８号	平成１１年１１月１９日確定	余白
付記２号	２番根抵当権移転	平成１１年１２月３日 第７８８９号	平成１１年１１月２２日債権譲渡	根抵当権者　東京都中野区本町二丁目４６番１号 株式会社整理回収機構
3	根抵当権設定	平成７年７月２０日 第５２２４号	平成７年７月１７日設定	極度額　金１０億２，０００万円 債権の範囲　銀行取引　手形債権　小切手債権 債務者　東京都足立区綾瀬三丁目２１番１６号 株式会社箕輪不動産 根抵当権者　東京都千代田区九段北一丁目１３番１０号 株式会社日本債券信用銀行 共同担保　目録(く)第８０４号 順位２１番の登記を移記
付記１号	３番根抵当権元本確定	平成１１年１２月３日 第７８９０号	平成１１年１１月１９日確定	余白

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【　権　利　者　そ　の　他　の　事　項　】
付記２号	３番根抵当権移転	平成１１年１２月３日 第７８９１号	平成１１年１１月２２日債権譲渡	根抵当権者　東京都中野区本町二丁目４６番１号 株　式　会　社　整　理　回　収　機　構
４	根抵当権設定	平成７年７月２０日 第５２２５号	平成７年７月１７日設定	極度額　金５億円 債権の範囲　銀行取引　手形債権　小切手債権 債務者　東京都足立区綾瀬三丁目２１番１６号 株　式　会　社　筧　輪　不　動　産 根抵当権者　東京都千代田区九段北一丁目１３番１０号 株式会社日本債券信用銀行 共同担保　目録(く)第８０５号 順位２２番の登記を移記
付記１号	４番根抵当権元本確定	平成１１年１２月３日 第７８９２号	平成１１年１１月１９日確定	余　白
付記２号	４番根抵当権移転	平成１１年１２月３日 第７８９３号	平成１１年１１月２２日債権譲渡	根抵当権者　東京都中野区本町二丁目４６番１号 株　式　会　社　整　理　回　収　機　構
５	根抵当権設定	平成７年７月２０日 第５２２６号	平成７年７月１７日設定	極度額　金８億４，０００万円 債権の範囲　銀行取引　手形債権　小切手債権 債務者　東京都足立区綾瀬三丁目２１番１６号 株　式　会　社　筧　輪　不　動　産 根抵当権者　東京都千代田区九段北一丁目１３番１０号 株式会社日本債券信用銀行 共同担保　目録(く)第８０６号 順位２３番の登記を移記
付記１号	５番根抵当権元本確定	平成１１年１２月３日 第７８９４号	平成１１年１１月１９日確定	余　白

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

公用　静岡県熱海市伊豆山字水立１０８３－２　　全部事項証明書　（土地）

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【権利者その他の事項】
付記２号	５番根抵当権移転	平成１１年１２月３日 第７８９５号	平成１１年１１月２２日債権譲渡	根抵当権者　東京都中野区本町二丁目４６番１号 株式会社整理回収機構
	余白	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成９年７月９日
６	１番根抵当権抹消	平成１３年２月６日 第９２７号	平成１３年２月６日解除	余白
７	２番根抵当権抹消	平成１３年２月６日 第９２８号	平成１３年２月６日解除	余白
８	３番根抵当権抹消	平成１３年２月６日 第９２９号	平成１３年２月６日解除	余白
９	４番根抵当権抹消	平成１３年２月６日 第９３０号	平成１３年２月６日解除	余白
１０	５番根抵当権抹消	平成１３年２月６日 第９３１号	平成１３年２月６日解除	余白
１１	根抵当権設定	平成１３年２月６日 第９３３号	平成１３年２月６日設定	極度額　金１億５，０００万円 債権の範囲　金銭消費貸借取引　保証取引　手形債権　小切手債権 債務者　神奈川県小田原市鴨宮６６６番地 ジィーズ株式会社 根抵当権者　東京都新宿区新宿二丁目６番４号 但馬信用保証株式会社 共同担保　目録(く)第４９３７号

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号　Ｄ２８０６４　（４／６）　7／11

公用　静岡県熱海市伊豆山字水立１０８３－２　　全部事項証明書　（土地）

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【　権　利　者　そ　の　他　の　事　項　】
付記１号	１１番根抵当権変更	平成１４年５月２９日 第３９３１号	平成１４年５月２９日変更	極度額　金５億円
付記２号	１１番根抵当権元本確定	平成１６年３月８日 第１５６９号	平成１５年５月３０日確定	余　白
付記３号	１１番根抵当権変更	平成１６年３月８日 第１５７０号	平成１５年５月３０日変更	極度額　金３億円
付記４号	１１番根抵当権移転	平成１６年３月８日 第１５７１号	平成１５年５月３０日債権譲渡	根抵当権者　東京都中央区八重洲二丁目５番９号 株式会社コスモファイナンス
１２	抵当権設定仮登記	平成１４年３月１８日 第１７９２号	平成１４年３月１８日金銭消費 貸借同日設定	債権額　金１億円 利息　年１５％ 損害金　年２０％ 債務者　神奈川県小田原市鴨宮６６６番地 ジィーズ株式会社 権利者　東京都渋谷区道玄坂二丁目２５番１６号 エムエヌエステート有限会社 共同担保　目録(ホ)第４４３号
	余白抹消	余白抹消	余白抹消	余白抹消
１３	１２番仮登記抹消	平成１４年５月２９日 第３９３０号	平成１４年５月２７日解除	余　白
１４	抵当権設定仮登記	平成１４年６月４日 第４１２８号	平成１４年３月１８日金銭消費 貸借同日設定	債権額　金１億円 利息　年１５％ 損害金　年２０％

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号　Ｄ２８０６４　（　４／６　）　　８／１１

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【権利者その他の事項】
				債務者　神奈川県小田原市鴨宮６６６番地 ジィーズ株式会社 権利者　東京都渋谷区道玄坂二丁目２５番１６号 エムエヌエステート有限会社 共同担保　目録(ろ)第５２０号
	余白抹消	余白抹消	余白抹消	余白抹消
１５	根抵当権設定仮登記	平成１５年１月２８日 第４７１号	平成１５年１月２４日設定	極度額　金２，０００万円 債権の範囲　金銭消費貸借取引　手形債権　小切手債権 債務者 神奈川県小田原市飯泉２７６番地の３ 有限会社リリバット 神奈川県小田原市鴨宮６６６番地 ジィーズ株式会社 権利者　神奈川県小田原市板橋７６３番地の２８ 高野庫之
	余白抹消	余白抹消	余白抹消	余白抹消
１６	賃借権設定仮登記	平成１５年１月２８日 第４７４号	平成１５年１月２４日設定	借賃　１００㎡年１円 支払期　毎年１２月３０日 存続期間　３年 特約　譲渡、転貸ができる 権利者　神奈川県小田原市板橋７６３番地の２８ 高野庫之

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【　権　利　者　そ　の　他　の　事　項　】
	余白抹消	余白抹消	余白抹消	余白抹消
１７	１１番根抵当権抹消	平成１７年９月３０日 第６６７７号	平成１７年９月３０日解除	余　白
１８	１４番仮登記抹消	平成１７年９月３０日 第６６７８号	平成１７年９月３０日解除	余　白
１９	根抵当権設定	平成１７年９月３０日 第６６７９号	平成１７年９月３０日設定	極度額　金６億円 債権の範囲　金銭消費貸借取引　手形債権　小切手債権　保証取引　保証委託取引　手形割引取引 債務者 神奈川県小田原市城山一丁目４番１号 株式会社新幹線ビルディング 神奈川県小田原市鴨宮６６６番地 ジィーズ株式会社 根抵当権者　東京都中央区日本橋室町三丁目２番１５号日本橋室町センタービル 株式会社ＳＦＣＧ 共同担保　目録(ハ)第８２７号
付記１号	１９番根抵当権変更	平成１８年８月１０日 第１１６１４号	平成１８年２月１４日本店移転	債務者ジィーズ株式会社の本店　神奈川県小田原市城山一丁目４番１号
付記２号	１９番根抵当権変更	平成１８年８月１０日 第１１６１５号	平成１８年７月３１日変更	極度額　金１６億円
付記３号	１９番登記は合併後の土地の全部に関する	余　白	余　白	平成１８年１１月２２日付記

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

公用　静岡県熱海市伊豆山字水立１０８３－２　　全部事項証明書　（土地）

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【権利者その他の事項】
２０	１５番仮登記抹消	平成１８年４月１０日 第３８７６号	平成１８年４月７日解除	余白
２１	１６番仮登記抹消	平成１８年４月１０日 第３８７７号	平成１８年４月７日解除	余白

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成１９年５月２４日
静岡地方法務局熱海出張所　　登記官　渡邉久里

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号　Ｄ２８０６４　（　４／６　）　１１／１１

公用　静岡県熱海市伊豆山字水立１０８３－３　　閉鎖事項証明書　（土地）

【表題部】（土地の表示）			調製　平成９年７月９日	地図番号	余白
【不動産番号】	０８１６０００９２７５７				
【所在】	熱海市伊豆山字水立		余白		
【①地番】	【②地目】	【③地積】　㎡	【原因及びその日付】	【登記の日付】	
１０８３番３	山林	１６５２	余白	余白	
余白	余白	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成９年７月９日	
余白	余白	１５４７	③１０８３番３、１０８３番１９に分筆	平成１４年１２月４日	
余白	余白	余白	１０８３番２に合筆	平成１８年１１月２２日 同日閉鎖	

【権利部（甲区）】（所有権に関する事項）				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
１	所有権移転仮登記	平成１年９月２９日 第１０７７２号	平成１年９月２８日売買予約	権利者　東京都足立区綾瀬三丁目２１番１６号 株式会社箕輪不動産 順位１７番の登記を移記
	所有権移転	平成１年１１月１日 第１２２７１号	平成１年１０月３０日売買	所有者　東京都足立区綾瀬三丁目２１番１６号 株式会社箕輪不動産 順位１７番の登記を移記

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号　Ｄ２８０６４　（５／６）　１／１１

公用　静岡県熱海市伊豆山字水立１０８３－３　　閉鎖事項証明書　（土地）

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【権利者その他の事項】
付記１号	１番仮登記更正	平成１年１１月１日 第１２２７０号	錯誤	登記の目的　所有権移転請求権仮登記 順位１７番付記１号の登記を移記
2	差押	平成８年４月９日 第２４６９号	平成８年４月９日差押	債権者　熱　海　市 順位１８番の登記を移記
	余白	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成９年７月９日
3	２番差押登記抹消	平成１３年２月６日 第９２６号	平成１３年２月１日解除	余白
4	所有権移転	平成１３年２月６日 第９３２号	平成１３年２月６日売買	所有者　神奈川県小田原市鴨宮６６６番地 ジィーズ株式会社
5	差押	平成１４年６月１２日 第４２８６号	平成１４年６月１１日静岡県熱海財務事務所差押	債権者　静　岡　県
6	５番差押登記抹消	平成１４年９月６日 第６３４５号	平成１４年９月６日解除	余白
7	所有権移転	平成１５年１月２０日 第３１１号	真正な登記名義の回復	所有者　神奈川県小田原市飯泉２７６番地の３ 有限会社リリパット
8	所有権移転請求権仮登記	平成１５年１月２８日 第４７５号	平成１５年１月２４日売買予約	権利者　神奈川県小田原市板橋７６３番地の２８ 高野庫之
	余白抹消	余白抹消	余白抹消	余白抹消

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　整理番号　Ｄ２８０６４　（　５／６　）　　２／１１

公用　静岡県熱海市伊豆山字水立１０８３－３　　閉鎖事項証明書　（土地）

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【権利者その他の事項】
9	所有権移転	平成１７年４月２８日 第２８８８号	真正な登記名義の回復	所有者　神奈川県小田原市鴨宮６６６番地 ジィーズ株式会社
付記１号	９番登記名義人表示変更	平成１８年８月１０日 第１１６１１号	平成１８年２月１４日本店移転	本店　神奈川県小田原市城山一丁目４番１号
１０	所有権移転	平成１７年９月３０日 第６６８０号	平成１７年９月３０日譲渡担保	所有者　東京都中央区日本橋室町三丁目２番１５号 日本橋室町センタービル 株式会社ＳＦＣＧ
１１	８番仮登記抹消	平成１８年４月１０日 第３８７３号	平成１８年４月７日解除	余白
１２	１０番所有権抹消	平成１８年８月１０日 第１１６１０号	平成１８年７月３１日解除	余白
１３	所有権移転	平成１８年８月１０日 第１１６１２号	平成１８年７月３１日売買	所有者　神奈川県小田原市城山一丁目４番１号 株式会社新幹線ビルディング

【　権　利　部　（　乙　区　）　】（所有権以外の権利に関する事項）

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【権利者その他の事項】
１	根抵当権設定	平成１年９月２９日 第１０７７１号	平成１年９月２８日設定	極度額　金２３億円 債権の範囲　銀行取引　手形債権　小切手債権 債務者　東京都足立区綾瀬三丁目２１番１６号 株式会社箕輪不動産 根抵当権者　東京都千代田区九段北一丁目１３番１０号 株式会社日本債券信用銀行

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

公用　静岡県熱海市伊豆山字水立１０８３－３　　閉鎖事項証明書　（土地）

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【　権　利　者　そ　の　他　の　事　項　】
				（取扱店　東京支店） 共同担保　目録(ｅ)第２８４号 順位１９番の登記を移記
付記１号	１番根抵当権変更	平成１年１１月１日 第１２２７２号	平成１年１０月３０日変更	極度額　金３０億円 順位１９番付記１号の登記を移記
付記２号	１番根抵当権移転	平成６年９月２９日 第７８５１号	平成６年９月２９日譲渡	根抵当権者　東京都千代田区神田神保町三丁目２９番地 株式会社共同債権買取機構 順位１９番付記２号の登記を移記
付記３号	１番根抵当権変更	平成６年９月２９日 第７８５２号	平成６年９月２９日変更	債権の範囲　平成６年９月２９日債権譲渡（譲渡人　株式会社日本債券信用銀行）にかかる債権　金銭消費貸借取引　手形債権　小切手債権 順位１９番付記３号の登記を移記
付記４号	１番根抵当権元本確定	平成１２年３月１５日 第１６４９号	平成１２年３月１０日確定	余白
付記５号	１番根抵当権移転	平成１２年５月８日 第３１６８号	平成１２年４月２５日債権譲渡	根抵当権者　東京都渋谷区渋谷二丁目１５番１号、東邦生命ビル 有限会社エム・ディー・エル・ツー
２	根抵当権設定	平成７年７月２０日 第５２２３号	平成７年７月１７日設定	極度額　金２３億円 債権の範囲　銀行取引　手形債権　小切手債権 債務者　東京都足立区綾瀬三丁目２１番１６号 株式会社箕輪不動産 根抵当権者　東京都千代田区九段北一丁目１３番１０号 株式会社日本債券信用銀行

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号　Ｄ２８０６４　（　５／６　）　　４／１１

公用　静岡県熱海市伊豆山字水立１０８３－３　　閉鎖事項証明書　（土地）

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【権利者その他の事項】
				共同担保　目録(く)第８０３号 順位２０番の登記を移記
付記１号	２番根抵当権元本確定	平成１１年１２月３日 第７８８８号	平成１１年１１月１９日確定	余白
付記２号	２番根抵当権移転	平成１１年１２月３日 第７８８９号	平成１１年１１月２２日債権譲渡	根抵当権者　東京都中野区本町二丁目４６番１号 株式会社整理回収機構
３	根抵当権設定	平成７年７月２０日 第５２２４号	平成７年７月１７日設定	極度額　金１０億２，０００万円 債権の範囲　銀行取引　手形債権　小切手債権 債務者　東京都足立区綾瀬三丁目２１番１６号 株式会社箕輪不動産 根抵当権者　東京都千代田区九段北一丁目１３番１０号 株式会社日本債券信用銀行 共同担保　目録(く)第８０４号 順位２１番の登記を移記
付記１号	３番根抵当権元本確定	平成１１年１２月３日 第７８９０号	平成１１年１１月１９日確定	余白
付記２号	３番根抵当権移転	平成１１年１２月３日 第７８９１号	平成１１年１１月２２日債権譲渡	根抵当権者　東京都中野区本町二丁目４６番１号 株式会社整理回収機構
４	根抵当権設定	平成７年７月２０日 第５２２５号	平成７年７月１７日設定	極度額　金５億円 債権の範囲　銀行取引　手形債権　小切手債権 債務者　東京都足立区綾瀬三丁目２１番１６号 株式会社箕輪不動産 根抵当権者　東京都千代田区九段北一丁目１３番１０号

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号　Ｄ２８０６４　（　５／６　）　　５／１１

公用　静岡県熱海市伊豆山字水立１０８３－３　　閉鎖事項証明書　（土地）

【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
				株式会社日本債券信用銀行 共同担保　目録(く)第８０５号 順位２２番の登記を移記
付記１号	４番根抵当権元本確定	平成１１年１２月３日 第７８９２号	平成１１年１１月１９日確定	余白
付記２号	４番根抵当権移転	平成１１年１２月３日 第７８９３号	平成１１年１１月２２日債権譲渡	根抵当権者　東京都中野区本町二丁目４６番１号 株式会社整理回収機構
5	根抵当権設定	平成７年７月２０日 第５２２６号	平成７年７月１７日設定	極度額　金８億４，０００万円 債権の範囲　銀行取引　手形債権　小切手債権 債務者　東京都足立区綾瀬三丁目２１番１６号 株式会社箕輪不動産 根抵当権者　東京都千代田区九段北一丁目１３番１０号 株式会社日本債券信用銀行 共同担保　目録(く)第８０６号 順位２３番の登記を移記
付記１号	５番根抵当権元本確定	平成１１年１２月３日 第７８９４号	平成１１年１１月１９日確定	余白
付記２号	５番根抵当権移転	平成１１年１２月３日 第７８９５号	平成１１年１１月２２日債権譲渡	根抵当権者　東京都中野区本町二丁目４６番１号 株式会社整理回収機構
	余白	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成９年７月９日
6	１番根抵当権抹消	平成１３年２月６日	平成１３年２月６日解除	余白

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号　Ｄ２８０６４　（　５／６　）　　６／１１

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【権利者その他の事項】
		第９２７号		
7	２番根抵当権抹消	平成１３年２月６日 第９２８号	平成１３年２月６日解除	余白
8	３番根抵当権抹消	平成１３年２月６日 第９２９号	平成１３年２月６日解除	余白
9	４番根抵当権抹消	平成１３年２月６日 第９３０号	平成１３年２月６日解除	余白
１０	５番根抵当権抹消	平成１３年２月６日 第９３１号	平成１３年２月６日解除	余白
１１	根抵当権設定	平成１３年２月６日 第９３３号	平成１３年２月６日設定	極度額　金１億５，０００万円 債権の範囲　金銭消費貸借取引　保証取引　手形債権　小切手債権 債務者　神奈川県小田原市鴨宮６６６番地 ジィーズ株式会社 根抵当権者　東京都新宿区新宿二丁目６番４号 但馬信用保証株式会社 共同担保　目録(く)第４９３７号
付記１号	１１番根抵当権変更	平成１４年５月２９日 第３９３１号	平成１４年５月２９日変更	極度額　金５億円
付記２号	１１番根抵当権元本確定	平成１６年３月８日 第１５６９号	平成１５年５月３０日確定	余白
付記３号	１１番根抵当権変更	平成１６年３月８日 第１５７０号	平成１５年５月３０日変更	極度額　金３億円

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

公用　静岡県熱海市伊豆山字水立１０８３－３　　閉鎖事項証明書　（土地）

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【　権　利　者　そ　の　他　の　事　項　】
付記４号	１１番根抵当権移転	平成１６年３月８日 第１５７１号	平成１５年５月３０日債権譲渡	根抵当権者　東京都中央区八重洲二丁目５番９号 株式会社コスモファイナンス
１２	抵当権設定仮登記	平成１４年３月１８日 第１７９２号	平成１４年３月１８日金銭消費貸借同日設定	債権額　金１億円 利息　年１５％ 損害金　年２０％ 債務者　神奈川県小田原市鴨宮６６６番地 ジィーズ株式会社 権利者　東京都渋谷区道玄坂二丁目２５番１６号 エムエヌエステート有限会社 共同担保　目録ホ第４４３号
	余白抹消	余白抹消	余白抹消	余白抹消
１３	１２番仮登記抹消	平成１４年５月２９日 第３９３０号	平成１４年５月２７日解除	余白
１４	抵当権設定仮登記	平成１４年６月４日 第４１２８号	平成１４年３月１８日金銭消費貸借同日設定	債権額　金１億円 利息　年１５％ 損害金　年２０％ 債務者　神奈川県小田原市鴨宮６６６番地 ジィーズ株式会社 権利者　東京都渋谷区道玄坂二丁目２５番１６号 エムエヌエステート有限会社 共同担保　目録ホ第５２０号
	余白抹消	余白抹消	余白抹消	余白抹消

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

公用　静岡県熱海市伊豆山字水立１０８３－３　　閉鎖事項証明書　（土地）

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【　権　利　者　そ　の　他　の　事　項　】
１５	根抵当権設定仮登記	平成１５年１月２８日 第４７２号	平成１５年１月２４日設定	極度額　金２，０００万円 債権の範囲　金銭消費貸借取引　手形債権　小切手債権 債務者 神奈川県小田原市飯泉２７６番地の３ 有限会社リリバット 神奈川県小田原市鴨宮６６６番地 ジィーズ株式会社 権利者　神奈川県小田原市板橋７６３番地の２８ 髙野庫之
	余白抹消	余白抹消	余白抹消	余白抹消
１６	賃借権設定仮登記	平成１５年１月２８日 第４７４号	平成１５年１月２４日設定	借賃　１００㎡年１円 支払期　毎年１２月３０日 存続期間　３年 特約　譲渡、転貸ができる 権利者　神奈川県小田原市板橋７６３番地の２８ 髙野庫之
	余白抹消	余白抹消	余白抹消	余白抹消
１７	１１番根抵当権抹消	平成１７年９月３０日 第６６７７号	平成１７年９月３０日解除	余白
１８	１４番仮登記抹消	平成１７年９月３０日 第６６７８号	平成１７年９月３０日解除	余白

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

公用　静岡県熱海市伊豆山字水立１０８３－３　　閉鎖事項証明書　（土地）

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【　権　利　者　そ　の　他　の　事　項　】
１９	根抵当権設定	平成１７年９月３０日 第６６７９号	平成１７年９月３０日設定	極度額　金６億円 債権の範囲　金銭消費貸借取引　手形債権　小切手債権　保証取引　保証委託取引　手形割引取引 債務者 神奈川県小田原市城山一丁目４番１号 株式会社新幹線ビルディング 神奈川県小田原市鴨宮６６６番地 ジ　ィ　ー　ズ　株　式　会　社 根抵当権者　東京都中央区日本橋室町三丁目２番１５号日本橋室町センタービル 株　式　会　社　Ｓ　Ｆ　Ｃ　Ｇ 共同担保　目録(ハ)第８２７号
付記１号	１９番根抵当権変更	平成１８年８月１０日 第１１６１４号	平成１８年２月１４日本店移転	債務者ジィーズ株式会社の本店　神奈川県小田原市城山一丁目４番１号
付記２号	１９番根抵当権変更	平成１８年８月１０日 第１１６１５号	平成１８年７月３１日変更	極度額　金１６億円
２０	１５番仮登記抹消	平成１８年４月１０日 第３８７６号	平成１８年４月７日解除	余　白
２１	１６番仮登記抹消	平成１８年４月１０日 第３８７７号	平成１８年４月７日解除	余　白

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

公用　静岡県熱海市伊豆山字水立１０８３－３　　閉鎖事項証明書　（土地）

これは閉鎖された登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成１９年５月２４日
静岡地方法務局熱海出張所　　登記官　渡邉久里

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号　Ｄ２８０６４　（　５／６　）　１１／１１

公用　静岡県熱海市伊豆山字水立１０８３－４　　閉鎖事項証明書　（土地）

【表題部】（土地の表示）			調製　平成９年７月９日	地図番号　余白
【不動産番号】	０８１６０００９２７５８			
【所在】	熱海市伊豆山字水立		余白	
【①地番】	【②地目】	【③地積】　㎡	【原因及びその日付】	【登記の日付】
１０８３番４	山林	１９５	余白	余白
余白	余白	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成９年７月９日
余白	余白	余白	１０８３番２に合筆	平成１８年１１月２２日 同日閉鎖

【権利部（甲区）】（所有権に関する事項）				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
１	所有権移転仮登記	平成１年９月２９日 第１０７７２号	平成１年９月２８日売買予約	権利者　東京都足立区綾瀬三丁目２１番１６号 株式会社箕輪不動産 順位１７番の登記を移記
	所有権移転	平成１年１１月１日 第１２２７１号	平成１年１０月３０日売買	所有者　東京都足立区綾瀬三丁目２１番１６号 株式会社箕輪不動産 順位１７番の登記を移記
付記１号	１番仮登記更正	平成１年１１月１日 第１２２７０号	錯誤	登記の目的　所有権移転請求権仮登記 順位１７番付記１号の登記を移記

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号　Ｄ２８０６４　（　６／６　）　　１／９

公用　静岡県熱海市伊豆山字水立１０８３－４　　閉鎖事項証明書　（土地）

【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
2	差押	平成８年４月９日 第２４６９号	平成８年４月９日差押	債権者　熱海市 順位１８番の登記を移記
	余白	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成９年７月９日
3	２番差押登記抹消	平成１３年２月６日 第９２６号	平成１３年２月１日解除	余白
4	所有権移転	平成１３年２月６日 第９３２号	平成１３年２月６日売買	所有者　神奈川県小田原市鴨宮６６６番地 ジィーズ株式会社
5	差押	平成１４年６月１２日 第４２８６号	平成１４年６月１１日静岡県熱海財務事務所差押	債権者　静岡県
6	５番差押登記抹消	平成１４年９月６日 第６３４５号	平成１４年９月６日解除	余白
7	所有権移転	平成１５年１月２０日 第３１１号	真正な登記名義の回復	所有者　神奈川県小田原市飯泉２７６番地の３ 有限会社リリパット
8	所有権移転	平成１７年４月２８日 第２８８８号	真正な登記名義の回復	所有者　神奈川県小田原市鴨宮６６６番地 ジィーズ株式会社
付記１号	８番登記名義人表示変更	平成１８年８月１０日 第１１６１１号	平成１８年２月１４日本店移転	本店　神奈川県小田原市城山一丁目４番１号
9	所有権移転	平成１７年９月３０日 第６６８０号	平成１７年９月３０日譲渡担保	所有者　東京都中央区日本橋室町三丁目２番１５号 日本橋室町センタービル 株式会社ＳＦＣＧ

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号　Ｄ２８０６４　（　６／６　）　　２／９

公用　静岡県熱海市伊豆山字水立１０８３－４　　閉鎖事項証明書　（土地）

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【　権　利　者　そ　の　他　の　事　項　】
１０	９番所有権抹消	平成１８年８月１０日 第１１６１０号	平成１８年７月３１日解除	余白
１１	所有権移転	平成１８年８月１０日 第１１６１２号	平成１８年７月３１日売買	所有者　神奈川県小田原市城山一丁目４番１号 株式会社新幹線ビルディング

【　権　利　部　（　乙　区　）　】　（所有権以外の権利に関する事項）

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【　権　利　者　そ　の　他　の　事　項　】
1	根抵当権設定	平成１年９月２９日 第１０７７１号	平成１年９月２８日設定	極度額　金２３億円 債権の範囲　銀行取引　手形債権　小切手債権 債務者　東京都足立区綾瀬三丁目２１番１６号 株式会社箕輪不動産 根抵当権者　東京都千代田区九段北一丁目１３番１０号 株式会社日本債券信用銀行 （取扱店　東京支店） 共同担保　目録(ｾ)第２８４号 順位１９番の登記を移記
付記１号	１番根抵当権変更	平成１年１１月１日 第１２２７２号	平成１年１０月３０日変更	極度額　金３０億円 順位１９番付記１号の登記を移記
付記２号	１番根抵当権移転	平成６年９月２９日 第７８５１号	平成６年９月２９日譲渡	根抵当権者　東京都千代田区神田神保町三丁目２９番地 株式会社共同債権買取機構 順位１９番付記２号の登記を移記
付記３号	１番根抵当権変更	平成６年９月２９日	平成６年９月２９日変更	債権の範囲　平成６年９月２９日債権譲渡（譲渡人

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

公用　静岡県熱海市伊豆山字水立１０８３－４　　閉鎖事項証明書　（土地）

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【　権　利　者　そ　の　他　の　事　項　】
		第７８５２号		株式会社日本債券信用銀行）にかかる債権　金銭消費貸借取引　手形債権　小切手債権 順位１９番付記３号の登記を移記
付記４号	１番根抵当権元本確定	平成１２年３月１５日 第１６４９号	平成１２年３月１０日確定	余白
付記５号	１番根抵当権移転	平成１２年５月８日 第３１６８号	平成１２年４月２５日債権譲渡	根抵当権者　東京都渋谷区渋谷二丁目１５番１号、東邦生命ビル 有限会社エム・ディー・エル・ツー
２	根抵当権設定	平成７年７月２０日 第５２２３号	平成７年７月１７日設定	極度額　金２３億円 債権の範囲　銀行取引　手形債権　小切手債権 債務者　東京都足立区綾瀬三丁目２１番１６号 株式会社箕輪不動産 根抵当権者　東京都千代田区九段北一丁目１３番１０号 株式会社日本債券信用銀行 共同担保　目録(く)第８０３号 順位２０番の登記を移記
付記１号	２番根抵当権元本確定	平成１１年１２月３日 第７８８８号	平成１１年１１月１９日確定	余白
付記２号	２番根抵当権移転	平成１１年１２月３日 第７８８９号	平成１１年１１月２２日債権譲渡	根抵当権者　東京都中野区本町二丁目４６番１号 株式会社整理回収機構
３	根抵当権設定	平成７年７月２０日 第５２２４号	平成７年７月１７日設定	極度額　金１０億２，０００万円 債権の範囲　銀行取引　手形債権　小切手債権 債務者　東京都足立区綾瀬三丁目２１番１６号 株式会社箕輪不動産

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号　Ｄ２８０６４　（　６／６　）　　４／９

公用　静岡県熱海市伊豆山字水立１０８３－４　　閉鎖事項証明書　（土地）

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【　権　利　者　そ　の　他　の　事　項　】
				根抵当権者　東京都千代田区九段北一丁目１３番１０号 株式会社日本債券信用銀行 共同担保　目録(く)第８０４号 順位２１番の登記を移記
付記１号	３番根抵当権元本確定	平成１１年１２月３日 第７８９０号	平成１１年１１月１９日確定	余白
付記２号	３番根抵当権移転	平成１１年１２月３日 第７８９１号	平成１１年１１月２２日債権譲渡	根抵当権者　東京都中野区本町二丁目４６番１号 株式会社整理回収機構
４	根抵当権設定	平成７年７月２０日 第５２２５号	平成７年７月１７日設定	極度額　金５億円 債権の範囲　銀行取引　手形債権　小切手債権 債務者　東京都足立区綾瀬三丁目２１番１６号 株式会社箕輪不動産 根抵当権者　東京都千代田区九段北一丁目１３番１０号 株式会社日本債券信用銀行 共同担保　目録(く)第８０５号 順位２２番の登記を移記
付記１号	４番根抵当権元本確定	平成１１年１２月３日 第７８９２号	平成１１年１１月１９日確定	余白
付記２号	４番根抵当権移転	平成１１年１２月３日 第７８９３号	平成１１年１１月２２日債権譲渡	根抵当権者　東京都中野区本町二丁目４６番１号 株式会社整理回収機構
５	根抵当権設定	平成７年７月２０日 第５２２６号	平成７年７月１７日設定	極度額　金８億４，０００万円 債権の範囲　銀行取引　手形債権　小切手債権 債務者　東京都足立区綾瀬三丁目２１番１６号

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号　Ｄ２８０６４　（　６／６　）　　５／９

公用　静岡県熱海市伊豆山字水立１０８３－４　　閉鎖事項証明書　（土地）

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【　権　利　者　そ　の　他　の　事　項　】
				株式会社箕輪不動産 根抵当権者　東京都千代田区九段北一丁目１３番１０号 株式会社日本債券信用銀行 共同担保　目録(く)第８０６号 順位２３番の登記を移記
付記１号	５番根抵当権元本確定	平成１１年１２月３日 第７８９４号	平成１１年１１月１９日確定	余白
付記２号	５番根抵当権移転	平成１１年１２月３日 第７８９５号	平成１１年１１月２２日債権譲渡	根抵当権者　東京都中野区本町二丁目４６番１号 株式会社整理回収機構
	余白	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成９年７月９日
6	１番根抵当権抹消	平成１３年２月６日 第９２７号	平成１３年２月６日解除	余白
7	２番根抵当権抹消	平成１３年２月６日 第９２８号	平成１３年２月６日解除	余白
8	３番根抵当権抹消	平成１３年２月６日 第９２９号	平成１３年２月６日解除	余白
9	４番根抵当権抹消	平成１３年２月６日 第９３０号	平成１３年２月６日解除	余白
１０	５番根抵当権抹消	平成１３年２月６日 第９３１号	平成１３年２月６日解除	余白

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　整理番号　Ｄ２８０６４　（　６／６　）　　６／９

公用　静岡県熱海市伊豆山字水立１０８３－４　　閉鎖事項証明書　（土地）

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【　権　利　者　そ　の　他　の　事　項　】
１１	根抵当権設定	平成１３年２月６日 第９３３号	平成１３年２月６日設定	極度額　金１億５，０００万円 債権の範囲　金銭消費貸借取引　保証取引　手形債権　小切手債権 債務者　神奈川県小田原市鴨宮６６６番地 ジィーズ株式会社 根抵当権者　東京都新宿区新宿二丁目６番４号 但馬信用保証株式会社 共同担保　目録(く)第４９３７号
付記１号	１１番根抵当権変更	平成１４年５月２９日 第３９３１号	平成１４年５月２９日変更	極度額　金５億円
付記２号	１１番根抵当権元本確定	平成１６年３月８日 第１５６９号	平成１５年５月３０日確定	余白
付記３号	１１番根抵当権変更	平成１６年３月８日 第１５７０号	平成１５年５月３０日変更	極度額　金３億円
付記４号	１１番根抵当権移転	平成１６年３月８日 第１５７１号	平成１５年５月３０日債権譲渡	根抵当権者　東京都中央区八重洲二丁目５番９号 株式会社コスモファイナンス
１２	抵当権設定仮登記	平成１４年３月１８日 第１７９２号	平成１４年３月１８日金銭消費貸借同日設定	債権額　金１億円 利息　年１５％ 損害金　年２０％ 債務者　神奈川県小田原市鴨宮６６６番地 ジィーズ株式会社 権利者　東京都渋谷区道玄坂二丁目２５番１６号 エムエヌエステート有限会社 共同担保　目録(ｲ)第４４３号
	余白抹消	余白抹消	余白抹消	余白抹消

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号　Ｄ２８０６４　（　６／６　）　　７／９

公用　静岡県熱海市伊豆山字水立１０８３－４　　閉鎖事項証明書　（土地）

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【権利者その他の事項】
１３	１２番仮登記抹消	平成１４年５月２９日 第３９３０号	平成１４年５月２７日解除	余白
１４	抵当権設定仮登記	平成１４年６月４日 第４１２８号	平成１４年３月１８日金銭消費貸借同日設定	債権額　金１億円 利息　年１５％ 損害金　年２０％ 債務者　神奈川県小田原市鴨宮６６６番地 ジィーズ株式会社 権利者　東京都渋谷区道玄坂二丁目２５番１６号 エムエヌエステート有限会社 共同担保　目録(ア)第５２０号
	余白抹消	余白抹消	余白抹消	余白抹消
１５	１１番根抵当権抹消	平成１７年９月３０日 第６６７７号	平成１７年９月３０日解除	余白
１６	１４番仮登記抹消	平成１７年９月３０日 第６６７８号	平成１７年９月３０日解除	余白
１７	根抵当権設定	平成１７年９月３０日 第６６７９号	平成１７年９月３０日設定	極度額　金６億円 債権の範囲　金銭消費貸借取引　手形債権　小切手債権　保証取引　保証委託取引　手形割引取引 債務者 神奈川県小田原市城山一丁目４番１号 株式会社新幹線ビルディング

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　整理番号　Ｄ２８０６４　（　６／６　）　　８／９

公用　静岡県熱海市伊豆山字水立１０８３－４

閉鎖事項証明書　（土地）

【順位番号】	【登　記　の　目　的】	【受付年月日・受付番号】	【　原　　因　】	【　権　利　者　そ　の　他　の　事　項　】
				神奈川県小田原市稲宮６６６番地 ジ　ィ　ー　ズ　株　式　会　社 根抵当権者　東京都中央区日本橋室町三丁目２番１５号日本橋室町センタービル 株　式　会　社　Ｓ　Ｆ　Ｃ　Ｇ 共同担保　目録(ヘ)第８２７号
付記１号	１７番根抵当権変更	平成１８年８月１０日 第１１６１４号	平成１８年２月１４日本店移転	債務者ジィーズ株式会社の本店　神奈川県小田原市城山一丁目４番１号
付記２号	１７番根抵当権変更	平成１８年８月１０日 第１１６１５号	平成１８年７月３１日変更	極度額　金１６億円

これは閉鎖された登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成１９年５月２４日
静岡地方法務局熱海出張所　　登記官　渡　邉　久　里

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号　Ｄ２８０６４　（　６／６　）　　９／９


原泉
地形図 S=1/2,500

境　界　調　査　図　S＝1：3,000

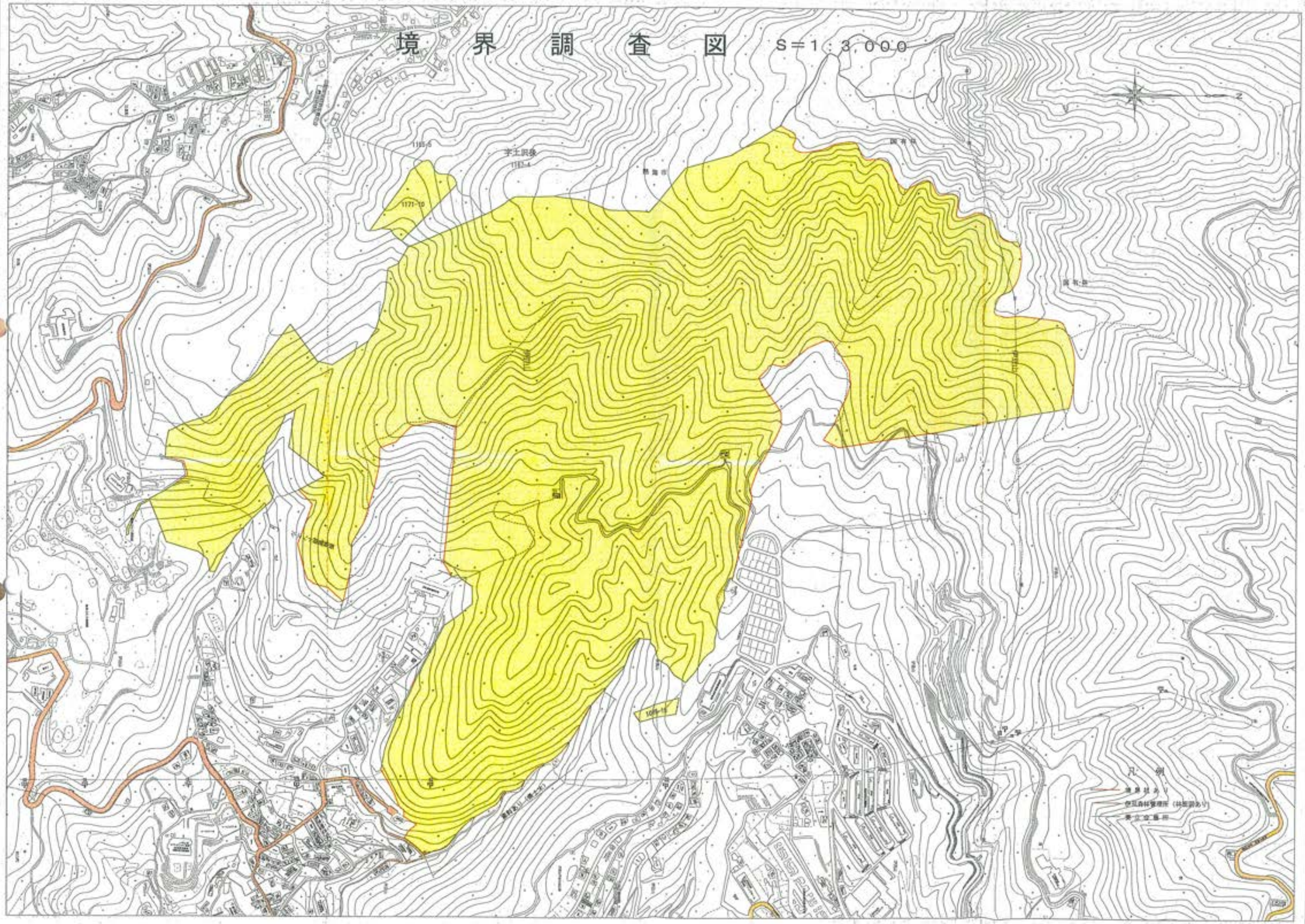

A011

復 命 書

供覧	所長	次長	部長	技監	治山課長	係長	課 員
	〃	〃	〃		〃	〃	

日時	平成19年5月29日（火）11：00
出張先	熱海市伊豆山字赤井谷、同市下多賀字大洞
用件	㈱新幹線ビルディングによる開発地の現地調査について
内容及び結果	1　事業者　㈱新幹線ビルディング 2　開発目的　残土処理 3　場　所　熱海市伊豆山字赤井谷1076-3、1076-8（公図から推定） 4　応対者　㈱新幹線ビルディング　沼尾氏（現場担当） 5　結　果 ・現況を確認。5月22日の確認状況と大きな変化なし。 ・土の搬入はしていない。 ・200mほど上流で宅地造成を行っている。当該造成地の一部に5条森林区域を含むが、伐採届出はされていない。 6　対　応 ・沼尾氏に以下の内容を指示。 ①　転用部分についての求積図の提出。 ②　盛りこぼした土砂の防災対策等の詳細を、責任者と現地で確認したい。責任者から日程調整の電話連絡をもらいたい。 7　その他　・平成19年5月7日付で許可した、熱海市下多賀大洞地内の同社による保安林内形質変更許可地については、現地確認の結果、現時点では伐採も含め未着手。許可内容：「植林のための土質改良」。

上記のとおり復命します。

平成19年5月29日

東部農林事務所長様

治山課長　菅野　実

職氏名　林地保全係長　片田　哲利

主任　豊竹　由章

副主任　宮城島　加織



















A012-1

東農治第　９９号
平成１９年５月３１日

株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野二三男　様

静岡県東部農林事務所長

熱海市伊豆山字赤井谷 1076-3 及び 1076-8 番地における森林の
伐採等について

平成 19 年 5 月 22 日に現地調査を実施したところ、貴殿の行為は森林法第 10 条の 2 に抵触するおそれがあると判断されるので、下記事項を守られるよう通知します。

記

1　標記森林内での開発行為に相当する作業は、中止してください。

2　土地の形質変更面積を実測し、求積図を平成 19 年 6 月 25 日（月）までに提出してください。

3　区域外への土砂の流出防止等、災害を防ぐための措置を農林事務所と協議の上、その復旧計画書を平成 19 年 6 月 25 日（月）までに提出してください。

担当：治山課林地保全係
電話：055-920-2173

A012-2

局長	室長	技監	専門監	室員	担当	年月日
〃			〃		瀬本	

東農治第９９号
平成１９年５月３１日

建設部長　様

東部農林事務所長

熱海市伊豆山字赤井谷 1076-3 及び 1076-8 番地における
森林の伐採等について

このことについて、森林法第 10 条の 2 に抵触する恐れがあるため、別紙（写）のとおり通知したので報告します。

記

1　箇　所：熱海市伊豆山字赤井谷 1076-3、1076-8

2　行為者：神奈川県小田原市城山 1-4-1
株式会社新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ　代表取締役　天野二三男

3　面　積：1.5～3.0ha

担当　治山課林地保全係　片田
ＴＥＬ　055-920-2173

森林計画室
19,6,-1
第　号

東農治第　９９号
平成１９年５月３１日

株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野二三男　様

静岡県東部農林事務所長

熱海市伊豆山字赤井谷 1076-3 及び 1076-8 番地における森林の
伐採等について

平成 19 年 5 月 22 日に現地調査を実施したところ、貴殿の行為は森林法第 10 条の 2 に抵触するおそれがあると判断されるので、下記事項を守られるよう通知します。

記

1　標記森林内での開発行為に相当する作業は、中止してください。

2　土地の形質変更面積を実測し、求積図を平成 19 年 6 月 25 日（月）までに提出してください。

3　区域外への土砂の流出防止等、災害を防ぐための措置を農林事務所と協議の上、その復旧計画書を平成 19 年 6 月 25 日（月）までに提出してください。

担当：治山課林地保全係
電話：055-920-2173

A013

（件名）　　平成 19 年 5 月 31 日

熱海市伊豆山地内における無許可開発について

1　概要

熱海市伊豆山地内で森林内での無許可開発が判明したため、土砂流出防止のための指導を文書で行う。

2　内容

(1)　場所　熱海市伊豆山字赤井谷 1076-3　ほか

(2)　森林の開発面積（推定）　1.5～3.0ha

(3)　行為者　神奈川県小田原市城山 1-4-1　㈱新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ代表取締役　天野二三男

3　経緯

平成 19 年 4 月 27 日 熱海市みどり農水課から、伐採届の提出がないまま造成工事（宅地造成に伴う残土処理）が進められているとの連絡。

平成 19 年 5 月 2 日　東部農林事務所所内で、行為者に事業の内容を聴き取り。

平成 19 年 5 月 22～29 日　　東部農林事務所、熱海市による現地調査。中止の指導。

4　森林法における違反の有無

5 条森林内での開発面積が 1.0ha を超えると判断されるため、森林法第 10 条の 2 違反。

5　災害等の危険性

・　自社宅地造成事業により発生した残土を沢に盛りこぼしており、不安定なまま斜面に放置されているため、今後の降雨により流出する恐れがある。

6　今後の対応

・　口頭、文書により行政指導（開発区域の求積と復旧計画）。

・　森林法としての復旧対策は、土砂流出防止措置と植栽等により森林に復元させること。

・　指導に当たっては、森林計画室、熱海市と連携をとって進めていく。

7　その他

(1) 他法令の取得状況

平成 19 年 3 月 9 日、熱海市に「土の採取等計画届出書」提出。

(2) その他

平成 19 年 1 月、県土地利用委員会及び森林計画室に、行為者から開発の相談あり。

市の土地利用の承認は得ている
盛土地区内の開発許可を得ている

	項目	内容	備考
1	森林の所在と所有者	(所在)　(所有者) 熱海市伊豆山字赤井谷 1076-3　㈱新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ 〃　1076-8　〃	・「H19.3.9 付け土の採取計画届出書」 ・登記事項調査
2	伐採の行為者	神奈川県小田原市城山1丁目4番1号 株式会社　新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ	・「H19.3.9 付け土の採取計画届出書」
3	伐採面積	1．5～3．0ha	目視
4	3のうち土地の形質変更に係る面積	1．5～3．0ha	目視
5	伐採樹種、林令、材積	ザツ 41～43年 (41林班ヘ13,15付近)	森林簿
6	伐採等行為の期間	平成19年3月頃から。	・熱海市建設課聞き取り (H19.5.22)
7	伐採跡地の用途	残土処理	・「H19.3.9 付け土の採取計画届出書」
8	7の計画面積	9,446㎡	・「H19.3.9 付け土の採取計画届出書」

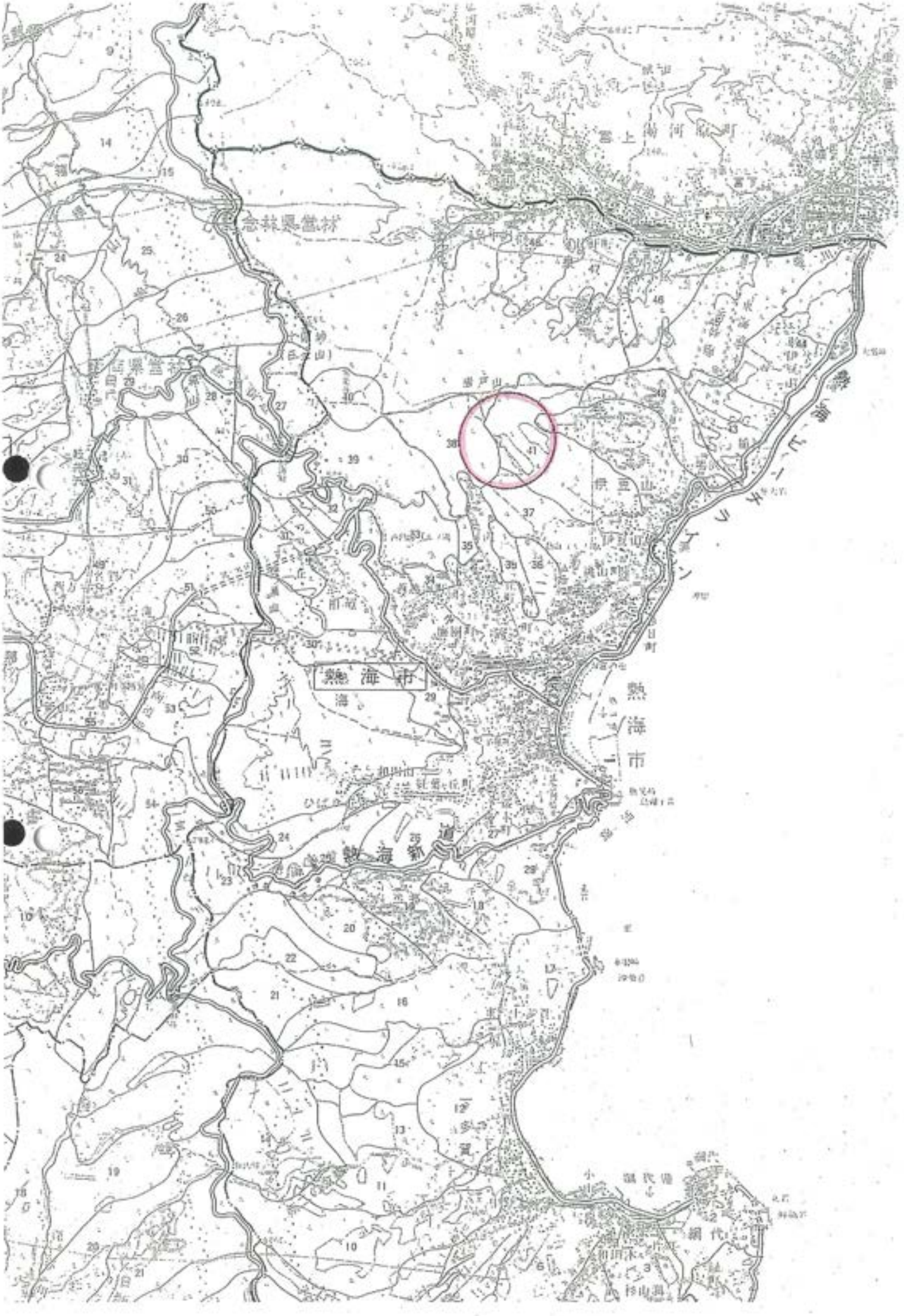

熱海市
熱海市
熱海新道
伊豆山

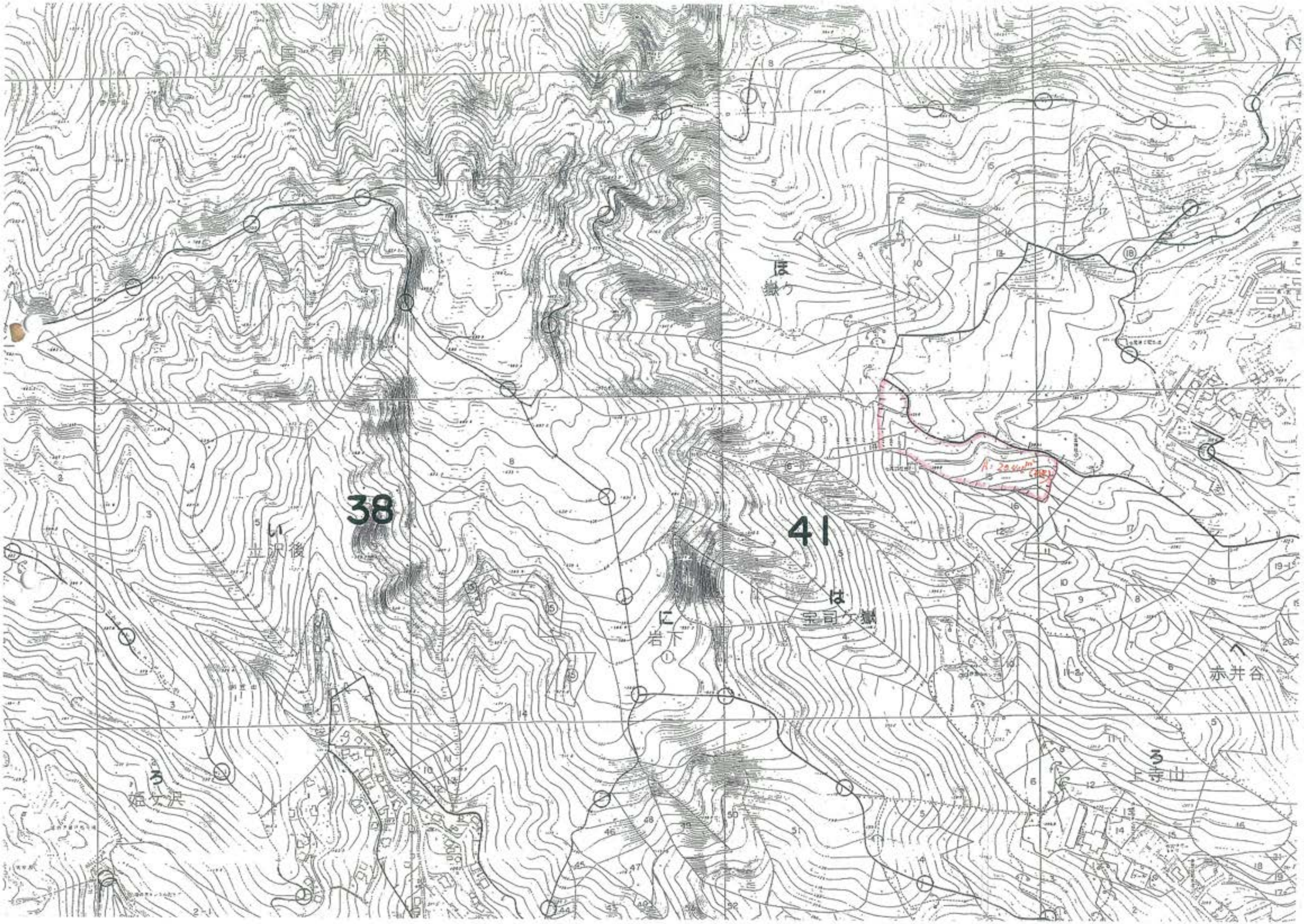

泉国有林
38
41
ほ
嶽ケ
い
立沢後
に
岩下
は
宝司ケ嶽
ろ
姫女沢
ろ
上寺山
赤井谷

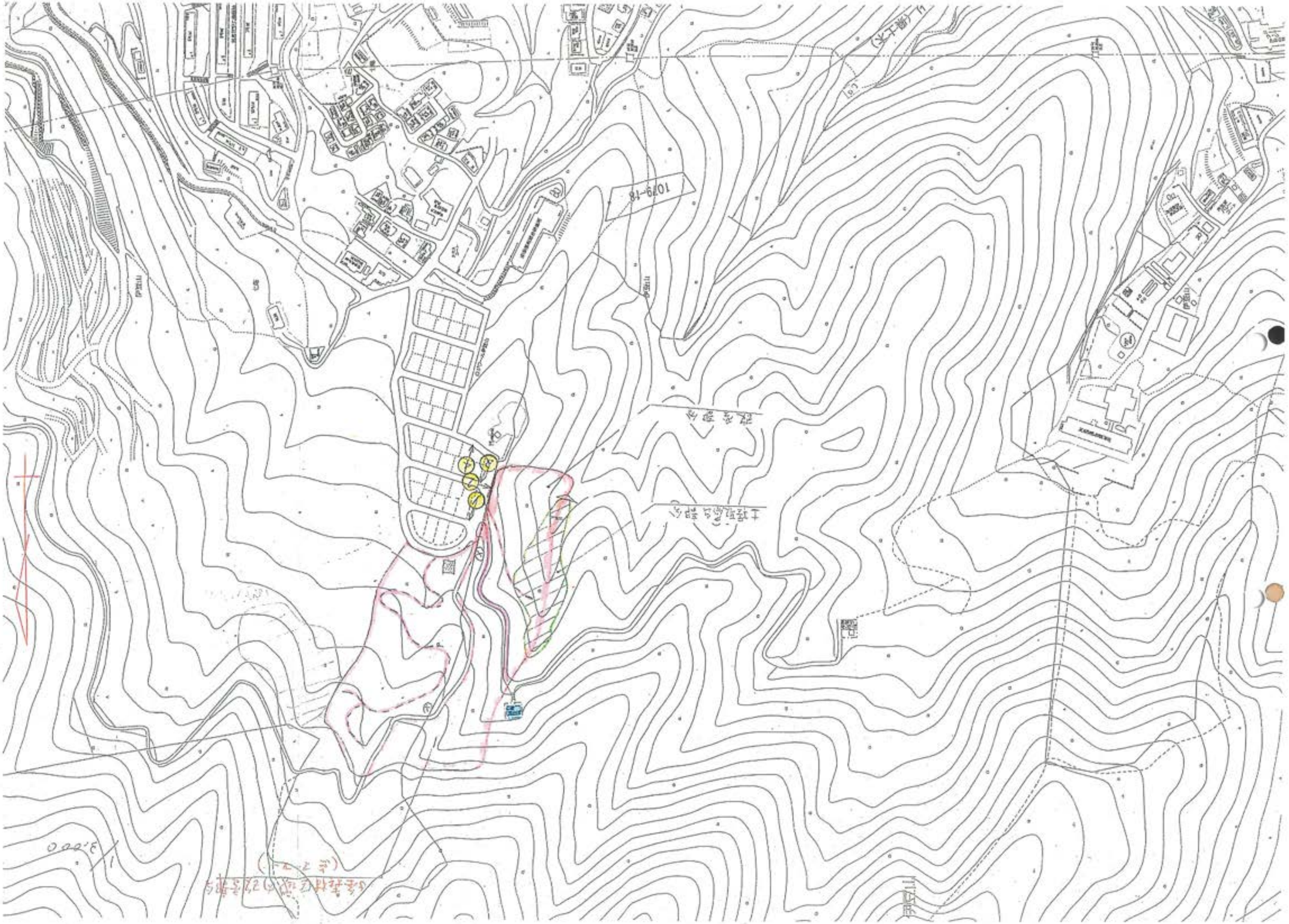

撮影年月日：平成１９年５月２２日



①

撮影年月日：平成１９年５月２２日



②

撮影年月日：平成１９年５月２２日



③



④

A014

復　命　書

供覧	所長	次長	総務課長	技監	治山課長	係長	課　員
					〃	〃	

日時	平成19年6月5日（火）11：00
出張先	熱海市伊豆山字赤井谷
用件	無断開発地の現地指導（㈱新幹線ビルディング）について
内容及び結果	1　事業者　㈱新幹線ビルディング 2　開発目的　宅地造成および残土処理 3　場　所　熱海市伊豆山字赤井谷 1076-3、1076-8 4　出席者　㈱新幹線ビルディング　後藤、沼尾氏ほか1 熱海市役所みどり農水課村田副室長、長津道路海岸整備室長ほか 熱海土木事務所　飯塚都市計画課長ほか 5　指導内容 ・ 後藤氏に、以下の内容を指示するとともに指導文書を交付。 ① 同地内での開発行為の中止。 ② 沢部の盛土及び盛りこぼした土砂の流出防止対策を検討の上、期日までに復旧計画書を提出すること。雨期を迎えるため、土砂流出防止のための応急的な対策に限り、復旧計画書の作成を待たずに施工することを認める。 ③ 現状での転用面積を求積すること。 6　結　果 以下、後藤氏、沼尾氏回答。 「指導内容は了解。転用区域面積については1ha以下のつもりだった。応急対策は、土を盛りこぼした法面については横で段切し緩勾配に整形する。沢部盛土の末端に土留を設置するつもりだが、構造等を検討中。応急対策はすぐに着手する。」 7　その他　今回指導の件については、事前に森林計画室に報告済み（6/1）。

上記のとおり復命します。

平成19年6月5日

東部農林事務所長様

治山課長　菅野　実

職氏名　林地保全係長　片田　哲利

主任　豊竹　由章

株式会社 新幹線ビルディング

取締役
工務部部長 後藤和夫

〒250-0045 神奈川県小田原市城山1-4-1 新幹線ビル
TEL 0465-32-1158 FAX 0465-32-1159
携帯 090-8645-1703

株式会社 新幹線ビルディング

不動産部部長 下垣義博

〒250-0045 神奈川県小田原市城山1-4-1 新幹線ビル 3F
TEL 0465-32-1158 FAX 0465-32-1159

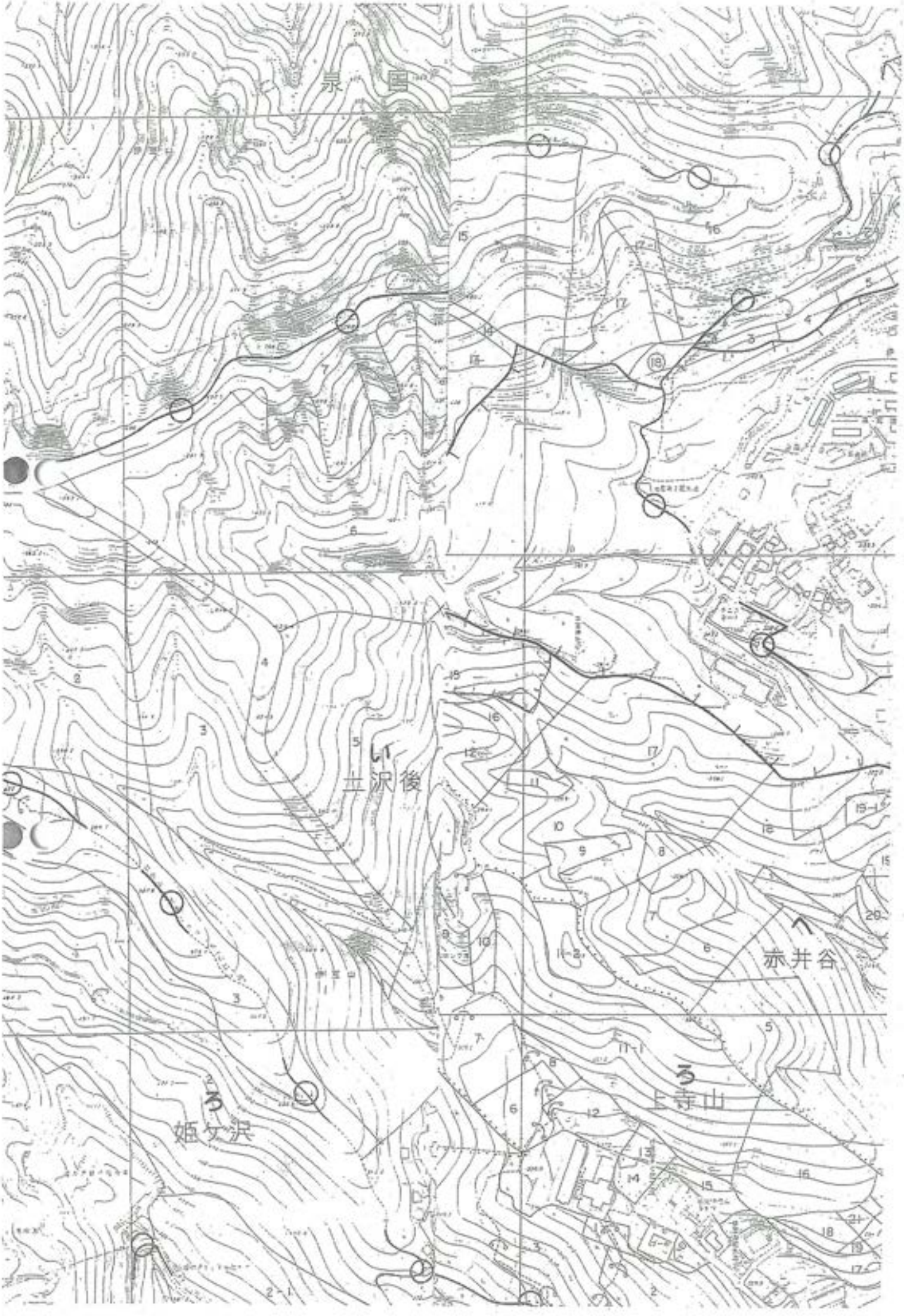

泉国
い
立沢後
へ
赤井谷
ろ
上寺山
ろ
姫ケ沢

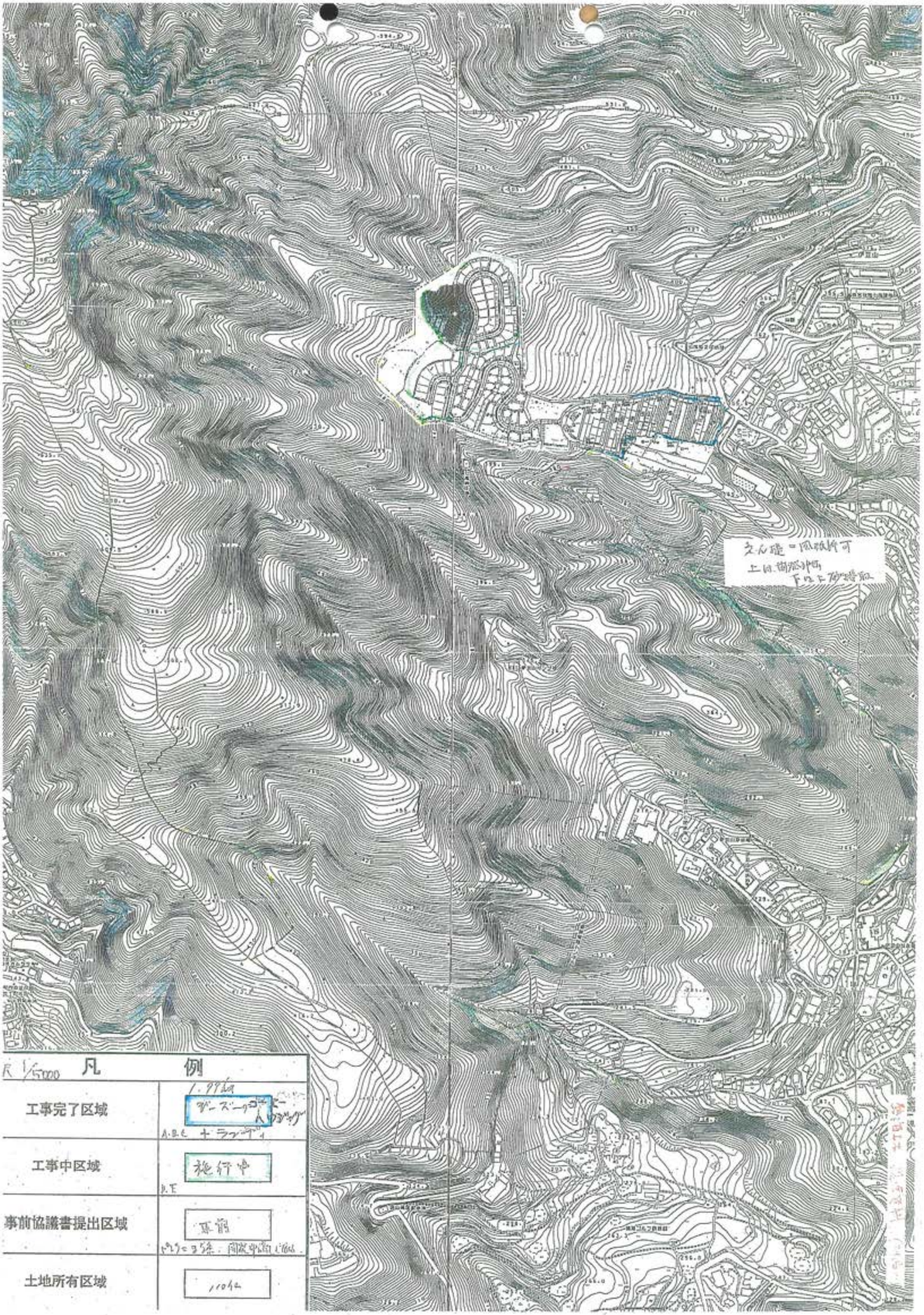

凡例	
工事完了区域	1.99㎡ ダーズーク コーヒー ハウジング A.B.C ナランディ
工事中区域	施行中 D.E
事前協議書提出区域	事前
土地所有区域	110㎡

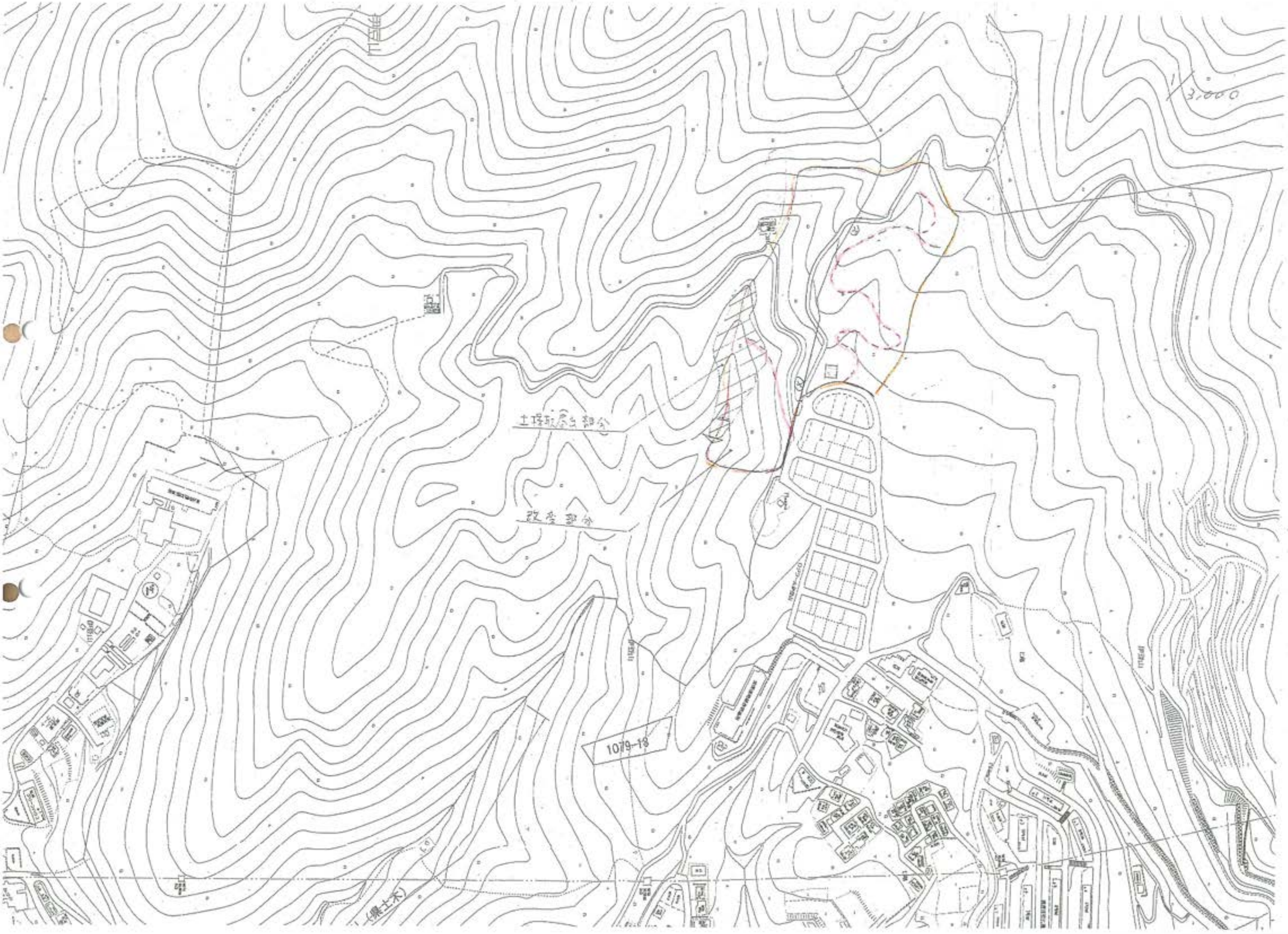
1/3,000
土採取原出部分
改変部分
1079-18
(県土木)

A015

東部農林事務所治山課

TEL　055－920－2173
FAX　055－924－8594

FAX送信のご案内

送付先：静岡県建設部森林計画室　　FAX番号：　054－221－2829

藤本　様

発信者：東部農林事務所治山課　片田　　日付：　6/7/2007

送付枚数：　1　枚（送付状含まず）

要　件：熱海市伊豆山開発関係

☐ 至急！　☐ ご参考まで　☐ ご確認ください　☐ ご返信ください　☐ ご回覧ください

日ごろ大変お世話になっております。

6月5日現地指導を行ったので別紙のとおり復命書を送付します。

6/7 FAX済

復 命 書

供覧	所長	次長	総務課長	技監	治山課長	係長	課 員
					〃	〃	

日時	平成19年6月5日（火）11：00
出張先	熱海市伊豆山字赤井谷
用件	無断開発地の現地指導（㈱新幹線ビルディング）について
内容及び結果	1　事業者　㈱新幹線ビルディング 2　開発目的　宅地造成および残土処理 3　場　所　熱海市伊豆山字赤井谷 1076-3、1076-8 4　出席者　㈱新幹線ビルディング　後藤、沼尾氏ほか1 熱海市役所みどり農水課村田副室長、長津道路海岸整備室長ほか 熱海土木事務所　飯塚都市計画課長ほか 5　指導内容 ・ 後藤氏に、以下の内容を指示するとともに指導文書を交付。 ① 同地内での開発行為の中止。 ② 沢部の盛土及び盛りこぼした土砂の流出防止対策を検討の上、期日までに復旧計画書を提出すること。雨期を迎えるため、土砂流出防止のための応急的な対策に限り、復旧計画書の作成を待たずに施工することを認める。 ③ 現状での転用面積を求積すること。 6　結　果 以下、後藤氏、沼尾氏回答。 「指導内容は了解。転用区域面積については1ha以下のつもりだった。応急対策は、土を盛りこぼした法面については棚で段切し緩勾配に整形する。沢部盛土の末端に土留を設置するつもりだが、構造等を検討中。応急対策はすぐに着手する。」 7　その他　今回指導の件については、事前に森林計画室に報告済み（6/1）。

上記のとおり復命します。

平成19年6月5日

東部農林事務所長様

治山課長　菅野　実

職氏名　林地保全係長　片田　哲利

主任　豊竹　由章

A016

平成19年11月7日

伊豆山開発への対応について

1 概 要

- 伊豆山字赤井谷で開発行為（第二期）を行っている株式会社新幹線ビルディングが、発生した残土を開発許可区域外（逢初川流域）に盛土した。
- 残土処理のため堰堤施工に着手
- 平成19年4月24日大熱海漁港の島氏から伊豆山港内が汚濁しているとの連絡あり。（市によれば堰堤工事で沢を荒らしたことが原因）
- これに対して東部農林は平成19年5月31日付けで森林法に基づき行政指導を行った。
- 新幹線ビルディングはこの盛土を一時仮置きと称して、風致・土採取許可を受けている2箇所に移動するといっている。
- 風致許可時の堰堤の構造に問題があると考えられる。現在構造を見直し中であり、市に対し県と協議するよう伝えてある。

2 経 緯

- H18.9.1　天野氏他3名来市。赤井谷35万坪取得を検討中とのこと
- H18.9.26　市が土地対策室と対応協議
- H18.10.2　風致地区内行為許可申請①（上流側9446m2：土地の形質の変更、木竹の伐採）
- H18.10.2　赤井谷35万坪の埋土（残土処分）計画が判明
- H18.10.18　第二期開発行為許可（49,850m2）
- H18.11.21　後藤氏・大塚氏、熱海土木と協議(?)
- H18.11.9　土の盛こぼし発見
- H18.11.29　後藤氏県庁（課は不明）と協議(?)
- H18.11.30　市が土地対策室に経緯を説明
- H18.12.8　後藤氏県庁（課は不明）と協議(?)
- H19.1.24　後藤氏県庁（課は不明）と協議(?)
- H19.1.25　後藤氏、熱海土木と協議(?)
- H19.1.30　天野氏他8名来市。残土処分及び道路築造予定を協議
- H19.2.6　後藤氏県庁（課は不明）と協議(?)
- H18.3.9　土採取条例の届出①
- H19.3.15　土採取条例の届出②　→　計画変更のため保留中
- H19.3.21　風致地区内行為許可申請②（下流側9297m2：土地の形質の変更、木竹の伐採）
- H19.4.9　土採取①の受理
- H19.4.11　風致③の堆積土は堰堤築造後に盛土に使用すると約束（現状から撤去）
- H19.4.12　風致①②の許可
- H19.4.12　トランスファー沼尾氏に堰堤の状況聴取（底部を施工中とのこと）
- H19.4.18　風致③の堆積土の一部は鎌倉市から搬入したとのこと
- H19.4.23　逢初川に土砂流出。市職員現地確認
- H19.4.23　後藤氏、沼尾氏と泥水対策を検討
- H19.4.24　大熱海漁港の島氏から伊豆山港内が汚濁しているとの連絡が土木事務所にあり、現場調査
- H19.4.25　逢初川に土砂流出。市職員現地確認
- H19.4.25　沼尾氏現地確認

・ H19.5.2　後藤氏・下垣氏、東部農林事務所と協議(?)
・ H19.5.11　風致地区内行為許可申請③（1期開発隣接地 5065m2：土砂の堆積）
・ H19.5.25　逢初川やや濁る。市職員現地調査
・ H19.5.31　東部農林事務所　工事の停止と復旧計画書の提出を指示
　・ 森林法10条の2に抵触する恐れがあるため、作業の停止と土砂流出防止等災害を防ぐための復旧計画書をH19.6.25までに提出させる通知を出した。
・ H19.6.4　風致③の許可
・ H19.6.5　東部農林事務所　現地調査、防災措置を指示
　・ 東部農林が新幹線ビルディング（後藤ほか1名）と現地で立会い、現在行っている堰堤の築造、シガラの設置等の防災措置を行うよう指示した。
・ H19.6.7　熱海土木都市計画課と熱海市建築住宅課とで土地対策室と協議
　・ 県が業者を呼んで協議をもってはどうか。
　・ 堰堤の構造等の協議、及び、開発のためには河川改修が必要であることを伝える。
・ H19.6.7　上記協議結果を所長に報告
　・ 開発行為許可の条件（河川流下能力）については、許可権者である市がいうべきこと。
　・ 堰堤構造等については、市が県に協議すべきこと
・ H19.6.7　上記について、市建築住宅課窪田係長に依頼
・ H19.6.8　市土地利用対策室上西室長に堰堤構造等について河川管理者である県と協議すること、また、業者への指示は文書に残すことを依頼
・ H19.6.19　後藤氏外1名、熱海土木事務所に来所
・ H19.6.20　市建築住宅課窪田係長に堰堤の構造検討状況について聞き取り
　→　構造を見直すといっているが、いまのところアクションなし
・ H19.7.11　熱海市土地利用対策室長より、漁協から汚濁の連絡があり確認したところ、港には入っていなかったが周辺に泥水が認められた。新幹線ビルディング下請け現場監督の沼尾氏に漁協に説明するように指示したとのこと
・ H19.7.13　東部農林と熱海市が合同現地調査
・ H19.7.24　熱海土木と調圧槽について協議
・ H19.9.7　新幹線ビルより台風雨について異常なしと報告を受ける。
・ H19.9.11　大熱海漁協、新幹線ビル、熱海市が協議（泥水の件、物別れ）
・ H19.9.21　調圧槽に向け通路計画を聞く。東部農林との協議を指示
・ H19.10.12　東部農林現地調査。調圧槽上部災害を確認。形質変更面積算定指示
・ H19.10.25　東部農林現地調査

※　協議(?)とは、市が後藤氏から口頭で聞いた内容（未確認）

3　現状に対する対応

① 森林法による行政指導（平成19年5月31日付）
・ 作業の停止と土砂流出防止措置を指示

② 風致条例、土採取条例による指導
・ 風致条例、土採取条例により、業者を指導する市と堰堤の構造等について協議する。
・ 風致許可、土採取許可を取得し、その指導のもと適切に残土処理されるならば一応問題ない。
・ ただし、その後の開発につなげてくる可能性がある。

4　今後、開発行為申請があった場合の対応

① 開発行為許可権者である熱海市からの指導
・ 下流河川逢初川の流下能力が、1年確率降雨に対応できていないため、1/1の雨を流せるように

河川改修をしない限り開発行為はできないことを市が指導する。（熱海市開発事業技術基準）

② 東部農林事務所からの指導

・ レッドデータブックの貴重種が存在する可能性があるため、調査（ミニアセス）をさせる。（調査結果を協議し、自然保護室が判断する。こちらの条件（移植等）に対応できていれば許可せざるを得ない。）

平成20年1月16日

伊豆山開発への対応について

1　7月以降の経緯

H19.7.13　東部農林と熱海市が合同現地調査
H19.7.24　熱海市、熱海土木で調圧槽について協議
H19.9. 7　新幹線ビルより台風雨について異常なしと報告を受ける。
H19.9.11　大熱海漁協、新幹線ビル、熱海市が協議（泥水の件）
H19.9.21　熱海市が新幹線ビルに調圧槽に向けた通路計画を聞く。東部農林との協議を指示
H19.10.12　東部農林現地調査。調圧槽上部災害を確認。形質変更面積算定指示
H19.10.25　東部農林現地調査
H19.11.19　新幹線ビル(後藤氏)来所。35万坪の開発の河川協議について相談。
同日、市が後藤氏から聞いた話では、「小田原の方の工事残土を伊豆山の自社地に処分するための残土処分場（1ha未満）を考えている、開発計画はない」とのこと。
H19.11.21　新幹線ビル(後藤氏)来所。「逢初川が1/1ないが、どうすれば開発できるのか。8haの開発を考えている。河川を改修する用意がある、どのように改修すればよいか教えてもらいたい。」
H19.11.27　熱海市（建築住宅課・道路海岸整備室・土地利用対策室）と熱海土木（技監・用地管理課・工事課・都市計画課）で協議
H19.11.28　新幹線ビル(後藤氏)土地対策室を訪問。「河川整備に対する県の責任、現況でも災害は発生していない等言いたい気持ちはあるが、これについてゴネるつもりはないので、河川整備のやり方を示してほしい。」
H19.12.14　新幹線ビル(後藤氏他)来所。用地管理課、工事課、都市計画課と協議
H19.12.27　新幹線ビルが「調整池の容量計算書」を持ってきた。(1/1放流対応の調整池計画)
H20.1.11　新幹線ビル(後藤氏他)来所。「答えはまだか」「開発が認められる区域のはずだ」

現　状

東部農林で森林法による行政指導中

- 以下の提出を求めている。
  ① 求積（明らかに1haを超えているが、未だ提出がない）
  ② 復旧計画
- 応急対策については、一応ＯＫとしている。
- 元の風致許可・土採取届どおりに現地を復旧すること。
- 指導が完了するまでは、現地に手をつけてはいけない。

新幹線ビルディングの姿勢

- 河川改修は自ら行うとも言っていたが、最近の訪問（H20.1.11）では「河川の整備は県の責任」「裁判、大臣に訴える」などと言っている。

対　応

基本的姿勢

- 東部農林の行政指導に対して新幹線がしっかり対応して完了するまでは、新たな開発等の話にはまともには応じない。
  - 現在の違法状態を正すことが先決
  - 現状が分かる図面（東部農林が求めている）等がなければ検討もできない。

・ 開発しようとする者が示された条件の中で計画を示すべきものであり、県が教えてやることではない。

３２条河川協議対応

・ 32 条河川協議の対応は以下の２つが考えられる。

対象	河川改修	調整池	備考
①業者河川改修案	業者による河川改修	1/1 流量まで絞った通常の調整池	静岡県開発許可等審査基準の原則
①´県河川改修案	県による河川改修	1/1 流量まで絞った通常の調整池	直近の新幹線ピルの主張
②調整池対応案	なし	現況流下能力まで絞った調整池	最小放流量の規定を侵す

・ 開発行為等の手引き（技術基準）では、「本県においては、原則として、1 年確率以上の降雨強度を有効に排出できない河川等には排水使節の接続を認めないこととし、当該放流先河川等を 1 年確率以上に改修した場合にのみ接続を認めることとしている。」
・ 原則はあくまで①であるが、「原則」であり、逢初川の流下能力が非常に低く、県の河川整備責任を問う姿勢も見せており、或いは原則を曲げた①´や②を拒否できるかについて検討しておく必要があると考えられる。
・ ①´や②については全県に影響することであり、河川企画室に相談する等慎重な対応が必要
・ 河川の既存資料（現況流下能力等）の情報提供を求められたらある程度応じる必要があるのでは。

日時　平成19年6月7日（木）
場所　東館12階会議机
内容　伊豆山開発関係打合せ
土地対策室：千葉室長、岡田主幹、佐藤主幹、田代主査、
熱海市建築住宅課：窪田係長
熱海土木都市計画課：飯塚課長、市川

1　状　況

（熱海市から）

- 当面開発行為を行うつもりはないように見受けられる。より条件の整ったところを手がけており、問題を抱えたこの箇所に手を出す余裕がない模様
- 下流流下能力が1/1ないので開発ができないことは、熱海市から業者に伝えてある。
- 市としては、今回の盛こぼした土は絶対に撤去させる考え。ただ、最終的には開発を止めることはできないと考えており、しっかりしたものを造らせようという考えであるとのこと

（東部農林）

- 平成19年5月31日付けで県東部農林事務所より、森林法10条の2に抵触する恐れがあるため、作業の停止と土砂流出防止等災害を防ぐための復旧計画書をH19.6.25までに提出させる通知を出した。
- H19年6月5日には、東部農林が新幹線ビルディング（後藤ほか1名）と現地で立会い、現在行っている堰堤の築造、シガラの設置等の防災措置を行うよう指示した。
- 通常は開発行為と林地開発がセットで、開発行為の技術基準で対応するが、今回のように林地開発だけだと弱い。

（業者）

- 新幹線ビルディング（後藤）は、熱海土木に5回行ったが答えがないといっている。
- 当面、開発隣接区域（図面赤）を宅地にしたいと考えているようであるが、開発が困難であることは認識している。（河川流下能力、貴重種の調査）

2　対　応

（土地対策室）

- 今の時点では開発行為になっていないため、都市計画法ではものが言えない。
- 業者を呼んで、以下の点について協議をもってはどうか（「逢初川の上流で土を動かしているようだが、事情を聞かせてもらいたい」）
  - ① 現在の風致と土採取の許可を受けている箇所の堰堤の構造等（構造的に不安がある）
  - ② 下流流下能力が1/1ないので河川を改修しなければ開発ができないことを、県から業者にはっきり伝える。
    - 河川協議の同意が得られなければ、市は開発申請を拒否できる。
    - ただし、それで素直に引き下がることはないと思われる。

東農治第　９９号
平成１９年５月３１日

株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野二三男　様

静岡県東部農林事務所長

熱海市伊豆山字赤井谷 1076-3 及び 1076-8 番地における森林の
伐採等について

平成 19 年 5 月 22 日に現地調査を実施したところ、貴殿の行為は森林法第 10 条の 2 に抵触するおそれがあると判断されるので、下記事項を守られるよう通知します。

記

1　標記森林内での開発行為に相当する作業は、中止してください。

2　土地の形質変更面積を実測し、求積図を平成 19 年 6 月 25 日（月）までに提出してください。

3　区域外への土砂の流出防止等、災害を防ぐための措置を農林事務所と協議の上、その復旧計画書を平成 19 年 6 月 25 日（月）までに提出してください。

担当：治山課林地保全係
電話：055-920-2173

H19.11.19

伊豆山開発について

・ H19.11.19　新幹線ビルディングの後藤氏来所

（後藤氏）

・ 伊豆山 35 万坪について、逢初川の河川協議（調整池はどれくらい設ければいいか等）について相談したいが

・ 図面はまだできていない。

（課長）

・ 担当は用地管理課になる。都市計画課や工事課も意見を求められることになると思うが。

・ 相談するのに図面がないのでは、話しができない。

・ 調整池を設けてもだめかもしれない。

・ 後藤氏は「やめた、やめた」といって帰った。

H19.11.19　16：30　熱海市窪田係長より電話

（窪田）

・ 後藤氏が来て、土地の形質変更（小田原の工事の残土を伊豆山の土地に処分）したい。１ｈａ未満で隣地開発にもならない規模で考えているとのこと。開発計画はない。

・ 明日にでも後藤氏と一緒に土木事務所に行くので、協議を一緒に行い、県から直接意見を行ってもらえないか。

（市川）

・ まずは、行政同士で話をした方が良いと思う。

・ H19.11.27　9：30　打合せ

・ 県は土採取法等具体的な規定上は言う権限はないが、河川管理者として安全を守る観点からものが言えるのではないか。

平成19年11月21日（水）13：30頃
新幹線ビルディング来所
対応：熱海土木都市計画課　飯塚課長、市川

用地管理課に32条協議に来たのに誰もいないということで都市計画課に来た。

（新幹線）逢初川が1/1ないが、どうすれば開発できるのか教えてもらいたい。
（都計）原則的に、下流河川に1/1の流下能力がないと、開発不適地ということになり、開発するには河川の改修が必要という話しになる。
（新幹線）川に能力がないのは県が整備するべきではないのか。
（都計）川は元々自然物であり、１００％の状態になっているわけではない。
道路がないところを改修できないのと同じで、状況が整っていないところは開発に適さない。
（新幹線）河川を改修するつもりである。どのように改修すればよいか、管理者である県に教えてもらいたい。
会社で、大きく開発して県を巻き込んだ方がいいということになった。８ｈａくらいを考えている。
「俺のところで話を止めておいたほうがいいよ。上の方が動いたら大変なことになるよ。」

- 流下能力がなくても何とかする方法を教えてもらいたいということかと思っていたところ、河川の改修をするつもりがあるので、どのように改修したら良いか教えてもらいたいといっているのだとのことであった。
- 11月19日（月）に熱海市から入った連絡では、小田原のほうの工事で残土が出るため伊豆山の土地に残土処理場を１ｈａ未満で設けたいという話であった。

平成１９年１１月２７日（火）10：00～11：15　　熱海土木会議室

内容　・新幹線ビルディング伊豆山開発について

出席者　熱海市　建築住宅課　　窟田係長
　　道路海岸整備室　長津室長
　　土地利用対策室　松田副室長
　熱海土木　田原技監
　　用地管理課　　徳山副主任
　　工事課　　山崎課長
　　都市計画課　　飯塚課長
　　〃　　市川主幹

現　状

東部農林で森林法による行政指導中

・以下の提出を求めている。
　① 求積（明らかに 1ha を超えているが、未だ提出がない）
　② 復旧計画
・応急対策については、一応ＯＫとしている。
・元の風致許可・土採取届どおりに現地を復旧すること。
・指導が完了するまでは、現地に手をつけてはいけない。

対　応

・東部農林の行政指導に対して新幹線がしっかり対応して完了するまでは、新たな開発等の話には応じることができない。
　・現在の違法状態を正すことが先決
　・現状が分かる図面等がなければ、テーブルにさえ載らない。
　・計画の図面等が示されなければ話ができない。
・森林法の指導を見守るしかない。（風致では指導できない。風致は 1ha 以上でも認めるしかなくなる。風致が許可して、森林法で行政指導しているという状態にはしたくない。）
・1ha 以上の林地開発については自然保護室でミニアセスを指導しているが、新幹線では一応ミニアセスを行っていて、調査期間である１年が経っているので、1ha 以上の林地開発をクリアしてくるかもしれない。
　・どこまでのミニアセスなのか疑問があるが、あくまで行政指導なので通ってしまうかもしれない。
　・1ha 以上林地開発の条件であるミニアセスを行えば、復旧しなくても合法化する？

今後、森林法をクリアしてきたら

・開発行為を行うなら、逢初川の上流域になるので 1/1 改修を検討してもらう。
・新幹線サイドで開発計画、河川改修図面を描いてくるよう指導する。
・新幹線は県の河川なのだからどのように改修したら良いのか教えてもらいたいというように言っている。河川の既存資料等の情報提供を求められたら応じる必要があるのでは。

その他

・柿田川の水道が通っていることについて

→　市は用地取得も地役権の設定もしてないが、20年以上使っているので時効取得が可能

・　新幹線は、小山の市有地と伊豆山の土地（水道用地）を交換したい。（小山と伊豆山は別の話であり、市は応じない意向）

・　「８ｈａ」とは、比較的平坦な山の部分を考えている模様

・　道路だけ造って周辺に家が建ってしまうというのが一番困る。

H19.11.28　14：45 頃
土地対策室　佐藤主幹からの電話（市川受）
　新幹線ビルディングの後藤氏が土地対策室を訪問

打合せ内容
（土地対策室）
・　県の土地利用としては、①市の国土利用計画の位置づけ、②市の土地利用の承認がほぼ確実となった段階、③河川管理者の同意がほぼ確実となった段階、これらの条件が整わなければ受け付けられない旨を伝えた。
・　手続きには、平均 7~8 ヶ月から１年位かかる。
（新幹線ビルディング）
・　32 条協議はどういう風にやれば良いのか
・　河川整備に対する県の責任、現況でも災害は発生していない等言いたい気持ちはあるが、これについてゴネるつもりはないので、やり方を示してほしい。
・　かつて、今回の開発地よりもっと奥の方で「金閣寺」(?)をつくる構想があったときには、開発する方向で話が進んだのに。
・　「市の方は全てＯＫになっている。」
・　「このあと、また、土木に行く。」

（コメント）
・　土地利用は行政指導なので無視されればおしまい。無視されるよりは、より良いものにするよう指導をするほうが良い。
・　河川管理者の同意については、開発許可基準に適合し、同意がなければ開発行為はできないので、そこは強い権限である。
・　計画内容だけでなく、資力・信用も審査項目なので、森林法の行政指導中であればそれがきれいになってからと言う話になるのでは。（後藤氏は行政指導を受けていることは言っていなかったので、その話しはしていないが）

所長	次長	技監 企画 審査課長	検査 総務 課長	工事 課長	維持 課長	調査 都市計画 課長	用地管理 課長	課係	担当

記　録　簿

件　名	逢初川上流開発相談
日　時	平成19年11月29日
発信者	新幹線ビルディング　後藤氏
受信者	飯塚都市計画課長・山崎工事課長・徳山管理係副主任
内　容	

11/29　14：00頃
後藤氏来所。

(後藤)
県の土地対策室にいったところ、32条協議は、土木事務所に相談すれば、対応してくれると聞いたので、来所した。
河川整備の仕方を教えてほしい。土木事務所の河川計画をみせてほしい。

(飯塚・山崎)
土木事務所から改修案は提示できない。相談に応じて欲しいのなら、具体的な計画図をもってきて下さい。

(後藤)
計画図素案を作って、後日持参する。
今日は今の開発計画案を置いていく。
35万坪の敷地のうち、できるところから開発したい。とりあえず、8h位のマンションから考えている。

新幹線ビルディングによる伊豆山開発の件について

H19.12.5

土地対策室　　佐藤主幹、水野副主任

熱海土木都市計画課　　市川

H19.12.4 に土地対策室より打合せをしたいとの連絡があったが、逆に土地対策室に熱海土木に来ていただきたい旨伝えに出向いたところ、土地利用の手続き書類について説明を受けた。土地対策室としては同意等が整ったものを審査しており、それ以前の処理についてはノウハウがないとのことであった。

土地対策室からの説明

- 県土地利用の審査を受けるためには以下のことが必要
  - 国土利用計画への位置づけ
  - 市土地利用委員会の同意
  - ３２条協議の同意
  - 森林法の行政指導等が完了していること
- 他の案件と同様に扱う（この案件だけ特別扱いすることはない）
- 河川企画室、砂防室、自然保護室、森林計画室、建築安全推進室にはこの件について説明した。
- 土地利用は行政指導であり、無視することは可能で、法的に止めることはできない。（県土地利用を逃れるため 5.0ha 未満にしてくるとか無視する等の可能性あり）
- 資力･信用の要件もあるので、今の森林法の行政指導の対応が悪ければマイナス要因となる。
- 県としての法的対応は３２条同意と森林法のみ
- 市としての法的対応は開発行為許可
- しかし、開発行為も条件が整えば許可しなければならない。
- 今日の説明で、打合せの目的は達した。

所長	次長	技監兼企画検査課長	総務課長	工事課長	維持調査課長	都市計画課長	用地管理課長	課僚	担当

記　録　簿

件　名	逢初川上流開発相談
日　時	平成 20 年 2 月 26 日
発信者	新幹線ビルディング　後藤氏
受信者	山崎工事課長・徳山管理係副主任
内　容	

2/26　11:30 頃
後藤氏来所。
逢初川河川台帳縦横断図開示。(18 枚)

(後藤)
逢初川の開発について 32 条協議を行いたい、追って申請書を提出するので、指導方法を考えておいて欲しい。

(徳山)
東部農林事務所の森林法に基づく指導が終わるまでは、同一案件について用地管理課としては相談にのるつもりはない。

(後藤)
開発したいのは指導とは別の区域だ。東部農林事務所の指導には従っている。この後また東部農林にいくところだ。

(後藤)
赤根のガードレールについては、3/5 までに必ず修理するので、それまで待って欲しい。
警察には伝えるが、許可を取るつもりはない。

(徳山)
3/5 までに必ず修理してください。警察には事前に指導を受けてください。道路使用許可を取るようにという話になると思います。

所長	次長	技監兼企画検査課長	総務課長	工事課長	維持調査課長	都市計画課長	用地管理課長	課係	担当

記　録　簿

件　名	逢初川上流開発相談
日　時	平成20年3月3日
発信者	新幹線ビルディング　後藤氏
受信者	増田係長・徳山副主任
内　容	

3/3　15:30頃
後藤氏来所。

(後藤)
東部農林事務所と復旧計画について話がついた。今週中に復旧計画書を東部農林に提出する。東部農林は、32条協議は土木事務所と別途行ってもらって構わないとのこと。
32条協議を土木事務所に提出したい。
熱海市にまちづくり条例の事前協議書を提出するので、土木事務所にも写しを一部提出する。

(増田)
事前協議書の内容を見てから対応を検討します。

(後藤)
赤根のガードレールを復旧した。
写真を提出する。
(徳山)
現場を確認して、連絡します。

所長	次長	技監兼企画検査課長	総務課長	工事課長	維持調査課長	都市計画課長	用地管理課長	課係	担当

記　録　簿

件　名	逢初川上流開発打合
日　時	平成20年3月7日
出席者	用地管理課　中村課長　大庭主幹　増田係長　徳山副主任 企画検査課　稲葉主任 都市計画課　飯塚課長　市川主幹
内　容	

平成18年9月頃より、㈱新幹線ビルディングが、逢初川上流域を開発しようとしている。

平成20年3月、㈱新幹線ビルディング後藤部長より、市への開発許可申請に先立って、河川管理者に対して都市計画法32条協議を行いたい旨の打診があった。

事務所内で対応を協議した。

（増田）32条河川協議について説明。
（中村）第9次治水事業5カ年計画はいつの計画か？
（徳山）平成9年度から。
（中村）開発行為の手引（技術基準）の位置づけは？
（飯塚）かなり強い行政指導と考えて欲しい。
（飯塚）今回の開発では、以下の2点が不十分という問題点がある。
1　自然公園室による環境アセスメントの指導。
2　50haを超える開発行為の雨量想定。
また、河川の水流の変更は、認められるのが難しい。
（市川）流下能力は1/1ない。調整池で絞れるか否かというところ。
（飯塚）流下能力がなく、県での河川改修は不可能である。
事業者は調整池で今よりは流量を減らすと主張している。

「問題点」
1、　流下能力は1/1ないが、流量を従前より減らしたら同意するか？
2、　調整池による絞込みの方法を認めるか？
3、　県管理河川から市管理河川への流域変更は可能か？
4、　県には河川改修の義務がないことの確認。

「事務所方針」
県が改修できない河川において、事業者が流量を減らすと主張している。現在より災害の危険が減るならば、やむを得ない。
条件を厳しく付けて、許可すべきか。
他の開発行為への波及が心配である。

所長	次長	技監兼企画検査課長	総務課長	工事課長	維持調査課長	都市計画課長	用地管理課長	課長	担当

記　録　簿

件　名	逢初川上流開発打合
日　時	平成20年3月11日
出席者	河川企画室　中野主幹　山田主任 用地管理課　大庭主幹　増田係長　徳山副主任 企画検査課　稲葉主任 都市計画課　市川主幹
内　容	

平成18年9月頃より、㈱新幹線ビルディングが、逢初川上流域を開発しようとしている。
今後の対応について、本庁河川企画室と打合を行った。

(徳山)
今までの経緯について説明。

(山田)
流下能力 1/1～1/50 の場合は、調整池を造ることで開発が可能。これはあくまで 1/50 ない場合の暫定措置である。
1/1 ない場合に、調整池を造ることで開発というのはありえない。開発ハンドブック調整池設置基準による。原則以外はないと考えて欲しい。
原則以外でというのであれば、河川下流の開発ができない理由・客観的根拠が必要。

(市川)
開発業者は、今よりは川の安全性が増す。負荷が減る。流出量の増加を貯水池で抑えていると主張している。

(山田)
全県的に原則以外は認めていない。本件だけを特別扱いできない。

(徳山)
流域変更を認めない法的根拠は？

(山田)
流域変更は他の川の流量を増やす。河川の前提条件が変わる。これは法令以前の問題だ。
開発業者の話は、流域がどこになるのか分からない。どこへ流すのか明確でない。
逢初川の開発計画は？

(稲葉)
具体的な改修計画はない。

(山田)
1/1 なければ、1/1 以上に改修させる。改修できないなら、開発できない。
業者に手取足取教えることはない。そもそも技術力のないところは開発できない。

(徳山)
県の改修責任・義務は？

(山田)
予算の範囲で必要なところから河川改修している。

(山田)
今後の指導としては、開発ハンドブックを提示してください。
1/1 に足りないのか？改修方法は？相手から示させる。
原則・基準に従う。ただし、言い方に注意。教えるのではなく、審査する。
対応は相手の人数以上で。みんなで協力して対応を。その場での返事はしない。

3/17　東部農林事務所に確認。
現在、開発面積、復旧計画を提出するように、森林法に基づき行政指導中とのこと。

所長	次長	技監兼企画調査課長	総務課長	工事課長	維持調査課長	都市計画課長	用地管理課長	課長	担当

記　録　簿

件　名	逢初川上流開発相談
日　時	平成20年3月25日
発信者	新幹線ビルディング　古谷室長　大塚氏
受信者	中村課長・大場主幹・市川主幹・稲葉主任・徳山副主任
内　容	

3/25
新幹線ビルディング古谷室長・大塚氏来所。
(古谷) 後藤が入院しているので、しばらく私が土木事務所に来る。
今日は挨拶に来た。用地管理課は不親切だと聞いている。
都市計画法３２条同意申請したい。
砂防指定がかかっているようなので、資料を欲しい。
⇒砂防設備台帳開示。
(市川) 同意申請にあたっては、１年確率以上の流下能力があることを示して欲しい。
流下能力がなければ、原則として開発できない。
(古谷) 原則は当然分かっている。原則でないから相談している。
開発できるようにきちんと指導して欲しい。
流下能力がないのは県に責任はないのか。
河川改修計画はないのか。氾濫したことはないのか。
(稲葉) 計画はない。近年大きな氾濫がおきた記録はない。
(古谷) 同意申請の様式を提示して欲しい。
(徳山) ２８日に本庁に行くので、了解を取ってから例示する。
(古谷) いちいち本庁の了解をとる必要があるのか。
(徳山) 土地利用委員会の承認がない場合の申請は、河川企画室決裁になるため、断っておきたい。
(古谷) ２８日中に必ずＦＡＸするように。
一度、本庁で関係部署に集まってもらい、協議させて欲しい。

所長	次長	技監兼企画検査課長	総務課長	工事課長	維持調査課長	都市計画課長	用地管理課長	課係	担当
		田原		山崎	石塚	飯塚	中村		徳山

記録簿

件名	逢初川上流開発相談
日時	平成20年3月18日
発信者	新幹線ビルディング　大塚氏
受信者	市川主幹・稲葉主任・徳山副主任
内容	

3/18
新幹線ビルディング大塚氏来所。市川主幹・稲葉主任・徳山副主任対応。
都市計画法３２条に基づく公共施設管理者協議をしたいとのこと。
以下の理由により申請は受理できない旨伝えた。
1　提示のあった申請書は、逢初川管理者宛であるという内容が記されていない。
2　どの流域に流すのか記されていない。流下能力の確認がされていない。
3　東部農林事務所が、申請開発区域内の不法開発に関して森林法に基づき行政指導中である。
内容を確認するため、申請書のコピーを受領した。別添のとおり。

3/19
新幹線ビルディング大塚氏来所。徳山副主任対応。
熱海市に事前協議書を提出したので、土木事務所にも副本を一部渡すとのこと。
別添のとおり。
都市計画法３２条に基づく協議について、申請様式を示して欲しいとのこと。

〔今後の方針〕
県土地利用委員会の承認を得ないで申請してきた場合は、河川企画室長決裁である。
処理方針について河川企画室と再度協議する。

A017

復 命 書

供覧	所長	次長	総務課長	技監	治山課長	係長	課員
					〃	〃	

日時	平成19年6月27日（水）10：00～11：30
出張先	熱海市伊豆山字赤井谷
用件	無断開発地の現地指導（㈱新幹線ビルディング）について
内容及び結果	1　事業者　㈱新幹線ビルディング 2　場　所　熱海市伊豆山字赤井谷 1076-3、1076-8 3　立会者　㈱新幹線ビルディング　沼尾氏 4　同　行　遠藤所長、佐藤次長、松波技監、望月企画経営課長、兼子企画経営課主幹 5　現　況　○防災施設設置工事施工中。 ・　沢末端部に転石積みの堰堤施工中。 ・　土砂を盛りこぼしていた法面は、不安定土砂を除去。法尻（上記の堰堤の左岸袖部に当たる位置）に丸太柵工施工。除去した土砂は、堰堤上流部に排土しセメント安定処理で固定している。 6　指導内容 ○沼尾氏に、以下の内容を指示するとともに経緯の聴き取りを行った。 ・6月5日に現地指導した書類等の期限（～6/25）を過ぎているため早急に区域を実測し、求積図と復旧計画を提出すること。 ・沼尾氏から聞き取りした、現地の経緯については別紙のとおり。 ○以下、防災対策を進めるための助言を行った。 ①　法面の早期緑化を図るために、種子吹付が効果的。 ②　転石積みで高さのある堰堤を設置するのは、崩壊した場合危険。転石積みの護岸を法尻に配置すれば、渓岸侵食の防止が図られる。 ③　沢本流に丸太等で土留工を設置することにより、不安定土砂の固定を図る（進入路の上部）。 7　結　果 以下、沼尾氏回答。 「指導内容は了解。復旧計画、求積、経緯をまとめた上で農林事務所に伺う。」

上記のとおり復命します。

平成19年6月28日

東部農林事務所長様

治山課長　菅野　実

職氏名

林地保全係長　片田　哲利

経緯（沼尾氏聞き取り）

1　現地伊豆山での宅地造成事業に当たり、沼尾氏は過去５年現場を担当し常駐している。

2　本社（㈱新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ）の構想では、現地熱海市管理の貯水槽上流の沢を埋め立て、宅地造成する計画である。

3　過去、山腹崩壊があり、沢部への進入路はその際土砂の流出防止工事のために設置した。当初予定は現在施工中の石積堰堤のさらに下流に、もう１基の石積堰堤を設置する計画であったが行政の指導により見合わせた。進入路も、右岸に渡った後下流へ下る計画であったがストップしている。

4　土砂の盛りこぼしを行った法面は、元々隣接する伊豆山神社本宮の便所に至る道があり、それが降雨で決壊したため、本宮の依頼を受け盛土して復旧した部分に当たる。雨水が法面に流れ込み決壊した。今後の降雨時には、大型土のうを据え付けられるよう準備している。

5　沢全体を開発するつもりはなく、1ha を超えて県の許可が必要となるという認識はなかった。自然災害により裸地化したため広く開発しているように見えるが、すべてが転用区域ではない。





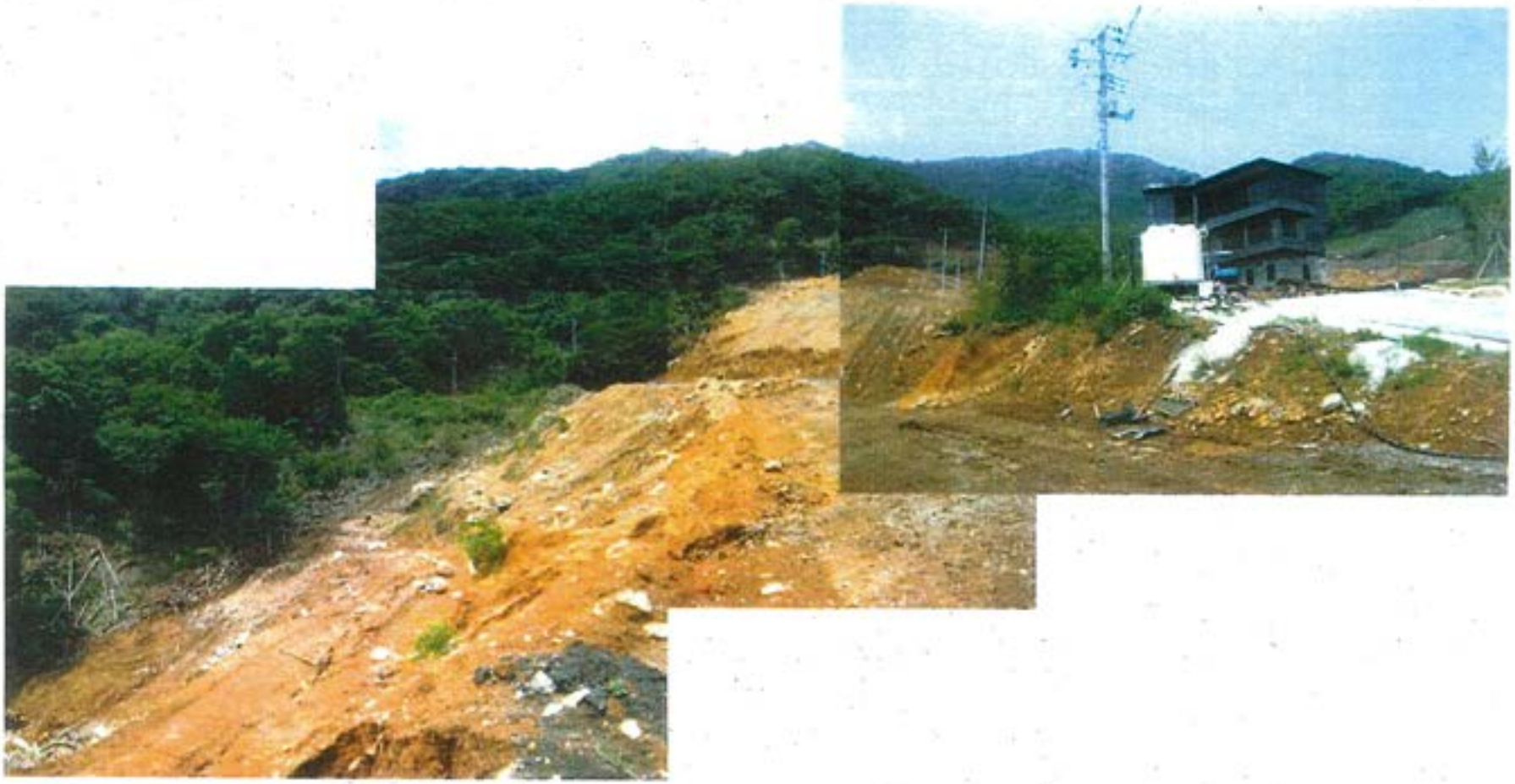





東部農林事務所行政視察

＜実施日＞　平成19年6月27日（水）

＜参加者＞　遠藤徳良所長、佐藤　仁次長、望月達雄企画経営課長、兼子文雄主幹
（午前中の熱海市伊豆山のみ　　松波技監、菅野課長、片田係長）

＜日　程＞

8時30分　東部総合庁舎出発
↓
10時00分　熱海市伊豆山
↓
11時00分　熱海市上多賀
↓
11時50分　伊東市役所（昼食）
↓
12時20分　伊東市役所出発
↓
13時00分　①東伊豆町奈良本「丸鉄園」
②伊東市池
③伊東市高室山
↓
15時30分　伊東市高室山出発
↓
17時00分　総合庁舎着

A018

復 命 書

供覧	所長	次長	総務課長	技監	治山課長	係長	課 員
					〃	〃	

日時	平成19年7月13日（金）14：30～15：30
出張先	熱海市伊豆山字赤井谷
用件	無断開発地の現地確認（㈱新幹線ビルディング）について
内容及び結果	1　事業者　㈱新幹線ビルディング 2　場　所　熱海市伊豆山字赤井谷 1076-3、1076-8 3　同　行　熱海市みどり農水課高橋室長、長津道路海岸整備室長、まちづくり課上西 4　現　況　○防災施設設置工事施工中。　（6/7） ・ 沢末端部に転石積みの堰堤施工中。前回より高くなった模様。 ・ 土砂を盛りこぼしていた法面には、種子吹付けを施工。 ・ 沢本流に丸太積土留工を設置、堰堤上部に２箇所（進入路の上部は未施工）。 ・ 以前に比べ不安定土砂は少なくなり、石積堰堤の高さも上がっていることから、沢内部で緊急に対策を要する箇所はない。 5　熱海市からの聴き取り ・ 現在宅地造成している部分は、まちづくり条例に基づき事業者から土地利用申請書の提出があったが、書類不備のため補正指導中。そのため工事は承認前の着工。中止の指導を行っている。 ・ 下流の２級河川藍初川の管理は県土木。ただし砂防堰堤から上流の青線部分は熱海市管理。 ・ その他他法令として、都市計画法、宅造規制法、風致地区。

上記のとおり復命します。

平成19年7月13日

東部農林事務所長様

治山課長　菅野　実

職氏名　林地保全係長　片田　哲利

主　任　豊竹　由章



















逢初川下流（道路下暗渠部）





逢初川流末（河口）

A019



No.

熱海市伊豆山



No.

シガラ組立



No.

整備状況

No.

H19.2.13 [illegible]

SB 株式会社 新幹線ビルディング

開発設計部
開発課 直井俊哉

〒250-0045 神奈川県小田原市城山1-4-1 新幹線ビル3F
TEL0465-32-1158 FAX0465-32-1159
携帯090-2999-3939

余白

No.

余白

A020

復　命　書

供覧	所長	次長	総務課長	技監	治山課長	係長	課　員
						〃	

日時	平成19年9月10日（月）14：30～15：30
出張先	熱海市伊豆山字赤井谷
用件	無断開発地の現地確認（㈱新幹線ビルディング）について
内容及び結果	1　事業者　㈱新幹線ビルディング 2　場　所　熱海市伊豆山字赤井谷1076-3、1076-8 3　現　況　○　防災施設設置状況確認 ・沢内部の状況は、7月13日に現地確認した状況と大きな変化なく台風による被害は見られない。 ・確認した際には、現地での作業は行っていなかった。上部で行っていた宅地造成は資材等の搬入も見られ作業途中のようであった。 ・沢の左岸、盛りこぼししていた斜面法尻には丸太柵工を土留めとして施工済み。上部斜面は吹き付けにより緑化が進みつつあり、流出の恐れは少なくなった。 ・沢の内部には依然として土の堆積は見られるが、転石積みの堰堤や丸太柵工で固定しているため流出する危険は少ないと思われる。 ○　上流部の山腹崩壊 ・当該箇所上流部の斜面が一部崩壊（SL30×W8m）しており、崩土が熱海市管理の水道施設に達している。㈱新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞが測量用に設置した道路の路肩から崩壊していると見られる。 ・熱海市は状況承知済み。台風4号以降に発生したということである。市水道担当部局から、㈱新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞに復旧を指示している。最近の状況は市も確認していないため、後日現地確認するとのこと。（以上、熱海市みどり農水課村田副室長に電話聴き取り） 4　対　応 ・台風による影響も見られず安定に向かっていると思われるが、引き続き経過観察するよう㈱新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞに指導する。 ・現状を反映した形（応急対策）の復旧計画図及び求積図を提出するよう併せて指導する。

上記のとおり復命します。

平成19年9月11日

東部農林事務所長様

林地保全係長　片田　哲利

職氏名

副　主　任　中村　泰成



盛りこぼし跡地緑化状況



同上



最下流　転石積



本流　丸太積土留



法尻　丸太柵　緑化状況



本流　状況



最下流全景



最下流



進入路の状況



上流



最上流崩壊地（30×8m）



崩壊地下部　熱海市水道施設

A021

NO. 0788 P. 1/4

FAX送信のご案内

東部農林 治山課

菅野 様

送信枚数 本紙を含めて 4 枚

☐ 至急！
☑ ご確認下さい
☐ ご参考までに
☐ ご返送下さい

いつも、お世話になっております。

伊豆山の面積を図面でご確認下さい。

また、分りずらいと思いますので

いずれ現場にて説明いたします。

H 19年 10月 2日

株式会社 新幹線ビルディング
〒250-0045 神奈川県小田原市城山1-4-1
TEL : 0465 (32) 1158
FAX : 0465 (32) 1159
担当 : 大土肥

2007年10月 2日 10時32分 (株)新幹線ビルディング

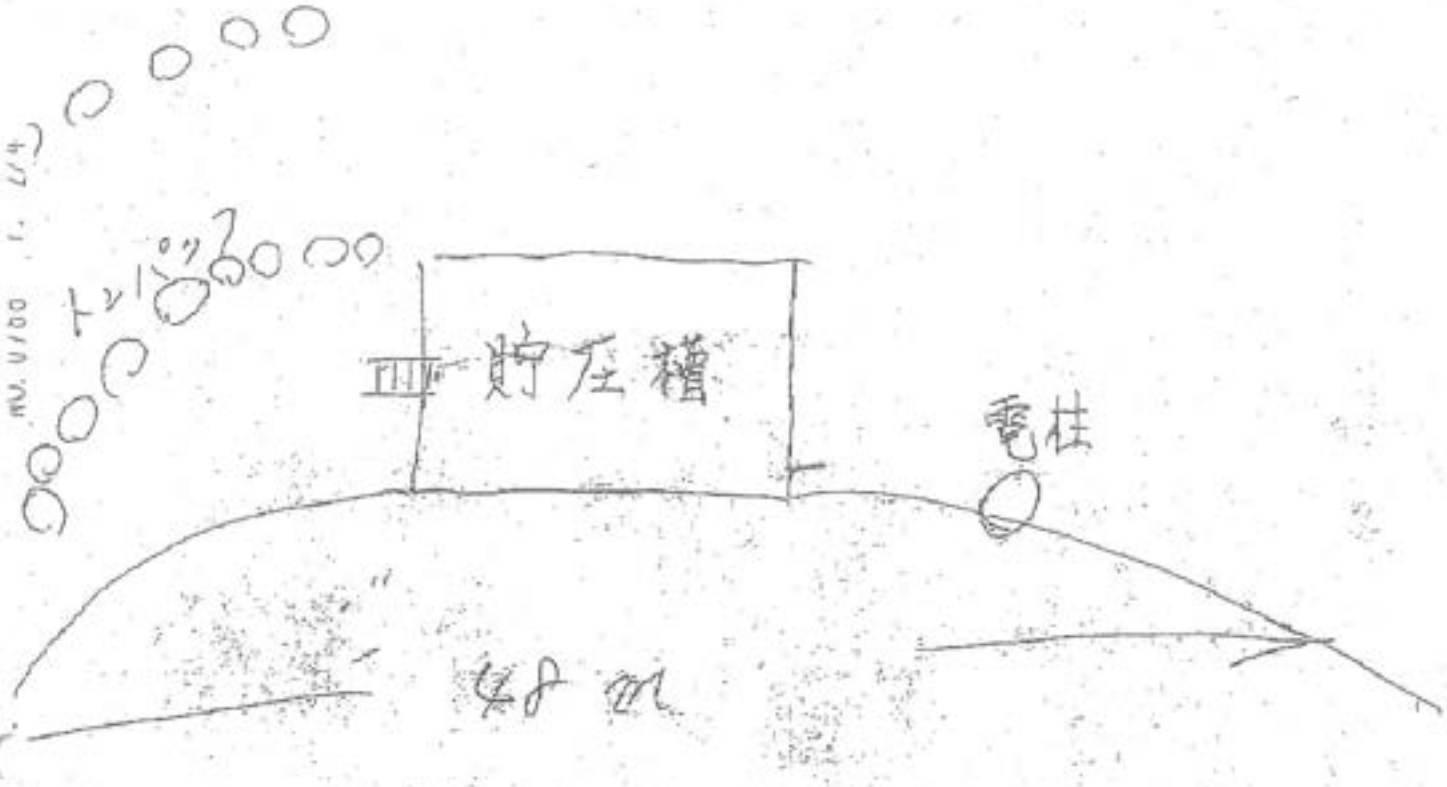
トンパック
貯圧槽
電柱
48 m

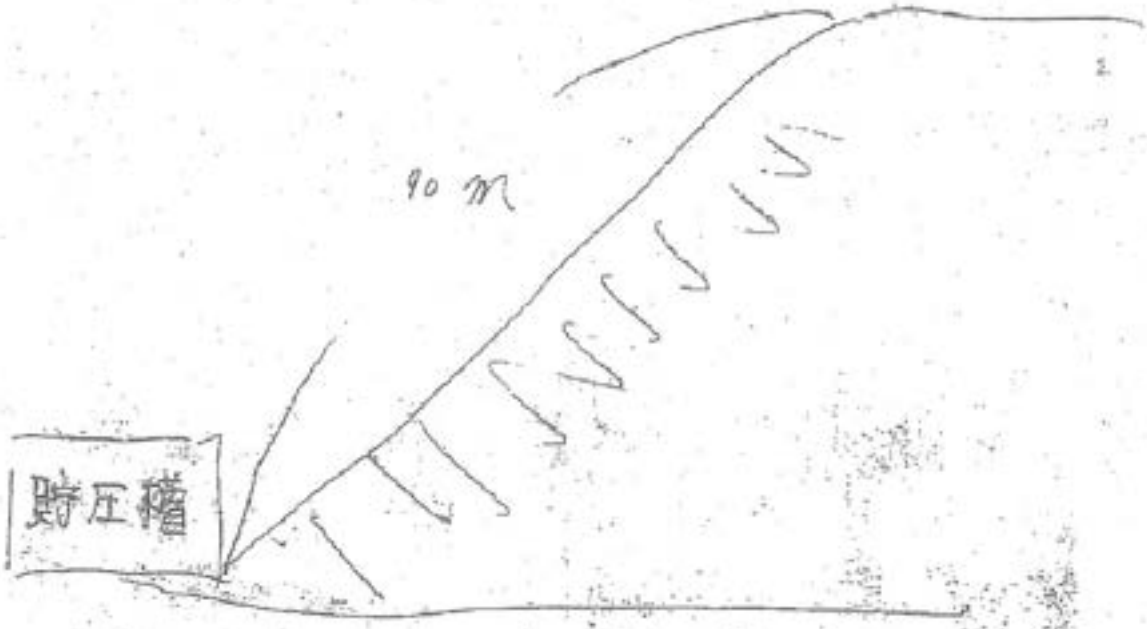
90 m
貯圧槽

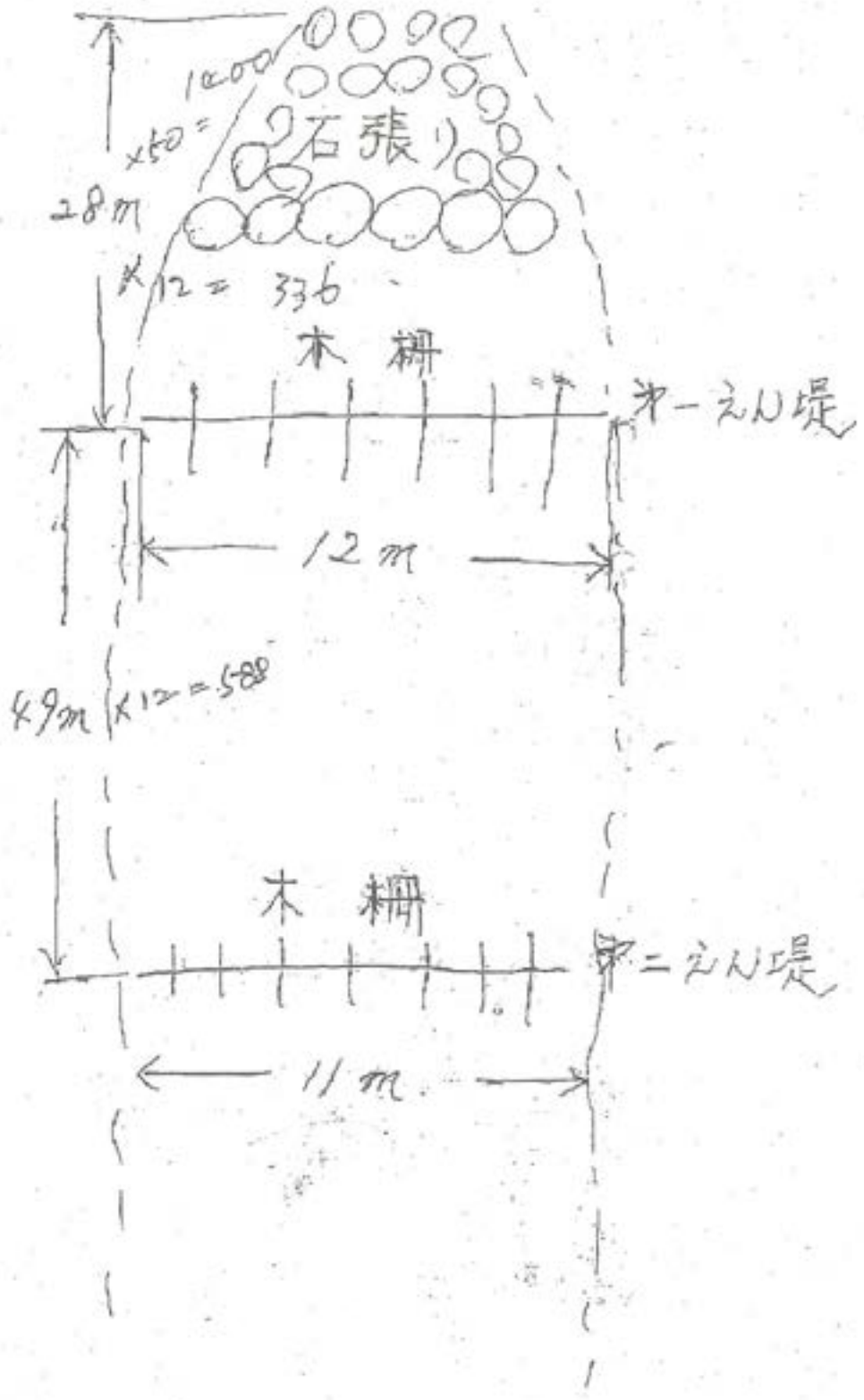

48m × 90m = 4320m²
28m × 50m = 1400m²
28m × 12m = 336m²
49m × 12m = 588m² } 計
6644m²

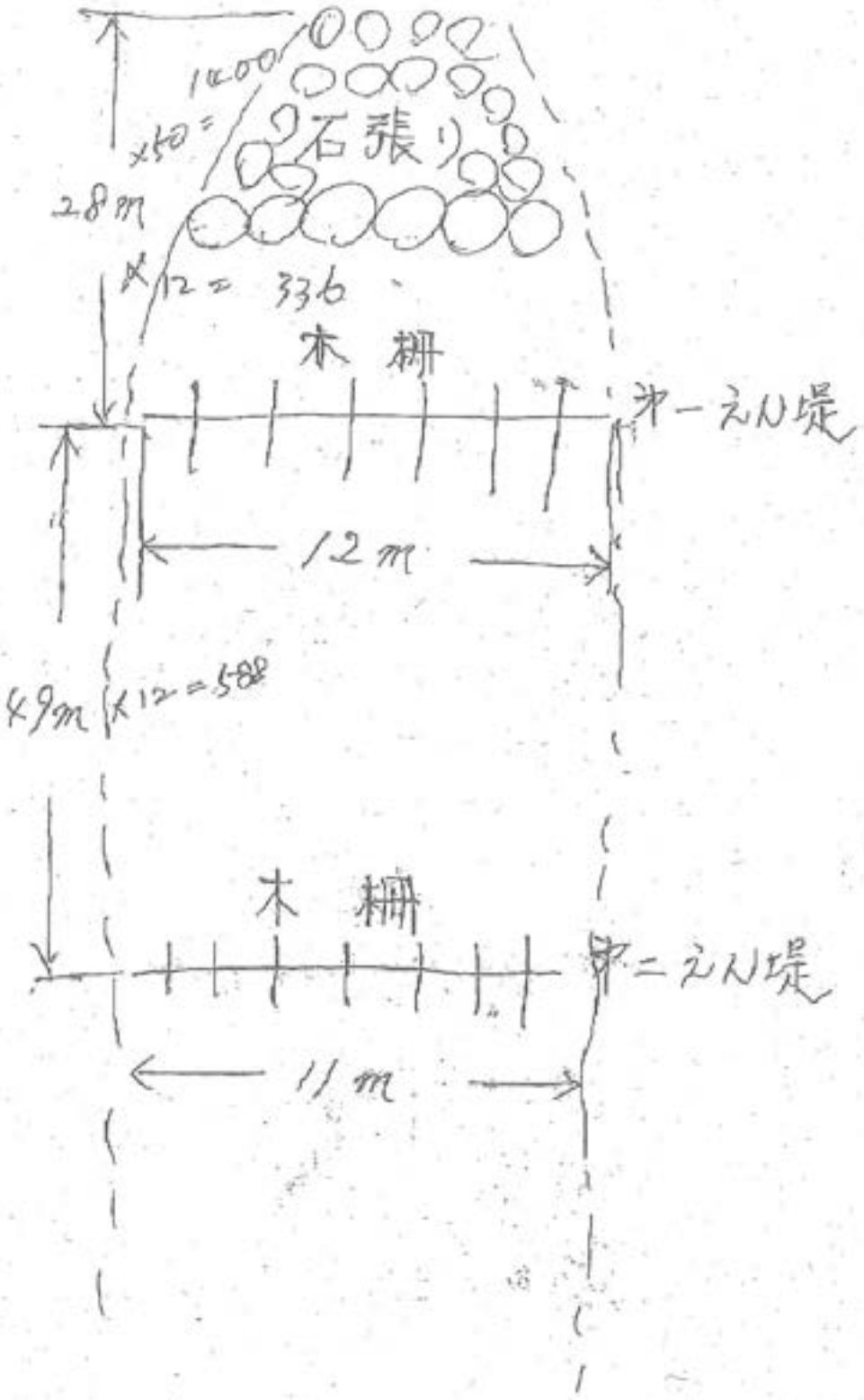

48m × 90m = 4320m²
28m × 50m = 1400m²
28m × 12m = 336m²
49m × 12m = 588m² } 計
6644m²



NO. 0788 P. 4/4
2007年10月 2日 10時32分 (株)新幹線ビルディング

A022

復 命 書

供覧	所長	次長	総務課長	技監	治山課長	係長	課員
						〃	

日時	平成19年10月12日（金）11：00
出張先	熱海市伊豆山字赤井谷
用件	無断開発地の現地指導（㈱新幹線ビルディング）について
内容及び結果	1　事業者　㈱新幹線ビルディング 2　開発目的　宅地造成および残土処理 3　場　所　熱海市伊豆山字赤井谷 1076-3、1076-8 4　出席者　㈱新幹線ビルディング　沼尾、大塚氏 5　指導内容 ・ 事前にＦＡＸで提出のあった求積図について、現地において確認し以下の内容を指示した。 ① 形質変更した部分の土地については、すべて求積の範囲とすること。・・・土砂盛りこぼしの法面部分、工事のための進入路部分の求積漏れ及び災害による斜面の崩落部分の除外。 ② 測点には杭を打ち保存すること。三斜による求積が出来るよう測点間延長を測定すること。 ③ 求積図整備の後、現地を再確認する。

上記のとおり復命します。

平成19年10月12日

東部農林事務所長様

林地保全係長　片田　哲利

職氏名

主任　豊竹　由章



370
360
350
計 6694 m²

A023



410-0055

静岡県沼津市高島本町1-3

東部農林事務所
治山課
片田様



株式会社新幹線ビルディング
〒250-0045 神奈川県小田原市城山1丁目4番1号
電話 0465-32-1158
FAX 0465-32-1159

書類送付のご案内

東部農林事務所片田　　様

いつもお世話になります。

伊豆山の図面を作成しましたのでご確認ください。

尚、ポイントに杭を打つ作業は後日行います。

平成19年10月16日

株式会社 新幹線ビルディング

〒250-0045　神奈川県小田原市城山1-4-1

TEL：０４６５（３２）１１５８

FAX：０４６５（３２）１１５９

担当　　大塚

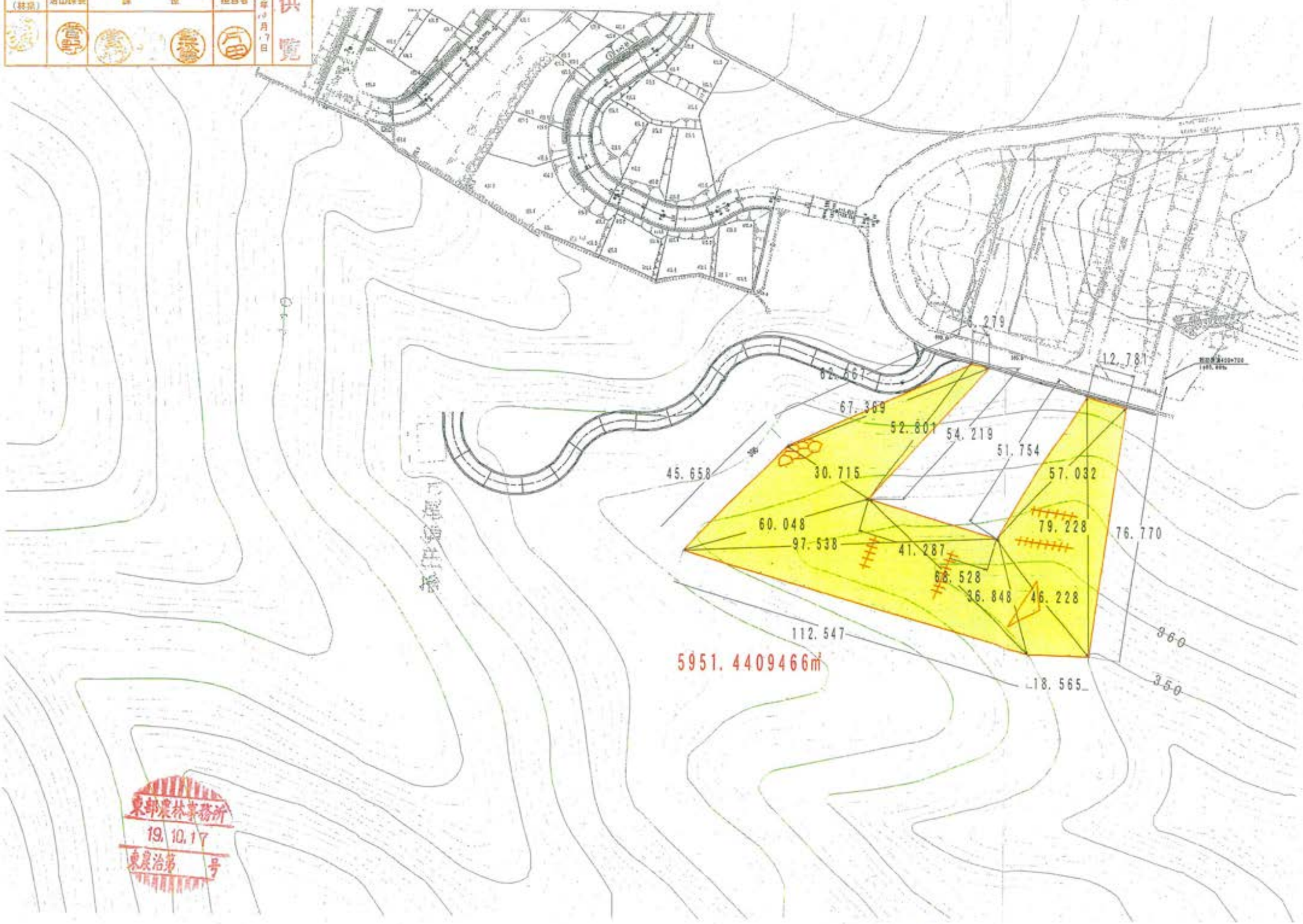

技監（林局）
治山課長
課 位
担当者
供覧
5.279
12.781
62.667
67.369
52.801
54.219
51.754
57.032
45.658
30.715
60.048
97.538
41.287
79.228
76.770
68.528
36.848
46.228
112.547
18.565
360
350
5951.4409466㎡
東部農林事務所
19.10.17
東農治第 号

No.	a	b	c	s	S
1	62.57	67.37	5.28	71.57	67.61
2	30.72	67.37	54.22	816.27	76.15
3	30.72	45.66	60.05	686.12	68.21
4	60.05	97.54	41.29	658.23	99.44
5	97.54	112.55	36.85	1,740.54	123.47
6	36.85	18.57	46.23	324.30	50.82
7	46.23	79.23	51.75	1,139.55	88.61
8	76.77	12.78	79.23	487.55	84.39
9				0.00	0.00
10				0.00	0.00
11				0.00	0.00
12				0.00	0.00
13				0.00	0.00
14				0.00	0.00
15				0.00	0.00
16				0.00	0.00
17				0.00	0.00
18				0.00	0.00
19				0.00	0.00
20				0.00	0.00
21				0.00	0.00
22				0.00	0.00
23				0.00	0.00
24				0.00	0.00
25				0.00	0.00
26				0.00	0.00
合計				5,924.12	

A024

復 命 書

供覧	所長	次長	総務課長	技監	治山課長	係長	課 員

日時	平成19年10月25日（木）11：00
出張先	熱海市伊豆山字赤井谷
用件	無断開発地の現地指導（㈱新幹線ビルディング）について
内容及び結果	1　事業者　㈱新幹線ビルディング 2　開発目的　宅地造成および残土処理 3　場　所　熱海市伊豆山字赤井谷 1076-3、1076-8 4　立会者　㈱新幹線ビルディング　沼尾、大塚氏 5　指導内容 ・別添のとおり提出された転用部分の求積図をもとに、改めて現地において転用区域を確認し、㈱新幹線ビルディングに対し以下の内容を指示した。 ① 求積範囲の設定が不適当･･･今回求積された区域以外にも、上流の宅地造成部分が5条森林内であることから、この宅地造成部分についても求積し、転用区域に含めること。宅地面積の考え方は宅地の地盤だけでなく、法面も含める。 ② 「復旧計画」の策定･･･当初の指導のとおり、全体の対応を『復旧計画書』としてまとめ提出すること。対策が未済の部分については、対策を検討すること。また、いつどのような形で施工するのかを記載すること。 ③ 求積の区分･･･求積の際に、宅地など「継続して利用する部分」と、緑化するなどして「森林に復旧する部分（利用しない部分）」とに区分を明確にすること。 ④ 今回提出された求積図のなかに、道路の表示があるが実際の線形と違うので見直すこと。また求積はＣＡＤ上で設定した測点を現地に落とすなど逆の要領を考えていたようなので、現地での測量をあらためて指導。 6　事業者回答 ・ 指導内容了解。求積は1ヶ月程度かかる。求積が済み次第、農林事務所に連絡する。道路法面など現在未施工部分は来年3月以降実施するつもり。

上記のとおり復命します。

平成19年10月26日

東部農林事務所長様

林地保全係長　片田　哲利

職氏名

副主任　中村　泰成

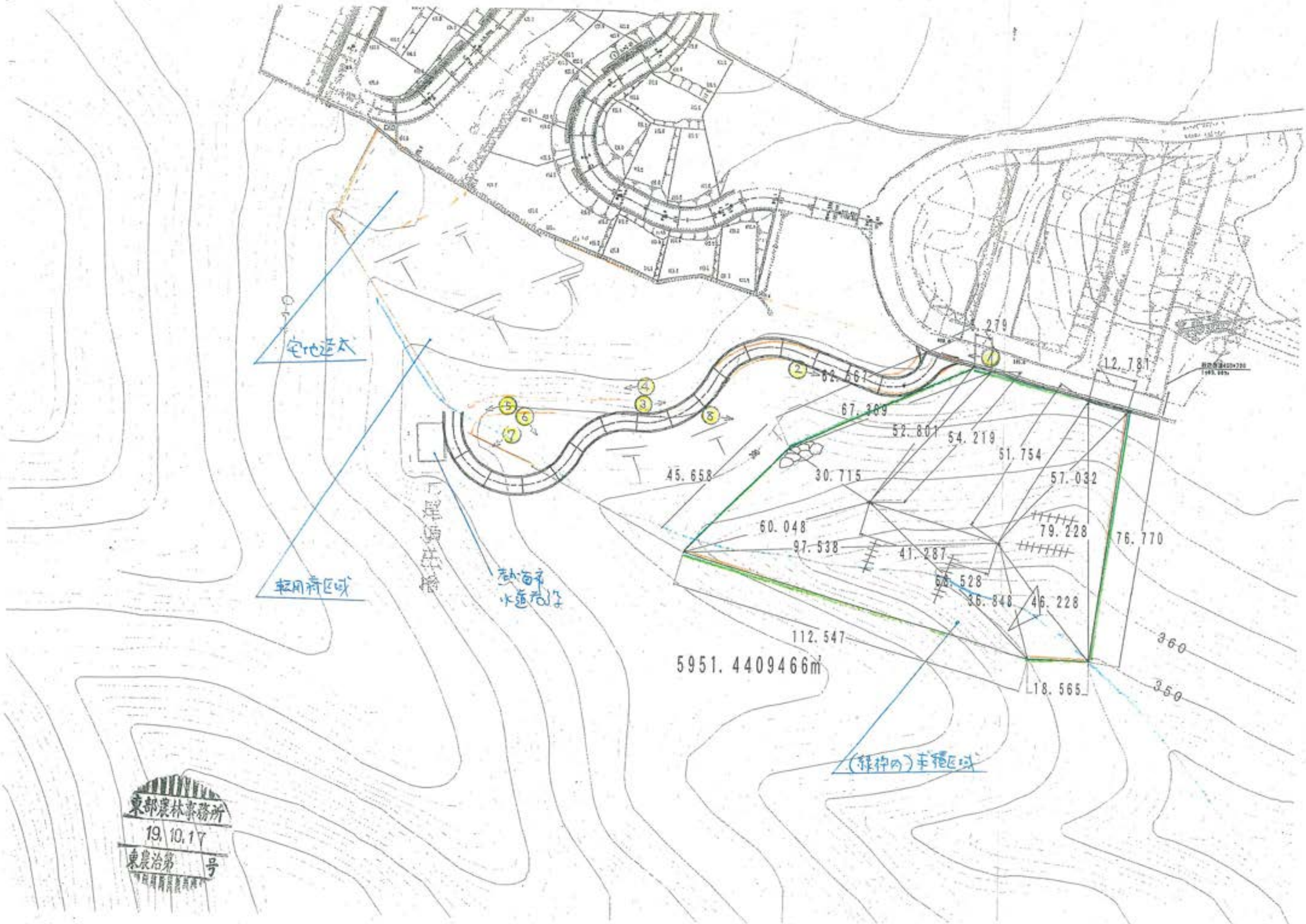

宅地造成
転用荷区域
(緑枠内)未積区域
5951.4409466㎡
5.279
12.781
62.667
67.309
52.801
54.219
51.754
57.032
45.658
30.715
60.048
97.538
41.287
79.228
76.770
68.528
36.848
46.228
112.547
18.565
360
350
東部農林事務所
19.10.17
東農治第 号



①市水道施設管理道入口



②市水道施設管理道



③市水道施設管理道



④宅地造成部分



⑤管理道終点



⑥管理道下



⑦　同上



⑧　中流部。管理道下。

A025

電話（口頭）記録用紙

日時	平成19年11月26日(月) 14時		
表　題	熱海市伊豆山地内における無断開発について（㈱新幹線ビルディング）		
訪問者	熱海市まちづくり課　上西参事 〃　建築住宅課　久保田	応対者	片田　哲利
供覧	所長　部長　技監　治山課長　課員 〃　〃		
要　件	内　容：㈱新幹線ビルディングから熱海市に対し、現在森林法で無断開発の指導をしている下記について、隣接地で宅地造成したい旨の相談があり、その対応にあたって現時点での県の指導の内容について把握したい。 場　所：熱海市伊豆山字赤井谷・・・別図 面　積：約8ha 事業者：㈱新幹線ビルディング（神奈川県小田原市城山１－４－１） ・㈱新幹線ビルディングは、すでにこの地域についてのレッドデータブック掲載種確認の調査を進めており、今回本格的に動き出したようである。 ・現在森林法で指導している無断開発地の取り扱いについては、求積図を提出したことで了解されたと考えているらしい。 ・指導されている箇所も、今回新規で計画している箇所も流末は二級河川逢初川に流下するが、逢初川は全体に断面が狭く河川法上計画は困難と思われる。 ・㈱新幹線ビルディングは、11月28日県土地対策室に本計画について相談する予定。		
対　応	・㈱新幹線ビルディングから10月17日に提出のあった、求積図写しを熱海市に提供した。 ・事務所の指導内容としては、転用区域の再求積と復旧計画書の作成を現時点で指導しており、捨て土行為の中止など現在も継続して指導している旨回答。 ・今後求積図などの提出があれば、熱海市にも情報提供する。 （11月26日16:00　㈱新幹線ビルディング大塚氏から電話連絡） ・今回無断開発のため求積等の指導を受けている箇所の隣接地で新規の宅地造成の計画が進んでおり、林地開発許可を受けるつもりである。 ・・・以下今後の対応予定 ・無断開発地は現時点でも指導を続けており、復旧計画が提出され復旧状況が確認できるまでは、これを形質変更することはできない。 ・新規計画地については、申請準備などに当たっては協力するが、無断開発地の処理を片付けない限り、新規計画を先行しない。		

※上記につき、11月26日森林計画室藤本主査に情報提供済み。


崩壊地（SL30m＊W8m）
熱海市管理水道施設
5条森林内転用区域（赤）
開発区域（緑）


H19. 11. 12 撮影

熱海市資料（11/26）

熱海市伊豆山七尾分譲計画 水系名：準用河川鳴沢川	熱海市伊豆山赤井谷分譲計画 水系名：二級河川逢初川

開発行為　県許可
事業名：伊豆山分譲計画A・B工区
事業者：（有）光栄ハウジング

H17.10.31　A工区完了　（A=0.56ha）

H18. 4.11　B工区完了　（A=1.39ha）

開発行為　市許可
事業名：伊豆山分譲計画C・D・E工区
事業者：（株）ランディ … 新所法的には無関係。代表は同じ。

H18.11.27　C工区完了　（A=1.66ha）

H19. 7.31　E工区完了　（A=1.23ha）

D工区工事中　（A=2.09ha）

土採取条例
第一期工事
H19. 3. 9　土の採取等計画届出書の受付
A=9,9446㎡
H19. 4. 9　土の採取等計画届出書の受理書

第二期工事
H19. 4.10　土の採取等計画届出書の受付
A=9,292㎡
不受理

まちづくり条例の申請

H19. 3.23　開発事業事前協議書の受付
※1.逢初川水系の計画用地であるが、排水を鳴沢水系に流す計画
2.計画区域内に熱海市水道課管理の調圧槽が含まれる。

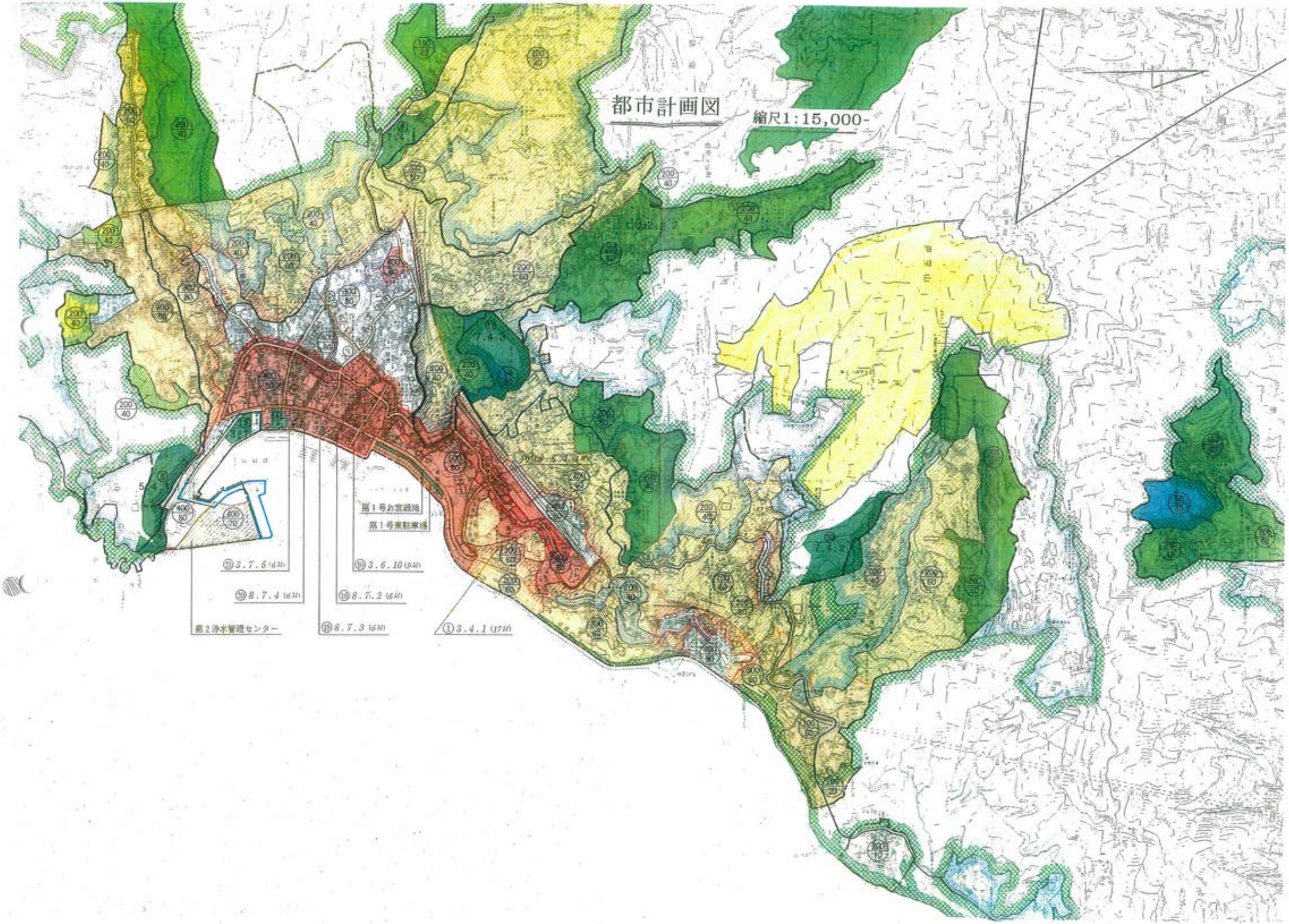
都市計画図
縮尺1:15,000-
第1号お宮設地
第1号東駐車場
第2浄水管理センター
㉑3.7.5(6ﾍｸﾀｰﾙ)
⑳8.7.4(6ﾍｸﾀｰﾙ)
⑲8.7.3(6ﾍｸﾀｰﾙ)
⑱8.7.2(6ﾍｸﾀｰﾙ)
⑩3.6.10(9ﾍｸﾀｰﾙ)
①3.4.1(17ﾍｸﾀｰﾙ)

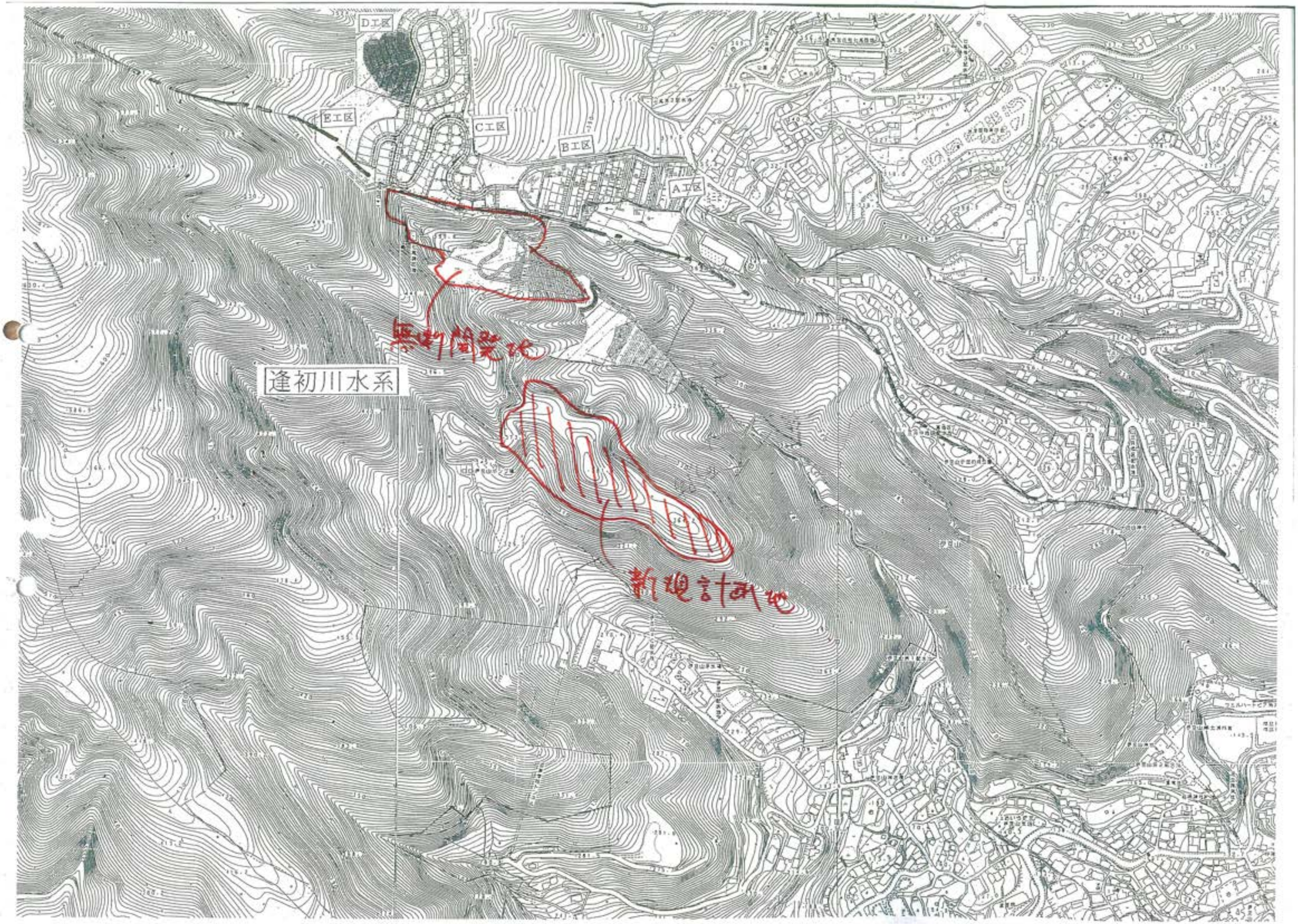
D工区
E工区
C工区
B工区
A工区
逢初川水系
無料開発地
新規計画地

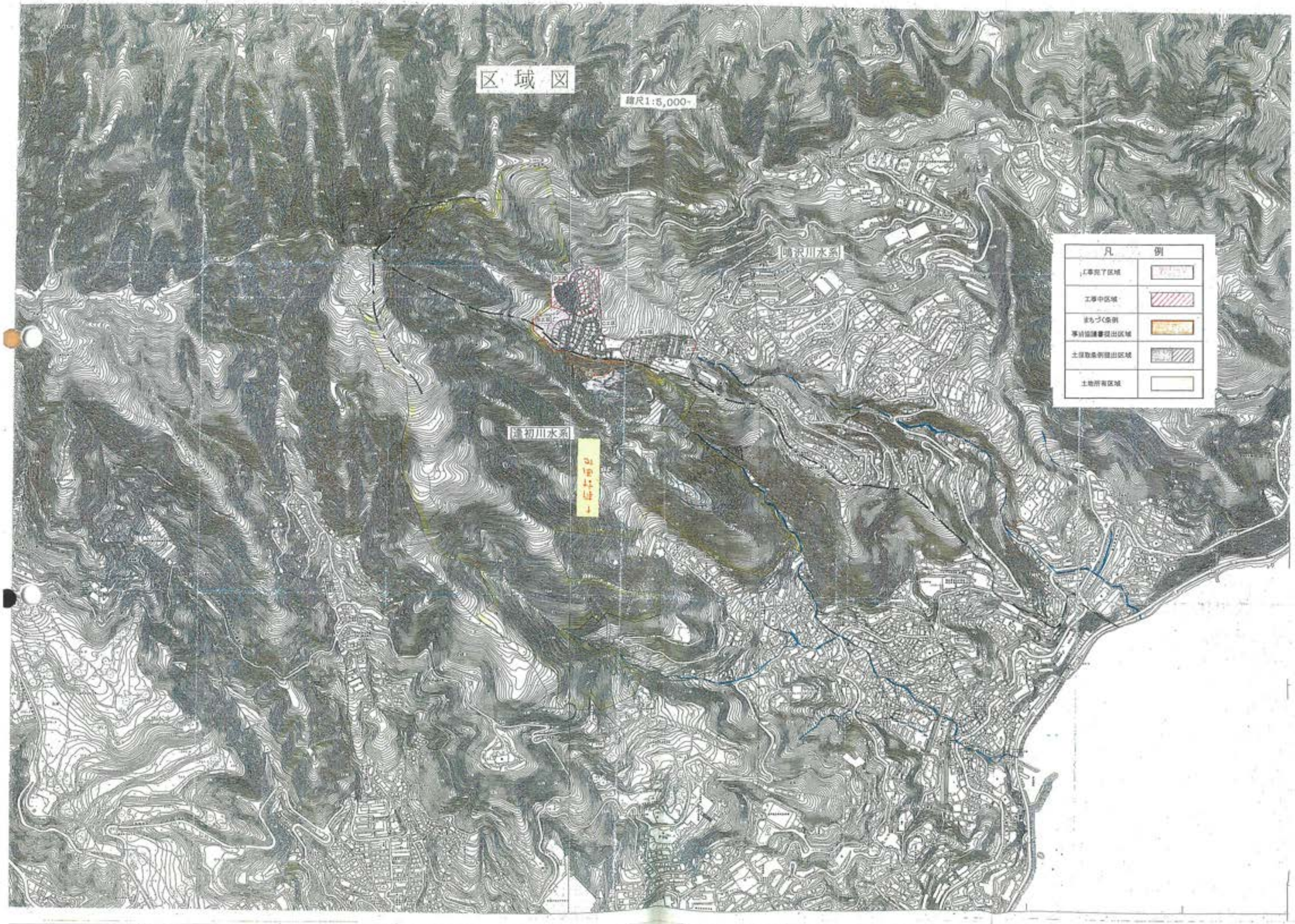
区域図
縮尺1:5,000
鳴沢川水系
逢初川水系
凡例
工事完了区域
工事中区域
まちづく条例
事前協議書提出区域
土保取条例提出区域
土地所有区域

A026

局長	室長	技監	主幹	室　員	担　当
〃	〃	〃			

電話・~~口頭~~　記録	
日　時	平成19年11月26日（月）　16時30分
打合者	東部農林事務所治山課　片田係長
	森林計画室　藤本
施行場所	熱海市伊豆山
要　件	林地開発の事前情報
内　容	＜片田係長から＞ ・本日、熱海市職員が来庁し、以下の情報が寄せられた。 ○熱海市からの情報 ・新幹線ビルディングから別添図面赤色の区域で宅地造成計画の相談があった。 ・事業面積は約8ha。ほとんど5条森林。 ・市としては、下流河川（逢初川）の1年確率降雨量の流下能力がなく、河川改修の予定もない状況では、計画を認可できる状況ではないと考えている。 ・林地開発許可についても事業者からいずれ相談はあると思うが、慎重な対応をお願いしたい。 ・県土地対策室にも相談に行く予定である。 ○東部農林の対応 ・現在のところ新幹線ビルディングから相談はない。 ・立地調査の依頼も受けていない。 ・ただし、林地開発許可に伴う貴重な動植物の保全に関して、自然保護室に相談はしているようである（H19.2.1）。 ・本年4月に発見された新幹線ビルディングの違法行為（図面緑色の区域）がまだ完全に終わっていない（H19.10.25東部農林が現地にて事業者を指導、現場復旧に関してはそれなりのことはしている）。この復旧が完了するまでは、相談にはのっても、申請は受け付けないつもりである。 ・森林の形質変更面積が5ha以上であれば、林地開発許可は本庁案件となる。 ＜今後の当室の対応＞ ・土地対策室と情報を共有する。

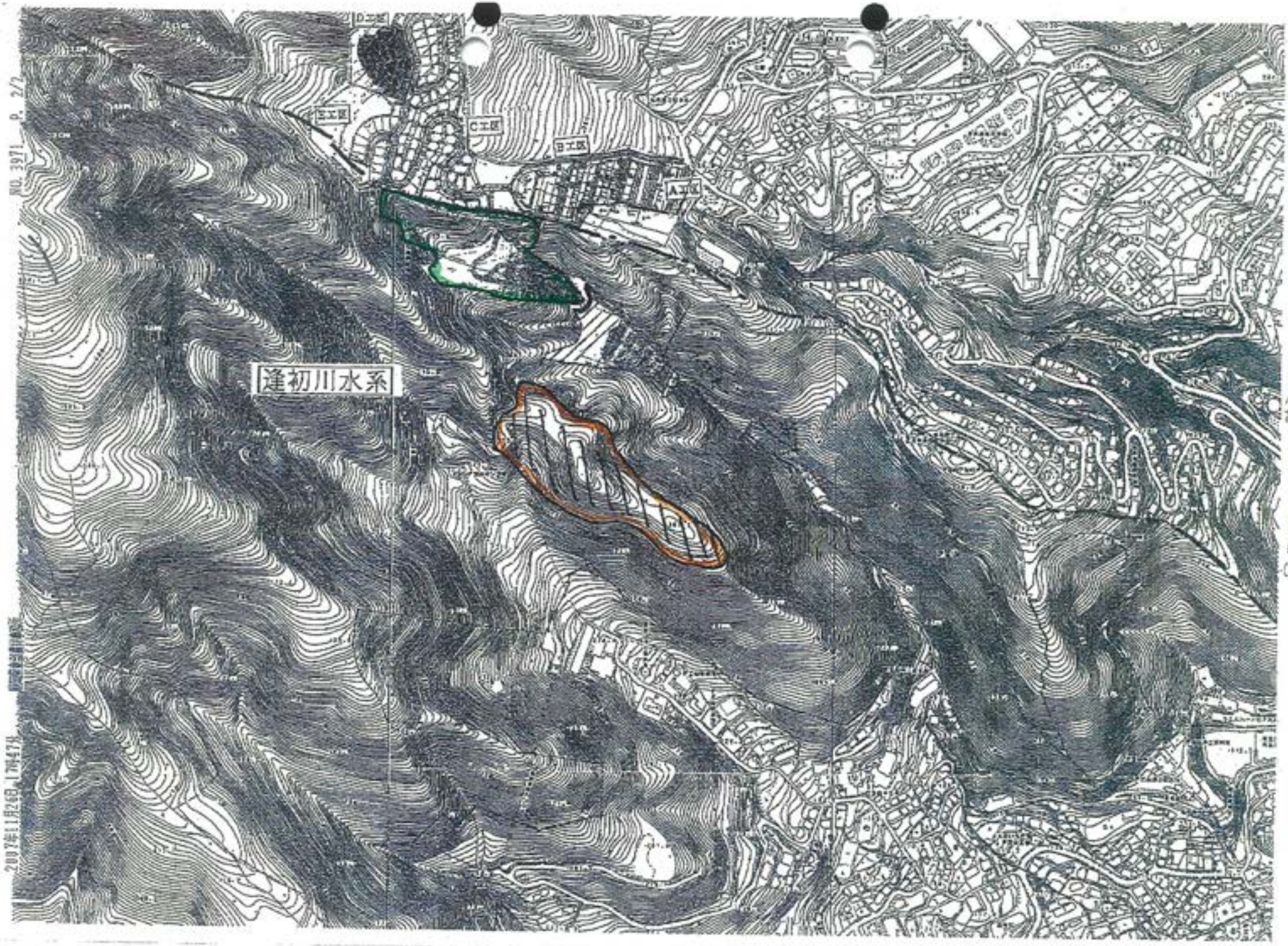
逢初川水系

東部農林事務所治山課

TEL 055-920-2173
FAX 055-924-8594

FAX送信の工案内

送付先：静岡県建設部森林計画室　　FAX番号：054-221-2829

原本 様

発信者：東部農林事務所治山課 片田　日付：11/26/2007

送付枚数：1 枚（送付状含まず）

要 件：熱海市伊豆山関係

☐ご参考まで　☐ご確認ください　☐ご返信ください　☐ご回覧ください



[illegible]大変お世話になっております。

[illegible]って電話で説明します。

熱海市役所から

新新築ビルディング

10/25に現地調で指導
現場往来はそれなりの努力をしている

斜角部8㎡

[illegible]

A027

電話（口頭）記録用紙

日時	平成19年12月14日(金) 15時		
表　題	熱海市伊豆山地内における無断開発について（㈱新幹線ビルディング）		
訪問者	㈱新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ　後藤氏ほか1	応対者	菅野治山課長・片田林地保全係長
供覧	所長　部長　技監　治山課長　課員 〃　〃		
要　件	内　容：下記自社所有森林内にヘリポートと接続のための進入路（W3.0×L2km）を造成したいので、森林法上の規制と手続きについて相談したい。 場　所：熱海市伊豆山字赤井谷地内・・・別図 面　積：1ha以下の転用面積とし、林地開発許可の対象外としたい。 事業者：㈱新幹線ビルディング（神奈川県小田原市城山1－4－1）		
対　応	・ H19.5.31付けで行政指導している無断開発地の処理が済んでいない。この箇所の復旧計画が提出され復旧状況が確認できるまでは、新たな開発行為は認められない。早急に求積と復旧計画策定を行うこと。		

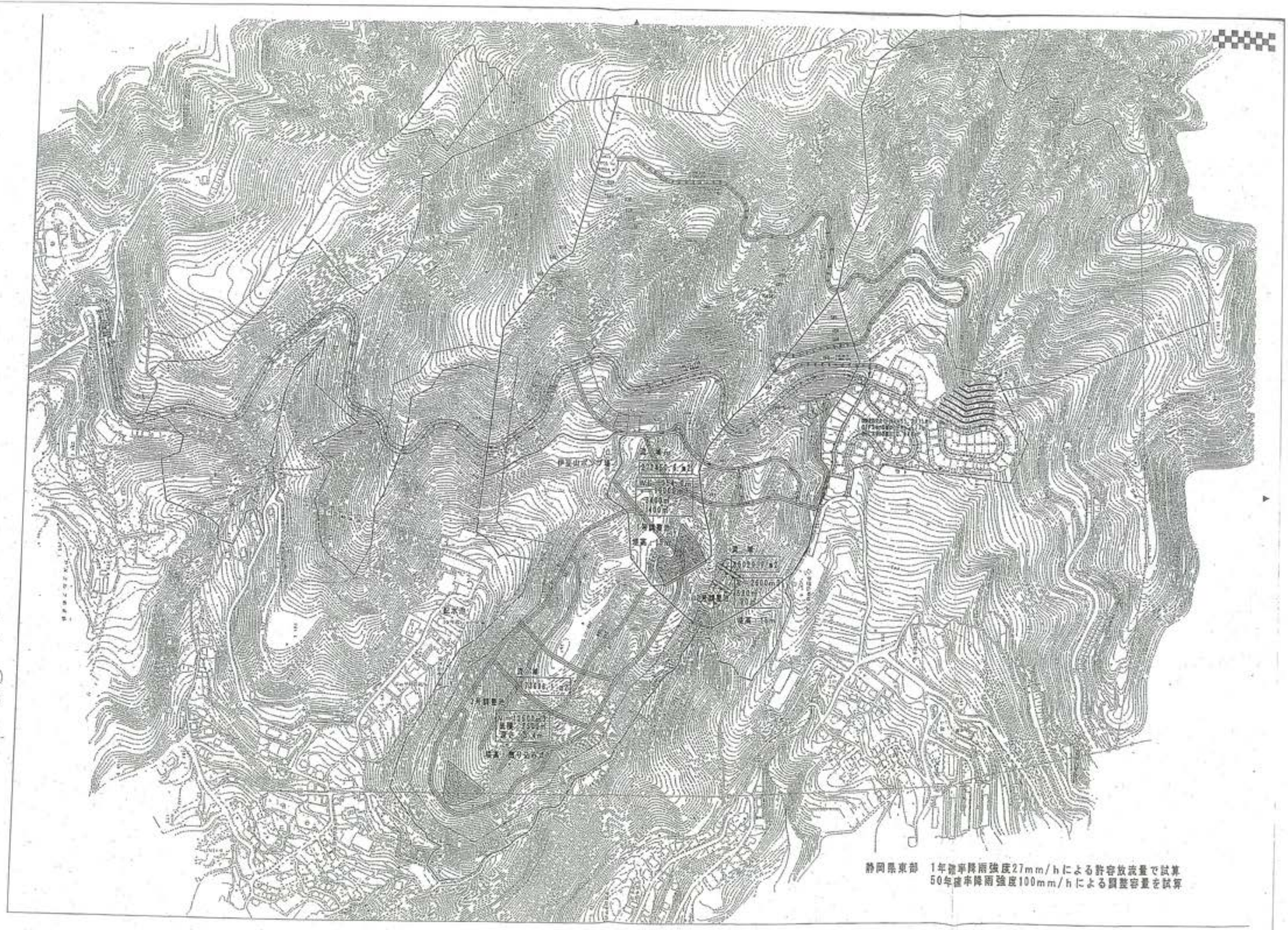

静岡県東部　1年確率降雨強度27mm/hによる許容放流量で試算
50年度率降雨強度100mm/hによる調整容量を試算

A028

技監		林地保全係	

来 庁 者 応 対 復 命 書

用件	熱海市伊豆山での道路新設計画について
応対場所	所内
年月日	平成19年12月20日（木）１３：３０～１４：００
来庁者 対応者	㈱新幹線ビルディング　後藤和夫氏、吉川氏 治山課　菅野、片田

内　容

来庁用件

- 12 月 5 日に相談したヘリポートに通じる道路新設を計画しているので、森林法の正式な許可申請をしたいと考えているので、手続きを相談に来た。（ヘリポート整備は当面実施予定無し）
- ついては、文書指導されている箇所と新設道路の面積を合計すると 1 ha を超える（全面積で 5 ha 未満の見込み）ので、森林法の規制の種類、申請から許可までの期間等を聞きたい。
- 土木事務所に提出した防災池の資料を置いていく。
- 今後、吉川氏が県との連絡等を担当する。
- 文書指導されている箇所の求積図・復旧計画は早急に提出する。この箇所では 9 月の台風 9 号の豪雨時でも下流から濁水による苦情は無かった。

回答

- まず第一に、文書指導に基づく求積図・復旧計画を提出して欲しい。
- 林地開発の正式な林地開発申請は、文書指導に基づく求積図・復旧計画の提出と（求積図により違反が確認された場合）復旧作業の完了後となる。（違法行為が解消されなければ申請は受け付けない）
- 森林法に基づく規制としては、①1 ha 以上の開発を行う場合の林地開発、②保安林指定地での規制（開発行為は不可）、③樹木を伐採する場合の市への伐採届け　の３種類が主な規制である。

・ 林地開発許可申請は、許可基準を満たした申請の場合申請受理から２ヶ月程度必要。
（県の森林審議会（３、６、９、12 月開催）の意見を得る等のため）
→ 20 年 3 月の審議会に諮問できるように申請したい
・ 許可申請に先立ち森林区域の確認や林業関係の規制を調査する「立地調査依頼」を提出してほしい。（申請様式を手渡した）
・ 申請に際しては、他の法律に基づく許可等の見込みが必要となる。
求積図による面積算定が必要。（例えば、道路面積＝幅員×延長　ではダメ）

平成 19 年 12 月 20 日

以上のとおり復命します。

東部農林事務所長　様

治山課長　菅野　実

SB 株式会社 新幹線ビルディング

不動産部
開発課計画係長 吉本文雄

〒250-0045 神奈川県小田原市城山1-4-1 新幹線ビル
TEL 0465-32-1158 FAX 0465-32-1159
携帯 090-4003-7973

12/20 事所持参

調整池の容量計算書

2007年12月

株式会社　新幹線ビルディング

平19.12/20. 受領

〈参考〉. 熱海工本に提出.

調整池の容量概略計算書

この計算書は、伊豆山住宅地開発計画の概略設計にあたり、雨水排水の概要を確認するための基礎資料として作成したものである。開発流域は逢初川流域に含まれるが、逢初川は河川改修が未完成のため開発による雨水排水の増加量に対して調整池を設置しこれに対応する。
計算書の作成にあたり、静岡県「開発許可ハンドブック」を準用した。

1.調整容量の算定

① 本開発地域は現況地形からさらにA.B.Cの小流域に区分した。
② 各流域面積は、A:27.2ha　B：8.5ha　C:17.4ha である.
③ 藍染川の各地点における流下能力が未調査のため、許容放流量は1/1確立降雨強度式による。

2..流量計算

ピーク流量の算定は次式による

$Q=1/360\times f\times r\times A$

f：流出係数（施工区域は0.9）
r：到達時間内の1時間降雨強度
A：流域面積（ha）

3.調整池の洪水調節方式

自然流下方式とする

4.洪水到達時間

流域から河道に入るまでの流入時間と、流量計算地点までの流下時間の合計時間

5.流出係数

概略計算であり0.9とする

6.許容放流量

前述により1/1確立降雨強度を用いて、静岡県東部の27mm/hとする。

7.調節容量の算定

設計基準より

$V=(r_i\times f_1-r_c/2\times f_2)\times 2t_i\times A\times 1/360$

ここに、
V：必要調整量（m3）

ｆ１：施工後の流出係数（0.9）

ｆ２：施工前の流出係数（0.6）

Ａ：流域面積（ha）

ｒｉ：1/50 確立降雨強度(95mm/hr)

ｒｃ：許容放流量に対応する降雨強度

ｔｉ：降雨継続時間（30min）

8.各流域の必要調節容量

50 年確立降雨強度を 100ｍｍ/ｈｒとして求める。

A 流域

V=(100×0.9−27/2×0.6)×2×30×60×27.2×1/360=22270 m3

B 流域

V=(100×0.9−27/2×0.6)×2×30×60×8.5×1/360=6960 m3

C 流域

V=(100×0.9−27/2×0.6)×2×30×60×17.4×1/360=14250 m3

※必要調節量＝294840/360=819.0/ha

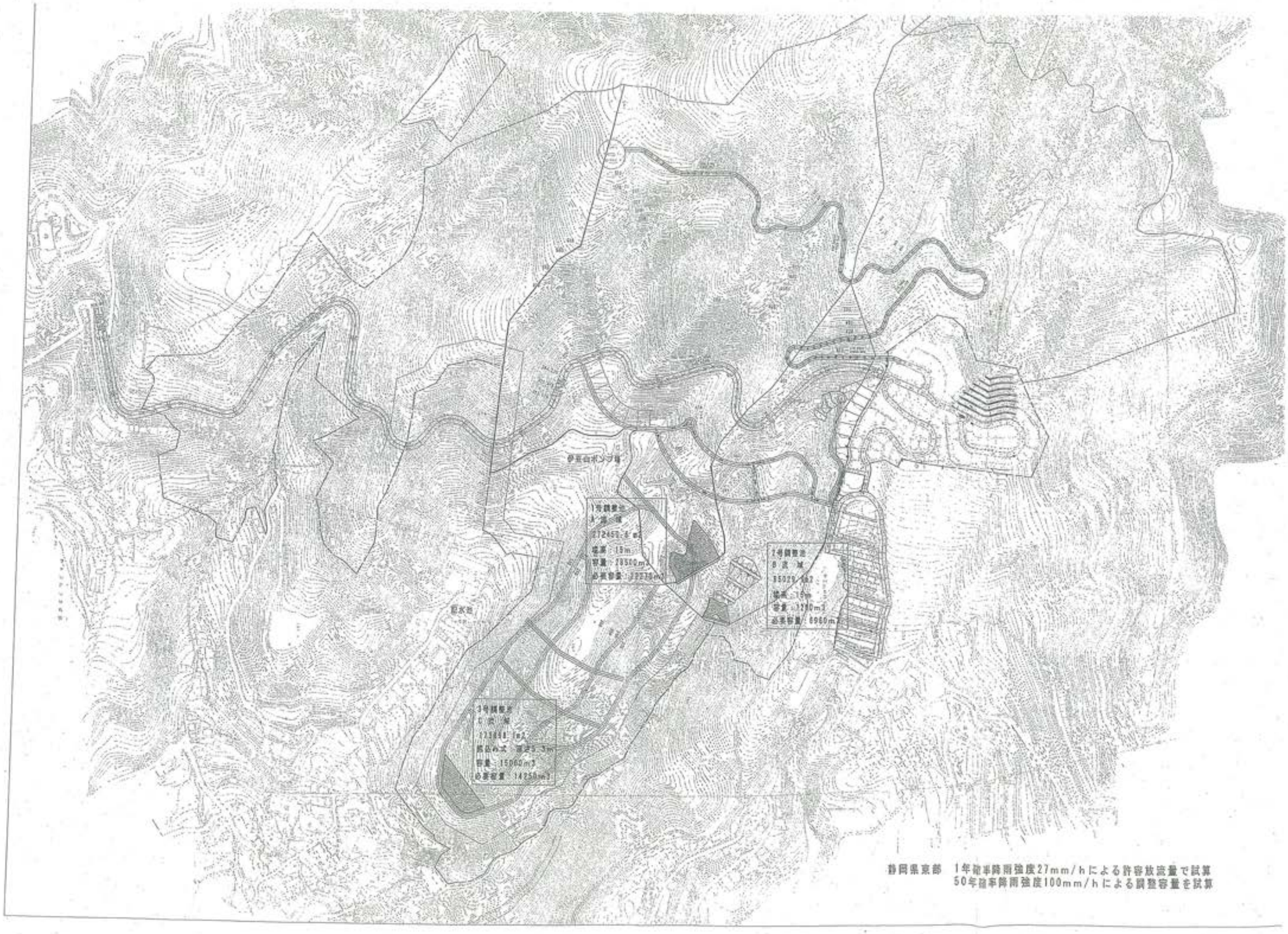

静岡県京部　1年確率降雨強度27mm/hによる許容放流量で試算
50年確率降雨強度100mm/hによる調整容量を試算



種別	面積 ㎡	%	区分
開発面積	[illegible]	[illegible]	
宅地	[illegible]	[illegible]	[illegible]
道路	[illegible]	11.15	
緑道	[illegible]	0.89	
公園	[illegible]	3.01	
緑地	[illegible]	6.40	
駐車場	[illegible]	34.05	[illegible]
ゴミ置き場	21.0	0.05	[illegible]
調整管理地	252.3	0.48	

[illegible]	[illegible]

熱海市伊豆山分譲計画	
所在地	熱海市伊豆山字鍛ヶ 1112-2の 地
開発名称	造成計画平面図
縮尺	S=1:50
図面番号	
作成年月日	平成 18 年 11 月
作成者	東京都世田谷区砧町2-24-15-501 有限会社 ラダー・コーポレーション 渡水浩幸

A029

所長	次長	技監兼企画検査課長	総務課長	工事課長	維持調査課長	都市計画課長	用地管理課長	都市計画課主幹	企画係主任	課 長	担 当

記 録 簿

件 名	逢初川上流開発相談
日 時	平成20年1月21日
発信者	新幹線ビルディング 鈴木 大塚
受信者	熱海土木事務所 山崎課長・市川主幹・福薬主任・岩崎係長・徳山 東部農林事務所 秋野係長 熱海市役所まちづくり課 福井参事・西島室長・松尾氏・窪田氏
内 容	

新幹線ＢＤより、伊豆山の自社敷地に盛土するにあたり、事業説明があった。

（新幹線）
伊豆山赤井谷の自社敷地に盛土する。6,000㎡位。
伊豆山の他の敷地から土を移す。一部神奈川県からも土砂を運ぶ。
H19に市に土採取の届出をしている。風致地区内行為の許可も受けている。

（熱海市）
Ｑ１ 土砂が川に流れ出さないようにしてほしい。土砂流出が怖い。流出してからでは手遅れだ。
Ｑ２ 土採取の届出は堤体が大きすぎて非現実的だ。開発規模に見合う大きさに施設を変更し、届出を出しなおしなさい。途中経過の当面の完成形を出して欲しい。
Ｑ３ 途中で開発が行き詰って放棄するのではないか。
Ｑ４ 施工する時は、しっかりした図面をもって、市などに通告して欲しい。

（農林事務所）
Ｑ５ 地元への説明をしっかりするように。

（土木事務所）
Ｑ６ 台風等での土石流が心配だ。
Ｑ７ 神奈川からもってくる土は大丈夫か。

（新幹線）
Ａ１ 沈砂地で土が流れ出さないように処理する。新幹線ＢＤ社長が川に土をおとしたりしないために、施工は新幹線ＢＤが直接行うのではなく間に業者を入れている。
Ａ２ 今は当初の届出の通りいく。開発の形が見えてきたら届出しなおす。
Ａ３ 万一そのようなことがあれば、ある程度の完成形にしてから終わらせる。放置したりしない。
Ａ４ 了解した。
Ａ５ まじめに地元に説明する。工程は写真にとって管理する。いつ見に来てもらっても構わない。
Ａ６ 土石流が流れないようにしっかりと施工する。
Ａ７ 土の品質証明を施工業者に添付させ、自分が確認するようにする。

様式第１号（第２条関係）

土 の 採 取 等 計 画 届 出 書

熱海市長　斉藤　栄　様　　平成１９年　３月　９日

住　所　（神奈川県小田原市城山１－４－１）

届出者

氏　名　（株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男）㊞

（電話番号 0465－32－1158）

（氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。）

静岡県土採取等規制条例　第３条第１項 ~~第３条第３項~~　規定により、次のとおり届け出ます。

1 土の採取等の目的

隣接地の土砂を盛土するため。

2 土の採取等を行う場所の区域

所在地		土地の現況	登記簿上の地目	面積（平方メートル）	土の採取等を行う権利の種類	土地所有者の住所及び氏名	法令等による区域指定等の現況
市町村大字字小字	地番						
熱海市伊豆山赤井谷	1076－3	山林	山林	9446		株式会社新幹線ビルディング	
計		1	筆		9446	平方メートル	

第　号
19. 3. -9
熱海市役所
建設課

3 土の採取等に関る土の数量

（1）切土、床堀りその他の土地の掘削を行う場合

土の数量	2253 立法メートル

（注）土の採取等を行う場所の区域外へ土を搬出する場合のみ記入してください。

（2）埋土又は盛土を行う場所

土の数量	~~13042~~ 36276 立法メートル

（注）土の採取等を行う場所の区域外へ土を搬出する場合のみ記入してください。

（3）土の採取等を行う場所の区域内で（1）及び（2）を同時に行う場合

（ア）切土、床掘りその他の土地の掘削に係る土の数量	2253 立方メートル
（イ）土の採取等を行う場所の区域外からの搬入する土の数量	~~13042~~ 36276 立方メートル
（ウ）埋土又は盛土に係る土の数量	~~13042~~ 36276 立方メートル
（エ）土の採取等を行う場所の区域外への搬出する土の数量	立方メートル
土の数量の合計（（ア）及び（イ）の合計）	~~15295~~ 38529 立方メートル

4 土の採取等を行う期間

（1）採取等の時期　許可日～　12ヶ月（予定）

（2）作業時間　7　時から　19　時まで

（3）工程

種別＼年月日									

（注）切土、盛土、埋戻し、沈砂池等の種別ごとに記入してください。

5 土の採取等の方法及び土の採取等のための設備その他の施設に関する事項

（1）土の採取等の方法

ア　切土、床掘りその他の土地の掘削を行う場合

区分	概要
高さ又は深さ	最大　2　メートル
方法	ア　階段採取法 ㋑　平面採取法

のり面の小段の高さ	最大	2	メートル
のり面の小段の幅	最小		メートル
隣接地からの距離	最小		メートル
土質	関東ローム		

イ　埋土又は盛土を行う場合

区分	概要		
高さ又は深さ	最大	15	メートル
方法	ロックフィル		
のり面の小段の高さ	最大	10	メートル
のり面の小段の幅	最小	5	メートル
隣接地からの距離	最小		メートル
土質			

（2）土の採取等のための設備

機械の名称	形式	能力（立方メートル／時間）	台数
ブルドーザ	16 t		2
バックホウ	0.6 ㎥		2
振動ローラ	14 t		1

（3）その他の施設

6　土の採取等に伴う災害防止のための方法及び施設に関する事項

区分	
土採取等標識の掲示場所	
立入りを禁止する場合の方法及び施設	
土砂等の飛散を防止するための方法及び施設	
土砂等の崩壊を防止するための方法及び施設	
土砂等の流出を防止するための方法及び施設	
雨水等の処理をするための方法及び施設	

その他の災害を防止するための方法及び施設	

7 土の採取等に係る土の運搬の方法及び土の搬入先又はその他土の運搬に関する事項

（1） 土の運搬方法

区分	概要
交通監視人	
1日の搬入台数及び量	トン車　台　最大延べ　台　立方メートル
1日の搬出台数及び量	トン車　台　最大延べ　台　立方メートル
運搬主体	

（2） 土の搬出先又は搬入先

（3） その他の土の運搬に関する事項

区分	概要
経路	（別添図第　号図参照）
種類	ア 市町村道　イ 市道　ウ 仮設道路 エ 河川区域　オ その他
種別	ア 契約（同意）有　イ その他
重量制限	ア 有（　トン）　イ なし
舗装	ア 有（延長　メートル）　イ なし（ただし　）
学童の通行状況	ア 多い　イ 少ない　ウ なし

（注）該当する事項には、記号に○印を付けてください。

8 土の採取等に係る跡地の整備に関する事項

（1）跡地に係る土砂等の崩壊の防止方法

ア 跡地ののり面の状況

（ア）切土、床掘りその他の土地の掘削を行う場合

高さ又は深さ	最大　メートル	のり面のこう配	最大　度
のり面の小段の高さ	最大　メートル	のり面の小段の幅	最小　メートル

（イ） 埋土又は盛土を行う場合

高さ又は深さ	最大　メートル	のり面のこう配	最大　度

のり面の小段の高さ	最大　　メートル	のり面の小段の幅	最小　　メートル

（ウ）のり面等の保護の方法

方法	概要
植栽	
種子吹き付け	
擁壁その他	

（注）概要欄には、樹種、本数、面積等を具体的に記入してください

（2）跡地の利用方法

9　現場責任者の氏名及び住所

氏　名　トランスファー株式会社

住　所　代表取締役　高橋　寛　　（電話番号 0553－44－2579）

１０　土の採取等を緊急に必要とした非常災害の状況の概要（条例第３条第３項の規定による届出の場合に限る。）

第15堰堤平面図

S=1:1000



熱建建　第 1891-33 号
平成１９年 4月１２日

神奈川県小田原市城山1－4－1
株式会社新幹線ビルディング
代表取締役 天野二三男　様

熱海市長 齊藤 栄

風致地区内行為について(許可)

このことについて、静岡県風致地区条例第2条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

記

1 行為地の所在	熱海市伊豆山字赤井谷1076-3の一部
2 風致地区の名称	第２号 伊豆山　風致地区　第 2 種
3 行為地面積	9,446.00 平方メートル
4 行為の種類	土地の形質の変更　木竹の伐採
5 工期	平成19年 4月12日 から 平成20年 4月12日 まで
6 許可条件	(1) 工事着手に当たり、着手届を提出すること。 (2) 植栽計画を遵守すること。 (3) 工事完了後は、速やかに完了届を提出し、完了検査を受けること。 (4) 設計を変更しようとするとき、又は許可事項と異なる施行の必要が生じたときには、あらかじめ熱海市長に協議すること。

様式第１号（第２条関係）

風致地区内行為許可申請書

平成18年10月2日

熱海市長　斉藤　栄　様

住　所　神奈川県小田原市城山１－４－１

申請者

氏　名　株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男

（氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。）

条例第２条の１項の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

風致地区の名称及び種別	名　称	第２号伊豆山風致地区	種　別	第２種
行為地の所在	熱海市　伊豆山　字赤井谷1076－3の一部			
地目及び面積	地　目	山林	面　積（㎡）	9446㎡
許可を受けようとする行為の種類	① 建築物 その他の工作物 新築 改築 移転 ② 宅地の造成 土地の開墾 その他の土地の形質の変更 ③ 木竹の伐採 ④ 土石の類の採取 ⑤ 水面の埋立て ⑥ 建築物等の色彩の変更 ⑦ 土石の堆積 廃棄物の堆積 再生資源の堆積			
着手及び完了予定日	着手　許可日 完了　許可日から12ヶ月			
摘　要	神奈川県　小田原市　城山１－４－１ 株式会社新幹線ビルディング　後藤　和夫 電話番号　０４６５－３２－１１５８			

備考
摘要欄に連絡先を記入してください。

第189号
18.10.-2
熱海市教育

様式第3号（第2条関係）

施行方法書

（宅地の造成等の場合）

行為施工者の住所及び氏名	山梨県　甲州市　勝沼町　綿塚３０９ トランスファー株式会社 代表取締役　高橋　寛					
土地所有者の住所及び氏名	神奈川県　小田原市　城山１－４－１ 株式会社新幹線ビルディング 代表取締役　天野　二三男					
面積及び土量	面積	9446平方メートル	土量	盛土	38,527 ~~17,946~~ ㎥	
				切土	2,253 ㎥	
行為の目的	土砂の崩落防止に供する、岩塊による堰堤の築造					
行為地の現況	山林					
土留の方法						
排水工事						
河川又は渓流との距離	m					
緑地の面積	2879.00 ㎡	内訳	自然の緑地	2879.00 ㎡		
			人工の緑地	㎡		
緑地率	30.47%	植栽の内訳	高木	低木	その他	
			本	本		
摘要						

備考

（1）案内図、現況図、公図写し、縦断面図、横断面図、出来上がり予定図、行為地面積等算定図、緑地面積算定図、現況写真及び土地所有者の承諾書を添付してください。

（2）他の行為を同時に行うときは、それぞれの様式による施行方法書を添付してください。

（3）緑地率とは、緑地の面積の行為地面積に対する割合をいう。

様式第４号（第２条関係）

施　行　方　法　書

（木竹の伐採の場合）

土地所有者の住所及び氏名	神奈川県小田原市城山１－４－１ 株式会社新幹線ビルディング
行為の種類	伐　採
伐採の理由	土砂の崩落に供する、岩塊による堰堤の築造のため
行為地の面積	9446.00㎡
樹種	小　樽
樹齢	５年～１０年
樹高	３m～５m
樹量	２５０本　　２．０立方メートル
跡地利用計画	
摘要	

備考

１　案内図、現況図及び現況写真を添付してください。

２　跡地を他の行為に利用するときは、それぞれの様式による施行方法書を添付してください。

林班	準林班	小班	地番	個人コード	所有者名	所有形態	管理	制限林	面積 ha	林種	樹種	混交歩合	林齢	齢級	地利	地位	材積 m³/ha	針葉樹 m³	広葉樹 m³	成長量	施業	人工・天然	分布	針広別	摘要
									1.45																
45	ト	600008	531	086647	ﾌｸｴ ﾖｼﾀｲｿﾞ	3	3	02	0.07	3	ｻﾞﾂ		35	8	1	3	81		4	1		3	3	24	
45	ト	500008	532	086647	ﾌｸｴ ﾖｼﾀｲｿﾞ	3	3	02	0.43	2	ｻﾞﾂ		39	8	1	3	81		35	1		3	3	24	
									0.50																
29	ロ	3000004	192643	086653	DF ﾖｶｴ	5	2	02	1.25	1	ﾋﾉｷ		43	9	1	3	205	252		6		2	3	14	
29	ロ	1400004	192644	086653	DF ﾖｶｲ	5	2	02	0.33	1	ﾋﾉｷ		43	9	1	3	205	65		6		2	3	14	
									1.56																
27	ニ	1000004	1976	086654	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ 25	4	2	02	0.46	1	ﾋﾉｷ		55	11	1	3	260	120		3		3	3	14	
27	ニ	1100004	19783	086654	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ 25	4	2	02	0.14	2	ｻﾞﾂ		28	6	1	3	80		11	2		3	3	24	
27	ニ	1200004	19782	086654	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ 25	4	2	02	0.31	2	ｻﾞﾂ		45	9	1	3	83		27	1		3	3	24	
27	ニ	1300004	19781	086654	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ 25	4	2	02	0.52	2	ｻﾞﾂ		43	9	1	3	85		44	1		3	3	24	
27	ニ	1400004	19786	086654	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ 25	4	2	02	0.25	1	ﾋﾉｷ		55	11	1	3	260	65		3		3	3	14	
27	ニ	1500004	19786	086654	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ 25	4	2	02	0.29	2	ｻﾞﾂ		45	9	1	3	87		25	1		3	3	24	
									1.97																
27	ニ	900004	197734	086655	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ	5	2	02	1.35	2	ｻﾞﾂ		53	11	1	3	95		131	1		3	3	24	
37	イ	4900005	117013	086655	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ	5	2	02	0.61	4	[illegible]				1	4						3		34	
37	イ	5000005	117013	086655	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ	5	2	02	2.37	2	ｻﾞﾂ		48	10	1	4	66		156	1		3	3	24	
37	イ	5100005	117013	086655	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ	5	2	02	6.08	4	[illegible]				1	4						3		34	
37	イ	5800005	11712	086655	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ	5	2	02	0.85	2	ｻﾞﾂ		28	6	1	4	46		39	1		3	3	24	
37	イ	5900005	11712	086655	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ	5	2	02	1.56	1	ﾋﾉｷ		63	13	1	4	191	291		2		3	3	14	
37	イ	6200005	11713	086655	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ	5	2	02	0.23	1	ﾋﾉｷ		37	8	1	4	105	24		4		3	3	14	
37	イ	6300005	11713	086655	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ	5	2	02	0.08	1	ﾋﾉｷ		50	10	1	4	161	13		4		3	3	14	
37	イ	6400005	11713	086655	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ	5	2	02	3.87	1	ﾋﾉｷ		63	13	1	4	191	739		2		3	3	14	
37	イ	6500005	11713	086655	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ	5	2	02	0.35	2	ｻﾞﾂ		41	9	1	4	55		21	1		3	3	24	
37	ロ	1000005	10521	086655	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ	5	2	02	3.62	4	[illegible]				1	4						3		34	
37	ロ	2000005	10521	086655	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ	5	2	02	0.27	1	ｸﾇｷﾞ		40	12	1	4	199	54		1		3	3	14	
41	イ	2000005	10521	086655	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ	5	2	02	0.29	2	ｻﾞﾂ		36	8	1	4	54		14	1		3	3	24	
41	ヘ	200005	10772	086655	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ	5	2	02	0.13	2	ｻﾞﾂ		55	7	1	4	51		7	1		3	3	24	
41	ヘ	300005	10771-1	086655	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ	5	2	02	0.72	2	ｻﾞﾂ		40	9	1	4	50		42	1		3	3	24	
									22.33																
28	ホ	200004	1993132	086656	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ 3	4	2	02	0.91	2	ｻﾞﾂ		50	10	1	3	92		84	1		3	3	24	
41	ヘ	400005	10761	086656	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ 1	4	2	02	3.00	1	ﾋﾉｷ		55	11	1	4	175	525		2		3	3	14	
41	ヘ	500005	10760	086656	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ 1	4	2	02	1.20	2	ｻﾞﾂ		40	8	1	4	55		70	1		3	3	24	
41	ヘ	600005	10765	086656	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ 1	4	2	02	1.04	1	ﾋﾉｷ		55	11	1	4	175	182		2		3	3	14	
41	ヘ	700005	10765	086656	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ 1	4	2	02	1.28	2	ｻﾞﾂ		40	8	1	4	58		74	1		3	3	24	
41	ヘ	800005	10762	086656	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ 1	4	2	02	0.19	1	ﾋﾉｷ		55	11	1	4	175	33		2		3	3	14	
41	ヘ	900005	10762	086656	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ 1	4	2	02	0.16	1	ｽｷﾞ	50	45	9	1	4	186	30		3		3	3	14	
41	ヘ	900005	10762	086656	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ 1	4	2	02	0.15	1	ﾋﾉｷ	50	45	9	1	4	141	21		4		3	3	14	
41	ヘ	1000005	10762	086656	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ 1	4	2	02	1.82	2	ｻﾞﾂ		35	7	1	4	53		96	1		3	3	24	
41	ヘ	1100005	10762	086656	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ 1	4	2	02	0.07	1	ｽｷﾞ	50	45	9	1	4	186	13		3		3	3	14	
41	ヘ	1100005	10762	086656	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ 1	4	2	02	0.07	1	ﾋﾉｷ	50	45	9	1	4	141	10		4		3	3	14	
41	ヘ	1200005	10763	086656	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ 1	4	2	02	0.70	2	ｻﾞﾂ		28	6	1	4	46		32	1		3	3	24	
41	ヘ	1300005	10763	086656	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ 1	4	2	02	3.20	2	ｻﾞﾂ		28	6	1	4	46		147	1		3	3	24	
41	ヘ	1400005	10763	086656	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ 1	4	2	02	0.16	1	ﾋﾉｷ		55	11	1	4	175	28		2		3	3	14	
41	ヘ	1500005	10763	086656	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ 1	4	2	02	1.30	2	ｻﾞﾂ		28	6	1	4	44		57	1		3	3	24	
41	ヘ	1600005	10764	086656	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ 1	4	2	02	0.25	1	ｽｷﾞ	50	45	9	1	4	186	47		3		3	3	14	
41	ヘ	1600005	10763	086656	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ 1	4	2	02	0.25	1	ﾋﾉｷ	50	45	9	1	4	141	35		4		3	3	14	
41	ヘ	1700005	10764	086656	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ 1	4	2	02	2.64	2	ｻﾞﾂ		33	7	1	4	51		132	1		3	3	24	
									15.44																
37	イ	6600005	117010	086655	ﾌﾙｶﾜ ﾀﾒｻﾌﾞﾛｳ 9	4	2	02	0.71	4	[illegible]				1	4						1		34	

案内図

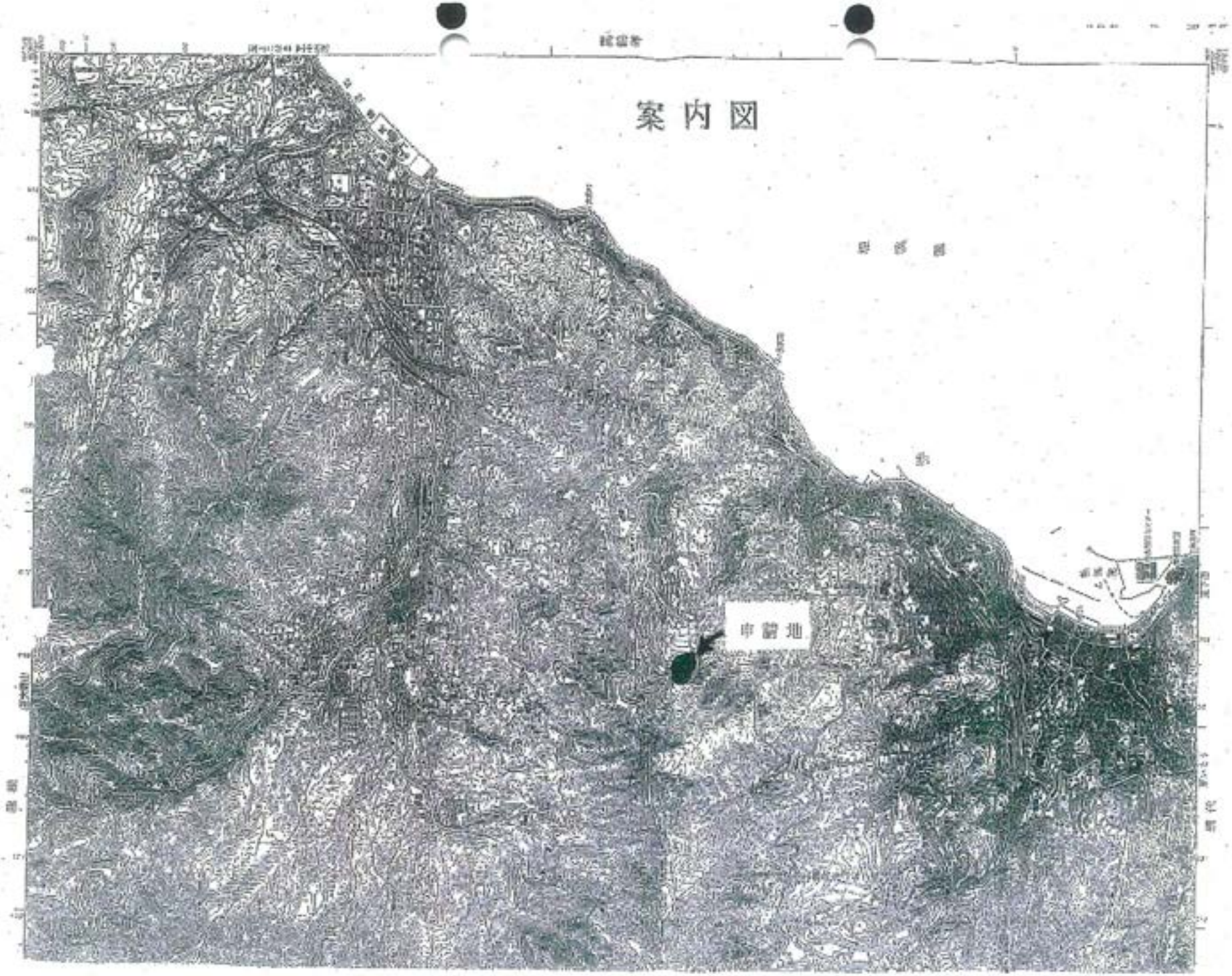

（複写機により作成）

（注）地図に準ずる図面は，土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間，これに代わるものとして備え付けられている図面で，土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

請求部分	所在	熱海市 伊豆山字赤井谷	地番	1076-3	以下余白	
縮尺	1/1200	補記事項	以下余白			

これは地図に準ずる図面の写しである。

平成　年　月　日

平成19年3月19日
静岡地方法務局熱海出張所
登記官 白井功治

北
西
東
南
宇水立
3-59
3-670
3-670
3-670

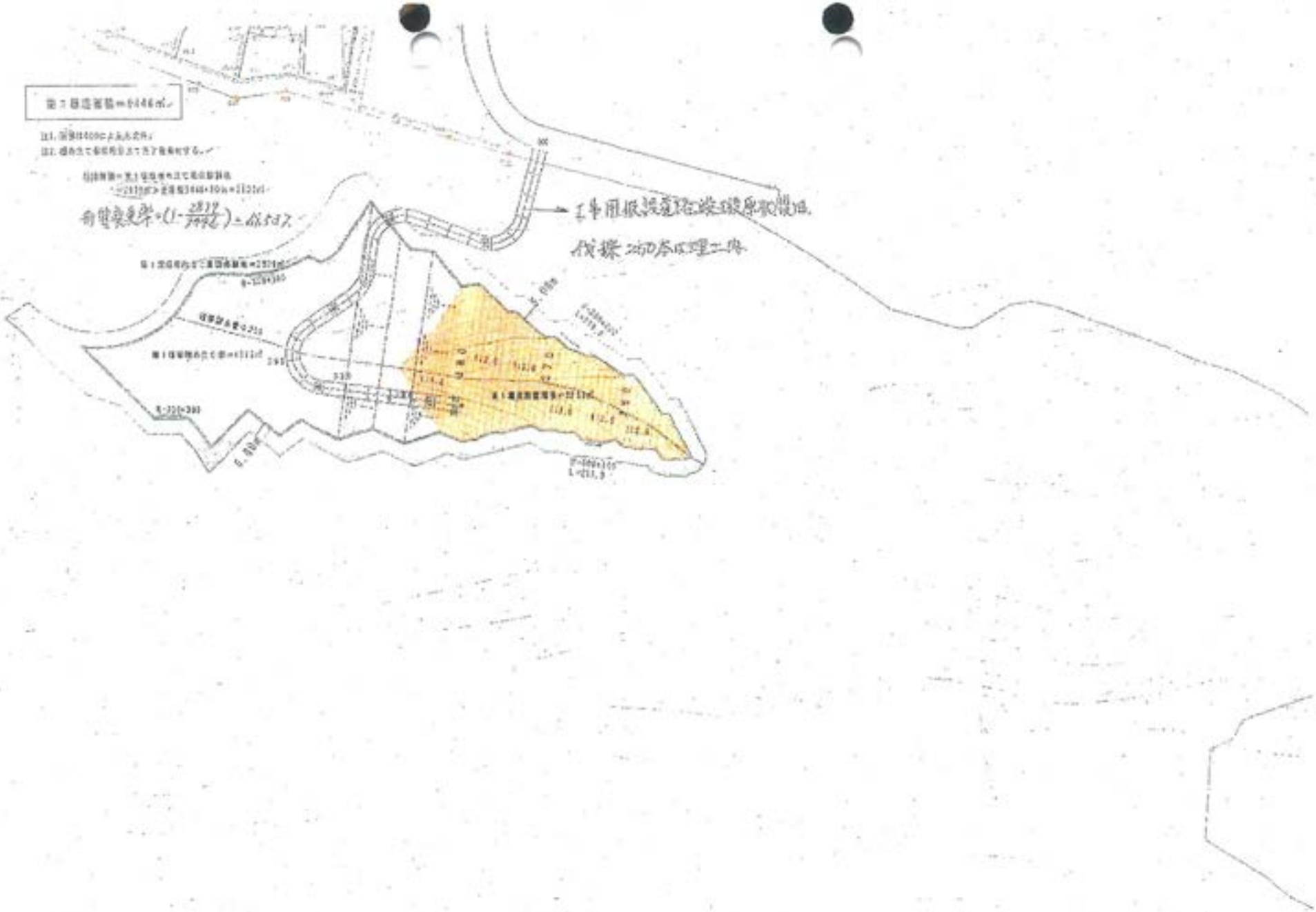

工事用仮設道路設置及撤去
伐採 250本以理工内

注：当線測定は[illegible]データによる。



1. 海体炭土量



造設種類面積＝2253㎡

切土量
V=2253+1=2253㎡



V1＝(224+669)／2＊(380-372)＝4465㎡

V2＝(669+14)／2＊(370-362)＝2732㎡



V3＝(88+241)／2＊(370-360)＝1645㎡

V4＝(241+7)／2＊(360-356)＝496㎡



V5＝(50+5)／2＊(348-355)＝137㎡

V6＝(28+7)／2＊(355-352)＝52㎡

海体炭土量
ΣV=4465+2732+1645+496+137+52=9427㎡



2. 埋立て盛土量
当等高線による面積



V1＝(4127+750)／2＊((392+385)／2-350)＝20727㎡

V2＝(750+20)／2＊(380-370)＝3850㎡



V3＝(505+385)／2＊(385-300)／2＝1125㎡



V4＝(385+285)／2＊(390-370)＝3400㎡

埋立て盛土量
ΣV=20727+3850+1125+3400=29102㎡

盛土量合計　V=9427+29102=38529㎡

[illegible]	
[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]

第1堰堤盛土断面図 S=1:100

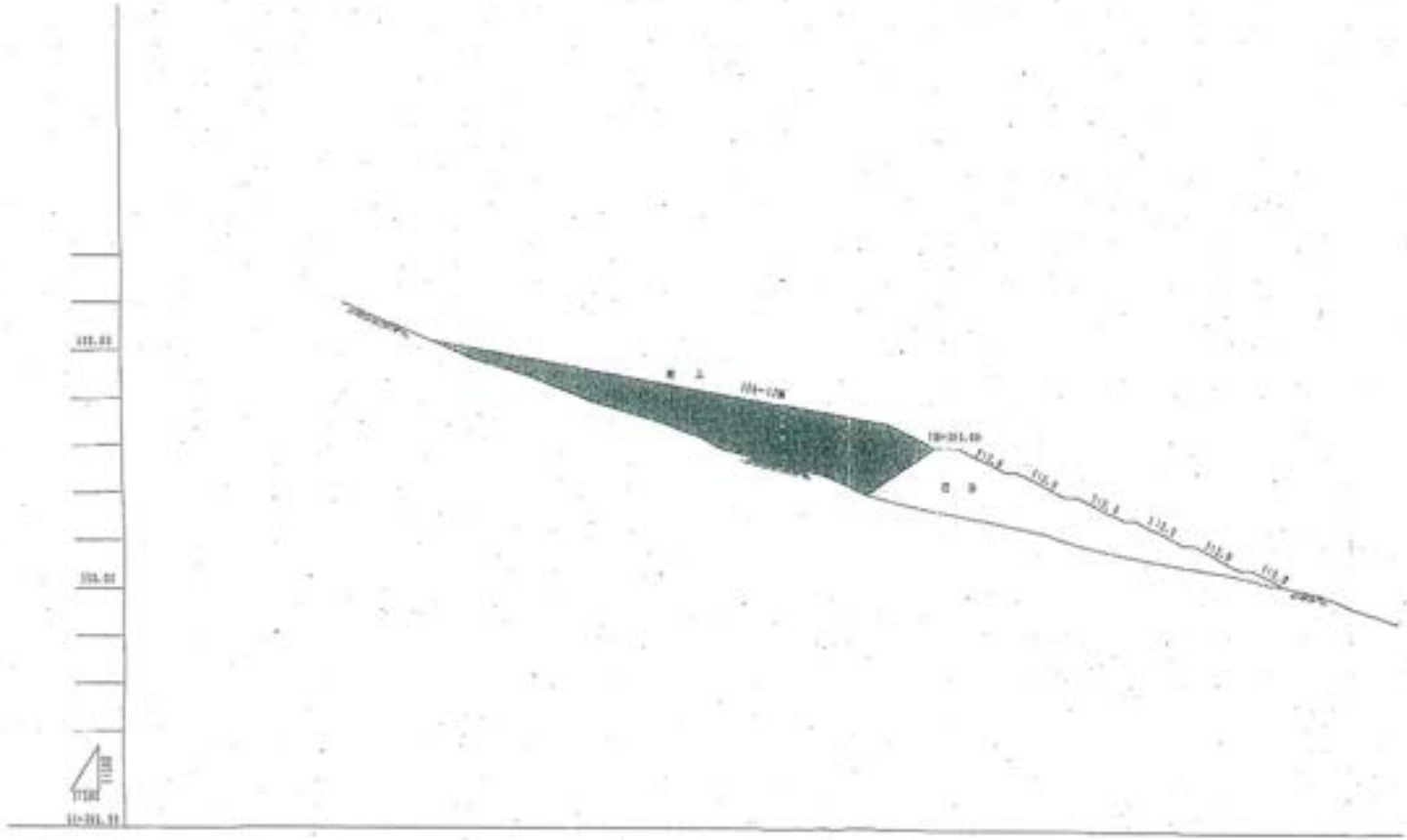

現況工標準断面図

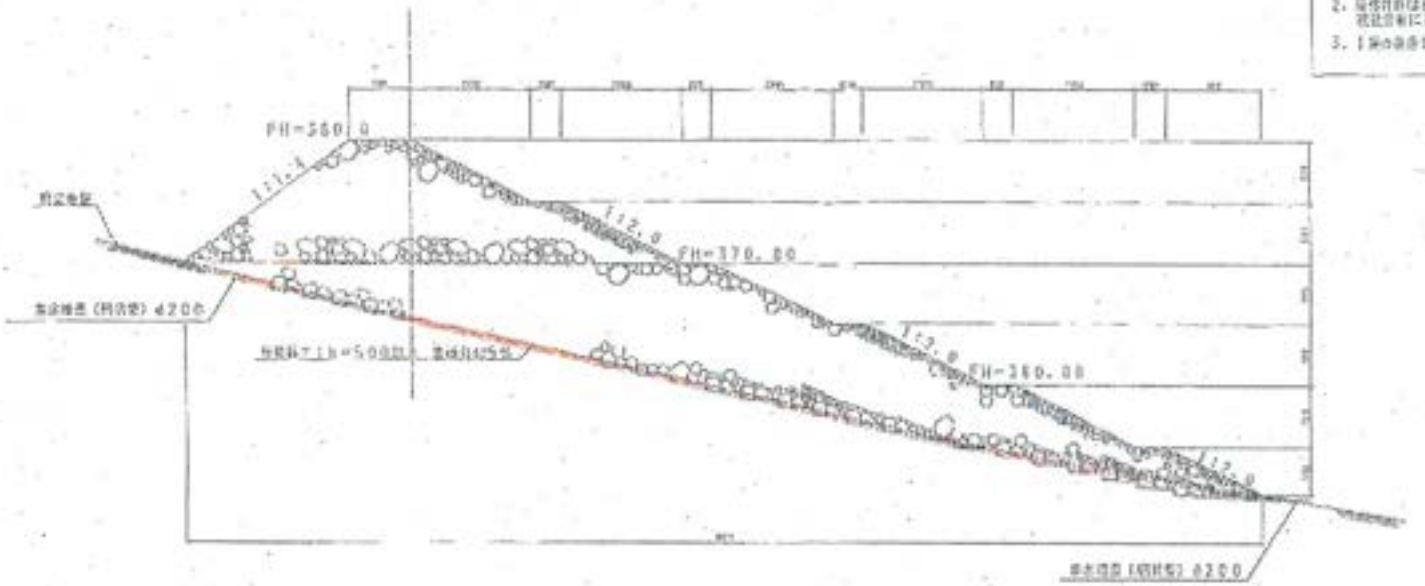

現況工正面図

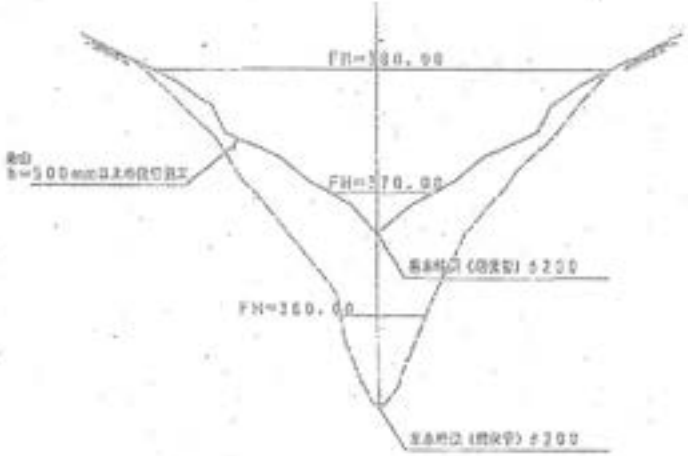

集水暗渠熱設置詳細図



現況中学校の集落図面	
設定名	[illegible]
図面名称	[illegible]
備 考	[illegible]
作成年月日	[illegible]
作成者	[illegible]







A030

復 命 書

供覧	所長	次長	総務課長	技監	治山課長	係長	課 員

日時	平成 20 年 1 月 24 日（木）11：00
出張先	熱海市伊豆山字赤井谷
用件	無断開発地の現地指導（㈱新幹線ビルディング）について
内容及び結果	1　事業者　㈱新幹線ビルディング 2　開発目的　宅地造成および残土処理 3　場　所　熱海市伊豆山字赤井谷 1076-3、1076-8 4　立会者　㈱新幹線ビルディング　沼尾、大塚氏 熱海市みどり農水課　高橋室長、村田副室長 5　指導内容 ・ 別添のとおり提出された転用部分の求積図をもとに、改めて現地において転用区域を確認し、㈱新幹線ビルディングに対し以下の内容を指示した。 ① 区域の一部しか測量していないので、転用区域全体を対象に測量すること。 ② 提出された求積区域の外周には杭を設置しているが、杭間距離を測定したところ図面の延長と実測値が異なるため再測量すること。 ③ 測量区域の設定について、転用区域（伐採区域）を辿って杭位置を決定すること。 ④ 全体の転用区域面積が 1ha を超えていれば、復旧計画書を提出することとなる。準備しておくこと。復旧に当たっては極力植栽を行うこと。また計画の是非については、関係他法令所管機関にも意見を聞くので承知されたい。 ⑤ 当無断転用部分の処理が済まない限り、他で予定している開発計画地の林地開発許可申請は受け付けない。 ⑥ 現地伊豆山神社付近で、土砂を盛りこぼしした斜面（種子吹付施工）上部の平地に、沈下によると思われる亀裂が発生しているため注意し観察すること。 ・ 熱海市からの指示事項は特になし。 6　事業者回答 ・ 指導内容了解。測量・求積は１月中に完了させる。

上記のとおり復命します。

平成２０年1月２８日

東部農林事務所長様

林地保全係長　片田　哲利

職氏名

副主任　中村　泰成

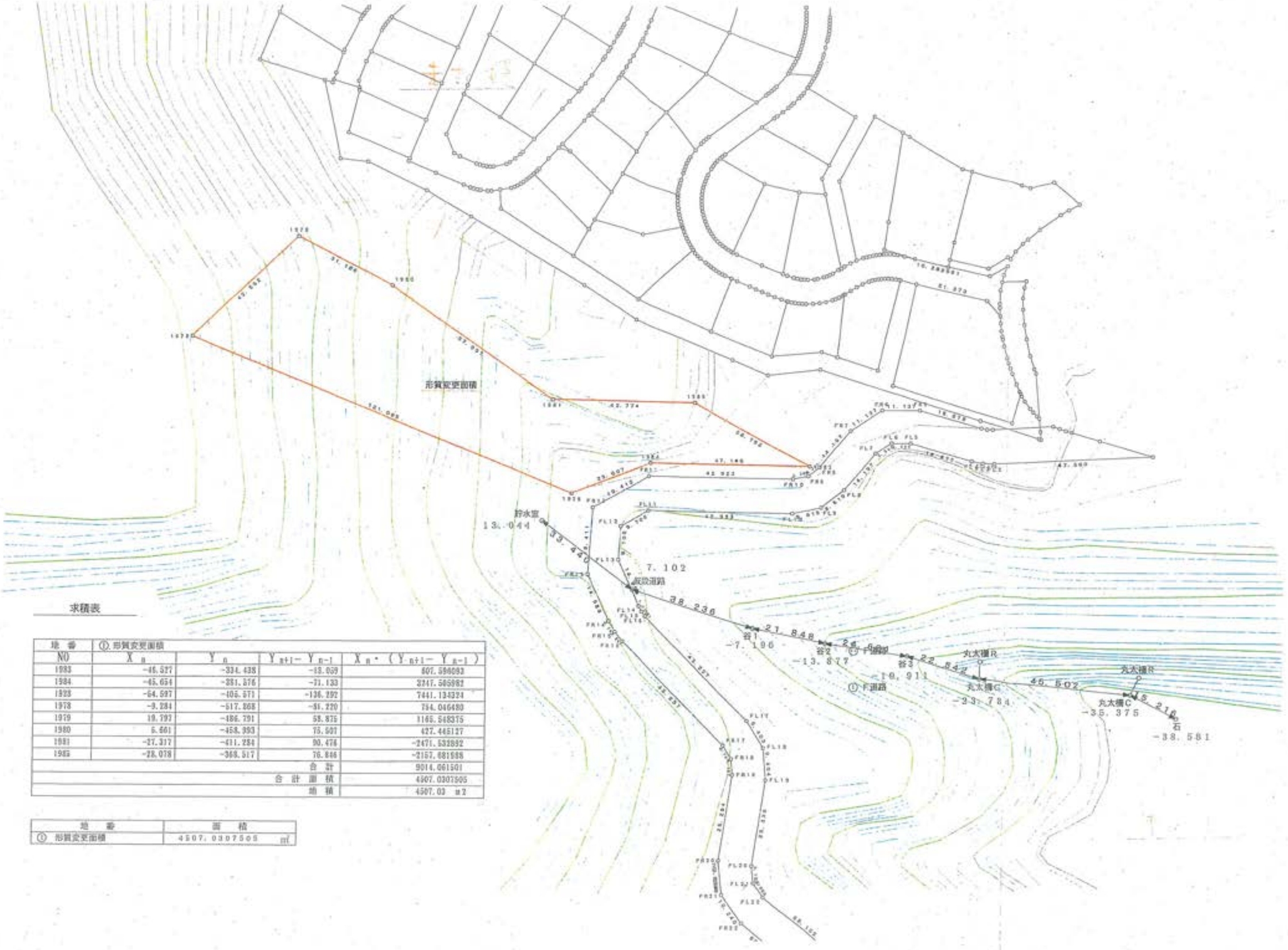

求積表

地番	①.形質変更面積			
NO	X_n	Y_n	$Y_{n+1} - Y_{n-1}$	$X_n \cdot (Y_{n+1} - Y_{n-1})$
1983	-46.527	-334.438	-13.059	607.596093
1984	-45.654	-281.376	-71.133	3247.565982
1928	-64.597	-405.571	-136.292	7441.134324
1978	-9.284	-517.868	-91.220	794.046480
1979	19.793	-486.791	58.875	1165.548375
1980	5.661	-458.993	75.507	427.446127
1981	-27.317	-411.284	90.476	-2471.533892
1985	-28.078	-368.517	76.846	-2157.681988
			合計	9014.061501
			合計面積	4507.0307505
			地積	4507.03 ㎡

地番	面積
① 形質変更面積	4507.0307505 ㎡


（a）宅地造成法尻部
5条森林内転用区域（赤）（a+b）
（b）一時転用区域
全体開発区域（緑）


H19. 11. 12 撮影

A031

東部農林事務所治山課

TEL 055－920－2173
FAX 055－924－8594

FAX送信のご案内

送付先： 株式会社新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ　　FAX番号： 0465－32－1159

大塚　様

発信者： 東部農林事務所治山課　片田　日付：　1/24/2008

送付枚数：　2　枚（送付状含まず）

要　件： 森林計画図の送付について

□至急！　□ご参考まで　□ご確認ください　□ご返信ください　□ご回覧ください

大塚様　関係部分の森林計画図です。数字が入っている部分が５条森林です。

A032

復 命 書

供覧	所長	次長	総務課長	技監	治山課長	係長	課 員

日時	平成20年2月22日（金）11：00
出張先	熱海市伊豆山字赤井谷
用件	無断開発地の現地指導（㈱新幹線ビルディング）について
内容及び結果	1　事業者　㈱新幹線ビルディング 2　開発目的　宅地造成および残土処理 3　場　所　熱海市伊豆山字赤井谷 1076-3、1076-8 4　立会者　㈱新幹線ビルディング　大塚氏ほか１名 熱海市みどり農水課　高橋室長、村田副室長 5　指導内容 ・ １月 24 日指導した結果、求積のやり直しが終了したため、改めて現地において転用区域を確認し、㈱新幹線ビルディングに対し以下の内容を指示した。 ① 求積の結果、転用区域の面積は 17,478 ㎡。ただし、以下のとおり区域の設定などに補正の必要があるため再求積を指導した。 ② 外周には測点を設置しているが、杭を設置していない測点（測量時点のみ測点として設定したため、位置を保存していない）もあり区域の確定ができない。 ③ 杭間距離を抽出し測定したところ、図面の延長と実測値が異なるため再測量すること。（杭２～杭３　求積延長 39.617mに対し実測 39.85m。）･･･これは、杭間に杭の無い測点があったことから誤差が生じたと思われる。測量精度には問題ないと思われる。 ④ 測量区域の設定について、転用区域（伐採区域）を辿って杭位置を決定すること。また測点間隔が長大となる場合、間に測点を作って分割すること。 ⑤ 中央部の仮設道路を除くために測点が多数必要になっているが、全体の範囲を確認できればよいため仮設道路を含めて求積してもよい。植栽計画などからは除く。 ⑥ 全体の転用区域面積が 1ha を超えているのは明らかであるため、復旧計画書を作成すること。計画書の作成事例についての提供依頼があったので、後日送付する。 ・ 熱海市からの指示事項は特になし。 6　事業者回答 ・ 指導内容了解。

上記のとおり復命します。

平成２０年2月２２日

東部農林事務所長様

林地保全係長　片田　哲利

職氏名

副主任　中村　泰成


P杭1
P杭2
P杭3
仮設道路1
仮設道路2
仮設道路3
仮設道路4
貯水槽
谷1
谷2
谷3
丸太棚R
丸太棚R
丸太棚C
石

縮尺１：１０００

求積表

地　番	① 谷伐採面積			
NO	X_n	Y_n	$Y_{n+1} - Y_{n-1}$	$X_n \cdot (Y_{n+1} - Y_{n-1})$
仮設道路1	-115.907	-356.765	158.481	-18369.057267
石	-119.712	-224.537	164.982	-19750.326184
仮設道路4	-64.295	-151.783	-20.635	1329.942075
仮設道路3	-64.057	-245.222	-57.879	3871.685103
FL2	-45.569	-279.662	-37.734	1718.212126
FL3	-45.488	-282.938	-6.458	294.931504
FL4	-44.823	-286.150	-21.372	957.567156
FL5	-39.663	-304.308	-23.727	941.084001
FL6	-39.693	-309.877	-10.268	407.170784
FL7	-42.696	-314.565	-14.040	599.451840
FL8	-53.378	-323.911	-16.292	869.634376
FL9	-58.488	-330.858	-7.506	437.513328
仮設道路2	-58.562	-331.223	-8.447	494.673214
FL10	-60.203	-339.305	-50.999	3070.292797
FL11	-59.476	-382.222	-51.481	3061.883956
FL12	-64.042	-390.786	-9.221	590.531282
FL13	-73.725	-391.443	3.560	-262.461000
仮設道路	-82.429	-387.226	6.372	-525.213180
FL14	-87.292	-385.071	3.052	-266.418226
FL15	-88.831	-384.774	2.053	-182.370043
FL16	-90.186	-383.018	27.409	-2471.908074
			合　計	-23192.588352
			合 計 面 積	11596.4941760
			地　積	11596.48　m2

地　番	② 地余			
NO	X_n	Y_n	$Y_{n+1} - Y_{n-1}$	$X_n \cdot (Y_{n+1} - Y_{n-1})$
172-2	41.699	-454.497	-15.239	-635.451081
1193	15.382	-461.596	74.238	1141.375164
P6U	-32.393	-380.295	139.505	-4518.985465
FR2	-36.109	-322.091	87.653	-2440.354647
FR6	-30.103	-312.712	20.515	-617.593148
FR5	-30.044	-301.676	-18.852	566.389488
C16	-18.215	-331.564	-45.066	823.581150
C17	-20.019	-346.641	-25.678	514.047882
C18	-15.651	-367.242	-40.029	626.493819
C19	-3.970	-386.670	-45.168	179.316960
C20	6.822	-403.410	-49.467	-287.996874
201	25.599	-436.127	-46.667	-1194.628533
C21	33.186	-449.077	-10.230	-339.460920
172-2	38.225	-446.357	-5.420	-207.179500
			合　計	-6390.145525
			合 計 面 積	3195.0727625
			地　積	3195.07　m2

地　番	③ 形質変更面積			
NO	X_n	Y_n	$Y_{n+1} - Y_{n-1}$	$X_n \cdot (Y_{n+1} - Y_{n-1})$
1193	15.382	-461.596	-85.031	-1307.946843
1194	-7.379	-465.226	34.865	-258.966050
1195	-17.493	-426.731	66.144	-1157.056092
FR12	-58.609	-339.182	44.679	-2618.591511
FR11	-65.477	-382.052	20.436	-1011.111972
P6U2	-49.533	-378.746	42.517	-2135.807761
FR10	-50.204	-339.136	40.302	-2023.321608
P6U3	-50.064	-338.444	4.223	-211.420272
FR9	-49.347	-334.912	7.002	-345.527994
FR8	-46.792	-331.442	12.821	-599.930232
FR7	-36.109	-322.091	-48.853	1764.032977
P6U1	-32.393	-380.295	-139.505	4518.985465
			合　計	-5374.641492
			合 計 面 積	2687.3207460
			地　積	2687.32　m2

地　番	面　積	
① 谷伐採面積	11596.4941760	㎡
② 形質変更面積	2687.3207460	㎡
③ 地余	3195.0727625	㎡

} 計 17.432 ㎡

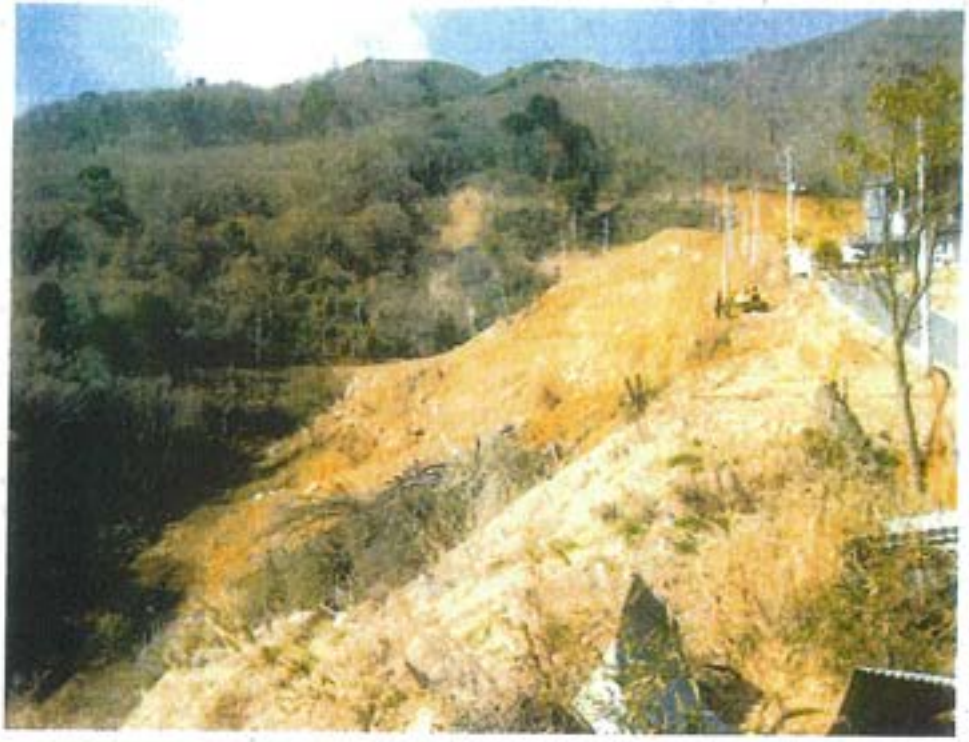

全景



区域中央から下流側



区域中央部（左岸から丸太柵工施工位置。）

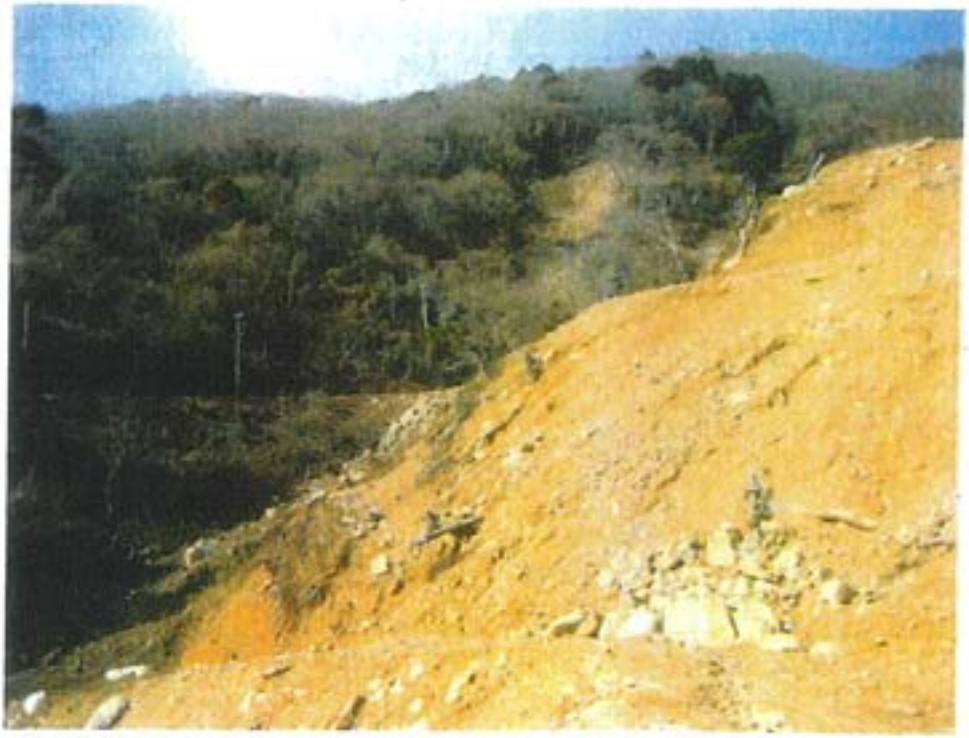

区域中央から上流側（中央部の道路は、市の水道施設管理道）

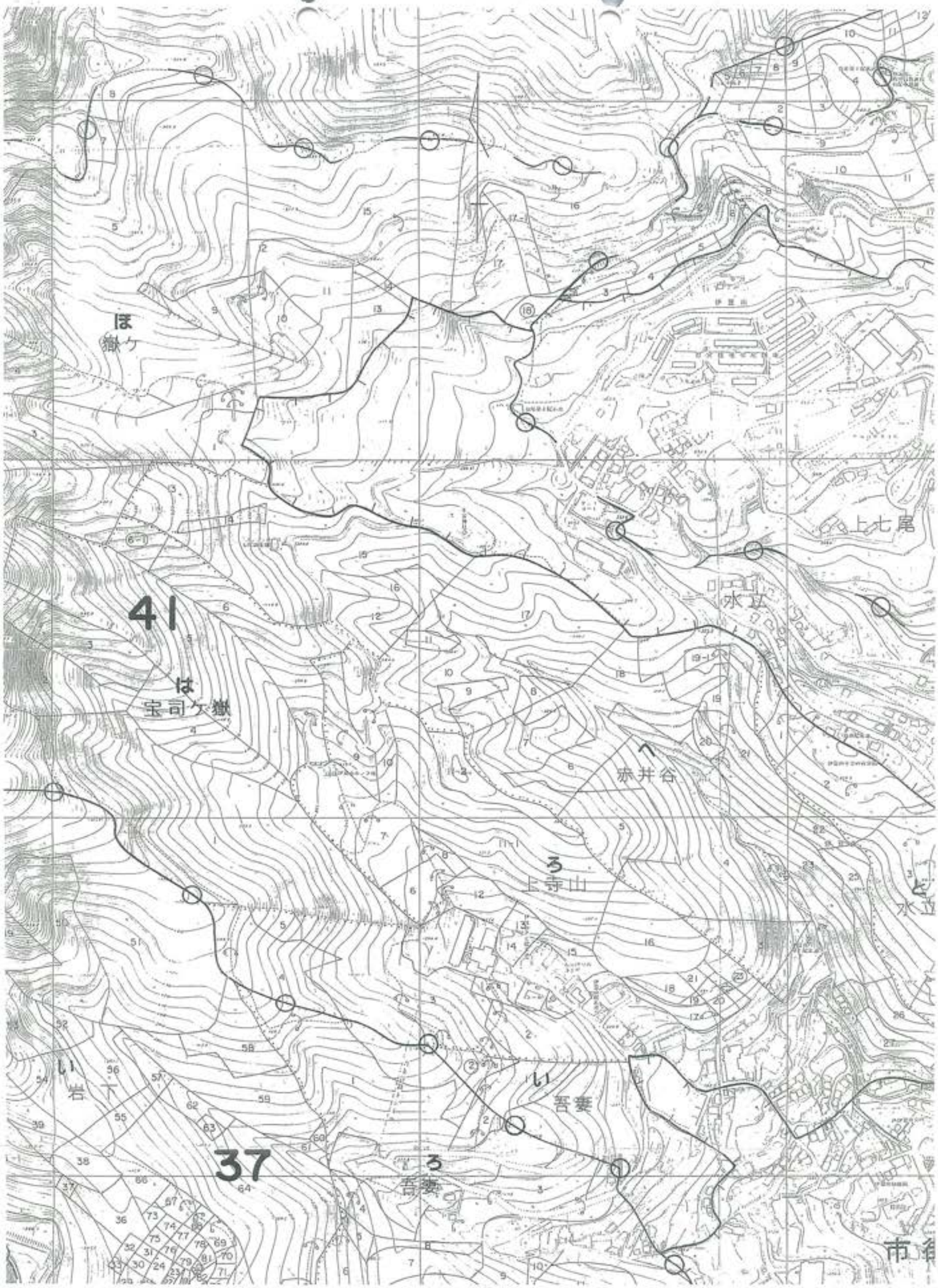
ほ
嶽ケ
41
は
宝司ケ嶽
上七尾
水立
赤井谷
ろ
上寺山
い
岩下
い
吾妻
37
ろ
吾妻
市

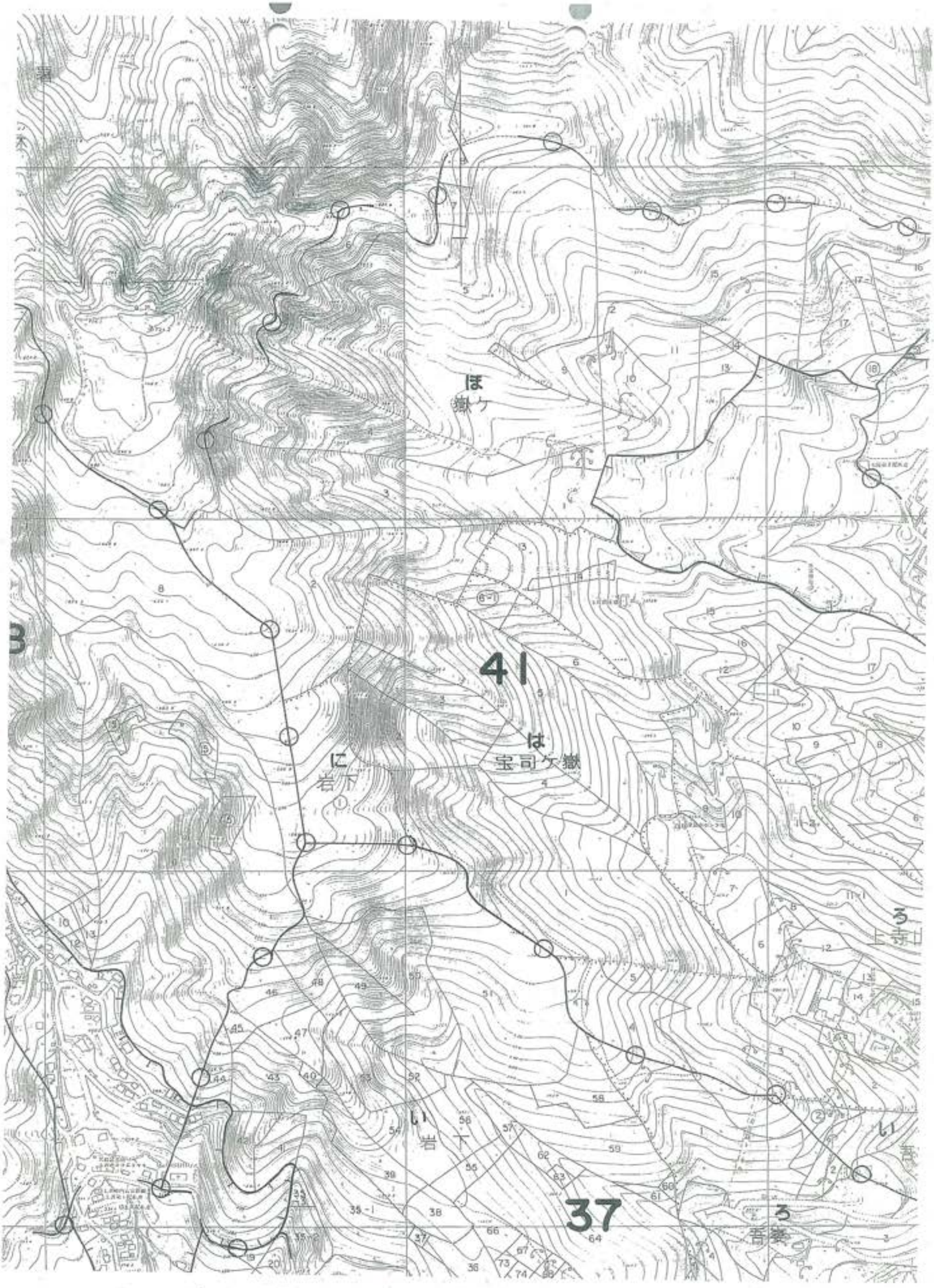

ほ
嶽ケ
41
は
宝司ケ嶽
に
岩下
ろ
上寺山
い
岩下
37
ろ
吾妻

A033

新幹線ビルディングより復旧計画書の作成事例の提供依頼が出ていて本書により郵送しました
（事例：H17 玉原町平井）

平成20年2月26日

株式会社新幹線ビルディング
大塚　様

「復旧計画書」の作成事例について、写しを送ります。

送った事例では、全く平坦な場所を伐採しただけなので、植栽をするだけで復旧が図られる場所でした。

今回の伊豆山の場合、急傾斜の箇所は植栽する際には、別紙定規図6のような階段を切付けて植えていく必要があります。またすでに石積堰堤や丸太柵工など設置が終わっているものも計画に含めて、一覧表に整理してください。

全体の配置は、平面図（求積図をﾍﾞｰｽにしてください）としてまとめてください。参考に配置図案を添付しました。

最終的に「復旧計画書」として必要なものは、以下の内容となります。

① 鑑
② 工種一覧表
③ 平面図

担当　林地保全係　片田
電話　055-920-2173

復旧計画書（例）

平成17年12月28日

静岡県東部農林事務所長　様

住所

氏名　　印

平成＿＿＿＿＿＿日付け東農治第＿＿＿号により通知のあった、森林法１０条の２の違反行為に対する復旧について、下記のとおり復旧計画を提出します。

記

1　復旧場所　静岡県＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿番地

2　復旧面積　＿＿＿＿＿＿㎡

3　復旧計画の内容

・区域外へ土砂が流出しないように、下記の土砂流出防止対策を実施します。
　また、設置した施設が機能を発揮するために適切に維持管理します。

・区域内については下記の植栽を行い、早期に森林への復旧を図ります。
　また、植栽した樹木に関して適切な維持・管理を行います。

①柵工　　L＝　３０１．５９m

②植栽　　樹種　くぬぎ・コナラ等（H＝２０～３０cm　密度　３，８９８本）

位置は別図のとおり

・工期
　平成１８年１月３１日～平成１８年４月２０日

・その他
　柵工は１月３１日から事前整備を始める。
　植栽は３月中頃からとする。
　復旧の完了後、復旧完了届けを提出し東部農林事務所の完了確認を受けます。

4　添付書類
　計画平面図

東部農林事務所
17.12.28
東農治第　　号

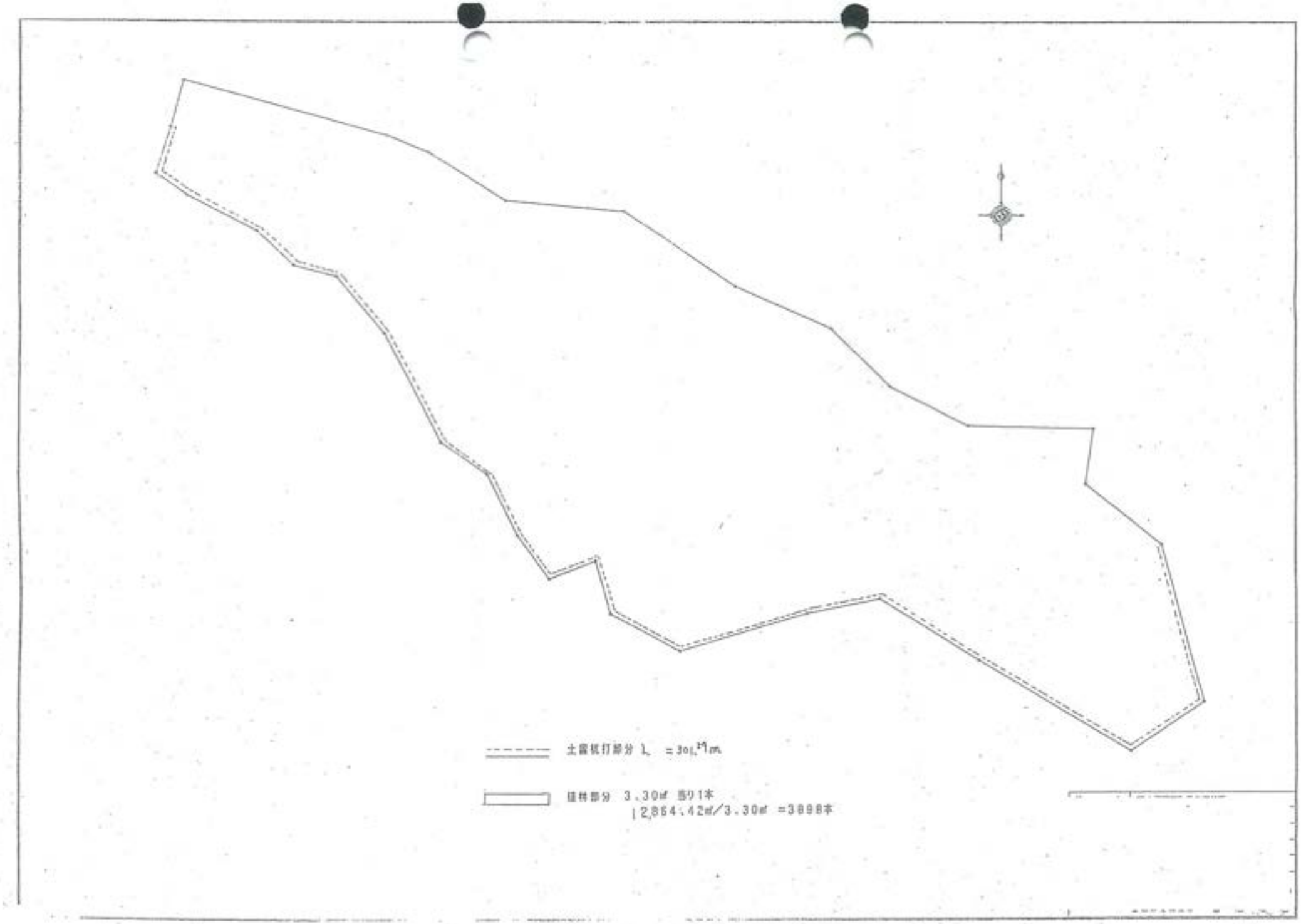
土留杭打部分 L =301.39m
植林部分 3.30㎡ 当り1本
12,864.42㎡/3.30㎡ =3898本

工種	数量	単位	施工時期	備考
土留工		基	平成19年6～8月	石積堰堤
丸太柵工		m	平成19年6～8月	
種子吹付工		㎡	平成19年6～8月	
植栽工（階段切付有）		m		植栽樹種○○○、植栽間隔○○m
植栽工（階段切付なし）		本		植栽樹種○○○、植栽間隔○○m

（－暗走 例）

（平面図例）

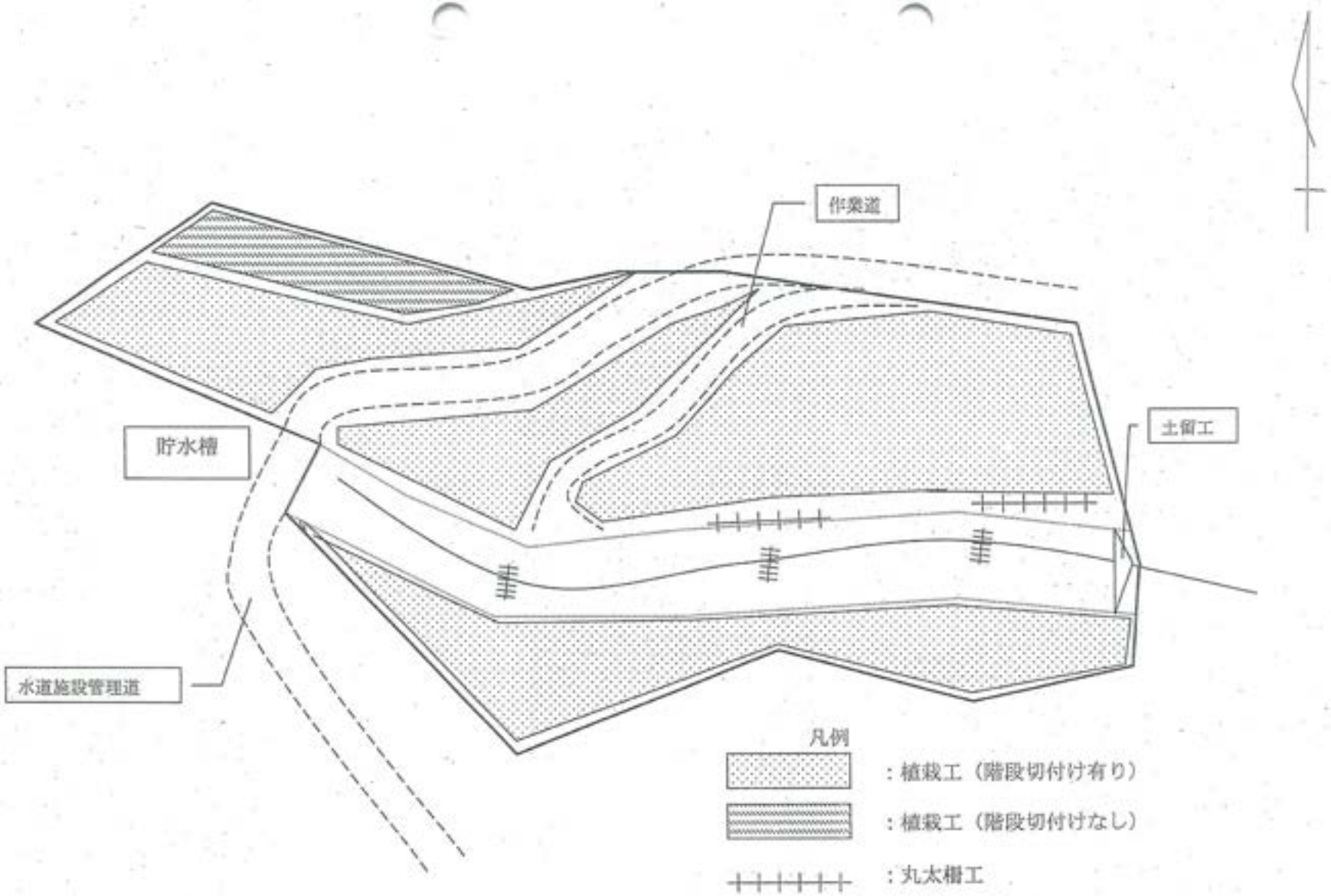

治山工事定規図　6

定規図名	植栽工（階段切付）	規格仕様	Aタイプ階段巾 0.3 m

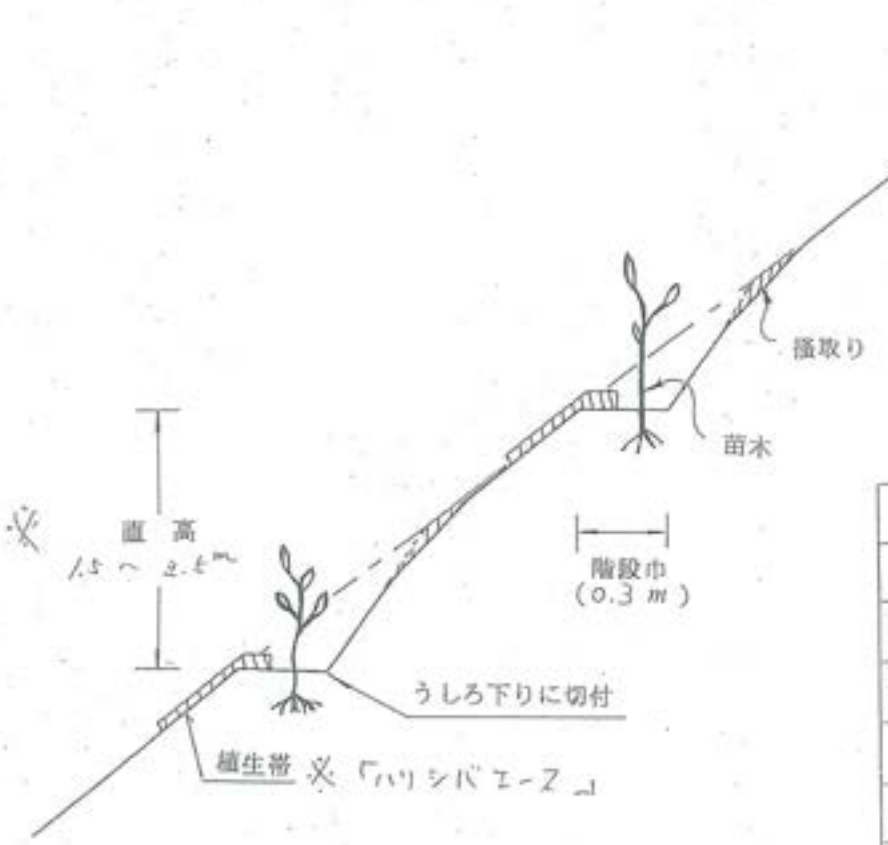

※ 植栽樹種：{ヒメヤシャブシ, オニヤシャブシ, ヤマハンノキ, コナラ, クマド} から選択

材　料　表　　10 m当り

名　称	規格・寸法	数　量	単位	備　考
苗　木（　）			本	
苗　木（　）			〃	
植生帯	種子付 50 × 60 cm	10	0 m	
階段切付		10	0 m	

定規図

A034

電話（口頭）記録用紙

日時	平成 20 年 2 月 26 日(火)　14 時		
表　題	熱海市伊豆山地内における開発計画について（㈱新幹線ビルディング）		
訪問者	㈱新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ　後藤氏ほか 1	応対者	治山課　片田　哲利 宮城島　加織
供覧	所長　部長　技監　治山課長　課員 〃　〃		
要　件	用　件： ・ 下記地内での開発計画について、現在林地開発許可申請書を作成中である。開発区域面積 11～13ha を予定しており、目的は宅地造成である。今から 3 月の森林審議会の諮問に間に合うか。 ・ 熱海土木事務所に、流末となる逢初川についての都計法 32 条協議を申し入れたところ、逢初川は流下能力がなく開発不適であること、森林法で無断転用の指導を受けていることなどから取り合ってくれなかった。森林法で指導されていることが他の法令の許認可にも影響するのか。 ・ 熱海市下多賀の造成も森林以外の部分を進めていたが、森林部分への着手が必要となってきた。転用予定区域が明確となったらまた相談したい。 場　所：熱海市伊豆山字赤井谷地内 参考：都市計画法 (公共施設の管理者の同意等) 第三十二条　開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。		
対　応	以下のとおり回答した。 ・ 3 月の審議会には間に合わない。また H19.5.31 付けで行政指導している無断開発地の処理が済んでいない。この箇所の復旧計画が提出され復旧状況が確認できるまでは、新たな開発行為は認められない。早急に求積と復旧計画策定を行うこと。 ・ この相談の規模では、許可は本庁の専決処分となる。所管は森林計画室。 ・ 森林法を超えて、他法令の規制に口を出すことはない。 ・ 下多賀の開発については、伊豆山のような無断転用のないよう事前に必要な手続きを済ませてほしい。		

A035

局長	室長	技監	主幹	室　員	担　当
〃					

~~電話~~・口頭　記録	
日　時	平成20年2月26日（火）　16時30分
打合者	㈱新幹線ビルディング　取締役開発部長　後藤和夫　ほか1名
	森林計画室　藤本
施行場所	熱海市伊豆山
要　件	林地開発にかかる事前相談（県土地利用も事前相談あり）
内　容	＜相談内容＞ 熱海市伊豆山で宅地造成（約8ha）を計画している。 東部農林に相談に行ったら、県庁案件だと言われて来た。 申請手続きはどのようにするのか。 県土地利用事業の対象案件ということは承知している。土地対策室にも何度か行っている。 ＜対応＞ ・手続きについて話し始めたところ、"冊子はないのか"ということだったので、林地開発許可申請の手引きを紹介。 ・また、"改めて作業をやる大塚という者を連れて来るので詳しい話はその時にしてくれ"ということで、具体的な説明はできなかった。 ・相談者に対し、本計画地の隣接地で森林法違反の疑いのある伐採行為の問題を早期に解消するよう指導。林地開発許可申請も当該事項が終わったあとすること。相談者からは"承知している。東部農林事務所の指導を受けていて、もうじき復旧が終わる予定である"。

A036

復　命　書

供覧	所長	次長	総務課長	技監	治山課長	係長	課　員

日時	平成 20 年 3 月 7 日（金）11：00
出張先	熱海市伊豆山字赤井谷
用件	無断開発地の現地指導（㈱新幹線ビルディング）について

内容及び結果

1　事業者　　㈱新幹線ビルディング

2　開発目的　宅地造成および残土処理

3　場　所　　熱海市伊豆山字赤井谷 1076-3、1076-8

4　立会者　　㈱新幹線ビルディング　大塚氏
　　熱海市みどり農水課　村田副室長

5　指導内容
　前回指示した求積のやり直しが終了したため、改めて現地において転用区域を確認し、㈱新幹線ビルディングに対し以下の内容を指示した。

① 求積の結果、転用区域の面積は 14,445 ㎡。ただし、以下のとおり測量区域の設定に不足があり、補正の必要があるため再求積を指導した。･･･今後未求積部分を含めた場合、転用区域は 1.7ha 程度になると思われる。
- 外周には測点杭を設置しているが、No.18～22 杭の位置が伐採跡をトレースしておらず面積が計上されていない部分がある。
- 最上流部 No.3～23 杭付近の、宅盤造成の平地部分が区域に計上されていない。

② 測点間距離を巻尺で検測。検測の結果、概ね図面どおりにつき OK。

測点	図上距離（m）	実測（m）
KT3～No.24	16.591	16.60
No.13～14	3.457	3.50
No.1～2	17.795	17.82

③ 今後復旧計画書を提出する際には、「顛末書」も添付すること。

④ 復旧に当たって、植栽が必要な範囲と植栽方法について現地で指導した。
- 河川流路部は植栽しないこと。
- 斜面上転石などが不安定に残っている場合は、落としてから植栽する。
- 植栽苗木は、ヤシャブシ、ヤマハンノキ、クヌギ、コナラなどから選択すること。
- 面一的でなく、現地の地形、土質に合わせた植栽を行うこと。とくに左岸側斜面については、階段を切って植栽すること。

⑤ 熱海市からの指示事項は特になし。

6　事業者回答
- 指導内容了解。
- 復旧後の取り扱いについて、「植栽後、宅地として転用が認められるまでの期間は、どの程度見込むべきか」大塚氏から問い合わせがあった。･･･3 月 10 日、以下のとおり回答。可能な限り転用を控えてもらうべきだが、復旧計画どおり植栽が行われたことを確認の後、所定の手続き（面積に応じ伐採届の提出等）が済めば、成林まで待たなくても着手できる。

上記のとおり復命します。

平成20年3月10日

東部農林事務所長様

林地保全係長　片田　哲利

職氏名

副主任　中村　泰成



求積表

地　番	① 形質変更面積			
NO	X_n	Y_n	$Y_{n+1} - Y_{n-1}$	$X_n \cdot (Y_{n+1} - Y_{n-1})$
4#	-37.306	-457.465	-50.612	1888.131272
3#	-19.948	-453.888	23.804	-474.842192
2#	-15.882	-423.665	37.513	-595.781466
1#	-11.674	-416.375	45.585	-532.169290
KT1	-23.379	-388.080	36.082	-835.952878
5#	-32.299	-380.293	35.671	-1155.704729
6#	-40.296	-352.409	135.067	-5442.659832
23#	-48.316	-265.226	144.718	-6992.194888
KT3	-59.685	-207.691	53.438	-3188.160330
24#	-64.314	-191.788	-8.196	527.117544
21#	-112.910	-215.857	-32.749	3698.215490
25	-119.712	-276.537	-18.288	2201.264256
22#	-124.828	-234.275	-16.990	2120.827720
20#	-115.299	-241.527	-32.310	2372.320690
19#	-113.174	-256.585	-27.584	3121.781616
18#	-123.234	-268.111	-13.724	1691.263416
17#	-116.053	-270.309	-8.633	993.232549
16#	-114.629	-277.744	-16.494	1890.690726
15#	-115.848	-288.803	-10.771	1247.788808
14#	-111.569	-288.515	-4.785	535.723815
13#	-110.276	-291.658	-20.235	2233.468360
12#	-126.681	-308.750	-24.354	3085.189074
11#	-104.381	-315.942	-21.915	2287.509915
10#	-101.731	-330.665	-43.268	4401.696908
9#	-115.913	-355.210	-54.059	6266.140967
KT2	-77.932	-384.724	-19.537	1522.557484
7#	-66.665	-378.747	-18.552	1236.398040
8#	-58.654	-402.276	-78.722	4617.360188
			合　計	28891.309933
			合 計 面 積	14445.6548665
			地　積	14445.65 ㎡

地　番	面　積
① 形質変更面積	14445.65 ㎡

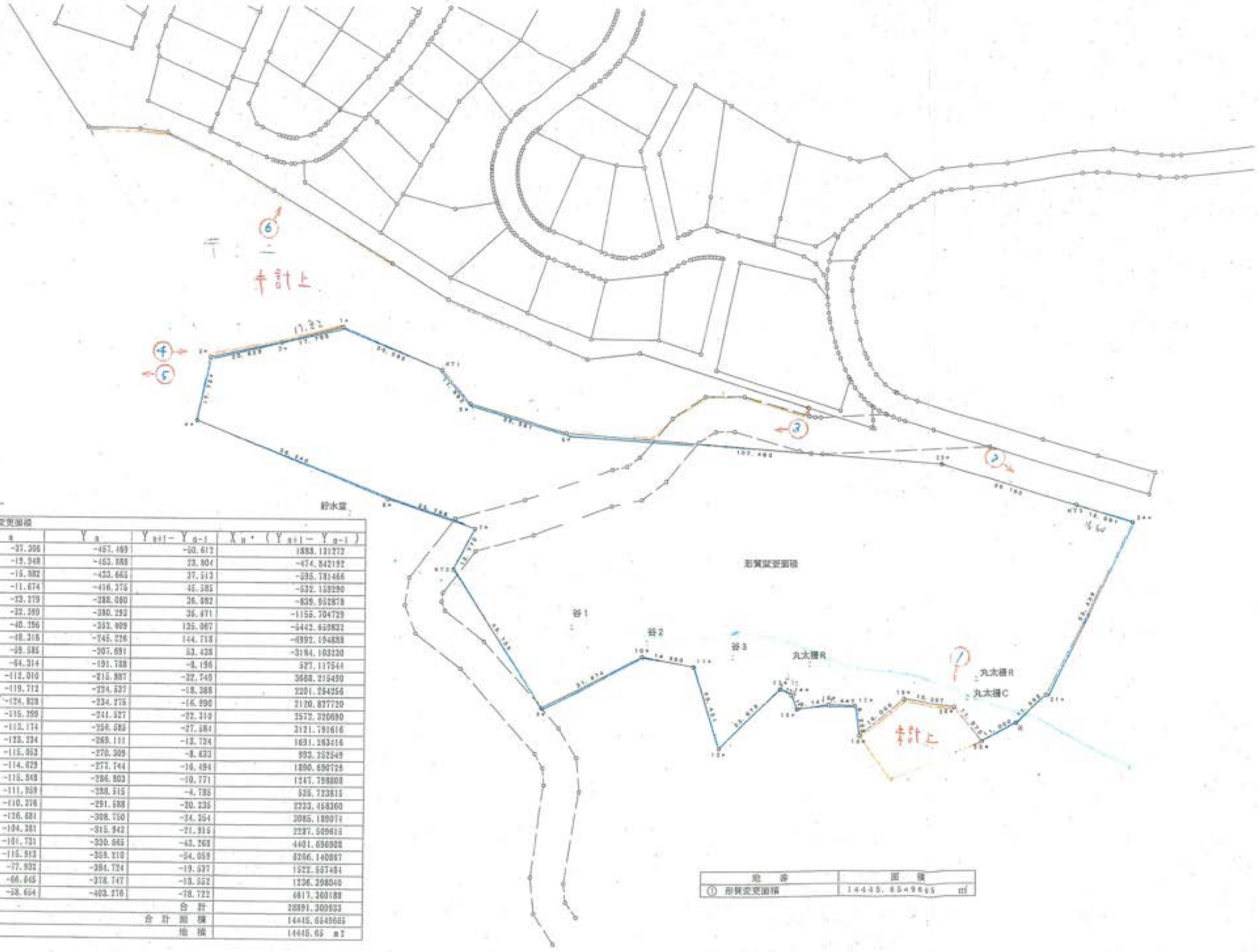

求積表

地 番	① 形質変更面積			
NO	X_n	Y_n	$Y_{n+1} - Y_{n-1}$	$X_n \cdot (Y_{n+1} - Y_{n-1})$
1*	-37.306	-457.469	-50.612	1888.121272
3*	-19.948	-453.888	23.804	-474.842192
2*	-15.982	-433.663	37.513	-599.781466
1*	-11.674	-416.376	45.585	-532.153290
KT1	-23.279	-388.080	36.082	-839.952878
5*	-32.360	-380.253	35.671	-1155.704729
5*	-40.356	-352.909	135.067	-5452.659832
23*	-48.316	-245.226	144.718	-6992.194858
KT2	-58.585	-207.691	53.438	-3194.103230
24*	-64.314	-191.788	-8.156	527.117544
21*	-112.010	-215.887	-32.740	3668.215490
石	-119.712	-234.537	-18.388	2201.254256
22*	-124.828	-234.215	-16.290	2120.827720
20*	-115.259	-241.527	-22.310	2572.320690
19*	-113.174	-250.585	-27.384	3121.791616
18*	-123.234	-269.111	-13.724	1691.263416
17*	-115.053	-270.309	-8.633	993.252549
16*	-114.629	-272.744	-16.494	1890.490726
15*	-113.948	-286.803	-10.771	1247.798808
14*	-111.959	-288.515	-4.786	535.773815
13*	-110.376	-291.588	-20.235	2233.458360
12*	-126.681	-308.150	-34.354	3085.189074
11*	-104.381	-315.942	-21.915	2287.509615
10*	-101.731	-330.965	-43.268	4401.636908
9*	-115.913	-359.210	-54.059	6266.140887
KT2	-77.932	-384.724	-19.537	1522.557484
7*	-66.645	-378.747	-18.552	1236.298040
8*	-58.654	-403.276	-78.722	6617.360188
			合 計	28891.309933
			合 計 面 積	14445.6549665
			地 積	14445.65 ㎡

地 番	面 積
① 形質変更面積	14445.6549665 ㎡

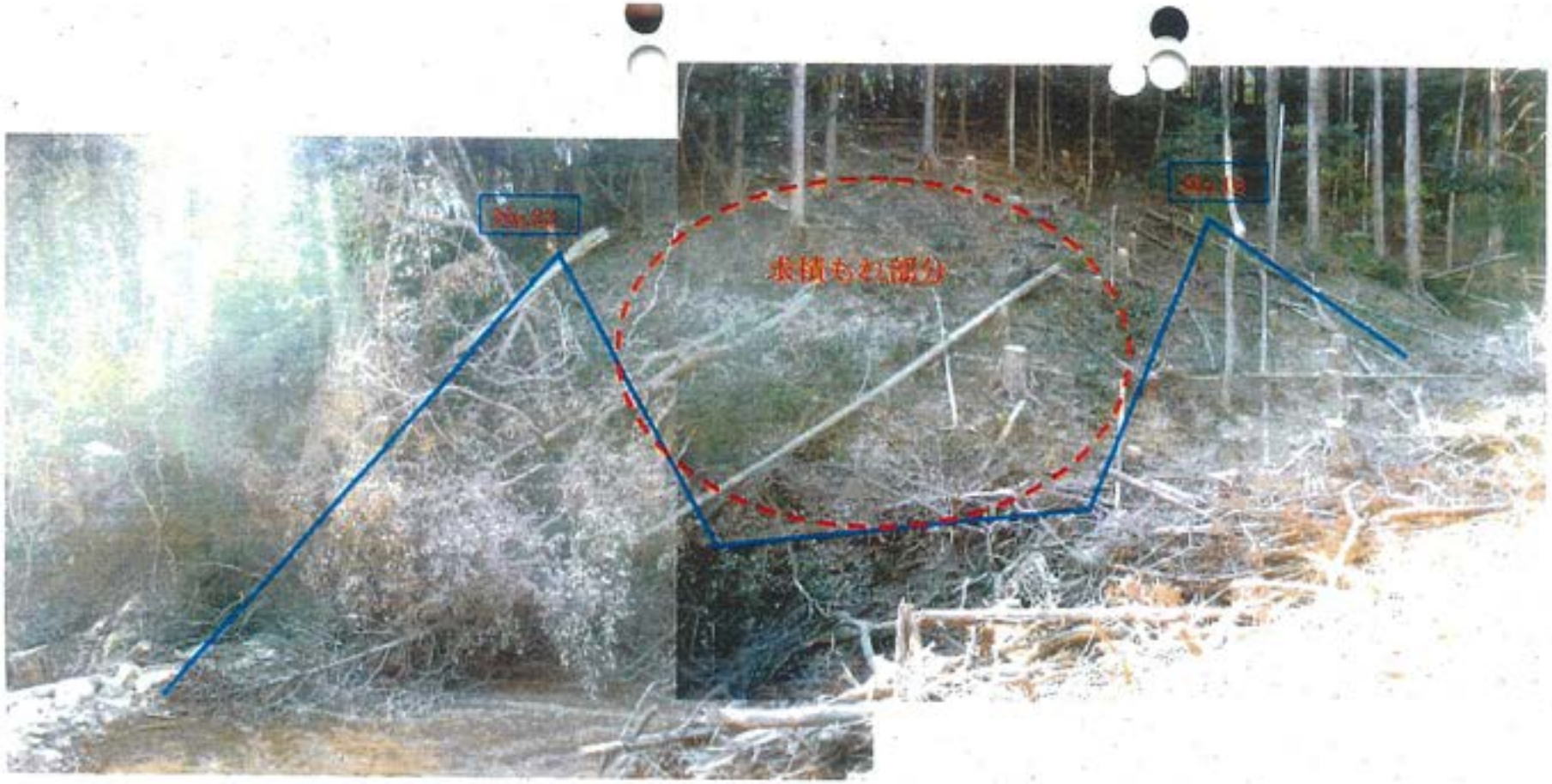

①下流右岸 No.18～22 部分（求積もれ）



②植栽指示。下流左岸 No.23 部分



③植栽指示。左岸 No6 部分



④最上流　宅地造成部分 No. 1 ～3 部分（求積もれ）



⑤最上流　宅地造成部分 No.3 部分（求積もれ）



⑥最上流　隣接開発地（森林外）

A037

電話（口頭）記録用紙

日時	平成20年3月25日(火)　15時		
表　題	熱海市伊豆山地内における開発計画について（㈱新幹線ビルディング）		
訪問者	㈱新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ 古谷不動産企画室長 大塚氏	応対者	治山課　菅野課長 片田　哲利
供覧	所長　部長　技監　治山課長　課員 〃　〃		
要　件	用　件： ① いままで当社後藤が担当してきたが、事情により自分が担当することとなり今回初めて来ることになった。以前から下記の場所で、面積を測量したり植栽するなどの指導を農林事務所から受けているが、根拠を知りたい。当社では土採取の届出も伐採届けも熱海市に提出している。[redacted]からの要請を受け盛土を行なったり、市の水道施設の管理道整備を行なった部分もあり、全部伐採したわけでないので当社の責任ではないのではないか。 ② 立地調査した結果、自社の山林のほとんどが5条森林であることが判明したが、そもそも地主の承諾も無く指定して制限をかけることなどできるのか。 ③ 新規に林地開発許可申請する場合、許可権限はどこか。 ④ 上記場所に隣接する開発予定地について、自然保護室との協議を行なうためにレッドデータブックの貴重動植物の調査を行ったが、今回申請書に添付不要となったとの連絡を受けた。すでに相当の経費がかかっており、県に損害賠償請求を検討している。 場　所：熱海市伊豆山字赤井谷地内		
対　応	以下のとおり回答。 ① 昨年熱海市からの連絡で現況を確認したところ、1haを超える森林の形質変更で思われるため、昨年5月に中止や求積等の行政指導を行なっている。伐採しなくても形質変更しているので、責任の範囲として求積する。なお上部の平地の部分では改変が進んでおり、5条森林が不明瞭な箇所については推測で区域設定するしかない。復旧に当たっては、植栽すること。必要であれば法面を階段に切って植えつける。 ② 現況森林の部分を5条森林としている。無秩序な大規模開発により、下流への土砂流出などの被害を防止するために森林法で規制されている。購入される前（2年前）から指定されていたはずである。 ③ 県土地利用事業にかかるもの、5ha以上の新規開発は県庁で許可する。森林審議会にはすべて諮問することとなる。まず無断開発地を復旧することが先決。 提供資料：指導文書（H19.5.31付け）写し、立地調査結果図面		

SB 株式会社 新幹線ビルディング

不動産企画室長 古谷 元雄

〒250-0045 神奈川県小田原市城山1-4-1 新幹線ビル
TEL 0465-32-1158 FAX 0465-32-1159
携帯 090-3136-3382

自由同和会神奈川県本部理事
自由同和会神奈川県本部中郷支部長

副会長 古谷元雄

中央本部 東京都千代田区平河町二丁目三一二 〒102-0093 電話 〇三-五二七五-三六四一 FAX 〇三-五二七五-三六四二
神奈川県本部 神奈川県小田原市城山一-一四-一 〒250-0045 電話 〇四六五-三二-一一五九 FAX 〇四六五-三二-一一五八

http://www.jiyu-douwakai.com

A038

電話 ~~(口頭)~~ 記録用紙

発信日時	平成 20 年 4 月 8 日(火)16 時		
表　　題	熱海市伊豆山地区の無許可林地開発に関する他法令の措置状況について		
受信者	熱海市まちづくり課 土地対策室　窪田副室長	発信者	治山課　林地保全係　秋野　裕史
供 覧	所長　部長　技監　治山課長　課員 〃　〃		
要　件	熱海市伊豆山地区の無許可林地開発行為に関連し、熱海市に関係する法令の措置状況を下記のとおり確認した。 記 【確認事項１】 ・ 熱海市は、静岡県風致地区条例に基づく許可を２件と静岡県土採取等規制条例に基づく届出の受理を１件行っているが、事実関係を確認したい。 【熱海市の回答１】 ・ 当初、下流側（9,446 ㎡）について、風致地区条例に基づく許可申請と土採取等規制条例に基づく届出が同時に行われた。その後、更に上流部についても風致地区条例に基づく許可申請と土採取等規制条例に基づく届出がされたが、土採取条例については問題ありとして受理しなかった。但し、風致地区条例については、要件に照らし合わせ、許可せざるを得ないと判断した。 ・ 申請等を二つに分けても一体のものとして扱われるのではないかと事業者に指導したが、県から 10m以上離せば問題ないと指導を受けたと言っていた。 【確認事項２】 ・ 今回の開発状況は、違反ではないのか。 【熱海市の回答２】 ・ 現在の状況は、風致地区条例及び土採取等規制条例共に違反している。 ・ 土採取等規制条例は、個別法が優先される内容である。 ・ 林地開発行為について、復旧の指導をしていることは承知しており、その動向を見て対応を検討する。 【確認事項３】 ・ 林地開発の復旧指導が、完了したとしてその後に行われるであろう開発について、許可が可能であるか疑問視している。 【熱海市の回答３】 ・ 今回の違反箇所について、宅地造成の相談を受けている。 ・ 熱海土木事務所から流末の流下能力が、１／１に満たないため、洪水調整池を設置しても河川改修をしない限り開発はできないと言われている。 ・ 実際、地形が急なので河川改修はできないと思う。		
対　応	・ 復旧指導完了後に想定される林地開発等の許可申請について、河川改修が大きな課題になる。 ・ 個別の法令に関係する熱海市及び県熱海土木事務所、東部農林が連絡調整しながら対処していく必要がある。		

A039

ＦＡＸ送信表

送信日：平成２０年４月９日

あて先	東部農林事務所　秋野　様
発信者	〒４１３－８５５０　静岡県熱海市中央町１番１号 担当　・　建設部　まちづくり課 ＴＥＬ　０５５７－８６－６３８８ ＦＡＸ　０５５７－８６－６４１６
件　名	開新幹線ビルディングに係る開発許可行為地について

秋野　様

お世話になります。
このことについて、電話でお話した開発許可行為地の図面を送付いたします。
ご確認よろしくお願いいたします。

		申請者	許可
開発登録整理番号	326	㈱光栄ハウジング	H17.12.2
	349	㈱ウッディ	H19.7.24

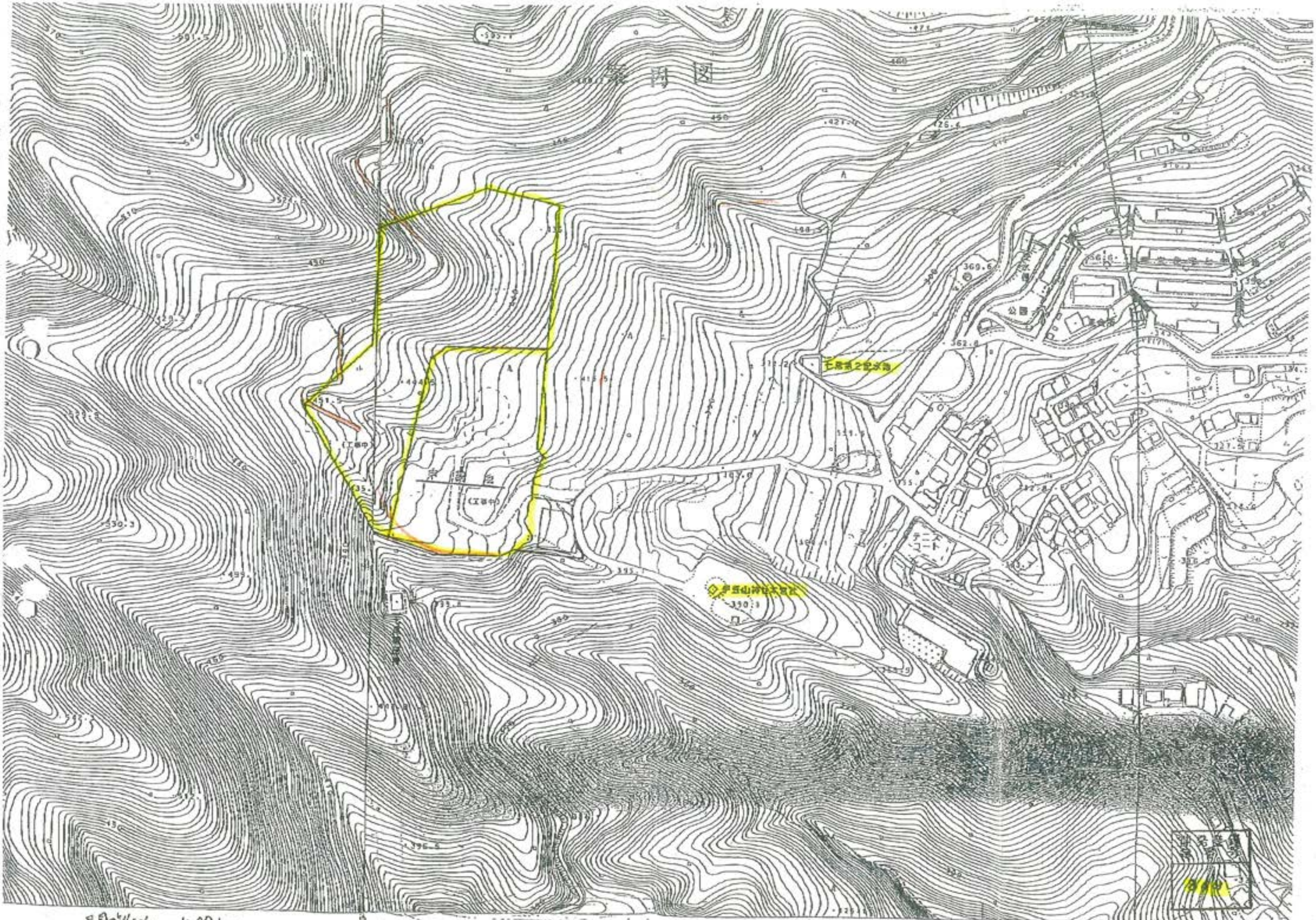

開発行為 4.98 ha

案内図

08-04-09;15:52 ;総務市政府 まちづ ;0557866416 巻 3/ 6

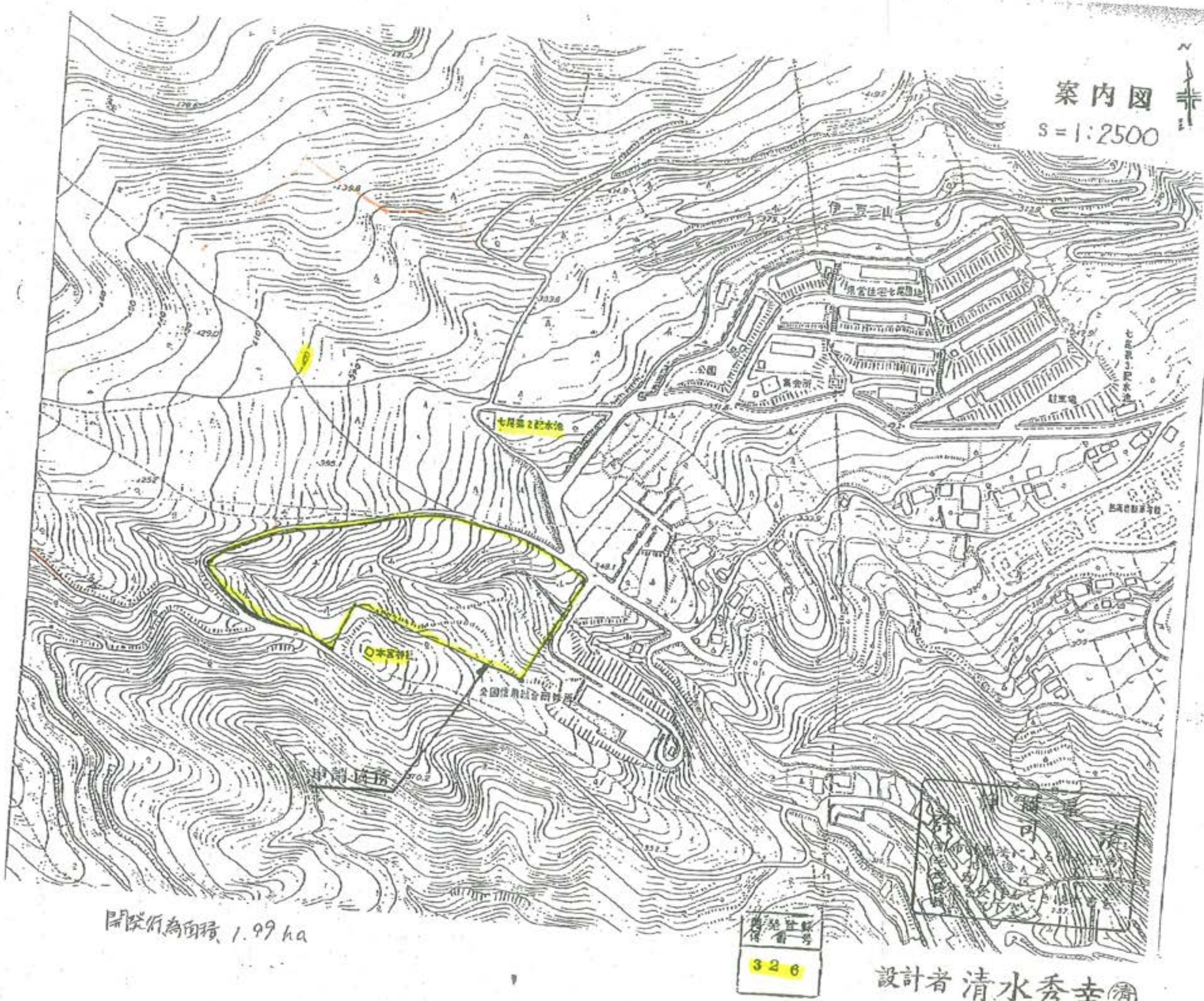

08-04-09;15:52 ;熱海市役所 まちづくり課 ;0557866416 # 2/ 6

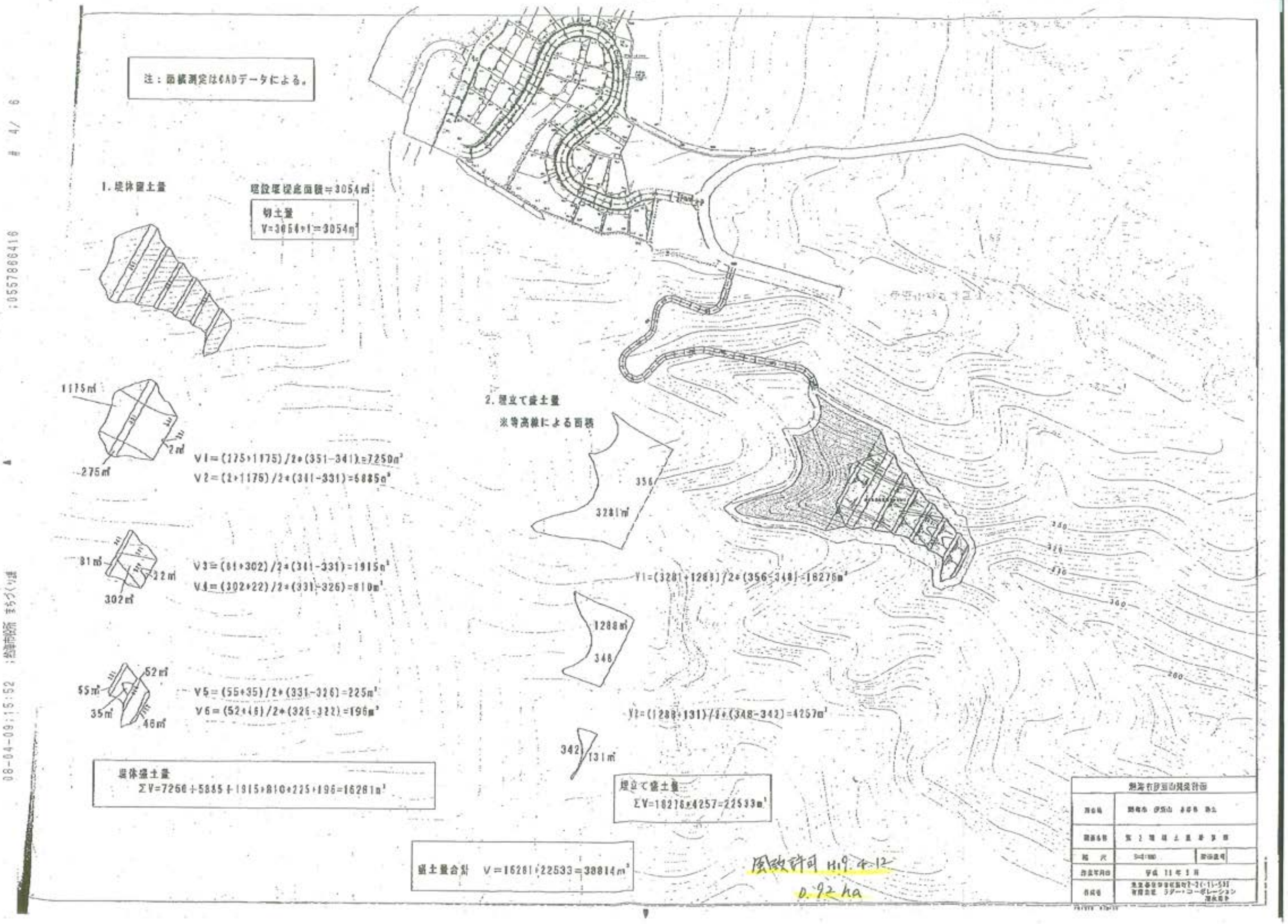

注：面積測定はCADデータによる。
1. 堤体盛土量
堤設堰堤底面積≒3054㎡
切土量
V=3054×1=3054㎥
1175㎡
275㎡
2㎡
V1=(275+1175)/2×(351-341)=7250㎥
V2=(2+1175)/2×(341-331)=5885㎥
81㎡
22㎡
302㎡
V3=(81+302)/2×(341-331)=1915㎥
V4=(302+22)/2×(331-326)=810㎥
52㎡
55㎡
35㎡
46㎡
V5=(55+35)/2×(331-326)=225㎥
V6=(52+46)/2×(326-322)=196㎥
堤体盛土量
ΣV=7250+5885+1915+810+225+196=16281㎥
2. 埋立て盛土量
※等高線による面積
356
3281㎡
V1=(3281+1288)/2×(356-348)=18276㎥
1288㎡
348
V2=(1288+131)/2×(348-342)=4257㎥
342
131㎡
埋立て盛土量
ΣV=18276+4257=22533㎥
盛土量合計 V=16281+22533=38814㎥
風致許可 H19.4.12
0.92 ha

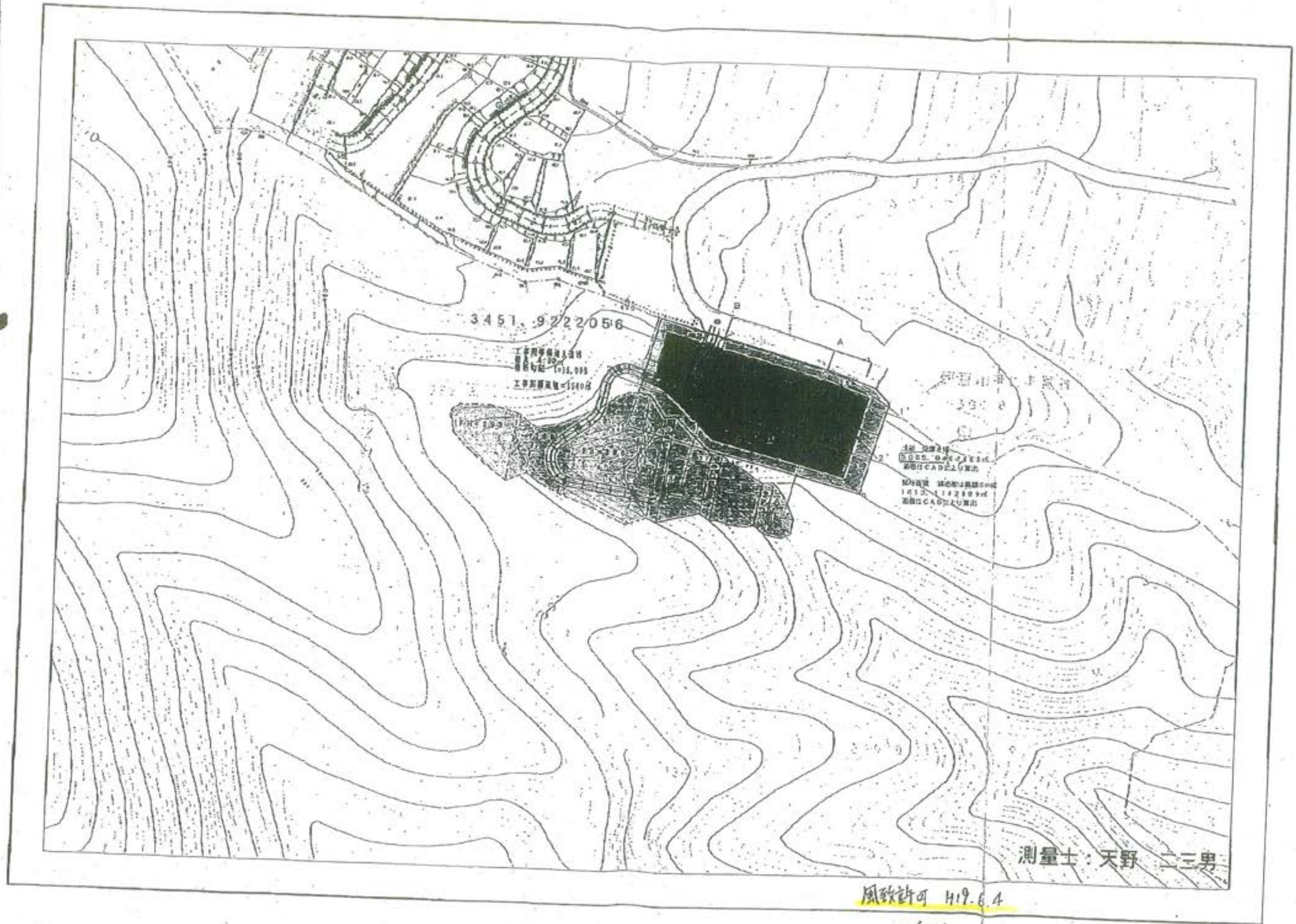

08-04-09;15:52 ;松浦市役所 まちづくり課 ;0557866416 # 5/ 6

注：面積測定はCADデータによる。

1. 擁体盛土量



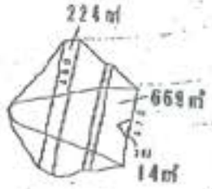

V1=(224+669)／2＊(380-370) =4465m³

V2=(669+14)／2＊(370-362) =2732m³

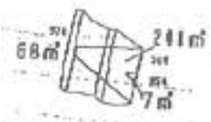

V3=(68+241)／2＊(370-360) =1545m³

V4=(241+7)／2＊(360-356) =496m³

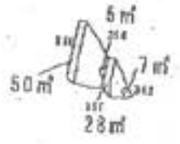

V5=(50+5)／2＊(360-355) =137m³

V6=(28+7)／2＊(355-352) =52m³

擁体盛土量

ΣV=4465+2732+1545+496+137+52=9427m³

2. 埋立て盛土量

※等高線による面積

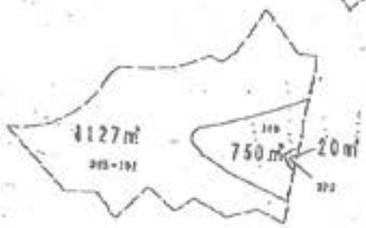

V1=(4127+750)／2＊(392+385)/2-380) =20727m³

V2=(750+20)／2＊(380-370) =3850m³



V3=(505+395)／2＊(385-380)/2=1125m³



V4=(395+285)／2＊(380-370) =3400m³

埋立て盛土量

ΣV=20727+3850+1125+3400=29102m³

盛土量合計 V=9427+29102=38529m³

風致許可 H19.4.12

-0.94ha

所在地	熱海市 伊豆山 赤井谷 地先
擁壁名称	第１擁壁土留基礎図
縮尺	S=1/100
改定年月日	平成 11 年 3 月
作成者	東京都港区赤坂見附1-22-15-503 有限会社 ラブーコーポレーション 清水芳也

#6/8
:0557866416
08-04-09;15:52 ;熱海市役所 つくり課

A040

電話（口頭）記録用紙

受信日時	平成20年4月18日(金)　11時		
表　　題	熱海市伊豆山地内における開発について		
発信者	㈱新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ　大塚氏	受信者	治山課　秋野　裕史
供覧	所長　部長　技監　治山課長　課員 〃　〃		
要　件	用　件： ・ 前任の片田さんから指導されていた熱海市伊豆山の測量が完了したので、打合せをお願いしたい。 ・ 場所は、現地が良いと考えるが、4月25日以外ならいつでも構わない。		
対　応	以下のとおり対応する。 ・ 4月22日（火）13：30分、現地集合 ・ 当方は、課長、秋野、清口、中村が対応 ・ 先方の測量結果を基に要点間を確認し、十分な内容であった場合は、期限を切って早急に復旧計画書を提出するよう指導する		

A041

復 旧 計 画 書

静岡県東部農林事務所長　様

平成20年4月22日

届出者　住　所　神奈川県小田原市城山 1-4-1
氏　名　株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男

下記の通り復旧計画書を提出します。

記

1. 復旧場所　静岡県　熱海市　伊豆山　字赤井谷　1076-3 の一部

2. 復旧面積　750.44　㎡

3. 復旧計画の内容
・区域外への土砂が流出しないように、下記の土砂流出防止対策を実施します。
・区域内については、下記の植栽を行い、早期に森林への復旧を図ります。
　① 木柵、堰堤、等の土砂流出防止工
　② 樹種

位置図は別紙のとおり

・工期　平成20年5月～平成20年6月(竣工)
・その他　木柵、堰堤、等の土砂流出防止工は完了済み
・植栽は　月からとする。
・復旧の完了後、復旧完了届けを提出し東部農林事務所の完了確認を受けます。

4．添付図書
　計画平面図
　関係図書

以上

工 種 一 覧

工種	数量	単位	施工期間	備考
土留工		基	平成19年6月～8月	石積堰堤
丸太木柵工		m	平成19年6月～8月	
種子吹付け工（完了）		㎡	平成19年6月～8月	
植栽工		本	平成20年5月～6月	
種子吹付け工（斜面地）		㎡	平成20年5月～6月	

※ 植栽は、急斜面地、復旧除外地を除く。（安全性考慮のため）

※ 植栽が困難な場所は種子吹付とする。

※ 植栽樹種は、ヒメヤシャブシ、オニヤシャブシ、ヤマハンノキ、コナラ、クヌギの何れかにする。

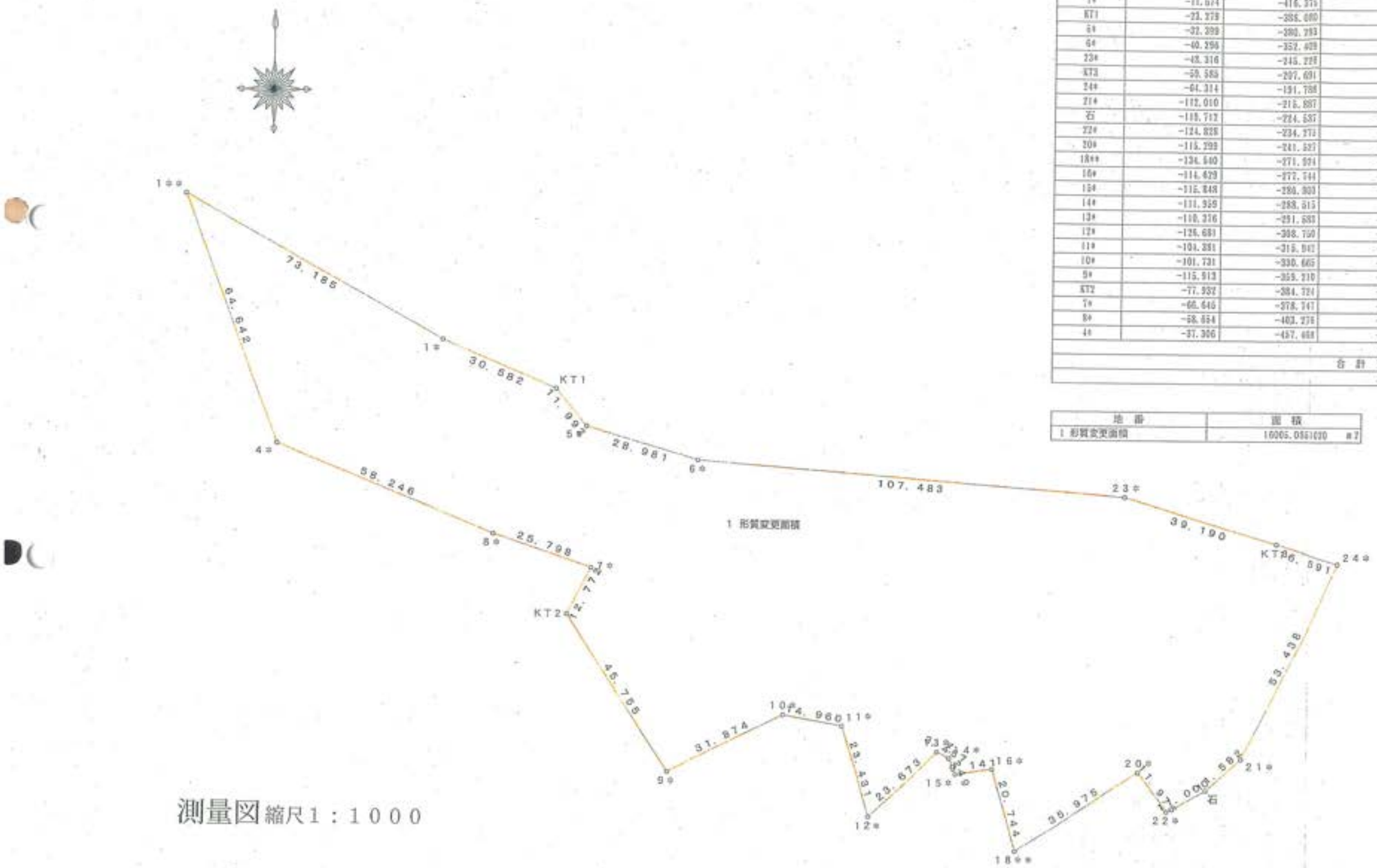

測量図 縮尺1：1000

求積表

地 番	1 形質変更面積			
NO	X_n	Y_n	$Y_{n+1}-Y_{n-1}$	$X_n\cdot(Y_{n+1}-Y_{n-1})$
1**	22.961	-480.846	41.094	943.559334
1*	-11.574	-416.375	92.766	-1082.950284
KT1	-23.278	-388.080	36.082	-839.952878
5*	-32.399	-380.293	35.671	-1155.704729
6*	-40.296	-352.409	135.067	-5442.659832
23*	-48.316	-245.228	144.718	-6992.194888
KT3	-59.585	-207.691	53.438	-3184.103230
24*	-64.314	-191.788	-8.196	527.117544
21*	-112.010	-215.887	-32.749	3668.215490
石	-119.712	-224.587	-18.388	2201.264256
22*	-124.828	-234.275	-16.990	2120.827720
20*	-115.299	-241.527	-37.649	4340.892051
18**	-134.540	-271.924	-36.217	4872.635180
16*	-114.629	-277.744	-14.879	1705.564891
15*	-115.848	-286.903	-10.771	1247.798808
14*	-111.959	-288.515	-4.785	535.723815
13*	-110.376	-291.583	-20.235	2233.458360
12*	-126.681	-308.750	-24.354	3085.189074
11*	-104.381	-315.942	-21.915	2287.509615
10*	-101.731	-330.665	-43.268	4401.696908
9*	-115.913	-359.210	-54.059	6266.140867
KT2	-77.932	-384.724	-19.537	1522.557484
7*	-66.645	-378.747	-18.552	1236.398040
8*	-58.654	-403.276	-78.722	4617.360188
4*	-37.306	-457.468	-77.570	2893.826420
			合 計	32010.170204
			合 計 面 積	16005.0851020
			地 積	16005.08 m2

地 番	面 積
1 形質変更面積	16005.0851020 m2

平成20年 6 月22日

静岡県東部農林事務所長　あて

事業者　住　所　神奈川県小田原市城山１－４－１
氏　名　株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男

顛　末　書

事業地　熱海市　伊豆山　字赤井谷 1076－3 の一部

事業者　株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男

事業計画面積　9446 ㎡

森林伐採面積　9446 ㎡

事業の目的　堰堤の設置

上記事業計画において平成 19 年 4 月に上記内容で伐採届け等許可を取得して防災工事等を行ってまいりました。
さらに、隣接する伊豆山神社の参道が決壊したため伊豆山神社の以来を受け路肩の盛土を行いましたがこの箇所についても森林法の規制がおよぶ区域であると指摘されはじめて認識した次第です。

業者として森林法についての知識が希薄であり、静岡県の指導不足により必要な手続きを取らずに施行を行ってしまった。

また、すでに土留工や丸太柵工など防災対策を施行して参りましたが引き続き安全性を考慮しながら別紙復旧計画書に基づき、早期の森林復旧がされるよう植栽を行う予定です。

今後は、このような事のないよう注意し、関係する許可を取得後に施行を行います。
なにとぞご事情ご賢察のうえ、ご寛容下さいますようお願い申し上げます。

A042

復 命 書

供覧	所長	次長	総務課長	技監	治山課長	係長	課 員
	〃	〃	〃				

日時	平成20年4月22日（火）13：30～14：30
出張先	熱海市伊豆山字赤井谷
用件	無断開発地の現地指導（㈱新幹線ビルディング）について
内容及び結果	1 事業者　㈱新幹線ビルディング 2 開発目的　宅地造成および残土処理 3 場　所　熱海市伊豆山字赤井谷 1076-3、1076-8 4 立会者　㈱新幹線ビルディング　古谷氏、大塚氏 熱海市みどり農水課　高橋室長、村田副室長 5 指導内容 ・ 求積のやり直しが終了したため、改めて現地において転用区域を確認し、㈱新幹線ビルディングに対し以下の内容を指示した。 ① 森林計画区域境を現地で確定することは困難であるため、求積図の線形が概ね近い形状になるよう微修正を指導した。 ② 復旧計画書及び顛末書を用意してきたが、図面の修正等があるため、確認するまで受理を保留した。古谷氏は、顛末書という言葉に強い反感を抱いていた。 6 事業者回答 ・ 後日、求積図を郵送する。

上記のとおり復命します。

平成20年4月23日

東部農林事務所長様

職氏名　治山課長　竹林圭介
林地保全係長　秋野裕史
主任　溝口　忠
副主任　中村　泰成

A043

電話（~~口頭~~）記録用紙

発信日時	平成20年4月25日(金)　11時		
表　　題	熱海市伊豆山地内における無許可開発の復旧指導について		
受信者	㈱新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ　大塚氏	発信者	治山課　秋野　裕史
供 覧	所長　次長　技監　治山課長　課員 〃　〃		
要　件	用　件： ・ 復旧計画書の求積図が届いたので、内容を確認したところ、復旧済箇所が、計上されていない。また、数字に若干の誤りがある。 ・ 復旧計画書及び顛末書についても不備があるので、FAXにより送付したとおり修正をお願いする。 ・ 修正が行われない限り、いつまでたっても受理できない。 事業者回答： ・ 指導内容について、概ね了解。 ・ 顛末書は、報告書に表題を変えて提出したい。（古谷氏のこだわり）		
対　　応	以下のとおり対応する。 ・ 再提出される復旧計画書に大きな瑕疵がない限り、受理したい。 ・ 顛末書については、顛末書の内容になっていれば、標題についてはこだわらない。 ・ 早急な復旧・完了を目指したい。		

A044

文　書　送　付　表

送付先・所属・氏名	発信月日	文書枚数	発信元・所属・氏名
株式会社 新幹線ビルディング 大塚　様 TEL　0465-32-1158 FAX　0465-32-1159	4月 25日	B5　　枚 A4　5　枚 B4　　枚 （本書は含まない）	東部農林事務所 治山課 （林地保全係）　秋野 TEL　055－920－2173 FAX　055－924－8594

＊（連絡事項）

復旧計画書について、別紙のとおり修正をお願いします。

大塚様

以下のとおり修正をお願いします。

復旧計画書
① 復旧面積　復旧済みの面積を含めて 12,300m2
② 下記の植栽　→　下記の緑化
③ ②　樹種　→　②　植栽及び種子吹付け
④ 植栽は5月からとする

工種一覧
① 土留工、丸太木柵工の数量を記入
② 種子吹付け工（完了）　3,769m2
③ 削除
④ 緑化工（植栽、種子吹付け）　8,531m2

復旧計画図
① 復旧済み　3769.0882m2
② 復旧面積　5330.45m2＋1169.55m2＋2031.34m2＝8531.34m2

顛末書
① あて　→　様
② 削除
③ （追加）熱海市から

復 旧 計 画 書

静岡県東部農林事務所長　様

平成20年9月22日

届出者　住　所　神奈川県小田原市城山 1-4-1
氏　名　株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男

下記の通り復旧計画書を提出します。

記

1. 復旧場所　静岡県　熱海市　伊豆山　字赤井谷　1076-3 の一部

2. 復旧面積　1750.44　㎡ ①

3. 復旧計画の内容
・区域外への土砂が流出しないように、下記の土砂流出防止対策を実施します。
・区域内については、下記の植栽②を行い、早期に森林への復旧を図ります。
　① 木柵、堰堤、等の土砂流出防止工
　② 樹種 ③

位置図は別紙のとおり

・工期　平成20年5月～平成20年6月(植栽)
・その他　木柵、堰堤、等の土砂流出防止工は完了済み
・植栽は　月からとする。④
・復旧の完了後、復旧完了届けを提出し東部農林事務所の完了確認を受けます。

4. 添付図書
　計画平面図
　関係図書

以上

工 種 一 覧

工種	数量	単位	施工期間	備考
土留工	①	基	平成19年6月～8月	石積堰堤
丸太木柵工	①	m	平成19年6月～8月	
種子吹付け工（完了）	② 3,769	㎡	平成19年6月～8月	
~~植栽工~~		~~本~~	~~平成20年5月～6月~~	③
~~種子吹付け工（斜面地）~~		~~㎡~~	~~平成20年5月～6月~~	
緑化工（植栽，種子吹付け）	8,531	m^2	平成20年5月～6月	④

※ 植栽は、急斜面地、復旧除外地を除く。（安全性考慮のため）

※ 植栽が困難な場所は種子吹付とする。

植栽樹種は、ヒメヤシャブシ、オニヤシャブシ、ヤマハンノキ、コナラ、クヌギの何れかにする。

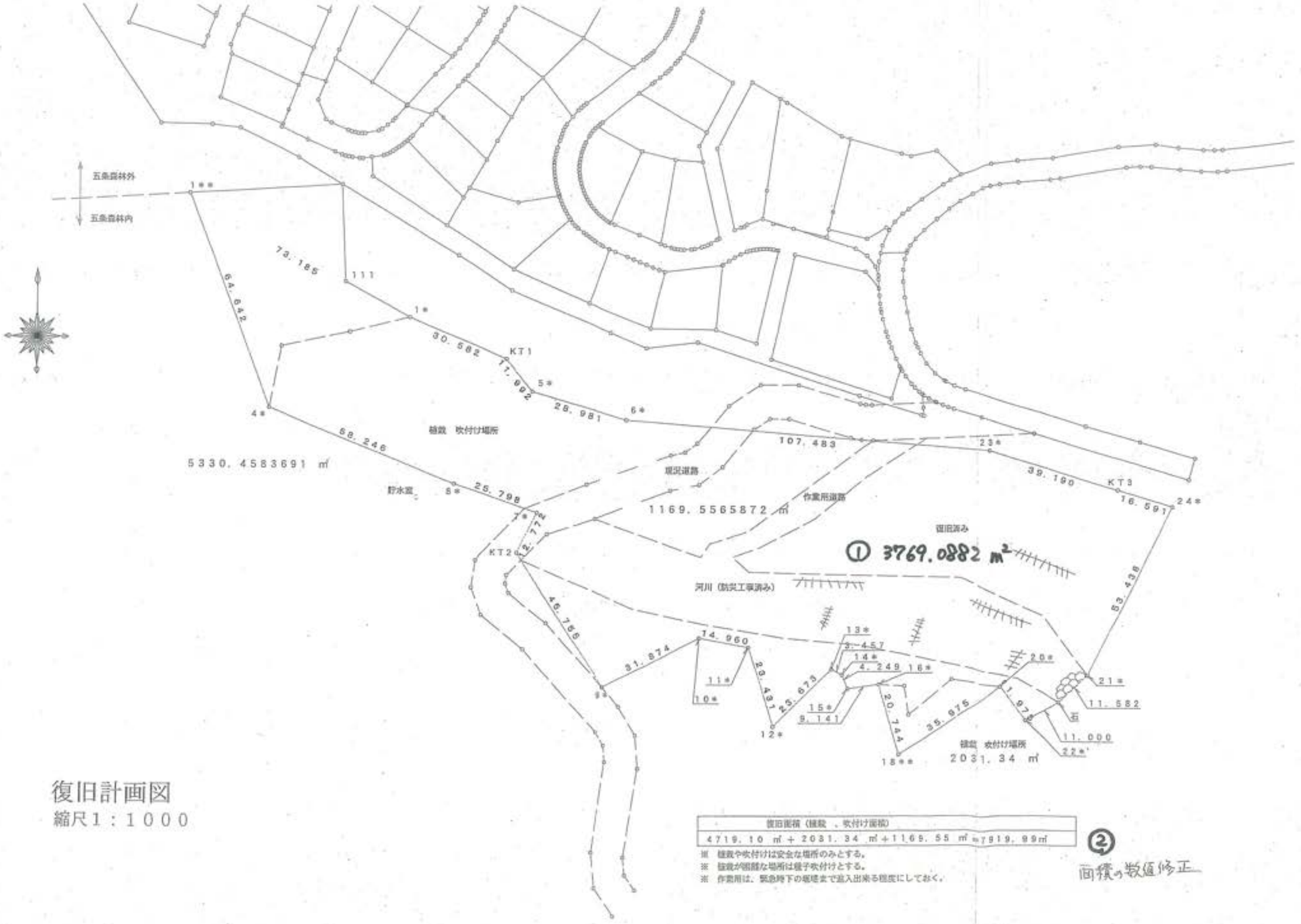

復旧計画図

縮尺1：1000

復旧面積（植栽 、吹付け面積）
4719.10 ㎡ + 2031.34 ㎡ + 1169.55 ㎡ = 7919.99㎡

※ 植栽や吹付けは安全な場所のみとする。
※ 植栽が困難な場所は種子吹付けとする。
※ 作業用は、緊急時下の場所まで進入出来る程度にしておく。

② 面積の数値修正

静岡県東部農林事務所長 様 ①

平成20年 4月22日

事業者　住　所　神奈川県小田原市城山１－４－１
氏　名　株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男

顛末書

事業地　熱海市　伊豆山　字赤井谷 1076－3の一部

事業者　株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男

事業計画面積　9446 ㎡

森林伐採面積　9446 ㎡

事業の目的　堰堤の設置

③ 熱海市から

上記事業計画において平成19年4月に上記内容で伐採届け等許可を取得して防災工事等を行ってまいりました。
さらに、隣接する伊豆山神社の参道が決壊したため伊豆山神社の以来を受け路肩の盛土を行いましたがこの箇所についても森林法の規制がおよぶ区域であると指摘されはじめて認識した次第です。

② 業者として森林法についての知識が希薄であり、~~静岡県の指導不足により~~必要な手続きを取らずに施行を行ってしまった。

また、すでに土留工や丸太播工など防災対策を施行して参りましたが引き続き安全性を考慮しながら別紙復旧計画書に基づき、早期の森林復旧がされるよう植栽を行う予定です。

今後は、このような事のないよう注意し、関係する許可を取得後に施行を行います。
なにとぞご事情ご賢察のうえ、ご寛容下さいますようお願い申し上げます。

A045

平成20年 4 月28 日

静岡県東部農林事務所長　様

事業者　住　所　神奈川県小田原市城山１－４－１
氏　名　株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男

報　告　書

事業地　　熱海市　伊豆山　字赤井谷 1076－3 の一部

事業者　　株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男

事業計画面積　　9446 ㎡

森林伐採面積　　9446 ㎡

事業の目的　　堰堤の設置

上記事業計画において平成 19 年 4 月に上記内容で熱海市から
伐採届け等許可を取得して防災工事等を行ってまいりました。
さらに、隣接する伊豆山神社の参道が決壊したため伊豆山神社の以来を受け路肩の盛土を行いましたがこの箇所についても森林法の規制がおよぶ区域であると指摘されはじめて認識した次第です。

業者として森林法についての知識が希薄であり、各行政の指導不足により必要な手続きを取らずに施行を行ってしまった。

また、すでに土留工や丸太柵工など防災対策を施行して参りましたが
引き続き安全性を考慮しながら別紙復旧計画書に基づき、早期の森林復旧がされるよう植栽を行う予定です。

今後は、このような事のないよう注意し、関係する許可を取得後に施行を行います。
なにとぞご事情ご賢察のうえ、ご寛容下さいますようお願い申し上げます。

A046

復 旧 計 画 書

静岡県東部農林事務所長　様

平成 20 年 4 月 28 日

届出者　住 所　神奈川県小田原市城山 1-4-1
氏 名　株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男

下記の通り復旧計画書を提出します。

記

1. 復旧場所　静岡県　熱海市　伊豆山　字赤井谷　1076-3 の一部

2. 復旧面積　12328.64 ㎡（復旧済み面積 3797.30 ㎡）

3. 復旧計画の内容
・区域外への土砂が流出しないように、下記の土砂流出防止対策を実施します。
・区域内については、下記の緑化を行い、早期に森林への復旧を図ります。
　① 木柵、堰堤、等の土砂流出防止工
　② 樹種

位置図は別紙のとおり

・工期　平成 20 年 5 月～平成 20 年 6 月
・その他　木柵、堰堤、等の土砂流出防止工は完了済み
・植栽は 5 月からとする。
・復旧の完了後、復旧完了届けを提出し東部農林事務所の完了確認を受けます。

4. 添付図書
　計画平面図
　関係図書

受付
東部農林事務所
20.4.30
東景治第48

以上

工種一覧

工種	数量	単位	施工期間	備考
土留工	6	基	平成19年6月～8月	石積堰堤
丸太木柵工	250.00	m	平成19年6月～8月	
種子吹付け工（完了）	3797.30	㎡	平成19年6月～8月	
緑化工（植栽、吹付）	8531.34	㎡	平成20年5月～6月	

※ 植栽は、急斜面地、復旧除外地を除く。（安全性考慮のため）

※ 植栽が困難な場所は種子吹付とする。

植栽樹種は、ヒメヤシャブシ、オニヤシャブシ、ヤマハンノキ、コナラ、クヌギの何れかにする。

復旧計画図

縮尺１：１０００

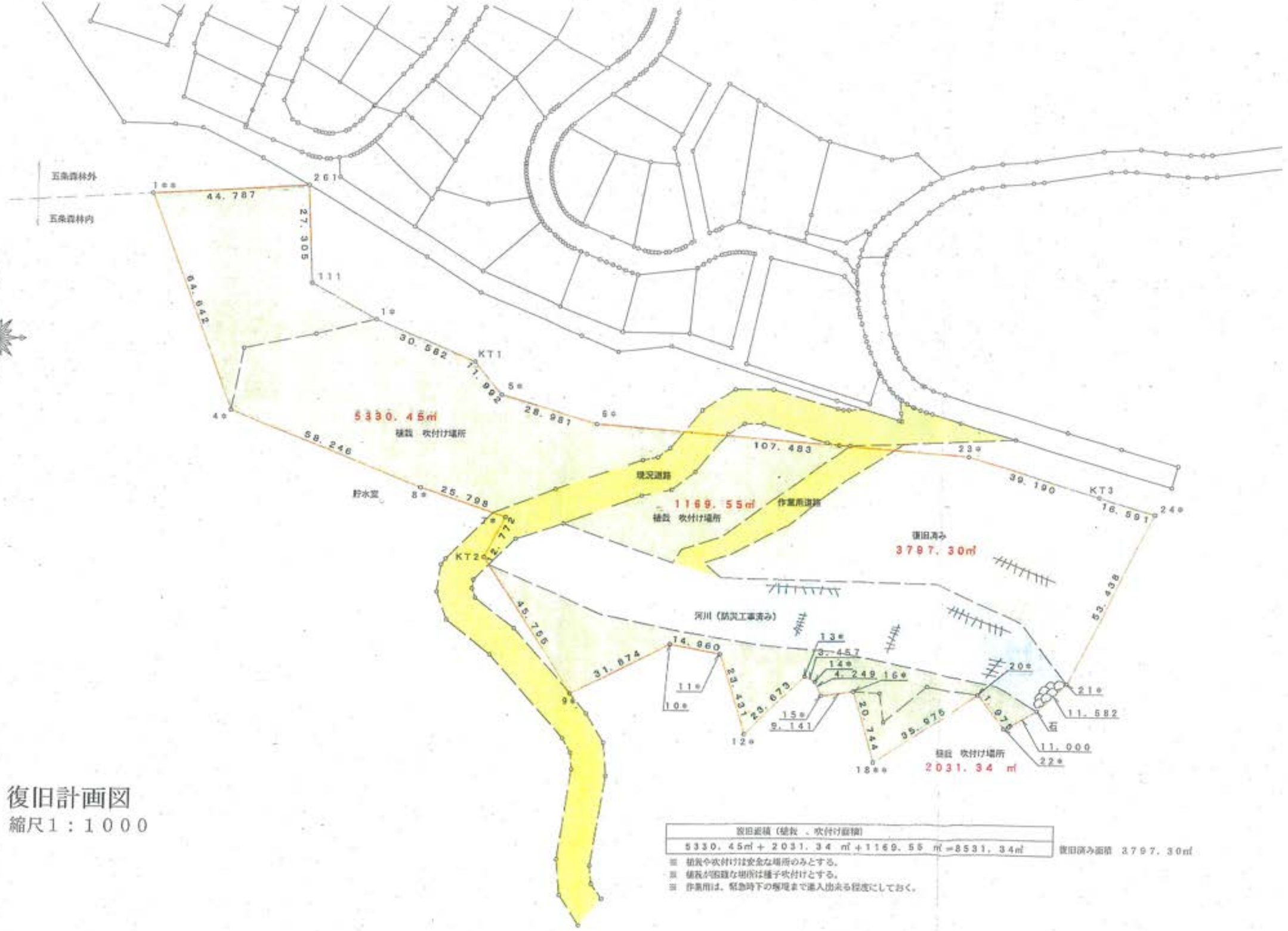

復旧面積（植栽 ・吹付け面積）
5330．45㎡＋２０３１．３４ ㎡＋１１６９．５５ ㎡＝８５３１．３４㎡

復旧済み面積 ３７９７．３０㎡

※ 植栽や吹付けは安全な場所のみとする。
※ 植栽が困難な場所は種子吹付けとする。
※ 作業用は、緊急時下の際現まで進入出来る程度にしておく。

A047

事 務 連 絡
平成 20 年 4 月 30 日

株式会社　新幹線ビルディング　大塚　様

静岡県東部農林事務所　治山課　秋野

別添のとおり、復旧計画書を受理したので、一部返送します。
完了後は、別紙の完了届を提出してください。
なお、作業中の様子（種子吹付や植栽の様子）や完了直後の写真を撮影しておくようお願いします。

電話　055－920－2173

復 旧 計 画 書

静岡県東部農林事務所長　様

平成20年4月28日

届出者　住　所　神奈川県小田原市城山1-4-1
氏　名　株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男

下記の通り復旧計画書を提出します。

記

1. 復旧場所　静岡県　熱海市　伊豆山　字赤井谷　1076-3の一部

2. 復旧面積　12328.64㎡（復旧済み面積 3797.30 ㎡）

3. 復旧計画の内容
・区域外への土砂が流出しないように、下記の土砂流出防止対策を実施します。
・区域内については、下記の緑化を行い、早期に森林への復旧を図ります。
　① 木柵、堰堤、等の土砂流出防止工
　② 樹種

位置図は別紙のとおり

・工期　平成20年5月～平成20年6月
・その他　木柵、堰堤、等の土砂流出防止工は完了済み
・植栽は5月からとする。
・復旧の完了後、復旧完了届けを提出し東部農林事務所の完了確認を受けます。

4. 添付図書
　計画平面図
　関係図書

受付
東部農林事務所
20.4.30
東農治第48号

以上

工 種 一 覧

工種	数量	単位	施工期間	備考
土留工	6	基	平成19年6月～8月	石積堰堤
丸太木柵工	250.00	m	平成19年6月～8月	
種子吹付け工（完了）	3797.30	㎡	平成19年6月～8月	
緑化工（植栽、吹付）	8531.34	㎡	平成20年5月～6月	

※ 植栽は、急斜面地、復旧除外地を除く。（安全性考慮のため）

※ 植栽が困難な場所は種子吹付とする。

※ 植栽樹種は、ヒメヤシャブシ、オニヤシャブシ、ヤマハンノキ、コナラ、クヌギの何れかにする。

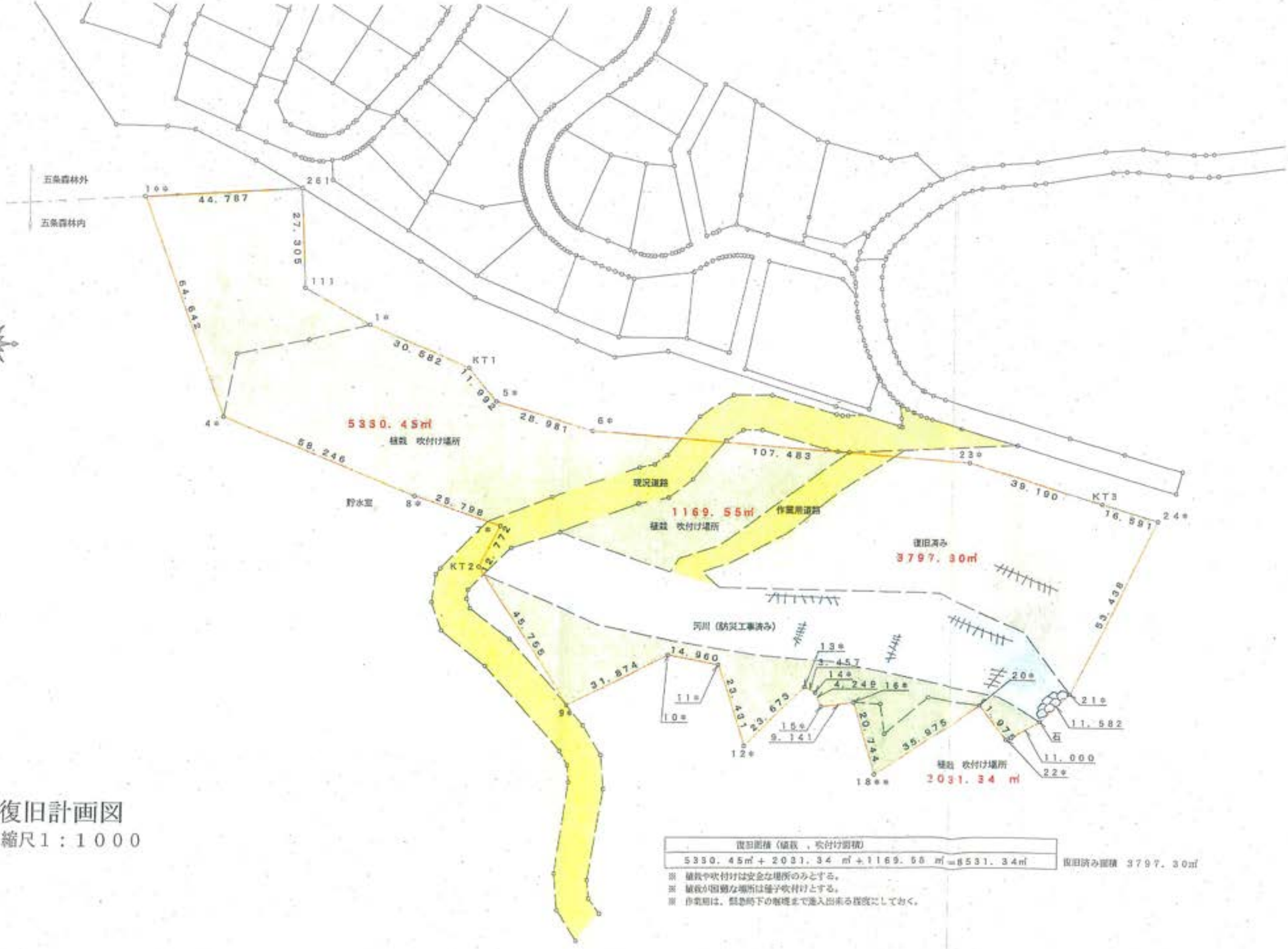

復旧計画図
縮尺1：1000

復旧面積（植栽 ，吹付け面積）
5330.45㎡＋2031.34 ㎡＋1169.55 ㎡＝8531.34㎡

復旧済み面積 3797.30㎡

※ 植栽や吹付けは安全な場所のみとする。
※ 植栽が困難な場所は種子吹付けとする。
※ 作業用は、緊急時下の喉嚨まで進入出来る程度にしておく。

平成20年 4 月28 日

静岡県東部農林事務所長　様

事業者　住　所　神奈川県小田原市城山１－４－１
氏　名　株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男

報　告　書

事業地　　熱海市　伊豆山　字赤井谷 1076－3 の一部

事業者　　株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男

事業計画面積　　9446 ㎡

森林伐採面積　　9446 ㎡

事業の目的　　堰堤の設置

上記事業計画において平成 19 年 4 月に上記内容で熱海市から
伐採届け等許可を取得して防災工事等を行ってまいりました。
さらに、隣接する伊豆山神社の参道が決壊したため伊豆山神社の以来を受け路肩の
盛土を行いましたがこの箇所についても森林法の規制がおよぶ区域であると指摘
されはじめて認識した次第です。

業者として森林法についての知識が希薄であり、各行政の指導不足により必要な手
続きを取らずに施行を行ってしまった。

また、すでに土留工や丸太柵工など防災対策を施行して参りましたが
引き続き安全性を考慮しながら別紙復旧計画書に基づき、早期の森林復旧
がされるよう植栽を行う予定です。

今後は、このような事のないよう注意し、関係する許可を取得後に施行を行います。
なにとぞご事情ご賢察のうえ、ご寛容下さいますようお願い申し上げます。

受付
東部農林事務所
20.4.30
東農治第48号

復旧工事完了報告書

平成 20 年　月　日

東部農林事務所長　様

平成 20 年 4 月 28 日付で提出した復旧計画について、下記のとおり復旧工事が完了しましたので報告します。

記

1　復旧工事の所在場所

2　復旧工事の内容

3　復旧工事着手日

4　復旧工事完了日

A048

所長	次長	部長	技監（林業）	総務課長	治山課長	課係	担当者	年月日	

平成 20 年 7 月 25 日

東部農林事務所長 様

住　所　神奈川県小田原市城山 1-4-1

報告者

氏　名　株式会社 新幹線ビルディング

代表取締役　天野 二三男

平成 20 年 4 月 28 日付で提出した復旧計画について、下記のとおり復旧工事が完了しましたので報告します。

記

1 復旧工事の所在場所　熱海市 伊豆山 字赤井谷 1076-3 の一部
復旧面積 12328.64 ㎡（復旧済み面積 3797.30 ㎡）

2 復旧工事の内容
- 苗木の植栽
- 種子吹付等
- （ 防災工事 ）

3 復旧工事着手日　平成 20 年 5 月～平成 20 年 7 月

4 復旧工事完了日　平成 20 年 7 月 10 日

以上























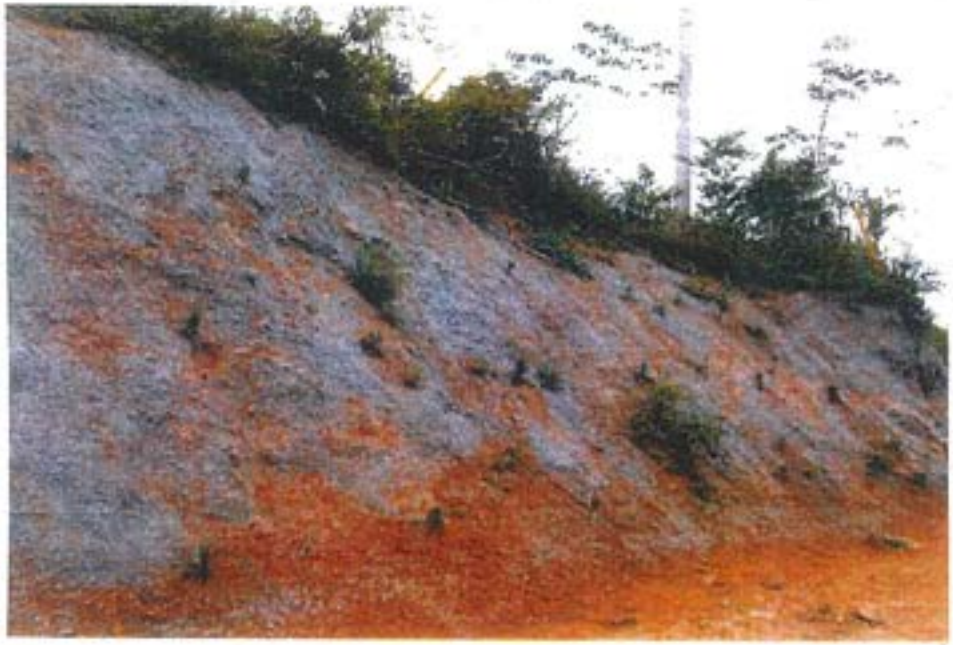















A049

所長	〃 次長	〃 総務課長	〃 課長
農山村整備部長	〃 技監	治山課長	課長

復命書

出張年月日	平成２０年８月　５日	出張地	熱海市伊豆山
用件	熱海市伊豆山地内における無許可開発の復旧工事完了確認について		

概要

平成20年7月25日付けで株式会社新幹線ビルディングより提出された復旧工事報告書に基づき完了確認を行った。

参加者：株式会社新幹線ビルディング　後藤氏、大塚氏
熱海市役所まちづくり課　西島室長ほか１名
産業振興課　植嶋室長ほか１名
東部農林事務所　溝口、山本技師

・緑化確認　：植栽　マツ苗木活着良好
種子吹付け　梅雨明け以降の少雨により、発育は芳しくないが概ね発芽

・施工範囲確認：杭確認

復旧工事箇所について、今後も適切な維持管理をお願いした。

熱海市からの指示事項は特になし

上記のとおり復命します　　平成２０年８月　５日

東部農林事務所長　様

職　氏名　主任　溝口　忠
技師　山本正晃

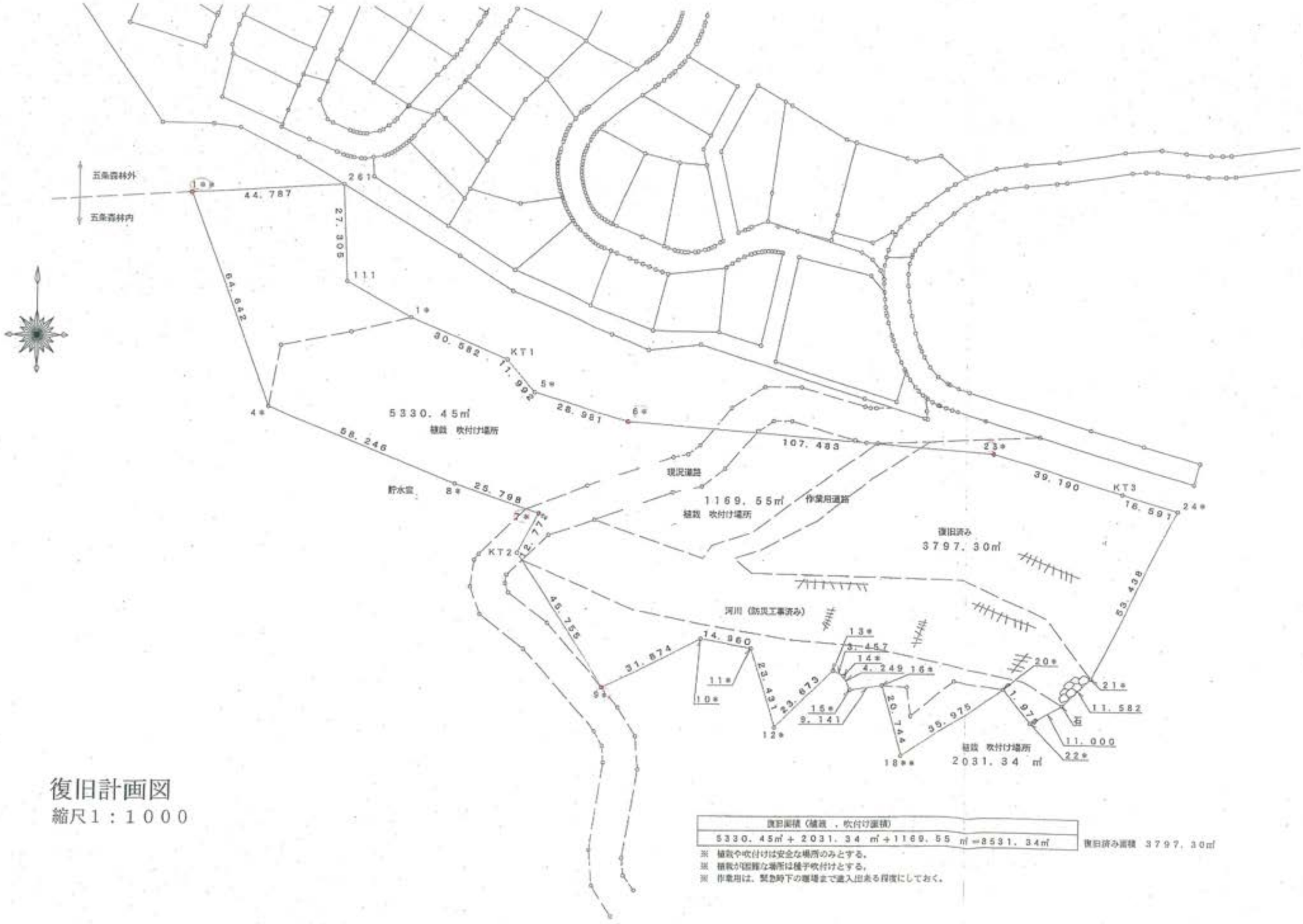

復旧面積（植栽 ，吹付け面積）	復旧済み面積 3797.30㎡
5330.45㎡ + 2031.34 ㎡ +1169.55 ㎡ =8531.34㎡	

※ 植栽や吹付けは安全な場所のみとする。
※ 植栽が困難な場所は種子吹付けとする。
※ 作業用は、緊急時下の搬場まで進入出来る程度にしておく。

復旧計画図

縮尺1：1000

A050

東農治第149号
平成20年8月7日

株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野二三男　　様

静岡県東部農林事務所長

復旧工事完了報告書について（通知）

平成20年7月25日付けで届出のあった復旧工事完了報告書を受理しました。

担当　東部農林事務所　治山課
電話　055－920－2173

A051

(株)新幹線ビルディング違反箇所
復旧完了

室長	技監	専門監	室員	担当	
		//			20年8月22日

伏見

東農治第 149 号
平成 20 年 8 月 7 日

建設部長　様

東部農林事務所長

熱海市伊豆山字赤井谷における森林の伐採等について（報告）

行為者が復旧計画の受理、これらは報告なし

平成 20 年 4 月 28 日付け東農治第 48 号で報告した標記について、株式会社新幹線ビルディングより復旧工事完了報告書が提出されたので、受理した旨報告します。

記

1　箇　所　熱海市伊豆山字赤井谷 1076-3

2　行為者　神奈川県小田原市
　　株式会社新幹線ビルディング　代表取締役　天野二三男

3　面　積　1.2329ha

担当　東部農林事務所　治山課
電話　055-920-2173

森林計画室
20.8.13
第297号

写

東農治第　９９号
平成１９年５月３１日

株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野二三男　様

静岡県東部農林事務所長

熱海市伊豆山字赤井谷 1076-3 及び 1076-8 番地における森林の
伐採等について

平成 19 年 5 月 22 日に現地調査を実施したところ、貴殿の行為は森林法第 10 条の 2 に抵触するおそれがあると判断されるので、下記事項を守られるよう通知します。

記

1　標記森林内での開発行為に相当する作業は、中止してください。

2　土地の形質変更面積を実測し、求積図を平成 19 年 6 月 25 日（月）までに提出してください。

3　区域外への土砂の流出防止等、災害を防ぐための措置を農林事務所と協議の上、その復旧計画書を平成 19 年 6 月 25 日（月）までに提出してください。

担当：治山課林地保全係
電話：055-920-2173

A052

復　命　書

供覧	所長	次長	総務課長	技監	治山課長	係長	課　員
	〃	〃	〃			〃	

日時	平成20年8月12日（火）10：00から12：00
出張先	熱海市中央町　熱海市役所
用件	㈱新幹線ビルディングによる熱海市伊豆山地内の開発について

内容及び結果

熱海市伊豆山の開発計画に対する打合せを下記のとおり行った。

記

1　出席者　　熱海市　まちづくり課　福井参事、西島室長、窪田副室長、松尾主査補
熱海土木事務所　用地管理課　大庭主幹、徳山副主任、
都市計画課　市川主幹、企画検査課　稲葉主任
㈱新幹線ビルディング　代表取締役　天野、後藤、古谷、大塚

2　打合せ内容

(1) 新幹線ビルディング代表取締役　天野二三男の主張

・ 平成18年9月に熱海市伊豆山の土地約35万坪を取得する際、㈱SFCG（ファンド）から年利10%で金を借りている。これまで2年経過し、金利だけでも年間1.5億円生じている。3億円まではがまんするが、それ以上は待てない。
・ レッドデータの調査に1年費やした。それをいきなりいらなくなったとは何事だ。損害賠償請求を直ちに起こすことを考えたが、今は温存しておく。
・ 区域内の保安林は解除し、別の箇所を保安林にする。解除は行ったことがある。
・ 新幹線ビルディングは良好な宅地を提供し、熱海市の街づくりに協力している。行政は否定ばかりしないで、きちんと指導しろ。
・ 日本人相手でなく、中国や韓国、台湾等を対象に販売していく。静岡空港の開港に期待している。
・ 新幹線ビルディングから恫喝を受けたと人権同和対策室から本部（自由同和会）に連絡が行った。他県に入る時は、一応連絡を入れることになっているので本部に誤ったが、恫喝とは何事だ。（その後、大声で終始話し続ける。）

(2) 都市計画法32条協議

新幹線ビルディング

・ 4月に熱海土木事務所と共同で逢初川の現地調査をしたが、それ以降熱海土木は何をしていたのか。管が幅断占拠している状況を適切だと考えているのか？
・ 調査（流下能力）を事業者にやらせようとするのは何事か？本来、河川改修は県が行うべきことである。しかし、最終的にはこちら側で付け替えても良いと考えている。どのくらい管があるのか？断面計算上、管の面積はどうするのか？
・ 32条協議書を直ちに提出する。指導を適切に行え。

熱海土木

・ 現地調査した際、断面を取る箇所を指示した。新幹線ビルディング側からの回答を待っていた状態である。先日もその旨を古谷氏に伝えているはずだ。
・ 事業者が調査を行うことが一般的だ。
・ 許可を得ていない管を含め相当数あることを把握している。流下能力調査結果の途中経過を報告して欲しい。断面から管の面積分は除外しなくて構わない。
・ 協議書が提出されてから結論を出すまでそれ程時間はかからないようにする。

(3) 林地開発

新幹線ビルディング

・ 小田原の現場で生じた残土約1万㎥を至急、赤井谷で処理したい。1ha未満にする。蛇籠と沈砂池を設置する。（将来的には、宅地として販売する。）

東部農林

・ 復旧した箇所を含めて1haを超えるようならば、林地開発の許可が必要である。2度目（違反行為）にならないようにしなければならない。後日、図面を示して相談して欲しい。
・ 逢初川の流下能力の問題を解決し、全体計画で考えるようにして欲しい。

上記のとおり復命します。

平成20年8月13日

東部農林事務所長　様

職氏名　林地保全係長　秋野裕史

主任　溝口忠

A053

電話（~~口頭~~）記録用紙

発信日時	平成20年8月22日(金)　10時		
表　　題	熱海市伊豆山地区の残土処分について		
受信者	熱海市まちづくり課 西島土地利用対策室長	発信者	治山課　秋野　裕史
供 覧	所長　　次長　　技監　　治山課長　　課員 〃　　〃		
要　件	秋　野： ・ 熱海市役所で8月12日に行なわれた打合せの際、㈱新幹線ビルディングから小田原の現場の土を赤井谷に入れたいと相談があったが、その後の状況を把握しているか？ 西島室長： ・ 沈砂地の工事に着手したようである。 ・ 現在、伊豆山の工事は停滞している。工事の主力は小田原の現場に移っているようだ。 秋　野： ・ 1haを超えなければ止むを得ないが、新たな林地開発行為に発展することはないか？今回の件は、市のどこの部局が管理・監督するのか？ 西島室長： ・ 林地開発違反となる前に市が土採取条例等で許可しており、その範囲を超えなければ、止むを得ないと判断した。 ・ 指導は、まちづくり課が行なわなければならないと考えている。 ・ 将来、範囲を拡大し、林地開発行為に該当するようなことになれば、予め許可を取得するよう指導する。 秋　野： ・ 再度違反行為をすることにならば、厳しい対応をしなければならない。 ・ 産業振興課植嶋室長に情報を伝え、連携して指導して欲しい。 西島室長： ・ 了解しました。		
対　　応	・ 上記のことについて、森林計画室片田主幹に情報提供した。「新幹線ビルディングと話す際に、予め現地に杭を入れ、範囲を明確にするよう指導する。」とのことであった。 ・ 熱海市植嶋農林水産室長に連絡し、小規模林地開発制度等に基づき適切に指導するよう依頼した。 ・ ㈱新幹線ビルディングは、林地開発許可制度のことを承知していると考えているが、市と連携し、継続的に現地の動向を観察していく。		

A054

電話（~~口頭~~）記録用紙

受信日時	平成21年1月14日(水)　17時00分		
表　　題	㈱新幹線ビルディングについて		
発信者	熱海市まちづくり課　西島	受信者	治山課　秋野　裕史
供覧	所長　次長　技監　治山課長　課員 〃　〃		
要　件	用　件： ・新幹線ビルディングの最近の動向を報告する。 ・大塚氏が熱海市へ来所し、赤井谷への土砂の搬入を再開したいと言っていた。小田原の開発に伴う土砂ではなく、別のところから約50万㎥にのぼる土砂を搬入したいとのことである。 ・新幹線ビルディング1社が処理できる量ではないので、残土処分を請負って資金を得ようとしていると考えられる。 ・大塚氏に対し、慎重な行動を促した。 ・また、市内の別の開発箇所でコンクリート構造物を解体している。そのコンクリートを赤井谷のロックフィルダムの材料に使いたいと言ってきた。産廃となるので、それは出来ないと説明した。 ・ランディーのD工区について、鈴木氏は1月末までに防災完了すると言っていたが、怪しいと考えている。 回　答： ・現地を監視し、コンクリートガラ等を廃棄する動きがあれば、直ちに東部健康福祉センターへ通報すること。		
対　　応	・新幹線ビルディングは、資金を確保するために何を行なうか分からない。 ・熱海市と連携し、変な動きがあれば牽制していく。		

A055

電話（口頭）記録用紙

受信日時	平成21年1月19日(月)　9時15分、9時50分		
表　　題	㈱新幹線ビルディングについて		
発信者	㈱新幹線ビルディング　大塚	受信者	治山課　秋野　裕史
供覧	所長　次長　技監　治山課長　課員 〃　〃		
要　件	大塚 ・　聞いているかも知れないが、赤井谷の工事に着手することになった。 秋野 ・　現地は、土採取条例や風致地区条例に基づき熱海市が許可している箇所だ。市の西島室長と良く連絡調整すること。 ・　また、再度の林地開発違反とならないよう注意すること。二度目は無い。 ・　この様な経済情勢なので何があるか分からない。防災施設を先行すること。 ・　コンクリートガラ等廃棄物が混入しないよう注意すること。 ・　ランディのD工区はどうするのか？ 大塚 ・　赤井谷を請負う業者がD工区の排水施設工事を行なう予定だ。 大塚（追加連絡9：50） ・　今週末に熱海土木事務所、熱海市、㈱新幹線ビルディングが打合せをする。農林も参加して欲しい。 秋野 ・　了解した。日時が決まったら連絡して欲しい。		
対　　応	・　関係者と連携し、対応していく。		

A056

復 命 書

供覧	所長	次長	総務課長	技監	治山課長	係長	課員
	〃	〃	〃			〃	

日時	平成21年1月21日（水）14：00から15：00
出張先	熱海市水口町　熱海土木事務所会議室
用件	㈱新幹線ビルディングによる熱海市伊豆山地内の残土処分場計画について

内容及び結果

熱海市伊豆山赤井谷の残土処分場計画に対する打合せを下記のとおり行った。

記

1　出席者　　熱海市　まちづくり課　福井参事、西島室長、窪田副室長、松尾主査補
熱海土木事務所　用地管理課　大庭主幹、徳山副主任、
都市計画課　市川主幹、企画検査課　福葉主任
工事課　山崎課長
㈱新幹線ビルディング　鈴木、大塚

2　内　容

○概　要
- 当該計画地は、平成20年8月7日に林地開発行為復旧工事の完了を認めた場所である。森林法違反による復旧指導を行なう以前に熱海市が土採取条例及び風致地区条例に基づき行為を認めていたため復旧工事の完了に伴い、残土処分が可能となった。
- しかし、原状、工期が切れているため㈱新幹線ビルディングは工期の延長を熱海市に申請している。工期延長を認めるにあたり関係者が集まり、工事内容等を確認することになった。

○熱海市の意見
- 当初計画の約38万㎥の残土処分を実行できるとはとても考えられない。もっと現実的な内容に計画を修正したらどうか？

○東部農林の意見
- 再度の森林法違反は許されない。1haを絶対超えないようにすること。
- 現地に施工範囲を杭等で標示し、作業者が間違えないようにすること。
- 原状の計画の延長では、調整池や盛土が林地開発の許可基準を満たさない。将来、事業を拡大し、林地開発の許可を取得しようとする際は、防災計画を大きく見直さなければならなくなる。
- 当面の間は、現実的な量を処理する計画にしたらどうか？当然、防災施設を先行してもらいたいが、具体的な図面がないと関係者は不安になる。

○㈱新幹線ビルディング
- 県や市に絶対迷惑がかからないようにする。面積が1haを超えることは無い。
- 作業を任せるのは信頼できる業者である。（具体的な名称は明かしていない。）
- 当面の量は、3,000m3～5,000m3 程度である。将来計画については見通しが立たない。

○結論
- 市は工期の延長を認める。
- 具体的な施工業者が決定したら再度関係者が集まり、作業内容等を確認する。

3　熱海土木事務所管理課への確認事項（打合せ終了後、別室にて）
- 残土処分計画については行政指導域であり、特段何かを指導することは無い。
- 将来、宅地造成等を行なう際は、事業者に都市計画法第32条協議を行なってもらい、河川改修計画を作成し、河川の流下能力を確保しなければ開発行為はできない。

上記のとおり復命します。

平成21年1月21日

東部農林事務所長　様

職氏名　林地保全係長　秋野裕史

A057

部長	課長	参事	室長	副室長	室	担当

熱海市伊豆山字赤井谷における大規模埋土（盛土）計画について、熱海土木事務所及び東部農林事務所と協議をしたので報告します。

日　時　平成21年1月21日（水）14:00～15:15
場　所　熱海土木事務所　災害待機室
出席者　㈱新幹線ビルディング　鈴木篤二氏、大塚氏
　　熱海土木事務所　工事課　山崎課長、都市計画課　市川主幹、企画検査課　稲葉主任、用地管理課　岩崎係長、徳山副主任
　　東部農林事務所　治山課　秋野係長
　　熱海市役所　福井参事、西島室長、松尾、窪田

＜経緯＞
風致申請　平成18年10月2日
風致許可　平成19年4月12日　1891-33号　熱海市伊豆山字赤井谷1076-3の一部、面積　9,446.00 ㎡、行為の種類　土地の形質の変更、木竹の伐採
　　工期　平成19年4月12日から平成20年4月12日

平成21年1月14日に風致地区内行為の変更許可申請書の提出を受けた。工期延長ではあるが、当初許可時と状況が一変しており、関係各機関との調整が必要と思い大塚氏に熱海土木事務所に行くよう指示をした。その結果本日の打合せとなった。
以下に要点を記す。
東部農林事務所は、違反行為があった場所ではあるが復旧した区域であり、林地開発の許可を要する面積以下であるため法的に言うことはない。ただし、近接区域での開発（㈱ランディ）を行っていることもあるので相談等には応じる。
熱海土木事務所は、逢初川に土砂流出を心配している。防災工事を万全にお願いしたい。
熱海市は、許可の内容のとおりの施工は非常に困難であると思っているので、防災計画を含め設計変更を促したい。

新幹線ビルディング鈴木氏は、市の変更申請要望（工法）に対して拒否反応を示したことから、目的は工期の延長であると思われる。それは、許可期間内であったほうが依頼しやすいし、市等の関係機関との調整も進めていると盛土施工業者にアピールできると思われる。施工業者はトランスファー㈱ではなく、専門業者と言っていたが、具体的業者名を明かさなかった。

市としては、風致（土採取）許可をした以上工期の延長は認めざるを得ないと思われる。また、工法及び下流域への災害防止を重点に関係機関と連携して指導していくことが必要である。

施工業者決定後に再度協議するよう㈱新幹線ビルディングに伝え了承を得て協議を終了した。

A058

写

熱建まち第 2094-46 号
平成２１年 １月２３日

神奈川県小田原市城山1－4－1
株式会社新幹線ビルディング

熱海市長 齊 藤 栄

風致地区内行為について(変更許可)

このことについて、静岡県風致地区条例第6条の2第1項の規定により、下記のとおり許可する。

記

1 行為地の所在	熱海市伊豆山字赤井谷1076-3の一部
2 風致地区の名称	第２号 伊豆山 風致地区 第 2 種
3 行為地面積	9,446.00 平方メートル
4 許可を受けた行為の種類	土地の形質の変更　　木竹の伐採
5 前回許可年月日 許可番号	平成19年 4月12日　熱建まち第 1891-33 号
6 変更しようとする行為内容	工期の変更
7 工期	平成20年 4月12日 から 平成22年 4月12日 まで
8 許可条件	既許可条件に同じ

様式第８号（第４条関係）

風致地区内行為変更許可申請書

平成21年1月14日

熱海市長　斉藤　栄　様　あて

申請者　住　所　神奈川県小田原市城山1丁目4番1号

氏　名　株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　矢野二三男

条例第６条の２第１項の規定による変更許可を受けたいので、次のとおり申請します。

行為地の所在	熱海市伊豆山字赤井谷1076-3ほか一部			
地目及び面積	地目	山林	面積	9,446.00㎡
許可を受けた行為の種類	土地の形質の変更、木竹の伐採			
許可年月日及び許可番号	平成19年4月12日 熱建建第1891-33号			
変更しようとする行為の内容及びその理由	平成20年4月12日までとなっている工期の変更			
着手及び完了予定期日	着手　平成20年4月18日 完了　平成22年4月12日		又は許可日から	日間
摘要	神奈川県 小田原市 城山１－４－１ 株式会社 新幹線ビルディング 電話番号　0465－32－1158			

備考

摘要欄に連絡先を記入してください。

熱海市まちづくり部　平21.1.14　2004-46

様式第４号（第２条関係）

施　行　方　法　書

（木竹の伐採の場合）

土地所有者の住所及び氏名	神奈川県小田原市城山１－４－１ 株式会社新幹線ビルディング
行為の種類	伐　採
伐採の理由	土砂の崩壊に供する、岩塊による堰堤の築造のため
行為地の面積	9446.00 平方メートル
樹種	小　樽
樹齢	５年 ～ 10 年
樹高	３m ～ ５m
樹量	250 本　　2.0 立方メートル
跡地利用計画	
摘要	

備考

１　案内図、現況図及び現況写真を添付してください。

２　跡地を他の行為に利用するときは、それぞれの様式による施行方法書を添付してください。

様式第３号（第２条関係）

施 行 方 法 書

（宅地の造成等の場合）

<table>
<tr><td>行為施工者の住所及び氏名</td><td colspan="5">山梨県　甲州市　勝沼町　綿塚３０９
トランスファー株式会社
代表取締役　高橋　寛</td></tr>
<tr><td>土地所有者の住所及び氏名</td><td colspan="5">神奈川県　小田原市　城山１−４−１
株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男</td></tr>
<tr><td>面積及び土量</td><td>面積</td><td>9446平方メートル</td><td>土量</td><td>盛土
切土</td><td>38,529㎡
2,253㎡</td></tr>
<tr><td>行為の目的</td><td colspan="5">土砂の崩落防止に供する、岩塊による堰堤の築造</td></tr>
<tr><td>行為地の現況</td><td colspan="5">山林</td></tr>
<tr><td>土留の方法</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>排水工事</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>河川又は渓流との距離</td><td colspan="5">m</td></tr>
<tr><td rowspan="2">緑地の面積</td><td rowspan="2">2879.00㎡</td><td rowspan="2">内訳</td><td>自然の緑地</td><td colspan="2">2879.00㎡</td></tr>
<tr><td>人工の緑地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">緑地率</td><td rowspan="2">30.47パーセント</td><td rowspan="2">植栽の内訳</td><td>高木</td><td>低木</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>本</td><td>本</td><td></td></tr>
<tr><td>摘要</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

備考

（１）案内図、現況図、公図写し、縦断面図、横断面図、出来上がり予定図、行為地面積等算定図、緑地面積算定図、現況写真及び土地所有者の承諾書を添付してください。

（２）他の行為を同時に行うときは、それぞれの様式による施行方法書を添付してください。

（３）緑地率とは、緑地の面積の行為地面積に対する割合をいう。

熱海市　伊豆山　赤井谷第一堰堤　工程

期間　着工　平成20年04月13日
　　完工　平成22年04月12日

名　称 ＼ 年，月，日	平成20年4月～平成22年4月				備考
	平成20年4月～平成20年10月	平成20年10月～平成21年4月	平成21年4月～平成21年10月	平成21年10～平成22年4月	
準備、仮設工	←→				
土砂搬入		←→	←→	←→	
雑工等				←→	

課長	課長補佐	課長補佐	窓口係長	指導係長	住宅係長	課員

風致地区内行為着手届

平成19年4月12日

熱海市長　齊藤　栄　　様

届出者
（許可を受けた者）

住所　神奈川県小田原市城山1丁目4番1号
株式会社新幹線ビルディング
氏名　代表取締役 天野二三男
TEL

（氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要であること。）

静岡県風致地区条例第2条第1項の規定により許可を受けた風致地区内行為に着手したいので、届け出ます。

許可年月日及び許可番号	平成19年 4月12日　熱建建 第 1891-33 号
行為地の所在	熱海市伊豆山字赤井谷1076-3の一部
許可を受けた行為の種類	土地の形質の変更　木竹の伐採
地目及び面積	地目　山林　面積　9,446 m²
設計者	住所 東京都世田谷区新町2-24-15-503 TEL 03-3428-3387 氏名 有限会社 ラダー・コーポレーション 清水秀幸
施工者	住所 山梨県甲州市勝沼町綿塚309 TEL 0553-44-2579 氏名 トランスファー株式会社 代表取締役 高橋賢
行為着手年月日	平成 19 年 4 月 12 日
行為完了年月日	平成 20 年 4 月 12 日

第　号
19.4.13
熱海市役所

1　添付書類・・・工程表

2　提出部数、提出先・・・1部、市建築住宅課

熱建建　第　1891-33 号
平成１９年　4月１２日

神奈川県小田原市城山1－4－1
株式会社新幹線ビルディング　　様
代表取締役　天野二三男

熱海市長　齊　藤　栄

風致地区内行為について(許可)

このことについて、静岡県風致地区条例第2条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

記

1　行為地の所在	熱海市伊豆山字赤井谷1076-3の一部
2　風致地区の名称	第２号　伊豆山　　風致地区　　第　2　種
3　行為地面積	9,446.00 平方メートル
4　行為の種類	土地の形質の変更　　木竹の伐採
5　工　　期	平成19年 4月12日　から　　平成20年 4月12日　まで
6　許可条件	(1)　工事着手に当たり、着手届を提出すること。 (2)　植栽計画を遵守すること。 (3)　工事完了後は、速やかに完了届を提出し、完了検査を受けること。 (4)　設計を変更しようとするとき、又は許可事項と異なる施行の必要が生じたときには、あらかじめ熱海市長に協議すること。

様式第１号（第２条関係）

風致地区内行為許可申請書

平成16年10月2日

熱海市長　斉藤　栄　様

住　所　神奈川県小田原市城山１－４－１

申請者

氏　名　株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男

（氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。）

条例第２条の１項の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

風致地区の名称及び種別	名　称	第2号伊豆山風致地区	種　別	第2種
行為地の所在	熱海市　伊豆山　字赤井谷1076－3の一部			
地目及び面積	地　目	山林	面　積（㎡）	9446㎡
許可を受けようとする行為の種類	① 建築物 その他の工作物 新築 改築 移転 ② 宅地の造成 土地の開墾 その他の土地の形質の変更 ③ 木竹の伐採 ④ 土石の類の採取 ⑤ 水面の埋立て ⑥ 建築物等の色彩の変更 ⑦ 土石の堆積 廃棄物の堆積 再生資源の堆積			
着手及び完了予定日	着手　許可日 完了　許可日から12ヶ月			
摘　要	神奈川県　小田原市　城山１－4－１ 株式会社新幹線ビルディング　後藤　和夫 電話番号　０４６５－３２－１１５８			

備考
摘要欄に連絡先を記入してください。

第1991号
18.10.-2
熱海市役所

様式第３号（第２条関係）

施行方法書

（宅地の造成等の場合）

行為施工者の住所及び氏名	山梨県　甲州市　勝沼町　綿塚３０９ トランスファー株式会社 代表取締役　高橋　寛					
土地所有者の住所及び氏名	神奈川県　小田原市　城山１−４−１ 株式会社新幹線ビルディング 代表取締役　天野　二三男					
面積及び土量	面積	9446平方メートル	土量	盛土	38,529 ㎥	
				切土	2,253 ㎥	
行為の目的	土砂 の崩落防止に供する、岩塊による堰堤の築造					
行為地の現況	山林					
土留の方法						
排水工事						
河川又は渓流との距離	m					
緑地の面積	2879.00 ㎡	内訳	自然の緑地	2879.00 ㎡		
			人工の緑地	㎡		
緑地率	30.47％	植栽の内訳	高木	低木	その他	
			本	本		
摘要						

備考

（１）案内図、現況図、公図写し、縦断面図、横断面図、出来上がり予定図、行為地面積等算定図、緑地面積算定図、現況写真及び土地所有者の承諾書を添付してください。

（２）他の行為を同時に行うときは、それぞれの様式による施行方法書を添付してください。

（３）緑地率とは、緑地の面積の行為地面積に対する割合をいう。

様式第４号（第２条関係）

施　行　方　法　書

（木竹の伐採の場合）

土地所有者の住所及び氏名	神奈川県小田原市城山１－４－１ 株式会社新幹線ビルディング 〃
行為の種類	伐　採 〃
伐採の理由	土砂の崩落に供する、岩塊による堰堤の築造のため 〃
行為地の面積	9446.00㎡ 〃
樹種	小　樽 〃
樹齢	５年～１０年 〃
樹高	3m～5m 〃
樹量	２５０本 〃　２．０立方メートル
跡地利用計画	
摘要	

備考

1　案内図、現況図及び現況写真を添付してください。

2　跡地を他の行為に利用するときは、それぞれの様式による施行方法書を添付してください。

受　理　書

熱建設第 20号
平成１９年 4月 9日

神奈川県小田原市城山１－４－１

株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野二三男　様

受理者　熱海市長　齊　藤　栄

次の区域における土の採取等については、静岡県土採取等規制条例第３条第１項による届出書を次のとおり受理したので通知します。

記

１．　土の採取等を行う場所の区域

熱海市伊豆山字赤井谷１０７６－３の一部
区域面積　９，４４６㎡

２．受付年月日

平成１９年　３月　９日

３．附帯条件

当該届出に係る土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等により災害が発生するおそれがあるときは、建設課と協議をし、災害を防止するための必要な措置を取ること。
また、土砂の崩壊、流出により災害が発生した際は、早急に対策を講じるとともに、被災の補償を行なうこと。

様式第1号（第2条関係）

土の採取等計画届出書

熱海市長　斉藤　栄　様

平成19年　3月　9日

住　所　神奈川県小田原市城山1－4－1

届出者

氏　名　株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男

（電話番号 0465－32－1158）

（氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。）

静岡県土採取等規制条例　第3条第1項　~~第3条第3項~~　規定により、次のとおり届け出ます。

1 土の採取等の目的

隣接地の土砂を盛土するため。

2 土の採取等を行う場所の区域

所在地		土地の現況	登記簿上の地目	面積（平方メートル）	土の採取等を行う権利の種類	土地所有者の住所及び氏名	法令等による区域指定等の現況
市町村大字字小字	地番						
熱海市伊豆山赤井谷	1076－3	山林	山林	9446		株式会社新幹線ビルディング	
計		1筆		9446		平方メートル	



3 土の採取等に関する土の数量

（1）切土、床堀りその他の土地の掘削を行う場合

土の数量	2253 立法メートル

（注）土の採取等を行う場所の区域外へ土を搬出する場合のみ記入してください。

（2）埋土又は盛土を行う場所

土の数量	36276 ~~13042~~ 立法メートル

（注）土の採取等を行う場所の区域外へ土を搬出する場合のみ記入してください。

（3）土の採取等を行う場所の区域内で（1）及び（2）を同時に行う場合

（ア）切土、床掘りその他の土地の掘削に係る土の数量	2253 立方メートル
（イ）土の採取等を行う場所の区域外からの搬入する土の数量	36276 ~~13042~~ 立方メートル
（ウ）埋土又は盛土に係る土の数量	36276 ~~13042~~ 立方メートル
（エ）土の採取等を行う場所の区域外への搬出する土の数量	立方メートル
土の数量の合計（（ア）及び（イ）の合計）	38529 ~~15295~~ 立方メートル

4 土の採取等を行う期間

(1) 採取等の時期　許可　日～　12ヶ月（予定）

(2) 作業時間　7　時から　19　時まで

(3) 工程

種別＼年月日									

（注）切土、盛土、埋戻し、沈砂池等の種別ごとに記入してください。

5 土の採取等の方法及び土の採取等のための設備その他の施設に関する事項

（1）土の採取等の方法

ア　切土、床掘りその他の土地の掘削を行う場合

区分	概要
高さ又は深さ	最大　2　メートル
方法	ア　階段採取法 ㋑　平面採取法

のり面の小段の高さ	最大	2	メートル
のり面の小段の幅	最小		メートル
隣接地からの距離	最小		メートル
土質	関東ローム		

イ　埋土又は盛土を行う場合

区分	概要		
高さ又は深さ	最大	15	メートル
方法	ロックフィル		
のり面の小段の高さ	最大	10	メートル
のり面の小段の幅	最小	5	メートル
隣接地からの距離	最小		メートル
土質			

（2）土の採取等のための設備

機械の名称	形式	能力（立方メートル／時間）	台数
ブルドーザ	16 t		2
バックホウ	0.6 ㎥		2
振動ローラ	14 t		1

（3）その他の施設

6　土の採取等に伴う災害防止のための方法及び施設に関する事項

区分	
土採取等標識の掲示場所	
立入りを禁止する場合の方法及び施設	
土砂等の飛散を防止するための方法及び施設	
土砂等の崩壊を防止するための方法及び施設	
土砂等の流出を防止するための方法及び施設	
雨水等の処理をするための方法及び施設	

その他の災害を防止するための方法及び施設	

7 土の採取等に係る土の運搬の方法及び土の搬入先又はその他土の運搬に関する事項

（1） 土の運搬方法

区分	概要
交通監視人	
1日の搬入台数及び量	トン車　台　最大延べ　台　立方メートル
1日の搬出台数及び量	トン車　台　最大延べ　台　立方メートル
運搬主体	

（2） 土の搬出先又は搬入先

（3） その他の土の運搬に関する事項

区分	概要
経路	（別添図第　号図参照）
種類	ア 市町村道　イ 市道　ウ 仮設道路 エ 河川区域　オ その他
種別	ア 契約（同意）有　イ その他
重量制限	ア 有（　トン）　イ なし
舗装	ア 有（延長　メートル）　イ なし（ただし　）
学童の通行状況	ア 多い　イ 少ない　ウ なし

（注）該当する事項には、記号に○印を付けてください。

8 土の採取等に係る跡地の整備に関する事項

（1）跡地に係る土砂等の崩壊の防止方法

ア 跡地ののり面の状況

（ア）切土、床掘りその他の土地の掘削を行う場合

高さ又は深さ	最大　メートル	のり面のこう配	最大　度
のり面の小段の高さ	最大　メートル	のり面の小段の幅	最小　メートル

（イ） 埋土又は盛土を行う場合

高さ又は深さ	最大　メートル	のり面のこう配	最大　度

のり面の小段の高さ	最大　　メートル	のり面の小段の幅	最小　　メートル

（ウ）のり面等の保護の方法

方法	概要
植栽	
種子吹き付け	
擁壁その他	

（注）概要欄には、樹種、本数、面積等を具体的に記入してください

（2）跡地の利用方法

9　現場責任者の氏名及び住所

氏　名　トランスファー株式会社

住　所　代表取締役　高橋　寛　（電話番号 0553－44－2579）

10　土の採取等を緊急に必要とした非常災害の状況の概要（条例第3条第3項の規定による届出の場合に限る。）

土砂流出防止工

埋設堰堤(フィルダム)の設計

平成19年2月

株式会社　新幹線ビルディング

目　次

1 はじめに ・・・・・ 1

2 参考：宅地防災マニュアル ・・・・・ 3

3 第1堰堤　円形すべり面の安定計算書 ・・・・・ 12
常時：関東ローム層の粘着力を対照とした場合

4 第1堰堤　円形すべり面の安定計算書 ・・・・・ 13
地震時：関東ローム層の粘着力を対照とした場合

5 第1堰堤　円形すべり面の安定計算書 ・・・・・ 14
常時：関東ローム層の内部摩擦角を対照とした場合

6 第1堰堤　円形すべり面の安定計算書 ・・・・・ 15
地震時：関東ローム層の内部摩擦角を対照とした場合

1.はじめに

熱海市伊豆山地内において実施されている開発事業区域に隣接する区域の谷筋において、開発工事で発生する残土を安全に処分するために、谷筋にロックフィルダム形式の堰堤を築堤し盛土の押さえとする。

本設計では、この堰堤と盛土の安定性を検討し、その形状を設計する。

堰堤の設計においては、土砂が堤体高さ以上に堆積する場合、または将来堤体が埋没するような盛土工事がある場合にも安全な設計とする。

現在工事中の隣接区域の地質は、表層は薄い関東ロームであり、その下部は風化安山岩層であることがボーリング調査により確認されている。

工事現場では安山岩の岩塊が多数発生しているため、堤体にこの岩塊を流用し、ロックフィル形式により築造する。

2.堤体の位置

堤体の設置位置は、[illegible]川の原流域のさらに上流部で、谷状の地形である。

湧水は無い。

谷筋の地表勾配は 12° ～17° であり最急勾配は 32° であるが、谷筋上流部の山の斜面勾配は 40° を示す。堤体は地表勾配 12° ～17° の谷筋に直角方向に設置する。

3.堤体の構造

堤体の天端幅は 5mとし、斜面勾配は上流側 1:1.4、下流側 1:2.0、高さ 5m毎に 2.5mの小段を設け、堤体は発生材の安山岩により築造する。

ロックフィルダムは、築造した堤体の完成後の材料の締固め密度によって強度が大きく左右される。岩塊は締固めを考慮して最大径を 1.0m以下とし、大きな岩塊は堤体下部に利用する。なお地山と堤体の接地面はすべて高さ 50cm 以上を標準とした段切施工を等高線沿いに行い、腐植土などの表土層は風化安山岩層まで除外する。段切部は表面勾配を 5%以上とする。また谷筋の中心部に湧水処理のため暗渠配水管として網状管 φ 200 を埋設する。

4.堤体の設計

堤体の設計は円形すべり面法による。設計に用いる土質は堤体・地山・堆積する流出土砂の3種とし、土質常数は次のとおりとする。

① 堤体材料

安山岩:剪断強度　ϕ＝38°

単位堆積重量:γ＝20kn/m3

粘着力:c＝0

参考:ロックフィルダム堤体の内部摩擦角

ⅰ.農林省構造改善局　土地改良事業計画設計基準(設計・ダム)技術書編

第6章調査　PI-287 表 6-8-4-3 によると、ϕ800mm径で十分転圧した堤体の内部摩擦角 ϕ＝38～39°　、　ϕ90～300mm径:ϕ＝40°　である。

ⅱ. 岐阜県徳山ダムにおいては ϕ＝39～41°

ⅲ.北海道電力京極水力発電所建設における堤体材料は、風化安山岩の場合

内部摩擦角 ϕ＝37　粘着力c＝⑩kn/㎡である。

ⅳ.転圧機械は日本道路公団では:振動ローラ 13tf～20tf

② 地山

風化安山岩:剪断強度　ϕ＝35°

単位堆積重量:γ＝20kn/m3

粘着力:c＝0

③ 流出堆積土砂

関東ローム:剪断強度　ϕ＝0°

単位堆積重量:γ＝16kn/m3

粘着力:c＝43.8kn／㎡

(道路土工指針では、剪断強度　ϕ＝25°　粘着力c＝0 としている)

地山及び流出土砂の土質常数については、隣接開発事業区域における土質調査データによる。

5.安全率

常時の安全率は 1.5 とする。

地震時は、設計震度を「宅地防災マニュアルの解説 1」IV3 耐震設計 により、大地震時における震度＝0.25、安全率＝1.0 とする。

6.安定計算

円形すべり面法の計算は、ロックフィル堤体の堤頂部を超えた高さまで、盛土が行われる場合を考慮して計算する。

盛土端部は法面処理とし、勾配は 1:2.0 より緩やかとし、堤体天端より 5.0m の高さまでを標準断面とする。この高さを超える盛土となる場合は、円形すべり面法による法面の安定計算をする。

A059

所長	〃 次長	〃 総務課長	〃 課長
農山村整備部長	〃 技監	治山課長	課長

復命書

出張年月日	平成２１年２月５日	出張地	熱海市伊豆山ほか(新幹線ビルディング)
用件	現地確認		

概要

熱海市伊豆山赤井谷に野積みされているコンクリートガラについて、熱海市と東部健康福祉センターの現地確認に同行した。

出席者：熱海市役所　まちづくり課　西島室長ほか２名
東部健福廃棄物課　高橋主幹、石川主任、新谷特別監視員

現状　赤井谷：コンクリートガラのほか、布団、クッション等有。
D 工区：木造住居解体時に発生したと思われる建築廃材及び根株、枝葉が野積みされている。

赤井谷に廃棄物を搬入中であったため、トラック運転手に事情を聞いた。
「市内の旧富士屋ホテル従業員施設解体に伴う廃棄物を運搬している。トランスファー沼尾氏の指示。産廃処理前の仮置きと聞いている。」

東部健福高橋主幹
自社発生の廃棄物を自社地内に置いてあるため、即違法とはいえない。仮置きということであるが、無制限ではなく、高さや放置期間(6 ヶ月)によっては違法行為により指導もある。埋め立てたということになれば廃棄物法違反により警察へ通報することもありうる。警察は摘発するが(最高 5 年以下の懲役、1,000 万円以下の罰金)、廃棄物の除去までは行わないので、まずは根気よく指導していくほうがいいのではないか。リサイクル法の手続きは取られているか(熱海土木に確認の必要有)、マニュフェストは発行できるのか、廃掃法についてはどうか、法令に則り適正に行われているか確認、指導を行う必要がある。まず、関係機関が集まり、業者に今後の計画等を聞く場を設けるよう熱海市にお願いする。まず旧富士屋ホテル解体現場へ行き、関係者に事情を聞く。

トランスファー沼尾氏(旧富士屋ホテル解体現場にて)
D 工区の建築廃材はここの母屋のもので他から搬入したものではない。当初ここで分別する計画でいたが、住宅地であり騒音、粉塵等から困難であると判断したため、赤井谷に一時搬出し、そこで分別処理する計画である。

上記のとおり復命します　　平成２１年２月５日

東部農林事務所長　様

職　氏名　　係　長　秋野裕史
主　任　溝口　忠









DIG

ISUZU

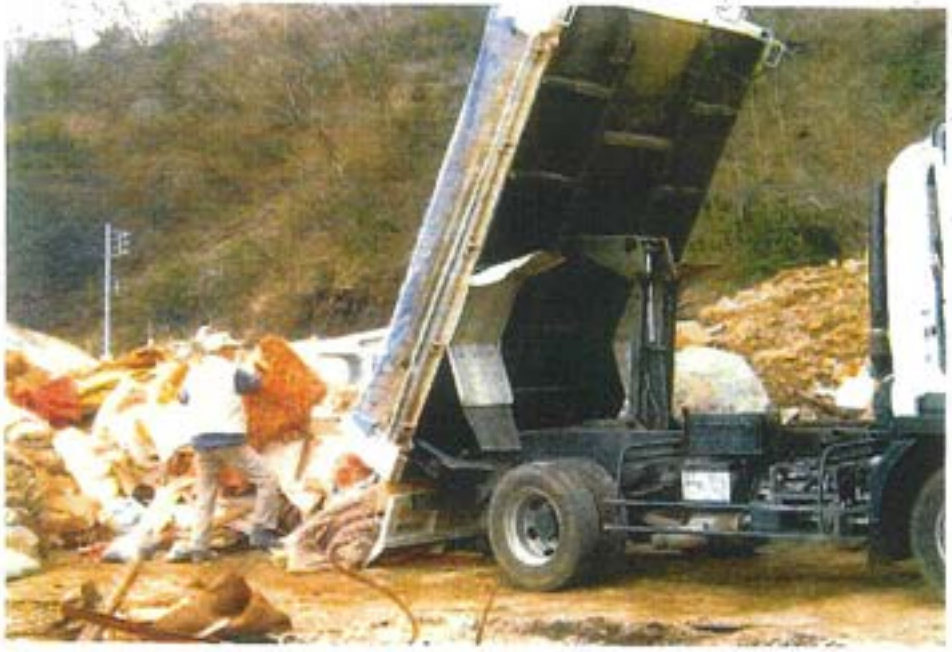















旧富工屋下弘解体現場


売地
(株)新幹線ビルディング
TEL 0465-32-1158




【緊急連絡先】
TEL 0465-32-1158
TEL 090-4003-7873
TEL 090-2226-3964
トランスファー株式会社
TEL 0465-32-1258
TEL 0557-82-6911
TEL 0557-81-8395
TEL 0557-86-6369

復旧計画図

縮尺1：1000

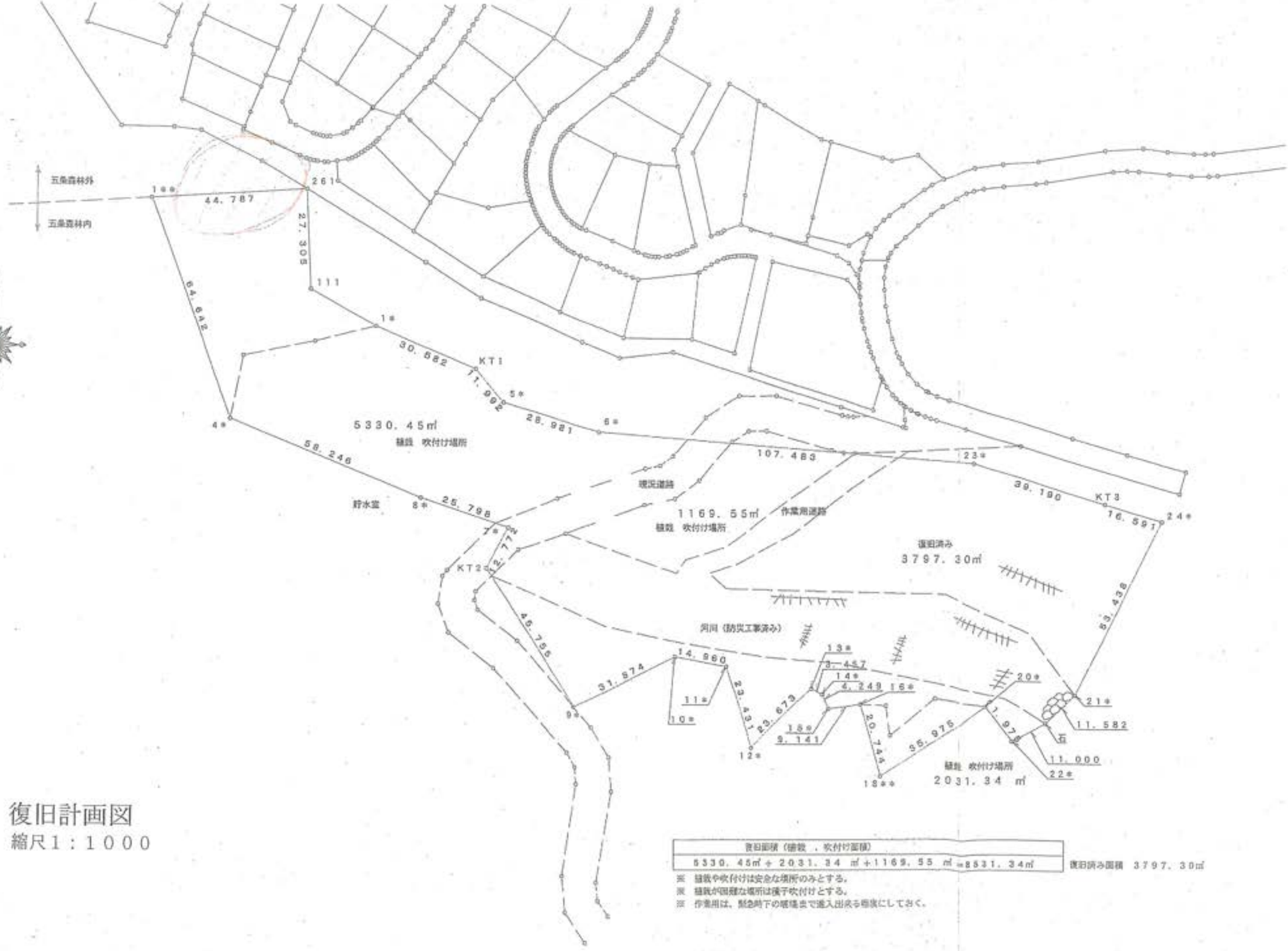

復旧面積（植栽 ，吹付け面積）	
5330.45㎡＋2031.34 ㎡＋1169.55 ㎡＝8531.34㎡	復旧済み面積 3797.30㎡

※ 植栽や吹付けは安全な場所のみとする。
※ 植栽が困難な場所は種子吹付けとする。
※ 作業用は、緊急時下の斜面まで進入出来る程度にしておく。

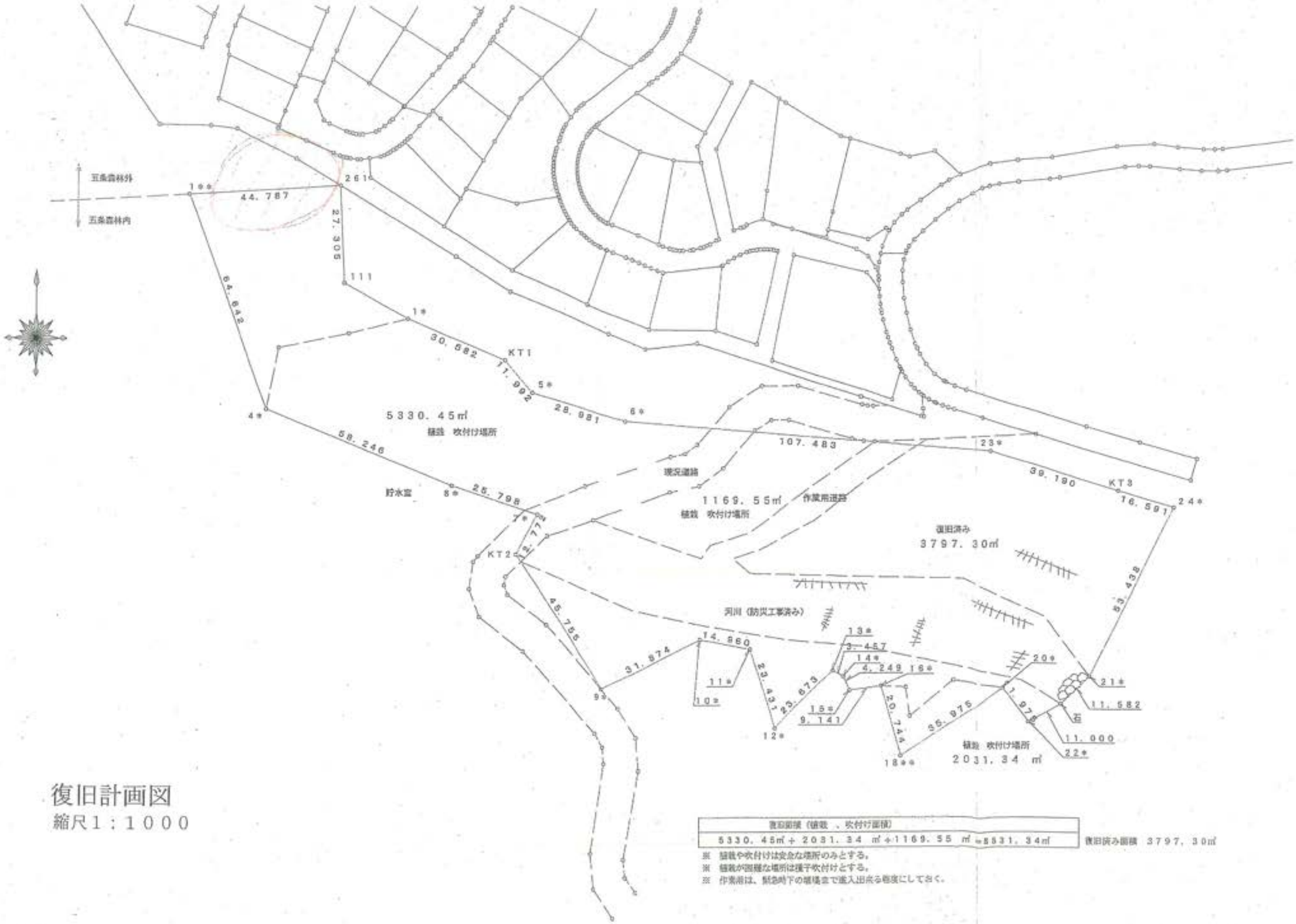

復旧計画図

縮尺１：１０００

復旧面積（植栽 、吹付け面積）	復旧済み面積
5330.45㎡＋2031.34㎡＋1169.55㎡＝8531.34㎡	3797.30㎡

※ 植栽や吹付けは安全な場所のみとする。
※ 植栽が困難な場所は種子吹付けとする。
※ 作業用は、緊急時下の簡易土で進入出来る程度にしておく。

A060

所長	〃 次長	〃 総務課長	〃 課僚
農山村整備部長	〃 技監	治山課長	課僚

復命書

出張年月日	平成２１年２月１３日	出張地	熱海市役所
用件	新幹線ビルディングによるコンクリートガラ野積みの処理方針について		

概要

熱海市伊豆山赤井谷に野積みされているコンクリートガラについて、新幹線ビルディングの今後の対応について聴取するとともに、処理方法について東部健福、熱海土木とともに指導、助言を行った。

出席者：新幹線ビルディング　鈴木氏、大塚氏
熱海市役所　まちづくり課　西島室長ほか２名
東部健福廃棄物課　高橋主幹、石川主任、新谷特別監視員
熱海土木事務所　都市計画課　飯塚課長　ほか１名

新幹線ビルディング　鈴木氏
：自社所有ビルの解体工事により発生したコンクリートガラを自社所有地に仮置きしている。解体現場では近隣住民に迷惑がかかり、分別作業は出来ないため。解体工事が終了し次第、順次分別、処理場へ搬出する。D工区を早期完成、販売したいと考えており、そこへの侵入路途中にコンクリートガラや建築廃材等が野積みのままでは、客へのイメージも悪くするので、放置は出来ない。

熱海土木：リサイクル法に関する書類は提出済。申請どおりに行われるか監視する。
東部健福：(建設廃棄物処理方針により)、すみやかに処理計画書を作成し提出すること。内容を確認し、必要によっては指導を行う。
東部農林：現状 1ha 未満であるので森林法における当事務所の指導は無い。面積には十分注意すること。繰り返しだが、２度目は無い。

打ち合わせ後、産業振興課に上記件について指導、助言を行った。
昨年復旧指導した箇所にコンクリートガラが野積みされている。現状を確認するとともに伐採届(小規模林地開発？)を提出させる。事後であるので始末書をつけさせる。５条森林区域と区域外にまたがっているので、範囲の確定をする。業者に測量させるべきだが、今まで経緯等から即対応するとは考えにくいため、場合によっては市独自で測量する必要がある。

上記のとおり復命します　　平成２１年２月１３日

東部農林事務所長　様

職　氏名　　課　長　竹林圭介
主　任　清口　忠

建設廃棄物処理指針

平成１３年６月

環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

（4）処理計画の作成

作業所（現場）において策定すべき処理計画は、廃棄物処理計画書として文書化することが望ましい。廃棄物処理計画書に記載する項目を次に例示する。

1）廃棄物処理計画書

イ．工事概要

①工事名称、工事場所、工期

②発注者名、設計者名、作業所長名、廃棄物処理責任者名

③工事数量

④解体工事、基礎工事等の請負業者名

ロ．建設廃棄物の種類・発生量とその分別、保管、収集運搬、再生利用、中間処理、最終処分の方法等

ハ．再生利用する廃棄物の種類、再生利用量、利用用途、利用のために中間処理が必要な場合はその方法、施工方法等

ニ．他の排出事業者が排出する廃棄物を建設資材として再生利用する場合には、再生利用個別指定の申請等の法的手続きの方法

ホ．委託処理

①収集運搬業者（積替・保管を含む。）の許可番号、事業の範囲、許可期限等

②中間処理業者、最終処分業者の許可番号、事業の範囲、許可期限等

③処分施設の現地確認方法

ヘ．添付書類

①産業廃棄物処理委託契約書

②処理業者の許可証（写し）

なお、再生資源の利用の促進に関する法律においては、一定規模以上の工事について再生資源利用計画、再生資源利用促進計画を作成するとともに、実施状況を把握して、工事完成後１年間保存することが義務付けられているので留意すること。

（5）作業所（現場）の運営

作業所（現場）において処理計画に沿った処理を実行するためには、関係者の理解と協力が必要である。また、下請業者とは、十分に打合せを行う必要があり、新規の入場者教育や日々の打合せの際に、作業所（現場）の廃棄物処理方針を周知させるとともに、職長会などを活用した管理体制を整えることが重要である。

あるいは他の排出事業者の廃棄物と混合しないように区分して保管させる等、特に、指示すべき事項が有る場合には、その旨を委託契約書に記載する必要がある。

（6）積替・保管を行う収集運搬業者は、積替・保管施設ごとに帳簿を備え、排出事業者名、作業所（現場）名、産業廃棄物の種類、搬入年月日、搬入量、回収した有価物の種類及び回収量、搬出年月日、搬出量、搬出車両、搬出先等を記録し５年間保存しなければならない。

（7）排出事業者が作業所（現場）から建設廃棄物を運搬し、作業所（現場）以外の場所で保管する行為は、運搬に伴う保管であり、積替えのための保管基準が適用される。

A061

2.6.2

電話~~(口頭)~~記録用紙

受信日時	平成21年2月27日(金)　11：00		
発信者	熱海市産業振興課植嶋室長	受信者	治山課林地保全係　講口
表　題	新幹線ビルディングによるコンクリートガラ仮置について		

供覧	所長	次長	総務課長	技監	課長	課僚
	〃	〃	〃	〃		

要件

熱海市　：業者からの返事がないため、昨日現地にて熱海市単独で範囲の確定を行った。全面積は1,220m2、うち5条森林にかかる部分は約600m2である。この測量結果を元に、再度新幹線ビルディングに対し、届出の指導を行う。

東部農林：了解した。1haを超えていないようなので、市の案件として伐採届または小規模林地開発による処理と思われるが、引き続き適切な指導をお願いする。

※測量図添付依頼済

処理方針等

A062

所長	〃 次長	〃 総務課長	〃 課長
農山村整備部長	〃 技監	治山課長	課長

復命書

出張年月日	平成２１年４月２１日	出張地	熱海市市役所
用件	熱海市伊豆山における新幹線ビルディングによるヘリポート建設計画		

概要

熱海市伊豆山地内における㈱新幹線ビルディングによるヘリポート建設計画に対する事前打合せを行った。

出席者：熱海市役所　まちづくり課　西島室長、窪田副室長
　　産業振興課　植嶋室長
　　東部農林事務所　治山課　竹林課長、杉山係長、清口

打合せ内容

熱海市　：新幹線ビルディングがＤ工区奥に計画しているヘリポート及び進入路は、総面積約7,000m2 であり小規模林地開発の範疇であるが、Ｄ工区のランディ、ヘリポートの幹線ビルディングは実質同会社である。これまでの新幹線ビルディングとのやり取りから、彼らが求めている「開発許可」は債権者に対するポーズであり、現実的に彼らには開発を進める体力も意志もないと判断される。また仮に許可した場合、景気が回復してきたらどんな開発をされるかわからない。赤井谷のコンクリートガラ処理、Ｄ工区の早期完成を最優先に進めてもらいたいことからも、何かこの開発を思いととどまらせたい。宅造については道のみであるので、縛りは無い。風致についてでは周囲は林であるため、申請がでれば許可せざるを得ない。森林法での縛りは無いか。

東部農林：実質同会社であることはこちらも承知しているが、会社の登記を見ると、役員等も含めて重なる人物は一人としておらず、別会社と扱わざるを得ない。そうなるとＤ工区との一体性を問うのは困難であり、7,000m2 単独での開発行為で、伐採届となる。

熱海市　：了解した。行政指導の範疇で引き続き、適正な開発及び赤井谷のコンクリートガラ処理、Ｄ工区の早期完成を指導していく。

上記のとおり復命します　　平成２１年４月２２日

東部農林事務所長　様

職　氏名　課長　竹林圭介
　　係長　杉山　功
　　主任　清口　忠

A063

所長	〃 次長	〃 総務課長	〃 課長
農山村整備部長	〃 技監	治山課長	課長

復命書

出張年月日	平成２１年４月２１日	出張地	熱海市市役所
用件	熱海市伊豆山における新幹線ビルディングによるヘリポート建設計画について		

概要

熱海市伊豆山地内における㈱新幹線ビルディングによるヘリポート建設計画に対する打合せを行った。

出席者：新幹線ビルディング　天野氏、吉本氏、大塚氏
熱海市役所　まちづくり課　西島室長、窟田副室長
産業振興課　渡辺課長、植嶋室長
東部農林事務所　治山課　竹林課長、杉山係長、溝口

打合せ内容

新幹線　：事前協議所を提出してから２ヶ月も経過している。うちは年利 10%で金を借りている。この２ヶ月で数千万が飛んだ。何が原因でそんなに時間がかかるのか。単純な話ではないのか。

熱海市　：過去の経緯もあり、他法令を慎重に調べた結果時間がかかった。結論としては 1ha 未満であるので伐採届でよい。ただ進入路が幅員 4m、延長 1.307km とあり、切盛の範囲も含めると、1ha を超えるのではないか。

新幹線　：これは図面上から仮に落とした計画だ。話が進むとなれば、正規に測量(幅出し)をし、面積を確定する。ヘリポートまで車が入れればいいので、4m にこだわらない。1ha は超えないように計画する。（幅員2mの部分もあり）

熱海市　：測量後、現地を確認に行く。

東部農林：当然承知していると思うが、1ha を超えれば林地開発となる。

新幹線　：わかっている。最大でも 9,999m2 に抑える。

熱海市、東部農林：計画もいいが、まず赤井谷のコンクリートガラを早急に撤去するようお願いする。

新幹線：あれは「資源」だ。適正に処理する。

上記のとおり復命します　　平成２１年４月２２日

東部農林事務所長　様

職　氏名　課長　竹林圭介
係長　杉山　功
主任　溝口　忠

A064-1

口 頭 記 録

部長	技監	小泉	田島	横山	高橋（真）	鈴木	都司	岡
				//				

井上	新谷	三井	石川	山口	木村	泊	柳澤	担当

受信年月日	平成21年5月14日 14時00分 ～15時30分	熱海市	まちづくり課 土地利用対策室 西島室長、他2名 0557-86-6389
起案年月日	平成21年5月14日	廃棄物課	横山、岡、井上、新谷
決裁年月日	平成　年　月　日	場　所	熱海市役所3F会議室

標題	新幹線ビルディングの造成現場について
用件・処理（伺い）概要	＊新幹線ビルディングの建物解体現場（熱海市日金町）及び宅地造成現場（熱海市伊豆山）について情報交換、問題点の摺り合わせ等を熱海市役所まちづくり課と行った。 1　熱海市日金町における建物解体について ①事業主体について （廃棄物課）解体届によれば上段の2棟は株式会社新幹線ビルディングが、下段2棟（5階建て）は岩崎建材株式会社が解体工事を行うこととなっている。 →（熱海市）実質的には全て新幹線ビルディングが解体から宅地造成、分譲を行っている。 （廃棄物課）岩崎建材の監査役が新幹線ビルディングに融資しており抵当権が設定されている。所有権自体は新幹線ビルディングから八晃建設株式会社に移転しているが。 →（熱海市）八晃建設株式会社は岩崎建材株式会社と兄弟会社である。差押（例えば税の滞納等による）を回避するために名義を移しているのではないか。 ②事業計画について （熱海市） ・この工事は別図のとおり住宅地を造成するとの事業計画である。 ・平成20年6月に宅地造成等規正法及び静岡県風致地区条例に基づく許可を新幹線ビルディングに対しおろしたが、当初は下段の2棟（5階建て）については解体せずに、そのまま利用するということであった。 ・平成20年9月に上段部分の宅地造成もしたいとのことで、変更の手続きが取られた。

用件・処理（伺い）概要

・まちづくり課としては下段の２棟は解体されないものと認識していたところ、
その２棟の解体工事が始まり驚いた（解体届けは市の建築課を通じ県の土木事務所に提出されるので、まちづくり課は届けの存在を知らなかった。）
・ただ、これについても変更の手続きが取られつつあるので問題なく、このことをもって新幹線ビルディングを指導することはない。
・現在危険性があるがれきの積みあがっている下部には擁壁等を設ける計画はない。
がれきが取り除かれれば、なだらかな安定的な傾斜の部分となるためである。
・本件許可による工期は平成21年6月13日となっており、この工期内に完了する見込みはほぼないが、これについても工期の延長届が出されれば特に指導を行うことはない。

③今後の事業の進展見込みについて
（熱海市）
・新幹線ビルディングは、当該工事に使用する重機をトランスファーの沼尾氏を通じ牧島商事という会社からリースを受けている。
しかし、そのリース代を支払わなかったため、沼尾氏が怒り、５月のはじめに重機の鍵を没収された。その後恐らく１３日午後に重機自体も引き上げられ、現在は現場に１台の重機、トラックも存在しない。
・以前、当該分譲地を一括で購入するという事業者が現れたようであったが、
それがキャンセルされた。
・したがって、新幹線ビルディングは新たな買主が現れるまで、当該地を現状のまま放置してしまう可能性が高い（作業員等を伊豆山の団地造成の方に振り向けるだろう）。

④付近住民の動き
（熱海市）
・本造成地下に居住する２件の方から不安であるとの申し出はある。
・造成工事中の工事車両の出入りや駐車のことでもトラブルがあり、住民から警察に申し出があり、警察も現地を見ている。

用件・処理（伺い）概要

⑤まちづくり課の対応

・当該地の新幹線ビルディングに対する、許可状況は別紙のとおり。

・がれき類の崩落危険度は現在それほど高くないと認識している。
簡易なコンパネによる防止柵の設置を指導した。その壁が傾いたので、その是正も５月１日に指示し、新幹線ビルディングが補修をした。

・現場に積みあがっている物が建物解体に伴うがれきであるので、宅地造成等規制法による指導はむづかしい（宅地造成に伴う土砂に対してであれば指導できるが）。
また、風致地区条例に基づき指導することも、条例の目的からしてむづかしいと考える。

・がれきについては現地から運び出すよう再三指導はしており、４月一杯くらいまでは、日に４ｔ車２台程度と、量は僅かづつではあったが、搬出されていた。
しかしながら、重機の使用ができなくなってからは止まってしまっている。

・まちづくり条例に基づく指導については、あくまで宅地造成に関することについて行うものであり、現状の建物解体工事については指導はむづかしい。

⑥新幹線ビルディングについて

（熱海市）

・熱海市上多賀においても宅地分譲を行っているが、中途半端で投げ出されている状況。
このように工事を完了せず途中で投げ出すことが多い。

・工事費等の支払うべき費用について踏み倒すことが往々にしてあり、当座預金を持たず、小切手を振り出すこともないので、当然不渡りを起こすこともなく、社長は「うちの会社は絶対つぶれない」と豪語している。

⑦廃棄物処理法に基づく指導について

（廃棄物課）

・廃棄物処理法からは、不適正な保管について指導することとなるが、
法に基づく強制力を伴った命令等をするためには、生活環境保全上の支障が
証明できないとむづかしいことを説明。
本件がれきが崩落するかの危険度の判定は、土砂でなくがれきであるがゆえに、
計算することがむづかしいのではないかとの熱海市の意見。

用件・処理（伺い）概要	2　熱海市伊豆山における造成工事について ①分譲の状況 （熱海市） ・Ｃ工区、Ｅ工区については造成工事は完了し、それぞれ一括して分譲済み（総合地所、ジーアンドユーが取得）で、残るはＤ工区となる（別図参照）。 ・新幹線ビルディングは近々Ｄ工区のブロック積み等の工事に着手すると連絡してきた。 ・開発地の土地所有は当初新幹線ビルディングであったが、ランディーというダミー会社の所有に移されている。これは、本開発地の下部に隣接する開発を新幹線ビルディングの兄弟会社であるジーズという会社が行っていたが、不適正な行為をし、工事中止命令まで出されたため、全く違う名義の会社所有としたものである。 ②がれきの堆積している地点について （熱海市） ・がれきの堆積している地点は、Ｃ工区に隣接した開発区域外である。 ・この堆積場所から熱海市街に向かって３５万坪を新幹線ビルディングは所有している。 ③隣接地における土砂の搬入について （熱海市） ・土砂搬入を行っている株式会社ソウメイ（現地責任者千葉氏）と新幹線ビルディングとの関係は一切わからない。 ・千葉氏と新幹線ビルディングの鈴木氏はよく一緒に市役所を訪れてくる。 ⓒ運びこまれている土砂は藤沢市の武田薬品の工場建設の土であると聞いている。 （廃棄物課が聞いているマンション建設現場からの土であるとの話と食い違っている。） ＜今後の対応＞ ⓐ行政として現状を改善するための手を打たないことには、不作為を問われかねないことについて、双方で意見は一致した。 ⓑまちづくり課の提案で２５日の週に新幹線ビルディングを熱海市役所に呼び出し、関係行政機関も集合して、状況説明を受け、それに対する指導を行うこととした。 ⓓ廃棄物課からは、県土木事務所、農林事務所にも情報提供し、連携しての指導を行うこととする。 また、廃棄物リサイクル室（不法投棄スタッフ）にも同様に情報提供、連携をとっていく。 ⓔ新幹線ビルディングとの面会時に指導する内容、手法について、検討をしておく。

熱海市日金町における宅地分譲計画申請の概要

熱海市まちづくり条例

＜仮称＞下段
申請地　熱海市日金町 1050-1、-6、-12 の各一部
面　積　2,973.33 ㎡
平成 20 年 9 月 26 日　審査基準適合通知書
平成 20 年 10 月 9 日　事業者との協定

宅地造成等規制法

＜仮称＞下段
申請地　熱海市日金町 1050-1、-3、-6、-12、-20、-25 の各一部
面　積　2,996.39 ㎡
平成 20 年 6 月 13 日　第 2011-3 号
＜仮称＞上段
申請地　熱海市日金町 1050-3 の一部
面　積　1,271.02 ㎡
平成 21 年 5 月 12 日　第 2111-2 号

静岡県風致地区条例

＜仮称＞下段
申請地　熱海市日金町 1050-1、-3、-6、-12、-20、-25 の各一部
面　積　2,996.39 ㎡
平成 20 年 6 月 13 日　第 2091-23 号
＜仮称＞上段
申請地　熱海市日金町 1050-3 の一部
面　積　684.71 ㎡
平成 20 年 9 月 25 日　第 2091-73 号
同　変更
申請地　熱海市日金町 1050-3 の一部
面　積　1,271.02 ㎡
平成 21 年 5 月 12 日　第 2194-2 号
＜仮称＞中段
申請地　熱海市日金町 1050-1、-3、-6 の各一部、1050-20、-25
面　積　2,417.58 ㎡
平成 21 年 5 月 12 日　第 2191-7 号（決裁済）宅造と同時許可予定（未施行）

（様式第一号）

届出書

静岡県知事

平成20年7月31日

フリガナ
氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）株式会社新幹線ビルディング 代表取締役役 天野二三男

（郵便番号250－0045）電話番号0465－32－1158

住所 神奈川県小田原市城山1-9-8

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第１項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１．工事の概要

①工事の名称 旧金町解体工事

②工事の場所 静岡県熱海市 旧金町 1050-3の一部

③工事の種類

☑建築物に係る解体工事 ☐建築物に係る新築又は増築の工事

☐建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

☐建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等

④工事の規模

建築物に係る解体工事 用途 倉庫、階数 1、工事対象床面積 420.54 ㎡

建築物に係る新築又は増築の工事 用途＿＿、階数＿＿、工事対象床面積＿＿㎡

建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

用途＿＿、階数＿＿、請負代金＿＿万円

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金＿＿万円

⑤請負・自主施工の別：☐請負 ☑自主施工

２．元請業者（請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要）

フリガナ
①氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）＿＿

（郵便番号＿－＿）電話番号＿－＿－＿

②住所＿＿

③許可番号（登録番号）

☐建設業の場合

建設業許可＿＿☐大臣☐知事＿＿号 業種＿＿

主任技術者（監理技術者）氏名＿＿

☐解体工事業の場合

解体工事業登録＿＿知事＿＿号

技術管理者氏名＿＿

３．対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日
（請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要）

平成＿年＿月＿日

静岡県熱海土木事務所 20.7.31 熱土 第34号

４．分別解体等の計画等

（建築物に係る解体工事については別表１
建築物に係る新築工事等については別表２
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表３
により記載すること。）

５．工程の概要 別紙のとおり

（できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。）

☐欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

※受付番号 22205-1-0034

第34号 20.7.31 熱海市役所

別表1

分別解体等の計画等

建築物に係る解体工事

建築物の構造※	☐木造 ☐鉄骨鉄筋コンクリート造 ☐鉄筋コンクリート造 ☑鉄骨造 ☐コンクリートブロック造 ☐その他（　　）	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築約30年
	周辺状況	道路から2m
	作業場所の状況	敷地内で作業可能
	搬出経路の状況	前面道路約5m
	残存物品の有無	無
	付着物の有無	無
	その他（　　）	無
工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保	敷地内に確保
	搬出経路の確保	2tトラック
	残存物品の搬出の確認	無
	その他（　　）	
工事着手の時期※		平成20年9月7日

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ☑有 ☐無	☐手作業 ☑手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 効率性安全性向上
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ☑有 ☐無	☐手作業 ☑手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 効率性安全性向上
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ☐有 ☑無	☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ☑有 ☐無	☐手作業 ☑手作業・機械作業の併用
	⑤その他（　　）	その他の取り壊し ☐有 ☐無	☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序		☑上の工程における①→②→③→④の順序 ☐その他（　　） その他の場合の理由（　　）	
建築物に用いられた建設資材の量の見込み※		21トン	

廃棄物発生量見込書	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分（注）
		☑コンクリート塊	約1トン	☐① ☐② ☐③ ☐④ ☑⑤
		☐アスファルト・コンクリート塊	トン	☐① ☐② ☐③ ☐④ ☐⑤
		☑建設発生木材	約20トン	☑① ☑② ☑③ ☑④ ☐⑤
	（注） ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他			

備考

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

☐欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

熱海市　日金町解体工事　工程

期間　着工　平成20年8月
　　完工平成20年8月(予定)

名称 ＼ 年,月,日	平成20年~~7月~8月~~ 8月				備考
	8月1日~8月10	8月10日~8月20	8月20日~8月30	8月30日~8月30日	
倉庫内　片付け	←→				
内装材取り外し		←→			
屋根ふき材取り外し			←→		
主要部材取り外し			←→		
基礎取り壊し				←→	
雑工				←→	

案内図

解体場所

真鶴岬

網代

至いとう

至下田

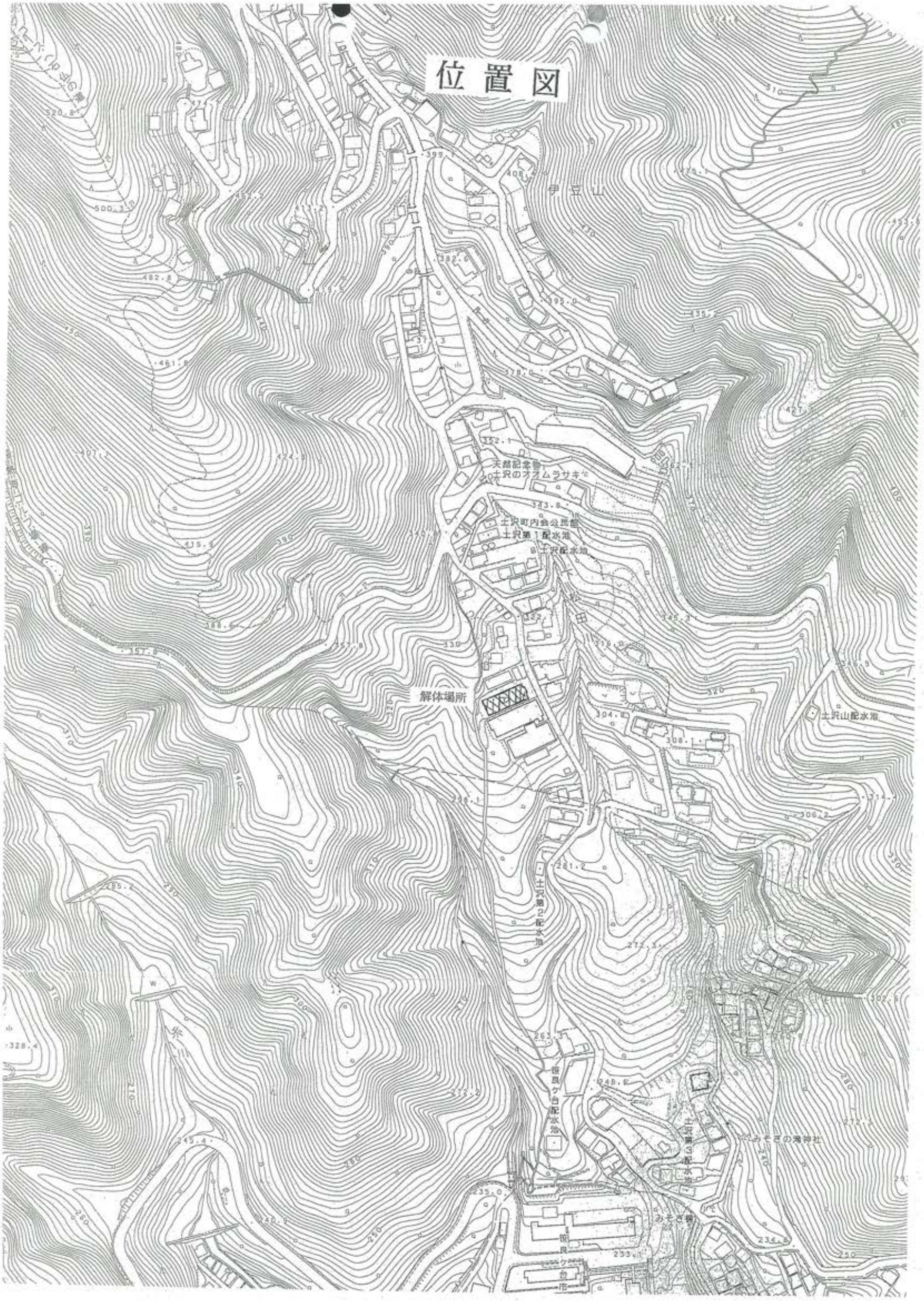
位置図
伊豆山
天然記念物
土沢のオオムラサキ
土沢町内会公民館
土沢第1配水池
土沢配水池
解体場所
土沢山配水池
土沢第2配水池
笹良ケ台配水池
土沢第3配水池
みそぎの滝神社
みそぎ橋
笹良ケ台市

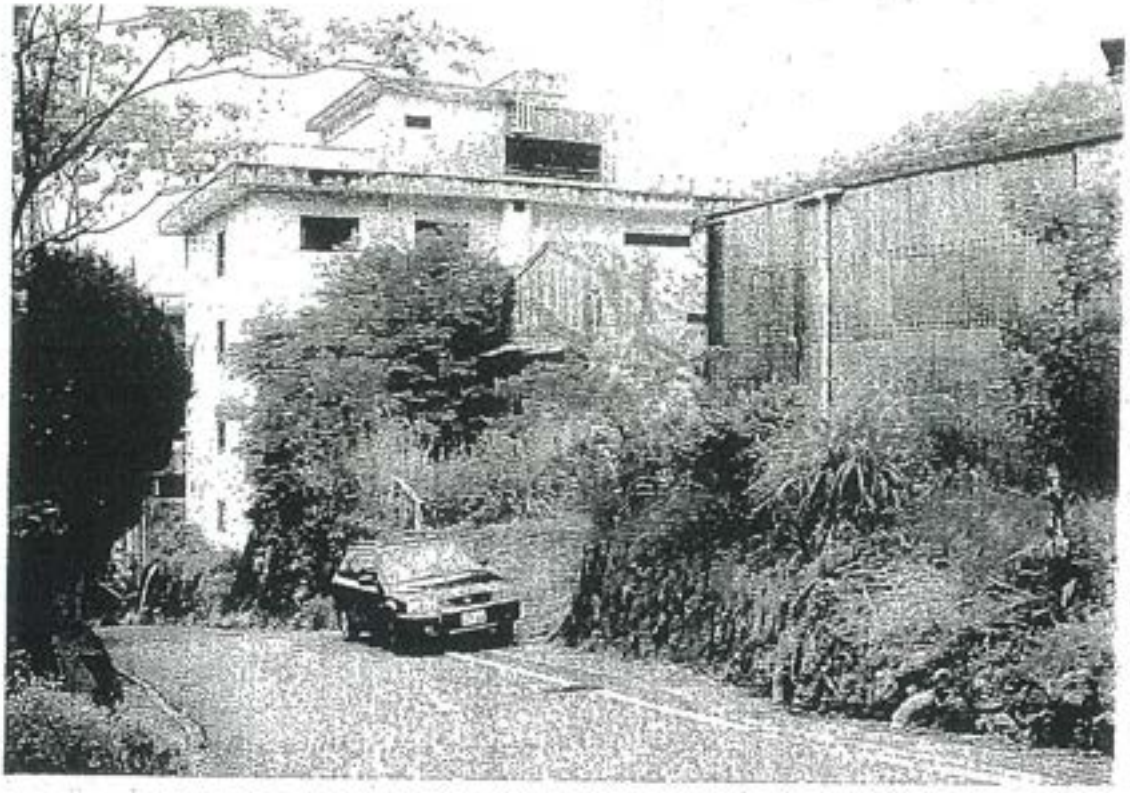



（様式第一号）

届出書

平成20年9月1日

静岡県知事

フリガナ
氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）　株式会社新幹線ビルディング　代表取締役　天野二三男

住所　神奈川県小田原市城山1-4-1

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1.工事の概要
①工事の名称　日金町解体工事
②工事の場所　静岡県熱海市日金町1050-3の一部
③工事の種類
☑建築物に係る解体工事　□建築物に係る新築又は増築の工事
□建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの
□建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等
④工事の規模
建築物に係る解体工事　用途居宅、階数2、工事対象床面積132.13㎡
建築物に係る新築又は増築の工事　用途＿＿、階数＿＿、工事対象床面積＿＿＿＿㎡
建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの
用途＿＿、階数＿＿、請負代金＿＿＿＿万円
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等　請負代金＿＿＿＿万円
⑤請負・自主施工の別：□請負　☑自主施工

2.元請業者（請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要）
フリガナ
①氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿
（郵便番号＿＿＿－＿＿＿＿）電話番号＿＿＿－＿＿＿－＿＿＿＿
②住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
③許可番号（登録番号）
□建設業の場合
建設業許可＿＿＿＿□大臣□知事＿＿＿＿号業種＿＿＿＿
主任技術者氏名（監理技術者）氏名＿＿＿＿＿＿
□解体工事業の場合
解体工事業登録＿＿＿＿知事＿＿＿＿号
技術管理者氏名＿＿＿＿＿＿

3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日
（請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要）
平成＿＿年＿＿月＿＿日

4.分別解体等の計画等
［建築物に係る解体工事については別表1
建築物に係る新築工事等については別表2
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3
により記載すること。］

5.工程の概要
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。）
□欄には、該当箇所に「レ」を付すること。

※受付番号 22205-1-0048

第48号
20.10.16
熱海市役所

別表1

分別解体等の計画等

建築物に係る解体工事

建築物の構造※	☑木造 □鉄骨鉄筋コンクリート造 □鉄筋コンクリート造 □鉄骨造 □コンクリートブロック造 □その他（ ）	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築40年
	周辺状況	住宅密集地外で隣地まで約1m
	作業場所の状況	自己所有地内での作業
	搬出経路の状況	前面道路幅員5m
	残存物品の有無	無
	付着物の有無	無
	その他（ ）	無
工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保	自己所有地内
	搬出経路の確保	交通整理員常駐，2tトラックで搬出
	残存物品の搬出の確認	
	その他（ ）	

工事着手の時期※	平成 20年 10月 1日

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有 ☑無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（ ）
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ☑有 □無	□手作業 ☑手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（屋根板廃5）
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ☑有 □無	□手作業 ☑手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ☑有 □無	□手作業 ☑手作業・機械作業の併用
	⑤その他（ ）	その他の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

工事の工程の順序	☑上の工程における①→②→③→④の順序 □その他（ ） その他の場合の理由（ ）
建築物に用いられた建設資材の量の見込み※	30 トン

廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分（注）
		□コンクリート塊	15 トン	□① □② □③ ☑④ □⑤
		□アスファルト・コンクリート塊	トン	□① □② □③ □④ □⑤
		□建設発生木材	15 トン	□① ☑② ☑③ □④ □⑤
	（注） ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他			

備考

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

熱海市　日金町解体工事　工程

平成20年10月1日から

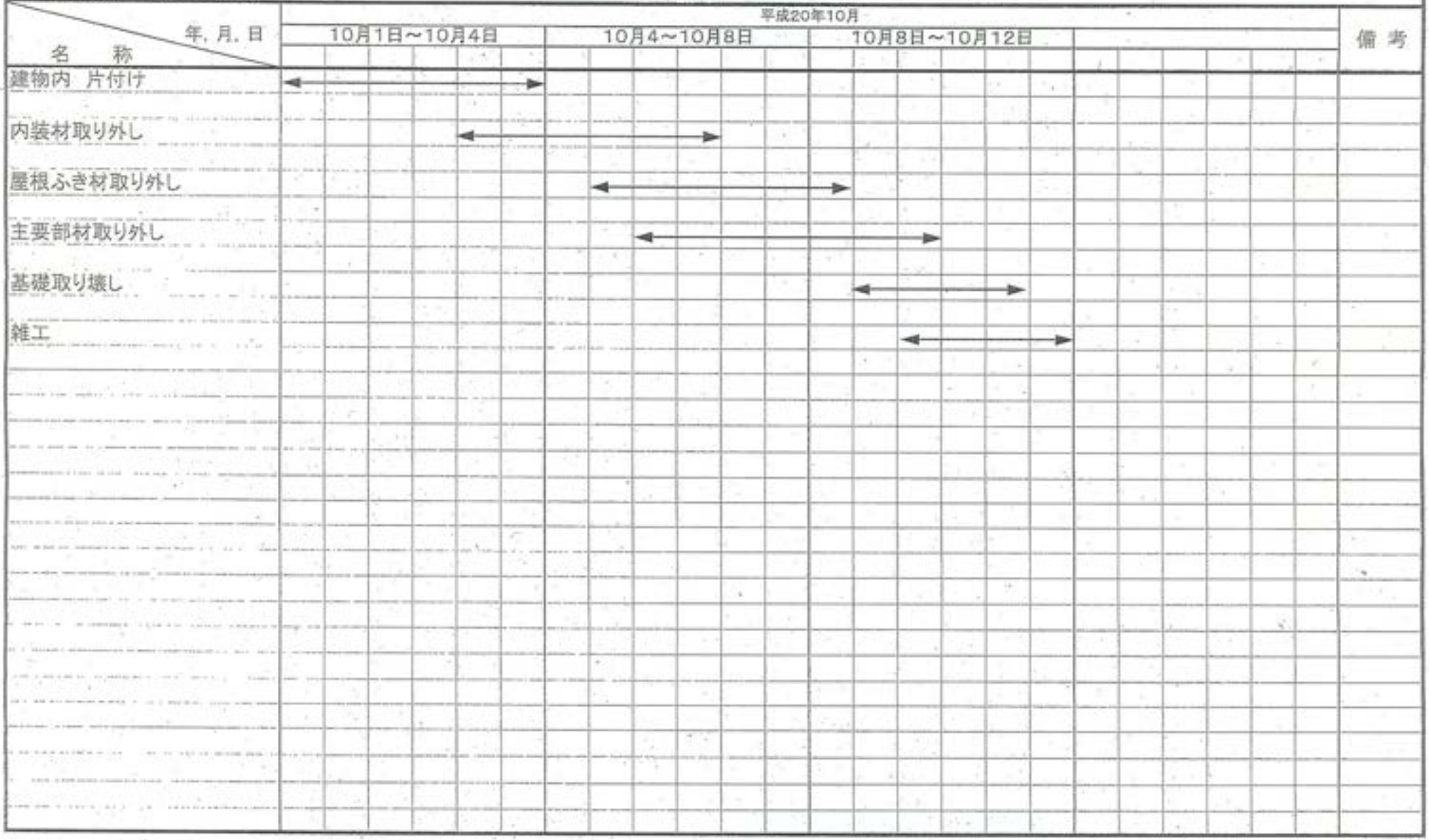



2008.10.16
H0.48 のものとお

（様式第一号）

届　出　書

平成20年12月10日

静岡県知事

フリガナ　イワサキケン　ガイカブシキガイシャ　ダイヒョウトリシマリヤク　イワサキ　サトル

氏名　岩崎建材株式会社　代表取締役　岩崎　悟　（岩崎）

住所　神奈川県中郡二宮町二宮816-1

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1.工事の概要

①工事の名称　熱海市睦町元ニューフジヤホテル社員寮解体工事

②工事の場所　静岡県熱海市伊豆山字土沢1050-3,1050-20,1050-25

③工事の種類

☑建築物に係る解体工事　□建築物に係る新築又は増築の工事

□建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

□建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等

④工事の規模

建築物に係る解体工事　用途 居宅、階数 5、工事対象床面積 4077.59 ㎡（2棟）

建築物に係る新築又は増築の工事　用途＿＿、階数＿＿、工事対象床面積＿＿＿＿ ㎡

建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

用途＿＿、階数＿＿、請負代金＿＿＿＿万円

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等　請負代金＿＿＿＿万円

⑤請負・自主施工の別：□請負　☑自主施工

2.元請業者（請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要）

フリガナ

①氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（郵便番号＿＿＿－＿＿＿）電話番号＿＿＿－＿＿＿－＿＿＿

②住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

③許可番号（登録番号）

□建設業の場合

建設業許可＿＿＿＿□大臣□知事＿＿＿＿号業種＿＿＿＿

主任技術者氏名（監理技術者）氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

□解体工事業の場合

解体工事業登録＿＿＿＿知事＿＿＿＿号

技術管理者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日

（請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要）

平成＿＿年＿＿月＿＿日

4.分別解体等の計画等

建築物に係る解体工事については別表1

建築物に係る新築工事等については別表2

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3

により記載すること。

5.工程の概要

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。）

□欄には、該当箇所に「レ」を付すること。

※受付番号 22205-1-0056

静岡県熱海土木事務所
20.12.16
熱土 第56号

第56号
20.12.10
熱海市役所

別表1　　分別解体等の計画等　　建築物に係る解体工事

建築物の構造※	□木造 ☑鉄骨鉄筋コンクリート造 □鉄筋コンクリート造 □鉄骨造 □コンクリートブロック造 □その他（　　）	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築30年
	周辺状況	住宅密集地外で隣地から1m以上
	作業場所の状況	自己所有地内での作業
	搬出経路の状況	前面道路5m
	残存物品の有無	無
	付着物の有無	無
	その他（　　）	無
事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保	自己所有地内での作業
	運搬経路の確保	交通整理員常駐 2t, 4tトラックにて搬出.
	残存物品の搬出の確認	無
	その他（　　）	無

工事着手の時期※		平成20年12月17日	
工程ごとの作業内容及び方法	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材の取り外し ☑有 □無	□ 手作業 ☑ 手作業・機械作業併用 併用の場合の理由 安全性考慮のため
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ☑有 □無	□ 手作業 ☑ 手作業・機械作業併用 併用の場合の理由 安全性考慮のため.
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ☑有 □無	□ 手作業 ☑ 手作業・機械作業併用 併用の場合の理由（安全性考慮のため
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ☑有 □無	□ 手作業 ☑ 手作業・機械作業併用 併用の場合の理由（安全性考慮のため
	⑤その他（　　）	その他の取り壊し □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業併用 併用の場合の理由（　　）
工事の工程の順序		☑上の工程における①→②→③→④の順序 □その他（　　） その他の場合の理由（　　）	

建築物に用いられた建設資材の量の見込み※			トン	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種　類	量の見込み	発生が見込まれる部分（注）
		☑コンクリート塊	100 トン	☑① ☑② ☑③ ☑④ □⑤
		□アスファルト塊	トン	□① □② □③ □④ □⑤
		□建設発生木材	トン	□① □② □③ □④ □⑤
	（注）①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他			
備考				

※　以外の事項は法第9条2項の基準に適合するものでなければなりません。
□　欄には、該当箇所に「レ」を付すること。

熱海市　日金町　元ニューフジヤホテル社員寮解体工事

平成20年12月5日から
平成 21年3月31日まで

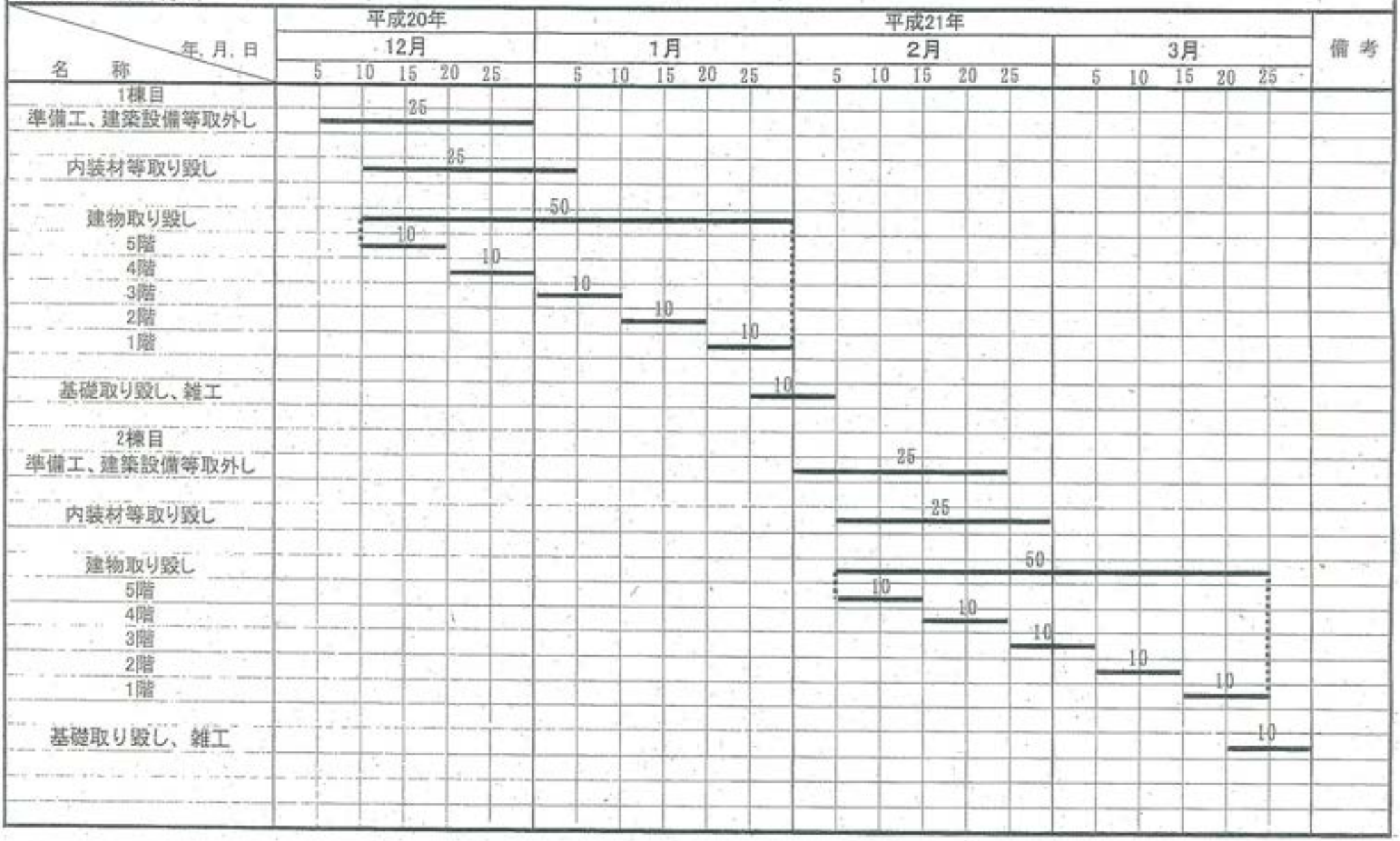

熱海市日金町１０５０－３先

現況平面図

縮尺＝1／５００

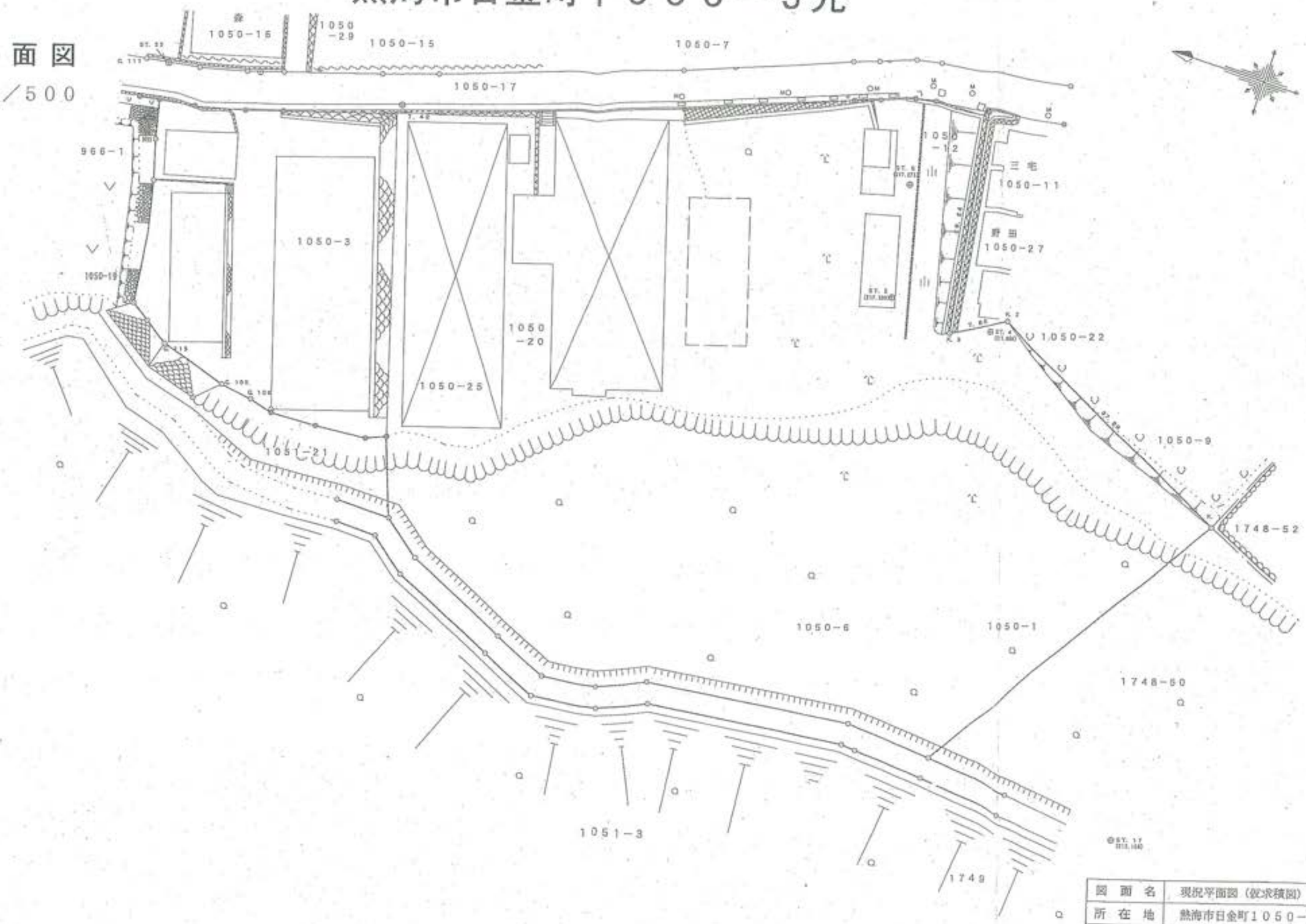

図面名	現況平面図（仮求積図）
所在地	熱海市日金町１０５０－３先
縮尺	縮尺＝1／５００
作成年月日	平成２０年７月６日
作成者	小田原市城山１－４－１ 株式会社新幹線ビルディング 代表取締役 測量士 天野 二三男

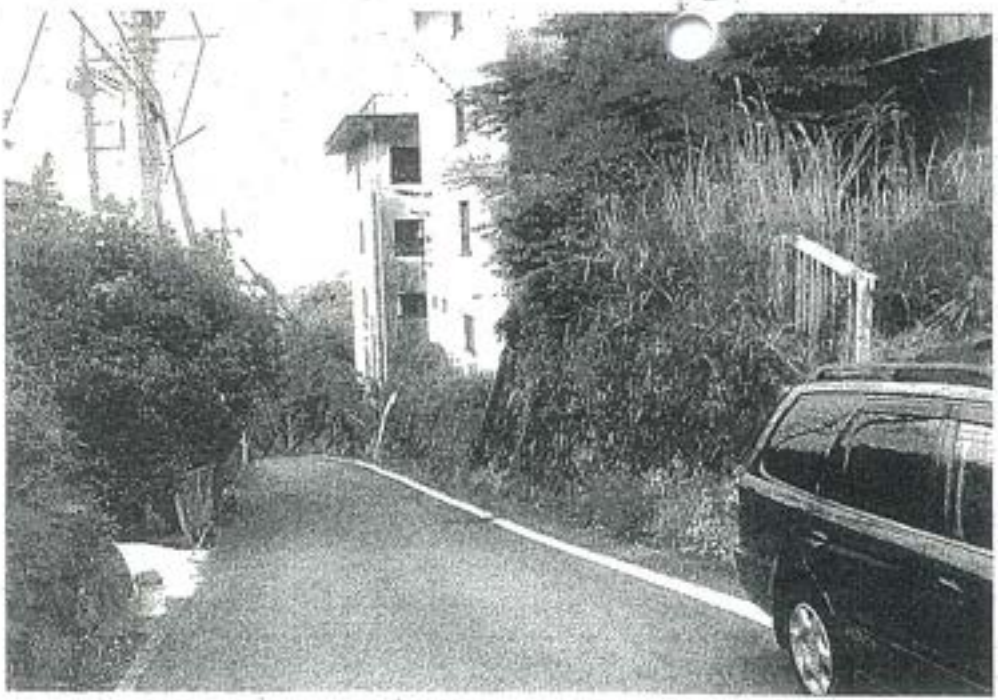









土地　建物　総合建設業

岩崎建材株式会社

お問い合わせはお気軽に
0463-72-[illegible]
営業時間 AM 9:00～PM 6:00　定休日 日・祝・

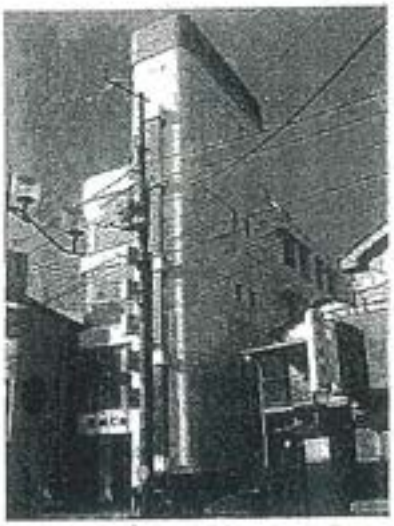

■ 社名	岩崎建材株式会社
■ 代表者	代表取締役　岩崎　悟
■ 所在地	神奈川県中郡二宮町二宮816番地1 TEL:0463-72-0068(代表) FAX:0463-72-1382
■ 設立年月	昭和43年4月
■ 資本金	43，000，000円
■ 主な事業内容	住宅用地の開発及び造成 不動産の売買及び仲介 不動産の賃貸及び管理 建築、土木の骨材及び資材の販売、運送
■ 各種許可	一般建設業 登録　神奈川県知事(般-17)第51339号 宅地建物取引業 登録　神奈川県知事(8)第12196号
■ 取引銀行	湘南農業協同組合(二宮町支所) 神奈川県信用農業協同組合連合会
■ 所属団体	社団法人　不動産保証協会会員 社団法人　全日本不動産協会会員 社団法人　二宮町商工会会員 社団法人　平塚法人会会員 社団法人　住宅保証機構会員



本社　所在地

〒259-0123 神奈川県中郡二宮町二宮816-1

電話 (0463)72-0058 FAX (0463)72-1382
営業時間 AM9:00～PM5:00 定休日 日・祝・第2土曜日

土地・建物など不動産についてのご質問や
ご相談などお気軽に電話・メール等でお問い合せ下さい
E-Mail : info@iwasaki-k.co.jp

土地・建物・総合建設業
岩崎建材株式会社
トップページへ戻る

A064-2

口 頭 記 録

部　長	技　監	小泉	田島	横山	高橋（真）	鈴木	郡司	岡
井上	新谷	三井	石川	山口	木村	泊	柳澤	担当

受信年月日	平成21年5月14日 14時00分 ～15時30分	熱海市	まちづくり課 土地利用対策室 西島室長、他2名
起案年月日	平成21年5月14日	廃棄物課	横山、岡、井上、新谷
決裁年月日	平成　年　月　日	場　所	熱海市役所3F会議室

標題	新幹線ビルディングの造成現場について
用件・処理（伺い）概要	＊新幹線ビルディングの建物解体現場（熱海市日金町）及び宅地造成現場（熱海市伊豆山）について情報交換、問題点の摺り合わせ等を熱海市役所まちづくり課と行った。 1　熱海市日金町における建物解体について ①事業主体について （廃棄物課）解体届によれば上段の2棟は株式会社新幹線ビルディングが、下段2棟（5階建て）は岩崎建材株式会社が解体工事を行うこととなっている。 →（熱海市）実質的には全て新幹線ビルディングが解体から宅地造成、分譲を行っている。 （廃棄物課）岩崎建材の監査役が新幹線ビルディングに融資しており抵当権が設定されている。所有権自体は新幹線ビルディングから八晃建設株式会社に移転しているが。 →（熱海市）八晃建設株式会社は岩崎建材株式会社と兄弟会社である。差押（例えば税の滞納等による）を回避するために名義を移しているのではないか。 ②事業計画について （熱海市） ・この工事は別図のとおり住宅地を造成するとの事業計画である。 ・平成20年6月に宅地造成等規正法及び静岡県風致地区条例に基づく許可を新幹線ビルディングに対しおろしたが、当初は下段の2棟（5階建て）については解体せずに、そのまま利用するということであった。 ・平成20年9月に上段部分の宅地造成もしたいとのことで、変更の手続きが取られた。

用件・処理（伺い）概要

・まちづくり課としては下段の２棟は解体されないものと認識していたところ、
その２棟の解体工事が始まり驚いた（解体届けは市の建築課を通じ県の土木事務所に提出されるので、まちづくり課は届けの存在を知らなかった。）
・ただ、これについても変更の手続きが取られつつあるので問題なく、このことをもって新幹線ビルディングを指導することはない。
・現在危険性があるがれきの積みあがっている下部には擁壁等を設ける計画はない。
がれきが取り除かれれば、なだらかな安定的な傾斜の部分となるためである。
・本件許可による工期は平成21年6月13日となっており、この工期内に完了する見込みはほぼないが、これについても工期の延長届が出されれば特に指導を行うことはない。

③今後の事業の進展見込みについて
（熱海市）
・新幹線ビルディングは、当該工事に使用する重機をトランスファーの沼尾氏を通じ牧島商事という会社からリースを受けている。
しかし、そのリース代を支払わなかったため、沼尾氏が怒り、５月のはじめに重機の鍵を没収された。その後恐らく１３日午後に重機自体も引き上げられ、現在は現場に１台の重機、トラックも存在しない。
・以前、当該分譲地を一括で購入するという事業者が現れたようであったが、それがキャンセルされた。
・したがって、新幹線ビルディングは新たな買主が現れるまで、当該地を現状のまま放置してしまう可能性が高い（作業員等を伊豆山の団地造成の方に振り向けるだろう）。

④付近住民の動き
（熱海市）
・本造成地下に居住する２件の方から不安であるとの申し出はある。
・造成工事中の工事車両の出入りや駐車のことでもトラブルがあり、住民から警察に申し出があり、警察も現地を見ている。

用件・処理（伺い）概要

⑤まちづくり課の対応

・当該地の新幹線ビルディングに対する、許可状況は別紙のとおり。

・がれき類の崩落危険度は現在それほど高くないと認識している。
簡易なコンパネによる防止柵の設置を指導した。その壁が傾いたので、その是正も５月１日に指示し、新幹線ビルディングが補修をした。

・現場に積みあがっている物が建物解体に伴うがれきであるので、宅地造成等規制法による指導はむづかしい（宅地造成に伴う土砂に対してであれば指導できるが）。
また、風致地区条例に基づき指導することも、条例の目的からしてむづかしいと考える。

・がれきについては現地から運び出すよう再三指導はしており、４月一杯くらいまでは、日に４ｔ車２台程度と、量は僅かづつではあったが、搬出されていた。
しかしながら、重機の使用ができなくなってからは止まってしまっている。

・まちづくり条例に基づく指導については、あくまで宅地造成に関することについて行うものであり、現状の建物解体工事については指導はむずかしい。

⑥新幹線ビルディングについて

（熱海市）

・熱海市上多賀においても宅地分譲を行っているが、中途半端で投げ出されている状況。
このように工事を完了せず途中で投げ出すことが多い。

・工事費等の支払うべき費用について踏み倒すことが往々にしてあり、当座預金を持たず、小切手を振り出すこともないので、当然不渡りを起こすこともなく、社長は「うちの会社は絶対つぶれない」と豪語している。

⑦廃棄物処理法に基づく指導について

（廃棄物課）

・廃棄物処理法からは、不適正な保管について指導することとなるが、
法に基づく強制力を伴った命令等をするためには、生活環境保全上の支障が
証明できないとむづかしいことを説明。
本件がれきが崩落するかの危険度の判定は、土砂でなくがれきであるがゆえに、
計算することがむづかしいのではないかとの熱海市の意見。

用件・処理（伺い）概要

2　熱海市伊豆山における造成工事について

①分譲の状況

（熱海市）

・Ｃ工区、Ｅ工区については造成工事は完了し、それぞれ一括して分譲済み（総合地所、ジーアンドユーが取得）で、残るはＤ工区となる（別図参照）。

・新幹線ビルディングは近々Ｄ工区のブロック積み等の工事に着手すると連絡してきた。

・開発地の土地所有は当初新幹線ビルディングであったが、ランディーというダミー会社の所有に移されている。これは、本開発地の下部に隣接する開発を新幹線ビルディングの兄弟会社であるジーズという会社が行っていたが、不適正な行為をし、工事中止命令まで出されたため、全く違う名義の会社所有としたものである。

②がれきの堆積している地点について

（熱海市）

・がれきの堆積している地点は、Ｃ工区に隣接した開発区域外である。

・この堆積場所から熱海市街に向かって３５万坪を新幹線ビルディングは所有している。

③隣接地における土砂の搬入について

（熱海市）

・土砂搬入を行っている株式会社ソウメイ（現地責任者千葉氏）と新幹線ビルディングとの関係は一切わからない。

・千葉氏と新幹線ビルディングの鈴木氏はよく一緒に市役所を訪れてくる。

・運びこまれている土砂は藤沢市の武田薬品の工場建設の土であると聞いている。

（廃棄物課が聞いているマンション建設現場からの土であるとの話と食い違っている。）

＜今後の対応＞

・行政として現状を改善するための手を打たないことには、不作為を問われかねないことについて、双方で意見は一致した。

・まちづくり課の提案で２５日の週に新幹線ビルディングを熱海市役所に呼び出し、関係行政機関も集合して、状況説明を受け、それに対する指導を行うこととした。

・廃棄物課からは、県土木事務所、農林事務所にも情報提供し、連携しての指導を行うこととする。

また、廃棄物リサイクル室（不法投棄スタッフ）にも同様に情報提供、連携をとっていく。

・新幹線ビルディングとの面会時に指導する内容、手法について、検討をしておく。

21.5.14

熱海市日金町における宅地分譲計画申請の概要

熱海市まちづくり条例

＜仮称＞下段
申請地　熱海市日金町 1050-1、-6、-12 の各一部
面　積　2,973.33 ㎡
平成 20 年 9 月 26 日　審査基準適合通知書
平成 20 年 10 月 9 日　事業者との協定

宅地造成等規制法

＜仮称＞下段
申請地　熱海市日金町 1050-1、-3、-6、-12、-20、-25 の各一部
面　積　2,996.39 ㎡
平成 20 年 6 月 13 日　第 2011-3 号
＜仮称＞上段
申請地　熱海市日金町 1050-3 の一部
面　積　1,271.02 ㎡
平成 21 年 5 月 12 日　第 2111-2 号

静岡県風致地区条例

＜仮称＞下段
申請地　熱海市日金町 1050-1、-3、-6、-12、-20、-25 の各一部
面　積　2,996.39 ㎡
平成 20 年 6 月 13 日　第 2091-23 号
＜仮称＞上段
申請地　熱海市日金町 1050-3 の一部
面　積　684.71 ㎡
平成 20 年 9 月 25 日　第 2091-73 号
同　変更
申請地　熱海市日金町 1050-3 の一部
面　積　1,271.02 ㎡
平成 21 年 5 月 12 日　第 2194-2 号
＜仮称＞中段
申請地　熱海市日金町 1050-1、-3、-6 の各一部、1050-20、-25
面　積　2,417.58 ㎡
平成 21 年 5 月 12 日　第 2191-7 号（決裁済）宅造と同時許可予定（未施行）

A065

復　命　書

供覧	室　長	専門監	主　幹	室　員
			伊藤	松井 小林 大沼

出張年月日	平成２１年　５月２９日（金）
出　張　先	東部健康福祉センター庁舎　及び　熱海市日金町㈱新幹線ビルディング現場、伊東市富戸[redacted]等６箇所
用　　件	東部健康福祉センターと共同して実施する立入調査

1　出張者

リサイクル室不法投棄対策スタッフ　主　幹　陣野原敬仁

2　目　的

パトロール強化の日に伴い、監視対象業者、監視場所及び苦情関係場所等に対する保管、処理状況等の調査確認

3　実施状況

(1) 実施年月日時　平成２１年５月２９日（金）午前９時００分～同午後４時３０分

(2) 調査従事者

ア　東部健康福祉センター

横山主幹、井上専門員、新谷監視員

イ　リサイクル室

陣野原主幹

(3) 実施場所

ア　熱海市日金町　不法投棄容疑現場（２箇所）

イ　熱海市伊豆山　七尾団地付近不法投棄容疑現場（２箇所）

ウ　伊東市富戸 [redacted]

エ　伊東市十足 [redacted]

4　調査結果

ア、イについては別途報告書のとおり。

ウ　保管場所、マニフェスト、契約書等を確認、問題なし

エ　不適正処理の疑いあり、後日、東部健康福祉センターに招致し指導票交付予定

上記のとおり復命します。

平成２１年　６月　２日

不法投棄対策スタッフ

主幹　陣野原　敬仁

（株）新幹線ビルディングによる不法投棄容疑事件　　平成21年6月1日

1　概要

（株）新幹線ビルディングは熱海市日金町１０５０番３地先において家屋（元ニュージャパンホテル従業員寮）の解体工事を行い、跡地を宅地造成、分譲するとして熱海市の許可を受け、平成２０年６月から工事を実施していたが、解体に伴い発生した廃棄物については一部を熱海市伊豆山地先の自社造成地に仮置きと称して運搬したものの、ガラ等の廃棄物、基礎部分などに裏山を削った土砂をかぶせてあたかも正規に造成したかのように装って分譲している。現在もガラ等が現場に放置されており近隣住民から崩落するのではないかと苦情が出ており、県（東部健康福祉センター）及び熱海市（まちづくり課）で撤去指導している。

2　（株）新幹線ビルディングについて

（1）所在地　神奈川県小田原市城山１丁目４番１号

（2）代表取締役　天野二三男（自由同和会　神奈川県本部会長）

（3）業務内容　不動産の販売、賃貸、仲介及び管理等

（4）参考事項

・熱海市上多賀西ヶ洞８０番地の５他においても宅地分譲を行っているが中途半端になげだされている。

・　工事費等を踏み倒すことが往々にしてあり、リース会社が重機を引き上げたため現在工事は進んでいない。

・熱海市伊豆山赤井谷１０７６番１地先においても大規模な宅地造成工事をおこなっており、日金町から運んだ建設系廃棄物を移動式破砕機で加工して道路の路盤材としたいと申し立てている。なお、同社はこの堆積場所から熱海市街地に向かって３５万坪の土地を所有している。

3　自由同和会について

自由民主党と連帯している保守系の同和団体。同和団体としては、部落解放同盟や全国地域人権運動総連合に次ぐ第３の規模を持つ。昭和６１年全日本同和会から除名や脱退した組織で結成。平成１５年　全国自由同和会から改称。

・　中央本部　東京都千代田区平河町２丁目３番２号　会長　上田卓雄（福岡県本部）

・神奈川県本部　神奈川県小田原市城山１丁目４番１号新幹線ビル３階
　会長　天野二三男

4　参考事項

伊豆山の現場の隣接地に、関係不明なるも神奈川県横須賀市所在の株式会社ソウメイ（現場責任者　千葉一敏）が土砂を搬入しているが、土砂の出所について県と熱海市で違った説明をしており、汚泥等の廃棄物が混入している可能性がある。

5　今後の対応

行政の不作為を問われることのないよう、現状を改善するよう指導する。

日金町の現場を南方から撮影



同上



東方から撮影



伊豆山七尾の現場入口



伊豆山の現場を東方から撮影



伊豆山現場から南方に位置する土砂投棄場所を撮影



土砂投棄場所を東南方から撮影

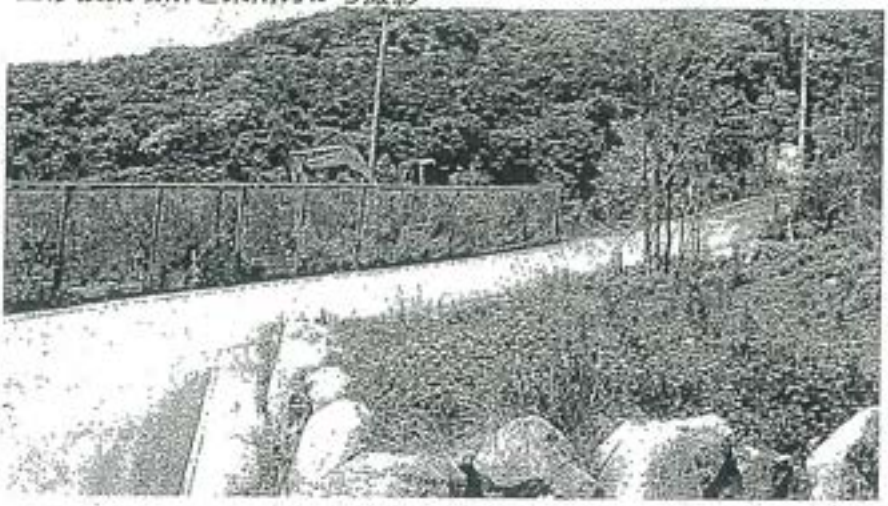

南方から撮影



A066

電話~~(口頭)~~記録用紙

受信日時	平成21年6月19日(金)　16:10		
発信者	熱海市役所まちづくり課　西島室長	受信者	治山課林地保全係　清口
表　題	新幹線ビルディングによる熱海市日金町におけるビル解体に伴うコンクリートガラ処分について		

供覧	所長	次長	総務課長	技監	課長	課係
	〃	〃	〃			

要件

日金町のビル解体現場に山積みとなっているコンクリートガラについて、東部健福とともに、作業を請け負っているトランスファー沼尾氏へ今後の計画について聴取した。

沼尾氏　：トランスファーが新幹線から請け負っているのは解体のみであり、七尾への搬出は新幹線が行うことになっている。
東部健福：早期搬出するよう新幹線に文書にて指導する。
沼尾氏　：新幹線からうちへ搬出の依頼があれば、自分もあのままの状態は非常に気になっているので対応したい。

また同席した後藤氏から、最近新幹線が赤井谷へ残土搬入しているという情報提供があった。

処理方針等

来週早々、熱海市役所と現地確認する。

東部健康福祉センターへは、コンクリートガラは七尾ではなく、直接産廃処理場へ搬出するように指導を申し入れしたい。(済み)

A067

所長	〃 次長	〃 総務課長	〃 課長
農山村整備部長	〃 技監	治山課長	課長

復命書

出張年月日	平成２１年６月２４日	出張地	熱海市伊豆山(赤井谷)
用件	熱海市伊豆山における新幹線ビルディングによる残土処分について		

概要

平成 21 年 6 月 21 日に、熱海市役所から熱海市伊豆山赤井谷において残土搬入の動きがあるとの情報提供があったため、現地にて状況の確認を行った。

出席者：熱海市役所　まちづくり課　西島室長、窪田副室長
産業振興課　植嶋室長
東部農林事務所　治山課　杉山係長、溝口

・沢へ下りる作業道が拡幅されている。平成 20 年 8 月 7 日付け受理した復旧届による復旧箇所が一部含まれている可能性がある。
・重機が 3 台持ち込まれており、土も搬入されている模様。
・伐採届、小規模林地開発の手続きは取られていない(植嶋室長に確認)。

ここは以前新幹線ビルディングが市の土採取条例により許可を取った箇所であるが、まちづくり課西嶋室長によると、土の搬入は小田原の業者であり、残土場として当地を提供して処分料を受け取り、他の開発の費用に回しているとのことである。

現時点では図面と現地との照合から、1ha 未満で小規模林地開発の範疇であるため、小規模林地開発許可制度等に基づき適切に指導するとともに、今後の残土搬入計画について聴取するよう産業振興課植嶋室長に伝えた。

実際の施工を行っている業者は林地開発許可制度について理解していない可能性があり、また新幹線ビルディングは制度について承知はしているが、過去の経緯もあることから、市と連携し密な情報交換と継続的な動向観察していく。　7月2日 市役所にて 指導する。

またコンクリートガラ仮置場については変化は見られなかった。

上記のとおり復命します　平成２１年６月２４日

東部農林事務所長　様

職　氏名　係長　杉山　功
主任　溝口　忠



①



②



(3)



(4)



(5)



(6)



新幹線ビルディング
コンクリートガラ仮置





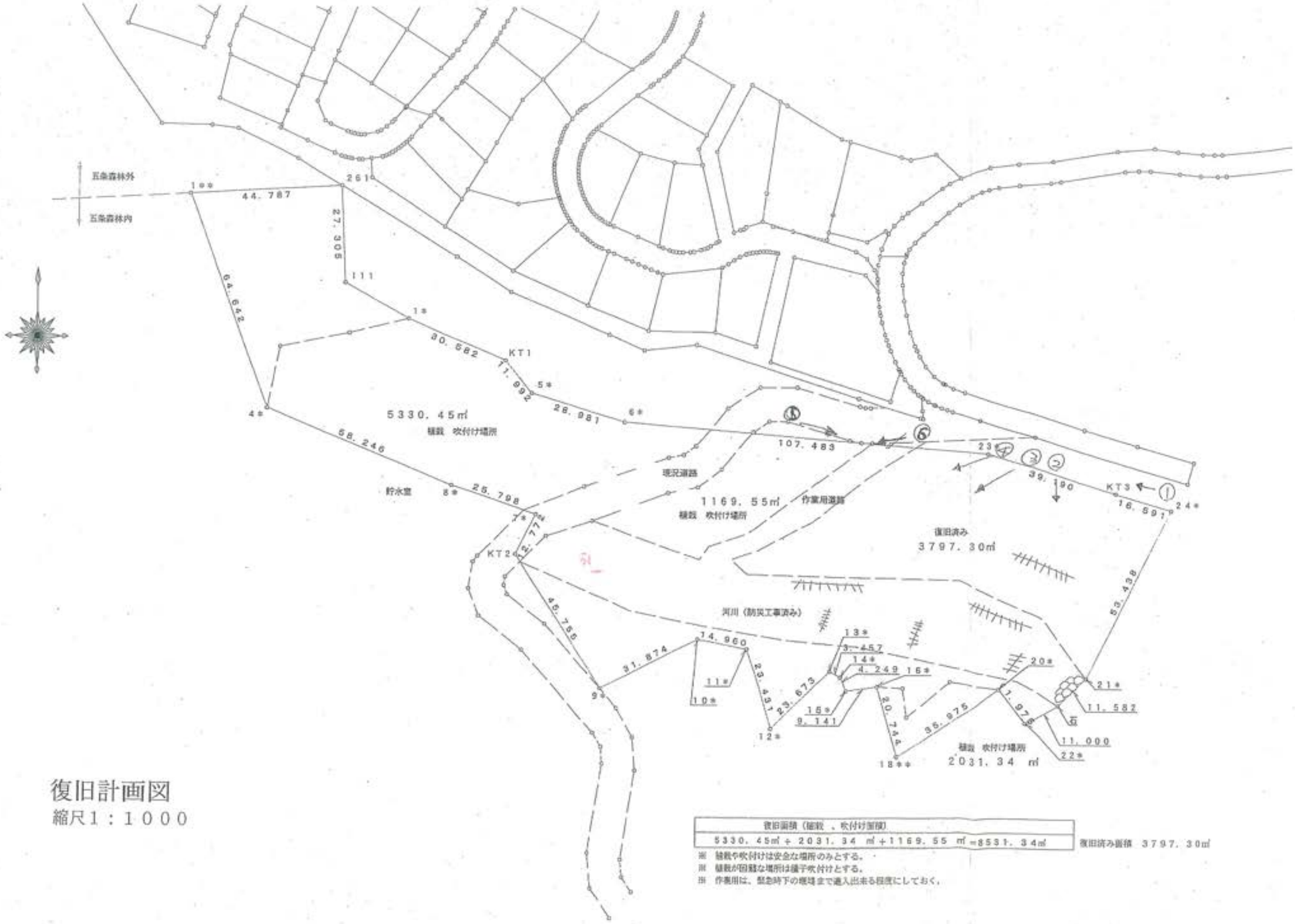

復旧面積（植栽 ，吹付け面積）	
5330.45㎡ + 2031.34 ㎡ + 1169.55 ㎡ = 8531.34㎡	復旧済み面積 3797.30㎡

※ 植栽や吹付けは安全な場所のみとする。
※ 植栽が困難な場所は播種吹付けとする。
※ 作業用は、緊急時下の機械まで進入出来る程度にしておく。

復旧計画図

縮尺1：1000

A068

局長	室長	技監	主幹	室　員	担　当
〃			〃		

電話・~~口頭~~　記録

日　時	平成21年7月2日（木）　16時30分
相手先	東部農林事務所　治山課　溝口主任
要　件	熱海市伊豆山の新幹線ビルディングによる捨土について
内　容	熱海市伊豆山地内で捨土と建設廃材等の野積みについて、東部農林が土地所有者である㈱新幹線ビルディングに撤去の指導を続けており、7月2日に関係部局とともに口頭指導を行った。 ・ 残土処理は、㈱新幹線ビルディングの土地に、㈱ソウメイ（所在地：横須賀市）が実行。 ・ 現時点では1ha以下。土採取条例手続き済み。 ・ 東部農林からの指導の内容は、作業の中止と伐採届の提出。 現在までの経緯は、別紙のとおり。

㈱新幹線ビルディングによる残土処理について

（H21.7　東部農林の報告から、森林計画室まとめ）

19.5.31	指導	「赤井谷」に㈱新幹線ビルディングが残土の不法投棄を行っており、中止と復旧計画の作成を東部農林事務所が指導。
20.8.7	復旧工事完了	㈱新幹線ビルディングが復旧工事を実施し、東部農林事務所が完了確認。（A=1.2329ha）

21.2.5	現地調査 （熱海市、㈱福）	「赤井谷」にコンクリート殻等の野積を確認
21.4.21	打合せ （㈱新幹線Ｂ、 、熱海市）	・㈱新幹線ビルディングが、建築廃材を「赤井谷」に搬入しているため、東部農林は同社に撤去を指示。 ・㈱新幹線ビルディングが、近隣自社所有地に、ヘリポート設置を計画。
21.5.28	打合せ （㈱新幹線Ｂ、 熱海市、㈱福、土木）	・建築廃材が「赤井谷」に搬入されているため、東部農林は撤去を指示。
21.6.19	打合せ （熱海市、㈱福 トランスファー）	・東部㈱康福祉センターが解体業者（ﾄﾗﾝｽﾌｧｰ）に市街地の廃材を搬出するよう指導。一部は、すでに「赤井谷」に搬入されている。 ・解体をﾄﾗﾝｽﾌｧｰが請けている。 ・㈱康福祉センターに、産廃処分場への持ち込みを指導するよう申し入れ。
21.6.21	現地調査 （熱海市同行）	・「赤井谷」への残土の搬入を確認 ・熱海市から事業者に指導
21.6.24	現地調査 （熱海市同行）	・「赤井谷」の沢に降りる作業道が拡幅。 ・残土が搬入。

21.7.2	打合せ	・㈱ソウメイが残土搬入を実行した。
	（熱海土木、熱海市	・土採取条例の申請済（A=0.94ha）
	㈱新幹線Bほか）	・工事の中止と伐採届の提出を指導。

A069

所長	次長	技監(兼) 企画検査課長	総務 課長	用地管 理課長	工事 課長	都市計 画課長	企画 係長	課長	担当

伊豆山（新幹線ビルディング所有地）盛土打合せ記録

日時　平成２１年７月２日（木）10：30～
場所　熱海市役所４階会議室
出席　新幹線ビルディング：鈴木、㈱ソウメイ：千葉（実際の施工者）
熱海市まちづくり課土地利用対策室：西島室長、窪田副室長
東部農林治山課：竹林課長、溝口主任
熱海土木都市計画課：市川主幹

概　要

・現在、新幹線ビルディングが熱海市への土採取届（1ha未満）により、神奈川県からの工事残土を盛土している。
・これについて森林に対する必要な手続きが行われていないため、東部農林事務所が新幹線ビルディングを呼んで手続きを行うよう指示した。
・また、今後１ｈａを超えることのないよう注意を促した。（１ｈａを超えた場合は林地開発許可手続（1/1河川流下能力確保）が必要になることを改めて伝えた。）

東部農林事務所からの指示

①　伐採届
②　小規模林地開発届

※H19に1haを超えたため植林等を指導し完了と認めたのに、今回同じところをまた改変している。そういった経緯から今回の改変は前回の半分程度（0.5ha程度）にしてもらいたい。少なくとも１ｈａを超えないことを確認する必要がある。

やりとり

（市）　このまま盛っていくと１ｈａを超えてしまうのではないかと懸念している。１ｈａを超えた場合には林地開発許可を受ける必要があり、そのためには、開発行為同様逢初川の改修が必要となる可能性がある。
（新幹線）林地開発は宅地を造る訳ではなく、森林に戻すのに河川改修が必要なのか。
（農林）　一時的とはいえ裸地になるので河川改修は必要である。
（新幹線）河川内に温泉管がいっぱいあって危険な状態であり、今でも１／１の流下能力が計算上ない、また、実際には氾濫は起きていないのに業者に改修させようとするのは県の身勝手である。
（土木）　温泉管については所有者を調べ指導しているところである。
（新幹線）（意外という反応あり）現在行っている盛土でも収支がトントン。河川改修までして開発してもペイできる状況ではないので林地開発にならないよう１ｈａを超えないようにやる。少しずつ（1ha未満をいくつも）やっていくしかない。

（農林）　それはダメ。
（新幹線）じゃあ何年経ったら“隣接”でなくなるのか。別の第３者ならいいのか。
（農林）　それはそのときに判断する。
（ソウメイ）苦情が出るのを心配しており、地元に説明して時間帯等了解を得ている。絞り水を受ける埋設管も設置している。逢初川を汚さないようにやっている。

まとめ

- 新幹線ビルは、今は残土処理をしたいだけであり、この盛土が１ｈａを超えて林地開発（＝河川改修）になるようなことは避けたいと考えている。
- 新幹線ビルディングが、林地開発もしくは開発行為に踏み出した場合には、許可事務は熱海市又は県本庁が行うが、土木事務所として逢初川の 1/1 流下能力の確保を求める指導を行う必要がある。（都計法３２条協議、公共施設管理者の同意）
- 新幹線ビルディングは、将来的には宅地造成を目指しているが、現時点では、造成しても売れないため宅地造成（開発行為）を行うつもりはない。
- 新幹線ビルディングの経営は厳しい模様
- 農林事務所は、１ｈａ未満の小規模林地開発を断続的に行うことで林地開発を逃れるようなやり方は認めないというスタンス
- 熱海市では、新幹線ビルディングの資格・信用を問題にして、熱海市内での新幹線ビルディングの開発を止められないか土地対策室に相談に行っているとのこと

適用法令

１ｈａ未満　（表１）

	必要な手続き	備考
熱海市	土採取届	盛土も対象（条例）
農林事務所	伐採届 小規模林地開発届	森林計画の対象森林（5 条森林）であるため対象となる（森林法）

１ｈａを超えた場合　（表２）

	必要な手続き	備考
土木事務所	（土採取届）…今回は不要	盛土も対象（条例） 林地開発許可が優先となり不適用
農林事務所	伐採届 林地開発許可	森林計画の対象森林（5 条森林）であるため対象となる（森林法） 宅地造成ではなく単なる盛土等の場合 1/1 以上の河川流下能力が必要
熱海市（5ha 未満） 県庁（5ha 以上）	開発行為許可	宅地開発の場合（都計法） 1/1 以上の河川流下能力が必要

※土木事務所が直接関わる手続きは、逢初川の 32 条協議のみ

前回(H19)の森林法による指導

(件名)　　平成19年5月31日

熱海市伊豆山地内における無許可開発について

1　概要

熱海市伊豆山地内で森林内での無許可開発が判明したため、土砂流出防止のための指導を文書で行う。

2　内容

(1)　場所　熱海市伊豆山字赤井谷1076-3　ほか

(2)　森林の開発面積（推定）　1.5～3.0ha

(3)　行為者　神奈川県小田原市城山1-4-1　㈱新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ代表取締役　天野二三男

3　経緯

平成19年4月27日　熱海市みどり農水課から、伐採届の提出がないまま造成工事（宅地造成に伴う残土処理）が進められているとの連絡。

平成19年5月2日　東部農林事務所所内で、行為者に事業の内容を聴き取り。

平成19年5月22～29日　　東部農林事務所、熱海市による現地調査。中止の指導。

4　森林法における違反の有無

5条森林内での開発面積が1.0haを超えると判断されるため、森林法第10条の2違反。

5　災害等の危険性

・　自社宅地造成事業により発生した残土を沢に盛りこばしており、不安定なまま斜面に放置されているため、今後の降雨により流出する恐れがある。

6　今後の対応

・　口頭、文書により行政指導（開発区域の求積と復旧計画）。

・　森林法としての復旧対策は、土砂流出防止措置と植栽等により森林に復元させること。

・　指導に当たっては、森林計画室、熱海市と連携をとって進めていく。

7　その他

(1)　他法令の取得状況

平成19年3月9日、熱海市に「土の採取等計画届出書」提出。

(2)　その他

平成19年1月、県土地利用委員会及び森林計画室に、行為者から開発の相談あり。

A070

所長	〃 次長	〃 総務課長	〃 課長
農山村整備部長	〃 技監	治山課長	課長

復命書

出張年月日	平成２１年７月２日	出張地	熱海市役所
用件	新幹線ビルディングによる赤井谷における残土処分について		

熱海市赤井谷における残土処分について、市土採取の申請者である㈱新幹線ビルディング鈴木氏と行為者である㈱ソウメイ千葉氏に計画の聴取を行った。

出席者：㈱新幹線ビルディング　鈴木氏

㈱ソウメイ　千葉氏

熱海市役所　まちづくり課　西島室長、笹田副室長

熱海土木事務所　都市計画課　市川主幹

熱海市まちづくり課　西島室長：

土採取条例で申請のあった範囲と実際が異なっている。変更の書類を提出するように。再度確認するが、形質変更面積が1haを超えると林地開発になること承知しているか。

新幹線ビルディング　鈴木氏：

ソウメイには1haを超えると林地開発になることを話してあり、土採取の申請面積(0.94ha)以内で作業するよう指示している。

ソウメイ　千葉氏：

伐採届については知らなかった。

残土処理については、地元説明会を開き苦情等ひととおり聞いたあと、それらに対する対策を示しており、最終的には了解を得られそうだ。盛土下にはコルゲート管を埋設する。土砂が下流域に流出しないよう対策を講ずる。

新幹線ビルディング　鈴木氏：

この程度の残土受入れでは利益がほとんど無く、いずれは1haを超えて行いたい。そうなれば林地開発の申請を行うが、以前から話をしているように下流河川に1/1の流下能力が無く、河川改修が必要となるため、そこまでの金は出せない。開発のために1/1が満たせなくなるのであれば河川改修もやむをえないと思うが、現状で1/1を満たせないものをなぜうちがやらなければならないのか。県ではいずれ改

修する計画があるのか。折半でということも検討できないか。

熱海土木事務所都市計画課　市川主幹：

河川内に不法に設置されている管については所有者を調べ、撤去のお願いをしている。河川改修については開発行為者にお願いするとしか言えない。

東部農林事務所　竹林課長：

本来なら市の担当(産業振興課)が指導するところであるが、過去の違法開発箇所をまた無届で行っている。工事を中止するとともに、早急に伐採届、小規模林地開発の手続きを行うこと。細かい指導については産業振興課に聞いてほしい。

ソウメイ　千葉氏：

打ち合わせの帰りに産業振興課へ寄って提出書類の様式をもらう。

上記のとおり復命します　　平成２１年７月２日

東部農林事務所長　様

職　氏名　　課　長　竹林圭介
　　主　任　溝口　忠

株式会社 ソウメイ

営業 千葉 一敏

米国海軍建設技術部認定 建設安全施工管理者
米国環境省認定 アスベスト除去作業者
特別管理型産業廃棄物取扱主任者
酸素欠乏、硫化水素危険作業主任者

〒238-0025 横須賀市汐入町４６番８号
第一森ビル303
TEL 046-833-1477
FAX 046-834-3432

復旧計画図

縮尺１：１０００

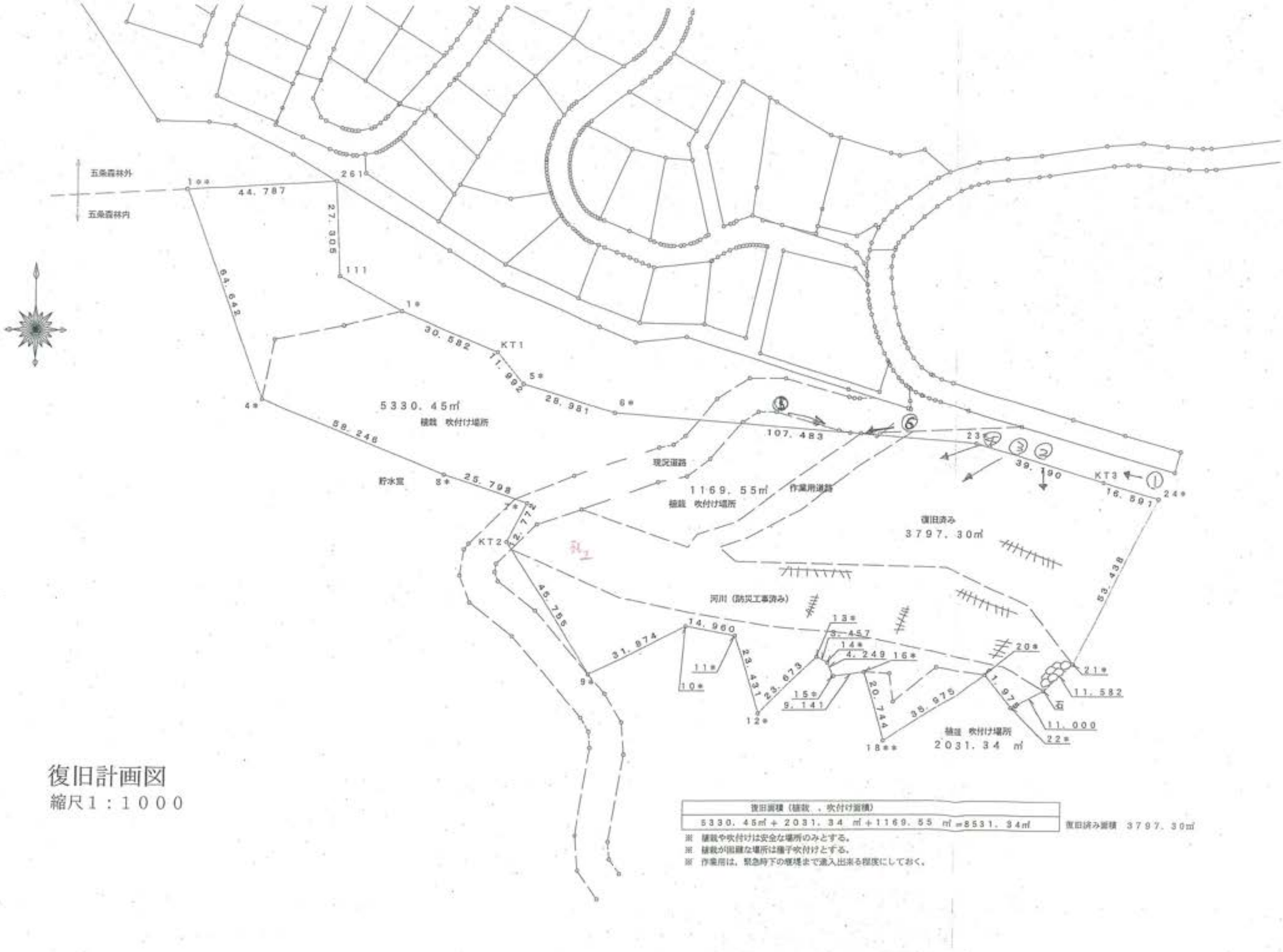

復旧面積（植栽 ，吹付け面積）	
5330.45㎡ + 2031.34 ㎡ + 1169.55 ㎡ =8531.34㎡	復旧済み面積 3797.30㎡

※ 植栽や吹付けは安全な場所のみとする。
※ 植栽が困難な場所は種子吹付けとする。
※ 作業席は，緊急時下の傾斜まで進入出来る程度にしておく。

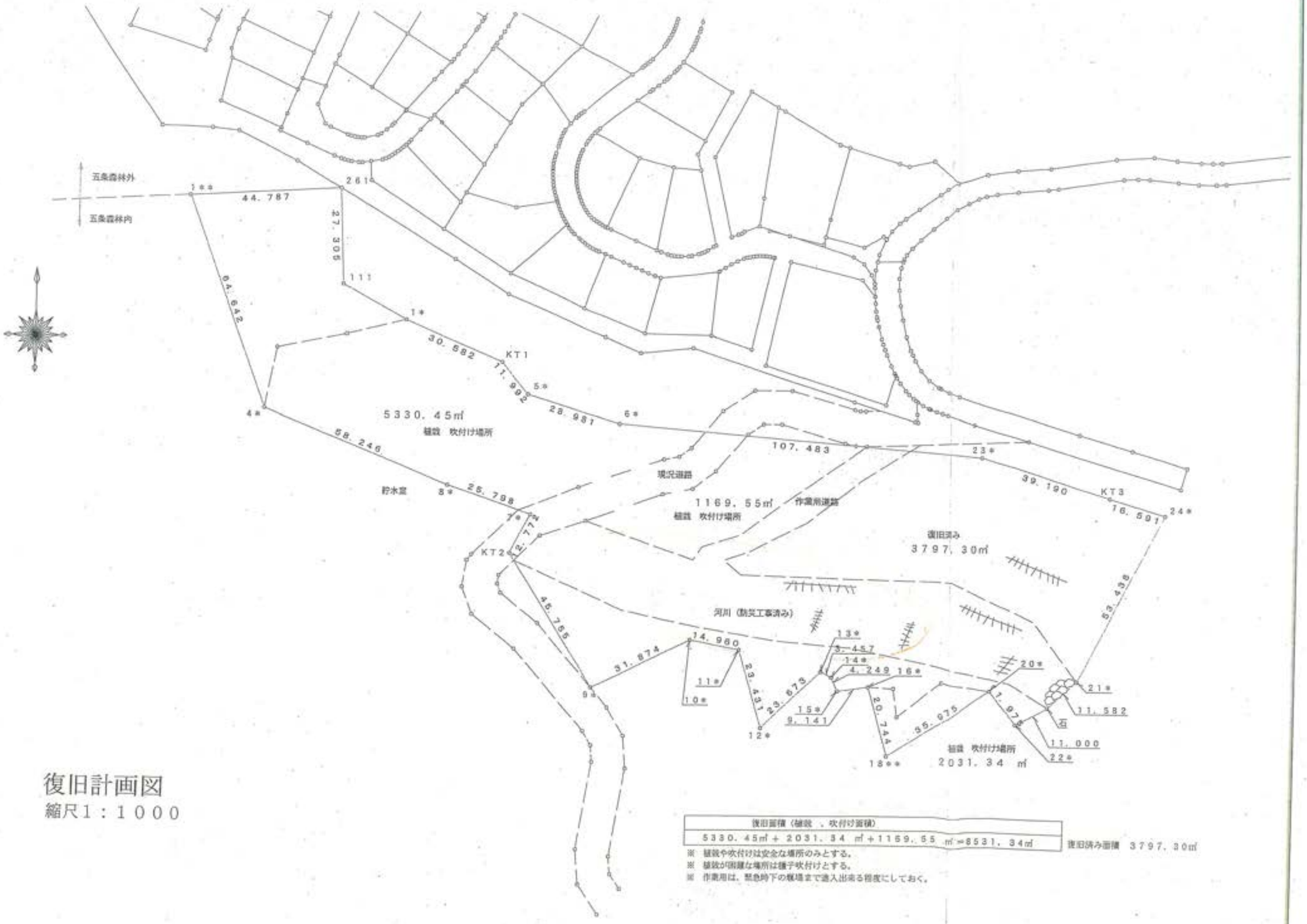

復旧計画図

縮尺1：1000

復旧面積（植栽 ，吹付け面積）	復旧済み面積 3797.30㎡
5330.45㎡ + 2031.34 ㎡ +1169.55 ㎡ =8531.34㎡	

※ 植栽や吹付け は安全な場所のみとする。
※ 植栽が困難な場所は種子吹付けとする。
※ 作業用は、緊急時下の機場まで進入出来る程度にしておく。

A071

採及び伐採後の造林届出

熱海市長　斉藤　栄　様

平成21年 7 月20 日

住　所　神奈川県小田原市城山 1-4-1
届出人　氏　名　株式会社新幹線ビルディング　印
代表取締役　天野　二三男
神奈川県足柄下郡湯河原町福浦 363 番1ノ11
千葉興業(株)　代表取締役　千葉　一敏

次のとおり森林を伐採したいので、森林法第１０条の８第１項の規定により届け出ます。

森林の所在場所				伐採面積	伐採の方法			伐採樹種	伐採齢	伐採の期間	伐採後の造林の方法	伐採後の造林樹種	伐採後の造林面積	伐採後に植栽する樹種別の植栽本数	伐採跡地の用途	備考
市町村	大字	字	地番	(ha)	主間伐別	伐採種別	伐採率(%)						伐採後の造林の方法及び樹種別の造林面積 (ha)	(本)		
熱海市	伊豆山	赤坂台	1078-3 1078-4	0.58 0.58		皆伐 B		スギ	7		植栽 人工播種		植栽 0.6-8 人工播種	1000本 種3次行		

注意事項

1 伐採する森林の存する市町村ごとに提出すること。
2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
3 面積は、少数第２位まで記載し、第３位以下を四捨五入すること。
4 伐採種別欄には、主伐をしょうとする場合に、皆伐、択伐の別を記載すること。
5 伐採率には、立木材積による伐採率を記載すること。
6 伐採樹種欄には、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）からまつ、えぞまつ、とどまつ、及びその他の針葉樹並びにぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
7 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合には二段に分けて記載し、下段には伐採する立木のうち最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「○～○」のように記載し、上段には最も多い立木の年齢を記載すること。
8 伐採後の造林の方法欄には、植栽、人工播種、ぼう芽更新及び天然下種更新の別に区分して記載することとし、複数の方法を用いる場合には複数の行に分けて記載すること。ただし、天然更新補助作業を行う場合は、（補助）と記載した上で行う作業の種類を記載すること。
9 伐採後の造林樹種欄には、造林の方法別に記載するとともに、複数の樹種を植栽する場合には植栽する樹種ごとに複数の行に分けて当該樹種を記載すること。
10 伐採跡地の用途欄には、伐採後において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ、その供されることとなる用途を記載すること。
11 伐採の期間が１年を超えるときは、伐採に関する年次別計画を添付すること。

受 21.7.21 熱海市

A072

室長	専門監	主幹	室員
		伊藤 小木曽	松井

平成21年9月7日

廃棄物リサイクル室長　殿

主幹　陣野原敬
主査　小林健
副主任　大沼秀徳

次のとおりパトロール等を実施したので報告する。

実施種別	通常パトロール・夜間監視
実施日	平成21年9月4日（金）
実施時間	午前9時30分～午後9時30分
実施地域	県中東部
実施者	陣野原主幹、小林主査、大沼副主任
状況	1．不適正案件現地調査 パトロール中、下記場所に対する現地調査を実施した。 (1) 新幹線ビルディング日金町現場 ・作業なし ・現場内通路に軽四トラック（柏580あ1836）の駐車を確認 ・現場内には作業に使用したと思料される木材及び器材の類が放置され、また瓦礫が山積みとなっている (2) 新幹線ビルディング伊豆山現場 ・現場に至る道路を神奈川県方面から進行する大型ダンプ（土砂積載）が多く行き来している ・前回確認時に崖となっていた場所が、土砂により埋め立てられている ・目立った廃棄物の増加は認められない 2．[redacted] 3． 4．

新幹線ビルディング日金町

H21.9.4撮影

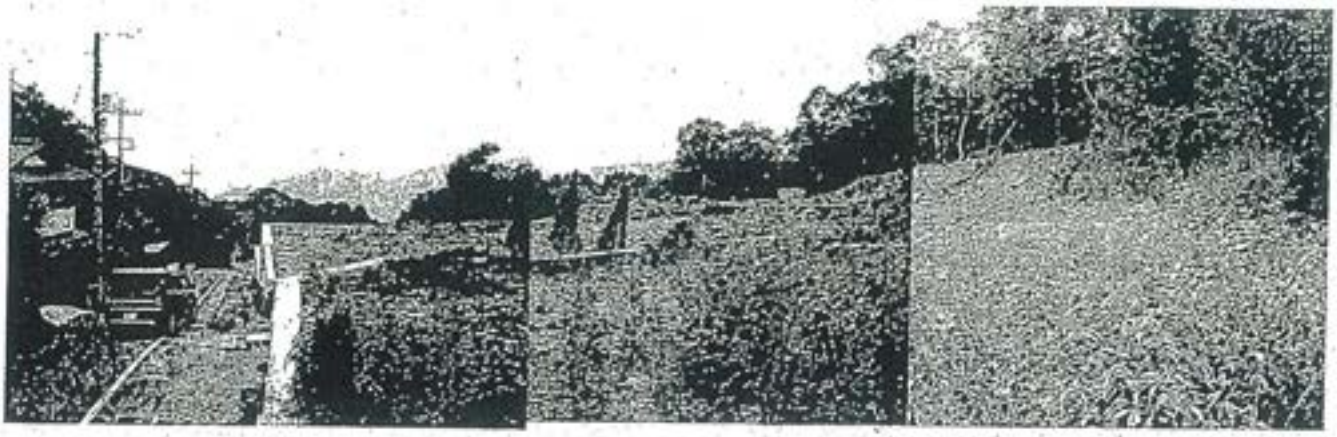









新幹線ビルディング伊豆山

H21.9.4撮影

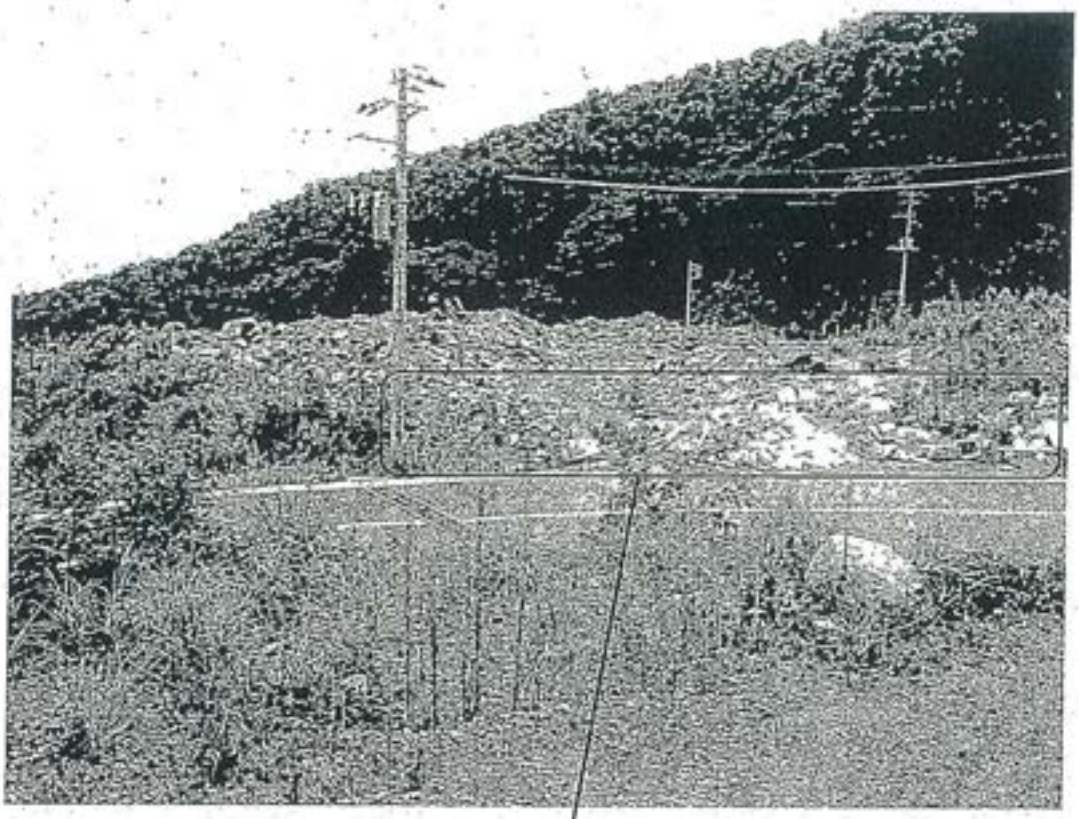

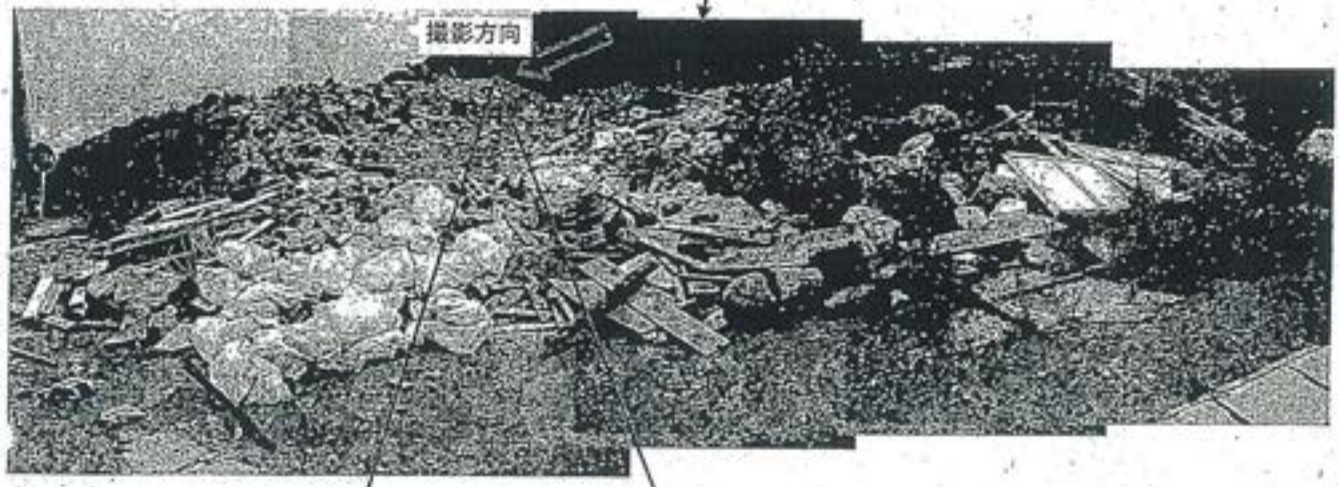



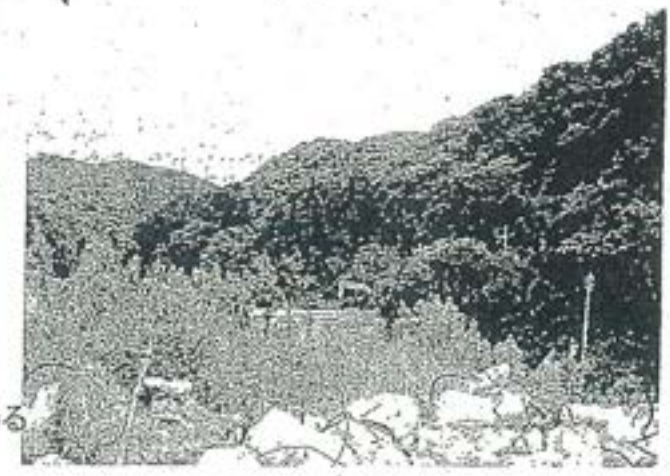

土砂等により埋め立てられている

A073

工事課長	主任	課長	担当者

平成21年10月8日

伊豆山港の濁りがすごいからすぐに見に来て欲しい、と伊豆山の漁師・川口氏（携帯090-3382-6598）より電話、管理課　川瀬主事が対応。
川瀬主事からの報告をうけ、工事課　菅沼副主任、植松専門員で現場に直行した。

現場は、現在埋立中の箇所であり、越波による埋立土の洗い流し、または吸出しの可能性も多少考えられるが、港外のにごりの様子から逢初川からの濁流の影響が大きいと考えられる。逢初川の濁りの発生源は、上流部の開発行為によるものと思われる。

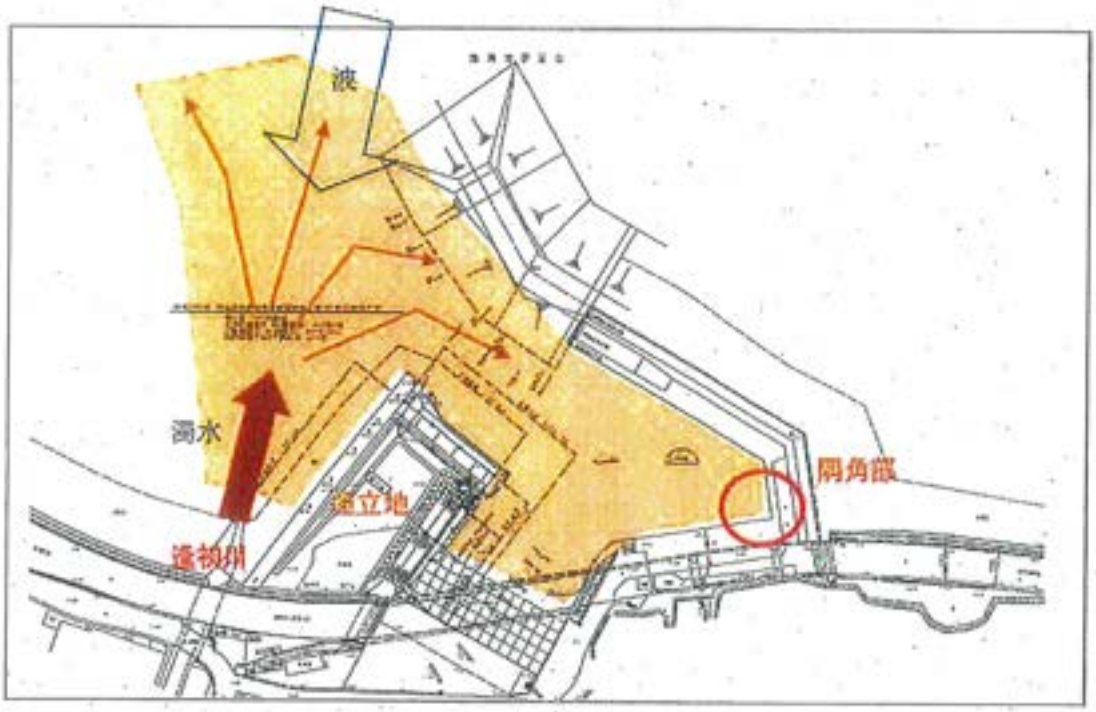



逢初川からの濁流



埋立土の表土が少し洗われた形跡あり。
吸出し防止材は波の影響をうけて動いているが、破れてはいない。



陥没した箇所があり、多少の吸出しはあった可能性がある。

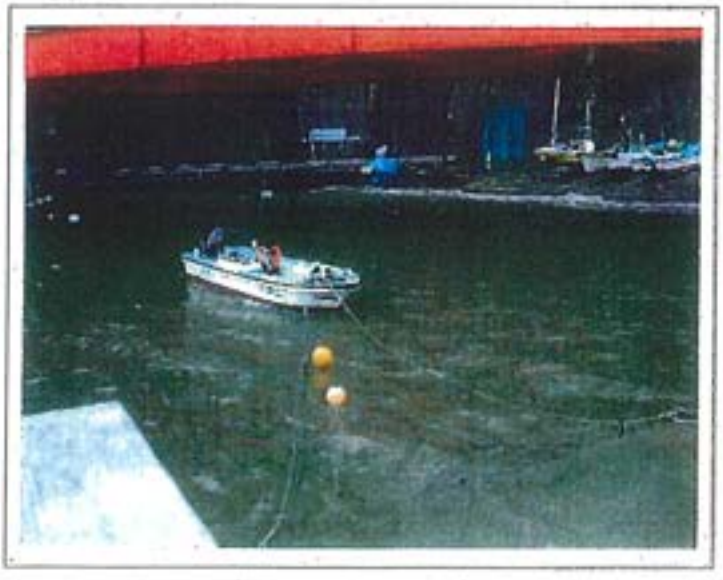

港内の海水もにごっている。

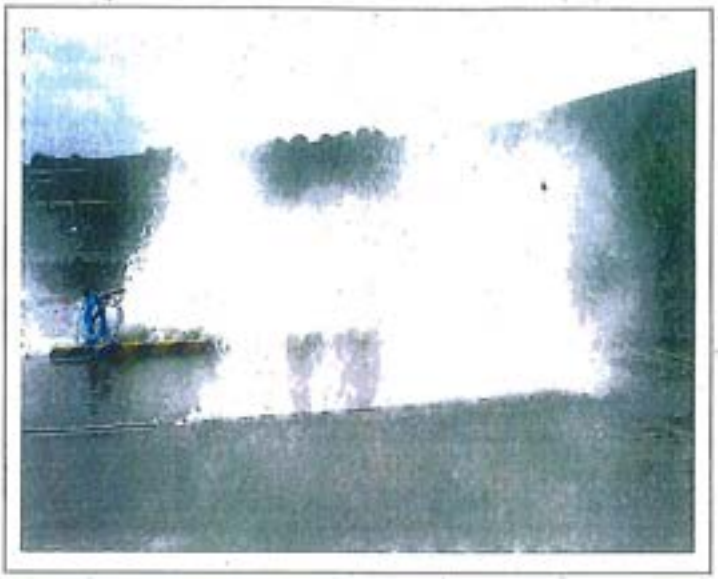

港奥隅角部の吹き上げ、越波状況。
埋立護岸を作った影響で、波が集まりやすくなったとのこと。
何らかの対策がほしいとの要望あり。

A074

工事課長	主任	課長	担当者
		決裁	

平成21年10月9日（金）

8日の伊豆山港及び逢初川河口部のにごり調査をうけて、上流部の確認を行った。
調査員：小川課長、菅沼副主任、植松専門員

雨水により、開発地の転圧不足の土砂が流れ出していることが確認された。（現地の土砂は長靴がはまると抜けなくなるような軟弱な状態）
流出した土砂のうち、濁りの原因となる細粒成分の多くは、河川内で堆積することなく、そのまま河口から海水中に流出する。（逢初川は急流なので、ほぼすべての細粒土砂が堰堤も通過して海に流出するものと考えられる）。海に流出後、一部の細粒成分は海水と混ざり合うことで凝集し沈降するが、表層部は海水と混じり合わずに、薄く広く濁りが拡散する。
今回のように河口部で高波浪な条件となった場合は、沈降した濁り成分が波により巻き上げられ、広範囲で全層的に海水が濁った状況となる。

河川区域の上流ではあるが、当該地の土砂が逢初川に流入していることは確実とみられ、河口部の港湾利用者からの苦情もあるため、何らかの形で開発者に対しての指導が必要と考えられる。







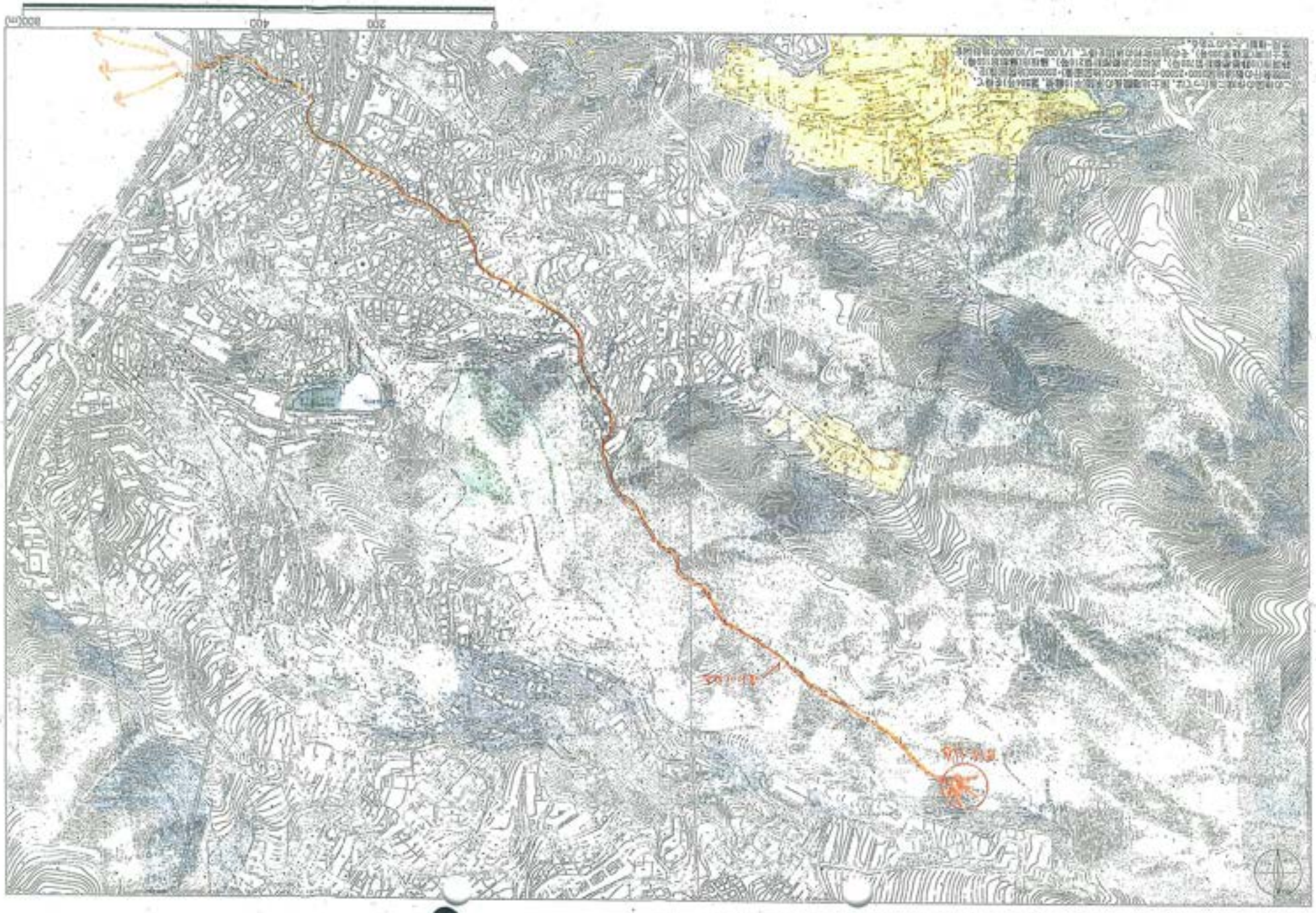
0
200
400
800(m)

A075

室長	技監	主幹	室員

復　命　書

出張年月日	平成21年10月16日	出張地	東部農林事務所管内 （熱海市、伊東市）
用件	東部農林事務所管内の林地開発許可箇所及び違反行為箇所の現地調査		

東部農林事務所管内における林地開発許可箇所及び違反行為箇所の現地状況の確認を行ったので復命する。

1　場所

	場所	行為者	開発目的	森林法の状況
①	熱海市伊豆山	(株)ランディー（No.802）	住宅団地の造成	林地開発許可 ／
②	熱海市伊豆山	(株)新幹線ビルディング	残土処理	無断伐採 ／ 1ha未満 ／
③	伊東市	[redacted]		
④	伊東市			／

2　調査者　　森林計画室：石井副主任、森技師
　　東部農林事務所治山課：溝口主任

3　現地状況

①　(株)ランディー（No.802）

開発に伴い、都計法の許可は受けていたものの、森林法の許可を受けていなかったため、平成20年度に林地開発許可を受けて施工していた。しかし、リーマンショックにより、資金繰りが悪化したため、造成工事は3,4月頃より止まっており、街路樹やブロック積のような細かい施工については、7月まで細々と続いていたが、それ以降は途中のまま止まっている。

流末河川の水路断面は1/50以上が確保されているため、調整池の設置は不要となっている。

《現地状況》

- 切土勾配は少なくとも1割は必要なのに対し、目測で6分程度しかなく、法面は緑化もされず放置されており、表面侵食が進んでいる。
- 道路及び側溝は施工途中にあり、設置済みの側溝には土砂が堆積している。
- ブロック積擁壁は施工途中であったり、倒壊しているものが見られ放置されている。
- 開発地直下の道路への土砂の流出は確認できなかった。
- 指導により設置させた沈砂池（写真とは別にある）は、既に埋塞している。（東部情報）
- 廃棄物は以前と比較して増減はない模様。（東部情報）

《指導方針》

- 切土掘削勾配を精査させ、申請書記載どおりの施工を指導する。
- 堆砂によって側溝断面が不足している箇所があるため、側溝の浚渫を行わせる。
- 法面の侵食防止と土砂流出防止のため、緑化等の対応を実施させる。
- 下流への土砂流出防止のため、写真の沈砂池の機能を確認するとともに、新たな沈砂池を設置させる。
- 事業者から今後の計画を聞き取り、『中止』を含めた事務処理の指導を行う。

現地調査指導継続中

従わない場合
↓
文書指導
↓
行政命令

② （株）新幹線ビルディング（伐採届提出、土採取条例）（①に隣接）

平成19年ころ、無断伐採を行った上、無許可にて残土処分を行っていたため、農林事務所、土木事務所、市の指導により、復旧→法令順守（伐採届、土採取条例）の手続きを行わせた後、事業を実施させていた。施工中に、事業者が請け負っている他工事で発生した廃棄物（Co殻など）を搬入し放置していた。（保健所が指導中）

《現地状況》

- 数日前の降雨により、土砂が水分を含んでいるため、施工は中断していた。
- 施工途中ではあるものの、盛土勾配は適正ではなかった。（1：1.8以上はない）
- 重機はバックホウしか見られず、転圧用機械は使用していない様子。

《現地にいた施工業者からの聞き取り》

- 横浜から土砂を搬入しており、今後も搬入を続ける。
- 土砂搬入にあわせて、段切り・締め固めをしながら整形し、谷下流側から徐々に完了させる。
- 10/8の台風の際、下流河川、漁港を確認したが多少の濁水は発生したものの、以前ほどではなく、土砂の流出もなかった。

《熱海土木からの聞き取り》

- 台風の際、土砂流出による漁協からの苦情あり、現地調査を実施したところ、従前と変わらない程度の濁水が伊豆山漁港へ流出していた。
- 施工地直下にある砂防堰堤の上下流に堆積している土砂も増加している。

《指導方針》

- 土採取条例を所管する熱海市を通じて、適正な盛土の実施と下流への土砂流出防止対策について指導を行うよう依頼する。

[redacted]③

[redacted]④

上記のとおり復命します。

平成21年10月21日

森林計画室長　様

副主任　石井孝明

技師　森勇

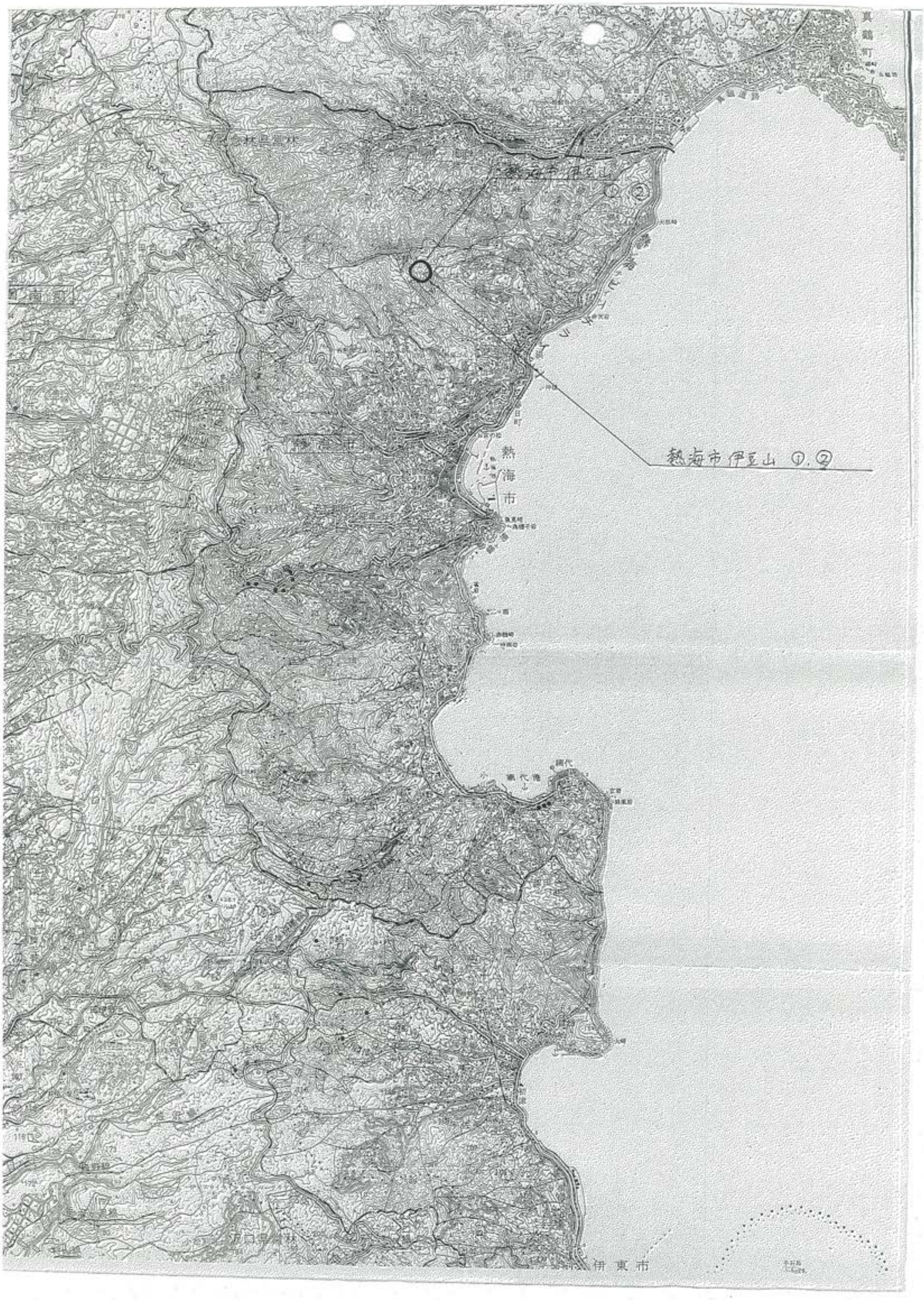

熱海市伊豆山 ①.②
熱海市
伊東市

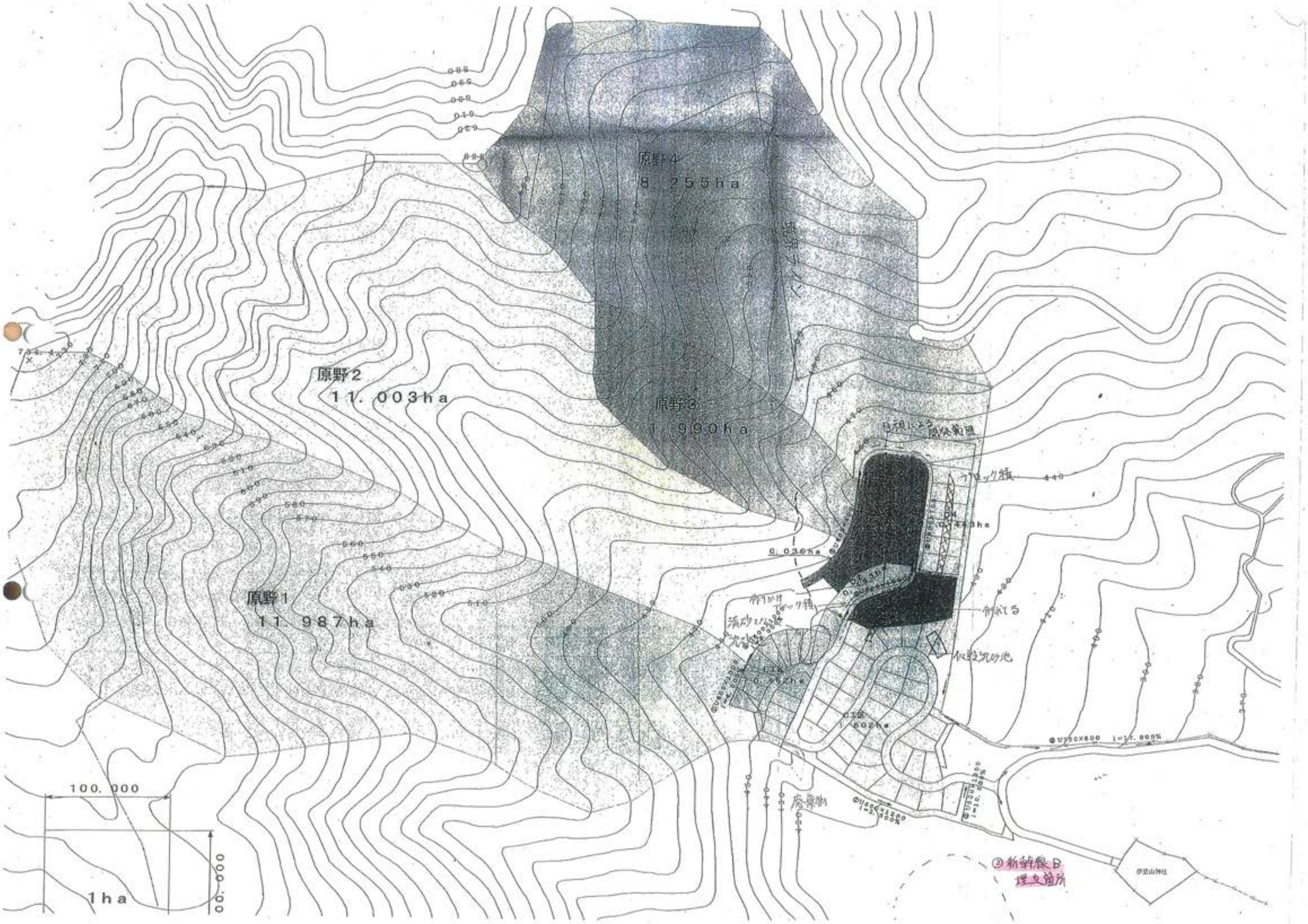
原野4
8.255ha
原野2
11.003ha
原野3
1.990ha
原野1
11.987ha
100.000
1ha
③新幹線B
埋立箇所

② 新幹線東、赤井谷。
※ 土採取金例により 高さ指定。
(伐採面提出図面との整合を確認する必要に指定)



①赤井谷の埋め立て状況



②赤井谷の埋め立て状況(①とは反対側より)



③谷底の埋め立て状況



④谷底の埋め立て状況
(大規模な流出は起きていない模様)

A076

復　命　書

供覧	所長	次長	部技監	総務課長	治山課長	係長	課員
				〃			

用　件	熱海市伊豆山赤井谷における残土処理問題について打ち合わせ
年月日	平成21年11月4日（水）午前9時半～11時半
場　所	熱海県総合庁舎2階第2会議室
内　容	出席者　熱海土木事務所長ほか別添のとおり 内　容 同箇所の残土処理については、森林法関連では小規模林地開発地として本年3月ころより行われていたが、本年10月8日に伊豆山港に土砂が流出しているとの苦情を熱海土木が受け現地調査したところ、残土処理がずさんに行われていた。そのため、このままでは更なる被害が生ずる恐れがあるということで、関係者が集まって今後の対策を協議しようと開催されたものである。 協議内容 ・熱海市よりこれまでの経緯を説明 ・当事務所からは質問に答える形で森林法上のこれまでの経緯を説明 ・現在の危険な状態を行政として放置しておくことは許されないことから、業者に対し至急何らかの措置を命ずる必要があるということで三者（市、土木、農林）の認識は一致した。 ・現状の法的規制は、風致条例と土採取条例の届出（いずれも熱海市案件）で、土採取条例については現在期限が切れている。また、当初申請の下流にロックフィルダムを作るという方法を変更しているにもかかわらず変更申請もせずに上流部から土砂を捨てているというずさんな状態になっている。 ・そのためこの土採取条例上の規制として、土砂搬入の中止、防災措置の変更計画の提出等を熱海市から指導することとなった。 ・法的な内容を熱海市がもう少し整理して3者がまた集まり指導の内容・方法について協議することとなった。 以下熱海市土地利用対策室西島室長との打ち合わせ ・現地は1ｈａを越えている可能性があるが、森林法の手続きにのっとり業者に測量を指導していると時間がかかってしまうため、市からの指導時に面積の算出のための測量も指導してもらうこととした。（西島室長了解） 今後の農林の対応 もし1ヘクタールを越えているようであれば、復旧を指導していくことになるが、現地は過去に1度指導をうけた場所であり、再犯の場合もまた同じようなやり方で許していいのか考える必要がある。

東部農林事務所長　様

上記のとおり復命します。

平成21年11月4日

治山課長　竹林圭介

平成21年11月4日

出席者名簿

所属	氏名
熱海土木事務所長	牧野 健二
技監	原隆一
〃 都市計画課長	土屋 章
〃 〃 主幹	市川博章
〃 〃 主任	土屋浩章
〃 用地管理課 課長	中村政則
〃 〃 係長	岩崎和親
〃 〃 主事	川瀬達広
工事課 課長	小川 孝
〃 副主任	宮沢 剛
熱海市産業振興課長	渡辺 明信
〃 農林水産室長	植嶋清利
〃 まちづくり課長	三谷良男
〃 〃 土地利用計画室長	西島光章
〃 〃 〃 副室長	窪田純一
〃 建設課長	上西敏文
東部農林事務所治山課長	竹林圭介

10/9 現在の状況
写真 ⑭ 附近









S=1/5000

		会社名	面積	種別	許可等	完了	備考
①	青	ジーズ	1.99ha	開発行為	H14.12.26許可	H18.3.24完了	違反により一時中断、完了時は光栄ハウジング
②	緑	ランディ	4.98ha	開発行為	H18.4.11許可		施工中(中断)
③	橙	新幹線ビルディング	0.99ha	開発行為	(H20.5月申請)		許可は出ていない
④	赤	〃	0.94ha	土採取届	H19.4.9受理		
				風致内行為	H19.4.12許可	H22.4.12まで	
⑤	赤	〃	0.93ha	風致内行為	H19.4.12許可	H20.4.12まで	
⑥	赤	〃	0.51ha	風致内行為	H19.6.4許可	H20.6.4まで	

紫 新幹線ビルディング所有地 11.0ha

11/4 AM 9:30 ~~Pm 15:00~~
熱海土木で関係者会ぎ

主任	課	係	担当者

平成21年10月9日（金）

管理課長　課係

8日の伊豆山港及び逢初川河口部のにごり調査をうけて、上流部の確認を行った。
調査員：小川課長、菅沼副主任、植松専門員

雨水により、開発地の転圧不足の土砂が流れ出していることが確認された。（現地の土砂は長靴がはまると抜けなくなるような軟弱な状態）
流出した土砂のうち、濁りの原因となる細粒成分の多くは、河川内で堆積することなく、そのまま河口から海水中に流出する。（逢初川は急流なので、ほぼすべての細粒土砂が堰堤も通過して海に流出するものと考えられる）。海に流出後、一部の細粒成分は海水と混ざり合うことで凝集し沈降するが、表層部は海水と混じり合わずに、薄く広く濁りが拡散する。今回のように河口部で高波浪な条件となった場合は、沈降した濁り成分が波により巻き上げられ、広範囲で全層的に海水が濁った状況となる。

河川区域の上流ではあるが、当該地の土砂が逢初川に流入していることは確実とみられ、河口部の港湾利用者からの苦情もあるため、何らかの形で開発者に対しての指導が必要と考えられる。







工事課長	主任	課長	担当

平成21年10月8日

伊豆山港の濁りがすごいからすぐに見に来て欲しい、と伊豆山の漁師・川口氏（携帯090-3382-6598）より電話、管理課　川瀬主事が対応。
川瀬主事からの報告をうけ、工事課　菅沼副主任、植松専門員で現場に直行した。

現場は、現在埋立中の箇所であり、越波による埋立土の洗い流し、または吸出しの可能性も多少考えられるが、港外のにごりの様子から逢初川からの濁流の影響が大きいと考えられる。逢初川の濁りの発生源は、上流部の開発行為によるものと思われる。

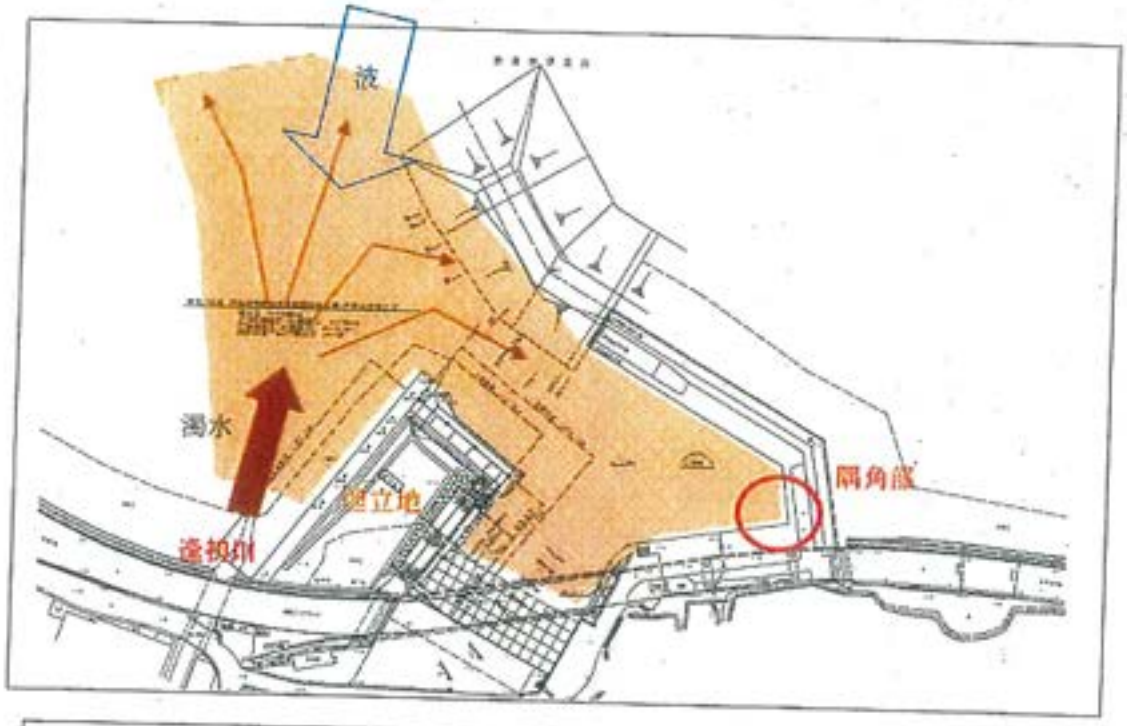



逢初川からの濁流



埋立土の表土が少し洗われた形跡あり。
吸出し防止材は波の影響をうけて動いているが、破れてはいない。



陥没した箇所があり、多少の吸出しはあった可能性がある。

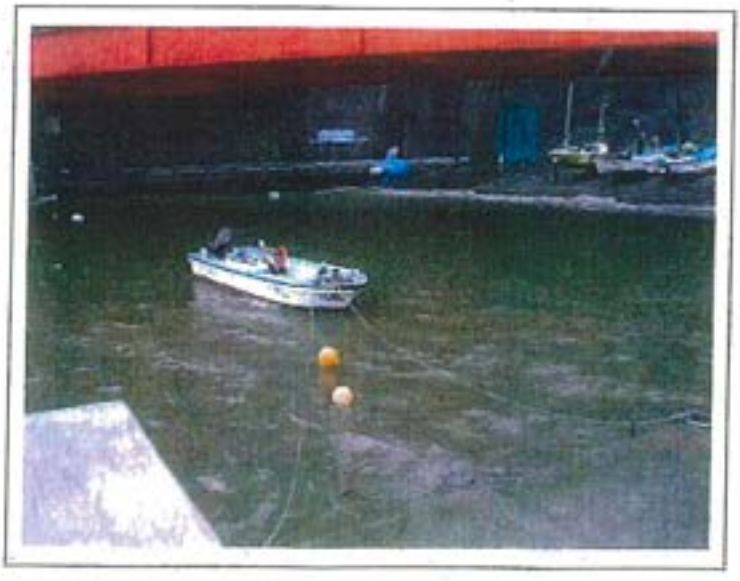

港内の海水もにごっている。



港奥隅角部の吹き上げ、越波状況。
埋立護岸を作った影響で、波が集まりやすくなったとのこと。
何らかの対策がほしいとの要望あり。

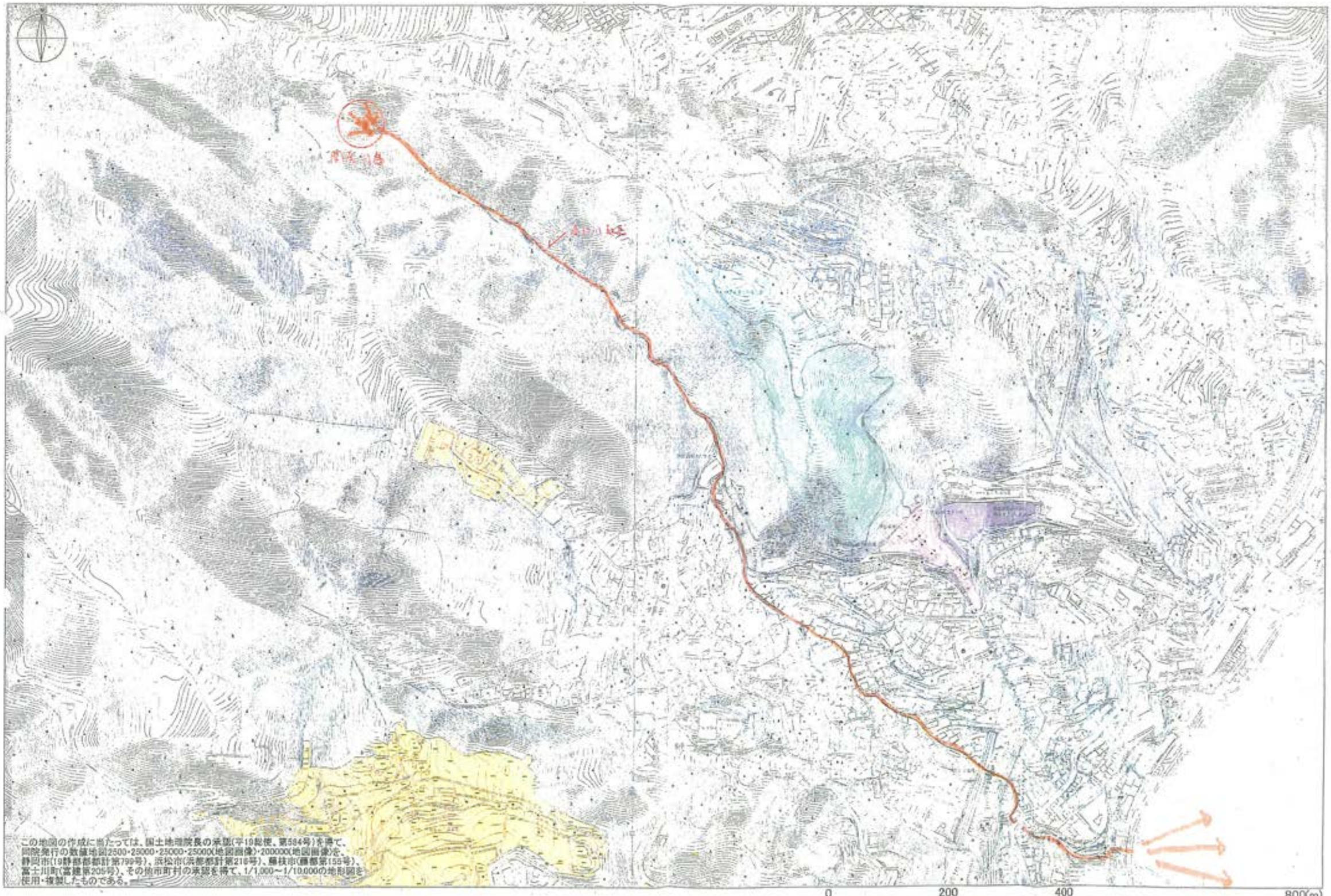

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認(平19総使、第584号)を得て、同院発行の数値地図2500・25000・25000・25000(地図画像)・200000(地図画像)を、静岡市(19静都都計第799号)、浜松市(浜都都計第216号)、藤枝市(藤都第155号)、富士川町(富建第205号)、その他市町村の承認を得て、1/1,000～1/10,000の地形図を使用・複製したものである。

所長	次長	技監(兼) 企画検査課長	総務 課長	用地管 理課長	工事 課長	都市計 画課長	企画 係長	係常	担当

伊豆山（新幹線ビルディング所有地）盛土打合せ記録

日時　平成２１年7月２日（木）10：30～
場所　熱海市役所４階会議室
出席　新幹線ビルディング：鈴木、㈱ソウメイ：千葉（実際の施工者）
熱海市まちづくり課土地利用対策室：西島室長、窪田副室長
東部農林治山課：竹林課長、溝口主任
熱海土木都市計画課：市川主幹

概　要

- 現在、新幹線ビルディングが熱海市への土採取届（1ha 未満）により、神奈川県からの工事残土を盛土している。（盛土）
- これについて森林に対する必要な手続きが行われていないため、東部農林事務所が新幹線ビルディングを呼んで手続きを行うよう指示した。
- また、今後１ｈａを超えることのないよう注意を促した。（１ｈａを超えた場合は林地開発許可手続（1/1 河川流下能力確保）が必要になることを改めて伝えた。）

東部農林事務所からの指示

① 伐採届
② 小規模林地開発届（土石採取届による行為が）

※H19 に 1ha を超えたため植林等を指導し完了と認めたのに、今回同じところをまた改変している。そういった経緯から今回の改変は前回の半分程度（0.5ha 程度）にしてもらいたい。少なくとも１ｈａを超えないことを確認する必要がある。

やりとり

（市）　このまま盛っていくと１ｈａを超えてしまうのではないかと懸念している。１ｈａを超えた場合には林地開発許可を受ける必要があり、そのためには、開発行為同様途初川の改修が必要となる可能性がある。
（新幹線）林地開発は宅地を造る訳ではなく、森林に戻すのに河川改修が必要なのか。
（農林）　一時的とはいえ裸地になるので河川改修は必要である。
（新幹線）河川内に温泉管がいっぱいあって危険な状態であり、今でも１／１の流下能力が計算上ない、また、実際には氾濫は起きていないのに業者に改修させようとするのは県の身勝手である。
（土木）温泉管については所有者を調べ指導しているところである。
（新幹線）（意外という反応あり）現在行っている盛土でも収支がトントン。河川改修までして開発してもペイできる状況ではないので林地開発にならないよう１ｈａを超えないようにやる。少しずつ（1ha 未満をいくつも）やっていくしかない。

（農林）　それはダメ。
（新幹線）じゃあ何年経ったら“隣接”でなくなるのか。別の第３者ならいいのか。
（農林）　それはそのときに判断する。
（ソウメイ）苦情が出るのを心配しており、地元に説明して時間帯等了解を得ている。絞り水を受ける埋設管も設置している。途初川を汚さないようにやっている。

まとめ

- 新幹線ビルは、今は残土処理をしたいだけであり、この盛土が１ｈａを超えて林地開発（＝河川改修）になるようなことは避けたいと考えている。
- 新幹線ビルディングが、林地開発もしくは開発行為に踏み出した場合には、許可事務は熱海市又は県本庁が行うが、土木事務所として途初川の 1/1 流下能力の確保を求める指導を行う必要がある。（都計法３２条協議、公共施設管理者の同意）
- 新幹線ビルディングは、将来的には宅地造成を目指しているが、現時点では、造成しても売れないため宅地造成（開発行為）を行うつもりはない。
- 新幹線ビルディングの経営は厳しい模様
- 農林事務所は、１ｈａ未満の小規模林地開発を断続的に行うことで林地開発を逃れるようなやり方は認めないというスタンス
- 熱海市では、新幹線ビルディングの資格・信用を問題にして、熱海市内での新幹線ビルディングの開発を止められないか土地対策室に相談に行っているとのこと

適用法令

１ｈａ未満　（表１）

	必要な手続き	備考
熱海市	土採取届	盛土も対象（条例）
農林事務所	伐採届 小規模林地開発届	森林計画の対象森林（5 条森林）であるため対象となる（森林法）

１ｈａを超えた場合　（表２）

	必要な手続き	備考
土木事務所	（土採取届）…今回は不要	盛土も対象（条例） 林地開発許可が優先となり不適用
農林事務所	伐採届 林地開発許可	森林計画の対象森林（5 条森林）であるため対象となる（森林法） 宅地造成ではなく単なる盛土等の場合 1/1 以上の河川流下能力が必要
熱海市（5ha 未満） 県庁（5ha 以上）	開発行為許可	宅地開発の場合（都計法） 1/1 以上の河川流下能力が必要

※土木事務所が直接関わる手続きは、途初川の 32 条協議のみ

写

熱建まち第 2094-46 号
平成２１年 1月２３日

神奈川県小田原市城山1－4－1
株式会社新幹線ビルディング

熱海市長 齊 藤

風致地区内行為について(変更許可)

このことについて、静岡県風致地区条例第6条の2第1項の規定により、下記のとおり許可する。

記

1 行為地の所在	熱海市伊豆山字赤井谷1076-3の一部
2 風致地区の名称	第２号 伊豆山 風致地区 第 2 種
3 行為地面積	9,446.00 平方メートル
4 許可を受けた行為の種類	土地の形質の変更　　木竹の伐採
5 前回許可年月日 許可番号	平成19年 4月12日　　熱建まち第 1891-33 号
6 変更しようとする行為内容	工期の変更
7 工期	平成20年 4月12日　から 平成22年 4月12日　まで
8 許可条件	既許可条件に同じ

様式第８号（第４条関係）

風致地区内行為変更許可申請書

平成21年1月14日

熱海市長　斉藤　栄　様　あて

申請者　住　所　神奈川県小田原市城山1丁目4番1号

氏　名　株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野二三男　印

条例第６条の２第１項の規定による変更許可を受けたいので、次のとおり申請します。

行為地の所在	熱海市伊豆山字赤井谷1076-3の一部			
地目及び面積	地　目	山林	面　積	9,446.00㎡
許可を受けた行為の種類	土地の形質の変更、木材の伐採			
許可年月日及び許可番号	平成19年4月12日 熱建建第1891-33号			
変更しようとする行為の内容及びその理由	平成20年4月12日までとなっている工期の変更			
着手及び完了予定期日	着手　平成20年4月13日 完了　平成22年4月12日	又は許可日から　　日間		
摘　要	神奈川県 小田原市 城山１－４－１ 株式会社 新幹線ビルディング 電話番号　0465－32－1158			

備考

摘要欄に連絡先を記入してください。

熱海市 まち 平21.1.14 つくり 2094-46

様式第４号（第２条関係）

施　行　方　法　書

（木竹の伐採の場合）

土地所有者の住所及び氏名	神奈川県小田原市城山１－４－１ 株式会社新幹線ビルディング
行為の種類	伐　採
伐採の理由	土砂の崩壊に供する、岩塊による堰堤の築造のため
行為地の面積	9446.00 平方メートル
樹種	小　樽
樹齢	5年 ～ 10年
樹高	3m ～ 5m
樹量	250本　　2.0立方メートル
跡地利用計画	
摘要	

備考

1　案内図、現況図及び現況写真を添付してください。

2　跡地を他の行為に利用するときは、それぞれの様式による施行方法書を添付してください。

様式第３号（第２条関係）

施 行 方 法 書

（宅地の造成等の場合）

<table>
<tr><td>行為施工者の住所及び氏名</td><td colspan="6">山梨県　甲州市　勝沼町　綿塚３０９
トランスファー株式会社
代表取締役　高橋　寛</td></tr>
<tr><td>土地所有者の住所及び氏名</td><td colspan="6">神奈川県　小田原市　城山１−４−１
株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男</td></tr>
<tr><td>面積及び土量</td><td>面積</td><td>9446平方メートル</td><td>土量</td><td>盛土</td><td colspan="2">38,529㎥</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>切土</td><td colspan="2">2,253㎥</td></tr>
<tr><td>行為の目的</td><td colspan="6">土砂の崩落防止に供する、岩塊による堰堤の築造</td></tr>
<tr><td>行為地の現況</td><td colspan="6">山林</td></tr>
<tr><td>土留の方法</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>排水工事</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>河川又は渓流との距離</td><td colspan="6">m</td></tr>
<tr><td rowspan="2">緑地の面積</td><td rowspan="2">2879.00㎡</td><td rowspan="2">内訳</td><td>自然の緑地</td><td colspan="2">2879.00㎡</td></tr>
<tr><td>人工の緑地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">緑地率</td><td rowspan="2">30.47パーセント</td><td rowspan="2">植栽の内訳</td><td>高木</td><td>低木</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>本</td><td>本</td><td></td></tr>
<tr><td>摘要</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

備考

（１）案内図、現況図、公図写し、縦断面図、横断面図、出来上がり予定図、行為地面積等算定図、緑地面積算定図、現況写真及び土地所有者の承諾書を添付してください。

（２）他の行為を同時に行うときは、それぞれの様式による施行方法書を添付してください。

（３）緑地率とは、緑地の面積の行為地面積に対する割合をいう。

熱海市 伊豆山 赤井谷第一堰堤 工程

期間 着工 平成20年04月13日
　　 完工 平成22年04月12日

名称 ＼ 年、月、日	平成20年4月～平成22年4月				備考
	平成20年4月～平成20年10月	平成20年10月～平成21年4月	平成21年4月～平成21年10月	平成21年10～平成22年4月	
準備、仮設工	←→				
土砂搬入		←→	←→	←→	
雑工等				←→	

課長	課長補佐	課長補佐	建築係長	指導係長	住宅課長	課

風致地区内行為着手届

平成19年4月12日

熱海市長　齊藤　栄　　様

届出者
（許可を受けた者）

住所　神奈川県小田原市城山1丁目4番1号
株式会社新幹線ビルディング

氏名　代表取締役　天野二三男

TEL

（氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要であること。）

静岡県風致地区条例第2条第1項の規定により許可を受けた風致地区内行為に着手したいので、届け出ます。

許可年月日及び許可番号	平成19年4月12日　熱建建 第 1891-33 号
行為地の所在	熱海市伊豆山字赤井谷1076-3の一部
許可を受けた行為の種類	土地の形質の変更　木竹の伐採
地目及び面積	地目　山林　面積　9,446 m^2
設計者	住所 東京都世田谷区新町2-24-15-503 TEL 03-3428-3387 氏名 有限会社 ラダー・コーポレーション 清水秀幸
施工者	住所 山梨県甲州市勝沼町綿塚309 TEL 0553-44-2579 氏名 トランスファー株式会社 代表取締役 高橋寛
行為着手年月日	平成 19 年 4 月 12 日
行為完了年月日	平成 20 年 4 月 12 日

第　号
19.4.13
熱海市役所

1　添付書類・・・工程表

2　提出部数、提出先・・・1部、市建築住宅課

熱建建　第　1891-33 号
平成１９年　４月１２日

神奈川県小田原市城山1－4－1
株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野二三男　　様

熱海市長　齊　藤　栄

風致地区内行為について(許可)

このことについて、静岡県風致地区条例第2条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

記

1　行為地の所在	熱海市伊豆山字赤井谷1076-3の一部
2　風致地区の名称	第２号　伊豆山　　風致地区　　第　2　種
3　行為地面積	9,446.00 平方メートル
4　行為の種類	土地の形質の変更　　木竹の伐採
5　工　　期	平成19年 4月12日　から　　平成20年 4月12日　まで
6　許可条件	(1)　工事着手に当たり、着手届を提出すること。 (2)　植栽計画を遵守すること。 (3)　工事完了後は、速やかに完了届を提出し、完了検査を受けること。 (4)　設計を変更しようとするとき、又は許可事項と異なる施行の必要が生じたときには、あらかじめ熱海市長に協議すること。

様式第１号（第２条関係）

風致地区内行為許可申請書

平成18年10月2日

熱海市長　斉藤　栄　様

住　所　神奈川県小田原市城山１－４－１

申請者

氏　名　株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男

（氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。）

条例第２条の１項の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

風致地区の名称及び種別	名　称	第２号伊豆山風致地区	種　別	第２種
行為地の所在	熱海市　伊豆山　字赤井谷1076－3の一部			
地目及び面積	地　目	山林	面　積（㎡）	9446㎡
許可を受けようとする行為の種類	① 建築物 その他の工作物 新築 改築 移転 ② 宅地の造成 土地の開墾 その他の土地の形質の変更 ③ 木竹の伐採 ④ 土石の類の採取 ⑤ 水面の埋立て ⑥ 建築物等の色彩の変更 ⑦ 土石の堆積 廃棄物の堆積 再生資源の堆積			
着手及び完了予定日	着手　許可日 完了　許可日から12ヶ月			
摘　要	神奈川県　小田原市　城山１－４－１ 株式会社新幹線ビルディング　後藤　和夫 電話番号　０４６５－３２－１１５８			

備考

摘要欄に連絡先を記入してください。

第191号
18.10.-2
熱海市役所

様式第３号（第２条関係）

施 行 方 法 書

（宅地の造成等の場合）

<table>
<tr><td>行為施工者の住所及び氏名</td><td colspan="6">山梨県　甲州市　勝沼町　綿塚３０９
トランスファー株式会社
代表取締役　高橋　寛</td></tr>
<tr><td>土地所有者の住所及び氏名</td><td colspan="6">神奈川県　小田原市　城山１−４−１
株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男</td></tr>
<tr><td rowspan="2">面積及び土量</td><td rowspan="2">面　積</td><td rowspan="2">9446 平方メートル</td><td rowspan="2">土　量</td><td>盛　土</td><td colspan="2">38529 [illegible] ㎥</td></tr>
<tr><td>切　土</td><td colspan="2">2,253 ㎥</td></tr>
<tr><td>行為の目的</td><td colspan="6">土砂 の崩落防止に供する、岩塊による堰堤の築造</td></tr>
<tr><td>行為地の現況</td><td colspan="6">山林</td></tr>
<tr><td>土留の方法</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>排水工事</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>河川又は渓流との距離</td><td colspan="6">m</td></tr>
<tr><td rowspan="2">緑地の面積</td><td rowspan="2">2879.00 ㎡</td><td rowspan="2">内訳</td><td>自然の緑地</td><td colspan="2">2879.00 ㎡</td></tr>
<tr><td>人工の緑地</td><td colspan="2">㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="2">緑地率</td><td rowspan="2">30.47%</td><td rowspan="2">植栽の内訳</td><td>高木</td><td>低木</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>本</td><td>本</td><td></td></tr>
<tr><td>摘要</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

備考

（１）案内図、現況図、公図写し、縦断面図、横断面図、出来上がり予定図、行為地面積等算定図、緑地面積算定図、現況写真及び土地所有者の承諾書を添付してください。

（２）他の行為を同時に行うときは、それぞれの様式による施行方法書を添付してください。

（３）緑地率とは、緑地の面積の行為地面積に対する割合をいう。

様式第４号（第２条関係）

施　行　方　法　書

（木竹の伐採の場合）

土地所有者の住所及び氏名	神奈川県小田原市城山１－４－１ 株式会社新幹線ビルディング
行為の種類	伐　採
伐採の理由	土砂の崩落に供する、岩塊による堰堤の築造のため
行為地の面積	9446.00㎡
樹種	小　櫟
樹齢	５年～１０年
樹高	３m～５m
樹量	２５０本　　２．０立方メートル
跡地利用計画	
摘要	

備考

１　案内図、現況図及び現況写真を添付してください。

２　跡地を他の行為に利用するときは、それぞれの様式による施行方法書を添付してください。

受　理　書

熱建設第 208 号
平成１９年 4 月 9 日

神奈川県小田原市城山１－４－１

株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野二三男　様

受理者　熱海市長　齊　藤　栄

次の区域における土の採取等については、静岡県土採取等規制条例第３条第１項による届出書を次のとおり受理したので通知します。

記

１、　土の採取等を行う場所の区域

熱海市伊豆山字赤井谷１０７６－３の一部
区域面積　９，４４６㎡

２．受付年月日

平成１９年　３月　９日

３．附帯条件

当該届出に係る土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等により災害が発生するおそれがあるときは、建設課と協議をし、災害を防止するための必要な措置を取ること。

また、土砂の崩壊、流出により災害が発生した際は、早急に対策を講じるとともに、被災の補償を行なうこと。

様式第１号（第２条関係）

土の採取等計画届出書

熱海市長　斉藤　栄　様

平成１９年　３月　９日

住　所　神奈川県小田原市城山１－４－１

届出者

氏　名　株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男

（電話番号 0465－32－1158）

（氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。）

静岡県土採取等規制条例　第３条第１項　~~第３条第３項~~　規定により、次のとおり届け出ます。

１ 土の採取等の目的

隣接地の土砂を盛土するため。

２ 土の採取等を行う場所の区域

所在地		土地の現況	登記簿上の地目	面積（平方メートル）	土の採取等を行う権利の種類	土地所有者の住所及び氏名	法令等による区域指定等の現況
市町村大字字小字	地番						
熱海市伊豆山赤井谷	1076－3	山林	山林	9446		株式会社新幹線ビルディング	
計		1	筆	9446	平方メートル		

番号
19.3.-9
熱海市役所
建設課

3 土の採取等に関る土の数量

（1）切土、床堀りその他の土地の掘削を行う場合

土の数量	2253 立法メートル

（注）土の採取等を行う場所の区域外へ土を搬出する場合のみ記入してください。

（2）埋土又は盛土を行う場所

土の数量	36276 ~~13042~~ 立法メートル

（注）土の採取等を行う場所の区域外へ土を搬出する場合のみ記入してください。

（3）土の採取等を行う場所の区域内で（1）及び（2）を同時に行う場合

（ア）切土、床掘りその他の土地の掘削に係る土の数量	2253 立方メートル
（イ）土の採取等を行う場所の区域外からの搬入する土の数量	36276 ~~13042~~ 立方メートル
（ウ）埋土又は盛土に係る土の数量	36276 ~~13042~~ 立方メートル
（エ）土の採取等を行う場所の区域外への搬出する土の数量	立方メートル
土の数量の合計（（ア）及び（イ）の合計）	38529 ~~15295~~ 立方メートル

4 土の採取等を行う期間

（1）採取等の時期　許可　日～　12ヶ月（予定）

（2）作業時間　7　時から　19　時まで

（3）工程

種別＼年月日									

（注）切土、盛土、埋戻し、沈砂池等の種別ごとに記入してください。

5 土の採取等の方法及び土の採取等のための設備その他の施設に関する事項

（1）土の採取等の方法

ア 切土、床掘りその他の土地の掘削を行う場合

区分	概要
高さ又は深さ	最大 2 メートル
方法	ア 階段採取法 ㋑ 平面採取法

のり面の小段の高さ	最大	2	メートル
のり面の小段の幅	最小		メートル
隣接地からの距離	最小		メートル
土質	関東ローム		

イ　埋土又は盛土を行う場合

区分	概要		
高さ又は深さ	最大	15	メートル
方法	ロックフィル		
のり面の小段の高さ	最大	10	メートル
のり面の小段の幅	最小	5	メートル
隣接地からの距離	最小		メートル
土質			

（2）土の採取等のための設備

機械の名称	形式	能力（立方メートル／時間）	台数
ブルドーザ	16 t		2
バックホウ	0.6 ㎥		2
振動ローラ	14 t		1

（3）その他の施設

6　土の採取等に伴う災害防止のための方法及び施設に関する事項

区分	
土採取等標識の掲示場所	
立入りを禁止する場合の方法及び施設	
土砂等の飛散を防止するための方法及び施設	
土砂等の崩壊を防止するための方法及び施設	
土砂等の流出を防止するための方法及び施設	
雨水等の処理をするための方法及び施設	

その他の災害を防止するための方法及び施設	

7 土の採取等に係る土の運搬の方法及び土の搬入先又はその他土の運搬に関する事項

（1） 土の運搬方法

区分	概要
交通監視人	
1日の搬入台数及び量	トン車　台　最大延べ　台　立方メートル
1日の搬出台数及び量	トン車　台　最大延べ　台　立方メートル
運搬主体	

（2） 土の搬出先又は搬入先

（3） その他の土の運搬に関する事項

区分	概要
経路	（別添図第　号図参照）
種類	ア 市町村道　イ 市道　ウ 仮設道路 エ 河川区域　オ その他
種別	ア 契約（同意）有　イ その他
重量制限	ア 有（　トン）　イ なし
舗装	ア 有（延長　メートル）　イ なし（ただし　）
学童の通行状況	ア 多い　イ 少ない　ウ なし

（注）該当する事項には、記号に○印を付けてください。

8 土の採取等に係る跡地の整備に関する事項

（1）跡地に係る土砂等の崩壊の防止方法

ア 跡地ののり面の状況

（ア）切土、床掘りその他の土地の掘削を行う場合

高さ又は深さ	最大　メートル	のり面のこう配	最大　度
のり面の小段の高さ	最大　メートル	のり面の小段の幅	最小　メートル

（イ） 埋土又は盛土を行う場合

高さ又は深さ	最大　メートル	のり面のこう配	最大　度

のり面の小段の高さ	最大　　メートル	のり面の小段の幅	最小　　メートル

（ウ）のり面等の保護の方法

方法	概要
植栽	
種子吹き付け	
擁壁その他	

（注）概要欄には、樹種、本数、面積等を具体的に記入してください

（2）跡地の利用方法

9　現場責任者の氏名及び住所

氏　名　トランスファー株式会社

住　所　代表取締役　高橋　寛　　（電話番号 0553－44－2579）

10　土の採取等を緊急に必要とした非常災害の状況の概要（条例第3条第3項の規定による届出の場合に限る。）

土砂流出防止工

埋設堰堤(フィルダム)の設計

平成 19 年 2 月

株式会社　新幹線ビルディング

目　次

1 はじめに ・・・・・ 1

2 参考：宅地防災マニュアル ・・・・・ 3

3 第1堰堤　円形すべり面の安定計算書 ・・・・・ 12
常時：関東ローム層の粘着力を対照とした場合

4 第1堰堤　円形すべり面の安定計算書 ・・・・・ 13
地震時：関東ローム層の粘着力を対照とした場合

5 第1堰堤　円形すべり面の安定計算書 ・・・・・ 14
常時：関東ローム層の内部摩擦角を対照とした場合

6 第1堰堤　円形すべり面の安定計算書 ・・・・・ 15
地震時：関東ローム層の内部摩擦角を対照とした場合

1.はじめに

熱海市伊豆山地内において実施されている開発事業区域に隣接する区域の谷筋において、開発工事で発生する残土を安全に処分するために、谷筋にロックフィルダム形式の堰堤を築堤し盛土の押さえとする。

本設計では、この堰堤と盛土の安定性を検討し、その形状を設計する。

堰堤の設計においては、土砂が堤体高さ以上に堆積する場合、または将来堤体が埋没するような盛土工事がある場合にも安全な設計とする。

現在工事中の隣接区域の地質は、表層は薄い関東ロームであり、その下部は風化安山岩層であることがボーリング調査により確認されている。

工事現場では安山岩の岩塊が多数発生しているため、堤体にこの岩塊を流用し、ロックフィル形式により築造する。

2.堤体の位置

堤体の設置位置は、蓮染川の原流域のさらに上流部で、谷状の地形である。

湧水は無い。

谷筋の地表勾配は 12° ～17° であり最急勾配は 32° であるが、谷筋上流部の山の斜面勾配は 40° を示す。堤体は地表勾配 12° ～17° の谷筋に直角方向に設置する。

3.堤体の構造

堤体の天端幅は 5mとし、斜面勾配は上流側 1:1.4、下流側 1:2.0、高さ 5m毎に 2.5mの小段を設け、堤体は発生材の安山岩により築造する。

ロックフィルダムは、築造した堤体の完成後の材料の締固め密度によって強度が大きく左右される。岩塊は締固めを考慮して最大径を 1.0m以下とし、大きな岩塊は堤体下部に利用する。なお地山と堤体の接地面はすべて高さ 50cm 以上を標準とした段切施工を等高線沿いに行い、腐植土などの表土層は風化安山岩層まで除外する。段切部は表面勾配を 5%以上とする。また谷筋の中心部に湧水処理のため暗渠配水管として網状管 φ200 を埋設する。

4.堤体の設計

堤体の設計は円形すべり面法による。設計に用いる土質は堤体・地山・堆積する流出土砂の 3 種とし、土質常数は次のとおりとする。

① 堤体材料

安山岩:剪断強度　ϕ＝38°

単位堆積重量:γ＝20kn/m3

粘着力:c＝0

参考:ロックフィルダム堤体の内部摩擦角

ⅰ.農林省構造改善局　土地改良事業計画設計基準(設計・ダム)技術書編

第 6 章調査　PI-287 表 6-8-4-3 によると、ϕ800mm径で十分転圧した堤体の内部摩擦角 ϕ＝38～39°　、　ϕ90～300mm径:ϕ＝40°　である。

ⅱ. 岐阜県徳山ダムにおいては ϕ＝39～41°

ⅲ.北海道電力京極水力発電所建設における堤体材料は、風化安山岩の場合

内部摩擦角 ϕ＝37　粘着力c＝⑩kn/㎡である。

ⅳ.転圧機械は日本道路公団では:振動ローラ 13tf～20tf

② 地山

風化安山岩:剪断強度　ϕ＝35°

単位堆積重量:γ＝20kn/m3

粘着力:c＝0

③ 流出堆積土砂

関東ローム:剪断強度　ϕ＝0°

単位堆積重量:γ＝16kn/m3

粘着力:c＝43.8kn／㎡

(道路土工指針では、剪断強度　ϕ＝25°　粘着力c＝0 としている)

地山及び流出土砂の土質常数については、隣接開発事業区域における土質調査データによる。

5.安全率

常時の安全率は 1.5 とする。

地震時は、設計震度を「宅地防災マニュアルの解説 1」IV3 耐震設計 により、大地震時における震度＝0.25、安全率＝1.0 とする。

6.安定計算

円形すべり面法の計算は、ロックフィル堤体の堤頂部を超えた高さまで、盛土が行われる場合を考慮して計算する。

盛土端部は法面処理とし、勾配は 1:2.0 より緩やかとし、堤体天端より 5.0mの高さまでを標準断面とする。この高さを超える盛土となる場合は、円形すべり面法による法面の安定計算をする。

部長	課長	参事	室長	副室長	室	担当

熱海市伊豆山字赤井谷における大規模埋土（盛土）計画について、熱海土木事務所及び東部農林事務所と協議をしたので報告します。

日　時　平成21年1月21日（水）14:00～15:15
場　所　熱海土木事務所　災害待機室
出席者　㈱新幹線ビルディング　鈴木篤二氏、大塚氏
熱海土木事務所　工事課　山崎課長、都市計画課　市川主幹、企画検査課　稲葉主任、用地管理課　岩崎係長、徳山副主任
東部農林事務所　治山課　秋野係長
熱海市役所　福井参事、西島室長、松尾、窪田

＜経緯＞
風致申請　平成18年10月2日
風致許可　平成19年4月12日　1891-33号　熱海市伊豆山字赤井谷1076-3の一部、面積　9,446.00㎡、行為の種類　土地の形質の変更、木竹の伐採
工期　平成19年4月12日から平成20年4月12日

平成21年1月14日に風致地区内行為の変更許可申請書の提出を受けた。工期延長ではあるが、当初許可時と状況が一変しており、関係各機関との調整が必要と思い大塚氏に熱海土木事務所に行くよう指示をした。その結果本日の打合せとなった。
以下に要点を記す。
東部農林事務所は、違反行為があった場所ではあるが復旧した区域であり、林地開発の許可を要する面積以下であるため法的に言うことはない。ただし、近接区域での開発（㈱ランディ）を行っていることもあるので相談等には応じる。
熱海土木事務所は、逢初川に土砂流出を心配している。防災工事を万全にお願いしたい。
熱海市は、許可の内容のとおりの施工は非常に困難であると思っているので、防災計画を含め設計変更を促したい。

新幹線ビルディング鈴木氏は、市の変更申請要望（工法）に対して拒否反応を示したことから、目的は工期の延長であると思われる。それは、許可期間内であったほうが依頼しやすいし、市等の関係機関との調整も進めていると盛土施工業者にアピールできると思われる。施工業者はトランスファー㈱ではなく、専門業者と言っていたが、具体的業者名を明かさなかった。

市としては、風致（土採取）許可をした以上工期の延長は認めざるを得ないと思われる。また、工法及び下流域への災害防止を重点に関係機関と連携して指導していくことが必要である。

施工業者決定後に再度協議するよう㈱新幹線ビルディングに伝え了承を得て協議を終了した。

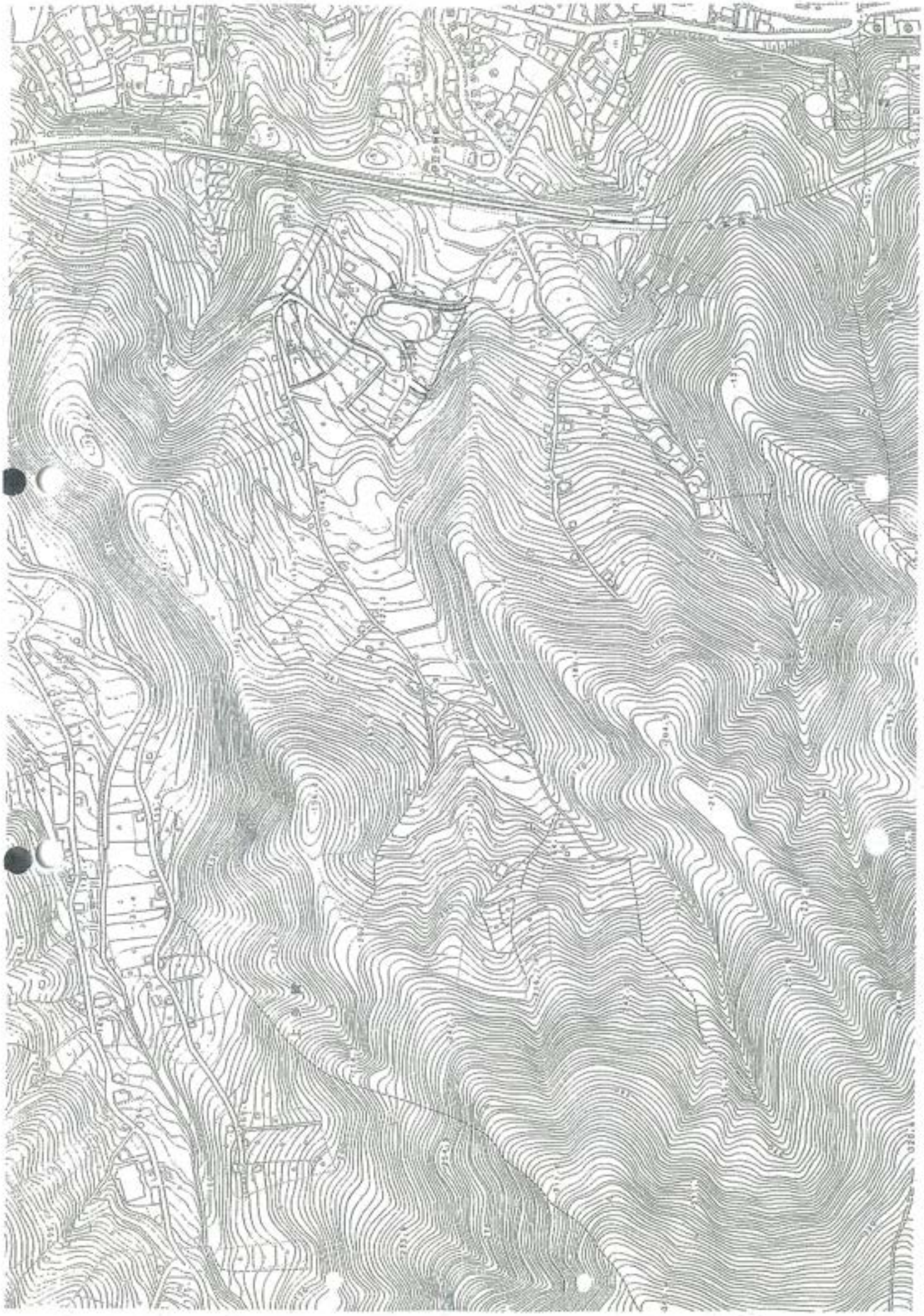

種別	面積 ㎡	%	摘要
開発面積	3940.17	100.00	
道路	702.79	17.84	
宅地	1925.67	48.86	
緑地	1311.91	33.30	

※面積計算はＣＡＤ上で計算している。



開発登録
第　号
358

土地利用計画図	
現場名	西郷市上多賀
図面番号	
作成年月日	平成30年7月
縮尺	S−1:600
小田原市物客60.6番地	
面積金	元数 二正方

開発登録簿

市町村名	熱海市	番号	353

当初許可	許可年月日	平成19年7月25日		承継承認番号	最新 熱建建 第 2067-3 号
	許可番号	熱建建 第 1962-3 号		承継承認年月日	平成20年10月7日
	許可を受けた者の住所及び氏名	神奈川県小田原市城山1-4-1 株式会社 新幹線ビルディング		承継人の住所及び氏名	神奈川県小田原市鴨宮882-9 後藤 和夫
	工事施工者の住所及び氏名	山梨県甲州市勝沼町綿塚309 トランスファー株式会社		区域等 地域	非線引都市計画区域 用途地域 (無指定) 他指定 (風致2種)
	開発区域に含まれる地域及び面積	熱海市 上多賀字平戸1190-1外40筆(別紙参照) 面積 15,320.97 ㎡			
	予定建築物等の用途	専用住宅	工区	位置	工区面積 ㎡ / 変更工区面積 ㎡
	法41条の規定による制限の内容	該当なし		1	3,647.05
	予定工期	平成19年7月25日 から 平成20年7月31日 まで		2	8,729.03

変更許可	許可番号	熱建建 第 1965-5 号	熱建建 第 号
	許可年月日	平成20年6月25日	
	変更の内容	開発区域の変更(15,320.97㎡→12,376.08㎡) 造成計画の変更 工区の設定	

建築制限解除	許可番号	最新 熱建建 第 号	熱建建 第 号
	許可年月日		
	建物概要		

工事完了検査	検査済証番号	最新 熱建建 第2063-1 号	熱建 第 号	熱建 第 号
	検査済証年月日	平成20年6月30日		
	完了公告年月日	平成20年7月1日		
	摘要	第1工区完了(0.36ha)		

備考	他法令 (風致条例 農地法 道路法)

別　紙

開発区域に含まれる区域の名称及び地番

熱海市【変更前】

上多賀字西ヶ洞82-1の一部、82-2、-3、83-3、103-3、104-1、105-1、106-1、-2、-3
上多賀字寺ノ上1168、1169、1171-1、-2、1172-12、-13、1173-1、-3の各一部、1171-3
上多賀字平戸1190-2、1191-1、-4、-13、-15の各一部、1190-1、-3、-4、-5、-7、-8、1191-2、-3、-5、-6、-7、-8、-9、-10、-11、-12、-14

【変更後】

上多賀字西ヶ洞82-2、-3、83-3、103-3、104-1、105-1、106-1、-2、-3
上多賀字西ヶ洞82-1の一部
上多賀字寺ノ上1168の一部
上多賀字平戸1190-1、-3、-4、-5、-7、1191-2、-3、-5、-6、-7、-8、-9、-10、-11、-12、-14
上多賀字平戸1190-2、-8、1191-1、-4、-13、-15の各一部

開発登録簿

市町村名	熱海市	番号	358

当初許可	許可年月日	平成20年6月24日		承継承認番号	最新 熱建まち 第 2067-4 号
	許可番号	熱建まち 第 2062-4 号		承継承認年月日	平成20年10月7日
	許可を受けた者の住所及び氏名	神奈川県小田原市城山1-4-1 株式会社 新幹線ビルディング		承諾人の住所及び氏名	神奈川県小田原市鴨宮882-9 後藤 和夫
	工事施工者の住所及び氏名	未定		区域等 地域	非線引都市計画区域 用途地域 (無指定) 他指定 (風致2種)
	開発区域に含まれる地域及び面積	熱海市 上多賀字西ヶ洞80-6 外60筆(別紙) 面積 3,940.17 ㎡			
	予定建築物等の用途	専用住宅	工区	位置	工区面積 ㎡ / 変更工区面積 ㎡
	法41条の規定による制限の内容				
	予定工期	平成20年7月1日 から 平成20年9月30日 まで			
変更許可	許可番号	熱建まち 第 2065-3 号		熱建まち 第 号	
	許可年月日	平成20年9月2日			
	変更の内容	造成計画の変更 区画の変更 工事施工者の変更(未定から㈱新幹線ビルディング)			
建築制限解除	許可番号	最新 熱建まち 第 号		熱建まち 第 号	
	許可年月日				
	建物概要				
工事完了検査	検査済証番号	最新 熱建まち 第 号		熱建ま 第 号	熱建ま 第 号
	検査済証年月日				
	完了公告年月日				
	摘要				
備考	他法令 (風致条例)				

別　紙

開発区域に含まれる区域の名称及び地番

熱海市 上多賀字西ヶ洞80-3、-6、-7、-8、-11、-13、-14、81-3、-5、-6、-8、-9、84-1、-4、-6、-8、-9、85-2、-4、-6、86-1、-6、-9、-11、－12、-13、-14、-15、-16、-17、-18、-19、87-1、-5、-7、-8、-9、-11、-12、-13、-14、-15、-16、-17、98-1、99-1、-3、100-1、-5、101-1、-2、-3、-6、-7、-8、-9、108-1、-9、109-1
上多賀字西ヶ洞108-10の一部
上多賀字西ヶ洞86-6地先～107-1地先（市道多賀駅山通線の一部）





上多頁





A077

打合せ記録

決裁	所長	次長	技監	総務課長	用地管理課長	工事課長	都市計画課長	主幹	課係

年月日	平成21年11月4日(水)
場所	熱海総合庁舎 2F第2会議室
用件	新幹線ビルディング盛土対策協議会
出席者	別紙

1. 概要

㈱新幹線ビルディングが行っている熱海市伊豆山字赤井谷における大規模盛土工事について、熱海土木事務所、東部農林事務所及び熱海市と協議をした。

2. 経過説明 (詳細は添付資料を参考)

・熱海市に土採取等規制条件による届出(期限が切れている。)

・熱海市に風致地区条例の変更(工期をH22.4.12まで延長) (土地の形質変更、木竹の伐採)

・H21.3.19 防災工事が未着手の状態で赤井谷に盛土が始まる。→仮設進入路等の整備との回答

・H21.3.25 熱海市が防災工事の先行を強く要望

・H21.6.24 東部農林と熱海市が現地調査

・開発面積1ha超は林地開発許可必要を再度通告。(工法変更の図面作成を指示)

・H21.7.2 東部農林、熱海土木、熱海市及び事業者(鈴木氏、千葉氏)と協議 1ha以下で伐採届、小規模林地の届出を行う。

・H21.7.22及び24 逢初川の濁りを確認。

・H21.9.14 滋賀現地調査実施。指導舗装破損、付近住民からの苦情及び過積載を千葉氏に伝える。

3. 質疑応答

所長・・・土採取、風致許可、伐採届の内容について

→風致と土採取は同じ書類。伐採届の目的に残土処理と明示、土採取は期限が切れている。

用地管理課長・・・改変面積が1haを超えているか誰がどのようにして確認するのか。

→H19土砂流出したとき、東部農林が指導し測量を実施した結果、1haを超えていた。H20.8.5東部農林事務所、熱海市が現地調査を実施し、現状復旧(緑化されたこと)を確認。

用地管理課長・・・防災工事(ロックヒル)を造っていない時点で、行為を停止できなかったのか。

→熱海市まちづくり課、 建設課と連携して対応すべきだったかもしれない。

工事課長・・・台風で土砂が海まで流失した。転圧しないでただ盛っただけの状態でありこれ以上盛土させるのは危険である。 (降雨により崩壊してもおかしくない状況)

→市、今の会社では難しいのではないか。仮設道路は斜面に復旧させる。

工事課長・・・下流の堰堤はかなり埋まっているおり、下流河川(逢初川)が堰塞している。

用地管理課長・・・苗木を植えただけで現状回復といえるか。

→竹林課長・・・活着の状況もみて判断した、今の写真のようではない。

管理係長・・・新たな災害の発生する可能性はあるか。

→工事課長・・・大雨が降ると斜面に亀裂が生じ崩壊してもおかしくない。

管理係長・・・災害がもし発生すると行政が責任を問われる。県・市の事業で対応する措置も必要ということはないか。

→工事課長・・・会社の責任を追求する。行政が対策する法令がない。河川の堰塞土砂の除去をすることはできる。

市建設課長・・・改変面積が1haを超えているようにみえる。県・市で一緒に対応を

技監・・・届出内容を履行していないなら、停止できる。明日にでも停止するような気持ちで対応すべき。

工事課長・・・伊豆山港に土砂の流出の恐れがある。

土地利用対策室長・・・土砂流出の恐れがあるのなら、止めさせるしかない。

企画係長・・・風致地区内行為の許可理由は「土砂の崩落に供する、岩塊による堰堤の築造のためとなっており、実際と一致しないため停止できるのでは。

技監・・・改変面積が1haを超えるか、施工、工程など整理したうえで土採取面積を報告させる。

建設課長・・・県市一緒に面積調査から入っていくほうがよい。

管理係長・・・その場合何を見て、何を調査するか。

所長・・・会社は来ることができるか。土採取はきれている、業者として今後どうするつもりか提出させる。面積も測らせる。

まちづくり課長・・・土採取等規制条件が期限切れのため、勧告→措置命令→停止の対応ができるのでは

管理係長・・・危険な状態ならこの手順をふまなくても出来る。停止命令。

所長・・・対策もとらせないと、ただ中止させただけでは足りない。

まちづくり課長・・・対象は新幹線ビルディングとソウメイ2社ある。

所長・・・相手にするのは新幹線ではないのか。工事を止めさせる方向の話になっているがよいか。

盛土をするにあたり、堰堤を造ることを前提に指導をしているが、造っていない説明をもとめでからできないのであれば停止という措置ととる。

用地管理課長・・・防災施設を岩塊を用いて造ると書いてあるが、岩などない(一部出る)、であるなら停止させられるのでは。

熱海市窪田・・・岩は無理と言っている。工法を変更するといっているが新工法提示はない。

土地利用対策室長・・・1日に普通でダンプ20～30台、多い時には50台程度で搬入している。

都市計画課長・・・許可内容と行為が違っている。危険であれば停止が必要。

変更の申請があるまで、とりあえず止めることが法的にできるか。

管理係長・・・行政指導になる。

都市計画課長・・・止めないかもしれないが、指導をしないと7条に進めない。

市で検討し対応を考えてもらいたい。

建設課長・・・整理して、具体的にどのような対応をするか、再度打合せをしたい。

平成21年11月4日

出席者名簿

所属	氏名
熱海土木事務所長	牧野 健二
技監	原 隆一
〃 都市計画課長	土屋 卓
〃 〃 主幹	市川 博章
〃 〃 主任	土屋 浩章
〃 附地管理課 課長	中村 政則
〃 〃 係長	岩崎 和義
〃 〃 主事	小嶽 達広
工事課 課長	小川 孝
〃 副主任	菅沼 剛
熱海市産業振興課長	渡辺 昭信
〃 農林水産室長	植嶋 清利
〃 まちづくり課長	三谷 良男
〃 〃 土地利用対策室長	西島 光幸
〃 〃 〃 副室長	窪田 純一
〃 建設事業長	上海 [illegible]文
東部農林事務所治山課長	竹林 圭介

平成21年度　土採取等規制制度の担当者会議
資料1（by 静岡県）

土採取等規制制度の概要

1　目　的（条例第１条）

建築目的の開発行為など、土地の形状変更を伴う行為については、都市計画法、森林法などの法令で、事前に行う手続や守るべき安全基準等が定められています。

しかし、これらの法令の対象とならない小規模な開発行為や建設工事の中には、防災上の配慮を怠ったため災害を生じたり、あるいは跡地を放置し環境破壊を招く事例があります。

このため、これらの行為に伴う土砂の崩壊、流出等による災害を防止するとともに、跡地の緑化等の整備を図るため、土の採取等を行う者に対し必要な規制をすることを目的として、**静岡県土採取等規制条例**（以下「土採取条例」という。昭和50年10月20日公布　昭和51年４月１日施行）が定められています。

掘削・盛土など「土地の形質変更」に際しては、
「土砂の崩落、流出等」の災害防止が必要

各種法令の手続きによる「安全対策等の審査」
①降った雨を適正に（調整して）排水すること
②「切り」「盛り」が適正に行われること…高さ・勾配など

↓

○森林法（５条森林の造成等）　…林地開発許可
○都市計画法（建築目的での造成等）…開発許可
○その他の法令

●施行場所が林地の場合の林地開発許可との役割分担

行為の面積	根拠法令	法令の定める手続	処理機関
1ヘクタール超	森　林　法	林地開発許可の申請	県（森林計画室及び農林事務所）、静岡市、浜松市、沼津市、富士市
1ヘクタール未満（以下）	土採取条例	届　出	市　町
	（森林法）	（伐採届）	（市　町）

2　規制の対象となる行為（条例第２条）

条例の規制対象となる行為は「切土、床堀その他の土地の掘さくを行う行為」と「埋土又は盛土をする行為」となっており、これらの行為により土を採取し他へ搬出する場合のほか、土地の形状を変更する行為を全て含みます。（これらを総称して「土の採取等」といいます。）

従って、ある区域の一部で切土を行い、その残土を使って区域内で盛土を行うような行為も規制の対象となります。

なお、「土とは何か」については明文の規定はありませんが、「土石の総称」であり、適用除外（後述）とされるものを除き全て含まれます。

(3) 措置命令等

ア　措置命令(条例第６条)	・計画変更の勧告に従わないとき ・災害が発生するおそれがあるとき
イ　停止命令(条例第７条)	・措置命令に従わないとき ・災害防止のため緊急の必要があるとき ・無届、届出内容違反があったとき
ウ　跡地にかかる措置命令 (条例第９条)	・災害防止のため必要があるとき (完了後２年以内)
エ　跡地の緑化等の勧告 (条例第10条)	・跡地周辺の環境の保全のため必要があるとき

(4) 市町により「土地利用指導」に基づく手続が必要な場合があります。

5　届出書類等（条例第３条・規則第２条）

届出に際しては、下記の書類を正副各１部提出

●土の採取等計画届出書…施行規則様式第１号

●添付書類（施行規則第２条第３項）

①土の採取等を行う場所（「採取場所」）の位置と土の運搬経路を示す地図（縮尺1/50,000以上）
②採取場所及び周辺の見取図
③採取場所の実測平面図（土の採取等の計画（「採取計画」）を記載：縮尺1/1,000以上）
④採取場所の実測縦断面図及び実測横断面図（採取計画を記載：縮尺1/500以上）
⑤採取場所の求積図（縮尺1/500以上）及び土量計算書
⑥採取場所及び隣接地の公図の写し
⑦採取場所で土の採取等を行うことの権原を証する書面
⑧土の採取等に係る跡地の整備計画平面図（縮尺1/1,000以上）
⑨その他知事が必要と認める書類

重　要

●土の採取等に関する技術基準

土砂の崩壊、流出等による災害を防止するとともに、跡地の緑化等の整備を図るために、土の採取等に関する技術基準（「技術基準」）が定められています。

基準に適合しない計画については、「計画変更の勧告」や「措置命令」を行います。

●標識の掲示

土採取条例の届出を行った残土処分場などには、氏名（名称）や届出書受理年月日などを記載した標識を掲示することになっています。

参考　違反案件への対応

【具体事例】

○概　要

・施行面積１ヘクタール未満（市町権限）として正式に届出がなされた「残土処分場」が、当初計画とは異なる形態で事業が進められ、かつ面積が拡大してしまった。

・町では届出者である東京の業者と現場管理を行っている静岡県内の業者に対して再三是正の行政指導を行ったが、互いに被害者である旨を主張し、適切な対応がとられなかった。このような状態の中で、隣接地への土砂流出が発生した。

・当初の届出から１年半あと、県（土地対策室）に対して是正についての協力依頼があった。

○権限の問題

・正式に届出がなされ、（当然に）当初は１ヘクタール未満であり市町権限の案件であったものが、違反の中で１ヘクタール以上となった場合、処理権限（責任）はどうなるのか。

（現地は５条森林であったため、面積が１ヘクタール以上（超）となると、土採取条例での県案件となるほか、森林法の林地開発案件にも該当。）

○法律相談の結果

・当初１ヘクタール未満で市町村案件であったものが、（違反の中で）１ヘクタール以上（超）となった場合でも、当初の市町権限はそのまま継続し、これに県の権限がオーバーラップすることになる。市町と県の両方が権限を有することになる。

・この場合において、市町の対応が第一優先とはなるだろうが、市町が適切な処理を行わなかった場合、県は県独自の責任と判断において対応を行う義務があり、（当初の責任は市町であったとして）適切な対応を行わなかった場合は問題となる。

○具体的な処理経過

・町と県の関係課で事前調整のうえ、町の行う立入調査に県が参加するという形式により処理を開始した。

・区域及び面積を確定のうえ、関係する2業者へ事情聴き取りを連絡した。
（東京の業者からは返答なし。県内業者は聴き取りに応じた。）

・弁明の機会付与のうえ、２事業者に停止及び安全措置の実施を命令した。

●具体事例からの教訓

○とにかく初期対応が大切…すぐに現場を確認すること

①手続きの説明、　②作業中止の指導、　③指導に従わない場合には、法・条例に基づく行政処分

○指導等は文書で行うことが基本

○権限を持っている者は、責任を有していることを認識することが大切

…法令に基づく適切な対応を行わないことは（直ちに）問題となる。

○静岡県土採取等規制条例〔抜粋〕

(計画変更の勧告)

第5条　知事は、第3条第1項若しくは第3項又は前条第2項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る土の採取等に伴い、土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該土の採取等の計画の全部又は一部の変更を勧告することができる。

(措置命令)

第6条　知事は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで土の採取等を行つているときその他土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該土の採取等を行つている者に対し、期限を定めて、当該土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害を防止するための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(停止命令)

第7条　知事は、土の採取等を行つている者が前条の規定による命令に従わないとき、又は土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、当該土の採取等を行つている者に対し、当該土の採取等の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2　知事は、第3条第1項の規定に違反して届出をせず、又は同項若しくは第4条第2項の規定による届出に係る第3条第2項第3号から第9号までに掲げる事項の内容に違反して、土の採取等を行つている者に対し、当該土の採取等の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査等)

第13条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、土の採取等を行う者に対し、当該土の採取等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2　知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土の採取等を行う者の事務所、土の採取等を行う場所その他その業務を行う場所に立ち入り、土の採取等の状況を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3　前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4　第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第16条　第6条又は第7条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第17条　第3条第1項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第9条の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第18条　次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1)　第4条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2)　第12条の規定による標識の掲示をしなかつた者

(3)　第13条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4)　第13条第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

A078

局長	室長	技監	主幹	室　員	担　当
〃			〃		

~~電話・~~口頭　記録

日　時	平成21年11月6日（金）　12時
相手先	東部農林事務所　竹林治山課長
要　件	熱海市伊豆山の新幹線ビルディングによる捨土について
内　容	熱海市伊豆山地内で捨土と建設廃材等の野積みについて、㈱新幹線ビルディングに撤去の指導を続けているが、関係機関が今後の対応について打合わせを行った（出席は竹林治山課長）。 1　開催日時：平成21年11月4日9：30～11：30　熱海総合庁舎 2　関係機関：東部農林・熱海土木・熱海市（出席者別紙のとおり） 3　内　容：詳細別紙のとおり ・改変面積の確定に当たっては、熱海市が事業者に指導する。 ・改変面積が1ha を超えた場合、復旧指導の方法について再検討する必要がある（通常の指導では無許可伐採を繰り返すことが予想され、実効性のある対応が必要と思われる）。 4　今後の対応： ・熱海市の指導により区域の実測が行われるので、その結果を待って対応する。 ・行為者である㈱新幹線ビルディングは経営状況が悪化しており、実効性のある復旧の指導に当たっては検討する必要がある。 ※田島県議が熱海土木に現地の対応を検討するよう申し入れており、今回の打合わせを開催した。 ［富反行為の対応］（通常） ① 復旧指導（農林） ↓ ② 〃（部長） ↓ ③ 監督処分（知事・県）

A079-1

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成２１年１１月６日　１１：３０～
2　監　視　員	横山主幹、岡主任、新谷特別監視員
3　業者氏名	㈱新幹線ビルディング　伊豆山現場
4　業者住所	神奈川県小田原市城山１－４－１
5　立　会　者	なし.　（残土処分場についてはソーメイ千葉氏）

6　現地の状況

＊新幹線ビルディング伊豆山のがれき置場、残土処分場について、現地を確認した。
熱海市まちづくり課窪田氏他１名にも同行していただいた。

1　がれき置場

・大きな変化はない。ただし、以前あった布団などは撤去されており、重機により奥の部分まで進入した形跡があった。





2　残土処分場　（別紙口頭記録参照）

・特に廃棄物の搬入をうかがわせる状況はなかった。立入時にダンプ１台の搬入があったが、廃棄物はなし。また、整地がきれいになされており、直ちに土砂の崩壊等が発生するような状況には見受けられなかった。
進入口と反対側（奥側）に黒っぽい残土（若干臭気有）が１車分程度存在した。

・立会った千葉氏から熱海市まちづくり課とともに次の点を聴取した。

ア　土砂の出所は神奈川県内の種々の場所からであり、小田原、藤沢が多い。横浜からの搬入もある。

イ　廃棄物のチェックは行っている。もし、疑わしいものがあった場合には、直ちに搬出元に連絡をとり、次からの搬入はできない旨を説明している。
今までに、明確に廃棄物が入っていることを理由に、ダンプを返したことはない。

ウ　黒っぽい残土については、水分が多かったため、展開して乾燥させているもの、
また、搬出元で安定のため若干セメントを混ぜているかもしれない。

＊なお、熱海市まちづくり課からは土採取規制条例に基づく届出について、次の点について変更を届出るようにとの指示

①工期が延長されていること

②土留工事の工法について、変更する場合

7　指導事項

・廃棄物の混入がないよう十分に管理し、搬入元・搬入量等の記録を何時でも提示できるよう整備すること。

8　今後の対応

さしあたり、熱海市による指導状況を見守るとともに、月１回程度の現場調査を実施する。

◎ 区　分

排出事業所	製造業	多量排出事業所		その他		
		その他				
	建設業	多量排出事業所		し尿処理施設		
		その他		ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所				埋立	
	下水処理施設				その他	
	埋設地を有する事業所			その他処理施設		
	その他		○			
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外		◎産業廃棄物処理施設		
		特管物		許可対象　中間処理施設		
	中間処分	特管物以外		最終処分　安定型		
		特管物		管理型		
	最終処分	特管物以外		遮断型		
		特管物		許可対象外　中間処理施設		

A079-2

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成２１年１１月６日　１１：３０～
2　監　視　員	横山主幹、岡主任、新谷特別監視員
3　業者氏名	㈱新幹線ビルディング　伊豆山現場
4　業者住所	神奈川県小田原市城山１－４－１
5　立　会　者	なし　　(残土処分場についてはソーメイ千葉氏)

6　現地の状況

＊新幹線ビルディング伊豆山のがれき置場、残土処分場について、現地を確認した。
熱海市まちづくり課窪田氏他１名にも同行していただいた。

1　がれき置場

・大きな変化はない。ただし、以前あった布団などは撤去されており、重機により奥の部分まで進入した形跡があった。





2　残土処分場

・特に廃棄物の搬入をうかがわせる状況はなかった。立入時にダンプ１台の搬入があったが、廃棄物はなし。また、整地がきれいになされており、直ちに土砂の崩壊等が発生するような状況には見受けられなかった。
進入口と反対側（奥側）に黒っぽい残土（若干臭気有）が１車分程度存在した。

・立会った千葉氏から熱海市まちづくり課とともに次の点を聴取した。

ア　土砂の出所は神奈川県内の種々の場所からであり、小田原、藤沢が多い。横浜からの搬入もある。

イ　廃棄物のチェックは行っている。もし、疑わしいものがあった場合には、直ちに搬出元に連絡をとり、次からの搬入はできない旨を説明している。
今までに、明確に廃棄物が入っていることを理由に、ダンプを返したことはない。

ウ　黒っぽい残土については、水分が多かったため、展開して乾燥させているもの、また、搬出元で安定のため若干セメントを混ぜているかもしれない。

＊なお、熱海市まちづくり課からは土採取規制条例に基づく届出について、次の点について変更を届出るようにとの指示

①工期が延長されていること

②土留工事の工法について、変更する場合

7　指導事項

・廃棄物の混入がないよう十分に管理し、搬入元・搬入量等の記録を何時でも提示できるよう整備すること。

8　今後の対応

さしあたり、熱海市による指導状況を見守るとともに、月１回程度の現場調査を実施する。

◎　区　分

排出事業所	製造業	多量排出事業所		その他		
		その他				
	建設業	多量排出事業所		し尿処理施設		
		その他		ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所				埋立	
	下水処理施設				その他	
	埋設地を有する事業所			その他処理施設		
	その他		○			
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外		◎産業廃棄物処理施設		
		特管物		許可対象　中間処理施設		
	中間処分	特管物以外		最終処分　安定型		
		特管物		管理型		
	最終処分	特管物以外		遮断型		
		特管物		許可対象外　中間処理施設		

A080-1

口 頭 記 録

部長	技監	小泉	田島	横山	高橋（真）	鈴木	鄙司	岡
井上	新谷	三井	石川	山口	木村	泊	柳澤	担当

受信年月日	平成21年11月6日 10時40分 ～11時15分	熱海市	まちづくり課 土地利用対策室 窪田他1名
起案年月日	平成21年11月10日	廃棄物課	横山、岡、新谷
決裁年月日	平成　年　月　日	場　所	熱海市役所3Fまちづくり課

標題	新幹線ビルディング関連熱海市伊豆山における残土処分について
用件・処理（伺い）概要	＊新幹線ビルディング関連の宅地造成現場（熱海市伊豆山）隣地における残土処分場について、情報交換、今後の方針等の協議を熱海市役所まちづくり課と行った。 1　熱海市における指導方針について（窪田氏の説明） ①指導根拠法令について ア　土採取等規制条例（県条例）　1ha以下は熱海市建設課の所管 イ　風致地区条例（県条例）　熱海市まちづくり課の所管 ウ　森林法（1haを超える場合）　東部農林事務所の所管 ②現時点における熱海市の指導方針 ・現在多量の土砂搬入が継続しており、河川（二級河川逢初川）への土砂の流入、海（漁場）への流入が懸念される（今までも若干の流入はあった）ため、搬入の停止をかけたいとして、熱海市、県土木、県農林で協議を行っている（県土木に対し田島県議から状況の照会があったようだ）。 ・上記①の指導根拠において、イの風致地区条例違反はない、1haを超える開発との確認はされていないため、森林法の適用はできない。 従って、アの土採取等規制条例を根拠に指導していきたいとして検討中である。 ・市上層部においては、措置命令を発出せよ、との考えもあるようであるが、いきなり法令に基づく命令を出すかについては更に検討を要すると考えている。 担当とすれば、命令発出にあたり、弁明の機会を与えることになるが、その期間内に大量に土砂搬入がされてしまい、逆効果になるのではないかと危惧している。 ・熱海警察署生活安全課[redacted]氏とも協議している。[redacted]氏からは[redacted]との話をいただいている。

用件・処理（伺い）概要

・土採取等規制条例については、新幹線ビルディングが届出者となっている。
その届出書には土砂の搬入元を記載する欄があるが、未記入のまま熱海市建設課に受理されている
・新幹線ビルディングに対し、土留め工事をロックヒル方式で行うとされている届出について現状、実現可能性が低いため他の工法を検討し届出ること、との指導を行っている。
なお、風致地区条例に基づく届出について、工期を来年２月まで延長するとの届出がなされたが、土採取等規制条例では工期延長がなされていないため、それについても指導することになる。

2　廃棄物課から
・廃棄物処理法で指導するためには、当該土砂に廃棄物が混入していることが必要だが、現時点でそれを認定するのは極めてむづかしい。
仮に（検査等で）有害物質が含まれていることが判明しても、直ちに廃棄物が混入しているとも言い難い。
いずれにせよ、搬出元でどのような物が、どのような形で積込まれているのかを確認しないことには、判断がつけられないと考える。
・廃棄物リサイクル室に相談し、ダンプを追跡することも検討したが、仮に追跡できたとしても、搬出元は複数であると考えられ、廃棄物の特定が可能になる確率は低く、また、追跡行為の危険性を考えると、この手法は現実的でない。
・従って、何らかの指導根拠をもって、（市で）搬出元を報告させる方法はないか、その報告に従って搬出元の調査をするしか手はないのではないかと考える。
→上記のとおり土採取等規制条例の搬出元記入欄は未記入で受理されてしまっているとのこと。

3　その他
・市から新幹線ビルディングに求めている報告書の提出は未だなされていないとのこと。
・新幹線ビルディングの天野社長は、老人保健施設の関係で熱海市役所に顔を出すことがあるとのことだが、まちづくり課には来ない（接触できていない）とのこと。

＊この打合せ後現地の調査を行ったが、担当畠田氏が受けた印象では、現地が整然と整地されていること、また、河川への土砂の流入が全て当該残土処分場の原因であると特定しがたいことから、土砂搬入の禁止の命令を発出することはむづかしいのではないかとのことであった。

A080-2

口 頭 記 録

部　長	技　監	小泉	田島	横山	高橋（真）	鈴木	郡司	岡
井上	新谷	三井	石川	山口	木村	泊	柳澤	担当

受信年月日	平成21年11月6日 10時40分 ～11時15分	熱海市	まちづくり課 土地利用対策室 窪田他1名
起案年月日	平成21年11月10日	廃棄物課	横山、岡、新谷
決裁年月日	平成　年　月　日	場　所	熱海市役所3Fまちづくり課

標題	新幹線ビルディング関連熱海市伊豆山における残土処分について
用件・処理（伺い）概要	＊新幹線ビルディング関連の宅地造成現場（熱海市伊豆山）隣地における残土処分場について、情報交換、今後の方針等の協議を熱海市役所まちづくり課と行った。 1　熱海市における指導方針について（窪田氏の説明） ①指導根拠法令について ア　土採取等規制条例（県条例）　1ha以下は熱海市建設課の所管 イ　風致地区条例（県条例）　熱海市まちづくり課の所管 ウ　森林法（1haを超える場合）　東部農林事務所の所管 ②現時点における熱海市の指導方針 ・現在多量の土砂搬入が継続しており、河川（二級河川逢初川）への土砂の流入、海（漁場）への流入が懸念される（今までも若干の流入はあった）ため、搬入の停止をかけたいとして、熱海市、県土木、県農林で協議を行っている（県土木に対し田島県議から状況の照会があったようだ）。 ・上記①の指導根拠において、イの風致地区条例違反はない、1haを超える開発との確認はされていないため、森林法の適用はできない。 従って、アの土採取等規制条例を根拠に指導していきたいとして検討中である。 ・市上層部においては、措置命令を発出せよ、との考えもあるようであるが、いきなり法令に基づく命令を出すかについては更に検討を要すると考えている。 担当とすれば、命令発出にあたり、弁明の機会を与えることになるが、その期間内に大量に土砂搬入がされてしまい、逆効果になるのではないかと危惧している。 ・熱海警察署生活安全課[redacted]氏とも協議している。[redacted]氏からは[redacted]との話をいただいている。

用件・処理（伺い）概要

・土採取等規制条例については、新幹線ビルディングが届出者となっている。
その届出書には土砂の搬入元を記載する欄があるが、未記入のまま熱海市建設課に受理されている
・新幹線ビルディングに対し、土留め工事をロックヒル方式で行うとされている届出について現状、実現可能性が低いため他の工法を検討し届出ること、との指導を行っている。
なお、風致地区条例に基づく届出について、工期を来年２月まで延長するとの届出がなされたが、土採取等規制条例では工期延長がなされていないため、それについても指導することになる。

2　廃棄物課から
・廃棄物処理法で指導するためには、当該土砂に廃棄物が混入していることが必要だが、現時点でそれを認定するのは極めてむづかしい。
仮に（検査等で）有害物質が含まれていることが判明しても、直ちに廃棄物が混入しているとも言い難い。
いずれにせよ、搬出元でどのような物が、どのような形で積込まれているのかを確認しないことには、判断がつけられないと考える。
・廃棄物リサイクル室に相談し、ダンプを追跡することも検討したが、仮に追跡できたとしても、搬出元は複数であると考えられ、廃棄物の特定が可能になる確率は低く、また、追跡行為の危険性を考えると、この手法は現実的でない。
・従って、何らかの指導根拠をもって、（市で）搬出元を報告させる方法はないか、その報告に従って搬出元の調査をするしか手はないのではないかと考える。
→上記のとおり土採取等規制条例の搬出元記入欄は未記入で受理されてしまっているとのこと。

3　その他
・市から新幹線ビルディングに求めている報告書の提出は未だなされていないとのこと。
・新幹線ビルディングの天野社長は、老人保健施設の関係で熱海市役所に顔を出すことがあるとのことだが、まちづくり課には来ない（接触できていない）とのこと。

＊この打合せ後現地の調査を行ったが、担当窪田氏が受けた印象では、現地が整然と整地されていること、また、河川への土砂の流入が全て当該残土処分場の原因であると特定しがたいことから、土砂搬入の禁止の命令を発出することはむづかしいのではないかとのことであった。

A081

室長	室員（スタッフ）

復　命　書

土地対策室長　様

下記の出張について復命します。

平成21年11月12日

職氏名　主　幹　相磯　文宣

副主任　市川　府元

記

日　時：平成21年11月11日

場　所：熱海市内（詳細位置、事業内容は別紙記載のとおり）

出席者：熱海市まちづくり課：西島室長、窪田副室長、松尾主査補

静岡県土地対策室　：相磯、市川

目　的：熱海市から要望があり、開発許可等で未完了のまま放置されている事案４件、土採取等で施工不良により土砂流出が発生している事案１件について、現状把握のため現地調査を行った。

内　容：

・開発許可等４件については、勧告命令等による対応方法を検討中とのこと。
（過去より熱海市より当室に相談あり。その都度回答済み）

・土採取等１件について、調査時に雨量が多かったこともあり、下流（二級河川）では当該土採取等によるものと疑われる多量の泥水流出が見られた。

○ 土採取等案件の論点整理

・土採取等の届出では、土砂流出防止のための堰堤築造ののち土採取等を行う計画であった。しかし、事業者が堰堤を築造せずに土採取等を行ったため泥水が流出したと思われる。

・届出の計画どおりの施工を行わせるため、熱海市は条例第６条による措置命令を検討している。

・当該地は森林法による５条森林区域であるため、開発面積 1ha 以下として東部農林事務所に林地伐採届が提出された。しかし、現状では同面積が 1ha を超えているようにも見受けられる。

・泥水が海に流出した際には、漁業関係者等から河川管理者である熱海土木事務所へ苦情が入る模様。同事務所も本件を問題視して、対応策を協議しているようである。

・土採取等条例の規制が弱いため、河川法または森林法による対応が効果的であると思われる。

・下流域に与える事態が深刻であり、また事業者の資力信用も不十分であることから、最終的には行政代執行により安全上の措置がとられることも考えられる。

・県（熱海土木事務所、東部農林事務所）及び熱海市による協議が継続していくと思われるが、要請があれば当室も参加していくこととする。

以上

○ 河川法（関連すると思われる部分を抜粋）

（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可）

第二十九条　第二十三条から前条までに規定するものを除くほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深浅等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

2　二級河川については、前項に規定する行為で政令で定めるものについて、都道府県の条例で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

○ 河川法施行令（同上）

（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止）

第十六条の四　何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一　河川を損傷すること。

二　河川区域内の土地（高規格堤防特別区域内の土地を除く。次号及び第十六条の八第一項各号において同じ。）に土石（砂を含む。以下同じ。）又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てること。ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りでない。

三　次に掲げる区域に自動車その他の河川管理者が指定したものを入れること。

イ　河川管理施設を保全するため必要があると認めて河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域

ロ　動植物の生息地又は生育地として特に保全する必要があると認めて河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域

2　第十五条第二項の規定は、前項第三号の規定による指定について準用する。

（汚水の排出の届出）

第十六条の五　河川に一日につき五十立方メートル（河川の流量、利用状況等により河川管理者がこれと異なる量を指定したときは、当該量）以上の汚水（生活又は事業（耕作又は養魚の事業を除く。）に起因し、又は附随する廃水をいう。以下同じ。）を排出しようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を河川管理者に届け出なければならない。ただし、当該事業、汚水を排出する施設の設置等又は汚水の排出について、別表上欄に掲げる認可等の処分を受け、又は同欄に掲げる届出をしているときは、この限りでない。

一　氏名又は名称及び住所

二　汚水を排出しようとする河川の種類及び名称

三　汚水を排出しようとする場所

四　汚水の排出の方法及び期間

五　排出しようとする汚水の量

六　排出しようとする汚水の水質

七　排出しようとする汚水の処理の方法

2　前項本文の規定による届出をした者は、その届出に係る同項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、若しくはその届出に係る同項第三号から第七号までに掲げる事項を変更したとき、又は汚水の排出を廃止したときは、遅滞なく、その旨を河川管理者に届け出なければならない。前項ただし書の規定は、この場合について準用する。

3　第一項ただし書に規定する事項について、別表上欄に掲げる認可等の処分をし、若しくは同欄に掲げる届出を受理し、又は同表下欄に掲げる命令等の処分（汚水の排出に係るものに限る。）をした行政庁は、遅滞なく、その旨を河川管理者に通報するものとする。

4　第十五条第二項の規定は、第一項の規定による指定について準用する。

（緊急時の措置）

第十六条の六　河川管理者は、異常な渇水等により河川の汚濁が著しく進行し、河川の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、その旨を関係行政機関、関係地方公共団体及び利害関係を有すると認められる関係河川使用者（法第三十八条に規定する関係河川使用者をいう。）に通報す

るものとする。
2　前項に規定する場合には、河川管理者は、当該支障を除去するために必要な限度において、河川に汚水を排出する者に対し、排出する汚水の量を減ずること、汚水の排出を一時停止することその他必要な措置をとるべきことを求めることができる。

（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可）
第十六条の八　次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、日常生活のために必要な行為、農業若しくは漁業を営むために通常行なわれる行為又は営業等のためにやむを得ないものとして河川管理者が指定した行為については、この限りでない。
一　河川区域内の土地において土、汚物、染料その他の河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄すること。
二　河川区域内の土地において土石、竹木その他の物件を堆たい積し、又は設置すること。
2　第十五条第二項の規定は、前項の規定による指定について準用する。

第五十八条　第十六条の四第一項の規定に違反して、河川を損傷した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十九条　次の各号の一に該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
一　第十六条の三第一項の規定に違反して、竹木を流送した者
二　第十六条の四第一項の規定に違反して、河川区域内の土地に土石又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てた者
三　第十六条の四第一項の規定に違反して、河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域に自動車その他の河川管理者が指定したものを入れた者

第六十条　次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一　第十六条の二第二項又は第三項の規定に違反して、舟又はいかだを通航させた者
二　第十六条の八第一項の規定に違反して、同項各号の一に該当する行為をした者

第六十一条　次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
一　第十六条の五第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二　詐欺その他不正な手段により、第十六条の三第一項又は第十六条の八第一項の許可を受けた者

別表（第十六条の五関係）

（一）	鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項、第十五条又は第十九条第一項若しくは第二項の規定による届出	同法第十三条第四項、第二十条又は第三十四条から第三十六条までの規定による命令
（二）	採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条若しくは第三十三条の五第一項の規定による認可又は同条第二項若しくは第四項若しくは同法第三十三条の十の規定による届出	同法第三十三条の九の規定による命令、同法第三十三条の十二の規定による取消し若しくは命令又は同法第三十三条の十三の規定による命令
（三）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項若しくは第十五条の二の五第一項の規定による許可又は同法第九条の三第一項若しくは第七項の規定による届出	同法第九条の二第一項、第九条の三第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）若しくは第九項又は第十五条の二の六の規定による命令
（四）	水洗炭業に関する法律（昭和三十三年法律第百三十四号）第三条第一項の規定による登録又は同法第九条第一項若しくは第二項若しくは第十条の規定による届出	同法第十一条の規定による取消し、同法第十三条第一項若しくは第二項の規定による命令又は同法第十四条第一項の規定による命令若しくは取消し
（五）	水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第五条、第六条第一項、第七条、第十条又は第十一条第三項（湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第十四条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）の規定による届出	水質汚濁防止法第八条、第八条の二又は第十三条第一項若しくは第三項（湖沼水質保全特別措置法第十四条又は第二十三条第六項の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）の規定による命令

(六)	砂利採取法第十六条若しくは第二十条第一項の規定による認可又は同条第二項若しくは第三項若しくは同法第二十四条の規定による届出	同法第二十二条若しくは第二十三条の規定による命令又は同法第二十六条の規定による取消し若しくは命令
(七)	瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可又は同法第七条第二項、第八条第四項、第九条若しくは第十条第三項の規定による届出	同法第十一条の規定による命令
(八)	浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第五条第一項の規定による届出	同法第五条第三項又は第十二条第二項の規定による命令
(九)	湖沼水質保全特別措置法第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項若しくは第二項又は第十八条第二項の規定による届出	同法第八条若しくは第十条の規定による命令又は同法第二十条第一項若しくは第二項(同法第二十二条において準用する場合を含む。)の規定による勧告若しくは命令
(十)	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第九号)第十一条から第十三条まで又は第十四条第二項の規定による届出	同法第十五条第一項から第三項までの規定による勧告又は同条第四項の規定による命令
(十一)	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第十四条第二項の規定に基づく公害防止に関する条例の規定による処分又は届出で(一)項から(十)項までの上欄に掲げる認可等の処分又は届出に類するもの	当該条例の規定による処分で(一)項から(十)項までの下欄に掲げる命令等の処分に類するもの
(十二)	(一)項から(十)項までの上欄に掲げる認可等の処分又は届出に類する処分又は届出で建設省令で定めるもの	(一)項から(十)項までの下欄に掲げる命令等の処分に類する処分で建設省令で定めるもの



01放置状況(伊豆山宅地分譲)
2009/11/11 10:23:05



02放置状況(伊豆山宅地分譲)
2009/11/11 10:24:54



03放置状況(伊豆山宅地分譲)
2009/11/11 10:25:05



04取付道路遠景(伊豆山宅地分譲)
2009/11/11 10:23:16



05取付道路近景(伊豆山宅地分譲)
2009/11/11 10:24:38



06法面状況(伊豆山土採取)
2009/11/11 10:34:44



07搬出入口(伊豆山土採取)
2009/11/11 10:34:52



08搬出入口(伊豆山土採取)
2009/11/11 10:36:07



09事業者所有地遠景(伊豆山土採取)
2009/11/11 10:38:40



10事業者所有地遠景(伊豆山土採取)
2009/11/11 10:38:48



11事業者所有地遠景(伊豆山土採取)
2009/11/11 10:39:04



12土砂流出疑い(伊豆山土採取)
2009/11/11 10:51:44



13土砂流出疑い(伊豆山土採取)
2009/11/11 10:51:55



14土砂流出疑い(伊豆山土採取)
2009/11/11 10:52:48



15土砂流出疑い(伊豆山土採取)
2009/11/11 10:53:36



16土砂流出上流地域(伊豆山土採取)
2009/11/11 10:53:46



17放置状況(上多賀宅地分譲)
2009/11/11 11:26:50



18放置状況(上多賀宅地分譲)
2009/11/11 11:27:05



19放置状況(上多賀宅地分譲)
2009/11/11 11:31:05



20放置状況(上多賀宅地分譲)
2009/11/11 11:32:50

㈱新幹線ビルディング関連現地調査

日　　時　平成21年11月11日（水）10:00 熱海駅（改札前集合）
～12:00 終了予定.

調査箇所　①-1　伊豆山地区
所　在　熱海市伊豆山字嶽ケ 1172-2 外 25 筆
目　的　宅地分譲（79 区画）
開発者　㈱ランディ
面　積　49,850.46 ㎡
①-2　伊豆山地区
所　在　熱海市伊豆山字赤井谷 1076-3
目　的　残土処分
事業者　㈱新幹線ビルディング
面　積　9,446.00 ㎡
②　　白金町地区
所　在　熱海市白金町 1050-1 外 5 筆
目　的　宅地分譲
開発者　㈱新幹線ビルディング
面　積　2,996.39 ㎡
③-1　上多賀地区
所　在　熱海市上多賀字平戸 1190-1 外 40 筆
目　的　宅地分譲（24 区画）
開発者　㈱新幹線ビルディング→承継　後藤和夫
面　積　12,376.08 ㎡
③-2　上多賀地区
所　在　熱海市上多賀字西ヶ洞 80-6 外 60 筆
目　的　宅地分譲（8 区画）
開発者　㈱新幹線ビルディング→承継　後藤和夫
面　積　3,940.17 ㎡

※各個別資料は当日配布
調査箇所の位置は裏面参照.

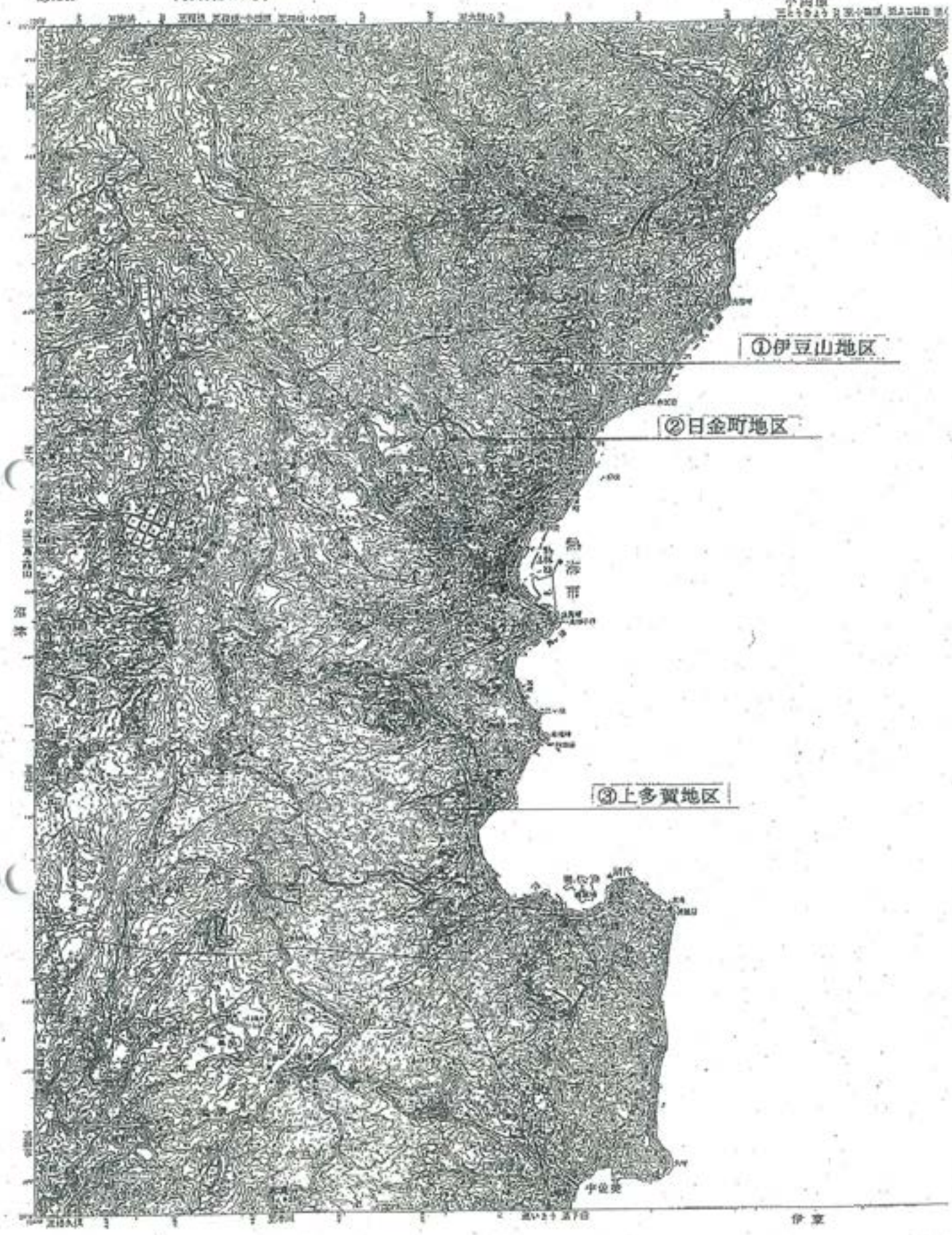
①伊豆山地区
②日金町地区
熱海市
③上多賀地区
伊東

開発登録簿

市町村名	熱海市	番号	349

当初許可

許可年月日	平成18年4月11日	承継承認番号	最新 熱建建 第　　号
許可番号	熱建建 第 1862-1 号	承継承認年月日	
許可を受けた者の住所及び氏名	神奈川県小田原市鴨宮643番地 株式会社 ランディ	承継人の住所及び氏名	
工事施工者の住所及び氏名	山梨県甲州市勝沼町綿塚309 トランスファー株式会社	区域地域等	非線引都市計画区域 用途地域（ 1種中高層 ） 他指定（ 風致2種 ）
開発区域に含まれる地域及び面積	熱海市 伊豆山字嶽ケ1172-2 外25筆 面積 19,992.84 ㎡		
予定建築物等の用途	専用住宅	工区	
法41条の規定による制限の内容	該当なし		
予定工期	平成18年4月11日 から 平成17年4月10日 まで		

位置	工区面積 ㎡	変更工区面積 ㎡
C	16,593.11	
D	20,991.16	
E	12,266.19	

変更許可

許可番号	熱建建 第 1865-3 号	熱建建 第 1965-3 号
許可年月日	平成18年10月18日	平成19年7年24日
変更の内容	開発区域の変更 49,850.46㎡ 工区の設定 区画数の変更 83区画	土地利用計画及び造成計画の変更 工区の設定 区画数の変更 79区画

建築制限解除

許可番号	最新 熱建建 第　　号	熱建建 第　　号
許可年月日		
建物概要		

工事完了検査

検査済証番号	最新 熱建建 第1863-2 号	熱建建 第 1963-1 号	熱建建 第　　号
検査済証年月日	平成18年11月27日	平成19年7月31日	
完了公告年月日	平成18年11月28日	平成19年8月1日	
摘要	部分完了(1.66ヘクタール)	部分完了(1.23ヘクタール)	

備考

他法令（ 宅造規制 風致条例 ）

開発区域に含まれる区域の名称及び地番

熱海市 伊豆山字嶽ケ1172-1、-2、-57、-61、-68、-97の各一部、1172-27、-30、-35、-62、-63、-64、-65、-66、-67、-95、-98、-99、-100、-113
伊豆山字水立1083-2、-4の各一部、1083-3、-14、-15、-16、-17、-18、-19

開発行為許可台帳

台帳番号	349	決裁別		廃棄年月		保管場所	

申請者				
当初	氏名	株式会社 ランディ		
	住所	神奈川県小田原市鴨宮643番地		
現在	氏名			
	住所			

設計者			実質連絡者	
現在	氏名	㈱ラダーコーポレーション 清水 秀幸	新幹線ビルディング 後藤氏	
	住所	世田谷区新町2-24-15-503	0465-32-1158	

施工者					
氏名	当初	トランスファー株式会社	現在		
住所	当初	山梨県甲州市勝沼町綿塚309	現在		

開発場所	
当初	熱海市 伊豆山字嶽ケ1172-2 外25筆
現在	熱海市 伊豆山字嶽ケ1172-2 外28筆

地域地区	非線引	1種中高	風致2種	泉・伊豆山	法34条	該当なし	法41条	該当なし

目的	当初 宅地分譲	面積	現在 19,992.84 ㎡	総区画数	現在
用途	専用住宅				

施工状況					
		施工中 住宅系			

現地予備審査				当初許可				手数料 390,000円
受付年月日		総面積	㎡	受付年月日	H18.3.17	総面積	19,992.84 ㎡	
通知年月日		農地面積	㎡	許可年月日	H18.4.11	農地面積	㎡	
通知番号		山林面積	㎡	許可番号	1862-1	山林面積	㎡	
調査年月日		土地利用		不許可年月日		確定農地	㎡	
不備通知		土木審査		取下年月日		確定山林	㎡	
用途の別				工事費	予算 千円	確定 千円		

予定工期		又は H18.4.11 から H17.4.10 まで	地法令	宅造規制	風致条例
着手届	受付 H18.4.17	着手	完了予定		

工期変更届				
	受付年月日	工期	受付年月日	工期
	受付年月日	工期	受付年月日	工期
	受付年月日	工期	受付年月日	工期

承継届						
	受付年月日		理由		内容	
	受付年月日		理由		内容	

承継承認		承認年月日	番号	被承継人住所	被承継人氏名
	最新				
	1				
	2				
	3				
	4				

手数料	最新	円	1	円	2	円	3	円	4	円

開発行為許可台帳

変更許可

最新	受付年月日	H18.9.11	変更事項	開発区域の変更 49,850.46㎡ 工区の設定 区画数の変更 83区画	総面積	49,850.46 ㎡
	許可年月日	H18.10.18			総区画数	83 区画
	許可 番号	1865-3			手数料	429,000 円
1	受付年月日	H19.7.20	変更事項	土地利用計画及び造成計画の変更 工区の設定 区画数の変更 79区画	総面積	49,850.46 ㎡
	許可年月日	H19.7.24			総区画数	79 区画
	許可 番号	1965-3			手数料	51,000 円
2	受付年月日		変更事項		総面積	㎡
	許可年月日				総区画数	区画
	許可 番号				手数料	円
3	受付年月日		変更事項		総面積	㎡
	許可年月日				総区画数	区画
	許可 番号				手数料	円

建築制限解除

	受付年月日	許可年月日	許可 番号	建 物 概 要
最新				
1				
2				
3				

工区

	位 置	面 積 ㎡	変更面積 ㎡	備 考		位 置	面 積 ㎡	変更面積 ㎡	備 考
1	C	16,593.11			4				
2	D	20,991.16			5				
3	E	12,266.19			6				

	完了届	検査済証		公報登載		廃止届	適合証明	
	受付年月日	発行年月日	番 号	年月日	番 号	受理年月日	年月日	部数
最新	H18.11.21	H18.11.27	1863-2	H18.11.28	128			
1	H19.7.26	H19.7.31	1963-1	H19.8.1	91			
2								
3								
4								
5								

予定外建築物許可

	受付年月日	許可年月日	番 号	建築物等の用途、規模、構造、棟数
最新				
1				
2				
3				

最新		円	1		円
2		円	3		円

現名称			
備考		相談の有無	



案内図

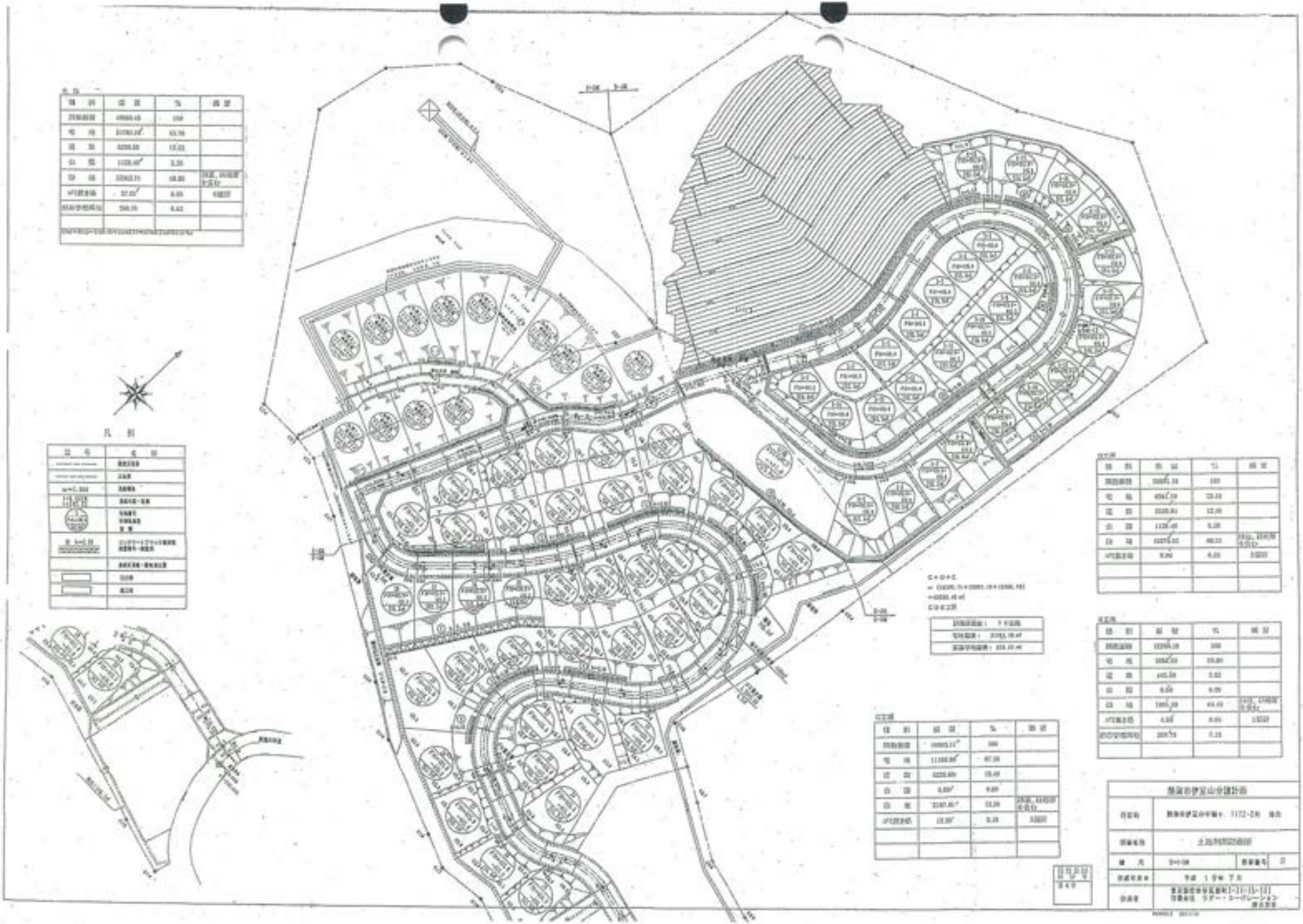

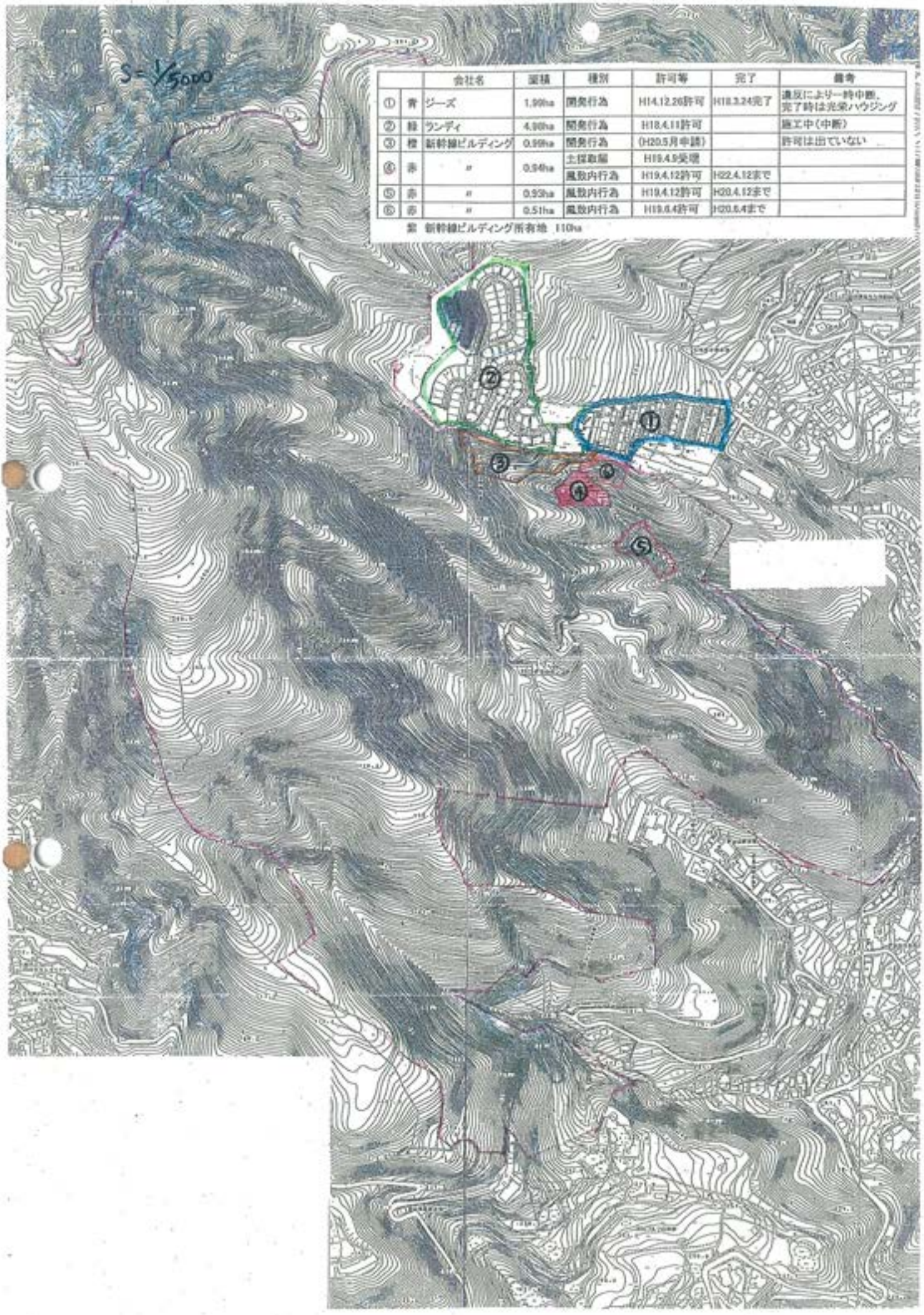

		会社名	面積	種別	許可等	完了	備考
①	青	ジーズ	1.99ha	開発行為	H14.12.26許可	H18.3.24完了	違反により一時中断、完了時は光栄ハウジング
②	緑	ランディ	4.90ha	開発行為	H18.4.11許可		施工中(中断)
③	橙	新幹線ビルディング	0.99ha	開発行為	(H20.5月申請)		許可は出ていない
④	赤	〃	0.94ha	土採取届	H19.4.9受理		
				風致内行為	H19.4.12許可	H22.4.12まで	
⑤	赤	〃	0.93ha	風致内行為	H19.4.12許可	H20.4.12まで	
⑥	赤	〃	0.51ha	風致内行為	H19.6.4許可	H20.6.4まで	

※ 新幹線ビルディング所有地 1.10ha

受　理　書

熱建設第 208 号
平成１９年 4月 9日

神奈川県小田原市城山１－４－１

株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野二三男　様

受理者　熱海市長　齊　藤　　栄

次の区域における土の採取等については、静岡県土採取等規制条例第３条第１項による届出書を次のとおり受理したので通知します。

記

１．　土の採取等を行う場所の区域

熱海市伊豆山字赤井谷１０７６－３の一部
区域面積　９，４４６㎡

２．受付年月日

平成１９年　３月　９日

３．附帯条件

当該届出に係る土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等により災害が発生するおそれがあるときは、建設課と協議をし、災害を防止するための必要な措置を取ること。

また、土砂の崩壊、流出により災害が発生した際は、早急に対策を講じるとともに、被災の補償を行なうこと。

様式第１号（第２条関係）

土の採取等計画届出書

熱海市長　斉藤　栄　様

平成１９年　３月　９日

住　所　（神奈川県小田原市城山１－４－１）

届出者

氏　名　（株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男）

（電話番号 0465－32－1158）

（氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。）

静岡県土採取等規制条例　第３条第１項 ~~第３条第３項~~　規定により、次のとおり届け出ます。

1 土の採取等の目的

隣接地の土砂を盛土するため。

2 土の採取等を行う場所の区域

所在地		土地の現況	登記簿上の地目	面積（平方メートル）	土の採取等を行う権利の種類	土地所有者の住所及び氏名	法令等による区域指定等の現況
市町村大字字小字	地番						
熱海市伊豆山赤井谷	1076－3	山林	山林	9446		株式会社新幹線ビルディング	
計		1	筆		9446	平方メートル	

部　号
19. 3. -9
熱海市役所
建設課

3 土の採取等に関る土の数量

（1）切土、床堀りその他の土地の掘削を行う場合

土の数量	2253 立法メートル

（注）土の採取等を行う場所の区域外へ土を搬出する場合のみ記入してください。

（2）埋土又は盛土を行う場所

土の数量	36276 ~~13042~~ 立法メートル

（注）土の採取等を行う場所の区域外へ土を搬出する場合のみ記入してください。

（3）土の採取等を行う場所の区域内で（1）及び（2）を同時に行う場合

（ア）切土、床掘りその他の土地の掘削に係る土の数量	2253 立方メートル
（イ）土の採取等を行う場所の区域外からの搬入する土の数量	36276 ~~13042~~ 立方メートル
（ウ）埋土又は盛土に係る土の数量	36276 ~~13042~~ 立方メートル
（エ）土の採取等を行う場所の区域外への搬出する土の数量	立方メートル
土の数量の合計（（ア）及び（イ）の合計）	38529 ~~15295~~ 立方メートル

4 土の採取等を行う期間

(1) 採取等の時期　許可　日～　12ヶ月（予定）

(2) 作業時間　7　時から　19　時まで

(3) 工程

種別＼年月日									

（注）切土、盛土、埋戻し、沈砂池等の種別ごとに記入してください。

5 土の採取等の方法及び土の採取等のための設備その他の施設に関する事項

（1）土の採取等の方法

ア　切土、床掘りその他の土地の掘削を行う場合

区分	概要
高さ又は深さ	最大　2　メートル
方法	ア　階段採取法 ㋑　平面採取法

のり面の小段の高さ	最大	2	メートル
のり面の小段の幅	最小		メートル
隣接地からの距離	最小		メートル
土質	関東ローム		

イ　埋土又は盛土を行う場合

区分	概要		
高さ又は深さ	最大	15	メートル
方法	ロックフィル		
のり面の小段の高さ	最大	10	メートル
のり面の小段の幅	最小	5	メートル
隣接地からの距離	最小		メートル
土質			

（2）土の採取等のための設備

機械の名称	形式	能力（立方メートル／時間）	台数
ブルドーザ	16 t		2
バックホウ	0.6 ㎥		2
振動ローラ	14 t		1

（3）その他の施設

6　土の採取等に伴う災害防止のための方法及び施設に関する事項

区分	
土採取等標識の掲示場所	
立入りを禁止する場合の方法及び施設	
土砂等の飛散を防止するための方法及び施設	
土砂等の崩壊を防止するための方法及び施設	
土砂等の流出を防止するための方法及び施設	
雨水等の処理をするための方法及び施設	

その他の災害を防止するための方法及び施設	

7 土の採取等に係る土の運搬の方法及び土の搬入先又はその他土の運搬に関する事項

（1） 土の運搬方法

区分	概要
交通監視人	
1日の搬入台数及び量	トン車　　台　最大延べ　　台　　立方メートル
1日の搬出台数及び量	トン車　　台　最大延べ　　台　　立方メートル
運搬主体	

（2） 土の搬出先又は搬入先

（3） その他の土の運搬に関する事項

区分	概要
経路	（別添図第　　号図参照）
種類	ア 市町村道　イ 市道　ウ 仮設道路 エ 河川区域　オ その他
種別	ア 契約（同意）有　イ その他
重量制限	ア 有（　　トン）　イ なし
舗装	ア 有（延長　　メートル）　イ なし（ただし　　）
学童の通行状況	ア 多い　イ 少ない　ウ なし

（注）該当する事項には、記号に○印を付けてください。

8 土の採取等に係る跡地の整備に関する事項

（1）跡地に係る土砂等の崩壊の防止方法

ア 跡地ののり面の状況

（ア）切土、床掘りその他の土地の掘削を行う場合

高さ又は深さ	最大　　メートル	のり面のこう配	最大　　度
のり面の小段の高さ	最大　　メートル	のり面の小段の幅	最小　　メートル

（イ） 埋土又は盛土を行う場合

高さ又は深さ	最大　　メートル	のり面のこう配	最大　　度

のり面の小段の高さ	最大　　メートル	のり面の小段の幅	最小　　メートル

（ウ）のり面等の保護の方法

方法	概要
植栽	
種子吹き付け	
擁壁その他	

（注）概要欄には、樹種、本数、面積等を具体的に記入してください

（2）跡地の利用方法

9　現場責任者の氏名及び住所

氏　名　トランスファー株式会社

住　所　代表取締役　高橋　寛　　（電話番号 0553－44－2579）

１０　土の採取等を緊急に必要とした非常災害の状況の概要（条例第３条第３項の規定による届出の場合に限る。）

土砂流出防止工

埋設堰堤(フィルダム)の設計

平成19年2月

株式会社　新幹線ビルディング

目　次

1 はじめに ・・・・・ 1

2 参考：宅地防災マニュアル ・・・・・ 3

3 第1堰堤　円形すべり面の安定計算書 ・・・・・ 12
　常時：関東ローム層の粘着力を対照とした場合

4 第1堰堤　円形すべり面の安定計算書 ・・・・・ 13
　地震時：関東ローム層の粘着力を対照とした場合

5 第1堰堤　円形すべり面の安定計算書 ・・・・・ 14
　常時：関東ローム層の内部摩擦角を対照とした場合

6 第1堰堤　円形すべり面の安定計算書 ・・・・・ 15
　地震時：関東ローム層の内部摩擦角を対照とした場合

1.はじめに

熱海市伊豆山地内において実施されている開発事業区域に隣接する区域の谷筋において、開発工事で発生する残土を安全に処分するために、谷筋にロックフィルダム形式の堰堤を築堤し盛土の押さえとする。

本設計では、この堰堤と盛土の安定性を検討し、その形状を設計する。

堰堤の設計においては、土砂が堤体高さ以上に堆積する場合、または将来堤体が埋没するような盛土工事がある場合にも安全な設計とする。

現在工事中の隣接区域の地質は、表層は薄い関東ローム層であり、その下部は風化安山岩層であることがボーリング調査により確認されている。

工事現場では安山岩の岩塊が多数発生しているため、堤体にこの岩塊を流用し、ロックフィル形式により築造する。

2.堤体の位置

堤体の設置位置は、藍染川の原流域のさらに上流部で、谷状の地形である。

湧水は無い。

谷筋の地表勾配は 12° ～17° であり最急勾配は 32° であるが、谷筋上流部の山の斜面勾配は 40° を示す。堤体は地表勾配 12° ～17° の谷筋に直角方向に設置する。

3.堤体の構造

堤体の天端幅は 5mとし、斜面勾配は上流側 1:1.4、下流側 1:2.0、高さ 5m毎に 2.5mの小段を設け、堤体は発生材の安山岩により築造する。

ロックフィルダムは、築造した堤体の完成後の材料の締固め密度によって強度が大きく左右される。岩塊は締固めを考慮して最大径を 1.0m以下とし、大きな岩塊は堤体下部に利用する。なお地山と堤体の接地面はすべて高さ 50cm 以上を標準とした段切施工を等高線沿いに行い、腐植土などの表土層は風化安山岩層まで除外する。段切部は表面勾配を 5%以上とする。また谷筋の中心部に湧水処理のため暗渠配水管として網状管 φ200 を埋設する。

4.堤体の設計

堤体の設計は円形すべり面法による。設計に用いる土質は堤体・地山・堆積する流出土砂の3種とし、土質常数は次のとおりとする。

① 堤体材料

安山岩:剪断強度　ϕ＝38°

単位堆積重量:γ＝20kn/m3

粘着力:c＝0

参考:ロックフィルダム堤体の内部摩擦角

ⅰ.農林省構造改善局　土地改良事業計画設計基準(設計・ダム)技術書編

第6章調査　PI-287表6-8-4-3によると、ϕ800mm径で十分転圧した堤体の内部摩擦角ϕ＝38～39°　、　ϕ90～300mm径:ϕ＝40°　である。

ⅱ. 岐阜県徳山ダムにおいてはϕ＝39～41°

ⅲ.北海道電力京極水力発電所建設における堤体材料は、風化安山岩の場合

内部摩擦角ϕ＝37　粘着力c＝⑩kn/㎡である。

ⅳ.転圧機械は日本道路公団では:振動ローラ13tf～20tf

② 地山

風化安山岩:剪断強度　ϕ＝35°

単位堆積重量:γ＝20kn/m3

粘着力:c＝0

③ 流出堆積土砂

関東ローム:剪断強度　ϕ＝0°

単位堆積重量:γ＝16kn/m3

粘着力:c＝43.8kn／㎡

(道路土工指針では、剪断強度　ϕ＝25°　粘着力c＝0としている)

地山及び流出土砂の土質常数については、隣接開発事業区域における土質調査データによる。

5.安全率

常時の安全率は 1.5 とする。

地震時は、設計震度を「宅地防災マニュアルの解説 1」IV3 耐震設計 により、大地震時における震度＝0.25、安全率＝1.0 とする。

6.安定計算

円形すべり面法の計算は、ロックフィル堤体の堤頂部を超えた高さまで、盛土が行われる場合を考慮して計算する。

盛土端部は法面処理とし、勾配は 1:2.0 より緩やかとし、堤体天端より 5.0mの高さまでを標準断面とする。この高さを超える盛土となる場合は、円形すべり面法による法面の安定計算をする。

写

熱建まち第 2094-46 号
平成２１年 1月２３日

神奈川県小田原市城山1－4－1
株式会社新幹線ビルディング

熱海市長 齊 藤

風致地区内行為について(変更許可)

このことについて、静岡県風致地区条例第6条の2第1項の規定により、下記のとおり許可する。

記

1 行為地の所在	熱海市伊豆山字赤井谷1076-3の一部
2 風致地区の名称	第2号 伊豆山 風致地区 第 2 種
3 行為地面積	9,446.00 平方メートル
4 許可を受けた行為の種類	土地の形質の変更　　木竹の伐採
5 前回許可年月日 許可番号	平成19年 4月12日　熱建まち第 1891-33 号
6 変更しようとする行為内容	工期の変更
7 工期	平成20年 4月12日　から 平成22年 4月12日　まで
8 許可条件	既許可条件に同じ

様式第８号（第４条関係）

風致地区内行為変更許可申請書

平成21年1月14日

熱海市長　斉藤　栄　様　あて

申請者　住　所　神奈川県小田原市城山1丁目4番1号

氏　名　株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　矢野二三男　印

条例第６条の２第１項の規定による変更許可を受けたいので、次のとおり申請します。

行為地の所在	熱海市伊豆山字赤井谷1076-3ほか一部			
地目及び面積	地目	山林	面積	9,446.00㎡
許可を受けた行為の種類	土地の形質の変更、木材の伐採			
許可年月日及び許可番号	平成19年4月12日 熱建建第1891-33号			
変更しようとする行為の内容及びその理由	平成20年4月12日までとなっている工期の変更			
着手及び完了予定期日	着手　平成20年4月13日 完了　平成22年4月12日		又は許可日から	日間
摘要	神奈川県 小田原市 城山１－４－１ 株式会社 新幹線ビルディング 電話番号　0465－32－1158			

備考

摘要欄に連絡先を記入してください。

熱海市まちづくり部　平21.1.14　2004-46

様式第４号（第２条関係）

施　行　方　法　書

（木竹の伐採の場合）

土地所有者の住所及び氏名	神奈川県小田原市城山１－４－１ 株式会社新幹線ビルディング
行為の種類	伐　採
伐採の理由	土砂の崩壊に供する、岩塊による堰堤の築造のため
行為地の面積	9446.00平方メートル
樹種	小　樽
樹齢	５年 ～ 10年
樹高	３m ～ ５m
樹量	250本　　2.0立方メートル
跡地利用計画	
摘要	

備考

１　案内図、現況図及び現況写真を添付してください。

２　跡地を他の行為に利用するときは、それぞれの様式による施行方法書を添付してください。

様式第３号（第２条関係）

施　行　方　法　書

（宅地の造成等の場合）

行為施工者の住所及び氏名	山梨県　甲州市　勝沼町　綿塚３０９ トランスファー株式会社 代表取締役　高橋　寛				
土地所有者の住所及び氏名	神奈川県　小田原市　城山１−４−１ 株式会社新幹線ビルディング 代表取締役　天野　二三男				
面積及び土量	面積	9446平方メートル	土量	盛土	38,529㎥
				切土	2,253㎥
行為の目的	土砂の崩落防止に供する、岩塊による堰堤の築造				
行為地の現況	山林				
土留の方法					
排水工事					
河川又は渓流との距離	m				
緑地の面積	2879.00㎡	内訳	自然の緑地	2879.00㎡	
			人工の緑地		
緑地率	30.47パーセント	植栽の内訳	高木	低木	その他
			本	本	
摘要					

備考

（１）案内図、現況図、公図写し、縦断面図、横断面図、出来上がり予定図、行為地面積等算定図、緑地面積算定図、現況写真及び土地所有者の承諾書を添付してください。

（２）他の行為を同時に行うときは、それぞれの様式による施行方法書を添付してください。

（３）緑地率とは、緑地の面積の行為地面積に対する割合をいう。

課長	課長補佐	課長補佐	課長補佐	指導課長	住宅課長	課長

風致地区内行為着手届

平成19年4月12日

熱海市長　齊藤　栄　　様

届出者
(許可を受けた者)

住所　神奈川県小田原市鯖山1丁目4番1号
株式会社新幹線ビルディング

氏名　代表取締役　天野二三男

TEL

(氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要であること)

静岡県風致地区条例第2条第1項の規定により許可を受けた風致地区内行為に着手したいので、届け出ます。

許可年月日及び許可番号	平成19年4月12日　熱建建 第 1891-33 号
行為地の所在	熱海市伊豆山字赤井谷1076-3の一部
許可を受けた行為の種類	土地の形質の変更　木竹の伐採
地目及び面積	地目　山林　面積　9,446 m^2
設計者	住所 東京都世田谷区新町2-24-15-503 TEL 03-3428-3387 氏名 有限会社 ラダー・コーポレーション 清水秀幸
施工者	住所 山梨県甲州市勝沼町綿塚309 TEL 0553-44-2579 氏名 トランスファー株式会社 代表取締役 高橋賀
行為着手年月日	平成 19 年 4 月 12 日
行為完了年月日	平成 20 年 4 月 12 日

第　号
19.4.13
熱海市役所

1　添付書類・・・工程表

2　提出部数、提出先・・・1部、市建築住宅課

熱海市　伊豆山　赤井谷第一堰堤　工程

期間　着工　平成20年04月13日
　　完工　平成22年04月12日

名称 ＼ 年、月、日	平成20年4月～平成22年4月				備考
	平成20年4月～平成20年10月	平成20年10月～平成21年4月	平成21年4月～平成21年10月	平成21年10～平成22年4月	
準備、仮設工	←				
土砂搬入		←		→	
雑工等				↔	

熱建建　第　1891-33 号
平成１９年　4月１２日

神奈川県小田原市城山1－4－1
株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野二三男　　様

熱海市長　齊　藤　栄

風致地区内行為について(許可)

このことについて、静岡県風致地区条例第2条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

記

1　行為地の所在	熱海市伊豆山字赤井谷1076-3の一部
2　風致地区の名称	第２号　伊豆山　　風致地区　　第　2　種
3　行為地面積	9,446.00 平方メートル
4　行為の種類	土地の形質の変更　　木竹の伐採
5　工　　期	平成19年 4月12日　から　　平成20年 4月12日　まで
6　許可条件	(1)　工事着手に当たり、着手届を提出すること。 (2)　植栽計画を遵守すること。 (3)　工事完了後は、速やかに完了届を提出し、完了検査を受けること。 (4)　設計を変更しようとするとき、又は許可事項と異なる施行の必要が生じたときには、あらかじめ熱海市長に協議すること。

様式第１号（第２条関係）

風致地区内行為許可申請書

平成18年10月2日

熱海市長　斉藤　栄　様

住　所　神奈川県小田原市城山１－４－１

申請者

氏　名　株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男

氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。

条例第２条の１項の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

風致地区の名称及び種別	名　称	第２号伊豆山風致地区	種　別	第２種
行為地の所在	熱海市　伊豆山　字赤井谷 1076－3 の一部			
地目及び面積	地　目	山林	面　積（㎡）	9446㎡
許可を受けようとする行為の種類	① 建築物 その他の工作物 新築 改築 移転 ② 宅地の造成 土地の開墾 その他の土地の形質の変更 ③ 木竹の伐採 ④ 土石の類の採取 ⑤ 水面の埋立て ⑥ 建築物等の色彩の変更 ⑦ 土石の堆積 廃棄物の堆積 再生資源の堆積			
着手及び完了予定日	着手　許可日 完了　許可日から 12ヶ月			
摘　要	神奈川県　小田原市　城山１－４－１ 株式会社新幹線ビルディング　後藤　和夫 電話番号　０４６５－３２－１１５８			

備考

摘要欄に連絡先を記入してください。

第189号
18.10.-2
熱海市役所

様式第３号（第２条関係）

施 行 方 法 書

（宅地の造成等の場合）

行為施工者の住所及び氏名	山梨県　甲州市　勝沼町　綿塚３０９ トランスファー株式会社 代表取締役　高橋　寛					
土地所有者の住所及び氏名	神奈川県　小田原市　城山１−４−１ 株式会社新幹線ビルディング 代表取締役　天野　二三男					
面積及び土量	面積	9446平方メートル	土量	盛土	38,529 [illegible]㎥	
				切土	2,253㎥	
行為の目的	土砂 の崩落防止に供する、岩塊による堰堤の築造					
行為地の現況	山林					
土留の方法						
排水工事						
河川又は渓流との距離	m					
緑地の面積	2879.00㎡	内訳	自然の緑地	2879.00㎡		
			人工の緑地	㎡		
緑地率	30.47％	植栽の内訳	高木	低木	その他	
			本	本		
摘要						

備考

（１）案内図、現況図、公図写し、縦断面図、横断面図、出来上がり予定図、行為地面積等算定図、緑地面積算定図、現況写真及び土地所有者の承諾書を添付してください。

（２）他の行為を同時に行うときは、それぞれの様式による施行方法書を添付してください。

（３）緑地率とは、緑地の面積の行為地面積に対する割合をいう。

様式第４号（第２条関係）

施　行　方　法　書

（木竹の伐採の場合）

土地所有者の住所及び氏名	神奈川県小田原市城山１－４－１ 株式会社新幹線ビルディング
行為の種類	伐　採
伐採の理由	土砂の崩落に供する、岩塊による堰堤の築造のため
行為地の面積	9446.00㎡
樹種	小　樽
樹齢	５年～１０年
樹高	３m～５m
樹量	２５０本　　２．０立方メートル
跡地利用計画	
摘要	

備考

１　案内図、現況図及び現況写真を添付してください。

２　跡地を他の行為に利用するときは、それぞれの様式による施行方法書を添付してください。

案内図

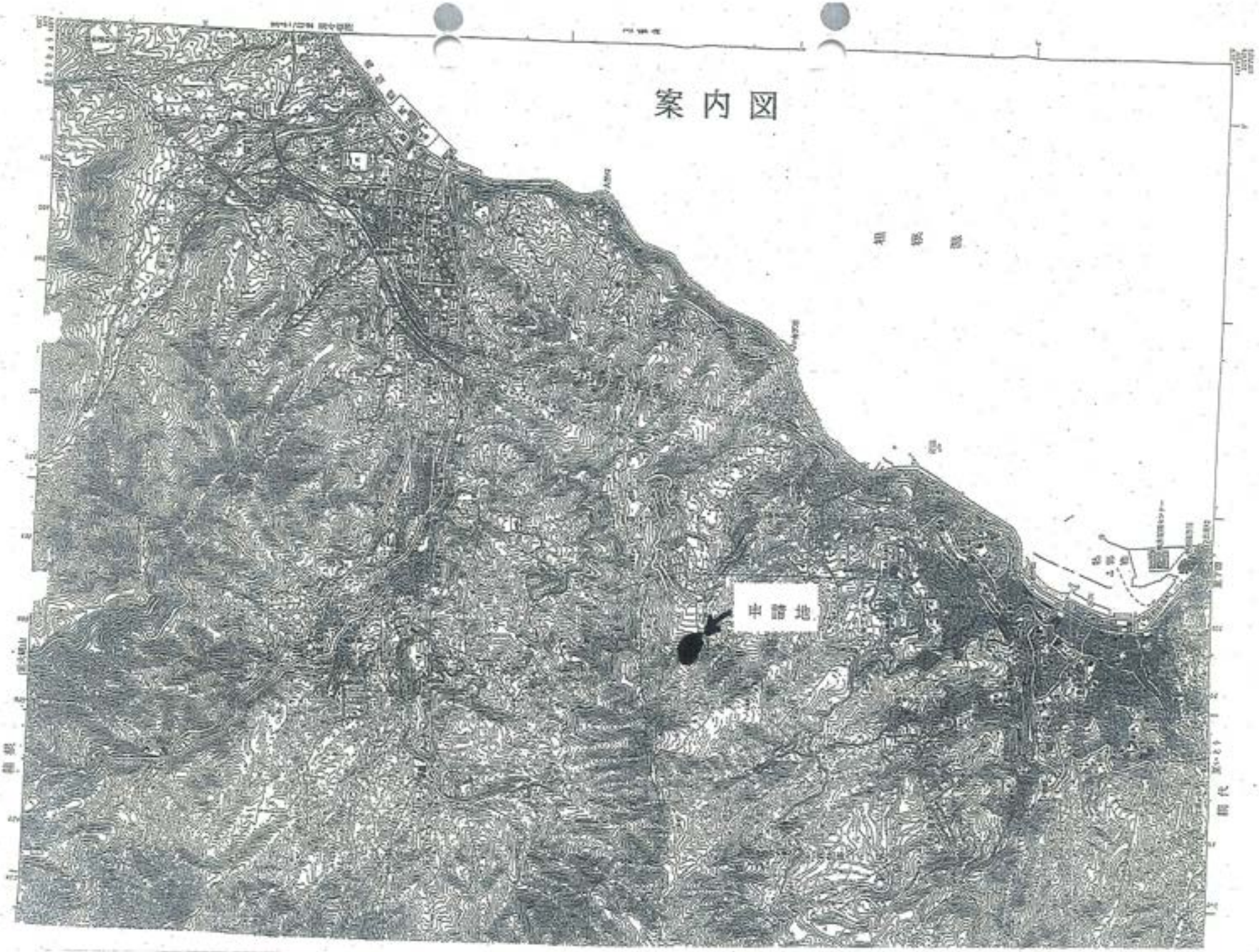

3-57



第1環境面積＝9446㎡

注1. 面積はCADによる測定値。
注2. 埋め立て部は埋め立て完了後廃止する。

環境面積＝第1環境埋め立て長位置法尾
＝2879㎡＞全面積9446×30%＝2833㎡

剛質変更率＝$\left(1-\frac{2877}{9446}\right)$＝69.53%





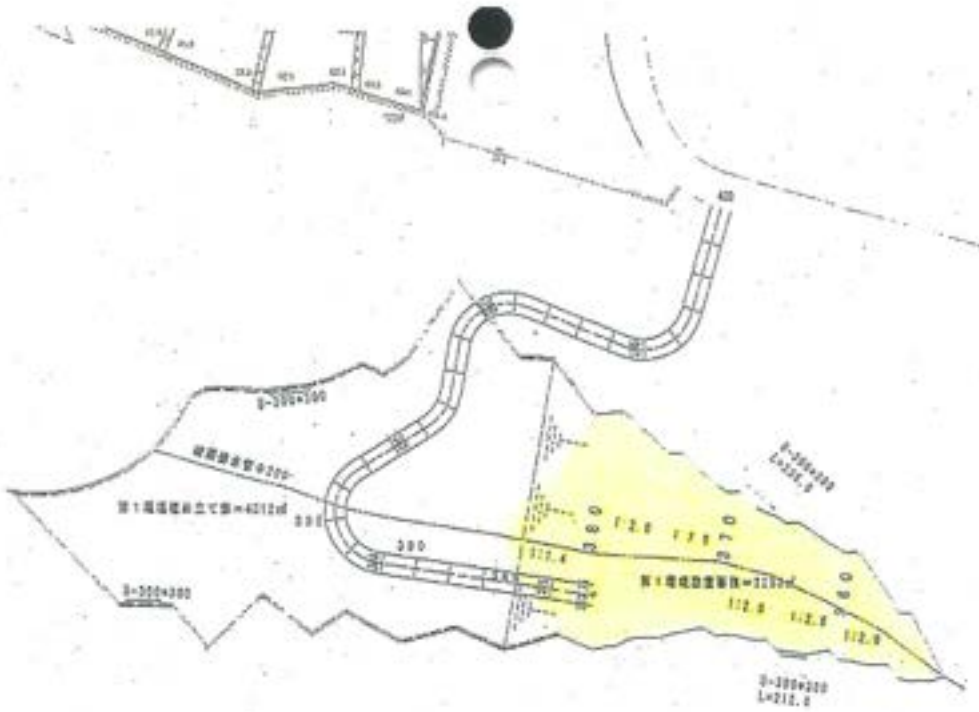

第1号堰堤平面図

S=1:1000


盛土造成面積＝9446㎡
注1. 面積はCADによる測定値。
注2. 擁壁は参考値のため若干の誤差がある。
盛土量＝盛土造成面積×平均盛土高
＝2870㎡＞全盛土9446×30%＝2833㎡
盛土造成面積＝2870㎡
盛土造成面積＝4311㎡
盛土造成面積＝2135㎡
5.00m
5.00m
1:2.0
1:1.8
1:2.0
1:2.0
1:2.0
1:2.0
1:1.8
1:2.0
1:2.0
1:2.0
1:1.8
1:2.0
1:2.0
1:2.0
1:1.8

注：面積測定はCADデータによる。



1. 堤体盛土量



堰堤堤底面積＝2253㎡

切土量
V=2253×1＝2253m³



V1＝(224+669)／2×（380-370）＝4465m³

V2＝(669+14)／2×（370-362）＝2732m³



V3＝(60+241)／2×（370-360）＝1505m³

V4＝(241+7)／2×（360-356）＝496m³



V5＝(50+5)／2×（360-355）＝137m³

V6＝(20+7)／2×（355-352）＝52m³

堤体盛土量
ΣV=4465+2732+1545+496+137+52=9427m³

2. 埋立て盛土量

※等高線による面積

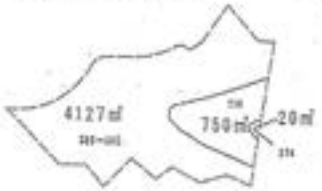

V1＝(4127+750)／2×（(392+385)／2-380）＝20727m³

V2＝(750+20)／2×（380-370）＝3850m³



V3＝(505+395)／2×（395-380）／2＝1125m³



V4＝(395+285)／2×（380-370）＝3400m³

埋立て盛土量
ΣV=20727+3850+1125+3400=29102m³

盛土量合計　V＝9427+29102＝38529m³

堰堤名	第１堰堤土量計算書
縮尺	S=1/200
作成年月日	平成 15 年 3 月
作成者	東京都練馬区豊玉北6-24-13-101 有限会社 ラボ・コーポレーション 代表取締役

第1堰堤盛土断面図 S=1:500

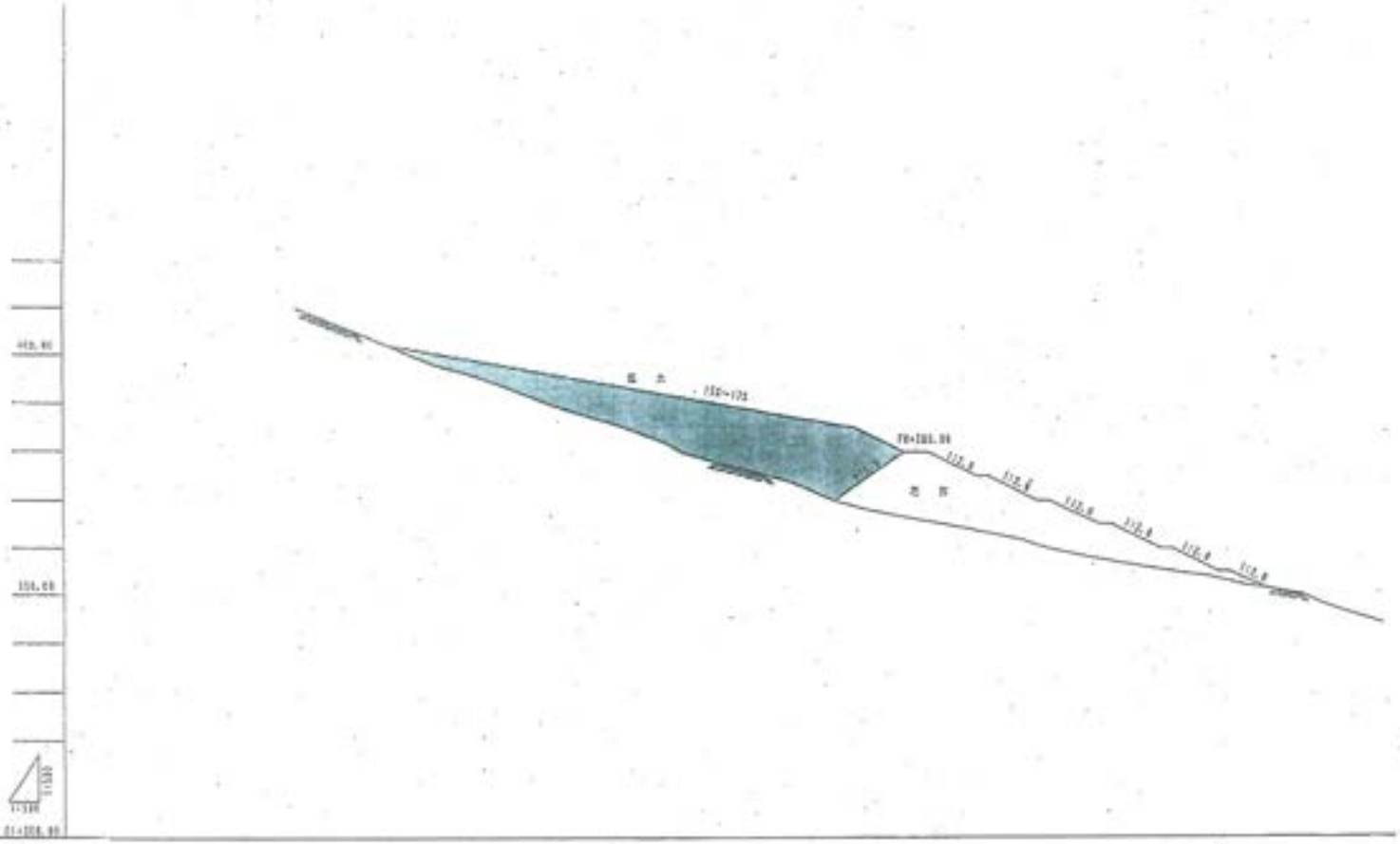

設置者	[illegible]
図面名称	第1堰堤盛土断面図
縮尺	S=1:500
作成年月日	平成 [illegible] 月
作成者	[illegible]

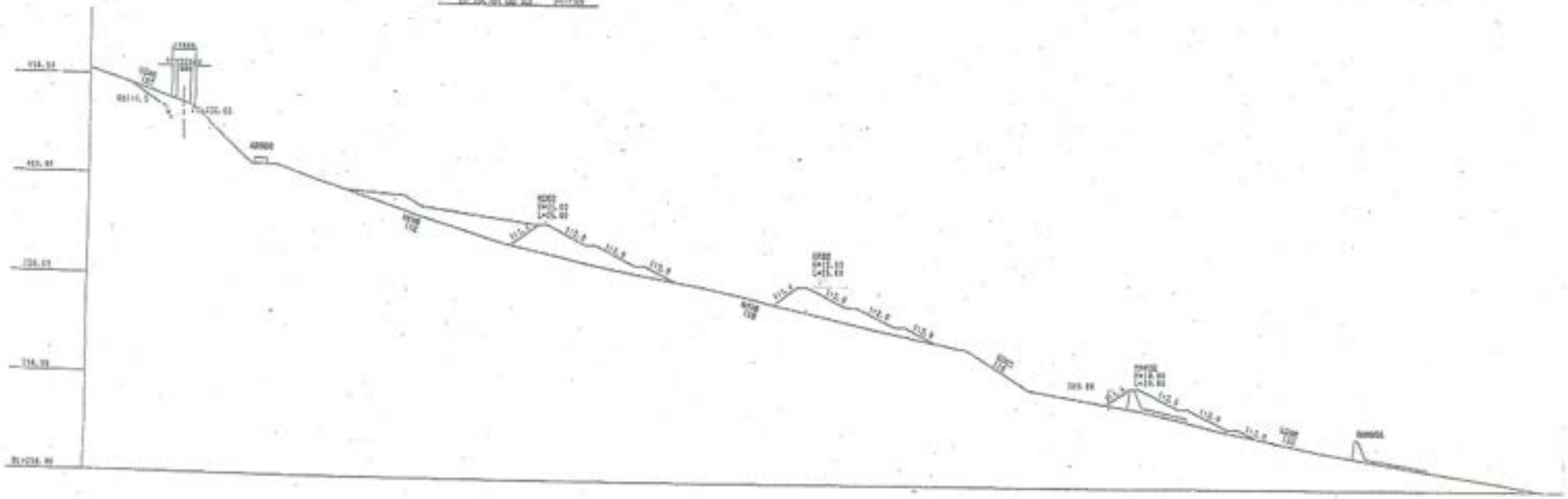

埋設工標準断

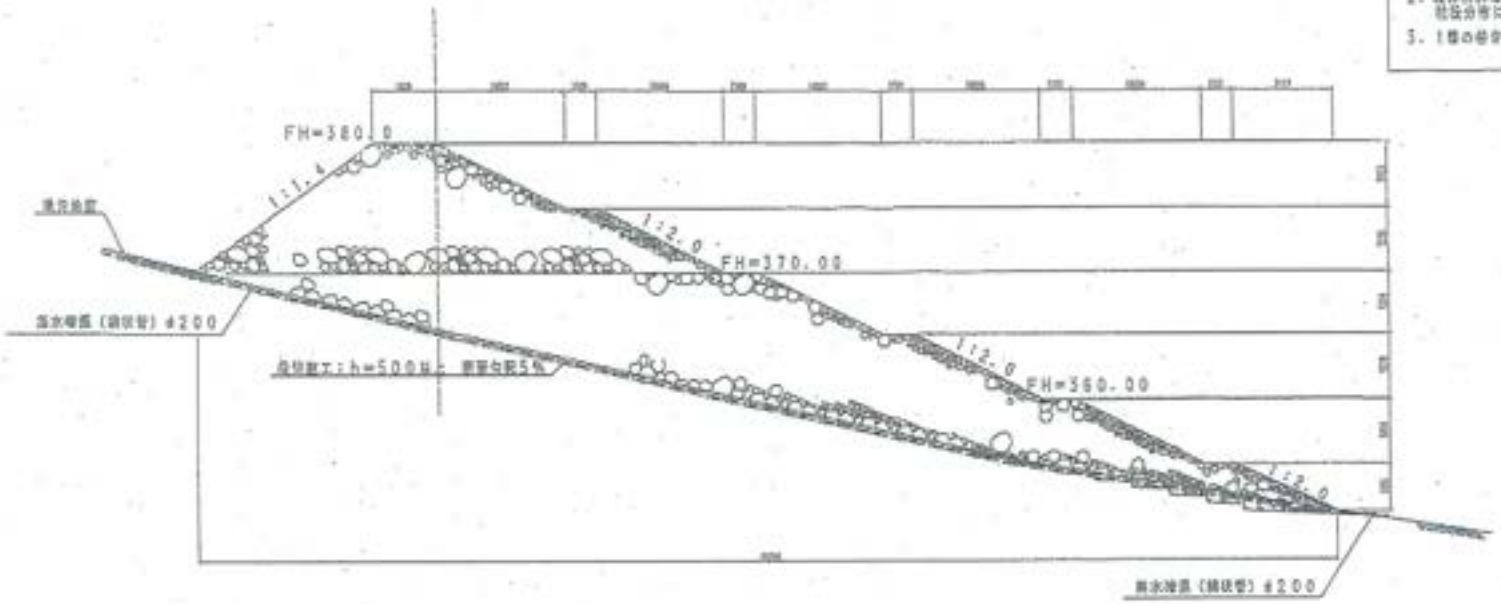

埋設工正面図

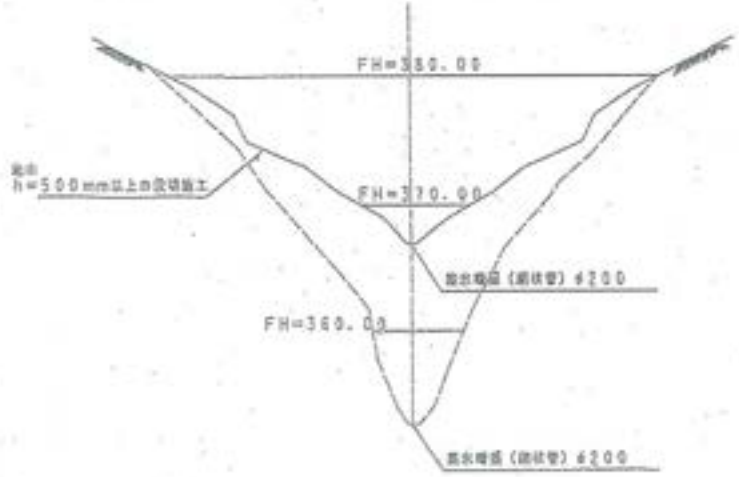

集水暗渠敷設詳細図



施設名称	第1建設工作所
縮尺	S=1:20
作成年月日	平成 15年 2月
作成者	東京都新宿区西新宿2-1-15-343 株式会社 ケデー・ハーボレーション 石戸

様式第35号(第32条関係)

平成20年7月28日

熱海市長　あて

開発事業計画審査願

熱海市まちづくり条例第36条第1項の規定により、次のとおり申請します。

事業者等	事業者	住所(法人にあっては主たる事務所の所在地) 神奈川県小田原市城山 1-4-1 電話番号 0465-32-1158	氏名(法人にあっては名称及び代表者名) 株式会社新幹線ビルディング 代表取締役 天野 二三男
	協議代理者	住所(法人にあっては主たる事務所の所在地) 神奈川県小田原市城山 1-4-1 電話番号 0465-32-1158	氏名(法人にあっては名称及び代表者名) 株式会社新幹線ビルディング 大塚
	設計者	住所(法人にあっては主たる事務所の所在地) 神奈川県小田原市飯泉 838 番地 電話番号	氏名(法人にあっては名称及び代表者名) 有限会社 ビルド 代表　鈴木篤二
	工事施工者	住所(法人にあっては主たる事務所の所在地) 山梨県 甲州市 勝沼町 綿塚 309 電話番号	氏名(法人にあっては名称及び代表者名) トランスファー株式会社 代表　沼尾　勝男
事業名称等	番号	No. 51	
	名称	熱海市 日金町宅地造成計画	
	目的	☑宅地分譲 □共同住宅 □その他(　　)	
	場所	熱海市 日金町 1050-1、1050-3、-6、-12、-20、-25 各一部	
	施行区域面積	2996.39 ㎡	
都市計画等	開発行為該当の有無	有・(無)	観光商業集積区域　内・(外)
	用途地域等	□用途地域 (第一種中高層住居地域) □その他の地域地区 (宅造規制区域 / 第二種風致地区)	指定建ぺい率　40 / %
			指定容積率　200 / %

土地利用の現況と計画		宅地	山林	公共施設用地 道路	公共施設用地 緑地	その他	合計
	現況(㎡)(%)	4079.31 / (52.3%)	3720 / (47.7%)				7799.31 (100%)
	計画(㎡)(%)	宅地 1498.84 ㎡ / (50.02%)		514.31 ㎡ / (17.17%)	983.24 ㎡ / (32.81%)		2996.39 (100%)

20.7.28

種別	面積 ㎡	%	摘要
合計面積	2996.39	100.00	
宅 地	1498.64	50.02	[illegible]
宅内緑地	145.25	4.85	
道 路	514.31	17.17	
緑地歩道	314.70	10.50	
緑 地	523.29	17.46	宅内緑地145.25㎡ 歩道314.70㎡ 緑地歩道523.29㎡ 983.24㎡ 緑地率 32.81%

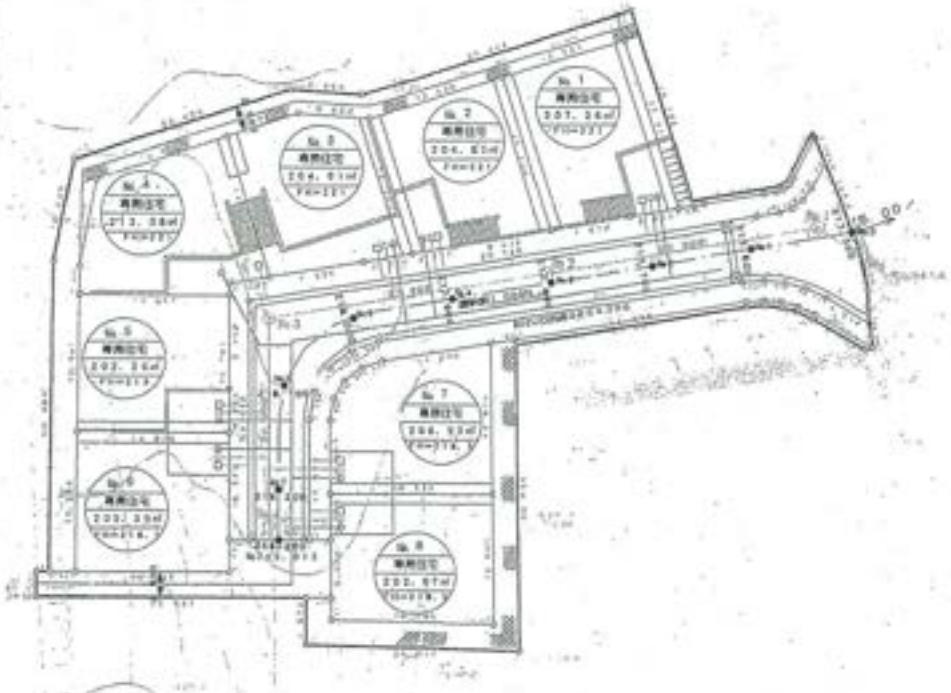

———	区域
	新設道路
	緑地
	宅内緑地
	新設U型側溝300×300 L=143.40
———	汚水管 VU φ200
———	取付管 φ150
○	1号人孔 No.1～No.4
———	

土地利用計画図	
従場名	[illegible]
図面番号	
作成年月日	平成20年6月
縮 尺	S=1:500
小田原市[illegible]番地 測量士 [illegible]	

土地利用計画図

静岡県熱海市日金町

縮尺＝1／500

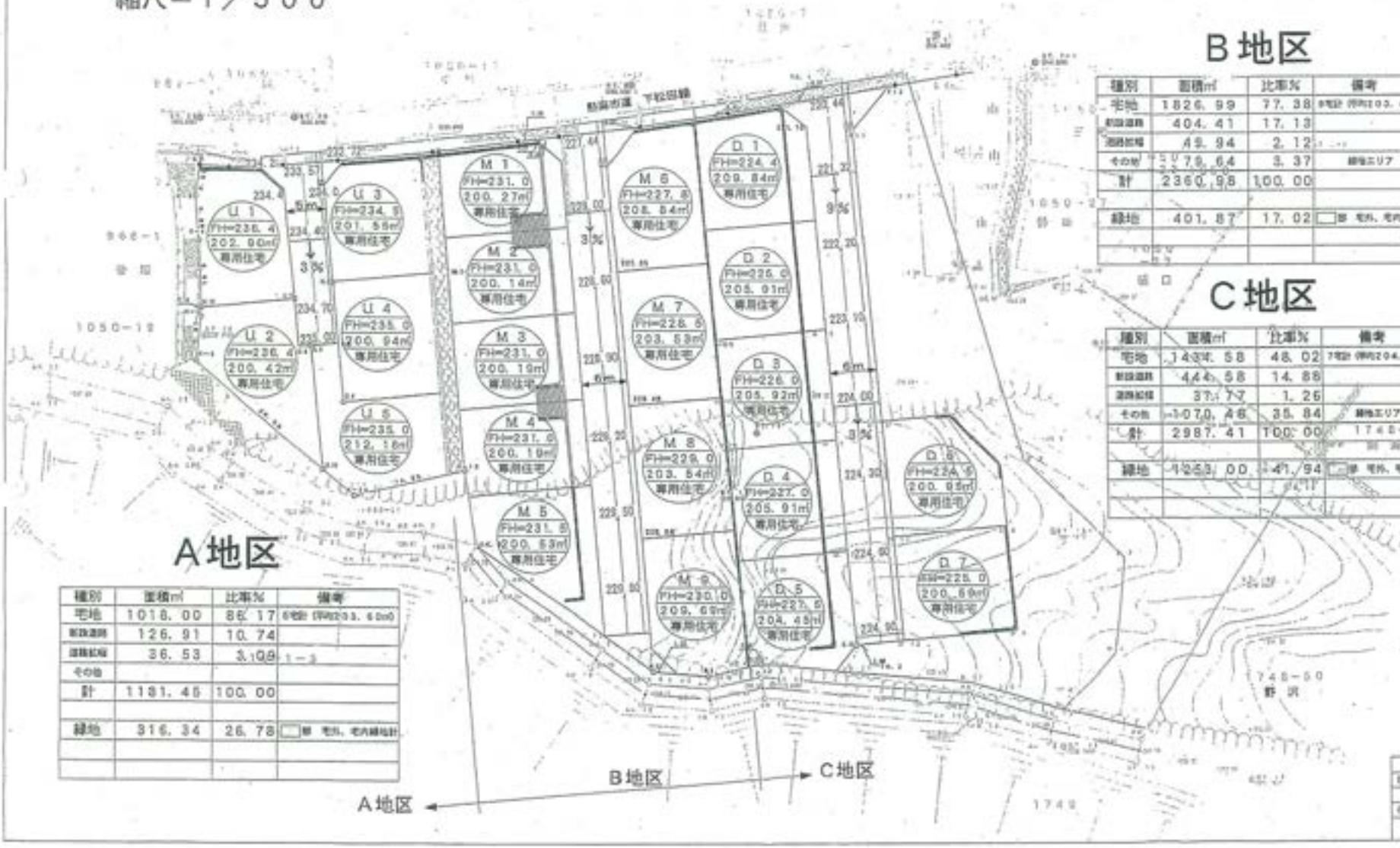

A地区

種別	面積㎡	比率%	備考
宅地	1018.00	86.17	6宅計（平均233.60㎡）
新設道路	126.91	10.74	
道路拡幅	36.53	3.09	1－3
その他			
計	1181.45	100.00	
緑地	316.34	26.78	緑 宅外、宅内緑地計

B地区

種別	面積㎡	比率%	備考
宅地	1826.99	77.38	9宅計（平均203.49㎡）
新設道路	404.41	17.13	
道路拡幅	49.94	2.12	
その他	79.64	3.37	緑地エリア
計	2360.98	100.00	
緑地	401.87	17.02	緑 宅外、宅内緑地計

C地区

種別	面積㎡	比率%	備考
宅地	1434.58	48.02	7宅計（平均204.94㎡）
新設道路	444.58	14.88	
道路拡幅	37.77	1.26	
その他	1070.48	35.84	緑地エリア
計	2987.41	100.00	1748－52
			新海沢
緑地	1253.00	41.94	緑 宅外、宅内緑地計

土地利用計画図	
現場名	静岡県熱海市日金町
縮尺	1：500
作成日	平成21年3月16日
株式会社	都興銀ビルディング

開発登録簿

市町村名	熱海市	番号	353

当初許可

許可年月日	平成19年7月25日	承継承認番号	最新 熱建建 第 2067-3 号
許可番号	熱建建 第 1962-3 号	承継承認年月日	平成20年10月7日
許可を受けた者の住所及び氏名	神奈川県小田原市城山1-6-1 株式会社 新幹線ビルディング	承継人の住所及び氏名	神奈川県小田原市鴨宮882-9 後藤 和夫
工事施工者の住所及び氏名	山梨県甲州市勝沼町綿塚309 トランスファー株式会社	区域等	非線引都市計画区域 用途地域 (無指定) 他指定 (風致2種)
開発区域に含まれる地域及び面積	熱海市 上多賀字平戸1190-1外40筆(別紙参照) 面積 15,320.97 ㎡		
予定建築物等の用途	専用住宅	工区	
法41条の規定による制限の内容	該当なし		
予定工期	平成19年7月25日 から 平成20年7月31日 まで		

位置	工区面積 ㎡	変更工区面積 ㎡
1		3,647.05
2		8,729.03

変更許可

許可番号	熱建建 第 1965-5 号	熱建建 第 号
許可年月日	平成20年6月25日	
変更の内容	開発区域の変更(15,320.97㎡→12,376.08㎡) 造成計画の変更 工区の設定	

建築制限解除

許可番号	最新 熱建建 第 号	熱建建 第 号
許可年月日		
建物概要		

工事完了検査

検査済証番号	最新 熱建建 第2063-1 号	熱建 第 号	熱建 第 号
検査済証年月日	平成20年6月30日		
完了公告年月日	平成20年7月1日		
摘要	第1工区完了(0.36ha)		

備考

他法令 (風致条例 農地法 道路法)

別　紙

開発区域に含まれる区域の名称及び地番

熱海市【変更前】

上多賀字西ヶ洞82-1の一部、82-2、-3、83-3、103-3、104-1、105-1、106-1、-2、-3
上多賀字寺ノ上1168、1169、1171-1、-2、1172-12、-13、1173-1、-3の各一部、1171-3
上多賀字平戸1190-2、1191-1、-4、-13、-15の各一部、1190-1、-3、-4、-5、-7、-8、1191-2、-3、-5、-6、-7、-8、-9、-10、-11、-12、-14

【変更後】

上多賀字西ヶ洞82-2、-3、83-3、103-3、104-1、105-1、106-1、-2、-3
上多賀字西ヶ洞82-1の一部
上多賀字寺ノ上1168の一部
上多賀字平戸1190-1、-3、-4、-5、-7、1191-2、-3、-5、-6、-7、-8、-9、-10、-11、-12、-14
上多賀字平戸1190-2、-8、1191-1、-4、-13、-15の各一部

開発行為許可台帳

台帳番号	353	決裁別		廃棄年月		保管場所	

申請者			当初	現在
	氏名	株式会社 新幹線ビルディング		
	住所	神奈川県小田原市城山1-4-1		
	氏名	後藤 和夫		
	住所	神奈川県小田原市鴨宮882-9		

設計者				実質連絡者	
	現在	氏名	有限会社ラダー・コーポレーション 清水秀幸		新幹線ビルディング 後藤氏
		住所	東京都世田谷区新町2-24-15-503		0465-32-1158

施工者			当初	現在
	氏名		トランスファー株式会社	
	住所		山梨県甲州市勝沼町綿塚309	

開発場所		
	当初	熱海市 上多賀字平戸1190-1外40筆(別紙参照)
	現在	熱海市

地域地区	非線引	無指定	風致2種	多・網・初	法34条	該当なし	法41条	該当なし

目的	当初 宅地分譲	面積	現在 15,320.97 ㎡	総区画数	現在
用途	専用住宅				

施工状況					

現地予備審査				当初許可				手数料 390,000円
受付年月日		総面積	㎡	受付年月日	H19.5.7	総面積	15,320.97 ㎡
通知年月日		農地面積	㎡	許可年月日	H19.7.25	農地面積	㎡
通知番号		山林面積	㎡	許可番号	1962-3	山林面積	㎡
調査年月日		土地利用		不許可年月日		確定農地	㎡
不備通知		土木審査		取下年月日		確定山林	㎡

用途の別	その他 1.0ha～3.0ha	工事費	予算 千円	確定 千円

予定工期		又は H19.7.25 から H20.7.31 まで	他法令	風致条例	農地法
着手届	受付	着手	完了予定	道路法	

工期変更届				
	受付年月日	工期	受付年月日	工期
	受付年月日	工期	受付年月日	工期
	受付年月日	工期	受付年月日	工期

承継届						
	受付年月日		理由		内容	
	受付年月日		理由		内容	

承継承認		承認年月日	番号	被承継人住所	被承継人氏名
	最新	H20.10.7	2067-3	神奈川県小田原市鴨宮882-9	後藤 和夫
	1				
	2				
	3				
	4				

手数料	最新	円	1	円	2	円	3	円	4	円

開発行為許可台帳

変更許可						
最新	受付年月日	H19.11.8	変更事項	開発区域の変更(15,320.97㎡→12,376.06㎡) 溜成計画の変更 工区の設定	総面積	㎡
	許可年月日	H20.6.25			総区画数	区画
	許可 番号	1965-5			手数料	円
1	受付年月日		変更事項		総面積	㎡
	許可年月日				総区画数	区画
	許可 番号				手数料	円
2	受付年月日		変更事項		総面積	㎡
	許可年月日				総区画数	区画
	許可 番号				手数料	円
3	受付年月日		変更事項		総面積	㎡
	許可年月日				総区画数	区画
	許可 番号				手数料	円

建築制限解除		受付年月日	許可年月日	許可 番号	建 物 概 要
	最新				
	1				
	2				
	3				

工区		位 置	面 積 ㎡	変更面積 ㎡	備 考		位 置	面 積 ㎡	変更面積 ㎡	備 考
	1	1		3,647.05		4				
	2	2		8,729.03		5				
	3					6				

	完了届	検査済証		公報登載		廃止届	適合証明	
	受付年月日	発行年月日	番 号	年 月 日	番 号	受理年月日	年 月 日	部 数
最新	H20.6.26	H20.6.30	2063-1	H20.7.1				
1								
2								
3								
4								
5								

予定外建築物許可		受付年月日	許可年月日	番 号	建築物等の用途、規模、構造、棟数
	最新				
	1				
	2				
	3				

最新		円	1		円
2		円	3		円

現名称			
備考		相談の有無	

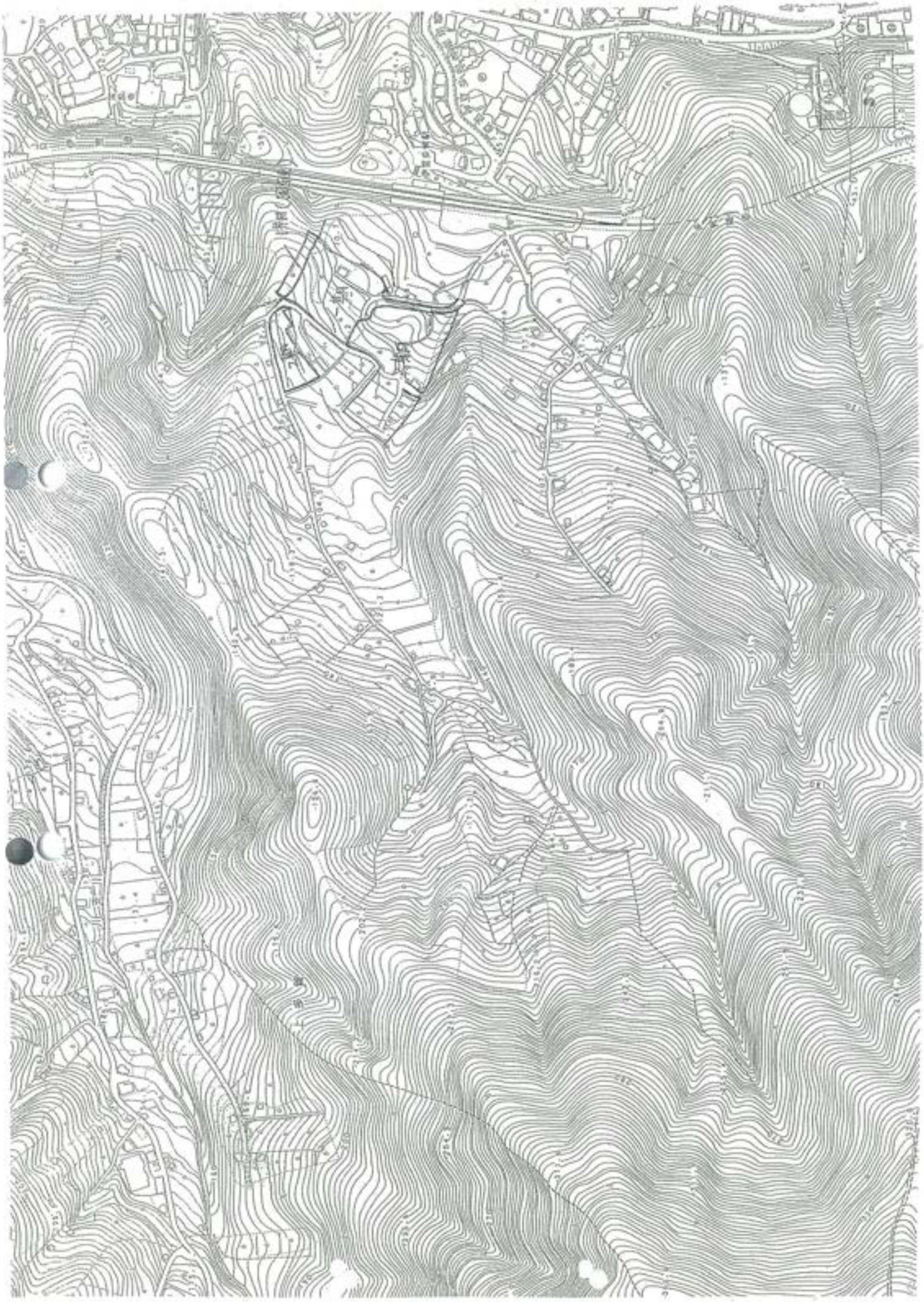

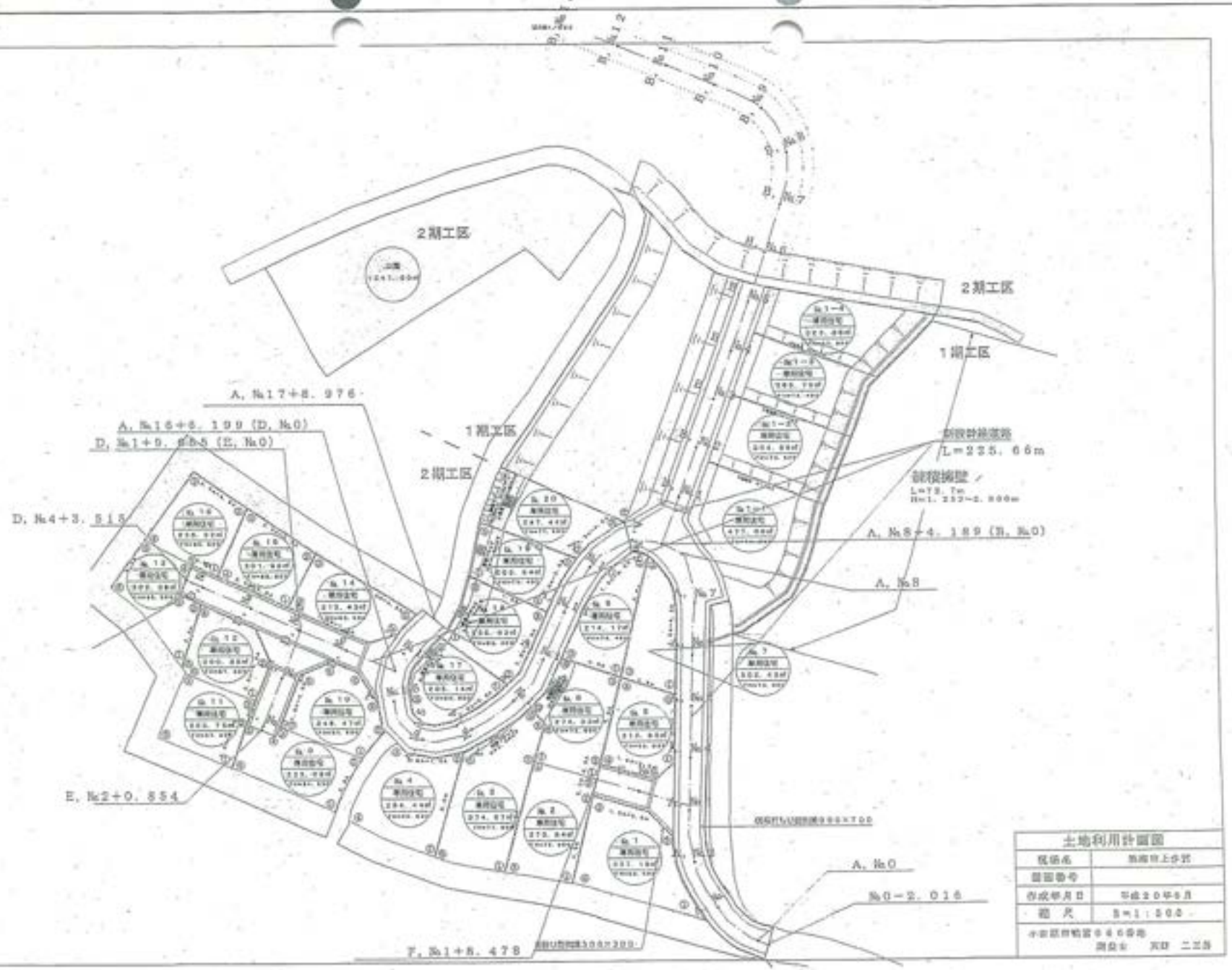

土地利用計画図	
現場名	熱海市上多賀
図面番号	
作成年月日	平成20年5月
縮尺	S=1:500

開発登録簿

市町村名	熱海市	番号	358

当初許可	許可年月日	平成20年6月24日		承継承認番号	最新 熱建まち 第 2067-4 号
	許可番号	熱建まち 第 2062-4 号		承継承認年月日	平成20年10月7日
	許可を受けた者の住所及び氏名	神奈川県小田原市城山1-4-1 株式会社 新幹線ビルディング		承継人の住所及び氏名	神奈川県小田原市鴨宮882-9 後藤 和夫
	工事施工者の住所及び氏名	未定		区域 地域 等	非線引都市計画区域 用途地域 (無指定) 他指定 (風致2種)
	開発区域に含まれる地域及び面積	熱海市 上多賀字西ヶ洞80-6 外60筆(別紙) 面積 3,940.17 ㎡			
	予定建築物等の用途	専用住宅	工区	位置	工区面積 ㎡ / 変更工区面積 ㎡
	当該条の規定による制限の内容				
	予定工期	平成20年7月1日 から 平成20年9月30日 まで			
変更許可	許可番号	熱建まち 第 2065-3 号		熱建まち 第 号	
	許可年月日	平成20年9月2日			
	変更の内容	造成計画の変更 区画の変更 工事施工者の変更(未定から㈱新幹線ビルディング)			
建築制限解除	許可番号	最新 熱建まち 第 号		熱建まち 第 号	
	許可年月日				
	建物概要				
工事完了検査	検査済証番号	最新 熱建まち 第 号		熱建ま 第 号	熱建ま 第 号
	検査済証年月日				
	完了公告年月日				
	摘要				
備考	他法令 (風致条例)				

別　紙

開発区域に含まれる区域の名称及び地番

熱海市　上多賀字西ヶ洞80-3、-6、-7、-8、-11、-13、-14、81-3、-5、-6、-8、-9、84-1、-4、-6、-8、-9、85-2、-4、-6、86-1、-6、-9、-11、－12、-13、-14、-15、-16、-17、-18、-19、87-1、-5、-7、-8、-9、-11、-12、-13、-14、-15、-16、-17、98-1、99-1、-3、100-1、-5、101-1、-2、-3、-6、-7、-8、-9、108-1、-9、109-1
上多賀字西ヶ洞108-10の一部
上多賀字西ヶ洞86-6地先～107-1地先（市道多賀駅山通線の一部）

開発行為許可台帳

台帳番号	358	決裁別		廃棄年月		保管場所	

申請者				
当初	氏名	株式会社 新幹線ビルディング	
	住所	神奈川県小田原市城山1-4-1	
現在	氏名	後藤 和夫	
	住所	神奈川県小田原市鴨宮882-9	

設計者				実質連絡者	
現在	氏名	新幹線ビルディング		新幹線ビルディング 後藤氏	
	住所	小田原市城山1-4-1		0465-32-1158	

施工者					
氏名	当初	未定	現在	株式会社 新幹線ビルディング	
住所				神奈川県小田原市城山1-4-1	

開発場所	
当初	熱海市 上多賀字西ヶ洞80-6 外60筆(別紙)
現在	熱海市

地域地区	非線引	無指定	風致2種		法34条		法41条	

目的	当初 宅地分譲	面積	現在 3,940.17 ㎡	総区画数	現在
用途	専用住宅				
施工状況					

現地予備審査				当初許可				手数料 円
受付年月日		総面積	㎡	受付年月日	H20.6.20	総面積	3,940.17 ㎡
通知年月日		農地面積	㎡	許可年月日	H20.6.24	農地面積	㎡
通知番号		山林面積	㎡	許可番号	2062-4	山林面積	㎡
調査年月日		土地利用		不許可年月日		確定農地	㎡
不備通知		土木審査		取下年月日		確定山林	㎡

用途の別		工事費	予算 千円	確定 千円
予定工期		又は H20.7.1 から H20.9.30 まで	都市計画法	風致条例
着手届	受付	着手	完了予定		

工期変更届				
受付年月日	工期		受付年月日	工期
受付年月日	工期		受付年月日	工期
受付年月日	工期		受付年月日	工期

承継届					
受付年月日		理由		内容	
受付年月日		理由		内容	

承継承認		承認年月日	番号	被承継人住所	被承継人氏名
	最新	H20.10.7	2067-4	神奈川県小田原市鴨宮882-9	後藤 和夫
	1				
	2				
	3				
	4				

手数料	最新	円	1	円	2	円	3	円	4	円

開発行為許可台帳

変更許可						
	最新	受付年月日	H20.7.9	変更事項	造成計画の変更 区画の変更 工事施工者の変更(未定から非系幹線ビルディング)	総面積 3,940.17 ㎡
		許可年月日	H20.9.2			総区画数 8 区画
		許可 番号	2065-3			手数料 19,000 円
	1	受付年月日		変更事項		総面積 ㎡
		許可年月日				総区画数 区画
		許可 番号				手数料 円
	2	受付年月日		変更事項		総面積 ㎡
		許可年月日				総区画数 区画
		許可 番号				手数料 円
	3	受付年月日		変更事項		総面積 ㎡
		許可年月日				総区画数 区画
		許可 番号				手数料 円

建築制限解除		受付年月日	許可年月日	許可 番号	建物概要
	最新				
	1				
	2				
	3				

工区		位置	面積 ㎡	変更面積 ㎡	備考		位置	面積 ㎡	変更面積 ㎡	備考
	1					4				
	2					5				
	3					6				

	完了届	検査済証		公報登載		廃止届	適合証明	
	受付年月日	発行年月日	番号	年月日	番号	受理年月日	年月日	部数
最新								
1								
2								
3								
4								
5								

予定外建築物許可		受付年月日	許可年月日	番号	建築物等の用途、規模、構造、棟数
	最新				
	1				
	2				
	3				

最新		円	1		円
2		円	3		円

現名称	

備考	宅地造成規制法による検査済証発行後3,000㎡を超えたため開発許可となった。	相談の有無	



開発登録簿番号
358

種別	面積 ㎡	%	摘要
開発面積	3940.17	100.00	
道路	702.79	17.84	
宅地	1925.47	48.86	
緑地	1311.91	33.30	

※面積計算はＣＡＤ上で計算している。

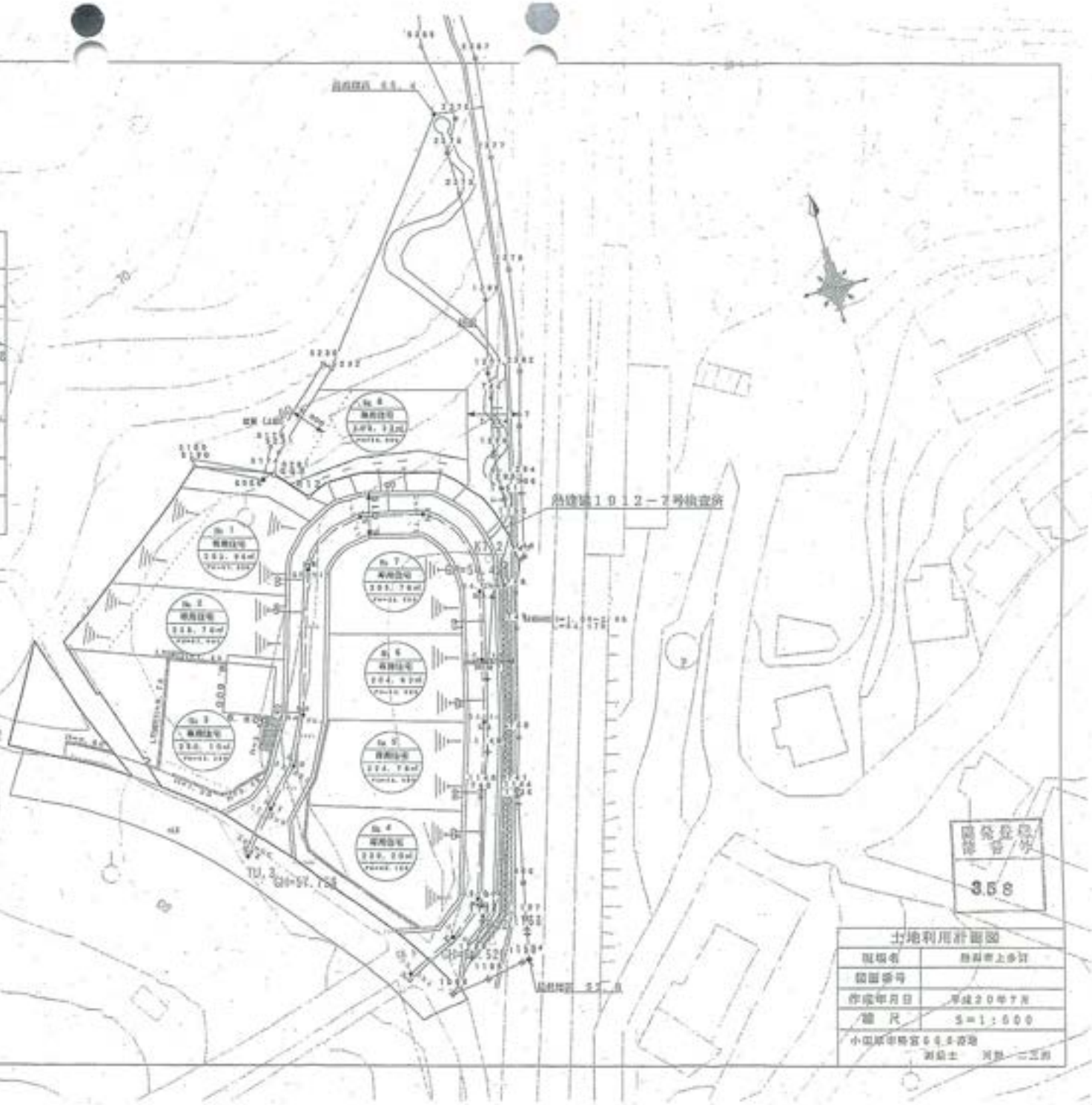

開発登録
3.5.8

土地利用計画図	
現場名	熱海市上多賀
図面番号	
作成年月日	平成２０年７月
縮尺	S=1:600
小田原市特宮６６５番地	
測量士	河野 二三郎

A082

所長	〃 次長	〃 総務課長	〃 課長
農山村整備部長	〃 技監	治山課長	課長

復命書

出張年月日	平成２１年１１月１３日	出張地	熱海市市役所
用件	熱海市伊豆山赤井谷における新幹線ビルディングによる残土処分について		

概要

新幹線ビルディングによる残土処分について、降雨時に下流域への土砂流出が著しいため、熱海市が実際に施工を行っている業者から事情聴取を行ったので同席した。

出席者：ソウメイ（土砂搬入業者）　千葉氏
熱海市役所　まちづくり課　西島室長、窪田副室長
産業振興課　植嶋室長
建設課　長津室長
東部農林事務所　治山課　溝口

熱海市　：写真（別添）のとおり、降雨時にかなりの土砂が流出している。早急に土砂流出対策を行っていただきたい。
ソウメイ：月曜日に新幹線ビルディングの天野氏に会うので、このことを伝える。新幹線が動かないようであれば、ソウメイで対応する。
熱海市　：申請時と計画が変わっているようなので、作業前に計画の再提出をお願いする。対策工については、こちらの基準があるので事前確認したい。
ソウメイ：了解した。来週早々に連絡する。

今後も、熱海市、熱海土木事務所等、関係機関と連携して指導を行う。

※ 11月19日(木) 10:00より 熱海土木にて打合せ
12/1に変更予定
出席：熱海市
熱海土木
東部農林

上記のとおり復命します　平成２１年１１月１６日

東部農林事務所長　様

職　氏名　主任　溝口　忠

21.11.11









21. 11. - 6





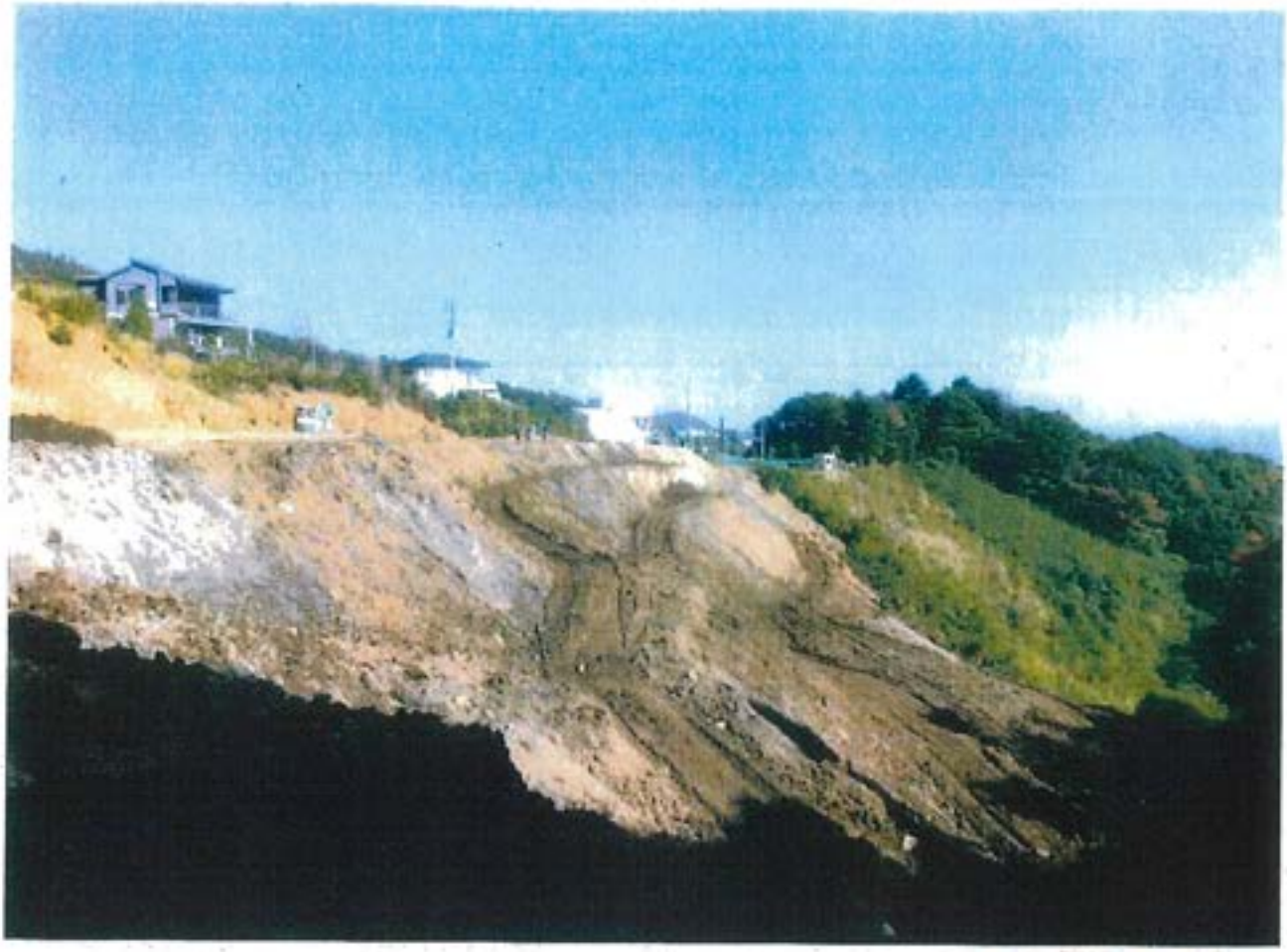



熱海市伊豆山字赤井谷における経緯

関係者　株式会社新幹線ビルディング　小田原市城山 1-4-1
代表取締役　天野二三男
取締役　鈴木篤二、同　後藤和夫、同　沼尾勝男
監査役　飯高美奈子
社　員　下垣義博、大塚文洋、守屋沙織、海藤達也、吉本文雄、秋山曉美
株式会社熱海伊豆山本宮温泉　小田原市城山 1-4-1　（沼尾）
取締役　古谷元雄
有限会社ラダー・コーポレーション　世田谷区新町 2-24-15
清水秀幸
株式会社　ソウメイ
営業　千葉一敏（千葉興業の作業服着用）

平成 18 年 8 月 11 日　後藤氏来庁　35 万坪買収計画を示す。

平成 18 年 8 月 22 日　後藤氏来庁　35 万坪内に水道施設があるが扱いをどうするのかと質疑を受ける。

平成 18 年 8 月 23 日　天野氏、古谷氏、後藤氏来庁　35 万坪計画事前協議

平成 18 年 8 月 28 日　吉本氏が風致地区内行為（通路築造）を提出（書類不備であったが受付）

平成 18 年 8 月 30 日　後藤氏来庁　35 万坪はどうすると聞くが具体的には決まっていないと回答を得る。

平成 18 年 8 月 31 日　建設三課、水道課で対策会議

平成 18 年 9 月 1 日　天野氏、古谷氏、後藤氏、飯高氏　来庁　35 万坪地内に道路の先行帰属計画を示した。水道施設の扱いも協議したが結論出ず。

平成 18 年 9 月 6 日　天野氏、古谷氏、SFCC（氏名不詳）来庁　35 万坪計画について協議（融資先【SFCG】が同席）

平成 18 年 9 月 20 日　氏名不詳（融資関係者と思われる）2 名来庁　赤井谷計画について申請状況等を調査

平成 18 年 9 月 21 日　後藤氏来庁　盛土（残土処分）計画について協議　森林法、風致地区条例、土採取等規制条例が必要であると指示した。

平成 18 年 9 月 21 日に土地を取得（35 万坪）

平成 18 年 9 月 22 日　熱土飯塚課長と協議　現状規制できるのは風致、土採取しかないことを確認する。

平成 18 年 9 月 22 日　天野氏、古谷氏、後藤氏、鈴木氏他 2 名来庁　9 月 21 日に無断で 35 万坪に立ち入ったことに対し苦情

平成 18 年 9 月 27 日　後藤氏来庁　盛土計画の作成を指示した。

平成 18 年 9 月 28 日　後藤氏来庁　施工前に森林法、風致、土採取の申請を指示した。

平成 18 年 10 月 2 日　庁舎内対策会議開催（建設三課、水道課、みどり農水課）森林法、風致、土採取の申請を指導することを確認する。

平成 18 年 10 月 2 日　後藤氏、清水氏来庁　清水氏に工法等の設計を依頼した。

平成 18 年 11 月 8 日　調圧槽上流部の一部が小規模崩落（E 工区から重機進入が原因か？）

平成 18 年 11 月 20 日　後藤氏、清水氏来庁　県の関係機関との協議を指示した。

平成 18 年 11 月 21 日　後藤氏、大塚氏来庁　熱海土木事務所と協議して河川法の書類を貰ってきたとのことであった。（様式未確認）

平成 18 年 11 月 29 日　建設三課、水道課協議　新幹線ビルの出方を待っているのではなく市から交渉を積極的に進める方針がいいのではないか。

平成 18 年 11 月 30 日　後藤氏来庁　昨日県庁（土地対策室、自然保護室）に行ってきた。生物調査を指示されたが納得していない様子だった。

平成 18 年 11 月 30 日　県庁土地対策室岩崎主査から電話連絡　これまでの経緯を説明した。

平成 18 年 12 月 7 日　後藤氏来庁　全体計画を示して林地開発及びミニアセス等の許認可を進めるよう指示した。

平成 18 年 12 月 8 日　後藤氏来庁　県に 1ha 以下は許可不要と言われた。1ha 以下であっても逢初川協議を熱海土木とするように指示した。

平成 18 年 12 月 19 日　後藤氏、清水氏来庁　現在盛土工法について設計中とのことであった。

平成 19 年 1 月 11 日　後藤氏来庁　調圧槽撤去を目的に訴訟を起こす準備があるとのことであった。

平成 19 年 1 月 12 日　後藤氏来庁　調圧槽撤去について、内容証明郵便を発送したとのことであった。

平成 19 年 1 月 15 日　水道課と協議　赤井谷計画に必要な許認可等をまとめる。

平成 19 年 1 月 25 日　後藤氏来庁　昨日県庁に行ってきたと報告があった。

同日　後藤氏が熱海土木事務所工事課と協議した。法第 32 条協議書（流量計算書）の提出を指示されたと報告があった。

平成 19 年 1 月 29 日　後藤氏来庁　午後から県庁に行く（ミニアセスの件）

平成 19 年 1 月 30 日　天野氏、古谷氏、後藤氏、鈴木氏他 4 名別件で来庁　水道施設の対応を協議した。（先方はあくまでも撤去を要求した。）

平成 19 年 2 月 5 日　後藤氏来庁　明日県庁協議と報告受ける。

平成 19 年 2 月 7 日　後藤氏より電話　熱海市にレッドデーターブックに記載された 35 種がいるのを知っているのかと問い合わせ。環境課、みどり農水に転送した。

平成 19 年 3 月 20 日　清水氏、大塚氏来庁　調圧槽付近 9,800 ㎡と盛土計画の相談受ける。申請は個々だが、一体性のおそれありと回答した。

平成 19 年 3 月 27 日　後藤氏、清水氏、大塚氏来庁　盛土の施工方法を協議した。

平成 19 年 4 月 9 日　土採取等規制条例による届出　受理書通知（工期許可日～12 ヶ月）
平成 19 年 4 月 10 日　庁舎内対策会議　赤井谷は流下能力不足で開発が困難であるので、道路の先行等の話になるだろう。
平成 19 年 4 月 11 日　後藤氏、清水氏来庁　本宮線終点付近の土砂について事情を聞いた。仮置きして堰堤築造後盛土材として使用したいと回答得る。
平成 19 年 4 月 12 日　風致地区条例による許可（形質変更・木竹の伐採）
工期平成 20 年 4 月 12 日
同日　沼尾氏来庁　施工管理を徹底するよう指示した。特に堰堤の築造状況及び搬入土の出所の管理を強く指示した。
平成 19 年 4 月 23 日　建設課と合同調査　逢初川に土砂流出を確認（赤井谷から砂防堰堤まで徒歩で調査した。）
同日　後藤氏、沼尾氏来庁　土砂流出を報告　対策工の早期施工を指示した。
平成 19 年 4 月 25 日　逢初川の濁りを確認　建設課と対応協議も結論出ず。
平成 19 年 4 月 27 日　森林法の届出を指示するようみどり農水課に依頼
平成 19 年 5 月 2 日　後藤氏、下垣氏来庁　東部農林に行ってきた。堰堤 2 箇所は一体と言われたと報告を受ける。
平成 19 年 5 月 11 日　コーワコーポレーション元社長から電話連絡　35 万坪に五重塔（宗教施設）H=50m を建てたいとと問い合わせがあった。風致地区のため不可と回答する。
平成 19 年 5 月 17 日　熱土飯塚課長に逢初川土砂流出応対記録を FAX 送付
平成 19 年 5 月 21 日　東部農林事務所赤井谷調査？
平成 19 年 5 月 25 日　逢初川濁り確認
平成 19 年 6 月 1 日　熱海土木事務所　薩川所長、田原技監、飯塚課長と協議
平成 19 年 6 月 4 日　県庁土地対策室千葉室長より電話　熱土所長より電話があり、必要であれば県庁が協力すると回答を得る。
同日　熱土飯塚課長、市川主幹に経緯を報告した。
平成 19 年 6 月 5 日　東部農林事務所　調査？
平成 19 年 6 月 7 日　県庁土地対策室千葉室長、佐藤主幹、岡部主幹、田代主査、水野副主任、熱土飯塚課長、市川主幹と対応協議
平成 19 年 6 月 8 日　熱土飯塚課長より電話連絡　逢初川流下能力について市から指導してほしい旨連絡受ける。県は管理者として対応するとのことであった。
平成 19 年 6 月 20 日　熱土市川主幹に経緯報告書を渡す。
平成 19 年 6 月 21 日　調圧槽付近からの盛り溢しを発見　防災工事の進捗は少々
平成 19 年 7 月 9 日　第 1 回水道施設対策会議　新幹線ビルディングで開催（次回は市役所で開催予定）
平成 19 年 7 月 11 日　逢初川の濁り確認
平成 19 年 7 月 13 日　東部農林現地調査（市まちづくり課、建設、みどり農水）

平成 19 年 7 月 17 日　調圧槽上流が大雨の影響で崩落調圧槽後部が埋まる。
平成 19 年 7 月 18 日　水道課、建設課と対応協議
平成 19 年 7 月 24 日　熱土飯塚課長、市川主幹に報告及び協議（水道課同席）
平成 19 年 7 月 30 日　調圧槽の対応を沼尾氏、鈴木氏に応急復旧工事を依頼するも後藤氏の反対で･･･（訴訟相手となりうるので反対とか）
平成 19 年 9 月 6 日　沼尾氏来庁　台風接近で風雨が強いため気になっている。夜間も車で待機及び巡回をすると報告あり。
平成 19 年 9 月 7 日　守屋氏より電話連絡　台風による被害なしの報告受ける。
平成 19 年 9 月 11 日　伊豆山漁業関係者と新幹線ビルの打合せに同席　被害があった場合の窓口は沼尾氏、下垣氏が対応することとなった。
平成 19 年 9 月 21 日　後藤氏来庁　調圧槽付近開発計画　東部農林協議を先行するよう指示した。
平成 19 年 10 月 11 日　対策会議
平成 19 年 10 月 30 日　後藤氏来庁　ポンプ室までの通路拡幅のため重機搬入予告　風致申請を指示した。
平成 19 年 11 月 5 日　後藤氏来庁　調圧槽付近に早川の残土を入れたいと相談受ける。沢部に盛り溢すおそれがあるため中止するよう指導した。10 日程待つと回答を得る。
同日　熱土市川主幹に経緯報告書送付
平成 19 年 11 月 7 日　熱土市川主幹と協議　森林法の対応を見守ることを確認する。
平成 19 年 11 月 13 日　後藤氏来庁　逢初川協議をするよう指導した。
平成 19 年 11 月 19 日　早川の残土を入れたいと相談受ける。熱土、農林と協議するよう指示した。防災工事完了後でないと認められないと回答する。
平成 19 年 11 月 20 日　後藤氏来庁　残土処分は防災工事先行を再度指示した。5ha 超で県土地利用事業の対象案件にすることを進言した。
平成 19 年 11 月 21 日　後藤氏県庁土地対策室千葉室長に電話　逢初川の流下能力不足を指摘した様子
同日　熱土に後藤氏が相談に行ったと報告受ける。
平成 19 年 11 月 26 日　東部農林事務所と対応協議（治山課長、片田係長）1ha 以下は県では指導のしようがないと回答を得る。
平成 19 年 11 月 27 日　熱土（工事課、都市計画課、用地管理課）と対策会議　東農が指導中なので対応を見守ることとする。
同日　後藤氏弁護士同席で来庁　調圧槽撤去要求
平成 19 年 11 月 28 日　後藤氏県庁土地対策室と協議？
平成 19 年 11 月 29 日　後藤氏熱土（工事課、用地管理課、都市計画課）と 32 条事前協議
平成 19 年 12 月 3 日　後藤氏来庁　逢初川協議が整わなければ開発できないと指示した。
平成 19 年 12 月 5 日　後藤氏東部農林事務所と協議？

平成19年12月14日　後藤氏、直井氏来庁　熱土協議？　午後から東部農林に行く？
平成19年12月18日　後藤氏、清水氏　熱土協議（調整池等）上流部にヘリポート計画があるとか
平成19年12月19日　吉本氏来庁　ヘリポート計画協議　1ha超えているので林地開発が必要農林に相談行くよう指示した。
同日　後藤氏来庁　林地開発許可取得を要請した。
平成19年12月28日　後藤氏来庁　ヘリポート計画は東部農林協議を先行するよう指示
平成20年1月9日　調圧槽付近8区画計画　林地開発も同時に進めるよう指導した。
平成20年1月17日　盛土計画書作成して協議するよう指導した。
平成20年2月7日　35万坪計画がインターネット上で公開されていることを発見する。
平成20年2月14日　後藤氏、鈴木氏来庁　熱土、東農協議も並行で協議を再度指示した。
平成20年2月15日　1ha以下で完了引続き施工した場合は？の問いに森林法のことなので東農と協議するよう指示した。
平成20年2月22日　東農赤井谷調査？
平成20年2月26日　後藤氏熱土、東農と協議？
平成20年3月3日　後藤氏来庁　赤井谷の復旧計画を早急に行うよう指示した。
平成20年3月10日　後藤氏来庁　赤井谷19ha計画まちづくり条例事前計画提出　熱土に32条協議書の提出を指示した。
平成20年3月12日　後藤氏来庁　32条協議書提出指示
平成20年3月13日　後藤氏来庁　32条協議書提出指示
平成20年3月18日　後藤氏入院
平成20年3月18日　大塚氏来庁　32条協議書熱土に提出　森林法が未処理のため正式受付されなかった？
同日　熱土市川主幹から連絡　森林法未処理のため受付はしていないが書類は預かったとのこと。都計法の申請はあったのか→都計法はまだ未提出　まちづくり条例は受付と回答
平成20年3月25日　古谷氏、大塚氏　熱土協議
平成20年4月2日　後藤氏、大塚氏　熱土協議
平成20年4月8日　東農秋野係長から電話　昨年までの経緯を報告
平成20年4月10日　東農赤井谷調査
平成20年4月14日　熱土と協議（赤井谷と波返し）　天野氏、古谷氏、後藤氏、鈴木氏
平成20年4月18日　逢初川　熱土と合同調査
平成20年4月24日　後藤氏来庁　赤井谷9区画について　森林法指導区域内につき東農協議指示
平成20年4月25日　古谷氏、鈴木氏、大塚氏、熱土と三者で現地調査
平成20年5月2日　古谷氏県庁に抗議？
平成20年8月1日　赤井谷9,900㎡図面受領　熱土飯塚課長、市川主幹にも渡した。

平成 20 年 8 月 5 日　東農、産業振興課と合同現地調査　復旧を確認した。

同日　東農溝口氏に赤井谷計画を FAX 送付

平成 20 年 8 月 12 日　熱土、東農、市合同会議　逢初川の流下能力調査は誰がやるの？でもめる？

平成 20 年 8 月 13 日　後藤氏来庁　土採取、風致の許可で盛土すると言ったので熱土と協議を指示した。

平成 20 年 8 月 14 日　後藤氏来庁　盛土工事施工について協議　防災工事が条件と回答

平成 20 年 8 月 18 日　後藤氏、下垣氏来庁　防災工事図面受領（簡易図面だったので正式図面を要求）

平成 20 年 11 月 14 日　後藤氏来庁　11 日付けで退職したので挨拶に来た。

平成 21 年 1 月 14 日　鈴木氏より電話　土採取、風致の工期延長について連絡あり。

同日　大塚氏来庁　工期変更届提出　本当に埋土（ロックフィル）するのかと聞いたが　多分やりますと回答を得る。

平成 21 年 1 月 21 日　熱土、東農、鈴木氏、大塚氏と協議　防災工事が最大の関心事である。施工者が決まり次第工法及び規模等を再度協議予定

平成 21 年 1 月 23 日　風致地区条例変更許可（工期の変更）　工期平成 22 年 4 月 12 日

平成 21 年 2 月 5 日　東農、保健所、市　合同調査

平成 21 年 2 月 16 日　吉本氏、海際氏来庁　ヘリポート計画協議　1ha 超なので東農と協議が先と伝えた。

平成 21 年 2 月 17 日　吉本氏、海際氏来庁　ヘリポート計画　1ha 超えるとか超えないとかの判断は東農であるから、市で言ってもらっても困ると回答した。

平成 21 年 2 月 18 日　鈴木氏、吉本氏来庁　ヘリポート計画まちづくり条例再度受付　許可だけ取得するが実際はやらないと言っていた。

平成 21 年 2 月 23 日　後藤氏から電話　SFCG が倒産？との情報

平成 21 年 3 月 17 日　後藤氏から電話　赤井谷の盛土契約が成立？したとの情報ありと連絡受ける。

平成 21 年 3 月 19 日　後藤氏から電話　赤井谷に盛土が始まったと連絡あり。

同日　現地調査　ソウメイ千葉氏と面会　現場が整理されていないので先ずは仮設進入路等の整備から始めると回答を得る。

平成 21 年 3 月 25 日　鈴木氏、大塚氏、千葉氏来庁　防災工事の先行を強く要望した。

平成 21 年 4 月 1 日　千葉氏他 1 名来庁　藤沢市から土砂の搬入をしたいと相談受ける。調圧槽前から仮設道路用に利用する計画とか。　事前に連絡するよう指示した。

平成 21 年 4 月 7 日　鈴木氏、大塚氏来庁　ヘリポート計画不受理の理由書の提出を要望される。

平成 21 年 4 月 9 日　鈴木氏に電話　ヘリポート計画はまち条手続き不要と回答した。

平成 21 年 4 月 21 日　ヘリポート計画について東農、天野氏、吉本氏、大塚氏と協議ヘリ

ポートと盛土は別々で対応することを確認した。

平成21年5月8日　市が現地調査　市道に泥（タイヤ跡）千葉氏に口頭注意した。

平成21年5月11日　千葉氏より電話　藤沢市の工場建設地からの残土を受け入れると連絡あり。

平成21年6月23日　千葉氏来庁　浸透管布設等を協議　工法変更なら手続きするよう指示した。

平成21年6月24日　東農と現地調査（写真撮影後東農到着時濃霧のため撮影不可能）

平成21年6月25日　鈴木氏、千葉氏他1名来庁　1ha超は林地開発許可必要を再度通告した。工法変更の図面作成を指示した。

平成21年6月25日　熱土市川主幹に6/24の調査の結果を報告した。

平成21年7月1日　県庁土地対策室塩澤主幹、田代主査、市川主査に相談（赤井谷を含め御新幹線ビルディング対策協議状況を報告）

平成21年7月2日　東農、熱土、鈴木氏、千葉氏と協議　1ha以下で伐採届、小規模林地の届出を行う。土採取、風致は変更の手続きを指示した。

平成21年7月3日　大塚氏来庁　昨日の協議事項の手続きを早急に行うよう指示した。

平成21年7月6日　後藤氏来庁　新幹線ビルが解散状態？と報告受ける。

平成21年7月8日　千葉氏来庁　伐採届等の手続きを大塚氏がしているかどうか確認したいと来庁　産業振興課を紹介した。

平成21年7月15日　市が現地調査　調圧槽付近に土砂堆積を確認する。

平成21年7月16日　千葉氏来庁　鈴木氏が会社を辞めたが盛土計画は対応するとのことであった。伐採届けは未提出である。

平成21年7月22日　逢初川の濁りを確認した。

平成21年7月24日　逢初川の濁りを確認した。

平成21年9月14日　市が現地調査　市道舗装破損、付近住民からの苦情及び過積載を千葉氏に伝える。

平成21年9月29日　熱土市川主幹に七尾関連許認可等を説明

平成21年10月8日　逢初川の濁りを確認した。

同日　市土地利用幹事会　新幹線ビル関連許認可等（工期及び工法等）について指導を徹底することで一致した。

平成31年度　土採取等規制制度の担当者会議
資料1（by静岡）

土採取等規制制度の概要

1　目　的（条例第１条）

建築目的の開発行為など、土地の形状変更を伴う行為については、都市計画法、森林法などの法令で、事前に行う手続や守るべき安全基準等が定められています。

しかし、これらの法令の対象とならない小規模な開発行為や建設工事の中には、防災上の配慮を怠ったため災害を生じたり、あるいは跡地を放置し環境破壊を招く事例があります。

このため、これらの行為に伴う土砂の崩壊、流出等による災害を防止するとともに、跡地の緑化等の整備を図るため、土の採取等を行う者に対し必要な規制をすることを目的として、静岡県土採取等規制条例（以下「土採取条例」という。昭和50年10月20日公布　昭和51年４月１日施行）が定められています。

掘削・盛土など「土地の形質変更」に際しては、
「土砂の崩落、流出等」の災害防止が必要

各種法令の手続きによる「安全対策等の審査」
①降った雨を適正に（調整して）排水すること
②「切り」「盛り」が適正に行われること…高さ・勾配など

↓

○森林法（５条森林の造成等）　…林地開発許可
○都市計画法（建築目的での造成等）…開発許可
○その他の法令

●施行場所が林地の場合の林地開発許可との役割分担

行為の面積	根拠法令	法令の定める手続	処理機関
1ヘクタール超	森　林　法	林地開発許可の申請	県（森林計画室及び農林事務所）、静岡市、浜松市、沼津市、富士市
1ヘクタール未満（以下）	土採取条例（森林法）	届　出（伐採届）	市　町（市　町）

2　規制の対象となる行為（条例第２条）

条例の規制対象となる行為は「切土、床堀その他の土地の掘さくを行う行為」と「埋土又は盛土をする行為」となっており、これらの行為により土を採取し他へ搬出する場合のほか、土地の形状を変更する行為を全て含みます。（これらを総称して「土の採取等」といいます。）

従って、ある区域の一部で切土を行い、その残土を使って区域内で盛土を行うような行為も規制の対象となります。

なお、「土とは何か」については明文の規定はありませんが、「土石の総称」であり、適用除外（後述）とされるものを除き全て含まれます。

(3) 措置命令等

ア　措置命令(条例第６条)	・計画変更の勧告に従わないとき ・災害が発生するおそれがあるとき
イ　停止命令(条例第７条)	・措置命令に従わないとき ・災害防止のため緊急の必要があるとき ・無届、届出内容違反があったとき
ウ　跡地にかかる措置命令 (条例第９条)	・災害防止のため必要があるとき (完了後２年以内)
エ　跡地の緑化等の勧告 (条例第10条)	・跡地周辺の環境の保全のため必要があるとき

(4) 市町により「土地利用指導」に基づく手続が必要な場合があります。

5　届出書類等（条例第３条・規則第２条）

届出に際しては、下記の書類を正副各１部提出

●土の採取等計画届出書…施行規則様式第１号

●添付書類（施行規則第２条第３項）

①土の採取等を行う場所（「採取場所」）の位置と土の運搬経路を示す地図（縮尺1/50,000以上）
②採取場所及び周辺の見取図
③採取場所の実測平面図（土の採取等の計画（「採取計画」）を記載：縮尺1/1,000以上）
④採取場所の実測縦断面図及び実測横断面図（採取計画を記載：縮尺1/500以上）
⑤採取場所の求積図（縮尺1/500以上）及び土量計算書
⑥採取場所及び隣接地の公図の写し
⑦採取場所で土の採取等を行うことの権原を証する書面
⑧土の採取等に係る跡地の整備計画平面図（縮尺1/1,000以上）
⑨その他知事が必要と認める書類

重　要

●土の採取等に関する技術基準

土砂の崩壊、流出等による災害を防止するとともに、跡地の緑化等の整備を図るために、土の採取等に関する技術基準（「技術基準」）が定められています。
基準に適合しない計画については、「計画変更の勧告」や「措置命令」を行います。

●標識の掲示

土採取条例の届出を行った残土処分場などには、氏名（名称）や届出書受理年月日などを記載した標識を掲示することになっています。

参考　違反案件への対応

【具体事例】

○概　要

・施行面積１ヘクタール未満（市町権限）として正式に届出がなされた「残土処分場」が、当初計画とは異なる形態で事業が進められ、かつ面積が拡大してしまった。

・町では届出者である東京の業者と現場管理を行っている静岡県内の業者に対して再三是正の行政指導を行ったが、互いに被害者である旨を主張し、適切な対応がとられなかった。このような状態の中で、隣接地への土砂流出が発生した。

・当初の届出から１年半あと、県（土地対策室）に対して是正についての協力依頼があった。

○権限の問題

・正式に届出がなされ、（当然に）当初は１ヘクタール未満であり市町権限の案件であったものが、違反の中で１ヘクタール以上となった場合、処理権限（責任）はどうなるのか。

（現地は５条森林であったため、面積が１ヘクタール以上（超）となると、土採取条例での県案件となるほか、森林法の林地開発案件にも該当。）

○法律相談の結果

・当初１ヘクタール未満で市町村案件であったものが、（違反の中で）１ヘクタール以上（超）となった場合でも、当初の市町権限はそのまま継続し、これに県の権限がオーバーラップすることになる。市町と県の両方が権限を有することになる。

・この場合において、市町の対応が第一優先とはなるだろうが、市町が適切な処理を行わなかった場合、県は県独自の責任と判断において対応を行う義務があり、（当初の責任は市町であったとして）適切な対応を行わなかった場合は問題となる。

○具体的な処理経過

・町と県の関係課で事前調整のうえ、町の行う立入調査に県が参加するという形式により処理を開始した。

・区域及び面積を確定のうえ、関係する2業者へ事情聴き取りを連絡した。
（東京の業者からは返答なし。県内業者は聴き取りに応じた。）

・弁明の機会付与のうえ、２事業者に停止及び安全措置の実施を命令した。

●具体事例からの教訓

○とにかく初期対応が大切…すぐに現場を確認すること

①手続きの説明、　②作業中止の指導、　③指導に従わない場合には、法・条例に基づく行政処分

○指導等は文書で行うことが基本

○権限を持っている者は、責任を有していることを認識することが大切

…法令に基づく適切な対応を行わないことは（直ちに）問題となる。

○静岡県土採取等規制条例（抜粋）

(計画変更の勧告)

第5条　知事は、第3条第1項若しくは第3項又は前条第2項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る土の採取等に伴い、土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該土の採取等の計画の全部又は一部の変更を勧告することができる。

(措置命令)

第6条　知事は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで土の採取等を行つているときその他土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該土の採取等を行つている者に対し、期限を定めて、当該土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害を防止するための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(停止命令)

第7条　知事は、土の採取等を行つている者が前条の規定による命令に従わないとき、又は土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、当該土の採取等を行つている者に対し、当該土の採取等の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2　知事は、第3条第1項の規定に違反して届出をせず、又は同項若しくは第4条第2項の規定による届出に係る第3条第2項第3号から第9号までに掲げる事項の内容に違反して、土の採取等を行つている者に対し、当該土の採取等の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査等)

第13条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、土の採取等を行う者に対し、当該土の採取等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2　知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土の採取等を行う者の事務所、土の採取等を行う場所その他その業務を行う場所に立ち入り、土の採取等の状況を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3　前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4　第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第16条　第6条又は第7条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第17条　第3条第1項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第9条の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第18条　次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1)　第4条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2)　第12条の規定による標識の掲示をしなかつた者

(3)　第13条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4)　第13条第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

案内図



3-59



第1種埋蔵面積＝3446㎡

注1. 面積はCADによる数値値。
注2. 埋め立て部は埋め立て完了後続行する。

[illegible]

[illegible]

$$\text{新増設定率} = \left(1 - \frac{2877}{3446}\right) = 49.53\%$$





熱海市伊豆山開発計画			
所在地	[illegible]		
開発名称	[illegible]		
図 名	[illegible]	[illegible]	
作成年度	[illegible]		
作成日	[illegible]		



第13堰堤平面図

S=1:1000

第１連続面積＝9446㎡

注1. 面積は[illegible]による設定値。
注2. 埋め立て部は埋め立て完了後排水する。

[illegible]



注：面積測定はCADデータによる。



1. 堤体盛土量

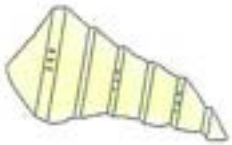

堤設置遺産面積＝2253㎡

切土量
V=2253*1=2253m³

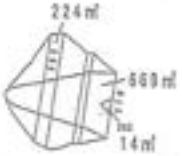

V1＝(224+669)／2＊(380-370)＝4465m³

V2＝(669+14)／2＊(370-362)＝2732m³



V3＝(68+241)／2＊(370-360)＝1545m³

V4＝(241+7)／2＊(360-356)＝496m³



V5＝(50+5)／2＊(360-355)＝137m³

V6＝(28+7)／2＊(355-352)＝52m³

堤体盛土量
ΣV=4465+2732+1545+496+137+52=9427m³



2. 埋立て盛土量

※等高線による面積

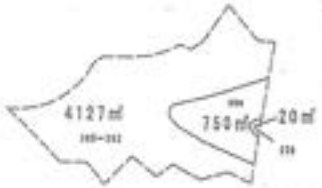

V1＝(4127+750)／2＊((392+385)/2-380)＝20727m³

V2＝(750+20)／2＊(380-370)＝3850m³



V3＝(505+395)／2＊(385-380)/2＝1125m³



V4＝(395+285)／2＊(380-370)＝3400m³

埋立て盛土量
ΣV=20727+3850+1125+3400=29102m³

盛土 合計 V＝9427+29102＝38528m³

防波堤伊豆山開発計画	
所在地	熱海市 伊豆山 赤沢山 地先
図面名称	第1堤 盛土量 計算書
縮 尺	S=1:1000
作成年月日	平成 11 年 1 月
作成元	株式会社 [illegible]

第1堰堤盛土断面図 S=1:500

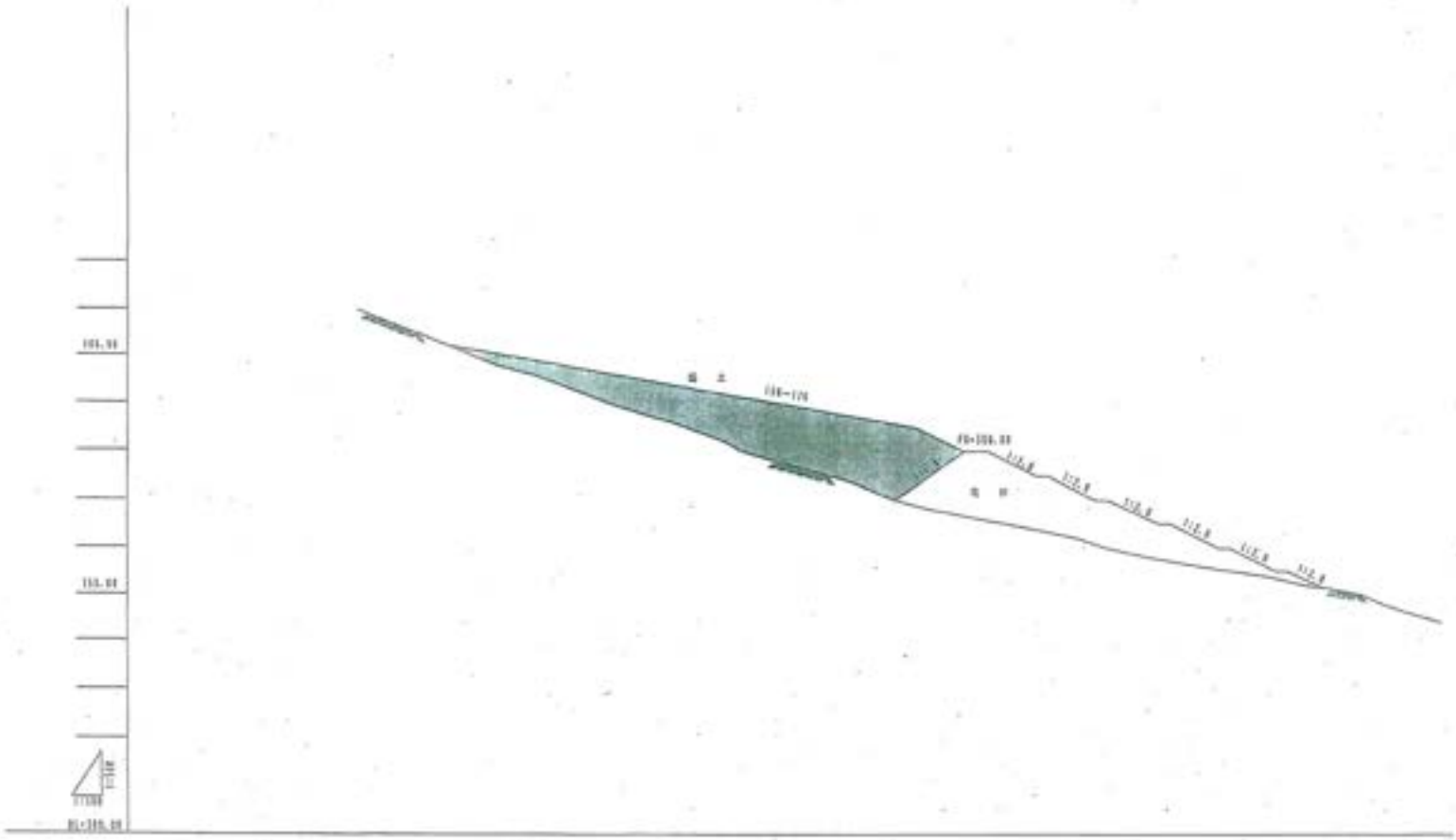

熱海市伊豆山開発計画			
現場名称	熱海市 伊豆山 [illegible] 地先		
図面名称	第1堰堤盛土断面図		
縮尺	S=1:500	図面番号	
地図作成日	平成 15 年 3 月		
作成者	[illegible]		

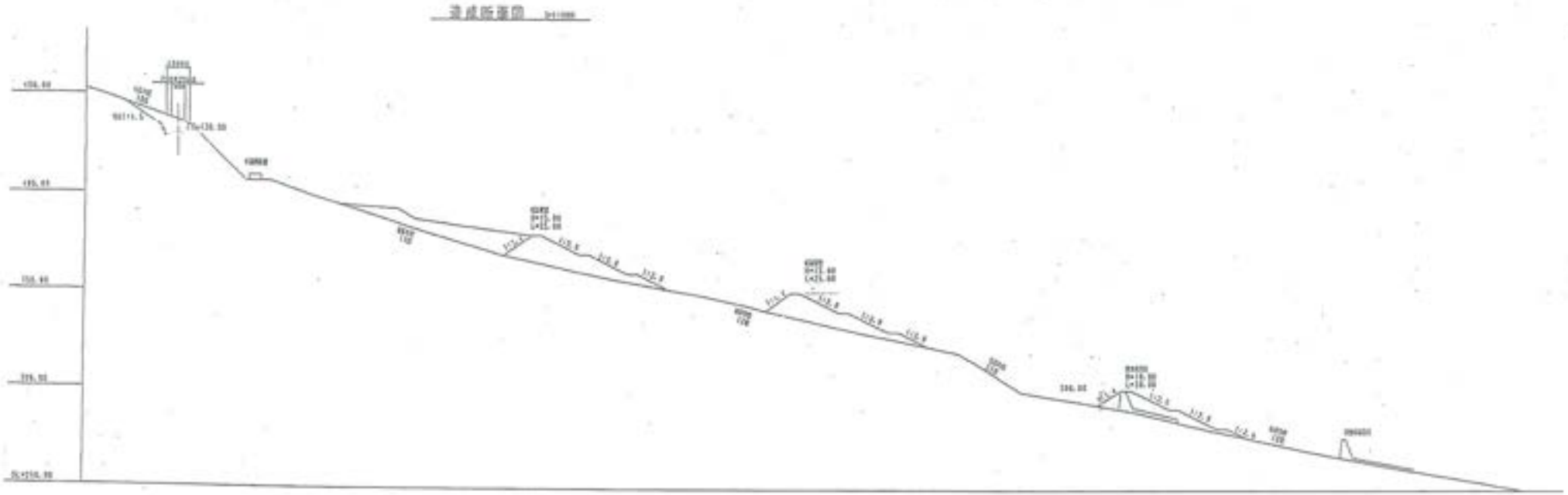

埋設工標準断面

注 意

1. 堤体建築となる地山部分は表面をすべて除去し段切施工をすること。
2. 堤体材料は発生材の粘石を混用し最大径を1m以下として、粗粒分布に留意し間隙を充填し、充分圧密すること。
3. 1層の巻きだし厚さは50cmを標準とする。

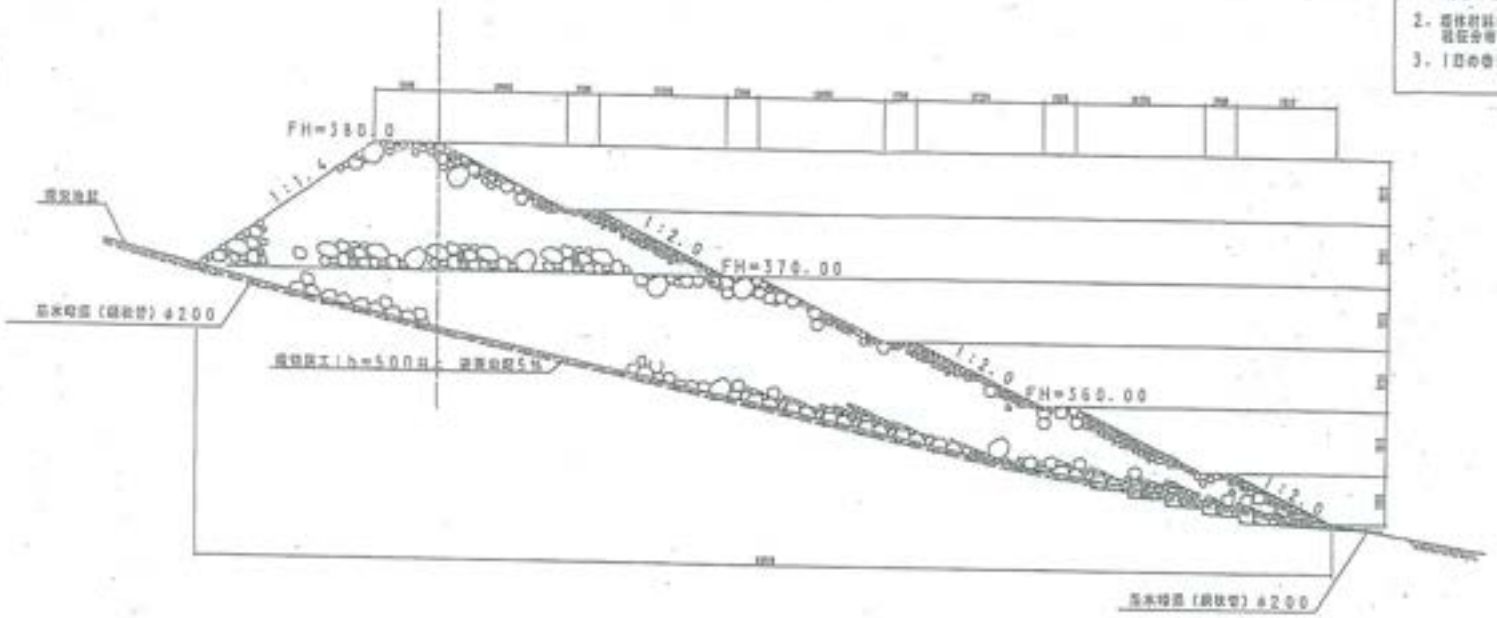

埋設工正面図

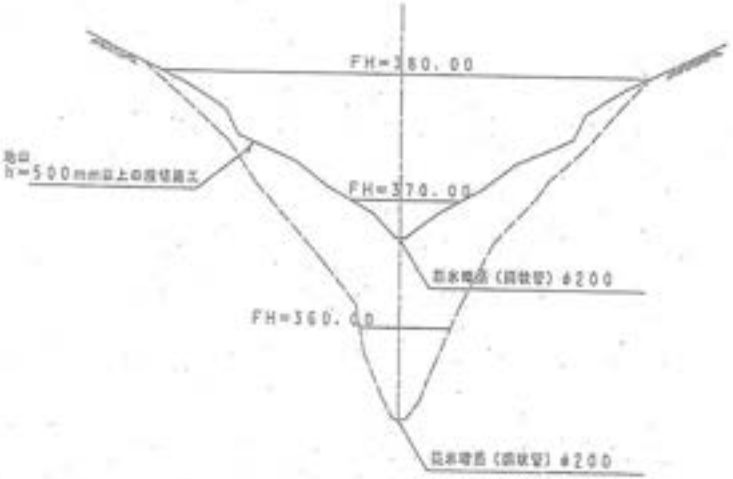

基水暗渠敷設詳細図

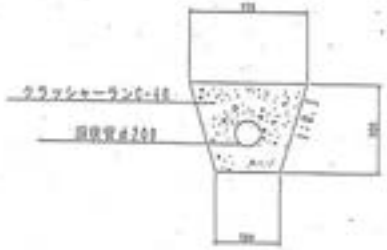

防塚寺伊豆山西発針西	
事業名	防塚寺 伊豆山 [illegible]
設計名称	第1 [illegible]
図 名	[illegible]
作成年月日	平成 [illegible]
所属	[illegible]

A083

熱 建 建 第５７１号
平成２１年１１月１３日

神奈川県小田原市城山 1-4-1
株式会社　新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男　様

熱海市長　齊藤　栄

熱海市伊豆山字赤井谷における土の採取等について（通知）

平成 19 年 4 月 9 日付け熱建設第 208 号で受理した土の採取等について、下記事項を守られるよう通知します。

記

1. 指示事項
①工期及び工法等について変更の手続きを行うこと。
②附帯条件に記した、災害を防止するための必要な措置を取ること。
③土採取行為面積を確定すること。

2. 提出期限
平成２１年１１月３０日

3. 提出先
熱海市建設部建設課
住所　〒413-8550　熱海市中央町 1 番 1 号
電話　0557-86-6405・6409

※ 指定日までに提出されない場合には、法的措置に移行せざるを得ませんので、念のため申し添えます。

A084

熱観産第１４０号
平成２１年１１月１３日

神奈川県小田原市城山１－４－１
株式会社　新幹線ビルディング　様

熱海市長　齊　藤　　栄

熱海市伊豆山字赤井谷 1076-3 地内における森林法の規定による
伐採及び伐採後の造林届出書について

森林法第１０条の８第１項の規定により平成２１年７月２０日付けで提出された、伐採及び伐採後の造林届出書について、記載事項に不備があり、届出書受理通知書の発出ができません。つきましては、下記の指示事項について、伐採及び伐採後の造林届出書の補正を行うか、新たな伐採及び伐採後の造林届出書を提出してください。

記

１　指示事項

伐採及び伐採後の造林届出書に伐採の期間・伐採跡地の用途等、未記載部分を記載すること。

位置図(1/25,000)、森林計画図(1/5000･A3 又は A4)を提出すること。

２　補正又は提出の期限

平成２１年１１月３０日

３　その他

補正又は提出の期限までに指示事項を履行していただけない場合は、伐採及び伐採後の造林届出書を返戻します。

補正・提出先

熱海市観光経済部産業振興課（担当　農林水産室）
〒413-8550　熱海市中央町１番１号
電話　0557-86-6214･5

A085

局長	室長	技監	主幹	室員	担当
〃			〃		

電話・口頭 記録	
日時	平成21年11月17日（火） 14時
相手先	東部農林事務所 溝口主任
要件	熱海市伊豆山の新幹線ビルディングによる捨土について
内容	熱海市伊豆山地内で捨土と建設廃材等の野積みについて、㈱新幹線ビルディングに今後対応を聴取するため、関係機関が打合わせしたので結果を報告する。 1 開催日時：平成21年11月13日 熱海市役所 2 関係機関：東部農林・熱海市・ソウメイ（土砂搬入業者） 3 内 容：詳細別紙のとおり ・ 当日、新幹線ビルディングは欠席。 ・ 熱海市から降雨時の土砂流出状況について報告があり、至急防災措置を行うようソウメイに申し入れ。 ・ ソウメイが新幹線ビルディング天野社長に会って、状況を説明する。対応によっては、ソウメイが測量を行う。 4 今後の林地開発の対応： 以下のとおり、溝口主任と対応を確認した。石井副主任・森技師同席。 ・ 施主の新幹線ビルディングに土砂搬入の中止を指導。防災計画については土採取計画にあわせて現場を補正させる。また、残土搬入による変更区域面積を求積させる。 5 その他 ・ 土採取等規制条例第3条の計画届出書は2月に期限が切れており、計画どおり施工されていない。 ・ 伐採届は7月20日に提出されたが、内容不備のため不受理。以後補正を指導している。

A086

2月末が[illegible]

文書番号　熱建建第　　号		目次番号			
決裁区分	市　長　　副市長　　部　長　　課　長				区分
収　受	平　成　・　・	保存年限	1　5　10　永		至急□
起　案	平　成　21・　11・　18	類　目	・	公印承認欄	秘□
決　裁	平　成　・　・		・		重要□
施　行	平　成　・　・	付　記	・		
完　結	平　成　・　・		・		

市　長	副市長		主管	建設部	先方の文書
				建設課	・　・　付
				用地室	第　号

主管	部　長	課　長		用地室長	用地副室長	係	起案者
							菅生　修 内線　6409

合議	道路海岸整備室
	まちづくり課
	産業振興課 観光商業課長

あて先	発信　□市　長　□副市長 者名　□部　長　□課　長　□（　　）

標　題
　㈱新幹線ビルディングにおける、熱海市内の開発等について

〔照会　回答　通知　依頼　報告　復命　締結　申請　制定　指令　決定（　　）〕

標題の件につきまして、11月17日（火）午後㈱新幹線ビルディング内において下記内容の確認をしましたので報告します。

建設課　長津、高橋、菅生　まちづくり課　西島、窪田

㈱新幹線ビルディング　天野、ヌマオ、ウミギワ、大塚、千葉、中村

熱　海　市

①赤井谷土採取について

平成１９年４月に受理をしている土採取の届出については採取期限が切れ、無許可状態である。県からも指摘を受けているので、あらためて届出をしてほしいと伝える。

（これについては口頭と合わせ公文書にて通知）

工法については既に千葉氏と協議を進めているので、継続して協議を行い新たな（変更）届出については、１１月３０日までとした。（計算書の作成が間に合わないということであるので、書式及び図面等については期日中に提出するよう伝えた。）

また、当初届出の面積については９，４６６㎡となっているが、もう一度現在の現場を測量し対象地の面積を確認すること（１０，０００㎡以上は県への届出となるため）、並びに防災上の措置をとるよう指導した。

②日金町の件について

道路際にガラや残材が置いてある、安全上や見た目にもよくないため撤去するよう伝える。

また隣接池野田氏への対応も依頼。

この件については１２月１０日までに対応すると返答があった。

③伊豆山七尾の件

現在ガラ等が積んである場所について、保健所は仮置きの形で認めているが、管理をしていることを現場に現してほしい。また、不法投棄がされているようなので立入禁止の対策等をとるよう伝えた。

これについては千葉氏が１１月中に対応するとのこと。対策時に市も立会いすることとした。

仮置きしているガラの処理及び今後の予定については、機材の搬送が難しいこと、予算がないことから現状では難しいとのことです。

④上多賀駅裏の件

みかんの時期となるため、農道の復旧を最優先でお願いしたい。

この件については今月２８日までに、車両通行可能な状態にするとのこと。

先日の台風により宝泉寺の墓地や市道に流出した土砂について、今後も大雨があれば同じ様な状況が考えられるので対策をしてほしいと伝える。

この件については、まず２４日か２５日に地元自治会長へ説明に出向き、その後対策としては考えている方法があるので実施する。ただし現状の水路については市で改良する等をしてほしいとのことであった。

以上のやりとりがありました。優先順序としては①上多賀②赤井谷③日金町④七尾で確認しました。

西島さんあと



点番	①			
測点	X	Y	X座標 Y座標	方向角 (X座標 Y座標)
1P	+45,317	-141,188	-42,150	325,17'44.4
2P	+21,838	-154,992	-34,128	2268,13'49.0
3P	-28,757	-152,141	-3,962	2191,16'15.6
4P	-31,878	-151,774	-41,177	2245,39'37.2
5P	-72,134	-153,131	-74,431	2017,30'19.5
6P	-106,861	-148,738	-69,173	1129,59'11.2
1053	-172,135	-171,144	-74,369	1548,19'11.0
7P	-55,130	-208,915	-78,589	1218,19'11.8
8P	-69,931	-284,124	-7,053	182,39'40.0
9P	-61,980	-283,871	-7,1917	814,13'57.1
10P	-53,957	-281,403	-5,178	91,31'57.0
11P	-61,641	-276,183	8,911	-1,49'42.0
12P	-45,814	-253,757	17,401	-1091,39'39.6
13P	-46,198	-238,371	15,384	-1217,39'39.7
14P	-61,681	-223,458	15,768	-1216,41'20.4
15P	-53,978	-213,311	16,337	-1216,59'25.6
16P	-61,488	-197,488	16,969	-1216,41'19.4
17P	-53,495	-181,311	16,748	-1215,59'19.4
18P	-61,462	-164,328	16,371	-1215,41'19.4
19P	-53,456	-148,198	15,311	-1215,59'19.4
20P	-46,429	-149,438	8,438	-1192,57'40.1
21P	-45,339	-171,467	22,104	-1118,49'19.4
22P	-45,218	-193,324	21,857	-1215,59'19.4
23P	-35,585	-192,491	13,428	-1215,39'19.4
			合計	31436,87'19.3
			合計	1214,43'19.4
			差	1212,43 ㎡

名称	面積
① 赤井谷盛土造成	1212.43 ㎡

1212.43㎡

赤井谷盛土求積図 縮尺1：1000

H21年11月27日作成

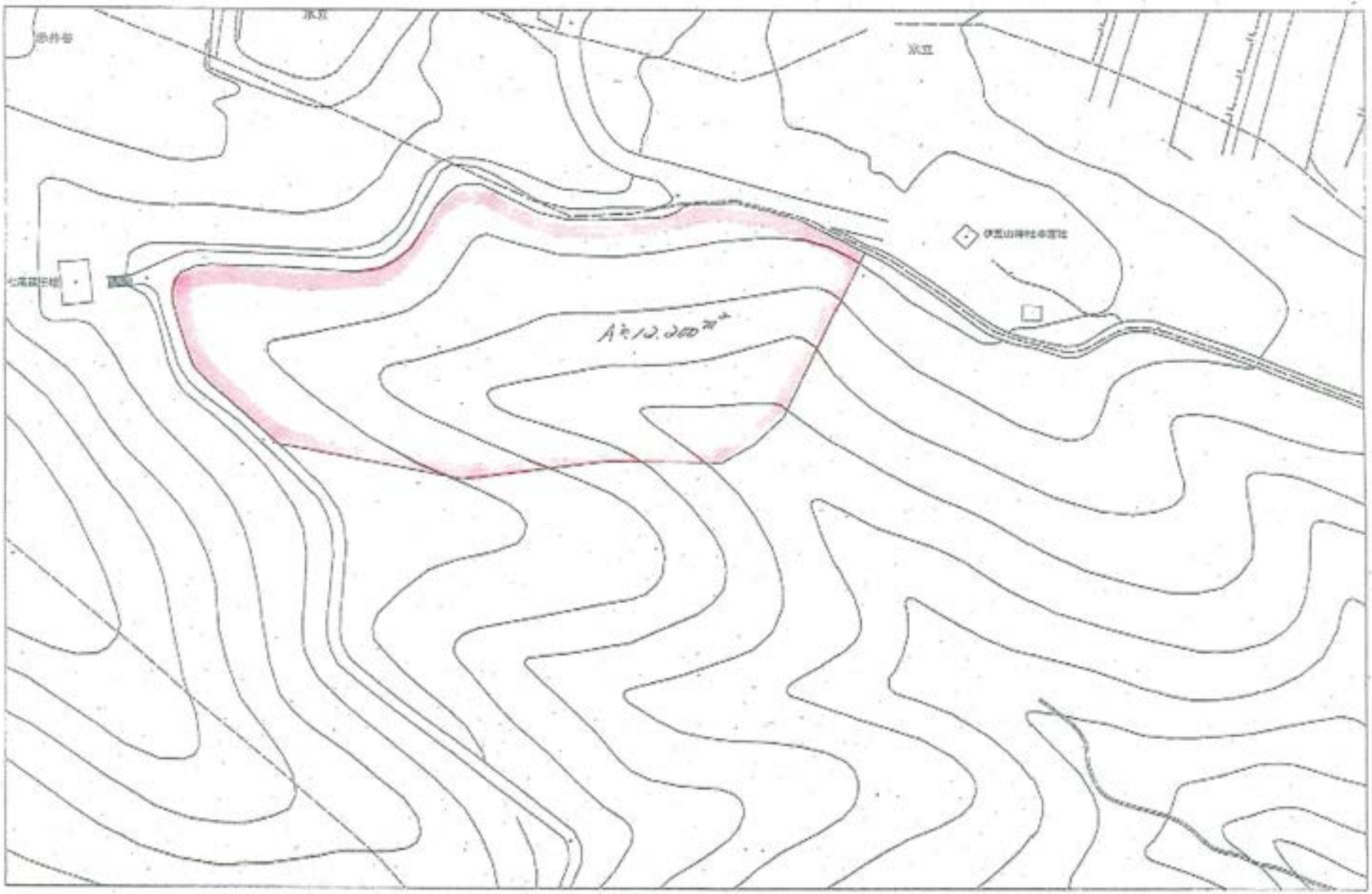

熱海市GISシステム

1:1000

平成21年11月4日　熱土、東農、市で合同会議後の対応

平成21年11月5日　熱海警察署生活安全課遠藤氏に電話相談　許認可を得て埋土を行っている以上は、監督官庁が事情聴取して事件性があれば警察とことになるとのことであった。

同日　鈴木篤二氏に電話連絡　千葉氏同席で来庁指示（11日～13日に来庁予定）

同日　庁内対応会議（部長以下関係課）　早急に土砂搬入を停止させることで一致手法等は熱土等と協議することとなった。（条例第6条による措置命令発令）

平成21年11月6日　東部地域福祉センター横山主幹他2名来庁　産業廃棄物投棄（汚泥）の可能性等を説明したが、特定するのが難しいとのことであった。その後現地調査で千葉氏と面会し、搬入土の出所等を明確にできるよう行政指導を行った。また、土採取の期間及び工法変更の届出が未提出であることを説明した。千葉氏は、書類は新幹線ビルが対応する契約？となっているため、海老氏と連絡を取り合い対応するとのことであった。昨日鈴木篤二氏に連絡した旨伝えた。（来週後半来庁を指示した。）

同日　大塚氏から電話連絡　千葉氏から連絡があったので書類提出したいがと相談を受ける。千葉氏の考えを考慮した工法等で変更するのでよく協議をして提出するよう指示した。来週来庁するとのことであった。

同日　熱土市川主幹、川瀬副主任と協議　現在の市の方針（条例第6条の措置命令）を伝えた。しかし、搬入土停止させることが目的ではなく、土砂流出防止の防災措置が最大の目的であるため再度検討するとして協議を終了した。

同日　大塚氏、海老氏に電話連絡　海老氏に千葉氏の考えている工法を反映した書類及び期間切れであることを再度説明し早急に作成するよう強く指示した。

平成21年11月9日　熱土市川主幹から電話連絡　いきなりの法的措置はいかがなものかと参考意見を聞く。なお、土採取の正式な相談窓口は、県庁土地対策室である。（熱土用地管理課も相談には乗ると言っていたそうである。）

平成21年11月10日　建設課　長津、森内、高橋、菅生　まちづくり課　西島、窪田、松尾　産業振興課　渡辺　対応協議

期間切れをどうするのか

① 無許可状態であり直ちに工事の停止の措置命令を発令する。

② 黙認（口頭による指導はしていた。）していたことも踏まえ現場と書類の整合性を指示して変更届出書の提出を求める。

①②で議論した結果②行政指導文書を発送する。期日内に提出されなかった場合は、土砂の搬入停止及び防災措置の要求の措置命令することで一致した。

平成21年11月11日　逢初川の湧り確認（通院中）

同日　県庁土地対策室　相澤主幹、市川主査、伏見係長、石井副主任、市まちづくり課西島、窪田、松尾が合同で調査（新幹線ビル関連現場調査）七尾一日金町一多賀（土砂流出を確認伊豆山ＪＡ付近）

平成21年11月12日　副市長に行政指導を行うこと及び現在の状況を報告した。
平成21年11月13日　天野氏から電話　赤井谷の何が問題だと発言があったので、土砂流出（逢初川、伊豆山港）が問題だと回答した。沼尾氏から本日電話があり16日9:00頃に来庁すると聞いているが本当か？忙しいから当日朝電話するとのことであった。
同日　ソウメイ千葉氏来庁　東農溝口主任、建設課長津、産業振興課植嶋、まちづくり課西島、窪田と協議　土砂流出（泥流）防止の措置を指導した。現在別会社から堰堤築造の見積を依頼しており、早々に工事に取りかかる予定であると回答を得た。天候不順もあり土砂の搬入は暫く行わないとのことであった。本日は、行政指導文書を渡す予定であったが、新幹線ビル関係者不在のため来週渡す予定である。土採取及び伐採届出の変更届出を改めて指示した。16日10:00に天野－千葉打合せを行うのでその結果を報告してもらうことにした。また、千葉氏に天野氏に来庁要請もお願いした。（社長に行政指導文書を直接渡したいと伝えた。）
平成21年11月14日　伊豆山港濁り確認（土曜日だが通りかかったので確認した。）
平成21年11月16日　沼尾氏から電話　本日天野氏同席で来庁を予定していたが都合が悪くなったので行けないと連絡があった。
平成21年11月17日　新幹線ビル訪問（建設課　長津、高橋、菅生、まちづくり課　西島、窪田）先方（天野、沼尾、千葉、大塚、海源）
行政では、現在無許可及び防災工事が不十分で埋土を行っていることを問題視している。
書類（変更手続き）は大塚氏が主で作成、現場管理の千葉氏の構想を図面化して今月末までに提出することを約束した。
改良材で土を補強して土堰堤（千葉氏の構想）の築造と沈砂池の早急な施工を指示した。
現場が乾き次第の施工を約束した。
同日　伊豆山港濁り確認（ビーチラインから）
平成21年11月18日　大塚氏、千葉氏より電話　書類作成について相談に乗るから近日中に来庁を指示した。現場が乾いたら沈砂池の築造を始めたいと連絡があった。
平成21年11月27日　[redacted]逮捕（組織犯罪処罰法違反）

熱 建 建 第５７１号
平成２１年１１月１３日

神奈川県小田原市城山 1-4-1
株式会社　新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男　様

熱海市長　齊藤　栄

熱海市伊豆山字赤井谷における土の採取等について（通知）

平成 19 年 4 月 9 日付け熱建設第 208 号で受理した土の採取等について、下記事項を守られるよう通知します。

記

1. 指示事項
①工期及び工法等について変更の手続きを行うこと。
②附帯条件に記した、災害を防止するための必要な措置を取ること。
③土採取行為面積を確定すること。

2. 提出期限
平成２１年１１月３０日

3. 提出先
熱海市建設部建設課
住所　〒413-8550　熱海市中央町 1 番 1 号
電話　0557-86-6405・6409

※ 指定日までに提出されない場合には、法的措置に移行せざるを得ませんので、念のため申し添えます。

熱観産第１４０号
平成２１年１１月１３日

神奈川県小田原市城山１－４－１
株式会社　新幹線ビルディング　様

熱海市長　齊　藤　　栄

熱海市伊豆山字赤井谷 1076-3 地内における森林法の規定による
伐採及び伐採後の造林届出書について

森林法第１０条の８第１項の規定により平成２１年７月２０日付けで提出された、伐採及び伐採後の造林届出書について、記載事項に不備があり、届出書受理通知書の発出ができません。つきましては、下記の指示事項について、伐採及び伐採後の造林届出書の補正を行うか、新たな伐採及び伐採後の造林届出書を提出してください。

記

１　指示事項
伐採及び伐採後の造林届出書に伐採の期間・伐採跡地の用途等、未記載部分を記載すること。
位置図(1/25,000)、森林計画図(1/5000･A3 又は A4)を提出すること。

２　補正又は提出の期限
平成２１年１１月３０日

３　その他
補正又は提出の期限までに指示事項を履行していただけない場合は、伐採及び伐採後の造林届出書を返戻します。

補正・提出先
熱海市観光経済部産業振興課（担当　農林水産室）
〒413-8550　熱海市中央町１番１号
電話　0557-86-6214･5

熱建まち第 2114-20 号
平成 21 年 11 月 17 日

神奈川県小田原市城山 1-4-1
株式会社新幹線ビルディング

熱海市長　齋藤　栄

宅地造成等規制法の報告書について（再送）

下記宅地造成に関する工事について、貴社が関与している事実の有無（ある場合はその具体的内容）を書面にて回答願います。

記

1. 宅地造成に関する工事の概要
(1) 許可番号、年月日
平成 18 年 4 月 11 日付け熱建建第 1811-2 号（当初許可）
平成 19 年 7 月 24 日付け熱建建第 1912-4 号（最新許可）
(2) 宅地の所在及び地番
熱海市伊豆山字嶽ケ 1172-1、-2、-57、-61、-68、-97 の各一部、1172-27、-30、-35、-62、-63、-64、-65、-66、-67、-95、-98、-99、-100、-113、字水立 1083-2、-4 の各一部、1083-3、-14、-15、-16、-17、-18、-19
(3) 宅地の面積
49,850.46 ㎡
(4) 許可を受けた者
神奈川県小田原市栄町 2-7-31　株式会社ランディ
2. 回答の期限
平成 21 年 11 月 27 日
3. 回答先
熱海市建設部まちづくり課（担当：土地利用対策室）
住所：〒413-8550　熱海市中央町 1-1
電話：0557-86-6388
4. 平成 21 年 8 月 27 日付け熱建まち第 2114-9 号で文書発送しましたが回答していただけないため再度依頼するものです。

送　達　記　録　書

平成21年11月17日　午前・(午後)15時10分

下記のとおり送達した。

(送達者) まちづくり課　西島　光宰

送達を受けるべき者	住　所	神奈川県小田原市城山1-4-1	送達の方法	交付送達	出会送達又は差置送達した場合の送達の個所又は場所	
	氏　名	株式会社新幹線ビルディング		出会送達		
				差置送達		
書類の名称及び通数	1.静岡県土採取等規制条例指示書 文書番号熱建建第571号（1通） 2.森林法伐採届に対する補正指示書 文書番号熱観産第140号（1通） 3. 宅地造成等規制法の報告依頼書 文書番号熱建まち第2114-20号（1通）		交付送達又は出会送達した場合の受取人の署（記）名押印及び続柄等		神奈川県小田原市城山1丁目4番1号 株式会社新幹線ビルディング 代表取締役 天野二三男	
			受取人の署（記）名押印がない場合及び差置送達した場合の理由			
			備　考		(同行者) 建　設　課　長津　公美 まちづくり課　畠田　純一	


第1号堰堤平面図
S=1:1000

A087

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成２１年１１月２６日　１０：００～
2　監　視　員	横山主幹、岡主任、新谷特別監視員
3　業者氏名	㈱新幹線ビルディング
4　業者住所	神奈川県小田原市城山１－４－１
5　立　会　者	なし

6　現地の状況

1　日金

・大きな変化は無い。（写真左が本日、写真右側が５月２４日）




2　伊豆山

・　がれき類が置かれている分譲地入口道路に車止めが設置されていた。



・　残土処分場は立入調査時、作業を行っていなかった。汚泥らしきものの搬入は無し。




7　指導事項
8　今後の対応

◎ 区　分

排出事業所	製造業	多量排出事業所		その他		
		その他				
	建設業	多量排出事業所		し尿処理施設		
		その他		ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所				埋立	
	下水処理施設				その他	
	埋設地を有する事業所			その他処理施設		
	その他		○			
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外		◎産業廃棄物処理施設		
		特管物		許可対象　中間処理施設		
	中間処分	特管物以外		最終処分　安定型		
		特管物		管理型		
	最終処分	特管物以外		遮断型		
		特管物		許可対象外　中間処理施設		

A088

電話 ~~(口頭)~~ 記録用紙

受信日時	平成 21 年 11 月 30 日(月)　11：30		
表　　題	熱海市伊豆山赤井谷の残土処分地について		
来庁者	熱海市　農林振興室 植嶋室長	受信者	治山課　林地保全係　杉山
供 覧	所長　部長　技監　治山課長　課員 〃　〃		
要　件	内容 ・ 赤井谷の行為者 [redacted] が 11 月 27 日に組織犯罪処罰法違反で逮捕された。 ・ 賃金不払等の容疑でも捜査中であるので、長くなりそうである。 ・ ビルディング担当であった大塚氏については 11/30 で退社。		
対　応	・12 月 1 日に熱海市役所で 13：30 から熱海土木、熱海市、農林で赤井谷について対応策を協議する予定。（もともと打合せ予定であった） ・		

行為者 ソウメイに
防災対策を
熱海やカラ指導してもらう
予定

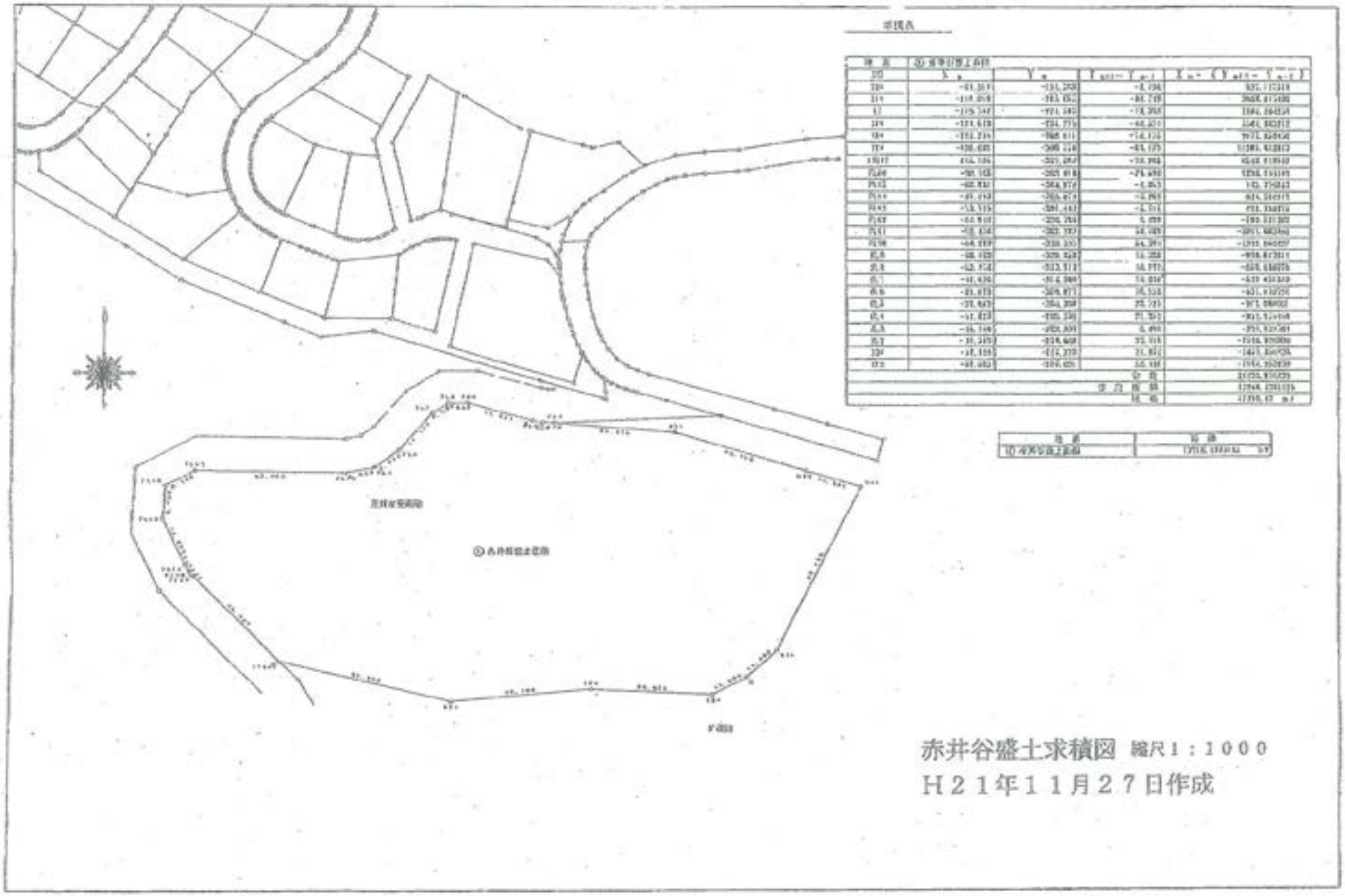

赤井谷盛土求積図 縮尺1：1000

H21年11月27日作成

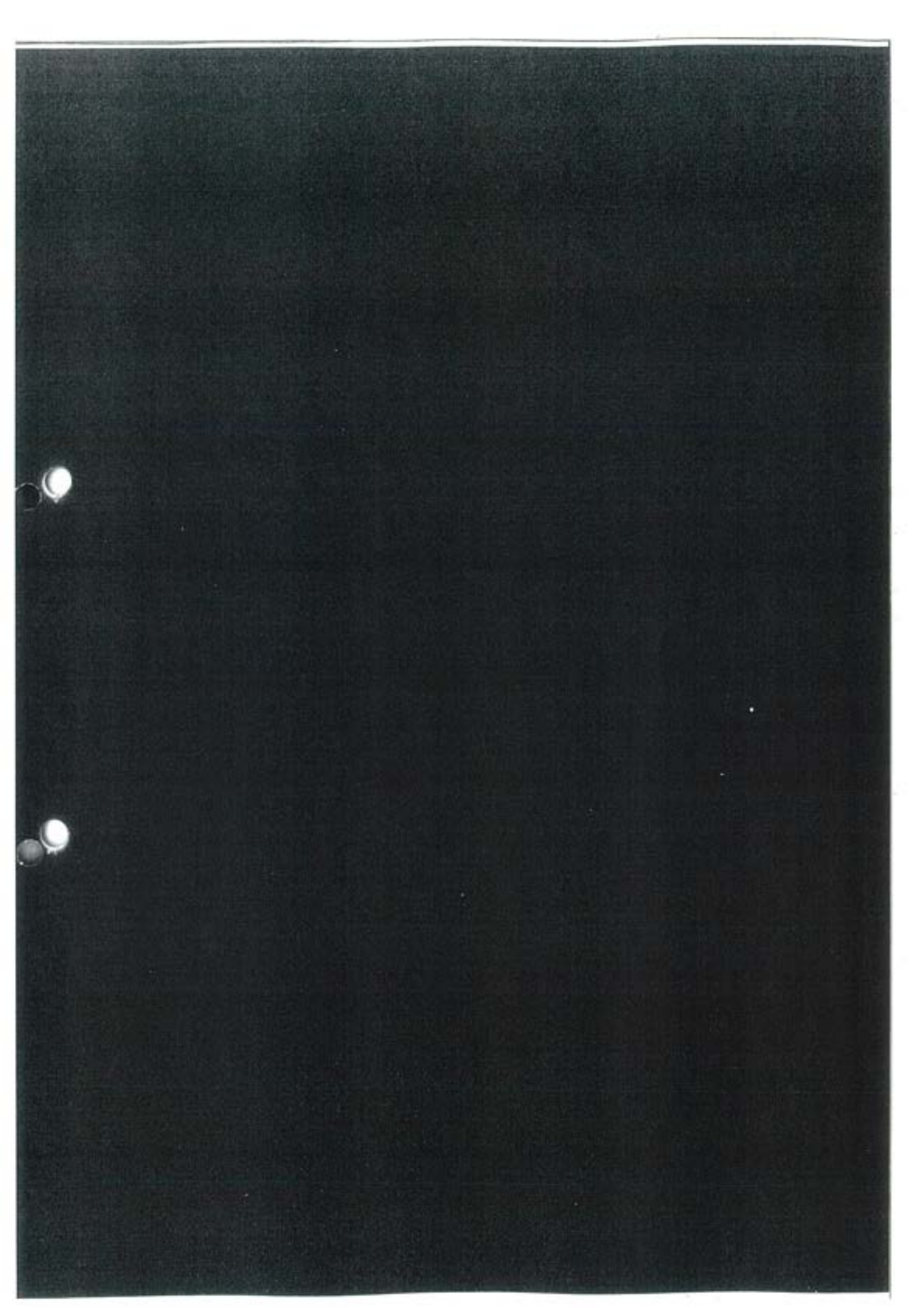

A089

所長	部長	技監	課長	課　　員
〃	〃			鈴木

平成21年12月2日

東部農林事務所長　様

治山課長　　竹林圭介
林地保全係長　杉山　功

新幹線ビルディング赤井谷の開発について

標記打合せ出席したので下記のとおり復命します。

日　時　平成21年12月1日（火）13:30～15：30
場　所　熱海市中央町　熱海市役所4F会議室
参加者　熱海市まちづくり課西島室長、窪田副室長、渡辺農林水産課長、植嶋室長ほか
　　熱海土木　牧野所長ほか　8人
　　東部農林　治山課　竹林課長、杉山
内　容
1　経緯　別紙のとおり

（結果）

・11月17日に熱海市で小田原の新幹線ビルディング本社に出向き、土採取条例、違法行為、森林法の伐採届けの書類不備当を文書で、指導し、11月30日までに回答の確約を得た。
・その後11月27日に[redacted]が別件で逮捕され、会社[redacted]として機能していない状態にある。
・上記回答もなし。範囲開発範囲1.2haという測量図を1枚提出されただけであった。

（今後の対応）

・防災施設設置が最優先であるため、熱海市が土採取条例の違反と、伐採届で当初から計画のあった、防災施設を設置するよう指導する。
・相手は、会社として存在するので定款を確認して、権利のあるものを指導するのが望ましいが、退職したが残務整理でのこっている大塚氏と土地を借りて実施に行為をしているソウメイの千葉氏に直接指導する。
　（明日にも会って指導を開始する）
・口頭で指導したら、同じ内容を文書でも指導する。
・防災工事（沈砂池、土堰堤等）ができなければ工事をとめる。（これ以上土を入れさせない）
・当初の計画がH21.2-H22.2までだったのでH22.2月を復旧の目標とする。
・最悪のことを考えて、行政代執行、市がやる場合の調査（見積もり）を用意したほうがいいのではないかという意見が出た。

→次頁へ

（森林法について）

・1.2ha の測量図画が出されたが、図上求積であり、信憑性にもかけ正式の文書でないため最初は伐採届の指導と、土採取条例の指導で熱海市が動く。（防災施設設置等）

12/3 熱海市 植嶋室長よりなしあり。
8:40AM

12/2 に新幹線に行ってきた。応対 又マオ、大塚、千葉。

12/7 から約1週間で防災工事と法面整形にとりかかる。

[redacted] 手ぶまでにかたづける。

社長がいるとややこしいのでそぶまでにやりたい。 との事。

ソウメイ 千葉氏は まじめに対応する模様。

文書番号　熱建建第　　号			目次番号			
決裁区分	市　長　　副市長　　部　長　　課　長					区分
収　受	平　成　　・　　・	保存年限	1　5　10　永			至急 □
起　案	平　成　21・　11・　18	類　目	・	公印承認欄		秘 □
決　裁	平　成　　・　　・		・			
施　行	平　成　　・　　・	付　記	・			重要 □
完　結	平　成　　・　　・		・			

市　長	副市長		主管	建設部	先方の文書
				建設課	・　・　付
				用地室	第　　号

主管	部　長	課　長		用地室長	用地副室長	係	起案者
							菅生　修 内線　6409

合議	
	道路海岸整備室
	まちづくり課
	産業振興課 観光経済課　産業振興課

あて先	発信　□市　長　□副市長 者名　□部　長　□課　長　□（　　）

標　題

㈱新幹線ビルディングにおける、熱海市内の開発等について

〔照会　回答　通知　依頼　報告　復命　締結　申請　制定　指令　決定（　　）〕

標題の件につきまして、１１月１７日（火）午後㈱新幹線ビルディング内において下記内容の確認をしましたので報告します。

建設課　長津、高橋、菅生　まちづくり課　西島、窪田

㈱新幹線ビルディング　天野、ヌマオ、ウミギワ、大塚、千葉、中村

熱　海　市

①赤井谷土採取について

平成１９年４月に受理をしている土採取の届出については採取期限が切れ、無許可状態である。県からも指摘を受けているので、あらためて届出をしてほしいと伝える。

（これについては口頭と合わせ公文書にて通知）

工法については既に千葉氏と協議を進めているので、継続して協議を行い新たな（変更）届出については、１１月３０日までとした。（計算書の作成が間に合わないということであるので、書式及び図面等については期日中に提出するよう伝えた。）

また、当初届出の面積については９，４６６㎡となっているが、もう一度現在の現場を測量し対象地の面積を確認すること（１０，０００㎡以上は県への届出となるため）、並びに防災上の措置をとるよう指導した。

②日金町の件について

道路際にガラや残材が置いてある、安全上や見た目にもよくないため撤去するよう伝える。

また隣接地野田氏への対応も依頼。

この件については１２月１０日までに対応すると返答があった。

③伊豆山七尾の件

現在ガラ等が積んである場所について、保健所は仮置きの形で認めているが、管理をしていることを現場に現してほしい。また、不法投棄がされているようなので立入禁止の対策等をとるよう伝えた。

これについては千葉氏が１１月中に対応するとのこと。対策時に市も立会いすることとした。

仮置きしているガラの処理及び今後の予定については、機材の調達が難しいこと、予算がないことから現状では難しいとのことです。

④上多賀駅裏の件

みかんの時期となるため、農道の復旧を最優先でお願いしたい。

この件については今月２８日までに、車両通行可能な状態にするとのこと。

先日の台風により宝泉寺の墓地や市道に流出した土砂について、今後も大雨があれば同じ様な状況が考えられるので対策をしてほしいと伝える。

この件については、まず２４日か２５日に地元自治会長へ謝罪に出向き、その後対策としては考えている方法があるので実施する。ただし現状の水路については市で改良する等をしてほしいとのことであった。

以上のやりとりがありました。優先順序としては①上多賀②赤井谷③日金町④七尾で確認しました。

西島さんあて



座標表

地 番	① 赤井谷盛土造成			
点名	X m	Y m	Y n+1 − Y n-1	X n × (Y n+1 − Y n-1)
318	-83.213	-339.788	-6.155	825.111144
319	-112.918	-334.633	-32.709	3688.214490
32	-118.717	-370.421	-16.388	2391.394334
320	-134.926	-354.273	-46.274	6066.992717
139	-173.234	-368.111	-32.415	5577.911130
139	-205.983	-338.149	-85.473	11380.816612
13997	-219.156	-353.169	-56.260	8548.618160
FL74	-201.156	-388.914	-28.680	5395.843748
FL13	-188.531	-384.131	-2.053	382.370843
FL14	-187.293	-385.911	-2.358	434.327877
FL15	-173.725	-381.483	-5.714	977.338775
FL12	-44.847	-398.765	6.911	-586.631592
FL11	-65.434	-402.327	51.457	-3351.883916
FL10	-69.781	-389.393	51.364	-3582.194897
FL9	-36.488	-389.888	14.248	-848.012241
FL8	-40.338	-403.317	36.310	-868.834235
FL5	-27.886	-414.348	34.849	-589.631840
FL6	-38.693	-426.977	40.716	-485.110704
FL5	-28.663	-444.308	78.577	-917.694867
FL4	-41.872	-486.148	21.377	-895.861156
FL3	-44.134	-481.598	6.488	-287.826187
FL7	-46.165	-476.665	32.716	-1718.699860
324	-48.216	-443.779	70.911	-3472.350830
323	-49.586	-397.659	58.428	-2781.103220
			合 計	84434.829859
			倍 計 面 積	122316.43841193
			地 積	12231843 ㎡

地 番	面 積
① 赤井谷盛土造成	12218.4384153 ㎡

12,218 ㎡

赤井谷盛土求積図 縮尺1：1000

H２１年１１月２７日作成

WD 1452 P. 1
2009年11月30日 1時12分 (株)新星エンジング

第1号堰堤平面図（当初）

S=1:1000

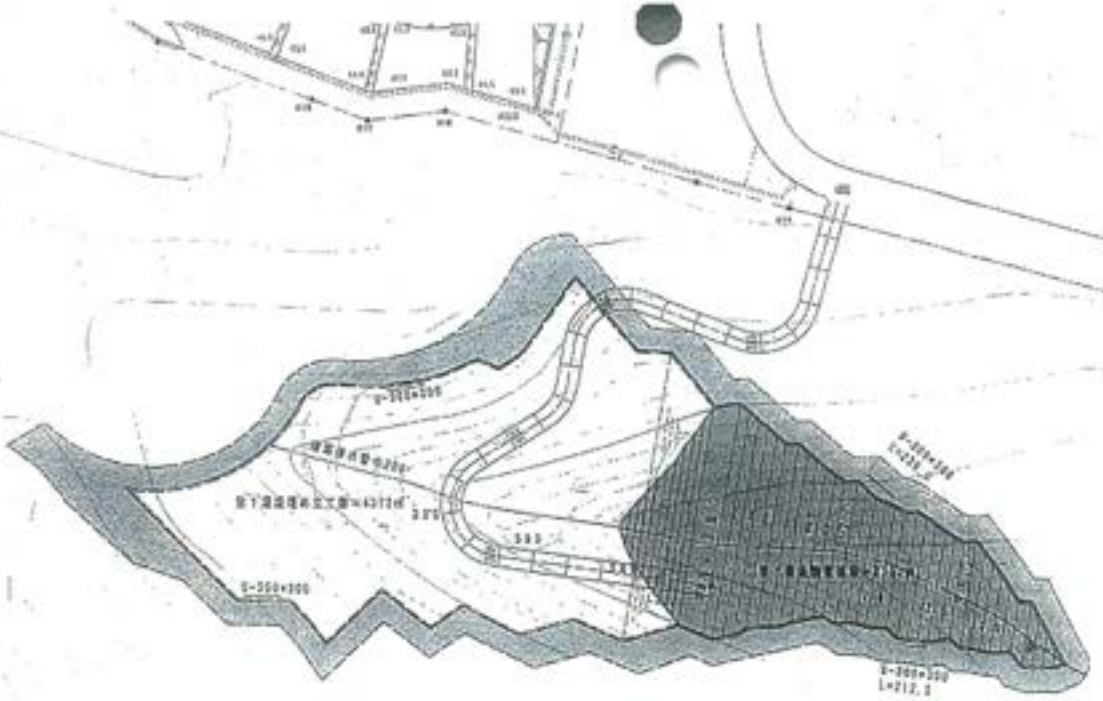

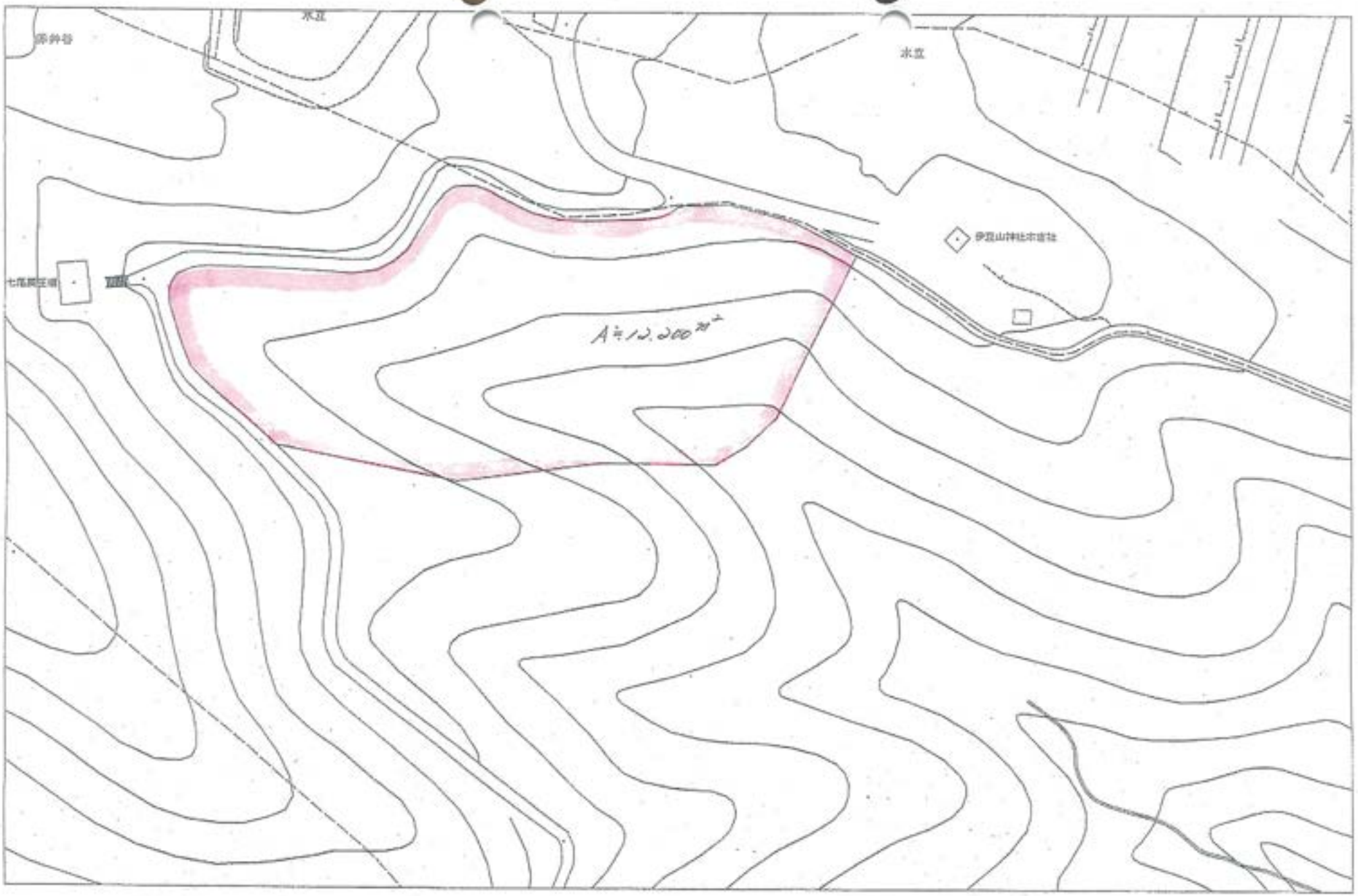

熱海市GISシステム

1:1000

平成21年11月4日　熱土、東農、市で合同会議後の対応

平成21年11月5日　熱海警察署生活安全課遠藤氏に電話相談　許認可を得て埋土を行っている以上は、監督官庁が事情聴取して事件性があれば警察とことになるとのことであった。
同日　鈴木篤二氏に電話連絡　千葉氏同席で来庁指示（11日～13日に来庁予定）
同日　庁内対応会議（部長以下関係課）　早急に土砂搬入を停止させることで一致手法等は熱土等と協議することとなった。（条例第6条による措置命令発令）
平成21年11月6日　東部健康福祉センター横山主幹他2名来庁　産業廃棄物投棄（汚泥）の可能性等を説明したが、特定するのが難しいとのことであった。その後現地調査で千葉氏と面会し、搬入土の出所等を明確にできるよう行政指導を行った。また、土採取の期間及び工法変更の届出が未提出であることを説明した。千葉氏は、書類は新幹線ビルが対応する契約？となっているため、海際氏と連絡を取り合い対応するとのことであった。昨日鈴木篤二氏に連絡した旨伝えた。（来週後半来庁を指示した。）
同日　大塚氏から電話連絡　千葉氏から連絡があったので書類提出したいがと相談を受ける。千葉氏の考えを考慮した工法等で変更するのでよく協議をして提出するよう指示した。来週来庁するとのことであった。
同日　熱土市川主幹、川瀬副主任と協議　現在の市の方針（条例第6条の措置命令）を伝えた。しかし、搬入土停止させることが目的ではなく、土砂流出防止の防災措置が最大の目的であるため再度検討するとして協議を終了した。
同日　大塚氏、海際氏に電話連絡　海際氏に千葉氏の考えている工法を反映した書類及び期間切れであることを再度説明し早急に作成するよう強く指示した。
平成21年11月9日　熱土市川主幹から電話連絡　いきなりの法的措置はいかがなものかと参考意見を聞く。なお、土採取の正式な相談窓口は、県庁土地対策室である。（熱土用地管理課も相談には乗ると言っていたそうである。）
平成21年11月10日　建設課　長津、森内、高橋、菅生　まちづくり課　西島、窪田、松尾　産業振興課　渡辺　対応協議
期間切れをどうするのか
① 無許可状態であり直ちに工事の停止の措置命令を発令する。
② 黙認（口頭による指導はしていた。）していたことも踏まえ現場と書類の整合性を指示して変更届出書の提出を求める。
①②で議論した結果②行政指導文書を発送する。期日内に提出されなかった場合は、土砂の搬入停止及び防災措置の要求の措置命令することで一致した。
平成21年11月11日　逢初川の濁り確認（通勤中）
同日　県庁土地対策室　相磯主幹、市川主査、伏見係長、石井副主任、市まちづくり課西島、窪田、松尾が合同で調査（新幹線ビル関連現場調査）七尾－日金町－多賀（土砂流出を確認伊豆山ＪＡ付近）

平成21年11月12日　副市長に行政指導を行うこと及び現在の状況を報告した。
平成21年11月13日　天野氏から電話　赤井谷の何が問題だと発言があったので、土砂流出（逢初川、伊豆山港）が問題だと回答した。沼尾氏から本日電話があり16日9:00頃に来庁すると聞いているが本当か？忙しいから当日朝電話するとのことであった。
同日　ソウメイ千葉氏来庁　東農溝口主任、建設課長津、産業振興課植嶋、まちづくり課西島、窪田と協議　土砂流出（泥流）防止の措置を指導した。現在別会社から堰堤築造の見積を依頼しており、早々に工事に取りかかる予定であると回答を得た。天候不順もあり土砂の搬入は暫く行わないとのことであった。本日は、行政指導文書を渡す予定であったが、新幹線ビル関係者不在のため来週渡す予定である。土採取及び伐採届出の変更届出を改めて指示した。16日10:00に天野ー千葉打合せを行うのでその結果を報告してもらうことにした。また、千葉氏に天野氏に来庁要請もお願いした。（社長に行政指導文書を直接渡したいと伝えた。）
平成21年11月14日　伊豆山港濁り確認（土曜日だが通りかかったので確認した。）
平成21年11月16日　沼尾氏から電話　本日天野氏同席で来庁を予定していたが都合が悪くなったので行けないと連絡があった。
平成21年11月17日　新幹線ビル訪問（建設課　長津、高橋、菅生、まちづくり課　西島、窪田）先方（天野、沼尾、千葉、大塚、海隙）
行政では、現在無許可及び防災工事が不十分で埋土を行っていることを問題視している。
書類（変更手続き）は大塚氏が主で作成、現場管理の千葉氏の構想を図面化して今月末までに提出することを約束した。
改良材で土を補強して上堰堤（千葉氏の構想）の築造と沈砂池の早急な施工を指示した。現場が乾き次第の施工を約束した。
同日　伊豆山港濁り確認（ビーチラインから）
平成21年11月18日　大塚氏、千葉氏より電話　書類作成について相談に乗るから近日中に来庁を指示した。現場が乾いたら沈砂池の築造を始めたいと連絡があった。
平成21年11月27日　[redacted]逮捕（組織犯罪処罰法違反）

熱 建 建 第５７１号
平成２１年１１月１３日

神奈川県小田原市城山 1-4-1
株式会社　新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男　様

熱海市長　齊藤　栄

熱海市伊豆山字赤井谷における土の採取等について（通知）

平成 19 年 4 月 9 日付け熱建設第 208 号で受理した土の採取等について、下記事項を守られるよう通知します。

記

1. 指示事項
①工期及び工法等について変更の手続きを行うこと。
②附帯条件に記した、災害を防止するための必要な措置を取ること。
③土採取行為面積を確定すること。

2. 提出期限
平成２１年１１月３０日

3. 提出先
熱海市建設部建設課
住所　〒413-8550　熱海市中央町 1 番 1 号
電話　0557-86-6405・6409

※ 指定日までに提出されない場合には、法的措置に移行せざるを得ませんので、念のため申し添えます。

熱観産第１４０号
平成２１年１１月１３日

神奈川県小田原市城山１－４－１
株式会社　新幹線ビルディング　様

熱海市長　齊　藤　　栄

熱海市伊豆山字赤井谷 1076-3 地内における森林法の規定による
伐採及び伐採後の造林届出書について

森林法第１０条の８第１項の規定により平成２１年７月２０日付けで提出された、伐採及び伐採後の造林届出書について、記載事項に不備があり、届出書受理通知書の発出ができません。つきましては、下記の指示事項について、伐採及び伐採後の造林届出書の補正を行うか、新たな伐採及び伐採後の造林届出書を提出してください。

記

1　指示事項

伐採及び伐採後の造林届出書に伐採の期間・伐採跡地の用途等、未記載部分を記載すること。

位置図(1/25,000)、森林計画図(1/5000･A3 又は A4)を提出すること。

2　補正又は提出の期限

平成２１年１１月３０日

3　その他

補正又は提出の期限までに指示事項を履行していただけない場合は、伐採及び伐採後の造林届出書を返戻します。

補正・提出先

熱海市観光経済部産業振興課（担当　農林水産室）
〒413-8550　熱海市中央町１番１号
電話　0557-86-6214･5

熱建まち第 2114-20 号
平成 21 年 11 月 17 日

神奈川県小田原市城山 1-4-1
株式会社新幹線ビルディング

熱海市長　齊藤　栄

宅地造成等規制法の報告書について（再送）

下記宅地造成に関する工事について、貴社が関与している事実の有無（ある場合はその具体的内容）を書面にて回答願います。

記

1. 宅地造成に関する工事の概要
（1）許可番号、年月日
平成 18 年 4 月 11 日付け熱建建第 1811-2 号（当初許可）
平成 19 年 7 月 24 日付け熱建建第 1912-4 号（最新許可）
（2）宅地の所在及び地番
熱海市伊豆山字嶽ケ 1172-1、-2、-57、-61、-68、-97 の各一部、1172-27、-30、-35、-62、-63、-64、-65、-66、-67、-95、-98、-99、-100、-113、字水立 1083-2、-4 の各一部、1083-3、-14、-15、-16、-17、-18、-19
（3）宅地の面積
49,850.46 ㎡
（4）許可を受けた者
神奈川県小田原市栄町 2-7-31　株式会社ランディ
2. 回答の期限
平成 21 年 11 月 27 日
3. 回答先
熱海市建設部まちづくり課（担当：土地利用対策室）
住所：〒413-8550　熱海市中央町 1-1
電話：0557-86-6388
4. 平成 21 年 8 月 27 日付け熱建まち第 2114-9 号で文書発送しましたが回答していただけないため再度依頼するものです。

送　達　記　録　書

下記のとおり送達した。

平成 21 年 11 月 17 日　午前・(午後) 5 時 10 分

(送達者) まちづくり課　西島　光章

送達を受けるべき者	住　所	神奈川県小田原市城山 1-4-1	送達の方法	(交付送達) 出会送達 差置送達	出会送達又は差置送達した場合の送達の箇所又は場所	
	氏　名	株式会社新幹線ビルディング				
書類の名称 通　数	1.静岡県土採取等規制条例指示書 文書番号熱建建第 571 号（1 通） 2.森林法伐採届に対する補正指示書 文書番号熱観産第 140 号（1 通） 3. 宅地造成等規制法の報告依頼書 文書番号熱建まち第 2114-20 号（1 通）		交付送達又は出会送達した場合の受取人の署（記）名押印及び続柄等		神奈川県小田原市城山1丁目4番1号 株式会社新幹線ビルディング 代表取締役 天野二三男	
			受取人の署（記）名押印がない場合及び差置送達した場合の理由			
			備　考		(同行者) 建　設　課　長津　公美 まちづくり課　窪田　純一	

受　理　書

熱建設第 208 号
平成19年 4月 9日

神奈川県小田原市城山1－4－1

株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野二三男　様

受理者　熱海市長　齊　藤　　栄

次の区域における土の採取等については、静岡県土採取等規制条例第3条第1項による届出書を次のとおり受理したので通知します。

記

1．　土の採取等を行う場所の区域

熱海市伊豆山字赤井谷1076－3の一部
区域面積　9，446㎡

2．受付年月日

平成19年　3月　9日

3．附帯条件

当該届出に係る土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等により災害が発生するおそれがあるときは、建設課と協議をし、災害を防止するための必要な措置を取ること。

また、土砂の崩壊、流出により災害が発生した際は、早急に対策を講じるとともに、被災の補償を行なうこと。

様式第１号（第２条関係）

土の採取等計画届出書

熱海市長　斉藤　栄　様

平成１９年　３月　９日

住　所　神奈川県小田原市城山１－４－１

届出者

氏　名　株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男　㊞

（電話番号 0465－32－1158）

（氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。）

静岡県土採取等規制条例　第３条第１項　~~第３条第３項~~　規定により、次のとおり届け出ます。

１ 土の採取等の目的

隣接地の土砂を盛土するため。

２ 土の採取等を行う場所の区域

所在地		土地の現況	登記簿上の地目	面積（平方メートル）	土の採取等を行う権利の種類	土地所有者の住所及び氏名	法令等による区域指定等の現況
市町村大字字小字	地番						
熱海市伊豆山赤井谷	1076－3	山林	山林	9446		株式会社新幹線ビルディング	
計　1　筆				9446　平方メートル			

受付
19. 3. -9
熱海市役所
建設課

3 土の採取等に関る土の数量

（1）切土、床堀りその他の土地の掘削を行う場合

土の数量	2253 立法メートル

（注）土の採取等を行う場所の区域外へ土を搬出する場合のみ記入してください。

（2）埋土又は盛土を行う場所

土の数量	3427 ~~13042~~ 立法メートル

（注）土の採取等を行う場所の区域外へ土を搬出する場合のみ記入してください。

（3）土の採取等を行う場所の区域内で（1）及び（2）を同時に行う場合

（ア） 切土、床掘りその他の土地の掘削に係る土の数量	2253 立方メートル
（イ） 土の採取等を行う場所の区域外からの搬入する土の数量	3427 ~~13042~~ 立方メートル
（ウ） 埋土又は盛土に係る土の数量	3427 ~~13042~~ 立方メートル
（エ） 土の採取等を行う場所の区域外への搬出する土の数量	立方メートル
土の数量の合計（（ア）及び（イ）の合計）	3427 ~~15295~~ 立方メートル

4 土の採取等を行う期間

（1）採取等の時期　許可 日～ 12ヶ月（予定）

（2）作業時間　7 時から 19 時まで

（3）工程

種別＼年月日									

（注）切土、盛土、埋戻し、沈砂池等の種別ごとに記入してください。

5 土の採取等の方法及び土の採取等のための設備その他の施設に関する事項

（1）土の採取等の方法

ア 切土、床掘りその他の土地の掘削を行う場合

区分	概要
高さ又は深さ	最大 2 メートル
方法	ア 階段採取法 ㋑ 平面採取法

のり面の小段の高さ	最大	2	メートル
のり面の小段の幅	最小		メートル
隣接地からの距離	最小		メートル
土質	関東ローム		

イ　埋土又は盛土を行う場合

区分	概要		
高さ又は深さ	最大	15	メートル
方法	ロックフィル		
のり面の小段の高さ	最大	10	メートル
のり面の小段の幅	最小	5	メートル
隣接地からの距離	最小		メートル
土質			

（2）土の採取等のための設備

機械の名称	形式	能力（立方メートル／時間）	台数
ブルドーザ	16 t		2
バックホウ	0.6 ㎥		2
振動ローラ	14 t		1

（3）その他の施設

6　土の採取等に伴う災害防止のための方法及び施設に関する事項

区分	
土採取等標識の掲示場所	
立入りを禁止する場合の方法及び施設	
土砂等の飛散を防止するための方法及び施設	
土砂等の崩壊を防止するための方法及び施設	
土砂等の流出を防止するための方法及び施設	
雨水等の処理をするための方法及び施設	

その他の災害を防止するための方法及び施設	

7 土の採取等に係る土の運搬の方法及び土の搬入先又はその他土の運搬に関する事項

（1） 土の運搬方法

区分	概要
交通監視人	
1日の搬入台数及び量	トン車　台　最大延べ　台　立方メートル
1日の搬出台数及び量	トン車　台　最大延べ　台　立方メートル
運搬主体	

（2） 土の搬出先又は搬入先

（3） その他の土の運搬に関する事項

区分	概要
経路	（別添図第　号図参照）
種類	ア 市町村道　イ 市道　ウ 仮設道路 エ 河川区域　オ その他
種別	ア 契約（同意）有　イ その他
重量制限	ア 有（　トン）　イ なし
舗装	ア 有（延長　メートル）　イ なし（ただし　）
学童の通行状況	ア 多い　イ 少ない　ウ なし

（注）該当する事項には、記号に○印を付けてください。

8 土の採取等に係る跡地の整備に関する事項

（1）跡地に係る土砂等の崩壊の防止方法

ア 跡地ののり面の状況

（ア）切土、床掘りその他の土地の掘削を行う場合

高さ又は深さ	最大　メートル	のり面のこう配	最大　度
のり面の小段の高さ	最大　メートル	のり面の小段の幅	最小　メートル

（イ）埋土又は盛土を行う場合

高さ又は深さ	最大　メートル	のり面のこう配	最大　度

のり面の小段の高さ	最大　　メートル	のり面の小段の幅	最小　　メートル

（ウ）のり面等の保護の方法

方法	概要
植栽	
種子吹き付け	
擁壁その他	

（注）概要欄には、樹種、本数、面積等を具体的に記入してください

（２）跡地の利用方法

９　現場責任者の氏名及び住所

氏　名　トランスファー株式会社

住　所　代表取締役　高橋　寛　　（電話番号 0553－44－2579）

１０　土の採取等を緊急に必要とした非常災害の状況の概要（条例第３条第３項の規定による届出の場合に限る。）

土砂流出防止工

埋設堰堤(フィルダム)の設計

平成 19 年 2 月

株式会社　新幹線ビルディング

目　次

1 はじめに ・・・・・ 1

2 参考：宅地防災マニュアル ・・・・・ 3

3 第1堰堤　円形すべり面の安定計算書 ・・・・・ 12
常時：関東ローム層の粘着力を対照とした場合

4 第1堰堤　円形すべり面の安定計算書 ・・・・・ 13
地震時：関東ローム層の粘着力を対照とした場合

5 第1堰堤　円形すべり面の安定計算書 ・・・・・ 14
常時：関東ローム層の内部摩擦角を対照とした場合

6 第1堰堤　円形すべり面の安定計算書 ・・・・・ 15
地震時：関東ローム層の内部摩擦角を対照とした場合

1.はじめに

熱海市伊豆山地内において実施されている開発事業区域に隣接する区域の谷筋において、開発工事で発生する残土を安全に処分するために、谷筋にロックフィルダム形式の堰堤を築堤し盛土の押さえとする。

本設計では、この堰堤と盛土の安定性を検討し、その形状を設計する。

堰堤の設計においては、土砂が堤体高さ以上に堆積する場合、または将来堤体が埋没するような盛土工事がある場合にも安全な設計とする。

現在工事中の隣接区域の地質は、表層は薄い関東ロームであり、その下部は風化安山岩層であることがボーリング調査により確認されている。

工事現場では安山岩の岩塊が多数発生しているため、堤体にこの岩塊を流用し、ロックフィル形式により築造する。

2.堤体の位置

堤体の設置位置は、藍染川の原流域のさらに上流部で、谷状の地形である。

湧水は無い。

谷筋の地表勾配は 12° ～17° であり最急勾配は 32° であるが、谷筋上流部の山の斜面勾配は 40° を示す。堤体は地表勾配 12° ～17° の谷筋に直角方向に設置する。

3.堤体の構造

堤体の天端幅は 5mとし、斜面勾配は上流側 1:1.4、下流側 1:2.0、高さ 5m毎に 2.5mの小段を設け、堤体は発生材の安山岩により築造する。

ロックフィルダムは、築造した堤体の完成後の材料の締固め密度によって強度が大きく左右される。岩塊は締固めを考慮して最大径を 1.0m以下とし、大きな岩塊は堤体下部に利用する。なお地山と堤体の接地面はすべて高さ 50cm 以上を標準とした段切施工を等高線沿いに行い、腐植土などの表土層は風化安山岩層まで除外する。段切部は表面勾配を 5%以上とする。また谷筋の中心部に湧水処理のため暗渠配水管として網状管 φ200 を埋設する。

4.堤体の設計

堤体の設計は円形すべり面法による。設計に用いる土質は堤体・地山・堆積する流出土砂の3種とし、土質常数は次のとおりとする。

① 堤体材料

安山岩:剪断強度　ϕ＝38°

単位堆積重量:γ＝20kn/m3

粘着力:c＝0

参考:ロックフィルダム堤体の内部摩擦角

ⅰ.農林省構造改善局　土地改良事業計画設計基準(設計・ダム)技術書編

第6章調査　Pl-287 表 6-8-4-3 によると、ϕ800mm径で十分転圧した堤体の内部摩擦角 ϕ＝38～39°　、　ϕ90～300mm径:ϕ＝40°　である。

ⅱ. 岐阜県徳山ダムにおいては ϕ＝39～41°

ⅲ.北海道電力京極水力発電所建設における堤体材料は、風化安山岩の場合

内部摩擦角 ϕ＝37　粘着力c＝⑩kn/㎡である。

ⅳ.転圧機械は日本道路公団では:振動ローラ 13tf～20tf

② 地山

風化安山岩:剪断強度　ϕ＝35°

単位堆積重量:γ＝20kn/m3

粘着力:c＝0

③ 流出堆積土砂

関東ローム:剪断強度　ϕ＝0°

単位堆積重量:γ＝16kn/m3

粘着力:c＝43.8kn／㎡

(道路土工指針では、剪断強度　ϕ＝25°　粘着力c＝0 としている)

地山及び流出土砂の土質常数については、隣接開発事業区域における土質調査データによる。

5.安全率

常時の安全率は 1.5 とする。

地震時は、設計震度を「宅地防災マニュアルの解説 1」IV3 耐震設計 により、大地震時における震度＝0.25、安全率＝1.0 とする。

6.安定計算

円形すべり面法の計算は、ロックフィル堤体の堤頂部を超えた高さまで、盛土が行われる場合を考慮して計算する。

盛土端部は法面処理とし、勾配は 1:2.0 より緩やかとし、堤体天端より 5.0m の高さまでを標準断面とする。この高さを超える盛土となる場合は、円形すべり面法による法面の安定計算をする。

A090

局長	室長	技監	主幹	室　員	担　当
〃			〃		

電話・口頭　記録	
日　時	平成21年12月3日（木）　9時
相手先	東部農林事務所　清口主任
要　件	熱海市伊豆山の新幹線ビルディングによる捨土について
内　容	熱海市伊豆山地内の捨土について、㈱新幹線ビルディングに対し、熱海市が指導を行ったので結果を報告する。 1　日　時：平成21年12月2日　小田原市㈱新幹線ビルディング本社 2　相手先：㈱新幹線ビルディング大塚氏、沼尾氏、㈱ソウメイ千葉氏 3　内　容：詳細別紙のとおり ・熱海市が㈱新幹線ビルディングほかに指導を行い、その結果12月7日の週に防災措置を施工する旨の回答があった。 ・防災措置の内容は、最下流部にセメント安定処理により土えん堤を設置。盛りこぼした土砂については流出防止のため整形する。 4　その他 ・12月1日、県、熱海市が対応についての打合わせを行い、熱海市が伐採届及び土採取条例についての指導を行うこととなった（別紙1）ため、12月2日に市が指導を行った。 ・[redacted]防災措置は期限前に終わらせたい意向のようである。 ・隣接地でランディが林地開発許可を受け実施している宅地造成について、㈱環境建築企画（所在地：小田原市扇町）が引き継ぐ意向を示しており、東部農林に地位承継手続きの相談があった。（別紙2）

（別紙1）

所長	部長	技監	課長	課員
〃	〃		竹林	

平成21年12月2日

東部農林事務所長　様

治山課長　竹林圭介
林地保全係長　杉山　功

新幹線ビルディング赤井谷の開発について

標記打合せ出席したので下記のとおり復命します。

日　時　平成21年12月1日（火）13:30～15：30
場　所　熱海市中央町　熱海市役所4F会議室
参加者　熱海市まちづくり課西島室長、窪田副室長、渡辺農林水産課長、植嶋室長ほか
　　熱海土木　牧野所長ほか　8人
　　東部農林　治山課　竹林課長、杉山
内　容
1　経緯　（市対応）別紙のとおり
（結果）
・11月17日に熱海市で小田原の新幹線ビルディング本社に出向き、土採取条例、違法行為、森林法の伐採届けの書類不備当を文書で、指導し、11月30日までに回答の確約を得た。
・その後11月27日に[redacted]が別件で逮捕され、会社[redacted]として機能していない状態にある。
・上記回答もなし。範囲開発範囲1.2haという測量図を1枚提出されただけであった。
（今後の対応）
・防災施設設置が最優先であるため、熱海市が土採取条例の違反と、伐採届で当初から計画のあった、防災施設を設置するよう指導する。
・相手は、会社として存在するので定款を確認して、権利のあるものを指導するのが望ましいが、退職したが残務整理でのこっている大塚氏と土地を借りて実施に行為をしているソウメイの千葉氏に直接指導する。
（明日にも会って指導を開始する）
・口頭で指導したら、同じ内容を文書でも指導する。
・防災工事（沈砂池、土堰堤等）ができなければ工事をとめる。（これ以上土を入れさせない）
・当初の計画がH21.2-H22.2までだったのでH22.2月を復旧の目標とする。
・最悪のことを考えて、行政代執行、市がやる場合の調査（見積もり）を用意したほうがいいのではないかという意見が出た。

→次頁へ

（森林法について）

・1.2ha の測量図画が出されたが、図上求積であり、信憑性にもかけ正式の文書でないため最初は伐採届の指導と、土採取条例の指導で熱海市が動く。（防災施設設置等）

12/3 熱海市 植嶋室長よりもあり。
8:40AM

12/2 に新幹線に行ってきた。応対 又マオ、大塚、千葉。

12/7 から約1週間で防災工事と法面整形にとりかかる。

[redacted] それまでにかたづける。

社長がいるとややこしいのでそれまでにやりたい。との事。

ソウメイ 千葉氏は まじめに対応する模様。

平成21年11月4日　熱土、東農、市で合同会議後の対応

平成21年11月5日　熱海警察署生活安全課遠藤氏に電話相談　許認可を得て埋土を行っている以上は、監督官庁が事情聴取して事件性があれば警察とことになるとのことであった。
同日　鈴木篤二氏に電話連絡　千葉氏同席で来庁指示（11日～13日に来庁予定）
同日　庁内対応会議（部長以下関係課）　早急に土砂搬入を停止させることで一致手法等は熱土等と協議することとなった。（条例第6条による措置命令発令）
平成21年11月6日　東部健康福祉センター横山主幹他2名来庁　産業廃棄物投棄（汚泥）の可能性等を説明したが、特定するのが難しいとのことであった。その後現地調査で千葉氏と面会し、搬入土の出所等を明確にできるよう行政指導を行った。また、土採取の期間及び工法変更の届出が未提出であることを説明した。千葉氏は、書類は新幹線ビルが対応する契約？となっているため、海際氏と連絡を取り合い対応するとのことであった。昨日鈴木篤二氏に連絡した旨伝えた。（来週後半来庁を指示した。）
同日　大塚氏から電話連絡　千葉氏から連絡があったので書類提出したいがと相談を受ける。千葉氏の考えを考慮した工法等で変更するのでよく協議をして提出するよう指示した。来週来庁するとのことであった。
同日　熱土市川主幹、川瀬副主任と協議　現在の市の方針（条例第6条の措置命令）を伝えた。しかし、搬入土停止させることが目的ではなく、土砂流出防止の防災措置が最大の目的であるため再度検討するとして協議を終了した。
同日　大塚氏、海際氏に電話連絡　海際氏に千葉氏の考えている工法を反映した書類及び期間切れであることを再度説明し早急に作成するよう強く指示した。
平成21年11月9日　熱土市川主幹から電話連絡　いきなりの法的措置はいかがなものかと参考意見を聞く。なお、土採取の正式な相談窓口は、県庁土地対策室である。（熱土用地管理課も相談には乗ると言っていたそうである。）
平成21年11月10日　建設課　長津、森内、高橋、菅生　まちづくり課　西島、窪田、松尾　産業振興課　渡辺　対応協議
期間切れをどうするのか
① 無許可状態であり直ちに工事の停止の措置命令を発令する。
② 黙認（口頭による指導はしていた。）していたことも踏まえ現場と書類の整合性を指示して変更届出書の提出を求める。
①②で議論した結果②行政指導文書を発送する。期日内に提出されなかった場合は、土砂の搬入停止及び防災措置の要求の措置命令することで一致した。
平成21年11月11日　逢初川の濁り確認（通勤中）
同日　県庁土地対策室　相磯主幹、市川主査、伏見係長、石井副主任、市まちづくり課西島、窪田、松尾が合同で調査（新幹線ビル関連現場調査）七尾－日金町－多賀（土砂流出を確認伊豆山ＪＡ付近）

平成21年11月12日　副市長に行政指導を行うこと及び現在の状況を報告した。
平成21年11月13日　天野氏から電話　赤井谷の何が問題だと発言があったので、土砂流出（逢初川、伊豆山港）が問題だと回答した。沼尾氏から本日電話があり16日9:00頃に来庁すると聞いているが本当か？忙しいから当日朝電話するとのことであった。
同日　ソウメイ千葉氏来庁　東農増口主任、建設課長津、産業振興課植嶋、まちづくり課西島、窪田と協議　土砂流出（泥流）防止の措置を指導した。現在別会社から堰堤築造の見積を依頼しており、早々に工事に取りかかる予定であると回答を得た。天候不順もあり土砂の搬入は暫く行わないとのことであった。本日は、行政指導文書を渡す予定であったが、新幹線ビル関係者不在のため来週渡す予定である。土採取及び伐採届出の変更届出を改めて指示した。16日10:00に天野－千葉打合せを行うのでその結果を報告してもらうことにした。また、千葉氏に天野氏に来庁要請もお願いした。（社長に行政指導文書を直接渡したいと伝えた。）
平成21年11月14日　伊豆山港濁り確認（土曜日だが通りかかったので確認した。）
平成21年11月16日　沼尾氏から電話　本日天野氏同席で来庁を予定していたが都合が悪くなったので行けないと連絡があった。
平成21年11月17日　新幹線ビル訪問（建設課　長津、高橋、菅生、まちづくり課　西島、窪田）先方（天野、沼尾、千葉、大塚、海際）
行政では、現在無許可及び防災工事が不十分で埋土を行っていることを問題視している。
書類（変更手続き）は大塚氏が主で作成、現場管理の千葉氏の構想を図面化して今月末までに提出することを約束した。
改良材で土を補強して土堰堤（千葉氏の構想）の築造と沈砂池の早急な施工を指示した。現場が乾き次第の施工を約束した。
同日　伊豆山港濁り確認（ビーチラインから）
平成21年11月18日　大塚氏、千葉氏より電話　書類作成について相談に乗るから近日中に来庁を指示した。現場が乾いたら沈砂池の築造を始めたいと連絡があった。
平成21年11月27日　[redacted]逮捕（組織犯罪処罰法違反）

（別紙２）

電話~~（口頭）~~記録用紙

受信日時	平成21年12月2日(水)　11：50		
受信者	大塚氏	発信者	治山課林地保全係　溝口
表　題	熱海市伊豆山における林地開発について（㈱ランディ）		

供覧	所長	次長	総務課長	技監	課長	課僚
	〃	〃	〃			

要件

大塚氏　：現在工期切れの状態となっているランディの開発案件について、変更届（工期延長）か中止届を提出するようにとの話であったが、今後の方針を社長と打合せできない状況なので、しばらく待っていただきたい。
東部農林：事情は聞いている。
大塚氏　：開発許可地を買いたいという話があるが、可能か。
東部農林：地位の承継は可能である。所定の手続き（届出、登記関係書類の添付等）をすれば、そのまま地位は引き継がれる。
大塚氏　：了解した。社長がこのような状況なのですぐにではないが、そのようなことになるかもしれない。
東部農林：現在社長代理等は社内にいないのか。
大塚氏　：社内にはいないが、小田原市内大手の環建築企画の社長が新幹線ビルディングの社長代行をしてくれるという話がある。
東部農林：今後も大塚氏を窓口としてよいか。
大塚氏　：11月末で退社しているが、しばらくはお手伝いのような形でかかわっているので、自分に連絡してもらってかまわない。

処理方針等

森林計画室、熱海市に情報提供する。

A091

局長	室長	技監	主幹	室　員	担　当
〃	[illegible]		〃	[illegible] [illegible]	[illegible]

~~電話・~~口頭　記録	
日　時	平成21年12月14日（月）　15時
相手先	東部農林事務所　溝口主任
要　件	熱海市伊豆山の㈱新幹線ビルディングによる捨土について
内　容	熱海市伊豆山地内の捨土について、㈱新幹線ビルディングらが熱海市の指導に対し、対応状況について下記のとおり報告する。 ・ 12月9日から、㈱ソウメイが防災工事に着手した。（防災工事は、セメント安定処理を行った土えん堤） ・ 12月21日の週には防災工事が完成予定。 ・ 2月末には法面を整形して、植栽し完成させる予定。 ※ 当初の予定どおり。 ※ [redacted] は 12/10 に 釈放

A092

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成２１年１２月１８日　１５：００～
2　監　視　員	横山主幹
3　業者氏名	㈱新幹線ビルディング
4　業者住所	神奈川県小田原市城山１－４－１
5　立　会　者	なし

6　現地の状況

＊伊東方面の群発地震による影響の有無を調査した。

1　日金

・前回立入時と変化はなし。（写真左が本日、写真右側が１１月２６日）





2　伊豆山

・前回立入時と変化はなし。（写真左が本日、写真右側が１１月６日）





・残土処分場は、作業を行っていなかった。





7　指導事項

8　今後の対応

◎　区　分

排出事業所	製造業	多量排出事業所		その他		
		その他				
	建設業	多量排出事業所		し尿処理施設		
		その他		ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所				埋立	
	下水処理施設				その他	
	埋設地を有する事業所			その他処理施設		
	その他		○			
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外		◎産業廃棄物処理施設		
		特管物		許可対象　中間処理施設		
	中間処分	特管物以外		最終処分　安定型		
		特管物		管理型		
	最終処分	特管物以外		遮断型		
		特管物		許可対象外　中間処理施設		

A093

口 頭 記 録

部　長	技　監	小泉	田島	横山	高橋（真）	鈴木	郡司	岡
				〃				
井上	新谷	三井	石川	山口	木村	泊	柳澤	担当

受信年月日	平成22年1月5日 14時30分 ～15時10分	熱海市	まちづくり課 上地利用対策室 西島室長、窪田
起案年月日	平成21年1月6日	廃棄物課	横山、岡、新谷
決裁年月日	平成　年　月　日	場　所	熱海市役所3Fまちづくり課

標題	新幹線ビルディング関連情報交換
用件・処理（伺い）概要	＊新幹線ビルディング関連の宅地造成現場（熱海市日金町及び伊豆山）について、 情報交換、今後の方針等の協議を熱海市役所まちづくり課と行った。 1　日金町現場の状況について ・新たにコンパネや鉄パイプ等が置かれていることについて、まちづくり課は、 新幹線ビルディング以外の者が現地に置くことは考えにくいとの見解だった。 現場はどのような会社が開発しているか、市内業者には有名であるためであるとのこと。 ・土による法面からは表土が雨で流出し、がれきが露出し始めていることについて、 まちづくり課は、施工したトラスファーは基礎の取り壊しはおこなったが、がれきの 撤去までは行っていないことから、地中にがれき類が埋もれている（埋めたのでなく） 可能性はあるとの見解。ただ造成の完了している上段については、もともと木造家屋（倉庫） があったので、がれきが地中にあることは考えにくいとのことであった。 2　熱海市の新幹線ビルディングへの指導 （まちづくり課） ・宅地造成等規制法では、現地のがれき等を撤去せよとの直接的な指導はしにくい。 がれきの処理については宅地を造成する前段階の作業であるためで、このことは県庁にも 確認済である。 とはいえ、天野社長に対しては、早く撤去し造成工事を完了せよとの文書（宅造法に基づい たものでない）を渡し指導しているが、社長の頭には日金のことは一かけらもないように 見える。 年末に天野社長に面会した際には、年内にはがれき等を危険のないよう造成地中段まで

用件・処理（伺い）概要

移動させるとの話があった。しかし、実際には行われていないし、今後も行わないのではないか。それが天野社長の常套であるからである。
その工事の重機の手配はどうするかとも問うたが、はっきりした返事はなかった。

3　天野社長の状況について
（まちづくり課）
・昨年逮捕され、不起訴になったが、その後も警察は内偵を続けているとの話もあるが、詳しくはわからない。
・今日（5日）午前天野社長が市役所を訪れて来たが、用件は、上多賀の造成地の隣接地で新たな造成工事を行いたいとのことであった。まちづくり課としては、他現場の整理がつかない間は、許可を出す考えはない。
・事務を執っていた、大塚氏は退職したようだ。
大塚氏に年末聞いた話では、プリンターの保守料金さえ払わずプリンターが故障したままというぐらいで、多分大塚氏への賃金も払われなくなったのではないか。

4　伊豆山（赤井谷）の残土処理について
（まちづくり課）
・現在は日に2，3台ダンプが来るくらいで搬入はほとんど止まっている。
近日中に土砂流出を止める防災工事が始まるとの説明を工事責任者であるソーメイの千葉氏から聞いている。

5　日金現場のトランスについて
（廃棄物課）
・PCB含有の有無を行政検査することを検討している。ただ、所有者の特定、その了解等今直ちに行うことはむづかしいかもしれない。
＊熱海市の情報として、現在のニューフジヤホテルは東京都豊島区池袋1丁目10番13号の株式会社スタディーの所有となっているとのこと。

6　今後の対応
・廃棄物課としては、まずは日金現場のがれき等の適正処理を指導し、現在までに2度指導票を交付しているが、今後は天野社長に直接指導票を渡したい旨を説明。
その指導に従わない場合には不法投棄とみなし、廃棄物処理法に基づく命令を検討することも説明。
天野社長との面会の場のセッティングを依頼（市役所での面会が望ましいが、場合によってはまちづくり課と合同で小田原を訪問することも可能）。
→（まちづくり課）了解した。天野社長との連絡を取ってみる。

A094

熱建建第１０５－２　号
平成２２年　3月２３日

株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男　　様

熱海市長　齊　藤　栄

受　理　書

次の区域における土の採取等については、静岡県土採取等規則条例第４条第１の規定による届出書を次のとおり受理したので通知する。

記

1　土の採取等を行う場所の区域
　熱海市伊豆山字赤井谷１０７６番３

2　受理年月日
　平成２２年3月２３日

3　受理番号
　第　１５８－５　号

A095

復 命 書

供覧	課長	課長代理	室員
	市川	小林	伊藤 川島 松井 小林 吉橋 吉屋

出張者 職氏名	不法投棄対策班　高柳 東部健康福祉センター　西ヶ谷部長、齋藤技監兼課長、横山班長
年月日	平成22年4月13日　14:20～15:30
出張先	㈱新幹線ビルディング建物解体現場（熱海市日金町）及び宅地造成現場（熱海市伊豆山）
用　件	㈱新幹線ビルディングによる不適正保管　現場調査
内　容	1 概要 ㈱新幹線ビルディングによる不適正保管の状況把握のため、熱海市日金町他に立ち入り調査を行った。 2 内容 (1) 伊豆山宅地造成現場 ・前回調査（平成22年1月）以降、アスファルトが持ち込まれた模様だが、それ以外は目立った状況変化なし。（横山班長談）   (2) 伊豆山残土処分場 【施工業者の千葉興行（新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ関連会社）社員から聴取】 ・ 6月末を目途に土砂崩壊・流出防止工事を完成予定。 ・ 下流の漁協に配慮して工事を実施している。 ・ 宅地造成地への廃棄物持込は、神奈川県方面からのようだ。 最近、2回程ダンプに会い、その運転手から㈱新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞの荷物（廃棄物）だと聞いた。   （裏面へ続く）

上記のとおり復命します。

平成22年4月14日

廃棄物リサイクル課長　様

廃棄物リサイクル課　主査　高柳　宏則

復　命　書

(3) 日金町解体現場

【横山班長談】

・前回調査(平成22年1月)から状況の変化なし。

・土地所有者、解体工事発注者、同工事受注者及び工事代金負担者がそれぞれ異なり権利関係が複雑である。

・関係者が「がれきを（不適正）保管しているのは㈱新幹線ビルディング」と主張しているが、同社が関係していることを裏付ける書面がないため、撤去指導が困難である。

・㈱新幹線ビルディングは「崩壊の危険はない」と主張しているため、この主張を崩すためにも支障調査を行い、調査結果をもって撤去指導をしたい。





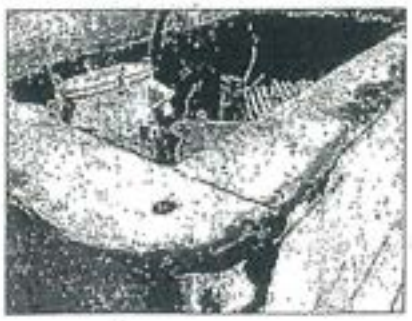


(4) 日金町解体現場付近

野焼きを発見し、東部健康福祉センターが指導を行った。




日金町解体現場の概要

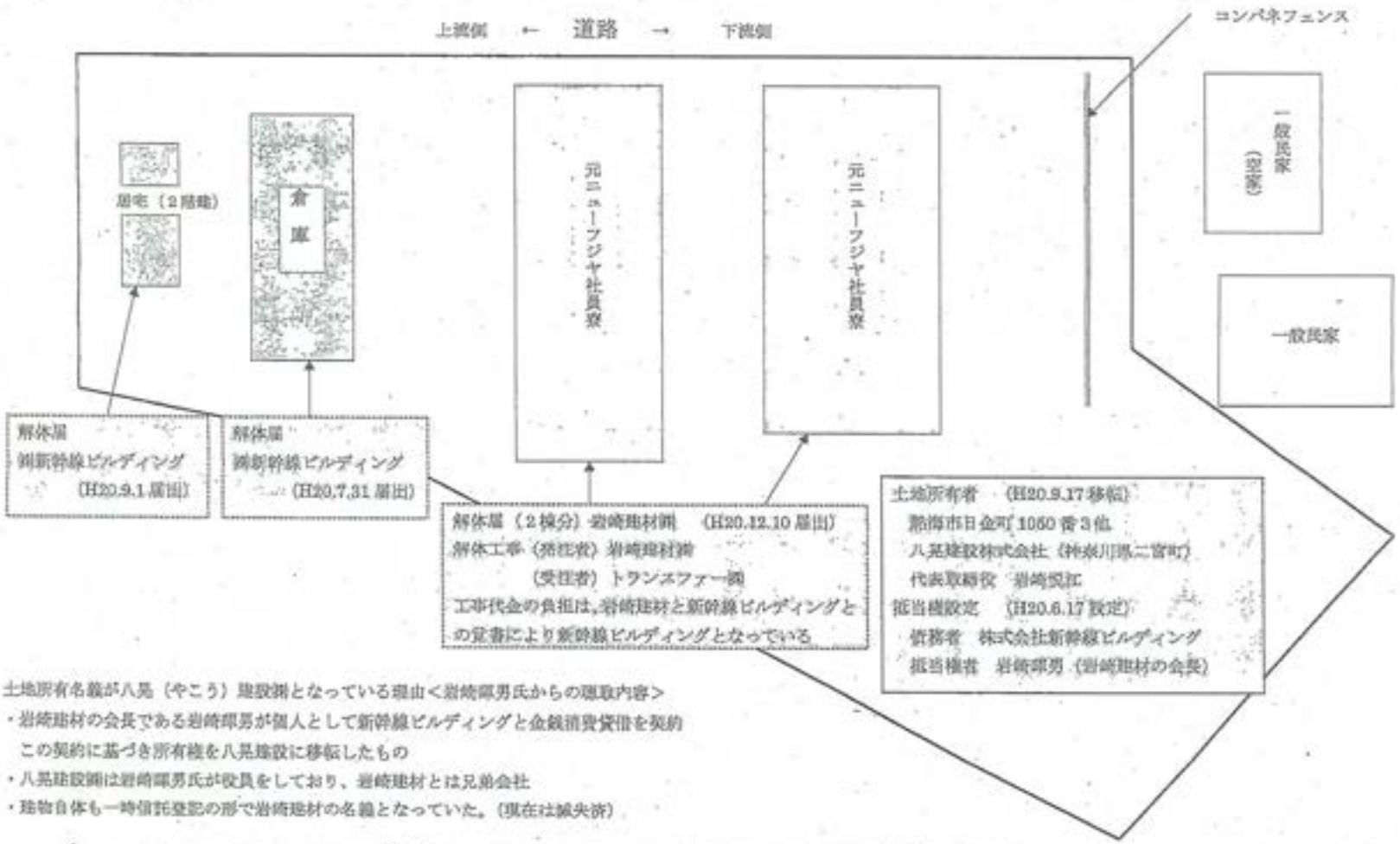

土地所有名義が八晃（やこう）建設側となっている理由＜岩崎郁男氏からの聴取内容＞

・岩崎建材の会長である岩崎郁男が個人として新幹線ビルディングと金銭消費貸借を契約
　この契約に基づき所有権を八晃建設に移転したもの
・八晃建設側は岩崎郁男氏が役員をしており、岩崎建材とは兄弟会社
・建物自体も一時信託登記の形で岩崎建材の名義となっていた。（現在は抹消済）

上　段	中　段	下　段
宅地造成規制法・風致地区条例	宅地造成規制法・風致地区条例	宅地造成規制法・風致地区条例
H21.5.12（変更）許可	H21.5.12 許可	H20.6.13 許可

新幹線ビルディング　日金町解体工事関係者(社員寮分)

登記簿上の名義人		解体工事請負契約		解体届	宅地造成規制法許可
土地	八晃建設株式会社	発注者	岩崎建材株式会社	岩崎建材株式会社	株式会社新幹線ビルディング
建物(滅失済)	岩崎暉男	受注者	トランスファー株式会社		

「新幹線ビルディング」指導等経緯一覧

＊場所の記載がないものは、日金町の現場を指す。

年月日	項　目	内　　容
H20.06.13	許　　可	・下段部分の宅地造成等規正法、風致地区条例の許可
H20.07.31	解体届	・新幹線ビルディングは、上段の倉庫の解体届（市は同日受付）
H20.09.01	解体届	・新幹線ビルディングは、上段の住宅の解体届（市は10/16受付）
H20.09.25	許　　可	・上段部分の風致地区条例の許可
H20.09.26	条例関係	・熱海市は、まちづくり条例の審査基準適合通知
H20.09.30	覚　　書	・岩崎輝男と新幹線ビルディングが覚書締結 ① 新幹線ビルディングの費用負担で、H21年3月31日までに社員寮の解体、撤去、滅失登記する ② 不履行の際は、社員寮及び土地を岩崎輝男に引き渡す。それ以降は、新幹線ビルディングの費用負担で解体、撤去、滅失登記する
H20.12.10	解体届	・岩崎建材は、下段の社員寮の解体届（市は同日受付） ・字体は、新幹線ビルディングの届と同一
H20.12		熱海土木事務所から野焼きの通報、現地調査
H21.02.02	通　　報	・東部健福へ、熱海市役所から伊豆山の不適正処理疑いが通報 ・不適正保管を繰り返し、熱海市及び東部農林事務所が、再三是正指導をしているが、指導に従わないため、東部健福へ指導の依頼
H21.02.05	現地調査	・東部健福は、熱海市及び頭部農林とともに現場の確認 ・伊豆山の現場では、がれき類と繊維くずが山積みになっている ① H21年の年明け以降、急激に廃棄物が増えたとのこと ② がれきの排出元は、日金町の社員寮解体工事のもの ・日金町の現場（解体工事中）に立入り、責任者の沼尾から事情を聞く ① 解体施工業者はトランスファー、事業主は新幹線ビルディング ② 解体物は、現地が狭いため、指示どおり伊豆山に運び一時保管
H21.02.06	滅失登記	社員寮建物の滅失登記
H21.02.13	聴　　取	・東部健福、東部農林及び熱海市は、熱海市役所に新幹線ビルディング（鈴木、大塚）を呼び、事情を聞く。 ① 社員寮（岩崎建材所有）を解体し更地にして売却する ② 解体工事は、建り法に基づき熱海土木へ届出済み ③ 日金の現場は時間がないため、伊豆山へ運搬 ④ コンクリがらは自社か委託により破砕し再生骨材とする ・東部健福は次を指導 ① 廃棄物処理計画書を、健福と市へ提出すること ② 廃棄物運搬車両に表示をすること ③ 伊豆山の保管場所に囲いと表示を設置すること ・鈴木は、これを了解し、解体工事は3月中旬を目途に整理するとのこと
H21.03.02	計画送付	・東部健福へ新幹線ビルディングから伊豆山の廃棄物撤去計画案の送付
H21.03.05	修正指示	・東部健福は新幹線ビルディングへ、撤去計画案の様式が異なるとして、記載例を添えて修正を指示
H21.03.26	修正指示	・東部健福は新幹線ビルディングへ、再提出された撤去計画案の記載追加を指示
H21.04.03	処理計画	・東部健福は、新幹線ビルディングの廃棄物撤去計画を受理 ① 日金町の社員寮は自主施工で、伊豆山まで自社運搬 ② コンクリは再生利用、繊維くず等は一般廃棄物処理施設へ ③ 伊豆山は、仮置き

H21.04.08	電　話	・東部健福は、提出された産業廃棄物処理計画について、新幹線ビルディング（大塚氏）へ電話で確認 ・撤去時期は未定、一般廃棄物は分別し処理は市へ、産業廃棄物は業者を探し処理するとのこと
H21.05.12	許　可	中段部分の宅地造成等規正法、風致地区条例の許可
H21.05.12	許　可	上段部分の宅地造成等規正法の許可、風致地区条例の変更許可
H21.05.12	発　見 （現地調査）	・東部健福は、H21年2月県土木事務所の通報により伊豆山の不適正処理疑いの指導を実施中、日金町の現場で建物解体に伴う廃棄物が放置されたまま工事が中断していることを発見
H21.05.14	打合せ	・東部健福は、熱海市と情報交換 ・事業主体 ① 解体届では、上段2棟が新幹線ビルディング、下段2棟が岩崎建材 ② 実質的には、新幹線ビルディングが解体、宅地造成、分譲を実施 ・事業計画 ① 熱海市はH20年6月に宅地造成等規正法、県風致地区条例の許可 ② H20年9月、上段部分の宅地造成の変更手続き ③ 工期はH21年6月13日 ・事業の進展見込み ① 重機は、トランスファー（沼尾）を通じて牧島商事からリース。代金未払いのため、重機は引上げ ② 買主が現れるまで現場が放置される可能性が高い ・近隣住民 ① 現場の下側の2軒から不安の申出あり ② 造成工事中のトラブルで警察にも相談 ・市の対応 ① 簡易なコンパネの防止柵の設置を指導。柵が傾いたため、5月1日に指示し、補修された ② がれきについて、宅造法による指導は難しい ③ 風致地区条例、まちづくり条例による指導は困難 ・がれきの搬出は再三指導。4月までわずかに搬出。現在、中断
H21.05.14	現地調査	・東部健福は、日金町及び伊豆山の現地調査
H21.05.20	聴　取	・解体届の名義人である岩崎建材（岩崎会長）から電話で聴取 ① 現地の名義は八晃建設。新幹線ビルディングに対する譲渡担保で名義を移した。貸付金の返済があれば戻す ② 解体工事に岩崎建材は関っていない。工事は新幹線ビルディング又はその請負会社が実施 ③ 解体届は、天野社長が印を押してくれと持ってきた。自社解体となっていることは知らなかった ・天野社長から造成工事中断は聞いた。解体ガラは残っていないと思った
H21.05.28	現地調査	・東部健福は、現地調査 ・現地は、前回と変化なし。関係者不在、重機類もなし ・住民（後藤勲）から聴取り ① ひどい造成工事で、基礎は残したまま、ふとんやがれきを埋めた ② 盛土した所へがれきを積み上げ、30～50cm覆土 ・伊豆山へは2トントラックで2日間運んだだけ
H21.05.28	聴　取	・東部健福は、新幹線ビルディング（天野社長、鈴木、大塚）を熱海市役所へ呼び、聴取 ・熱海市は、次の事項を文書で提示 ① がれきの早期搬出、できなければ崩落防止の措置 ② 下部のフェンス補修 ③ 現場の建設道具、資材の片付け ④ 造成工事の状況の地元住民への説明

		⑤造成工事の早期完成 ・東部健福の質問に、新幹線ビルディング鈴木氏が回答 ①造成工事の主体と実施者は、新幹線ビルディング。届けは岩崎に名義を借りただけ ②伊豆山へのがれき運搬は、新幹線ビルディング。すべてを伊豆山に運び、選別して処理する ③工事が中断は、重機が引き上げられたため ④現場には約500㎥のがれきが残っている。伊豆山には約800㎥を運んだ ⑤現場は危険とは考えていない。下側の山口さんには説明済み ・天野社長は次のとおり発言 ①伊豆山にガラパゴスを設置し再生材としたいと提案したが、役所から止められた ・ガラパゴス設置を認めてくれれば、直ぐでもがれきの撤去はできる
H21.05.29	現地調査	・廃リ室は「パトロール強化の日」として、東部健福と現地確認
H21.06.01	情報提供	・廃リ室は、警察本部及び熱海署へ情報提供
H21.06.04	打合せ	・東部健福は、熱海市と打合せ
H21.06.05	空中監視	・県警航空隊は廃リ室の依頼を受け、現地をヘリで監視
H21.06.08	照会回答	・株式会社日立産機システムから東部健福へ回答 ・変圧器にPCB混入の可能性はないが、油交換の可能性があり確認が必要
H21.06.11	照会回答	・愛知電機株式会社から東部健福へ回答 ・変圧器に微量PCBが混入の可能性があるので、確認が必要
H21.06.18	話合い	・東部健福は、トランスファー（沼尾）から熱海市に対して申し出のあった話合いに出席。新幹線ビルディング（後藤）も同席。 ・トランスファーの工事への関り ①当社は、社員寮の地上部分のみ解体を請負。基礎の解体と廃棄物処理は業務に入っていない。 ②しかし、基礎を建物と分離できず、当社が約85%を実施。残りは、新幹線ビルディングが行ったと思う ③発注者は岩崎建材で、新幹線ビルディングは当該契約の立会者 ④請負代金の支払は新幹線ビルディング ⑤契約H20年12月1日、工期はH21年2月25日 ⑥新幹線ビルディングは、解体と造成工事の総合監理者 ⑦当社は基礎の解体工事の ⑧上部の木造建物の解体は、東部建設が請け負った ⑨工事代金が滞り、また工事内容、特に防災関係に疑問があり、この2月に工事から撤退。4月に重機を引き上げ ⑩残余工事は、新幹線ビルディングの西原氏へ指示 ・廃棄物処理 ①解体廃棄物は伊豆山への運搬は新幹線ビルディングが実施。日金町では処理しないと地元住民と合意。 ②伊豆山でガラパゴスで破砕し道路下層路盤にするというが、市道移管されるため砕石の許可をもっての破砕物でなければならない ③当社が、建物内の冷蔵庫、ふとんなどの処理を行った。後のことを考え写真を撮ってある ④当社の工事でがれき等廃棄物を土で覆ったことはない。地元からの話もあり、掘って確認もした ・今後の工事見込み ①買い手が見つかるまで、工事未了のまま放置の可能性大 ②当社は、新幹線ビルディングの多額の未収金あり ③崩落の危険除去のためには、がれきを移動させることで、それほど

		機関も費用もかからない
H21.06.29	聴　　取	・東部健福は、岩崎建材(岩崎会長)を訪問し、聞取り ・岩崎建材の関り ① 解体、宅地造成工事には、書類上名前は出ているが、関りはない ② 解体届は、知らない。印鑑も代表者印でない。 ③ 岩崎がH20年6月17日に新幹線ビルディングに貸し付け、これに基づき土地名義を八晃建設にした。 ④ 建物は、信託登記で岩崎名義にした。半年以内に取り壊さないと元の所有者に戻るため、新幹線ビルディングがやらないので、岩崎建材が取り壊させた。 ・解体届 ① 当社が解体工事の発注者となっていることは知っている ② 岩崎が、トランスファーへ1,100万円支払ったが、新幹線ビルディングへの貸付金と考えている。残金500万円は新幹線ビルディングが直接支払う。 ③ 覚書のとおり、解体・撤去・建物滅失登記は新幹線ビルディングの費用負担で行う ・廃棄物の撤去責任 ① 土地の登記は八晃建設だが、名義人となっているだけで、自分が撤去指導を受けたら、新幹線ビルディングと所有権を確定させ対応 ・岩崎氏が電話した新幹線ビルディング天野会長から、工事の責任者は同社である旨、聴き取った。
H21.07.14	打 合 せ	・廃リ室と東部健福は打合せ
H21.07.15	打 合 せ	・廃リ室は、県警へ今後の対応を相談
H21.07.24	現地調査	・廃リ室は、新幹線ビルディングの所在を小田原駅西口前に確認 ・ビル2階に事務所あり。事務所前に監視カメラ(2基)を確認
H21.08.20		・東部健福へ熱海市から電話連絡 ・明日会うはずの新幹線ビルディング社長と連絡が取れず、面会できない
H21.08.27	18条報告	・東部健福は、新幹線ビルディング、岩崎建材、トランスファーへ18条報告を求める(報告期限；9月10日)
H21.08.27	指 導 票	・東部健福は、新幹線ビルディングへ指導票を作成 ① がれき類は不適正処分と認められるので早急・適切に処理すること ② 当該廃棄物を処理する予定がある場合は、処理方法等処理計画を作成し報告すること(期限；9月30日) ・東部健福は、伊豆山での破砕について指導票を交付 ① 移動式破砕機は、条件付で許可不要として認める ② 条件としては、自社物に限定、破砕物の品質など
H21.08.27	呼び出し (指導票)	・東部健福は、新幹線ビルディング(大塚)を熱海市へ呼び、上記の18条報告通知及び指導票を手交 ・移動式破砕機は、自社物処理以外は無許可となる旨説明 ・同社は、資金繰りが悪く廃棄物処理の見込みが立たないとのこと
H21.08.27	現地調査	・東部健福は、現地調査 ・法面、道路部分の表土が流れ瓦礫が現れていた(→造成面の下にがれきが埋められていると推測)
H21.09.04	現地調査	・廃リ室は、夜間監視で現地調査 ・日金町は、作業なし。作業用の木材や機材類が放置、がれきが山積み ・伊豆山は、前回確認時の崖部分が土砂により埋立。目立った廃棄物の増加は認められず
H21.09.08	18条報告	・東部健福は、岩崎建材から9月4日付けの18条報告を受領 ① がれきの排出事業者は新幹線ビルディング ② 解体工事について、岩崎建材は新幹線ビルディングに資金提供したのみで工事に関与せず

H21.10.08	現地調査	・東部健福は、現地調査 ・台風の影響は見られず、現地状況に変化なし
H21.10.21	18条督促	・東部健福は、新幹線ビルディングへ18条報告を文書で督促
H21.11.06	打合せ	・東部健福は熱海市と伊豆山隣接の残土処分場について打合せ ・市は、土採取等規制条例で対応できるか検討
H21.11.06	現地調査	・東部健福は伊豆山を現地調査。熱海市同行、ソーメイ（千葉）が立会 ・がれき置場は、大きな変化はないものの、重機が進入した形跡があり、布団などは撤去されていた ・残土処分場に廃棄物は見当たらない。
H21.11.12	18条報告	・東部健福は、トランスファーから10月16日付けの18条報告を受領 ① がれきの排出事業者は新幹線ビルディング ② トランスファーは躯体の解体工事を岩槻建材から請け負い、がれき等廃棄物の処理は新幹線ビルディング
H21.11.12	現地調査	・廃リ室と東部健福は、コンサルタン（エイト日本技術開発）を伴い、がれき崩落の危険性判定のため現地調査 ・エイト日本技術開発から目視で崩落のおそれありの意見。詳細は要調査 ・トランスコンデンサーが放置。PCB漏出のおそれ ・伊豆山現場には、新たにがれき類が搬入された模様
H21.11.26	現地調査	・東部健福は、日金町と伊豆山を現地調査 ・日金町に大きな変化なし ・伊豆山は、道路入口に車止め設置。残土処分場で作業はされておらず
H21.11.27	その他	・[redacted]は、[redacted]
H21.11.30	報告	・エイト日本技術開発から廃リ室へ生活環境保全上の支障調査の提案 ・内容は、コンクリート殻の法面安定検討と周辺環境への影響調査
H21.12.08	18条報告	・東部健福は、新幹線ビルディングから18条報告を受領 ① がれきの排出事業者は新幹線ビルディングとの報告
H21.12.18	現地調査	・東部健福は、伊豆東方沖群発地震の影響を現地調査 ・日金町、伊豆山とも前回立入時と変化なし
H21.12.22	現地調査	・廃リ室は、現地調査 ・現地は、前回確認時と変化なし ・伊豆山には、新たな廃棄物を確認
H21.12.22	情報交換	・廃リ室は、熱海警察署と情報交換
H21.12.28	現地調査	・東部健福は、日金町と伊豆山を現地調査 ・伊東沖群発地震の影響は見られず
H22.01.05	現地調査	・東部健福は、現地調査 ・コンパネや鉄パイプが置かれたほか、変化なし
H22.01.05	打合せ	・東部健福は熱海市と打合せ ① 新たに置かれたコンパネや鉄パイプは新幹線ビルディングと思量 ② 市は、がれき撤去について宅造法に基づく指導はできない
H22.01.05	打合せ	・廃リ室は技術管理室へ、がれき類の建り法の対応について相談
H22.01.06	打合せ	・廃リ室と東部健福は打合せ ・18条報告では、排出事業者は新幹線ビルディングと報告 ・しかし、排出事業者の特定が必要
H22.01.13	聞取り	・東部健福は、新幹線ビルディング（天野社長、柴崎）を熱海市役所へ呼び、聴取 ・日金町のがれき処理 ① 日金町のがれきは伊豆山へ運び破砕し再生材として利用したいが、費用が捻出できない ② ガラパゴスはトランスファー（沼尾）に頼み、リース待ち ③ がれきはここ数十年は崩れない ④ 費用ができれば廃棄物処理に着手したい。金融機関は融資してくさ

		れないから、韓国の者と話しており１月か２月に確定 ⑤ 伊豆山へは新幹線ビルディングが自ら運搬 ⑥ 自分が片付けると言っているのに法律の話は納得できない ⑦ 崩落防止のための移動は、トランスファーに指示済みであるが、２ど手間となるため、伊豆山での処理の目途がつけば行いたい ⑧ スケルトンバケットで篩っており地中に廃棄物は絶対ない、基礎はすべて引き抜いた ・岩崎建材との関係 ① 土地、建物の名義は岩崎建材だが、買う際に資金提供を受けたためで、実質は当社。借用書はある ② 建物解体の費用1,500万円は岩崎建材が立て替えて負担 ③ 工事は、トランスファーが全部実施 ・東部健福は、撤去計画等の提出を指示
H22.02.04	電　話	・東部健福は、岩崎建材（岩崎輝男）に電話 ・トランスのPCB含有検査を行うことを伝えると、了承を得た
H22.02.05	現地調査	・東部健福は、トランスのPCB含有検査のため、現地に立入り収去 ・岩崎輝男へ収去証を送付
		・
		・
		・
		・
		・
		・
		・

A096

電 話 口 頭 記 録

部　長	技　監	田島	三井	柳田	柳澤	泊	小山	綿野
横山	大山	鈴木	新谷	岡	山口	小澤	郡司	担当
//								

発信年月日	平成22年6月11日 9時10分	受信者	熱海市まちづくり課 西島室長
起案年月日	平成22年6月11日		
決裁年月日	平成　年　月　日	発信者	横山

標題	新幹線ビルディング日金造成地について
用件・処理（伺い）概要	＊熱海市まちづくり課の西島室長に新幹線ビルディングの日金町宅地造成現場等についてその後の状況を電話聴取した。 （西島） ・先週日金町の自治会長からの情報で、横浜ナンバーのトラック（レンタカー）がゴミを降ろしそうだとの話があったので、現地に出向いたが、日金現場には捨てられていなかった。伊豆山現場は確認に行けなかった。 ・伊豆山現場に軽自動車が放置されているのはこちらも承知している。除々にゴミを増やされているように思え、対策を検討したい。 ・日金町の造成現場を農地として購入したいという話はその後何も連絡がない。 ・市役所では今現在は上多賀造成地のことが一番問題となっている。そのことをメインに話すため、先日も天野社長に来てもらったが、例によって全く話にならない。 ・伊豆山赤井谷の残土処分場はほぼ市役所の指示どおり工事がなされ（下流部に沈砂池を設けること等）、工事担当のソーメイ千葉氏によれば6月で作業は終了し、千葉氏はこの現場から手を引くとのことであった。ただ、千葉氏によれば、天野社長はかなり資金繰りに苦しんでおりこの現場に引続き残土を搬入させる可能性があるので、注意されたいとのことだった。 （横山） ・了解した。 ・この件については、来週県庁とも検討することとしているが、その結果もふまえ新たなゴミ搬人の問題もあるので、近いうちに天野社長と面会したい。 （西島） ・了解した。































A097

課　長	課長代理	室　　員	担　当

新幹線ビルディング等処理方針打合せ

平成22年6月14日（月）10:00～12:10　県庁別館8階第4会議室
東部健康福祉センター　横山班長、岡専門主査
廃棄物リサイクル課　伊藤班長、川島主幹、小林主査、髙柳
　　栗田班長（[redacted]案件のみ）

1　現状

・　日金町の現場は動きがない。（PCB含有検査以降動いていない）
・　伊豆山は軽自動車やアスファルトなどが持ち込まれた他、全体的に形状が変わっている。新幹線ビルディングによるものかは不明である。
・　伊豆山下流の残土処分場は、ソーメイ（新幹線ビルディング関連会社）が防災対策工事済み。
・　熱海市上多賀でも、新幹線ビルディングが造成工事中に放置した現場がある。

2　課題

・　関係者は「排出事業者は㈱新幹線ビルディング」としているが、書面上の裏付けがない。
・　書面上「㈱新幹線ビルディング」が確認できるのは、住宅及び倉庫の解体届と社員寮解体工事に係る工事代金負担の覚書のみ。
・　このような状況で、指導票の交付先及び改善命令の発出先を誰にすれば良いか？

3　方針

・　平成21年度に徴収した18条報告について、疑義があるということで次のとおり追加報告を求める。なお、客観的事実のみを報告させる。
　(1)　㈱新幹線ビルディング
　　解体工事に係る㈱岩崎建材と自社との関係を示す資料の提出。
　(2)　㈱岩崎建材
　　解体工事に係る㈱新幹線ビルディングと自社との関係を示す資料の提出。
　(3)　トランスファー㈱
　　解体工事に係る㈱岩崎建材、㈱新幹線ビルディング及び自社との関係を示す資料の提出。
・　㈱新幹線ビルディングに対しては、がれき撤去の指導票を交付する。

小林 健太1/不法投棄対策班/廃リサイクル課/くらし・環境部

2010/09/10 09:36

送信者: kenta1 kobayashi

宛先: 伊藤 通宏1/不法投棄対策班/廃リサイクル課/くらし・環境部, 川島 好勝1/不法投棄対策班/廃リサイクル課/くらし・環境部, 高柳 宏則1/不法投棄対策班/廃リサイクル課/くらし・環境部, 松井 基幸1/不法投棄対策班/廃リサイクル課/くらし・環境部, 古橋 辰也1/不法投棄対策班/廃リサイクル課/くらし・環境部, 古屋 雅史2/不法投棄対策班/廃リサイクル課/くらし・環境部

cc:

件名: Fw: 新幹線ビルディング関係現場について—Checked by Antivirus-software—Checked by Antivirus-software

---------- 転送者: kenta1 kobayashi/pol/Shizuoka 転送日: 2010/09/10 09:34 ----------

2010/09/09 17:11:00

"Fukazawa Kazumi" <fukazawa.6ndk@pref.kanagawa.lg.jp> 2010/09/09 17:11:00

送信者: "Fukazawa Kazumi" <fukazawa.6ndk@pref.kanagawa.lg.jp>

cc: 適正G 小宮山さん <komiyama.eeu@pref.kanagawa.jp>, 適正G 安田さん <yasuda.mbs@pref.kanagawa.jp>

件名: 新幹線ビルディング関係現場について—Checked by Antivirus-software

静岡県廃棄物リサイクル課　小林様

9月6日(月)に
・伊豆山の投棄現場
・廃棄物の移動元と思われる小田原市羽根尾の現場
・小田原市羽根尾の廃棄物の排出元である二宮町山西の現場
について現地調査を行いましたので、
参考までに以前の状況も併せて写真をお送りします。

当該廃棄物を最終的にどのように処分するか、
また、今回のような大雨による崩落の危険が懸念されます。

今後本県としても事業者に対し何らかの報告を求めていくことになりますが、
できる限りのご協力はさせていただきますので、
情報交換についてよろしくお願いいたします。

§＊§＊§＊§＊§＊§＊§＊§＊§＊§
神奈川県環境農政部
廃棄物指導課適正処理グループ 深澤
電話 045-210-4157 (直)
E-mail fukazawa.6ndk@pref.kanagawa.jp
§＊§＊§＊§＊§＊§＊§＊§＊§＊§

現場写真.xls

H22.9.6 小田原市羽根尾・新幹線ビルディング(岩崎建材)

廃棄物は全量撤去され、敷地内は整地の上、道路側境界には工事用フェンスが設置されている。周囲の植栽も刈り込まれている。
敷地内に岩崎建材の重機２台が置かれている。

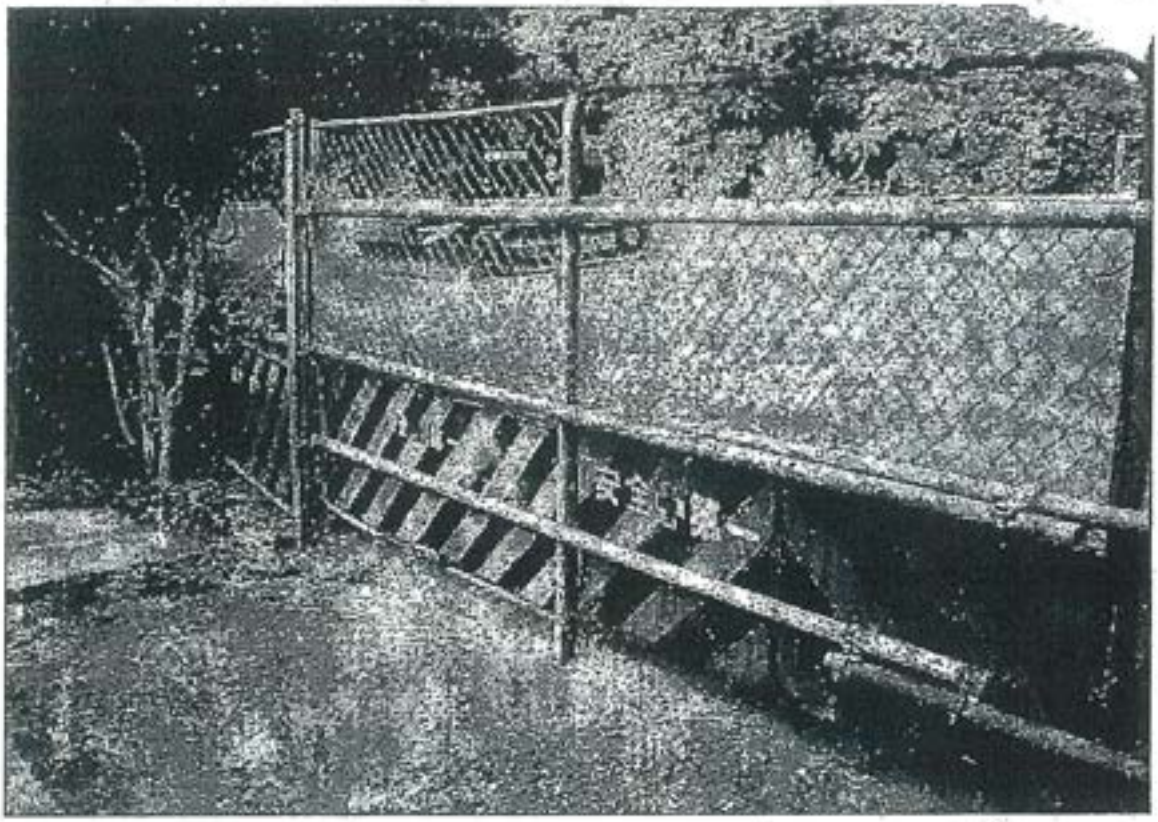

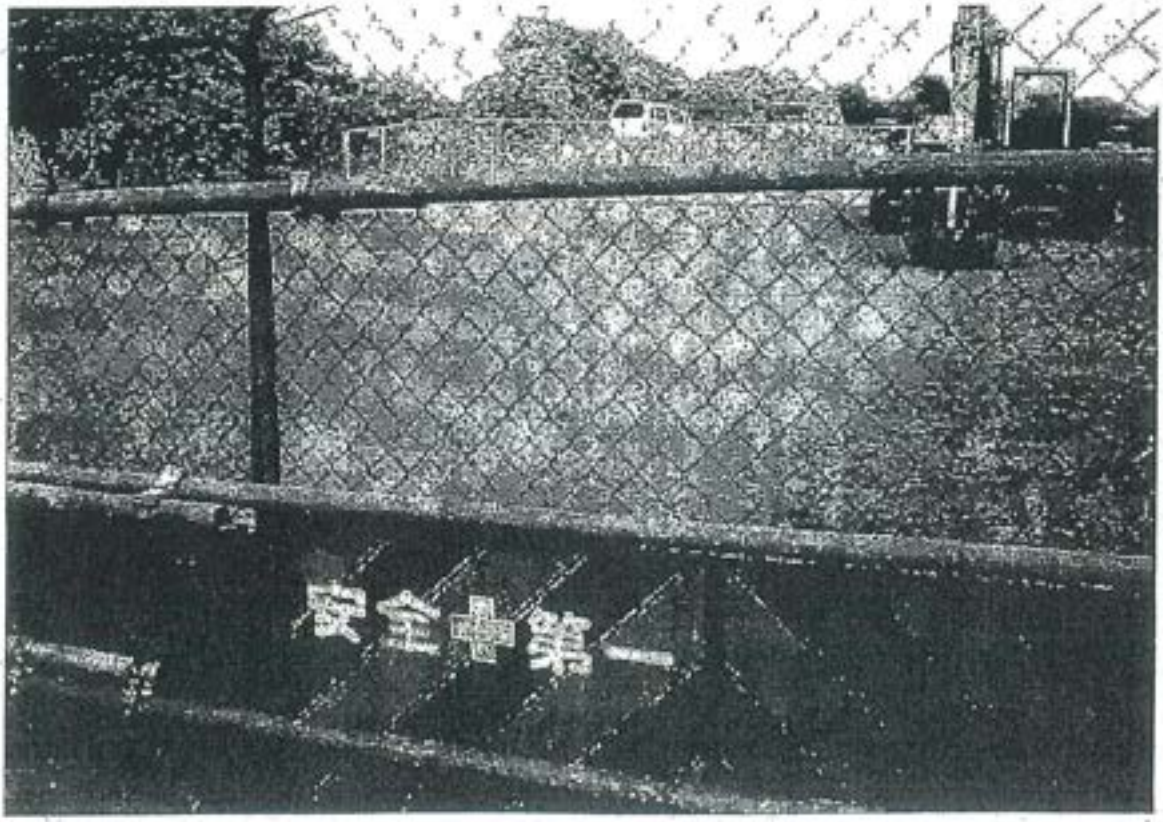

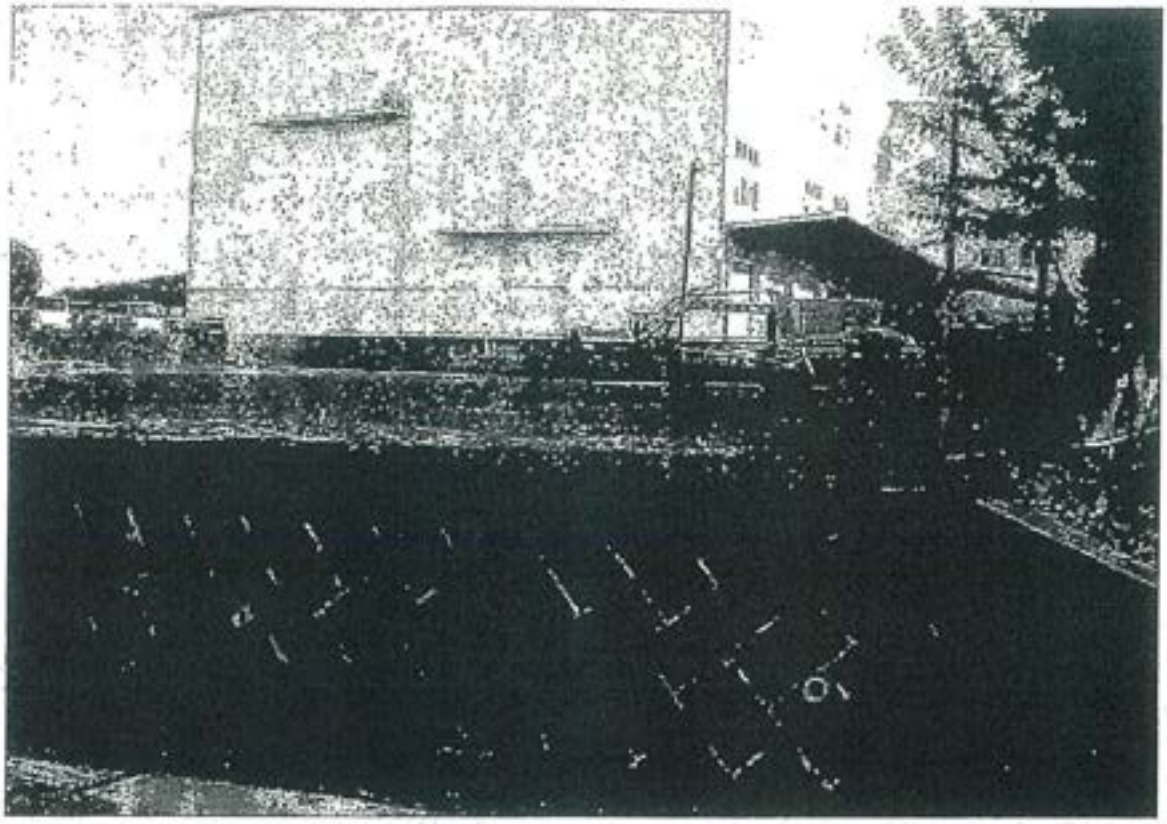

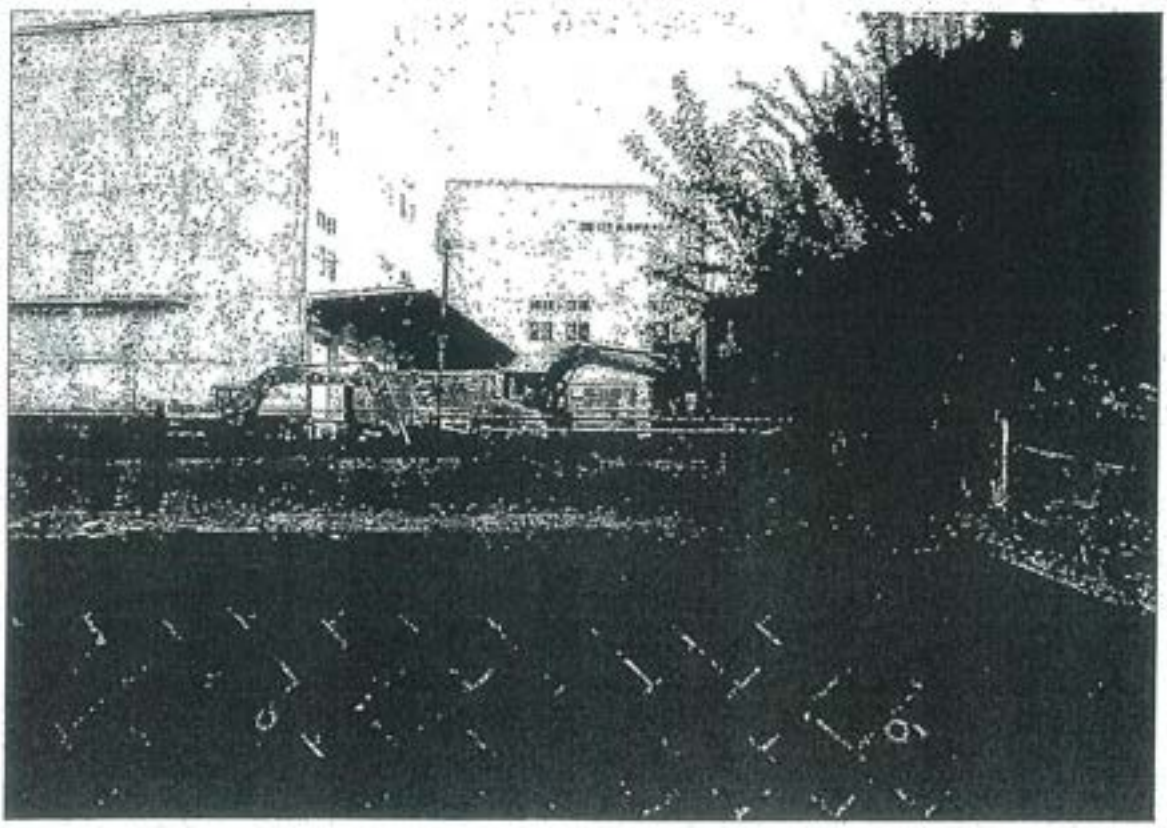

当面の間（９月中）は、現地を廃棄物指導課不法投棄監視職及び西湘Ｃ環境課が定期的に巡回監視を行うこととした。

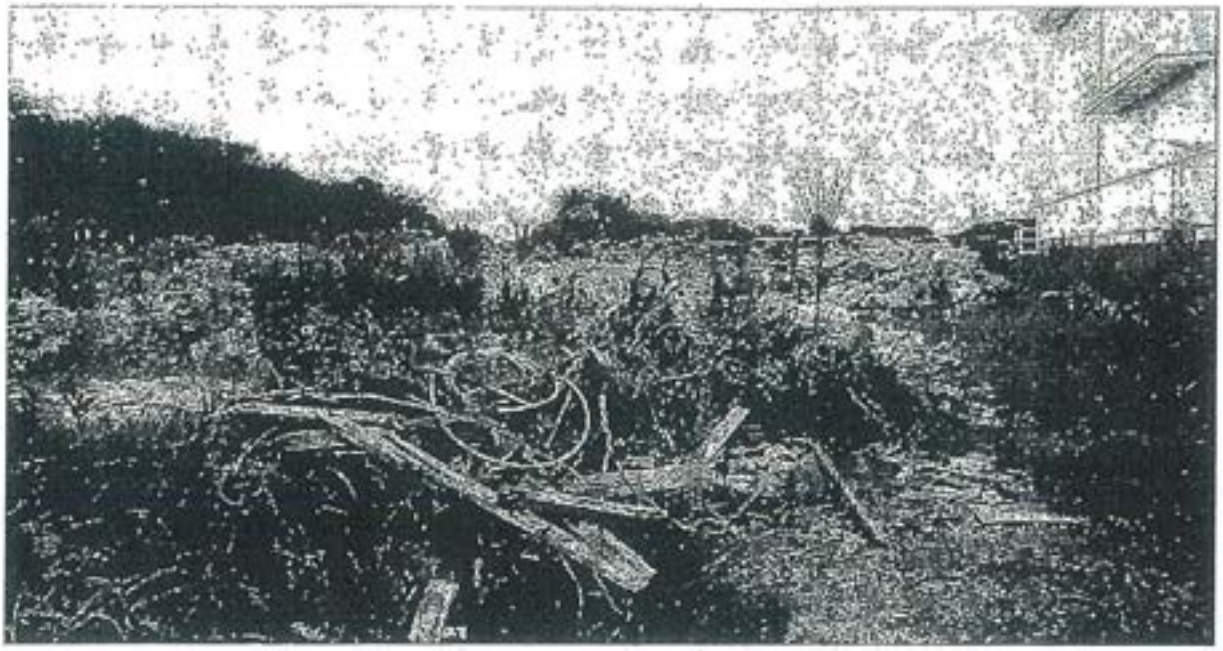

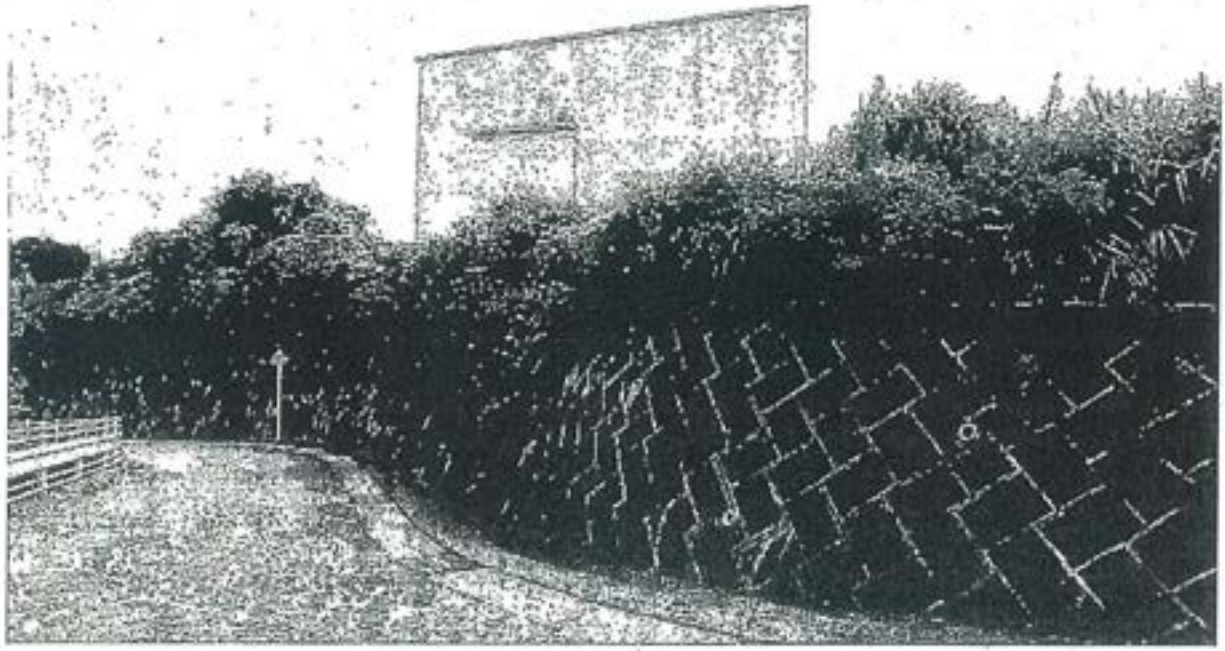

H22. 9. 6 二宮町山西･岩崎建材宅地造成現場

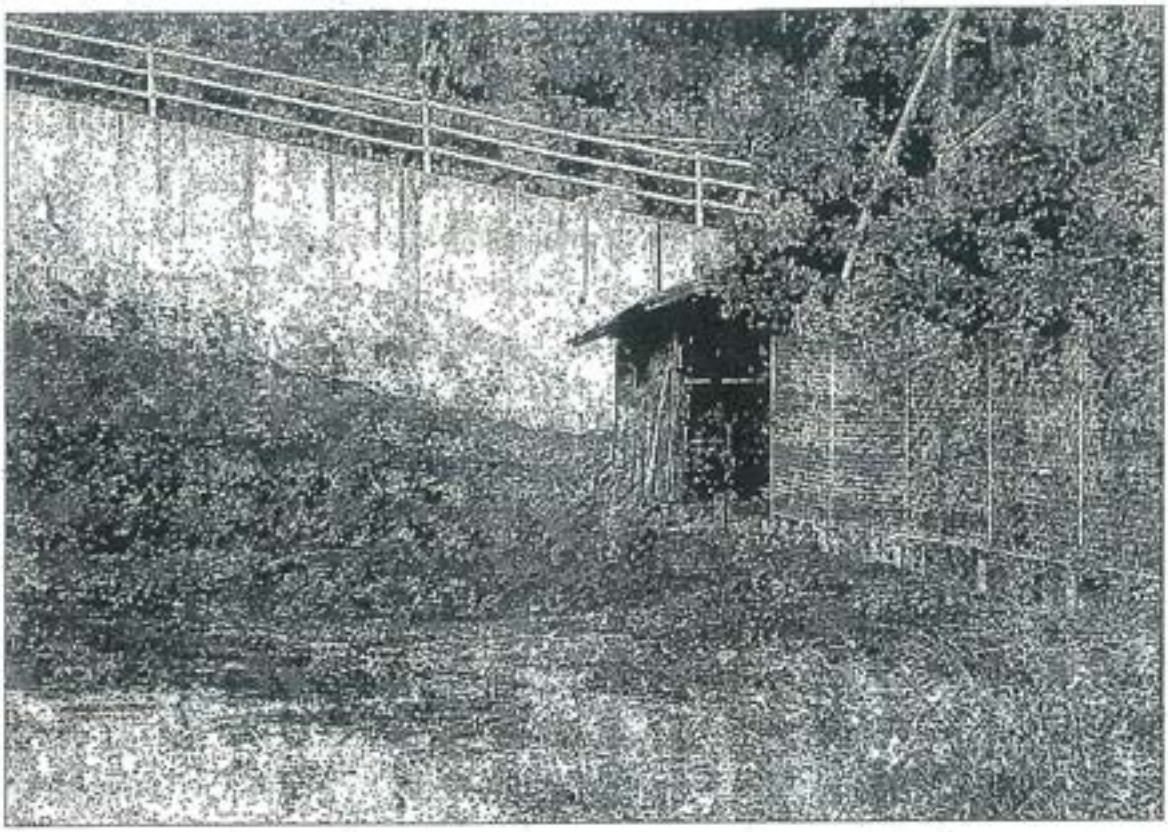

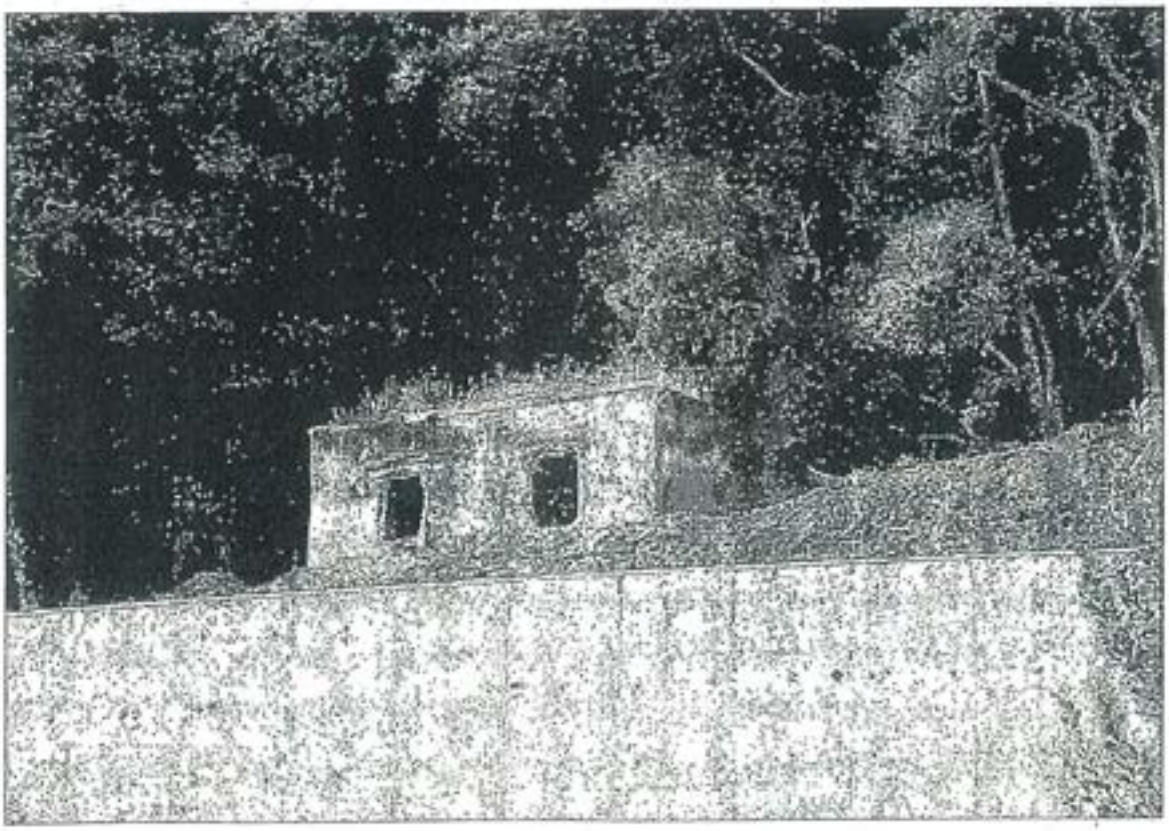

竹林を伐採して造成を行っている。工事は未完了。
敷地内に廃棄物はなく、木造の小屋とコンクリート製の構造物が残されている。
近隣住民の話では、８月中に一時工事が再開されたが、９月に入ってからは動きがなくなったとのこと。隣接の構造物を損傷するなど、工事によるトラブルがある一方、近隣説明を行わなくなってきており、不安を感じているとのこと。平塚土木事務所が定期的に巡回を行っている。

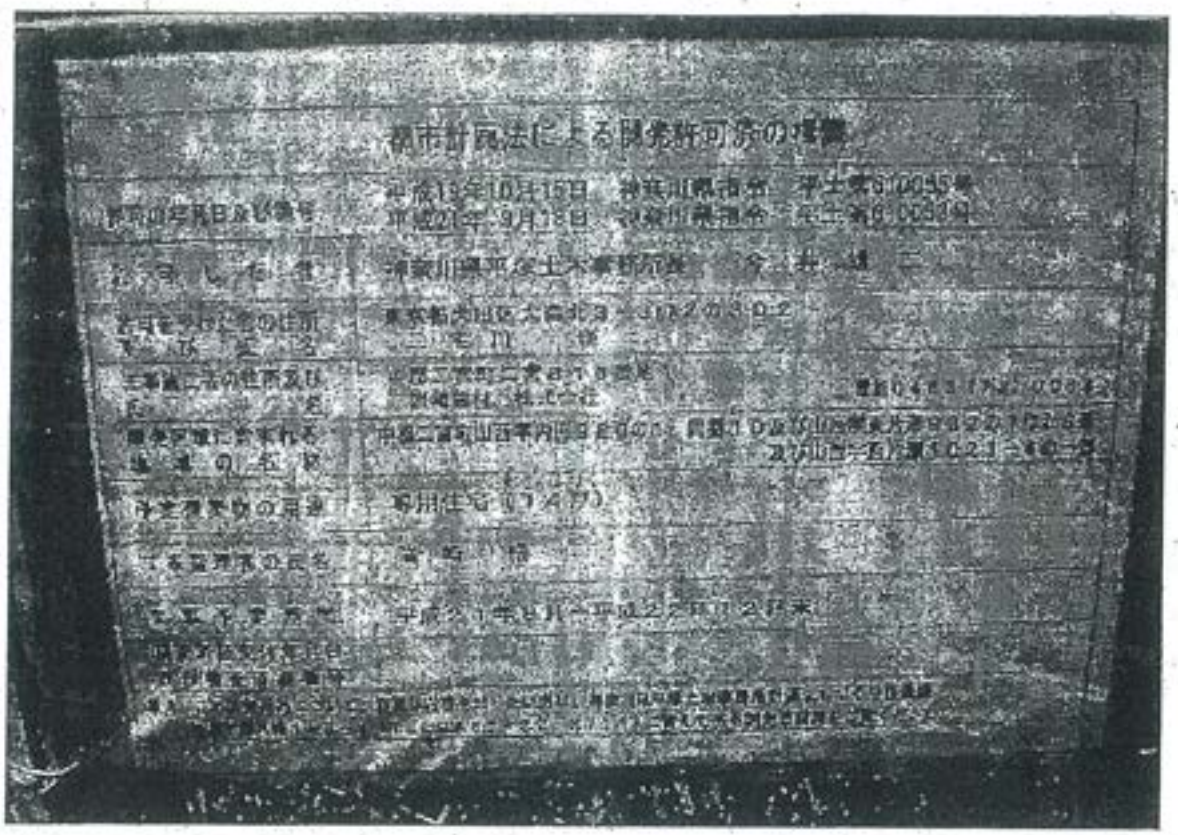

H22.9.6 熱海市伊豆山・新幹線ビルディング

別荘分譲地「ルネ伊豆山」を更に上ったところにある造成地。
開発道路、道路側溝、電柱は整備済みで、区画の造成はほぼ完了。各区画の石積要壁（間知ブロック）は整備中のものと未整備のものがある。
造成地全体の中腹辺りの区画に廃棄物が野積みされている。

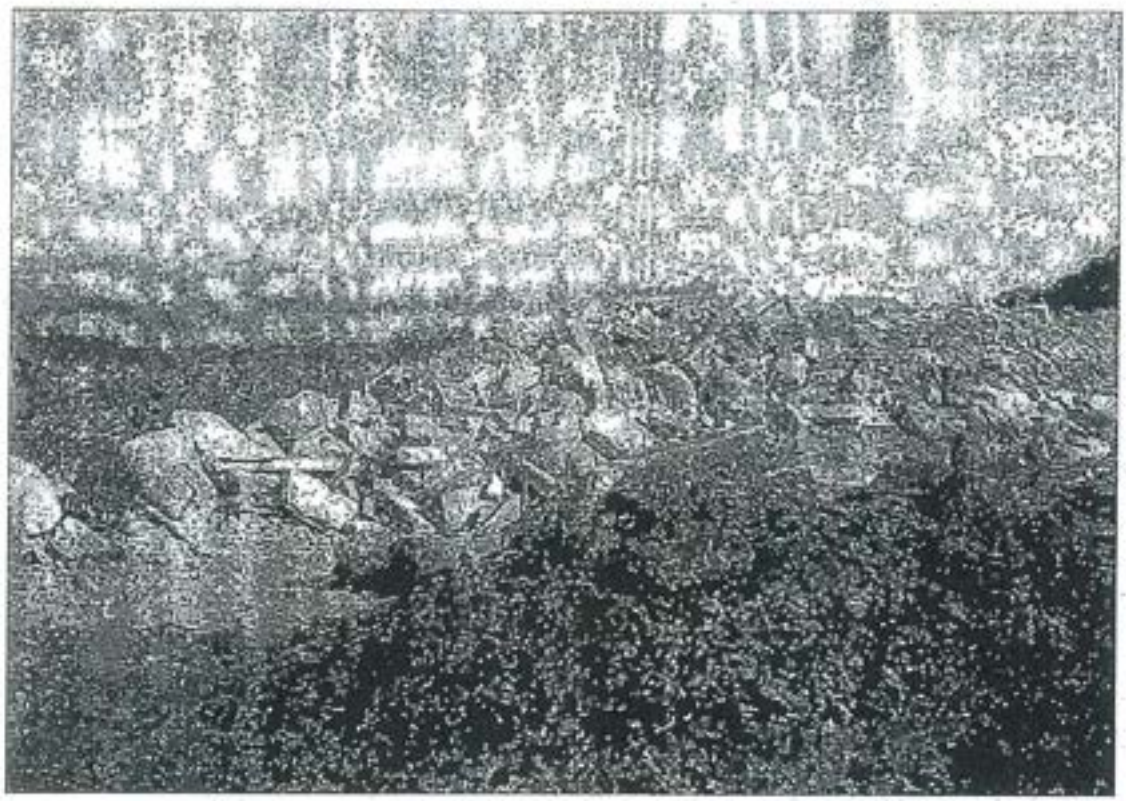

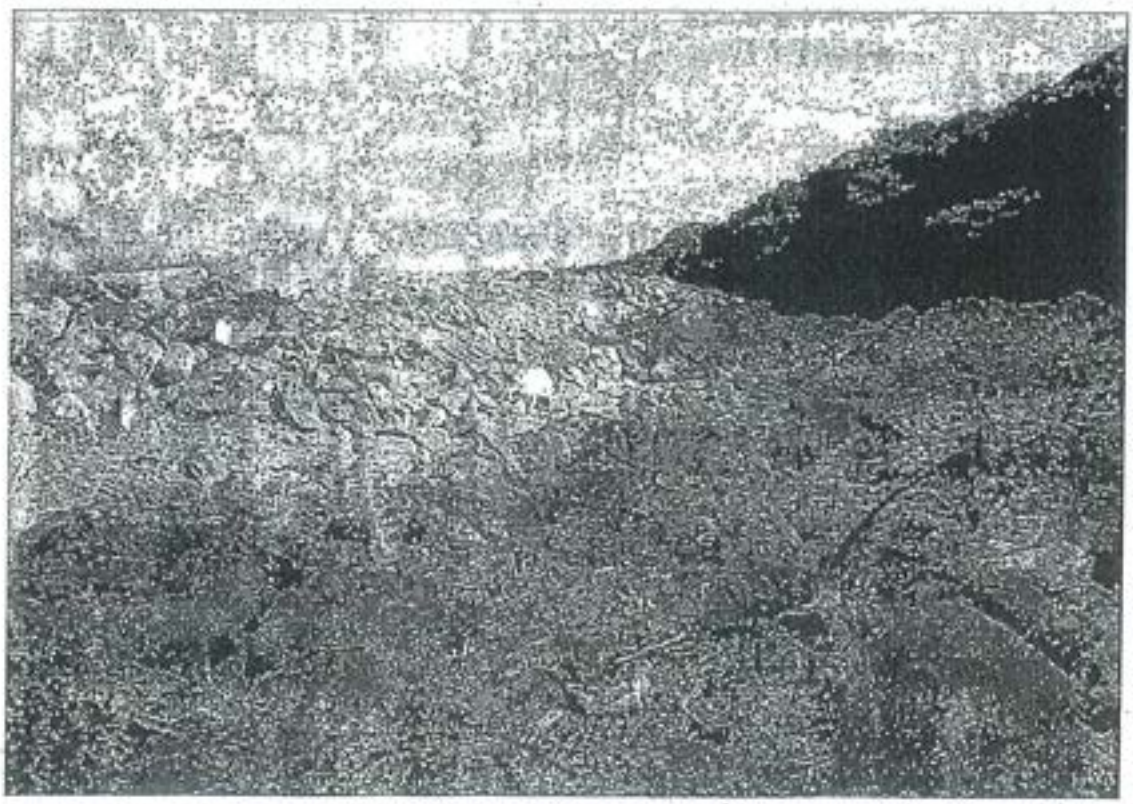

A098

所長	〃 次長	〃 総務課長	〃 課長
農山村整備部長	〃 技監	治山課長	課長

復命書

出張年月日	平成２２年７月１日	出張地	熱海市市役所
用件	熱海市赤井谷における残土処分及びコンクリートガラ撤去について（トランスファー）		

概要

（伊豆山）
熱海市赤井谷におけるトランスファーによる残土処分及びコンクリートガラ撤去計画について、事業者から計画について聴取を行った。

出席者：トランスファー　沼尾氏
　　熱海市役所　まちづくり課　課長、西島室長、窟田副室長　外１名
　　東部農林事務所　治山課　溝口
　　東部健福　岡主査、山口主査

トランスファー

日金町のホテル解体の残工事及び伊豆山に仮置きしてあるコンクリートガラの撤去を熱海市と約束してある。工事途中の状態で止まっていることが非常に気になっている。

現在重機は神奈川及び千葉にあり、まもなく工事が終わるため山梨の本社へ回送するが、その時熱海に寄れれば回送手間が省ける。

本来は新幹線ビルディングが行わなければならない仕事であるが、あの会社は現在そのような余裕はなく、社長に撤去を指導すればまたいつもの論法で別の話に摩り替わって複雑になるだけである。自分も面倒な話はいやなので、うちでやってしまいたい。

そうはいっても、解体残工事もコンクリートガラ撤去もお金がかかる話であり、現在うちも新幹線ビルディングから未払いがかなりあり、資金的に余裕はない。

その資金捻出のため、赤井谷に土を入れたい。搬出元は大手ゼネコンを予定している。

過去のこのあたりの違法開発の経緯から快諾されないのは承知しているが、このままでは（新幹線ビルディングに指導を続けても）日金町もコンクリートガラも永遠に片付かないことは容易に想像ができる。

あわせて水道施設の防護対策も行いたい。

残土を入れさせろとの取引では決してない。

残土処分地への進入路上流に安定勾配で、小段をつけながら仕上げたい。下の残土処分場と一体で 1ha を超えるようであれば、残土処分完了後、区域を広げないようその上にさらに盛って仕上げたい。

ぜひ前向きに検討して欲しい。

トランスファー退席後、以下のとおり打合せを行った。

東部建福：森林法や土採取は管轄外なので、建福としては違法に処分していただければそれでかまわない。逆算や処分が許可ある業者か確認したい。

東部農林：一体性の判断であるが、時期及び流域は同じでも、行為者が異なるとなると扱いが微妙になる。詳細な計画を見てから本課と相談して判断したい。

熱海市　：日金町については住民からの苦情も多いため、早急に対応を検討しなければならない状況である。伊豆山のコンクリートガラについても、当初より増えているようであり、こちらも早急に手を打ちたい。

水道施設は、現在上流部からの土砂で一部埋まっているところがあり、これも手当てが必要である。

残土処分について、現在でも搬入経路周辺の住民から騒音等の苦情が来ている。これ以上の搬入は地元に説明しにくい。

道上に盛土する場合、既設水路に流末を導くのであれば流域は異なってくる。

赤井谷の残土処分場にさらに盛土する計画は、今の盛土があまりいい土でないため、それを行うと流出の恐れがある。せめて今の盛土面がある程度落ちつくまでやらせたくない。

これまでの甘い対応により、問題がここまで拡大しているので、毅然とした態度で臨みたい。

現時点では小規模林開の範疇であるので、熱海市が総合的に判断し関係部署に連絡することとなった。

上記のとおり復命します　　平成２２年７月１日

東部農林事務所長　様

職　氏名　　主　査　溝口　忠

復旧計画図

縮尺１：１０００



復旧面積（植栽 ，吹付け面積）
5330.45㎡ + 2031.34 ㎡ + 1169.55 ㎡ = 8531.34㎡

復旧済み面積 3797.30㎡

※ 植栽や吹付けは安全な場所のみとする。
※ 植栽が困難な場所は種子吹付けとする。
※ 作業用は、緊急時下の車輌等で進入出来る程度にしておく。










消火水槽































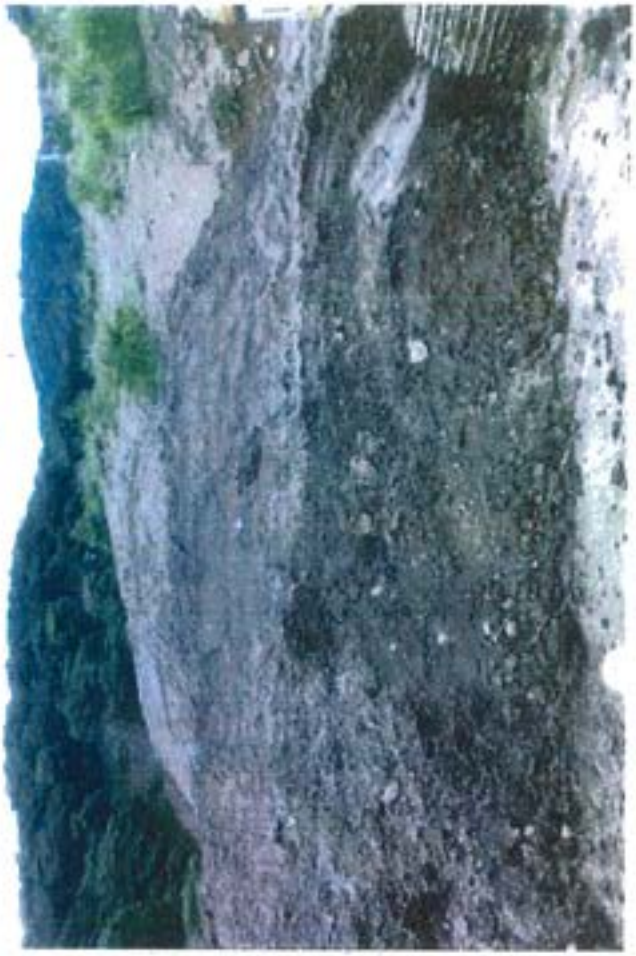

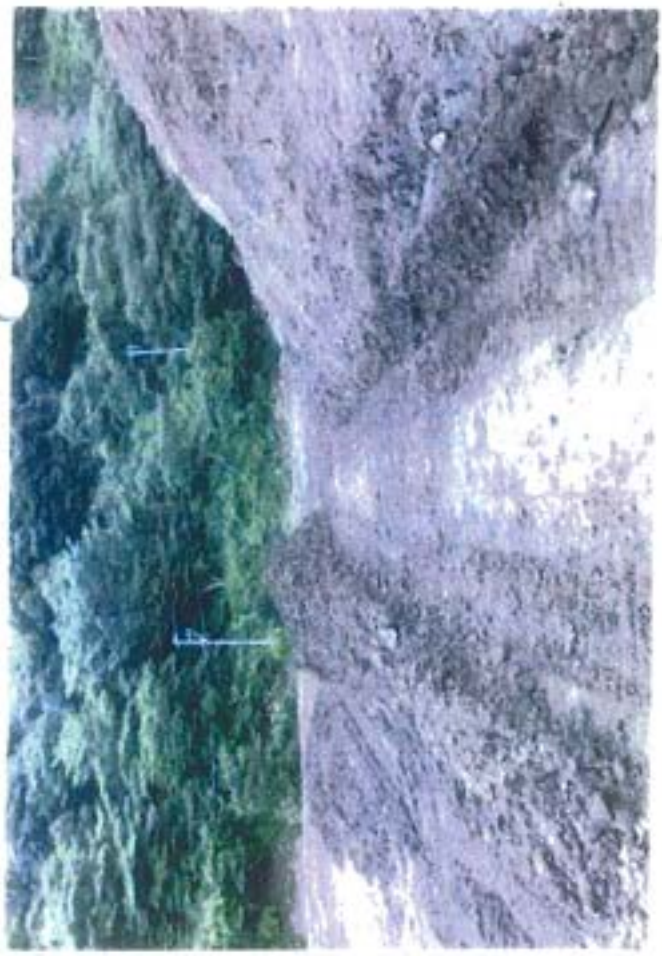



















A099

平成22年7月1日

産業廃棄物施設等監視指導状況報告書

下記の施設について監視指導を行ったので、別紙のとおり報告します。

産業廃棄物処理業者

名　　称	所　在　地	備　　考	指導票

その他

名　　称	所　在　地	備　　考	指導票
トランスファー沼尾氏		市役所沼尾面接	
新幹線ビルディング	熱海市		
[redacted]	熱海市		

出　動　人　員

廃　棄　物　課	2名	岡専門主査、山口主査
特　別　監　視　員	名	
廃棄物リサイクル室	名	

備　　考

トランスファー沼尾氏は別紙

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成22年7月1日
2　監視員	岡専門主査、山口主査
3　業者氏名	新幹線ビルディング
4　所在地	熱海市日金町、熱海市伊豆山
5　立会者	ソーメイ千葉氏（残土処分場）

6　現地の状況

新幹線ビルディングによる廃棄物不適正保管の現状確認のため調査を行った。

*日金造成地の現況

・当該地の状況に、特に変化なし。（写真左が本日、写真右側が2月18日）



・東側壁一部破損有り。補修されていない。（写真左が本日、写真右が4月13日）

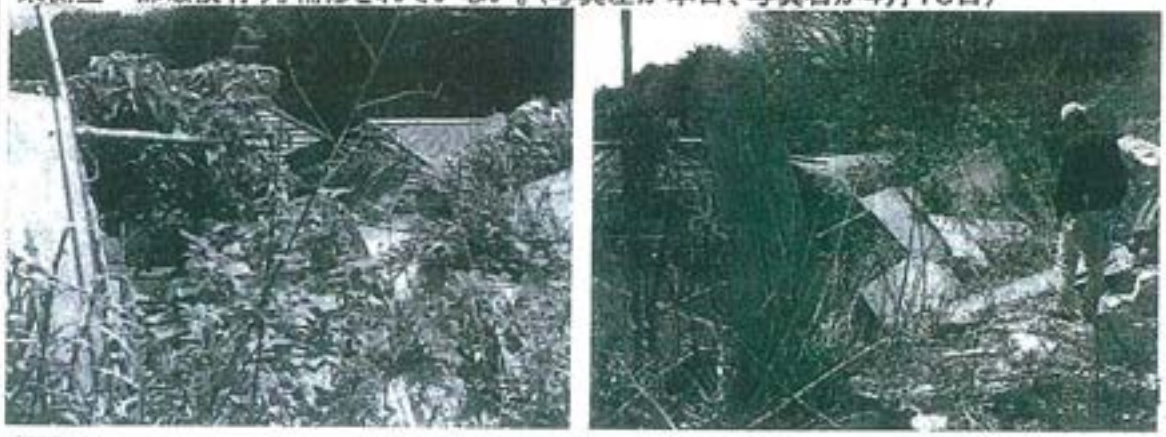

・伊豆山

造成地内のがれき類の仮置場所に一般ごみ、コンクリートブロックの破片等の廃棄物が増えてい
ソーメイ千葉氏によると、新幹線ビルディングの社員がレンタカーで持ち込んだとのこと。
排出元は自社ビルのリフォーム工事ではないかとのこと。





白い袋の中



4月13日卵の状況



残土処分場方向





◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他		
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他			○			
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃棄物処理施設		
		特管物			許可対象 中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分 安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外 中間処理施設		

A100

電話口頭記録

部長	技監	横山	田島	三井	大山	小澤	山口	栃田
岡	榛澤	鈴木※	小山	泊	綿野	新谷	郡司	担当

受信年月日	平成22年7月 1日　時　分	連絡者	トランスファー　沼尾氏
起案年月日	平成　年　月　日		
決裁年月日	平成　年　月　日	~~受信者~~	熱海市まちづくり課　西島室長他 廃棄物課　山口、岡
標題	伊豆山の新幹線ビルディング分譲地隣接地での残土処分工事についての内容確認		

＊ 熱海市まちづくり課から、トランスファー沼尾氏が、伊豆山の新幹線ビルディング分譲地隣接地での残土処分工事を行い、併せて分譲地内に持ち込んだ日金の解体工事で発生したがれき類の撤去作業を行うため、市役所に工事の概要を説明するため来所するとの連絡があった。

このため、同席し沼尾氏から計画の概要を聞いた。

＜沼尾氏の主張　概要＞

トランスファーが行っていた羽田の新滑走路の造成工事が終了したので、機材を山梨県に戻すのだが、一時的に機材を伊豆山に留め置き、残土処分を行いたい。

残土処分費用は新幹線ビルディングから回収できない造成費用を補填するのだが、余剰費用の範囲で、伊豆山に運んだがれき類の撤去も行うので、了承してほしい。

この計画は天野社長の指示ではない。

天野社長主体で話を進めると、行政が了承しないなら、やめろということになることは目に見えている。

私も廃棄物を片付けるのだから、行政も「だめだ」と言うだけではなく、容認できるところは容認して、計画を進めさせてほしい。

伊豆山の廃棄物は、私が片付けなければ、誰も片付ける者はいない。

＜　詳細記録　＞

1残土処分について

・ 残土処分の目的

残土（1㎥３００円）を受け入れし、新幹線ビルディングから支払われない伊豆山等の開発費用を補填したいため。

・ 残土処分をする地点

残土処分を行う地点は、伊豆山造成地内のがれき類が置いてある箇所と、造成地東側の千葉興行が残土処分を行っている箇所の間の部分を搬入した残土で法面状に盛土する予定とのこと。

・ 予定搬入数量

沼尾氏は当初５万㎥と言ったが、市役所職員から、５万㎥も入らないとの意見があった。

その後、沼尾氏は１万㎥でも２万㎥でも構わないが、残土搬入で得た資金で廃棄物も撤去するのでやらせてほしいと微妙に主張を変えた。（市役所職員によると、現在千葉興業が行っている箇所でもおよそ２万㎥なので、５万㎥は入らないだろうとのこと）

搬入予定先は、大手ゼネコンの建設発生土、神奈川県内というのみで、具体的な発生場所の提示は無かった。

・ 搬入時期

期間は半年程度を予定している模様。

開始時期は直ぐにでも行いたいとのことだったが、市役所が土採取条例の適否を確認した後となる模様。

・ 残土処分に先立ちどのような工事をするのか

造成地に置いた産廃の分別に重機（ニブラ）を使い行いたいとの意向。がれき類が置かれている箇所には、木くずなどの可燃物も置かれており、先ず分別しなければ処理することはできないのではないかと予想していた。

ガラパゴスをレンタルするにしても、鉄筋を取り除かないと機械を壊してしまうとの主張。

・ 法的手続きはあるか

市職員から、沼尾氏に対し、千葉興業が現在行っている残土処分と同一箇所と考えるか、別の箇所と考えるかにより、土採取条例の適否が決まるとの説明があった。（適用は１０００㎥以上、２０００㎥以上とのこと）適否については、担当課で検討し、７月２週目を目処に沼尾氏に回答することとなった。

開発行為が適用される箇所では無いとのこと。

沼尾氏より、工事主体は新幹線ビルディングにすることもトランスファーにすることも自由に出来るとの発言があった。

２　伊豆山のがれきの処理について

・ 残土処分に伴い、がれきに触るとすると、どこに、どのように動かすのか。

先ず分別したいとの意見以外の具体的な計画の話は無かった。

当初、重機（ニブラ）で砕いただけのものを残土に混ぜ込む（又は、造成地に敷きたいとの意向があったようだが、廃棄物課から、ガラパゴス等で粒度調整したも

の（クラッシャーラン同等品）でなければ、廃棄物の埋立行為に該当することを説明したところ、あきらめた模様。

造成地外で処分する場合は、許可業者を使うようアドバイスした。

・ 現在当該地に投棄されている軽自動車や新たに投棄された建設廃材等は誰の廃棄物で誰が当該地に置いたのか。

新幹線ビルディングの社員が置いたとのこと。

近隣で新幹線ビルディングの土地と知って廃棄物を投棄する業者などいないとのこと。

自社ビルのリフォーム工事などで発生したものを置いたのではないかとのこと。

（面会後、伊豆山の現地確認を行ったところ、残土処分地にいたソーメイ千葉氏からも、新幹線ビルディングの社員がレンタカーで運び込んだとの証言があった。軽自動車については潰されてがれきの山の裏側に置かれていた）

・ がれきの処理については、今後の方針は新幹線ビルディングから聞いているのか

天野社長からの指示で残土搬入、廃棄物の処理を行うわけではないので、新幹線ビルディングからの指示は無いとのこと。

天野社長を話し合いに入れると、過去の経緯を考えると話が進展しないとのこと。

天野社長主体で話を始めると、主張が通らないなら、「やめろ」と言うのは容易に想像できる。（過去に市との話し合いが決裂した際、社長から新幹線ビルディング所有地内を通る市が設置した導水管を切断してしまえとの発言があったとのこと）

小田原で行った改修工事は、天野社長の目の前で、この件は○○業者に一任するという念書を書いたため、社長の横槍が入らず、スムーズに仕事が進んだとのこと。

・ 聞いているとすれば、その内容は

上記に同じ。

3 その他

・ 日金町のがれき処理について新幹線ビルディングからなんらかの話はないか

上記に同じ。

資金の余裕の範囲で修復作業を行うつもりだが、上記同様、天野社長の指示ではないとのこと。

・ ソーメイ千葉氏の発言

沼尾氏は新幹線ビルディングの役員かもしれないが、今回の残土処分計画は天野社長の指示ではなく、自分の負債の補填のために行うようだ。

だまっていると、がれきなどは埋めてしまいかねないので、今のうちに、しっかり現地の写真を撮っておいたほうが良い。

がれきの手前のごみは、新幹線ビルディングの社員がレンタカーで持ち込んだ。

これらの事は、市に相談に行った折、逐一職員にも情報提供している。

・ 政治団体関連の沼尾氏の発言

私は小山の同和の支部長をやっている。

皆、外見からは私が同和関連の人間とは判らないようだ。

ただ、地元でやっていることは、寄り合いのような事と大差は無い。

天野社長は小田原市役所の人事に介入できると言っていた。

天野社長がどこかの知事に携帯電話を掛けているのを見たことがある。

A101

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成22年7月6日
2　監視員	小澤主任、郡司特別監視員
3　業者氏名	新幹線ビルディング
4　所在地	熱海市伊豆山
5　立会者	なし

6　現地の状況

新幹線ビルディングによる廃棄物不適正保管の現状確認のため調査を行った。

・伊豆山

7月1日調査時と変化なし。(別紙)

造成地内のがれき類の仮置場所に一般ごみ、コンクリートブロックの破片等が廃棄されている。

・残土処分場

作業は行っていない。特に変化なし。

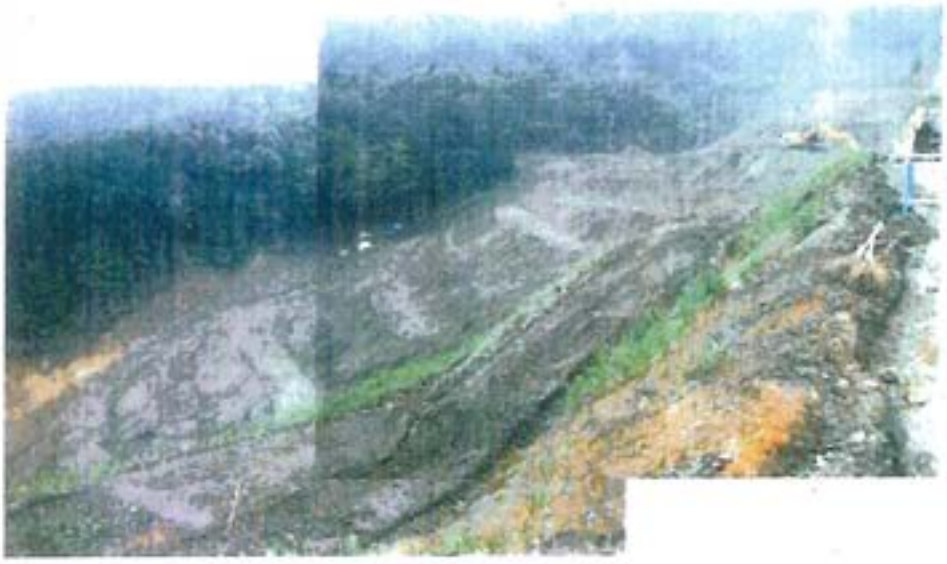

◎　区　分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他		
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他			○			
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎　産業廃棄物処理施設		
		特管物			許可対象　中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分　安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外　中間処理施設		

入口から見た廃棄物の山



上部から見た場合



伊豆山資材置場　奥から入口方向に見た光景



廃自動車



雲、木くずなどの廃棄物が奥にある。

A102

電話口頭記録

部長	技監	横山	田島	三井	大山	小澤	山口	枡田
岡	柳澤	鈴木孝	小山	治	綿野	新谷	都司	担当

受信年月日	平成22年7月9日　時　分	連絡者	熱海市まちづくり課　久保田
起案年月日	平成　年　月　日		
決裁年月日	平成　年　月　日	受信者	岡

標題	熱海市からトランスファーに対する回答

7月1日市役所内の打合せの折、トランスファー沼尾氏が伊豆山で行おうとする残土処分について、熱海市が残土処分に必要な手続きを確認した後、7月2週目に沼尾氏に連絡すると回答した。

このため、どのような回答を行ったものか、熱海市まちづくり課あてに電話で問い合わせた。

＜問い合わせ結果＞

トランスファーの残土処分について、庁内で検討し本日（7月9日午後6時20分）トランスファー沼尾氏に回答した。

庁内各課で検討した結果、現在、ソーメイ千葉氏が造成中の箇所が完成しないと次の残土処分計画を認めないという結論となった。

トランスファーの沼尾氏に対しては、この件を本日（午後6時20分頃）当課の室長から電話で伝えた。

これに対し、トランスファー沼尾氏は特に反論することなく電話を切ったとのこと。

トランスファーは現在造成中の箇所が完成した後、同一区画として森林法の変更許可申請ではなく、残土処分の届出提出のみで現在工事中の箇所の上段からがれきが置かれている付近まで残土処分場として使用することとなる。

但し、造成地の上段北側部分は現在造成中なので、その箇所で残土処分を行う場合は特に制限は無い。

熱海市まちづくり課としては、廃棄物処理を約束させた後、残土処分を行わせ、万一、残土中にがれき類を投入したような場合は、警察と廃棄物課に通報して逮捕してもらうこ

とも考えたが、庁内全体の意見として、先ずは、現在造成中の箇所をしっかり完成させたのを確認してから次の相談を受けるということとなった。

これらのことから、トランスファー沼尾が残土処分を急ぐような場合、造成地上段北側に残土の投入を始める可能性が高くなるのだが、それを制限できる法律が無いので、来週から伊豆山のパトロールを強化しなければならないと思っている。

＜今後の対策＞

できる限り、市、トランスファーの打合せに参加できるよう熱海市まちづくり課に依頼する。

A103

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成22年7月16日
2　監視員	岡専門主査、山口主査、小澤主任、都司特別監視員
3　業者氏名	新幹線ビルディング
4　所在地	熱海市伊豆山
5　立会者	なし

6　現地の状況

新幹線ビルディングによる廃棄物不適正保管の現状確認のため調査を行った。
また、伊豆山周辺で残土処分に対する苦情が県庁に入ったため併せて調査を行った。

・伊豆山置場
　7月6日調査時に比べ、入口近くを中心に、剪定くずや一般廃棄物と思われるビニール袋などの廃棄物が新たに置かれていた。
　また、トランスファー沼尾氏が行おうとしている残土処分について、不適正保管現場上段周辺を確認した。がれき類が置かれていたが、残土を運んだ様子もなし。

・ソーメイ千葉氏が行っていた残土処分場
　作業は行っていない。特に変化なし。(写真略)

・苦情にあった残土処分の内容(土砂を大量に搬入している業者がいる、トラックの運転が荒っぽい、入れている土で長靴が溶けたこと)について当該地では確認できなかった。

◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他		
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他			○			
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃棄物処理施設		
		特管物			許可対象　中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分　安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外　中間処理施設		

伊豆山資材置場



7月6日調査





資材置場上段の残土処分場と考えられる場所。



A104

局長	課長	技監	班長	課　員	担　当
〃					

電話・~~口頭~~　記録

日　時	平成22年7月20日（火）　14時50分～15時00分
打合者	（連絡者）東部農林事務所　溝口主査
	（聞取者）森林計画課　石井
施行場所	熱海市伊豆山（赤井谷）
要　件	新幹線ビルディング及びランディーの現状（報告）

内　容

①赤井谷での残土処理（関係手続き：伐採届、土採取条例）← H21.10.16 復命書 ②の場所

新幹線ビルディングと下請会社ソウメイが、熱海市伊豆山（赤井谷）にて、「土採取条例の届出」及び「伐採届」の提出にて残土処理を行っている。

㈱ソウメイの残土処理が完了することから、㈱トランスファーが熱海市に残土搬入を続けたい旨の相談を行っている。

㈱トランスファーは、㈱新幹線Bの不払い分の賃金を残土処理にて回収したいとのことであった。

このことについて、熱海市は以前の違反行為や現状を考慮し、延長を認めない方針を打ち出している。

（H19 無断伐採・無断可残土処理（H21.2.5 発覚）
地元石者 → 田島市政のルートで熱海市へ要請（下請への工事出力））

②㈱ランディーにおける林地開発行為地 ← H21.10.16 復命書 ①の場所

（関係手続き：林地開発、都計法29条の開発行為）

㈱ランディーが林地開発を受けて開発行為を行っていたが、リーマンショックにより、資金繰りが悪化し、事業停止、所有権移転が発生している。

㈱トランスファーは、①を断られたことから、この場所において残土処理を行いたい旨の相談を熱海市にしている。

熱海市は、このことについて、現状、㈱ランディーによる開発行為が中途半端な状態で放置され、土砂流出、法面崩壊等を発生する懸念があるため、㈱トランスファーに改善をさせた上で、必要手続きを行わせ、了承することも考えている。

（裏面へ）

内　容	（森林サイドの対応（案）） ① について ・ 新たな届出が提出された場合、今までの届出面積との合計が1haを超えている場合は、林地開発許可申請を行わせる必要がある。（一体性ありと判断する） ⇒ 現状の下流河川断面が不足していることから、調整池を設置する必要が生じるが、現地形は急斜面で、設置が非常に困難となる。もし、許可申請があげられた場合、施工の可能性などを慎重に審査する必要がある。 ② について ・ 許可地内において、新たに伐採届等の手続きを認めることは難しい（重複） ・ また、所有権等の権利関係を明らかにする必要がある。 ・ ㈱ランディーに与えている許可を承継し、目的・計画を変更するなど必要処理がされた場合は認めざるを得ない。 ・ ただし、現状の防災措置、中断中の掘削面等の処理などを事前に行わせる必要がある。 ⇒ ㈱ランディーの放置状態の解消が課題であるため、現状の是正を行わせ、必要手続きをとらせた上で認めることは、熱海市の考え方とも共通である。 ただし、㈱トランスファーに実際に施工能力があるのか、資金力があるのか等を再度慎重に審査していく必要がある。

【会社関係模式図】

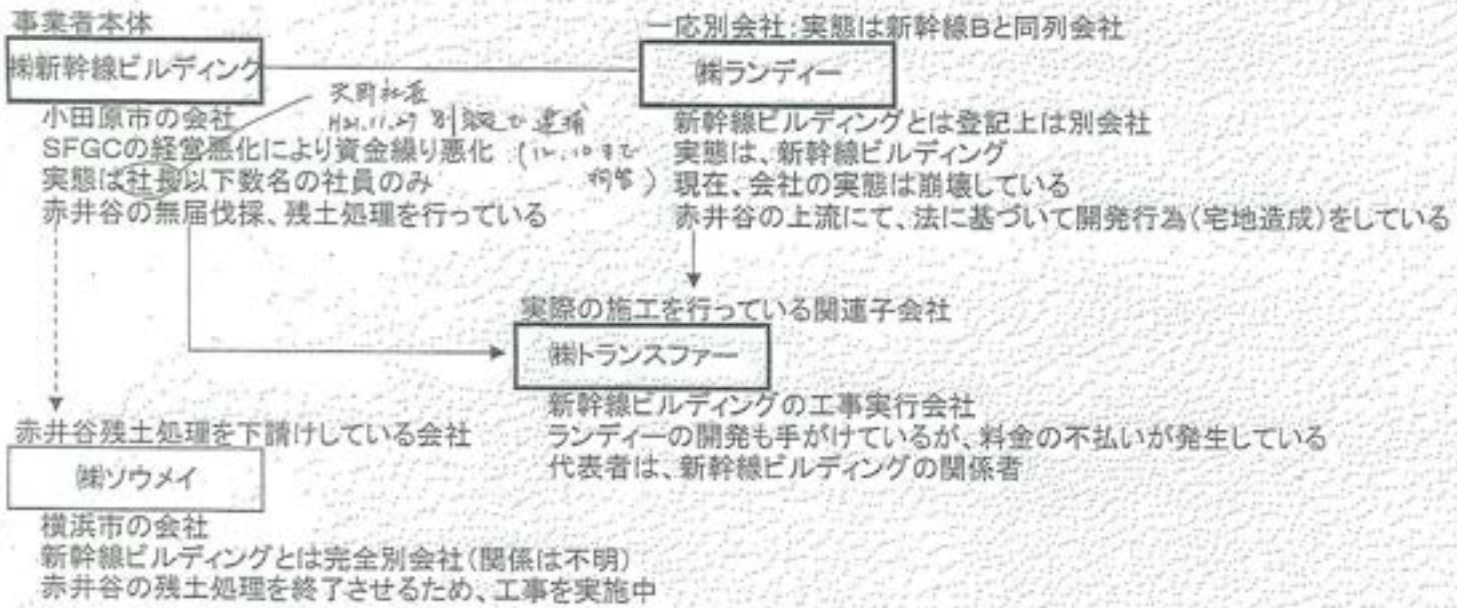
事業者本体
㈱新幹線ビルディング
小田原市の会社
SFGCの経営悪化により資金繰り悪化
実態は社長以下数名の社員のみ
赤井谷の無届伐採、残土処理を行っている
一応別会社：実態は新幹線Bと同列会社
㈱ランディー
新幹線ビルディングとは登記上は別会社
実態は、新幹線ビルディング
現在、会社の実態は崩壊している
赤井谷の上流にて、法に基づいて開発行為（宅地造成）をしている
実際の施工を行っている関連子会社
㈱トランスファー
新幹線ビルディングの工事実行会社
ランディーの開発も手がけているが、料金の不払いが発生している
代表者は、新幹線ビルディングの関係者
赤井谷残土処理を下請けしている会社
㈱ソウメイ
横浜市の会社
新幹線ビルディングとは完全別会社（関係は不明）
赤井谷の残土処理を終了させるため、工事を実施中

A105

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成22年7月26日
2 監視員	横山班長、岡専門主査、小澤主任、都司特別監視員
3 業者氏名	新幹線ビルディング
4 所在地	熱海市伊豆山
5 立会者	なし

6 現地の状況

新幹線ビルディングによる伊豆山造成地でトランスファー沼尾氏が残土を搬入を行う件について、熱海市役所にて打ち合わせを行う予定であったが、沼尾氏が来れないということなので、残土処分を行う場所、併せて新幹線ビルディングの廃棄物不適正保管の現地調査を行った。

・トランスファーの残土処分場 ： 立会 小澤(こさわ)氏

現地にいる間に6台くらいの残土の搬入をしていた。こさわ氏に対し、廃棄物の搬入はしないよう指導。

・伊豆山不適正処理現場

前回立入同様、入口近くを中心に、剪定くずや一般廃棄物と思われるビニール袋などの廃棄物が置かれていた。大きな変化はなかった。

・ソーメイ千葉氏が行っていた残土処分場

残土の搬入はなし。雨で崩れた載り面を成形していた。

・日金町不適正処理現場

大きな変化はないが、コンテナ内にあったトランスがなくなっていた。

◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他		
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他			○			
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃棄物処理施設		
		特管物			許可対象 中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分 安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外 中間処理施設		

平成２２年７月２６日（月）
４ＦＡ会議室　１３：３０～

新幹線ビルディングに関する打合せ

（Ｄ工区への土砂の搬入の件）

【出席者】

（東部農林事務所）
・

（東部健康保健ｾﾝﾀｰ）
・

（熱海市役所）
・ まちづくり課　西島、窪田
・ 産業振興課

【協議内容】

① 開発行為に関する事項
・開発計画と今回の搬入計画との整合性　変更の扱い
（造成の目的と内容、規模等について）
・土砂の搬出先
（場所及び工事の内容等）

②林地開発に関する事項
・①と同様、又、事業者であるランディとの関連性について

③廃棄物に関する事項
・廃棄物の搬入の現状と今後の処理計画について

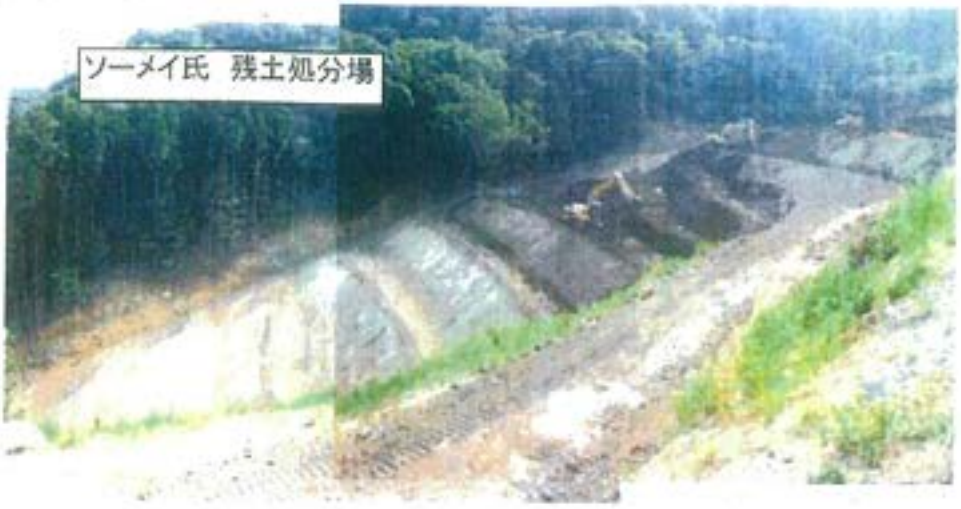
ソーメイ氏　残土処分場


伊豆山不適正現場


トランスファー残土処分現場



日金町不適正現場









日余町不適正現場



"熱海市まちづくり課" <machizukuri@city.atami.lg.jp> 2010/08/27 13:55:00

送信者: "熱海市まちづくり課" <machizukuri@city.atami.lg.jp>

宛先: kftoubu-haiki@pref.shizuoka.lg.jp
cc:
件名: 【岡様】熱海市伊豆山について--Checked by Antivirus-software

静岡県東部健康福祉センター廃棄物課
岡様

いつもお世話になります。
熱海市伊豆山の赤井谷で行われている造成の状況写真を送信
いたしますので、参考にして下さい。

（以下、署名です）
****
〒413-8550
熱海市中央町１番１号
熱海市役所 建設部
まちづくり課 土地利用対策室
担当：窪田
TEL 0557-86-6389
FAX 0557-86-6416
E-mail machizukuri@city.atami.shizuoka.jp
****

赤井谷写真(20100827).lzh

A106

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成22年8月31日　午前10：30～
2　監　視　員	横山主幹、岡専門主査、山口主査、小澤主任、郡司特別監視員
3　業者氏名	新幹線ビルディング、千葉興業(有)
4　業者住所 （監視場所）	熱海市伊豆山地先の残土処分場
5　立　会　者	千葉　一　氏（千葉興業代表）、 小澤（こざわ）氏、 熱海市まちづくり課　西島氏、久保田氏

6　現地の状況

＜概　要＞

新幹線ビルディングの伊豆山造成地近くの残土処分場で、木くず等が混ざった土砂が混入されているとの熱海市からの報告を受け、現地確認を行った。

現地は、土採取条例に基づき、新幹線ビルディングの名義で届けられた場所で、昨年度から土砂の搬入が行われているが、度重なる土砂の崩落により、完了予定日を過ぎても工事が終了していない。工事の施工者は千葉興業である。

＜残土処分場の状況＞

・残土処分場の一部の土砂が崩落しており、重機2台で修復作業を行っていた。
・土砂処分場の上部から3分の1あたりまでの土の中に木くず（解体工事から発生したと思われる木片）がかなりの量で混ざっていることを肉眼で確認できた。それより下の部分には木くず等が混じっていないので、おそらく崩れたとされる最近搬入された残土の部分にのみ木くずが混じっていたと思われる。

＜千葉興業　千葉氏の話＞

現場に施工者の千葉氏がいたので事情を確認した。なお、熱海市にこの件の情報提供をしてきたのは千葉氏である。

・トランスファーの沼尾が、「俺が入れば（工事は）10日で仕上げる」といって、8月23日に現地に入ったが、工事をしたのは、23日と29日の2日間だけだった。
・天野（新幹線ビ）、小澤、沼尾、自分（千葉）の4人で相談し、9月10日を最終日とすることで合意していたところだった。
・残土は、真名建設、田中総建ほかから搬入されている。10ｔ車一台で4000円。捨て券（残土券）をもっていた。残土は、造成地の上のところで小澤が搬入していたが、一杯になったため天野の指示で搬入を中止し、こっちへ持ってきた。
・上部（進入路とおなじ高さのところ。）に土砂を沢山積まれたのが崩れたと思う。

＜小澤氏の話＞伊豆山造成地の上の方で土砂を搬入していた人物

・土砂のことは知らない。なんで俺に聞くんだ。天野に聞け。（恫喝するような諸発言あり）

「まだ搬入も　なが止められないのが　いる　搬入が言ったところ、

＜熱海市の話＞

・25 日にまちづくり課の西島氏と建設課長が現場に来ていたときに、小澤氏が土砂を搬入していたのを目撃した。小澤は知らないと今日は言っていたが、全く知らないわけでなく、天野に言われているからやっているだけで俺は知らないという意味だろう。小澤は新幹線に多額の借金があるらしい。

・8月 27 日に、まちづくり課のくぼたさんが現場に来たとき、ヘドロ状のものを入れようとしていたが、くぼたさんの顔を見たら退散した。

・8月 25 日に現場を見たときは崩落していなかった。今日の状態になったのはおそらく 26 日だろう。

7　指導事項

土砂の搬入を行わないこと。

8　今後の対応

・残土処分場への木くず混じりの残土の搬入は、不法投棄や廃棄物処理施設の無許可設置の可能性が非常に高い。ただし、意図的に残土処分場に投げ入れたのか、積上げすぎて崩落したのかは不明。

・関係者の話を総合すると、新幹線ビルディング、トランスファー、小澤氏、千葉氏が共謀してこれら残土を場内に持ち込んだ可能性が高いが、確実たる証拠がない。また、排出先を特定する材料もない。

・単なる行政指導では看過できない状態であるので、警察への協力を求めていくこととしたいが、できる限りでの事実把握を行い提供する必要があるので、関係者への事情確認を行っていく。

・まずは、情報提供者である千葉氏から再度事実聴取し可能なら事実申立書を作成する。（9月2日午後実施予定）その後、残土処分のことで熱海市が天野氏、沼尾氏、小澤氏らをまとめて呼び出す予定なので、その場に同席して合わせて事実確認作業を行う。

◎　区　分

排出事業所	製造業	多量排出事業所		その他		○
		その他				
	建設業	多量排出事業所		し尿処理施設		
		その他		ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所				埋立	
	下水処理施設				その他	
	埋設地を有する事業所			その他処理施設		
	その他					
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外		◎産業廃棄物処理施設		
		特管物		許可対象　中間処理施設		
	中間処分	特管物以外		最終処分　安定型		
		特管物		管理型		
	最終処分	特管物以外		遮断型		
		特管物		許可対象外　中間処理施設		

残土処分場の中腹あたりで、固化剤を混ぜながら修復していた。



崩れた場所から上段を望む。赤い線あたりから上の土に木くずが混入している。



残土の状況。20～30cm程度の木の棒がかなり混入している。




50-00

H22.8.27(金)























H22.8.30(月)

















H22.8.31(火)











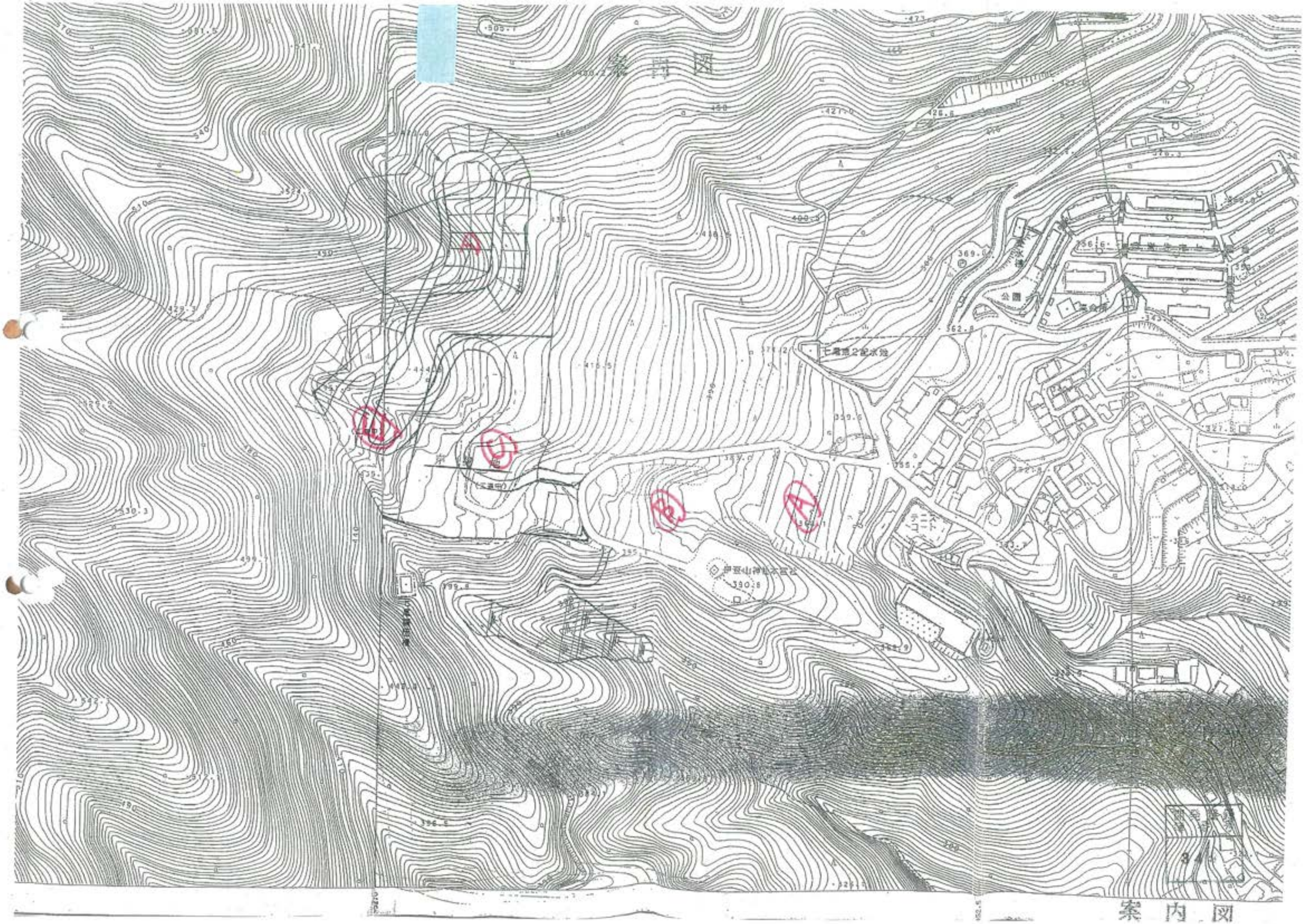
案内図
公園
七尾原2配水池
伊豆山神社本宮社
A
B
C
D

S=1/5000

		会社名	面積	種別	許可等	完了	備考
①	青	ジーズ	1.99ha	開発行為	H14.12.26許可	H18.3.24完了	違反により一時中断、完了時は光栄ハウジング
②	緑	ランディ	4.98ha	開発行為	H18.4.11許可		施工中(中断)
③	橙	新幹線ビルディング	0.99ha	開発行為	(H20.5月申請)		許可は出ていない
④	赤	〃	0.94ha	土採取届	H19.4.9受理		
				風致内行為	H19.4.12許可	H22.4.12まで	
⑤	赤	〃	0.93ha	風致内行為	H19.4.12許可	H20.4.12まで	
⑥	赤	〃	0.51ha	風致内行為	H19.6.4許可	H20.6.4まで	

紫 新幹線ビルディング所有地 110ha

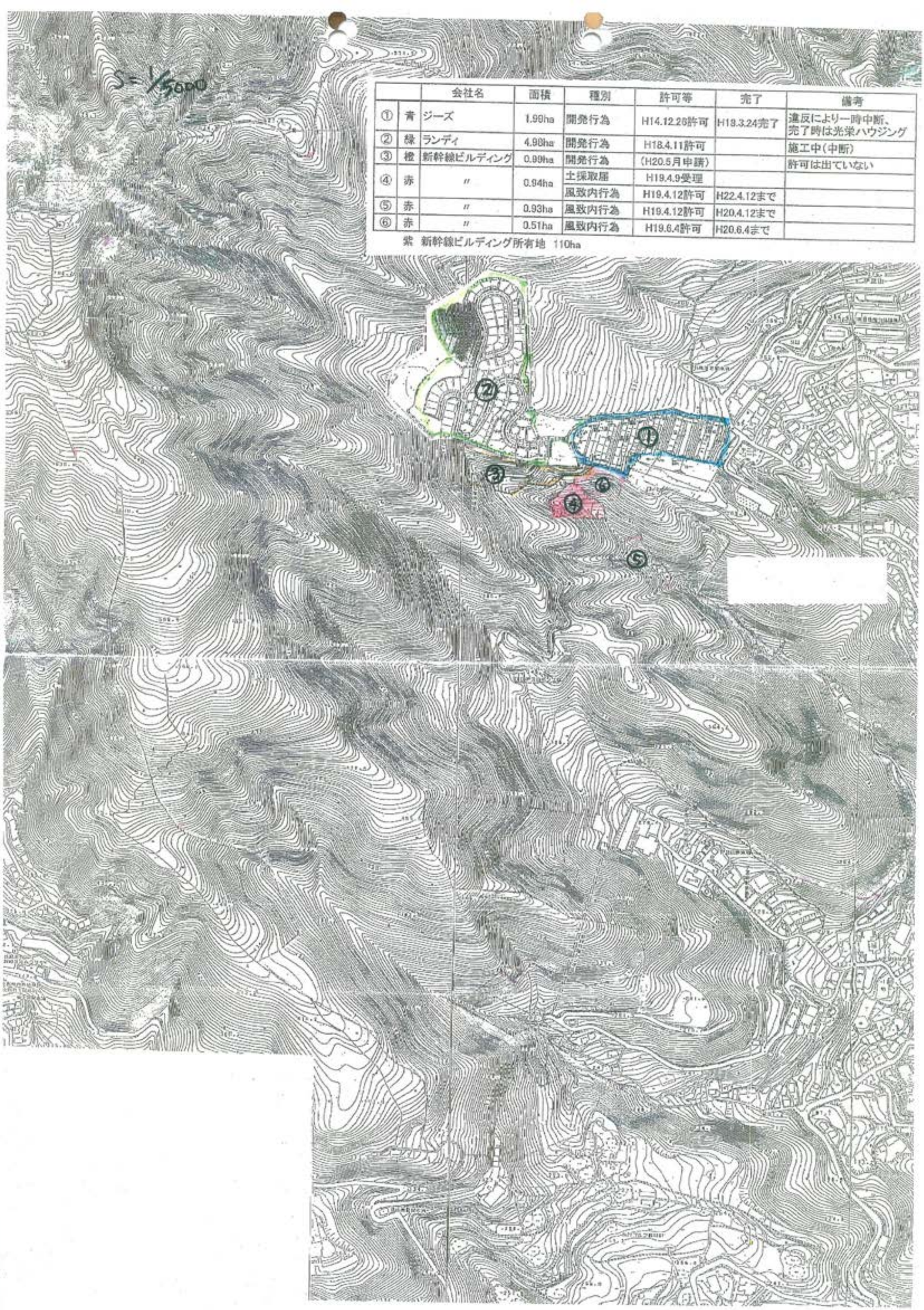

注：面積測定はCADデータによる。



1. 堤体盛土量

埋設堰堤底面積＝2253㎡

切土量
V=2253*1＝2253m³

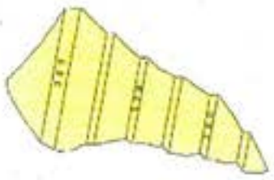

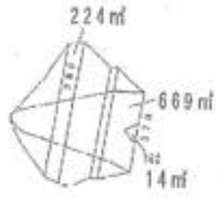

V1＝(224+669)／2＊（380-370）＝4465m³

V2＝(669+14)／2＊（370-362）＝2732m³



V3＝(68+241)／2＊（370-360）＝1545m³

V4＝(241+7)／2＊（360-356）＝496m³

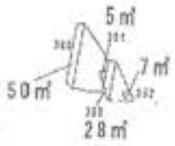

V5＝(50+5)／2＊（360-355）＝137m³

V6＝(28+7)／2＊（355-352）＝52m³

堤体盛土量
ΣV=4465+2732+1545+496+137+52=9427m³



2. 埋立て盛土量

※等高線による面積



V1＝(4127+750)／2＊（(392+385)/2-380）＝20727m³

V2＝(750+20)／2＊（380-370）＝3850m³



V3＝(505+395)／2＊（385-380）/2＝1125m³



V4＝(395+285)／2＊（380-370）＝3400m³

埋立て盛土量
ΣV=20727+3850+1125+3400=29102m³

盛土量合計　V＝9427+29102＝38529m³

熱海市伊豆山開発計画	
所在地	熱海市 伊豆山 [illegible] 地先
図面名称	第1堤堤土量計算図
縮尺	S=1:[illegible] 図面番号
作成年月日	平成19年3月
作成者	東京都[illegible]2-24-15-503 有限会社 ラダー・コーポレーション

A107

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成22年9月2日　14：30～
2　監　視　員	横山主幹、山口主査
3　業者氏名	千葉一敏（千葉興業）
4　業者住所	足柄下郡湯河原町福浦３６３－２０３
5　立　会　者	廃棄物リサイクル課　川島主幹、小林主査、古橋主任 熱海市まちづくり課土地利用対策室　西島室長、久保田 熱海市建設課２名

新幹線ビルディングが届け出ている熱海市伊豆山字赤井谷での残土処分場において、残土に木くずが混入しているのが発見された件で、残土処分の施工者である千葉興業の千葉一敏から事情を聞いた。

聞き取った内容は別添事実申立書のとおり。

千葉の言い分では、木くずを混入した行為に千葉氏は関与しておらず、トランスファーの沼尾の責任でやっている、木くずの入ったトラックは２日間で約40台やってきて、伊豆山造成地の別の工区に入らなくなった残土と木くずとを混ぜて、残土処分場に入れたとのことだった。

これらの主張が事実かどうかについてはいまのところ明確な証拠はない。今後、関係者への聞き取り作業や、神奈川県への調査を行っていく。

8　今後の対応

・トランスファーの沼尾、重機オペレーターのキクチ、新幹線ビルディングの天野社長からそれぞれ事情を聞く。
・神奈川県行政機関における新幹線ビルディング関連事業者への指導状況等を調べる。必要に応じて連携して指導にあたれるよう協力を求める。

◎　区　分

排出事業所	製造業	多量排出事業所		その他		○
		その他				
	建設業	多量排出事業所		し尿処理施設		
		その他		ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所				埋立	
	下水処理施設				その他	
	埋設地を有する事業所			その他処理施設		
	その他					
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外		◎産業廃棄物処理施設		
		特管物		許可対象　中間処理施設		
	中間処分	特管物以外		最終処分　安定型		
		特管物		管理型		
	最終処分	特管物以外		遮断型		
		特管物		許可対象外　中間処理施設		

事　実　申　立　書

静岡県熱海市伊豆山地先で、新幹線ビルディングが熱海市土採取条例に基き届出をして実施している土砂処分、及び先日発生した残土の崩落について、下記のとおり事実を申し上げます。

記

私は、足柄下郡湯河原町福浦３６３－２０３に居住している、千葉　一敏　です。生年月日は、昭和37年2月14日です。

私は、千葉興業（屋号）の代表です。会社の住所は、居住地と同じです。
業務内容は、建設土木業一般です。

私は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可は静岡県でも他県でも持っていません。

熱海市伊豆山字赤井谷１０７６－3の土砂置場では、施工者として平成21年12月9日から現場にかかわっています。それ以前の施工者はトランスファーでした。

これまでに搬入された残土の量は2万から3万㎥です。残土の搬入は終わって、平成22年7月1日からは整形作業をおこなっていました。

平成22年8月16日になると、小澤さんが残土処分場に残土を入れ始め、同年8月27日までは入れているのを確認しています。これは新幹線ビルディング開発地域のD工区へ残土が搬入できなくなったために小澤さんがダンプを手配して大半が神奈川県の残土を赤井谷の土砂置場に持ってきたと思います。

平成22年8月17、18日に沼尾さんが来て、「この工事のやり方ではまだ1ヶ月ぐらいかかる。俺なら10日ぐらいでできる」といったので、それならお願いしたいと思い、土砂置場の土地の所有者で新幹線ビルディングの社長の天野さんにも相談したところ、天野さん、トランスファー役員の沼尾さん、有限会社シンエーという会社をやっている小澤さんと私とで4人でミーティングを行い工期について相談し、9月10日までに仕上げて完了することで合意していました。

木くずは8月25日と26日とで搬入されたと思われます。小澤さんは天野さんから頼まれて搬入していたと話していました。

小澤さんの話によると、木くずは新幹線ビルディングのもので、岩崎建材株式会社がストックしていたものらしいです。行政の指導で早く撤去しろと言われていたと思

われます。たぶん小田原あたりです。トラックは木くずだけが積まれたものだけで一日20台で計40台ぐらいきていたと思います。

木くずを運んできたトラックは同じ会社のものではなく、多種多様な車輌でした。土砂置場の上のところで直径と深さがそれぞれ3メートル程度の穴を掘って、そこにトラックが積んできた木くずを入れて、そこに残土も入れて混ぜてから残土処分場へ入れていました。その作業をしていた重機のオペレーターはキクチさんです。キクチさんはトランスファーの沼尾さんが手配したオペレーターです。

土砂置場の最上段に積み上げられている残土の中にはまだ木くずが混入しているものと思われます。

8月27日には崩れたところを沼尾さんがオペレーターとして整地作業していたところを、熱海市のまちづくり課の方がきて現地を確認しています。

沼尾さんは土砂置場にまだ残土が入ると思っています。

私は9月10日で引きあげたいと思っています。その後の残土搬入をするというなら小澤さんと沼尾さんとで対応してもらうつもりです。

以上の事項については、事実に相違ありません。

平成22年9月2日　住所 神奈川県足柄下郡湯河原町福浦363-203

氏名 千葉一敏

立会人　静岡県東部健康福祉センター廃棄物課　班長　横山浩基
主査　山口緒子
静岡県くらし・環境部廃棄物リサイクル課　主幹兼副班長　川島好勝

静岡県東部健康福祉センター所長　田代 章　様

A108

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成22年9月3日　午後2時
2　監　視　員	横山主幹、山口主査、那司特別監視員
3　業者氏名	新幹線ビルディング、千葉興業(有)
4　業者住所 （監視場所）	熱海市伊豆山地先の残土処分場
5　立　会　者	重機オペレーター　キクチ氏 熱海市まちづくり課土地利用対策室長　西島氏、建設課長ほか1名

6　現地の状況

＜概　要＞

新幹線ビルディングの伊豆山造成地近くの残土処分場で、木くず等が混ざった土砂が混入されている件で、熱海市より、本日の午後現場にトランスファーの沼尾がくるらしいとの情報が入ったので、現地確認を行った。

現地で待っていたが来る気配がないので、現地で熱海市から沼尾に連絡するも出なかった。

＜残土処分場の状況＞

・重機一台により斜面に段葉をつくる整地作業が行われていた。
・現地の形状は、崩落した部分から上部を中心に8月31日立入時とはかなり変わっていた。最上段にあった木くず混じりの残土の山は平らにならされていた。千葉が言っていた穴（3メートル×3メートルで木くずと残土をブレンドしていた穴のこと）も埋められていた。
・土砂処分場の上部から3分の1あたりまでの土の中に混ざっている木くずは、前回同様に混ざっていることを肉眼で確認できた。重機は、木くず混じりの土の上から整地をかけていた。

＜重機オペレーターからの聞き取り　要約＞

・名前は、キクチさん。
・沼尾からの依頼で作業をしている。ここ2週間ほどはここで仕事をしている。いつまで作業をするかははっきりわからない。
・くずれた日である27日にも作業をしていた。崩落の原因は土の積みすぎだと思う。

他のことについて質問しても、自分からは言えないとして言葉を濁した。なお、キクチ氏のものと思われる白い軽トラのナンバーは「相模40も90－77」。

7　指導事項

木くずはとりのぞくこと。（キクチに対して口頭指導）

◎　区　分

排出事業所	製造業	多量排出事業所		その他		○
		その他				
	建設業	多量排出事業所		し尿処理施設		
		その他		ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所				埋立	
	下水処理施設				その他	

赤井谷　残土処分場全景



H22.9.3.





最上段のおくにはかなり以前から置かれていたと思われるドレコンスリ中土砂がある。（下ゴミと思われる。）



フレコンの一つの内部　プラゲ・せんいのようなものあり



〃



最上段の土の山。木くず が混じっている。ゴがゴがしていて、最近 [illegible] かえされている印象





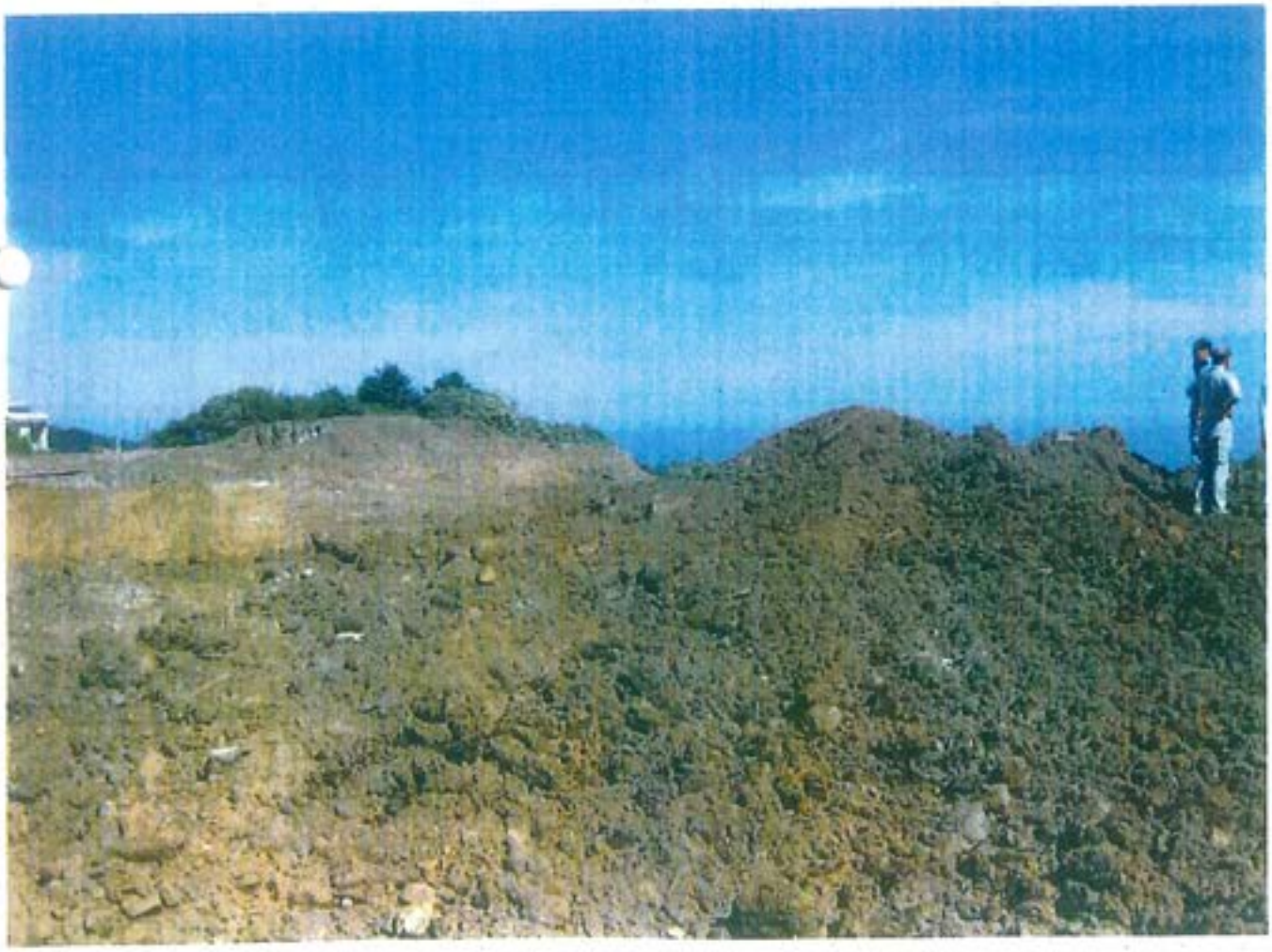







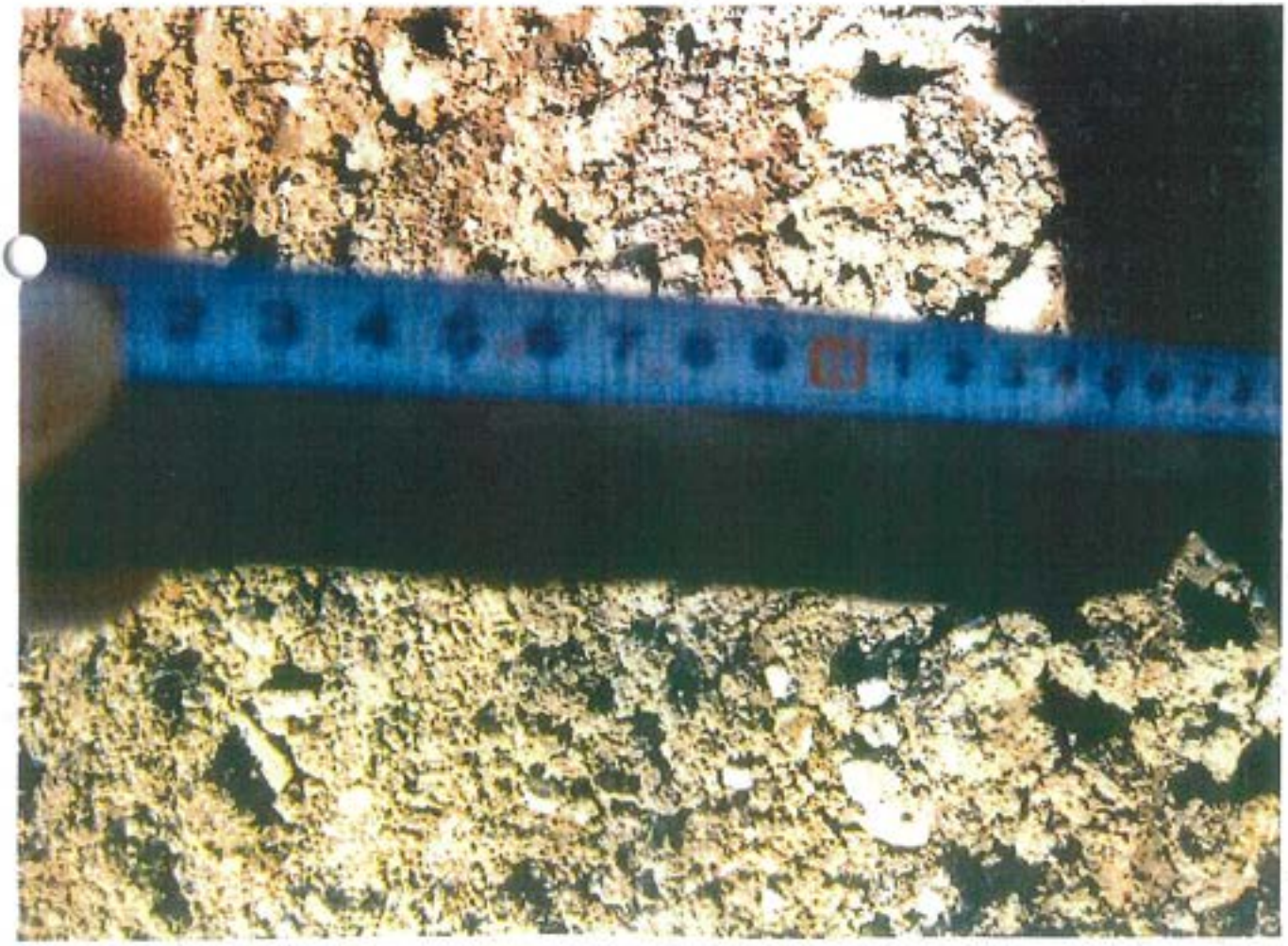





8/27
に崩れたあたり

















残土の中にはこんな状態のところもある

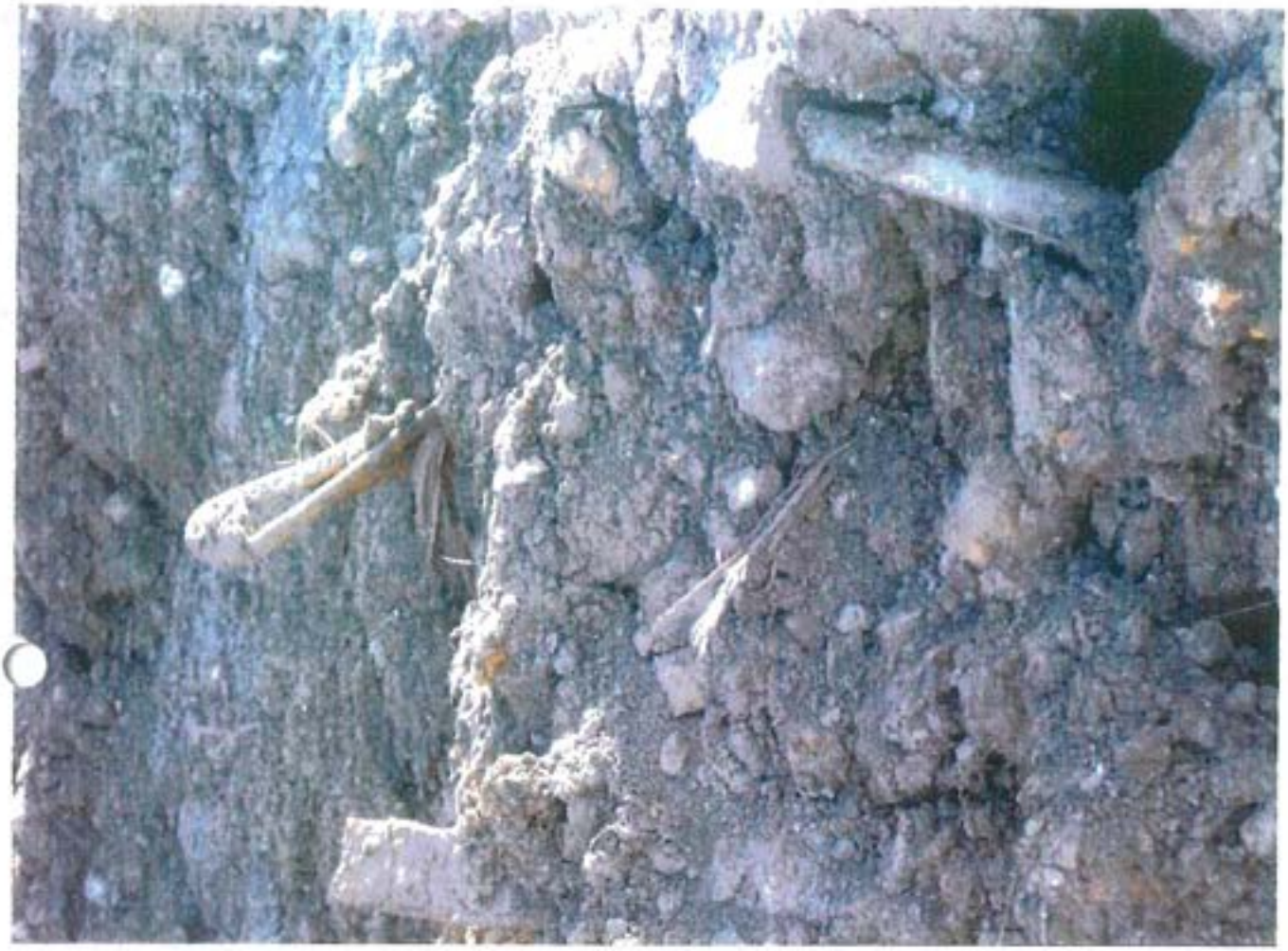





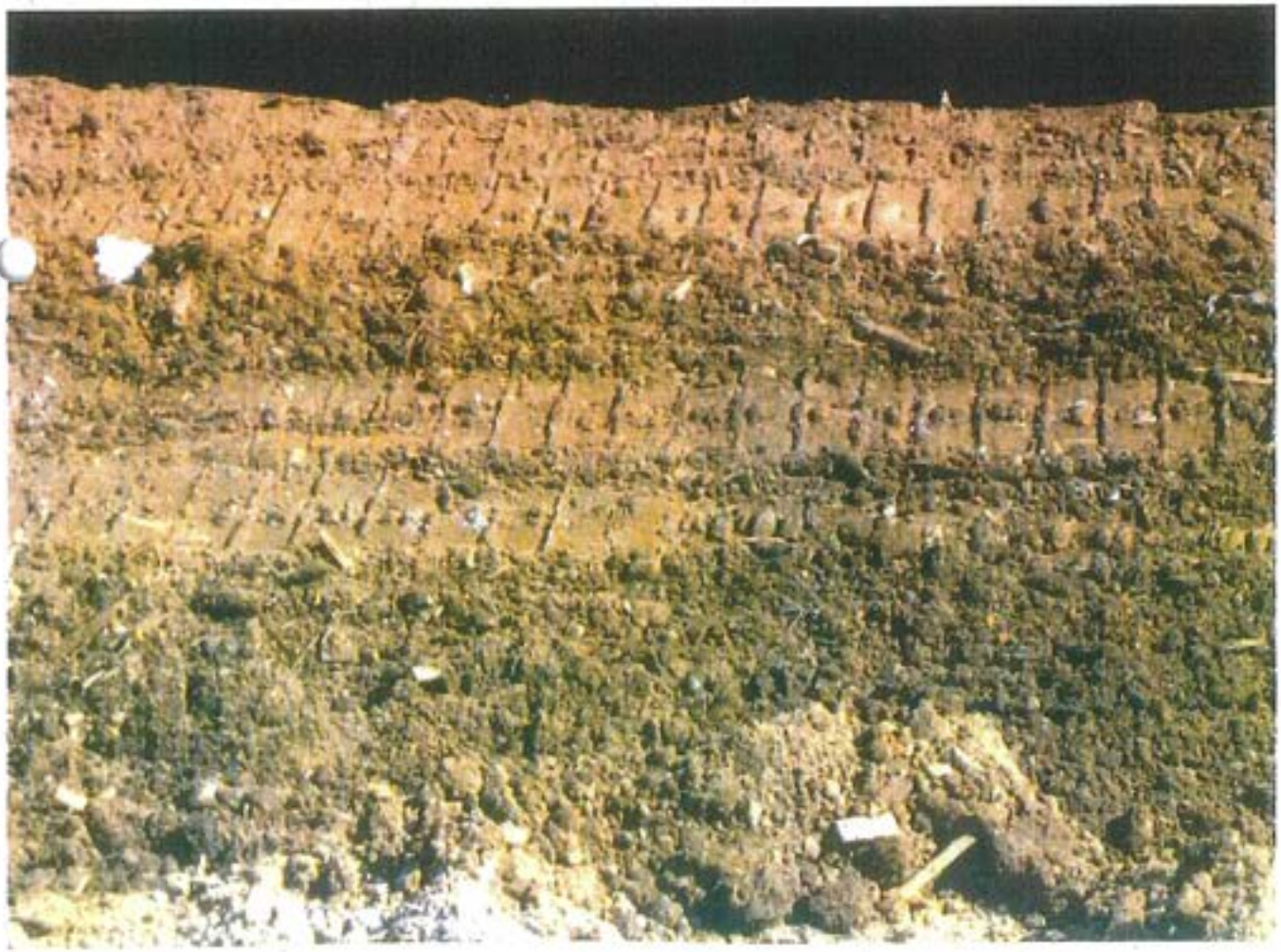

重機が整地していた部分にも水くすが混じっている





人が間へないようにこう、木くずと茶土とて
まぜていた気がれる穴のところ

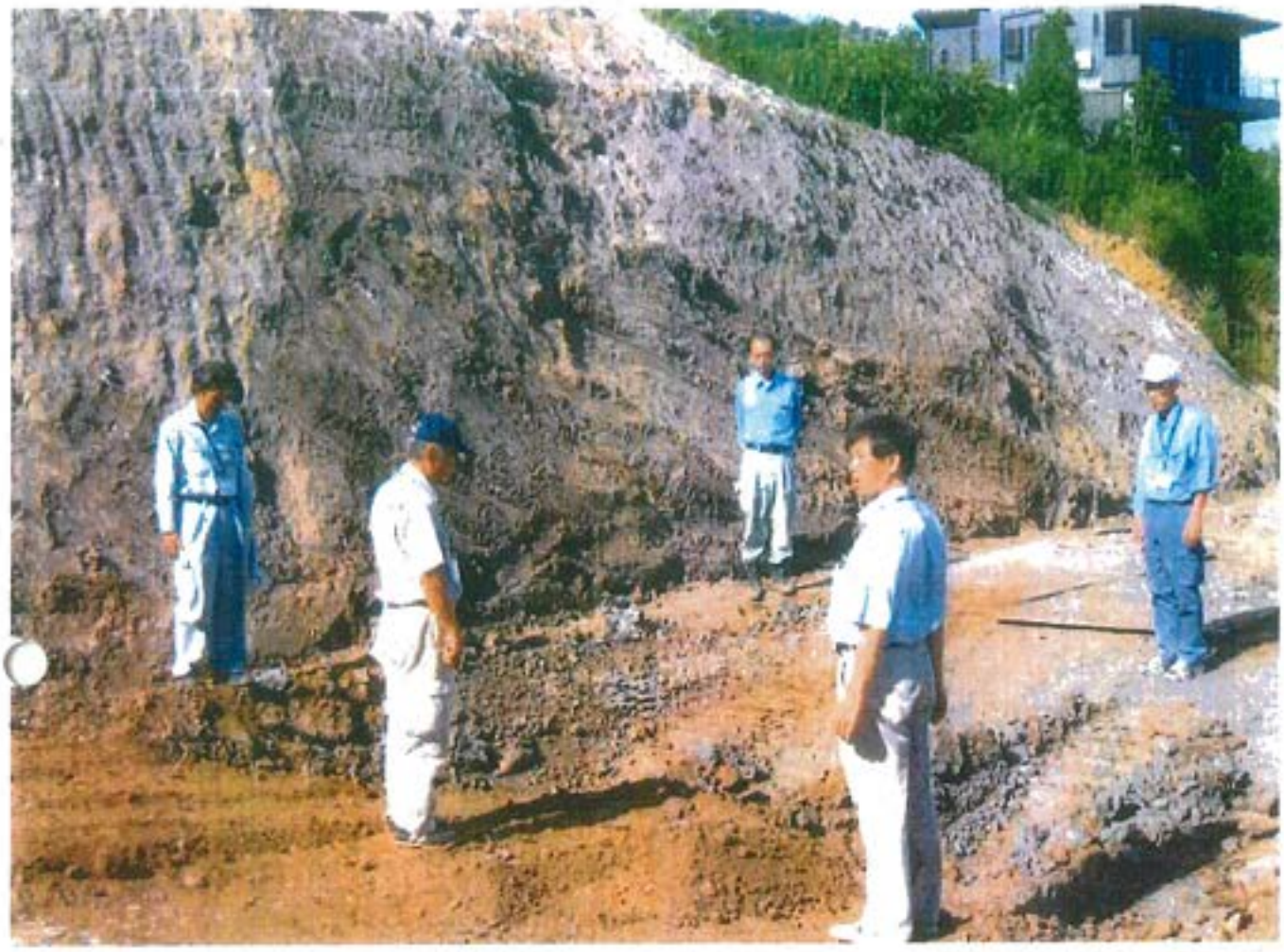

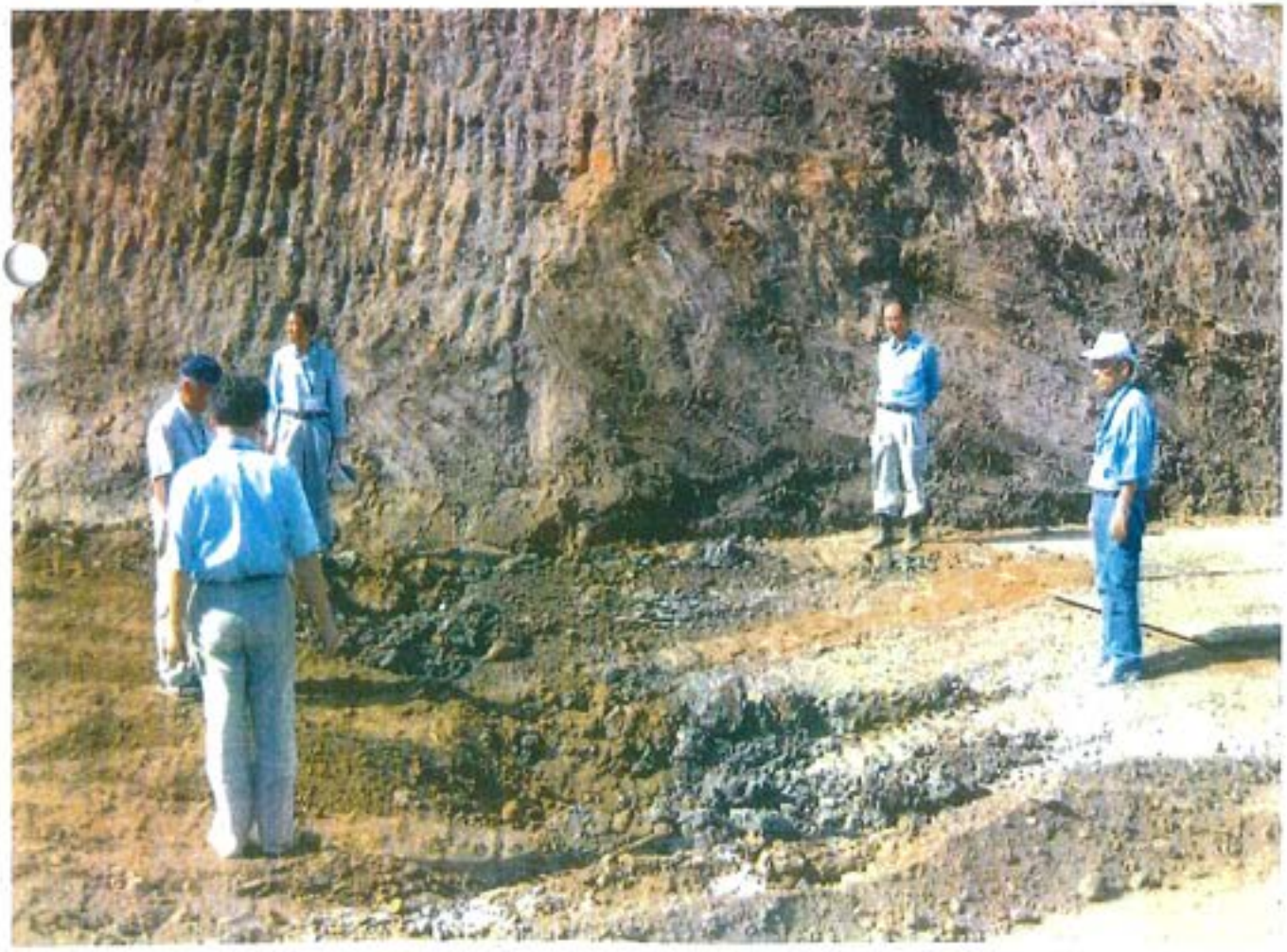





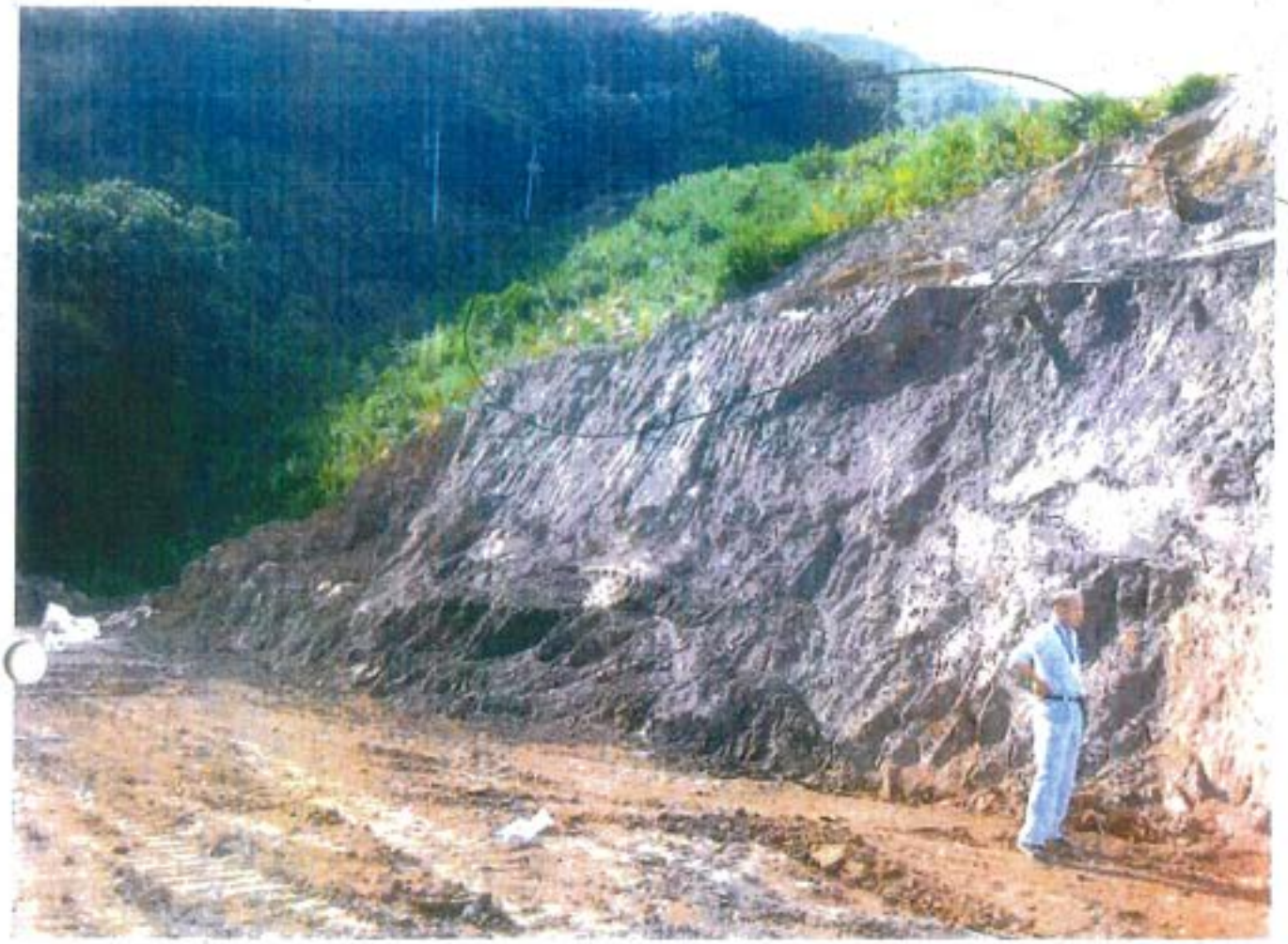































重機サペレーター ホッチの乗ってきたと思わ山を経ってるんだ


SUZUKI
相模 40
90-77

A109

電話（口頭）記録

課長	課長代理	班長・副班長	班員	担当

受信年月日	平成22年9月3日　時　分	発信者	神奈川県廃棄物指導課 フカザワ
起案年月日	平成22年9月3日		
決裁年月日	平成　年　月　日	受信者	古橋

標題	新幹線ビルディング造成地における木屑について
用件・処理（伺い）概要	新幹線ビルディング所有の造成現場にあった木屑について連絡しました。 岩崎建材の廃材置場が、神奈川県小田原市羽尾にあるのですが、その置場には8月15日の時点で、大量の木屑が置かれていました。 しかし、昨日（9月2日）に現場確認したところ、置かれていた木屑がなくなっていました。 ですから、もしかしたら新幹線ビルディングにあった木屑は、岩崎建材の廃材置場から持ち出されたものではないかと思います。 9/6 8:30 神奈川県庁より 本日 関係場所を小宮山とフカザワが調査します 伊豆山も確認予定です。

9/5 メール済
9/6 FAX済

ファクシミリ送信票



送信年月日	平成22年9月6日(月)
あて先	(所属) 神奈川県 (担当) 安田　様
送信者	静岡県 くらし・環境部 環境局 廃棄物リサイクル課 不法投棄対策班 (担当)　小林　健太 電話　：０５４－２２１－３８１０ ＦＡＸ：０５４－２２１－３５５３
枚数	計 4 枚 ＜この送信票は枚数に含まれない。＞

＜記事＞



A110

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成22年9月9日　午後2時30分
2　監　視　員	横山主幹、山口主査
3　業者氏名	(株)新幹線ビルディング
4　業者住所	神奈川県小田原市城山1－4－1
5　立　会　者	新幹線ビルディング社長　天野社長、ナオエ（名字）　の2名 熱海市まちづくり課　西島、久保田、建設課2名　の計4名 県廃棄物リサイクル課不法投棄対策班　川島主幹

6　現地の状況

＜概　要＞

熱海市が新幹線ビルディングの天野社長と本社事務所で会うアポを取り付けたので、同行した。
天野社長に確認する事項については、別紙熱海市作成のペーパーのとおり。
天野社長の話の概要は次のとおり。

＜赤井谷の残土処分場に木くずが混入していた件について＞

・8月13日に、赤井谷の残土処分について沼尾、千葉、小澤を集めて、検査を完了させるという確約を取った。
・沼尾は「切り方が悪い」（残土の整地の仕方のことと思われる）といったので、私は「そのようなことをいうな。お前の指示のもと千葉にやらせている」といったが、沼尾は「もっと改良剤を入れないとだめだ。東名建設に改良剤100袋入れさせた」と言った。
・沼尾からは「常に役所に相談している」と聞いている。
・今回崩落したという報告は聞いていないが、改良剤を入れたという報告は小澤からも受けている。
・（土と）鉄や木くずやプラの分別は60日ぐらい前にお願いした。多少の木くずは混ざってもいいとは言った。無垢材なら問題ないだろう。二宮で8ヶ月くらい干したことがある。
・そうはいっても混ぜているのは問題というなら指示にしたがって撤去させる。沼尾に言って計画書をださせ、終わったら報告させる。今の写真と終了写真を比較して欲しい。
・現場の工事は、沼尾の指示のもとに行われている。沼尾は新幹線ビルディングの人間。私の代理人。現場の決定権は沼尾にある。

＜伊豆山造成地D工区への土砂の搬入について＞

・自分としては計画変更に値することはしたくないので、その変更がない範囲なら土を盛ることはいいと沼尾に言っている。
・沼尾からは、熱海市とは何度も話をしていると聞いている。

＜日金町の廃棄物について＞

（熱海市から、近隣の者から苦情が来ていること、塀が壊れていることを伝えた）
・ガラは、小割り機（破砕する機械のことか）を入れて処理する。
・いずれはこの土地をテンダーファイブ（熱海市内の有料老人ホーム。以前天野が社長だった。）に売るつもり。テンダーファイブの件では、なくなった方の返還金の取扱いのことで、県庁の介護担当課の所に行ったら、担当者はだめだといったら、あとで上の方から従業員の福利厚生施設を作ったらど

うかと提案された。（補足：テンダーファイブの件、9/13 県介護保険課担当者に確認したところ、1月ぐらい前に天野が来所し返還金で福利厚生施設を作りたい旨一方的に話をしていった事実はあるが、それを了解した事実は全くないとのこと。）

＜伊豆山の廃棄物について＞

・これについても沼尾に指示してやらせる。

↓

＜今後の対応＞

・沼尾と会って話をしていく。（熱海市から連絡取る予定）

7　指導事項

別添　指導票２枚交付し、社長受理。

◎　区　分

排出事業所	製造業	多量排出事業所		その他		○
		その他				
	建設業	多量排出事業所		し尿処理施設		
		その他		ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所				埋立	
	下水処理施設				その他	
	埋設地を有する事業所			その他処理施設		
	その他					
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外		◎産業廃棄物処理施設		
		特管物		許可対象　中間処理施設		
	中間処分	特管物以外		最終処分　安定型		
		特管物		管理型		
	最終処分	特管物以外		遮断型		
		特管物		許可対象外　中間処理施設		

SB 株式会社 新幹線ビルディング

総務部 部長　直井俊哉

〒250-0045 神奈川県小田原市城山1-4-1 新幹線ビル
TEL0465-32-1158 FAX0465-32-1159
携帯090-2999-3939

㈱新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ　協議事項

平成２２年９月９日（木）
ＰＭ１３：３０～

１．Ｄ工区開発行為について
７月中旬頃から８月上旬まで宅地の造成として盛土が行われた。
都市計画法の開発行為の変更届けを出すよう依頼したが、今だに出されていない。

２．赤井谷における土砂の埋立について
上記Ｄ工区に搬入した後、８月１６日頃から２７日頃まで土砂の搬入が行われた。
現在の土採取条例の届出の期間はすでに過ぎている。７月上旬頃の雨により崩れた法面の整形が完了しだい検査を受けることになっていたにもかかわらず土砂の搬入が行われたため、関係者の来庁をお願いしたが、対応してもらえないため本日訪問することにした。

３．赤井谷の埋立に木くずが混入していた件について
８月２５日、西島、上西が現地視察した際、木くずが混入していたのを確認したため、小澤氏に注意した。２７日、窪田、松本が現地視察した際、場内の一部において土砂崩れを確認した。また、そのときに広範囲に木くずが混入していたため廃棄物の関係なので保健所に連絡することにした。８月３１日、保健所と現地立会いを行った。

４．上多賀、開発行為及び道路築造の今後の予定について

５．日金町、宅地造成の今後の予定について

産業廃棄物排出事業所立入検査指導票

事業所所在地　　神奈川県小田原市城山一丁目４番１号

事業所名称　　株式会社新幹線ビルディング

代表者氏名　　代表取締役　天野　二三男

業　　種　　不動産業　他

産業廃棄物処理施設及び産業廃棄物の取扱状況について検査したところ、下記のとおり不備の点があるので、注意します。
早急に改善してください。

（注意事項）

・平成２２年８月３１日、静岡県熱海市伊豆山字赤井谷１０７６番３（以下「当該地」と記す。）の御社の工事現場を調査したところ、木くずの混入した土砂の存在を確認した。
・許可なく廃棄物である木くずを土砂に混ぜ造成することは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反する。
・現地で工事を実施している者に対し、この行為を直ちに止めさせ、当該地に埋まっている木くずは取り除き適正に処理するよう指示すること。
・なお、当該地に搬入された木くずについて、発生から搬入にいたる状況、量等を当センター廃棄物課まで報告すること（報告期限　平成２２年　9月 30日まで）。

平成２２年９月 9 日

静岡県東部健康福祉センター　横山浩基

御指示の点承知しました。　　事業者氏名　天野二三男

産業廃棄物排出事業所立入検査指導票

事業所所在地　神奈川県小田原市城山一丁目４番１号

事業所名称　株式会社新幹線ビルディング

代表者氏名　代表取締役　天野　二三男

業　　種　不動産業　他

産業廃棄物処理施設及び産業廃棄物の取扱状況について検査したところ、下記のとおり不備の点があるので、注意します。
早急に改善してください。

（注意事項）

・平成２２年８月３１日、静岡県熱海市伊豆山字赤井谷１０７６番３（以下「当該地」と記す。）の御社の工事現場を調査したところ、木くずの混入した土砂の存在を確認した。
・許可なく廃棄物である木くずを土砂に混ぜ造成することは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反する。
・現地で工事を実施している者に対し、この行為を直ちに止めさせ、当該地に埋まっている木くずは取り除き適正に処理するよう指示すること。
・なお、当該地に搬入された木くずについて、発生から搬入にいたる状況、量等を当センター廃棄物課まで報告すること（報告期限　平成２２年　9月 30日まで）。

平成２２年９月 9日

静岡県東部健康福祉センター　横山浩芳

御指示の点承知しました。　事業者氏名　天野二三男

A111

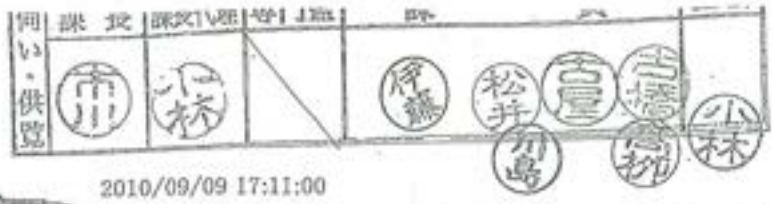

2010/09/09 17:11:00

"Fukazawa Kazumi" <fukazawa.6ndk@pref.kanagawa.lg.jp> 2010/09/09 17:11:00

送信者: "Fukazawa Kazumi" <fukazawa.6ndk@pref.kanagawa.lg.jp>

宛先: <kenta1_kobayashi@pref.shizuoka.lg.jp>
cc: 適正G 小宮山さん <komiyama.eeu@pref.kanagawa.jp>, 適正G 安田さん <yasuda.mbs@pref.kanagawa.jp>
件名: 新幹線ビルディング関係現場について--Checked by Antivirus-software

静岡県廃棄物リサイクル課　小林様

9月6日(月)に
・伊豆山の投棄現場
・廃棄物の移動元と思われる小田原市羽根尾の現場
・小田原市羽根尾の廃棄物の排出元である二宮町山西の現場
について現地調査を行いましたので、
参考までに以前の状況も併せて写真をお送りします。

当該廃棄物を最終的にどのように処分するか、
また、今回のような大雨による崩落の危険が懸念されます。

今後本県としても事業者に対し何らかの報告を求めていくことになりますが、
できる限りのご協力はさせていただきますので、
情報交換についてよろしくお願いいたします。

§＊§＊§＊§＊§＊§＊§＊§＊§
神奈川県環境農政部
廃棄物指導課適正処理グループ 深澤
電話 045-210-4157（直）
E-mail fukazawa.6ndk@pref.kanagawa.jp
§＊§＊§＊§＊§＊§＊§＊§＊§

現場写真.xls

H22.9.6 小田原市羽根尾・新幹線ビルディング(岩崎建材)

廃棄物は全量撤去され、敷地内は整地の上、道路側境界には工事用フェンスが設置されている。周囲の植栽も刈り込まれている。
敷地内に岩崎建材の重機２台が置かれている。

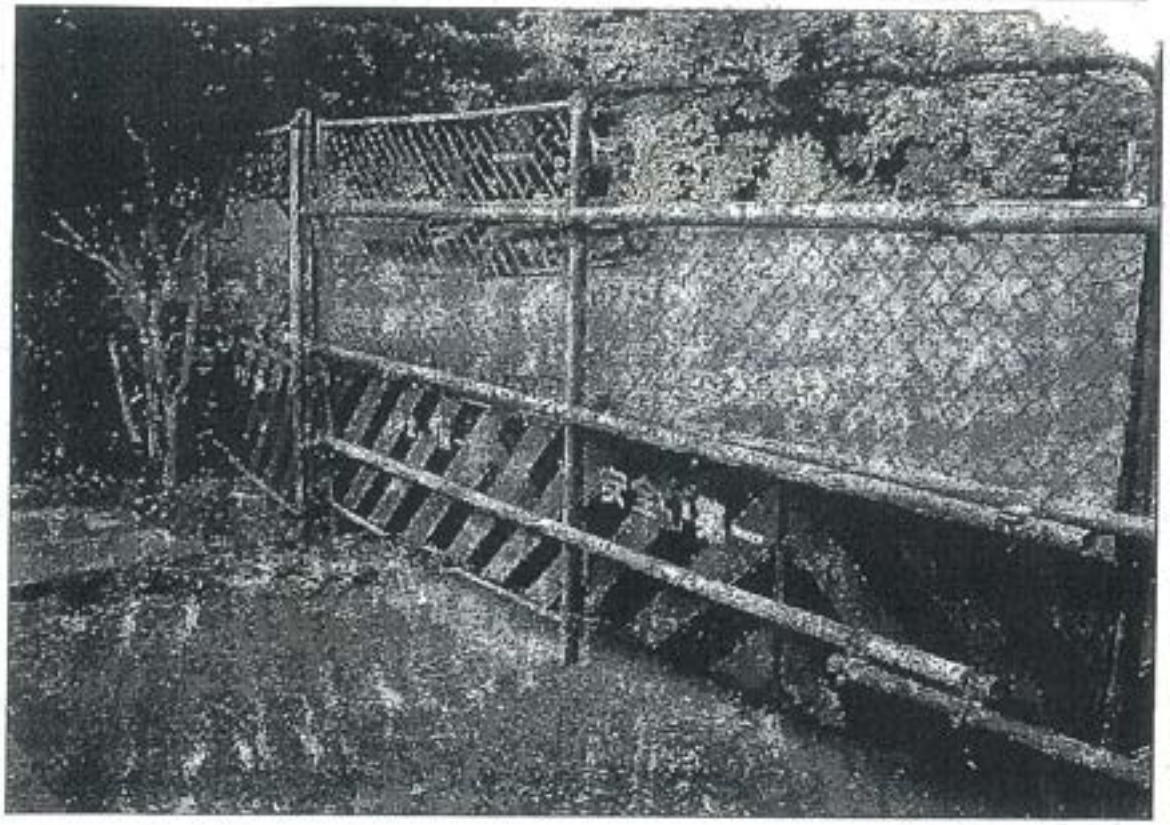

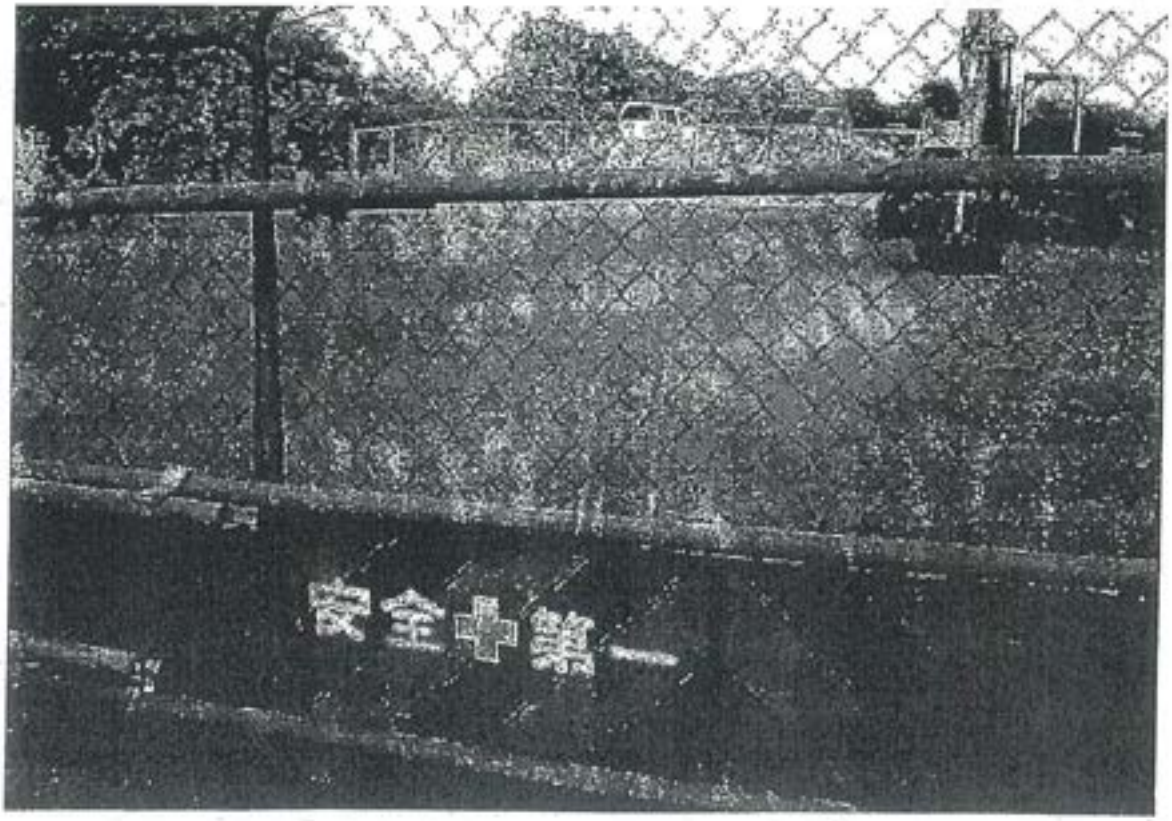

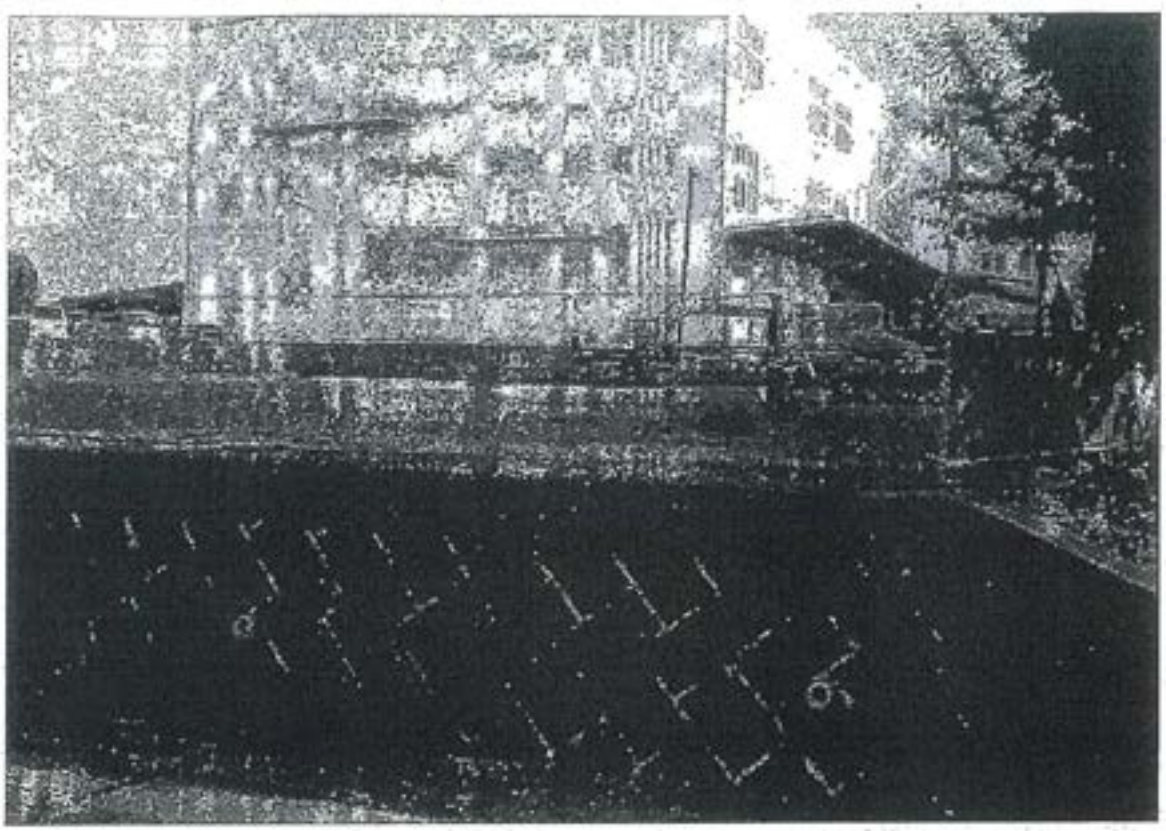

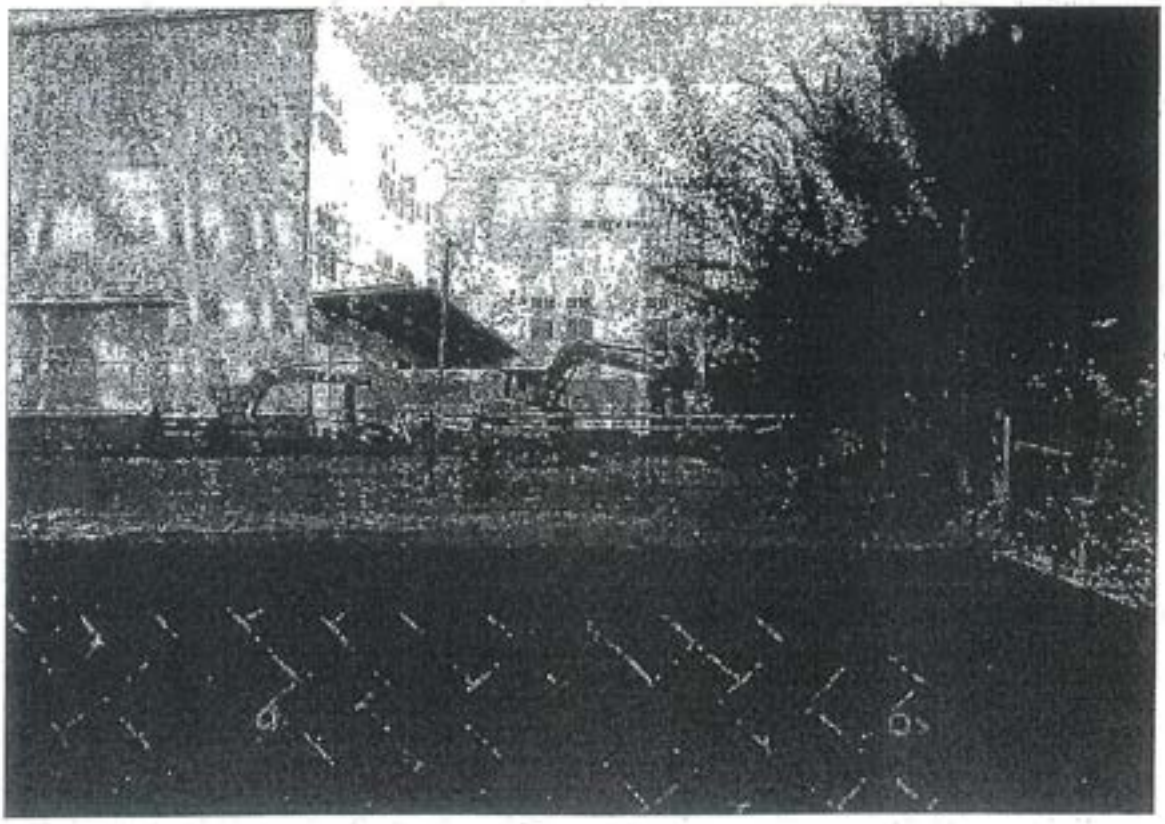

当面の間（９月中）は、現地を廃棄物指導課不法投棄監視職及び西湘Ｃ環境課が定期的に巡回監視を行うこととした。

H22. 8. 15

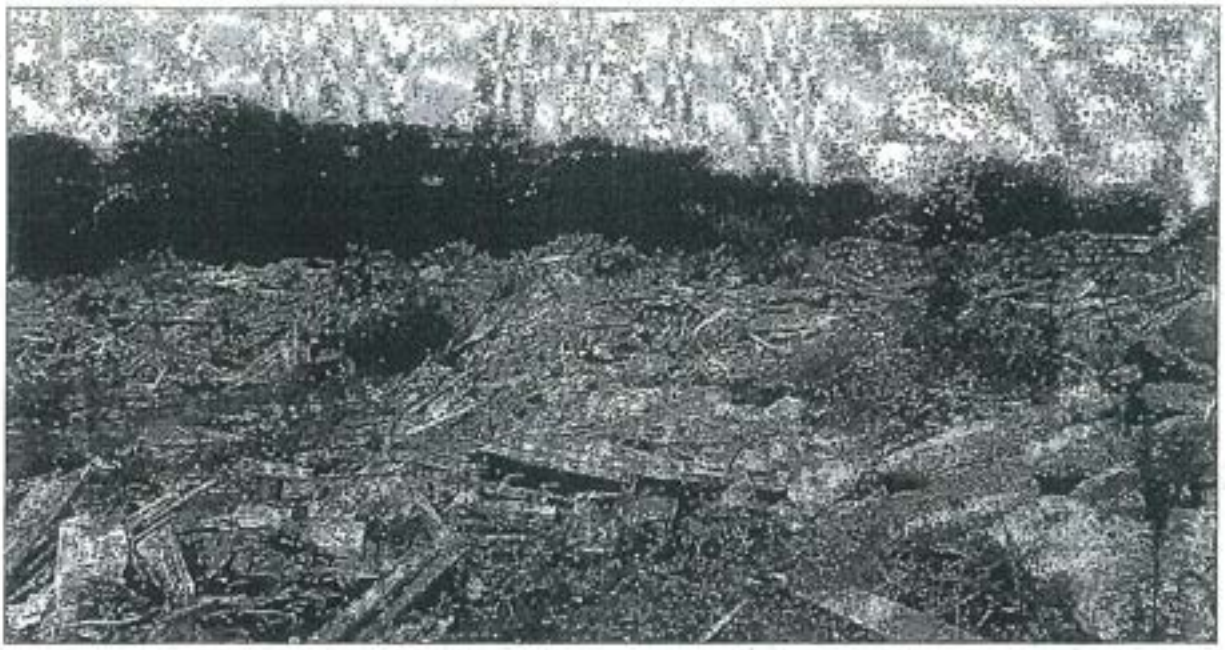

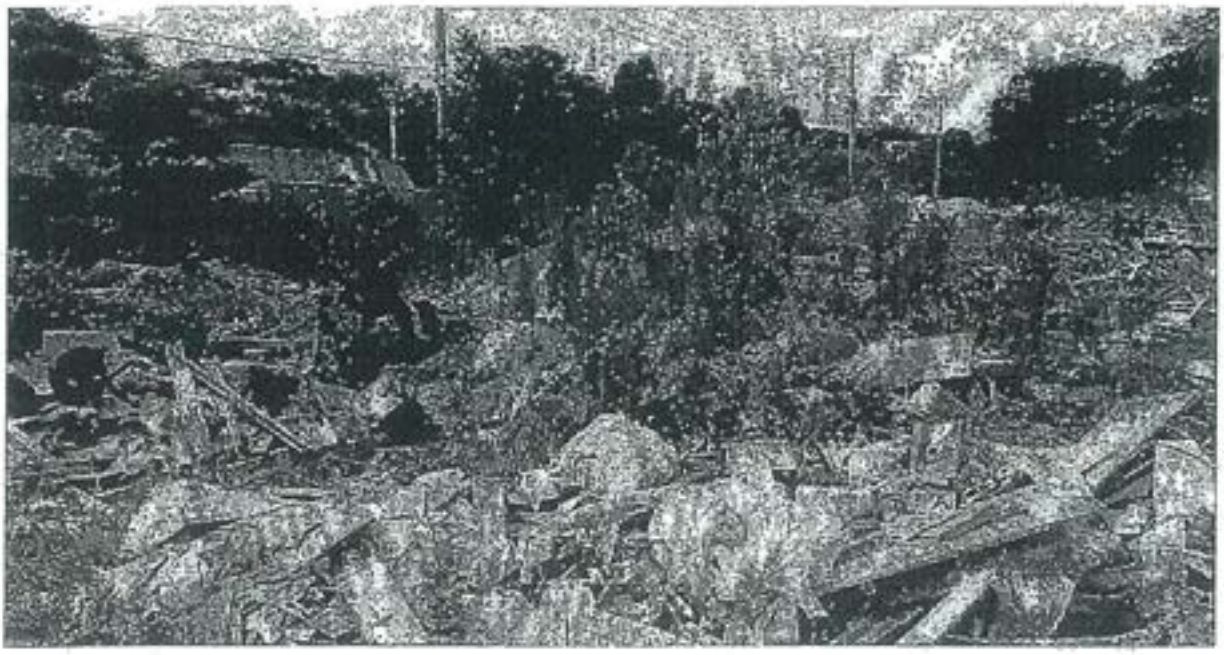

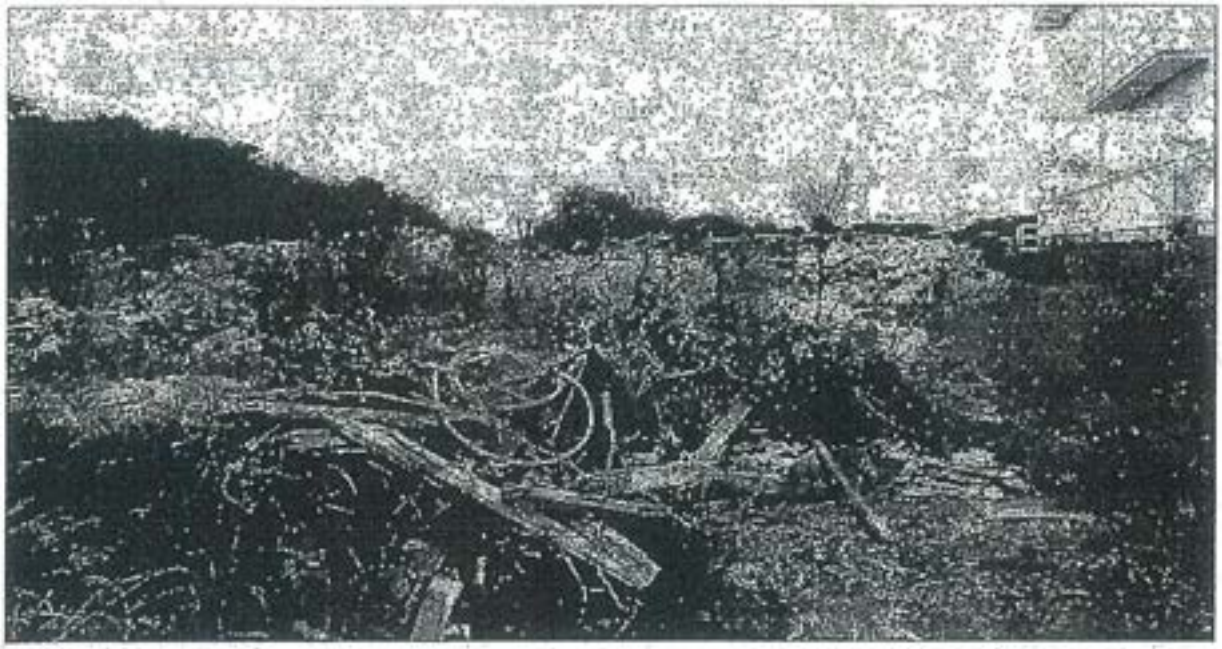

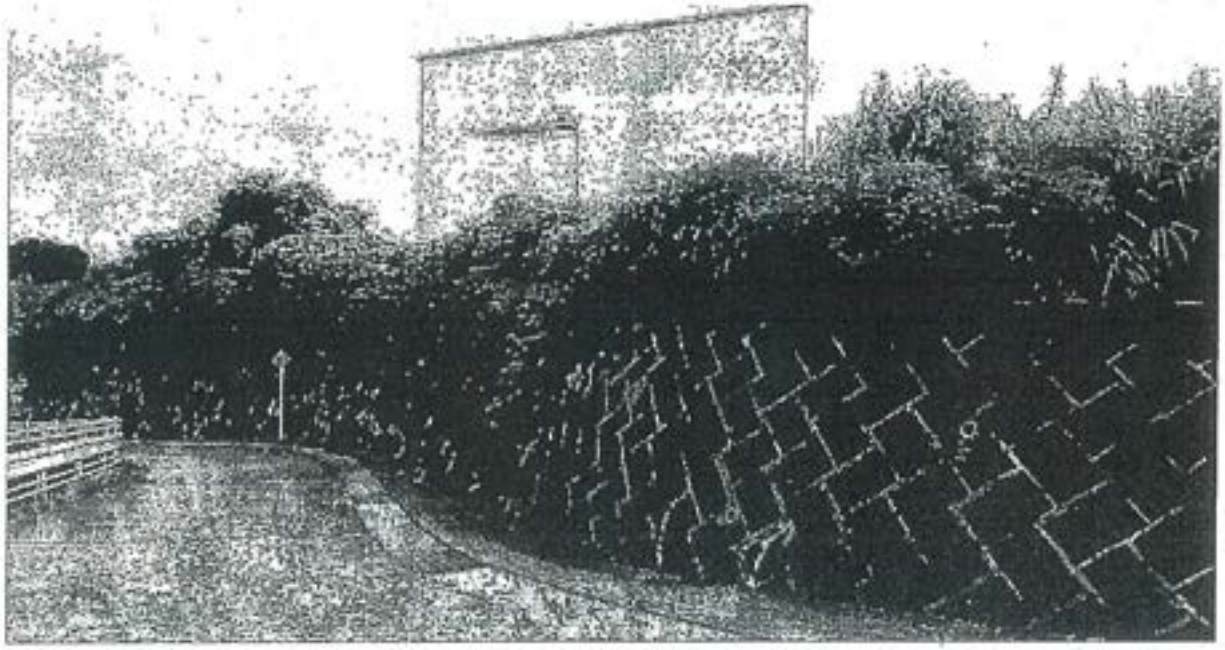

H22.9.6 二宮町山西・岩崎建材宅地造成現場

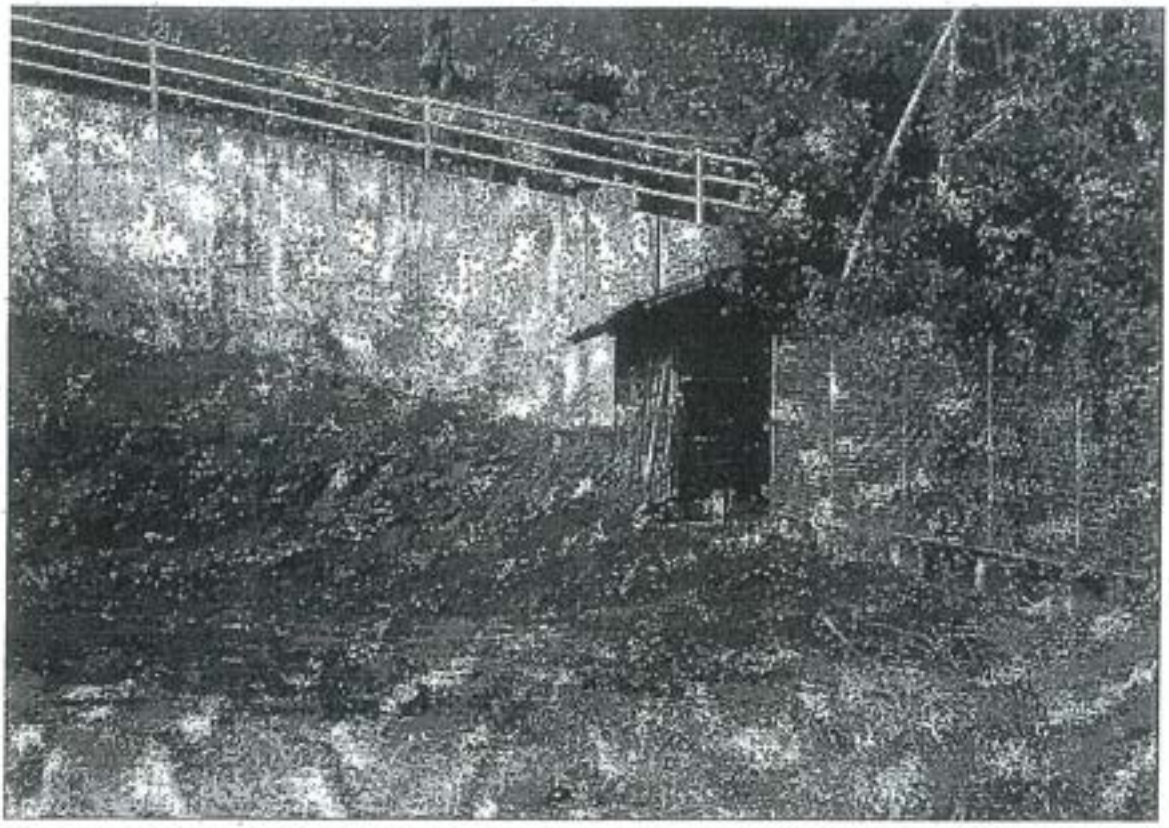

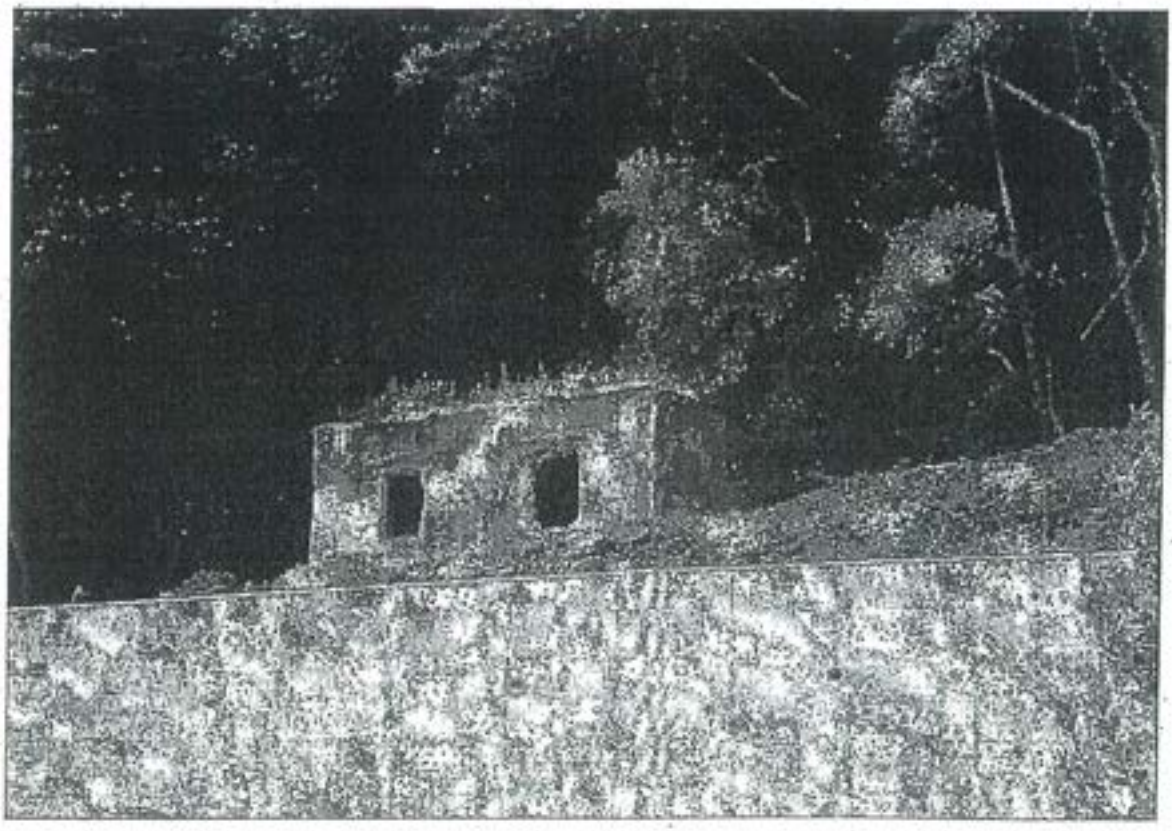

竹林を伐採して造成を行っている。工事は未完了。
敷地内に廃棄物はなく、木造の小屋とコンクリート製の構造物が残されている。
近隣住民の話では、８月中に一時工事が再開されたが、９月に入ってからは動きがなくなったとのこと。隣接の構造物を損傷するなど、工事によるトラブルがある一方、近隣説明を行わなくなってきており、不安を感じているとのこと。平塚土木事務所が定期的に巡回を行っている。



二宮工事現場H21.9.16



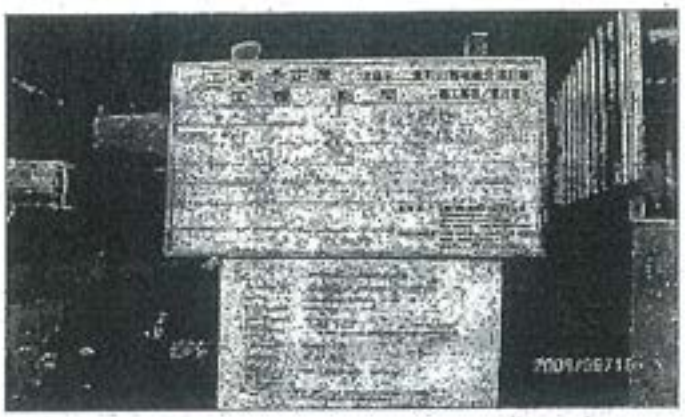



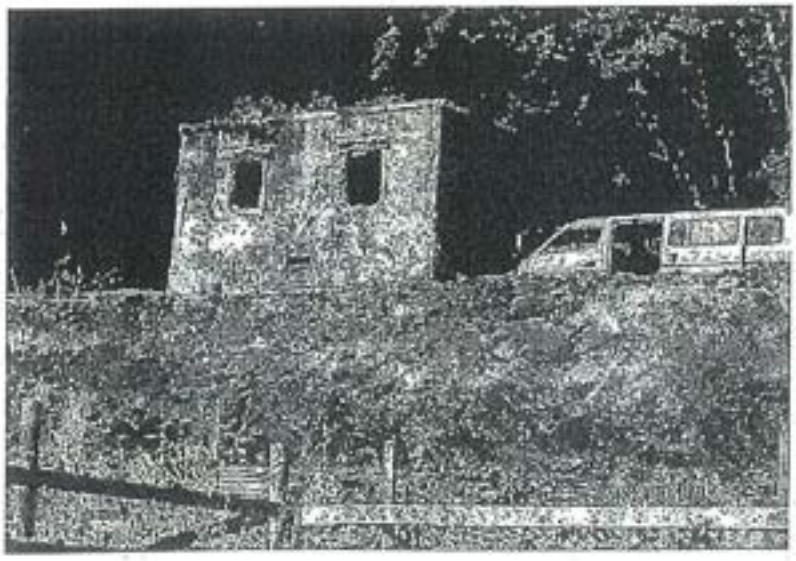

H22.9.6 熱海市伊豆山・新幹線ビルディング

別荘分譲地「ルネ伊豆山」を更に上ったところにある造成地。
開発道路、道路側溝、電柱は整備済みで、区画の造成はほぼ完了。各区画の石積要壁（間知ブロック）は整備中のものと未整備のものがある。
造成地全体の中腹辺りの区画に廃棄物が野積みされている。

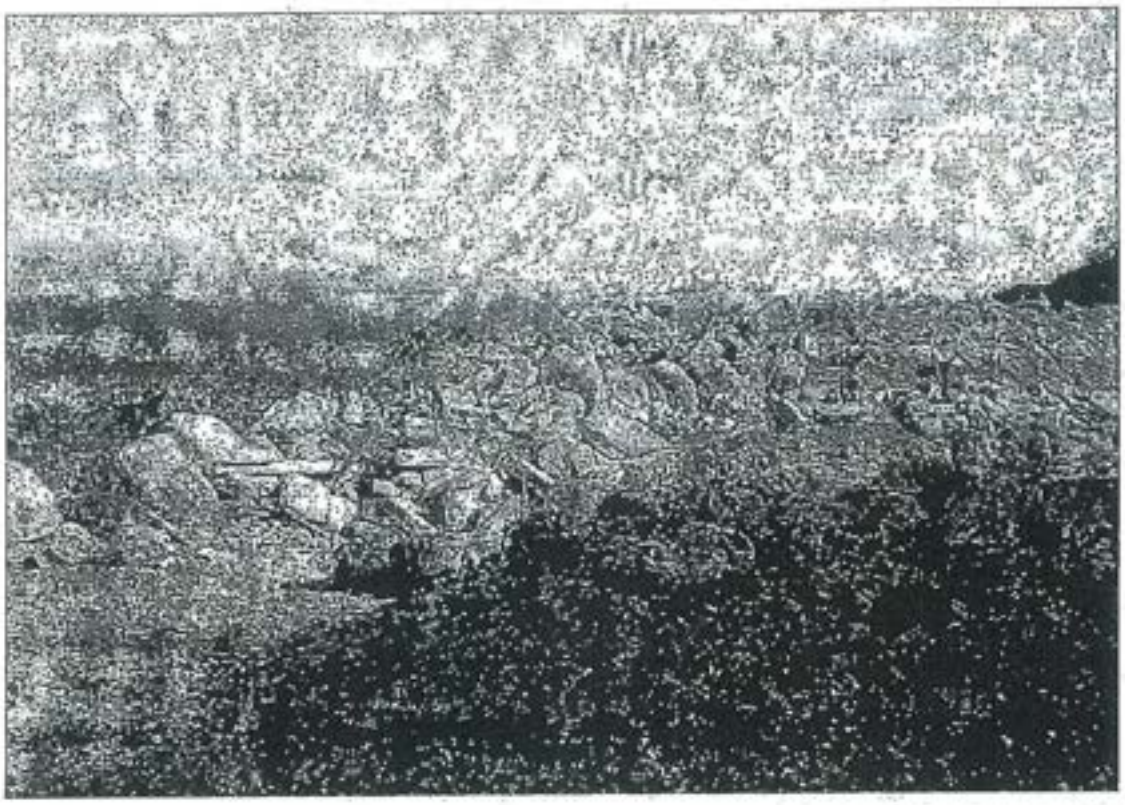

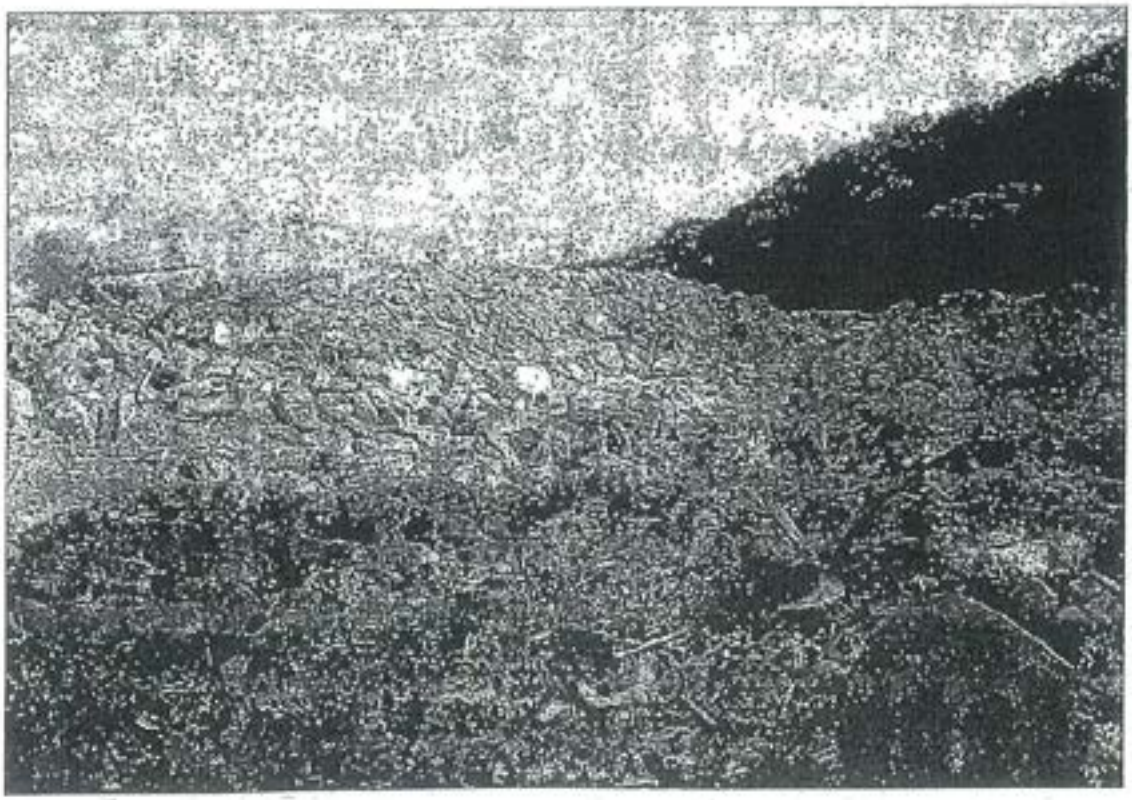

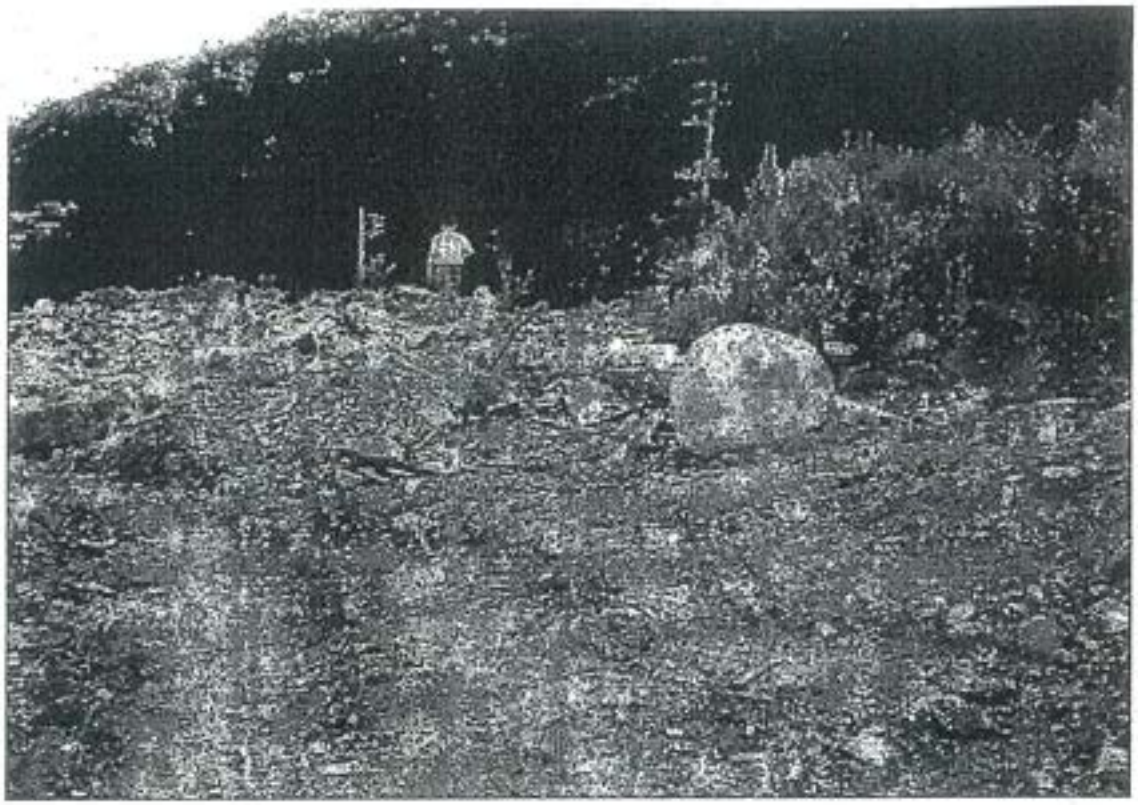



建築物の解体による廃棄物、中でもコンクリートガラが中心。羽根尾にあった木くず、樹木の根・枝は見られなかった。
大量の廃棄物が積まれており、周囲に囲いは設置されていない。

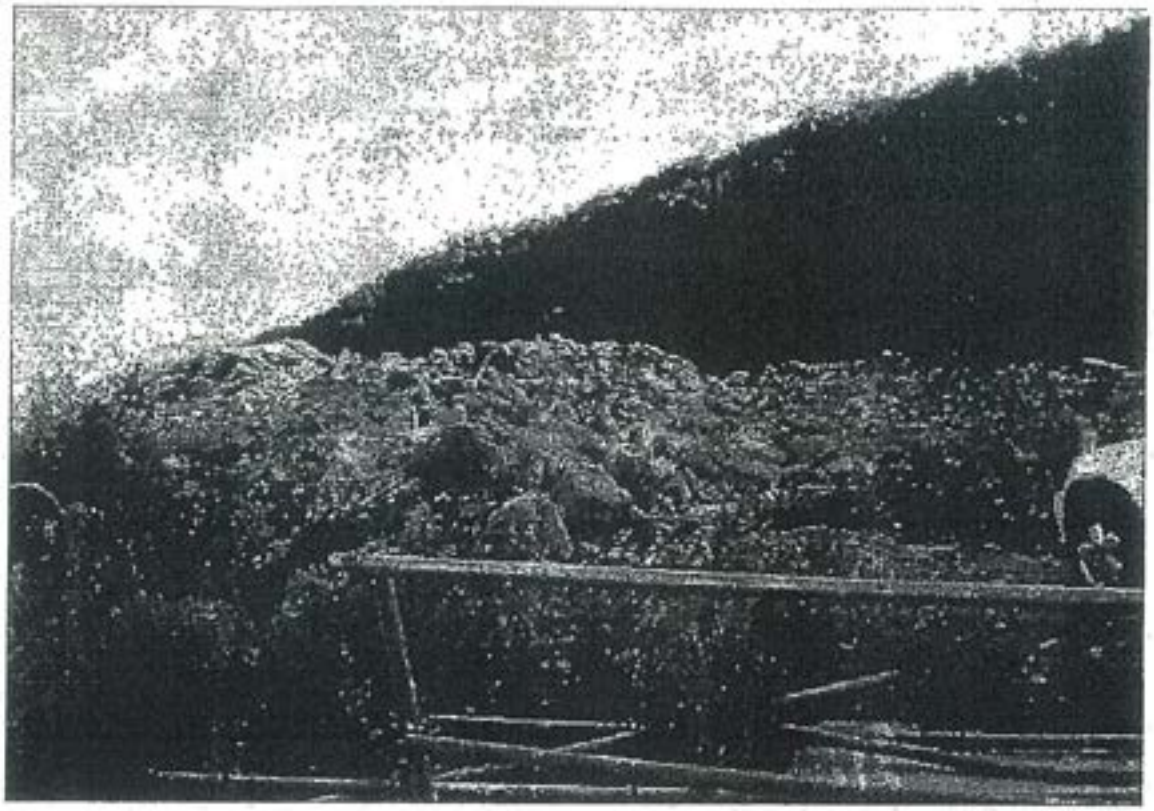



解体によると思われる大量の混合廃棄物あり。





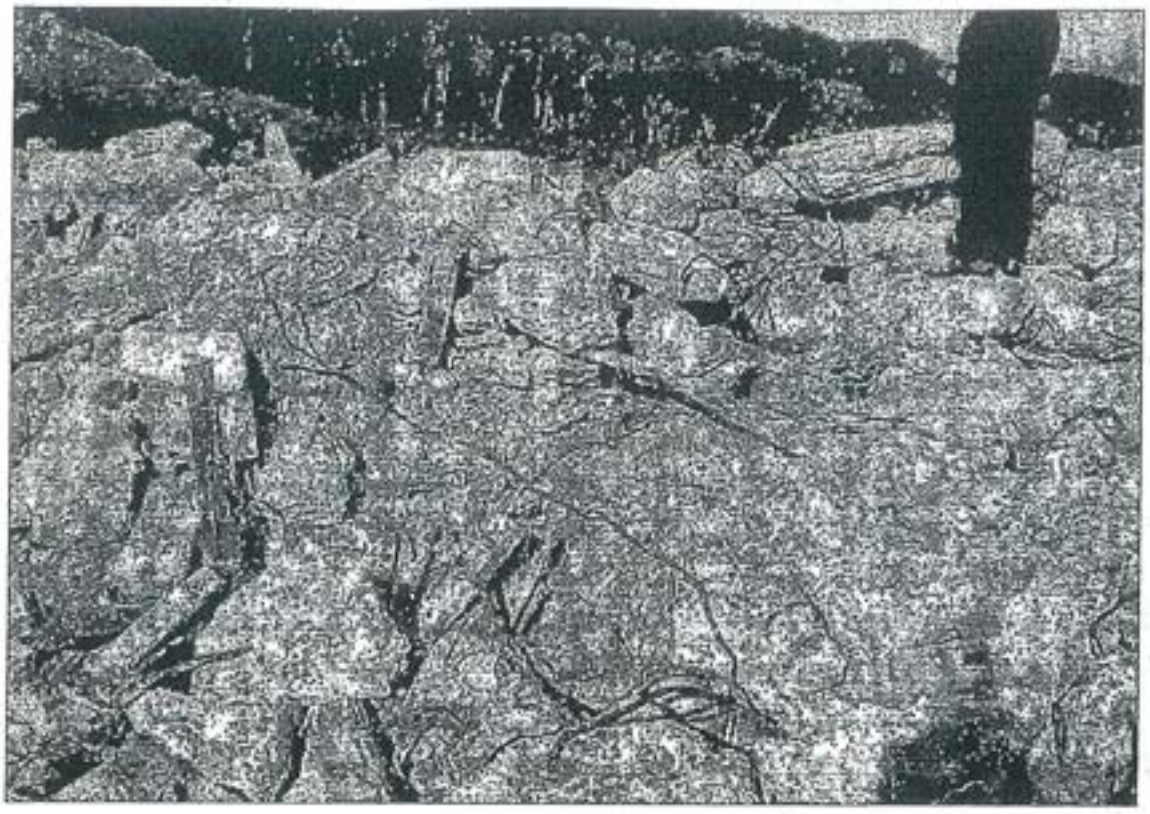

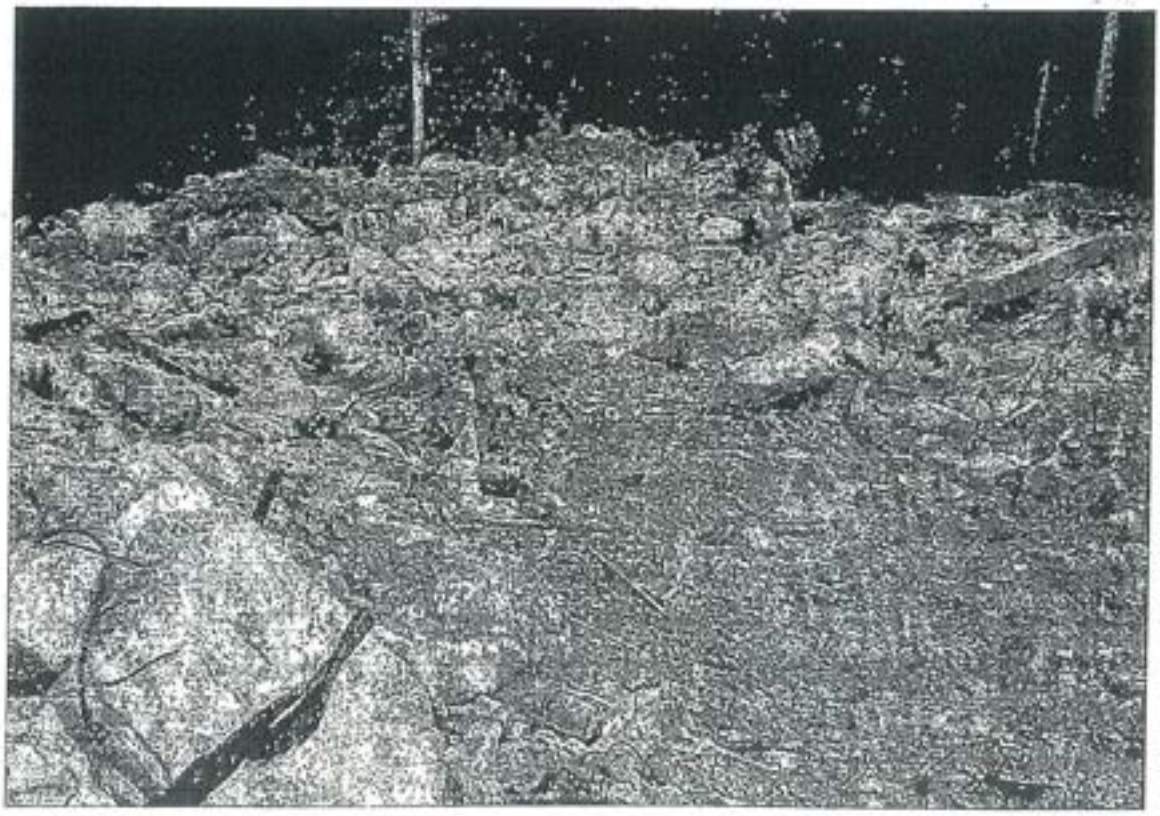

廃棄物の中にあった決算報告書。
「有限会社　春日（小田原市本町２−９−12）」
明細地図では「総合宴会場 宮小路 春日」。

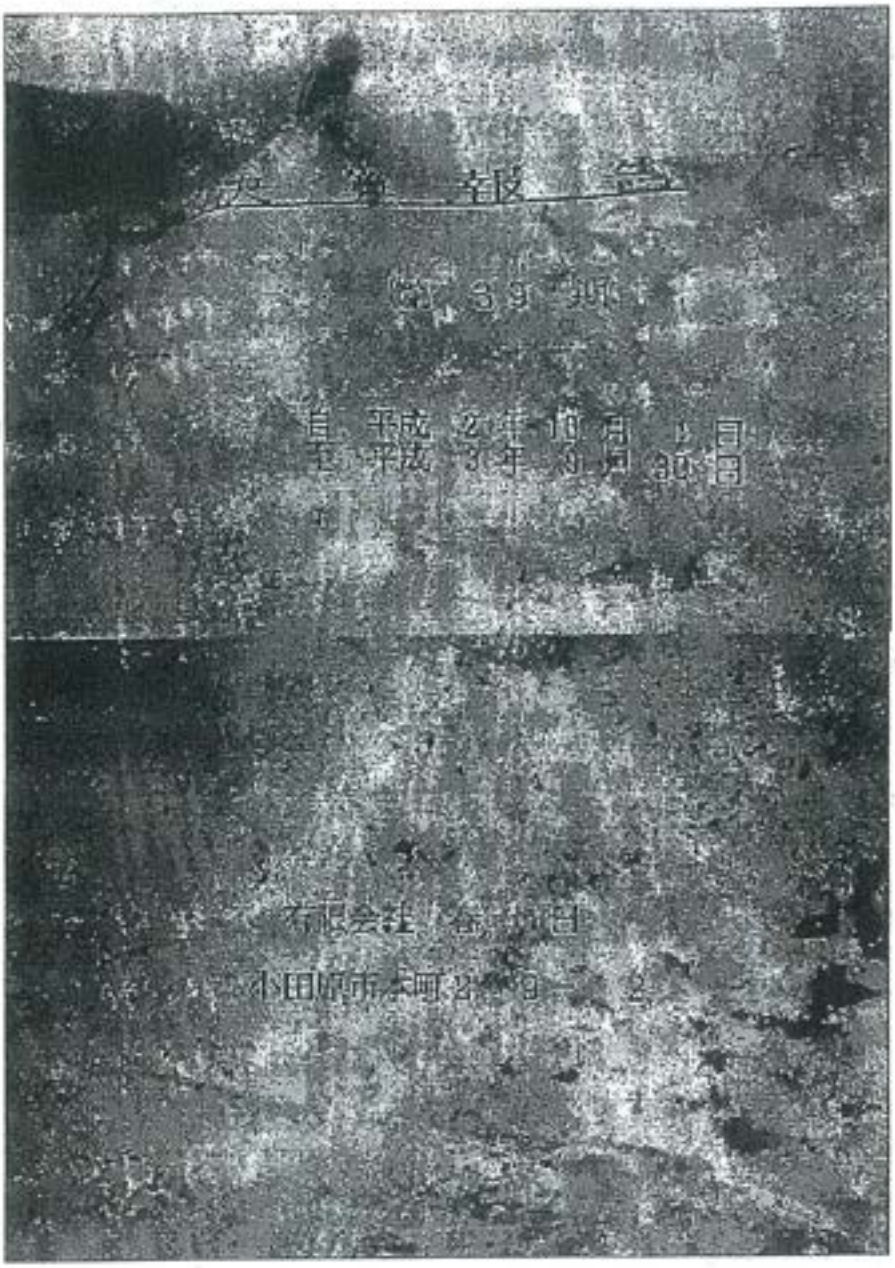

A112

供覧	課長	課長代理	専門監	課員	担当
	市川	小林		伊藤 川島 小林 古橋 古屋	高柳

打合せを1人の1人供覧する

東部健康福祉センターとの打合せ
平成22年9月16日(木)　15:00～16:30　県庁西館9階　くらし・環境部会議室

廃り課：伊藤班長、川島主幹、高柳主査、小林主査、古橋主任、古屋主任
東部HC：横山班長、大山主査、鈴木技師

1　事務連絡

(1)　不法投棄発見件数について

【横山】

- 分析の結果、1t未満の微小案件が増えている。
- 微小案件を除くと昨年並み。
- [redacted]
- パトロール委託の精度が上がっていると考えられる。

【伊藤】

- いきなり3倍増となる理由としてパトロール委託精度以外の外的要因~~があれば説明がつ~~く。（例=V字型景気回復）がなければ説明がつ
- パトロールの目的である[redacted]については、[redacted]もできる。
- この件数を~~再検討~~し、東部健康福祉センター環境部長又は技監から廃棄物リサイクル課長に説明・報告をお願いしたい。

(2)　その他　維持するなら

- 9月21日(火)に[redacted]保管場所の測量を実施。当日、環境局内の測量の出来る技術者がいないので富士土木事務所に技術支援を依頼。
- 9月28日(火)に[redacted]実施。
- 支障調査は特記仕様書を作成中。10月～11月に契約予定。
- [redacted]は10月27日(水)の予定。

2　個別案件

(1)　[redacted]

【東部HCからの状況報告】

- 平成21年12月4日付けの[redacted]
- 併せて、[redacted]及び[redacted]における[redacted]保管場所における[redacted]を求めた。
- 改善命令の履行がなされず、18条報告もなされていないため、9月8日に再度催告書を手交した。
- 9月13日、富士市からの連絡により9月11日～12日に焼却炉を使用したことが判明。
- 9月16日、富士市と合同で立入調査を実施。富士市は廃棄物対策課、環境課（ダイオキシン対策）及び土地対策課（都市計画法、違法建築対策）が連携して動いている。

[redacted]

- 9月21日に測量実施し、前回測量結果からの変位の有無を確認。[redacted]
- 指導経緯の一覧を作成する。（別添）

【まとめ】

- [redacted]を進める。（測量実施、指導経緯のまとめ）
- 焼却炉を使用させないよう指導を行う。

焼却炉が計りが必要なものかどうか確認を急ぐ。

(2)　[redacted]；別途報告

22.9.16
作成

(3) 新幹線ビルディング

【東部HCからの状況報告】

- 日金町解体現場は動きなし。
- 伊豆山造成地下流の残土処分場ではソーメイ（新幹線B関連会社）の千葉氏が工事を行っており、完了寸前のところにトランスファーの沼尾氏（新幹線B役員でもある）が割って入り、工事を継続している。
- 沼尾氏が持ち込んだ残土の中に木くずが混入されており、看過できないため聴取したころ、新幹線B天野社長の指示とのことであった。
- 9月9日に天野社長と面談したところ「沼尾に任せてある」との弁であった。
- 沼尾氏によると、日金町は有料老人ホームを経営する業者への売却計画があり、県介護保険課との相談をしているとのことであった。介護保険課に照会したところ相談の事実はなかった。
- このように、関係者に振り回されている感がある。

【神奈川県からの情報提供】

- 伊豆山造成地に放置された廃棄物の排出元の情報が提供された。
- 可能な範囲で連携していく。

【まとめ】

- 平成21年度に徴収した18条報告について疑義があることを理由に追加報告を求める。
  ① 新幹線B：解体工事に係る岩崎建材と自社との関係を示す資料の提出。
  ② 岩崎建材：解体工事に係る新幹線Bと自社との関係を示す資料の提出。
  ③ トランスファー：解体工事に係る新幹線B、岩崎建材及び自社との関係を示す資料の提出。

3 その他

[redacted]の件。[redacted][redacted]このため、撤去が滞っている。

A113

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成２２年９月２４日
2　監　視　員	横山主幹、大山主査、新谷特別監視員
3　業者氏名	(株)新幹線ビルディング
4　業者住所	熱海市伊豆山がれき置場・造成地Ｄ工区、日金町がれき置場
5　立　会　者	熱海市まちづくり課　西島、外１名

6　現地の状況

＜概　要＞

・赤井谷残土処分地は上部まで整形され、木くずの存在は見受けられない。
　市役所の情報では、前回立入後一時木くずを回収し、山になっていたとのことであるが、
　その木くずがどのように処分されたのかは不明。



伊豆山がれき置場造成地、Ｄ工区は変化なし。



日金町がれき置場は変化無し。



7　今後の対応

・沼尾氏と接触をし、説明を求めていく。

（市役所で沼尾氏を呼びだしているとのこと、沼尾氏からは２７日以降にて欲しいとの返答があったとのこと。）

◎ 区　分

排出事業所	製造業	多量排出事業所		その他		○
		その他				
	建設業	多量排出事業所		し尿処理施設		
		その他		ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所				埋立	
	下水処理施設				その他	
	埋設地を有する事業所			その他処理施設		
	その他					
廃棄処理業者	収集運搬	特管物以外		◎産業廃棄物処理施設		
		特管物		許可対象　中間処理施設		
	中間処分	特管物以外		最終処分　安定型		
		特管物		管理型		
	最終処分	特管物以外		遮断型		
		特管物		許可対象外　中間処理施設		

A114

電話・口頭記録簿

部　長	技　監	横山	田島	三井	岡	山口	大山	桝田
小澤	鈴木孝	泊	柳澤	小山	綿野	新谷	郡司	担当

受信年月日	平成22年9月29日13：03	発信者	㈱新幹線ビルディング　天野社長
起案年月日	平成22年9月29日		
決裁年月日	平成22年9月　日	受信者	廃棄物課　山口

題	廃棄物の撤去計画書の提出について
用件・処（伺い）概要	〈天野社長〉 ・作業スケジュールを昨日あたりそちらに郵送する予定だったが、作成が遅れているので、出来次第送る。 ・日金のがれきについても撤去する準備ができた。業者に委託することとした。これについても計画書の中に書くので見て欲しい。 ↓ 〈廃棄物課〉 ・届いたら内容をみて、わからない点はまた連絡する。 ※9月9日に交付した指導票に基づく報告書及び撤去計画書の提出のことを指していると思われる。

A115-1

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成２２年１０月７日 PM　1:30～3:30 頃まで
2　監　視　員	岡専門主査、山口主査、小澤主任
3　業者氏名	(株)新幹線ビルディング
4　業者住所	熱海市伊豆山　赤井谷残土処分地、がれき置場、造成地Ｄ工区
5　立　会　者	重機オペレーター　キクチ

6　現地の状況

①赤井谷残土処分地

◆現場の状況は以下のとおり。

・赤井谷残土処分地は上部まで整形されていたが、上部の法面の一部が崩落していた。
・また、上部の奥には多量の残土が盛り上げて入れられていた。
・場内では雨水があちこちに溜まっていて、排水用の溝が掘られていた。
・処分地から拾い上げたと思われる木くずは、目視では依然不明。
・重機オペレーターのキクチ氏が最上段の進入路上で重機の修理をしていた。
・木くずの置き場所を確認するために、現地から千葉氏に電話したところ、重機オペレーターに聞いてみてとのことだったので、キクチ氏に聞いた。以下は、キクチ氏の話。

＜キクチ氏から聞いた話＞

・木くずは残土が盛り上がっているところの右あたりの下にあると思う。量はそんなに多くない。集めたのは大きめの木くずだ。置いてあった所に後から沢山の残土が運び入れられたので、埋まって見えなくなってしまった。残土をどけたら、木くずをとりだしておく。
・残土を積んだトラックはまだ入ってくる。前より少ないが、最近だと多いときで１日 10 台ぐらい。３台ぐらいのトラックが往復しているようだ。そんな遠い現場から来ているのではないと思う。湯河原あたりじゃないかな。
・処分場の整形はまだ終わっていない。木のあるあたりの上段部あたりにあと２～３段作る。
・進入路に砂利を敷いている。（途中までがれきを細かくしたものが敷かれていた）
・自分の仕事は言われたことをやっているだけなので、いろんなことは上の人に聞いて欲しい。

◆キクチ氏から話を聞いていた最中の 15：00 頃、土砂運搬等トラックが一台進入してきて、進入路上に土砂らしきものを置いた。キクチ氏が言うには、進入路に敷く砂利を持ってきたかなというので、一緒に見たところ、土、砕かれたかわら、陶器類で粒度が不ぞろいのもの、ガラスくず、鉄筋、廃プラなどが混ざったものだった。見たところ、敷石にするには、問題があると思われる状態のものである。降りてきた運転手に話をきいた。

＜トラック情報＞

・社名　→　(有)徳匠工業　　相模㊿２３６３
・ナンバープレート　→　相模 100 は 2845
・残土出入証のステッカー　→　22　11 月（協）西湘グラヴェル　開発　相 100 は 2845　臨時
・産業廃棄物収集運搬車の表示はない

＜運転手（名前未確認）から聞いた話＞

・前に持ってきたものより綺かいものがいいというので、これをもってきた。B級品だ。ただか、安いものだろうな。

・茅ヶ崎にあるハーバー湘南の置き場から１時間ぐらいで来た。

・自分を含めて５台分くる。残り４台もすぐ来るはずだ。４台目にうちの番頭の加藤が乗っているので経かいことはきいてほしい。（結局残り４台は、当課がいる間は入ってこなかった。付近で待機していたようである。目視できたのは１台（相模100は1803））

②がれき置場

・保管物、量は変化なし。

・保管物の上を重機が通って踏み固められたような跡が、前よりはっきりしているような気がする。

・がれき置場から残土処分場へは、重機で通れる状態。

③造成地Ｄ工区

・特に変化なし

7　今後の対応

・沼尾氏、天野氏と接触をし、説明を求めていく。ハーバー湘南への接触も検討する。

・県庁廃棄物リサイクル課川島主幹に情報提供し、警察を含めた対応を依頼する。

・熱海市まちづくり課に情報提供する。

・ハーバー湘南から運んできた物の中から拾ったスレート様の物のアスベスト含有の有無を分析する。

◎　区　分

排出事業所	製造業	多量排出事業所		その他		○
		その他				
	建設業	多量排出事業所		し尿処理施設		
		その他		ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物非出事業所				埋立	
	下水処理施設				その他	
	埋設地を有する事業所			その他処理施設		
	その他					
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外		◎産業廃棄物処理施設		
		特管物		許可対象　中間処理施設		
	中間処分	特管物以外		最終処分　安定型		
		特管物		管理型		
	最終処分	特管物以外		遮断型		
		特管物		許可対象外　中間処理施設		



場内あちこちに水がたまっている。



雨により表面が崩落している



最上段部に入れられている戦士



この穴は戦士をはこんでくるに必ず入れを解うものに
→ 厚ブ穴 とのこと（ヨクイ氏説）



細かい木くずはまだ残っている







このあたりに集めたスくずがあるらしい。（職員が立っているあたりの下。進入路と平行した高さのあたり。



ハーバー東南から遥んでなにかをたけているところ



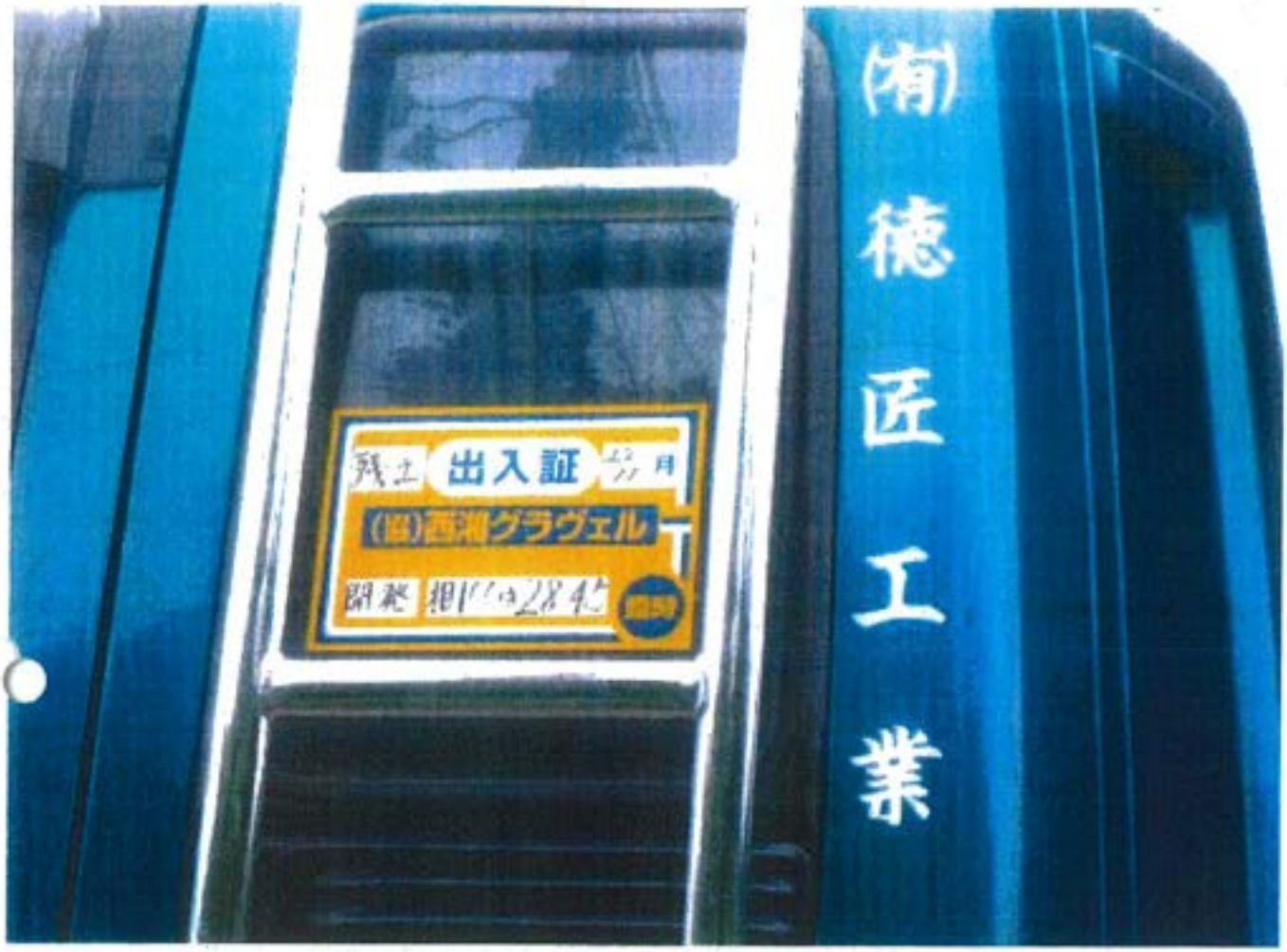
(有)徳匠工業
出入証
(株)西湘グラヴェル


63







あいおいのモックチ[illegible]からしている





転圧こ小石状態













A115-2

| 伺い・供覧 | 課長 | 課長代理 | 専門監 | 課員 | 課員 | 課員

＜運転手（名前未確認）から聞いた話＞

・前に持ってきたものより細かいものがいいというので、これをもってきた。B級品だ。ただか、安いものだろうな。

・茅ヶ崎にあるハーバー湘南の置き場から１時間ぐらいで来た。

・自分を含めて５台分くる。残り４台もすぐ来るはずだ。４台目にうちの番頭の加藤が乗っているので細かいことはきいてほしい。（結局残り４台は、当課がいる間は入ってこなかった。付近で待機していたようである。目視できたのは１台（相模 100 は 1803））

②がれき置場

・保管物、量は変化なし。

・保管物の上を重機が通って踏み固められたような跡が、前よりはっきりしているような気がする。

・がれき置場から残土処分場へは、重機で通れる状態。

③造成地Ｄ工区

・特に変化なし

7　今後の対応

・沼尾氏、天野氏と接触をし、説明を求めていく。ハーバー湘南への接触も検討する。

・県庁廃棄物リサイクル課川島主幹に情報提供し、警察を含めた対応を依頼する。

・熱海市まちづくり課に情報提供する。

・ハーバー湘南から運んできた物の中から拾ったスレート様の物のアスベスト含有の有無を分析する。

◎　区　分

排出事業所	製造業	多量排出事業所		その他		○
		その他				
	建設業	多量排出事業所		し尿処理施設		
		その他		ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所				埋立	
	下水処理施設				その他	
	埋設地を有する事業所			その他処理施設		
	その他					
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外		◎産業廃棄物処理施設		
		特管物		許可対象　中間処理施設		
	中間処分	特管物以外		最終処分　安定型		
		特管物		管理型		
	最終処分	特管物以外		遮断型		
		特管物		許可対象外　中間処理施設		

A115-3

問い・供覧	課長	課長代理	専門監	課員			担当
	市川	林		伊藤	高柳 松井	小林	小林

郷川くより 欠けとメクバかい 依見ず

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成２２年１０月７日 PM　1:30～3:30 頃まで
2　監　視　員	岡専門主査、山口主査、小澤主任
3　業　者　氏　名	(株)新幹線ビルディング
4　業　者　住　所	熱海市伊豆山　赤井谷残土処分地、がれき置場、造成地Ｄ工区
5　立　会　者	重機オペレーター　キクチ

6　現地の状況

①赤井谷残土処分地

◆現場の状況は以下のとおり。

・赤井谷残土処分地は上部まで整形されていたが、上部の法面の一部が崩落していた。
・また、上部の奥には多量の残土が盛り上げて入れられていた。
・場内では雨水があちこちに溜まっていて、排水用の溝が掘られていた。
・処分地から拾い上げたと思われる木くずは、目視では依然不明。
・重機オペレーターのキクチ氏が最上段の進入路上で重機の修理をしていた。
・木くずの置き場所を確認するために、現地から千葉氏に電話したところ、重機オペレーターに聞いてみてとのことだったので、キクチ氏に聞いた。以下は、キクチ氏の話。

＜キクチ氏から聞いた話＞

・木くずは残土が盛り上がっているところの右あたりの下にあると思う。量はそんなに多くない。集めたのは大きめの木くずだ。置いてあった所に後から沢山の残土が運び入れられたので、埋まって見えなくなってしまった。残土をどけたら、木くずをとりだしておく。
・残土を積んだトラックはまだ入ってくる。前より少ないが、最近だと多いときで１日 10 台ぐらい。３台ぐらいのトラックが往復しているようだ。そんな遠い現場から来ているのではないと思う。湯河原あたりじゃないかな。
・処分場の整形はまだ終わっていない。木のあるあたりの上段部あたりにあと２～３段作る。
・進入路に砂利を敷いている。（途中までがれきを細かくしたものが敷かれていた）
・自分の仕事は言われたことをやっているだけなので、いろんなことは上の人に聞いて欲しい。

◆キクチ氏から話を聞いていた最中の 15：00 頃、土砂運搬等トラックが一台進入してきて、進入路上に土砂らしきものを置いた。キクチ氏が言うには、進入路に敷く砂利を持ってきたかなというので、一緒に見たところ、土、砕かれたかわら、陶器類で粒度が不ぞろいのもの、ガラスくず、鉄筋、廃プラなどが混ざったものだった。見たところ、敷石にするには、問題があると思われる状態のものである。降りてきた運転手に話をきいた。

＜トラック情報＞

・社名　→　(有)徳匠工業　　相模㊞２３６３
・ナンバープレート　→　相模 100 は 2845
・残土出入証のステッカー　→　22　11月（協）西湘グラヴェル　開発　相 100 は 2845　臨時
・産業廃棄物収集運搬車の表示はない

＜運転手（名前未確認）から聞いた話＞

・前に持ってきたものより細かいものがいいというので、これをもってきた。B級品だ。ただか、安いものだろうな。

・茅ヶ崎にあるハーバー湘南の置き場から1時間ぐらいで来た。

・自分を含めて5台分くる。残り4台もすぐ来るはずだ。4台目にうちの番頭の加藤が乗っているので細かいことはきいてほしい。（結局残り4台は、当課がいる間は入ってこなかった。付近で待機していたようである。目視できたのは1台（相模100は1803））

②がれき置場

・保管物、量は変化なし。

・保管物の上を重機が通って踏み固められたような跡が、前よりはっきりしているような気がする。

・がれき置場から残土処分場へは、重機で通れる状態。

③造成地D工区

・特に変化なし

7　今後の対応

・沼尾氏、天野氏と接触をし、説明を求めていく。ハーバー湘南への接触も検討する。

・県庁廃棄物リサイクル課川島主幹に情報提供し、警察を含めた対応を依頼する。

・熱海市まちづくり課に情報提供する。

・ハーバー湘南から運んできた物の中から拾ったスレート様の物のアスベスト含有の有無を分析する。

◎　区　分

排出事業所	製造業	多量排出事業所		その他		○
		その他				
	建設業	多量排出事業所		し尿処理施設		
		その他		ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所				埋立	
	下水処理施設				その他	
	埋設地を有する事業所			その他処理施設		
	その他					
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外		◎産業廃棄物処理施設		
		特管物		許可対象　中間処理施設		
	中間処分	特管物以外		最終処分　安定型		
		特管物		管理型		
	最終処分	特管物以外		遮断型		
		特管物		許可対象外　中間処理施設		

新幹線ビルディングにかかる不適正保管現場（伊豆山）

H22.10.7東部HC立入時撮影

































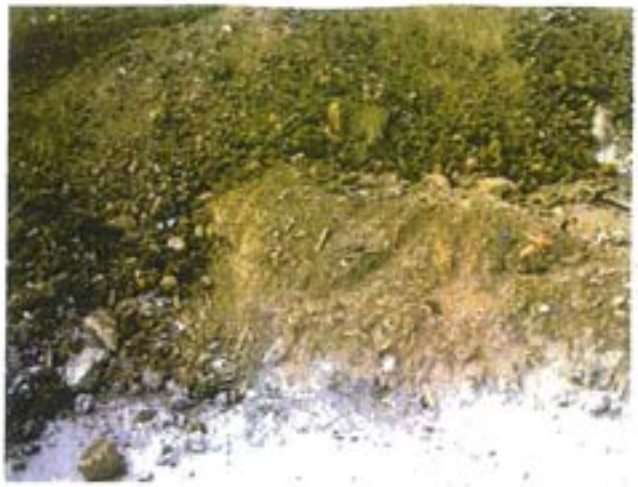














瓦礫類の投棄の現認状況

H22.10.7東部HC立入時撮影





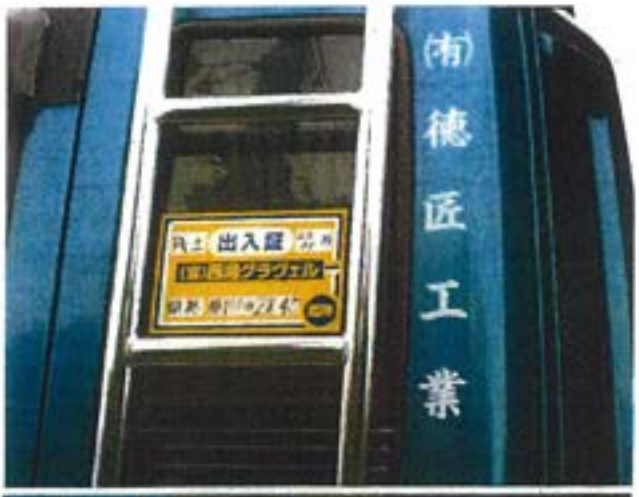






相模㊟2363















A116-1

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成２２年１０月８日　14：00～
2　監　視　員	横山班長、山口主査　　廃棄物リサイクル課　川島副班長、小林主査
3　業者氏名	(株)新幹線ビルディング
4　業者住所	熱海市伊豆山　赤井谷残土処分地
5　立　会　者	なし

6　現地の状況

＊前日の立入時に瓦くず・がれき等の搬入を確認したので、その後の状況を廃棄物リサイクル課とともに調査した。

調査後、熱海市役所、熱海警察署生活安全課に情報提供した。

・作業は行われていなかった。

・瓦くず、がれき等は広範囲（幅約８ｍ×長さ約 40m）に薄く敷き詰められていた（厚さは 10cm 程）。粒度は整っているとは思われず、かなり大きながれきもみられた。

・瓦くずの他少量の廃プラスチック、ガラスくず、金属くず等の混入が認められた。





大きさがノート（A4）程のがれき



プラスチック類



金属くず

・ダンプの進入路として以前から鉄板が張られているが、その末端にはダンプからの土砂をうけるためと思われる穴が掘られていた。

【熱海警察署　生活安全課への情報提供】

・今回の調査結果を報告。

・熱海署としては、[redacted]のではないかとの見解。[redacted]とのこと。

・なお、新幹線ビルディングの案件については、苦情により伊豆山の現場にも行き、また、[redacted]

7　今後の対応

・今回調査の瓦くず等が廃棄物と認定できるのか、排出元への調査等を行う必要があるものと思われる。

・沼尾氏、天野氏と接触をし、説明を求めていく。ハーバー湘南への接触も検討する。

◎　区　分

排出事業所	製造業	多量排出事業所		その他		○
		その他				
	建設業	多量排出事業所		し尿処理施設		
		その他		ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所				埋立	
	下水処理施設				その他	
	埋設地を有する事業所			その他処理施設		
	その他					
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外		◎産業廃棄物処理施設		
		特管物		許可対象　中間処理施設		
	中間処分	特管物以外		最終処分　安定型		
		特管物		管理型		
	最終処分	特管物以外		遮断型		
		特管物		許可対象外　中間処理施設		

A116-2

伺い・供覧	課長	課長代理	専門監	課員	担当

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成２２年１０月８日　14：00～
2　監　視　員	横山班長、山口主査　　廃棄物リサイクル課　川島副班長、小林主査
3　業者氏名	(株)新幹線ビルディング
4　業者住所	熱海市伊豆山　赤井谷残土処分地
5　立　会　者	なし

6　現地の状況

＊前日の立入時に瓦くず・がれき等の搬入を確認したので、その後の状況を廃棄物リサイクル課とともに調査した。

調査後、熱海市役所、熱海警察署生活安全課に情報提供した。

・作業は行われていなかった。

・瓦くず、がれき等は広範囲（幅約８ｍ×長さ約 40m）に薄く敷き詰められていた（厚さは 10cm 程）。粒度は整っているとは思われず、かなり大きながれきもみられた。

・瓦くずの他少量の廃プラスチック、ガラスくず、金属くず等の混入が認められた。



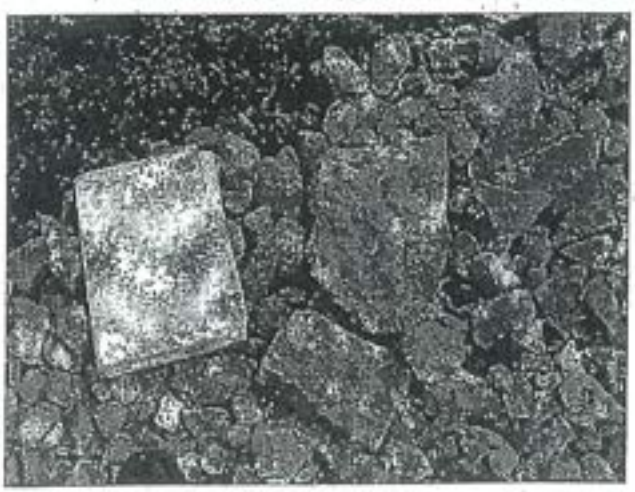

大きさがノート（A4）程のがれき



プラスチック類

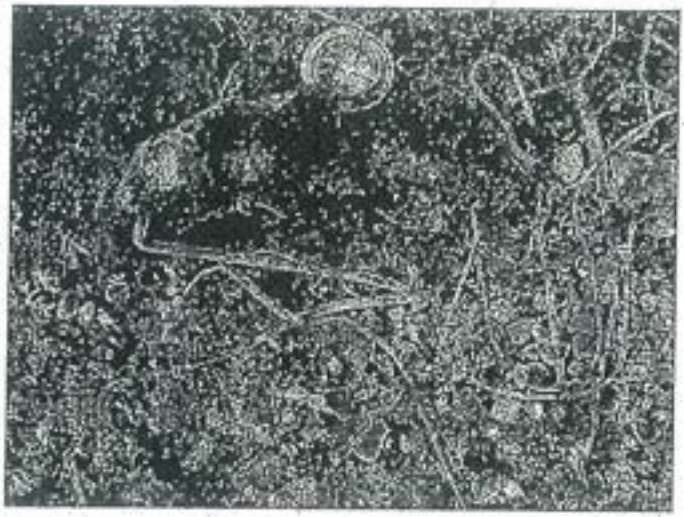

金属くず

・ダンプの進入路として以前から鉄板が張られているが、その末端にはダンプからの土砂をうけるためと思われる穴が掘られていた。

【熱海警察署　生活安全課への情報提供】

・今回の調査結果を報告。

・熱海署としては、[redacted]ではないかとの見解。[redacted]とのこと。

・なお、新幹線ビルディングの案件については、苦情により伊豆山の現場にも行き、また、[redacted]

7　今後の対応

・今回調査の瓦くず等が廃棄物と認定できるのか、排出元への調査等を行う必要があるものと思われる。

・沼尾氏、天野氏と接触をし、説明を求めていく。ハーバー湘南への接触も検討する。

◎　区　分

排出事業所	製造業	多量排出事業所		その他		○
		その他				
	建設業	多量排出事業所		し尿処理施設		
		その他		ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所				埋立	
	下水処理施設				その他	
	埋設地を有する事業所			その他処理施設		
	その他					
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外		◎産業廃棄物処理施設		
		特管物		許可対象　中間処理施設		
	中間処分	特管物以外		最終処分　安定型		
		特管物		管理型		
	最終処分	特管物以外		遮断型		
		特管物		許可対象外　中間処理施設		

A117-1

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成２２年１０月１２日　10：30～
2　監　視　員	横山班長、新谷特別監視員
3　業者氏名	(株)新幹線ビルディング
4　業者住所	熱海市伊豆山　赤井谷残土処分地
5　立　会　者	なし

6　現地の状況

＊先週の状況から、その後の不適正搬入の懸念が生じたので、再度の現地調査を行った。

・作業は行われていなかった。

・瓦くず等の敷きこまれた上に薄く土砂が被せられていた。ただし、覆土が薄く、外観上容易に瓦等の存在が確認できるような状況（完全に覆いつくされていない）のため、瓦くず等の存在を隠す意図は希薄と思われる。



・ダンプ搬入路鉄板の端の穴は土砂でふさがっていた。連休中に土砂搬入（被せた土砂も含め）があったものと思われる。



7　今後の対応

・廃棄物リサイクル課、熱海市に情報提供する。

・現地調査を継続実施する。

◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所		その他		○
		その他				
	建設業	多量排出事業所		し尿処理施設		
		その他		ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所				埋立	
	下水処理施設				その他	
	埋設地を有する事業所			その他処理施設		
	その他					
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外		◎産業廃棄物処理施設		
		特管物		許可対象　中間処理施設		
	中間処分	特管物以外		最終処分　安定型		
		特管物		管理型		
	最終処分	特管物以外		遮断型		
		特管物		許可対象外　中間処理施設		

A117-2

伺い・供覧	課長	課長代理	専門監	課員					担当

監視指導状況報告書

1	監視指導年月日	平成２２年１０月１２日　10：30～
2	監視員	横山班長、新谷特別監視員
3	業者氏名	(株)新幹線ビルディング
4	業者住所	熱海市伊豆山　赤井谷残土処分地
5	立会者	なし

6　現地の状況

＊先週の状況から、その後の不適正搬入の懸念が生じたので、再度の現地調査を行った。

・作業は行われていなかった。

・瓦くず等の敷きこまれた上に薄く土砂が被せられていた。ただし、覆土が薄く、外観上容易に瓦等の存在が確認できるような状況（完全に覆いつくされていない）のため、瓦くず等の存在を隠す意図は希薄と思われる。

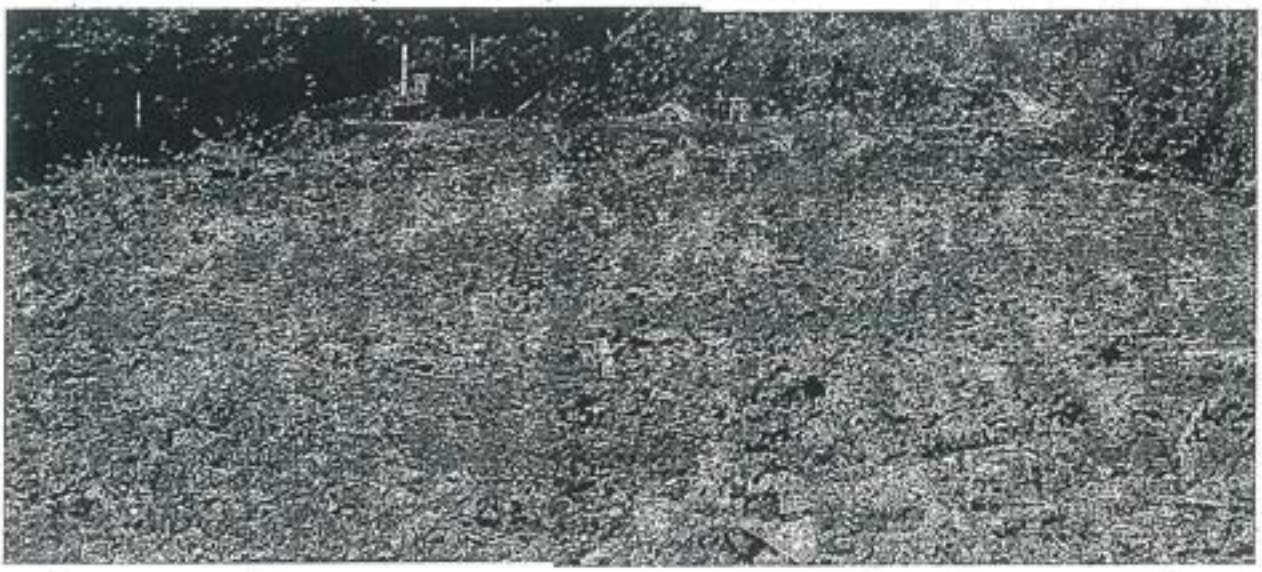

・ダンプ搬入路鉄板の端の穴は土砂でふさがっていた。連休中に土砂搬入（被せた土砂も含め）があったものと思われる。

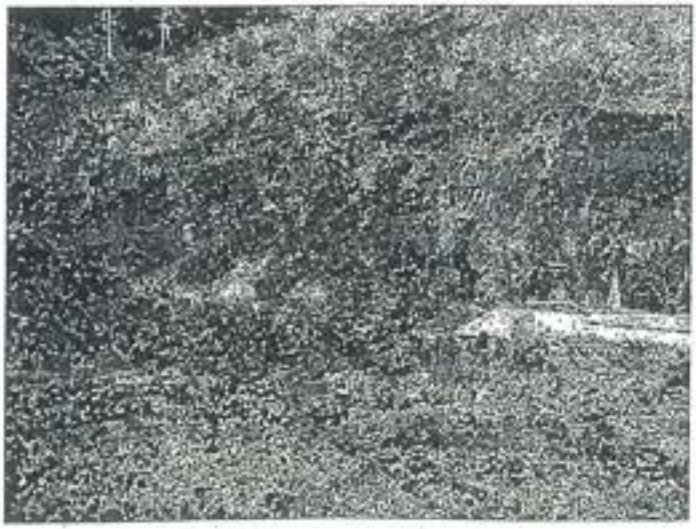

7　今後の対応

・廃棄物リサイクル課、熱海市に情報提供する。

・現地調査を継続実施する。

◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所		その他		○
		その他				
	建設業	多量排出事業所		し尿処理施設		
		その他		ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所				埋立	
	下水処理施設				その他	
	埋設地を有する事業所			その他処理施設		
	その他					
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外		◎産業廃棄物処理施設		
		特管物		許可対象　中間処理施設		
	中間処分	特管物以外		最終処分　安定型		
		特管物		管理型		
	最終処分	特管物以外		遮断型		
		特管物		許可対象外　中間処理施設		

A118-1

監視指導状況報告書

問い・供覧	課長	課長代理	課長補	課員	監査

1　監視指導年月日	平成２２年１０月１３日　11：00～12：00
2　監　視　員	大山主査、山口主査
3　業者氏名	(株)新幹線ビルディング
4　業者住所	熱海市伊豆山　赤井谷残土処分地
5　立　会　者	重機オペレーター　キクチ　氏

6　現地の状況

＊先週の状況から、その後の不適正搬入の懸念が生じたので、再度の現地調査を行った。

＜現場の状況＞

・重機オペレーターのキクチ氏がおり、重機で上段部の残土をならすような作業をしていた。

・先週と比べると、奥に置かれている残土の量が増えている印象で、以前は進入路は奥まで人が歩いて通れたが、残土が道をふさいで奥までいけなくなっていた。残土処分場自体は変化なし。

＜キクチ氏の話＞

・休みの間に残土が運び込まれた。（日付を聞いてもはっきりしないが、土曜日らしい）

・進入路に敷いた土砂は、最初に入れていたがれきと同じものだ。トラックのタイヤに土がつかないように入れたもの。これ以上は入らないと思う。

・今日はこれまでに（我々の立入前に）一台トラックが来た。これから４～５台来ると思う。

・この間持っていたがれきの結果はどうだったか？その日にあったことは上に（沼尾氏のことらしい）報告していて、持っていったことも伝えてある。

＊話の最中に、一台トラックが入ってきて、ダンプ搬入路の鉄板のところで、トラックから残土を空けて出て行った。トラックから残土を降ろす直前に、運転手がキクチ氏に黄緑色のチケットらしきものを１枚渡していた。残土の中には、黒っぽい粘土様のものあり。自然物なのかどうか性質不明。少量持ち帰る。運転手に搬入元を聞くとこうづ（国府津のこと？）と言った。それ以上は答えてもらえず。

＜トラック情報＞

・社名　→　株式会社中村商店　　相模㊟８３４

・ナンバープレート　→　相模 100 か 4773

・残土出入証のステッカー　→　22　11月（協）西湘グラヴェル　開発　臨時

・産業廃棄物収集運搬車の表示あり　産業廃棄物収集運搬車　株式会社中村商店　022140

＜チケット情報＞

キクチ氏より撮影は断られたが
見せてくれたので書き写した。
割り印が打たれていたので、
おそらく半券があると思われる。
大きさは長さ 10 センチ四方程度

平成 22 年 10 月 13 日

残土・ガラ整理券

丸五〇〇(〇は読解不能)　天野屋　殿

車番　4773　　運転手　小柴

品名　10ｔ車　　残土　ガラ

砂　赤土

現場名　小田原

数量　一枚につき一台

株式会社　中村商店

神奈川県綾瀬市吉岡２５７１－１

TEL 0467-79-4550

FAX 0467-79-0514

残土を運んできたトラック

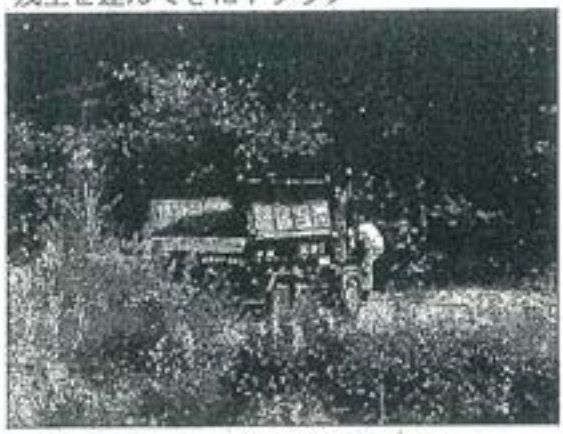



運転席からチケットを渡していた。



後ろ向きに穴に落とす。

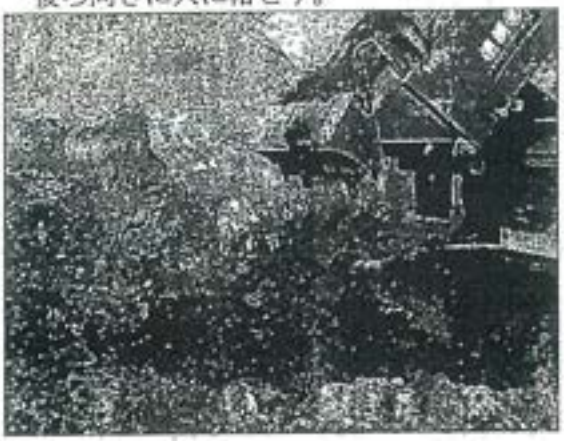

トラックから搬出された土

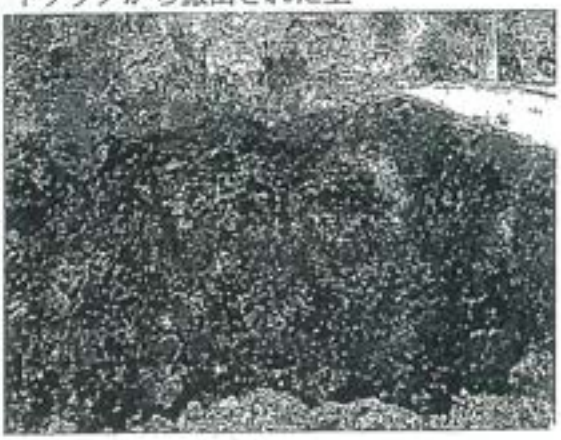

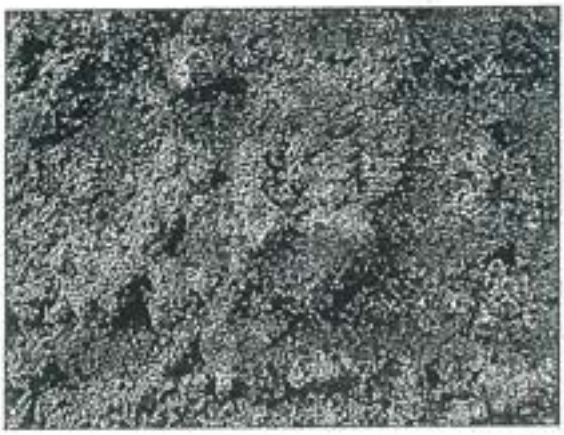

赤い線のあたりは道があったが残土で埋まった。

丸のあたりは残土の山だったが平らになった。
このあたりの下に木くずがあるらしい

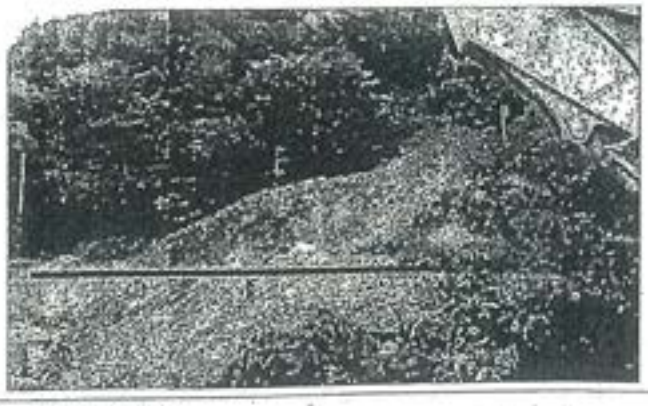



7　今後の対応

・廃棄物リサイクル課、熱海市に情報提供する。

・現地調査を継続実施する。

◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所		その他		○
		その他				
	建設業	多量排出事業所		し尿処理施設		
		その他		ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所				埋立	
	下水処理施設				その他	
	埋設地を有する事業所			その他処理施設		
	その他					
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外		◎産業廃棄物処理施設		
		特管物		許可対象　中間処理施設		
	中間処分	特管物以外		最終処分　安定型		
		特管物		管理型		
	最終処分	特管物以外		遮断型		
		特管物		許可対象外　中間処理施設		

A118-2

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成２２年１０月１３日　11：00～12：00
2　監　視　員	大山主査，山口主査
3　業者氏名	(株)新幹線ビルディング
4　業者住所	熱海市伊豆山　赤井谷残土処分地
5　立　会　者	重機オペレーター　キクチ　氏

6　現地の状況

＊先週の状況から，その後の不適正搬入の懸念が生じたので，再度の現地調査を行った。

＜現場の状況＞

・重機オペレーターのキクチ氏がおり，重機で上段部の残土をならすような作業をしていた。

・先週と比べると，奥に置かれている残土の量が増えている印象で，以前は進入路は奥まで人が歩いて通れたが，残土が道をふさいで奥までいけなくなっていた。残土処分場自体は変化なし。

＜キクチ氏の話＞

・休みの間に残土が運び込まれた。（日付を聞いてもはっきりしないが，土曜日らしい）

・進入路に敷いた土砂は，最初に入れていたがれきと同じものだ。トラックのタイヤに土がつかないように入れたもの。これ以上は入らないと思う。

・今日はこれまでに（我々の立入前に）一台トラックが来た。これから４～５台来ると思う。

・この間持っていたがれきの結果はどうだったか？その日にあったことは上に（沼尾氏のことらしい）報告していて，持っていったことも伝えてある。

＊話の最中に，一台トラックが入ってきて，ダンプ搬入路の鉄板のところで，トラックから残土を空けて出て行った。トラックから残土を降ろす直前に，運転手がキクチ氏に黄緑色のチケットらしきものを１枚渡していた。残土の中には，黒っぽい粘土様のものあり。自然物なのかどうか性質不明。少量持ち帰る。運転手に搬入元を聞くとこうづ（国府津のこと？）と言った。それ以上は答えてもらえず。

＜トラック情報＞

・社名　→　株式会社中村商店　　相模㉞８３４

・ナンバープレート　→　相模 100 か 4773

・残土出入証のステッカー　→　22　11 月（協）西湘グラヴェル　開発　臨時

・産業廃棄物収集運搬車の表示あり　産業廃棄物収集運搬車　株式会社中村商店　022140

＜チケット情報＞

キクチ氏より撮影は断られたが
見せてくれたので書き写した。
割り印が打たれていたので，
おそらく半券があると思われる。
大きさは長さ 10 センチ四方程度

平成 22 年 10 月 13 日

残土・ガラ整理券

丸五〇〇(〇は読解不能)　天野屋　殿

車番　4773　　運転手　小柴

品名　10ｔ車　　(残土)　ガラ

砂　　赤土

現場名　小田原

数量　　一枚につき一台

株式会社　中村商店

神奈川県綾瀬市吉岡２５７１－１

TEL 0467-79-4550

FAX 0467-79-0514

残土を運んできたトラック





運転席からチケットを渡していた。



後ろ向きに穴に落とす。



トラックから搬出された土





赤い線のあたりは道があったが残土で埋まった。

丸のあたりは残土の山だったが平らになった。
このあたりの下に水くずがあるらしい





7　今後の対応

・廃棄物リサイクル課、熱海市に情報提供する。

・現地調査を継続実施する。

◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所		その他		○
		その他				
	建設業	多量排出事業所		し尿処理施設		
		その他		ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所				埋立	
	下水処理施設				その他	
	埋設地を有する事業所			その他処理施設		
	その他					
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外		◎産業廃棄物処理施設		
		特管物		許可対象　中間処理施設		
	中間処分	特管物以外		最終処分　安定型		
		特管物		管理型		
	最終処分	特管物以外		遮断型		
		特管物		許可対象外　中間処理施設		

A119

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成２２年１０月１５日　11：00～12：20
2　監　視　員	大山主査、新谷特別監視員、郡司特別監視員
3　業者氏名	(株)新幹線ビルディング
4　業者住所	熱海市伊豆山　赤井谷残土処分地
5　立　会　者	なし

6　現地の状況

＊新幹線ビルディングの赤井谷残土処分地について、立入調査を行った。

＜現場の状況＞

- 重機オペレーターは不在であった。
- 普段、軽トラを止めている場所と重機横に比較的新しいタバコの吸殻が落ちており、重機オペレータは一時的に不在にしていたものと思われる。
- 上段の残土を奥側に押し込んだ様子であったが、量の増減は確認できなかった。
- 上段の残土の奥側に、フレコン４袋と丸太状の木が置かれていた。
- 処分地の投入穴に下ゴミらしきものが投入されており、一部が重機の反対側に移動されていた。
- 侵入路のがれきの間から、スーパーマーケットの会員券らしきものを３枚発見し、収去した。

＊　立入の最中にダンプが一台進入してきたが、30 分近く停車した後、残土を降ろさずに帰っていった。

＜トラック情報＞　ナンバープレート　→　相模 11 に 5852

11:38　大型ダンプが転回場に進入し、エンジンをかけたまま停止。荷台には土砂(表面)が積載。

11:44　職員が処分地を離れる⇒上段へ回り込んで監視を継続

11:58　ダンプがバックしながら動き始め、処分地に侵入

11:59　処分地の投入穴の手前まで移動し、エンジンをかけたまま停止

12:05　運転手が車両から降車（ピンクの上衣、紺のズボン、白い長靴）し、周囲の様子を見る。

12:06　ダンプの運転手が重機のアーム操作し、直ぐに停止

12:07　ダンプが投入穴を離れる

12:08　ダンプが処分地を出る（土砂を積んだまま）

＜写真＞

進入路より



上段の残土の奥側のフレコン、丸太



投入穴には下ゴミが投入されていた





下ゴミの一部は重機の反対側に移動



進入路は廃プラ等が混ざったがれきが敷かれており、その中にスーパーマーケットの会員券を発見した。（収去済み）





挙動不審の大型ダンプ

(左)投入穴の手前で停止
(右)運転手が周囲を見る




(左)重機を操作し直ぐ停止
(右)積みにを降ろさずに
投入穴を離れる




7　今後の対応

・会員券が見つかったスーパーマーケットについて、所在地である神奈川県と連携し、解体届等から廃棄物の経緯が追えないか調査する。

◎　区　分

排出事業所	製造業	多量排出事業所		その他		○
		その他				
	建設業	多量排出事業所		し尿処理施設		
		その他		ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所				埋立	
	下水処理施設				その他	
	埋設地を有する事業所			その他処理施設		
	その他					
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外		◎産業廃棄物処理施設		
		特管物		許可対象　中間処理施設		
	中間処分	特管物以外		最終処分　安定型		
		特管物		管理型		
	最終処分	特管物以外		遮断型		
		特管物		許可対象外　中間処理施設		

A120

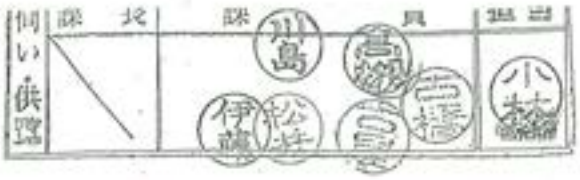

10/25予定

山口 精子1/不法投棄対策班/東部健福センタ廃棄物課/東部健福センタ/健康福祉部

2010/10/18 17:20

送信者: seiko1 yamaguchi

宛先: 小林 健太1/不法投棄対策班/廃リサイクル課/くらし・環境部, 川島 好勝1/不法投棄対策班/廃リサイクル課/くらし・環境部

cc: 横山 浩基1/不法投棄対策班/東部健福センタ廃棄物課/東部健福センタ/健康福祉部

件名: 10月25日の件---Checked by Antivirus-software

いつもお世話になっております。

以下、10月25日(月)の予定です。

10:30に 神奈川県湘南地域県政総合センター環境部に集合
(住所 平塚市西八幡1－3－1神奈川県平塚合同庁舎内)

①神奈川県との打合せ

②午後から現場立入(岩崎建材解体現場、ハーバー湘南)

こちらからは横山班長と山口とで直接集合場所へ車で出かける予定です。

不明な点ございましたら連絡下さい。山口

A121

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成２２年１０月１９日　11：00～13：00
2　監　視　員	横山班長、山口主査、新谷特別監視員
3　業者氏名	(株)新幹線ビルディング
4　業者住所	熱海市伊豆山　赤井谷残土処分地
5　立　会　者	沼尾　氏

6　現地の状況

＊沼尾氏と連絡が取れたので、伊豆山の諸状況について、現地で沼尾氏から話を聞くこととなった。

＜赤井谷残土処分地の状況＞

・現場での作業は行われていない。重機オペも不在。
・10/15に確認した投入穴の中の下ゴミはなくなっていて、投入穴には何も入っていない。
・残土処分場はさらに崩落箇所が増えていた。水溜りも消えていない。

＜沼尾氏の話＞

◇木くずや進入路に敷かれた混廃について

・混廃のことは知らない。人（小澤）から聞いた。（誰からいつ聞いたかと聞くが、あいまいにされる。）
・（埋まっている場所を知らないかと聞くが）木くずのことも後から聞いて知った。

◇がれき置場について

・今月末ニブラを入れることとなった。リース先も決まった。日金、伊豆山の順番で入って作業をする。がれきをニブラで破砕する。破砕したものは現場で保管する。すぐには搬出できない。
・がれきの処理については自分が責任を持つが、残土処分地の件は責任もてない。

◇残土の搬入について

・残土を入れ続けているのは千葉だ。再開された残土搬入については自分はノータッチ。（重機オペレーターが残土を載せてきたトラックの運転手から搬入チケットをもらっていたが、届い主の沼尾さんは知らないのかと聞くと）搬入チケットのことは知らない。オペは千葉の指示でやっていると思う。オペはトランスファーの者だが、給与は千葉からもらっている。
・千葉は借金で（人に）追われている。千葉はこれ以上工事はできないと思う。天野と千葉がはじめたことだが、千葉が技術的にやりきれないから、自分が重機とオペを入れて手伝いに入っただけだ。
・D工区に入れた残土については自分にも責任がある。でも残土処分地の残土搬入のことは知らない。
・（新幹線ビルディングの天野は沼尾さんは新幹線の社員として任せているといっているが）自分は新幹線の社員ではない。関係ない。

＊残土の搬入の停止や廃棄物の撤去のことを指導すると、自分には責任が無いと言いながらも、沼尾氏は次のような対応をするとのこと。

・残土の搬入は止めるよう協力する。
・明日重機で拾った木くずを掘り起こさせる。オペとトラックを用意する。
・混廃のことも調べてみる。
・今日のことは自分から天野に言っておく。

7　今後の対応

・明日（10月20日）木くずの掘り起こしに立ち会う。

手前がトラックからの残土の投入穴。奥の山は最近搬入されている残土の山



◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所		その他		○
		その他				
	建設業	多量排出事業所		し尿処理施設		
		その他		ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所				埋立	
	下水処理施設				その他	
	埋設地を有する事業所			その他処理施設		
	その他					
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外		◎産業廃棄物処理施設		
		特管物		許可対象　中間処理施設		
	中間処分	特管物以外		最終処分　安定型		
		特管物		管理型		
	最終処分	特管物以外		遮断型		
		特管物		許可対象外　中間処理施設		

A122

様式３

事　務　連　絡
平成２２年１０月１０日

株式会社静環検査センター　　様

東部健康福祉センター

産業廃棄物等に係る検査について（依頼）

このことについて、下記のとおり検査を依頼します。

記

１　試験品番号

Ｂ１０１００７０１
Ｂ１０１００７０２
Ｂ１０１００７０３
Ｂ１０１００７０４

担当：廃棄物課
電話：０５５－９２０－２１０６


B100701
B100702
B100703
B100704

様式２

試　験　品　送　付　書

東部健康福祉センター

試験品番号	B10100701			
試験品の種類	がれき類			
採取者氏名	岡　大真			
採取場所	名称 熱海市伊豆山赤井谷残土処分場			
	所在地 熱海市伊豆山字嶽ケ１１７２－１			
採取年月日	平成 22 年 10 月 7 日		時刻	午後 3 時 20 分頃
天候	前日	—	当日	晴れ
採取量	約５０ｇ			
試験項目	別紙のとおり			
その他 特記事項	平成２２年１０月７日、熱海市伊豆山　赤井谷残土処分場で㈱徳匠工業の１０ｔダンプ（相模１００は２８４５）が搬入した瓦くず等の破片の中から採取した。			

様式２

試　験　品　送　付　書

東部健康福祉センター

試験品番号	B10100702			
試験品の種類	がれき類			
採取者氏名	岡　大真			
採取場所	名称 熱海市伊豆山赤井谷残土処分場			
	所在地 熱海市伊豆山字嶽ケ１１７２－１			
採取年月日	平成22年10月7日		時刻	午後3時20分頃
天候	前日	―	当日	晴れ
採取量	約５０ｇ			
試験項目	別紙のとおり			
その他特記事項	平成２２年１０月７日、熱海市伊豆山　赤井谷残土処分場で侑徳匠工業の１０ｔダンプ（相模１００は２８４５）が搬入した瓦くず等の破片の中から採取した。			

様式２

試　験　品　送　付　書

東部健康福祉センター

試験品番号	B10100703			
試験品の種類	がれき類			
採取者氏名	岡　大真			
採取場所	名称 熱海市伊豆山赤井谷残土処分場			
	所在地 熱海市伊豆山字嶽ケ１１７２－１			
採取年月日	平成 22 年 10 月 7 日		時刻	午後 3 時 20 分頃
天候	前日	―	当日	晴れ
採取量	約５０ｇ			
試験項目	別紙のとおり			
その他 特記事項	平成２２年１０月７日、熱海市伊豆山　赤井谷残土処分場で㈲徳匠工業の１０ｔダンプ（相模１００は２８４５）が搬入した瓦くず等の破片の中から採取した。			

様式２

試　験　品　送　付　書

東部健康福祉センター

試験品番号	B10100704			
試験品の種類	がれき類			
採取者氏名	岡　大真			
採取場所	名称 熱海市伊豆山赤井谷残土処分場			
	所在地 熱海市伊豆山字嶽ケ１１７２－１			
採取年月日	平成 22 年 10 月 7 日		時刻	午後 3 時 20 分頃
天候	前日	―	当日	晴れ
採取量	約５０ｇ			
試験項目	別紙のとおり			
その他 特記事項	平成２２年１０月７日、熱海市伊豆山　赤井谷残土処分場で㈲徳匠工業の１０ｔダンプ（相模１００は２８４５）が搬入した瓦くず等の破片の中から採取した。			

別紙

検査項目一覧(埋立物)

試験品番号:
B10100701,B10100702,B100703,B100704

検体の種類 / 分析項目	検体数	含有率測定				その他 ( )に名称を記入
		がれき類				( )
		4検体				
クリソタイル		○				
アモサイト		○				
クロシドライト		○				
トレモライト又はアクチノライト		○				
アンソフィライト		○				

A123

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成２２年１０月２０日　10：15～13：20　小雨のち雨
2　監　視　員	横山班長、山口主査
3　業者氏名	(株)新幹線ビルディング
4　業者住所	熱海市伊豆山　赤井谷残土処分地
5　立　会　者	沼尾（トランスファー）、小澤（(有)シンエー）、千葉（千葉興業）、 重機オペレーター　キクチ 熱海市まちづくり課　西島室長ほか１名 神奈川県廃棄物指導課　安田主事ほか２名

6　現地の状況

＊昨日の立入調査の際、沼尾氏から「明日木くずを掘り起こさせる」との話があったので立会った。

＜現場の状況＞

10：15～

・すでに重機オペがトラック残土投入口からたに約４、５メートル横あたりの場所を掘り始めていた。

・以前に重機オペが言っていた木くずのある場所と違うので、その旨を沼尾や小澤に伝えるが、小澤はここだという。掘り進めると木くずがでてくる。

・見える範囲で掘り進めていくと、拾い集めて仮置きした木くずとは別のものと思われる木くずが現れた。黒い土？（土かどうかは不明。燃えがらのようにも見える）に混ざった状態で、建設廃材と思われる。

・千葉にも立ち会ってもらいたいと沼尾に言うと、沼尾は千葉と今日の午後に会うことになっているといい、連絡を取り始め、しばらくすると千葉が現場に現れた。

・掘り起こしたとき、何かが発酵したような臭い（木くずの発酵？、燃えがら？）がした。

10：55～

・神奈川県庁職員が調査のため現場に来る。もともとはがれき置場の状態を確認するために来たとのことだが、一緒に掘り起こし作業に立ち会った。(12：00 ごろ帰った)

・木くずが埋まっていないと思われるところまで掘ってもらい、目視で木くずが無いことを確認し、作業を終了した。深さ約3～4メートル、縦横３×３メートル程度の穴となった。底は地山と思われるところまで到達。

・掘り起こしたものは、土を含めた量にして 30 ㎥ぐらい。

・掘ったところは、残土処分地の傾斜の最上段の法面に近いところであり、雨も降っていることから、熱海市立会いのもと、穴のままでは崩落等の危険もあると判断し、木くずの混ざっていない残土で埋め戻した。また木くず交じりの残土は山のまま後方に寄せて置くこととした。

・掘り起こしが終わったころ、沼尾と小澤と千葉は、ジェックの現場に行くといってでかけていった。

13：15 埋め戻し、木くずの移動作業終了

13：20 小澤に電話連絡し、あとで現場の状態を確認しておくよう伝える。

＜木くずについて＞

・誰が木くずを埋めたのかについては、沼尾、小澤はふれようとしない。

・千葉とキクチは、今回出た木くずは自分たちが拾ったものと違う、置き場所は別のところだと言った。

・今回発見した木くずの処理については、小澤から、バケットで篩って回収作業をするとの話がでた。

また沼尾からは、集めたものはがれき置場において、がれき置場のごみと一緒に搬出するとのこと。
・彼らの態度からすると、関係ないといっておきながら、撤去作業をするというのは、木くずの搬入についてはなんらかの関与又は事実の把握をしているのではないかと思われる。
・雨のためすぐには作業はできないため、作業をする際には、当課も立ち会うので事前に連絡をよこすよう小澤と沼尾に指示した。

<千葉の話>
・前日に沼尾が、残土を入れたのは千葉だと主張したが、千葉は「自分ではない、自分は最近は全く現場に関与していない、お金がなくて工事ができないことは熱海市に正直に話している、しばらくぶりに来て見たら、上が沢山入っていたりごみ混じりの石が敷かれているのに驚いている、最近は自分が作業を依頼していないのにオペの作業代などを請求されている、自分が熱海市役所で話をしたこと（事実申立書を取ったこと）は知られると困る、さっきも沼尾から「お前が木くずをトラック何十台も入ったことを言ったな」と言われた。」などと、沼尾や小澤に聞かれないように話していた。

<まとめ>
・今回発見した木くずを埋めた時期、方法、行為者などは今のところ不明。関係者の主張が食い違っており、誰かの言動を信頼するだけの根拠となる材料が無い。

7　今後の対応
・廃棄物リサイクル課に情報提供する。現地調査を継続実施する（含む撤去作業立会い）。
・10月25日（月）に神奈川県担当課との情報交換・打合せと、ハーバー湘南及び岩崎建材の現場確認を行う予定。
・木くずや混廃などの撤去指導をはじめ今後の対応方針を整理していく。
・次回立入調査時に、木くずと混じっていた燃え殻様の土を収去する。

◎　区　分

排出事業所	製造業	多量排出事業所		その他		○
		その他				
	建設業	多量排出事業所		し尿処理施設		
		その他		ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所				埋立	
	下水処理施設				その他	
	埋設地を有する事業所			その他処理施設		
	その他					
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外		◎産業廃棄物処理施設		
		特管物		許可対象　中間処理施設		
	中間処分	特管物以外		最終処分　安定型		
		特管物		管理型		
	最終処分	特管物以外		遮断型		
		特管物		許可対象外　中間処理施設		

<対応案>
・他の地点での現場立入調査を実施
（メンバーの割り振り　事前調査の内容）
・残土（廃棄物混じり）に関する証言を整理の上、関係者に対質問

写真①　全景

（左の丸が木くずが埋まっていた穴、右の山は掘り起こした木くず混じりの上を置いたところ）

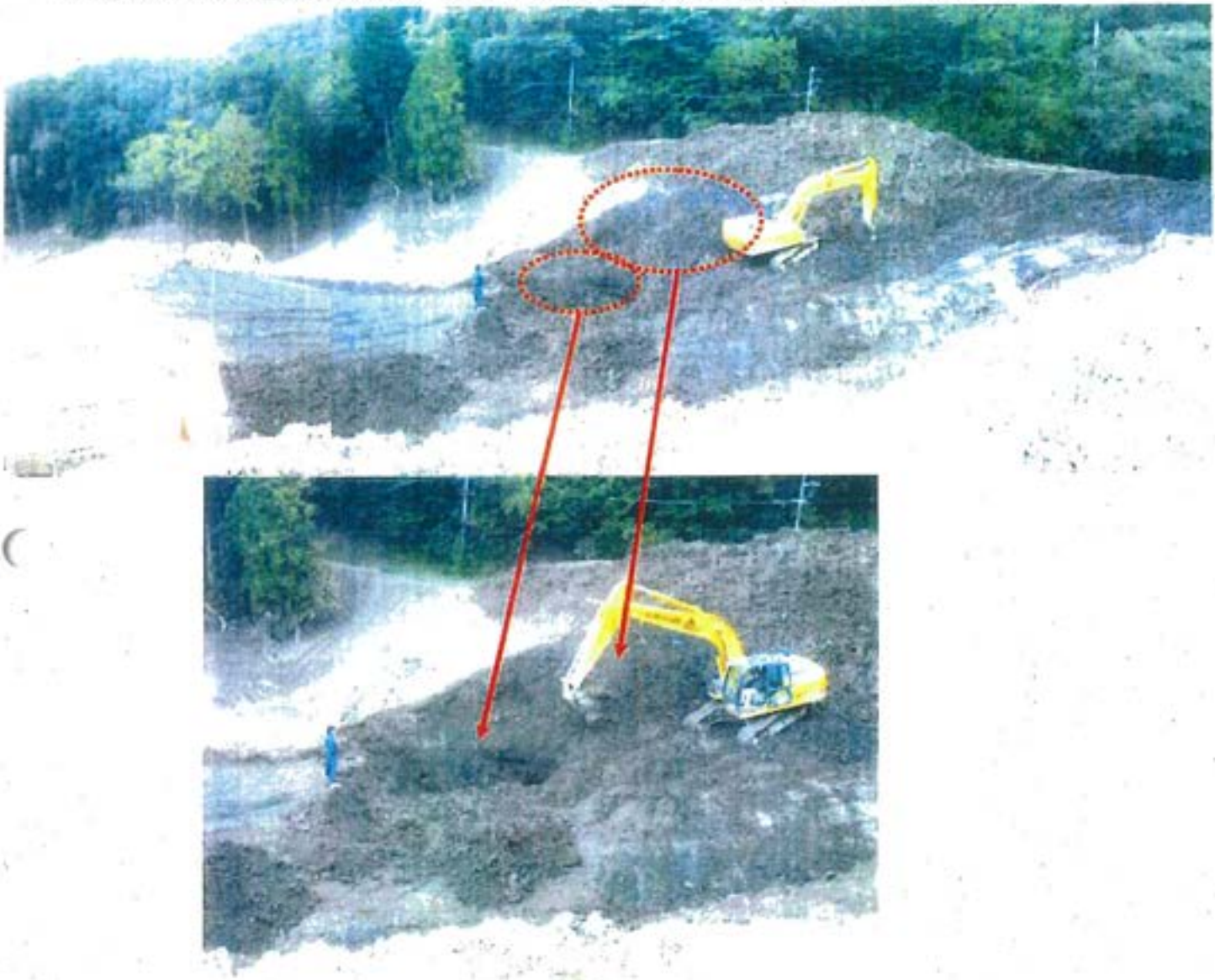

写真②　残土処分地側から撮影



写真③　奥から残土処分地方向に撮影



写真④

穴を掘り進めながら見えてきた木くず。黒っぽい土（？）と混ざっている。

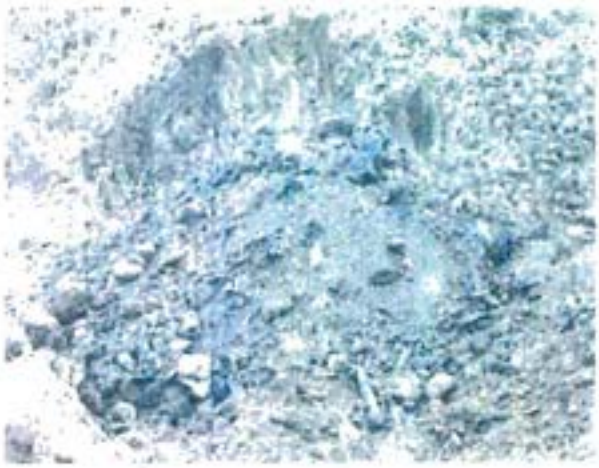







写真⑤



写真⑥



写真⑦　掘り出したばかりの木くず混じりの土の山





写真⑧重機の手前が掘った穴



写真⑨木くずを撤去後、埋め戻した穴の跡と仮置きした木くず混じり土の山（奥側から撮影）



穴の表面














TOMO

A124

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成２２年１０月２５日　13：30～14：30　晴れ
2　監　視　員	横山班長、山口主査、廃棄物リサイクル課　川島主幹、小林主査
3　業者氏名	(有)ハーバー湘南
4　業者住所	神奈川県平塚市馬入２１７６
5　立　会　者	代表取締役　前田　世雄（としお） 神奈川県廃棄物指導課　安田、かわべ、こみやま 神奈川県湘南地域県政総合センター環境調整課　川添課長、府川 神奈川県西湘地域県政総合センター環境課　　枝浪

6　現地の状況

＊神奈川県との打合せの後、立入調査を行った。

＜現地の状況＞

・相模川沿いの河川区域において、広大な敷地の中で、自社物と称する各種廃棄物（がれき、伐根、畳、プラなど）を保管していた。重機類も何台も置かれていた。

＜徳匠工業が伊豆山に運んだ混廃様の土砂について＞

・伊豆山の残土処分場の進入路に敷かれた土砂の写真を見せながらハーバー湘南のものかどうかを社長に確認したところ、社長は、徳匠工業がハーバー湘南の当該立入現場の置場から運んでいったことを認め、持ち出したという土砂の山を案内した。見たところまちがいなく伊豆山と同じものと思われた。

・土砂の山については、神奈川県湘南地域県政総合センター環境調整課でも廃棄物として撤去指導をしていたものであるとのこと。

・社長から徳匠工業の伝票の写しをいただくことができた。伝票は全部で 13 枚。日付はすべて平成 22 年 10 月 7 日付けで、車番は伊豆山で確認したトラックのナンバーも含まれていた。トラックは４台で計 13 回運搬したと思われる。（別添伝票を参照）

10 月 7 日付けで徳匠工業がハーバー湘南に渡した伝票

車輌番号	伝票の枚数	備考
18－03	3 枚	10/7 立入時に残土処分地付近で待機していた車輌
相模 100　2845	4 枚	10/7 立入時に搬入した車輌
33－72	3 枚	
38－45	3 枚	

・伊豆山に運んだ物について、徳匠工業が撤去した場合、ハーバー湘南に返すことについては、しぶしぶながら社長の了承を得た。

（以下社長のコメント要約）

・２週間ぐらい前に、徳匠工業の担当（加藤）から使いたいから欲しいと言われたので、ただで持っていってもらった。どこに持っていったかは知らない。トラック 10 台ぐらいだった。最初は別のものをもっていったが、粒が小さいとトラックの重みで土に埋まってしまうのでこれがいいと言われた。儲わなくていいのかと訊ねたら、儲わなくていいと言われた。

・（徳匠がもっていったものは）解体工事からでたもので、通常は篩って鉄筋などを回収する。

・人が欲しいといって渡したものなのだから、それは廃棄物ではない。（これについては、そうした主観的なことで廃棄物が有価物になることはないことを説明した。）

・運搬費はこちら（ハーバー湘南）が払う。請求はまだ来ていない。通常土砂の運搬費は１台（10ｔ車）14000 円ぐらい。徳匠工業とは長年の付き合いがある。

7　今後の対応

近いうちに、徳匠工業への調査を行い、事実確認を行う。…1 11/8 AM面会予定

徳匠工業が運び出したとされる土砂の山。写真①



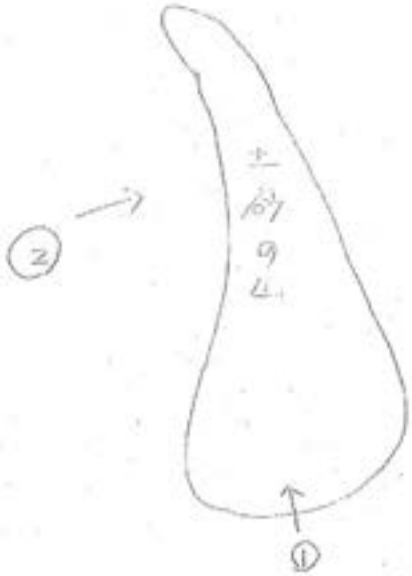

別の角度から撮影　写真②



土砂の山を拡大して撮影。

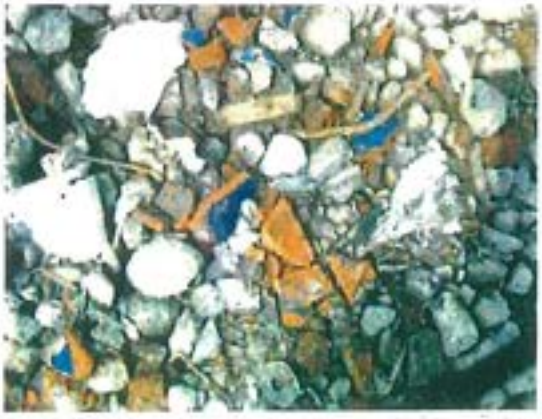



（参考）10/7 伊豆山



10/8 伊豆山



◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所		その他		
		その他				
	建設業	多量排出事業所		し尿処理施設		
		その他		ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所				埋立	
	下水処理施設				その他	
	埋設地を有する事業所			その他処理施設		
	その他					
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外	○	◎産業廃棄物処理施設		
		特管物		許可対象　中間処理施設		
	中間処分	特管物以外		最終処分　安定型		
		特管物		管理型		
	最終処分	特管物以外		遮断型		
		特管物		許可対象外　中間処理施設		

納品書

年月日	22年10月7日				
得意先名	ハーバ湘南				
車番	相模100 2844				
現場名	道場				
回	品名	印	回	品名	印
1	ガラおし		11	ハーバ伊勢	
2			12		
3	1台		13		
4			14		
5			15		
6			16		
7			17		
8			18		
9			19		
10			20		

(有) 徳匠工業

本社 横浜市都筑区荏田南4-27-52-201
〒224-0007 TEL 045(948)6822
FAX 045(948)6833

納品書

年月日	22年10月7日				
得意先名	ハーバ湘南				
車番	38-45				
現場名	道場				
回	品名	印	回	品名	印
1	ガラ		11	ハーバ伊勢	
2	搬出		12		
3	おし		13		
4			14		
5			15		
6			16		
7			17		
8			18		
9			19		
10			20		

(有) 徳匠工業

本社 横浜市都筑区荏田南4-27-52-201
〒224-0007 TEL 045(948)6822
FAX 045(948)6833

納品書

年月日	22年10月7日				
得意先名	ハーバ湘南				
車番	相模100 2844				
現場名	道場				
回	品名	印	回	品名	印
1	ガラおし		11	ハーバ伊勢	
2			12		
3	1台		13		
4			14		
5			15		
6			16		
7			17		
8			18		
9			19		
10			20		

(有) 徳匠工業

本社 横浜市都筑区荏田南4-27-52-201
〒224-0007 TEL 045(948)6822
FAX 045(948)6833

納品書

年月日	22年10月7日				
得意先名	ハーバー湘南				
車番	33-72				
現場名	運場				
回	品名	印	回	品名	印
①	ガラ	武レ	11	ハーバ	伊良
2		1台	12		
3			13		
4			14		
5			15		
6			16		
7			17		
8			18		
9			19		
10			20		

(有) 徳匠工業

本社 横浜市都筑区荏田南4-27-52-201
〒224-0007 TEL 045(948)6822
FAX 045(948)6833

納品書

年月日	22年10月7日				
得意先名	ハーバー湘南				
車番	38-45				
現場名	運場				
回	品名	印	回	品名	印
①	ガラ		11	ハーバ	伊良
2	搬出		12		
3	1台		13		
4			14		
5			15		
6			16		
7			17		
8			18		
9			19		
10			20		

(有) 徳匠工業

本社 横浜市都筑区荏田南4-27-52-201
〒224-0007 TEL 045(948)6822
FAX 045(948)6833

納品書

年月日	22年10月7日				
得意先名	ハーバー湘南				
車番	18-03				
現場名	運場				
回	品名	印	回	品名	印
①	ガラ	武	11	ハーバ	伊良
2			12		
3			13		
4			14		
5			15		
6			16		
7			17		
8			18		
9			19		
10			20		

(有) 徳匠工業

本社 横浜市都筑区荏田南4-27-52-201
〒224-0007 TEL 045(948)6822
FAX 045(948)6833

納品書

年月日	22年10月7日
得意先名	ハーバ湘南
車番	相模100 2845
現場名	署場

回	品名	印	回	品名	印
1	ガラ出し		11		
2			12		
3	1台		13		
4			14		
5			15		
6			16		
7			17		
8			18		
9			19		
10			20	前用	

(有) 徳匠工業

本社 横浜市都筑区荏田南4-27-52-201
〒224-0007 TEL 045 (948) 6822
FAX 045 (948) 6833

納品書

年月日	22年10月7日
得意先名	ハーバー湘南
車番	18-03
現場名	置場

回	品名	印	回	品名	印
1	ガラ	出し	11	ハーバ	伊多
2			12		
3			13		
4	1台		14		
5			15		
6			16		
7			17		
8			18		
9			19		
10			20		

(有) 徳匠工業
本社 横浜市都筑区荏田南4-27-52-201
〒224-0007 TEL 045 (948) 6822
FAX 045 (948) 6833

納品書

年月日	22年10月7日
得意先名	ハーバ湘南
車番	湘模100 2845
現場名	置場

回	品名	印	回	品名	印
1	ガラ	出し	11	ハーバ	伊多
2			12		
3	(1	台)	13		
4			14		
5			15		
6			16		
7			17		
8			18		
9			19		
10			20		

(有) 徳匠工業
本社 横浜市都筑区荏田南4-27-52-201
〒224-0007 TEL 045 (948) 6822
FAX 045 (948) 6833

納品書

年月日	22年10月7日
得意先名	ハーバー湘南
車番	33-72
現場名	置場

回	品名	印	回	品名	印
1	ガラ	出し	11		
2		1台	12		
3			13		
4			14		
5			15		
6			16		
7			17		
8			18		
9			19		
10			20	前田	

(有) 徳匠工業
本社 横浜市都筑区荏田南4-27-52-201
〒224-0007 TEL 045 (948) 6822
FAX 045 (948) 6833

納品書

年月日	22年10月7日				
得意先名	ハーバー湘南				
車番	33-72				
現場名	還場				
回	品名	印	回	品名	印
①	ガラ	出し	11	ハーバー	伊藤
2		1台	12		
3			13		
4			14		
5			15		
6			16		
7			17		
8			18		
9			19		
10			20		

(有) 徳匠工業

本社 横浜市都筑区荏田南4-27-52-201
〒224-0007 TEL 045(948)6822
FAX 045(948)6833

納品書

年月日	22年10月7日				
得意先名	ハーバー湘南				
車番	18-03				
現場名	還場				
回	品名	印	回	品名	印
①	ガラ	出	11		
2			12		
3			13		
4			14	—	
5			15		
6	—		16		
7			17		
8			18		
9			19		
10			20	前田	

(有) 徳匠工業

本社 横浜市都筑区荏田南4-27-52-201
〒224-0007 TEL 045(948)6822
FAX 045(948)6833

納品書

年月日	22年10月7日				
得意先名	ハーバー湘南				
車番	38-45				
現場名	還場				
回	品名	印	回	品名	印
①	ガラ		11		
2	搬出		12		
3	1台		13		
4			14		
5			15		
6			16		
7			17		
8			18		
9			19	前田	
10			20		

(有) 徳匠工業

本社 横浜市都筑区荏田南4-27-52-201
〒224-0007 TEL 045(948)6822
FAX 045(948)6833

A125

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成２２年１０月２６日　15：50～16：10
2　監　視　員	横山産長、山口主査
3　業者氏名	(株)新幹線ビルディング
4　業者住所	熱海市伊豆山　赤井谷残土処分地
5　立　会　者	なし

6　現地の状況

・10月20日に掘り起こした木くずの山及び埋め戻した穴については、特に変化なし。

・若干、周辺の土の盛り方に変化がみられるが、大きく作業をしたような形跡はない。

・トラックから土砂を落とすための穴は土で埋められていた。

・重機は、アームを道路の反対側に伸ばしたような状態で止められていた。（トラックなどの進入を阻止するためか？）

・降り続く雨のため、残土処分場の法面の崩落箇所や水溜りが以前よりも増えている。最上段部にも一部水溜りができていた。

・進入路の右手にあるドラム缶の本数が増えている。また、以前にはなかったものとして、ドラム缶の手前あたりに白い粉が散らかっており、その近くには石板の廃材のようなものの割れたものが数枚置かれていた。

進入路方向からの全景



掘り起こして仮置きした木くずの山



白い粉



石板？



埋め戻した穴



7　今後の対応

引き続き立入調査を継続する。

◎　区　分

排出事業所	製造業	多量排出事業所		その他		○
		その他				
	建設業	多量排出事業所		し尿処理施設		
		その他		ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所				埋立	
	下水処理施設				その他	
	埋設地を有する事業所			その他処理施設		
	その他					
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外		◎産業廃棄物処理施設		
		特管物		許可対象　中間処理施設		
	中間処分	特管物以外		最終処分　安定型		
		特管物		管理型		
	最終処分	特管物以外		遮断型		
		特管物		許可対象外　中間処理施設		

A126

伺い・供覧	課長	課長代理	専門監	課員	担当

神奈川県から
ハーバー湘南関係

2010/10/26 15:43:50
神奈川県廃棄物指導課(安田) <yasuda.mbs@pref.kanagawa.lg.jp> 2010/10/26 15:43:50

送信者: 神奈川県廃棄物指導課(安田) <yasuda.mbs@pref.kanagawa.lg.jp>

宛先: <kenta1_kobayashi@pref.shizuoka.lg.jp>
cc:
件名: Re: 御礼とお願いです。(静岡県)—Checked by Antivirus-software

静岡県・小林さま

お世話になります。
廃棄物指導課の安田です。

お問合せいただいた件について、
次のとおり回答します。

①昨日資料で見せていただいたハーバー湘南の
航空写真と河川法で指導している区画のカラー図面
⇒別添資料①及び②のとおり

②神奈川県のハーバー湘南に対する指導経緯
(一覧表など有ればありがたいです)
⇒別添資料③のとおりです。

③ハーバー湘南の深箱ダンプに産廃許可の表示がありましたが、
許可の状況
⇒別添資料④のとおりです。

④ハーバー湘南が保管している建設系混合廃棄物
(伊豆山投棄の瓦礫くず)への指導状況が分かるもの
(出来れば、これは廃棄物であると明記されているものや、指導票)
⇒伊豆山投棄の瓦礫くずだけに限った指導はしていないので、
そのような指導票はないとのことです。
指導状況は、別添資料③のとおりです。

⑤㈱徳匠工業の許可の状況　あれば、許可の状況(許可証の写し)
⇒先ほど申し上げたとおりです。

以上、よろしくお願いします。。

****
神奈川県環境農政局環境部
廃棄物指導課適正処理グループ
安田　正俊
電話:045-210-1111(内線:4158)
FAX:045-210-8847
E-mail:yasuda.mbs@pref.kanagawa.jp
****
——— Original Message ———
From: <kenta1_kobayashi@pref.shizuoka.lg.jp>
To: <yasuda.mbs@pref.kanagawa.lg.jp>
Sent: Tuesday, October 26, 2010 9:28 AM
Subject: 御礼とお願いです。(静岡県)—Checked by Antivirus-software

> 神奈川県:安田　様
>
>　お世話になります。静岡県廃棄物リサイクル課小林です。
>
>　昨日は、ありがとうございました。
>　さっそくですが、
>　①昨日資料で見せていただいたハーバー湘南の航空写真と河川法で指導している
> 区画のカラー図面
>
>　②神奈川県のハーバー湘南に対する指導経緯(一覧表など有ればありがたいです
>)
>

> ③ハーバー湘南の深箱ダンプに産廃許可の表示がありましたが、許可の状況
>
> ④ハーバー湘南が保管している建設系混合廃棄物（伊豆山投棄の瓦礫くず）への指導状況が分かるもの
> （出来れば、これは廃棄物であると明記されているものや、指導票）
>
> ⑤神徳匠工業の許可の状況　あれば、許可の状況（許可証の写し）
>
> をＰＤＦなどで頂けたらありがたいです。
>
> あと、[redacted]ですが、小山町に伝達しました。
>
> 担当は、小山町役場生活環境課の山本さん（０５５０）７６－６１１１代になります。
>
> 大まかな内容は伝えましたが、今回の事業は神奈川県主体の事業なので、広報紙に掲載することについては消極的な回答でした。
>
> 神奈川県の担当者から連絡がありますと伝えてあります。
>
> 今回の新幹線の関係で色々お願いすることがありますので、よろしくお願いします。
>
> ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
>
> 静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課
> 不法投棄対策班（不法投棄撲滅対策本部）小林
> TEL　054-221-3810
> FAX　054-221-3553
> E-Mail kentai_kobayashi@pref.shizuoka.lg.jp
>
> ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊






④ハーバーの許可状況.pdf　③指導経緯.doc　②河川法資料.pdf　①航空写真.pdf

A127



2010/10/26 10:20:13

神奈川県廃棄物指導課(安田) <yasuda.mbs@pref.kanagawa.lg.jp> 2010/10/26 10:20:13

送信者: 神奈川県廃棄物指導課(安田) <yasuda.mbs@pref.kanagawa.lg.jp>

宛先: <kenta1_kobayashi@pref.shizuoka.lg.jp>
cc:
件名: Re: 御礼とお願いです。(静岡県)--Checked by Antivirus-software

小林様

お世話になります。
神奈川県廃棄物指導課の安田です。

昨日はお疲れ様でした。

メールの件は承知しました。
早速、湘南地域県政総合センターにお願いしましたので
資料が整いましたら、ご連絡します。

なお、徳匠工業については、神奈川県内はもちろん、
他の都道府県、政令市においても収集運搬業・中間処理業の
許可は有しておりません。

徳匠工業の実態はよくわからないのですが、引き続き、こちらでも
関係機関等と連絡をとってみますので、何かわかりましたら
ご連絡します。

引き続き、よろしくお願いします。

追伸
小山町への連絡調整についてありがとうございます。
私の方で、連絡してみます。
こちらについても引き続きよろしくお願いします。

****
神奈川県環境農政局環境部
廃棄物指導課適正処理グループ
安田　正俊
電話：045-210-1111（内線：4158）
FAX：045-210-8847
E-mail：yasuda.mbs@pref.kanagawa.jp
****
----- Original Message -----
From: <kenta1_kobayashi@pref.shizuoka.lg.jp>
To: <yasuda.mbs@pref.kanagawa.lg.jp>
Sent: Tuesday, October 26, 2010 9:28 AM
Subject: 御礼とお願いです。（静岡県）--Checked by Antivirus-software

> 神奈川県：安田　様
>
>　お世話になります。静岡県廃棄物リサイクル課小林です。
>
>　昨日は、ありがとうございました。
>　さっそくですが、
>　①昨日資料で見せていただいたハーバー湘南の航空写真と河川法で指導している
> 区画のカラー図面
>
>　②神奈川県のハーバー湘南に対する指導経緯（一覧表など有ればありがたいです
> ）
>
>　③ハーバー湘南の深箱ダンプに産廃許可の表示がありましたが、許可の状況
>
>　④ハーバー湘南が保管している建設系混合廃棄物（伊豆山投棄の瓦礫くず）への
> 指導状況が分かるもの
>　　（出来れば、これは廃棄物であると明記されているものや、指導票）
>

> ⑤㈱徳匠工業の許可の状況　あれば、許可の状況（許可証の写し）
>
> をＰＤＦなどで頂けたらありがたいです。
>
> あと、[redacted]ですが、小山町に伝達しました。
>
> 担当は、小山町役場生活環境課の山本さん（０５５０）７６－６１１１代になります。
>
> 大まかな内容は伝えましたが、今回の事業は神奈川県主体の事業なので、広報紙に掲載することについては消極的な回答でした。
>
> 神奈川県の担当者から連絡がありますと伝えてあります。
>
>
> 今回の新幹線の関係で色々お願いすることがありますので、よろしくお願いします。
>
> ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
>
> 静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課
> 不法投棄対策班（不法投棄撲滅対策本部）小林
> TEL　　054-221-3810
> FAX　　054-221-3553
> E-Mail kenta1_kobayashi@pref.shizuoka.lg.jp
>
> ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

相模川左岸・平塚市馬入地区　航空写真（平成19年3月撮影）



相模川左岸馬入地区 不法行為状況

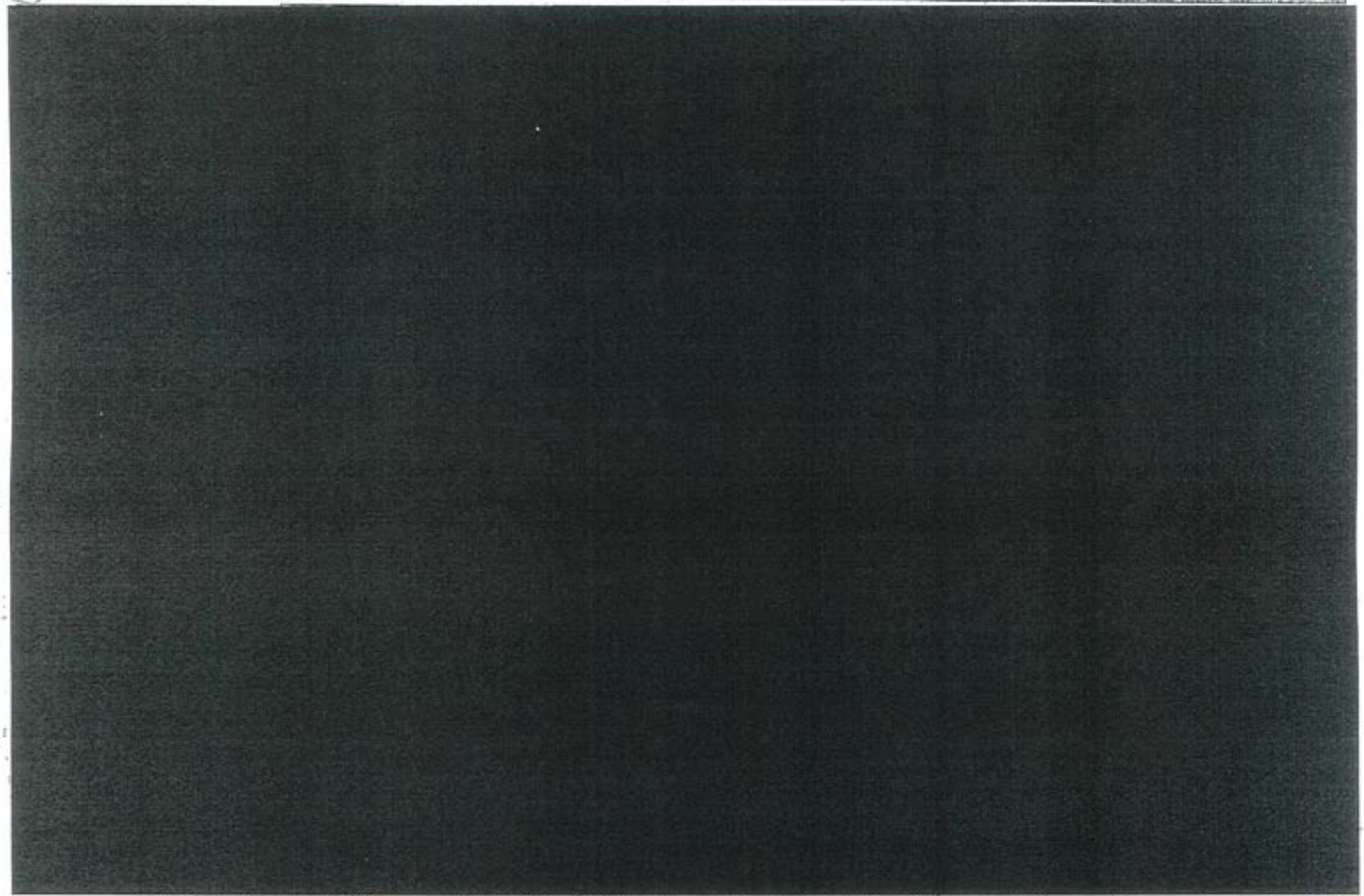

河川法 24条 土地の占有許可 26条 工作物の新築等の許可 27条 土地の掘削等の許可 29条 河川管理上支障をおよぼすおそれがある行為の禁止

指導概要

平成15年度以前

京浜河川事務所が主催する相模川河川敷一帯の不法占有関係の協議会に参加し、当所からハーバー湘南に対して主体的な指導はしていない。

平成16年度

【指導書１】堆積した産業廃棄物を撤去し、適正に処分すること（16.5.24）

《回答１》①10月31日までに全量撤去（16.5.31回答書・16.6.11計画書）

②撤去期限を11月30日まで延長（16.9.17延伸願）

③撤去期限を平成17年２月28日まで延長（16.9.17口頭）

④撤去期限を平成17年３月31日まで延長、搬入禁止（16.12.20指示書）

⑤撤去期限を平成17年７月頃まで延長（17.3.31口頭）

⑥撤去期限を平成17年12月いっぱいに延長（17.10.６申立）

⑦撤去期限を平成18年２月いっぱいに延長、処分計画提出指示（18.1.12申立）

（新たな指導書交付（指導書６、18.2.27））

⑧撤去期限を平成18年３月いっぱいに延長（18.3.9改善計画書提出）

⑨撤去期限を平成18年５月末まで延長（18.4.24口頭）

⑩撤去期限を平成18年10月まで延長（18.10.23口頭）

（残った廃棄物を年内まで撤去するよう口頭指導、18.11.17）

【指導書２】野焼きをしてはならないこと。（17.1.25）

【指導書３】伊勢原市善波トンネル脇に堆積している産廃を撤去すること。（同上）

【指導書４】野焼きをしてはならないこと（17.2.9）

【18条報告】＿＿（17.3.31）

《回答18条》３月23日交付文書に対する回答提出（17.4.7）

【その他】共産党議員団現地視察（17.12.24）

平成17年度

【指導書５】不法焼却をしてはならないこと。（17.6.13）

《回答５》焼却炉の撤去を約束（17.6.13口頭）

【指導書６】不法焼却をしてはならないこと、回答１を遵守すること

平成20年度

【その他】マニフェストの不適切交付に係る静岡県の立入調査（20.8.26）

【指導書】他人に収集運搬を委託するときは必ずマニフェストを交付すること（20.9.10）

[redacted]　　平成[redacted]年4月29日

業別(ﾀｲﾌﾟ)	名称 代表者 郵便番号　　電話番号 所在地	許可年月日 当初許可年月日 許可期限	収集・運搬	品目	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	鉱さい	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	いなわら	ばいじん	特別管理産業廃棄物	処理施設等については、○が付されます。 限定条件がある場合は、記載されます。	許可番号 前号 前の許可を更新している場合は、前の許可番号が表示されます。
[redacted]		[redacted] 平成20年 3月27日 平成15年 3月27日 平成25年 3月26日	収集・運搬			○				○	○				○	汚					神奈川県産業廃棄物協会センター [redacted]
		[redacted] 平成21年12月10日 平成16年12月10日 平成26年12月 9日	収集・運搬							○	○				○	汚	中				神奈川県産業廃棄物協会センター [redacted]
		[redacted] 平成21年 2月 9日 平成21年 2月 9日 平成26年 2月 3日	収集・運搬						○	○	○	○			○	○					神奈川県産業廃棄物協会センター [redacted]
		[redacted] 平成16年 3月24日 平成 3年 3月14日 平成28年 3月13日	収集・運搬	○	○	○	○	○			○		○	○							神奈川県産業廃棄物協会センター [redacted] 特管：収運両
ﾘｰﾀﾞｰ	有限会社ハーバー湘南 代表取締役 前田 哲雄 〒254-0023　TEL：0463-23-4088 神奈川県平塚市黒部丘2-1-7 6番地	01403020010 平成21年 7月 7日 平成 6年 6月24日 平成25年 6月20日	収集・運搬																		神奈川県産業廃棄物協会センター 00000000328
	[redacted]	[redacted] 平成22年 5月20日 平成21年 5月20日 平成25年 5月28日	収集・運搬	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							神奈川県産業廃棄物協会センター [redacted]
		[redacted] 平成21年 6月 3日 平成16年 6月 3日 平成28年 6月 2日	収集・運搬				○				○	○									神奈川県産業廃棄物協会センター [redacted]
		[redacted] 平成22年 1月 4日 平成16年11月29日 平成26年11月28日	収集・運搬	○	○	○	○	○	○				○	○	○						神奈川県産業廃棄物協会センター [redacted]
		[redacted] 平成19年10月21日 昭和61年 5月 8日 平成22年 9月28日	収集・運搬	○			○	○	○			○	○	○							神奈川県産業廃棄物協会センター [redacted]
		[redacted] 平成19年 6月 8日 平成19年 6月 8日 平成24年 6月 7日	収集・運搬	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	汚	中					神奈川県産業廃棄物協会センター [redacted]

A128

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成22年11月1日
2 監視員	岡専門主査、小澤主任、郡司特別監視員
3 業者氏名	新幹線ビルディング
4 所在地	熱海市赤井谷 残土置場
5 立会者	なし

6 現地の状況

赤井谷残土処分場の現地確認を行った。

一部残土の崩落がある以外、大きな変化はなし。



◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他		
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他			○			
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃棄物処理施設		
		特管物			許可対象 中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分 安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外 中間処理施設		

A129

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成２２年１１月２日AM
2　監　視　員	横山班長、山口主査、新谷特別監視員
3　業者氏名	(株)新幹線ビルディング
4　業者住所	熱海市日金がれき置場、伊豆山赤井谷残土処分地、伊豆山がれき置場
5　立　会　者	なし

6　現地の状況

①赤井谷残土処分地

◆現場の状況は以下のとおり。

・先日の台風の影響か、残土処分場も上部の残土保管場所も雨であちこち崩落が見られた。

・先日掘り起こして仮置きした木くずの山及び埋め戻した穴は変化なかったが、仮置き木くずの山の下側の土砂が崩落しており、その崩落面から木くずが新たに埋まっているのを確認した。(写真①)

・重機が10/26調査時とは別の位置に置かれており、なんらかの理由で動かされたものと思われる。

写真①　上の囲いが仮置きした木くずの山。下が崩落した断面から現れた木くず



奥から入り口方向を望む。写真右側の上段部の斜面側の土が盛り上がっている感じ。



②がれき置場

・特に変化なし

③日金町がれき置場

・特に変化なし

7　今後の対応

・引き続き監視を行う。

・関係者に試掘及び撤去を求めていく。進展しないようなら、文書指導を行う。

◎　区　分

排出事業所	製造業	多量排出事業所		その他		○
		その他				
	建設業	多量排出事業所		し尿処理施設		
		その他		ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所				埋立	
	下水処理施設				その他	
	埋設地を有する事業所			その他処理施設		
	その他					
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外		◎産業廃棄物処理施設		
		特管物		許可対象　中間処理施設		
	中間処分	特管物以外		最終処分　安定型		
		特管物		管理型		
	最終処分	特管物以外		遮断型		
		特管物		許可対象外　中間処理施設		

A130

[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

平成22年10月7日、[illegible]工業が[illegible]の[illegible]が[illegible]を[illegible]から[illegible]した[illegible]の[illegible]について
[illegible]の[illegible]が[illegible]。

報　告　書

環境計量証明事業所
作業環境測定機関
登録衛生検査所
厚生労働省登録水質検査機関
登録建築物飲料水水質検査所
医薬品登録試験検査機関

株式会社　静環検査センター

本社環境研究所　環境事業部　浜松支店　東京支店　名古屋支店　甲府支店　九州支店

平成22年度 産業廃棄物等検査業務

X線回折及び位相差顕微鏡(分散染色法)による定性分析結果一覧表

(試験方法:JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」)

採取場所:熱海市伊豆山赤井谷残土処分場(熱海市伊豆山字嶽ケ1172-1)

受付番号	採取部位	試料名	採取日	石綿の種類※1	1)X線回折	2)位相差顕微鏡(分散染色法)※2	含有の判定
FF010-72-1	有限会社 徳匠工業 10tダンプ(相模100は2845)搬入物	試験品番号:B10100701 がれき類(瓦くず等の破片)	H22.10.7	クリソタイル	不検出	不検出	含有せず
				アモサイト	不検出	不検出	含有せず
				クロシドライト	不検出	不検出	含有せず
				トレモライト/アクチノライト	不検出	不検出	含有せず
				アンソフィライト	不検出	不検出	含有せず
				総合判定	試料中に石綿は含有されていない。		
FF010-72-2	有限会社 徳匠工業 10tダンプ(相模100は2845)搬入物	試験品番号:B10100702 がれき類(瓦くず等の破片)	H22.10.7	クリソタイル	不検出	不検出	含有せず
				アモサイト	不検出	不検出	含有せず
				クロシドライト	不検出	不検出	含有せず
				トレモライト/アクチノライト	不検出	不検出	含有せず
				アンソフィライト	不検出	不検出	含有せず
				総合判定	試料中に石綿は含有されていない。		
FF010-72-3	有限会社 徳匠工業 10tダンプ(相模100は2845)搬入物	試験品番号:B10100703 がれき類(瓦くず等の破片)	H22.10.7	クリソタイル	不検出	不検出	含有せず
				アモサイト	不検出	不検出	含有せず
				クロシドライト	不検出	不検出	含有せず
				トレモライト/アクチノライト	不検出	不検出	含有せず
				アンソフィライト	不検出	不検出	含有せず
				総合判定	試料中に石綿は含有されていない。		
FF010-72-4	有限会社 徳匠工業 10tダンプ(相模100は2845)搬入物	試験品番号:B10100704 がれき類(瓦くず等の破片)	H22.10.7	クリソタイル	不検出	不検出	含有せず
				アモサイト	不検出	不検出	含有せず
				クロシドライト	不検出	不検出	含有せず
				トレモライト/アクチノライト	不検出	不検出	含有せず
				アンソフィライト	不検出	不検出	含有せず
				総合判定	試料中に石綿は含有されていない。		

<分析方法について>

※1.トレモライト及びアクチノライトはX線回折パターン及び回折角ごとの分散色による判別が困難であることから、分析上は同一の種類として扱う。

※2.X線回折による定性分析において、石綿の回折ピークが認められた場合は回折ピークが認められた石綿の種類について位相差顕微鏡による定性分析を行い、回折ピークが認められなかった場合は含有の可能性がある石綿の種類全てについて位相差顕微鏡による定性分析を行う。

<結果表示について>

1) X線回折:"不検出"は石綿の回折ピークが認められなかったことを示し、"検出"は石綿の回折ピークが認められたことを示す。また、"ー"は分析を実施していないことを示す。

2) 位相差顕微鏡(分散染色法):"不検出"は3000粒子中に分散色を示す繊維が4本未満であったことを示し、"検出"は分散色を示す繊維が4本以上であったことを示す。また、"ー"は分析を実施していないことを示す。

第　FF010-72-1　号
平成22年11月2日

試験成績書

静岡県東部健康福祉センター　様

静岡県藤枝市高柳2310番地
株式会社 静環検査センター
TEL 054(634)1000㈹

貴依頼による石綿(アスベスト)含有率測定結果は次の通りです。

ご依頼日	平成22年10月23日		試料受付方法	郵送		
業務委託名	平成22年度　産業廃棄物等検査業務委託					
採取施設名	—					
採取場所	熱海市伊豆山赤井谷残土処分場(熱海市伊豆山字嶽ケ1172-1)					
採取部位	有限会社　徳匠工業　101ダンプ(相模100は2845)搬入物					
試料名	試験品番号：B10100701　がれき類(瓦くず等の破片)					
試料採取日	平成22年10月7日					
採取者名	静岡県東部健康福祉センター　(岡　大真)					
測定ご依頼物質(石綿の種類)	ｸﾘｿﾀｲﾙ	ｱﾓｻｲﾄ	ｸﾛｼﾄﾞﾗｲﾄ	ﾄﾚﾓﾗｲﾄ	ｱｸﾁﾉﾗｲﾄ	ｱﾝｿﾌｨﾗｲﾄ
	○	○	○	○	○	○

＊当方採取以外の試料については、依頼者のお申し出により記入いたしました。

試験方法	JIS A 1481：2008「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」	
試験内容	X線回折及び位相差顕微鏡(分散染色法)による定性分析	
使用装置	X線回折装置	PANalytical X' Pert PRO
	位相差顕微鏡	Nikon E6T-DPH 位相差分散剤 対物レンズ10、40倍
分析実施日	平成22年10月26日　～　平成22年10月26日	

分析結果	石綿の種類※1	ｸﾘｿﾀｲﾙ	ｱﾓｻｲﾄ	ｸﾛｼﾄﾞﾗｲﾄ	ﾄﾚﾓﾗｲﾄ/ｱｸﾁﾉﾗｲﾄ	ｱﾝｿﾌｨﾗｲﾄ
	1) X線回折	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	2) 顕微鏡※2	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	含有の判定	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず
	総合判定	試料中に石綿は含有されていない。				

分析試料作製方法		使用器具の種類または名称	
一次	粉砕	粉砕器の名称	遊星型MONOミル
	粒径選別	標準ふるいの種類	目開き　470μm

添付資料	X線回折チャート　1枚
	試料写真　1枚

<分析方法について>
※1.トレモライト及びアクチノライトはX線回折パターン及び屈折率ごとの分散色による判別が困難であることから、分析上は同一の種類として扱う。
※2.X線回折による定性分析において、石綿の回折ピークが認められた場合は回折ピークが認められた石綿の種類について位相差顕微鏡による定性分析を行い、回折ピークが認められなかった場合は含有の可能性がある石綿の種類全てについて位相差顕微鏡による定性分析を行う。

<結果表示について>
1) X線回折による定性分析："不検出"は石綿の回折ピークが認められなかったことを示し、"検出"は石綿の回折ピークが認められたことを示す。また、"—"は分析を実施していないことを示す。
2) 位相差顕微鏡(分散染色法)による定性分析："不検出"は3000粒子中に分散色を示す繊維が4本未満であったことを示し、"検出"は分散色を示す繊維が4本以上であったことを示す。また、"—"は分析を実施していないことを示す。

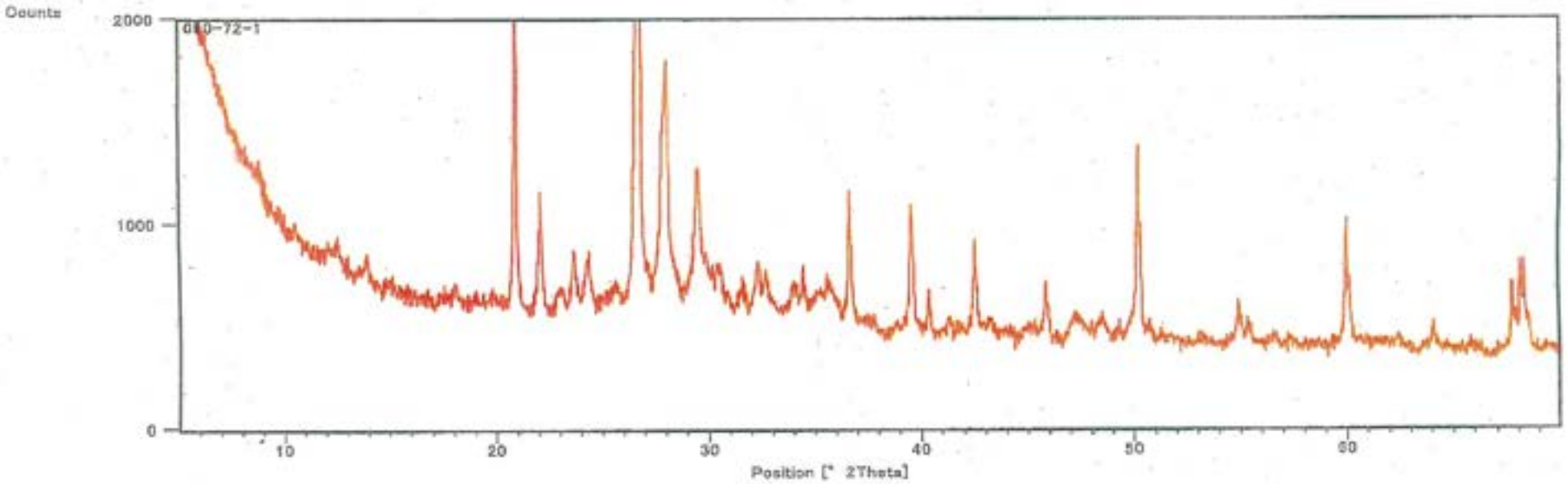
Counts
2000
1000
0
010-72-1
10
20
30
40
50
60
Position [° 2Theta]

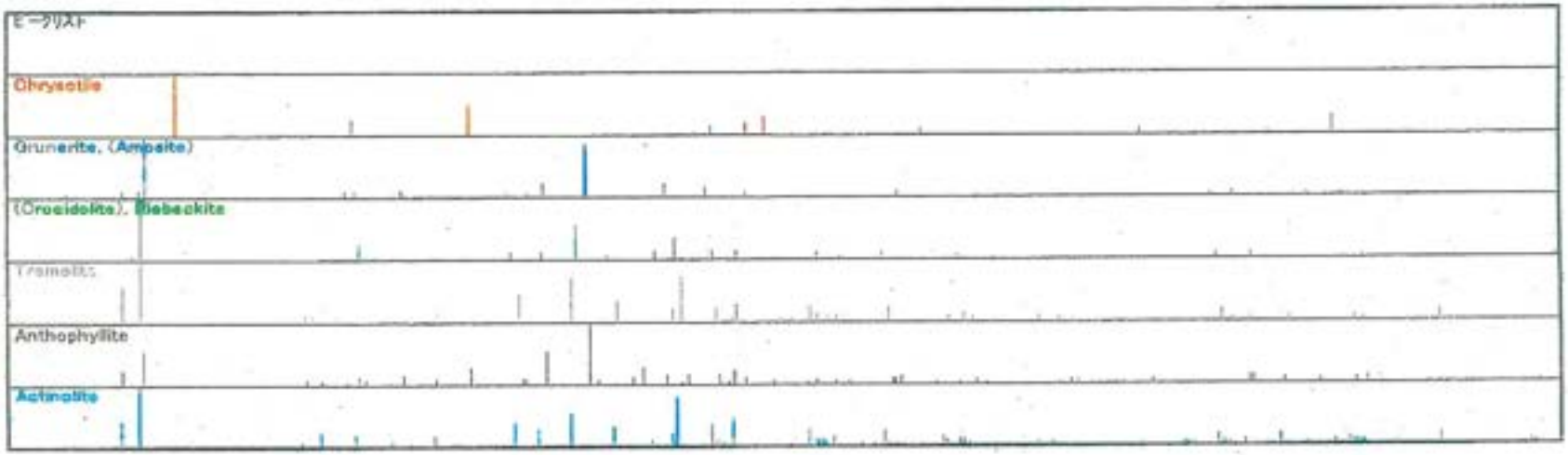
Eークリスト
Chrysotile
Grunerite, (Amosite)
(Crocidolite), Riebeckite
Tremolite
Anthophyllite
Actinolite



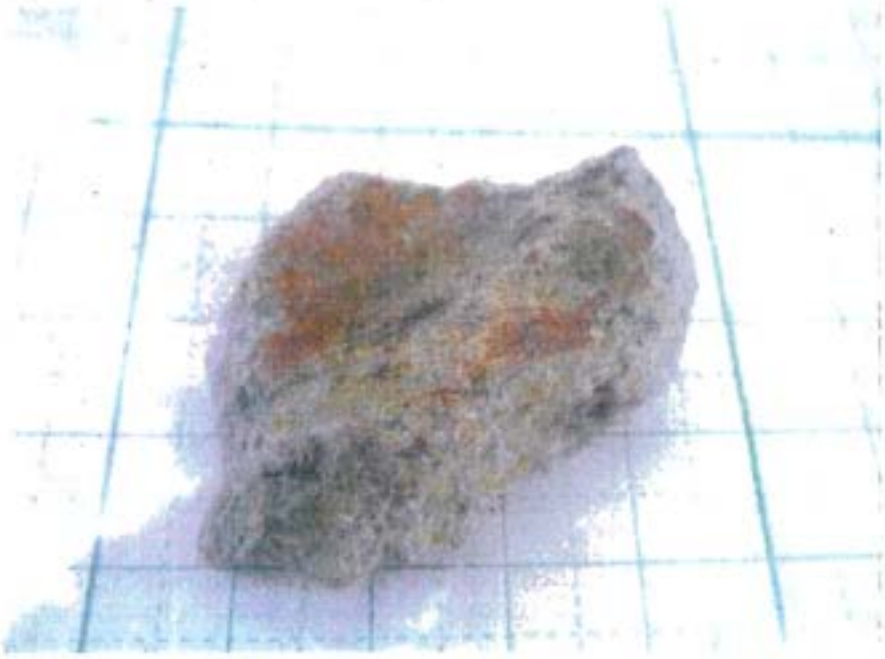

第　FF010-72-1　号

平成22年度

産業廃棄物等検査業務委託

建材製品中のｱｽﾍﾞｽﾄ含有率測定

試験品番号：B10100701

第　FF010-72-2　号
平成22年11月2日

試験成績書

静岡県東部健康福祉センター　様

静岡県藤枝市高柳2310番地
株式会社 静環検査センター
TEL 054(634)1000代

貴依頼による石綿(アスベスト)含有率測定結果は次の通りです。

ご依頼日	平成22年10月23日	試料受付方法	郵送			
業務委託名	平成22年度　産業廃棄物等検査業務委託					
採取施設名	—					
採取場所	熱海市伊豆山赤井谷残土処分場(熱海市伊豆山字嶽ケ1172-1)					
採取部位	有限会社　徳匠工業　10tダンプ(相模100は2845)搬入物					
試料名	試験品番号：B10100702　がれき類(瓦くず等の破片)					
試料採取日	平成22年10月7日					
採取者名	静岡県東部健康福祉センター　(岡　大真)					
測定ご依頼物質(石綿の種類)	ｸﾘｿﾀｲﾙ	ｱﾓｻｲﾄ	ｸﾛｼﾄﾞﾗｲﾄ	ﾄﾚﾓﾗｲﾄ	ｱｸﾁﾉﾗｲﾄ	ｱﾝｿﾌｨﾗｲﾄ
	○	○	○	○	○	○

＊当方採取以外の試料については、依頼者のお申し出により記入いたしました。

試験方法	JIS A 1481：2008「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」	
試験内容	X線回折及び位相差顕微鏡(分散染色法)による定性分析	
使用装置	X線回折装置	PANalytical X' Pert PRO
	位相差顕微鏡	Nikon E6T-DPH 位相差分散型 対物ﾚﾝｽﾞ10、40倍
分析実施日	平成22年10月26日　～　平成22年10月26日	

	石綿の種類※1	ｸﾘｿﾀｲﾙ	ｱﾓｻｲﾄ	ｸﾛｼﾄﾞﾗｲﾄ	ﾄﾚﾓﾗｲﾄ/ｱｸﾁﾉﾗｲﾄ	ｱﾝｿﾌｨﾗｲﾄ
分析結果	1) X線回折	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	2) 顕微鏡※2	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	含有の判定	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず
	総合判定	試料中に石綿は含有されていない。				

分析試料作製方法		使用器具の種類または名称	
一次	粉砕	粉砕器の名称	遊星型MONOミル
	粒径選別	標準ふるいの種類	目開き　470μm

添付資料	X線回折チャート　1枚
	試料写真　1枚

＜分析方法について＞
※1.トレモライト及びアクチノライトはX線回折パターン及び屈折率ごとの分散色による判別が困難であることから、分析上は同一の種類として扱う。
※2.X線回折による定性分析において、石綿の回折ピークが認められた場合は回折ピークが認められた石綿の種類について位相差顕微鏡による定性分析を行い、回折ピークが認められなかった場合は含有の可能性がある石綿の種類全てについて位相差顕微鏡による定性分析を行う。

＜結果表示について＞
1) X線回折による定性分析："不検出"は石綿の回折ピークが認められなかったことを示し、"検出"は石綿の回折ピークが認められたことを示す。また、"—"は分析を実施していないことを示す。
2) 位相差顕微鏡(分散染色法)による定性分析："不検出"は3000粒子中に分散色を示す繊維が4本未満であったことを示し、"検出"は分散色を示す繊維が4本以上であったことを示す。また、"—"は分析を実施していないことを示す。

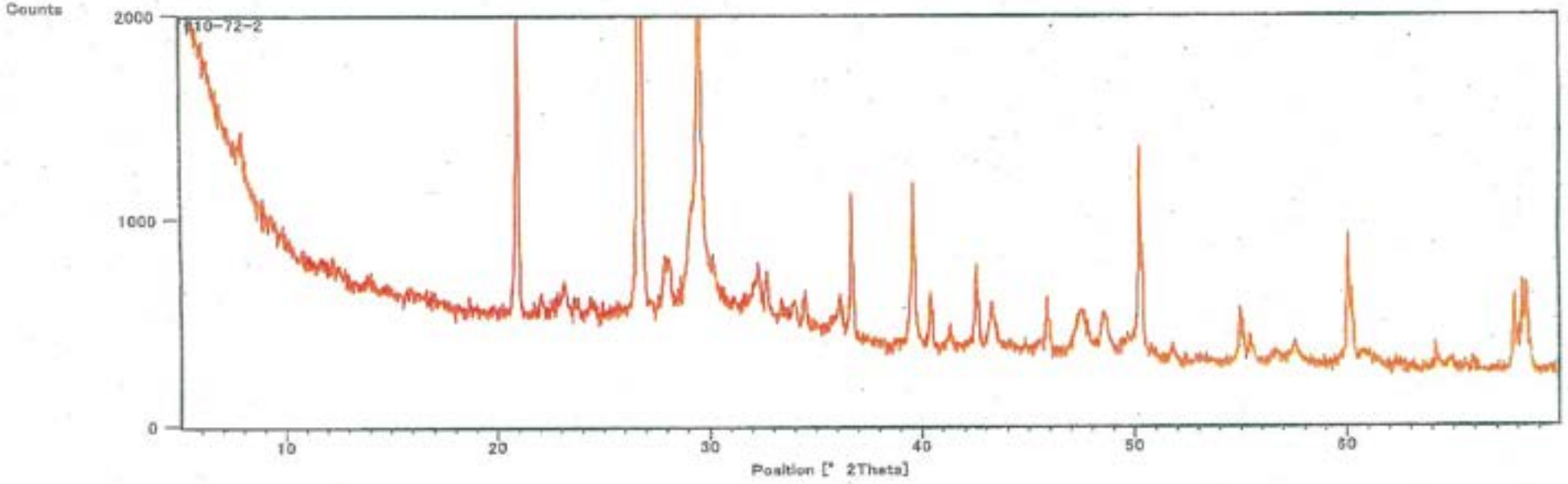
Counts
2000
1000
0
010-72-2
10
20
30
40
50
60
Position [° 2Theta]

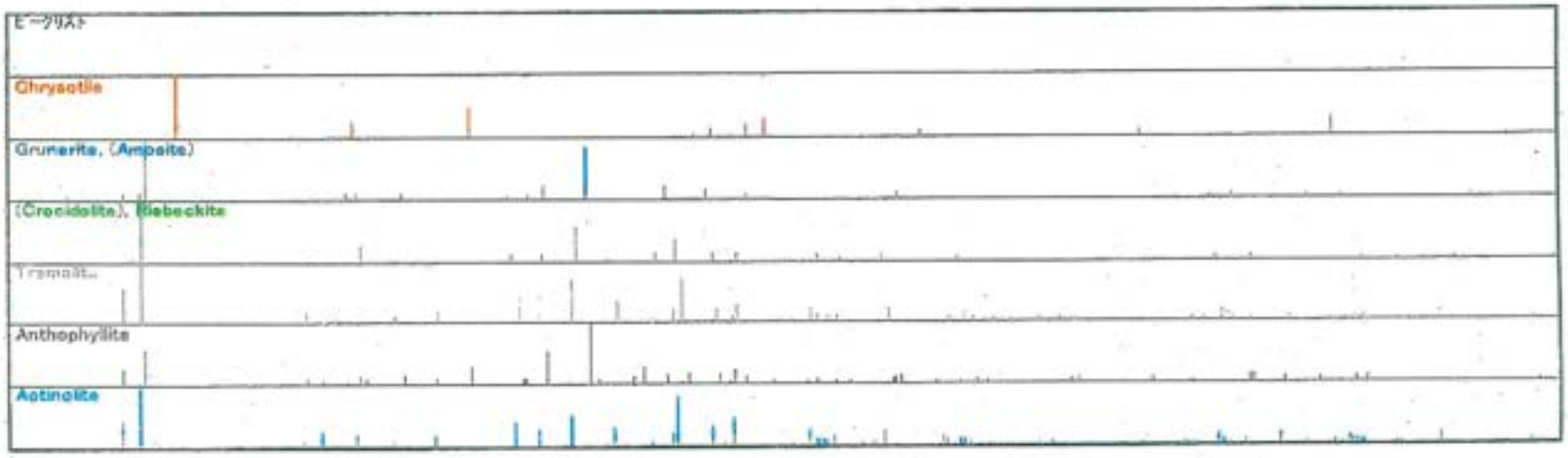
ピークリスト
Chrysotile
Grunerite, (Amosite)
(Crocidolite), Riebeckite
Tremolit...
Anthophyllite
Actinolite





第　FF010-72-2　号

平成22年度

産業廃棄物等検査業務委託

建材製品中のｱｽﾍﾞｽﾄ含有率測定

試験品番号：B10100702

第　FF010-72-3　号
平成22年11月2日

試験成績書

静岡県東部健康福祉センター　様

静岡県藤枝市高柳2310番地
株式会社 静環検査センター
TEL 054(634)1000(代)

貴依頼による石綿(アスベスト)含有率測定結果は次の通りです。

ご依頼日	平成22年10月23日		試料受付方法	郵送		
業務委託名	平成22年度　産業廃棄物等検査業務委託					
採取施設名	—					
採取場所	熱海市伊豆山赤井谷残土処分場(熱海市伊豆山字嶽ケ1172-1)					
採取部位	有限会社　徳匠工業　10ｔダンプ(相模100は2845)搬入物					
試料名	試験品番号：B10100703　がれき類(瓦くず等の破片)					
試料採取日	平成22年10月7日					
採取者名	静岡県東部健康福祉センター　(岡　大真)					
測定ご依頼物質(石綿の種類)	ｸﾘｿﾀｲﾙ	ｱﾓｻｲﾄ	ｸﾛｼﾄﾞﾗｲﾄ	ﾄﾚﾓﾗｲﾄ	ｱｸﾁﾉﾗｲﾄ	ｱﾝｿﾌｨﾗｲﾄ
	○	○	○	○	○	○

＊当方採取以外の試料については、依頼者のお申し出により記入いたしました。

試験方法	JIS A 1481：2008「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」	
試験内容	X線回折及び位相差顕微鏡(分散染色法)による定性分析	
使用装置	X線回折装置	*PANalytical X' Pert PRO*
	位相差顕微鏡	*Nikon E6T-DPH 位相差分散型 対物レンズ 10、40倍*
分析実施日	平成22年10月26日　～　平成22年10月26日	

	石綿の種類※1	ｸﾘｿﾀｲﾙ	ｱﾓｻｲﾄ	ｸﾛｼﾄﾞﾗｲﾄ	ﾄﾚﾓﾗｲﾄ/ｱｸﾁﾉﾗｲﾄ	ｱﾝｿﾌｨﾗｲﾄ
分析結果	1) X線回折	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	2) 顕微鏡※2	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	含有の判定	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず
	総合判定	試料中に石綿は含有されていない。				

分析試料作製方法		使用器具の種類または名称	
一次	粉砕	粉砕器の名称	遊星型MONOミル
	粒径選別	標準ふるいの種類	目開き　470μm

添付資料	X線回折チャート　1枚
	試料写真　1枚

＜分析方法について＞
※1.トレモライト及びアクチノライトはX線回折パターン及び屈折率ごとの分散色による判別が困難であることから、分析上は同一の種類として扱う。
※2.X線回折による定性分析において、石綿の回折ピークが認められた場合は回折ピークが認められた石綿の種類について位相差顕微鏡による定性分析を行い、回折ピークが認められなかった場合は含有の可能性がある石綿の種類全てについて位相差顕微鏡による定性分析を行う。

＜結果表示について＞
1) X線回折による定性分析："不検出"は石綿の回折ピークが認められなかったことを示し、"検出"は石綿の回折ピークが認められたことを示す。また、"—"は分析を実施していないことを示す。
2) 位相差顕微鏡(分散染色法)による定性分析："不検出"は3000粒子中に分散色を示す繊維が4本未満であったことを示し、"検出"は分散色を示す繊維が4本以上であったことを示す。また、"—"は分析を実施していないことを示す。

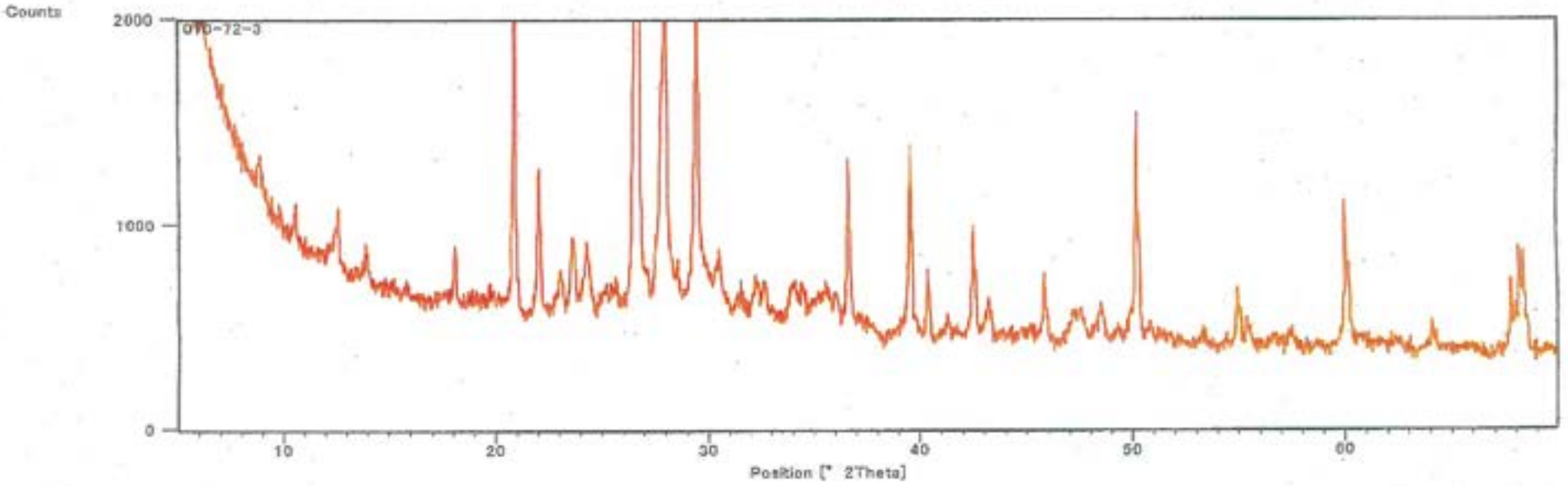
Counts
2000
1000
0
010-72-3
10
20
30
40
50
60
Position [° 2Theta]

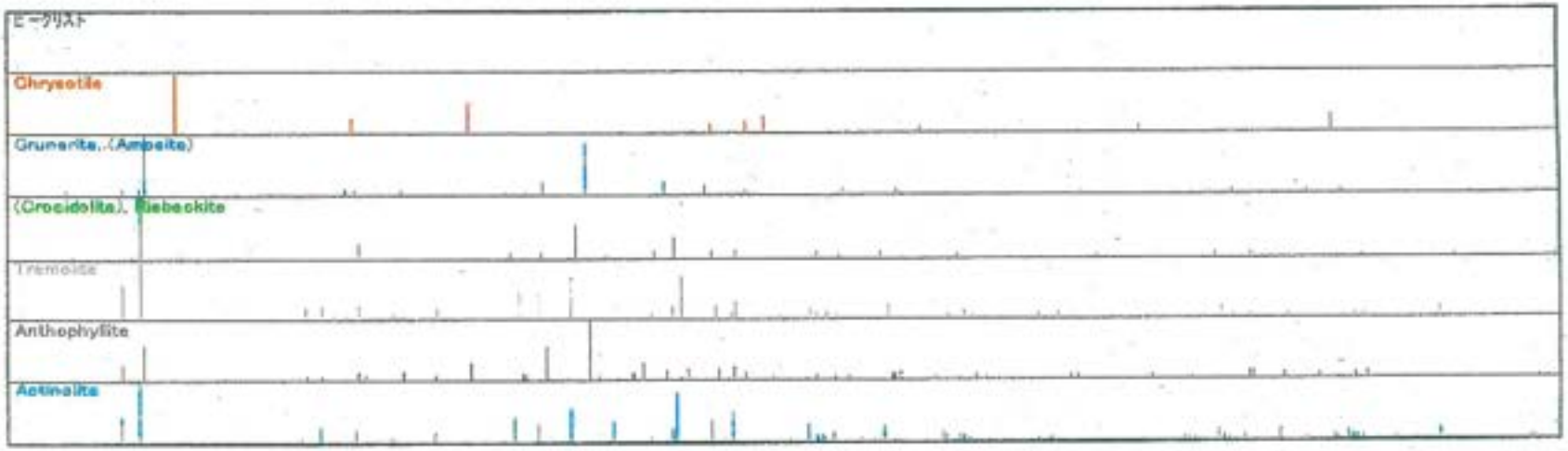
ピークリスト
Chrysotile
Grunerite,.(Amosite)
(Crocidolite), Riebeckite
Tremolite
Anthophyllite
Actinolite





第 FF010-72-3 号

平成22年度

産業廃棄物等検査業務委託

建材製品中のｱｽﾍﾞｽﾄ含有率測定

試験品番号：B10100703

第　FF010-72-4　号
平成22年11月2日

試験成績書

静岡県東部健康福祉センター　様

静岡県藤枝市高柳2310番地
株式会社 静環検査センター
TEL 054(634)1000㈹

貴依頼による石綿(アスベスト)含有率測定結果は次の通りです。

ご依頼日	平成22年10月23日	試料受付方法	郵送
業務委託名	平成22年度　産業廃棄物等検査業務委託		
採取施設名	—		
採取場所	熱海市伊豆山赤井谷残土処分場(熱海市伊豆山字嶽ケ1172-1)		
採取部位	有限会社　徳匠工業　10ｔダンプ(相模100は2845)搬入物		
試料名	試験品番号：B10100704　がれき類(瓦くず等の破片)		
試料採取日	平成22年10月7日		
採取者名	静岡県東部健康福祉センター　(岡　大真)		

測定ご依頼物質(石綿の種類)	ｸﾘｿﾀｲﾙ	ｱﾓｻｲﾄ	ｸﾛｼﾄﾞﾗｲﾄ	ﾄﾚﾓﾗｲﾄ	ｱｸﾁﾉﾗｲﾄ	ｱﾝｿﾌｨﾗｲﾄ
	○	○	○	○	○	○

＊当方採取以外の試料については、依頼者のお申し出により記入いたしました。

試験方法	JIS A 1481：2008「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」	
試験内容	X線回折及び位相差顕微鏡(分散染色法)による定性分析	
使用装置	X線回折装置	PANalytical X' Pert PRO
	位相差顕微鏡	Nikon E6T-DPH 位相差分散型 対物ﾚﾝｽﾞ10、40倍
分析実施日	平成22年10月26日　～　平成22年10月26日	

分析結果	石綿の種類※1	ｸﾘｿﾀｲﾙ	ｱﾓｻｲﾄ	ｸﾛｼﾄﾞﾗｲﾄ	ﾄﾚﾓﾗｲﾄ/ｱｸﾁﾉﾗｲﾄ	ｱﾝｿﾌｨﾗｲﾄ
	1) X線回折	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	2) 顕微鏡※2	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	含有の判定	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず
	総合判定	試料中に石綿は含有されていない。				

分析試料作製方法		使用器具の種類または名称	
一次	粉砕	粉砕器の名称	遊星型MONOミル
	粒径選別	標準ふるいの種類	目開き　470μm

添付資料	
	X線回折チャート　1枚
	試料写真　1枚

<分析方法について>
※1.トレモライト及びアクチノライトはX線回折パターン及び回折事ごとの分散色による判別が困難であることから、分析上は同一の種類として扱う。
※2.X線回折による定性分析において、石綿の回折ピークが認められた場合は回折ピークが認められた石綿の種類について位相差顕微鏡による定性分析を行い、回折ピークが認められなかった場合は含有の可能性がある石綿の種類全てについて位相差顕微鏡による定性分析を行う。

<結果表示について>
1) X線回折による定性分析："不検出"は石綿の回折ピークが認められなかったことを示し、"検出"は石綿の回折ピークが認められたことを示す。また、"－"は分析を実施していないことを示す。
2) 位相差顕微鏡(分散染色法)による定性分析："不検出"は3000粒子中に分散色を示す繊維が4本未満であったことを示し、"検出"は分散色を示す繊維が4本以上であったことを示す。また、"－"は分析を実施していないことを示す。

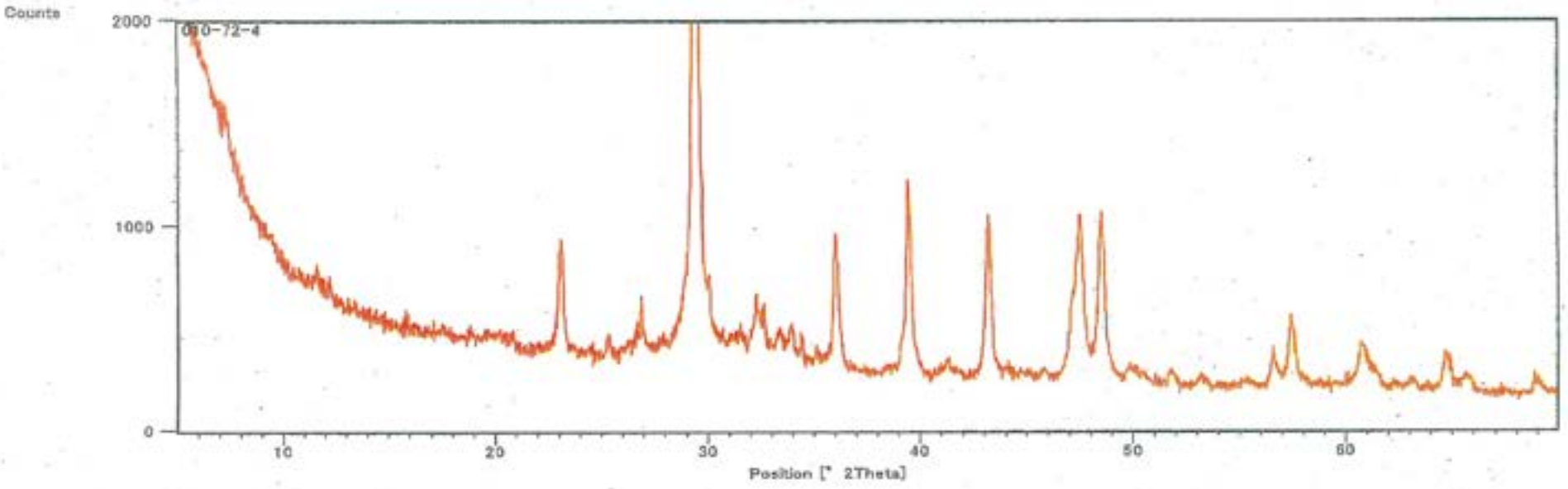
Counts
2000
1000
0
010-72-4
10
20
30
40
50
60
Position [° 2Theta]

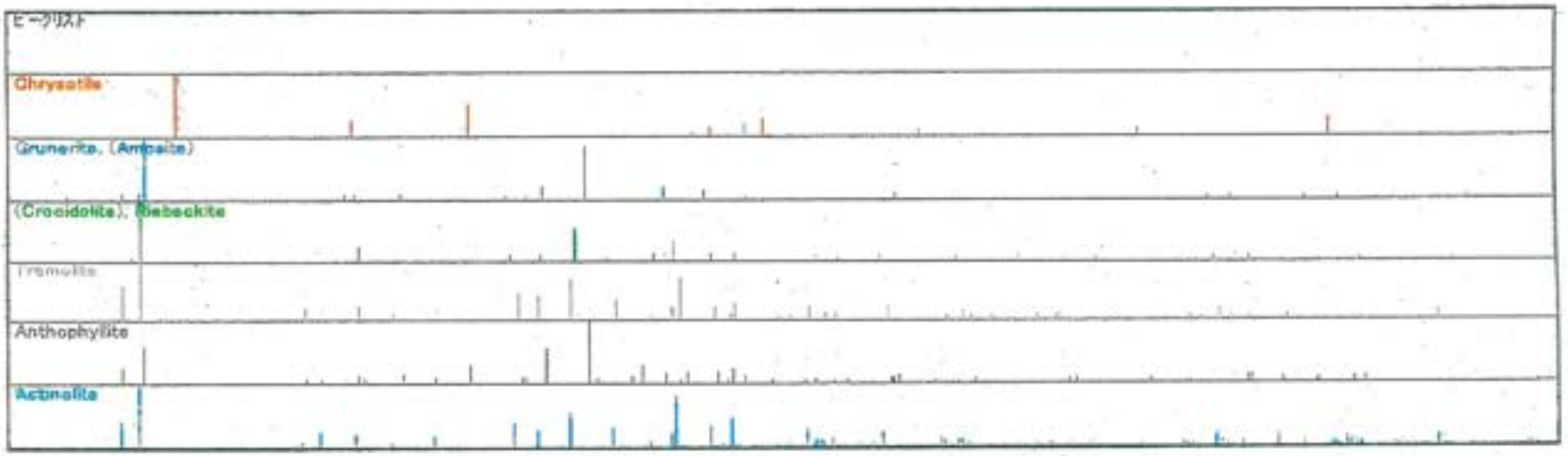
ピークリスト
Chrysotile
Grunerite, (Amosite)
(Crocidolite), Riebeckite
Tremolite
Anthophyllite
Actinolite





第 FF010-72-4 号

平成22年度

産業廃棄物等検査業務委託

建材製品中のｱｽﾍﾞｽﾄ含有率測定

試験品番号：B10100704

A131

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成22年11月5日
2 監視員	横山班長、鈴木技師、新谷特別監視員
3 業者氏名	(株)新幹線ビルディング残土処分場
4 所在地	熱海市
5 立会者	沼尾、小澤

6 現地の状況

・民間監視員から、11月3日に当該地から土砂が搬出されていた旨、情報提供があったため、現地確認を行った。

・菊池氏が重機で山を削り、その土砂をダンプが運搬していた。ジェック伊豆山の解体現場へ運搬するとのこと。土砂中に廃棄物が混入していることは確認されなかった。

・立入時、沼尾氏と小澤氏が現地に現れた。

・両氏の主張としては、当該地の施工(土砂搬入、整地等)については、千葉氏に責任があるとのこと。自分達は新幹線ビルディングの天野社長に面倒を見てやって欲しいと言われたに過ぎないとのこと。自分たちには責任はなく、当事者ではないと再三主張していた。

・ハーバー湘南から持ち込まれた廃棄物混じりの土砂が敷きつめられた箇所は、地面下に大きい水道管が埋設されており、撤去を行うと水道管を破損しかねなく、天野社長が撤去をすると、水道管をむき出しにしたり、破損しかねないので、撤去は出来ないとの話があった。

7 今後の対応等

・頻繁に当該地を確認し、廃棄物が搬入されないよう注意する。

・土砂中の木くず、ハーバー湘南から持ち込まれた廃棄物混じりの土砂について、撤去を求めていく。

→木くずの撤去作業を行う目処がついた段階で、小澤氏から当課へ連絡するとのこと。

・当該地における指導対象者(責任者)について、明確にするよう検討する。

◎ 区 分

排出事業者	製造業	多量排出事業所			その他		○
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他						
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃棄物処理施設		
		特管物			許可対象 中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分 安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外 中間処理施設		


残土処分場全景


この部分から
土採取していた。
道路側


雨などの影響か、
一部土砂が崩落している。

A132

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成22年11月5日
2 監視員	横山班長、鈴木技師、新谷特別監視員
3 業者氏名	熱海市役所まちづくり課（(株)新幹線ビルディング関係）
4 所在地	熱海市
5 立会者	熱海市まちづくり課2名

6 現地の状況

・(株)新幹線ビルディングに関して、熱海市まちづくり課を打ち合わせのため訪問した。（熱海市まちづくり課）

・千葉氏へ電話したところ、ジェック伊豆山解体現場で沼尾、小澤と話をしたが、意見等が噛み合わず、喧嘩別れしたとのこと。その後、月曜日に熱海市へ千葉から連絡があり、11月2日に立ち会いをして欲しいとの話の流れであったようだとのこと。

・11月4日に天野社長と沼尾氏が熱海市へ来所した。残土処分場について、山沿いに幅10m程の道を造りたい旨、土砂をもっと搬入したい旨申し立てられた。その際、日金町のがれき類を破砕し、敷材として用いたいとの話もあった。

・天野社長が来所した際、11月3日に残土処分場の土砂をジェック伊豆山の解体現場へ運んだとの話があった。700㎥程入れる予定であるとのこと。バケットで廃棄物は除去するとの話もあった。

・熱海市としては、これ以上残土処分場へ土砂を搬入することは認めない方針である。

・天野社長は、ハーバー湘南、徳匠については知らないと言っていた。

・「カツマタ」というのは、箱根の業者だと言っていた。

・11月10日（水）に市役所関係部署、熱海土木事務所、東部農林事務所と共同で打ち合わせ会をセッティングした。東部HC廃棄物課にも参加願いたい。

7 今後の対応等

・11月10日の打ち合わせ会に参加する。

◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他	○	
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他						
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃棄物処理施設		
		特管物			許可対象 中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分 安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外 中間処理施設		

A133

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成２２年１１月８日 AM
2　監　視　員	大山主査、新谷特別監視員
3　業者氏名	(株)新幹線ビルディング
4　業者住所	伊豆山赤井谷残土処分地、伊豆山がれき置場
5　立　会　者	なし

6　現地の状況

①赤井谷残土処分地

◆現場の状況は以下のとおり。

・作業員等は不在であった。

・山側の土砂の一部が掘削されていた。ジェックの造成地へ運ばれたと思われる。

・進入路の側面の一部が盛土されたいた。雨水による崩落防止と思われる。

・木くず混ざりの土砂の山は特段の変化はなかった。

・下側斜面もいたるところで、土砂の崩落が確認できた。

＜がれき置場に続く重機道の上側より＞

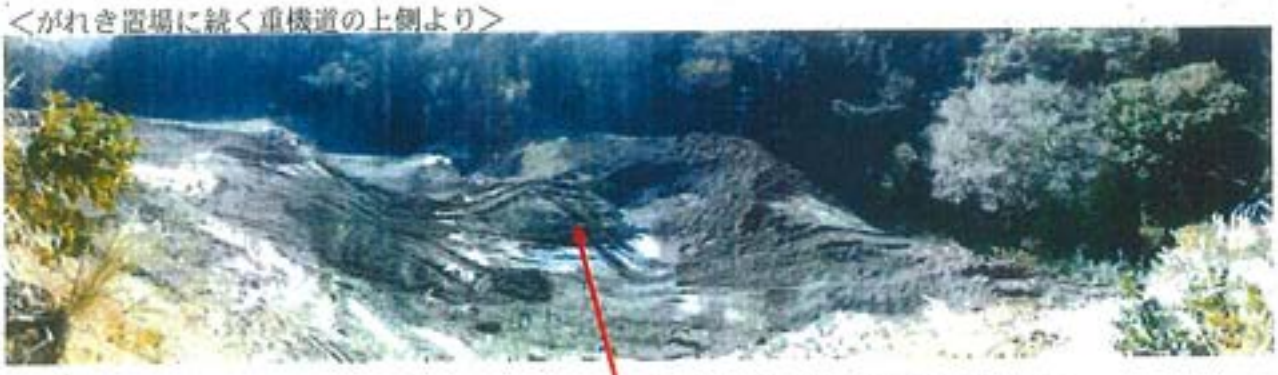

木くず混ざりの土砂の山は変化なし。
周囲に新しいキャタピラ痕あり。

＜がれき置場に続く重機道の下側より＞



土砂が大量に削られ、運び出されている。

＜土砂が削られた場所を、進入路から見た様子＞





＜進入路の側面＞

一部に盛土がされている。



②がれき置場

・特に変化なし

7　今後の対応

・引き続き監視を行う。

◎　区　分

排出事業所	製造業	多量排出事業所		その他		○
		その他				
	建設業	多量排出事業所		し尿処理施設		
		その他		ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所				埋立	
	下水処理施設				その他	
	埋設地を有する事業所			その他処理施設		
	その他					
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外		◎産業廃棄物処理施設		
		特管物		許可対象　中間処理施設		
	中間処分	特管物以外		最終処分　安定型		
		特管物		管理型		
	最終処分	特管物以外		遮断型		
		特管物		許可対象外　中間処理施設		

A134

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成２２年１１月８日 10：30～11：50
2　監　視　員	横山班長、山口主査、廃棄物リサイクル課川島主幹、小林主査
3　業者氏名	有限会社徳匠工業
4　業者住所	神奈川県綾瀬市吉岡字道庵橋 2648 番地１外５筆（資材置場兼車両置場）
5　立　会　者	取締役社長　橋本徳男（60 才） 神奈川県廃棄物指導課　小見山 神奈川県湘南地域県政総合センター環境調整課　府川

6　現地の状況

・徳匠工業の資材置場兼車両置場で、社長から聞き取りを行った。場所は東京電力中相模変電所の裏手。

・当該地には残土が保管されており、若干ガラが混じったものもあったが、伊豆山に運ばれたようなものは見受けられない。

・社長は、当初大勢の人数で訪問したことに驚いたのか激昂していたが、次第に落ち着きこちらとの話に応じた。

＜橋本社長の話＞

・従業員（加藤？）からは、ハーバー湘南から持ってきたものは丸五（まるご）こうぎょうを通じて有限会社シンエーの小沢（こさわ）から頼まれたと聞いている。（徳匠工業従業員が社長に渡したメモ　参照）自分も従業員も直接小沢という者とは話をしたことはない。

・伊豆山の現場はシンエーが施主だと思っていた。伊豆山に残土を入れたかったからその営業のつもりでサービスで運んだ。お金はもらっていない。ハーバー湘南からも運搬賃はもらっていない。自分たちは、施主からこれでいいと言われたものを運んだだけだ。

・結局伊豆山に残土を運んだことはない。残土搬入の許可証を見せてくれといってもくれないので、運んでいない。

・あの物は廃棄物だと行政が判断するなら、早く撤去指導をしたらいい。まずは施主に指導すべきだ。その指導に従（したが）わず自分たちもやれというなら協力する。俺は逃げない。

・御殿場に残土を運ぶ仕事を長年やっている。公共の仕事も受けている。近々トラックを営業車にして講習会を受けて廃棄物の収集運搬業を取ろうかと考えている。

・（丸五とはどこの会社かと聞くと従業員に連絡し）秦野市にある運搬業者だ。

7　今後の対応

・小沢に事情を聞いた上で、関係者に撤去指導をしていく。

◎　区　分

排出事業所	製造業	多量排出事業所		その他		○
		その他				
	建設業	多量排出事業所		し尿処理施設		
		その他		ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所				埋立	
	下水処理施設				その他	
	埋設地を有する事業所			その他処理施設		

	その他				
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外		◎産業廃棄物処理施設	
		特管物		許可対象　中間処理施設	
	中間処分	特管物以外		最終処分　安定型	
		特管物		管理型	
	最終処分	特管物以外		遮断型	
		特管物		許可対象外　中間処理施設	

資材置き場全景（奥から入口方面に向かって撮影）



TO　　年　　月　　日 FROM

257-0006

(有)ツンエー

秦野市北矢名
87-3

090-3215-4864

小沢

丸五　秦野

商業印刷、デザイン、ギフト、ゴム印
〒211 0055 川崎市幸区南加瀬1-16-3
㈱キング・プリント
TEL. 044(588)9107代
FAX. 044(588)9018

A135

所長	〃 次長	〃 総務課長	〃 課長
農山村整備部長	〃 技監	治山課長	課長

復命書

出張年月日	平成２２年１１月１０日	出張地	熱海市市役所
用件	熱海市伊豆山における残土処分について（新幹線ビルディングほか）		

概要

熱海市内で展開されている新幹線ビルディングによる開発行為の対応について、熱海市役所より協力依頼があった。

出席者：別紙のとおり

熱海市役所建設課用地室　上西氏：

㈱新幹線ビルディングから熱海市伊豆山地内で残土処理および道路開設したいとの相談が熱海市役所にあった。

これまで、新幹線ビルディング及びその関連会社による開発は現在市内で６箇所行われている。全てが開発途中で止まっており、また管理もずさんで申請書どおりに施工されていない。その中で今回新たな開発の相談があった。熱海市としてはこのような状態を放置することはできない。関係機関と協力して、対応していきたい。

県（熱海土木事務所、東部健康福祉センター、東部農林事務所）も熱海市の現状を承知しており、それぞれの法令等に基づき、協力することを確認した。

上記のとおり復命します　　平成２２年１１月１０日

東部農林事務所長　様

職　氏名　班長代理　杉山　功
主　査　溝口　忠

土の採取等計画届出書について（打ち合わせ）

議　事　次　第

平成22年11月 10日（水）午後2時
熱海市中央公民館7F　多目的会議室

1　開　会

2　出席者自己紹介

3　議　題：

①　熱海市内の施工状況――㈱新幹線ビルディング（説明：まちづくり課）

②　熱海市伊豆山赤井谷で盛土工事を実施している届出事業に対する協議
(1) 経過報告及び計画概要の説明（説明：建設課）
(2) 各部署の意見
(3) 今後の対応方法
(4) その他

熱海市役所　建設課　用地室
（菅生、高橋、上西）
TEL：0557-86-6409
FAX：0557-86-6429

赤井谷土の採取等届出工事会議出席者(予定)

H22.11.5

東部農林事務所

治山課
林地保全係　　杉山　功
　　溝口　忠

東部健康福祉センター(東部保健所)

廃棄物課
　　横山　浩基
(山口)参集調整

熱海土木事務所

工事課　　藤牧　俊彦
用地管理課　　大村　正一、岩崎　和義
　　田村　史　、川瀬　達広

熱海市

建設部長　澤田　修一
建設課　　上西　敏文、高橋　信雄、森内　啓、菅生　修
まちづくり課　　菊地　充、西島光章、窪田純一、松本敏明

観光部
産業振興課長　　渡辺　昭信、山本五雄

市民部
環境企画室　　山田　賢一

防災室
　　名川　正則

上下温泉水道部長　　長津　宏司
水道温泉課　　山田　義正、佐藤　光俊

土の採取等計画届出書の経緯　　(熱海市伊豆山字赤井谷)

1）敷地概要

① 所有者: 株式会社新幹線ビルディング 代表取締役 天野二三男

② 住 所: 小田原市城山 1-4-1

③ 面 積: 35 万坪 (取得日:H18.9.21)

2）用途地域、その他の地区

① 都市計画区域、無指定、第二種風致地区、宅地宅造規制区域、森林区域

② 廃棄法、河川法(逢初川)、土砂災害防止法

③ 県土地利用委員会、まちづくり条例、土採取等規制条例

3）その他 ――――『敷地内に既存占用(旧所有者)』

水道課施設――――調圧槽、ポンプ場、送水管

4）今までの申請状況――周辺を含む【別図資料参照】

図面掲載以外の計画

① H18 年――伊豆山鳴沢地区と伊豆山上沢地区を結ぶ道路(幅員 10m)

② H19 年 12 月――ヘリポート計画 ③ H.20 年 3 月――分譲計画

④ レッドデーターブックについて

5）土の採取等申請経緯

平成 18 年 9 月 12 日	用地取得
平成 19 年 3 月 9 日	届出書の提出(上流部) 【別紙―1】 (下流部)
平成 19 年 4 月 9 日	届出書の受理書交付(上流部)――――工期 受理日から 12 月
※ 下流部の土採取条例の届出(H19. 5. 2 東部農林治山課と協議)	
1. ダム 2 基分を設置すると同一流域内の開発で林地開発が必要。	
2. 上流に宅造をするのであれば、林地開発が必要)	
平成 19 年 4 月 12 日	風致地区許可(形質の変更・木竹の伐採)
平成 19 年 4 月　日	伐採届け
平成 21 年 3 月 19 日	盛土の開始(電話連絡)
平成 21 年 6 月	担当者と工法協議、林地開発の必要性を通告
平成 21 年 11 月 4 日	熱土、東農、市で合同会議
平成 21 年 11 月 13 日	受理書について指示事項を通知。【別紙―2】 (土採取、伐採届け、風致)
平成 21 年 11 月 17 日	市内開発について打ち合わせ(市担当部局)
平成 21 年 12 月 9 日	受理書の変更、工法、工期:H22. 4. 8 日まで【別紙―3】
平成 22 年 3 月 23 日	工期の変更、工期:H22. 7. 8 日まで【別紙―4】
平成 22 年 7 月	8 月 10 日完成予定(千葉氏、沼尾氏から口答で確認)
平成 22 年 8 月	盛土土砂に混廃材を使用
平成 22 年 9 月 9 日	天野氏に土砂及び廃材の搬入をやめるよう要請(口答)
平成 22 年 9 月 17 日	土採取条例 8 条第 1 項の届出について(要請) 【別紙―5】
平成 22 年 10 月 8 日	土砂搬入の中止要請【別紙―6】

6）現場の状況(写真参照)

① 区域面積が 1.0ha より多くなっていると予想される。
② 現在の土砂の法切断面は、硬化剤を使用した段より 4.0m より上に築造
③ 現在の土砂の法切断面は、混廃材を使用している。
④ 届出の図面と大幅な変更あり。
⑤ 工事用道路に廃材を引きつめている。
⑥ 上からミズ道の箇所が崩れている。

7）㈱新幹線ビルディング、天野氏からの提案(H22.11.4)

① 現在の埋立区域の半分を部分完了させ、新たに 1ha の許可が得られないか。
（申請者が別企業）
② 現在の許可を完了させると同時に、他の場所に新たに 1ha の許可が得られないか。
③ 現在の埋め立て部を起点として、桃山に抜ける幅員 10m の道路の新設と併用して土の搬入が出来ないか。

8）協議事項

① 届出工事期間が過ぎても、土砂を入れ続けた場合の対応。
——法面を安定させるために土砂搬入。廃材撤去して法面を作るための土砂搬入

② 7）①の提案について。

③ 7）②の提案について。

④ 7）③の提案について。

作成年月日:平成22年11月10日(上西)

資料目次

1．土の採取等計画届出書(上流部)受理書(H19.4.9) ――――P 1

2．受理書について指示事項を通知(H21.11.13) ――――P 2

3．土の採取等変更計画届出書 (H21.12.9) ――――P 3
受理書 (H21.12.10)

4．土の採取等変更計画届出書(工期変更)(H22.3.23) ――――P 4

5．土採取条例8条第1項の届出について(要請) ――――P 5
(H22.9.17)

6．土砂搬入の中止要請(H22.10.8) ――――P 6

7.現場写真 ――――P 7

資料－1

受　理　書

熱建設第 20f 号
平成19年 4月 9日

神奈川県小田原市城山１－４－１

株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野二三男　様

受理者　熱海市長　齊　藤　　栄

次の区域における土の採取等については、静岡県土採取等規制条例第３条第１項による届出書を次のとおり受理したので通知します。

記

１．　土の採取等を行う場所の区域

熱海市伊豆山字赤井谷１０７６－３の一部
区域面積　９，４４６㎡

２．受付年月日

平成１９年　３月　９日

３．附帯条件

当該届出に係る土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等により災害が発生するおそれがあるときは、建設課と協議をし、災害を防止するための必要な措置を取ること。

また、土砂の崩壊、流出により災害が発生した際は、早急に対策を講じるとともに、被災の補償を行なうこと。

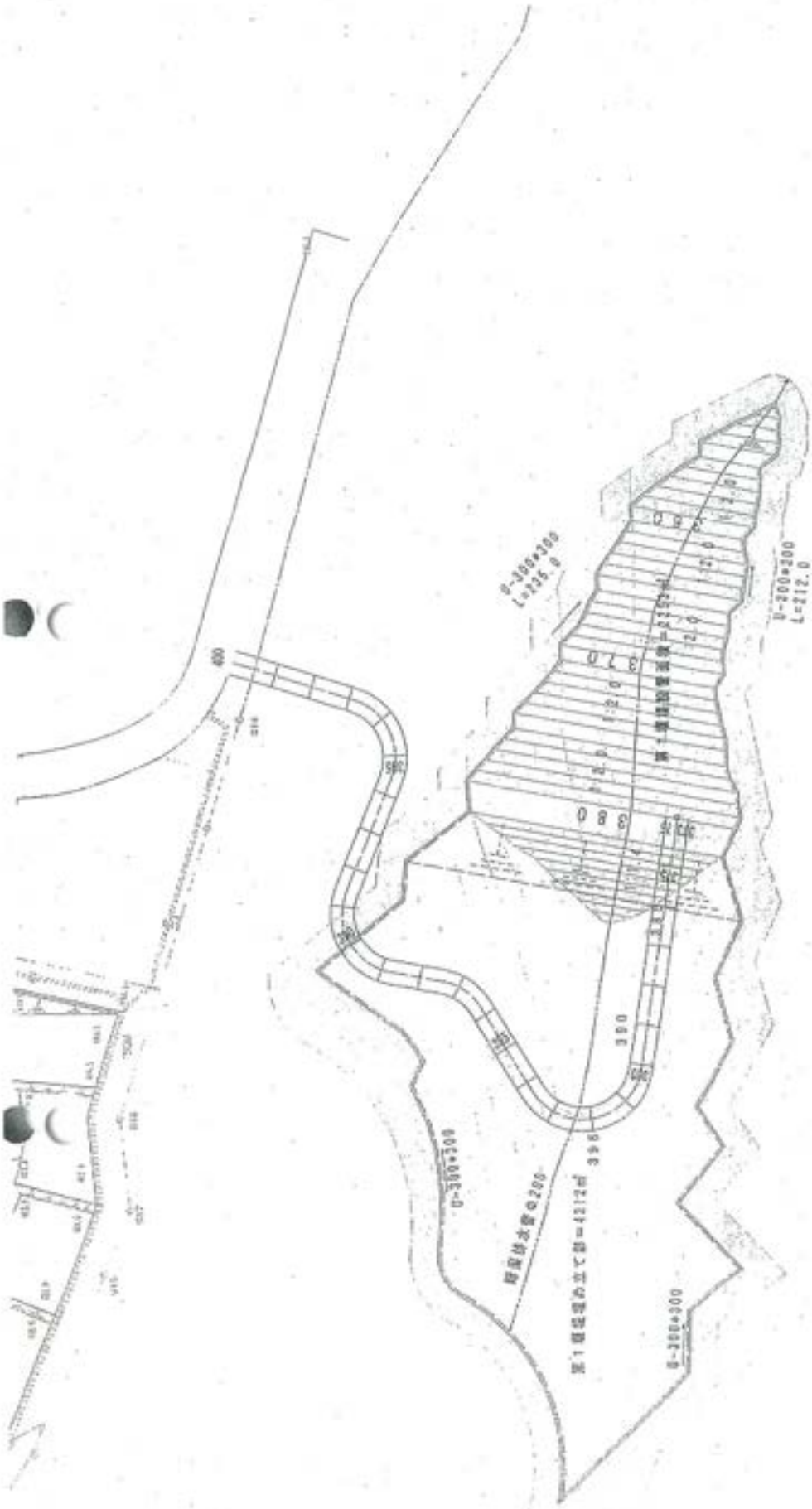

資料－2

熱 建 建 第５７１号
平成２１年１１月１３日

神奈川県小田原市城山 1-4-1
株式会社　新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男　様

熱海市長　齊藤　栄

熱海市伊豆山字赤井谷における土の採取等について（通知）

平成 19 年 4 月 9 日付け熱建設第 208 号で受理した土の採取等について、下記事項を守られるよう通知します。

記

1. 指示事項
①工期及び工法等について変更の手続きを行うこと。
②附帯条件に記した、災害を防止するための必要な措置を取ること。
③土採取行為面積を確定すること。

2. 提出期限
平成２１年１１月３０日

3. 提出先
熱海市建設部建設課
住所　〒413-8550　熱海市中央町１番１号
電話　0557-86-6405・6409

※ 指定日までに提出されない場合には、法的措置に移行せざるを得ませんので、念のため申し添えます。

資料－3

熱建建第６２３－２　号
平成２１年１２月１０日

株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男　　様

熱海市長　齊　藤　　栄

受　理　書

次の区域における土の採取等については、静岡県土採取等規則条例第４条第１の規定による届出書を次のとおり受理したので通知する。

記

1　土の採取等を行う場所の区域
　　熱海市伊豆山字赤井谷１０７６番３

2　受理年月日
　　平成２１年１２月１０日

3　受理番号
　　第　９０９　号

様式第２号（第３条関係）（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）
（一部改正〔平成６年規則５号・12年46号〕）

土の採取等変更届出書

平成21年12月9日

熱海市長　齊藤　栄　様

届出者	住所	神奈川県小田原市城山1丁目4番1号
	氏名	株式会社新幹線ビルディング 代表取締役 矢野二三男

（電話番号0465-32-1138）

氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。

静岡県土採取等規制条例　第４条第１項／第４条第２項　の規定により、次のとおり届け出ます。

1　変更前の届出書の受理年月日及び受理番号

平成１９年４月９日熱建設第２０８号

2　変更の内容

変更前		変更後
①工法	ロックフル	土堰堤
②面積	9,640㎡	9645.89㎡
③工期	H19.4.9～H20.4.8	H19.4.9～H22.4.8
④現場責任者	トラスフター	千葉工業 代表者 千葉一敏 〒238-0313 神奈川県横須賀市武2-3-3 046-856-4691 090-3550-1024

3－2

変更前	変更後

3　変更の理由

変更前の計画では、ロックフィル工法により土留をする予定であったが
現地の石の量では足らず工法の変更をするため。
工法変更の為工期及び現場責任者も合わせて変更する。

4　変更の年月日

年　　月　　日

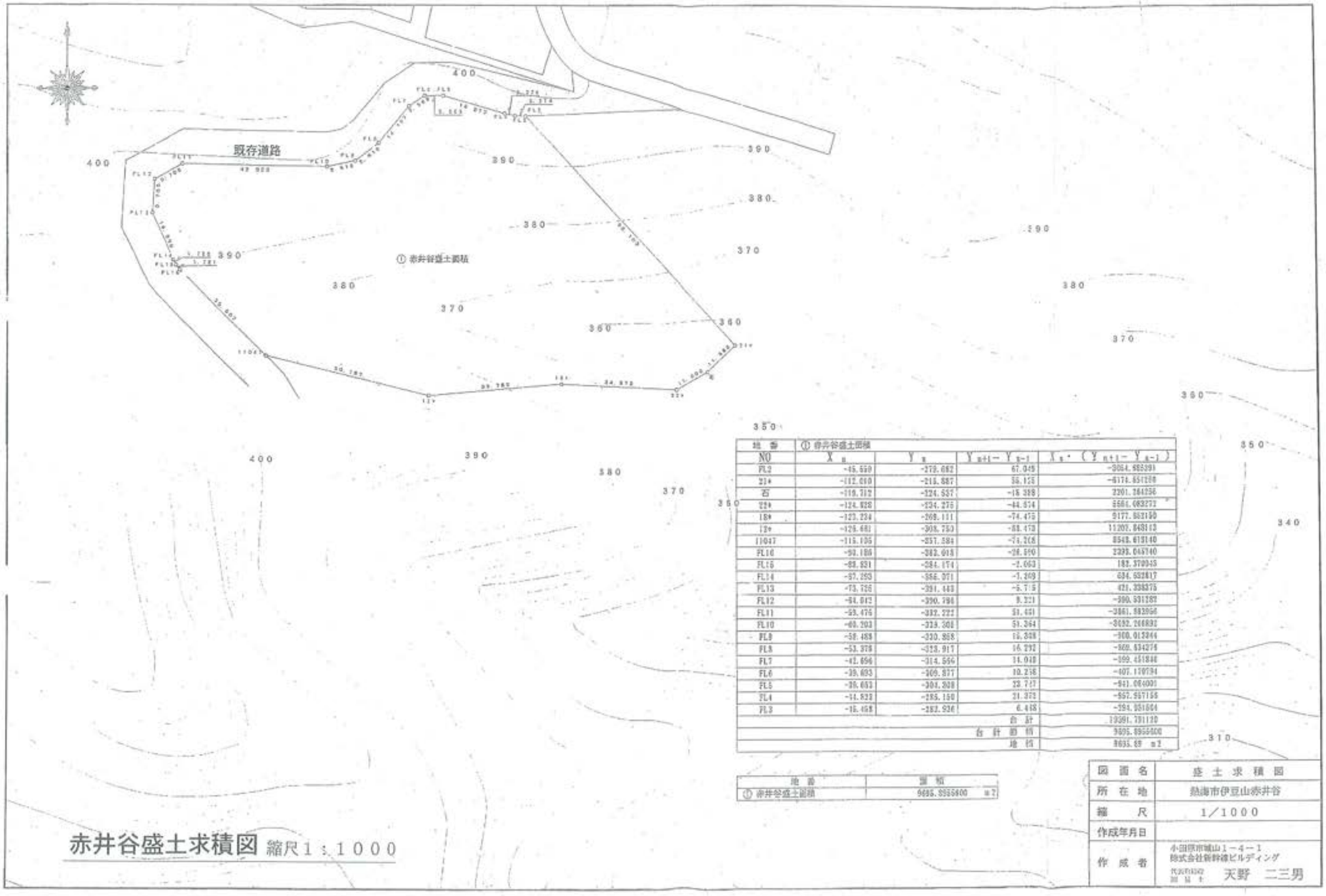

地番	① 赤井谷盛土面積			
NO	X_n	Y_n	$Y_{n+1}-Y_{n-1}$	$X_n\cdot(Y_{n+1}-Y_{n-1})$
FL2	-45.559	-279.682	67.049	-3054.885391
21*	-112.010	-215.887	55.125	-6174.651250
石	-119.712	-224.537	-18.388	2201.264256
22*	-124.828	-234.275	-44.574	5564.083272
18*	-123.234	-269.111	-74.475	9177.852150
12*	-126.681	-308.750	-88.473	11202.848113
11047	-115.105	-357.584	-74.208	8548.619140
FL16	-90.186	-383.018	-26.590	2398.045740
FL15	-88.831	-384.174	-2.063	182.370043
FL14	-87.293	-386.071	-7.269	634.632817
FL13	-73.725	-391.443	-5.715	421.338375
FL12	-64.042	-390.796	9.221	-590.531282
FL11	-59.476	-382.222	51.451	-3861.882956
FL10	-60.203	-329.308	51.364	-3092.266892
FL9	-58.488	-330.868	15.308	-900.013344
FL8	-53.378	-328.917	16.292	-869.634278
FL7	-42.696	-314.566	14.048	-599.451840
FL6	-39.693	-309.877	10.258	-407.170794
FL5	-36.653	-304.308	23.747	-941.084001
FL4	-34.823	-285.150	21.373	-957.957156
FL3	-15.458	-282.936	6.448	-294.951664
			合計	19391.791120
			合計面積	9695.8955600
			地積	9695.89 m2

地番	面積
① 赤井谷盛土面積	9695.8955600 m2

図面名	盛土求積図
所在地	熱海市伊豆山赤井谷
縮尺	1/1000
作成年月日	
作成者	小田原市城山1－4－1 除式会社新幹線ビルディング 代表有給資格 測量士 天野 二三男

赤井谷盛土求積図 縮尺1：1000

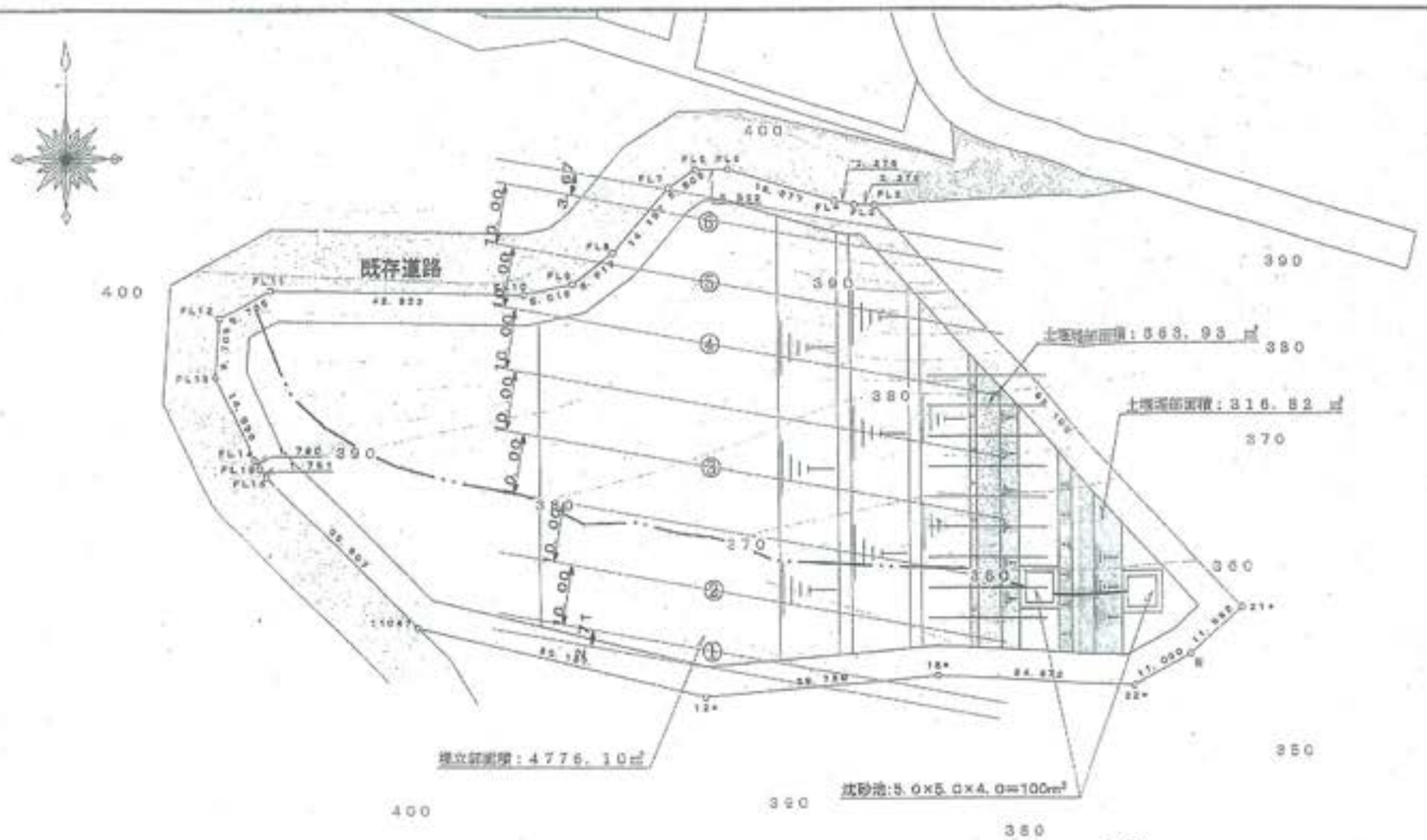



⑥	8.30㎡× 3.3m=27.39m³
⑤	36.73㎡× 5.0m=183.6m³
④	45.00㎡× 5.0m=225.0m³
③	45.00㎡× 5.0m=225.0m³
②	27.38㎡× 5.0m=136.9m³
①	25.73㎡×10.0m=257.3m³
合 計	1055.19m³

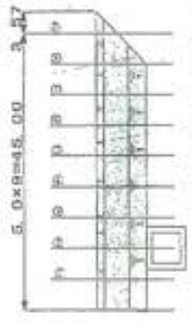

4.60㎡×3.57m=16.06m²	
⑥	16.42㎡×5.0m=82.10m²
⑤	18.71㎡×5.0m=93.55m²
④	21.00㎡×5.0m=105.00m³
③	21.00㎡×10.0m=210.00m³
②	18.68㎡×5.0m=92.90m³
①	19.56㎡×5.0m=97.80m³
	12.01㎡×5.0m=60.05m²
	12.20㎡×5.0m=61.00m²
合 計	818.40m³

⑥	135.56㎡×3.67m=497.50m³
⑤	365.66㎡×20.0m=7313.20m³
④	466.48㎡×20.0m=9329.6m³
③	370.98㎡×20.0m=7419.6m³
②	487.26㎡×20.0m=9745.2m³
①	170.35㎡×2.71m=461.64m²
合 計	34766.75m³

土量合計

1055.19m³ + 818.40m³ + 34766.75m³

=36640.34m³

盛土面積

4776.10 + 363.93 + 316.82

=5456.85㎡

図面名	赤井谷盛土計画平面図
所在地	熱海市伊豆山赤井谷
縮尺	1/1000
作成年月日	
作成者	小田原市城山1－4－1 株式会社新幹線ビルディング 代表取締役 測量士 天野 二三男

赤井谷盛土計画平面図 縮尺1：1000

土堰堤、盛土計画断面図 S=1:500

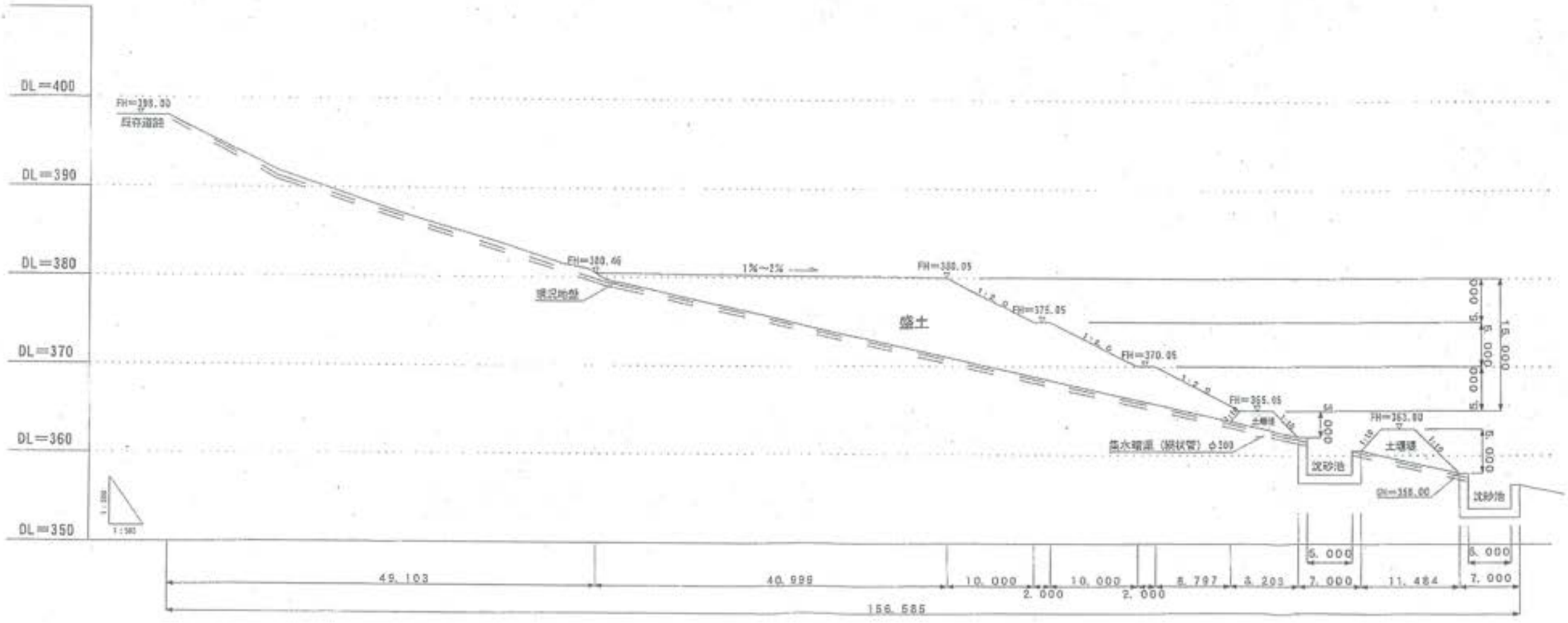

図面名	土堰堤，盛土計画断面図
所在地	熱海市伊豆山赤井谷
縮尺	1/500
作成年月日	
作成者	小田原市城山1－4－1 ㈱式会社新幹線ビルディング 代表取締役 設計士 天野 二三男

資料－4

様式第２号（第３条関係）（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）
（一部改正〔平成６年規則５号・12年46号〕）

土の採取等変更届出書

平成22年３月23日

熱海市長　齊藤　栄　様

届出者

住所	神奈川県小田原市城山1丁目4番1号
氏名	株式会社新幹線ビルディング 代表取締役 矢野二三男　印

（電話番号　0465　32－1158）

氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。

静岡県土採取等規制条例　第４条第１項／第４条第２項　の規定により、次のとおり届け出ます。

１　変更前の届出書の受理年月日及び受理番号

平成２１年１２月１０日熱建建第６２３－２号

熱海市役所 受 22.3.23 土158-5

２　変更の内容

変更前	変更後
工期　平成22年4月8日まで	工期　平成22年4月8日～平成22年7月8日まで

資料－5

熱建建第　　号
平成 22 年 9 月 15 日

株式会社　新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男　様

熱海市長　斉藤　栄

静岡県土採取等規制条例第８条第１項の届出について　（要請）

平成 22 年 3 月 23 日付け熱建建第 105－2 号で受理しました「静岡県土採取等規則条例第 4 条第 1 項の規定による届出書」について土の採取等を行う期間が、平成 22 年 4 月 8 日～平成 22 年 7 月 8 日までとなっており、完成に向けて事務協議を行い、「8 月 10 日までに完成させ検査を受ける予定である。」とのことでしたが、完了届けが提出されておりません。

この土採取箇所は初逢川の上流にあたり、土砂崩壊が発生すると初逢川水域の住民の生命と財産に危険を及ぼす可能性があるので、土砂の搬入をしないよう要請します。また、完了届けを提出して検査を受けるよう要望します。

記

1．土の採取等を行う場所の区域
　熱海市伊豆山字赤井谷 1076 番 3
2．工事期間
　平成 22 年 4 月 8 日～平成 22 年 7 月 8 日

資料－6

熱建建第 388 号
平成 22 年 10 月 8 日

株式会社　新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男　様

熱海市長　齊藤　栄

静岡県土採取等規制条例に基づく土の採取等について
（土砂搬入の中止要請）

平成 22 年 9 月 17 日付け熱建建第 352 号で発送した要請文において、伊豆山赤井谷で貴殿が静岡県土採取等規制条例により実施している工事に対し、工事期間が過ぎているので「工事中止」と「完成届けの提出」を要請しております。

しかしながら、要請を無視して残土の搬入が行なわれており、土砂崩壊が発生すると逢初川水域の住民の生命と財産に危険を及ぼす可能性があるので、即刻土砂の搬入中止を要請します。

記

1．土の採取等を行う場所の区域
　熱海市伊豆山字赤井谷 1076 番 3

2．工事期間
　平成 22 年 4 月 8 日～平成 22 年 7 月 8 日

H22. 10. 18

















H22. 11. 9

























資　料

平成22年11月10日
熱海市まちづくり課

【新幹線関係】

本資料は、9月9日（火）小田原の㈱新幹線ビルディングにおいて、社長の天野氏と以下の事項について協議を行った内容に、その後、現在までの状況を加えたものである。
（登場する工事関係者：㈱新幹線ビルディング:天野、㈱トランスファー:沼尾、千葉興業:千葉、㈱シンエー:小澤）

① 伊豆山七尾Ｄ工区の開発関係（都市計画法による開発行為）

宅地造成が中断したままのＤ工区については再開の目処がたたない。8月に敷地の造成工事を行うとの名目で土砂の搬入が行われたが、9月に入り作業は終了した。（この造成は沼尾・小澤が行った。）

（Ｄ工区の土地所有者は㈱光陽だが、実質は㈱新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ。）

② 伊豆山赤井谷の土砂の埋立関係（土採取条例による土砂の埋立）

赤井谷への土砂の搬入は沼尾の指示の下、千葉が行っている。自分は関与していない。盛土法面整形を終えて、その後に完了検査を受ける予定である。9月9日時点では赤井谷への土砂の搬入は行われていなかった。しかし、天野の指示によってＤ工区に搬入できなくなったことから、沼尾・小澤が赤井谷に土砂の搬入を行うことになった。その後、木くず・産業廃棄物の類の搬入が発覚したため、10月20日頃から現在迄は搬入をやめさせている。

（赤井谷の土地所有者は、㈱新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ）

③ 日金町の建物解体に伴うｺﾝｸﾘｰﾄ殻の関係（建物の解体）

日金町の解体現場から伊豆山七尾に運搬、同所において機械により粉砕し舗装の路盤材に流用する計画に変わりはないが、資金不足のため中断。日金町の現場について、ｺﾝｸﾘｰﾄ殻を安全に配慮した置き方にするとともに、隣地へ迷惑をかけないよう敷地の管理を行うことを指示した。

しかし、その後も適切な管理がおこなわれていない。

（土地の所有者は、八晃建設㈱、実質は㈱新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ。）

④ 上多賀駅裏の開発関係（都市計画法による開発行為）

宅地造成は中断したままである。９月時点で上多賀の土地はすべて売却する予定である。その後、一部の土地において名義が変更されたことを確認している。開発事業の地位承継は行われていない。

⑤ 上多賀駅裏の道路工事関係（道路法に準ずる自主工事）

現在、道路工事が行われているが、この工事には現在新幹線は関与していない。申請は新幹線ビルディングのままで、㈱崎畑の指示の下、小田原の㈱リクオーが行っている。この土地についても売却する予定で、名義の変更が予想される。工事はそのまま継続されると思われるとのことであったが、11月の現在、中断している模様である。

（現在の土地の所有権者は㈱ﾘｿﾞｰﾄ都市開発だが、④と同様に名義が替わることが予想される。）

⑥ 伊豆山赤井谷地内における道路計画

11月4日（木）、天野氏が来庁した際に、現在土砂の搬入を行っている赤井谷を起点に、桃山方面へ幅員10mの道路を新設し、併せて土砂の搬入を行いたいとの申し出があった。

許可の有無について後日回答する予定である。

以　上

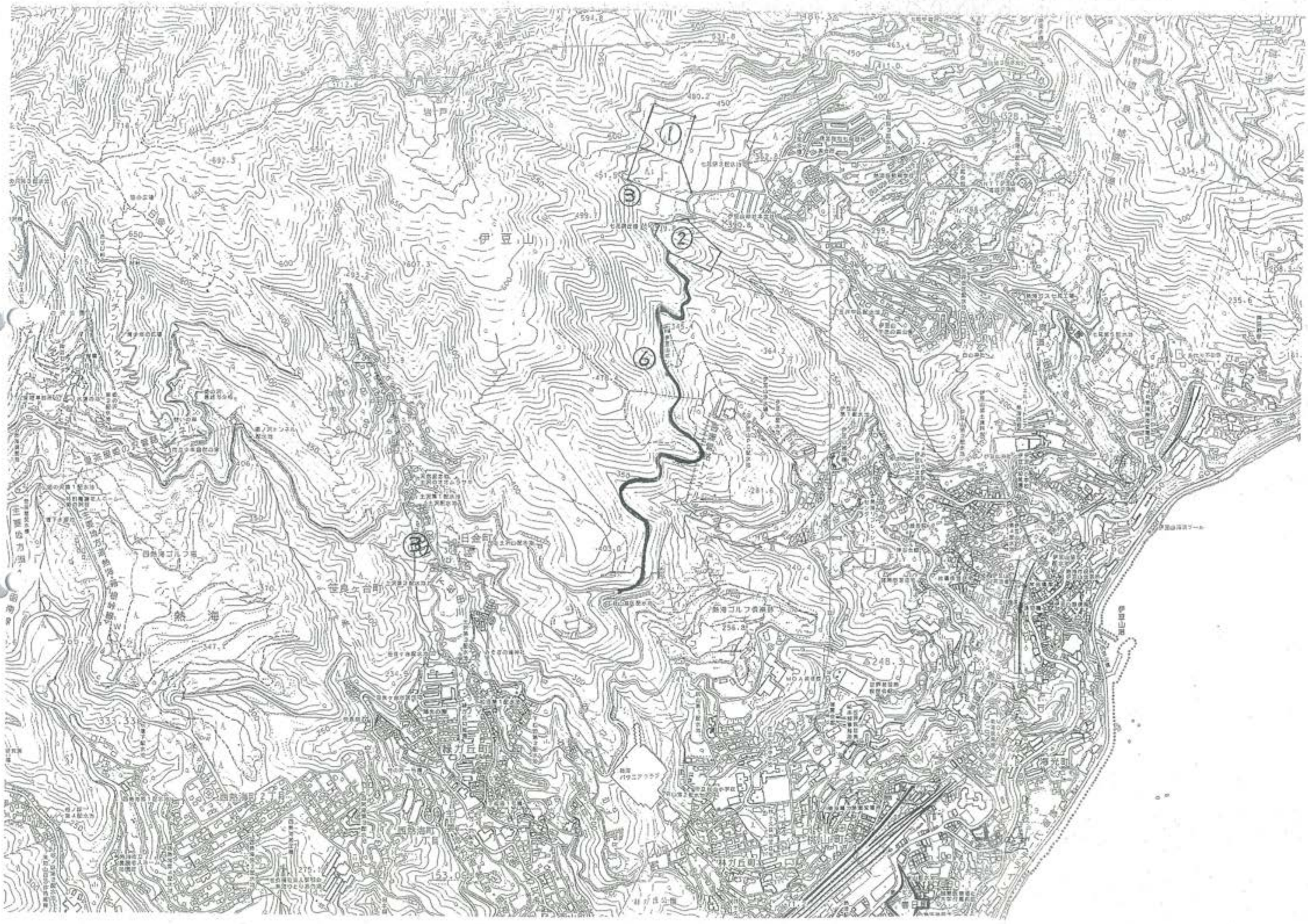

伊豆山
岩戸山
日金町
笹良ヶ台町
熱海

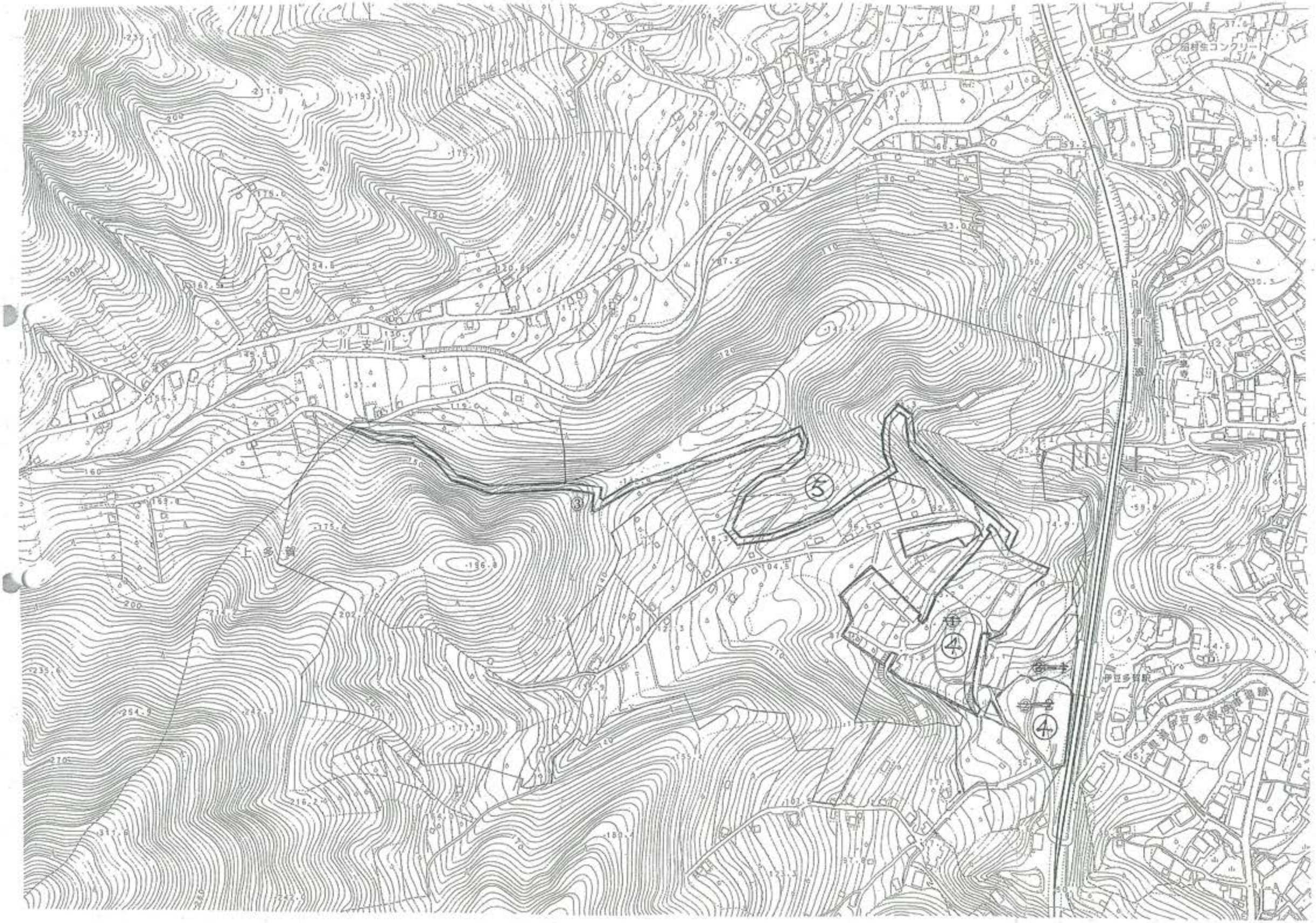

大川支川
上多賀
伊豆多賀駅

供覧	治山課	増田	栗田	水野	伊澤	
				2		
		杉山	清口	山本	鈴木	
				3		
備考						

事　務　連　絡
平成22年11月5日

移動…清口出席

東部農林事務所 治山課　様
東部健康福祉センター麻薬物課　様
熱海土木事務所長　様

熱海市役所建設部建設課

土の採取等計画届出書について(打ち合わせ)

日頃、熱海市の土木行政に対し、御理解と御尽力いただき、ありがとうございます。
さてこの度、伊豆山地区で実施している土の採取等の計画に対する打ち合わせを、下記のとおり開催しますので、関係職員の出席をお願います。

記

1　日　時：　平成22年11月10日（水）午後2時00分～午後4時00分

2　会　場：　熱海市中央公民館（いきいきプラザ）7F　多目的会議室

3　議　題：
熱海市伊豆山赤井谷で盛土工事を実施している届出事業に対する協議
① 経過報告及び計画概要の説明
② 各部署の意見
③ 今後の対応方法

熱海市役所　建設課　用地室
（菅生、高橋、上西）
TEL：0557-86-6409
FAX：0557-86-6429

A136

所長	次長	技監(代)	技監(代)	建設課長			工事課長		支所主任	課	担当者
					〃						

熱海市いきづくりに、新幹線ビルディングの対応について
関係各課が集まって打ち合わせを行った(担当者は別紙のとおり)

土の採取等計画届出書について(打ち合わせ)

今後熱海市建設課より、新幹線ビルディングに関する文書について、
照会がある予定
近日中に熱海市から再度招集がある予定

議 事 次 第

平成22年11月10日(水)午後2時
熱海市中央公民館7F 多目的会議室

1 開 会

2 出席者自己紹介

3 議 題:

① 熱海市内の施工状況――㈱新幹線ビルディング(説明:まちづくり課)

② 熱海市伊豆山赤井谷で盛土工事を実施している届出事業に対する協議
(1) 経過報告及び計画概要の説明(説明:建設課)
(2) 各部署の意見
(3) 今後の対応方法
(4) その他

1。現在1ha未満で土採取条例により工事しているが、届出工事期間がすぎても工事しており、廃材もすてられている
2。新たに、事業主を変えて1ha未満の届出を提案されている。
3。今回で1ha以上になるので森林法の林地開発許可等他の法令で規制できないが→農林事務所がもちかえり検討する。

4。逢初川につながる上流箇所であり、流量オーバーと水質汚濁が心配され、河川管理者としても無視できない。
5。今後の対応
・規制に有効な法令の検討
特に森林法
・関係各所合同で濁等更著の送付の検討
関係各所合同で面積等の実施

熱海市役所 建設課 用地室
(菅生、高橋、上西)
TEL:0557-86-6409
FAX:0557-86-6429

赤井谷土の採取等届出工事会議出席者(予定)

H22.11.5

東部農林事務所

治山課
林地保全係　　杉山　功
　　溝口　忠

東部健康福祉センター(東部保健所)

廃棄物課
　　横山　浩基
　　山口

熱海土木事務所

工事課　　藤牧　俊彦
用地管理課　　大村　正一、岩崎　和義
　　田村　史　、川瀬　達広

熱海市

建設部長　澤田　修一
建設課　　上西　敏文、高橋　信雄、森内　啓、菅生　修
まちづくり課　　菊地　充、西島光章、窪田純一、松本敏明

観光部
産業振興課長　　渡辺　昭信、山本五雄

市民部
環境企画室　　山田　賢一

防災室
　　名川　正則

上下温泉水道部長　　長津　宏司
水道温泉課　　山田　義正、佐藤　光俊

土の採取等計画届出書の経緯　　(熱海市伊豆山字赤井谷)

1）敷地概要

① 所有者: 株式会社新幹線ビルディング　代表取締役　天野二三男

② 住 所: 小田原市城山 1-4-1

③ 面 積: 35 万坪 (取得日:H18.9.21)

2）用途地域、その他の地区

① 都市計画区域、無指定、第二種風致地区、宅地宅造規制区域、森林区域

② 廃棄法、河川法(逢初川)、土砂災害防止法

③ 県土地利用委員会、まちづくり条例、土採取等規制条例

3）その他 ――――『敷地内に既存占用(旧所有者)』

水道課施設――――調圧槽、ポンプ場、送水管

4）今までの申請状況――周辺を含む【別図資料参照】

図面掲載以外の計画

① H18 年――伊豆山鳴沢地区と伊豆山土沢地区を結ぶ道路(幅員 10m)

② H19 年 12 月――ヘリポート計画　③ H.20 年 3 月――分譲計画

④ レッドデーターブックについて

5）土の採取等申請経緯

平成 18 年 9 月 12 日	用地取得
平成 19 年 3 月 9 日	届出書の提出(上流部)【別紙―1】(下流部)
平成 19 年 4 月 9 日	届出書の受理書交付(上流部)――――工期 受理日から 12 月
※ 下流部の土採取条例の届出(H19. 5. 2 東部農林治山課と協議)	
1. ダム 2 基分を設置すると同一流域内の開発で林地開発が必要。	
2. 上流に宅造をするのであれば、林地開発が必要)	
平成 19 年 4 月 12 日	風致地区許可(形質の変更・木竹の伐採)
平成 19 年 4 月　日	伐採届け
平成 21 年 3 月 19 日	盛土の開始(電話連絡)
平成 21 年 6 月	担当者と工法協議、林地開発の必要性を通告
平成 21 年 11 月 4 日	熱土、東農、市で合同会議
平成 21 年 11 月 13 日	受理書について指示事項を通知。【別紙―2】(土採取、伐採届け、風致)
平成 21 年 11 月 17 日	市内開発について打ち合わせ(市担当部局)
平成 21 年 12 月 9 日	受理書の変更、工法、工期:H22. 4. 8 日まで【別紙―3】
平成 22 年 3 月 23 日	工期の変更、工期:H22. 7. 8 日まで【別紙―4】
平成 22 年 7 月	8 月 10 日完成予定(千葉氏、沼尾氏から口答で確認)
平成 22 年 8 月	盛土土砂に混廃材を使用
平成 22 年 9 月 9 日	天野氏に土砂及び廃材の搬入をやめるよう要請(口答)
平成 22 年 9 月 17 日	土採取条例 8 条第 1 項の届出について(要請)【別紙―5】
平成 22 年 10 月 8 日	土砂搬入の中止要請【別紙―6】

6）現場の状況(写真参照)

① 区域面積が 1.0ha より多くなっていると予想される。
② 現在の土砂の法切断面は、硬化剤を使用した段より 4.0m より上に築造
③ 現在の土砂の法切断面は、混廃材を使用している。
④ 届出の図面と大幅な変更あり。
⑤ 工事用道路に廃材を引きつめている。
⑥ 上からミズ道の箇所が崩れている。

7）㈱新幹線ビルディング、天野氏からの提案(H22.11.4)

① 現在の埋立区域の半分を部分完了させ、新たに 1ha の許可が得られないか。
（申請者が別企業）
② 現在の許可を完了させると同時に、他の場所に新たに 1ha の許可が得られないか。
③ 現在の埋め立て部を起点として、桃山に抜ける幅員 10m の道路の新設と併用して土の搬入が出来ないか。

8）協議事項

① 届出工事期間が過ぎても、土砂を入れ続けた場合の対応。
——法面を安定させるために土砂搬入。廃材撤去して法面を作るための土砂搬入

② 7）①の提案について。

③ 7）②の提案について。

④ 7）③の提案について。

作成年月日:平成 22 年 11 月 10 日(上西)

資料目次

1．土の採取等計画届出書(上流部)受理書(H19.4.9) ――――P 1

2．受理書について指示事項を通知(H21.11.13) ――――P 2

3．土の採取等変更計画届出書 (H21.12.9) ――――P 3
受理書 (H21.12.10)

4．土の採取等変更計画届出書(工期変更) (H22.3.23) ――――P 4

5．土採取条例8条第1項の届出について(要請) ――――P 5
(H22.9.17)

6．土砂搬入の中止要請(H22.10.8) ――――P 6

7．現場写真 ――――P 7

資料－1

受　理　書

熱建設第 208 号
平成１９年 4月 9日

神奈川県小田原市城山１－４－１

株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野二三男　様

受理者　熱海市長　齊　藤　栄

次の区域における土の採取等については、静岡県土採取等規制条例第３条第１項による届出書を次のとおり受理したので通知します。

記

１．　土の採取等を行う場所の区域

熱海市伊豆山字赤井谷１０７６－３の一部
区域面積　９，４４６㎡

２．受付年月日

平成１９年　３月　９日

３．附帯条件

当該届出に係る土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等により災害が発生するおそれがあるときは、建設課と協議をし、災害を防止するための必要な措置を取ること。
また、土砂の崩壊、流出により災害が発生した際は、早急に対策を講じるとともに、被災の補償を行なうこと。

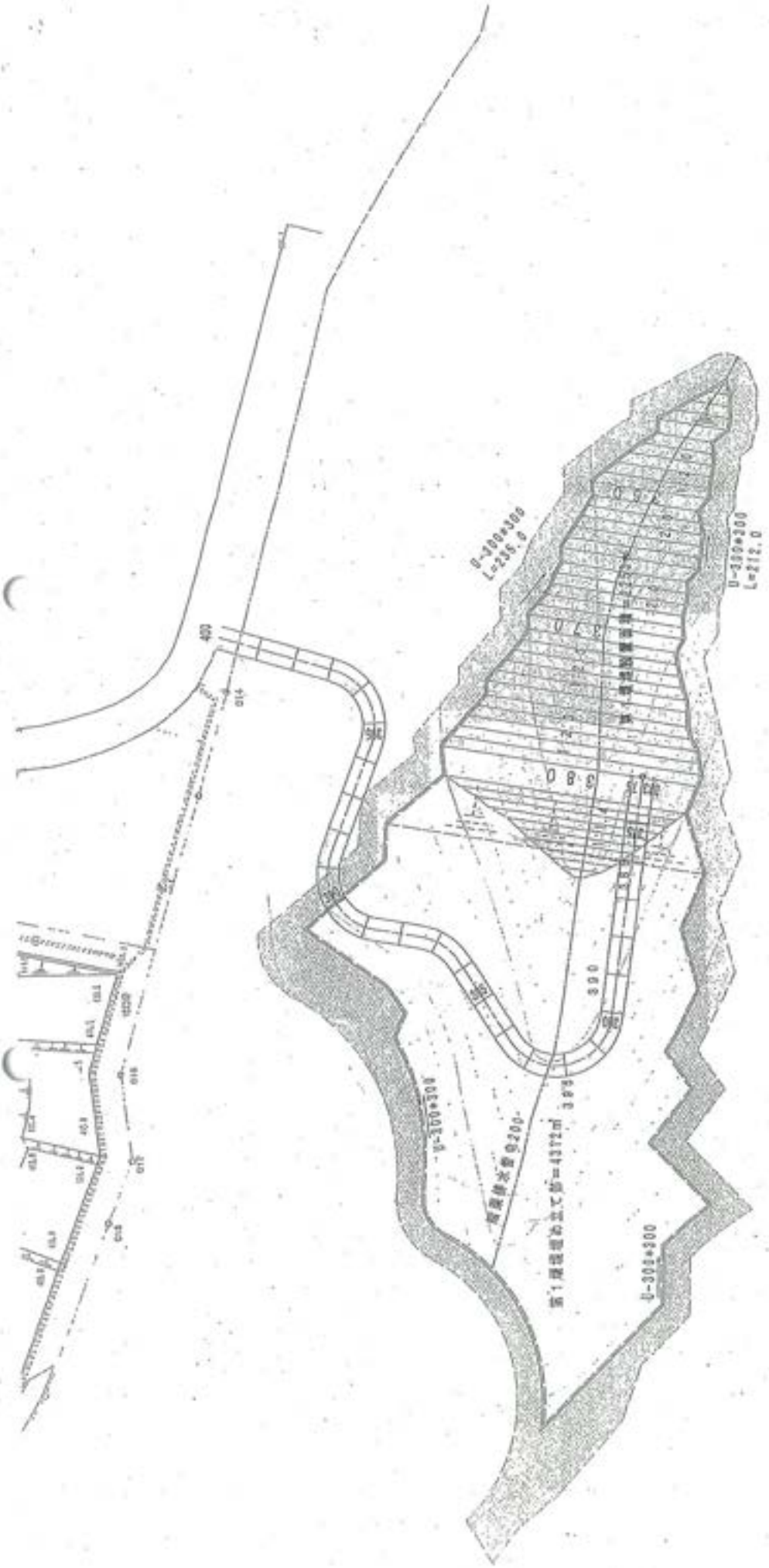
U-300*300
L=235.0
U-300*300
L=212.0
U-300*300
U-300*300

資料－2

熱 建 建 第５７１号
平成２１年１１月１３日

神奈川県小田原市城山 1-4-1
株式会社　新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男　様

熱海市長　齊藤　栄

熱海市伊豆山字赤井谷における土の採取等について（通知）

平成 19 年 4 月 9 日付け熱建設第 208 号で受理した土の採取等について、下記事項を守られるよう通知します。

記

1. 指示事項
①工期及び工法等について変更の手続きを行うこと。
②附帯条件に記した、災害を防止するための必要な措置を取ること。
③土採取行為面積を確定すること。

2. 提出期限
平成２１年１１月３０日

3. 提出先
熱海市建設部建設課
住所　〒413-8550　熱海市中央町 1 番 1 号
電話　0557-86-6405・6409

※ 指定日までに提出されない場合には、法的措置に移行せざるを得ませんので、念のため申し添えます。

資料－3

熱建建第６２３－２　号
平成２１年１２月１０日

株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男　　様

熱海市長　齊　藤　栄

受　理　書

次の区域における土の採取等については、静岡県土採取等規則条例第４条第１の規定による届出書を次のとおり受理したので通知する。

記

１　土の採取等を行う場所の区域
　　熱海市伊豆山字赤井谷１０７６番３

２　受理年月日
　　平成２１年１２月１０日

３　受理番号
　　第　９０９　号

様式第２号（第３条関係）（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）
（一部改正〔平成６年規則５号・12年46号〕）

土の採取等変更届出書

平成21年12月9日

熱海市長　齊藤　栄　様

届出者	住所	神奈川県小田原市城山1丁目4番1号
	氏名	株式会社新幹線ビルディング 代表取締役 天野二三男　印

（電話番号0465-32-1138）

氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。

静岡県土採取等規制条例　第４条第１項／第４条第２項　の規定により、次のとおり届け出ます。

熱海市役所 受 21.12.10 参付 907

１　変更前の届出書の受理年月日及び受理番号

平成１９年４月９日熱建設第２０８号

２　変更の内容

変更前		変更後
①工法	ロックフィル	土堰堤
②面積	9,546㎡	9,695.89㎡
③工期	H19.4.9～H20.9.8	H19.4.9～H22.4.8.
④現場責任者	トランスター	千葉工業 代表者 千葉一敏

〒238-0313
神奈川県横須賀市武2-3-3
046-856-4691
090-3550-1024

3－2

変更前	変更後

3　変更の理由

変更前の計画では、ロックフィル工法により土留をする予定であったが
現地の石の量では足らず工法の変更をするため。
工法変更の為工期及び現場責任者も合わせて変更する。

4　変更の年月日

年　　月　　日



地番	① 赤井谷盛土箇所			
測点	X n	Y n	X n+1 − X n	Y n+1 − Y n
P1-7	-45.559	-270.087	87.908	-8054.980281
5+	-133.468	-315.987	94.170	-8174.957769
20	-228.777	-324.837	-18.888	8365.164156
5+	-224.888	-324.778	-44.574	8845.003293
10+	-179.314	-269.111	-74.470	9177.955160
15+	-126.450	-206.750	-88.473	11703.840143
1+0+7	-116.155	-217.581	-74.538	8548.818149
P1-6	-86.188	-243.819	-36.358	8388.943748
P1-5	-69.830	-284.171	-6.853	183.378919
P1-4	-67.193	-288.811	-3.368	834.833817
P1-3	-73.729	-311.443	-5.716	131.335275
P1-2	-84.961	-306.784	8.321	-586.931383
P1-1	-68.478	-283.333	61.480	-1841.833556
P1-0	-68.253	-338.305	61.360	-8895.760803
P1-9	-98.488	-336.858	13.388	-939.913341
P1-8	-83.238	-323.511	14.772	-833.334376
P1-7	-67.556	-314.558	14.340	-388.451848
P1-6	-39.693	-308.817	19.258	-431.178758
P1-5	-38.665	-304.309	11.721	-941.994897
P1-4	-46.973	-292.158	21.201	-867.937158
P1-3	-46.468	-197.836	5.468	-894.931884
			合 計	13697.781178
			合 計 断 面	1035.833498
			地 面	1035.83 m3

地番	面積
① 赤井谷盛土箇所	1035.833498 m3

図面名	盛土求積図
所在地	熱海市伊豆山赤井谷
縮尺	1/1000
作成年月日	
作成者	小田原市栄町1-4-1 有限会社新日総ビルディング 代表取締役 天野 二三男

赤井谷盛土求積図 縮尺1：1000

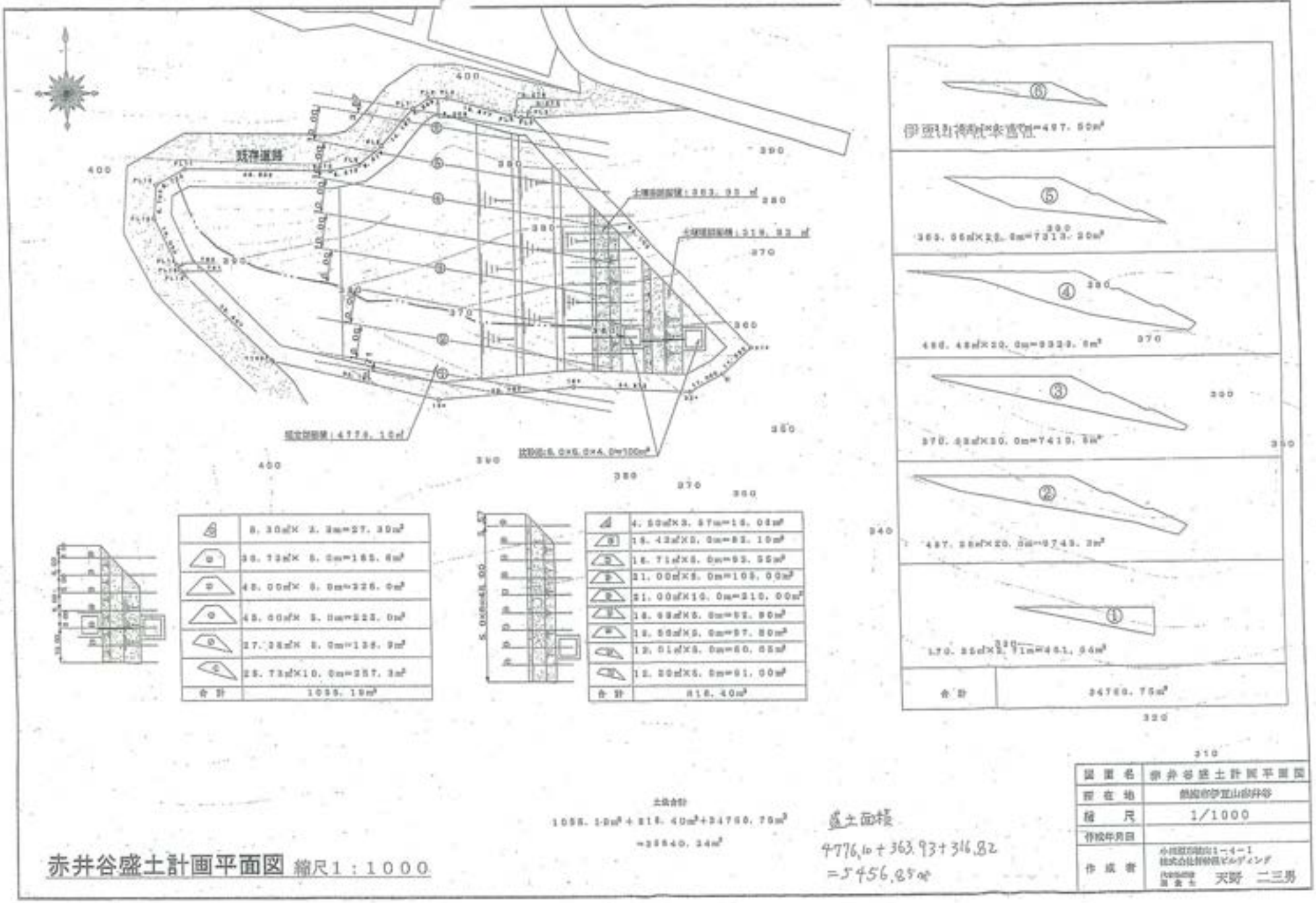

⑥	8.30㎡× 3.3m=27.39㎡
⑤	36.73㎡× 5.0m=183.6㎡
④	48.00㎡× 5.0m=326.0㎡
③	45.00㎡× 5.0m=225.0㎡
②	27.36㎡× 5.0m=136.9㎡
①	25.73㎡×10.0m=257.3㎡
合計	1055.19㎡

⑥	4.50㎡×3.57m=16.06㎡
⑤	16.42㎡×5.0m=82.10㎡
④	16.71㎡×5.0m=83.55㎡
③	21.00㎡×5.0m=105.00㎡
②	21.00㎡×10.0m=210.00㎡
①	18.68㎡×5.0m=92.80㎡
⑥	19.50㎡×5.0m=97.80㎡
⑤	12.01㎡×5.0m=60.05㎡
④	12.20㎡×5.0m=61.00㎡
合計	816.40㎡

⑥	伊豆山神社本宮社=497.50㎡
⑤	365.56㎡×20.0m=7313.20㎡
④	466.48㎡×20.0m=9329.6㎡
③	370.63㎡×20.0m=7410.6㎡
②	487.28㎡×20.0m=9745.3㎡
①	170.25㎡×2.71m=461.64㎡
合計	34760.75㎡

土法合計

1055.19㎡+816.40㎡+34760.75㎡

=35640.34㎡

盛土面積

4776.10+363.93+316.82

=5456.85㎡

図面名	赤井谷盛土計画平面図
所在地	熱海市伊豆山赤井谷
縮尺	1/1000
作成年月日	
作成者	小田原市城内1-4-1 株式会社特殊ビルディング 代表取締役 国会士 天野 二三男

赤井谷盛土計画平面図 縮尺1：1000

土堰堤、盛土計画断面図 S=1:500

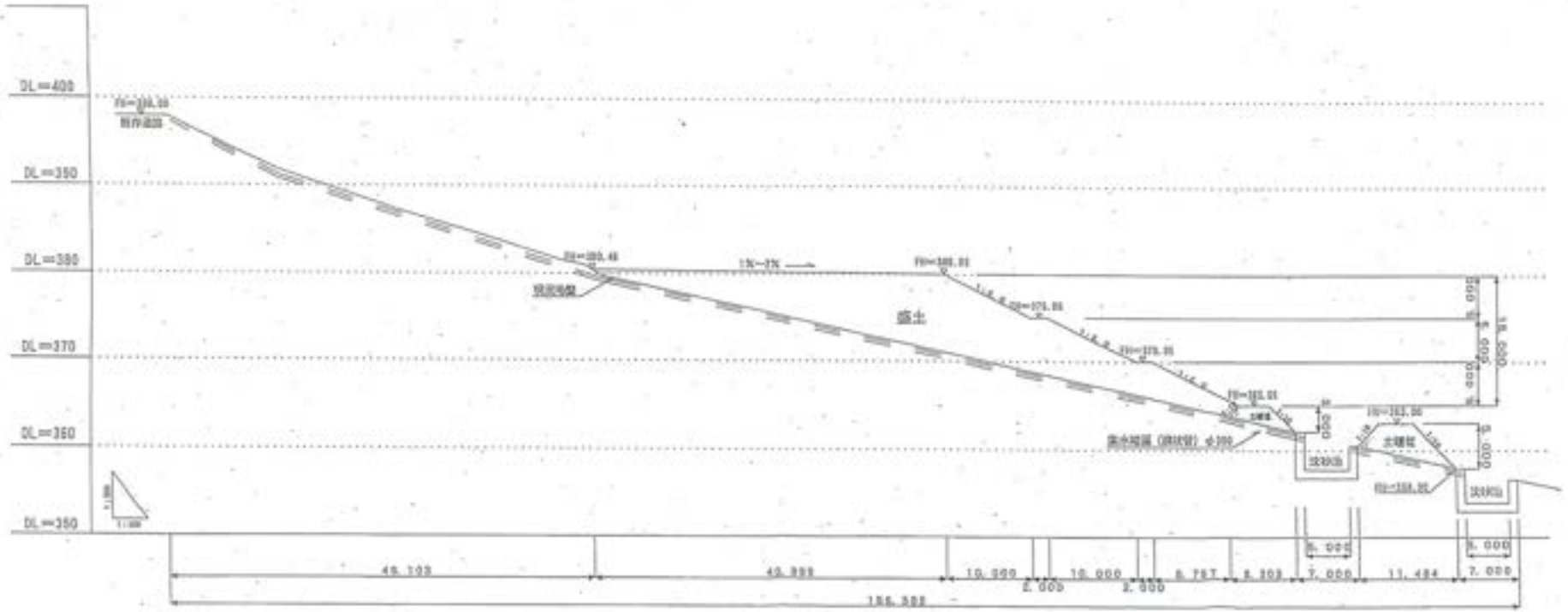
DL=400
DL=390
DL=380
DL=370
DL=360
DL=350
盛土
1:1.8
1:1.5
1:1.2
1:1.0
1:1.0
1:1.0

資料－4

様式第２号(第３条関係)(用紙　日本工業規格 A4 縦型)
(一部改正〔平成６年規則５号・12 年 46 号〕)

土の採取等変更届出書

平成22 年 3 月 23 日

熱海市長　　齊　藤　　栄　　様

届出者	住所	神奈川県小田原市城山1丁目4番1号
	氏名	株式会社新幹線ビルディング 代表取締役 矢野二三男　印

(電話番号 0465 32－1158)

氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。

静岡県土採取等規制条例　第４条第１項／第４条第２項　の規定により、次のとおり届け出ます。

熱海市役所 受 22.3.23 土158-5

１　変更前の届出書の受理年月日及び受理番号

平成２１年１２月１０日熱建建第６２３－２号

２　変更の内容

変更前	変更後
工期　平成22年4月8日まで	工期　平成22年4月8日～平成22年7月8日まで

(案)

資料－5

熱建建第　　号
平成22年9月15日

株式会社　新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男　様

熱海市長　齊藤　栄

静岡県土採取等規制条例第８条第１項の届出について　（要請）

平成22年3月23日付け熱建建第105－2号で受理しました「静岡県土採取等規則条例第4条第1項の規定による届出書」について土の採取等を行う期間が、平成22年4月8日～平成22年7月8日までとなっており、完成に向けて事務協議を行い、「8月10日までに完成させ検査を受ける予定である。」とのことでしたが、完了届けが提出されておりません。

この土採取箇所は初逢川の上流にあたり、土砂崩壊が発生すると初逢川水域の住民の生命と財産に危険を及ぼす可能性があるので、土砂の搬入をしないよう要請します。また、完了届けを提出して検査を受けるよう要望します。

記

1．土の採取等を行う場所の区域
　熱海市伊豆山字赤井谷1076番3
2．工事期間
　平成22年4月8日～平成22年7月8日

資料－6

熱建建第 388 号
平成 22 年 10 月 8 日

株式会社　新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男　様

熱海市長　齊藤　栄

静岡県土採取等規制条例に基づく土の採取等について
（土砂搬入の中止要請）

平成 22 年 9 月 17 日付け熱建建第 352 号で発送した要請文において、伊豆山赤井谷で貴殿が静岡県土採取等規制条例により実施している工事に対し、工事期間が過ぎているので「工事中止」と「完成届けの提出」を要請しております。

しかしながら、要請を無視して残土の搬入が行なわれており、土砂崩壊が発生すると逢初川水域の住民の生命と財産に危険を及ぼす可能性があるので、即刻土砂の搬入中止を要請します。

記

1．土の採取等を行う場所の区域
　熱海市伊豆山字赤井谷 1076 番 3

2．工事期間
　平成 22 年 4 月 8 日～平成 22 年 7 月 8 日

A137

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成２２年１１月１０日PM
2　監　視　員	西ヶ谷部長、斉藤技監、横山班長
3　業者氏名	(株)新幹線ビルディング
4　業者住所	伊豆山赤井谷残土処分地、伊豆山がれき置場
5　立　会　者	なし

6　現地の状況

①赤井谷残土処分地

◆現場の状況は以下のとおり。

・特に変化なし。

・作業員等は不在であった。

・木くず混ざりの土砂の山は特段の変化はなかった。







ジェックへ運び出した土を採取した箇所

②がれき置場

・特に変化なし

7　今後の対応

・引き続き監視を行う。

◎ 区　分

排出事業所	製造業	多量排出事業所		その他		○
		その他				
	建設業	多量排出事業所		し尿処理施設		
		その他		ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所				埋立	
	下水処理施設				その他	
	埋設地を有する事業所			その他処理施設		
	その他					
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外		◎産業廃棄物処理施設		
		特管物		許可対象　中間処理施設		
	中間処分	特管物以外		最終処分　安定型		
		特管物		管理型		
	最終処分	特管物以外		遮断型		
		特管物		許可対象外　中間処理施設		

A138

局長	課長	技監	班長	課　員	担当
〃					

電話・口頭　記録	
日　時	平成22年11月11日（木）10時00分～11時30分
打合者	東部農林事務所　溝口主査
	森林計画課　内藤班長、石井主査、森主任
施行場所	熱海市伊豆山（赤井谷）ほか
要　件	新幹線ビルディング及びランディーの現状及び関係機関との調整結果について
内　容	熱海市内の伊豆山地区、上多賀地区にて開発行為を行っている「新幹線ビルディング」の対応をめぐり、11月10日に熱海市、熱海健福C、熱海土木、東部農林にて、協議が行われたので、報告を受けた。 熱海市としては、県と連携と協調をとりながら、これらの事案の指導をしていきたいとのことである。 森林法における【伐採届】と【林地開発許可】での指導方法の課題と対応（案）を整理した。 ＜伊豆山地区＞ ①林地開発許可地（関係法令：都計法の開発許可、風致条例） 【現状】 ・ ㈱ランディーによる開発は、現在中断（放置）している。 ・ 会社自体の実態が消滅しているようである。 【課題】 ・ 許可地での防災施設の設置、掘削勾配など違法状態（放置状態）の解消と安全の確保 【対応（案）】 ・ 事業者である㈱ランディーの実態の把握と指導 ・ 承継をするかもしれないトランスファーの意思と手続きの確認 ・ ランディーへの是正命令と許可取消し（撤回）の検討 （裏面へ）

内　容	②赤井谷での残土処理（関係手続き：伐採届、土採取条例） 【現状】 ・ 新幹線Bとソウメイによる残土処理は、ほぼ計画どおりに完了し、緑化を残すだけとなっていた。しかし、熱海市の判断で、事業者に期間をズルズルと引き伸ばされ、残土の搬入が継続されることを防ぐため、許認可期間をもって完了扱いとしている。 ・ しかし、ここに別会社である㈱トランスファーが無許可で残土を搬入している。㈱トランスファーは、新幹線Bの下請けを行っている登記上別会社（実質は一体会社）であり、新幹線Bの不払い分の資金を新幹線Bの所有地への残土処理を行うことで回収するのだと話している。 ・ なお、（新幹線B・ソウメイの開発地）＋（トランスファー開発地）＞1haとなっている。 ・ 新幹線Bが施工地近隣に放置（事業者の主張では仮置き）している「コンクリート殻」については、変化無し。・・（廃掃法対応困難：規模、悪質性から） 【課題】 ・ トランスファーによる違法な残土処理への対応 ・ トランスファーと新幹線Bの関係の確認による林地開発許可の必要性の把握 【対応（案）】 ・ トランスファーの搬入した土砂の撤去を指導する ・ 撤去後、法律に則った手続きを指導する（土採取条例にて防災施設を指導） ・ 他県などに所有者が同一の土地内で複数の事業者が行為を行う場合の一体性の判断について確認をする。（土地所有者の一体性をもって判断できるかどうか） ③道路開設と残土処理（該当すると思われる法令：伐採届、土採取条例、風致条例） 【現状】 ・ ㈱新幹線Bは、所有地内を通過し、市道と開発地を連絡する道路開設を計画している。 ・ 林地開発許可を避け、伐採届の範囲内での施工を考えている。 ・ 実際の行為者（申請者）はまだ決まっていない。 【課題】 ・ 伐採届にて既に行っている開発行為との「一体性」による林地開発許可行為と見なせるかどうか。 【対応（案）】 ・ 道路開設による残土を赤井谷に搬出する計画であるようなので、道路改変面積＋残土処理改変面積が1haを超えないかを確認する。 ・ 他県などに所有者が同一の土地内で複数の事業者が行為を行う場合の一体性の判断について確認をする。（土地所有者の一体性をもって判断できるかどうか） ・ 幅員等が届出どおり施工されているか現地確認を実施する。 ＜上多賀地区＞（伐採届、土採取条例） 【現状】道路の開設が進行中。 【課題】土採取条例による防災施設等の指導の徹底 ※大半が農地であり、森林法における対応はほとんどする部分がない。

A139

所長	副所長	総務課長	環境部長	技監兼 廃棄物課長	課員
				〃	

復　命　書

平成２２年１１月１１日

東部健康福祉センター所長　様

職氏名　技監兼廃棄物課長　斉藤　博
班　長　横山　浩基

1　用　件　土の採取等計画届出書について（打ち合せ）
2　年月日　平成22年11月10日（水）　午後２時～３時30分
3　会　場　熱海市中央公民館７Ｆ多目的会議室
4　参集者　別紙のとおり

復命事項

＊熱海市役所建設課長の司会により、熱海市伊豆山赤井谷における新幹線ビルディングによる盛土工事に対する今後の対応を関係機関出席のもと検討した。

1　会議開催の目的
㈱新幹線ビルディングによる不適正な土地造成工事を止める方策を検討するため。

2　議題
(1) 新幹線ビルディングよる熱海市内の施工状況
熱海市まちづくり課から別添資料により問題となっている工事①～⑥の説明。
廃棄物に関連する工事は、②（赤井谷の土砂埋立）及び③（日金町の建物解体）。

(2) 土の採取等計画届出書の経緯
熱海市建設課から別添資料により届出の経緯について説明。

(3) 伊豆山赤井谷において実施されている盛土工事（届出事業）に対する協議
①熱海市から以下３点について問題が生じているとの説明。
ア　土採取等届出を受付したが、工事内容（期間、方法等）を手続きしないまま

⑤河川管理他＜熱海土木＞

・河川法29条に規定される条例が制定されていないので、同法よる指導は難しい。
・河川改修指示については、工事着手前に土木サイドで事業者に指導することは難しい。
・土砂災害防止法による指導は、当該地が区域指定されていないため不可能。
・土採取条例による指導については、本課と協議する。

⑥その他

・市として弁護士相談をかけたらどうか。
・廃棄物関係で警察に入ってもらうことはできないか。
→（廃棄物課）警察には相談している[redacted]

3　結果

熱海市及び県（東部農林、熱海土木、東部健康福祉センター）が連名で工事是正を求める行政指導の通知（要請文）を出すこととなった。

それに対し新幹線ビルディングから質問等あれば、合同で面会し（個別には対応しない）説明することとする。

文書の原案については、熱海市と東部農林とで作成する。

変更している。

イ　既に工区面積が県の林地開発許可が必要となる１haを超えている。
（１haを超えているかについては、測量されていないので未確定）

ウ　現地（新幹線ビルディング所有地内）に熱海市水道の中継用受水層があり、市が行政命令を出すと新幹線ビルディングがその使用停止を求めてくる可能性がある。

②熱海市建設課から新幹線ビルディング天野社長から次の点について照会を受け回答をもとめられている旨の説明。

ア　現在の埋立を完了（部分若しくは全部）をさせた上で、別企業による新たな１haの許可を得ることはできないのか。

イ　埋立地から桃山に通ずる幅10mの道路整備と、それに伴い土砂搬入をすることができないか。

＊これらの要望については、上記①の問題などを踏まえ、熱海市としては拒否していきたいが、本日の会議参加機関で法的な方策がないか検討協議したい。
今回の要望を飲むと赤井谷以外でも土砂搬入の候補地が考えられ、それらをストップすることも不可能になる。

③廃棄物関係＜廃棄物課＞

当該地に木くず，瓦くず、コンクリートがら等の廃棄物が搬入され、それは廃棄物処理法違反に該当する。

また、９月に新幹線ビルディング天野社長に対し、廃棄物撤去の指導票を交付したことを説明。

廃棄物課としてはこれらの廃棄物処理がなされない限り、新たな残土の搬入はしてもらいたくないこともあわせて説明。

ただ、１０月に発見された木くずについては、搬入者（廃棄物処理法上の排出事業者）が特定できず指導に苦慮している。

また、廃棄物の存否については掘削の必要があるが、水道本管の損傷が懸念される。

→市温泉水道課から現地の形状が変化しており、正確な位置は不明であるとのこと。

④林地開発＜東部農林＞

上記①イについて

原則は１haを超える部分については現状復旧をすることが必要。

現状復旧については、施主でなく工事の実施者に出すことになる。

それが実行されれば１haを超える林地開発の許可を検討できるが、

事業者が下流河川（逢初川）の降雨確率１／１を確保する必要があるため、

実質的には直ちに許可を出すことはできない。

上記③アについて

別企業による場合区域面積が通算されるかは、その事業の一体性（流域、時期、行為者）を判断する必要がある。これについては本課に相談しないと回答できない。

土の採取等計画届出書について(打ち合わせ)

議 事 次 第

平成22年11月10日（水）午後2時
熱海市中央公民館7F　多目的会議室

1　開　会

2　出席者自己紹介

3　議　題：

①　熱海市内の施工状況――――(仮)新幹線ビルディング(説明:まちづくり課)

②　熱海市伊豆山赤井谷で盛土工事を実施している届出事業に対する協議
(1) 経過報告及び計画概要の説明（説明:建設課）
(2) 各部署の意見
(3) 今後の対応方法
(4) その他

熱海市役所　建設課　用地室
(菅生、高橋、上西)
TEL：0557-86-6409
FAX：0557-86-6429

赤井谷土の採取等届出工事会議出席者（予定）

H22.11.5

東部農林事務所

治山課
林地保全係　杉山　功
溝口　忠

東部健康福祉センター（東部保健所）

廃棄物課
横山　浩基
山田　勇輝

熱海土木事務所

工事課　藤牧　俊彦
用地管理課　大村　正一、岩崎　和義
田村　史　、川瀬　達広

熱海市

建設部長　澤田　修一
建設課　上西　敏文、高橋　信雄、森内　啓、菅生　修
まちづくり課　菊地　充、西島光章、窪田純一、松本敏明

観光部
産業振興課長　渡辺　昭信、山本五雄

市民部
環境企画室　山田　賢一 → 土屋

防災室
名川　正則　中島

上下温泉水道部長　長津　宏司
水道温泉課　山田　義正、佐藤　光俊

土の採取等計画届出書の経緯　　（熱海市伊豆山字赤井谷）

1）敷地概要

① 所有者：株式会社新幹線ビルディング　代表取締役　天野二三男

② 住　所：小田原市城山 1-4-1

③ 面　積：35 万坪（取得日:H18.9.21）

2）用途地域、その他の地区

① 都市計画区域、無指定、第二種風致地区、宅地宅造規制区域、森林区域

② 廃棄法、河川法(逢初川)、土砂災害防止法

③ 県土地利用委員会、まちづくり条例、土採取等規制条例

3）その他 ――――『敷地内に既存占用(旧所有者)』

水道課施設――――調圧槽、ポンプ場、送水管

4）今までの申請状況――周辺を含む【別図資料参照】

図面掲載以外の計画

① H18 年――伊豆山鳴沢地区と伊豆山土沢地区を結ぶ道路(幅員 10m)

② H19 年 12 月――ヘリポート計画　③ H.20 年 3 月――分譲計画

④ レッドデーターブックについて

5）土の採取等申請経緯

平成 18 年 9 月 12 日	用地取得
平成 19 年 3 月 9 日	届出書の提出(上流部)【別紙―1】(下流部)
平成 19 年 4 月 9 日	届出書の受理書交付(上流部)――――工期 受理日から 12 月
※ 下流部の土採取条例の届出(H19. 5. 2 東部農林治山課と協議) 1．ダム 2 基分を設置すると同一流域内の開発で林地開発が必要。 2．上流に宅造をするのであれば、林地開発が必要)	
平成 19 年 4 月 12 日	風致地区許可(形質の変更・木竹の伐採)
平成 19 年 4 月　日	伐採届け
平成 21 年 3 月 19 日	盛土の開始(電話連絡)
平成 21 年 6 月	担当者と工法協議、林地開発の必要性を通告
平成 21 年 11 月 4 日	熱土、東農、市で合同会議
平成 21 年 11 月 13 日	受理書について指示事項を通知。【別紙―2】 (土採取、伐採届け、風致)
平成 21 年 11 月 17 日	市内開発について打ち合わせ(市担当部局)
平成 21 年 12 月 9 日	受理書の変更、工法、工期:H22. 4. 8 日まで【別紙―3】
平成 22 年 3 月 23 日	工期の変更、工期:H22. 7. 8 日まで【別紙―4】
平成 22 年 7 月	8 月 10 日完成予定(千葉氏、沼尾氏から口答で確認)
平成 22 年 8 月	盛土土砂に混廃材を使用
平成 22 年 9 月 9 日	天野氏に土砂及び廃材の搬入をやめるよう要請(口答)
平成 22 年 9 月 17 日	土採取条例 8 条第 1 項の届出について(要請)【別紙―5】
平成 22 年 10 月 8 日	土砂搬入の中止要請【別紙―6】

6）現場の状況（写真参照）

① 区域面積が 1.0ha より多くなっていると予想される。
② 現在の土砂の法切断面は、硬化剤を使用した段より 4.0m より上に築造
③ 現在の土砂の法切断面は、混廃材を使用している。
④ 届出の図面と大幅な変更あり。
⑤ 工事用道路に廃材を引きつめている。
⑥ 上からミズ道の箇所が崩れている。

7）㈱新幹線ビルディング、天野氏からの提案（H22.11.4）

① 現在の埋立区域の半分を部分完了させ、新たに 1ha の許可が得られないか。
（申請者が別企業）
② 現在の許可を完了させると同時に、他の場所に新たに 1ha の許可が得られないか。
③ 現在の埋め立て部を起点として、桃山に抜ける幅員 10m の道路の新設と併用して土の搬入が出来ないか。

8）協議事項

① 届出工事期間が過ぎても、土砂を入れ続けた場合の対応。
——法面を安定させるために土砂搬入。廃材撤去して法面を作るための土砂搬入
1ha 超える場合

② 7）①の提案について。

③ 7）②の提案について。

④ 7）③の提案について。

作成年月日：平成 22 年 11 月 10 日（上西）

資料目次

1．土の採取等計画届出書(上流部)受理書(H19.4.9) ――――P 1

2．受理書について指示事項を通知(H21.11.13) ――――P 2

3．土の採取等変更計画届出書 (H21.12.9) ――――P 3
受理書 (H21.12.10)

4．土の採取等変更計画届出書(工期変更)(H22.3.23) ――P 4

5．土採取条例8条第1項の届出について(要請) ――――P 5
(H22.9.17)

6．土砂搬入の中止要請(H22.10.8) ――――P 6

7.現場写真 ――――P 7

資料－1

受　理　書

熱建設第 208 号
平成１９年 4月 9日

神奈川県小田原市城山１－４－１

株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野二三男　様

受理者　熱海市長　齊　藤　　栄

次の区域における土の採取等については、静岡県土採取等規制条例第３条第１項による届出書を次のとおり受理したので通知します。

記

１．　土の採取等を行う場所の区域

熱海市伊豆山字赤井谷１０７６－３の一部
区域面積　９，４４６㎡

２．受付年月日

平成１９年　３月　９日

３．附帯条件

当該届出に係る土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等により災害が発生するおそれがあるときは、建設課と協議をし、災害を防止するための必要な措置を取ること。

また、土砂の崩壊、流出により災害が発生した際は、早急に対策を講じるとともに、被災の補償を行なうこと。

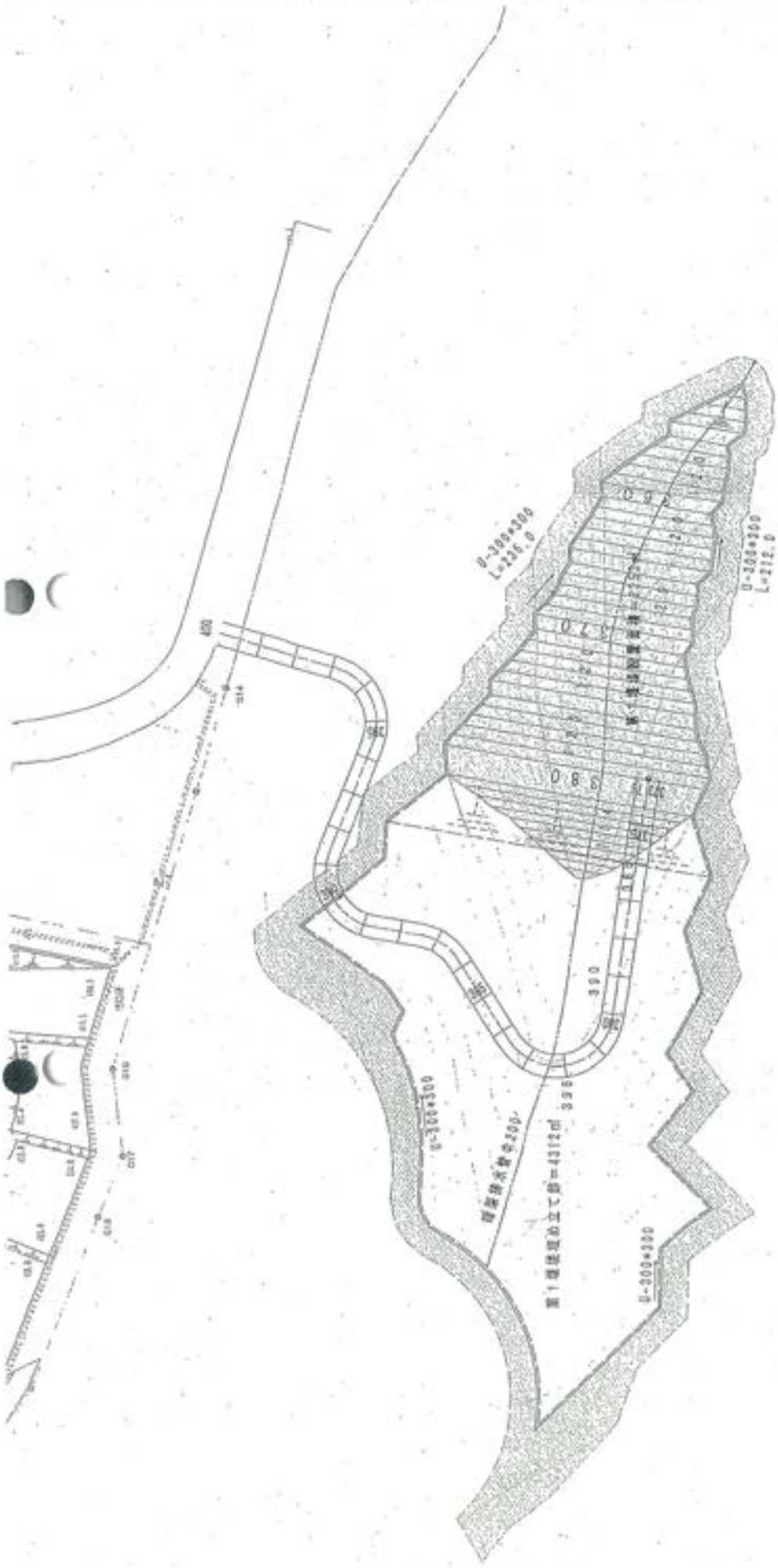

資料－2

熱 建 建 第５７１号
平成２１年１１月１３日

神奈川県小田原市城山 1-4-1
株式会社　新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男　様

熱海市長　齊藤　栄

熱海市伊豆山字赤井谷における土の採取等について（通知）

平成 19 年 4 月 9 日付け熱建設第 208 号で受理した土の採取等について、下記事項を守られるよう通知します。

記

1. 指示事項
①工期及び工法等について変更の手続きを行うこと。
②附帯条件に記した、災害を防止するための必要な措置を取ること。
③土採取行為面積を確定すること。

2. 提出期限
平成２１年１１月３０日

3. 提出先
熱海市建設部建設課
住所　〒413-8550　熱海市中央町１番１号
電話　0557-86-6405・6409

※ 指定日までに提出されない場合には、法的措置に移行せざるを得ませんので、念のため申し添えます。

資料－3

熱建建第６２３－２　号
平成２１年１２月１０日

株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男　　様

熱海市長　齊　藤　栄

受　理　書

次の区域における土の採取等については、静岡県土採取等規則条例第４条第１の規定による届出書を次のとおり受理したので通知する。

記

1　土の採取等を行う場所の区域
　熱海市伊豆山字赤井谷１０７６番３

2　受理年月日
　平成２１年１２月１０日

3　受理番号
　第　９０９　号

様式第２号（第３条関係）（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）
（一部改正〔平成６年規則５号・12年46号〕）

土の採取等変更届出書

平成21年12月9日

熱海市長　齊藤　栄　様

届出者	住所	神奈川県小田原市城山1丁目4番1号
	氏名	株式会社新幹線ビルディング 代表取締役 矢野二三男

（電話番号 0465-32-1158 ）

氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。

静岡県土採取等規制条例　第４条第１項　第４条第２項　の規定により、次のとおり届け出ます。

熱海市役所 受 21.12.10 受付 909

１　変更前の届出書の受理年月日及び受理番号

平成１９年４月９日熱建設第２０８号

２　変更の内容

変更前		変更後
① 工法	ロックフル	土堰堤
② 面積	9,846㎡	9645.89㎡
③ 工期	H19.4.9～H20.4.8	H19.4.9～H22.4.8
④ 現場責任者	トランスファー	千葉工業 代表者 千葉一敏 〒238-0313 神奈川県横須賀市武2-3-3 046-856-4691 090-3550-1024

変更前	変更後

3　変更の理由

変更前の計画では、ロックフル工法により土留をする予定であったが
現地の石の量では足らず工法の変更をするため。
工法変更の為工期及び現場責任者も合わせて変更する。

4　変更の年月日

年　　月　　日

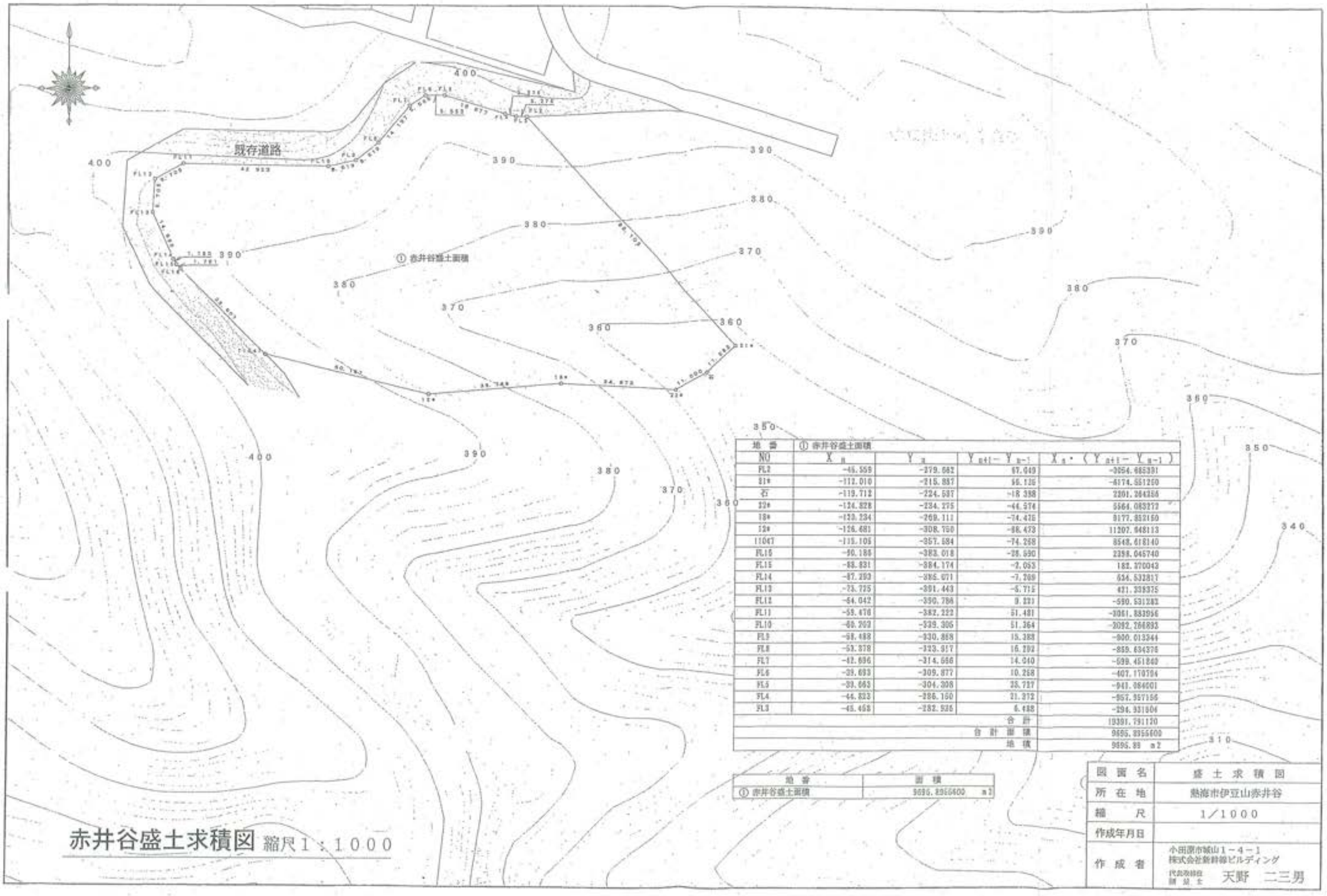

地 番	① 赤井谷盛土面積			
NO	X_n	Y_n	$Y_{n+1} - Y_{n-1}$	$X_n \cdot (Y_{n+1} - Y_{n-1})$
FL2	-46.559	-279.682	67.049	-3054.665391
31*	-112.010	-215.857	55.126	-6174.551260
石	-119.712	-234.537	-18.398	2201.364356
32*	-124.828	-234.275	-44.576	5564.083272
18*	-120.234	-269.111	-74.426	8177.352150
12*	-126.681	-308.750	-86.473	11207.648113
11047	-115.105	-357.584	-74.268	8548.618140
FL15	-80.186	-383.018	-28.590	2298.045740
FL15	-88.831	-384.174	-2.053	182.370043
FL14	-87.293	-386.071	-7.209	634.532817
FL13	-73.725	-391.443	-5.715	421.338375
FL12	-64.042	-390.786	9.231	-590.531282
FL11	-59.476	-382.222	51.481	-3061.883956
FL10	-65.203	-339.305	51.364	-3092.266892
FL9	-58.488	-330.868	15.383	-900.013344
FL8	-53.378	-323.917	16.292	-859.634376
FL7	-42.696	-314.656	14.040	-599.451840
FL6	-39.693	-309.877	10.258	-407.170794
FL5	-33.663	-304.308	28.727	-941.864601
FL4	-44.823	-286.150	21.372	-957.957156
FL3	-45.458	-282.926	6.488	-294.931904
			合 計	19391.791130
			合 計 面 積	9695.8955600
			地 積	9695.89 ㎡

地 番	面 積
① 赤井谷盛土面積	9695.8955600 ㎡

図 面 名	盛 土 求 積 図
所 在 地	熱海市伊豆山赤井谷
縮 尺	1／1000
作成年月日	
作 成 者	小田原市城山1－4－1 株式会社新幹線ビルディング 代表取締役 測量士 天野 二三男

赤井谷盛土求積図 縮尺1：1000

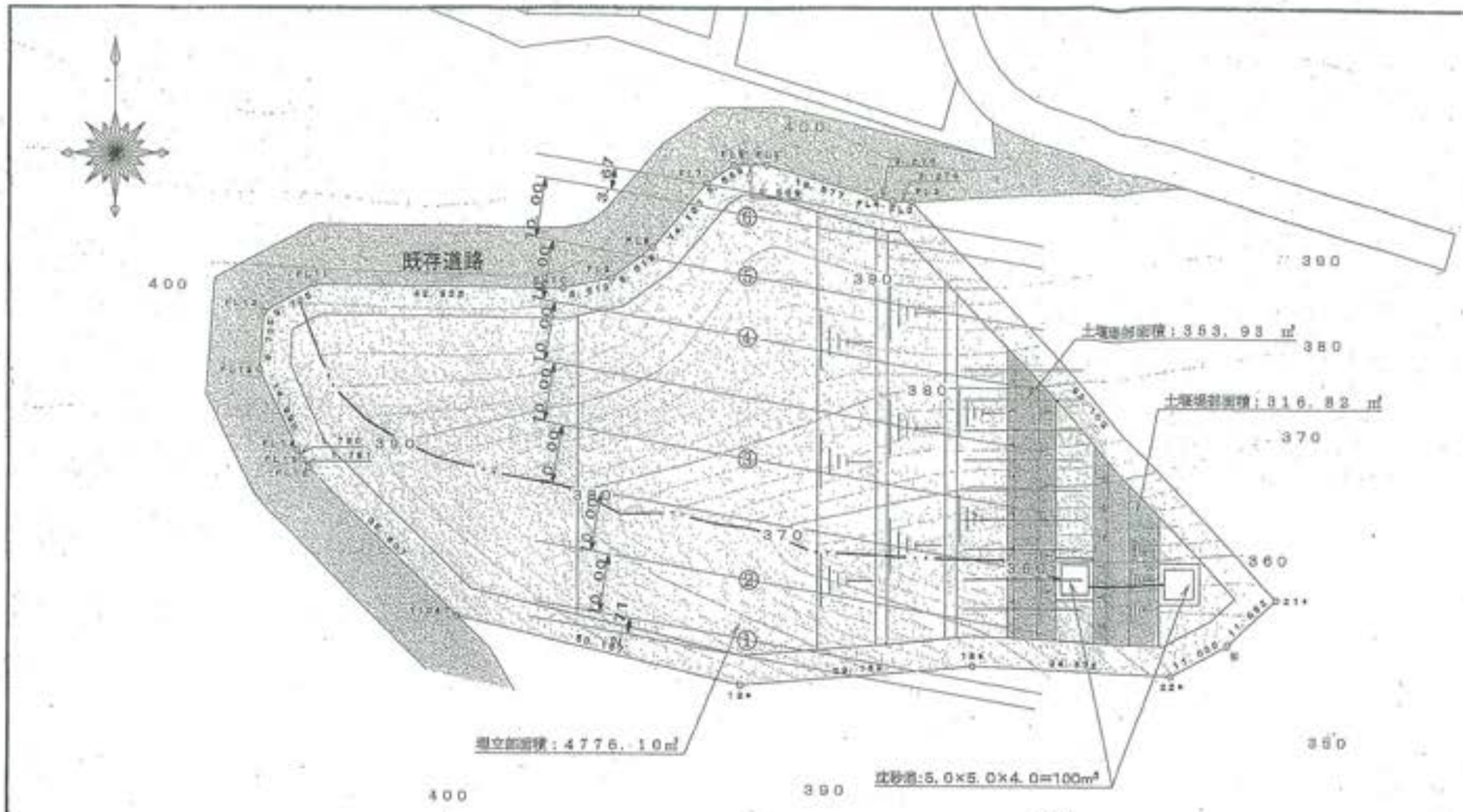

⑥	8．30㎡× 3．3m=27．39m³
⑤	36．73㎡× 5．0m=183．6m³
④	45．00㎡× 5．0m=225．0m³
③	45．00㎡× 5．0m=225．0m³
②	27．38㎡× 5．0m=136．9m³
①	25．73㎡×10．0m=257．3m³
合 計	1055．19m³



⑱	4．50㎡×3．57m=16．06m³
⑰	16．42㎡×5．0m=82．10m³
⑯	18．71㎡×5．0m=93．55m³
⑮	21．00㎡×5．0m=105．00m³
⑭	21．00㎡×10．0m=210．00m³
⑬	18．68㎡×5．0m=92．90m³
⑫	19．56㎡×5．0m=97．80m³
⑪	12．01㎡×5．0m=60．05m³
⑩	12．20㎡×5．0m=51．00m³
合 計	818．40m³

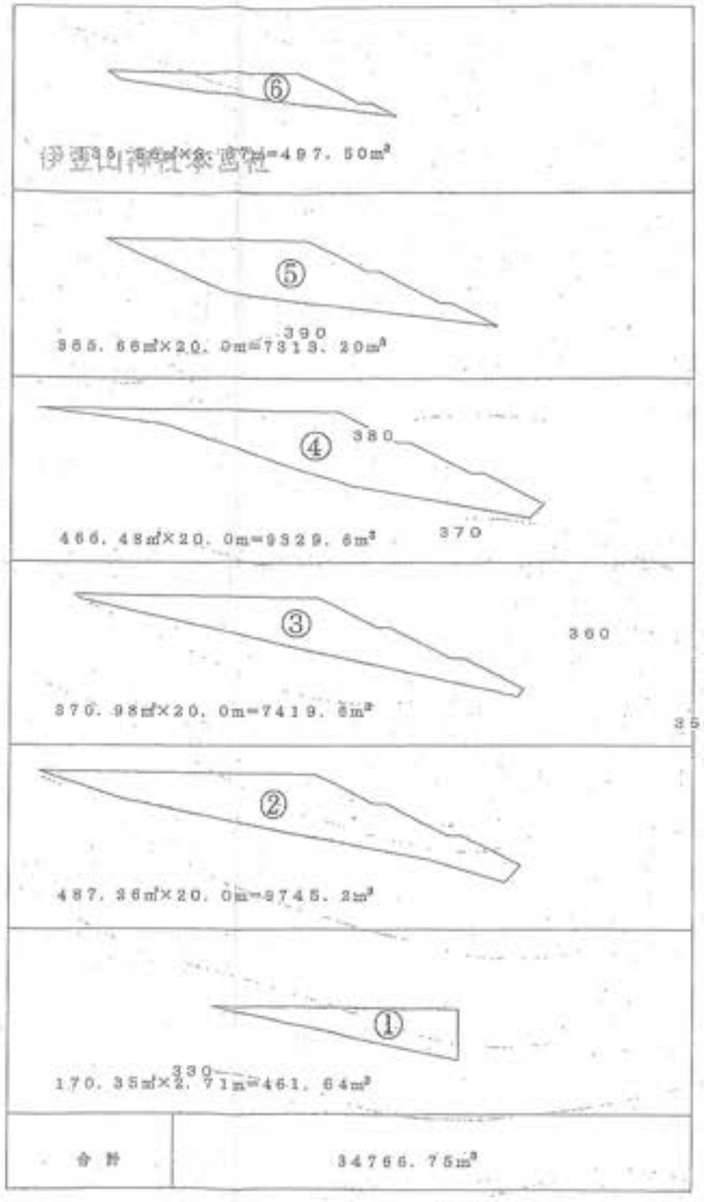

土量合計

1055．19m³＋818．40m³＋34766．75m³

=36640．34m³

盛土面積

4776.10＋363.93＋316.82

=5456.85㎡

赤井谷盛土計画平面図 縮尺1：1000

図面名	赤井谷盛土計画平面図
所在地	熱海市伊豆山赤井谷
縮尺	1／1000
作成年月日	
作成者	小田原市城山1－4－1 株式会社新幹線ビルディング 代表取締役 測量士 天野 二三男

資料－4

様式第２号（第３条関係）（用紙　日本工業規格 A4 縦型）
（一部改正〔平成６年規則５号・12 年 46 号〕）

土の採取等変更届出書

平成22年３月23日

熱海市長　齊藤　栄　様

届出者	住所	神奈川県小田原市城山1丁目4番1号
	氏名	株式会社新幹線ビルディング 代表取締役 天野二三男　印

（電話番号　0465-22-1158）

氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。

静岡県土採取等規制条例　第４条第１項　第４条第２項　の規定により、次のとおり届け出ます。

１　変更前の届出書の受理年月日及び受理番号

平成２１年１２月１０日熱建建第６２３－２号

熱海市役所 受 22.3.23 土158-5

２　変更の内容

変更前	変更後
工期　平成22年4月8日まで	工期　平成22年4月8日～平成22年7月8日まで

土堰堤、盛土計画断面図 S=1:500

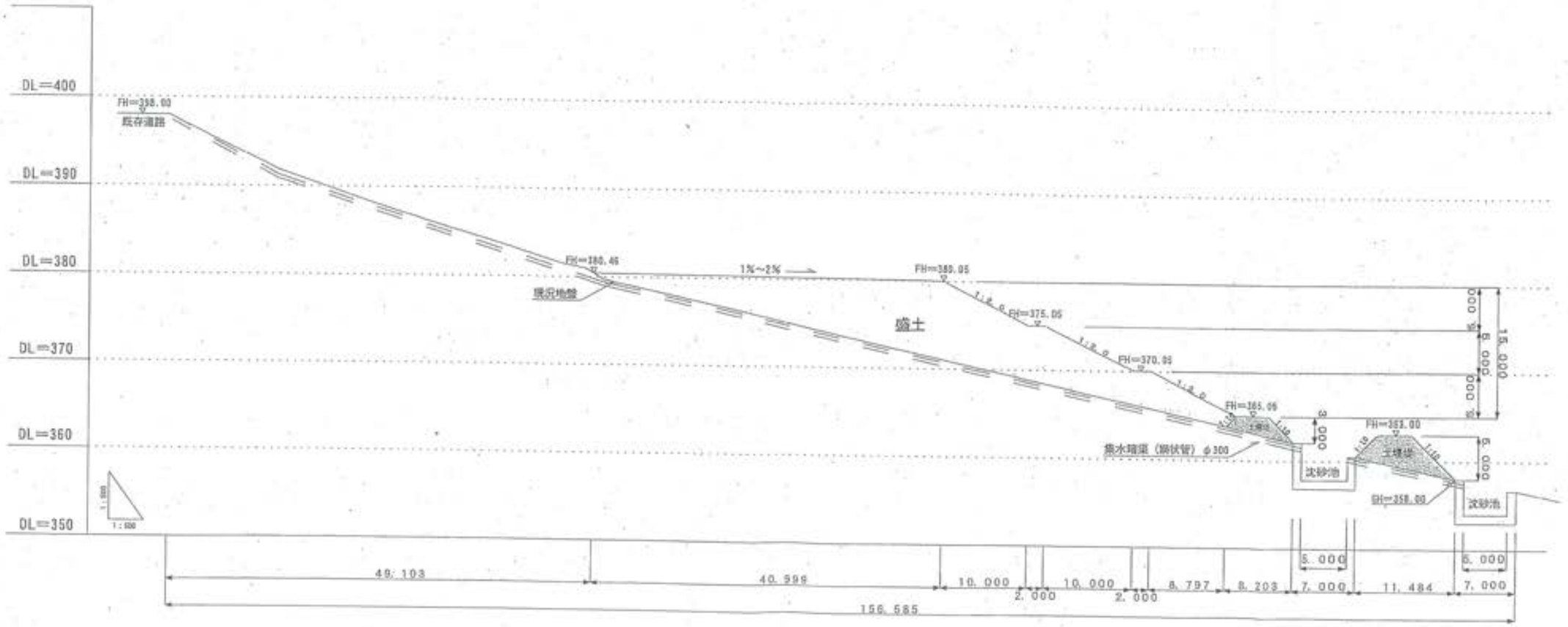

図面名	土堰堤、盛土計画断面図
所在地	熱海市伊豆山赤井谷
縮尺	1／500
作成年月日	
作成者	小田原市城山1－4－1 株式会社新幹線ビルディング 代表取締役 理事士　天野　二三男

(案)

資料－5

熱建建第　　号
平成 22 年 9 月 15 日

株式会社　新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男　様

熱海市長　齊藤　栄

静岡県土採取等規制条例第８条第１項の届出について　（要請）

平成 22 年 3 月 23 日付け熱建建第 105－2 号で受理しました「静岡県土採取等規則条例第 4 条第 1 項の規定による届出書」について土の採取等を行う期間が、平成 22 年 4 月 8 日～平成 22 年 7 月 8 日までとなっており、完成に向けて事務協議を行い、「8 月 10 日までに完成させ検査を受ける予定である。」とのことでしたが、完了届けが提出されておりません。

この土採取箇所は初逢川の上流にあたり、土砂崩壊が発生すると初逢川水域の住民の生命と財産に危険を及ぼす可能性があるので、土砂の搬入をしないよう要請します。また、完了届けを提出して検査を受けるよう要望します。

記

1．土の採取等を行う場所の区域
　熱海市伊豆山字赤井谷 1076 番 3
2．工事期間
　平成 22 年 4 月 8 日～平成 22 年 7 月 8 日

資料－6

熱建建第 388 号
平成 22 年 10 月 8 日

株式会社　新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男　様

熱海市長　齊藤　栄

静岡県土採取等規制条例に基づく土の採取等について
（土砂搬入の中止要請）

平成 22 年 9 月 17 日付け熱建建第 352 号で発送した要請文において、伊豆山赤井谷で貴殿が静岡県土採取等規制条例により実施している工事に対し、工事期間が過ぎているので「工事中止」と「完成届けの提出」を要請しております。

しかしながら、要請を無視して残土の搬入が行なわれており、土砂崩壊が発生すると逢初川水域の住民の生命と財産に危険を及ぼす可能性があるので、即刻土砂の搬入中止を要請します。

記

1．土の採取等を行う場所の区域
　熱海市伊豆山字赤井谷 1076 番 3

2．工事期間
　平成 22 年 4 月 8 日～平成 22 年 7 月 8 日

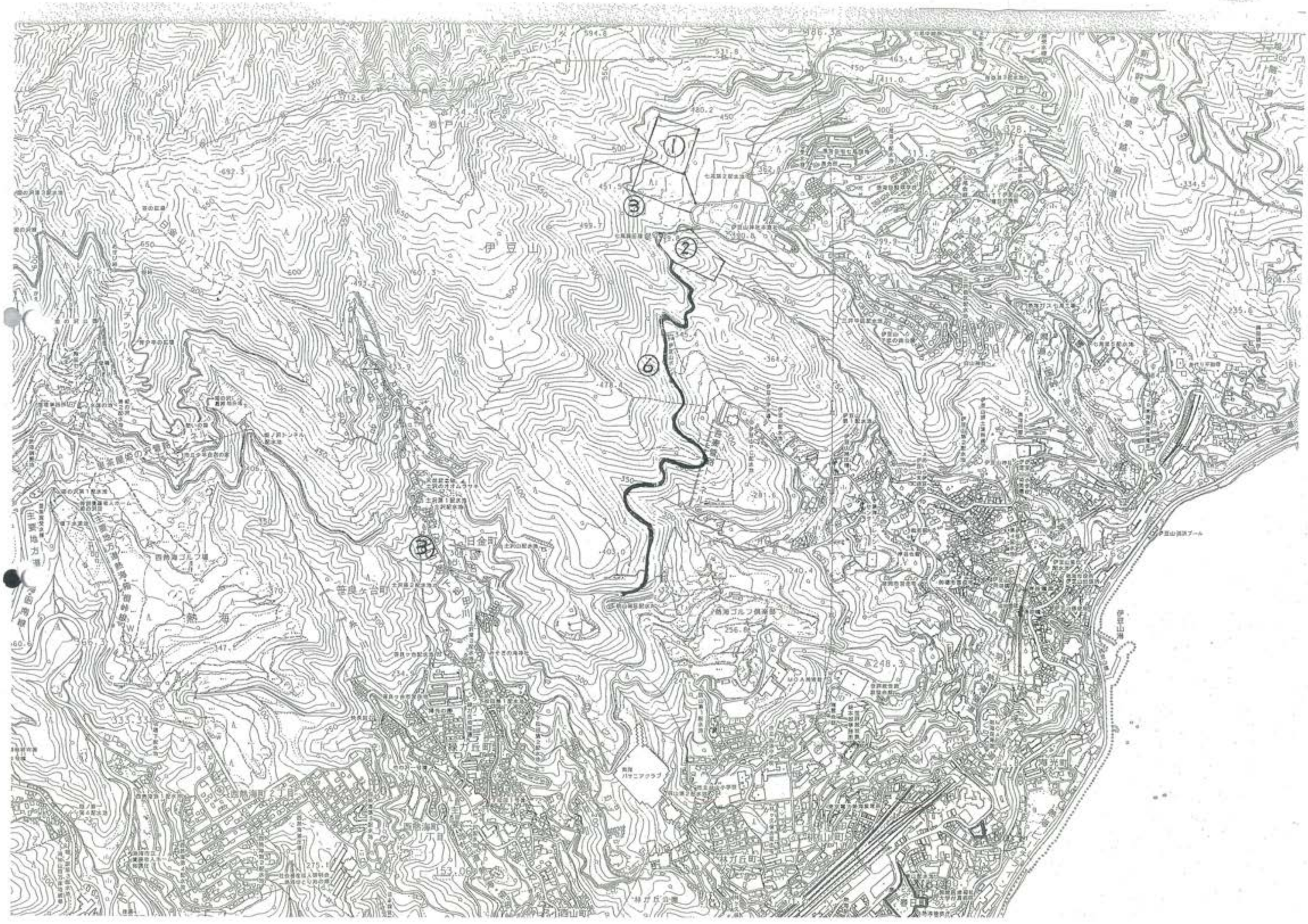

伊豆山
日金町
熱海

資　料

平成22年11月10日
熱海市まちづくり課

【新幹線関係】

本資料は、9月9日（火）小田原の㈱新幹線ビルディングにおいて、社長の天野氏と以下の事項について協議を行った内容に、その後、現在までの状況を加えたものである。
（登場する工事関係者：㈱新幹線ビルディング:天野、㈱トランスファー:沼尾、千葉興業:千葉、㈲シンエー:小澤）

① 伊豆山七尾Ｄ工区の開発関係（都市計画法による開発行為）

宅地造成が中断したままのＤ工区については再開の目処がたたない。8月に敷地の造成工事を行うとの名目で土砂の搬入が行われたが、9月に入り作業は終了した。（この造成は沼尾・小澤が行った。）

（Ｄ工区の土地所有者は㈲光陽だが、実質は㈱新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ。）

② 伊豆山赤井谷の土砂の埋立関係（土採取条例による土砂の埋立）

赤井谷への土砂の搬入は沼尾の指示の下、千葉が行っている。自分は関与していない。盛土法面整形を終えて、その後に完了検査を受ける予定である。9月9日時点では赤井谷への土砂の搬入は行われていなかった。しかし、天野の指示によってＤ工区に搬入できなくなったことから、沼尾・小澤が赤井谷に土砂の搬入を行うことになった。その後、木くず・産業廃棄物の類の搬入が発覚したため、10月20日頃から現在迄は搬入をやめさせている。

（赤井谷の土地所有者は、㈱新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ）

③ 日金町の建物解体に伴うｺﾝｸﾘｰﾄ殻の関係（建物の解体）

日金町の解体現場から伊豆山七尾に運搬、同所において機械により粉砕し舗装の路盤材に流用する計画に変わりはないが、資金不足のため中断。
日金町の現場について、ｺﾝｸﾘｰﾄ殻を安全に配慮した置き方にするとともに、隣地へ迷惑をかけないよう敷地の管理を行うことを指示した。

しかし、その後も適切な管理がおこなわれていない。

（土地の所有者は、八晃建設㈱、実質は㈱新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ。）

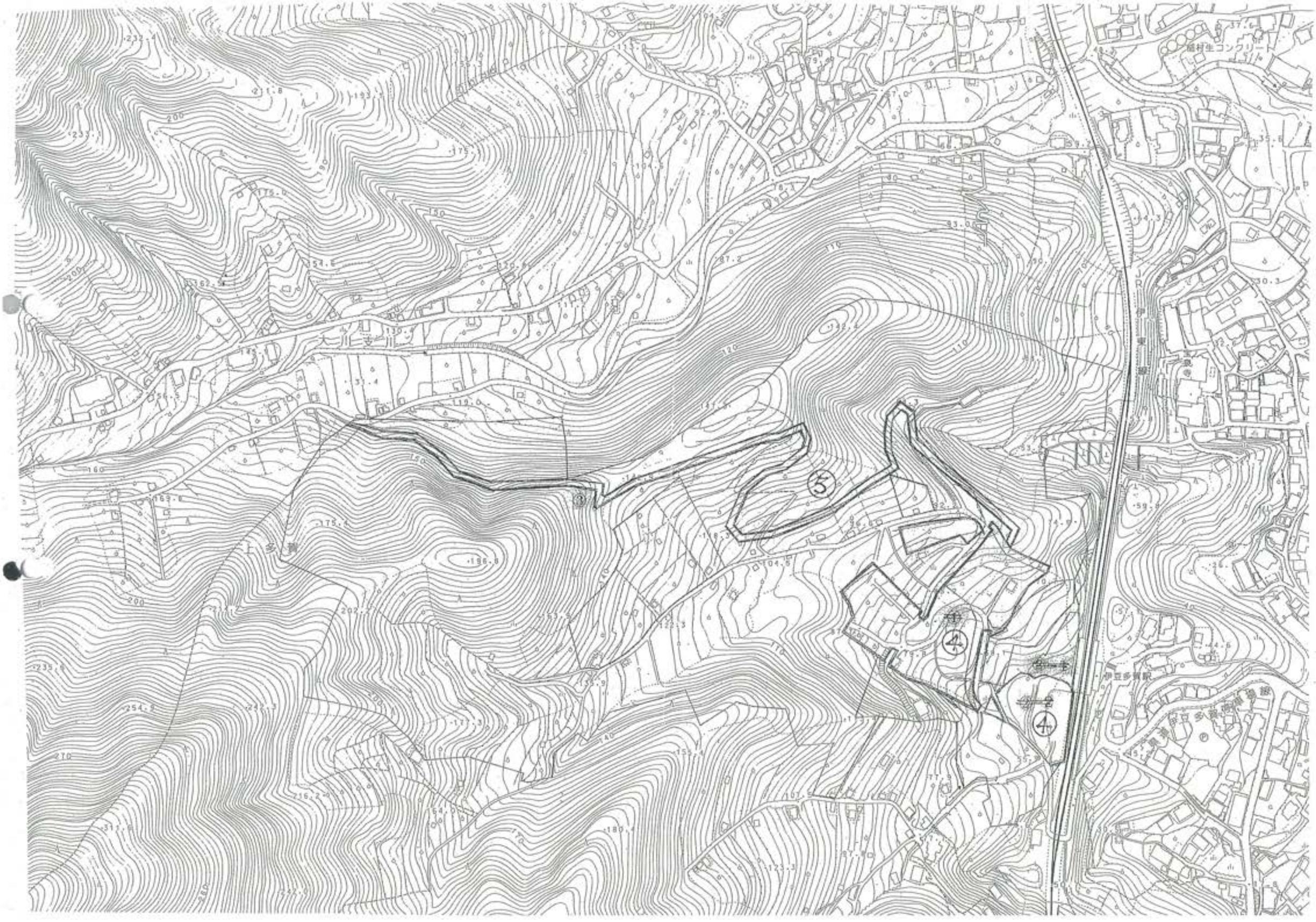

大川支川
上多賀
伊豆多賀駅

④ 上多賀駅裏の開発関係（都市計画法による開発行為）

宅地造成は中断したままである。９月時点で上多賀の土地はすべて売却する予定である。その後、一部の土地において名義が変更されたことを確認している。開発事業の地位承継は行われていない。

⑤ 上多賀駅裏の道路工事関係（道路法に準ずる自主工事）

現在、道路工事が行われているが、この工事には現在新幹線は関与していない。申請は新幹線ビルディングのままで、㈱崎畑の指示の下、小田原の㈲リクオーが行っている。この土地についても売却する予定で、名義の変更が予想される。工事はそのまま継続されると思われるとのことであったが、11月の現在、中断している模様である。

（現在の土地の所有権者は㈱ﾘｿﾞｰﾄ都市開発だが、④と同様に名義が替わることが予想される。）

⑥ 伊豆山赤井谷地内における道路計画

11月4日（木）、天野氏が来庁した際に、現在土砂の搬入を行っている赤井谷を起点に、桃山方面へ幅員10mの道路を新設し、併せて土砂の搬入を行いたいとの申し出があった。

許可の有無について後日回答する予定である。

以　上

以下 参考

赤井谷残土処分場今後の方針について（会議説明事項）

2010. 11. 10

1　廃棄物の処理について

①　木くずの処理について

＜現状＞

・10 月 20 日に試掘の結果木くずの発見　現在積み上げてある
　箝いをかけ処理するとの小澤の言あり
・その隣の崩落部に木くずが見受けられた
・小澤、菊池がひろったとの木くずは不明（新幹線ビルディングに対し指導票交付済み）

＜方針＞

・10 月 20 日分については先方の言どおり処理させる
・その他の疑いについて更に広範囲で掘削をさせるか。
　土砂崩落の危険性との兼ね合い
　熱海市水道本管の位置との兼ね合い
・原因者について、沼尾、小澤、千葉の説明に食い違い。
　→土採取の届出者である新幹線ビルディングに対し改善勧告を行う
　（法的な命令の前段階の文書指導）

②　がれきの処理について

＜現状＞

・10 月 7 日粒度の揃っていないがれき、瓦くず、少量の廃プラスチック等が搬入され、
　8 日には現場侵入路に敷きつめられた。
　運搬は神奈川の徳匠工業。
・10 月 25 日のハーバー湘南の調査により、ほぼハーバーからの搬出物であることを確認。
・11 月 8 日の徳匠工業の調査により、ハーバーからの搬出物であり、それを指示した
　のは謝シンエー（小澤）であることを聴取。

＜方針＞

・小澤に面会、搬入指示の有無を確認して、撤去指導を行う。

③　その他（関連事項）

・現場から近い新幹線ビルディングの家屋解体現場（ジェック研修センター）にて、
　野焼きが行われ、熱海署が調査中。11/5
　また、当該地の廃棄物（木くず等）が適正に処理されるか監視中。
　解体届の内容について土木事務所に照会した。

3　廃棄物課の基本方針について

廃棄物課としては、廃棄物撤去が完了してから今後の作業（残土の搬入等）を進めることを指示する。

＜検討を要する事項＞

・誰に指示？・・・新幹線ビルディングに対し行う

・廃棄物撤去作業が防災工事や、防災上の支障を出さないかが心配される。

・新幹線ビルディング側は、撤去費用の捻出のため、残土搬入を認めろと主張する可能性あり。

4　（廃棄物課として）各機関の方針確認項目

・現在の施工実施者についてどのように把握しているのか、誰を窓口若しくは指導の対象としているのか

・今後の各機関の対応方針

・今後の各機関の監視方針

・残土処分行為についての、指導等は誰に対し行うのか

A140

電 話 口 頭 記 録

部　長	技　監	田島	三井	榊原	榊澤	泊	小山	綿野
横山	大山	鈴木	新谷	岡	山口	小澤	都司	担当
7								

発信年月日	平成 22 年 11 月 15 日 AM	受信者	熱海市まちづくり課 西島室長
起案年月日	平成 22 年 11 月 16 日		
決裁年月日	平成　年　月　日	発信者	横山

標題　新幹線ビルディング伊豆山残土処分場について

用件・処理（伺い）概要

＊17 日木くずの撤去作業を行う旨熱海市まちづくり課の西島室長に情報提供したところ、下記の話が室長よりあった。

（西島）

・伊豆山赤井谷の残土処分場についての市としての方針を決定するにあたり、部や課で検討するのではなく、市の土地利用委員会で審議することとなった。

・なお、10 日の会議で決定した各関係機関連名の指示文書については、出すことで検討を継続している。

＊17 日は市も立会うとのこと。

A141

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成22年11月17日（水）10：00～17：00
2　監　視　員	横山班長、山口主査、郡司特別監視員
3　業者氏名	(株)新幹線ビルディング
4　業者住所	伊豆山赤井谷残土処分地、伊豆山がれき置場
5　立　会　者	重機オペレーター　キクチ氏、(有)シンエー　従業員1名（トラック運転） 熱海市まちづくり課　西島室長他1名

6　現地の状況

①赤井谷残土処分地

・沼尾からの連絡で、本日伊豆山の木くずの山を撤去するとのことなので、立会いのため現地立入を行った。

・現地には、重機オペのキクチと小澤の部下にあたる(有)シンエーの社員が1名いたが、沼尾や小澤は不在。沼尾は別の現場での仕事のため、小澤は母の具合が急遽悪くなり病院に行ったため、それぞれこられないとの説明あり。

・キクチがスケルトンのついた重機の爪で木くず混じりの土を篩い、木くずのみをシンエーのトラックに積み伊豆山のがれき置場に運ぶということで作業を開始したが、スケルトンの目が大きすぎて、篩うと土と共に木くずも落ちてしまった。作業を中断させ、もっと目の小さいものがないか確認するよう依頼したが、シンエー従業員の話ではすぐには手に入らないとのことだったので、対応を協議するためその場で沼尾に電話し話をした。

・沼尾からは「土と混ざった状態のまま、がれき置場に運びたい、業者に依頼する都合を考えるとがれきと一緒に篩う作業もしたほうがよい」とことだった。この場で篩ったほうがよいのではないかと指導したが聞き入れなかったので、沼尾の申し出のとおり作業を進めさせた。

・約11時から16時30分ぐらいの間で、約10分おきに31台（4ｔトラック）の木くず混じり土砂を運び出したが、すべての土砂を運び出すことができなかった。

・残りの作業のスケジュールに確認するため、再び沼尾に電話したところ、明日トラックが手配できるかどうかはすぐにはわからないとのことだったので、明日の朝連絡をもらうこととした。

②がれき置場

・がれき置場は、前からあった廃棄物を脇によせ、通路から中央部分にスペースを作った状態になっており、そこに残土処分地から運び出した木くず混じりの土を置いていった。

・運び込まれた土を観察すると、木くず以外にもウレタン、金属くず、毛布など、様々な廃棄物が混ざっていた。

7　今後の対応

・残りの撤去（移動）作業に立ち会う。

最初、ブルーの重機で篩い作業を行ったが、爪の篩い目から木くずがでてしまった。





普通の爪の黄色い重機でトラックへの積み込み作業を行った。





伊豆山のがれき置場　正面から撮影（搬入前　真ん中の廃棄物をあらかじめ重機で周辺によせていた）



伊豆山のがれき置場　入口向かって右方向から撮影
（搬入後　真ん中の色の違う部分が運び込まれた木くず混合土）



木くずの土の中に入っているもの

廃プラ様の丸いもの



ウレタン

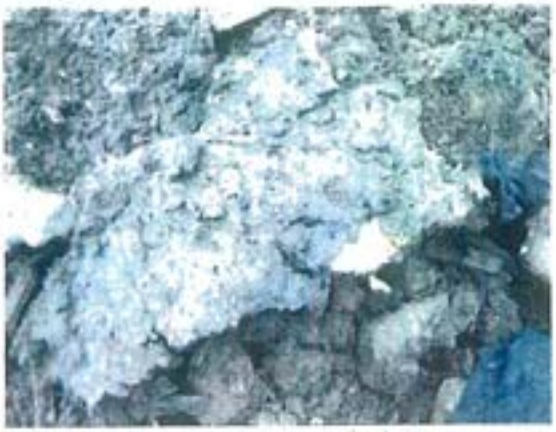

廃プラ、木の板



◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所		その他		○
		その他				
	建設業	多量排出事業所		し尿処理施設		
		その他		ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所				埋立	
	下水処理施設				その他	
	埋設地を有する事業所			その他処理施設		
	その他					
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外		◎産業廃棄物処理施設		
		特管物		許可対象 中間処理施設		
	中間処分	特管物以外		最終処分 安定型		
		特管物		管理型		
	最終処分	特管物以外		遮断型		
		特管物		許可対象外 中間処理施設		

A142

電 話 口 頭 記 録

部　長	技　監	田島	三井	物田	柳澤	泊	小山	綿野
横山	大山	鈴木	新谷	岡	山口	小澤	都司	担当

発信年月日	平成 22 年 11 月 18 日 13：50	発信者	熱海市まちづくり課 西島室長
起案年月日	平成 22 年 11 月 18 日		
決裁年月日	平成　年　月　日	受信者	横山

標題	新幹線ビルディング伊豆山残土処分場について
用件・処理（伺い）概要	＊標記について市土地利用委員会での検討結果について報告があった。 （西島） ・土地利用委員会では新たな許可は認めない（しない）こととの結論になった。 ・その旨を天野社長に電話連絡した。 天野に対し「会って話をするか」と言ったが、「（許可がもらえないならば）会っても仕方がない、現地に立入れないようする」との話だった。 ＊１９日（１０時から）に１７日の作業の続きを行うことになっていると伝えたところ、市も立会うとのこと。

A143

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成22年11月19日
2 監視員	横山班長、小澤主任、郡司特別監視員
3 業者氏名	(株)新幹線ビルディング残土処分場
4 所在地	熱海市伊豆山
5 立会者	小澤、オペレーターキクチ

6 現地の状況

＊沼尾氏から、17日の残りの作業(木くず混じりの土砂の移動)を行うとの連絡があったため、立会をした。

①移動作業前に前回掘り出した箇所の隣で木くずの混入が見られた箇所(11月2日の記録参照)の掘起こし作業を行った。
木くずの確認できる範囲で堀起こした。

②①で掘起こした木くずも全て上部のがれき置場に移動した。
㈲シンエー小澤氏とその従業員で2台の運搬車両(ナンバー湘南100あ・519と湘南100あ・520)を使い、残土処分場にある木くず残土を4t車、33台分搬入した。
移動に当たっては沼尾氏に電話し、がれき等処理作業に支障が出ないか、移動後に飛散流出の恐れはないか等確認したが、沼尾氏と現場の小澤氏との協議の結果全量移動させることとなった。

③進入路に敷きこまれた廃棄物(ハーバー湘南から徳匠工業が運搬した物)について、小澤にその運び込み指示者を確認したところ自分(小澤＝㈲シンエー)であることを認めた。
そのため、撤去を指導し別紙指導票を交付した。

7 指導等

指導票交付

熱海市伊豆山字赤井谷1076－3における土の採取等の現場への進入路に、がれき類、廃プラスチック、金属くず等が敷かれたことを平成22年10月22日及び23日に確認した。
これらの物は産業廃棄物であるので、速やかに現場から撤去のうえ、産業廃棄物処理業者に委託する等、適正に処理すること。なお撤去にあたってはあらかじめ東部健康福祉センターに作業計画書を提出すること。また、撤去作業にあたっては同所廃棄物課の立会い確認をうけること。

◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他		○
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他						
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃棄物処理施設		
		特管物			許可対象 中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分 安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外 中間処理施設		


①掘り起こし場所


②掘り起こし


③掘り起こし


④掘り起こし

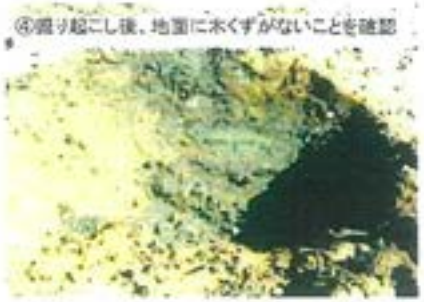
④掘り起こし後、地面に木くずがないことを確認


掘り起こした木くず残土
本日分
17日残


掘り起こした木くず残土

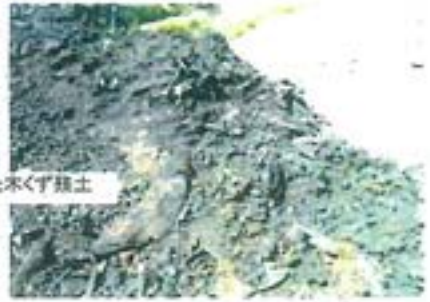

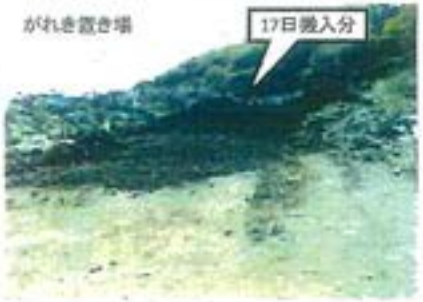
がれき置き場
17日搬入分


⑮木くず残土搬入


⑯シンエー収集運搬車両


⑮木くず残土搬入


⑦木くず残土搬入完了
4t車、33台分


⑧掘り起こした穴は残土で埋め戻し


⑨残土処分場、木くず搬出完了

産業廃棄物 処理業者 排出事業所 立入検査指導票

事業所所在地	神奈川県秦野市
事業所名称	有限会社 ニシエー
代表者氏名	代表 小澤伸一
業種	

産業廃棄物処理施設及び産業廃棄物の取扱い状況について検査したところ、下記のとおり不備の点があるので注意します。

早急に改善してください。

(注意事項)

熱海市伊豆山字手井谷1076-3における土の採取等の現場への進入路に、がれき類、廃プラスチック、金属くず等が敷かれたことを平成22年10月22日及び23日に確認した。

これらの物は産業廃棄物であるので、速やかに現場から撤去のうえ、産業廃棄物処理業者に委託する等、適正に処理すること。なお撤去にあたっては、あらかじめ東部健康福祉センターに作業計画書を提出すること。また撤去作業にあたっては、同所、廃棄物課の立会い確認を受けること

平成 22年 11月 19日

静岡県東部 健康福祉センター
静岡県環境衛生指導員 横山浩史
小澤匡宏

御指示の点承知しました。 事業者氏名 小澤伸一 印

A144

電話口頭記録

部長	技監	田島	三井	秋山	柳澤	泊	小山	綿野
横山	大山	鈴木	新谷	岡	山口	小澤	郡司	担当
〃								

発信年月日	平成22年11月24日 12：50 ～13：10	発信者	[redacted]
起案年月日	平成22年11月24日		
決裁年月日	平成　年　月　日	受信者	横山

標題	新幹線ビルディング伊豆山残土処分場について
用件・処理（伺い）概要	＊標記について現地で[redacted]から以下の情報提供があった。 [redacted] ・[redacted] その他、[redacted]

A145

部長	技監	田島	三井	御田	柳澤	泊	小山	綿野
横山	大山	鈴木	新谷	岡	山口	小澤	都司	担当
//								

平成２２年１１月３０日（火）

産業廃棄物施設等監視指導状況報告書

下記の施設について監視指導を行ったので、別紙のとおり報告します。

排出業者等

名称	所在地	備考	指導票

不適正処理事業者

名称	所在地	備考	指導票
㈱新幹線ビルディング（伊豆山残土）	熱海市伊豆山		
㈱新幹線ビルディング（ジェック解体）	熱海市伊豆山		

出動人員

廃棄物課	１名	横山班長
特別監視員	１名	新谷特別監視員

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成22年11月30日
2 監視員	横山班長、新谷特別監視員
3 業者氏名	日金町解体現場、赤井谷残土処分場
4 所在地	熱海市日金町、伊豆山
5 立会者	なし

6 現地の状況

＊現地の状況を確認した。

①日金町解体現場

全く変化はなかった。

②伊豆山がれき置場

前回（19日）木くず混じりの残土の移動時と変化なし。



③伊豆山赤井谷残土処分場

前回（19日）立入時と変化なし。

現場で使用されていた黄色のユンボ、進入路に設置されていた鉄板は撤去されていた。



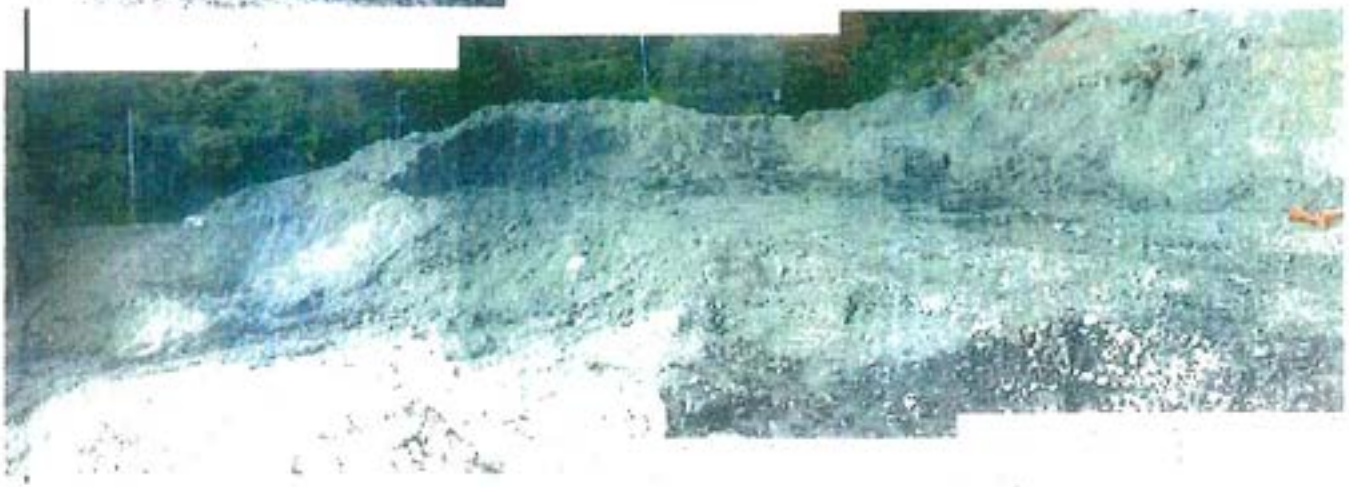

7 指導等

今後の作業(残土搬入、廃棄物処理)をどうするのか、新幹線ビルディング天野、沼尾らに確認する。

◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他		○
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他						
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃棄物処理施設		
		特管物			許可対象 中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分 安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外 中間処理施設		

A146

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成22年12月10日
2 監視員	横山班長、山口主査
3 業者氏名	日金町解体現場、赤井谷残土処分場、伊豆山がれき置場
4 所在地	熱海市日金町、伊豆山
5 立会者	なし

6 現地の状況

＊現地の状況を確認した。

①日金町解体現場

全く変化はなかった。

②赤井谷残土処分場

前回（11月30日）と比較して、以前鉄板が敷かれていた先のあたりに4トントラック一台分ぐらいの残土が捨てられていた。土が湿っていたので、それほど時間はたっていないものと思われる。残土の中に青いビニルシートが混ざっていた。

進入路方面から見たところ



残土の山を横から見たところ



③伊豆山がれき置場

前回と比較して、入口手前に、コンクリート板交じりの残土が4トントラック2～3台分増えていた。







7 指導等

新幹線ビルディングらに撤去の改善勧告等を検討する。

◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他			○
		その他						
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設			
		その他			ごみ処理施設	焼却		
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立		
	下水処理施設					その他		
	埋立地を有する事業所				その他処理施設			
	その他							
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃棄物処理施設			
		特管物			許可対象 中間処理施設			
	中間処分	特管物以外			最終処分 安定型			
		特管物			管理型			
	最終処分	特管物以外			遮断型			
		特管物			許可対象外 中間処理施設			

A147

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成22年12月14日
2　監視員	岡専門主査、山口主査、小澤主任、郡司特別監視員
3　業者氏名	新幹線ビルディング
4　所在地	熱海市赤井谷　残土置場
5　立会者	なし

6　現地の状況

赤井谷残土処分場の現地確認を行った。

新たな残土搬入あり。



◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他		
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他			○			
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃業物処理施設		
		特管物			許可対象　中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分　安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外　中間処理施設		

A148

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成22年12月21日
2 監視員	横山班長、小澤主任、郡司特別監視員
3 業者氏名	新幹線ビルディング
4 所在地	熱海市赤井谷　残土置場
5 立会者	なし

6 現地の状況

赤井谷残土処分場の現地確認を行った。
一部残土の崩落がある以外、特に変化なし。

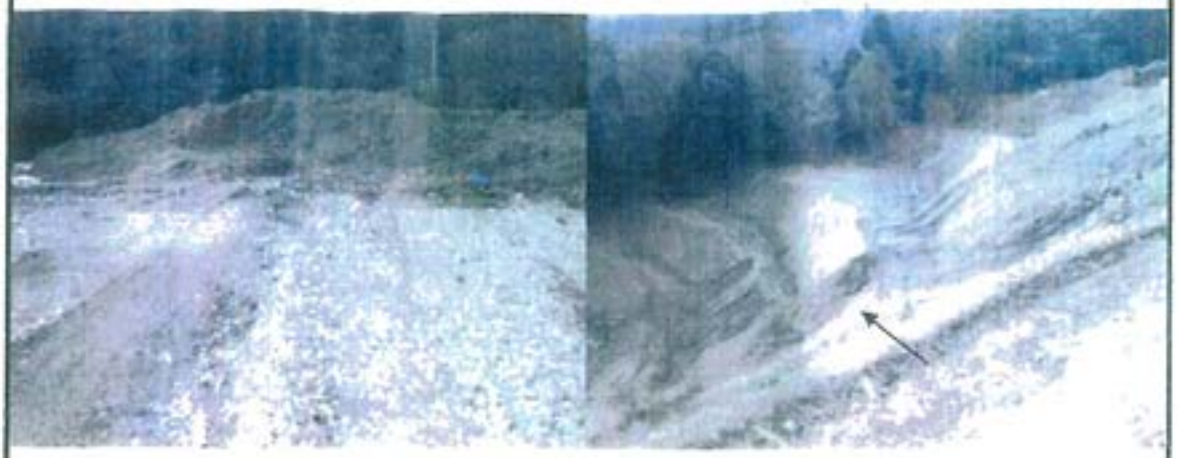

◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他		
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他			○			
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃棄物処理施設		
		特管物			許可対象 中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分 安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外 中間処理施設		

A149

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成23年1月7日
2 監視員	横山班長、大山主査、新谷特別監視員
3 業者氏名	新幹線ビルディング
4 所在地	熱海市赤井谷 残土置場
5 立会者	なし

6 現地の状況

赤井谷残土処分場の現地確認を行った。
特に変化なし。



◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他		
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他			○			
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃棄物処理施設		
		特管物			許可対象 中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分 安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外 中間処理施設		

A150-1

電話~~(口頭)~~記録用紙

受信日時	平成23年1月14日(金)　9：30		
発信者	かすや茂事務所　伊藤氏	受信者	治山課林地保全係　溝口
表　題	熱海市伊豆山地内における林地の開発について		

供覧	所長　次長　総務課長　技監　課長　課僚 〃　〃　〃
要件	新幹線ビルディングが保有する熱海市伊豆山地内の土地35万坪(115ha)が売りに出されている。顧客である中国人投資家が興味を示しており、その土地にかかる規制等を関係機関に問い合わせしている。 当該地には保安林が約1.5万坪(5ha)あるが、その周辺を開発する場合、残置森林としてカウントできるか。開発できない、残置としてもカウントできないのであれば、33万余坪の価値しかない。(110ha)
処理方針等	本課へ取り扱いについて確認し、連絡すると伝えた。 森林計画課 林地開発許可の対象となる森林は、地域森林計画の対象となっている民有林であり保安林は除くが、「改訂　林地開発許可制度の解説」に「事業区域内の保安林が全て残置される場合には、林地開発許可の基準が適用」とある。取り扱いについて林野庁に確認する。

は，残置森林や造成森林あるいは住宅団地の造成のときの緑地を配置する必要はありません。

問 17 **造成森林は，事業区域内の森林以外の土地にも配置することができるのでしょうか。**

答 林地開発許可制度は，地域森林計画の対象となる民有林を対象としていますので，それ以外の地目についてまで本制度の規制が及ぶものではありません。したがって，残置森林や造成森林は，この地域森林計画対象民有林の区域において適切に配置することになります。

しかし，残置森林や造成森林を，この森林内において適切に配置することが困難という場合がありますが，そのようなときには，事業区域内の森林以外の土地に造成森林を配置することを妨げるものではありません。

「森林内に配置することが困難な場合」として想定されるのは，

① 住宅団地の造成等の場合において，センター施設を配置することによって残置森林等を適切に配置することが困難な場合

② 地形的にみて土地の形質の変更をせざるを得ない場合

③ 防災上必要な場合

④ 当該森林を残置することによって開発全体に悪影響を及ぼす場合

などがあげられます。

なお，森林率を算出するに当たっては，森林以外の土地に配置された造成森林についても，その面積を算出式の分子に含めることとなります。

問 18 **住宅団地の造成の場合，開発行為に係る森林の面積が20ha未満の場合は「極力周辺部に森林・緑地を配置する」こととされていますが，具体的にはどの程度の幅のものを配置する必要があるのでしょうか。**

答 住宅団地を造成するために森林を開発する場合，当該開発行為に係る森林の面積が20ha未満の場合は，極力周辺部に森林を配置することとされていますが，残置森林等の幅については特に規定されていません。

森林率を満たす中で，周辺部に残置森林等の幅を確保することとなりますが，その幅が狭く残置森林等としての機能が維持できないと認められる場合には，１カ所，又は複数カ所にまとまりのある残置森林等を配置することが望ましいものと考えられます。

したがって，開発行為に係る森林の面積，開発前の森林の配置状況等から，残置森林等を周辺部に確保すべきか，ひとまとまりのものとして確保すべきかを判断する必要があります。

問 19 **林地開発許可と保安林の転用解除の審査基準に違いがありますが，開発転用にかかる森林に保安林が含まれており，やむを得ずそれを解除しなければならない場合，どの基準が適用になるのでしょうか。**

答 保安林の転用に当たり設置すべき代替施設，防災施設等については，林地開発許可に際して適用される基準に基づき措置することとされています。

ただし，転用に係る保安林の面積が5ha以上である場合又は事業区域内の森林面積に占める保安林の面積が10%以上である場合（転用に係る保

安林の面積が1ha未満の場合を除く。）については，残置森林等の割合や配置について保安林に関して定めた基準を適用することとされています。

これを表にあらわすと次のようになります。

適用する基準の表

保安林の面積割合 ＼ 保安林を転用解除する面積	1ha未満	1ha以上 1ha未満	5ha以上
10 % 未 満	(林)	(林)	(保)
10 % 以 上	(林)	(保)	(保)

（注）：(保)＝保安林の基準，(林)＝林地開発許可基準

なお，事業区域内の保安林が全て残置される場合には，林地開発許可の基準が適用になります。

問 20 林地開発行為が完了した後の残置森林等の保全方法について説明して下さい。

答 林地開発行為を行う場合は，残置森林等の保全方法をあらかじめ明らかにしておくことが許可の要件とされています。すなわち，運用基準で開発行為の許可の要件として，残置森林等が「善良に維持管理されることが明らかであること」と規定されており，「善良に維持管理されることが明らかであること」とは，運用細則において地方公共団体と開発行為者の間で残置森林等の維持管理につき協定が締結されていること等と規定されています。

これは，残置森林等がその設定目的に従い効用を果たすためには，開発行為の完了後も善良に維持管理されることが必要だからです。

これまで設定された残置森林等の保全方法をみますと，前述の方法に加えて次のような措置がとられています。

① 地域森林計画の対象森林として，将来とも森林としての利用を図る。

また，森林施業計画の対象として適当な森林は，この計画に組入れて，森林資源の充実を図る。

② 保安林として適当な森林は，保安林制度によりその保全又は形成に努める。

③ 残置森林等の所有権等を地元市町村へ移転する。

④ 環境保全関係の法令又は条例，要綱等の他制度を活用する。

問 21 住宅団地を造成したいのですが，林地開発許可制度では生活雑排水などによる汚染も林地開発許可審査の対象となるのでしょうか。

答 林地開発許可制度における審査は，開発行為によって森林の現に有する機能が低下する等により当該森林の周辺の地域へ及ぼす影響の程度について行うものです。

すなわち，森林の現に有する機能と関係のない事項については本制度の審査対象外となります。

したがって，造成された住宅団地から出される生活雑排水等による汚染は，本制度の審査対象外であり，それらは水質汚染関係を担当する部局で対応することになります。

問 22 林地開発許可制度における完了確認の実施内容について説明して下さい。

答 林地開発許可制度においての完了確認は，林地開発行為が完了した旨の完了届が都道府県知事に提出された後に，一般に次に説明する事項等について実施されます。

記

第１　開発行為の許可制

１　趣　旨

(1)　我が国においては，経済の高度成長，都市化の進展等の社会経済情勢の変化に伴い，森林の有する多角的機能を総合的かつ高度に発揮させることが，国民生活の安定と地域社会の健全な発展にとって従来にも増して重要となっている。森林法制定以来特に公益的な機能の高い森林については保安林制度に基づきその保全及び形成に努めてきたところであるが，近年森林を対象とする開発行為が急増するなかで，森林の土地の適正な利用を確保するため，開発行為の許可制が導入されることとなった。

(2)　本制度は，保安林以外の森林であってもそれが国民生活の安定と地域社会の健全な発展に少なからぬ役割を有していることにかんがみ，これらの森林において開発行為を行うに当たってはこれら森林の有する役割を阻害しないよう適正に行うことが必要であり，またそれが開発行為を行う者の当然の責務でもあるという観点から規制を行うものであり，保安林制度との連けいを図りつつ，森林の土地の適正な利用を確保することを目的としている。

(3)　なお，本制度の運用に際しては，開発行為の施行に係る事業による土地利用が，地域における公的な各種土地利用計画に即した合理的なものである等地域の健全な発展に支障を及ぼすことのないものとなるように十分配慮する必要がある。

２　体制の整備

開発行為の許可制の対象となる森林は，都道府県知事がたてる地域森林計画の対象となっている民有林（保安林等を除く。）であり，全国で約1,400万ヘクタールに達すると見込まれ，各都道府県ごとにみてもこれまでの他法令による許可制に比し，その対象面積は広大なものとなる一方，審査の観点も災害の防止等地域社会にとって極めて重要性を有する事項に関するものである。

したがって，本制度の直接の運用に当たる都道府県知事においては，事務の施行体制を整備されるとともに，地域住民等関係者に対し本制度について周知徹底を図られ，本制度の適正かつ円滑な運営に努められたい。

３　開発行為の許可制の対象となる森林

開発行為の許可制の対象となる森林は，法第５条の規定によりたてられた地域森林計画の対象民有林（公有林を含む。）であるが，このうち法第25条の規定により指定された保安林並びに法第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和31年法律第101号）第３条の規定により指定された海岸保全区域内の森林は対象外とされている（法第10条の２第１項）。

国有林については，国の管理権限に基づき，そこで行われる開発行為につき本制度の趣旨が貫徹されるように別途措置する方針である。

４　規制の対象となる開発行為

(1)　都道府県知事の許可を必要とする開発行為は，「土石又は樹根の採掘，開墾その他の土地の形質を変更する行為で，森林の土地の自然的条件，その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるもの」である（法第10条の２第１項）。

ア　この「土地の形質を変更する行為」は，法第31条及び法第34条第２項の「土地の形質を変更する行為」と同一の内容である。

イ　開発行為の規模は，この許可制の対象となる森林における土地の形質を変更する行為で，人格，時期，実施箇所の相違にかかわらず一体性を有するものの規模をいう。

ウ　「森林の土地の自然的条件，その行為の態様等を勘案して政令で定める規模」は，森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「令」という。）第２条の２の２に定められ，開発行為の許可を要する開発行為は，専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が１ヘクタールを超えるものにあっては道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員が３メートルを超えるものであり，その他の行為にあっては土地の面積が１ヘクタールを超えるものであるが，これは森林の有する公益的機能の維持に相当の影響を与えるものを規制するとともに，通常の管理行為又はこれに類する軽易な行為は許可不要とする趣旨で定められたものである。

(ア)　この「土地の面積」は，この許可制の対象となる森林において実際に形質を変更する土地の面積であって，道路の新設又は改築にあっても単に路面の面積だけでなく法面等の面積を含むものである。

なお，形質を変更する土地の周辺部に残置される森林の面積又はこの許可制の対象外の土地における形質を変更する土地の面積は規模の算定には含まれない。

(イ)　「専ら道路の新設又は改築を目的とする行為」とは，一体とした開発行為のうちに道路の新設又は改築以外を目的とする土地の形質の変更を含まないものをいう。

(ウ)　「路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分」のうち，「路肩部分」は路端から車道寄りの0.5メートルの幅の道路の部分をいい，「屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分」はそれぞれの機能を維持するため必要最少限のものをいう。

(2)　改正法の施行の際現に開発行為を行っている者は，当該開発行為について許可を受けたものとみなされる（改正法附則第５条）。

ア　「現に開発行為を行っている」とは，この許可制の対象となっている森林において現実に土地の形質の変更に着手していることを要し，当該行為を行うための準備行為（土地の取得，資材の購入，請負契約の締結，設計図書の作成等）を行っていること，法令等による許認可を受けていること又は許可

改訂 林地開発許可制度の解説

…… 一問一答 ……

森林保全研究会

改訂 林地開発許可制度の解説 …… 一問一答 ……

森林保全研究会

A150-2

電話~~(口頭)~~記録用紙

受信日時	平成 23 年 1 月 14 日 (金)　10：00		
受信者	熱海市まちづくり課　西島室長	発信者	治山課林地保全係　溝口
表　題	熱海市伊豆山地内における林地の開発について		

供覧	所長	次長	総務課長	技監	課長	課僚
	〃	〃	〃			

要件

農　林：先ほどかすや茂事務所の伊藤と名乗るものから、新幹線ビルディングが所有する熱海市伊豆山の土地について問い合わせがあった。何か動きがあったか。

熱海市：この土地は昨年末から売りに出されているらしく、これまでに不動産関係会社から 3、4 件問い合わせがあった。かすや茂事務所の伊藤氏は昨日来所し、この土地にかかる制限等を確認していった。新幹線ビルディングの天野氏は自由同和会の代表であり、この会は自民党とのつながりがある。かすや茂事務所代表箱谷茂は元自民党代議士で、以前から天野氏と懇意にしており、その関係で土地売買の話があったようだ。伊藤氏にはこの区域内には熱海市の水道施設があること、赤井谷は 1/1 の流下能力がないため土木事務所との協議が必要なこと、5 条森林及び保安林については東部農林に問い合わせること等伝えた。

処理方針等

A151

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成23年1月14日
2 監視員	岡専門主査、小澤主任
3 業者氏名	新幹線ビルディング
4 所在地	熱海市赤井谷　残土置場
5 立会者	なし

6 現地の状況

赤井谷残土処分場の現地確認を行った。
特に変化なし。





◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他		
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他			○			
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃棄物処理施設		
		特管物			許可対象 中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分 安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外 中間処理施設		

A152

電 話 口 頭 記 録

部長	技監	田島	三井	秋山	柳澤	泊	小山	綿野
横山	大山	鈴木	新谷	渥	山口	小澤	郡司	担当

発信年月日	平成 23 年 1 月 14 日 16：20	発信者	熱海市まちづくり課 西島室長
起案年月日	平成 23 年 1 月 14 日		
決裁年月日	平成　年　月　日	受信者	横山

標題	伊豆山赤井谷残土処分場にかかわる水質等検査について
用件・処理(伺い)概要	＊標記について、下流河川への環境影響の有無を確認したいので、健康福祉センターで水質検査等ができないかとの照会が熱海市まちづくり課からあった。 （横山） ・以下の点について検討し、回答する。 ①そもそも健康福祉センター（県）が行うべき検査か。 木くず等の産業廃棄物が混入していたことは事実であるので、県として検査することも可能と思われる（横山私案）。 ②県で検査できるとして、技術的にどのように行えばよいか。 ・浸透した水が採取できるか、表面に貯留した水の検査でよいのか。 ・上流側の水の採取は困難であるので、下流との比較ができないが問題ないか。 ・土砂そのものを採取して検査する方法があるか。 ・検査項目や、結果の基準の根拠をどこに求めるか。 ・新幹線ビルディングに検査拒否された場合、下流河川水の採取で検査目的を達せられるか。 （西島） ・了解した。 こうした照会をしたきっかけは、伊豆山在住の住民から市長に相談が行き、市長から検査実行の可能性を問われたことからである。

A153

口 頭 記 録

部　長	技　監	田島	三井	秋山	柳澤	泊	小山	綿野
横山	大山	鈴木	新谷	岡	山口	小澤	郡司	担当

受信年月日	平成 23 年 1 月 21 日 13 時 00 分 ～14 時 30 分	相手方	廃棄物リサイクル課 不法投棄対策スタッフ 伊藤班長、川島副班長、高柳主査、小林主査、古屋主任
起案年月日	平成 22 年 6 月 18 日		
決裁年月日	平成　年　月　日	廃棄物課	横山、小澤

標題	新幹線ビルディング案件への対応について
用件・処理（伺い）概要	＊熱海市日金町の建物解体、伊豆山の造成現場、残土処理現場、ジェック解体現場における に残された廃棄物処理指導方針について廃リ課担当と打合せた。 （打合せ場所…県庁西館９階会議室） 1　事案概要について最近の動きも含め、横山から説明。 別紙参照 2　廃リ課からの指示事項 ・措置命令を前提にこれから事務を進めたい。 ・措置命令を出す相手は誰になるかがまず問題である。 ・１８条報告により、情報を収集し、整合しない点があれば更に追加の報告を求めることとしたい。 基本的に新幹線ビルディングの関連する現場・関係者について、同時に報告を求めることとする。 ・ついては、各現場ごとに、どのような項目で報告を誰に求めるかを検討されたい。 できれば３１日の対策会議でこのことを中心に議論したい。 →これについて廃棄物課で検討し、原案を作成することとした。

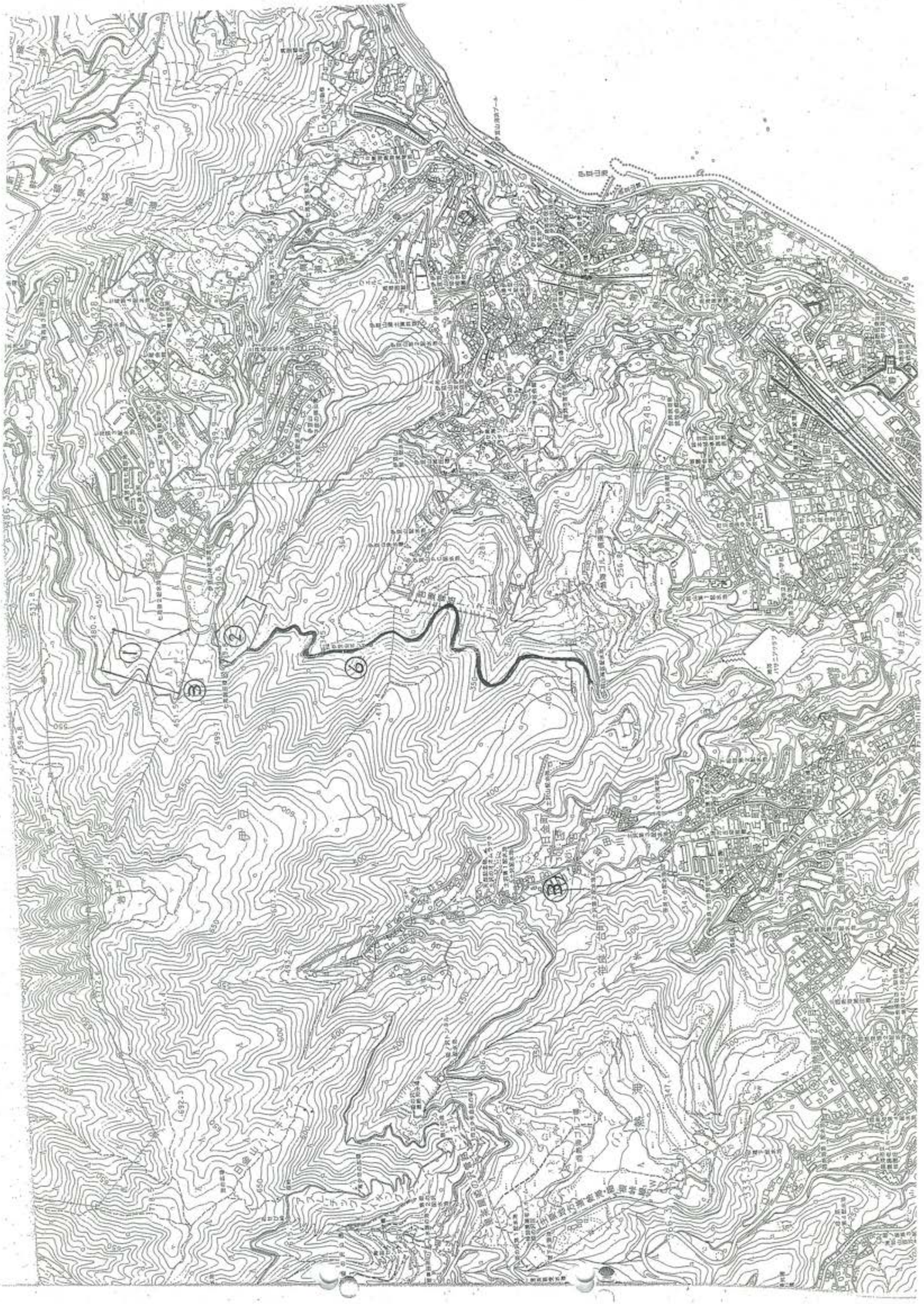
①
②
③
④
⑤

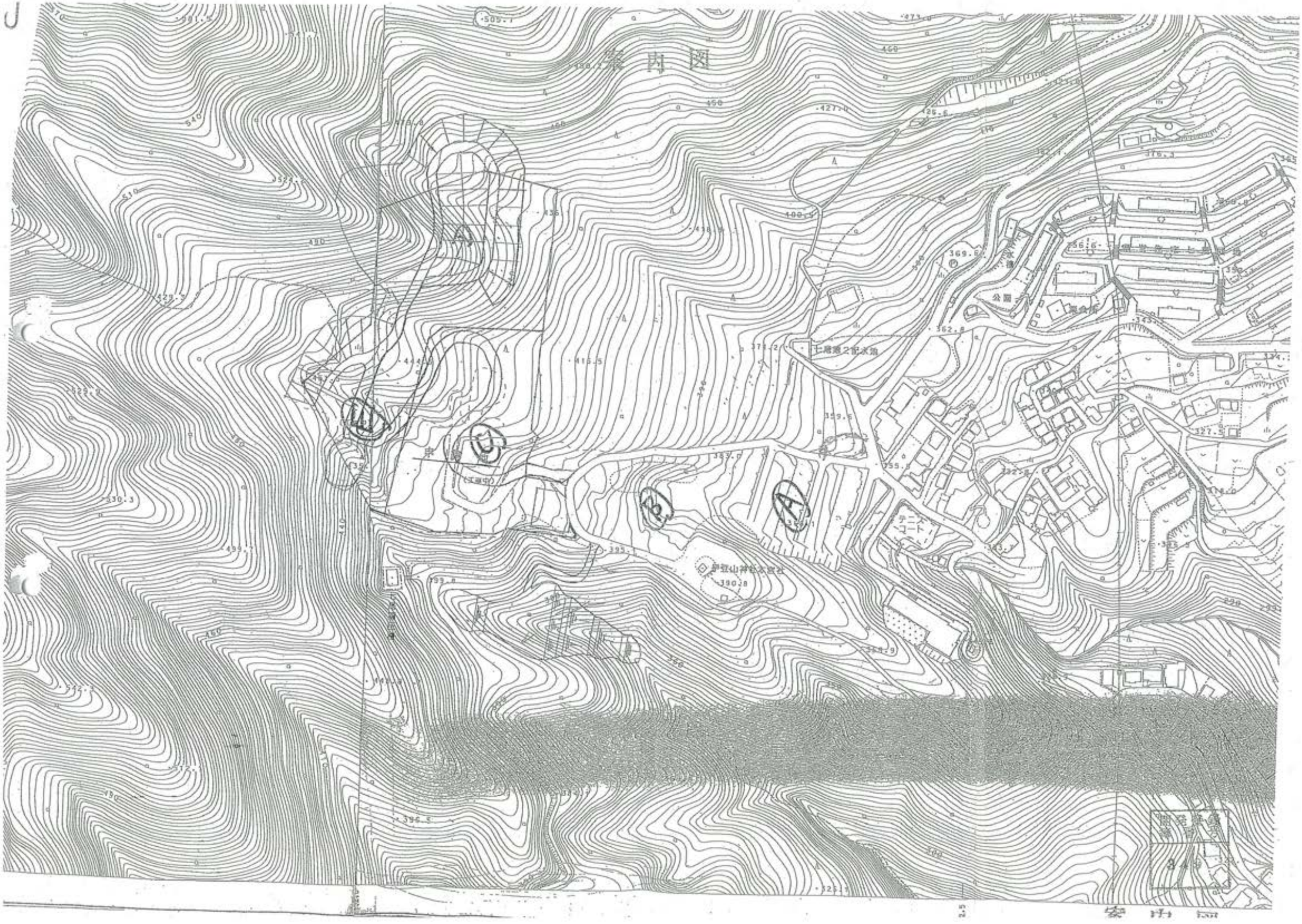
案内図
A
B
C
D
E
公園
テニスコート

新幹線ビルディング各現場の関係図

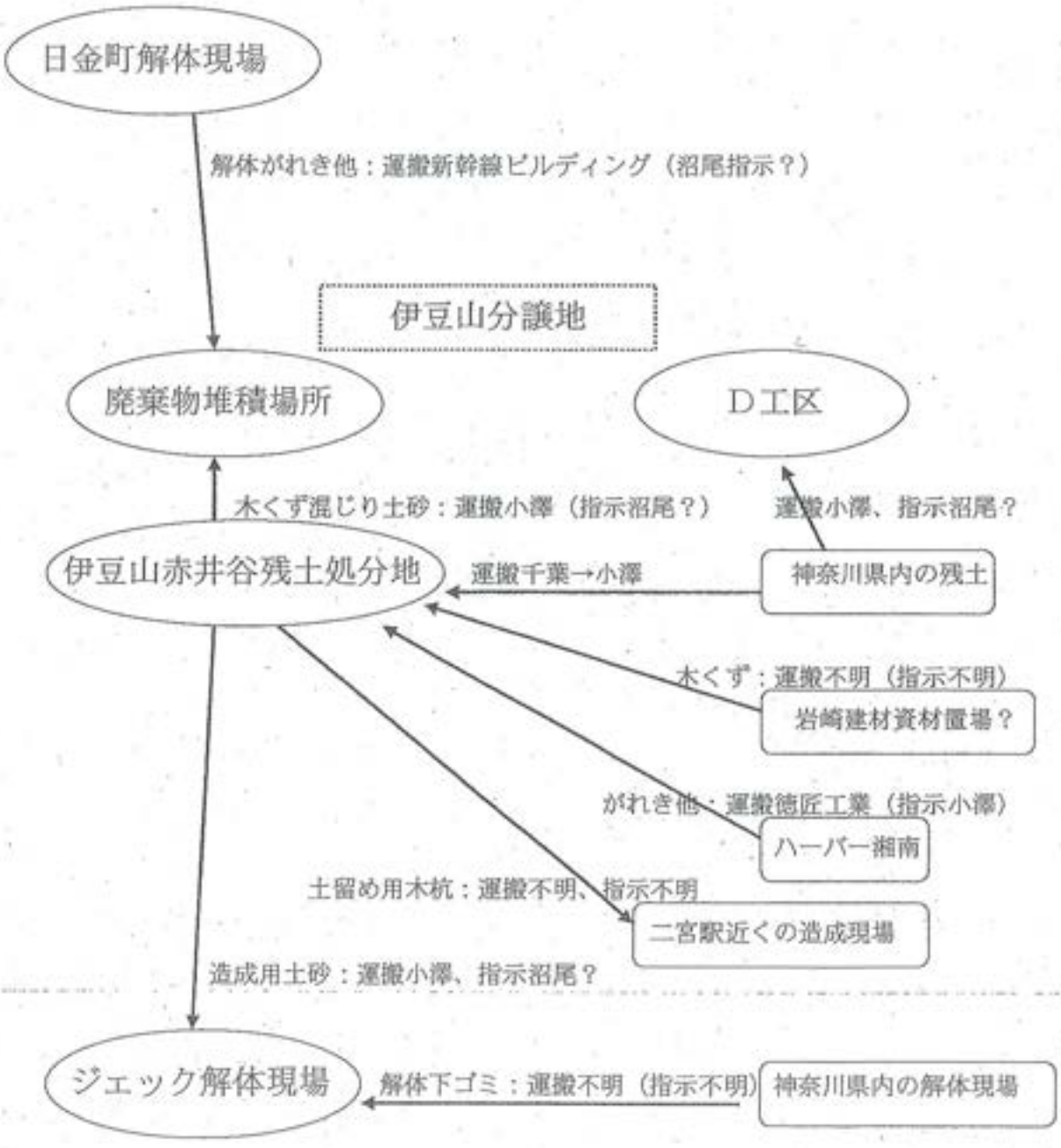

関係者の主張

1　日金町解体現場

天野：伊豆山へ運搬しガラパゴスで破砕、造成地の路盤材とする

沼尾：自分はビルの解体工事のみを請負ったもので、廃棄物の処理は請負っていない。
従って、自分には責任はないが、市との約束（？）もあるので、さしあたり
中段へ移動させ、危険を除去する。

岩崎：土地は自分の名義（正確には八晃建設株式会社）であるが、新幹線ビルディング
に資金提供したためであり、それが回収されれば名義は新幹線ビルディングに
戻す。分譲については自分は関係ない、新幹線ビルディングの事業である。

2　伊豆山分譲地廃棄物堆積場所

天野：現場のことは沼尾に任せてある。処理を指示する。

沼尾：残土処分場の木くずはここに移動し、まとめて処分したい。

3　伊豆山赤井谷残土処分場

天野：現場のことは沼尾に任せてある。処理を指示する。
さらに１ｈａの残土処分ができないか、駅方面へぬける道路の整備をさせて
もらえないかとの市への照会。市は拒否。

沼尾：ここは千葉の現場である。千葉が不適正な工事をしていたため、自分がその
後始末を天野から頼まれているだけ。
運びこまれた木くずは千葉がやったもの。今後日金の処理とあわせ自分が
処理していく。

千葉：自分が作業していたが、終了しようとしたところ、沼尾、小澤が来て更に残土
を入れるという。沼尾は仕上げるといったにもかかわらず、２日しか現場に
来ない。
木くずの搬入は自分の指示したところではない。

小澤：ここの指示については、天野に聞いてもらいたい。
ハーバー湘南からの廃棄物は自分が指示したものだ。

4　伊豆山ジェック解体現場

天野：他の現場からは廃棄物は持ち込んでいない、木くずの処理は下請け会社へ指示
しておくとの市への説明あり。

タカオ（新幹線ビルディング社員）
：解体はカツマタ、現場監督沼尾、現場の指示は田中である。

沼尾：ここも自分の現場ではないが、後始末を頼まれた。
元請は「カツマタ」である、
解体木くずの処理はビューコンに委託する予定である。

田中：自分は元請ではない、焼却の指示は誰からあったかは話せない。

指導等状況（文書によるもの）

①日金町撤去計画提出指示　新幹線ビルディング
　平成２１年４月３日受理

②指導票交付　新幹線ビルディング
　平成２１年８月２７日付け、日金がれき撤去指示とガラパゴス使用について

③日金町排出事業者について１８条報告を求める
　新幹線ビルディング、岩崎建材、トランスファー
　　平成２１年１２月８日までに受理

④千葉からの事実申立
　平成２２年９月２日　伊豆山残土処分場への木くず搬入について

⑤指導票交付　新幹線ビルディング
　日金のがれき撤去、伊豆山残土処分場の木くず撤去指示

⑥指導票交付　シンエー小澤
　伊豆山残土処分場のハーバー湘南からきたがれき等の撤去指示

・指置命令を離れに来すのか → 何としなければならないか
併せて新幹線に指導

日金 …反論は相手にさせる
　　一括で報告をもとめる
　　原案を31日までに

誰にどういう報告を
　　現場ごとに

各現場の概要

伊豆山造成地の概要

都市計画法に基づく開発行為

工事が中断しているのはD工区

全部でE工区まであるがD工区以外は完成しているとのこと

２２年に土砂搬入されたのはD工区

C～E工区の合計開発面積は約５万㎡

がれき等が堆積しているのはE工区に隣接した土地

土地所有者　㈱光陽

新幹線ビルディングが所有する伊豆山の土地は全部で３５万坪（約１１５万㎡）

伊豆山赤井谷残土処分場の概要

土採取条例に基づく土砂の埋立

届出者　株式会社新幹線ビルディング

受付日　平成１９年3月9日

区域面積　９，６９５㎡

現場責任者　（当初）トランスファー　（変更 H21.12）千葉工業　千葉一敏

工期　（当初）平成 20 年4月８日　（最終変更 H22.3）平成 22 年7月８日

関係者

トランスファー株式会社　沼尾勝男

千葉工業　千葉一敏（株式会社ソーメイ）

有限会社シンエー　小澤伸一

キクチ（重機オペレーター）

伊豆山「ジェック」解体現場の概要

元研修施設の解体

解体届出者　株式会社新幹線ビルディング

元請業者　記載なし　ただし、所在地はトランスファーの所在地、主任技術者に沼尾勝男との記載

現状　解体工事はほぼ終了したと思われるが、解体木くずの大部分が現地に残されている

最近他の場所（神奈川県内のものと思われる）解体廃棄物が投棄された

関係者

トランスファー株式会社　沼尾勝男

カツマタ（箱根の業者という、元請？）

田中久三（現場責任者、野焼きの実行者）

日金町解体現場の概要

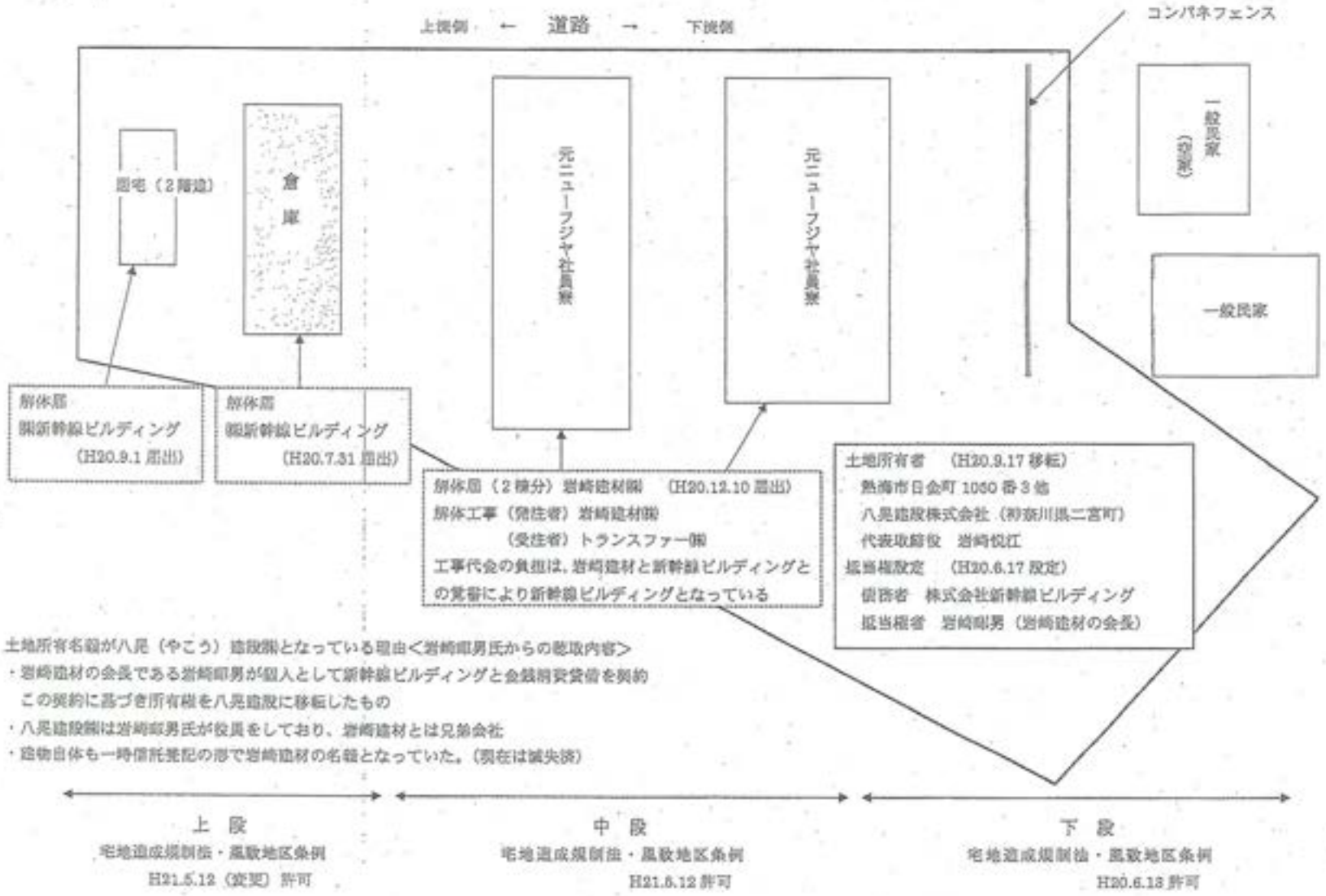

土地所有名義が八晃（やこう）建設㈱となっている理由<岩崎邸男氏からの聴取内容>

・岩崎建材の会長である岩崎邸男が個人として新幹線ビルディングと金銭消費貸借を契約
　この契約に基づき所有権を八晃建設に移転したもの
・八晃建設㈱は岩崎邸男氏が役員をしており、岩崎建材とは兄弟会社
・建物自体も一時信託発記の形で岩崎建材の名義となっていた。（現在は滅失済）

日金町

「新幹線ビルディング」指導等経緯一覧

＊場所の記載がないものは、日金町の現場を指す。

年月日	項　目	内　　容
H20.06.13	許　　可	・下段部分の宅地造成等規正法、風致地区条例の許可
H20.07.31	解体届	・新幹線ビルディングは、上段の倉庫の解体届（市は同日受付）
H20.09.01	解体届	・新幹線ビルディングは、上段の住宅の解体届（市は 10/16 受付）
H20.09.25	許　　可	・上段部分の風致地区条例の許可
H20.09.26	条例関係	・熱海市は、まちづくり条例の審査基準適合通知
H20.09.30	覚　　書	・岩崎輝男と新幹線ビルディングが覚書締結 ① 新幹線ビルディングの費用負担で、H21 年 3 月 31 日までに社員寮の解体、撤去、滅失登記する ② 不履行の際は、社員寮及び土地を岩崎輝男に引き渡す。それ以降は、新幹線ビルディングの費用負担で解体、撤去、滅失登記する
H20.12.10	解体届	・岩崎建材は、下段の社員寮の解体届（市は同日受付） ・字体は、新幹線ビルディングの届と同一
H20.12		熱海土木事務所から野焼きの通報、現地調査
H21.02.02	通　　報	・東部健福へ、熱海市役所から伊豆山の不適正処理疑いが通報 ・不適正保管を繰り返し、熱海市及び東部農林事務所が、再三是正指導をしているが、指導に従わないため、東部健福へ指導の依頼
H21.02.05	現地調査	・東部健福は、熱海市及び頭部農林とともに現場の確認 ・伊豆山の現場では、がれき類と繊維くずが山積みになっている ① H21 年の年明け以降、急激に廃棄物が増えたとのこと ② がれきの排出元は、日金町の社員寮解体工事のもの ・日金町の現場（解体工事中）に立入り、責任者の沼尾から事情を聞く ① 解体施工業者はトランスファー、事業主は新幹線ビルディング ② 解体物は、現地が狭いため、指示どおり伊豆山に運び一時保管
H21.02.06	滅失登記	社員寮建物の滅失登記
H21.02.13	聴　　取	・東部健福、東部農林及び熱海市は、熱海市役所に新幹線ビルディング（鈴木、大塚）を呼び、事情を聞く。 ① 社員寮（岩崎建材所有）を解体し更地にして売却する ② 解体工事は、建り法に基づき熱海土木へ届出済み ③ 日金の現場は時間がないため、伊豆山へ運搬 ④ コンクリがらは自社か委託により破砕し再生骨材とする ・東部健福は次を指導 ① 廃棄物処理計画書を、健福と市へ提出すること ② 廃棄物運搬車両に表示をすること ③ 伊豆山の保管場所に囲いと表示を設置すること ・鈴木は、これを了解し、解体工事は 3 月中旬を目途に整理するとのこと
H21.03.02	計画送付	・東部健福へ新幹線ビルディングから伊豆山の廃棄物撤去計画案の送付
H21.03.05	修正指示	・東部健福は新幹線ビルディングへ、撤去計画案の様式が異なるとして、記載例を添えて修正を指示
H21.03.26	修正指示	・東部健福は新幹線ビルディングへ、再提出された撤去計画案の記載追加を指示
H21.04.03	処理計画	・東部健福は、新幹線ビルディングの廃棄物撤去計画を受理 ① 日金町の社員寮は自主施工で、伊豆山まで自社運搬 ② コンクリは再生利用、繊維くず等は一般廃棄物処理施設へ ③ 伊豆山は、仮置き

H21.04.08	電　話	・東部健福は、提出された産業廃棄物処理計画について、新幹線ビルディング（大塚氏）へ電話で確認 ・撤去時期は未定、一般廃棄物は分別し処理は市へ。産業廃棄物は業者を探し処理するとのこと
H21.05.12	許　可	中段部分の宅地造成等規正法、風致地区条例の許可
H21.05.12	許　可	上段部分の宅地造成等規正法の許可、風致地区条例の変更許可
H21.05.12	発　見 (現地調査)	・東部健福は、H21年2月県土木事務所の通報により伊豆山の不適正処理疑いの指導を実施中、日金町の現場で建物解体に伴う廃棄物が放置されたまま工事が中断していることを発見
H21.05.14	打合せ	・東部健福は、熱海市と情報交換 ・事業主体 ①解体届では、上段2棟が新幹線ビルディング、下段2棟が岩崎建材 ②実質的には、新幹線ビルディングが解体、宅地造成、分譲を実施 ・事業計画 ①熱海市はH20年6月に宅地造成等規正法、県風致地区条例の許可 ②H20年9月、上段部分の宅地造成の変更手続き ③工期はH21年6月13日 ・事業の進展見込み ①重機は、トランスファー（沼尾）を通じて牧島商事からリース。代金未払いのため、重機は引上げ ②買主が現れるまで現場が放置される可能性が高い ・近隣住民 ①現場の下側の2軒から不安の申出あり ②造成工事中のトラブルで警察にも相談 ・市の対応 ①簡易なコンパネの防止柵の設置を指導。柵が傾いたため、5月1日に指示し、補修された ②がれきについて、宅造法による指導は難しい ③風致地区条例、まちづくり条例による指導は困難 ・がれきの搬出は再三指導。4月までわずかに搬出。現在、中断
H21.05.14	現地調査	・東部健福は、日金町及び伊豆山の現地調査
H21.05.20	聴　取	・解体届の名義人である岩崎建材（岩崎会長）から電話で聴取 ①現地の名義は八晃建設。新幹線ビルディングに対する譲渡担保で名義を移した。貸付金の返済があれば戻す ②解体工事に岩崎建材は関っていない。工事は新幹線ビルディング又はその請負会社が実施 ③解体届は、天野社長が印を押してくれと持ってきた。自社解体となっていることは知らなかった ・天野社長から造成工事中断は聞いた。解体ガラは残っていないと思った
H21.05.28	現地調査	・東部健福は、現地調査 ・現地は、前回と変化なし。関係者不在、重機類もなし ・住民（後藤勲）から聴取り ①ひどい造成工事で、基礎は残したまま、ふとんやがれきを埋めた ②盛土した所へがれきを積み上げ、30～50cm覆土 ・伊豆山へは2トントラックで2日間運んだだけ
H21.05.28	聴　取	・東部健福は、新幹線ビルディング（天野社長、鈴木、大塚）を熱海市役所へ呼び、聴取 ・熱海市は、次の事項を文書で提示 ①がれきの早期搬出、できなければ崩落防止の措置 ②下部のフェンス補修 ③現場の建設道具、資材の片付け ④造成工事の状況の地元住民への説明

		⑤ 造成工事の早期完成 ・東部健福の質問に、新幹線ビルディング鈴木氏が回答 ① 造成工事の主体と実施者は、新幹線ビルディング。届けは岩崎に名義を借りただけ ② 伊豆山へのがれき運搬は、新幹線ビルディング。すべてを伊豆山に運び、選別して処理する ③ 工事が中断は、重機が引き上げられたため ④ 現場には約 500 ㎥のがれきが残っている。伊豆山には約 800 ㎥を運んだ ⑤ 現場は危険とは考えていない。下側の山口さんには説明済み ・天野社長は次のとおり発言 ① 伊豆山にガラパゴスを設置し再生材としたいと提案したが、役所から止められた ・ガラパゴス設置を認めてくれれば、直ぐでもがれきの撤去はできる
H21.05.29	現地調査	・廃リ室は「パトロール強化の日」として、東部健福と現地確認
H21.06.01	情報提供	・廃リ室は、警察本部及び熱海署へ情報提供
H21.06.04	打 合 せ	・東部健福は、熱海市と打合せ
H21.06.05	空中監視	・県警航空隊は廃リ室の依頼を受け、現地をヘリで監視
H21.06.08	照会回答	・株式会社日立産機システムから東部健福へ回答 ・変圧器に PCB 混入の可能性はないが、油交換の可能性があり確認が必要
H21.06.11	照会回答	・愛知電機株式会社から東部健福へ回答 ・変圧器に微量 PCB が混入の可能性があるので、確認が必要
H21.06.18	話 合 い	・東部健福は、トランスファー（沼尾）から熱海市に対して申し出のあった話合いに出席。新幹線ビルディング（後藤）も同席。 ・トランスファーの工事への関り ① 当社は、社員寮の地上部分のみ解体を請負。基礎の解体と廃棄物処理は業務に入っていない。 ② しかし、基礎を建物と分離できず、当社が約 85％を実施。残りは、新幹線ビルディングが行ったと思う ③ 発注者は岩崎建材で、新幹線ビルディングは当該契約の立会者 ④ 請負代金の支払は新幹線ビルディング ⑤ 契約 H20 年 12 月 1 日、工期は H21 年 2 月 25 日 ⑥ 新幹線ビルディングは、解体と造成工事の総合監理者 ⑦ 当社は基礎の解体工事の ⑧ 上部の木造建物の解体は、東部建設が請け負った ⑨ 工事代金が滞り、また工事内容、特に防災関係に疑問があり、この 2 月に工事から撤退。4 月に重機を引き上げ ⑩ 残余工事は、新幹線ビルディングの西原氏へ指示 ・廃棄物処理 ① 解体廃棄物は伊豆山への運搬は新幹線ビルディングが実施。日金町では処理しないと地元住民と合意。 ② 伊豆山でガラパゴスで破砕し道路下層路盤にするというが、市道移管されるため砕石の許可をもっての破砕物でなければならない ③ 当社が、建物内の冷蔵庫、ふとんなどの処理を行った。後のことを考え写真を撮ってある ④ 当社の工事でがれき等廃棄物を土で覆ったことはない。地元からの話もあり、掘って確認もした ・今後の工事見込み ① 買い手が見つかるまで、工事未了のまま放置の可能性大 ② 当社は、新幹線ビルディングの多額の未収金あり ③ 崩落の危険除去のためには、がれきを移動させることで、それほど

		機関も費用もかからない
H21.06.29	聴　取	・東部健福は、岩崎建材(岩崎会長)を訪問し、聞取り ・岩崎建材の関り ① 解体、宅地造成工事には、書類上名前は出ているが、関りはない ② 解体届は、知らない。印鑑も代表者印でない。 ③ 岩崎がH20年6月17日に新幹線ビルディングに貸し付け、これに基づき土地名義を八晃建設にした。 ④ 建物は、信託登記で岩崎名義にした。半年以内に取り壊さないと元の所有者に戻るため、新幹線ビルディングがやらないので、岩崎建材が取り壊させた。 ・解体届 ① 当社が解体工事の発注者となっていることは知っている ② 岩崎が、トランスファーへ1,100万円支払ったが、新幹線ビルディングへの貸付金と考えている。残金500万円は新幹線ビルディングが直接支払う。 ③ 覚書のとおり、解体・撤去・建物滅失登記は新幹線ビルディングの費用負担で行う ・廃棄物の撤去責任 ① 土地の登記は八晃建設だが、名義人となっているだけで、自分が撤去指導を受けたら、新幹線ビルディングと所有権を確定させ対応 ・岩崎氏が電話した新幹線ビルディング天野会長から、工事の責任者は同社である旨、聴き取った。
H21.07.14	打合せ	・廃リ室と東部健福は打合せ
H21.07.15	打合せ	・廃リ室は、県警へ今後の対応を相談
H21.07.24	現地調査	・廃リ室は、新幹線ビルディングの所在を小田原駅西口前に確認 ・ビル2階に事務所あり。事務所前に監視カメラ(2基)を確認
H21.08.20		・東部健福へ熱海市から電話連絡 ・明日会うはずの新幹線ビルディング社長と連絡が取れず、面会できない
H21.08.27	18条報告	・東部健福は、新幹線ビルディング、岩崎建材、トランスファーへ18条報告を求める(報告期限；9月10日)
H21.08.27	指導票	・東部健福は、新幹線ビルディングへ指導票を作成 ① がれき類は不適正処分と認められるので早急・適切に処理すること ② 当該廃棄物を処理する予定がある場合は、処理方法等処理計画を作成し報告すること(期限；9月30日) ・東部健福は、伊豆山での破砕について指導票を交付 ① 移動式破砕機は、条件付で許可不要として認める ② 条件としては、自社物に限定、破砕物の品質など
H21.08.27	呼び出し (指導票)	・東部健福は、新幹線ビルディング(大塚)を熱海市へ呼び、上記の18条報告通知及び指導票を手交 ・移動式破砕機は、自社物処理以外は無許可となる旨説明 ・同社は、資金繰りが悪く廃棄物処理の見込みが立たないとのこと
H21.08.27	現地調査	・東部健福は、現地調査 ・法面、道路部分の表土が流れ瓦礫が現れていた(→造成面の下にがれきが埋められていると推測)
H21.09.04	現地調査	・廃リ室は、夜間監視で現地調査 ・日金町は、作業なし。作業用の木材や機材類が放置、がれきが山積み ・伊豆山は、前回確認時の崖部分が土砂により埋立。目立った廃棄物の増加は認められず
H21.09.08	18条報告	・東部健福は、岩崎建材から9月4日付けの18条報告を受領 ① がれきの排出事業者は新幹線ビルディング ② 解体工事について、岩崎建材は新幹線ビルディングに資金提供したのみで工事に関与せず

H21.10.08	現地調査	・東部健福は、現地調査 ・台風の影響は見られず、現地状況に変化なし
H21.10.21	18条督促	・東部健福は、新幹線ビルディングへ18条報告を文書で督促
H21.11.06	打合せ	・東部健福は熱海市と伊豆山隣接の残土処分場について打合せ ・市は、土採取等規制条例で対応できるか検討
H21.11.06	現地調査	・東部健福は伊豆山を現地調査。熱海市同行、ソーメイ（千葉）が立会 ・がれき置場は、大きな変化はないものの、重機が進入した形跡があり、布団などは撤去されていた ・残土処分場に廃棄物は見当たらない。
H21.11.12	18条報告	・東部健福は、トランスファーから10月16日付けの18条報告を受領 ① がれきの排出事業者は新幹線ビルディング ② トランスファーは躯体の解体工事を岩場建材から請け負い、がれき等廃棄物の処理は新幹線ビルディング
H21.11.12	現地調査	・廃リ室と東部健福は、コンサルタン（エイト日本技術開発）を伴い、がれき崩落の危険性判定のため現地調査 ・エイト日本技術開発から目視で崩落のおそれありの意見。詳細は要調査 ・トランスコンデンサーが放置。PCB漏出のおそれ ・伊豆山現場には、新たにがれき類が搬入された模様
H21.11.26	現地調査	・東部健福は、日金町と伊豆山を現地調査 ・日金町に大きな変化なし ・伊豆山は、道路入口に車止め設置。残土処分場で作業はされておらず
H21.11.27	その他	・[redacted]
H21.11.30	報告	・エイト日本技術開発から廃リ室へ生活環境保全上の支障調査の提案 ・内容は、コンクリート殻の法面安定検討と周辺環境への影響調査
H21.12.08	18条報告	・東部健福は、新幹線ビルディングから18条報告を受領 ① がれきの排出事業者は新幹線ビルディングとの報告
H21.12.18	現地調査	・東部健福は、伊豆東方沖群発地震の影響を現地調査 ・日金町、伊豆山とも前回立入時と変化なし
H21.12.22	現地調査	・廃リ室は、現地調査 ・現地は、前回確認時と変化なし ・伊豆山には、新たな廃棄物を確認
H21.12.22	情報交換	・廃リ室は、熱海警察署と情報交換
H21.12.28	現地調査	・東部健福は、日金町と伊豆山を現地調査 ・伊東沖群発地震の影響は見られず
H22.01.05	現地調査	・東部健福は、現地調査 ・コンパネや鉄パイプが置かれたほか、変化なし
H22.01.05	打合せ	・東部健福は熱海市と打合せ ① 新たに置かれたコンパネや鉄パイプは新幹線ビルディングと思量 ② 市は、がれき撤去について宅造法に基づく指導はできない
H22.01.05	打合せ	・廃リ室は技術管理室へ、がれき類の建り法の対応について相談
H22.01.06	打合せ	・廃リ室と東部健福は打合せ ・18条報告では、排出事業者は新幹線ビルディングと報告 ・しかし、排出事業者の特定が必要
H22.01.13	聞取り	・東部健福は、新幹線ビルディング（天野社長、柴崎）を熱海市役所へ呼び、聴取 ・日金町のがれき処理 ① 日金町のがれきは伊豆山へ運び破砕し再生材として利用したいが、費用が捻出できない ② ガラパゴスはトランスファー（沼尾）に頼み、リース待ち ③ がれきはここ数十年は崩れない ④ 費用ができれば廃棄物処理に着手したい。金融機関は融資してくさ

		れないから、韓国の者と話しており１月か２月に確定 ⑤ 伊豆山へは新幹線ビルディングが自ら運搬 ⑥ 自分が片付けると言っているのに法律の話は納得できない ⑦ 崩落防止のための移動は、トランスファーに指示済みであるが、２ど手間となるため、伊豆山での処理の目途がつけば行いたい ⑧ スケルトンバケットで篩っており地中に廃棄物は絶対ない、基礎はすべて引き抜いた ・岩崎建材との関係 ① 土地、建物の名義は岩崎建材だが、買う際に資金提供を受けたためで、実質は当社。借用書はある ② 建物解体の費用 1,500 万円は岩崎建材が立て替えて負担 ③ 工事は、トランスファーが全部実施 ・東部健福は、撤去計画等の提出を指示
H22.02.04	電　話	・東部健福は、岩崎建材（岩崎輝男）に電話 ・トランスの PCB 含有検査を行うことを伝えると、了承を得た
H22.02.05	現地調査	・東部健福は、トランスの PCB 含有検査のため、現地に立入り収去 ・岩崎輝男へ収去証を送付
		・
		・
		・
		・
		・
		・
		・

各現場の事実経過（H22. 4月以降）

注：＜ ＞はその場にいた者の名前。以下の・はその者の発言

DATE		区分	伊豆山　がれき置場	伊豆山　残土処分地	日金町	伊豆山D工区
4. 13	火	調査	アスファルト、コンガラ入り袋が新たに搬入されていた。		変化なし	
5. 26	火	調査	自動車が1台設置されていた。 フレコン袋も増加。		変化なし	
7. 1	木	調査	一般ゴミ、コンガラが増えている。 〈千葉〉 ・新幹線 SLD 社員がレンタカーで持ち込んだ。 ・排出元は自社ビルのリフォーム工事では。		変化なし 東側壁一部破損	
7. 6	火	調査	前回と変化なし。	特に変化なし。		
7. 16	金	調査	荷定くずや一見らしきビニル袋入り廃棄物が増えている。	特に変化なし。 作業は行われていない。		がれき類が置かれている。
7. 26	月	調査	前回と大きな変化なし。		コンテナ内のトランスがなくなった。	トラック約6台分の残土を搬入中＜小澤＞ 口頭指導：廃棄物は入れないこと
8. 4	水	現場確認	入口付近のビニル袋入り廃棄物がなくなった。 ＜パト委託業者報告＞ ・業者2名が来て「袋は片付けた、来週にはコンガラも片付け始める」と言った。		変化なし	
8. 16	月	調査	入口付近の荷定くずや袋入り廃棄物はない。入口右奥に廃棄物が押し込まれたような様子もある。			相模ナンバーのトラック数台が残土搬入中。 ＜小澤＞ ・新幹線の廃棄物は俺が搬去した。マニフェストはない。
8. 25	水	市		小澤が土砂を搬入していた ＜小澤＞		
				（この間に残土処分地の一部が崩落したか）		
8. 27	金	市		市職員が現場に来た際、ヘドロ状のものを入れようとしていたが、顔を見たら退散した。 （行為者不明）　＜重機オペ　キクチ＞		
8. 31	火	調査	土地の中央付近に細かく砕かれた鉄筋の入ったコンクリガラが新たに搬入されていた。 約10～15㎡	残土処分地の一部が崩落している。 残土処分地の上部から3分の1あたりまでの土に氷くず（解体工事から発生したと思われる木片）が混ざっている。 ＜千葉＞ ・残土は東名建設、田中組建物から搬入。 ・捨て券を持っていた。 ・残土はD工区で小澤が搬入していたが、一杯になったので天野の指示で搬入中止しこちらへ持ってきた。 ＜小澤＞ ・（氷くずの搬入を止めなかったことを指摘すると）土砂のことは知らない。天野に聞け。 口頭指導：土砂の搬入をしないこと		段々状に積み固められ整地されていた。 地面のところどころに大きながれきが見える。
9. 3	水	打合		熱海市役所で千葉から事実申立書を徴収 ＜千葉＞ ・氷くずは 8. 25, 26 で搬入されたと思う。小澤は天野から頼まれて搬入したと話していた。新幹線 SLD のもので岩崎建材が小田原で保管していたものらしい。トラック 40 台分くらいと思う。 ・土砂置場の上段で穴を掘って氷くずを入れ残土と混ぜてから残土処分場へ入れていた。作業していたオペはキクチ。 ・土砂置場の最上段の残土の中には氷くずがまだ混入されていると思う。 ・自分は 9. 10 で引き上げる。		

DATE		区分	伊豆山　がれき置場	伊豆山　残土処分地	日金町	伊豆山D工区
9.9	木	面会	新幹線 BLD 本社事務所で天野社長と面会（熱海市、意識福興策推進部、県庁商り屋） <天野> ・（土と）鉄や木くずやプラの分別はお願いしている。多少の木くずは混ざってもいいとは言った。二宮で8ヶ月ぐらい干したことがある。指示に従って搬去させる。 ・現場の工事は沼尾の指示のもとに行われている。沼尾は新幹線 BLD の人間。私の代理人。 ・（日金、伊豆山）沼尾に指示してやらせる。計画書を出させ、終わったら報告させる。今の写真と終了写真を比較して欲しい。 指導票を交付			
		市		木くずを拾い集めてどこかにおいてあったのを確認		
10.7	木	調査	大きな変化はなし。 廃棄物の上を重機が通って踏み固まったような跡がある	拾い集めた木くずのことについて現地で千葉に電話。重機オペに聞け <重機オペ　キクチ> ・最上段の残土の右奥の下あたり。量はそんなに多くない。 ・残土トラックはまだ入ってきている。 ・進入路に砂利を敷いている。 トラック（有）物証工業　相模 100 は 2845） 1台が入ってきて、進入路上で荷台から荷を空けた。内容は、土。破砕されたかわらに少量のガラスくず、鉄筋、廃プラの混合物。 重機オペが進入路全体を重機で転圧した。 スレート様のものを収去。 <初老のトラック運転手> ・前に持って来たものより細かいものがいいというのでこれをもって来た。B級品だ。 ・茅ヶ崎のハーバー組剤から持って来た。 ・すぐにあと4台来る。（調査中は入らず）		変化なし
10.8	金	調査		作業は行われていない。 進入路は昨日よりも広範囲にかわらくず等が敷き詰められていた。 鉄板の先に土砂を受ける穴が掘られていた。 熱海警察署へ情報提供		
10.12	火	調査		作業は行われていない。 進入路のかわらくず等が敷きこまれた上に薄く土砂が被せられていた。 鉄板先の穴は土砂でふさがっていた。		
10.13	水	調査		重機オペのキクチが保管中の残土をならす作業中。残土の保管量が増えている。 <重機オペ　キクチ> 残土を積んだトラック（静中村商店　相模 100 か 4773）が一台入ってきた。誤切れを運転手がキクチに渡した。宛名は「丸五〇〇（〇は読解不能）天野殿」		
10.15	金	調査		重機オペは不在。 相模 11 に 5853 のダンプが1台進入してくる。運転手が車から降りて重機の操作をしたがすぐ停止し、残土らしきものを降ろさず帰った。 鉄板先の投入穴に下ゴミが投入されていた。 進入路の中からスーパーマーケットの会員券を収去。		
10.19	火	面会		現場で沼尾と面会 鉄板先の穴の中の下ゴミはなく、穴の中は空。 <沼尾> ・進入路に敷かれた盛度のことは知らない。 ・木くずのことも知らない。後から聞いた。 ・残土を入れ続けているのは千葉だ。 ・残土の搬入は止めるよう協力する。 ・明日、重機で木くずを掘り起こさせる。 ・盛度のことも調べておく。 ・自分から天野に報告しておく。		

DATE		区分	伊豆山　がれき置場	伊豆山　残土処分地	日金町	伊豆山D工区
10. 20	水	立会		祖尾と小澤がおり、重機オペが穴掘り中。 オペが言っていた拾った水くずを置いた場所とは違うところを掘っているが、掘り進むと残土と混ざった水くずが大量にでてきた。 途中から千葉も現れる。 祖尾、小澤は、水くずは誰が埋めたのか説明しようとしない。 <小澤> ・水くずはバケットで掻って回収する。 <祖尾> ・集めた水くずはがれき置場において他の物と一緒に片付ける。 <千葉> ・回収した水くずは別のところに置いた。 ・残土を入れているのは自分ではない。 ・さっき祖尾から「水くず20台分入ったとお前が言ったのか」と言われた。 <オペ　キクチ> ・回収した水くずは別の場所。		

A154

課長	課長代理	課員	担当

新幹線ビルディング等処理方針打合せ

平成23年1月21日（金）13:30～14:40　県庁西館9階くらし・環境部会議室
東部健康福祉センター　横山班長、小澤主任
廃棄物リサイクル課　伊藤班長、川島主幹、小林主査、古橋主任、高柳

1　現状

- 日金町解体現場：動きなし。
- 伊豆山造成地：8月までは廃棄物の出入りがあったが、現在は動きなし。
- 伊豆山赤井谷残土処分地：8～10月に木くず混入残土や鉄筋・廃プラ等の混合物を埋め立て。
- 伊豆山ジェック解体現場：解体ゴミ多数。他の現場（神奈川県？）から搬入されたものもあり。

2　課題

- 関係者が多い上に各々の主張が異なり収拾がつかない。
- 問題が発生した現場への指導に偏りがちになり、動きのない（少ない）現場の指導が後回しになる。

→　（日金町解体現場の）発覚から一年経過したが、事態が進展しない。

3　方針

- 措置命令に向けて準備を進める。18条報告を重ね、十分な証拠が揃った段階で措置命令を発出する。
- まずは関係者全てから18条報告を求める。県が意図した報告でない場合や不足する場合は何回も報告徴収をする。
- 東部健康福祉センターは、関係者ごとに報告を求める内容をまとめ、1月31日の不法投棄対策推進会議で報告する。

新幹線ビルディング各現場の関係図

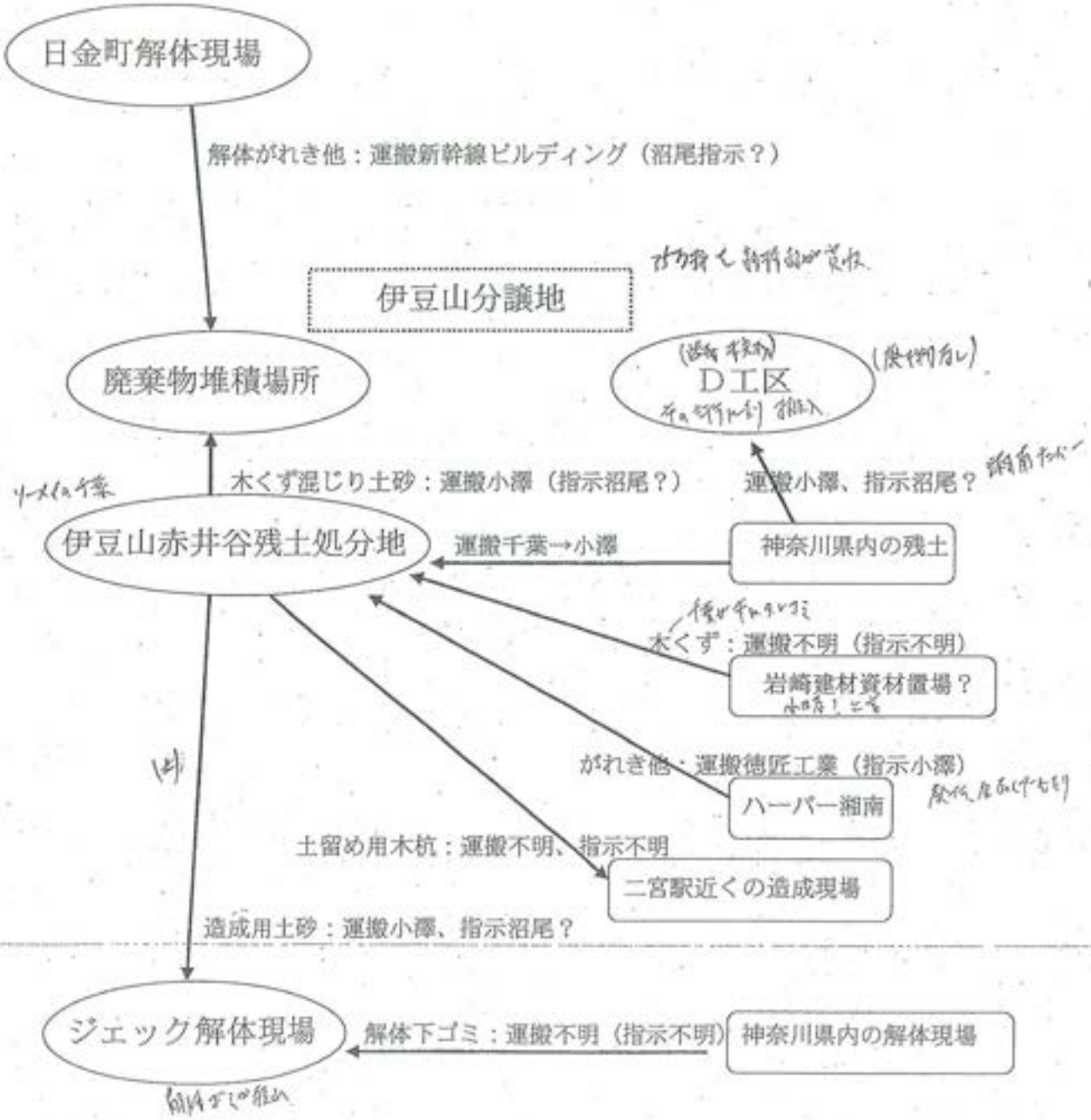

関係者の主張

1　日金町解体現場

天野：伊豆山へ運搬しガラパゴスで破砕、造成地の路盤材とする

沼尾：自分はビルの解体工事のみを請負ったもので、廃棄物の処理は請負っていない。従って、自分には責任はないが、市との約束（？）もあるので、さしあたり中段へ移動させ、危険を除去する。

岩崎：土地は自分の名義（正確には八晃建設株式会社）であるが、新幹線ビルディングに資金提供したためであり、それが回収されれば名義は新幹線ビルディングに戻す。分譲については自分は関係ない、新幹線ビルディングの事業である。

2　伊豆山分譲地廃棄物堆積場所

天野：現場のことは沼尾に任せてある。処理を指示する。

沼尾：残土処分場の木くずはここに移動し、まとめて処分したい。

3　伊豆山赤井谷残土処分場

天野：現場のことは沼尾に任せてある。処理を指示する。
さらに１ｈａの残土処分ができないか、駅方面へぬける道路の整備をさせてもらえないかとの市への照会。市は拒否。

沼尾：ここは千葉の現場である。千葉が不適正な工事をしていたため、自分がその後始末を天野から頼まれているだけ。
運びこまれた木くずは千葉がやったもの。今後日金の処理とあわせ自分が処理していく。

千葉：自分が作業していたが、終了しようとしたところ、沼尾、小澤が来て更に残土を入れるという。沼尾は仕上げるといったにもかかわらず、２日しか現場に来ない。
木くずの搬入は自分の指示したところではない。

小澤：ここの指示については、天野に聞いてもらいたい。
ハーバー湘南からの廃棄物は自分が指示したものだ。

4　伊豆山ジェック解体現場

天野：他の現場からは廃棄物は持ち込んでいない、木くずの処理は下請け会社へ指示しておくとの市への説明あり。

タカオ（新幹線ビルディング社員）
：解体はカツマタ、現場監督沼尾、現場の指示は田中である。

沼尾：ここも自分の現場ではないが、後始末を頼まれた。
元請は「カツマタ」である。
解体木くずの処理はビューコンに委託する予定である。

田中：自分は元請ではない、焼却の指示は誰からあったかは話せない。

指導等状況（文書によるもの）

①日金町撤去計画提出指示　新幹線ビルディング
　平成２１年４月３日受理

②指導票交付　新幹線ビルディング
　平成２１年８月２７日付け、日金がれき撤去指示とガラパゴス使用について

③日金町排出事業者について１８条報告を求める
　新幹線ビルディング、岩崎建材、トランスファー
　　平成２１年１２月８日までに受理

④千葉からの事実申立
　平成２２年９月２日　伊豆山残土処分場への木くず搬入について

⑤指導票交付　新幹線ビルディング
　日金のがれき撤去、伊豆山残土処分場の木くず撤去指示

⑥指導票交付　シンエー小澤
　伊豆山残土処分場のハーバー湘南からきたがれき等の撤去指示

各現場の概要

伊豆山造成地の概要

都市計画法に基づく開発行為

工事が中断しているのはD工区

全部でE工区まであるがD工区以外は完成しているとのこと

２２年に土砂搬入されたのはD工区 (有)米伸

C～E工区の合計開発面積は約５万㎡

がれき等が堆積しているのはE工区に隣接した土地

土地所有者 (有)光陽

新幹線ビルディングが所有する伊豆山の土地は全部で３５万坪（約１１５万㎡）

伊豆山赤井谷残土処分場の概要

土採取条例に基づく土砂の埋立

届出者 株式会社新幹線ビルディング

受付日 平成１９年3月9日

区域面積 9，６９５㎡

現場責任者 （当初）トランスファー(株) → （変更 H21.12）千葉工業 千葉一敏

工期 （当初）平成 20 年4月8日 （最終変更 H22.3）平成 22 年7月8日

関係者

トランスファー株式会社 沼尾勝男

千葉工業 千葉一敏（株式会社ソーメイ）

有限会社シンエー 小澤伸一

キクチ（重機オペレーター）

伊豆山「ジェック」解体現場の概要

元研修施設の解体

解体届出者　株式会社新幹線ビルディング

元請業者　記載なし　ただし、所在地はトランスファーの所在地、主任技術者に沼尾勝男との記載

現状　解体工事はほぼ終了したと思われるが、解体木くずの大部分が現地に残されている

最近他の場所（神奈川県内のものと思われる）解体廃棄物が投棄された

関係者

トランスファー株式会社　沼尾勝男

カツマタ（箱根の業者という、元請？）

田中久三（現場責任者、野焼きの実行者）

日金町解体現場の概要

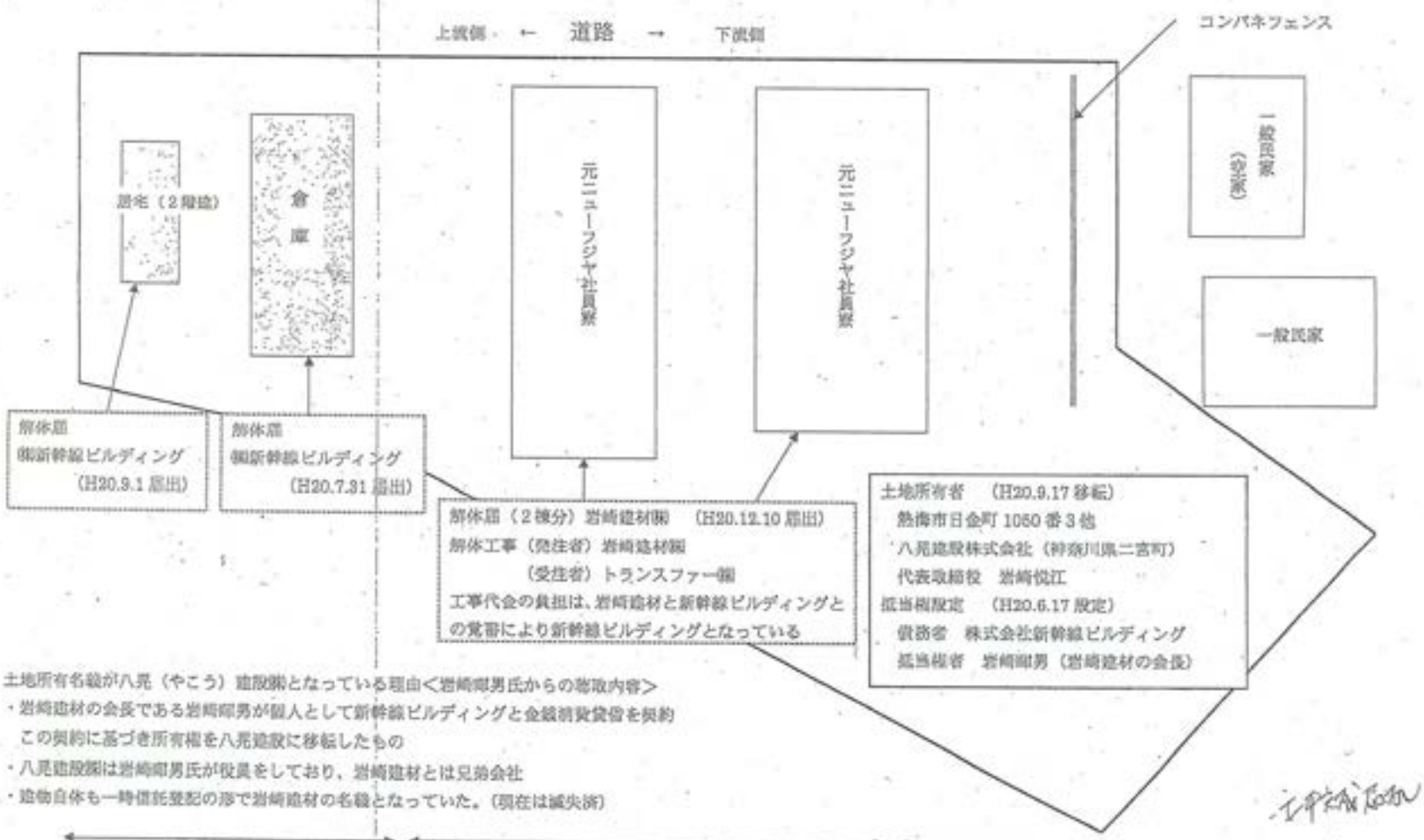

土地所有名義が八晃（やこう）建設㈱となっている理由<岩崎卿男氏からの聴取内容>
・岩崎建材の会長である岩崎卿男が個人として新幹線ビルディングと金銭消費貸借を契約
この契約に基づき所有権を八晃建設に移転したもの
・八晃建設㈱は岩崎卿男氏が役員をしており、岩崎建材とは兄弟会社
・建物自体も一時信託登記の形で岩崎建材の名義となっていた。（現在は滅失済）

上 段
宅地造成規制法・風致地区条例
H21.5.12（変更）許可

中 段
宅地造成規制法・風致地区条例
H21.5.12 許可

下 段
宅地造成規制法・風致地区条例
H20.6.13 許可

日金町

「新幹線ビルディング」指導等経緯一覧

＊場所の記載がないものは、日金町の現場を指す。

年月日	項　目	内　　容
H20. 06. 13	許　　可	・下段部分の宅地造成等規正法、風致地区条例の許可
H20. 07. 31	解 体 届	・新幹線ビルディングは、上段の倉庫の解体届（市は同日受付）
H20. 09. 01	解 体 届	・新幹線ビルディングは、上段の住宅の解体届（市は 10/16 受付）
H20. 09. 25	許　　可	・上段部分の風致地区条例の許可
H20. 09. 26	条例関係	・熱海市は、まちづくり条例の審査基準適合通知
H20. 09. 30	覚　　書	・岩崎輝男と新幹線ビルディングが覚書締結 ① 新幹線ビルディングの費用負担で、H21 年３月 31 日までに社員寮の解体、撤去、滅失登記する ② 不履行の際は、社員寮及び土地を岩崎輝男に引き渡す。それ以降は、新幹線ビルディングの費用負担で解体、撤去、滅失登記する
H20. 12. 10	解 体 届	・岩崎建材は、下段の社員寮の解体届（市は同日受付） ・字体は、新幹線ビルディングの届と同一
H20. 12		熱海土木事務所から野焼きの通報、現地調査
H21. 02. 02	通　　報	・東部健福へ、熱海市役所から伊豆山の不適正処理疑いが通報 ・不適正保管を繰り返し、熱海市及び東部農林事務所が、再三是正指導をしているが、指導に従わないため、東部健福へ指導の依頼
H21. 02. 05	現地調査	・東部健福は、熱海市及び頭部農林とともに現場の確認 ・伊豆山の現場では、がれき類と繊維くずが山積みになっている ① H21 年の年明け以降、急激に廃棄物が増えたとのこと ② がれきの排出元は、日金町の社員寮解体工事のもの ・日金町の現場（解体工事中）に立入り、責任者の沼尾から事情を聞く ① 解体施工業者はトランスファー、事業主は新幹線ビルディング ② 解体物は、現地が狭いため、指示どおり伊豆山に運び一時保管
H21. 02. 06	滅失登記	社員寮建物の滅失登記
H21. 02. 13	聴　　取	・東部健福、東部農林及び熱海市は、熱海市役所に新幹線ビルディング（鈴木、大塚）を呼び、事情を聞く。 ① 社員寮（岩崎建材所有）を解体し更地にして売却する ② 解体工事は、建リ法に基づき熱海土木へ届出済み ③ 日金の現場は時間がないため、伊豆山へ運搬 ④ コンクリがらは自社か委託により破砕し再生骨材とする ・東部健福は次を指導 ① 廃棄物処理計画書を、健福と市へ提出すること ② 廃棄物運搬車両に表示をすること ③ 伊豆山の保管場所に囲いと表示を設置すること ・鈴木は、これを了解し、解体工事は３月中旬を目途に整理するとのこと
H21. 03. 02	計画送付	・東部健福へ新幹線ビルディングから伊豆山の廃棄物撤去計画案の送付
H21. 03. 05	修正指示	・東部健福は新幹線ビルディングへ、撤去計画案の様式が異なるとして、記載例を添えて修正を指示
H21. 03. 26	修正指示	・東部健福は新幹線ビルディングへ、再提出された撤去計画案の記載追加を指示
H21. 04. 03	処理計画	・東部健福は、新幹線ビルディングの廃棄物撤去計画を受理 ① 日金町の社員寮は自主施工で、伊豆山まで自社運搬 ② コンクリは再生利用、繊維くず等は一般廃棄物処理施設へ ③ 伊豆山は、仮置き

H21.04.08	電　話	・東部健福は、提出された産業廃棄物処理計画について、新幹線ビルディング（大塚氏）へ電話で確認 ・撤去時期は未定、一般廃棄物は分別し処理は市へ、産業廃棄物は業者を探し処理するとのこと
H21.05.12	許　可	中段部分の宅地造成等規正法、風致地区条例の許可
H21.05.12	許　可	上段部分の宅地造成等規正法の許可、風致地区条例の変更許可
H21.05.12	発　見 (現地調査)	・東部健福は、H21年2月県土木事務所の通報により伊豆山の不適正処理疑いの指導を実施中、日金町の現場で建物解体に伴う廃棄物が放置されたまま工事が中断していることを発見
H21.05.14	打合せ	・東部健福は、熱海市と情報交換 ・事業主体 ① 解体届では、上段2棟が新幹線ビルディング、下段2棟が岩崎建材 ② 実質的には、新幹線ビルディングが解体、宅地造成、分譲を実施 ・事業計画 ① 熱海市はH20年6月に宅地造成等規正法、県風致地区条例の許可 ② H20年9月、上段部分の宅地造成の変更手続き ③ 工期はH21年6月13日 ・事業の進展見込み ① 重機は、トランスファー（沼尾）を通じて牧島商事からリース。代金未払いのため、重機は引上げ ② 買主が現れるまで現場が放置される可能性が高い ・近隣住民 ① 現場の下側の2軒から不安の申出あり ② 造成工事中のトラブルで警察にも相談 ・市の対応 ① 簡易なコンパネの防止柵の設置を指導。柵が傾いたため、5月1日に指示し、補修された ② がれきについて、宅造法による指導は難しい ③ 風致地区条例、まちづくり条例による指導は困難 ・がれきの搬出は再三指導。4月までわずかに搬出。現在、中断
H21.05.14	現地調査	・東部健福は、日金町及び伊豆山の現地調査
H21.05.20	聴　取	・解体届の名義人である岩崎建材（岩崎会長）から電話で聴取 ① 現地の名義は八晃建設。新幹線ビルディングに対する譲渡担保で名義を移した。貸付金の返済があれば戻す ② 解体工事に岩崎建材は関っていない。工事は新幹線ビルディング又はその請負会社が実施 ③ 解体届は、天野社長が印を押してくれと持ってきた。自社解体となっていることは知らなかった ・天野社長から造成工事中断は聞いた。解体ガラは残っていないと思った
H21.05.28	現地調査	・東部健福は、現地調査 ・現地は、前回と変化なし。関係者不在、重機類もなし ・住民（後藤勲）から聴取り ① ひどい造成工事で、基礎は残したまま、ふとんやがれきを埋めた ② 盛土した所へがれきを積み上げ、30～50cm覆土 ・伊豆山へは2トントラックで2日間運んだだけ
H21.05.28	聴　取	・東部健福は、新幹線ビルディング（天野社長、鈴木、大塚）を熱海市役所へ呼び、聴取 ・熱海市は、次の事項を文書で提示 ① がれきの早期搬出、できなければ崩落防止の措置 ② 下部のフェンス補修 ③ 現場の建設道具、資材の片付け ④ 造成工事の状況の地元住民への説明

		⑤ 造成工事の早期完成 ・東部健福の質問に、新幹線ビルディング鈴木氏が回答 ① 造成工事の主体と実施者は、新幹線ビルディング。届けは岩崎に名義を借りただけ ② 伊豆山へのがれき運搬は、新幹線ビルディング。すべてを伊豆山に運び、選別して処理する ③ 工事が中断は、重機が引き上げられたため ④ 現場には約 500 ㎥のがれきが残っている。伊豆山には約 800 ㎥を運んだ ⑤ 現場は危険とは考えていない。下側の山口さんには説明済み ・天野社長は次のとおり発言 ① 伊豆山にガラパゴスを設置し再生材としたいと提案したが、役所から止められた ・ガラパゴス設置を認めてくれれば、直ぐでもがれきの撤去はできる
H21.05.29	現地調査	・廃り室は「パトロール強化の日」として、東部健福と現地確認
H21.06.01	情報提供	・廃り室は、警察本部及び熱海署へ情報提供
H21.06.04	打 合 せ	・東部健福は、熱海市と打合せ
H21.06.05	空中監視	・県警航空隊は廃り室の依頼を受け、現地をヘリで監視
H21.06.08	照会回答	・株式会社日立産機システムから東部健福へ回答 ・変圧器に PCB 混入の可能性はないが、油交換の可能性があり確認が必要
H21.06.11	照会回答	・愛知電機株式会社から東部健福へ回答 ・変圧器に微量 PCB が混入の可能性があるので、確認が必要
H21.06.18	話 合 い	・東部健福は、トランスファー（沼尾）から熱海市に対して申し出のあった話合いに出席。新幹線ビルディング（後藤）も同席。 ・トランスファーの工事への関り ① 当社は、社員寮の地上部分のみ解体を請負。基礎の解体と廃棄物処理は業務に入っていない。 ② しかし、基礎を建物と分離できず、当社が約 85％を実施。残りは、新幹線ビルディングが行ったと思う ③ 発注者は岩崎建材で、新幹線ビルディングは当該契約の立会者 ④ 請負代金の支払は新幹線ビルディング ⑤ 契約 H20 年 12 月 1 日、工期は H21 年 2 月 25 日 ⑥ 新幹線ビルディングは、解体と造成工事の総合監理者 ⑦ 当社は基礎の解体工事の ⑧ 上部の木造建物の解体は、東部建設が請け負った ⑨ 工事代金が滞り、また工事内容、特に防災関係に疑問があり、この 2 月に工事から撤退。4 月に重機を引き上げ ⑩ 残余工事は、新幹線ビルディングの西原氏へ指示 ・廃棄物処理 ① 解体廃棄物は伊豆山への運搬は新幹線ビルディングが実施。日金町では処理しないと地元住民と合意。 ② 伊豆山でガラパゴスで破砕し道路下層路盤にするというが、市道移管されるため砕石の許可をもっての破砕物でなければならない ③ 当社が、建物内の冷蔵庫、ふとんなどの処理を行った。後のことを考え写真を撮ってある ④ 当社の工事でがれき等廃棄物を土で覆ったことはない。地元からの話もあり、掘って確認もした ・今後の工事見込み ① 買い手が見つかるまで、工事未了のまま放置の可能性大 ② 当社は、新幹線ビルディングの多額の未収金あり ③ 崩落の危険除去のためには、がれきを移動させることで、それほど

		機関も費用もかからない
H21.06.29	聴　取	・東部健福は、岩崎建材(岩崎会長)を訪問し、聞取り ・岩崎建材の関り ① 解体、宅地造成工事には、書類上名前は出ているが、関りはない ② 解体届は、知らない。印鑑も代表者印でない。 ③ 岩崎がH20年6月17日に新幹線ビルディングに貸し付け、これに基づき土地名義を八晃建設にした。 ④ 建物は、信託登記で岩崎名義にした。半年以内に取り壊さないと元の所有者に戻るため、新幹線ビルディングがやらないので、岩崎建材が取り壊させた。 ・解体届 ① 当社が解体工事の発注者となっていることは知っている ② 岩崎が、トランスファーへ1,100万円支払ったが、新幹線ビルディングへの貸付金と考えている。残金500万円は新幹線ビルディングが直接支払う。 ③ 覚書のとおり、解体・撤去・建物滅失登記は新幹線ビルディングの費用負担で行う ・廃棄物の撤去責任 ① 土地の登記は八晃建設だが、名義人となっているだけで、自分が撤去指導を受けたら、新幹線ビルディングと所有権を確定させ対応 ・岩崎氏が電話した新幹線ビルディング天野会長から、工事の責任者は同社である旨、聴き取った。
H21.07.14	打合せ	・廃リ室と東部健福は打合せ
H21.07.15	打合せ	・廃リ室は、県警へ今後の対応を相談
H21.07.24	現地調査	・廃リ室は、新幹線ビルディングの所在を小田原駅西口前に確認 ・ビル2階に事務所あり。事務所前に監視カメラ(2基)を確認
H21.08.20		・東部健福へ熱海市から電話連絡 ・明日会うはずの新幹線ビルディング社長と連絡が取れず、面会できない
H21.08.27	18条報告	・東部健福は、新幹線ビルディング、岩崎建材、トランスファーへ18条報告を求める(報告期限；9月10日)
H21.08.27	指導票	・東部健福は、新幹線ビルディングへ指導票を作成 ① がれき類は不適正処分と認められるので早急・適切に処理すること ② 当該廃棄物を処理する予定がある場合は、処理方法等処理計画を作成し報告すること(期限；9月30日) ・東部健福は、伊豆山での破砕について指導票を交付 ① 移動式破砕機は、条件付で許可不要として認める ② 条件としては、自社物に限定、破砕物の品質など
H21.08.27	呼び出し(指導票)	・東部健福は、新幹線ビルディング(大塚)を熱海市へ呼び、上記の18条報告通知及び指導票を手交 ・移動式破砕機は、自社物処理以外は無許可となる旨説明 ・同社は、資金繰りが悪く廃棄物処理の見込みが立たないとのこと
H21.08.27	現地調査	・東部健福は、現地調査 ・法面、道路部分の表土が流れ瓦礫が現れていた(→造成面の下にがれきが埋められていると推測)
H21.09.04	現地調査	・廃リ室は、夜間監視で現地調査 ・日金町は、作業なし。作業用の木材や機材類が放置、がれきが山積み ・伊豆山は、前回確認時の崖部分が土砂により埋立。目立った廃棄物の増加は認められず
H21.09.08	18条報告	・東部健福は、岩崎建材から9月4日付けの18条報告を受領 ① がれきの排出事業者は新幹線ビルディング ② 解体工事について、岩崎建材は新幹線ビルディングに資金提供したのみで工事に関与せず

H21.10.08	現地調査	・東部健福は、現地調査 ・台風の影響は見られず、現地状況に変化なし
H21.10.21	18条督促	・東部健福は、新幹線ビルディングへ18条報告を文書で督促
H21.11.06	打合せ	・東部健福は熱海市と伊豆山隣接の残土処分場について打合せ ・市は、土採取等規制条例で対応できるか検討
H21.11.06	現地調査	・東部健福は伊豆山を現地調査。熱海市同行、ソーメイ（千葉）が立会 ・がれき置場は、大きな変化はないものの、重機が進入した形跡があり、布団などは撤去されていた ・残土処分場に廃棄物は見当たらない。
H21.11.12	18条報告	・東部健福は、トランスファーから10月16日付けの18条報告を受領 ① がれきの排出事業者は新幹線ビルディング ② トランスファーは躯体の解体工事を岩棚建材から請け負い、がれき等廃棄物の処理は新幹線ビルディング
H21.11.12	現地調査	・廃リ室と東部健福は、コンサルタン（エイト日本技術開発）を伴い、がれき崩落の危険性判定のため現地調査 ・エイト日本技術開発から目視で崩落のおそれありの意見。詳細は要調査 ・トランスコンデンサーが放置。PCB漏出のおそれ ・伊豆山現場には、新たにがれき類が搬入された模様
H21.11.26	現地調査	・東部健福は、日金町と伊豆山を現地調査 ・日金町に大きな変化なし ・伊豆山は、道路入口に車止め設置。残土処分場で作業はされておらず
H21.11.27	その他	・[redacted]
H21.11.30	報告	・エイト日本技術開発から廃リ室へ生活環境保全上の支障調査の提案 ・内容は、コンクリート殻の法面安定検討と周辺環境への影響調査
H21.12.08	18条報告	・東部健福は、新幹線ビルディングから18条報告を受領 ① がれきの排出事業者は新幹線ビルディングとの報告
H21.12.18	現地調査	・東部健福は、伊豆東方沖群発地震の影響を現地調査 ・日金町、伊豆山とも前回立入時と変化なし
H21.12.22	現地調査	・廃リ室は、現地調査 ・現地は、前回確認時と変化なし ・伊豆山には、新たな廃棄物を確認
H21.12.22	情報交換	・廃リ室は、熱海警察署と情報交換
H21.12.28	現地調査	・東部健福は、日金町と伊豆山を現地調査 ・伊東沖群発地震の影響は見られず
H22.01.05	現地調査	・東部健福は、現地調査 ・コンパネや鉄パイプが置かれたほか、変化なし
H22.01.05	打合せ	・東部健福は熱海市と打合せ ① 新たに置かれたコンパネや鉄パイプは新幹線ビルディングと思量 ② 市は、がれき撤去について宅造法に基づく指導はできない
H22.01.05	打合せ	・廃リ室は技術管理室へ、がれき類の建り法の対応について相談
H22.01.06	打合せ	・廃リ室と東部健福は打合せ ・18条報告では、排出事業者は新幹線ビルディングと報告 ・しかし、排出事業者の特定が必要
H22.01.13	聞取り	・東部健福は、新幹線ビルディング（天野社長、柴崎）を熱海市役所へ呼び、聴取 ・日金町のがれき処理 ① 日金町のがれきは伊豆山へ運び破砕し再生材として利用したいが、費用が捻出できない ② ガラパゴスはトランスファー（沼尾）に頼み、リース待ち ③ がれきはここ数十年は崩れない ④ 費用ができれば廃棄物処理に着手したい。金融機関は融資してくさ

		れないから、韓国の者と話しており1月か2月に確定 ⑤ 伊豆山へは新幹線ビルディングが自ら運搬 ⑥ 自分が片付けると言っているのに法律の話は納得できない ⑦ 崩落防止のための移動は、トランスファーに指示済みであるが、2ど手間となるため、伊豆山での処理の目途がつけば行いたい ⑧ スケルトンバケットで篩っており地中に廃棄物は絶対ない、基礎はすべて引き抜いた ・岩崎建材との関係 ① 土地、建物の名義は岩崎建材だが、買う際に資金提供を受けたためで、実質は当社。借用書はある ② 建物解体の費用 1,500 万円は岩崎建材が立て替えて負担 ③ 工事は、トランスファーが全部実施 ・東部健福は、撤去計画等の提出を指示
H22.02.04	電　話	・東部健福は、岩崎建材（岩崎輝男）に電話 ・トランスの PCB 含有検査を行うことを伝えると、了承を得た
H22.02.05	現地調査	・東部健福は、トランスの PCB 含有検査のため、現地に立入り収去 ・岩崎輝男へ収去証を送付
		・
		・
		・
		・
		・
		・
		・

各現場の事実経過（H22. 4月以降）

注：< >はその場にいた者の名前。以下の・はその者の発言

DATE		区分	伊豆山　がれき置場	伊豆山　残土処分地	日金町	伊豆山D工区
4. 13	火	調査	アスファルト、コンガラ入り袋が新たに搬入されていた。		変化なし	
5. 26	火	調査	自動車が1台放置されていた。 フレコン袋も増加。		変化なし	
7. 1	木	調査	一般ゴミ、コンガラが増えている。 <千葉> ・新幹線 JLB 社員がレンタカーで持ち込んだ。 ・排出元は自社ビルのリフォーム工事では。		変化なし 東側壁一部破損	
7. 6	火	調査	前回と変化なし。	特に変化なし。		
7. 16	金	調査	算定くずや一見らしきビニル袋入り廃棄物が増えている。	特に変化なし。 作業は行われていない。		がれき部が置かれている。
7. 26	月	調査	前回と大きな変化なし。		コンテナ内のトランスがなくなった。	トラック約6台分の残土を搬入中<小澤> 口頭指導：廃棄物は入れないこと
8. 4	水	民間調査	入口付近のビニル袋入り廃棄物がなくなった。 <パト委託業者報告> ・業者2名が来て「袋は片付けた。来週にはコンガラも片付け始める」と言った。		変化なし	
8. 16	月	調査	入口付近の算定くずや袋入り廃棄物はない。 入口右奥に廃棄物が押し込まれたような様子もある。			相模ナンバーのトラック数台が残土搬入中。 <小澤> ・新幹線の廃棄物は我が最去した。マニフェストはない。
8. 25	水	市		小澤が土砂を搬入していた <小澤>		
				（この間に残土処分地の一部が崩落したか）		
8. 27	金	市		市職員が現場に来た際、ヘドロ状のものを入れようとしていたが、顔を見たら逃散した。 （行為者不明）　<重機オペ　キクチ>		
8. 31	火	調査	土地の中央付近に掘かく跡かれたと鉄筋の入ったコンクリガラが新たに搬入されていた。 約10～15㎡	残土処分地の一部が崩落している。 残土処分地の上部から3分の1あたりまでの土に木くず（解体工事から発生したと思われる木片）が混ざっている。 <千葉> ・残土は東名建設、田中組建他から搬入。 ・捨て券を持っていた。 ・残土はD工区で小澤が搬入していたが、一杯になったので天野の指示で搬入中止しこちらへ持ってきた。 <小澤> ・（木くずの搬入を止めなかったことを指摘すると）土砂のことは知らない。天野に聞け。 口頭指導：土砂の搬入をしないこと		段々状に踏み固められ整地されていた。 地面のところどころに大きながれきが見える。
9. 2	木	打合		熱海市役所で千葉から事実申立書を徴収 <千葉> ・木くずは 8. 25, 26 で搬入されたと思う。小澤は天野から頼まれて搬入したと話していた。新幹線 JLB のもので岩崎建材が小田原で保管していたものらしい。トラック 40 台分くらいと思う。 ・土砂置場の上段で穴を掘って木くずを入れ残土と混ぜてから残土処分場へ入れていた。作業していたオペはキクチ。 ・土砂置場の最上段の残土の中には木くずがまだ混入されていると思う。 ・自分は 9. 10 で引き上げる。		

DATE		区分	伊豆山　がれき置場	伊豆山　残土処分地	日金町	伊豆山D工区
9.9	木	面会	新幹線 JLD 本社事務所で天野社長と面会（熱海市、東建振廃棄物関、県庁廻り関） <天野> ・（土と）鉄や木くずやプラの分別はお願いしている。多少の木くずは混ざってもいいとは言った。二宮で8ヶ月くらい干したことがある。指示に従って撤去させる。 ・現場の工事は沼尾の指示のもとに行われている。沼尾は新幹線 JLD の人間。私の代理人。 ・（日金、伊豆山）沼尾に指示してやらせる。計画書を出させ、終わったら報告させる。今の写真と終了写真を比較して欲しい。 指導票を交付			
		市		木くずを拾い集めてどこかにおいてあったのを確認		
10.7	木	調査	大きな変化はなし。 廃棄物の上を重機が通って踏み固まったような跡がある	拾い集めた木くずのことについて現地で千葉に電話。重機オペに預け <重機オペ　キクチ> ・最上段の残土の右奥の下あたり。量はそんなに多くない。 ・残土トラックはまだ入ってきている。 ・進入路に砂利を敷いている。 トラック（(有)協匠工業　相模 100 は 2845）1台が入ってきて、進入路上で荷台から荷を空けた。内容は、土、破砕されたかわらに少量のガラスくず、鉄筋、廃プラの混合物。 重機オペが進入路全体を重機で転圧した。 スレート様のものを収去。 <初老のトラック運転手> ・前に持って来たものより細かいものがいいというのでこれをもって来た。B級品だ。 ・茅ヶ崎のハーバー細南から持って来た。 ・すぐにあと4台来る。（調査中は入らず）		変化なし
10.8	金	調査		作業は行われていない。 進入路は昨日よりも広範囲にかわらくず等が敷き詰められていた。 鉄板の先に土砂を受ける穴が掘られていた。 熱海警察署へ情報提供		
10.12	火	調査		作業は行われていない。 進入路のかわらくず等が敷きこまれた上に薄く土砂が被せられていた。 鉄板先の穴は土砂でふさがっていた。		
10.13	水	調査		重機オペのキクチが保管中の残土をならす作業中。残土の保管量が増えている。 <重機オペ　キクチ> 残土を積んだトラック（御中村商店　相模 130 か 4772）が一台入ってきた。紙切れを運転手がキクチに渡した。宛名は「丸五〇〇（〇は読解不能）天野殿」		
10.15	金	調査		重機オペは不在。 相模 11 に 5852 のダンプが1台進入してくる。運転手が車から降りて重機の操作をしたがすぐ停止し、残土らしきものを降ろさず帰った。 鉄板先の投入穴に下ゴミが投入されていた。 進入路の中からスーパーマーケットの会員券を収去。		
10.19	火	面会		現場で沼尾と面会 鉄板先の穴の中の下ゴミはなく、穴の中は空。 <沼尾> ・進入路に放かれた産廃のことは知らない。 ・木くずのことも知らない。後から聞いた。 ・残土を入れ続けているのは千葉だ。 ・残土の搬入は止めるよう協力する。 ・明日、重機で木くずを掘り起こさせる。 ・産廃のことも調べておく。 ・自分から天野に報告しておく。		

DATE		区分	伊豆山　がれき置場	伊豆山　残土処分地	日金町	伊豆山D工区
10.20	水	立会		祖尾と小部がおり、重機オペが穴掘り中。 オペが言っていた拾った木くずを置いた場所とは違うところを掘っているが、掘り進むと残土と混ざった木くずが大量にでてきた。 途中から千鶴も現れる。 祖尾、小部は、木くずは誰が埋めたのか説明しようとしない。 <小部> ・木くずはバケットで掻って回収する。 <祖尾> ・集めた木くずはがれき置場において他の物と一緒に片付ける。 <千鶴> ・回収した木くずは別のところに置いた。 ・残土を入れているのは自分ではない。 ・さっき祖尾から「木くず20台分入ったとお前が言ったのか」と言われた。 <オペ　キクチ> ・回収した木くずは別の場所。		

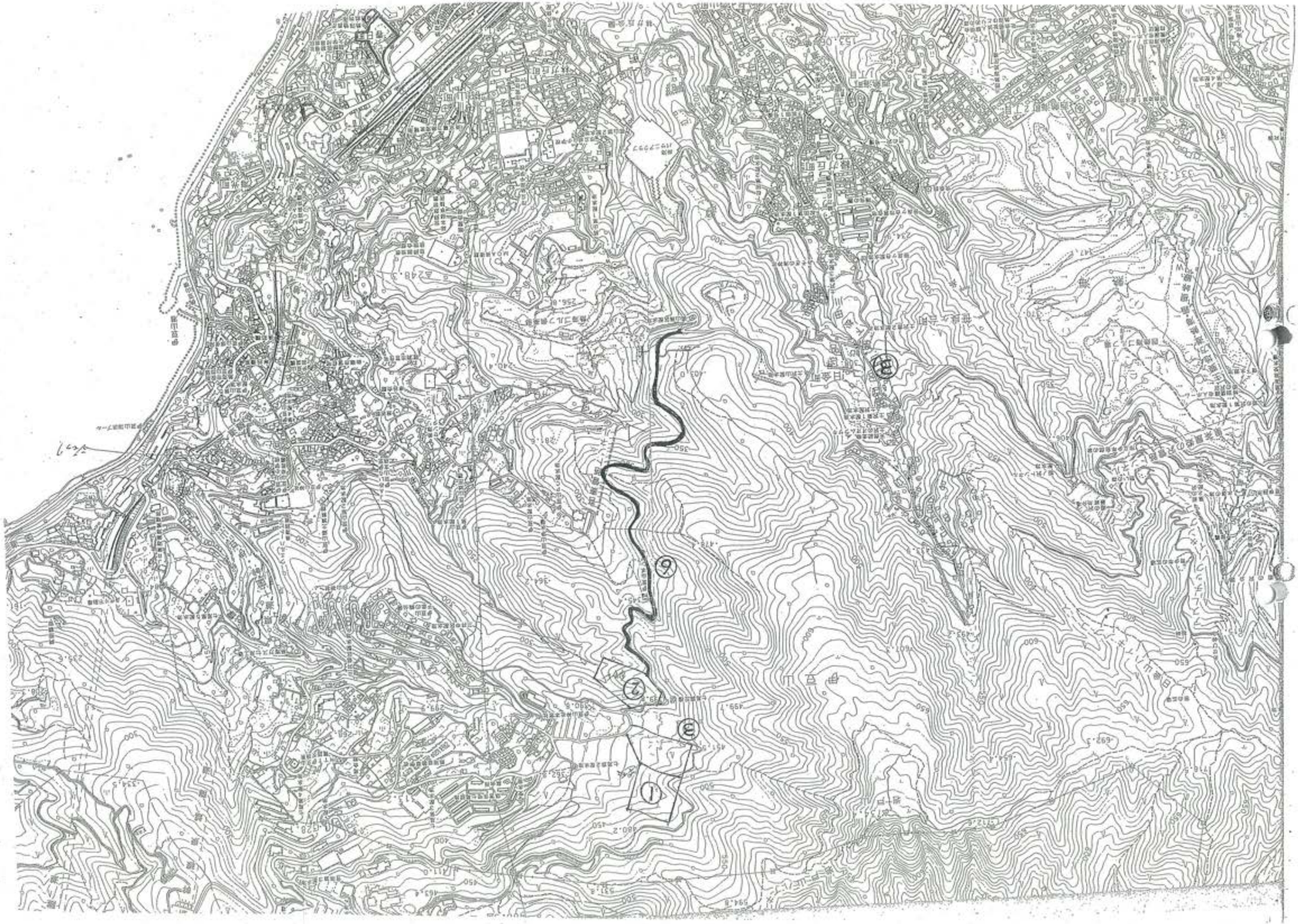
①
②
③
⑥

案内図

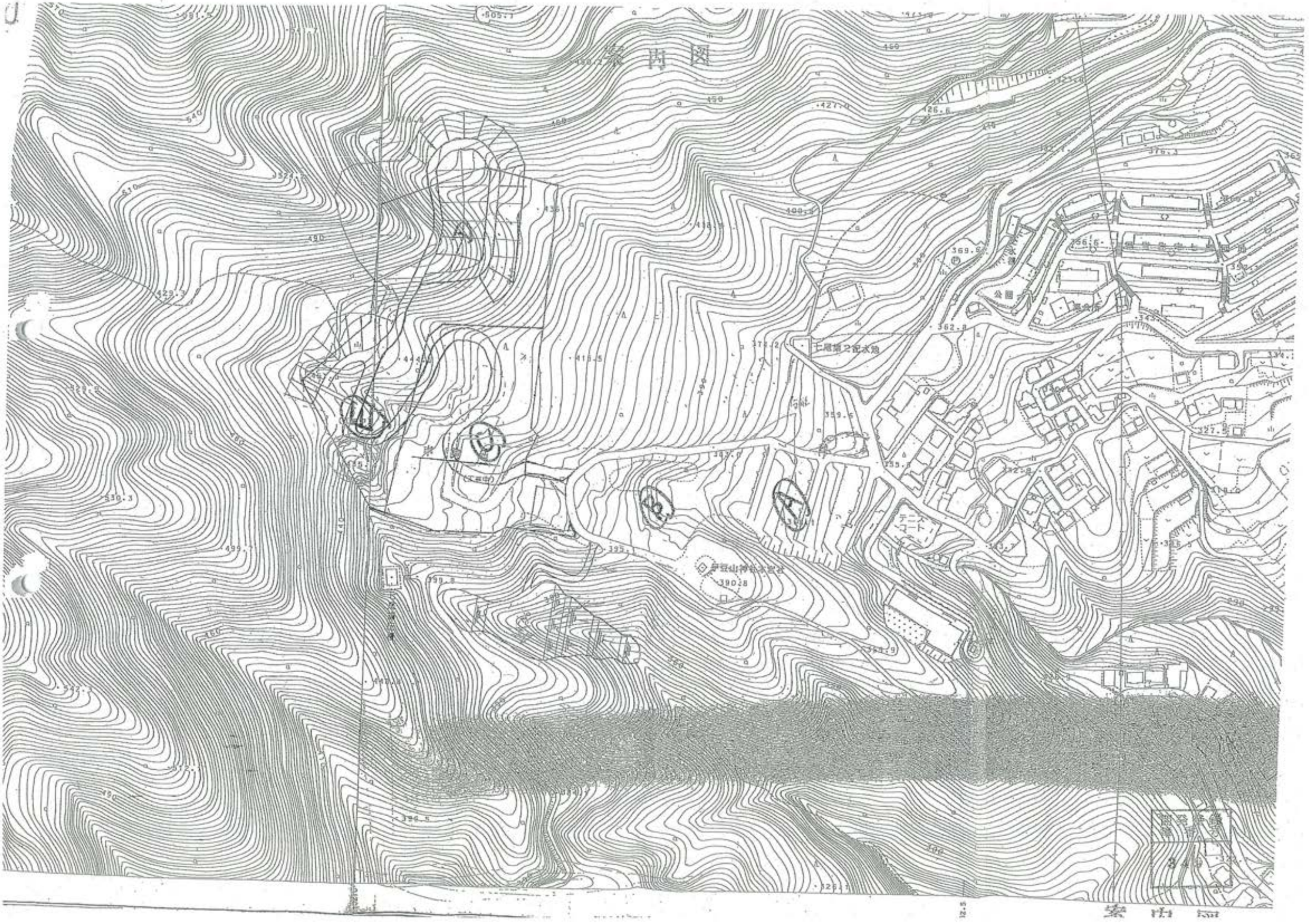

日金町

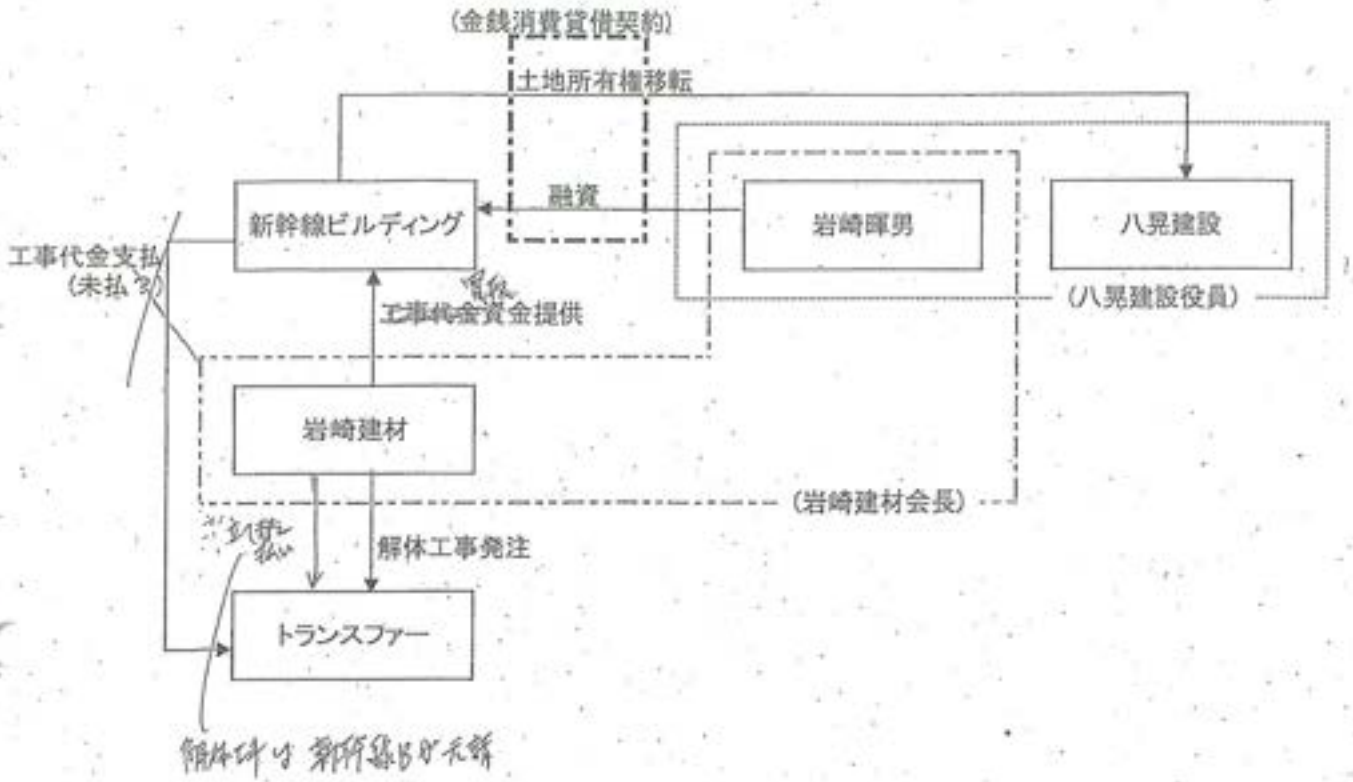
(金銭消費貸借契約)
土地所有権移転
新幹線ビルディング
融資
岩崎暉男
八晃建設
工事代金支払
(未払?)
工事代金資金提供
(八晃建設役員)
岩崎建材
(岩崎建材会長)
解体工事発注
トランスファー

伊豆山造成地

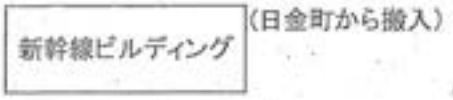
新幹線ビルディング
(日金町から搬入)

伊豆山赤井谷

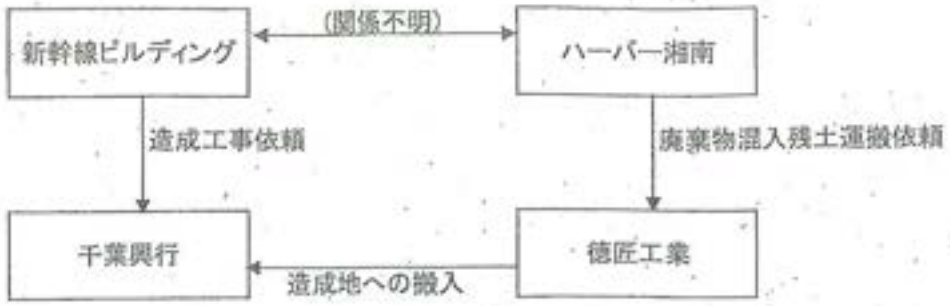
新幹線ビルディング
(関係不明)
ハーバー湘南
造成工事依頼
廃棄物混入残土運搬依頼
千葉興行
徳匠工業
造成地への搬入

A155

電話口頭記録

部長	技監	田島	三井	秋山	柳澤	泊	小山	綿野
横山	大山	鈴木	新谷	岡	山口	小澤	鄙司	担当
4								

発信年月日 起案年月日	平成23年2月7日 11：30 平成23年2月7日	受信者	熱海市まちづくり課 西島室長
決裁年月日	平成　年　月　日	発信者	横山

標題	新幹線ビルディング伊豆山分譲地の売買について
用件・処理（伺い）概要	＊標記について、その後の情報について聴取した。 （西島） ・公有地拡大法に基づく届出がなされ、市内部で決裁中である。 これは熱海市の場合1000㎡以上の土地の売買をする際に、事前に届出なければならないものである。 ・届出者の名義は麦島善光氏個人であり、同氏は名古屋の㈱ユニホーの代表取締役である。 ・売買が完了すれば国土法に基づく届出がなされることになる。 （横山） ・了解した。新たな情報が入ったら連絡してもらいたい。 なお、伊豆山分譲地内のがれき等堆積場所の正確な地番について西島室長に問合せたところ後日回答してくれることとなった（法務局での調査で該当地番なし、との結果であったため）。

A156

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成23年2月21日
2 監視員	横山班長、新谷特別監視員
3 業者氏名	新幹線ビルディング
4 所在地	熱海市赤井谷 残土置場
5 立会者	なし
6 現地の状況	

赤井谷残土処分場の現地確認を行った。
・残土部分については特に変化なし（降雨による崩壊が若干進んでいた）。



・新たにがれき、残土の搬入を確認



↑新たながれき ↑



↑新たな残土



◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他		
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他			○			
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃棄物処理施設		
		特管物			許可対象 中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分 安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外 中間処理施設		

A157-1

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成23年3月2日
2 監視員	横山班長、大山主査
3 業者氏名	新幹線ビルディング
4 所在地	熱海市赤井谷他(残土置場、瓦礫置場、造成D工区、ジェック解体現場、日金)
5 立会者	熱海市職員(収去のみ)

6 現地の状況

・新幹線ビルディングの赤井谷残土置場から下流約300mの地点で、河川水(逢初川)の収去を行った。

収去地点
(砂防ダム出口)







・赤井谷残土置場、瓦礫等の野積箇所、造成D工区、ジェック解体現場、日金造成地に立入検査を行ったが、特段の変化は認められなかった。

・ジェック解体現場付近への監視カメラの設置について、当該地の住民(熱海市職員)の協力が得られる見込みである旨、熱海市より連絡があった。

◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他		
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他			○			
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃棄物処理施設		
		特管物			許可対象 中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分 安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外 中間処理施設		

<赤井谷残土置場>

収去地点



<ジェック解体現場>

上側入口



下側入口



<日金造成地>



A157-2

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成23年3月2日
2 監視員	横山班長、大山主査
3 業者氏名	新幹線ビルディング
4 所在地	熱海市赤井谷他(残土置場、瓦礫置場、造成D工区、ジェック解体現場、日金)
5 立会者	熱海市職員(収去のみ)

6 現地の状況

・新幹線ビルディングの赤井谷残土置場から下流約300mの地点で、河川水(逢初川)の収去を行った。

収去地点
(砂防ダム出口)







・赤井谷残土置場、瓦礫等の野積箇所、造成D工区、ジェック解体現場、日金造成地に立入検査を行ったが、特段の変化は認められなかった。

・ジェック解体現場付近への監視カメラの設置について、当該地の住民(熱海市職員)の協力が得られる見込みである旨、熱海市より連絡があった。

◎ 区分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他		
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他			○			
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃棄物処理施設		
		特管物			許可対象 中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分 安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外 中間処理施設		

＜伊豆山造成D工区＞
奥側の山
（廃棄物混ざりの残土）



中間





手前



＜瓦礫等の野積箇所＞



A158

(様式3)

事　務　連　絡
平成23年3月2日

株式会社静環検査センター　　様

静岡県東部健康福祉センター

産業廃棄物に係る検査について（依頼）

このことについて、下記のとおり検査を依頼します。

記

1　試験品番号

B11030208

担当　廃棄物課
電話　055－920－2106

別紙

検査項目一覧(放流水等)

試験品番号:B11030208

検体の種類 / 分析項目	管理型最終処分場			安定型最終処分場		その他 ( )に名称を記入
	周縁地下水	放流水	浸出水	周縁地下水	浸透水	(河川水)
該当に○						1検体
アルキル水銀(放流水:アルキル水銀化合物)						
総水銀(放流水:水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物)						○
カドミウム(放流水:カドミウム及びその化合物)						○
鉛(放流水:鉛及びその化合物)						○
六価クロム(放流水:六価クロム化合物)						○
砒素(放流水:砒素及びその化合物)						○
全シアン(放流水:シアン化合物)						○
ポリ塩化ビフェニル						○
クロロエチレン						○
テトラクロロエチレン						○
ジクロロメタン						
四塩化炭素						
1,2-ジクロロエタン						
1,1-ジクロロエチレン						
シス-1,2-ジクロロエチレン						
1,1,1-トリクロロエタン						○
1,1,2-トリクロロエタン						
1,3-ジクロロプロペン						
チウラム						
シマジン						
チオベンカルブ						
ベンゼン						
セレン						○
有機燐化合物						○
ほう素及びその化合物						
ふっ素及びその化合物						
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物						
生物化学的酸素要求量						○
化学的酸素要求量						○
電気伝導率						
塩化物イオン						
水素イオン濃度						○
浮遊物質量						○
ノルマルヘキサン抽出物質含有量						
フェノール類含有量						
銅含有量						○
亜鉛含有量						○
溶解性鉄含有量						○
溶解性マンガン含有量						○
クロム含有量						○
大腸菌群数						○
窒素含有量						
燐含有量						
陰イオン界面活性剤						
1,4-ジオキサン						
その他 ○に項目を記入 ( )						
( )						
( )						

※ は、規制のある項目

A159

局長	課長	技監	課長代理	班長	課員
〃			〃		

復　命　書

出張年月日	平成23年3月4日（金）	出張地	熱海市伊豆山、伊東市池
用件	林地開発許可案件定期査察		

1　査察箇所

	場所	行為者	開発目的	森林法の状況
①398	熱海市伊豆山字土沢山	日本都市開発(株)	リゾートマンションの建設	林地開発許可中止中
②802	熱海市伊豆山字嶽ヶ	(株)ランディ	別荘・住宅地の造成	林地開発許可中止中（未手続）
③	熱海市伊豆山字赤井谷	(株)新幹線ビルディング	残土処分場	伐採届完了待ち
④361	伊東市池字上野	(株)サン都市開発	リゾートマンションの建設	林地開発許可事業停止

2　出席者　　県庁：石井主査
東部農林：溝口主査
熱海市（①～③）：産業振興課　農林水産室山本室長、町づくり課　窪田氏
伊東市（④）：産業振興課　上原主事、都市計画課　長澤補佐　ほか1名

3　概要

① 日本都市開発(株)：リゾートマンションの建設
- 電話連絡不能。
- 登記簿上、会社は存続しており、開発用地も所有している。
- 平成6年に「中止届」が提出されてから、手続きが行われていない。
- 平成15年に県が文書照会を行った際には、事業継続の意思あり。
- 現地は、仮設沈砂池（今回確認不可）程度は施工されているものの、実質は未着手。
- 市道に面している部分は、バリケードにて囲ってある。
- 許可標識は設置されていたようだが、今は倒壊している。
- 土砂の流出等の危険性はなし。

※　文書にて、開発継続の意思確認を行う。

② (株)ランディ：住宅団地の造成
- 登記簿上の会社は存続しているものの、所在地に会社は不存在。
- 平成19年に許可を受けた後、しばらく工事を進めていたが、リーマンショック以降、工事は中断している。(未手続き)
- 施工状態は粗悪で、掘削途中の切土面、倒壊したブロック積が放置されている。
- 沈砂池（調整池は不要）も設置されているものの、高さ・位置が悪く、土砂が流入しない状況である。
- 現状での過伐採や土砂の流出は見られない。
- 盛土用の土砂（？）らしきものが最近も運搬されている。

※　別途起案により、文書にて行政指導を行う。（熱海市も県と同時期に文書指導を行うことで了承済み）

③ ㈱新幹線ビルディング：残土処分場の設置

- 違法伐採による行政指導の復旧措置を行ったのち、「伐採届」及び「土採取条例」に基づき、残土処理場を設置している。
- 昨夏の工期内には既に完成断面にて出来上がり、緑化を残すのみとなっていたものの、中に産業廃棄物が混入していることが判明した。
- 保健所と市にて撤去の指導を行っているうちに、新たな残土が搬入され、これに対する指導を行っているうちに、全てが中断してしまい、事業者は手を引いてしまった。
- 残土処理（盛土）の施工が悪く、浸食・崩壊が発生し、沈砂池までの流出を起こしている。
- 今後も浸食や崩壊が進行する恐れが高い。
- リーマンショック以降、事業者との連絡がつきにくい状況となっている。
- 同社が所有する近隣の山林が売買され、新たな買い手による開発行為が行われる恐れがある。
- 市には、「伐採届」「土採取条例」に基づく指導を行うように依頼した。

④ ㈱サン都市開発：リゾートマンションの建設

- 電話連絡不能。
- 登記簿上、会社登記簿は閉鎖されており、開発用地も他社が所有している。
- 競売によって本区域を取得した業者が、平成 14 年に事業を廃止し、計画を変更する手続きを行おうとしたが、いくつかの施工上の問題点が是正されずに放置されてしまった。
- 現地には、調整池が設置されているうえ、造成も終了しており、放置されている数年間で植生の進入も見られた。

※ 伊東市とも協議した結果、事業者は倒産しているが、土砂流出、崩壊等の危険性は低いため、【廃止扱い】として関係文書等の保管を続けていくことを確認した。

上記のとおり復命します。

平成 23 年 3 月 7 日

森林局長　様

主査　石井　孝明

日本都市開発㈱　23.3.4



① 市道からの状況(右側が事業地)



④ 設置されているバリケード



② 市道からの状況(右側が事業地)



⑤ 歩道(赤道)の様子



③ 市道からの状況(右側が事業地)



⑥ 倒壊した看板(都計法のもの)

㈱ランディ　23.3.4



① 開発地の下流側



④ 盛土材(？)として運搬された土砂



② 盛土法面の状況



⑤ 盛土材(？)として運搬された土砂



③ 掘削法面の状況



⑥ 盛土材(？)として運搬された土砂

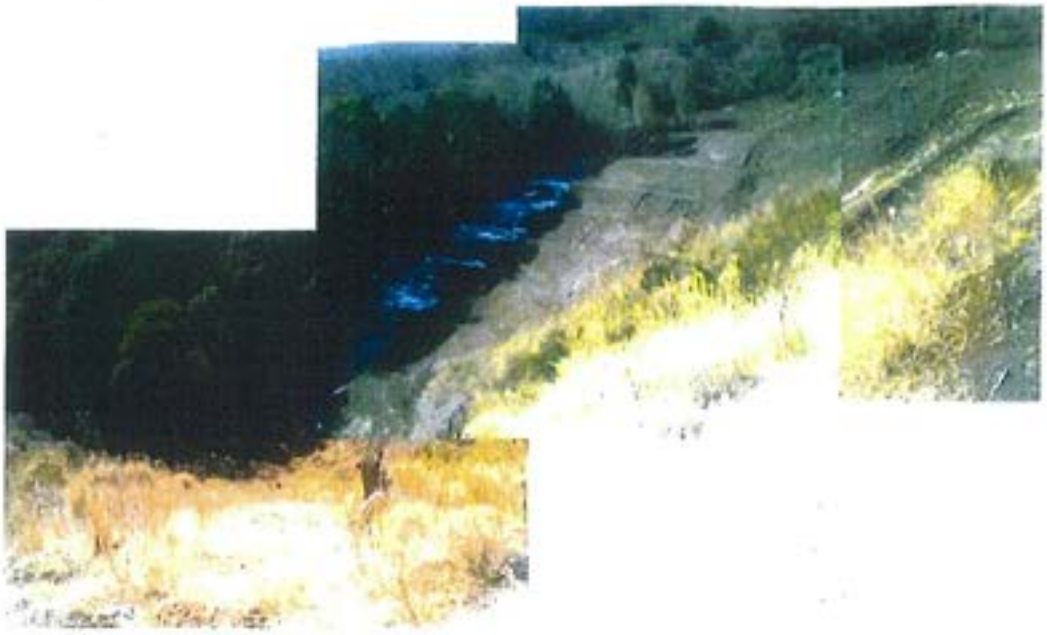

①　残土処理場の全景



②　崩壊している法面の状況

㈱サン都市開発　　23.3.4



①　開発地からの遠景



④　造成地内の擁壁



②　調整池の状況



⑤　造成地の状況



③　調整池周辺のフェンス（安全対策）



⑥　造成地の状況

局長	課長	技監	課長代理	班長	専門員	課員

復　命　書

出張年月日	平成23年3月4日（金）	出張地	熱海市伊豆山、伊東市池
用件	林地開発許可案件定期査察		

1　査察箇所

	場所	行為者	開発目的	森林法の状況
①398	熱海市伊豆山字土沢山	日本都市開発(株)	リゾートマンションの建設	林地開発許可中止中
②802	熱海市伊豆山字嶽ヶ	(株)ランディ	別荘・住宅地の造成	林地開発許可中止中（未手続）
③	熱海市伊豆山字赤井谷	(株)新幹線ビルディング	残土処分場	伐採届完了待ち
④361	伊東市池字上野	(株)サン都市開発	リゾートマンションの建設	林地開発許可事業停止

2　出席者　　県庁：石井主査
東部農林：溝口主査
熱海市（①～③）：産業振興課　農林水産室山本室長、町づくり課　窪田氏
伊東市（④）：産業振興課　上原主事、都市計画課　長澤補佐　ほか1名

3　概要

① 日本都市開発(株)　：リゾートマンションの建設
- 電話連絡不能。
- 登記簿上、会社は存続しており、開発用地も所有している。
- 平成6年に「中止届」が提出されてから、手続きが行われていない。
- 平成15年に県が文書照会を行った際には、事業継続の意思あり。
- 現地は、仮設沈砂池（今回確認不可）程度は施工されているものの、実質は未着手。
- 市道に面している部分は、バリケードにて囲ってある。
- 許可標識は設置されていたようだが、今は倒壊している。
- 土砂の流出等の危険性はなし。

※　文書にて、開発継続の意思確認を行う。

② (株)ランディ：住宅団地の造成
- 登記簿上の会社は存続しているものの、所在地に会社は不存在。
- 平成19年に許可を受けた後、しばらく工事を進めていたが、リーマンショック以降、工事は中断している。（未手続き）
- 施工状態は粗悪で、掘削途中の切土面、倒壊したブロック積が放置されている。
- 沈砂池（調整池は不要）も設置されているものの、高さ・位置が悪く、土砂が流入しない状況である。
- 現状での過伐採や土砂の流出は見られない。
- 盛土用の土砂（？）らしきものが最近も運搬されている。

※　別途起案により、文書にて行政指導を行う。（熱海市も県と同時期に文書指導を行うことで了承済み）



①　残土処理場の全景



②　崩壊している法面の状況


原野4
8．255ha
原野2
11．003ha
原野3
1．990ha
原野1
11．987ha
0．036ha
0．462ha
100

























A160

課長	課長代理	課員	担当

新幹線ビルディング等処理方針打合せ

平成23年3月8日（火）13:00～13:30　廃棄物リサイクル課内
東部健康福祉センター　横山班長
廃棄物リサイクル課　伊藤班長、川島主幹、古橋主任、髙柳

1　関係者への18条報告徴収案について

- 新幹線ビルディングへの徴収内容をベースに他の関係者への徴収内容を適宜追加・修正。
- トランスファー及び沼尾勝男は全ての現場に関与していると思われるため、新幹線ビルディングと同じ内容について報告を求める。
- 沼尾については、複数の法人の役員を兼務しているため、各現場の工事や搬入に係る立場・権限・業務内容について報告を求める。

2　今後の予定等

- 東部健康福祉センターは、今回の打合せ内容を反映し、関係者に通知する。（決裁にあたり改めて廃リ課に内容の確認を行わない）
- 報告期限は3月31日とする。
- 報告内容に不備がある場合は、時間を空けずに再度報告を求める。

3　特記事項（東部HC横山班長コメント）

- 岩崎建材、八晃建設、岩崎輝夫は通知を受け、「騒ぐ」可能性があるが、通常の指導では面会できないことが多いため、この機会に面会したい。
- 1回の報告で満足する回答が得られるとは思えないため、2～3回程度の出戻りが必要か？

新幹線ビルディング18条報告徴収項目案に関するメモ

1　トランスファーの扱い

トランスファーに求める報告内容が厚くなっていますが、その理由は？

東部HCとして、同社が本事案の中心と考えているからですか？

トランスファーは新幹線ビルディングの工事部門を請負う関連会社と位置づけられているようで、今回の熱海の件についても全てに関わっている可能性があるためです。特に日金現場においては解体工事の受注者（発注者は岩崎建材）になっているようです。

~~トランスファーの内容が厚くなったため、これをベースに他の関係者に求める報告内容を取捨選択という方針？~~

~~特にそのようなつもりはありません。~~

~~新幹線ビルディングに対するものをベースとして作成も追加、削除しています。~~

2　現場ごとの徴収項目の差異

現場ごとに表現が微妙に異なる理由は？

下に書かれているような用語は統一したいと思います。

項目で微妙に違うのは指導票や、事実申立などで事実関係が既に確認されている事項を考慮しているためです。

トランスファーの通知案で、当該地以外から運び込まれた廃棄物に関する記載を見ると・・・

①日金町　：種類、量、排出場所、排出者及び運搬者

②伊豆山　：（日金町と同じ）

③赤井谷　：（木くずの）搬入指示者、搬入量、排出場所、排出者、排出場所、排出者、搬入年月日、運搬者及び運搬代金の支払者

木くずの排出事業者を特定したいため、代金支払者も入れました。

④ジェック：当該地以外で発生し、当該地に運びこまれた廃棄物の種類、量、発生場所、排出者、搬入年月日、搬入指示者及び搬入者

ジェックの現場外から運びこまれたと思われる廃棄物が増えてきていることから、現場外発生の廃棄物について聴取したいという趣旨です。

→　・「運搬者」と「搬入者」は同意？異意？

ここにおいては同意です。運搬者に修正します。④には「運搬代金の支払者」も入れたほうがいいように思います。

・「搬入指示者」の項目が有る現場と無い現場の違いは？

搬入が誰の指示に基づいているのかわからない現場については入れた方がよいので、例えば伊豆山野積現場については入れるようにします。

・運搬代金については赤井谷のみ報告を聴取。他の現場は？

ジェックについては入れた方が良いと考えます。

・工事代金については日金町（支払者と受領者）、赤井谷（受領者）及びジェック（支払者と受領者）を聴取しているが･･･
伊豆山野積場所は工事現場ではないので、入れてありません。

＊各現場で表現が相違しないよう、最後にもう一回チェックを入れます。

新幹線ビルディング関連１８条報告の徴収項目一覧（案）

相手方 / 現場名	株式会社 新幹線ビルディング	トランスファー株式会社	沼尾勝男	岩崎建材株式会社	八晃建設株式会社	岩崎輝男	千葉工業 千葉一敏	有限会社 シンエー 小澤伸一
日金町解体現場	・解体工事の発注者 ・解体工事の元請者 ・解体工事代金の支払者、受領者 ・廃棄物の種類、量 ・伊豆山現場への廃棄物の種類、量及び運搬者	同　左	同　左	同　左	同　左	同　左	事実申立書を徴取済みのため、今回は報告を求めない。	
山廃棄堆積現場	・廃棄物の種類、量、運搬者、搬入元	同　左	同　左	同　左	同　左			
伊豆山赤井谷土砂処分場	・現場工事責任者名と、その就任時期 ・工事代金の支払い者、受領者 ・木くず搬入の搬入指示者、搬入量、搬入元、運搬者、運搬代金支払者	同　左	同　左	同　左				同　左
豆山 エック研修所解体現場	・解体工事発注者 ・解体工事元請者 ・工事代金の支払者、受領者 ・野外焼却の指示者、燃やした廃棄物の種類、量、燃殻の処理先 ・現場外から運びこまれた廃棄物の種類、排出元、量、搬入者及び搬入指示者 ・伊豆山赤井谷からジェックへの土砂搬入の指示者、その工事代金支払い者	同　左	同　左					・伊豆山赤井谷からジェックへの土砂搬入の指示者 その工事代金の支払者

東健廃　第　　号
平成　　年　　月　　日

株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男　　様

静岡県知事　　川勝　平太

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項に基づく報告書の徴収について

静岡県熱海市に存する貴社が実施している工事等に関連する廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 18 条第1項の規定に基づき、下記のとおり書面による報告を求めます。

なお、この報告を行わなかった場合又は虚偽の報告を行った場合は、同法第 30 条の規定による罰則が適用されることがあるので、念のため申し添えます。

記

1　求める報告の内容

①	報告を求める場所	熱海市日金町 1050-3、1050-20、1050-25 （元ニューフジヤホテル社員寮解体工事）
	報告を求める事項	・解体工事の発注者 ・解体工事の元請事業者（下請事業者がある場合はその事業者を含む） ・解体工事代金の支払者及び受領者 ・発生した廃棄物の種類及び量 ・当該地に残存する廃棄物の種類及び量 ・熱海市伊豆山（②の現場）へ移動した廃棄物の種類、量及び運搬者 ・当該地外から運びこまれた廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者及び運搬者

②	報告を求める場所	熱海市伊豆山における宅地造成現場（字赤井谷 1076－3、字水立 1083－2 他）内廃棄物　野積現場
	報告を求める事項	・運び込まれている廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者及び運搬者

③	報告を求める場所	熱海市伊豆山字赤井谷 1076-3 他（土砂搬入地）
	報告を求める事項	・現場工事責任者及びその就任時期（途中交代があった場合は交代者も含む） ・工事代金の受領者 ・当該地に運びこまれた「木くず」の搬入指示者、搬入量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者搬入年月日、運搬者及び運搬代金の支払者

④	報告を求める場所	熱海市伊豆山字東谷 736-6 他 （元「ジェック研修ホテル伊豆山」解体工事）
	報告を求める事項	・解体工事発注者 ・解体工事元請事業者（下請事業者がある場合はその事業者を含む） ・解体工事代金の支払者及び受領者 ・野外焼却行為（平成 22 年 11 月 5 日）の指示者、実行者及び焼却した廃棄物の種類、量及び燃殻の処理先 ・上記③の現場からの土砂搬入の指示者 ・当該地外で発生し当該地に運びこまれた廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者、搬入年月日、搬入指示者及搬入者

2　添付する書類

上記１の回答を確認できる書面の写し（工事請負契約書、解体届出書、廃棄物処理委託契約書、産業廃棄物管理票、工事代金請求書・領収書等）

3　報告期限

平成２３年 7 月 11 日（必着）

4　報告提出先

静岡県東部健康福祉センター（担当；廃棄物課）

住所；〒410－8543　静岡県沼津市高島本町１－3

電話；０５５－９２０－２１０６

＊郵送可。

＊回答書には代表取締役印を押印のこと。

東健廃　第　　号
平成　　年　　月　　日

トランスファー株式会社
代表取締役　髙橋　寛　　様

静岡県知事　　川勝　平太

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項に基づく報告書の徴収について

静岡県熱海市内における建物解体工事等で生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 18 条第1項の規定に基づき、下記のとおり書面による報告を求めます。

なお、この報告を行わなかった場合又は虚偽の報告を行った場合は、同法第 30 条の規定による罰則が適用されることがあるので、~~念のため~~申し添えます。

記

1　求める報告の内容

①	報告を求める場所	熱海市日金町 1050-3、1050-20、1050-25 （元ニューフジヤホテル社員寮解体工事）
	報告を求める事項	・解体工事の発注者 ・解体工事の元請事業者（下請事業者がある場合はその事業者を含む） ・解体工事代金の支払者及び受領者 ・発生した廃棄物の種類及び量 ・当該地に残存する廃棄物の種類及び量 ・熱海市伊豆山（②の現場）へ移動した廃棄物の種類、量及び運搬者 ・当該地外から運びこまれた廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者及び運搬者

②	報告を求める場所	熱海市伊豆山における宅地造成現場（字赤井谷 1076－3、字水立 1083－2 他）内廃棄物　野積現場
	報告を求める事項	・運び込まれている廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者及び運搬者

③	報告を求める場所	熱海市伊豆山字赤井谷 1076-3 他（土砂搬入地）
	報告を求める事項	・~~貴社のその~~工事への関与の有無 ＜関与している場合は以下の事項を報告してください。＞ ・現場工事責任者及びその就任時期（途中交代があった場合は交代者も含む） ・工事代金の受領者 ・当該地に運びこまれた「木くず」の搬入指示者、搬入量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者、搬入年月日、運搬者及び運搬代金の支払者

④	報告を求める場所	熱海市伊豆山字東谷 736-6 他 （元「ジェック研修ホテル伊豆山」解体工事）
	報告を求める事項	・~~貴社のその~~工事への関与の有無 ＜関与している場合は以下の事項を報告してください。＞ ・解体工事発注者 ・解体工事元請事業者（下請事業者がある場合はその事業者を含む） ・解体工事代金の支払者及び受領者 ・野外焼却行為（平成 22 年 11 月 5 日）の指示者、実行者及び焼却した廃棄物の種類、量及び燃殻の処理先 ・上記③の現場からの土砂搬入の指示者 ・当該地外で発生し当該地に運びこまれた廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者、搬入年月日、搬入指示者及搬入者

2　添付する書類

上記１の回答を確認できる書面の写し（工事請負契約書、解体届出書、廃棄物処理委託契約書、産業廃棄物管理票、工事代金請求書・領収書等

3　報告期限

平成２３年　　月　　日（必着）

4　報告提出先

静岡県東部健康福祉センター（担当；廃棄物課）

住所；〒410－8543　静岡県沼津市高島本町 1－3

電話；０５５－９２０－２１０６

＊郵送可。

＊回答書には代表取締役印を押印のこと。

東健廃　第　　号
平成　年　月　日

沼尾　勝男　　様

静岡県知事　　川勝　平太

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項に基づく報告書の徴収について

静岡県熱海市内における建物解体工事等で生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 18 条第1項の規定に基づき、下記のとおり書面による報告を求めます。

なお、この報告を行わなかった場合又は虚偽の報告を行った場合は、同法第 30 条の規定による罰則が適用されることがあるので、~~念のため~~申し添えます。

記

1　求める報告の内容

①	報告を求める場所	熱海市日金町 1050-3、1050-20、1050-25 （元ニューフジヤホテル社員寮解体工事）
	報告を求める事項	・~~当該~~解体工事における貴殿の立場、権限 ・解体工事の発注者 ・解体工事の元請事業者（下請事業者がある場合はその事業者を含む） ・解体工事代金の支払者及び受領者 ・発生した廃棄物の種類及び量 ・当該地に残存する廃棄物の種類及び量 ・熱海市伊豆山（②の現場）へ移動した廃棄物の種類、量及び運搬者 ・当該地外から運びこまれた廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者及び運搬者

②	報告を求める場所	熱海市伊豆山における宅地造成現場（字赤井谷 1076－3、字水立 1083－2 他）内廃棄物　野積現場
	報告を求める事項	・当該廃棄物野積現場への廃棄物の搬入及び保管における貴殿の立場、権限 ・運び込まれている廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者及び運搬者

③	報告を求める場所	熱海市伊豆山字赤井谷 1076-3 他（土砂搬入地）
	報告を求める事項	・当該地への土砂搬入及び木くず搬入における貴殿の立場、権限 ・現場工事責任者及びその就任時期（途中交代があった場合は交代者も含む） ・工事代金の受領者 ・当該地に運びこまれた「木くず」の搬入指示者、搬入量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者、搬入年月日、運搬者及び運搬代金の支払者

④	報告を求める場所	熱海市伊豆山字東谷 736-6 他 （元「ジェック研修ホテル伊豆山」解体工事）
	報告を求める事項	・当該解体工事における貴殿の立場、権限 ・解体工事発注者 ・解体工事元請事業者（下請事業者がある場合はその事業者を含む） ・解体工事代金の支払者及び受領者 ・野外焼却行為（平成 22 年 11 月 5 日）の指示者、実行者及び焼却した廃棄物の種類、量及び燃殻の処理先 ・上記③の現場からの土砂搬入の指示者 ・当該地外で発生し当該地に運びこまれた廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者、搬入年月日、搬入指示者及搬入者

2　添付する書類

上記１の回答を確認できる書面の写し（工事請負契約書、解体届出書、廃棄物処理委託契約書、産業廃棄物管理票、工事代金請求書・領収書等）

3　報告期限

平成２３年　　月　　日（必着）

4　報告提出先

静岡県東部健康福祉センター（担当；廃棄物課）

住所；〒410－8543　静岡県沼津市高島本町 1－3

電話；０５５－９２０－２１０６

＊郵送可。

＊回答書には記名押印のこと。

東健廃　第　　号
平成　　年　　月　　日

岩崎建材株式会社
代表取締役　岩崎　悟　　様

静岡県知事　　川勝　平太

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項に基づく報告書の徴収について

静岡県熱海市内において株式会社新幹線ビルディングが実施している建物解体工事等で生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 18 条第1項の規定に基づき、下記のとおり書面による報告を求めます。

なお、この報告を行わなかった場合又は虚偽の報告を行った場合は、同法第 30 条の規定による罰則が適用されることがあるので、念のため申し添えます。

記

1　求める報告の内容

①	報告を求める場所	熱海市日金町 1050-3、1050-20、1050-25 （元ニューフジヤホテル社員寮解体工事）
	報告を求める事項	・解体工事の発注者 ・解体工事の元請事業者（下請事業者がある場合はその事業者を含む） ・解体工事代金の支払者及び受領者 ・発生した廃棄物の種類及び量 ・当該地に残存する廃棄物の種類及び量 ・熱海市伊豆山（②の現場）へ移動した廃棄物の種類、量及び運搬者 ・当該地外から運びこまれた廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者及び運搬者

②	報告を求める場所	熱海市伊豆山における宅地造成現場（字赤井谷 1076－3、字水立 1083－2 他）内廃棄物　野積現場
	報告を求める事項	・貴社の当該野積現場への関与の有無 ＜関与している場合は以下の事項を報告してください。＞ ・運び込まれている廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者及び運搬者

③	報告を求める場所	熱海市伊豆山字赤井谷 1076-3 他（土砂搬入地）
	報告を求める事項	・貴社が排出した廃棄物の当地への搬入の有無 ＜有る場合には以下の事項を報告してください。＞ ・当該廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、搬入指示者、運搬者及び運搬代金支払者

2　添付する書類

上記１の回答を確認できる書面の写し（工事請負契約書、解体届出書、廃棄物処理委託契約書、産業廃棄物管理票、工事代金請求書・領収書等）

3　報告期限

平成２３年　　月　　日（必着）

4　報告提出先

静岡県東部健康福祉センター（担当；廃棄物課）

住所；〒410－8543　静岡県沼津市高島本町 1－3

電話；０５５－９２０－２１０６

＊郵送可。

＊回答書には代表取締役印を押印のこと。

東健廃　第　　号
平成　　年　　月　　日

八晃建設株式会社
代表取締役　岩崎　悦江　　様

静岡県知事　　川勝　平太

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項に基づく報告書の徴収について

静岡県熱海市内において株式会社新幹線ビルディングが実施している建物解体工事等で生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 18 条第1項の規定に基づき、下記のとおり書面による報告を求めます。

なお、この報告を行わなかった場合又は虚偽の報告を行った場合は、同法第 30 条の規定による罰則が適用されることがあるので、~~念のため~~申し添えます。

記

1　求める報告の内容

①	報告を求める場所	熱海市日金町 1050-3、1050-20、1050-25 （元ニューフジヤホテル社員寮解体工事）
	報告を求める事項	・貴社のこの解体工事への関与の有無 ＜関与している場合は以下の事項を報告してください。＞ ・解体工事の発注者 ・解体工事の元請事業者（下請事業者がある場合はその事業者を含む） ・解体工事代金の支払者及び受領者 ・発生した廃棄物の種類及び量 ・当該地に残存する廃棄物の種類及び量 ・熱海市伊豆山（②の現場）へ移動した廃棄物の種類、量及び運搬者 ・当該地外から運びこまれた廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者及び運搬者

②	報告を求める場所	熱海市伊豆山における宅地造成現場（字赤井谷 1076－3、字水立 1083－2 他）内廃棄物　野積現場
	報告を求める事項	・貴社のこの廃棄物野積現場への関与の有無 ＜関与している場合は以下の事項を報告してください。＞ ・運び込まれている廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者及び運搬者

2　添付する書類

上記１の回答を確認できる書面の写し（工事請負契約書、解体届出書、廃棄物処理委託契約書、産業廃棄物管理票、工事代金請求書・領収書等）

3　報告期限

平成２３年　　月　　日（必着）

4　報告提出先

静岡県東部健康福祉センター（担当；廃棄物課）

住所；〒410－8543　静岡県沼津市高島本町 1－3

電話；０５５－９２０－２１０６

＊郵送可。

＊回答書には代表取締役印を押印のこと。

東健廃　第　　号
平成　　年　　月　　日

岩崎　暉男　　様

静岡県知事　　川勝　平太

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項に基づく報告書の徴収について

静岡県熱海市内において株式会社新幹線ビルディングが実施している建物解体工事等で生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 18 条第1項の規定に基づき、下記のとおり書面による報告を求めます。

なお、この報告を行わなかった場合又は虚偽の報告を行った場合は、同法第 30 条の規定による罰則が適用されることがあるので、~~念のため~~申し添えます。

記

1　求める報告の内容

報告を求める場所	熱海市日金町 1050-3、1050-20、1050-25 （元ニューフジヤホテル社員寮解体工事）
報告を求める事項	・貴殿のこの解体工事への関与の有無 ＜関与している場合は以下の事項を報告してください。＞ ・解体工事の発注者 ・解体工事の元請事業者（下請事業者がある場合はその事業者を含む） ・解体工事代金の支払者及び受領者 ・発生した廃棄物の種類及び量 ・当該地に残存する廃棄物の種類及び量 ・熱海市伊豆山（②の現場）へ移動した廃棄物の種類、量及び運搬者 ・当該地外から運びこまれた廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者及び運搬者

2　添付する書類

上記１の回答を確認できる書面の写し（工事請負契約書、解体届出書、廃棄物処理委託契約書、産業廃棄物管理票、工事代金請求書・領収書等）

3　報告期限

平成２３年　　月　　日（必着）

4　報告提出先

静岡県東部健康福祉センター（担当；廃棄物課）

住所；〒410－8543　静岡県沼津市高島本町 1－3

電話；０５５－９２０－２１０６

＊郵送可。

＊回答書には記名押印のこと。

東健廃　第　　号
平成　年　月　日

有限会社シンエー
代表取締役　小澤　伸一　様

静岡県知事　川勝　平太

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項に基づく報告書の徴収について

静岡県熱海市における建物解体工事等で生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり書面による報告を求めます。

なお、この報告を行わなかった場合又は虚偽の報告を行った場合は、同法第30条の規定による罰則が適用されることがあるので、念のため申し添えます。

記

1　求める報告の内容

①	報告を求める場所	熱海市伊豆山字赤井谷1076-3他（土砂搬入地）
	報告を求める事項	・現場工事責任者及びその就任時期（途中交代があった場合は交代者も含む） ・工事代金の受領者 ・当該地に運びこまれた「木くず」の搬入指示者、搬入量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者、搬入年月日、運搬者及び運搬代金の支払者

②	報告を求める場所	熱海市伊豆山字東谷736-6他 （元「ジェック研修ホテル伊豆山」解体工事）
	報告を求める事項	・上記①の現場からの土砂搬入の指示者及び工事代金の支払者

2　添付する書類

上記1の回答を確認できる書面の写し（工事請負契約書、解体届出書、廃棄物処理委託契約書、産業廃棄物管理票、工事代金請求書・領収書等）

3　報告期限

平成２３年　月　日（必着）

4　報告提出先

静岡県東部健康福祉センター（担当；廃棄物課）
住所；〒410－8543　静岡県沼津市高島本町1－3
電話；０５５－９２０－２１０６
＊郵送可。
＊回答書には代表取締役印を押印のこと。

A161

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成23年3月10日
2 監視員	岡専門主査、小澤主任
3 業者氏名	新幹線ビルディング
4 所在地	熱海市赤井谷 残土置場
5 立会者	なし

6 現地の状況

赤井谷残土処分場の現地確認を行った。特に変化なし。





◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他		
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他			○			
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃棄物処理施設		
		特管物			許可対象 中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分 安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外 中間処理施設		

A162

起　案

保存期間	長期	閲覧区分	室／課内
収受日		分類名	環境・廃棄物・産業廃棄物関係 法18条報告関係
起案日	平成２３年　２月２４日		
決裁日	平成 23年 3月 9 日	文書番号	東健廃第~~40~~ 150 号 －1 －2～7
施行日	平成 23年 3月 10 日	起案者	東部健康福祉センター廃棄物課 廃棄物課不法投棄対策班 班長　横山　浩基　印 （電話：055-920-2106）
処理期限	平成　　年　　月　　日		
発信元文書番号			
公印	要		
発信者	所長		
受信者	株式会社新幹線ビルディング（案１），トランスファー株式会社（案２），沼尾勝男（案３），岩崎建材株式会社（案４），八晃建設株式会社（案５），岩崎輝男（案６）、有限会社シンエー（案７）		
件名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項に基づく報告書の徴収について（新幹線ビルディング他）		

決裁・合議	東部健康福祉センター 所長 田代　章	東部健康福祉センター 副所長 佐野　龍司	東部健康福祉センター 環境課 部長 西ケ谷　友義	東部健康福祉センター 環境課 技監 斎藤　博	東部健康福祉センター 生活衛生課 班長 田島　和子	東部健康福祉センター 生活衛生課 専門主査 同　大真
	東部健康福祉センター 生活衛生課 主査 山口　晴子	東部健康福祉センター 生活衛生課 主任 小澤　匡宏	東部健康福祉センター 生活衛生課 主査 大山　智司	東部健康福祉センター 生活衛生課 技師 鈴木　孝典		
公印承認						

このことについて，別案により報告を求める。

なお，交付にあたっては，直接手交または書留郵便による。

簡易書留で郵送することとした。

新幹線ビルディング関連１８条報告の徴収項目一覧（案）

電事力 / 現場名	株式会社 新幹線ビルディング	トランスファー株式会社	西尾勝男	岩崎建材株式会社	八光建設株式会社	岩崎輝男	千葉工業千葉一郎	有限会社シンエー小澤静一
日金町解体現場	・解体工事の発注者 ・解体工事の元請者 ・解体工事代金の支払者、受領者 ・廃棄物の種類、量 ・伊豆山現場へ移動した廃棄物の種類、量、年月日移動指示者及び移動実施者 ・外から運び込まれた廃棄物の種類、量、排出場所、排出者、運搬者	同左	同左	同左	同左	同左	事実申立書を徴取済みのため、今回は報告を求めない。	
伊豆山廃棄物埋立現場	・廃棄物の種類、量、排出場所 排出者、運搬者	同左	同左	同左	同左			
伊豆山 赤井谷土砂 造分場	・現場工事責任者名と、その就任時期 ・工事代金の支払い者、受領者 ・木くず搬入の搬入指示者、搬入量、排出場所、排出者、搬入年月日、運搬者、運搬代金支払者	同左	同左	同左				同左
伊豆山 ジェック 巨経所 解体現場	・解体工事発注者 ・解体工事元請者 ・工事代金の支払者、受領者 ・野外焼却の指示者、実行者、燃やした廃棄物の種類、量、燃焼の処理先 ・現場外から運び込まれた廃棄物の種類、量、排出場所、排出者、搬入年月日、搬入指示者、運搬者及び運搬代金支払者 ・伊豆山赤井谷からジェックへの土砂搬入の指示者、その工事代金支払い者	同左	同左					・伊豆山赤井谷からジェックへの土砂搬入の指示者 その工事代金の支払者

新岡通信の案件に[illegible]

東健廃　第１５０　２号
平成２３年　３月１０日

トランスファー株式会社
代表取締役　高橋　寛　　様

静岡県知事　　川勝　平太

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項に基づく報告書の徴収について

静岡県熱海市内における建物解体工事等で生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり書面による報告を求めます。

なお、この報告を行わなかった場合又は虚偽の報告を行った場合は、同法第30条の規定による罰則が適用されることがあるので、申し添えます。

記

1　求める報告の内容

①	報告を求める場所	熱海市日金町1050-3、1050-20、1050-25 （元ニューフジヤホテル社員寮解体工事）
	報告を求める事項	・解体工事の発注者 ・解体工事の元請事業者（下請事業者がある場合はその事業者を含む） ・解体工事代金の支払者及び受領者 ・発生した廃棄物の種類及び量 ・当該地に残存する廃棄物の種類及び量 ・熱海市伊豆山（②の現場）へ移動した廃棄物の種類、量、移動年月日、移動指示者及び移動実施者 ・当該地外から運びこまれた廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者及び運搬者

②	報告を求める場所	熱海市伊豆山における宅地造成現場（字赤井谷1076－3、字水立1083－2他）内廃棄物　野積現場
	報告を求める事項	・運び込まれている廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者及び運搬者

③	報告を求める場所	熱海市伊豆山字赤井谷 1076-3 他（土砂搬入地）
	報告を求める事項	・工事への関与の有無 ＜関与している場合は以下の事項を報告してください。＞ ・現場工事責任者及びその就任時期（途中交代があった場合は交代者も含む） ・工事代金の受領者 ・当該地に運びこまれた「木くず」の搬入指示者、搬入量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者、搬入年月日、運搬者及び運搬代金の支払者

④	報告を求める場所	熱海市伊豆山字東谷 736-6 他 （元「ジェック研修ホテル伊豆山」解体工事）
	報告を求める事項	・工事への関与の有無 ＜関与している場合は以下の事項を報告してください。＞ ・解体工事発注者 ・解体工事元請事業者（下請事業者がある場合はその事業者を含む） ・解体工事代金の支払者及び受領者 ・野外焼却行為（平成 22 年 11 月 5 日）の指示者、実行者及び焼却した廃棄物の種類、量及び燃殻の処理先 ・上記③の現場からの土砂搬入の指示者 ・当該地外で発生し当該地に運びこまれた廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者、搬入年月日、搬入指示、運搬者及び運搬代金の支払者

2　添付する書類

上記１の回答を確認できる書面の写し（工事請負契約書、解体届出書、廃棄物処理委託契約書、産業廃棄物管理票、工事代金請求書・領収書等

3　報告期限

平成２３年　３月３１日（必着）

4　報告提出先

静岡県東部健康福祉センター（担当；廃棄物課）

住所；〒410－8543　静岡県沼津市高島本町１－３

電話；０５５－９２０－２１０６

＊郵送可。

＊回答書には代表取締役印を押印のこと。

上記記載事項に対し、当社には一切責任は御座いません。
基より申請者、又は発注者（千葉興業他）等に問うべき問題と思う。

以前にも熱海市に同じような内容の書面を提出済である。

高橋　寛

[illegible]
(スペース)

東健廃　第１５０－３号
平成２３年　３月１０日

沼尾　勝男　　様

静岡県知事　　川勝　平太

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第１項に基づく報告書の徴収について

静岡県熱海市内における建物解体工事等で生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 18 条第１項の規定に基づき、下記のとおり書面による報告を求めます。

なお、この報告を行わなかった場合又は虚偽の報告を行った場合は、同法第 30 条の規定による罰則が適用されることがあるので、申し添えます。

記

１．求める報告の内容

①	報告を求める場所	熱海市日金町 1050-3、1050-20、1050-25 （元ニューフジヤホテル社員寮解体工事）
	報告を求める事項	・当該解体工事における貴殿の立場、権限、業務内容 ・解体工事の発注者 ・解体工事の元請事業者（下請事業者がある場合はその事業者を含む） ・解体工事代金の支払者及び受領者 ・発生した廃棄物の種類及び量 ・当該地に残存する廃棄物の種類及び量 ・熱海市伊豆山（②の現場）へ移動した廃棄物の種類、量、移動年月日、移動指示者及び移動実施者 ・当該地外から運びこまれた廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者及び運搬者

②	報告を求める場所	熱海市伊豆山における宅地造成現場（字赤井谷 1076－3、字水立 1083－2 他）内廃棄物　野積現場
	報告を求める事項	・当該廃棄物野積現場への廃棄物の搬入及び保管における貴殿の立場、権限、業務内容 ・運び込まれている廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者及び運搬者

③	報告を求める場所	熱海市伊豆山字赤井谷 1076-3 他（土砂搬入地）
	報告を求める事項	・当該地への土砂搬入及び木くず搬入における貴殿の立場、権限、業務内容 ・現場工事責任者及びその就任時期（途中交代があった場合は交代者も含む） ・工事代金の受領者 ・当該地に運びこまれた「木くず」の搬入指示者、搬入量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者、搬入年月日、運搬者及び運搬代金の支払者

④	報告を求める場所	熱海市伊豆山字東谷 736-6 他 （元「ジェック研修ホテル伊豆山」解体工事）
	報告を求める事項	・当該解体工事における貴殿の立場、権限、業務内容 ・解体工事発注者 ・解体工事元請事業者（下請事業者がある場合はその事業者を含む） ・解体工事代金の支払者及び受領者 ・野外焼却行為（平成 22 年 11 月 5 日）の指示者、実行者及び焼却した廃棄物の種類、量及び燃殻の処理先 ・上記③の現場からの土砂搬入の指示者 ・当該地外で発生し当該地に運びこまれた廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者、搬入年月日、搬入指示者、運搬者及び運搬代金支払者

2　添付する書類

上記１の回答を確認できる書面の写し（工事請負契約書、解体届出書、廃棄物処理委託契約書、産業廃棄物管理票、工事代金請求書・領収書等）

3　報告期限

平成２３年　３月３１日（必着）

4　報告提出先

静岡県東部健康福祉センター（担当；廃棄物課）

住所；〒410－8543　静岡県沼津市高島本町１－3

電話；０５５－９２０－２１０６

＊郵送可。

＊回答書には記名押印のこと。

上記記載事項に対し、私共には一切責任は御座いません。
基より申請者、又は発注者（千葉興業他）等に問うべき問題と思う。

以前にも熱海市に同じような内容の書面を提出済である。

以前より部外者なのに協力して来た者へこの様な物を送付して来た担当者に不信感を抱く。

沼尾 勝男

回答書

報告を求める場所 ： 熱海市日金町1050－3、1050－20、1050－25

・ 貴殿のこの解体工事への関与の有無

この解体工事に関与していません。

※この解体工事は、㈱新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞが発注し、トランスファー㈱が解体工事を施工したので、その詳細についてはわかりません。

※岩崎暉男は、熱海市日金町の取得資金を㈱新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞに貸付けただけであり、八晃建設㈱は、単に、名義を貸しただけ、岩崎建材㈱は、この解体工事の費用を、㈱新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞに資金が無いので替わりにトランスファー㈱に立替払いしただけであり、未だにその貸付金・立替金の返済を受けておりません。

報告を求める場所 ： 熱海市伊豆山における宅地造成現場

・ 廃棄物野積現場への関与の有無

廃棄物野積現場への関与は一切ありません。

平成23年3月16日

住 所　中郡二宮町二宮1508番地の19
氏 名　岩崎 暉男

住 所　中郡二宮町二宮816番地1
岩崎建材株式会社
氏 名　代表取締役 岩崎 悟

住 所　中郡二宮町二宮816番地1
八晃建設株式会社
氏 名　代表取締役 岩崎悦江

23.3 22

覚書

岩崎暉男（以下甲という）と株式会社新幹線ビルディング（以下乙という）は、下記記載建物（以下本物件という）解体、撤去、滅失登記申請について次のとおり覚書を締結する。

記

第１条（建物解体）
乙は、甲が信託により所有している本物件を、平成２１年３月３１日までに乙の費用負担において解体、撤去、建物滅失登記をするものとする。

第２条（不履行）
万一、乙が第１条を履行できない場合は、本物件及びその土地を実質乙は放棄し、すべて甲に引渡すものとする。従って、それ以降は、甲の費用負担において建物を解体、撤去、建物滅失登記申請することを甲乙双方確認する。

第３条（その他）
本書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

第４条（特記事項）

(建物の表示)

所　在　熱海市日金町１０５０番地3、１０５０番地２０、１０５０番地２５
家屋番号　7番
種　類　居宅
構　造　鉄筋コンクリート造陸屋根５階建
床面積　1階～4階　５０９．８６平方メートル
　　5階　２９．８３平方メートル

符号1　種　類　居宅
構　造　鉄筋コンクリート造陸屋根５階建
床面積　1階　５００．４０平方メートル
　　2階　５１５．２５平方メートル
　　3階・4階　４８６．４０平方メートル
　　5階　１９．８７平方メートル

符号２　種　類　居宅
　　構　造　木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建
　　床面積　１階　１３２．１３平方メートル
　　２階　１３２．１３平方メートル

符号３　種　類　倉庫
　　構　造　鉄骨造塩化ビニール葺平家建
　　床面積　５４．５７平方メートル

符号４　種　類　倉庫
　　構　造　鉄骨造スレート葺平家建
　　床面積　４２０．５４平方メートル

以上、本書を２通作成し、署名押印の上、甲乙、１通を所持する。

平成２０年１月３０日

甲　住所　中郡二宮町二宮1508-19
　　氏名　岩崎暉男

乙　住所　神奈川県小田原市城山1丁目4番1号
　　株式会社新幹線ビルディング
　　氏名　代表取締役　矢野二三男

抵当権設定金銭消費貸借契約書

次のとおり金銭消費貸借ならびに抵当権設定契約を締結します。

第１条（金銭消費貸借）債権者（貸主）岩崎　輝男は、次の約定により、債務者（借主）株式会社新幹線ビルディング　に対し金銭を貸し渡し、債務者はこれを受領しました。

１	金　　額	￥　３５，０００，０００　円也
２	弁 済 期 限	平成２１年６月１６日
３	弁 済 方 法	一括払い
４	利　　率	年１５．０％（３６５日日割計算）
５	利息支払期限	平成２１年６月１５日
６	遅延損害金	年２１．９％（３６５日日割計算）

第２条（期限の利益喪失）債務者は、次の場合には、債権者からの通知催告がなくても当然に期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。

１　１回でも利息を期限に支払わないとき。

２　債務者が他の債務により強制執行もしくは競売、破産、和議開始、会社整理開始または会社更生手続開始の申立てを受けたとき。

３　債務者が国税滞納処分またはその例による差押を受けたとき。

４　抵当物件が滅失し、毀損またはその価格が著しく減少したとき。

５　その他この契約に違反したとき。

第３条（抵当権の設定）第１条の金銭消費貸借にもとづき債務者が債権者に対して負担する債務を担保するため、株式会社新幹線ビルディングの所有する後記物件の上に第　　順位の抵当権を設定しました。

第４条（通知及び増担保、代り担保）抵当物件が滅失し、毀損またはその価格が低落したときは、債務者または担保提供者は直ちにその旨を債権者に通知します。この場合には、債権者の選択に従い、増担保もしくは代り担保を差し入れるか、または債務者の全部もしくは一部を弁済するものとします。

第５条（抵当物件の処分及び現状変更などの制限）債務者または担保提供者は、債権者の書面による承諾なしに、抵当物件の所有権を移転し、またはその上に他物件、賃借権を設定し、その他抵当物件の現状を変更するなど、債権者に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をすることができないものとします。

第６条（火災保険）債務者または担保提供者は、火災保険に関し、次の各号を承諾します。

１　抵当物件である建物に対し債権者の指定する保険会社と火災保険契約を締結し、及び継続するものとします。

２　抵当物件が罹災した場合に、債権者がその保険金を直接請求し、受領するために、

保険証券を債権者に渡して、あらかじめ保険金請求権の上に質権を設定し、保険会社にその旨を通知します。

3 債権者が前号により保険金を受領したときは、弁済期日のいかんにかかわらず債務の弁済に充当できるものとします。

第７条（代物弁済の予約）債務者がこの契約にもとづく債務を弁済期に弁済しないときは、または期限の利益を失った後直ちに債務を弁済しないときは、債権者は、通知することによって、抵当権実行の方法によらず、債務の代物弁済として、抵当物件の所有権を取得することができるものとし、所有権移転の請求権の保全のために仮登記をすることを債務者または担保提供者は承諾しました。

第８条（抵当物件の調査）債権保全上必要であると認められるときは、債権者はいつでも担保物権を調査できるものとし、債務者又は担保提供者は之に異議を申立てないものとします。

第９条（費用の負担）この契約に関する費用及び登記申請に要する費用は、すべて債務者及び担保提供者が負担します。

第１０条（公正証書の作成）債務者及び担保提供者は、債権者から請求があればいつでも、この契約による債務について、強制執行の認諾のある公正証書の作成に応じます。

第１１条（合意管轄）この契約に関する紛争については、静岡地方裁判所沼津支部 を第１審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。

第１２条（特約事項）

上記のとおり契約が成立しましたので、本契約書１通を作成し、各自署名捺印のうえ、原本を債権者が所持します。

平成 20 年 6 月 17 日

債権者　住所　神奈川県中郡二宮町二宮1508-17

氏名　岩崎伸男

債務者　住所　神奈川県小田原市城山1丁目4番1号

氏名　株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　矢野二三男

所　在　　熱海市日金町１０５０番地３、１０５０番地２０、
　　１０５０番地２５
家屋番号　７番
種　類　居宅
構　造　鉄筋コンクリート造陸屋根５階建
床面積　１階　５０９．８６平方メートル
　　２階　５０９．８６平方メートル
　　３階　５０９．８６平方メートル
　　４階　５０９．８６平方メートル
　　５階　２９．８３平方メートル

符号１
種　類　居宅
構　造　鉄筋コンクリート造陸屋根５階建
床面積　１階　５００．４０平方メートル
　　２階　５１５．２５平方メートル
　　３階　４８６．４０平方メートル
　　４階　４８６．４０平方メートル
　　５階　１９．８７平方メートル

符号２
種　類　居宅
構　造　木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建
床面積　１階　１３２．１３平方メートル
　　２階　１３２．１３平方メートル

符号３
種　類　倉庫
構　造　鉄骨造塩化ビニール葺平家建
床面積　５４．５７平方メートル

符号４
種　類　倉庫
構　造　鉄骨造スレート葺平家建
床面積　４２０．５４平方メートル

静岡県東部健康福祉センター　担当：廃棄物科　様

回　答

当社はこの件に関して、一切関係ありません。
但し、千葉興業立ち合いのもとご説明致します。

以上

神奈川県秦野市北矢名87番地の3
有限会社　シンエー
代表取締役　小澤　伸
電話:0463-77-0202　fax:0463-78-4781

A163

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成23年3月15日
2 監視員	岡専門主査、小澤主任、都司特別監視員
3 業者氏名	新幹線ビルディング
4 所在地	熱海市赤井谷 残土置場
5 立会者	なし

6 現地の状況

赤井谷残土処分場の現地確認を行った。特に変化なし。





◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他		
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他			○			
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃棄物処理施設		
		特管物			許可対象 中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分 安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外 中間処理施設		

A164

監視指導状況報告書

16

1 監視指導年月日	平成23年3月15日
2 監視員	横山班長、大山主査
3 業者氏名	新幹線ビルディング
4 所在地	熱海市赤井谷 残土置場
5 立会者	なし

6 現地の状況

赤井谷残土処分場の現地確認を行った。特に変化なし。





※ 熱海市の土地利用対策室から情報提供あり。
伊豆山の35万坪は、麦島善光に売却され、全ての抵当権が抹消された。
2月25日に所有権移転登記がされている登記簿のコピーを提供された。
麦島善光は㈱ZENホールディングスの代表取締役会長兼社長とのこと。

◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他		
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他			○			
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃棄物処理施設		
		特管物			許可対象 中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分 安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外 中間処理施設		

公用

表題部（土地の表示）	調製	平成9年7月9日	不動産番号	0816000092690
地図番号	余白	筆界特定	余白	
所在	熱海市伊豆山字赤井谷		余白	

①地番	②地目	③地積 ㎡	原因及びその日付（登記の日付）
1076番3	山林	60945	余白
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年7月9日
余白	余白	52222	③錯誤 ③1076番3、1076番8に分筆 〔平成19年3月5日〕

権利部（甲区）（所有権に関する事項）

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	古川勝巳持分全部移転	昭和62年3月12日 第2269号	原因　昭和61年7月12日相続 共有者　名古屋市千種区向陽町三丁目39番地 持分6分の2 古川爲之 順位8番の登記を移記
2	古川爲之持分全部移転	平成6年3月23日 第2209号	原因　平成5年5月19日相続 共有者 名古屋市中区栄一丁目15番25号 持分108分の12 古川宣子 東京都渋谷区猿楽町10番8－204号 108分の4 津村鑑子 名古屋市千種区向陽町三丁目39番地 108分の8 古川爲之 東京都世田谷区玉川田園調布一丁目17番10号 108分の4 古川博三 名古屋市千種区東山元町三丁目22番地 108分の10 古川博三郎 愛知県豊明市沓掛町石根34番地の2 108分の10 古川善次郎 名古屋市千種区月ヶ丘三丁目5番63号 108分の6 本間喜子 名古屋市天白区植田山五丁目121番地 108分の6 寺澤元子 名古屋市千種区唐山町二丁目43番地 108分の6 林芳子 名古屋市千種区徳川山町一丁目2番39号 108分の6 渡部知子

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号　D56689　（1／1）　1／7

公用

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			順位９番の登記を移記
付記１号	２番登記名義人表示変更	平成１５年３月２７日 第２７１５号	原因　平成１１年３月３０日住所移転 共有者古川善次郎の住所　名古屋市千種区見[illegible] 町三丁目１番地
付記２号	２番登記名義人表示変更	平成１６年２月５日 第７０９号	原因　平成１０年９月５日住所移転 共有者津村陸子の住所　東京都世田谷区野沢[illegible] 丁目９番２号
付記３号	２番登記名義人表示変更	平成１６年２月５日 第７１０号	原因　平成１２年８月２３日住所移転 共有者本間壽子の住所　名古屋市昭和区石仏[illegible] 二丁目１番地の４０
付記４号	２番登記名義人住所変更	平成１８年９月２１日 第１４８１６号	原因　平成１６年５月１０日住所移転 共有者本間壽子の住所　名古屋市千種区菊坂[illegible] 一丁目２番地
	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２[illegible] の規定により移記 平成９年７月９日
3	古川定子持分全部移転	平成１５年１２月８日 第９１８３号	原因　平成１４年１２月２９日相続 共有者 名古屋市千種区向陽町三丁目３９番地 持分５４０分の２４ 古川昌之 名古屋市千種区東山元町三丁目２２番地 ５４０分の１２ 古川博三郎 名古屋市千種区見附町三丁目１番地 ５４０分の１２ 古川善次郎 名古屋市千種区徳川山町一丁目２番３９号 ５４０分の１２ 渡部知子
4	古川昌之持分全部移転	平成１８年１月１２日 第１０３号	原因　平成１８年１月１１日売買 共有者　名古屋市千種区向陽町三丁目３９番地 持分５４０分の２４４ 有限会社向陽
5	古川博三郎持分全部移転	平成１８年９月２１日 第１４８１７号	原因　平成１８年９月５日売買 共有者　名古屋市中区大須二丁目１６番２６号 持分５４０分の６２ 株式会社Ｂｅｌｌｅ・Ｃｈａｐｅａｕ Ａｓｓｅｔ
6	古川善次郎持分全部移転	平成１８年９月２１日 第１４８１８号	原因　平成１８年９月５日売買 共有者　名古屋市中区大須二丁目１６番２６号 持分５４０分の６２ 株式会社Ｂｅｌｌｅ・Ｃｈａｐｅａｕ Ａｓｓｅｔ
7	共有者全員持分全部移転	平成１８年９月２１日 第１４８１９号	原因　平成１８年９月２１日売買 所有者　神奈川県小田原市城山一丁目４番１号 株式会社新幹線ビルディング
8	差押	平成２３年２月２２日 第２１８０号	原因　平成２３年２月２２日差押 債権者　熱海市

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号　Ｄ５６６８９　（　１／１　）　2／7

公用

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
9	8番差押登記抹消	平成２３年２月２５日 第２３９２号	原因　平成２３年２月２５日解除
１０	所有権移転	平成２３年２月２５日 第２４３５号	原因　平成２３年２月２５日売買 所有者　熱海市伊豆山１０６５番地の１ 麦島善光

権利部（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1(ﾛ)	抵当権設定	平成１６年２月１２日 第８４０号	原因　平成5年5月19日相続による相続税お よび利子税の平成16年2月5日設定 債権額　金1億2，025万6，452円 内訳　相続税額金1億486万8，752円 および利子税の額金1，538万7，700 円 延滞税の額　国税通則法所定の額 債務者　名古屋市千種区向陽町三丁目39番地 古川為之 抵当権者　財務省 （取扱庁　千種税務署） 共同担保　目録(ﾛ)第1150号
1(ﾊ)	抵当権設定	平成１６年２月１２日 第８４０号	原因　平成5年5月19日相続による相続税お よび利子税の平成16年2月5日設定 債権額　金9，937万9，600円 内訳　相続税額金8，738万7，000円 および利子税の額金1，199万2，600 円 延滞税の額　国税通則法所定の額 債務者　東京都世田谷区玉川田園調布一丁目1 7番10号 古川博三 抵当権者　財務省 （取扱庁　千種税務署） 共同担保　目録(ﾊ)第1151号
1(ﾆ)	抵当権設定	平成１６年２月１２日 第８４０号	原因　平成5年5月19日相続による相続税お よび利子税の平成16年2月5日設定 債権額　金1億18万6，400円 内訳　相続税額金8，738万7，000円 および利子税の額金1，279万9，400 円 延滞税の額　国税通則法所定の額 債務者　東京都世田谷区野沢三丁目9番2号 津村鑑子 抵当権者　財務省 （取扱庁　千種税務署） 共同担保　目録(ﾆ)第1152号
1(ﾎ)	抵当権設定	平成１６年２月１２日 第８４０号	原因　平成5年5月19日相続による相続税お よび利子税の平成16年2月5日設定 債権額　金6，012万7，276円 内訳　相続税額金5，243万4，376円 および利子税の額金769万2，900円 延滞税の額　国税通則法所定の額 債務者　名古屋市千種区東山元町三丁目22番 地

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

公用

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			古川博三郎 抵当権者 財務省 (取扱庁 千種税務署) 共同担保 目録(か)第１１５３号
1(ﾍ)	抵当権設定	平成１６年２月１２日 第８４０号	原因 平成５年５月１９日相続による相続税及び利子税の平成１６年２月５日設定 債権額 金６，０１２万７，２７６円 内訳 相続税額金５，２４３万４，３７６円および利子税の額金７６９万２，９００円 延滞税の額 国税通則法所定の額 債務者 名古屋市千種区見附町三丁目１番地 古川善次郎 抵当権者 財務省 (取扱庁 千種税務署) 共同担保 目録(か)第１１５４号
1(ﾎ)	抵当権設定	平成１６年２月１２日 第８４０号	原因 平成５年５月１９日相続による相続税及び利子税の平成１６年２月５日設定 債権額 金１億５，０３２万円 内訳 相続税額金１億３，１０８万６，０００円および利子税の額金１，９２３万４，０００円 延滞税の額 国税通則法所定の額 債務者 名古屋市昭和区石仏町三丁目１番地４０ 本間喜子 抵当権者 財務省 (取扱庁 千種税務署) 共同担保 目録(か)第１１５５号
1(ﾄ)	抵当権設定	平成１６年２月１２日 第８４０号	原因 平成５年５月１９日相続による相続税及び利子税の平成１６年２月５日設定 債権額 金１億５，０３１万９００円 内訳 相続税額金１億３，１０８万６，０００円および利子税の額金１，９２２万４，９００円 延滞税の額 国税通則法所定の額 債務者 名古屋市天白区植田山五丁目１２１番地 寺澤元子 抵当権者 財務省 (取扱庁 千種税務署) 共同担保 目録(か)第１１５６号
1(ﾁ)	抵当権設定	平成１６年２月１２日 第８４０号	原因 平成５年５月１９日相続による相続税及び利子税の平成１６年２月５日設定 債権額 金１億５，０３０万７，３００円 内訳 相続税額金１億３，１０８万６，０００円および利子税の額金１，９２２万１，３００円 延滞税の額 国税通則法所定の額 債務者 名古屋市千種区唐山町二丁目４３番地 林芳子 抵当権者 財務省 (取扱庁 千種税務署) 共同担保 目録(か)第１１５７号
1(ﾘ)	抵当権設定	平成１６年２月１２日 第８４０号	原因 平成５年５月１９日相続による相続税及び利子税の平成１６年２月５日設定

＊ 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D56689 (1／1) 4／7

公用

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			債権額 金6，012万7，276円 内訳 相続税額金5，243万4，376円 および利子税の額金769万2，900円 延滞税の額 国税通則法所定の額 債務者 名古屋市千種区徳川山町一丁目2番3号 渡部知子 抵当権者 財務省 (取扱庁 千種税務署) 共同担保 目録(ハ)第1158号
1(ニ)	抵当権設定	平成16年2月12日 第840号	原因 平成5年5月19日相続による相続税および利子税の平成16年2月5日設定 債権額 金1億5，032万円 内訳 相続税額金1億3，108万6，000円および利子税の額金1，923万4，000円 延滞税の額 国税通則法所定の額 債務者 名古屋市千種区徳川山町一丁目2番3号 渡部知子 抵当権者 財務省 (取扱庁 千種税務署) 共同担保 目録(ハ)第1159号
2	1番(ニ)抵当権抹消	平成18年6月12日 第7663号	原因 平成17年12月19日完納
3	1番(イ)抵当権抹消	平成18年9月14日 第14441号	原因 平成18年9月12日解除
4	1番(ロ)抵当権抹消	平成18年9月14日 第14442号	原因 平成18年9月12日解除
5	1番(ホ)抵当権抹消	平成18年9月14日 第14443号	原因 平成18年9月12日解除
6	1番(ヘ)抵当権抹消	平成18年9月14日 第14444号	原因 平成18年9月12日解除
7	1番(ト)抵当権抹消	平成18年9月14日 第14445号	原因 平成18年9月12日解除
8	1番(チ)抵当権抹消	平成18年9月14日 第14446号	原因 平成18年9月12日解除
9	1番(リ)抵当権抹消	平成18年9月14日 第14447号	原因 平成18年9月12日解除
10	1番(ヌ)抵当権抹消	平成18年9月14日 第14448号	原因 平成18年9月12日解除
11	1番(ル)抵当権抹消	平成18年9月14日 第14449号	原因 平成18年9月12日解除
12 ～ 14	根抵当権設定	平成18年9月21日 第14822号	原因 平成18年9月21日設定 極度額 金15億円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 手形債権 小切手債権 保証取引 保証委託取引 手形割引取引

＊ 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D56689 (1／1) 5／7

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			債務者　神奈川県小田原市城山一丁目４番１- 株式会社新幹線ビルディング 根抵当権者　東京都中央区日本橋室町三丁目 番１５号日本橋室町センタービル 株式会社ＳＦＣＧ 共同担保　目録(い)第１５７３号
付記１号	１２番登記名義人住所変更	平成１９年８月３１日 第１５２９０号	原因　平成１８年１２月１日本店変更 本店　東京都中央区日本橋室町三丁目２番１ 号
付記２号	１２番根抵当権変更	平成１９年８月３１日 第１５２９１号	原因　平成１９年８月３１日変更 債権の範囲　金銭消費貸借取引　手形債権　小 切手債権　保証取引　保証委託取引　手形割 引取引　平成１９年８月３１日債権譲渡（譲 渡人株式会社ＳＦ不動産クレジット）にかか る債権
付記３号	１２番根抵当権変更	平成２０年３月１９日 第４１１６号	原因　平成２０年３月１９日変更 債権の範囲　金銭消費貸借取引　手形債権　小 切手債権　保証取引　保証委託取引　手形割 引取引　平成１９年８月３１日債権譲渡（譲 渡人株式会社ＳＦ不動産クレジット）にかか る債権　平成２０年３月１９日債権譲渡（譲 渡人株式会社ＳＦ不動産クレジット）にかか る債権
付記４号	１２番根抵当権変更	平成２０年８月２７日 第１２８７４号	原因　平成２０年８月２７日変更 債権の範囲　金銭消費貸借取引　手形債権　小 切手債権　保証取引　保証委託取引　手形割 引取引　平成１９年８月３１日債権譲渡（譲 渡人株式会社ＳＦ不動産クレジット）にかか る債権　平成２０年３月１９日債権譲渡（譲 渡人株式会社ＳＦ不動産クレジット）にかか る債権　平成２０年８月２７日債権譲渡（譲 渡人株式会社不動産クレジット）にかかる債 権
１３ ～ １４	根抵当権設定	平成１９年１１月９日 第１９０８４号	原因　平成１９年１１月９日設定 極度額　金１６億円 債権の範囲　金銭消費貸借取引　手形債権　小 切手債権　保証取引　保証委託取引　手形割 引取引 債務者　神奈川県小田原市城山一丁目４番１号 株式会社新幹線ビルディング 根抵当権者　東京都中央区日本橋堀留町一丁目 ５番７号ＹＯＵビル 株式会社ＳＦ不動産クレジットＰＧＳ 共同担保　目録(い)第２７５６号
１４	１２番、１３番順位変更	平成１９年１１月９日 第１９０８７号	原因　平成１９年１１月９日合意 第１　１３番根抵当権 第２　１２番根抵当権
１５	根抵当権設定仮登記	平成２０年９月１８日 第１４０７９号	原因　平成２０年１月１０日設定 極度額　金４億６，０００万円 債権の範囲　金銭消費貸借取引 債務者　神奈川県小田原市城山一丁目４番１号 株式会社新幹線ビルディング 権利者　山梨県甲州市勝沼町綿塚３０９番地

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

公用

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			トランスファー株式会社
	余白抹消	余白抹消	余白抹消
16	12番根抵当権抹消	平成23年2月25日 第2432号	原因 平成23年2月25日解除
17	13番根抵当権抹消	平成23年2月25日 第2433号	原因 平成23年2月25日解除
18	15番仮登記抹消	平成23年2月25日 第2434号	原因 平成23年2月25日解除

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成23年3月15日
静岡地方法務局熱海出張所　　登記官　加藤利正

静岡地方法務局熱海出張所登記官之印

＊ 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D56689 (1/1)

A165

局長	課長	技監	班長	課　員		担　当
〃						

電話・口頭　記録

日　時	平成23年3月17日（木）13時35分～15時45分
打合者	熱海市　まちづくり課　西島室長、窪田副室長ほか1名 建設課　上西課長　ほか1名
	土地対策課　塩沢班長、相磯主幹、市川主査
	森林計画課　内藤班長、石井主査、森主任
施行場所	熱海市伊豆山
要　件	㈱ランディ　及び　㈱新幹線ビルディング　の今後の対応方針について
内容	熱海市伊豆山にて、両社が行っている土地形質変更行為は、計画どおりの施工がされないまま中断状態である上、違法に近い行為が行われているため、今後の対応を話し合った。 1　㈱ランディ ・ H19ごろに都市計画法の開発行為の許可を受けている。 ・ H20.7に林地開発許可を受けてからは、工事はほとんど進ちょくしていない。 ・ 会社も既に申請時の所在場所にはなく、電話も通じない。 ・ 切土法面の処理（勾配、整形、緑化）、盛土の施工（転圧、異物混入）、防災施設の不適正（設置高さが悪く土砂が入らない）などの問題がある。 (1)　都市計画法（熱海市） ・ H22.8にも関係者を呼び出して、文書を手交して行政指導しているが、改善の報告はない。 ・ 会社への送達記録をとりながらの指導は行っていない。 ・ 命令等の行政処分を検討しているが、会社の実態は既に存在せず、誰に処分を行うのかを決めかねている。 (2)　森林法（森林計画課） ・ 文書指導は行っていなかったため、3月中に東部農林事務所長名にてランディに対し、配達証明郵便などで文書指導を行う予定である。 ・ 指導に従わない又は到達しない場合には、中止命令を行う予定である。 ・ 森林法第3条では、法に基づく命令等の処分は、占有者、所有者にも承継されるとなっているため、「命令」を行っておくことが違法行為への抑止効果をもつと考えている。 (3)　宅地造成規制法（熱海市） ・ 命令等の処分は、占有者、地権者など幅広く及ぶため、担当部局（県庁建築安全推進課）は異なるが、同時に処分できるように調整を図っていく。 (4)　風致条例（熱海市） ・ 勧告、命令等の処分はできるが、効力が弱い。

内容	【対応】・・・県・市で連携を取って対応する。 ・ 現地の状況はよくないが、緊急を要するものではないことから、現状を悪化させず、また、新たな行為を抑止するためにも、各法に基づいた命令を行っていく。 ・ 命令等の行政処分が、現行為者、新たに行為を行おうとする者に対しての抑止力となる。 ・ 命令を行う前に、必ず、行政指導を行った記録を残す。 ・ 証明郵便を利用し、相手に確実に届く、あるいは届かない事実を作る。 ・ 行政指導文書送達、命令及びそれに伴う「弁明の機会付与」などは、関係機関が同時に行うように調整する。 2 <u>㈱新幹線ビルディング</u> ・ H18 ごろに無届伐採を行い、農林事務所から是正の指導がされている。 ・ H19 には、土採取条例に基づく届出、伐採届が行われている。 ・ H22. 8 に完了期限を迎えたが、出来形に関する是正、廃掃法による指導が行われているうちに中断し、放置されてしまった。 ・ 沈砂池は設置されているものの、盛土面の植栽・緑化や排水の不備により、法面からの土砂流出が生じている。 (1) 土採取条例（熱海市） ・ 現地はほぼ完成しているが、計画断面と完成断面の相違がみられ、是正を指導している。 ・ 指導中に盛土内への異物混入が判明し、保健所の指導がされた。 ・ これらの指導中に新たな土砂搬入が行われ、撤去を指導している。 ・ 指導を行っても是正される様子は無い。 ・ 土地所有権が新幹線 B から麦島ホールディングスに異動しており、問題が複雑になっている。 ・ 行為者に対して、条例に基づく停止（中止）命令を考えている。 (2) 土採取条例（土地対策課） ・ 土採取条例は、許認可制度でなく、届出制度であるため、非常に弱い効力しか持たない。 ・ したがって、他法令との連携により、むしろ他法令での処分を検討していくほうが望ましい。 ・ 命令等の処分は、条例上に明記されていることから、事業者に対して行うことは可能である。 ・ 命令をして、その後どうするのか、相手に何をさせたいのかを明らかにした上で対策を行わなくてはならない。 ・ 行政代執行を行う覚悟も必要ではないか。

内容	(3)　森林法（森林計画課） ・過去には、無届伐採として是正を指導し、植栽の完了をもって違法状態が解消されたとして扱っていた。 ・その後、1ha 未満の残土処理を行いたいと「伐採届」が提出され、権限を移譲されている熱海市が受理し、指導している。 ・この「伐採届」に基づいて、森林法でも、森林を健全に維持するための「植栽の勧告」などは行える。 【対応】・・・基本的には熱海市対応 ・基本的には、㈱ランディと同様の対応を行っていく。 ・ただし、㈱ランディとは異なり、土砂の流出、崩壊等の危険性があるため、緊急の是正を行わせる必要がある。 ・しかし、会社の実態から是正指導に従うことは考え難い。 ・まずは期限を区切って文書指導を行い、つづいて、停止（中止）命令を行っていくことになるが、土砂流出の低減のためにも、届出の受理者である熱海市が、播種等の代執行は行う必要があるかもしれない。 →他の場所で新幹線 B が行っている行為にも影響するので、慎重に対応したいとのこと ・所有権が異動しているため、新たな所有者へも違法状態が是正されていないことを伝達し、是正されない限り、新たな開発は行えないことを伝える。 ・土地購入者がこのような事実を知らされずに土地を購入していた場合、宅建業法違反等もありえる。 ・関連する法令、機関を再度確認し、調整を行いながら、場合によっては警察にも相談して対応していく。

A166

課長	班長	職員	担当者

熱海市からの相談等に対して、下記のとおり応対したので報告する。

平成23年3月18日

日時	平成23年3月17日（木）13：30～16：00頃	
場所	県庁土地対策課	
打合せ出席者	熱海市	まちづくり課：西島室長、篠田副室長、下田主査補 建設課：上西課長　菅生主幹補
	静岡県（該当）	森林計画課（①②）：内藤班長、石井主査、藤主任 土地対策課：塩澤班長（①②）、相磯主幹（②③）、市川（①～③）
案件	不適切な開発行為及び土の採取等への対応方法について	

相談内容①

（熱海市まちづくり課）

開発許可を受けた開発区域のうち、擁壁などの工事中途のまま放置された未完了工区がある（詳細は別紙資料①参照）。

最近になって、当該工区内に再び土が搬入され始めたとの匿名通報があり、当市が調査した結果、開発許可の内容と異なる行為であることが判明したので、対応を検討している。

問題は、現時点において開発許可を受けた者（法人）の実体が無いことであり（登記所在地に事務所が存在しない）、行政指導による報告要求を行っても応答がない状況である。ついては、どのような対応策が有効であるのか、参考まで県の見解を伺いたい。当市としては、防災措置上の緊急性はないものと判断しており、まずは土の搬入工事を中止させることを当面の目標としている。

なお、最近になって当該工区が森林法の５条森林に該当することが判明し、事後の林地開発許可を得た案件であることから、今後は県森林部局とも連携して対応すべきものと考えている。

応対内容①

（森林計画課）

森林部局としては、原則として林地開発許可を取り消すことはせず、あくまで防災工事を含む許可条件の遵守を前提に指導することとなる。しかしながら、事業者と接触することができないという条件であることから、まずは行政指導による報告要求を繰り返して、事業者不存在という確証を得ることが先決と考えている。

（土地対策課）

都市計画法によれば、許可を受けた者が不存在であっても、関係者に対して法第81条

による監督処分等を行うことは可能である。

よって、妥当な手順としては、森林部局と連携して当該不存在を確かめたのち、さらに法第80条による報告要求を行い、その応答がない場合には、弁明の機会の付与など所要の手続きを経て、許可を受けた者あるいは関係者に対して法第81条による工事停止命令、当該公告及び看板設置を行うことが考えられる（当該地における過去違反処理フローを提供）。

（熱海市）

了解した。当市としては、法第81条による監督処分等が許可を受けた者のみを対象にするものと考えていたため、事業者不存在を確かめることの意義を過小に捉えていた。

今後は、森林部局と連携して、まずは行政指導による報告要求を行うこととする。

相談内容②

（熱海市建設課）

静岡県土採取等規制条例による届出を受理したのち、防災工事を先行せずに土の搬入工事を行い、下流域に泥水を流出させるなど問題となった案件がある（詳細は別紙資料②参照）。

その後、当市の指導により、小さいながらも沈砂池を設け、また盛土部分の段切りを行うなどの対応により泥水の流出がおさまったが、最近になって、計画土量に達したうえで再び関係者と思われる者による土の搬入が始まったところである。今のところ泥水流出などの現象はみられていない。

当市としては、当初計画のとおりに残りの防災工事を完了させ、また盛土部分の緑化により完了させたいところであるが、前述の指導経過後、事業者とは連絡をとることができなくなり、さらに、土地の所有権も移動したようである。

そのことをふまえた現実的な対応としては、防災工事を完了させることよりも、直ちに土の搬入を中止させることのほうがより重要であると考えている。この場合、当該事業者は相談①の開発許可を受けた者の関係者であるが、土採取条例によって相談①と同様の対応が可能であるのか伺いたい。

なお、本件の側面として、土採取面積が1ha超となれば別途林地開発許可が必要となることもあり、当市と県森林部局との間で調整を重ねてきたが、結局、森林部局の方針として、仮に1ha超であっても下流河川の流下能力不足などの要因により林地開発の許可対象にはできず、1ha以内に現況復旧させることとなったため、今後は土採取条例による単独の対応となる。

応対内容②

（土地対策課）

土採取条例にも報告要求や措置命令など監督処分等に関する規定があるものの、本来が届出規定であることもあり、単独の対応では規制及び指導の効力が弱く、森林法など個別法による対応を軸に指導することが望ましいところである。このような背景もあり、

市町によっては独自の条例を制定して規制を強化している。

本件についていえば、規制効果を案ずることよりも当該条例による所要の手続きとるほかはなく、災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、第７条の規定により土の採取等を行っている者に対して直ちに停止命令を行うことが妥当と考える。

（熱海市）

了解した。緊急の必要があるために直ちに停止命令を行う方向で検討する。この場合、新たに土地の所有権を得た者に対しても、土の採取等を行っている者となかして命令することを考慮する。

報告内容③

（熱海市まちづくり課）

当市では、今後相談①及び②のような事案にも迅速に対応するため、熱海市まちづくり条例の改正により、工事中途における行政処分等の位置付けを明確にするとともに、罰則規定を含めて規制を強化することを検討している。なお、当該条例では、都市計画法による開発行為のほか、土の採取等を含めた土地利用全般が対象となる。

まだ素案の段階ではあるが、当市法規担当の指示もあり、今回はこの方針を県に報告する次第である。

応対内容③

（土地対策課）

市の土地利用方針であるから、規制を強化するという貴市の方針については尊重する。

土の採取等に関して、県条例よりも規制及び罰則を強化する内容の改正となれば、その後の案件は県条例の適用対象外となり、強化された貴市条例による対応が可能となる。

以上

＜違反処理等の流れ＞

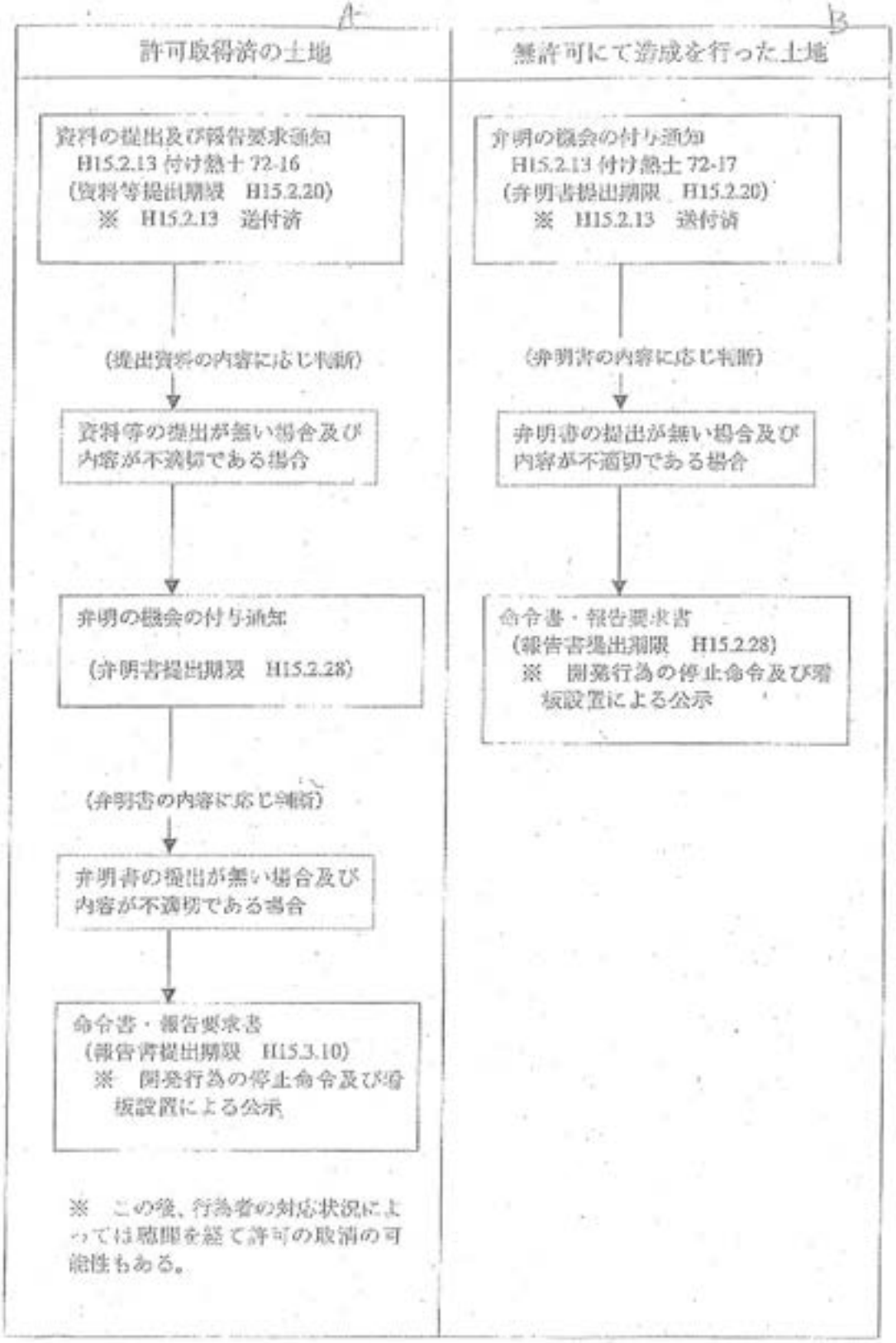
A
許可取得済の土地
資料の提出及び報告要求通知
H15.2.13 付け熱土 72-16
（資料等提出期限　H15.2.20）
※　H15.2.13　送付済
（提出資料の内容に応じ判断）
資料等の提出が無い場合及び内容が不適切である場合
弁明の機会の付与通知
（弁明書提出期限　H15.2.28）
（弁明書の内容に応じ判断）
弁明書の提出が無い場合及び内容が不適切である場合
命令書・報告要求書
（報告書提出期限　H15.3.10）
※　開発行為の停止命令及び看板設置による公示
※　この後、行為者の対応状況によっては聴聞を経て許可の取消の可能性もある。
B
無許可にて造成を行った土地
弁明の機会の付与通知
H15.2.13 付け熱土 72-17
（弁明書提出期限　H15.2.20）
※　H15.2.13　送付済
（弁明書の内容に応じ判断）
弁明書の提出が無い場合及び内容が不適切である場合
命令書・報告要求書
（報告書提出期限　H15.2.28）
※　開発行為の停止命令及び看板設置による公示

A167

写

報告要求書

熱建まち第 2298-7 号
平成 23 年 3 月 25 日

株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男　様

熱海市長　齊藤　栄

許可年月日及び番号	許可　平成 19 年 4 月 9 日　熱建建第 1891-33 号 変更　平成 21 年 1 月 23 日　熱建まち第 2094-46 号
申請者住所氏名	神奈川県小田原城山 1-4-1　株式会社新幹線ビルディング
施工者住所氏名	山梨県甲州市勝沼町綿塚 309　トランスファー株式会社
行為地の所在	熱海市伊豆山字赤井谷 1076-3 の一部
面積	9,446.00 ㎡

平成 21 年 1 月 23 日付け熱建まち第 2094-46 号（最新許可）で許可した風致地区内行為について、下記のとおり文書による報告を求めます。

記

報告を求める内容	①平成 21 年 1 月 23 日付け熱建まち第 2094-46 号で許可を受けた図面（以下「許可書等」という。）と現状が相違している理由 ②許可書等に記載のない切土又は盛土を行った範囲を示した図面（平面図・断面図） ③その他許可書等に記載のない工事を行っている場合は、その工種及び施工範囲を示した図面
報告期限	平成 23 年 4 月 15 日（金）必着
提出先	〒413-8550 熱海市中央町 1 番 1 号 熱海市役所建設部まちづくり課 担当：土地利用対策室　0557-86-6389

熱海市伊豆山字赤井谷における風地区内行為について

①当初
申請者
神奈川県小田原市城山 1-4-1
株式会社新幹線ビルディング　代表取締役　天野二三男
行為地
熱海市伊豆山字赤井谷 1076-3 の一部
行為地面積
9,446.00 ㎡
行為の種類
土地の形質の変更・木竹の伐採
工期
平成 19 年 4 月 12 日～平成 20 年 4 月 12 日
②変更
変更しようとする行為内容
工期
平成 20 年 4 月 12 日～平成 22 年 4 月 12 日

平成 18 年 9 月 21 日に土地を取得（35 万坪）
平成 19 年 4 月 9 日　土採取等規制条例による届出　受理書通知
平成 19 年 4 月 12 日　風致地区条例による許可（形質変更・木竹の伐採）･･･①
平成 19 年 4 月 13 日　着手届　受理
平成 21 年 1 月 23 日　風致地区条例変更許可（工期の変更）･･･②
平成 21 年 6 月 23 日　工法変更等の変更申請を口頭要請（鈴木、千葉）
平成 21 年 6 月 25 日　図面の作成指示（鈴木、千葉）
平成 21 年 7 月 2 日　変更手続きを指示（鈴木、千葉）
平成 21 年 11 月 13 日　変更手続きを指示（天野）
平成 21 年 11 月 17 日　変更手続きを指示（天野、沼尾、千葉、大塚、海際）
平成 21 年 12 月 2 日　変更手続きを指示（沼尾、千葉、大塚）
平成 21 年 12 月 4 日　土採取図面提出　風致も提出を指示（千葉、大塚）
平成 21 年 12 月 18 日　変更手続きを指示（天野、沼尾、千葉、大塚）
平成 22 年 3 月 11 日　工期変更の相談受ける（千葉）
平成 22 年 4 月 8 日　変更申請書式を渡す（大塚）
平成 22 年 5 月 11 日　変更申請要請（天野、沼尾、直井）
平成 22 年 7 月 7 日　変更申請要請（天野、沼尾、鈴木、直井）

平成22年9月9日　変更申請要請（天野、沼尾）
平成23年1月7日　変更申請要請（天野）
平成23年3月25日　報告要求書発送

天野二三男　㈱新幹線ビルディング　代表取締役
　　自由同和会神奈川県本部会長（中央本部総務委員長）
沼尾　勝男　元㈱新幹線ビルディング　取締役
　　現トランスファー㈱（山梨県甲州市）役員
鈴木　篤二　元㈱新幹線ビルディング　取締役
千葉　一敏　㈱ソウメイ　営業
　　千葉工業　代表
大塚　文洋　元㈱新幹線ビルディング社員
直井　俊哉　同上
海際　達也　同上

A168

電 話 口 頭 記 録

部　長	技　監	田島	三井	秋山	柳澤	泊	小山	綿野
横山	大山	鈴木	新谷	岡	山口	小澤	郡司	担当
〃								

受信年月日	平成 23 年 3 月 25 日	発信者	熱海市まちづくり課 西島室長
起案年月日	平成 23 年 3 月 30 日		
決裁年月日	平成　年　月　日	受信者	横山

標題	新幹線ビルディング現場（伊豆山）状況について
用件・処理（伺い）概要	＊西島室長から情報提供があった。 （西島） ・伊豆山Ｄ工区に更に土砂が搬入され、一杯になったため、 再び赤井谷への搬入もされている。 赤井谷の搬入部分は、がれきが敷かれた進入路部分である。 ・土砂には竹くずが混入しており、ダンプの運転手に問い質したところ、 二宮（神奈川県）から運んだと言っていた。 ・県庁森林計画課、東部農林事務所が、指導文書を出す準備をしている。 それに併せて、熱海市役所からも指導文書を出すことにしている。 ただ、相手は新幹線ビルディングでなく、開発行為の名義人であるランディーになる。 （横山） ・了解した、現地を確認する。 ・土砂の搬入元は多分二宮駅近くの造成現場だと思われる。 その造成現場は背後の山を切らないと平場ができず、その山は竹林となっている。 ・指導文書については、また、こちらにも写しをいただきたい。 （西島） ・自分（西島）は異動になった。後任は今まで一緒に対応していた窪田である。

A169

東能廃　第１５０－３号
平成２３年　３月１０日

沼尾　勝男　　様

静岡県知事　　川勝　平太

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項に基づく報告書の徴収について

静岡県熱海市内における建物解体工事等で生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 18 条第1項の規定に基づき、下記のとおり書面による報告を求めます。

なお、この報告を行わなかった場合又は虚偽の報告を行った場合は、同法第 30 条の規定による罰則が適用されることがあるので、申し添えます。

記

1　求める報告の内容

①	報告を求める場所	熱海市日金町 1050-3、1050-20、1050-25 （元ニューフジヤホテル社員寮解体工事）
	報告を求める事項	・当該解体工事における貴殿の立場、権限、業務内容 ・解体工事の発注者 ・解体工事の元請事業者（下請事業者がある場合はその事業者を含む） ・解体工事代金の支払者及び受領者 ・発生した廃棄物の種類及び量 ・当該地に残存する廃棄物の種類及び量 ・熱海市伊豆山（②の現場）へ移動した廃棄物の種類、量、移動年月日、移動指示者及び移動実施者 ・当該地外から運びこまれた廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者及び運搬者

②	報告を求める場所	熱海市伊豆山における宅地造成現場（字赤井谷 1076－3、字水立 1083－2 他）内廃棄物一野積現場
	報告を求める事項	・当該廃棄物野積現場への廃棄物の搬入及び保管における貴殿の立場、権限、業務内容 ・運び込まれている廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者及び運搬者

③	報告を求める場所	熱海市伊豆山字赤井谷 1076-3 他（土砂搬入地）
	報告を求める事項	・当該地への土砂搬入及び木くず搬入における貴殿の立場、権限、業務内容 ・現場工事責任者及びその就任時期（途中交代があった場合は交代者も含む） ・工事代金の受領者 ・当該地に運びこまれた「木くず」の搬入指示者、搬入量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者、搬入年月日、運搬者及び運搬代金の支払者

④	報告を求める場所	熱海市伊豆山字東谷 736-6 他 （元「ジェック研修ホテル伊豆山」解体工事）
	報告を求める事項	・当該解体工事における貴殿の立場、権限、業務内容 ・解体工事発注者 ・解体工事元請事業者（下請事業者がある場合はその事業者を含む） ・解体工事代金の支払者及び受領者 ・野外焼却行為（平成 22 年 11 月 5 日）の指示者、実行者及び焼却した廃棄物の種類、量及び燃殻の処理先 ・上記④の現場からの土砂搬入の指示者 ・当該地外で発生し当該地に運びこまれた廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者、搬入年月日、搬入指示者、運搬者及び運搬代金支払者

2　添付する書類

上記１の回答を確認できる書面の写し（工事請負契約書、解体届出書、廃棄物処理委託契約書、産業廃棄物管理票、工事代金請求書・領収書等）

3　報告期限

平成２３年　３月３１日（必着）

4　報告提出先

静岡県東部健康福祉センター（担当：廃棄物課）

住所：〒410－8543　静岡県沼津市高島本町１－３

電話：０５５－９２０－２１０６

＊郵送可。

＊回答書には記名押印のこと。

上記記載事項に対し、私共には一切責任は御座いません。
基より申請者、又は発注者（干葉興業㈱）等に問うべき問題と思う。

以前にも熱海市に同じような内容の書面を提出済である。

以前より部外者なのに協力して来た者へこの様な物を送付して来た担当者に不信感を抱く。

沼尾 勝男

A170

東健廃　第１５０－２号
平成２３年　３月１０日

トランスファー株式会社
代表取締役　高橋　寛　　様

静岡県知事　　川勝　平太

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項に基づく報告書の徴収について

静岡県熱海市内における建物解体工事等で生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 18 条第1項の規定に基づき、下記のとおり書面による報告を求めます。

なお、この報告を行わなかった場合又は虚偽の報告を行った場合は、同法第 30 条の規定による罰則が適用されることがあるので、申し添えます。

記

1　求める報告の内容

①	報告を求める場所	熱海市日金町 1050-3、1050-20、1050-25 （元ニューフジヤホテル社員寮解体工事）
	報告を求める事項	・解体工事の発注者 ・解体工事の元請事業者（下請事業者がある場合はその事業者を含む） ・解体工事代金の支払者及び受領者 ・発生した廃棄物の種類及び量 ・当該地に残存する廃棄物の種類及び量 ・熱海市伊豆山（②の現場）へ移動した廃棄物の種類、量、移動年月日、移動指示者及び移動実施者 ・当該地外から運びこまれた廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者及び運搬者

②	報告を求める場所	熱海市伊豆山における宅地造成現場（字赤井谷 1076　3、字水立 1083－2 他）内廃棄物　野積現場
	報告を求める事項	・運び込まれている廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者及び運搬者

③	報告を求める場所	熱海市伊豆山字赤井谷 1076-3 他（土砂搬入地）
	報告を求める事項	・工事への関与の有無 ＜関与している場合は以下の事項を報告してください。＞ ・現場工事責任者及びその就任時期（途中交代があった場合は交代者も含む） ・工事代金の受領者 ・当該地に運びこまれた「木くず」の搬入指示者、搬入量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者、搬入年月日、運搬者及び運搬代金の支払者

④	報告を求める場所	熱海市伊豆山字東谷 736-6 他 （元「ジェック研修ホテル伊豆山」解体工事）
	報告を求める事項	・工事への関与の有無 ＜関与している場合は以下の事項を報告してください。＞ ・解体工事発注者 ・解体工事元請事業者（下請事業者がある場合はその事業者を含む） ・解体工事代金の支払者及び受領者 ・野外焼却行為（平成 22 年 11 月 5 日）の指示者、実行者及び焼却した廃棄物の種類、量及び燃殻の処理先 ・上記③の現場からの土砂搬入の指示者 ・当該地外で発生し当該地に運びこまれた廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者、搬入年月日、搬入指示、運搬者及び運搬代金の支払者

2　添付する書類

上記１の回答を確認できる書面の写し（工事請負契約書、解体届出書、廃棄物処理委託契約書、産業廃棄物管理票、工事代金請求書・領収書等

3　報告期限

平成２３年　３月３１日（必着）

4　報告提出先

静岡県東部健康福祉センター（担当；廃棄物課）

住所：〒410－8543　静岡県沼津市高島本町１－３

電話：０５５－９２０－２１０６

＊郵送可。

＊回答書には代表取締役印を押印のこと。

上記記載事項に対し、当社には一切責任は御座いません。
基より申請者、又は発注者（千葉興業他）等に問うべき問題と思う。

以前にも熱海市に同じような内容の書面を提出済である。

高増　寛

A171

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成23年4月11日
2 監視員	中田班長、岡専門主査、小澤主任、三枝主任、小山技師、郡司特別監視員、新谷特別監視員
3 業者氏名	新幹線ビルディング
4 所在地	熱海市赤井谷　残土置場
5 立会者	なし

6 現地の状況

赤井谷残土処分場の現地確認を行った。入り口付近に廃棄物（竹）混じりの土砂が置かれていた。



※　熱海市の町づくり課（クボタ氏）から情報提供あり。

伊豆山の不法投棄現場の一部（赤畔谷、がれき置き場（ただしがれき置き場については詳細がはっきりしていないため、未だに新幹線ビルディング所有の可能性あり））がムギシマ　ヨシミツ氏に売却された。ムギシマ氏は会社（ムギシマ建設、ZENホールディングス）を経営する名士である。

新幹線ビルディングは廃棄物を除去するという覚書の基、ムギシマ氏に土地を売っており、撤去期限が3月末（当初2月末だったのを1回延長）だったため守られなかった。これに対して裁判等を視野に入れた対応を考えているとのこと。

◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他		
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他			○			
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃業物処理施設		
		特管物			許可対象　中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分　安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外　中間処理施設		

覚書

平成23年1月28日付土地売買契約書（以下、本契約という）の特約条項1.2が、本日現在不履行の為、下記条件にて、本覚書を締結する。

記

1. 売主㈱新幹線ビルディング並びに㈱リゾート都市開発（以下、甲という）は、熱海市伊豆山字水立1083番2地内（以下、当該地という）のコンクリートコンを場外へ撤去する。

2. 甲は、当該地の木片（その他）を場外へ撤去する。

3. 甲は、当該地の境界杭を復元する。

4. 甲は、本契約上の熱海市が使用しているポンプ室脇のゴミ等の片付けを行う。

5. 甲は、本契約上にある堰堤の法面成形を行い、熱海市に完了届けを提出する。

6. 上記5項目は、平成23年3月31日までに甲の責任において完了させる事とする。

7. 本契約の第3条本件売買残代金の内、金参百万円の支払を、買主麦島善光（以下、乙という）は上記6項目終了までの間、支払いを留保する。尚、上記6項目が終了次第、残代金は乙から甲へ支払うこととする。

8. 本覚書の条項を履行する為に、本契約の仲介人（有）」熱海進和企画並びに㈱環建築企画（以下、丙という）は保証人として本覚書に署名する。

以上

平成23年2月25日

甲　小田原市城山一丁目4番1号
株式会社新幹線ビルディング
代表取締役天野二三男

甲　小田原市城山一丁目4番1号
株式会社リゾート都市開発
代表取締役　天野二三男

乙　静岡県熱海市伊豆山1083
麦島善光

丙　熱海市田原本町9番1号
有限会社熱海進和企画
代表取締役市河　晢

丙　小田原市扇町一丁目16番43号
株式会社環建築企画
代表取締役上野宏文

A172

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成23年4月20日
2 監視員	小澤主任、郡司特別監視員、小池主査
3 業者氏名	新幹線ビルディング
4 所在地	熱海市赤井谷 残土置場
5 立会者	なし

6 現地の状況

赤井谷残土処分場の現地確認を行った。4月11日立入時、入り口付近に木くず混じりの残土が搬入されていた。

本日確認したところ、重機の入った跡があり、がれきと残土が混ぜられていた。



◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他		
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他			○			
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃棄物処理施設		
		特管物			許可対象 中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分 安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外 中間処理施設		

A173

用地管理課長	課　員	担　当

電　話　口　頭　記　録　簿

件　名	新幹線ビルディングに対する今後の対応について
日にち	(1)平成23年4月28日　午前10時頃 (2)平成23年4月28日　午後4時頃
相手方	(1)東部農林事務所　治山課林地保全班　石井主査 (2)熱海市役所　建設課　上西課長
内　容	

熱海市伊豆山で土採取・開発行為をしている（株）新幹線ビルディングについて、今後の対応を平成23年11月10日に関係各所で検討したところであるが、その会議で森林法での規制の可否について東部農林事務所担当者に訊ねたところ持ち帰り検討する、とのことであった。

そこで、（株）新幹線ビルディングに対して森林法での規制の可否について東部農林事務所 治山課林地保全班 石井主査に電話連絡し、以下のとおり回答を得た。

なお、石井主査は22年度まで交通基盤部森林局森林計画課におり、新幹線ビルディングについては前所属においても関わっており経緯については承知しているとのことであった。

（1）

土　木：森林法第十条の二の2で、"…森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがある"時には林地開発を許可しないことも可能のように読めるが、森林法において（株）新幹線ビルディングの開発行為を規制することは可能か。

農　林：森林法で（株）新幹線ビルディングを規制するのは難しい。
今年3月に熱海市の建設課・まちづくり課が県庁 土地対策課に来て今後の対応について検討した（石井主査も同席）。そこで、熱海市と土地対策課で**①これ以上土砂を入れさせないこと(土採取等規制条例)　②緑化を求めること(森林法)**　の2点を23年度に指導していくということになった。今後、熱海市が動き出すものと思われる。
土木事務所として関わるのは都市計画法の32条協議。

上記回答を得たため、熱海市役所建設課 上西課長に電話連絡して以下を確認した。

（2）

熱海市：東部農林事務所 石井主査の話のとおりで、土採取等規制条例第13条にかかる文書を（株）新幹線ビルディングおよび施工業者に今日発出したところである。文書の回答期限は 5月16日としている。今後、また動きがあったら土木事務所に連絡する。

○森林法から抜粋

(開発行為の許可)

第十条の二　**地域森林計画の対象となつている民有林**(第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。)**において開発行為**(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。)**をしようとする者は**、農林水産省令で定める手続に従い、**都道府県知事の許可を受けなければならない。**ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一　国又は地方公共団体が行なう場合

二　火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合

三　森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合

2　都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、**次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。**

一　当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により**当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。**

一の二　当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

二　当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

三　当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

3　前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たつては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。

4　第一項の許可には、条件を附することができる。

5　前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

6　都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(昭四九法三九・追加、平三法三八・平一一法八七・平一一法一六〇・一部改正)

A174

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成23年5月9日
2 監視員	岡専門主査、小澤主任、都司特別監視員
3 業者氏名	新幹線ビルディング
4 所在地	熱海市赤井谷 残土置場
5 立会者	なし

6 現地の状況

赤井谷残土処分場の現地確認を行った。4月20日立入時と変化なし。





◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他		
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃業物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他			○			
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃業物処理施設		
		特管物			許可対象 中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分 安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外 中間処理施設		

A175

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成23年5月16日
2 監視員	中田班長、岡専門主査、小澤主任、郡司特別監視員
3 業者氏名	新幹線ビルディング
4 所在地	熱海市伊豆山がれき置場
5 立会者	加賀氏

6 現地の状況

新幹線ビルディング（伊豆山造成地D工区）に立入調査を行った。

現場には重機が一台あり、私道上に放置されていた廃棄物混じりの残土を隣地に移動させていた。重機を操っていた"顔面に異常な刺青ある男"（加賀氏）に聴取した。内容以下のとおり。

「道をきれいにしてくれと頼まれた。頼んできたのは宇都宮というの者だ。オペ代は宇都宮の親方からもらうことになっている。詳しい話は宇都宮に聞いてほしい。」とのことであった。新幹線ビルディングの話をすると、「重機は新幹線が借りたかもしれないが、私はオペとして土をどけるよう言われているだけでその他は知らない。」とのこと。また、D工区での作業は本日から始め、3日間で終了する予定とのこと。また、赤井谷残土処分場についても2日間かけて残土の移動を行ったとのことであった。

連絡先

＊加賀氏（熱海市多賀在住：080－3688－3866）自家用車ナンバー：伊豆580か29－48

＊宇都宮氏（090－9265－1230）





◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他		
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他			○			
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃棄物処理施設		
		特管物			許可対象 中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分 安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外 中間処理施設		

A176

用地管理課長	課　員	担　当

電　話　口　頭　記　録　簿

件　名	熱海市伊豆山の（株）新幹線ビルディングの所有地について
日　時	平成23年5月18日 午前10時30分頃
相手方	熱海市役所 建設課（上西課長・菅生氏）
内　容	

熱海市伊豆山で土採取・開発行為をしていた（株）新幹線ビルディング（以下、新ビ）について、平成23年5月19日に熱海市役所で新ビおよび各関係機関が集まって今後の対応について検討するのに先立ち、熱海市に検討する内容について事前に確認した。

○上西建設課長

熱海市伊豆山に新ビが所有していた土地については、現在は麦島という人が所有している。新ビと麦島氏との間に不動産会社が入って麦島氏が土地を購入した。ただし、新ビが土採取をしていた伊豆山赤井谷については、麦島氏から現状を是正してほしいという要望があった。このため、明日の打ち合わせでは新ビに是正を求めるつもりである。

○菅生氏

麦島氏は（株）ユニホーの代表取締役会長（別添ホームページ参照）。新ビから土地を購入する前にその隣接した土地（資生堂の土地だった模様）を購入しており、今回隣接していた新ビの土地も購入したのだと思われる。新ビの土地は全て購入したと聞いている。少なくとも新ビが土採取をしていた伊豆山赤井谷の土地は麦島氏が購入している。ただ、平成23年4月1日に熱海市と麦島氏とで現場立会いをした時、麦島氏から赤井谷の現状を是正してほしいとの話があったため、今回関係機関で集まって伊豆山赤井谷の処理方法について検討するということになった。ただ、明日は新ビの代表取締役の天野氏は来るが麦島氏のほうは代理人が来るので、どこまでの話ができるのかはわからない。

A177

所長	次長	[illegible]	[illegible]	総務課長	[illegible]	[illegible]	工事課長	[illegible]	支所主幹	課　係	担当者

打ち合わせ記録簿

件　名	(株) 新幹線ビルディングとの協議について
日　時	平成23年5月19日(木) 午後2時00分～午後3時40分
場　所	熱海市役所4階B会議室
出席者	熱海市役所：建設課・まちづくり課・産業振興課・水道温泉課
	本庁：環境局廃棄物リサイクル課(2名) 東部保健所：廃棄物課(4名) 熱海土木事務所：用地管理課(岩崎班長代理・田村主任)
	麦島氏の代理人(モリヤ氏)・土地売買の仲介人(市河氏)・上野氏
	(株) 新幹線ビルディング　カツマタ氏　他2名(天野氏は欠席)
内　容	

熱海市伊豆山で土採取・開発行為をしてきた（株）新幹線ビルディング（以下、新ビ）がその所有地を(株)ユニホーの代表取締役会長 麦島　善光 氏に売却したことを受けて、これまで新ビが赤井谷で行ってきた土採取の現場の今後の処理方法について、平成23年5月19日に熱海市役所で新ビ、麦島氏の代理人、売買の仲介人および関係各所が集まって今後の処理方法について検討した。

しかし、出席予定だった新ビの代表取締役の天野氏が急遽欠席したためカツマタという者が受け答えに対応したが、カツマタ氏は事情を承知しておらず何か質問されても施工業者でないとわからないとして説明を逃れ、また市役所担当者が説明している折にも頻繁に携帯電話で通話をするなどして市役所担当職員を苛立たせて説明が途切れる場面も多々あった。

天野氏が欠席したため大きな進展はなかったが、以下のようなやりとりが交わされた。

○熱海市(上西建設課長)

平成23年4月17日付で静岡県土採取等規制条例第13条1項に基づいて報告書の提出を要請したのは承知しているか。

○カツマタ氏

沼野氏(※施工業者)は知っていると思う。

○熱海市(上西建設課長)

この要請について、今後現場をどのように処理していくのは文書での報告を求める。

○カツマタ氏

要望は確認しておく。要望についてはまた回答する。

○熱海市(上西建設課長)

2つ要望する。(1)土採取の届出がされている区域について。この区域については盛土がされているが、法面が崩れてきており危険である。今の法面を何とかしてほしい。また、排水が適切にできるようにし、森林法の観点から植栽をお願いする。(2)土採取の届出がされていない区域について。土採取の届出がされていない区域にも土が盛られているが、市はあくまでもこれを「仮置き」と捉えている。仮にこれを土採取として考えればゆうに 1ha を超えている。あくまで「仮置き」なのでその土砂は外に出して欲しい。本来的には、土を盛るだけでも土採取の届出は必要となる。

○ カツマタ氏

では、処理方法の計画書を出してからということになるか。

○熱海市(上西建設課長)

処理方針が決まるまでは現場を動かさないでほしいとは言ったが、そのままでいいということではない。現場の重機を目の前にしてそこで指示をするわけにはいかない。まずは文書なり図面なりで処理方法の確認をしたい。

○熱海市建設課(菅生氏)

条例に基づいて報告書を提出してほしい。4月17日の文書のコピーをもう一度お渡しする。前回送付した文書の回答期限は平成23年5月13日が回答期限だったが、平成23年5月31日までに提出してほしい。

○モリヤ氏

計画を出すのが目的ではない。計画を出したら実行に移して欲しい。

○熱海土木事務所

土木事務所としては、二級河川逢初川の河川管理者として河川の汚濁を懸念している。逢初川河口付近には伊豆山港があるが、逢初川の汚濁水が港に流れ込んで苦情を受けたことがある。仮の話になるが、漁業被害が出た場合には原因者に責任が問われることも想定されるので留意いただきたい。また、新ビと麦島氏との土地売買で特約を交わしているということだが、もし支障がないようであれば内容を教えてほしい(※別添。新ビ、麦島氏代理人、売買仲介人の了承を得たうえで熱海市よりコピーを受理)。

○静岡県土採取等規制条例より抜粋○

(報告の徴収及び立入検査等)

第13条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、土の採取等を行う者に対し、当該土の採取等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

土の採取等計画届出書について(打ち合わせ)

議 事 次 第

平成23年5月 19日 (木) 午後2時
市役所4F　B会議室

1　開　会

2　出席者自己紹介

3　議　題：

① 熱海市伊豆山赤井谷で盛土工事を実施している届出事業に対する協議

(1) 経過報告及び計画概要の説明 (説明:建設課)

(2) 届出者の考え

(3) 今後の対応方法

〈4) その他

熱海市役所　建設課　用地室
(菅生、雲野、上西)
TEL：0557-86-6409
FAX：0557-86-6429

赤井谷土の採取等届出工事会議出席者（予定）

H23.11.5

来　庁　者

届出者：㈱ 新幹線ビルディング　天野　二三男　、勝又　他2名
（新幹線）

土地所有者：麦島　（代理人：）モリヤ氏.

関係者：　市河、玉木（小泉）
→ 鈴木弁護士山口事務所

行　　政

東部農林事務所

~~治山課~~
~~林地保全係　　石井~~

東部健康福祉センター（東部保健所）

廃棄物課
岡
山口

熱海土木事務所

用地管理課　　岩崎　和義、田村　史

熱海市

~~建設部長　澤田　修一~~
建設課　　上西　敏文、雲野　篤　、宿崎　康彦、菅生　修
まちづくり課　　菊地　充、窪田純一、松本敏明

観光部
産業振興課長　　田中　秀樹

~~上下温泉水道部長　　長津　宏司~~
水道温泉課　　~~山田　義正、~~佐藤　光俊

土の採取等計画届出書の経緯　　（熱海市伊豆山字赤井谷）

1）土の採取等計画届出書

① 申請者：株式会社新幹線ビルディング　代表取締役　天野二三男

② 住　所：小田原市城山 1-4-1

③ 申請面積：　9,446 ㎡

④ 工　期：　平成 22 年 7 月 8 日

2）用途地域、その他の地区

① 都市計画区域、無指定、第二種風致地区、宅地宅造規制区域、森林区域

② 廃棄法、河川法(逢初川)、土砂災害防止法

③ 県土地利用委員会、まちづくり条例、土採取等規制条例

3）その他 ――――『敷地内に既存占用(旧所有者)』

水道課施設――――調圧槽、ポンプ場、送水管

4）問題点

① 届出工事完了期間が過ぎても、現場が完了しない。（完成届けが未提出）

②産業廃棄物の処理

5)現場の状況（盛り土し法面を築造して 8 ヶ月が経過）

① 届出区域内

・盛り土した法面が崩れ始めている。

・盛り土した斜面の端(右側、左側)に水が流れ掘削されている。

② 届出区域外

・進入道路より山側に盛り土あり。

③ 産業廃棄物の処理

・進入道路に産廃を引いている。山側の盛り土が混廃である。

6）現況写真　（撮影日:5 月 17 日）







土の採取等申請経緯

平成18年9月12日	用地取得
平成19年3月 9日	届出書の提出(上流部)(下流部)
平成19年4月 9日	届出書の受理書交付(上流部)———工期 受理日から12月

※ 下流部の土採取条例の届出(H19.5.2 東部農林治山課と協議) →その行不明

1.ダム2基分を設置すると同一流域内の開発で林地開発が必要。

2.上流に宅造をするのであれば、林地開発が必要)

平成19年4月12日	風致地区許可(形質の変更・木竹の伐採)
平成19年4月 日	伐採届け(不明)
平成21年3月19日	盛土の開始(電話連絡) →七尾の開発の残土→神奈川から.
平成21年6月	担当者と工法協議、林地開発の必要性を通告
平成21年11月4日	熱土、東農、市で合同会議
平成21年11月13日	受理書について指示事項を通知。(土採取、伐採届け、風致)
平成21年11月17日	市内開発について打ち合わせ(市担当部局)
平成21年12月9日	受理書の変更、工法、工期:H22.4.8日まで
平成22年3月23日	工期の変更、工期:H22.7.8日まで
平成22年7月	8月10日完成予定(千葉氏、沼尾氏から口答で確認)
平成22年8月	盛土土砂に混廃材を使用 (木)
平成22年9月9日	天野氏に土砂及び廃材の搬入をやめるよう要請(口答)
平成22年9月17日	土採取条例8条第1項の届出について(要請) →小田原の事件所にて.
平成22年10月8日	土砂搬入の中止要請

【土地所有者の変更】 新ビ→麦島

平成23年3月日	静岡県土採取等規制条例に基づく土の採取等について(再要請) →完了
平成23年~~5~~月~~27~~日 4月17日付 5.13期限	静岡県土採取等規制条例にかかる報告書の提出について(要請)———(条例13条第1項)

☆ 今後天野氏がどのように完了させるのか?

仲介人:赤河氏.

作成年月日:平成23年5月19日(上西)

4/1 美島さん

覚書

平成23年1月28日付土地売買契約書（以下、本契約という）の特約条項1.2が、本日現在不履行の為、下記条件にて、本覚書を締結する。

記

1. 売主㈱新幹線ビルディング並びに㈱リゾート都市開発（以下、甲という）は、熱海市伊豆山字水立1083番2地内（以下、当該地という）のコンクリートコンを場外へ撤去する。

2. 甲は、当該地の木片（その他）を場外へ撤去する。

3. 甲は、当該地の境界杭を復元する。

4. 甲は、本契約上の熱海市が使用しているポンプ室脇のゴミ等の片付けを行う。

5. 甲は、本契約上にある堰堤の法面成形を行い、熱海市に完了届けを提出する。

6. 上記5項目は、平成23年3月31日までに甲の責任において完了させる事とする。

7. 本契約の第3条本件売買残代金の内、金参百万円の支払を、買主麦島善光（以下、乙という）は上記6項目終了までの間、支払いを留保する。尚、上記6項目が終了次第、残代金は乙から甲へ支払うこととする。

8. 本覚書の条項を履行する為に、本契約の仲介人（有）」熱海進和企画並びに㈱環建築企画（以下、丙という）は保証人として本覚書に署名する。

以上
平成23年2月25日

甲　小田原市城山一丁目4番1号
株式会社新幹線ビルディング
代表取締役天野二三男

甲　小田原市城山一丁目4番1号
株式会社リゾート都市開発
代表取締役　天野二三男

乙　静岡県熱海市伊豆山 1083
麦島 善光

丙　熱海市田原本町9番1号
有限会社熱海進和企画
代表取締役市河　哲

丙　小田原市扇町一丁目16番43号
株式会社環建築企画
代表取締役上野宏文

A178

起　案

至急

保存期間	長期	閲覧区分	室／課内
収受日		分類名	環境-廃棄物-産業廃棄物関係 法１８条報告関係
起案日	平成２３年　５月１７日		
決裁日	平成 23年 5月 18日	文書番号	東健廃第72号
施行日	平成 23年 5月 19日	起案者	東部健康福祉センター廃棄物課 不法投棄対策班 専門主査　岡　大真　印 （電話：3333）
処理期限	平成　　年　　月　　日		
発信元文書番号			
公印	要		
発信者	センター所長		
受信者	㈱新幹線ビルディング　代表取締役　天野三三男		
件名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１８条第１項に基づく報告書の徴収について（催告）		

決裁・合議	部長 西ケ谷　友義	技監 齋藤　博	班長 田島　和子	班長 中田　尋久	主任 小澤　英宏	主任 三枝　良輔
	技師 小山　祐人	技師 綿野　尚幸				
公印承認						

このことについて、報告書の提出が無いので、別案により催告します。

東健廃第　７２　　号
平成２３年５月１９日

株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男　様

静岡県東部健康福祉センター
大　石　義　治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１８条
第１項に基づく報告書の徴収について（催告）

平成２３年３月１０日付け東健廃第１５０号による報告書の徴収（別紙写し）について、報告期限は平成２３年３月３１日ですが、平成２３年５月１８日現在、貴社からの報告書の提出はありません。

ついては、下記により速やかに提出するよう催告します。

なお、報告を行わなかった場合又は虚偽の報告を行った場合は、同法第３０条の規定により罰則（３０万円以下の罰金）が適用されることがあるので、申し添えます。

記

１　報告書提出先

静岡県東部健康福祉センター　（担当　廃棄物課）

住所　：　〒410-8543　静岡県沼津市高島本町１－３

＊　郵送可

＊　報告書には記名押印のこと

担当　廃　棄　物　課
電話　055-920-2106

(今回依頼) → ← (別途起案)

			㈱新幹線ビルディング		トランスファー㈱		沼尾勝男		岩崎建材㈱八晃建設㈱岩崎謹男		㈲シンエー 小澤伸一	
	質問内容	18条報告回答 廃棄物課立入調査記録	未提出		当社には一切関係ない。 申請者、又は発注者(千葉興業他)に問うべき問題 ＊注1 この回答には4箇所の現場のどの箇所を対象としたものかの記載が無いが、過去の調査経緯から千葉興業は赤井谷の作業現場でしか目撃されていないため、回答者は赤井谷について解答したものと推測した。		同左		八晃建設㈱、岩崎謹男合名で提出。 日金町解体現場について、発注者は㈱新幹線ビルディング、施工者はトランスファー 八晃建設は名義を貸しただけ 注2 ＊注2 日金町の現場の土地の登記簿上の名義は新幹線ビルディングではなく八晃建設		当社はこの件に関して一切関係無い。 ただし、千葉興業立会いのもと説明する。 注1	
			回答	対応案	回答	対応案	回答	対応案	回答	対応案	回答	対応案
日金町解体現場	解体工事の発注者	岩崎建材(沼尾他から聞き取り)記録②		案1により督促(18条報告の徴収として督促)	関係無い	法人(トランスファー)の仕事か個人(沼尾氏)の仕事かの切り分けが必要なため、沼尾氏の回答結果を見た後検討する。	関係無い	案の2により報告を徴収 ・以前施工者として名前が挙がっている	新幹線ビルディング トランスファー 新幹線ビルディングに替わり岩崎建材がトランスファーに立替	・新幹線ビルディングの物件を岩崎個人が信託により所有物とし、後に解体した場合、解体した廃棄物(収集運搬の委託がなく、解体後の廃棄物が現地に残された場合)は廃掃法上新幹線ビルディングの廃棄物と考えるか、岩崎個人の廃棄物と考えるかを検討する。(弁護士相談等利用) ・今回の報告書聴取で、新たな関与当が発覚したばあい、対応を検討する		
	解体工事の元受者	施工者はトランスファー(沼尾他から聞き取り) 記録②										
	解体工事代金の支払い者、受領者	支払い者:新幹線ビルディング 受領者:トランスファー 記録②										
	廃棄物の種類、量	がれき類、木くず、量は不明										
	伊豆山現場へ移動した廃棄物の種類、量、年月日、移動指示者及び移動実施者	不明。平成21年1月頃と思われる 記録①										
	外から運び込まれた廃棄物の種類、量、排出場所、排出者、運搬者	不明。										
伊豆山廃棄物堆積現場	廃棄物の種類、量、排出場所、排出者、運搬車	・日金町解体現場からがれき類を運搬したのは新幹線ビルディング(記録②:沼尾から聞き取り:証拠書類無し) ・赤井谷、日金町以外の排出箇所は不明 ・マニフェストは無いがトラック5台分の廃棄物を処理した(記録⑤小澤から聞き取り)			関係無い	同上	関係無い	案の2により報告を徴収 ・新幹線ビルディングとトランスファー(沼尾氏)の役割分担が不明	未回答 報告徴収は個人に対してのみ実施	案3により報告を徴収 ・関係者の役割分担を確認する		
伊豆山赤井谷土砂処分場	現場工事責任社名と、その就任時期	・H21.12までは千葉興業、H21.12以降はトランスファー 記録③ ・小澤に指導票でがれきの撤去指導(小澤は自筆で記名)			申請者、千葉興業他に問うべき問題と回答	同上	申請者、千葉興業他に問うべき問題と回答	案の2により報告書を徴収 ・H21.12以降は千葉興業からトランスファーの仕事となった模様 ・重機オペはトランスファー沼尾氏が手配した			千葉興業立会いの下説明と回答	案4により報告書を徴収
	工事代金の支払い者、受領	不明										
	木くず搬入の搬入指示者、搬入量、排出場所、排出者、搬入年月日、運搬車、運搬代金支払者	・木くずは新幹線ビルディングのもので、岩崎建材がストックしていたものらしい。排出場所は小田原市あたり。 量は40㎥程度で複数の会社の車両で搬入。重機オペレータ(氏名:キクチ)はトランスファー沼尾氏が手配した 記録③ ・伊豆山赤井谷残土処分場の木くずを伊豆山廃棄物堆積地に運搬したのはシンエーの社員(記録④聞き取り:証拠書類無し)										
伊豆山ジェック研修所解体現場	解体工事発注者				関係無い	同上	関係無い	案2により報告を徴収 ・現場で采配していた等の事実を目撃している			関係無い	今回の報告書聴取で、新たな関与当が発覚したばあい、対応を検討する
	解体工事元請業者	・かつまた(作業員証言から)、トランスファー沼尾(解体屋から) 記録⑤ 沼尾が現場で采配しているのを目撃 記録										
	工事代金の支払者、受領者	不明										
	野外焼却の指示者、実行者、燃やした廃棄物の種類、量、燃え殻の処理先	実行者(現場責任者)は田中久三 記録⑥										
	現場外から運び込まれた廃棄物の種類、量、排出場所、排出者、搬入年月日、搬入指示者、運搬車及び運搬代金支払い者	不明										
	伊豆山赤井谷からジェックへの土砂搬入の指示者、その工事代金支払い者	不明										

東健廃　第　１５０　号
平成２３年　３月１０日

株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野　二三男　　様

静岡県知事　　川勝　平太

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第１項に基づく報告書の徴収について

静岡県熱海市に存する貴社が実施している工事等に関連する廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 18 条第１項の規定に基づき、下記のとおり書面による報告を求めます。

なお、この報告を行わなかった場合又は虚偽の報告を行った場合は、同法第 30 条の規定による罰則が適用されることがあるので、申し添えます。

記

１　求める報告の内容

①	報告を求める場所	熱海市日金町 1050-3、1050-20、1050-25 （元ニューフジヤホテル社員寮解体工事）
	報告を求める事項	・解体工事の発注者 ・解体工事の元請事業者（下請事業者がある場合はその事業者を含む） ・解体工事代金の支払者及び受領者 ・発生した廃棄物の種類及び量 ・当該地に残存する廃棄物の種類及び量 ・熱海市伊豆山（②の現場）へ移動した廃棄物の種類、量、移動年月日、移動指示者及び移動実施者 ・当該地外から運びこまれた廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者及び運搬者

②	報告を求める場所	熱海市伊豆山における宅地造成現場（字赤井谷 1076－3、字水立 1083－2 他）内廃棄物　野積現場
	報告を求める事項	・運び込まれている廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者及び運搬者

③	報告を求める場所	熱海市伊豆山字赤井谷 1076-3 他（土砂搬入地）
	報告を求める事項	・現場工事責任者及びその就任時期（途中交代があった場合は交代者も含む） ・工事代金の受領者 ・当該地に運びこまれた「木くず」の搬入指示者、搬入量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者、搬入年月日、運搬者及び運搬代金の支払者

④	報告を求める場所	熱海市伊豆山字東谷 736-6 他 （元「ジェック研修ホテル伊豆山」解体工事）
	報告を求める事項	・解体工事発注者 ・解体工事元請事業者（下請事業者がある場合はその事業者を含む） ・解体工事代金の支払者及び受領者 ・野外焼却行為（平成 22 年 11 月 5 日）の指示者、実行者及び焼却した廃棄物の種類、量及び燃殻の処理先 ・上記③の現場からの土砂搬入の指示者 ・当該地外で発生し当該地に運びこまれた廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者、搬入年月日、搬入指示者、運搬者及び運搬代金の支払者

2　添付する書類

上記１の回答を確認できる書面の写し（工事請負契約書、解体届出書、廃棄物処理委託契約書、産業廃棄物管理票、工事代金請求書・領収書等）

3　報告期限

平成２３年　３月３１日（必着）

4　報告提出先

静岡県東部健康福祉センター（担当；廃棄物課）

住所；〒410－8543　静岡県沼津市高島本町 1－3

電話；０５５－９２０－２１０６

＊郵送可。

＊回答書には代表取締役印を押印のこと。

A179

復　命　書

課　長	課長代理	専門監	課　　員

1　日　時　　平成23年5月19日（木）14:00～16:40
2　場　所　　熱海市役所会議室
3　要　件　　新幹線ビルディングへの指導
4　出席者
【静岡県】廃棄物リサイクル課（伊藤班長、高柳主査）
東部健康福祉センター（中田班長、岡専門主査、小澤主任、郡司特別監視員）
熱海土木事務所用地管理課（岩崎班長代理、田代主任）
【熱海市】建設課（上西課長他）、まちづくり課（窪田氏他）、用地室、
産業振興課（田中課長）、水道温泉課（佐藤）、道路海岸整備室
【㈱新幹線ビルディング】　勝又（天野社長代理）、秋山（筆記担当）
【㈱環（たまき）建築企画】（土地売買に係る新幹線ビルディング側の仲介者）上野代表
【㈲熱海進和企画】（土地売買に係る麦島氏側の仲介者）　市河代表
【麦島氏代理】　守屋氏
5　内容
○　熱海市各所で問題を起こしている㈱新幹線ビルディングが行った赤井谷の土地売買について、買主の麦島善光氏との間で、当該土地上の廃棄物や土砂を巡って紛糾している。
○　熱海市役所に新幹線ビルディング社長の天野氏と買主の麦島氏が来庁するというので、新幹線ビルディングに指導を行うため、東部健康福祉センターと廃棄物リサイクル課が同席した。
○　出席予定だった新幹線ビルディングの天野社長は現れなかった。
○　熱海市、県土木事務所及び県健康福祉センターが指導を行うも、「県や市の要望を持ち帰って後日回答する。」「現場のことはトランスファーの沼尾氏しか分からない。」「（現場作業を担当した）千葉興業とは連絡がとれない。」等の回答しか得られなかった。
○　改めて天野社長、沼尾氏（トランスファー）及び代理の勝又氏を呼んで事情を聴取することとした。

(1)　熱海市による指導
・赤井谷残土置場とその隣接地のC工区は、静岡県土採取条例の届出に係る処理が完了していない。早急に完了すること。
・完了にあたっては、緑化による法面保護や排水対策を行うこと。
・過剰搬入した土砂は現場から搬出すること。
・既に期限を過ぎているため、延長申請を行うとともに、5月31日までに計画書を提出すること。
・搬入した廃棄物は県の指導に基づき適正に処理すること。
・申請区域外に搬入した土砂は速やかに搬出すること。区域外の土砂搬出についても5月31日までに今後の処分方針を書面で提出すること。
(2)　県による指導①（熱海土木事務所、逢初川管理関係）
・赤井谷下流の逢初川で漁業被害が発生している。漁業被害の原因が貴社の残土処理であるとも推定される。今後、貴社に対し損害賠償請求が提起されることもあり得るので、留意されたい。

（裏面へつづく）

上記のとおり復命します。
廃棄物リサイクル課長　様

平成23年5月24日
廃棄物リサイクル課　班長　伊藤　通宏
主査　高柳　宏則

(3) 県による指導②(東部HC、廃棄物関係)

- 3月31日期限の熱海市日金町についての18条報告書について、未提出であるため5月31日までに提出すること。
- 赤井谷の廃棄物については、排出者を報告すること。排出者が法律に基づいて適正に処理すること。廃棄物をC工区からD工区への移動させるのは認められない。
- 日金町・赤井谷以外の現場についても18条報告書を求めており、未提出であるため、5月31日までに提出すること。
- 天野社長、沼尾氏(現場責任者)、勝又氏の三者が来庁できる日程を確保すること。
  ※勝又氏連絡先:0465-32-1158(新幹線ビルディング事務所) 080-3437-5360(携帯電話)

土の採取等計画届出書について(打ち合わせ)

議 事 次 第

平成23年5月 19日 (木) 午後2時
市役所4F　B会議室

1　開　会

2　出席者自己紹介

3　議　題：

① 熱海市伊豆山赤井谷で盛土工事を実施している届出事業に対する協議

(1) 経過報告及び計画概要の説明 (説明:建設課)

(2) 届出者の考え

(3) 今後の対応方法

(4) その他

熱海市役所　建設課　用地室
(菅生、雲野、上西)
TEL：0557-86-6409
FAX：0557-86-6429

熱海市1印×良村

赤井谷土の採取等届出工事会議出席者(予定)

H23.11.5

来　庁　者

届出者：㈱ 新幹線ビルディング　天野　二三男　、勝又

土地所有者：麦島　(代理人：) 刈谷氏 (ヒニネー)

関係者：　市河、~~玉木~~(小泉)　孫(住宅)東海底面

行　　政

東部農林事務所

~~治山課~~

~~林地保全係　　石井~~

東部健康福祉センター(東部保健所)

廃棄物課

岡

山口

熱海土木事務所

用地管理課　　岩崎　和義、田村　史

熱海市

~~建設部長　澤田　修一~~　　領取　　用紙

建設課　　上西　敏文、雲野　篤　、宿崎　康彦、菅生　修

まちづくり課　　菊地　充、窪田純一、松本敏明

観光部

産業振興課長　　田中　秀樹　(はっさい)

~~上下温泉水道部長　　長津　宏司~~

水道温泉課　　~~山田　義正、佐藤~~　光俊

土の採取等計画届出書の経緯　　（熱海市伊豆山字赤井谷）

1）土の採取等計画届出書

① 申請者：株式会社新幹線ビルディング　代表取締役　天野二三男
② 住　所：小田原市城山 1-4-1
③ 申請面積：　9,446 ㎡
④ 工　期 ：　平成 22 年 7 月 8 日

2）用途地域、その他の地区

① 都市計画区域、無指定、第二種風致地区、宅地宅造規制区域、森林区域
② 廃棄法、河川法(逢初川)、土砂災害防止法
③ 県土地利用委員会、まちづくり条例、土採取等規制条例

3）その他 ――――『敷地内に既存占用(旧所有者)』

水道課施設――――調圧槽、ポンプ場、送水管

4）問題点

① 届出工事完了期間が過ぎても、現場が完了しない。（完成届けが未提出）

②産業廃棄物の処理

5）現場の状況（盛り土し法面を築造して 8 ヶ月が経過）

① 届出区域内
・盛り土した法面が崩れ始めている。
・盛り土した斜面の端(右側、左側)に水が流れ掘削されている。
② 届出区域外
・進入道路より山側に盛り土あり。
③ 産業廃棄物の処理
・進入道路に産廃を引いている。山側の盛り土が混廃である。

6）現況写真　（撮影日：5 月 17 日）





土の採取等申請経緯

平成18年9月12日　用地取得
平成19年3月 9日　届出書の提出(上流部)(下流部)
平成19年4月 9日　届出書の受理書交付(上流部)――工期 受理日から12月
※ 下流部の土採取条例の届出(H19.5.2 東部農林治山課と協議)
1.ダム2基分を設置すると同一流域内の開発で林地開発が必要。
2.上流に宅造をするのであれば、林地開発が必要)

平成19年4月12日　風致地区許可(形質の変更・木竹の伐採)
平成19年4月　日　伐採届け(不明)
平成21年3月19日　盛土の開始(電話連絡)
平成21年6月　担当者と工法協議、林地開発の必要性を通告

平成21年11月4日　熱土、東農、市で合同会議
平成21年11月13日　受理書について指示事項を通知。
(土採取、伐採届け、風致)
平成21年11月17日　市内開発について打ち合わせ(市担当部局)
平成21年12月9日　受理書の変更、工法、工期:H22.4.8日まで
平成22年3月23日　工期の変更、工期:H22.7.8日まで

平成22年7月　8月10日完成予定(千葉氏、沼尾氏から口答で確認)
平成22年8月　盛土土砂に混廃材を使用
平成22年9月9日　天野氏に土砂及び廃材の搬入をやめるよう要請(口答)
平成22年9月17日　土採取条例8条第1項の届出について(要請)
平成22年10月8日　土砂搬入の中止要請

【土地所有者の変更】

平成23年3月日　静岡県土採取等規制条例に基づく土の採取等について
(再要請)
平成23年8月27日　静岡県土採取等規制条例にかかる報告書の提出について
(要請)――(条例13条第1項)

作成年月日:平成23年5月19日(上西)

A180

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成23年5月20日
2 監視員	岡専門主査、小山技師、郡司特別監視員
3 業者氏名	新幹線ビルディング
4 所在地	熱海市赤井谷 残土置場
5 立会者	なし

6 現地の状況

赤井谷残土処分場の現地確認を行った。以前整地した部分が一部崩落していた。



◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他		
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他			○			
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃業物処理施設		
		特管物			許可対象 中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分 安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外 中間処理施設		

A181

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成23年5月30日
2 監視員	岡専門主査、小山技師、都司特別監視員
3 業者氏名	新幹線ビルディング
4 所在地	熱海市伊豆山、ジェック伊豆山研修ホテル、日金町がれき置き場
5 立会者	なし

6 現地の状況

豪雨による影響を調査するため新幹線ビルディング(伊豆山、ジェック伊豆山研修ホテル解体現場、日金町がれき置き場)に立入調査を行った。

伊豆山赤井谷の一部に崩落が見られた。他の箇所については変化なし。



下部に崩落したと思われる箇所が見受けられた。

◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他		
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他			○			
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃棄物処理施設		
		特管物			許可対象 中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分 安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外 中間処理施設		

A182

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成23年6月20日
2　監視員	小澤主任、都司特別監視員
3　業者氏名	新幹線ビルディング
4　所在地	熱海市赤井谷　残土置場
5　立会者	なし

6　現地の状況
特に変化なし



◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他		
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他			○			
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃業物処理施設		
		特管物			許可対象　中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分　安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外　中間処理施設		

A183

東健廃第１５０－２号により静岡県知事より求められた平成２３年３月１０日付廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条に基づく報告をいたします。

平成２３年6月２０日
熱海市役所

1　　熱海市日金町１０５０－３　１０５０－２０　１０５０－２５元ニューフジヤホテル社員寮解体工事については次のとおりです。

解体工事の発注者は岩崎建材です。建物の所有者も岩崎建材です。
解体工事代金の支払者及び受領者は自分の工事なので発生しない。
工事の請負契約書はありません。
建物を解体したのはトランスファーが行いました。岩崎建材の乗用という形態だったので工事契約は結ばれていません。
当該地に残存する廃棄物の種類及び量は鉄くずとコンクリートがらがでした。
日金のガラは伊豆山に持っていきました。
ガラの移動は新幹線ビルディングが行いました。
搬出量は現在伊豆山Ｃ工区にあるほぼ全部の量だと思って間違い無いです。
日金のガラを伊豆山に持っていった理由は、地元に工事箇所での分別を反対されたので、伊豆山に持っていって分別するしかなかったのが理由です。

2　　熱海市伊豆山における宅地造成現場（字赤非谷１０７６－３　字水立１０８３－２他）内廃棄物野積現場については次のとおりです。

Ｃ工区にガラ以外にコンテナや軽トラックがあります。
コンテナは新幹線の現場事務所でした。
隣の小さいコンテナな重機の部品などが入っています。
コンテナが置いてある高さが元々の地盤面です。
コンテナを置いたのは今から６～７年前です。
入り口の竹や一般ゴミは二宮から持ってきたものです。
二宮のゴミは新幹線ビルディングの土地から出たものです。
二ノ宮から伊豆山までは岩崎建材がダンプを用意し、新幹線ビルディングも作業員をだして熱海の伊豆山に持ってきたものです。元々、新幹線ビルディングの土地から出たゴミなので同社として了解し、持ってきました。
何度か県から指摘があったのでコンクリがら以外のものは何度か他に出した。
Ｃ工区のガラについては小澤建材が分別して処分してその後に泥の搬入をしてもいいと認

めました。

3　熱海市伊豆山字赤井谷１０７６－３（土砂搬入地）については次のとおりです。

現場の工事責任者は千葉さんです。

工事は今から３～４年前から始めました。

最初の契約では１台当たり１５００円から２０００円を千葉が新幹線ビルディングに払うという契約でした。

１台は約６㎥入ります。

最初の半年から８ヶ月くらいは、千葉興業は新幹線ビルディングに３万円から１０万円くらいで多い時は３０万円の搬入代を支払っていました。

どうも現場の話を聞くと、赤井谷には泥が何万リューベも入っているので千葉さんには何千万円入っているようだという話を聞きました。

赤井谷で掘り出した木片はテクノパークから岩崎建材と新幹線ビルディングがダンプで持ってきたものです。

テクノパークから木片を持ってきたのは岩崎建材が自分で準備したダンプで持ってきました。

4　熱海市伊豆山字東谷７３６－６元ジェック研修ホテル伊豆山解体工事については次のとおりです。

元ジェック研修ホテルは新幹線ビルディングの持ち物です。

解体業者は泰野にある字は忘れましたが、ダイシンという会社です。

解体とごみ処理を契約して、着手金：５０万円、解体：５０万円をダイシンに払いましたが、逃げられてしまいました。産廃は御殿場業者に頼みました。

業者が逃げた後は、自分で重機を乗って泥やらゴミを一箇所に集めました。

中の鉄くずの専門業者に頼んで持っていってもらいました。

野焼きは私が田中に指示して浄化槽の糞尿の雑菌などをなくすために浄化槽は燃やしたのです。

私はそのとき実際現場にいました。

赤井谷（土砂搬入地）の土を造成用に何台か運び入れています。

土の運び入れは私が指示して小澤が行いました。

宅地分なので３０台分くらいだったと思います。

ジェックに他からごみを持ち込んだことは一切無いです。

以上事実に相違ありません。

申　立　人

住所 小田原市城山1-4-1

氏名 株式会社
新幹線ビルディング
代表取締役 天野二三男

立会い者

職・氏名

上記の文に対し天野二三男代の証明に間違い有りません
私の18條項目とします。
山梨県甲州市勝沼町綿塚309
沼尾勝男

静岡県 廃棄物リサイクル課
不法投棄対策班長 伊藤通宏
不法投棄対策班 主幹兼副班長 川島好勝
不法投棄対策班 主査 奥野和介
不法投棄対策班 主任 古橋辰也
静岡県東部健康福祉センター廃棄物課
専門技 岡大夏
技師 小山祐人

A184

復　命　書

供覧	課　長	課長代理	専門監	班　長	副班長	班　員

出張年月日	平成23年6月20日（月）　9:00　～　13:00
件　名	新幹線ビルディング等に係る不適正処理案件指導
出張先	熱海市役所
用　件	熱海市内における解体工事現場、土地造成地区における廃棄物の不適正処理案件について新幹線ビルディング社長天野他関係者から聞取調査を行った。

1　出席者

(1)　静岡県
　　廃棄物リサイクル課（伊藤班長、川島副班長、奥野主査、古橋主任）
　　東部健康福祉センター（岡専門主査、小山技師）

(2)　熱海市
　　建設課（上西課長他２名）、まちづくり課（窪田氏）

(3)　㈱新幹線ビルディング
　　代表取締役　天野二三男他１名（カツマタ）

(4)　㈱熱海進和企画
　　市河氏（土地売買にかかる新幹線側の仲介者）

(5)　トランスファー㈱
　　沼尾勝男（新幹線の役員にもなっている）

2　内容

(1)　熱海市による指導事項

　熱海市伊豆山における土地造成区域については、土採取条例の届出が必要となることから、前回（５月１９日）に、５月３１日までに届出を完了するよう指導したが、届出が完了されていない。

　早急に工事計画書と完了計画等の届出をすること。

　伊豆山の工事は、廃棄物が放置されているから、出来ないのではなく、届出が完了していないからで、廃棄物の処理については、県などの指導に従って適正に処理すること。

（裏面に続く）

上記のとおり復命します。

平成23年6月21日

廃棄物リサイクル課長　様

不法投棄対策班　班長　伊藤　通

主幹兼副班長　川島　好勝

主査　奥野　祐介

主任　古橋　辰也

復　命　書

※　天野申立事項
土地造成区域については、早急に測量をやり直し、計画書を提出する。

(2)　県による指導
新幹線ビルディング代表取締役天野二三男及びトランスファー従業員沼尾勝男が列席したことから、本年３月１０日付けで関係者に送付した１８条報告の経緯を説明し、１８条報告の回答と併せて事実申立書を聴取し、適正に処分するよう指導した（※　詳細は別添事実申立書のとおり）。

※　天野申立事項
このままガラ等を放置しておいても仕方がない。
私がやる。
日金町の現場も伊豆山の造成地も、ジェックも、信頼できる奴に任せたつもりが、みんな逃げられた。
日金町の解体現場は、危険性がないように、とりあえず２０メートルくらい上げる。
伊豆山に持ちこんだガラは当初は、ガラパゴスなどで砕石し、路盤材として使用するつもりだったが、リース代金が高いようであれば、コンガラは神奈川県内の許可を有する業者へ処分を委託し、廃プラなどは御殿場の業者に処分等を委託する。
日金町の現場は、調整さえつけば明日（６月２１日）からでも実施したい。

東健廃第１５０－２号により静岡県知事より求められた平成２３年３月１０日付廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条に基づく報告をいたします。

平成２３年6月２０日
熱海市役所

１　熱海市日金町１０５０－３　１０５０－２０　１０５０－２５元ニューフジヤホテル社員寮解体工事については次のとおりです。

解体工事の発注者は岩崎建材です。建物の所有者も岩崎建材です。
解体工事代金の支払者及び受領者は自分の工事なので発生しない。
工事の請負契約書はありません。
建物を解体したのはトランスファーが行いました。岩崎建材の乗用という形態だったので工事契約は結ばれていません。
当該地に残存する廃棄物の種類及び量は鉄くずとコンクリートがらがでした。
日金のガラは伊豆山に持っていきました。
ガラの移動は新幹線ビルディングが行いました。
搬出量は現在伊豆山Ｃ工区にあるほぼ全部の量だと思って間違い無いです。
日金のガラを伊豆山に持っていった理由は、地元に工事箇所での分別を反対されたので、伊豆山に持っていって分別するしかなかったのが理由です。

２　熱海市伊豆山における宅地造成現場（字赤井谷１０７６－３　字水立１０８３－２他）内廃棄物野積現場については次のとおりです。

Ｃ工区にガラ以外にコンテナや軽トラックがあります。
コンテナは新幹線の現場事務所でした。
蓋の小さいコンテナに重機の部品などが入っています。
コンテナが置いてある高さが元々の地盤面です。
コンテナを置いたのは今から６～７年前です。
入り口の竹や一般ゴミは二宮から持ってきたものです。
二宮のゴミは新幹線ビルディングの土地から出たものです。
二ノ宮から伊豆山までは岩崎建材がダンプを用意し、新幹線ビルディングも作業員をだして熱海の伊豆山に持ってきたものです。元々、新幹線ビルディングの土地から出たゴミなので同社として了解し、持ってきました。
何度か県から指摘があったのでコンクリがら以外のものは何度か他に出した。
Ｃ工区のガラについては小澤建材が分別して処分してその後に泥の搬入をしてもいいと認

めました。

3　熱海市伊豆山字赤井谷１０７６－３（土砂搬入地）については次のとおりです。

現場の工事責任者は千葉さんです。

工事は今から３～４年前から始めました。

最初の契約では１台当たり１５００円から２０００円を千葉が新幹線ビルディングに払うという契約でした。

１台は約６㎥入ります。

最初の半年から８ヶ月くらいは、千葉興業は新幹線ビルディングに３万円から１０万円くらいで多い時は３０万円の搬入代を支払っていました。

どうも現場の話を聞くと、赤井谷には泥が何万リューベも入っているので千葉さんには何千万円入っているようだという話を聞きました。

赤井谷で掘り出した木片はテクノパークから岩崎建材と新幹線ビルディングがダンプで持ってきたものです。

テクノパークから木片を持ってきたのは岩崎建材が自分で準備したダンプで持ってきました。

4　熱海市伊豆山字東谷７３６－６元ジェック研修ホテル伊豆山解体工事については次のとおりです。

元ジェック研修ホテルは新幹線ビルディングの持ち物です。

解体業者は秦野にある字は忘れましたが、ダイシンという会社です。

解体とごみ処理を契約して、着手金：５０万円、解体：５０万円をダイシンに払いましたが、逃げられてしまいました。産廃は御殿場業者に頼みました。

業者が逃げた後は、自分で重機を乗って泥やらゴミを一箇所に集めました。

中の鉄くずの専門業者に頼んで持っていってもらいました。

野焼きは私が田中に指示して浄化槽の糞尿の雑菌などをなくすために浄化槽は燃やしたのです。

私はそのとき実際現場にいました。

赤井谷（土砂搬入地）の土を造成用に何台か運び入れています。

土の運び入れは私が指示して小澤が行いました。

一宅地分なので３０台分くらいだったと思います。

ジェックに他からごみを持ち込んだことは一切無いです。

以上事実に相違ありません。

申　立　人

住所 小田原市城山1-4-1

氏名 株式会社
新幹線ルーンデイング

立会い者

職・氏名 代表取締役 天野二三男

上記の文に対し天野二三男氏の証明に間違い有りません
私の18条項目とします。
上野県甲州市勝沼町綿塚309
沼尾勝男

静岡県 廃棄物リサイクル課
不法投棄対策班長 伊藤通宏
不法投棄対策班 主幹兼副班長 川島好勝
不法投棄対策班 主査 奥野祐介
不法投棄対策班 主任 古橋辰也
静岡県東部健康福祉センター廃棄物課
専門技 岡大吳
技師 小山祐人

静岡県知事　様

今後の計画

平成２３年６月２１日～２５日　　ガラ出し　日金から開始します。

平成２３年２７日　　ニムラ

平成２３年６月３０日　　万一、ゴミが出た場合は廃棄物処理法に基づき適正に処理します。

以上の処理は㈱新幹線ビルディングが責任をもって行います。

平成２３年６月３０日

↑
20

住所　小田原市城山1-4-1

氏名　株式会社新幹線ビルディング
代表取締役　天野二三男

A185

東健廃第１５０－２号により静岡県知事より求められた平成２３年3月１０日付廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条に基づく報告をいたします。

平成２３年6月２０日
熱海市役所

１　熱海市日金町１０５０－３　１０５０－２０　１０５０－２５元ニューフジヤホテル社員寮解体工事については次のとおりです。

解体工事の発注者は岩崎建材です。建物の所有者も岩崎建材です。
解体工事代金の支払者及び受領者は自分の工事なので発生しない。
工事の請負契約書はありません。
建物を解体したのはトランスファーが行いました。岩崎建材の傘用という形態だったので工事契約は結ばれていません。
当該地に残存する廃棄物の種類及び量は鉄くずとコンクリートがらでした。
日金のガラは伊豆山に持っていきました。
ガラの移動は新幹線ビルディングが行いました。
搬出量は現在伊豆山Ｃ工区にあるほぼ全部の量だと思って間違い無いです。
日金のガラを伊豆山に持っていった理由は、地元に工事箇所での分別を反対されたので、伊豆山に持っていって分別するしかなかったのが理由です。

２　熱海市伊豆山における宅地造成現場（字赤井谷１０７６－３　字水立１０８３－２他）内廃棄物野積現場については次のとおりです。

Ｃ工区にガラ以外にコンテナや軽トラックがあります。
コンテナは新幹線の現場事務所でした。
隣の小さいコンテナな重機の部品などが入っています。
コンテナが置いてある高さが元々の地盤面です。
コンテナを置いたのは今から６～７年前です。
入り口の竹や一般ゴミは二宮から持ってきたものです。
二宮のゴミは新幹線ビルディングの土地から出たものです。
二ノ宮から伊豆山までは岩崎建材がダンプを用意し、新幹線ビルディングも作業員をだして熱海の伊豆山に持ってきたものです。元々、新幹線ビルディングの土地から出たゴミなので同社として了解し、持ってきました。
何度か県から指摘があったのでコンクリがら以外のものは何度か他に出した。
Ｃ工区のガラについては小澤建材が分別して処分してその後に泥の搬入をしてもいいと認

めました。

3　熱海市伊豆山字赤井谷１０７６－３（土砂搬入地）については次のとおりです。

現場の工事責任者は千葉さんです。

工事は今から３～４年前から始めました。

最初の契約では１台当たり１５００円から２０００円を千葉が新幹線ビルディングに払うという契約でした。

１台は約６㎥入ります。

最初の半年から８ヶ月くらいは、千葉興業は新幹線ビルディングに３万円から１０万円くらいで多い時は３０万円の搬入代を支払っていました。

どうも現場の話を聞くと、赤井谷には泥が何万リューベも入っているので千葉さんには何千万円入っているようだという話を聞きました。

赤井谷で掘り出した木片はテクノパークから岩崎建材と新幹線ビルディングがダンプで持ってきたものです。

テクノパークから木片を持ってきたのは岩崎建材が自分で準備したダンプで持ってきました。

4　熱海市伊豆山字東谷７３６－６元ジェック研修ホテル伊豆山解体工事については次のとおりです。

元ジェック研修ホテルは新幹線ビルディングの持ち物です。

解体業者は泰野にある字は忘れましたが、ダイシンという会社です。

解体とごみ処理を契約して、着手金：５０万円、解体：５０万円をダイシンに払いましたが、逃げられてしまいました。産廃は御殿場業者に頼みました。

業者が逃げた後は、自分で重機を乗って泥やらゴミを一箇所に集めました。

中の鉄くずの専門業者に頼んで持っていってもらいました。

野焼きは私が田中に指示して浄化槽の糞尿の雑菌などをなくすために浄化槽は燃やしたのです。

私はそのとき実際現場にいました。

赤井谷（土砂搬入地）の土を造成用に何台か運び入れています。

土の運び入れは私が指示して小澤が行いました。

一宅地分なので３０台分くらいだったと思います。

ジェックに他からごみを持ち込んだことは一切無いです。

以上事実に相違ありません。

申　立　人

住所 小田原市城山1-4-1

氏名 株式会社
新幹線山ヒルディング
代表取締役 天野二三男

立会い者

職・氏名

上記の文に対し天野二三男氏の証明に間違い有りません
私の18条項目とします。
山梨県甲州市勝沼町綿塚309
沼尾勝男

静岡県 廃棄物リサイクル課
不法投棄対策班長 伊藤通光
不法投棄対策班 主幹兼副班長 川島好勝
不法投棄対策班 主査 奥野拓介
不法投棄対策班 主任 古橋辰也
静岡県東部健康福祉センター廃棄物課
専門技 岡大夏
技師 小山祐人

A186

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成23年6月27日
2 監視員	小澤主任、都司特別監視員
3 業者氏名	新幹線ビルディング
4 所在地	熱海市赤井谷 残土置場
5 立会者	なし

6 現地の状況
特に変化なし





◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他		
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他			○			
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃棄物処理施設		
		特管物			許可対象 中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分 安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外 中間処理施設		

A187

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成23年6月29日
2 監視員	小澤主任、都司特別監視員
3 業者氏名	新幹線ビルディング
4 所在地	熱海市赤井谷 残土置場
5 立会者	なし

6 現地の状況
特に変化なし



◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他		
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他			○			
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃棄物処理施設		
		特管物			許可対象 中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分 安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外 中間処理施設		

A188

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成23年7月8日
2 監視員	小澤主任、都司特別監視員
3 業者氏名	新幹線ビルディング
4 所在地	熱海市赤井谷 残土置場
5 立会者	なし

6 現地の状況
特に変化なし



◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他		
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他			○			
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃棄物処理施設		
		特管物			許可対象 中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分 安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外 中間処理施設		

A189

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成23年7月11日
2 監視員	岡専門主査、小澤主任
3 業者氏名	新幹線ビルディング
4 所在地	熱海市日金がれき置場
5 立会者	熱海市役所 久保田他1名 新幹線ビルディング勝又 トランスファー 沼尾

6 現地の状況

本日、新幹線ビルディング日金町がれき置場において、がれき崩落防止作業が完了したとの話を受けたため、新幹線ビルディング勝又氏、トランスファー沼尾氏、熱海市役所立会いのもと、現地調査を行った。

(現地状況)

崩落のおそれのあった部分については、がれきの一部が移動され、赤土で整地されていた。

また、斜面下に防護柵の杭が打ちつけられ、鉄板が横向き1枚設置されていた。

沼尾氏から、「今回はあくまで応急措置である。防護柵以上のがれきの崩落はない。重機はあさって伊豆山に運び、伊豆山赤井谷のノリ面の整形を行う。」との話があった。

当課から、整地した部分も含め、敷地内にはがれきが埋まっているので、今後撤去の必要があることを重ねて指導した。

伊豆山赤井谷で作業を開始するには熱海市役所建設課に工程表を提出することになっているが、未だ提出されていないことから、現地調査後、沼尾、勝又両氏が建設課に行き、話し合いを行うことなった。

熱海市役所と連絡を取り合い、作業状況を確認していく。

◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他		
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他			○			
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃棄物処理施設		
		特管物			許可対象 中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分 安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外 中間処理施設		

敷地内にはがれきが露出している部分もあるが、基本的に斜面付近は赤土で整地されている。





フェンスは一段のみ。それ以上の崩落はないと沼尾氏はいう。



A190

電話（口頭）記録

部長	技監	田島	三井	大山	小池	山口	秋山	青木
中田	岡	小澤	三枝	小山	綿野	新谷	郡司	担当

受信年月日	平成23年7月13日	発信者	熱海市まちづくり課　窪田室長
起案年月日	平成23年7月13日		
決裁年月日	平成　年　月　日	受信者	岡

標題	新幹線ビルディングの動き他
用件・処理（伺い）概要	1　日金町の自治会からの要望 日金町自治会長から、当初、がれきを上に掻き揚げる工事と聞いていたが、多くのがれきが法面に残されているとの苦情が市に入った。自治会長自身も以前から新幹線ビルディングの工事を見ているので、仕方ないという様子で話をしていたのだが、廃棄物課にも同様の苦情の電話が入る可能性があるので承知しておいてほしい。 その他、自治会から①しっかりした塀を作ってほしい②敷地中央部のタイヤ等のゴミを処理してほしいという２つの要望があった。 この２つの要望に対しては、熱海市まちづくり課から新幹線ビルディングに対し、文書で指導した。 2　工程表（案）について 熱海市が伊豆山残土処分場に対して出している指示と概ね一致していたようなので、新幹線ビルディングの名前で同様の工程表の提出があっても、熱海市としては、特に指導に影響は無いと思う。 3　伊豆山について 新幹線ビルディングは１２日に重機を日金町から伊豆山残土処分場に回送した。 本日は、残土処分場の一番下の流出土砂をすくい上げる作業を行っていた模様。 重機のオペは沼尾氏だった。

工　程　表

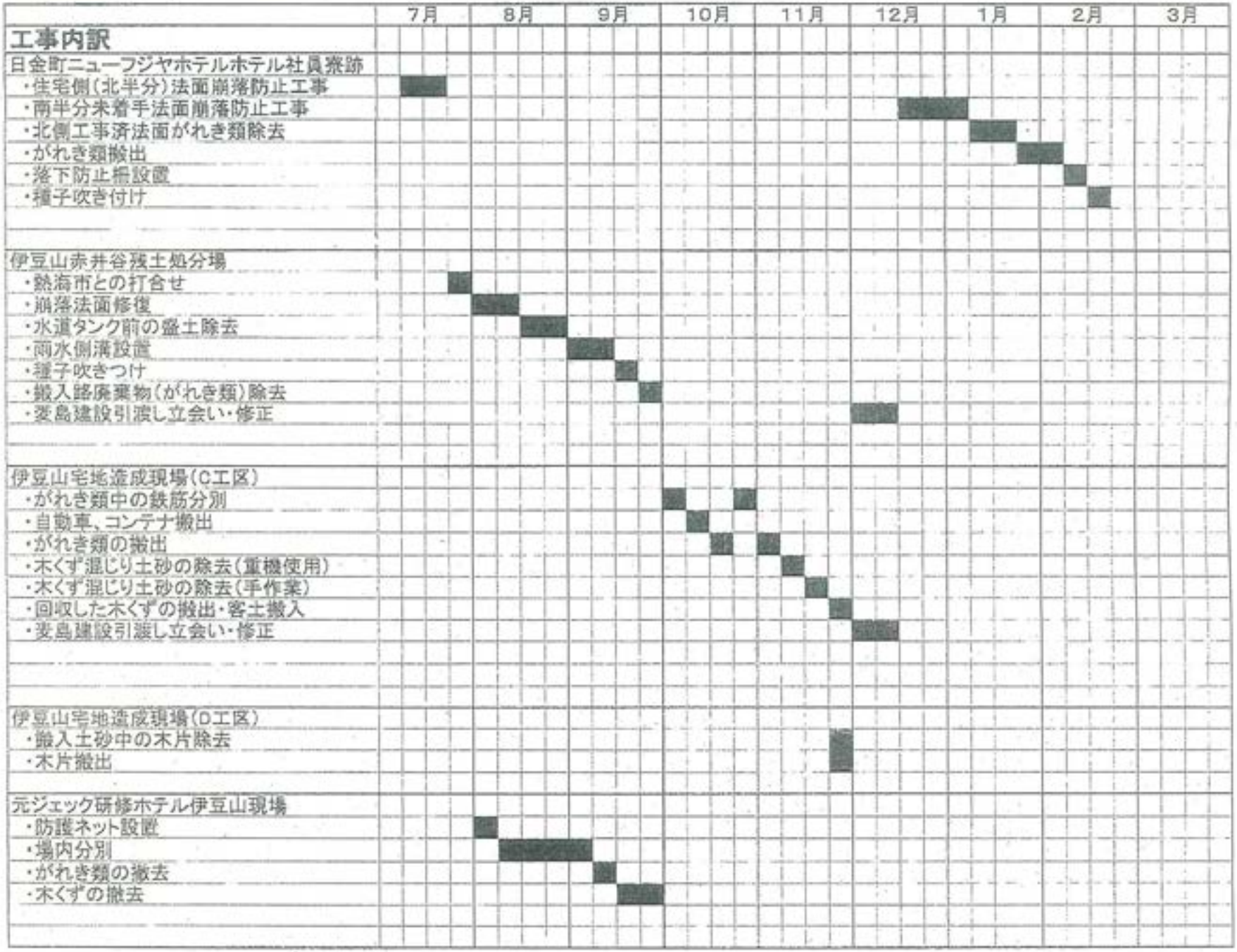
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月
工事内訳
日金町ニューフジヤホテルホテル社員寮跡
・住宅側(北半分)法面崩落防止工事
・南半分未着手法面崩落防止工事
・北側工事済法面がれき類除去
・がれき類搬出
・落下防止柵設置
・種子吹き付け
伊豆山赤井谷残土処分場
・熱海市との打合せ
・崩落法面修復
・水道タンク前の盛土除去
・雨水側溝設置
・種子吹きつけ
・搬入路廃棄物(がれき類)除去
・麦島建設引渡し立会い・修正
伊豆山宅地造成現場(C工区)
・がれき類中の鉄筋分別
・自動車、コンテナ搬出
・がれき類の搬出
・木くず混じり土砂の除去(重機使用)
・木くず混じり土砂の除去(手作業)
・回収した木くずの搬出・客土搬入
・麦島建設引渡し立会い・修正
伊豆山宅地造成現場(D工区)
・搬入土砂中の木片除去
・木片搬出
元ジェック研修ホテル伊豆山現場
・防護ネット設置
・場内分別
・がれき類の撤去
・木くずの撤去

A191

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成23年8月2日
2 監視員	小山技師、郡司特別監視員
3 業者氏名	新幹線ビルディング
4 所在地	熱海市赤井谷 残土置場
5 立会者	なし

6 現地の状況

新幹線ビルディングが工事を行う意思を示していたため、現場確認を行った。

現場には日金町の現場で使用されていた重機が置かれていたが、作業は行われておらず作業員等、人の姿も見受けられなかった。

現場は一部崩落してた斜面の補修工事を行っているものと思われた。

また、最上段に積み置かれていた廃棄物混じりの土砂は一部掘削されており熱海市が管理している水源への道と思われるものが出来ていた。

◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他		
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他			○			
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃棄物処理施設		
		特管物			許可対象 中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分 安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外 中間処理施設		

A192

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成23年8月8日
2 監視員	小澤主任、都司特別監視員
3 業者氏名	新幹線ビルディング
4 所在地	熱海市赤井谷 残土置場
5 立会者	トランスファー 沼尾、熱海進和企画 市河

6 現地の状況

新幹線ビルディング(赤井谷残土置場)に立入調査を行った。

(現地状況)

崩れ始めていた残土処分場の盛り土斜面が整形されていた。

現場にいた沼尾氏に聴取した。回答は以下のとおり。

・斜面の整形、水路の拡張、調整池の設置を行った。あと、2~3日で終わる予定である。
・本日午後に、熱海市の中間検査を受ける。
・新幹線ビルは、誰もやらない。私一人でやっている。この現場が終わり次第、12日から18日まで夏休みに入る。
・盆明けの20日すぎから、そちらが担当するがれきの移動・破砕を行う。

当課から、がれきの移動等を行う際は、事前に連絡するよう伝えた。

定期的に立入し、作業状況を確認していく。

◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他		
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他			○			
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃棄物処理施設		
		特管物			許可対象 中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分 安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外 中間処理施設		

残土処分場

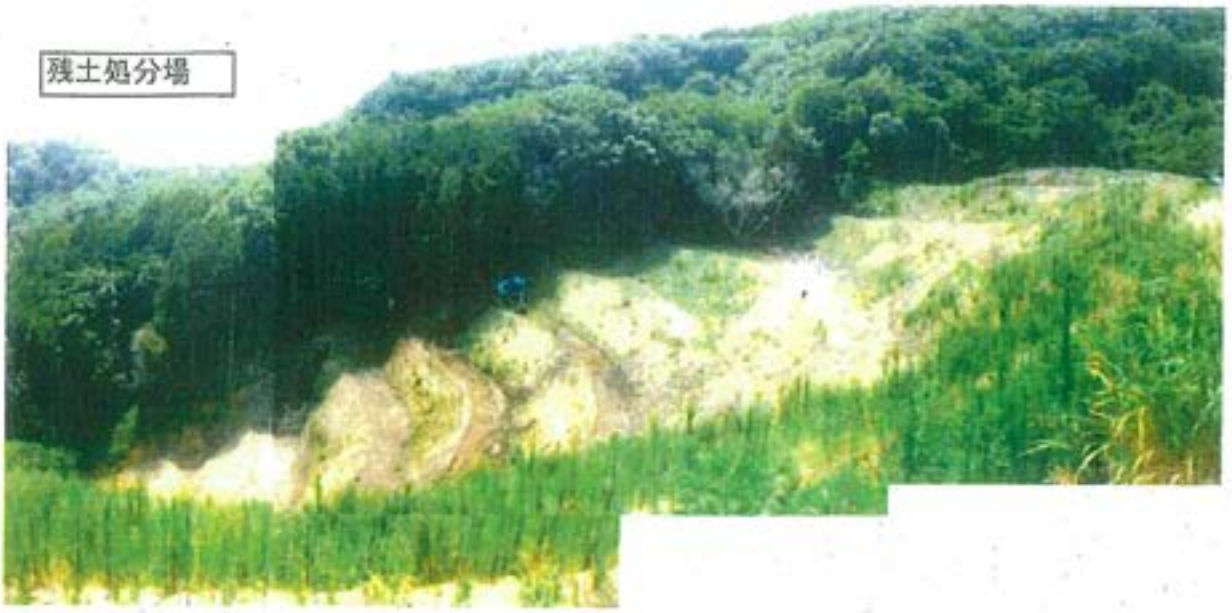

最上段



A193

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成23年8月18日
2 監視員	岡専門主査、小澤主任
3 業者氏名	新幹線ビルディング
4 所在地	熱海市赤井谷 残土置場
5 立会者	なし

6 現地の状況

新幹線ビルディング(赤井谷残土置場)に立入調査を行った。

特に変化なし



◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他		
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他			○			
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃業物処理施設		
		特管物			許可対象 中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分 安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外 中間処理施設		

A194

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成23年8月30日
2 監視員	岡専門主査、小澤主任、郡司特別監視員
3 業者氏名	新幹線ビルディング
4 所在地	熱海市赤井谷 残土置場
5 立会者	トランスファー沼尾

6 現地の状況

新幹線ビルディング(赤井谷残土置場)に立入調査を行った。

(現地状況)

残土処分場を確認したところ、降雨の影響か、一部に崩落があった。

残土処分場にて作業を行っていた沼尾氏に聴取したところ、「台風明け(今週末)から、がれきの破砕・分別を行う。廃プラ等は分別し、新幹線ビルディング名義で搬出する。」とのことであった。

当課から、"排出責任者の特定作業中である"旨、説明したところ、沼尾氏は「がれき等の破砕・分別作業は1ヶ月を要するので、直ぐには搬出しない。それまでに誰が排出者となるか検討してほしい。」とのことであった。

今後、廃棄物の分別作業の立会いを行い、併せて排出事業者の特定作業を進めていく。

＊排出者の特定については、弁護士相談では結論が出なかったため、新幹線、岩崎、沼尾等関係者を集め、話し合いを行う予定。



◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他		
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他			○			
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃棄物処理施設		
		特管物			許可対象 中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分 安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外 中間処理施設		

A195

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成23年9月14日
2 監視員	小澤主任、郡司特別監視員
3 業者氏名	新幹線ビルディング
4 所在地	熱海市赤井谷 残土置場
5 立会者	なし

6 現地の状況

新幹線ビルディング(赤井谷残土置場)に立入調査を行った。

(現地状況)

残土処分場を確認したところ、斜面の一部に崩落がある他、上部残土の山が整地されていた。特に大きな変化なし。



◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他		
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他			○			
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃棄物処理施設		
		特管物			許可対象 中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分 安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外 中間処理施設		

A196

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成23年10月4日
2 監視員	岡専門主査、小澤主任、都司特別監視員、廃リ課川島主幹
3 業者氏名	新幹線ビルディング
4 所在地	熱海市赤井谷 残土置場
5 立会者	沼尾、熱海市まちづくり課久保田

6 現地の状況

熱海市役所にて、沼尾氏と打ち合わせを行う予定であったが、定刻になっても来ないため、新幹線ビルディング(赤井谷残土置場)に立入調査を行った。

(現地状況)

残土処分場を確認したところ、沼尾氏が斜面崩落部分の修復作業を行っていた。

また、残土処分場周囲に大きな崩落があり、処分場内に土砂が流入していた。

沼尾氏によると、この崩落により、残土処分場の修復に1ヶ月間作業が必要となったため、上(C工区)の廃棄物の撤去作業は遅れるか、平行してやることになるとのことであった。また、先日C工区の廃棄物をコンテナ1台分を搬出したと言っていたが、処理先等不明。

沼尾氏には作業を中断してもらい、熱海市役所へ同行してもらうこととした。



◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他		
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他			○			
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃業物処理施設		
		特管物			許可対象 中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分 安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外 中間処理施設		

A197

供覧	課長	課長代理	専門監	班長・副班長	課員

復　命　書

日　時	平成23年10月4日（火）　午後1時00分　～　午後5時30分
件　名	新幹線ビルディング不適正案件に関する聞取り調査
場　所	熱海市役所　3階　会議室
内　容	1　申立人 住所　；　山梨県甲府市勝沼町綿塚309 職業　；　会社役員（新幹線ビルディング） 氏名　；　沼尾　勝男 年齢　；　S19，6，8（67歳） 2　調査者 廃棄物リサイクル課　主幹兼副班長　川島　好勝 東部健康福祉センター　専門主査　岡　大真 〃　主任　小澤　匡宏 〃　特別監視員　郡司　覚 3　状況 (1) 約束の時間である午後1時30分になっても、沼尾が来なかったため、熱海市伊豆山へ確認に行ったところ、同人が、作業をしていたため、熱海市役所まで、呼び出し、聞取り調査を行った。 (2) 聞取り調査を行ったところ、日金町の現場については、 ・岩崎建材が発注者、新幹線ビルディングが受けて、当時役員だった沼尾が解体工事を行った ・日金町のコンクリートがらは、新幹線ビルディングが、伊豆山のC工区に運んだ。 旨を申し立てた。

平成23年10月5日

廃棄物リサイクル課長　様

上記のとおり、復命します。

廃棄物リサイクル課　主幹兼副班長　川島　好勝

事実申立書

申立人
住　所　山梨県甲府市勝沼町綿塚３０９
職　業　会社役員（㈱新幹線ビルディング）
氏　名　沼尾　勝男
連絡先　０８０－３２４３－５２４２（携帯）
年　齢　昭和１９年６月８日（６７歳）

上記申立人は、平成２３年１０月４日、熱海市役所３階まちづくり課において、下記のとおり申し立てた。

記

１　熱海市日金町１０５０－３　１０５０－２０　１０５０－２５元ニューフジヤホテル社員寮解体工事について、詳細を申し述べます。

私のところに建物を壊すという話が来たのは今から４～５年前です。
新幹線ビルディングに岩崎建材の社長から、元ニューフジヤホテルの２棟の社員寮を壊してほしいという話しがありました。
天野社長は話をしたときに立ち会っていました。
話があったとき、私は新幹線ビルディングの役員で、新幹線ビルディングの仕事として解体工事を行いました。
仕事に使った重機のリース代や燃料代は新幹線ビルディングが支払っていたと思います。
工事のときの交通整理員は新幹線ビルディングの社員が行っていました。
私は新幹線ビルディングの役員だったので、日金町の２棟の社員寮の工事は、岩崎建材から新幹線ビルディングが頼まれた工事です。
口約束だけで、工事請負契約を交わしていないし、金銭の授受は発生しておりませんが、発注者は岩崎建材、元請け業者は新幹線ビルディングです。
私はトランスファーの役員も兼務していましたが、トランスファーの受けた仕事ではありません。
解体作業は新幹線ビルディング役員の私と、新幹線ビルディングが雇った私の弟の２人で行いました。
熱海市伊豆山６王区に、日金の現場の解体工事から発生したがれき類を運搬していました。
運搬は新幹線ビルディングが行いました。
ダンプの運転手は新幹線ビルディングの社員でした。
平成２３年６月２０日、熱海市役所で、建物を解体したのはトランスファーで、私が岩崎建材の常用（岩崎建材に雇われた状態）だったと言いましたが誤りで、今日、お話したこ

とが事実です。
平成２３年１０月４日

氏名　沼尾勝男

立会人　　静岡県東部健康福祉センター環境部廃棄物課

岡　大真

小澤匡宏

郡司　覚

静岡県くらし・環境部　環境局　廃棄物リサイクル課

川島好勝

A198

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成23年10月24日
2 監視員	岡導門主査、小山技師、郡司特別監視員
3 業者氏名	新幹線ビルディング
4 所在地	熱海市伊豆山がれき置場
5 立会者	なし

6 現地の状況

廃棄物を不適正保管している新幹線ビルディングの現場に立入した。

赤井谷の現場に立ち入りしたところ、一般廃棄物と思われる廃家電等（1㎥）が投棄されていた。

C工区に立ち入りしたところ、残土（1㎥）が積み置かれていた。

他の現場には大きな変化なし。

現場写真



残土（C工区）



廃家電（赤井谷）

◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他		
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他			○			
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃棄物処理施設		
		特管物			許可対象 中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分 安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外 中間処理施設		

現場写真



ジェック解体現場



D工区



C工区



新たに積み置かれていた残土



赤井谷



赤井谷に積み置かれていた廃家電

立入当日、伊豆山周辺には霧が立ち込めており、視界が悪かった。

A199

口頭記録

部長	技監	中田	岡	小澤	三枝	綿野	新谷	郡司
田島	三井	堀池	大山	山口	小池	原	杉山	担当

連絡年月日	平成23年12月13日	連絡者	新幹線ビルディング（トランスファー） 沼尾氏
起案年月日	平成23年12月13日		
決裁年月日	平成　年　月　日	対応者	岡専門主査、小山技師、郡司特別監視員、熱海市：久保田室長、他建設課2名

件名	撤去作業について
用件・処理（伺い）概要	新幹線が不適正保管している廃棄物撤去について、熱海市役所で沼尾氏と話合った。 廃棄物課：廃　沼尾氏；沼　熱海市：熱 沼：　9月の末ぐらい又は、10月初めになりますが私は新幹線の役員を辞めました。しかし、自分が役員だった時代に新幹線が起こした問題が片付くまではこちらにいる予定です。 赤坂谷とC工区について、私は新幹線に任せたままでは進まないと思い麦島氏に「新幹線が廃棄物を撤去した際に払うことになっていた300万円でトランスファーが撤去を請け負う」という話をしました。実行寸前までは言ったのですが、麦島氏から撤去当日（11月20日ごろ）になりストップがかかりました。 廃：　撤去責任がどこにあるのかは関係者の回答が一致しておらず、依然として不明のままです。トランスファーは静岡県の産業廃棄物収集運搬業を持っていないため他者の廃棄物を収集運搬には法律上問題があります。 この話は今初めて聞きましたが、今後は相談してください。 沼：　片付けることを優先すれば良いのではないか？新幹線も麦島氏もそのような認識でいるはずである。書類上の事ばかり言っていると最後には撤去そのものが出来なくなる恐れがあります。 廃：　適正に撤去することが大切になります。 沼：　新幹線にはお金がありません。新幹線よりは麦島氏と話をしていった方が良いと思います。それでは、麦島氏が土地の所有者責任の下、撤去作業をトランスファーに委託する。その後、産業廃棄物収集運搬業の許可を持つ業者が処分場まで運搬するということならいかがですか？ 廃：　一度持ち帰り検討してみます。 廃、熱：麦島氏と一度、廃棄物の法律関係のことを説明したいと思います、 沼：　麦島氏から当件の代理を頼まれているモリヤ氏という人物が熱海市内にいます。彼に説明してはどうでしょうか？ 廃、熱：分かりました。モリヤ氏に連絡を取ってみます。 <今後の対応> モリヤ氏に会い、廃棄物を処理する際の注意事項を説明する。

A200

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成23年12月14日（水）
2　監　視　員	岡専門主査、小澤主任
3　業者氏名	新幹線ビルディング関係
4　業者住所	熱海市伊豆山
5　立　会　者	㈱ユニホー：守屋 熱海市まちづくり課：久保田室長他１名、建設課長

熱海市伊豆山に不適正処理されている廃棄物について、土地所有者である麦島氏の代理である㈱ユニホーの守屋氏と面会し、以下２点について聴取した。

① 伊豆山赤井谷の残土整形について新幹線ビルディング沼尾氏に依頼しようとした計画と、その後の計画破棄の内容について

② 赤井谷上部（C工区）にあるがれき処理について

（守屋）

赤井谷残土処分場の作業を新幹線ビルディングに求めてきたが、当てにならない。届出上の責任は新幹線ビルディングにあるが、当てにならない者に任せていても進まない。そのため、自身の力でやっていこうと考えた。そこで、少しでも話ができる沼尾氏に相談し、我々の施工方針をあげたが、理解に苦しむ回答や不当な金額の吊り上げをしてきたので、手を引いたところである。

あの現場はグランドやテニスコートなどの施設を計画しており、その後、熱海市の公用地として利用をしてもらえればと思っている。

あの現場については、土地所有者として、新幹線ビルに責任を負った状態で、仕事を継続して進めていきたい。

そのためにも、県、市から方針を示してもらえれば、その内容で進めていきたい。

（当課）

現在、あの現場に残っているがれきなどの廃棄物については、排出事業者である責任者が不明の状態であり、特定作業を行っている状況にある。原因者は新幹線ビルと思われるが、今のところ断定できない。土地所有者として、撤去を行ってもらえるなら、撤去をお願いしたいと思う。一度課内で相談し、後日回答する。

7　指導事項

◎ 区　分

排出事業所	製造業	多量排出事業所		その他		○
		その他				
	建設業	多量排出事業所		し尿処理施設		
		その他		ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所				埋立	
	下水処理施設				その他	
	埋設地を有する事業所			その他処理施設		
	その他					
運搬処理業者	収集運搬	特管物以外		◎産業廃棄物処理施設		
		特管物		許可対象　中間処理施設		
	中間処分	特管物以外		最終処分　安定型		
		特管物		管理型		
	最終処分	特管物以外		遮断型		
		特管物		許可対象外　中間処理施設		

A201

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成23年12月22日
2 監視員	岡専門主査、小澤主任
3 業者氏名	新幹線ビルディング
4 所在地	熱海市伊豆山 赤井谷
5 立会者	なし

6 現地の状況

新幹線ビルディング(伊豆山赤井谷残土処分場)に立入調査を行った。

<状況>

搬入路にて工事が行われていたため、作業員に工事内容について聴取したところ、熱海市発注により、門扉を建設中とのことであった。奥にある熱海市水源地の管理が目的であり、熱海市・麦島建設で協議済とのこと。、

一方で前回立入と変わらず、上段に冷蔵庫、テレビ等の家電類が投棄されていた。

残土処分場



家電類の投棄物



入口付近で設置中の門扉



◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他		
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他			○			
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃棄物処理施設		
		特管物			許可対象 中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分 安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外 中間処理施設		

A202

技監	治山課長	課　　員

平成24年4月6日

東部農林事務所長　様

林地保全班長　杉山　功
主査　石井　孝明
技師　鈴嶋　康子

新幹線ビルディングによる開発行為地の現地調査

熱海市内で新幹線ビルディング関連で行われている開発行為地の状況を確認してきたので復命します。

日　時　平成24年4月5日（木）14:00～15：30
場　所　熱海市伊豆山（①赤井谷：小規模林開地、②ランディ開発地）
　　熱海市上多賀（③伊豆多賀駅裏：道路開設（小規模林開））

内　容

①赤井谷について（小規模林開で残土処理が行われた）

- 完了にあわせて、種子吹付けにて緑化が実施され、徐々に緑化は進みつつある。
- 盛土法面に浸食が発達しつつあり、経過を観測する必要がある。
- 残置された産業廃棄物については変化なし。

※　熱海市からの情報によると、土地所有は、新幹線ビルディングから麦島ホールディングスに移っている。

※　麦島ＨＤは、市に対し今までの行為地及び残置された廃棄物の処理について「善良に対応していく」と話している。

②ランディ開発地（林地開発許可を受けたが、途中で放置状態）

- 工事の進捗はなし。
- 切土面、盛土面から土砂が下流に流出している形跡なし。
- 徐々に自然緑化が進行している。

※　ランディは、実態が消滅している。

③伊豆多賀駅裏側の道路開発（道路法上の同意により実施中）

- 工事は中断中で、資材、法面等が放置されている。
- 自然緑化は進行していない。
- 土砂流出の形跡は見られなかった。

今後も定期的に現地調査を実施する。

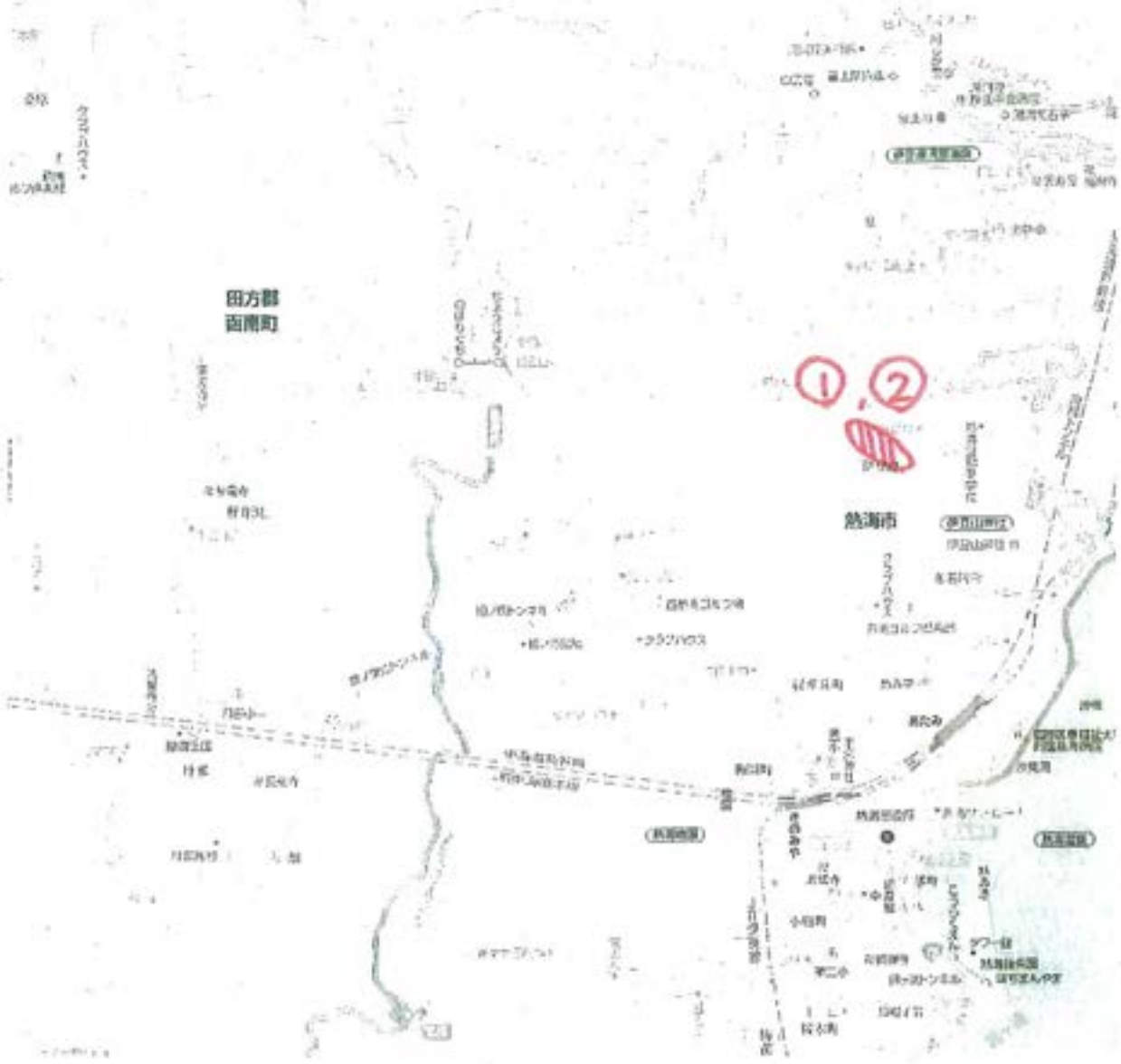
田方郡
函南町
①,②
熱海市

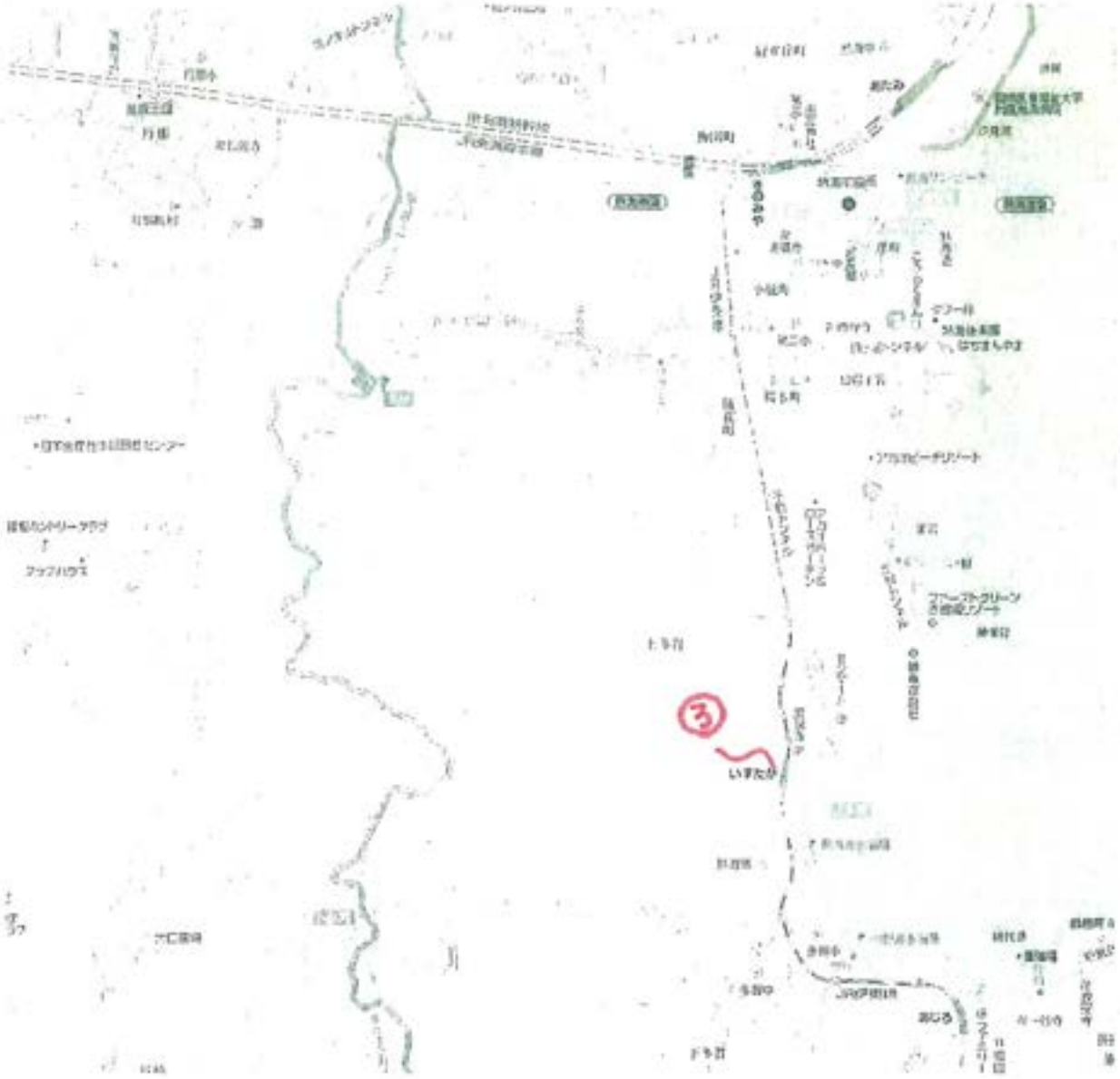
③



No. 1

【赤井谷】

残土による盛土法面



No. 2

法面の緑化状況



No. 3

法面の浸食発達状況



No. 4

【赤井谷】

小段勾配の処理の悪さによる

盛土法面の水溜り



No. 5

新たに設置されたゲート



No. 6

残置されている廃棄物



No. 7

【ランディの開発地】

全景



No. 8

切土法面の状況

緑化が進みつつある



No. 9

盛土法面の状況

緑化が進みつつある



No. 10

最上部付近からの状況



No. 11

自然緑化の進行

No. 12



No. 13

【伊豆多賀駅裏】

道路及び切土法面の状況



No. 14

道路及び盛土法面の状況



No. 15

道路及び盛土法面の状況

A203

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成24年4月6日
2 監視員	西ヶ谷環境部長、小泉技監兼廃棄物課長、岡専門主査、中田不法投棄班長、　小澤主任、三枝主任、綿野技師、菅野技師、郡司特別監視員、石
3 業者氏名	新幹線ビルディング
4 所在地	熱海市伊豆山　赤井谷
5 立会者	なし

6 現地の状況

伊豆山赤井谷残土処分場に立入調査を行った。

〈状況〉

特に変化なし。入口門の設置は、完了している。一般廃棄物は残存したままであった。



◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他		
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他			○			
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃棄物処理施設		
		特管物			許可対象 中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分 安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外 中間処理施設		

A204

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成24年5月22日
2 監視員	岡専門主査、小澤主任、都司特別監視員
3 業者氏名	新幹線ビルディング
4 所在地	熱海市伊豆山 赤井谷
5 立会者	なし

6 現地の状況

休日等不適正処理防止パトロールにおける実地研修のため、伊豆山赤井谷残土処分場に立入調査を行った。

〈状況〉

特に変化なし。


門扉


残土処分場

◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他		
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他			○			
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃棄物処理施設		
		特管物			許可対象 中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分 安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外 中間処理施設		

A205

電 話 口 頭 記 録

部 長	技 監	嶋池	三井	大山	加藤	小池	山口	中村
中田	岡	小澤	三枝	綿野	菅野	郡司	石川	担当

受信年月日	平成24年5月23日　13:30～	発信者	沼尾
起案年月日	平成24年　月　日		
決裁年月日	平成24年　月　日	受信者	廃棄物リサイクル課　杉本主幹 奥野主査、伊藤主任 廃棄物課　岡専門主査、小澤主任　菅野 熱海市まちづくり課　窪田室長外１名

標題	新幹線ビルディングについて
用件・処理（伺い）概要	沼尾氏から話を聞いてほしいとの要望があったため、熱海市役所で聞取り調査を行った。 ＜ 概 要 ＞ トランスファー（沼尾氏が役員の会社）は８月頃合併の予定があり、合併後沼尾氏は引退を考えているとのこと。 このため、今まで沼尾氏が関与した日金の解体現場や、赤井谷残土処分場の修復作業で、新幹線ビルディングの仕事（新幹線天野の仕事だとの発言したうえで、撤去・修復作業については沼尾氏が行っていた作業）について、会社が合併し沼尾氏が引退した後にトランスファーが責任を負わされることがないよう、切り分けを行っておきたいと考え、話を聞いてほしいとの連絡があったものと思われた。 また、債務が残っている取引先などに対し、違法性を指摘（資料を提出するよう役所から命令されている書類を示し）回収を有利に進めようという考えもあるようだった。 行政が強制的に私（沼尾）に資料を提供する指示を出すなら、積極的に応ずるとのことだった。

＜県不法投棄対策班指示＞

交渉事に役所の名前を使う意図が見えるが、日金の現場は、手を加えなければ、将来的にコンクリート塊が住宅地への落下し、住民が被害を受ける恐れがある。

債務回収に成功しても失敗しても、責任が私（沼尾氏）ではないと言うなら、その証拠書類はきちんとこちらに提出してほしい。約束は必ず守ってほしい。

＜廃棄物課指示＞

報告を求める書類を送るので、速やかに回答してほしい。

＜　対　応　＞

１８条報告の再送を検討する。

その他沼尾氏の発言等

＊廃棄物リサイクル課　●廃棄物課　○沼尾氏

●「岩崎建材の解体届を書いたのは沼尾さんでしょう。解体届けの写真を見たら、伊豆山に沼尾さんが乗ってきていた車と同じ種類の車が写っておりました」に対し

○当初は岩崎建材でやることになっていたから（否定しなかった）

●「前回の１８条報告で、小澤（こざわ）さんに、「一切関係無い」と回答するようアドバイスしたのは沼尾さんでしょう」

○　小澤（こざわ）は、御殿場市伊豆山と書くような、文字が書けない奴だから、書き方を教えてやった。

●　滅失届にトランスファーの印を見つけたのですが。印鑑証明も添付されていた。
解体を確認した会社名はトランスファーとなっていた。

○　印鑑の偽造などは朝飯前の会社だから。（新幹線のことを言っていたと思われる）
しっかり印鑑証明と照合したか。しっかり確認しないとだまされる。

○　廃棄物課は天野と話をしてサインまでさせたのに、その後の話が一向に進んでいない。
コンクリが落ちて怪我人でも出たら役所の責任も問われる。

●　沼尾さんにも１８条報告を出したが、まともな回答は戻ってこなかった。
ヒアリングしたときも、１度目と２度目の答えが違っていた。

沼尾さんが引退するとなると、後々日金の斜面を直してくれる人がいなくなる。
このままでは、コンクリ片が下の住宅に落ちて怪我人が出るかもしれない。
誰が責任者かをはっきりさせなければ、話は進まない。
今までの沼尾さんたちの答えでは先に進めない。

○ 欲しい書類があれば、何でも言ってもらえれば出すつもりだ。

● 沼尾さんが自分が責任者ではないと言うのなら、しっかりそれが解る書類を提出しなければ、沼尾さんが引退した後、誰に日金の斜面を直せと言わなければならないかもわからない。
沼尾さんは、他との交渉に役所を出すかもしれないが、その成否に関わらず、必要な書類は全部出してほしい。これは、約束してほしい。

○ 麦島も関西の大狸だ。麦島に頼まれ、重機の手配をしたが、一方的に仕事をキャンセルしたうえ、手配に使った金の支払いも無い。
役所が早く麦島に補修工事の命令を出して、法面の修復工事をさせないと、赤井谷が崩れたら、下流の住人に被害が及ぶ。そんなことになったら、役所の責任を問われる。

○ 新幹線の勝又はジェックの話は済んだと言っているようだが、ジェックのごみ処理はむちゃくちゃだった。ろくに分別もしていなかった。木造家屋解体から出た木の梁は、２ｍくらいにカットされて、一度、二ノ宮の現場に運ばれた。
最初は銭湯に渡して釜の燃料に使ってもらうつもりだったが、断られたようだ。
これは、二ノ宮の現場をやっていた田村工務店（御殿場：外構工事の型枠業者）が、コンパネと一緒に持ち帰ったようだ。
この業者は、梁を自分の作業場で野焼きして、役所に中止指示を受けたらしい。
中止を指示した役所の職員の名前は　かつまた　と言っていた。
私は、工事の金も処理の金ももらっていないのだから、写真を採っておき、野焼きなどせずに、敷地内に保管しておくようアドバイスした。
現物を見れば、ジェックの解体から出た梁かどうかが解るので、近いうちに現場を見に行くつもりだ。
もう少し調べてみて、全部が解ったら教えてやる。
静岡の産廃が神奈川に流れたということで、一時期神奈川県警の刑事が調べに来た。この刑事は今年（昨年だったか）の初めころ、転勤するからと挨拶に来た。

○ 日金の工事は人工出しとして受けた。人工だから役務費になる。一度トランスファーの会計に入れている。

○ 元請が下請けに工事代金を支払うのは普通だが、代金支払いは発注者ということもある。発注者が新幹線でトランスファーが元請となった工事で４社の下請けから工事代金未払いで訴えられた。
裁判所は、支払いは新幹線だという判決を出した。

新幹線は口では丁寧な口調で支払うというが、支払いはしないし担保にできる自社名義の土地も無いので、実際は裁判に勝ったという結果だけ残り、債権は回収できないこととなる。

A206

復　命　書

供覧	課　長	参事兼課長代理	専門監	班　長	副班長	班　員

出張年月日	平成24年5月23日（水）　13:00　～　16:00
件　名	新幹線ビルディング等に係る不適正処理案件関係者面談
出張先	熱海市役所
用　件	熱海市内における解体工事現場、土地造成地区における廃棄物の不適正処理案件について関係者である沼尾勝男（トランスファー）より聞取調査を行った。

1　出席者

(1)　静岡県
　　廃棄物リサイクル課（杉本副班長、奥野主査、伊藤主任）
　　東部健康福祉センター（岡専門主査、小澤主任、菅野技師）

(2)　熱海市
　　~~建設課（土西課長他2名）~~ まちづくり課 2名

(3)　トランスファー㈱
　　沼尾勝男（新幹線の役員にもなっている）

2　概要

本件は、熱海市内における新幹線ビルディング等による建設廃棄物の不適正処理・保管案件であり、上記沼尾氏から東部健福へ「聞いて欲しい話がある」旨の申し出を受け、聞取調査を行ったものである。

【趣旨】

沼尾氏は、現在山梨県に所在するトランスファー㈱の役員として稼動しており、新幹線ビルディングの取締役にもなっている（同人から取締役を抜けた旨の説明あり）。

沼尾氏は、トランスファー㈱が8月ころに、他社と合併する予定があることから、8月末を目途に引退を考えている旨を申し立てた。

引退を前に、熱海市日金町を始めとする、いわゆる行政を巻き込んだ案件（静岡県内だけではなく、神奈川県内もあるとのこと）について、責任の所在及びトランスファーに非が及ばないよう、身をきれいにしてから引退したいとの考えがある旨の発言であった。

（裏面につづく）

上記のとおり復命します。

平成24年6月4日

廃棄物リサイクル課長　様

不法投棄対策班　主幹兼副班長　杉本　俊一

主査　奥野　祐介

主任　伊藤　利典

復　命　書

聞取調査の中で、１８条報告による関係資料等の提出については、応じる旨の申し立てであった。

3　指示等

県）　沼尾氏の発言を担保する意味でも、証拠資料があるのなら、提出をお願いしたい。

東部）　１８条報告を送付することから、回答をお願いしたい。

沼尾）　何が欲しいか、ちゃんと明記してくれれば対応する。

4　今後の対応

東部健福センターより、沼尾氏宛て、１８条報告を早期に求め、その資料を基に関係者に対し、調査を行い、責任の所在等を明確にした上で、行政命令を視野に入れた指導を行っていく。

5　その他

東部健福センターより、面接結果の電話口頭記録の提供を受けたことから、本書末尾に添付する。

電 話 口 頭 記 録

部 長	技 監	堀池	三井	大山	加藤	小池	山口	中村
中田	岡	小澤	三枝	綿野	菅野	郡司	石川	担当

受信年月日	平成24年5月23日 13:30～	発信者	沼尾
起案年月日	平成24年 月 日		
決裁年月日	平成24年 月 日	受信者	廃棄物リサイクル課 杉本主幹 奥野主査、伊藤主任 廃棄物課 岡専門主査、小澤主任 熱海市まちづくり課 窪田室長外1名

標題	新幹線ビルディングについて
用件・処理（伺い）概要	沼尾氏から話を聞いてほしいとの要望があったため、熱海市役所で聞取り調査を行った。 ＜ 概 要 ＞ トランスファー（沼尾氏が役員の会社）は8月頃合併の予定があり、合併後沼尾氏は引退を考えているとのこと。 このため、今まで沼尾氏が関与した日金の解体現場や、赤井谷残土処分場の修復作業で、新幹線ビルディングの仕事（新幹線天野の仕事だとの発言したうえで、撤去・修復作業については沼尾氏が行っていた作業）について、会社が合併し沼尾氏が引退した後にトランスファーが責任を負わされることがないよう、切り分けを行っておきたいと考え、話を聞いてほしいとの連絡があったものと思われた。 また、債務が残っている取引先などに対し、違法性を指摘（資料を提出するよう役所から命令されている書類を示し）回収を有利に進めようという考えもあるようだった。 行政が強制的に私（沼尾）に資料を提供する指示を出すなら、積極的に応ずるとのことだった。

＜県不法投棄対策班指示＞

交渉事に役所の名前を使う意図が見えるが、日金の現場は、手を加えなければ、将来的にコンクリート塊が住宅地への落下し、住民が被害を受ける恐れがある。

債務回収に成功しても失敗しても、責任が私（沼尾氏）ではないと言うなら、その証拠書類はきちんとこちらに提出してほしい。約束は必ず守ってほしい。

＜廃棄物課指示＞

報告を求める書類を送るので、速やかに回答してほしい。

＜　対　応　＞

１８条報告の再送を検討する。

その他沼尾氏の発言等

＊廃棄物リサイクル課　●廃棄物課　○沼尾氏

●「岩崎建材の解体届を書いたのは沼尾さんでしょう。解体届けの写真を見たら、伊豆山に沼尾さんが乗ってきていた車と同じ種類の車が写っておりました」に対し
○当初は岩崎建材でやることになっていたから（否定しなかった）

●「前回の１８条報告で、小澤（こざわ）さんに、「一切関係無い」と回答するようアドバイスしたのは沼尾さんでしょう」
○　小澤（こざわ）は、御殿場市伊豆山と書くような、文字が書けない奴だから、書き方を教えてやった。

●　滅失届にトランスファーの印を見つけたのですが。印鑑証明も添付されていた。
解体を確認した会社名はトランスファーとなっていた。
○　印鑑の偽造などは朝飯前の会社だから。（新幹線のことを言っていたと思われる）
しっかり印鑑証明と照合したか。しっかり確認しないとだまされる。

●　廃棄物課は天野と話をしてサインまでさせたのに、その後の話が一向に進んでいない。
コンクリが落ちて怪我人でも出たら役所の責任も問われる。
○　沼尾さんにも１８条報告を出したが、まともな回答は戻ってこなかった。
ヒアリングしたときも、１度目と２度目の答えが違っていた。

沼尾さんが引退するとなると、後々日金の斜面を直してくれる人がいなくなる。
このままでは、コンクリ片が下の住宅に落ちて怪我人が出るかもしれない。
誰が責任者かをはっきりさせなければ、話は進まない。
今までの沼尾さんたちの答えでは先に進めない。

○ 欲しい書類があれば、何でも言ってもらえれば出すつもりだ。

＊ 沼尾さんが自分が責任者ではないと言うのなら、しっかりそれが解る書類を提出しなければ、沼尾さんが引退した後、誰に日金の斜面を直せと言わなければならないかもわからない。
沼尾さんは、他との交渉に役所を出すかもしれないが、その成否に関わらず、必要な書類は全部出してほしい。これは、約束してほしい。

○ 麦島も関西の大狸だ。麦島に頼まれ、重機の手配をしたが、一方的に仕事をキャンセルしたうえ、手配に使った金の支払いも無い。
役所が早く麦島に補修工事の命令を出して、法面の修復工事をさないと、赤井谷が崩れたら、下流の住人に被害が及ぶ。そんなことになったら、役所の責任を問われる。

○ 新幹線の勝又はジェックの話は済んだと言っているようだが、ジェックのごみ処理はむちゃくちゃだった。ろくに分別もしていなかった。木造家屋解体から出た木の梁は、２ｍくらいにカットされて、一度、二ノ宮の現場に運ばれた。
最初は銭湯に渡して釜の燃料に使ってもらうつもりだったが、断られたようだ。
これは、二ノ宮の現場をやっていた田村工務店（御殿場：外溝工事の型枠業者）が、コンパネと一緒に持ち帰ったようだ。
この業者は、梁を自分の作業場で野焼きして、役所に中止指示を受けたらしい。
中止を指示した役所の職員の名前は　かつまた　と言っていた。
私は、工事の金も処理の金ももらっていないのだから、写真を採っておき、野焼きなどせずに、敷地内に保管しておくようアドバイスした。
現物を見れば、ジェックの解体から出た梁かどうかが解るので、近いうちに現場を見に行くつもりだ。
もう少し調べてみて、全部が解ったら教えてやる。
静岡の産廃が神奈川に流れたということで、一時期神奈川県警の刑事が調べに来た。この刑事は今年（昨年だったか）の初めころ、転勤するからと挨拶に来た。

○ 日金の工事は人工出しとして受けた。人工だから役務費になる。一度トランスファーの会計に入れている。

○ 元請が下請けに工事代金を支払うのは普通だが、代金支払いは発注者ということもある。発注者が新幹線でトランスファーが元請となった工事で４社の下請けから工事代金未払いで訴えられた。
裁判所は、支払いは新幹線だという判決を出した。

新幹線は口では丁寧な口調で支払うというが、支払いはしないし担保にできる自社名義の土地も無いので、実際は裁判に勝ったという結果だけ残り、債権は回収できないこととなる。

A207

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成24年7月5日
2 監視員	岡専門主査、小澤主任、菅野技師
3 業者氏名	新幹線ビルディング
4 所在地	熱海市伊豆山 赤井谷
5 立会者	なし

6 現地の状況

伊豆山赤井谷残土処分場に立入調査を行った。

〈状況〉

特に変化なし。

残土処分場



◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他		
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他			○			
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃棄物処理施設		
		特管物			許可対象 中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分 安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外 中間処理施設		

A208

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成24年8月24日
2 監視員	岡専門主査、小澤主任、菅野技師、都司特別監視員
3 業者氏名	新幹線ビルディング
4 所在地	熱海市伊豆山 赤井谷
5 立会者	なし

6 現地の状況

伊豆山赤井谷残土処分場に立入調査を行った。

〈状況〉

特に変化なし。

残土処分場



◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他		
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他			○			
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃業物処理施設		
		特管物			許可対象 中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分 安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外 中間処理施設		

A209

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成24年9月27日
2 監視員	岡専門主査、小澤主任、都司特別監視員
3 業者氏名	新幹線ビルディング
4 所在地	熱海市伊豆山 赤井谷
5 立会者	なし
6 現地の状況	

伊豆山赤井谷残土処分場に立入調査を行った。
特に変化なし。





◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他		
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他			○			
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃棄物処理施設		
		特管物			許可対象 中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分 安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外 中間処理施設		

A210

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成24年10月19日
2 監視員	廃棄物リサイクル課　奥野主査、伊藤主任 熱海市まちづくり課　久保田室長他 岡専門主査、郡司特別監視員
3 業者氏名	新幹線ビルディング
4 所在地	熱海市伊豆山
5 立会者	麦島会長、守屋
6 現地の状況 ユニホー伊豆山研修所と伊豆山C工区で、ZENホールディング麦島会長(C工区と赤井谷を新幹線ビルディングから購入した地主)から、今後の土地の修復計画を聞いた。 土地修復計画の概要は以下のとおり。 赤井谷の土砂流出防止工事、市水道施設上部土砂流出防止工事、宅地造成工事、グラウンドの造成工事を順次行ないたいとのこと。 C工区に新幹線ビルディングが残した廃棄物については、再三新幹線ビルディングに撤去を要請したが撤去作業は行なわれることはなかったので、自己が管理する廃棄物として廃プラと木くずは処理業者で処分するつもりだが、がれき類については出来る限り有効に活用したい意向があるとのこと。 現在会長が考えているC工区に残されたがれき類の利用法は以下の様 ①ロックフィルダム 赤井谷残土処分場の土砂流出防止のための石造りのダムの造成に利用 ②市水道施設上部の土砂流出防止工事 降雨時沢のようになる市水道施設上部の土砂流出防止のため降雨時河底となる部分に荒く割ったコンクリ片を敷き詰める 改修計画の説明の途中、他者が残した廃棄物なので、処分業者で適正に処理してほしい旨説明したところ、会長から、「がれきは砕かずにそのまま使う」や「行政が協力しないなら伊豆山の土地は塩漬にし他の土地に資本をかける」や「杓子定規の事しか言えないのなら早く行政が撤去させれば良い」等の発言があった。 (本意でなく、個人の資金で作業を行なうと言っている者に対し、杓子定規の返答をするだけではなく「これなら利用できる」等解決に向けて前向きな意見を出してみろという皮肉と思われたが) 修復計画は関連会社に作らせ11月末には関連機関に示す予定とのことだった。 同行した守屋氏(麦島氏代理人)の意見は、本人(麦島氏)の性格から、やる気が出ているときに、どんどん進めていったほうが良のではないかとのことだった。 <今後の対応> 本日の説明を聞く限り、40－0サイズ以上の破砕がれきを使う想定で計画を立てているものと思われた。 11月末に修復計画が示された後、必要な助言・指導を行なうこととなるが、あらかじめ40－0以外の破砕がれき(具体的には砕石では100－0　200－0のぐり石として流通しているサイズ)の利用の可否について、廃棄物リサイクル課と協議しておきたい。	

◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他		
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他			○			
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃棄物処理施設		
		特管物			許可対象 中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分 安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外 中間処理施設		

A211-1

平成25年1月9日

静岡県東部健康福祉センター長様

熱海市伊豆山１０６５－１

麦　島　善　光

熱海市伊豆山字赤井谷地内産廃処理について

標記の件、前土地所有者株式会社新幹線ビルデイングが投棄したガレキ類他の廃棄物撤去について、同業者は県当局による再三の指導に拘わらず、撤去作業を放置している為、購入者である私の土地有効活用事業計画が頓挫しております。

また、産廃処理の他にも同地内に熱海市管轄による逢初川源流上部土地崩落現場の修復工事も同様に放置状態にあり、現土地所有者として、この２件の問題案件処理に善意を持って解決する覚悟でおります。

問題解決に当たり当然静岡県庁及び熱海市役所の担当部門との調整と関係法令を遵守した施工を致しますが、多額の費用発生がありますので不要な経費節減を含めて敷地内処分について現地主判断で処理することにご理解を求めたく御願いいたします。

尚、今回の工事は極めて多方面に亘り手続きが輻輳しますので県及

静岡県
25.2-7
受付

び市当局関係部局の夫々の誠意あるご協力をお願い致します。

工事計画概要

1） 現在は熱海港付近に緊急ヘリポートがあるが防災対策の為大規模津波発生時利用可能な緊急ヘリポートを設置する

2） 緑の保全地域活性化促進の為荒れた山林整備の一環として大規模グランドを設置し、工事完成後は熱海市に運動公園として無償貸与し健康増進と経済活性化を求め熱海市民及び周辺地域と県外の客誘致を図る

2） 眺望が良いので津波対策を含め、一部エリヤを宅地造成し、住宅地高台移転と熱海市固定資産税等の税収増加を図る

3） 前土地所有者が熱海市建設課指導を無視して放置した伊豆山漁港及び逢初川下流水域への土砂崩壊による二次災害防止の安全対策工事を施工する

2． 工事施工計画

1） 産廃は建築解体廃棄物と岩石、その他投機物と区分け

2） 建築解体コンクリートガラは0～40ミリ位に砕き再生砂利として敷地内で処分する

3） 岩石等はサイズにより土留め等に敷地内利用する

4） その他投機物は現時点ではどんな物件が混在しているか不明の為区分け作業結果で関係法令に基づき適正処分をする

以上

リサイクルコンクート使用数量

①	81.0＊47.0÷2＝	193.50		
②	81.0＊20.0÷2＝	1265.50		
	小計	3159.0		
③	40.0＊20.0÷2＝	400.0		
④	40.0＊8.0÷2＝	160.0		
⑤	35.0＊13.0÷2＝	227.0		
⑥	51.0＊19.0÷2＝	484.5		
⑦	46.5＊15.0÷2＝	348.75		
	小計	1626.75		
⑧	25.0＊17.5÷2＝	218.75		
⑨	29.0＊11.0÷2＝	159.5		
⑩	46.0＊21.0÷2＝	483.0		
⑪	31.0＊9.0÷2＝	139.5		
⑫	90.0＊55.0÷2＝	2475.0		
⑬	70.0＊24.0÷2＝	840.0		
	小計	4315.75		
	計			
Ⓐ	375.0＊6.0＝	2250.0		
Ⓑ	715.0＊5.0＝	3575.0		
Ⓒ	515.0＊5.0＝	2575.0		
	小計	8400.0		
	計	17603.5 ㎡	17603.5＊0.15＝	2625.63 ㎥

廃棄物容量計算書

	コンクリートガラ	
ⓐ	(16.6×5.35+16.5×3.5) ×1.5÷2=	109.53㎥
ⓑ	(18.7×6.3+18.7×15.36) ×2.0÷2=	405.04
ⓒ	(25.34×6.6+25.34×3.7) ×2.0÷2=	261.0
	計	775.39㎥
	木くず．廃プラ．その他混合	
Ⓓ	(42.36×4.2+42.36×4.2) ×2.0÷2=	355.82㎥
	その他	50.0
	計	405.82㎥
	合計	1181.21㎥

造成計画

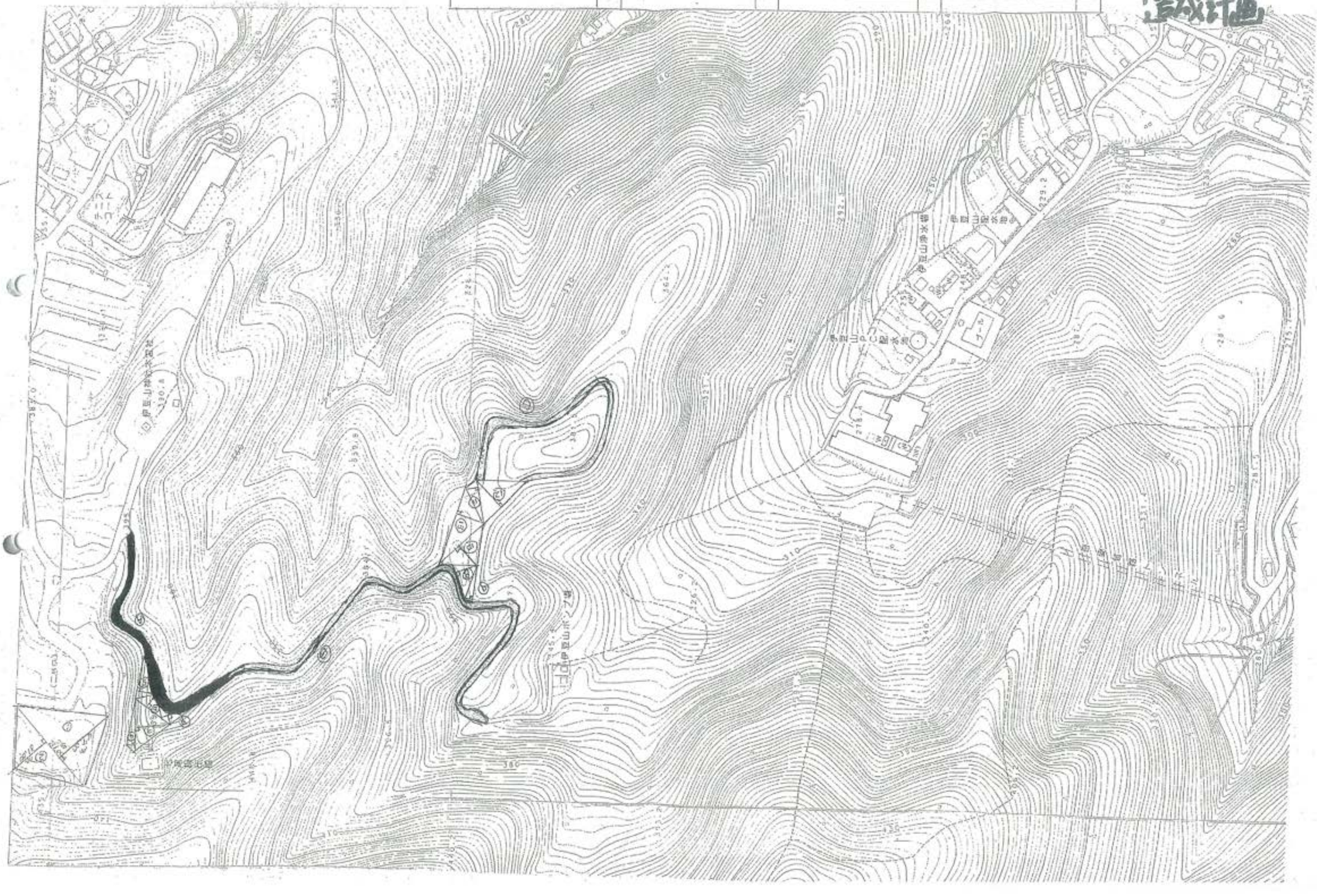

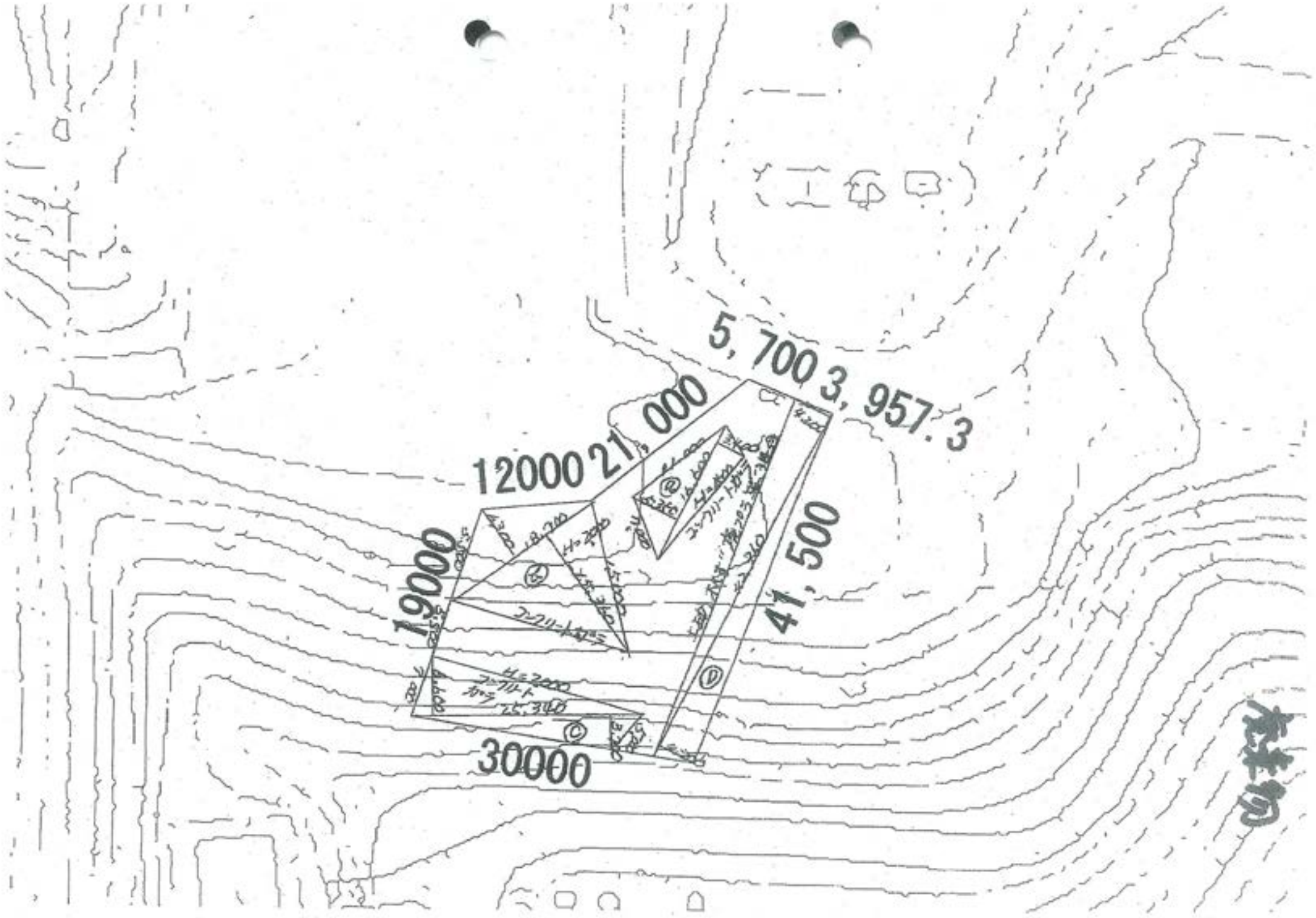
5,700
3,957.3
12000
21,000
19000
41,500
30000

A211-2

平成25年1月9日

産業廃棄物

静岡県東部健康福祉センター長様

熱海市伊豆山１０６５－１

麦島善光

熱海市伊豆山字赤井谷地内産廃処理について

標記の件、前土地所有者株式会社新幹線ビルデイングが投棄したガレキ類他の廃棄物撤去について、同業者は県当局による再三の指導に拘わらず、撤去作業を放置している為、購入者である私の土地有効活用事業計画が頓挫しております。

また、産廃処理の他にも同地内に熱海市管轄による逢初川源流上部土地崩落現場の修復工事も同様に放置状態にあり、現土地所有者として、この２件の問題案件処理に善意を持って解決する覚悟でおります。

問題解決に当たり当然静岡県庁及び熱海市役所の担当部門との調整と関係法令を遵守した施工を致しますが、多額の費用発生がありますので不要な経費節減を含めて敷地内処分について現地主判断で処理することにご理解を求めたく御願いいたします。

尚、今回の工事は極めて多方面に亘り手続きが輻輳しますので[illegible]

静岡県東部健康福祉センター
25.2.-7
受付

び市当局関係部局の夫々の誠意あるご協力をお願い致します。

工事計画概要

1） 現在は熱海港付近に緊急ヘリポートがあるが防災対策の為大規模津波発生時利用可能な緊急ヘリポートを設置する

2） 緑の保全地域活性化促進の為荒れた山林整備の一環として大規模グランドを設置し、工事完成後は熱海市に運動公園として無償貸与し健康増進と経済活性化を求め熱海市民及び周辺地域と県外の客誘致を図る

2） 眺望が良いので津波対策を含め、一部エリヤを宅地造成し、住宅地高台移転と熱海市固定資産税等の税収増加を図る

3） 前土地所有者が熱海市建設課指導を無視して放置した伊豆山漁港及び逢初川下流水域への土砂崩壊による二次災害防止の安全対策工事を施工する

2． 工事施工計画

1） 産廃は建築解体廃棄物と岩石、その他投機物と区分け

2） 建築解体コンクリートガラは０～４０ミリ位に砕き再生砂利として敷地内で処分する

3） 岩石等はサイズにより土留め等に敷地内利用する

4）　その他投機物は現時点ではどんな物件が混在しているか不明の為区分け作業結果で関係法令に基づき適正処分をする

以上

リサイクルコンクート使用数量

①	81.0＊47.0÷2㎡	192.60		
②	81.0＊20.0÷2㎡	1265.60		
	小計	3109.0		
③	40.0＊20.0÷2㎡	400.0		
④	40.0＊8.0÷2㎡	160.0		
⑤	35.0＊13.0÷2㎡	227.0		
⑥	51.0＊19.0÷2㎡	484.5		
⑦	46.5＊15.0÷2㎡	348.75		
	小計	1628.75		
⑧	25.0＊17.5÷2㎡	218.75		
⑨	25.0＊11.0÷2㎡	169.5		
⑩	46.0＊21.0÷2㎡	483.0		
⑪	31.0＊8.0÷2㎡	139.5		
⑫	90.0＊55.0÷2㎡	2475.0		
⑬	70.0＊24.0÷2㎡	840.0		
	小計	4315.75		
	計			
Ⓐ	375.0＊6.0㎡	2250.0		
Ⓑ	715.0＊5.0㎡	3575.0		
Ⓒ	515.0＊5.0㎡	2575.0		
	小計	8400.0		
	計	17603.5㎥	17603.5＊0.15㎥	2625.53

廃棄物容量計算書

	コンクリートガラ	
ⓐ	(16.6×5.35+16.5×3.5) ×1.5÷2=	109.53㎥
ⓑ	(18.7×6.3+18.7×15.36) ×2.0÷2=	405.04
ⓒ	(25.34×6.6+25.34×3.7) ×2.0÷2=	261.0
	計	775.39㎥
	木くず．廃プラ．その他混合	
Ⓓ	(42.36×4.2+42.36×4.2) ×2.0÷2=	355.82㎥
	その他	50.0
	計	405.82㎥
	合計	1181.21㎥

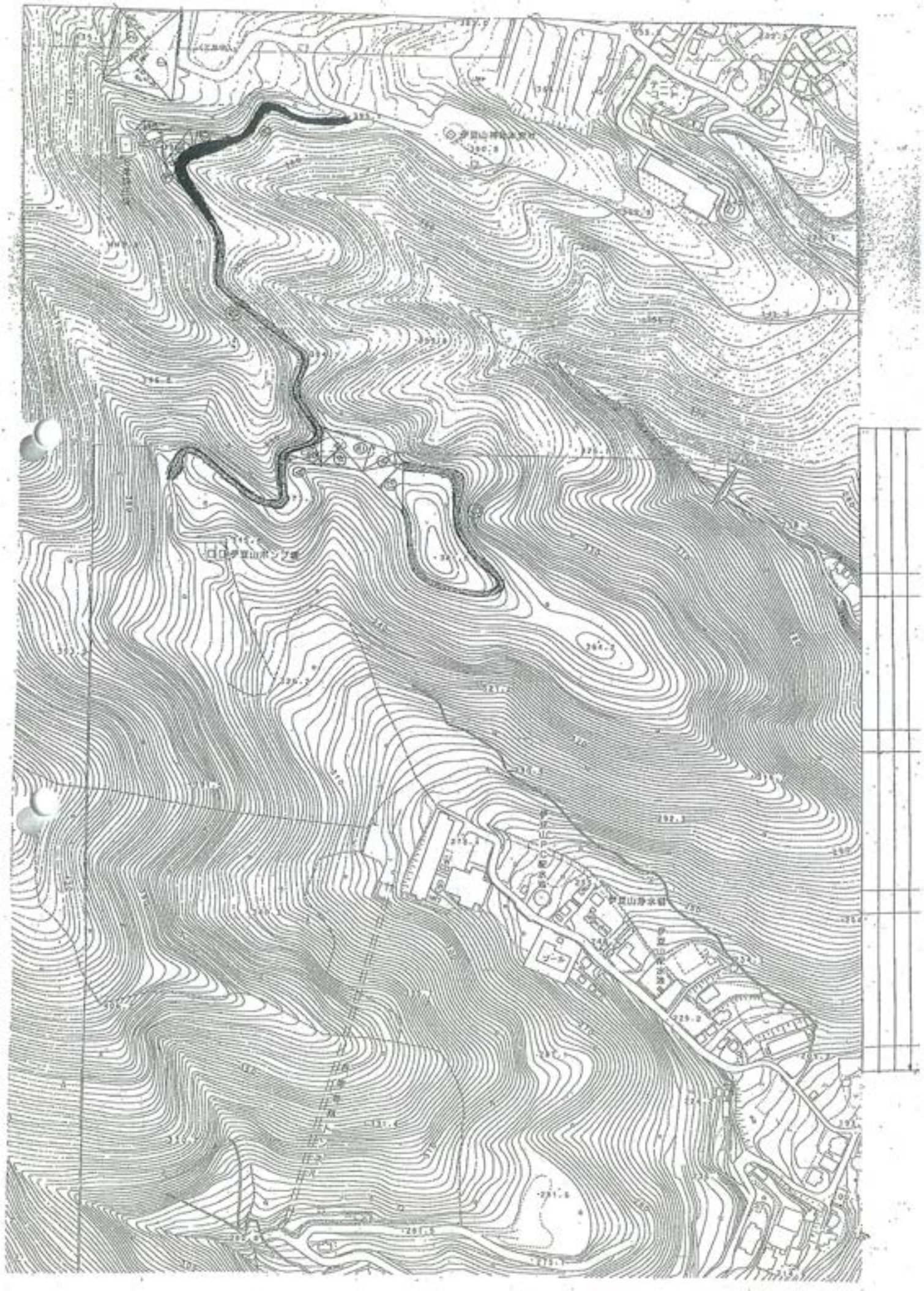

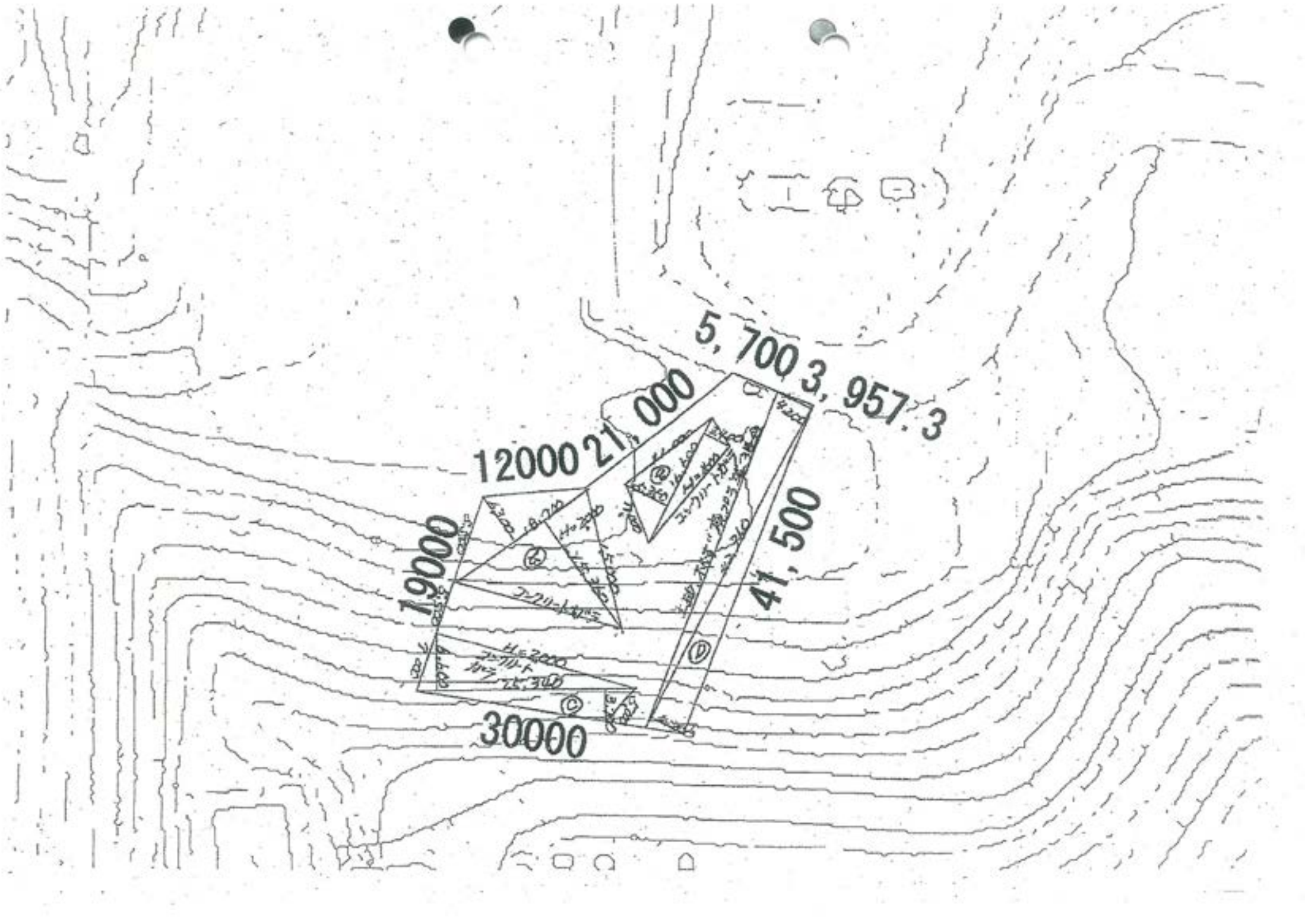
5,700
3,957.3
12000
21,000
19000
41,500
30000

三訂版

廃棄物処理法Q&A

英保 次郎／著

&A Q&A Q&A Q&A Q&A Q&A Q&A Q&A Q&A Q&A Q&A Q&A Q&A Q&A Q

東京法令出版

業者である。

3　なお、掘り出されたものはその性状で判断し、処理することとなる。

質問28　建設工事現場から排出する掘削物の排出者

次のような廃棄物の排出事業者は、だれであるか。

建設業者Aが建設工事に伴って生じさせた産業廃棄物X及び事業者Bが建設工事以前に発生させていた産業廃棄物Y（XとYは同じ建設工事現場から排出されたものとする。）

◎◎ 回答 ◎◎

XについてはA、YについてはBである。

◆◆ 解説 ◆◆

1　建設工事に伴って生ずる廃棄物には、建設工事を行う以前から発生していた産業廃棄物は含まれない。

2　建設工事以前に発生させていた産業廃棄物は元の事業者が処理責任を負うこととなり、建設業者が処理する場合は処理業の許可がなければ無許可営業となる。

質問29　業種の判断

令第2条に掲げる産業廃棄物には業種の限定されているものがあるが、一つの事業場が主たる事業活動Aの一環として把握することが困難な事業活動Bを行っている場合、業種の判断はどのようにすればよいか。

◎◎ 回答 ◎◎

一つの事業所であっても、2以上の事業活動を行っている場合があり、事業活動Bの工程から排出される廃棄物の該当業種は、Aの属する業種ではなく、Bの属する業種である。

◆◆ 解説 ◆◆

1　産業廃棄物は、法第2条第4項及び令第2条により20種類のものが規定されているが、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物性固形物、動物のふん尿、動物の死体の7種類の廃棄物については、一定の業種に係るものだけが産業廃棄物となる。

2　産業廃棄物は、事業活動に伴って生ずる廃棄物であり、事業活動というのは反復継続して行われるものであるから、排出源において単一の産業廃棄物としてとらえられる場合が比較的多いものであるが、産業廃棄物が幾つか混合した状態で排出された場合には、産業廃棄物が複合した形態で排出されたものとみなされる。

なお、定義の不明な事業活動に伴って生ずる廃棄物については、排出源、排出されるに至る過程、排出された時点での物の性状等で判断する。

II　管理責任

質問30　産廃の保管用地の売買に伴う保管・管理責任

産業廃棄物を保管している者が、保管用地の売買に際して、産業廃棄物が保管されていること及び産業廃棄物の保管の責任が買主に移転することを明らかにし、保管用地の売買価格を産業廃棄物の保管の費用を見込んで通常の売買価格により低い価格とした場合、産業廃棄物の保管責任は買主に移転するか。

◎◎ 回答 ◎◎

保管責任は買主に移転する。

◆◆ 解説 ◆◆

1　排出事業者は、産業廃棄物が運搬されるまでの間、規則第8条の基準に従って生活環境の保全上支障が生じないように保管しなければならないことになっている。

2　産業廃棄物の保管責任は、保管場所の土地の売買により当然に移転するものではないが、保管責任が買主に移転することを明らかにし、かつ、土地の売買価格に保管の費用を見込んであるような場合については、買主に移転するものと考えることができる。

〈参考〉

2　筆者は、「美術作品を鑑賞する際に、それらの作品を生み出した作家の人生や時代背景などの知識を必要とする」ことを、「美術鑑賞は、ある種の教養を必要とする」と表現している。

3　「美術鑑賞は、ある種の教養を必要とする」ことの具体例として、「ゴッホの絵を見て、ゴッホが耳を切り落としたことを知っていると、絵の見方が変わってくる」ことを挙げている。

4　「美術鑑賞は、ある種の教養を必要とする」ことの具体例として、「ゴッホの絵を見て、ゴッホが耳を切り落としたことを知っていると、絵の見方が変わってくる」ことを挙げている。

語彙

1　筆者は、「美術鑑賞は、ある種の教養を必要とする」ことの具体例として、「ゴッホの絵を見て、ゴッホが耳を切り落としたことを知っていると、絵の見方が変わってくる」ことを挙げている。

2　筆者は、「美術鑑賞は、ある種の教養を必要とする」ことの具体例として、「ゴッホの絵を見て、ゴッホが耳を切り落としたことを知っていると、絵の見方が変わってくる」ことを挙げている。

3　筆者は、「美術鑑賞は、ある種の教養を必要とする」ことの具体例として、「ゴッホの絵を見て、ゴッホが耳を切り落としたことを知っていると、絵の見方が変わってくる」ことを挙げている。

4　筆者は、「美術鑑賞は、ある種の教養を必要とする」ことの具体例として、「ゴッホの絵を見て、ゴッホが耳を切り落としたことを知っていると、絵の見方が変わってくる」ことを挙げている。

5　筆者は、「美術鑑賞は、ある種の教養を必要とする」ことの具体例として、「ゴッホの絵を見て、ゴッホが耳を切り落としたことを知っていると、絵の見方が変わってくる」ことを挙げている。

6　筆者は、「美術鑑賞は、ある種の教養を必要とする」ことの具体例として、「ゴッホの絵を見て、ゴッホが耳を切り落としたことを知っていると、絵の見方が変わってくる」ことを挙げている。

7　筆者は、「美術鑑賞は、ある種の教養を必要とする」ことの具体例として、「ゴッホの絵を見て、ゴッホが耳を切り落としたことを知っていると、絵の見方が変わってくる」ことを挙げている。

8　筆者は、「美術鑑賞は、ある種の教養を必要とする」ことの具体例として、「ゴッホの絵を見て、ゴッホが耳を切り落としたことを知っていると、絵の見方が変わってくる」ことを挙げている。

9　筆者は、「美術鑑賞は、ある種の教養を必要とする」ことの具体例として、「ゴッホの絵を見て、ゴッホが耳を切り落としたことを知っていると、絵の見方が変わってくる」ことを挙げている。

A212

口頭記録

部長	技監	中田	岡	小澤	菅野	郡司	三枝	鎌野
石川	堀池	三井	大山	加藤	山口	小池	中村	担当

徴請年月日	平成25年1月11日	面会者	沼尾勝男
起案年月日	平成25年1月11日		
決裁年月日	平成　年　月　日	対応者	岡専門主査、小澤主任、 菅野技師、郡司特別監視員
題　標	沼野勝男１８条報告手交		

沼尾勝男に対する１８条報告について、配達証明郵便で発送したが不達で廃棄物課に返送された。このため、報告期限を１月２５日に書き換えた書面を新たに作成し、本人あて手交した。

当初、熱海市日金町の現場又は廃棄物課カウンターで手交予定だったが、沼尾氏に連絡したところ仕事の予定が決まらないので熱海市（沼津市）に出向けないとのことだった。

このため沼尾氏の仕事先（神奈川県秦野市周辺）に比較的近い東名足柄サービスエリア（下り）で待ち合わせ、１８条報告を手交した。

沼尾氏は約束の時間（午前１０：３０）から約１時間遅れて到着した。

＜沼尾氏の意見＞

・熱海市日金町

新幹線ビルディングの中の役割で言えば、ジェック研修所は勝又がやっていてニューフジヤ社員寮は私（沼尾氏）がやっていた経緯がある。

新幹線ビルディングと私（沼尾氏）の関係は今後も続けてゆくつもりだ。

新幹線ビルディング、又は、岩崎建材が資金を出せば、日金の修復作業は私（沼尾氏）が行うことになると思う。

６００万円くらいあれば、ある程度の形にはなる。

過去には、私（沼尾氏）が岩崎建材に行き、熱海市日金町の撤去資金を出せと言ったことがあるが、岩崎会長は、天野社長に対しうちの会社にケツを持ってくるなと言ってきた。

１８条報告を天野社長や岩崎会長に見せても良いなら、これが最後なので撤去作業を行うべきだという話をしに行ってくる。

・ 伊豆山C工区

麦島建設は会社の規模でいえば東建コーポレーションくらいの規模はある大きな会社だ。

土地売買については、名義変更したのはずいぶん後なのだが、売買の話を開始したのは赤井谷に千葉が入っていた頃なので、廃棄物の存在を知らないで土地を購入した訳はない。

岩崎建材の管理地から赤井谷に入った木片はダンプ１０台では済まないはずだ。

もちろん、岩崎建材も何台分かは許可業者で処分し、マニフェストを保管しているはずなのだが。

麦島建設に対しては、名義変更後に赤井谷で作業を行ったが、支払いを断られた労務費他が２００万円以上あるので、廃棄物の話も含め今後も私（沼尾氏）としては麦島建設を追及しようと思っている。

企業としては廃棄物が埋まった土地を放置しているなんていう話しが世間に広まれば、あまり良いことはない。

＜指導事項＞

１８条報告については、他人に見せることは構わないが、期限（１月２５日）までに必ず提出すること。

東健廃第　５７－５　号
平成２４年１２月１８日

沼尾　勝男　様

静岡県知事　川勝平太

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１８条第１項に基づく報告書の徴収について

あなたが関与した下記の工事について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１８条第１項に基づき下記のとおり報告を求めます。

なお、この報告を行わなかった場合又は虚偽の報告を行った場合は、同法第３０条の規定による罰則（３０万円以下の罰金）が適用されることがあるので、申し添えます。

記

１　静岡県熱海市日金町１０５０－３、１０５０－２０、１０５０－２５にある元ニューフジヤホテル社員寮解体工事について

（１）解体工事の発注者、元請業者、下請業者

（２）土地所有者他から解体工事に関する指示等があった場合は、指示を出した者の氏名及びその内容

（３）工事におけるあなたの立場、役職等

（４）解体工事で発生した木くずほかの内装、家具布団等の発生量、収集運搬業者、処分業者、処分量、処分先

（５）解体工事で発生したがれき類の発生量、運搬業者、処分業者、処分量、処分先

（６）工事写真、工事日報、打合せ記録があれば写しを提出してください。

２　熱海市伊豆山がれき置き場（通称Ｃ工区：熱海市伊豆山字赤井谷１０７６－３、字水立１０８３－２）に搬入されている産業廃棄物について

（１）熱海市日金町、元ニューフジヤホテル社員寮解体工事現場から搬入した廃棄物について

受領年月日	受領者氏名	印
11.25.1.11	沼尾勝男	沼尾

① がれき置場へのがれき類の搬入作業におけるあなたの立場、役割等

② がれき置場で廃棄物の受け入れ確認、整地等を行った業者

③ がれき置場から廃棄物の撤去作業を行った場合は、収集運搬業者、処分業者、処分量、処分先

④ がれき置場について、作業写真、作業日報、打合せ記録があれば写しを提出してください。

※各項目について、あなたが主体となって行った工事以外でも把握している事項があれば記載してください。

（2）熱海市日金町、元ニューフジヤホテル社員寮以外の場所から搬入された廃棄物について把握している場合は、廃棄物の種類、量、排出者、排出場所、収集運搬を発注した者及び運搬業者等を記載してください。

3　報告期限

平成２５年　１月２５日

4　報告提出先

静岡県東部健康福祉センター（担当：廃棄物課）

住所：〒410－8543　静岡県沼津市高島本町１－３

電話：０５５－９２０－２１０６





A213

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成25年4月16日(火)
2 監　視　員	岡専門主査、杉本技師、郡司特別監視員
3 業　者　氏　名	(株)新幹線ビルディング
4 業　者　住　所	(株)新幹線ビルディング伊豆山がれき置場
5 立　会　者	なし (熱海市役所にて)まちづくり課窪田室長

6 現場の状況

伊豆山Ｃ工区がれき置場の状況を確認するため、立入調査を実施した。

・敷地内は、入口にあるがれき類の山一つ残してあるのみで、周辺は、整地になっていた。

<参考>H25.2.12 立入時

伊豆山がれき置場入口付近



<今回>

伊豆山がれき置き場入り口





奥から



赤井谷入口



赤井谷



伊豆山 C 工区がれき置場が整地されていたため、どのような経緯により、この様な状態になったか、ZEN ホールディング麦島会長へ電話をかけたが不在であったため、実際に伊豆山研修所へ赴いた。しかし、会長は不在であった。

伊豆山 C 工区がれき置場が整地されていたため、熱海市まちづくり課を訪問し、窪田室長より以下の話を聞いた。

・伊豆山のがれき類のここ1か月の状況変化や写真があるか聞いたところ、最後に現地へ行ったのは 1 か月くらい前だった。
その時の現場は、がれき類が山になっていた。写真は撮っていないとのことであった。

＜今後の対応＞

伊豆山 C 工区がれき置場が整地された経緯等について、関係者から聞き取りをする。

7 指導事項

なし

◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所		その他		
		その他				
	建設業	多量排出事業所		し尿処理施設		
		その他		ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所				埋立	
	下水処理施設				その他	

	理設地を有する事業所			その他処理施設	
	その他		○		
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外		◎産業廃棄物処理施設	
		特管物		許可対象　中間処理施設	
	中間処分	特管物以外		最終処分　安定型	
		特管物		管理型	
	最終処分	特管物以外		遮断型	
		特管物		許可対象外　中間処理施設	

A214

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成25年5月23日
2 監視員	岡専門主査、杉本技師、菅野技師
3 業者氏名	新幹線ビルディング
4 所在地	熱海市伊豆山
5 立会者	エスビトーム㈱鈴木課長 他2名、ダイ㈱重機オペレーター

6 現地の状況

平成25年度休日等パトロールの実地研修のため、監視位置等の確認を行った。特に変化は見られなかった。





◎ 区 分

排出事業所	製造業	多量排出事業所			その他		○
		その他					
	建設業	多量排出事業所			し尿処理施設		
		その他			ごみ処理施設	焼却	
	特別管理産業廃棄物排出事業所					埋立	
	下水処理施設					その他	
	埋立地を有する事業所				その他処理施設		
	その他						
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外			◎ 産業廃棄物処理施設		
		特管物			許可対象 中間処理施設		
	中間処分	特管物以外				最終処分 安定型	
		特管物				管理型	
	最終処分	特管物以外				遮断型	
		特管物			許可対象外 中間処理施設		

A215

口頭記録

部長	大村	加藤	大山	小池	新藤	水野	柿島	鈴木	
技監	中田	中川	杉本	美澤	増井	天野	石川	福原	担当

受信年月日	平成26年8月1日 9：30	来所者	[redacted]
起案年月日	平成26年8月1日		
決裁年月日	平成26年　月　日	応対者	廃棄物課 中川専門主査　杉本技師　石川特別監視員

標題	熱海市日金町における新幹線ビルディングによる不適正処理ついて

用件・処理（伺い）概要

（概要）

熱海市日金における不適正処理事案の関係者が、当該事案に関する情報提供のために来所したため対応した。[redacted]

（対応）

【[redacted]の説明内容】

[redacted]

用件・処理（伺い）概要

[redacted]

【東部健康福祉センターの回答】

[redacted]

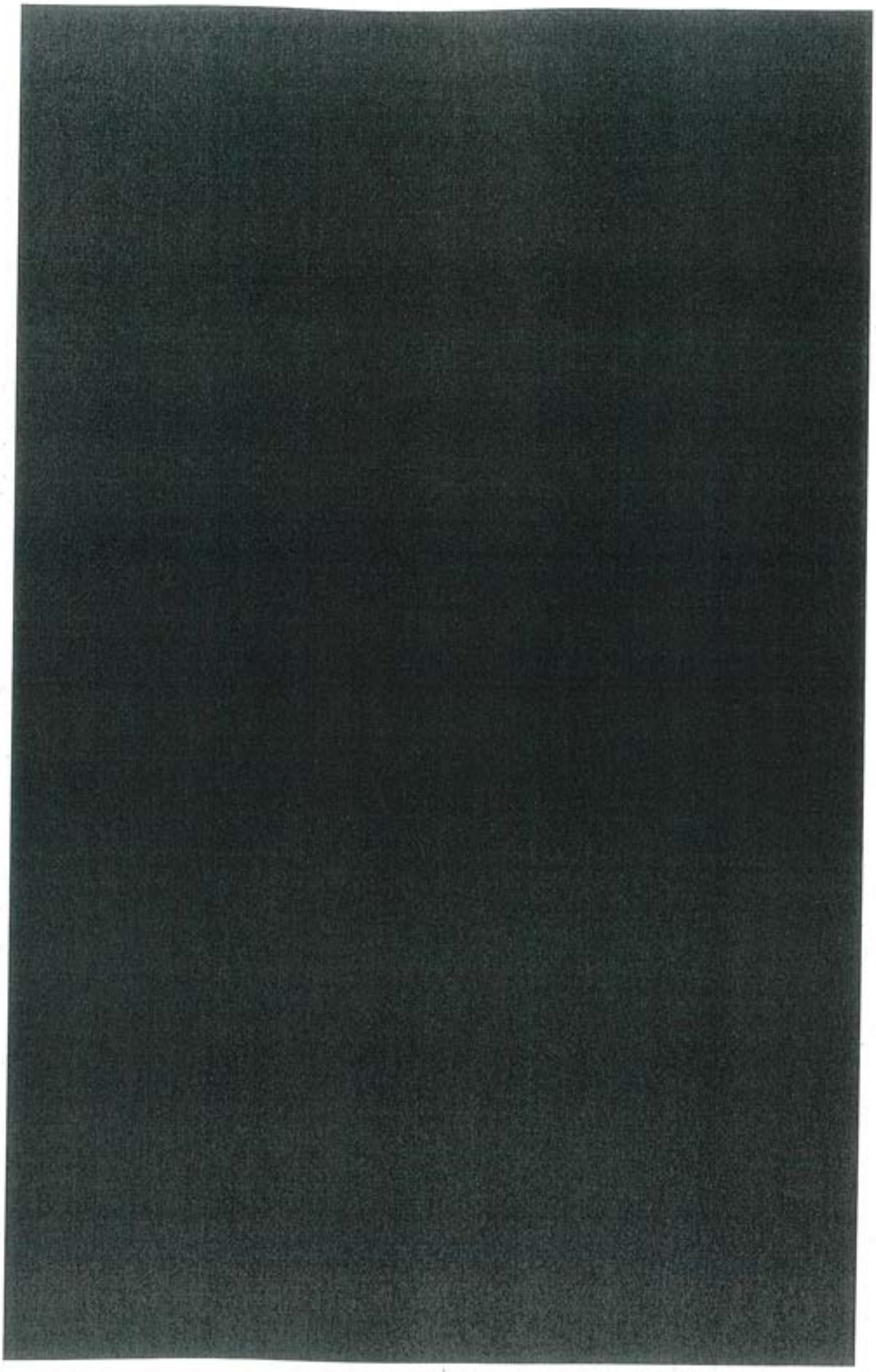

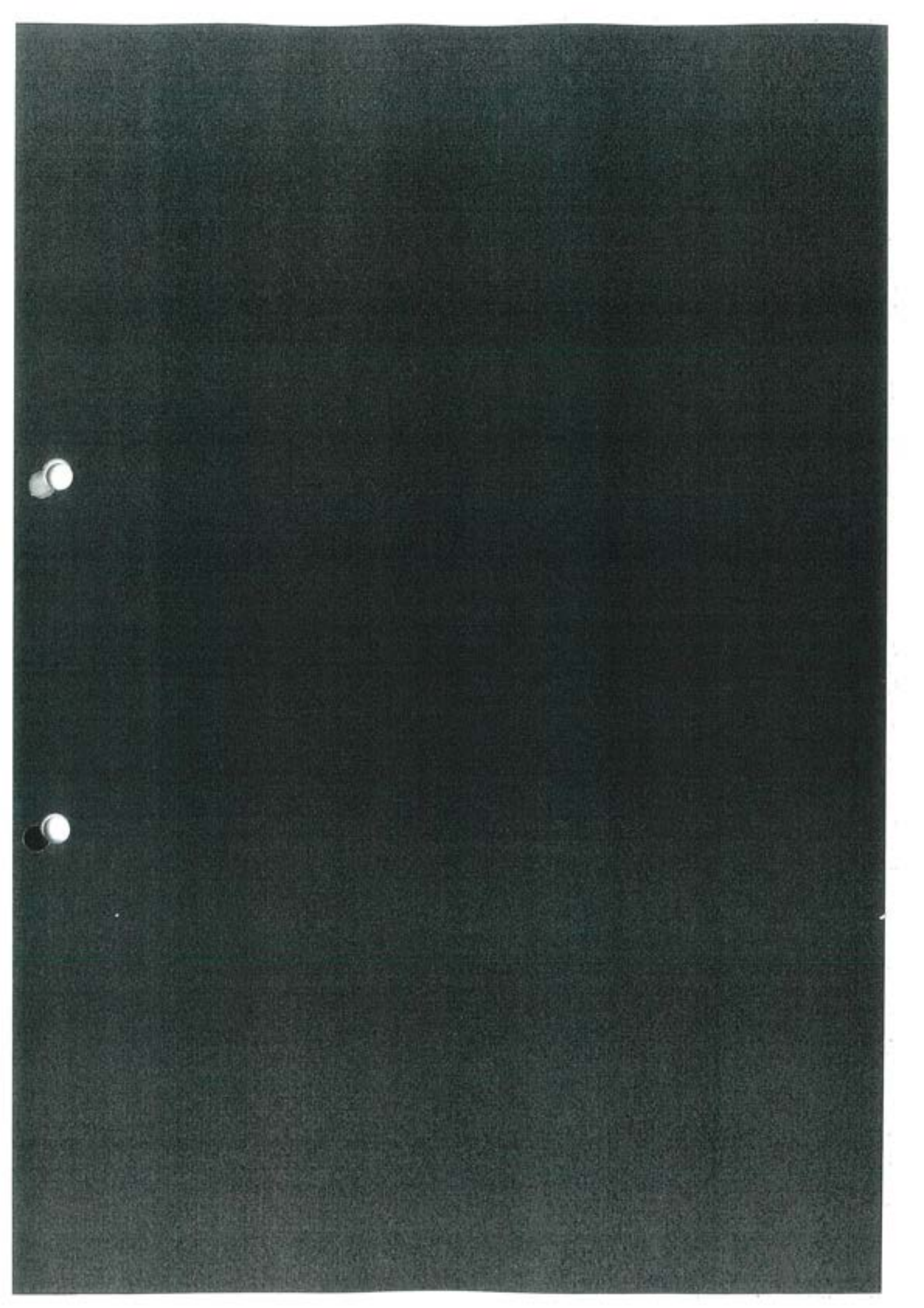

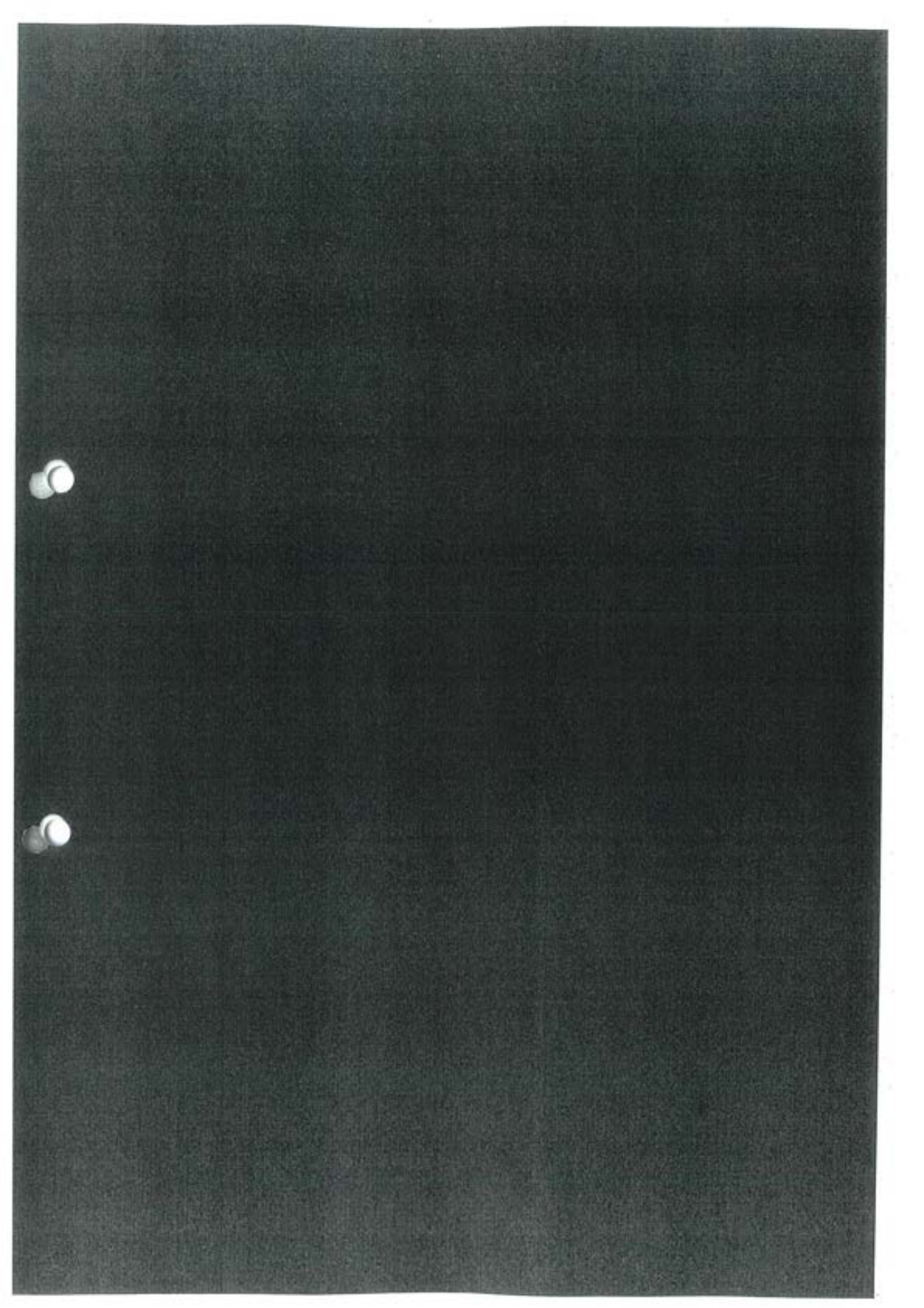

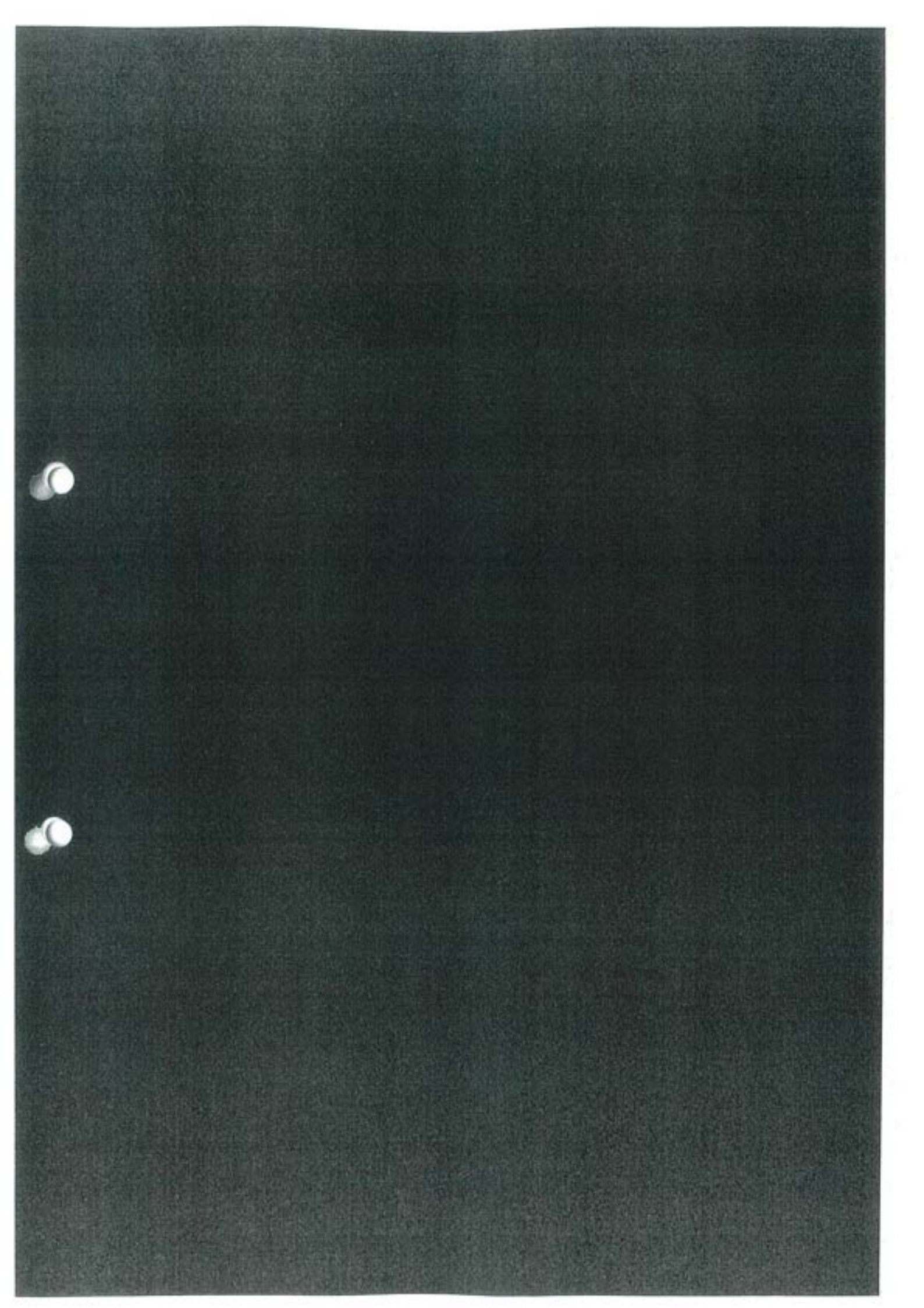

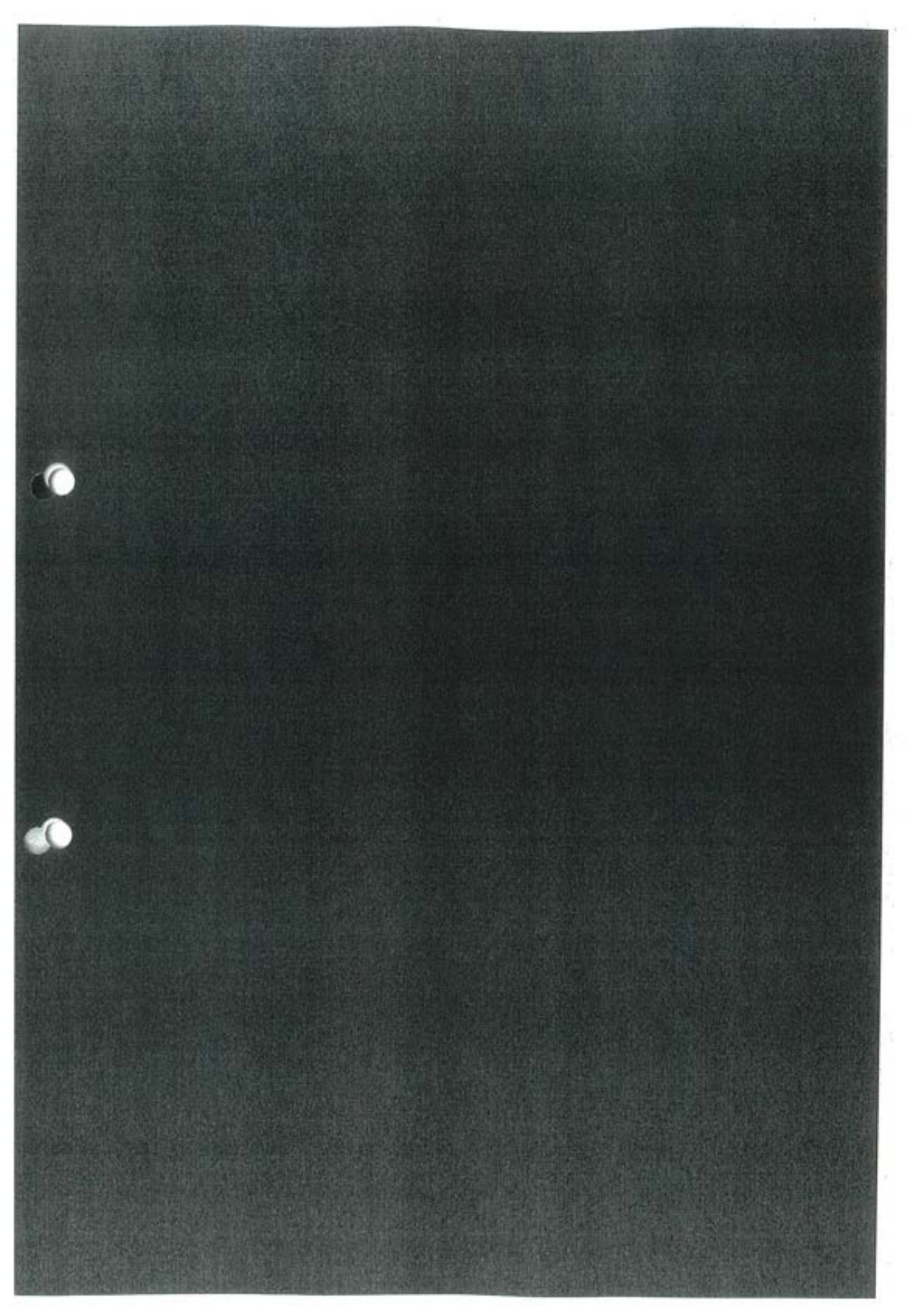

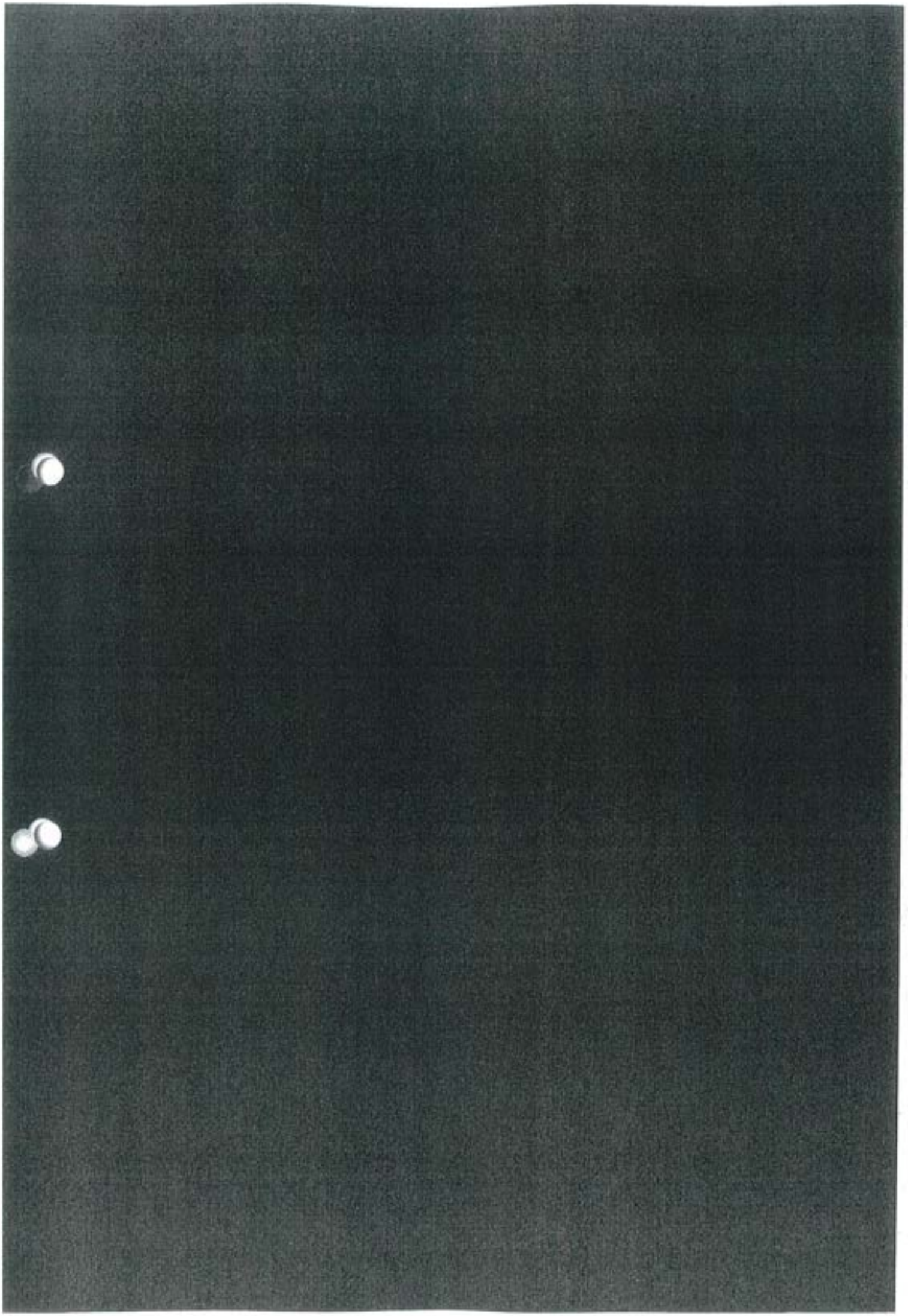

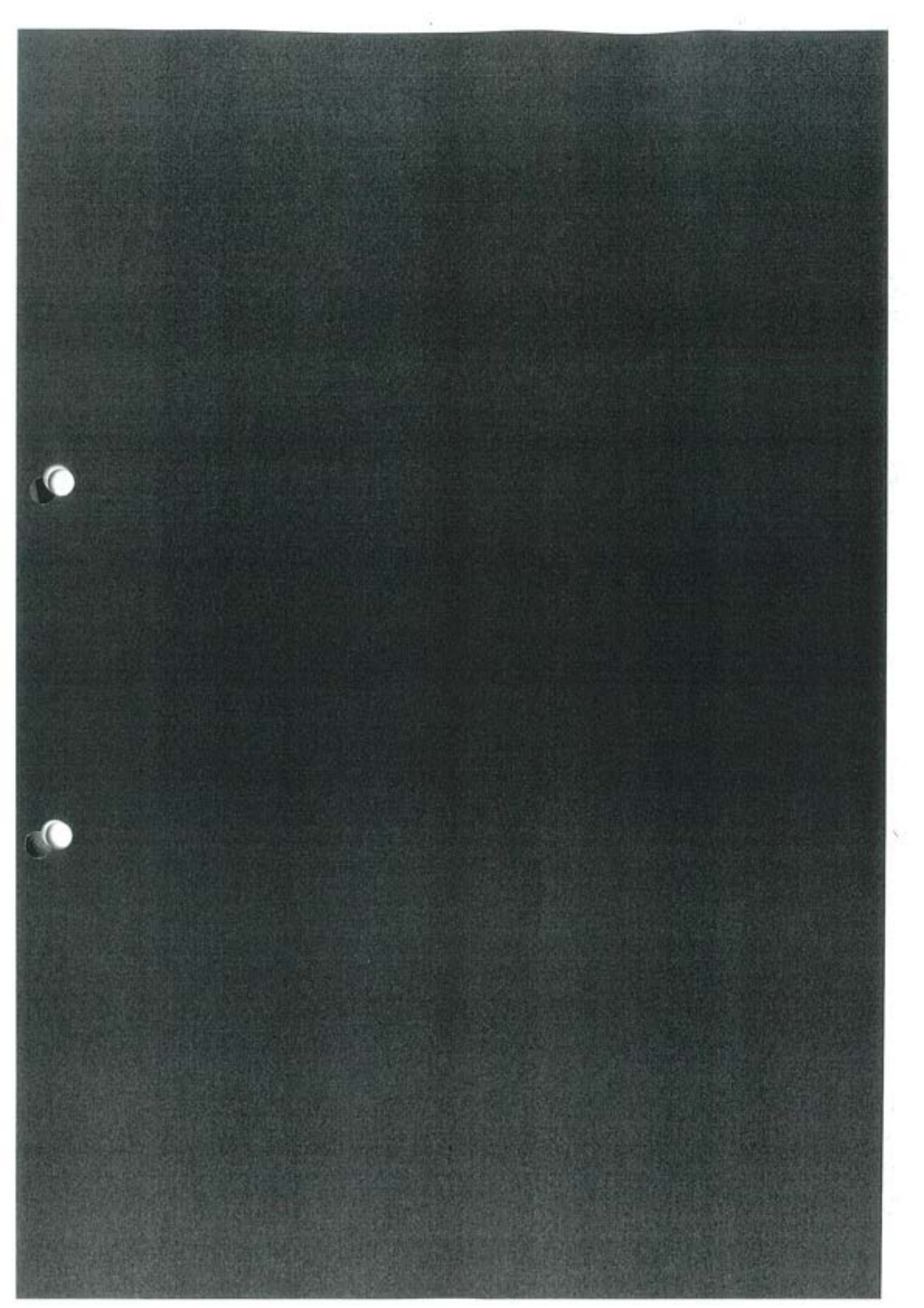

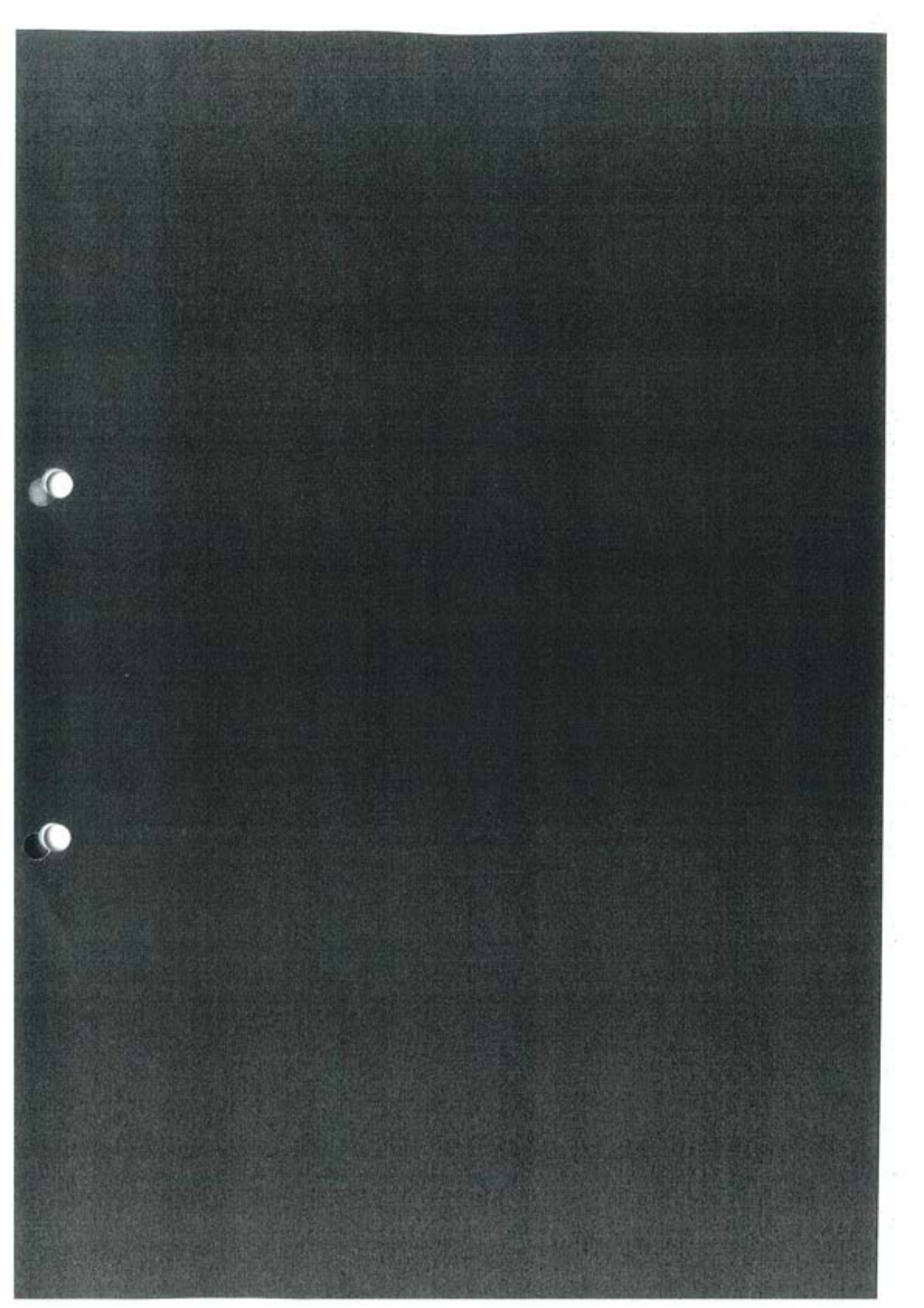

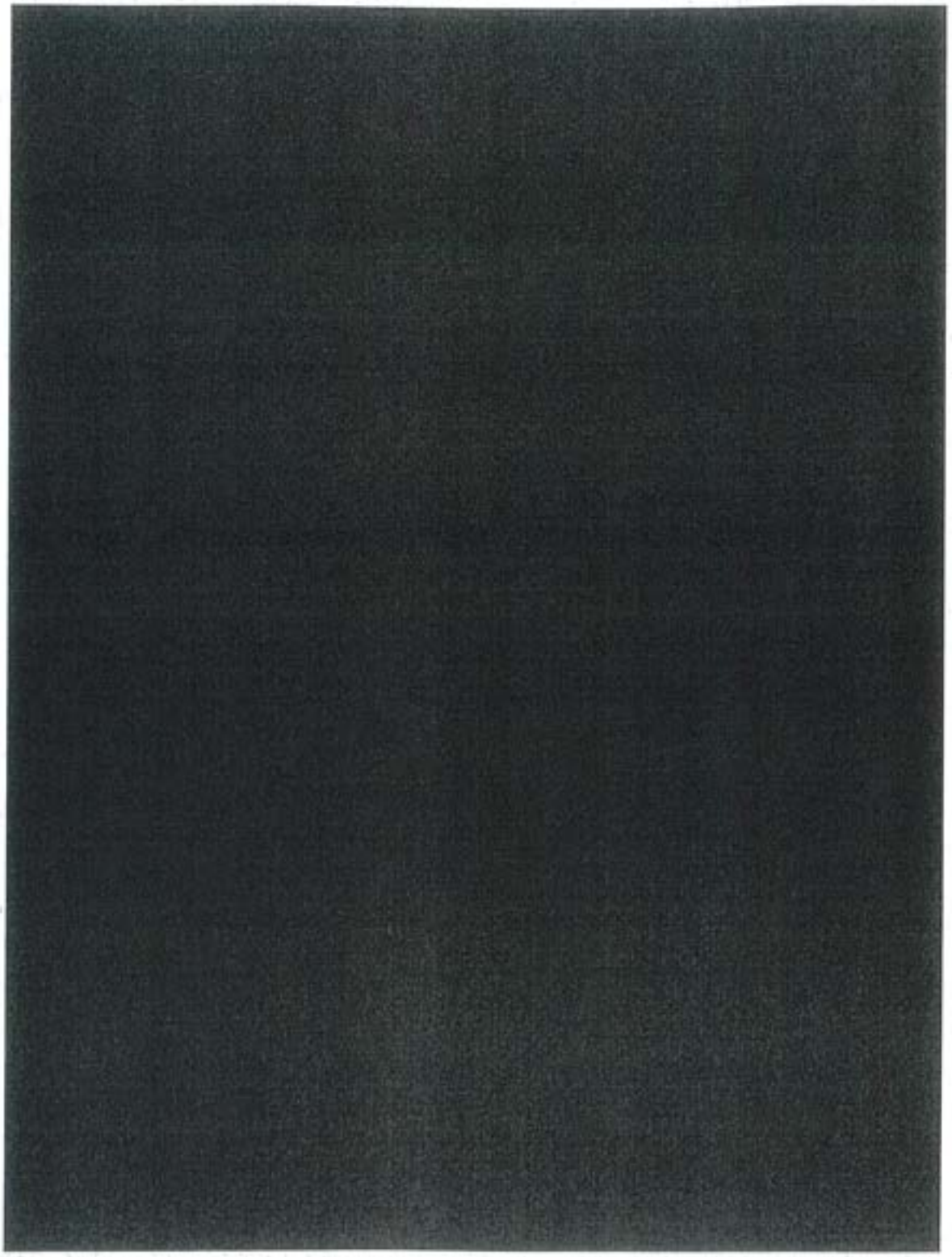

A216

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成26年9月17日（水）
2　監　視　員	杉本技師
3　業　者　氏　名	新幹線ビルディング
4　業　者　住　所	熱海市伊豆山C工区
5　立　会　者	なし

6　概要

現場の状況に変化がないかを確認するため、立入調査を実施した。

＜調査結果＞

・廃棄物の状況に変化は認められなかった。

・グランドの造成工事も行われていなかった。

＜現場状況＞





＜今後の対応＞

・ＺＥＮホールディングス麦島会長へ撤去指導を行う。

◎　区　分

排出事業所				その他	○

A217

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成26年10月15日（水）
2　監　視　員	杉本技師、美澤技師、福原特別監視員
3　業者氏名	新幹線ビルディング
4　業者住所	熱海市伊豆山C工区
5　立　会　者	なし

6　概要

台風後の現場の状況に変化がないかを確認するため、立入調査を実施した。

＜調査結果＞

廃棄物の状況に変化は認められなかった。

＜現場状況＞





＜今後の対応＞

ＺＥＫホールディングス麦島会長へ撤去指導を行う。

◎　区　分

排出事業所				その他	○

A218

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成27年2月12日（木）
2　監　視　員	中川専門主査、杉本技師、石川特別監視員
3　業　者　氏　名	新幹線ビルディング
4　業　者　住　所	熱海市伊豆山C工区
5　立　会　者	なし

6　概要

ZEN ホールディングスが所有している伊豆山 C 工区の現場状況に変化がないかを確認するため、立入調査を実施した。

＜調査結果＞

・伊豆山C工区にある廃棄物の状況に変化は認められなかった。

＜現場状況＞

C工区：入口から



敷地奥から



C工区：下の門



赤井谷



D工区

特に、変化なし



<今後の対応>

・ＺＥＮホールディングス麦島会長へ撤去指導を行う。

◎ 区 分

排出事業所				その他	○

A219

窓口対応記録

部長	渡邊	西村	小池	宮本	新藤	植田一		
技監	中川和	村上	中川克	美澤	中村	石川	福原	担当

来所年月日	平成27年4月16日 13時35分～14時00分	来所者	東洋時事新報　記者　原中栄伸 携帯電話 090-3817-3499
起案年月日	平成27年4月16日		
決裁年月日	平成27年4月　　日	応対者	東部健康福祉センター　廃棄物課 中田班長、福原特別監視員

標題	熱海市日金町・伊豆山における不法投棄について （新幹線ビルディング・天野二三男関係）
用件・処理（伺い）概要	＜概要＞ 熱海市内における株式会社新幹線ビルディング（代表取締役 天野二三男）らによる不法投棄事案について、東洋時事新報の原中栄伸と名乗る記者が取材に訪れた。 ※　来所前（11時15分）、電話で訪問の申出があった。 ＜訪問の趣旨＞ 情報提供者が、“（原因者と）刺し違えてでもよい”と決心して県へ訴え掛けたにもかかわらず、県が動かなかった（行為者を告発しなかった）のは何故なのか理由を知りたい。 ＜主たる主張＞ ・天野二三男ほかの行為者・関係者を野放しにするのは、行政の怠慢である。 ・現場を見た限り土砂崩れの危険は否定できない。もしも災害が発生した場合、それは自然災害でなく人災である。 ※　今月1/25掲載予定という記事（草稿）の提供を受けた。 ＜今後の対応＞ ・担当（中川専門主査）から原中記者の携帯へ連絡させ、反応をうかがう。 ・廃棄物リサイクル課及び熱海市へ情報提供するとともに、県としての対応を協議する。 ＜参考＞ 提供された「東洋時事新報」の記事やインターネット情報では、次のとおり ・東洋時事新報・・・大手企業中心に法律違反や不祥事をテーマに報道。当該企業へ資金要求 ※ インターネット情報や提供してくれた自社編集発行新聞による。 ・原中栄伸記者・・・本名　小河原力次郎。[redacted] されているもよう。[redacted]は、情報誌「中央時事新報」代表（年齢63才）とある。

用件・処理（伺い）概要

＜応答内容＞

（廃棄物課）

不法投棄事案においては、関係者が複数いる場合、互いにあれこれ異なる主張をし、真の行為者が特定できないことがあったりする。本件についても、結果的にいまだ解決に至っていない。

（原中記者）

・誰が行為者か分からないはずはない。

※ 公文書（事実申立書や知事名通知の写し）等入手した資料や収集した情報を基に説明し始めた。

・昨年の８月に、こちら（廃棄物課）の中川さんへ情報提供し（刑事告発を）要請していると聞いている。

・情報提供者は、“（原因者と）刺し違えてでもよい”と決心して県へ訴え掛けた。それにもかかわらず、県が動かず（行為者を告発しなかった）、今なお現場がそのままの状態になっているのは何故なのか。私は全ての現場を確認している。

・コンクリート・ガラ 4,140 トンのうち、マニフェストがあるのは 50 トンということだ。

・入手した資料を見る限り、これまで県（東部健康福祉センター）が全く動いていなかったとは思っていない。

・それまで天野に対して指導し、（その上、天野の関係者から、天野の不法投棄に関する具体的な証言や証拠を示されたにもかかわらず）、何も改善が見られない。その訳を知りたくて今日こちらを訪ねた次第である。

・役所も担当者が替わるので、あなた方は天野に会ったことはないかもしれないが、行為者が天野二三男であることは、分かっているはずだ。

・自由同和会は、エセ同和団体の幹部である。本部を訪ね、取材を申し込んだが断られた。

※「自由同和会都府県本部連絡先 平成 26 年 12 月」の一枚紙を示し、コピーさせてくれた。

・私は、（職業柄）穿った見方をするのだが、市（小田原市や熱海市）がそうであるように、静岡県も天野から圧力が掛けられているのではないかとも思った。

・今回取材の発端は、小田原市内で現在進行形の２か所の事案に関連して知ったもの。

・小田原の事案の情報を把握したのは先月（３月）20 日過ぎのことである。その取材の過程で、実は熱海でも（違法行為を）やっていると聞いた。つい１週間ほど前のことである。

・今月 25 日発行の弊紙に載せる予定であるので、それをこちらへお送りする。

・（情報提供者は）ＰＣＢについても、トランスがボックスごと埋められていると言っている。

・小田原の事案は、神奈川県警が動いており、テレビ朝日も取材している。熱海の件でもそのうち県へ取材しに来るであろう。

・私は、全ての現場を確認したが、伊豆山赤井谷では、１年半ほど前だったか（土砂の）流出事故が起き、苦情が発生したことがあると聞いている。

・熱海市（役所）でも、表面を多少整えたようにも見られるが、排水（施設）や擁壁もなく、土砂崩れの危険性は否定できない。

・市の宅地造成上の問題もあるが、やはり廃棄物の不法投棄が根本原因である。

・これほどの不法行為をし、（証拠・証言があるにもかかわらず）何も対応しないのは、行政の怠慢である。

・土砂崩れの危険も否定できない。もしも災害が発生したら、自然災害ではなく人災だ。

・本件問題（熱海市）をしっかり対応していたならば、小田原の問題は起きなかったと思う。
“このくらいの事をしてもこの程度で済む”などと、（天野に）甘く見られたからだと思う。

・（入手した資料を示し）この岩崎建材というのも皆関係者だ。
この後、岩崎建材（小田原市二の宮）へ寄ってから帰ろうと思っている。

・今日は突然訪問して申し訳なかった。

・では、中川さんから、私の携帯へ電話をお願いしたい。

[illegible] 11:00 [illegible] 電話連絡 [illegible] 面談の日程調整をし、面談日を [illegible] 13:00～ とした。
（中川 [illegible]）

東洋時事新報

記者
原中栄伸　　携　帯 090-3817-3499

〒150-0043
東京都渋谷区道玄坂2丁目15番1号
TEL 04-2964-3499
FAX 04-2965-5535

(いなし) 花姉 [illegible]
04607-53-0275
岩崎 [illegible] 会長

自由同和会都府県本部連絡先

平成 26 年 12 月

本部名	会長名	〒	住所	TEL FAX
香川県本部	[redacted]			
岡山県本部				
広島県本部				
大阪府本部				
京都府本部				
和歌山県本部				
奈良県本部				
滋賀県本部				
岐阜県本部				
愛知県本部				
神奈川県本部	天野二三男	250-0045	小田原市城山 4-5-13 ランダムハウス城山 202 号室	0465-24-3386 0465-24-3367
東京都本部	[redacted]			
長野県本部				
千葉県本部				
埼玉県本部				
群馬県本部				
福岡県本部				
熊本県本部				
長崎県本部				
佐賀県本部				
大分県本部				
中央本部				

※　上記以外の都府県本部は正式な都府県本部ではありません　同和観場 [illegible]

第1弾 「産業廃棄物不法投棄」事件!!

4/25 時 掲載

自由同和会（千代田区永田町）・天野二三男の犯罪！！

「産業廃棄物不法投棄」の実態を暴く！

部落差別開放問題に取組む「自由同和会・幹部」に依る不正行為発覚！

「産業廃棄物不法投棄」の裏に行政との癒着の構造！

「差別を叫ぶ」自由同和会の真意を悪用して犯罪を隠蔽・私腹をこやす。

現政権自民党の庇護の下に地方行政への圧力―穿き違えた同和行政の顛末！

（キャプション）

世間一般・国民の同和会の認識は既に反社会的勢力。掲げる理念と実行動の乖離が招く歪がもたらした弊害だ。同和事業に関る不正・腐敗は枚挙に事欠かない。巨額の予算の執行に伴い、それに関った行政当局者、同和運動関係者に依る、不正・汚職行為が発生し、マスコミを賑わせる事実がこれまでにも度々起こっている。「北九州土地転がし事件」（1981年・昭和56年）、「モード・アバンセ事件」（２００１年・平成13年）「飛鳥会事件」「奈良市部落開放同盟給与不正受給事件」「八尾市入札妨害事件」（2006年・平成18年）など同和運動団体の幹部と行政の癒着が引き起こした事件は記憶に新しい。同和問題についての法制化（地対財特法）は1969年（昭和44年）「同和対策特別措置法」が10年間の時限立法として設立されたのが始まり、後に3年間延長された。更に、1982年（昭和57年）「地域改善対策特別措置法」と名を変えて5年間の時限立法が制定されている。その後、1987年（昭和62年）新たな時限立法「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」などと名前を変更して延長された。如何にも団体からの時の政権への圧力が目に浮ぶ。一貫性の無い国の法制定を見れば容易にわかる。然し、2002年（平成14年）国に依る同和対策関連事業は完全に終了した。それにも関らず、如何にも自民党傘下と思われる「自由同和会」。その幹部（神奈川県連会長・天野二三男）が、「産業廃棄物不法投棄」という犯罪を犯しながら地元行政との癒着に依りこれまで、公表されず隠蔽されて来た。本紙は告発を受け徹底取材を敢行し、司直に告発する。

自由同和会幹部「天野二三男」の罪と罰！

現政権・自由民主党の友好団体と語って憚らない、自民党の責任は？

「行政職員が差別した」自分達の「勝手な理論」で、行政担当者を恫喝。これを足掛りに役所に抗議（？）する旧態依然の手口で、監督官庁・許認可業務部門を揺さ振り自らの「不法行為」を隠蔽する。現実の「差別問題」と乖離した理屈で不祥事を隠し監督官庁を釘着けにする。これだけの犯罪を繰り返していながら、当人が「この世の春を謳歌している」実態こそが現実だ。このような反社会的勢力を野放しにし、尚且つ、自分達の仕事に横槍

を入れられ沈黙を守る行政が歯痒い限りである。市民の血税で緑を食む行政職員が反社勢力に加担して、市民を泣かせる一被害を受けるのは常に弱者である市民・納税者である事を知るべきである。行政の弱腰が起こした人災的犯罪と言える。行政指導には「刑事告発」という強い権限がある。司直（警察）と連携して社会から抹殺（逮捕）させることこそ、市民に報いる行政の最大の仕事である。行政側に相手を訴えられない不都合でもあるのか？次ぎなる被害者が出る前に、市民の声に真摯に耳を傾ける勇気（？）を持つべであろう。本紙の司直への告発・公表で総てが明らかになる。

自由同和会幹部の恫喝に屈した行政！（小田原市・熱海市）
行政との癒着の構造！
行政側の背任行為はなかったか？

自由同和会・天野二三男は数々の「産業廃棄物不法投棄」と「違法造成工事」の他にもかなりの違法行為が発覚した。然し、取材を重ねると行政担当者・窓口との癒着が見え隠れする。社会一般の常識では考えられないような行政との取引が浮き彫りになって来た。
小田原市が低廉資産を高額譲渡を受けている（120万円相当の建物を1600万円で買取・小田原市城山795—1・795—1の2。二棟）天野が個人的利益を得たのか？担当窓口の背任行為は無かったか？今後の取材・調査で明らかにする。埋蔵文化財発掘に絡み（小田原市城山3丁目）当該地に住宅を建設売却多額の利益を上げる。文化財保護法違反事件。監督官庁である小田原市文化財保護課との癒着・行政側に背任行為はなかったか？更に小田原市在住の数名に対し、所有の土地建物を担保に提供させ、共同事業を持ちかけ天野二三男の関連企業に所有権を移転、金融会社から借入を起こし着服、最後に売却してしまうという手口で数億円の個人的利益を上げている。更に、
大金の絡む相続・国税を揉み消してやると持ちかけ、資産を抑えて売却、数億円の利益を着服、後日、依頼人のところに国税の請求が来て騙された事に気付く。既に一部から告訴が提起されているが明らかな「詐欺事件」、複数の被害者が追随するようである。
「自由同和会・天野二三男」包囲網は整ったようである。神奈川県警も重大な関心をよせている。
本紙は、関係者及び関係官庁への徹底取材を敢行し、公表・告発する。

A氏証言

天野は金の絡む事なら何処にでも顔を出し、自由同和会の威光を振りかざして、金にした。時には、明らかに「詐欺」紛いでも、金には特段に敏感。そこに「差別を叫ぶ」同和の理念は存在しない。「エセ同和行為」を自由同和会本部は承知しているのか？併せて糾弾して欲しい。

「元ニューフジヤホテル社員寮解体工事」の顛末！
当時の所有者・株式会社新幹線ビルディング（代表取締役天野二三男）

（B 氏証言）
熱海市日金町解体による排出産業廃棄物の量
コンクリート・ガラ　約 4140 トン
内装解体残地物（混合ゴミ）200 ㎥
上記が当時、役所打ち合わせ上の数量です。搬出時はコンクリート・ガラとその他のゴミは混合してしまい、混合のゴミとして搬出した。
内訳は、熱海市伊豆山赤井谷の土地に約半分のコンクリート・ガラ 2000 トン、その他のゴミ 100 ㎥を搬出・埋設した。
其の後、静岡県の指導により、マニフェスト現存分のコンクリート・ガラ 50 トンを正規の処理場に搬出・処理した。
その結果最終処理内訳は、

熱海市日金に不法投棄	コンクリート・ガラ 2140 トン。その他のゴミ 100 ㎥。
熱海市伊豆山赤井谷に不法投棄	コンクリート・ガラ 2000 トン。その他のゴミ 100 ㎥
正規処理（マニフェスト有り）	コンクリート・ガラ　50 トン。

其の後
熱海市伊豆山赤井谷は（株）新幹線ビルディングから麦島善光氏（株式会社ユニホー・名証上場企業・会長）に産業廃棄物不法投棄のまま売買による所有権移転がされている。現場は乱開発・造成で擁壁もなく、土砂崩れ・流出事件を起こしている。
熱海市日金町は（株）新幹線ビルディングから八晃建設株式会社に産業廃棄物不法投棄の状態で売買により所有権移転登記がされている。
二企業は不法投棄を承知の上で土地を取得しているのか？誰が不法投棄の廃棄物を取り出し、搬出・処理する責任を負うのか？法律的には現所有者の責任である事を明記している。
然し、この「産業廃棄物不法投棄」を熱海市及び静岡県は知っていた。行政を押さえ「エセ同和的行為」を行ったのは、「自由同和会の天野二三男」である事も関係者の取材で明らかになっている。「行政担当者の背任行為・自由同和会のエセ同和行為」何れも一蓮托生。
更に、小田原市でも行政を巻き込んだ不祥事が明らかになっている。
告発後は司直の仕事となる。

現在進行中（不法投棄中）の二現場（小田原市板橋・小田原市久野）

1・板橋現場（所在・小田原市板橋字香林寺山 886 番 1）別添写真
現在も、少量の建築廃材が運び込まれているが、過去に不法投棄された産業廃棄物が大量に埋設されている。周辺住民からの苦情が本紙に寄せられている。然も、当該土地は他人

名義であり借地契約は存在しない。他人の土地に無断で産業廃棄物を不法投棄した事実が明らかになった。

板橋土地所有者・O氏取材

Q・お宅の土地に産業廃棄物が不法投棄されていると近隣の住民から告発がありました。事実をご存知ですか？

A・「板橋に土地は所有していますが何の事かわかりません。」

Q・この土地はどなたかに貸しているのですか？

A・「どなたにも貸した覚えは無い」

Q・万一、不法投棄している犯人が解らない時は所有者の責任に於いて、産廃の処分をしなければならなくなりますがそのあたりの法的な立場はご存知ですか？

A・「そんな事知るわけが無い！実はあの土地については人に管理を頼んでいる」

Q・どなたですか？本紙が聞いてみましょう。

A・「突然の事なので教えられない。」

Q・解りました。いずれにしても、誰かが責任を取らされます。現在も捨てているようです。早急に手を打たれた方が宜しいでしょう。周辺住民は決して許しません。

A・「依頼した人から連絡させます」

取材・原中栄伸

2・久野現場（所在・小田原市久野字大原 1338 番 1）別添写真

久野土地建物所有者 U 社長取材

Q・御社の取材置き場の後方崖地に産業廃棄物が不法投棄されているとの告発がありました。

A・「久野は既に競売で落札され、当社の物ではない。」

Q 其れはいつの事ですか。

A・「2 月の上旬です。残金決裁は未だのようですが早晩、所有権は移転される筈です。」

Q・寄せられた情報に依れば、競売中の物件に産業廃棄物を不法投棄し、そのために何度も入札が流れていると聞いている。落札価格を下げる為の「計画的且つ悪質な競売妨害」と見る向きがあるが？

どなたが捨てているのですか？

A・「解りません。もともと、あの辺りは、以前から当社の建築廃材置き場になっていた。当時は定期的に産廃業者に依頼して処分していた。

Q・ところが現在も何者かが捨てているとの情報がある。車が停まっていたが誰かが占有しているのですか。

A・「解りません。暫く行っていない。当社敷地の隣を借地している建材屋が捨てているとの噂を聞いた事がある。」

A・建材会社はわかりますか。

Q・「知らない」

A ん・・？社長と天野氏の関係は？

Q・「エッ！勘弁してください。仕事の関係で色々とシガラミがあります。」
A・そうですか。天野氏の指示で不法投棄をしていると聞いているが。
Q・「実は、今回当土地建物を特売で入札したのは、天野氏の関係会社です。」
A・なるほど？産業廃棄物が埋まっている土地を普通の方は落札しないですね。廃棄物の処理が大事です。所有者責任になる。
Q・「・・・？」

取材・原中栄伸

伊豆山日金のコンデンサーの行方！？
PCB 廃棄物が行方不明？

伊豆山日金・ニューフジヤホテル社員寮解体跡地に存在した、コンデンサーの行方が解らない。産業廃棄物処理マニフェストを見る限り、業者に委託した形跡は無い。関係者を取材したところ、「前日、確かに在った物が翌日には消えていた」考えられのは、現場に埋めてしまったか若しくは、ライセンスを持たないものにより違法に移動されたか？関係者は「埋まっている筈」と語る。有害物質を含む「特別管理産業廃棄物」指定の PC`B を不法投棄しているとなると由々しき問題である。

コンデンサー、変圧器は夫々100%、約 60%の濃度の PCB を使用している。PCB は化学的に性状が安定し、燃え難く、絶縁性が高いという特徴から電気機器用の絶縁油、熱交換器の熱媒体に広く利用された。然し、発ガン性の恐れから昭和 47 年に PCB の製造は禁止された。

PCB 廃棄物とは、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、沁み込み、付着、若しくは封入された物が廃棄物となったものを言う。PCB は難分解性で、人間の健康及び生活環境に係る被害を生ずる恐れがある為「特別管理産業廃棄物」に定められている。（平成 13 年施行・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）ライセンスを所持する産廃搬入業者に依り指定された PCB 処理場にて処分しなければならない。

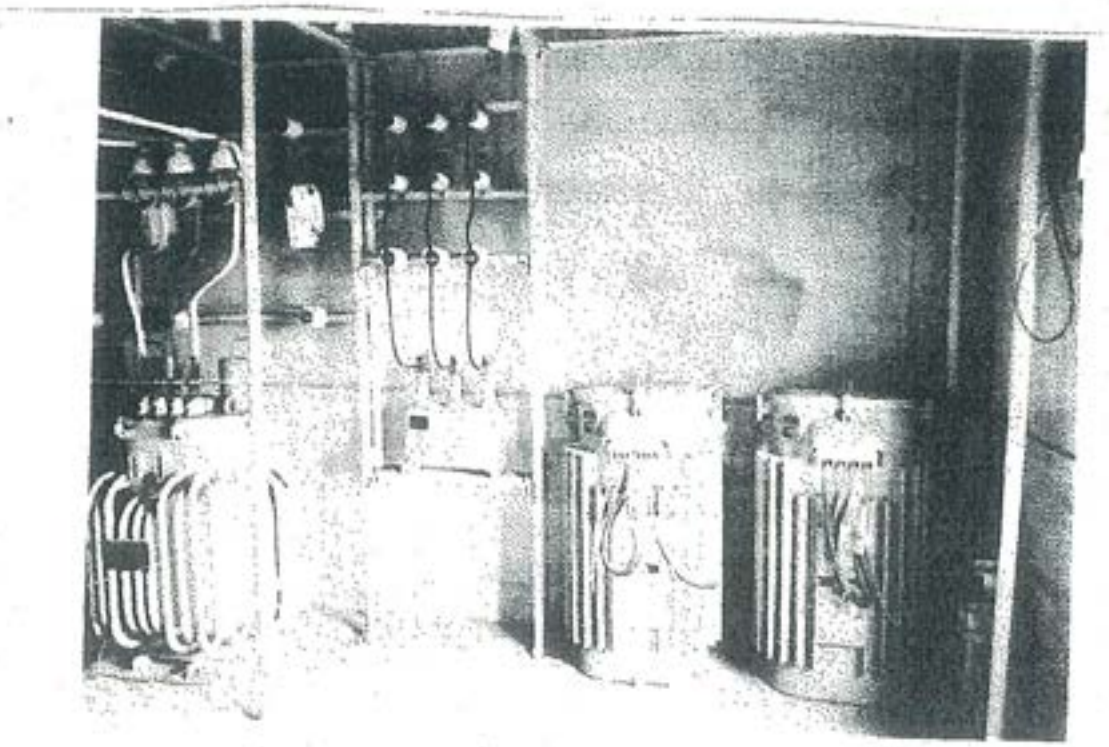

自由同和会（千代田区平河町）幹部による不正行為！

「　神奈川県連会長・天野二三男」

「産業廃棄物不法投棄」＆「乱開発・宅地造成」
株式会社新幹線ビルディング
株式会社リゾート都市開発
代表取締役　天野二三男

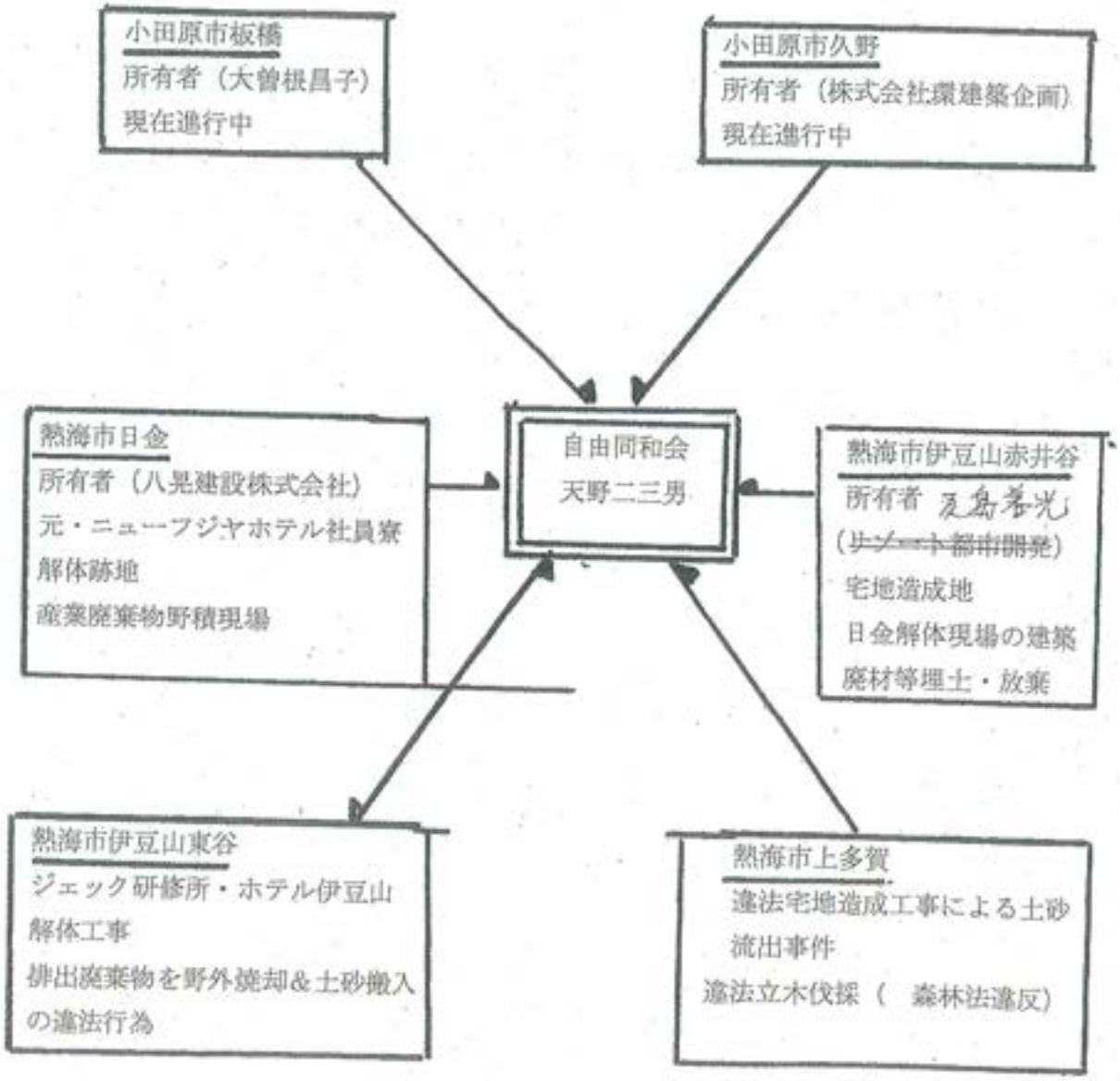

A220

面　談　記　録

供覧	課　長	課長代理	専門監	班　員	担当
	増田	村松	[illegible]	笠島　大川　伊藤　鈴木　[illegible]　加藤	

面談日時等	平成27年4月21日 午後1時10分頃～2時頃 東部総合庁舎3階面談室	対応者	東部健康福祉センター廃棄物課 中川専門主査、美澤技師、 石川特別監視員 廃棄物リサイクル課 増田班長、加藤主査
決裁年月日	平成 27年　4月 28日	来訪者	東洋時事新報　記者　原中栄伸
用　件	熱海市日金町・伊豆山における不法投棄について （新幹線ビルディング・天野二三男関係）		

1　概要

熱海市内における㈱新幹線ビルディング等による不法投棄事案について、東洋時事新報の記者が取材のため、来訪した。

（前回（平成27年4月16日）対応：東部ＨＣ廃棄物課　中田班長、福原特別監視員）

また、原中記者から、本件（㈱新幹線ビルディングの天野氏らによる不法投棄容疑）について、静岡県警察本部に告発する用意がある旨の発言があった。

（主な質問内容等）

- ＰＣＢのトランスは埋まっているのか。
- なぜ、撤去が進展しないのか。
- ㈱新幹線ビルディングの天野氏から、県に圧力がかかっているのではないか。
- なぜ、県は告発を断ったのか。
- 解体工事の施主である岩崎建材も不法投棄を行っている。

2　内容（「東部ＨＣ・廃棄物リサイクル課」⇒「県」、「原中記者」⇒「原」）

原）（机上にＩＣレコーダーを置く。）
原）小田原の事件を追っていたところ、熱海市内の事件を知った。現地も見てきた。本件については、4月25日に記事にする予定。テレビ朝日も動いている。
原）熱海市日金の現場には、トランスが埋まっている。県は把握しているのか。
原）（現場の写真を広げ、説明を始める。）
県）埋めた時期はいつか。
原）不法投棄が行われた時期と同じではないか。トランスにはＰＣＢが入っている。
県）（写真にある場所については、検体を収去の上、）検査機関による検査を行ったが、ＰＣＢの確認には至らなかった。
原）ＰＣＢは入っていなかったのか。
県）当該箇所にはないことを確認している。
原）それでは質問を変えるが、平成21年にこの案件が発覚して数年が経過しているが、なぜ撤去に向けた話が進展していないのか。誰が責任を負うべき者かは、はっきりしている。
県）原因者に対する撤去指導を行っている。関係者が複数おり、言い分がそれぞれ異なっていたり、その後、説明内容が変わったりして、全容が解明されていないところがある。
原）こんなに年数がかかるものなのか。
県）関係者が何人もいる場合、事実認定に時間がかかってしまうことはある。
原）これは熱海市の問題なのかも知れないが、伊豆山の現場は流出する危険もあるのではないか。そのようなことがあれば、あなた方も責められることになる。
県）県でも、大雨の後に現場の確認をするなどの対応を取っている。
原）天野氏は、行政に圧力をかけることがある。神奈川県内では、建築後年数が経過している住

宅を、実際の資産価値よりも高額で、市に買い取らせたこともある。県にも圧力がかかったのではないか。
県）そのような事実はない。
原）（開示請求等で別途入手したと思われる、沼尾氏（トランスファー関係者）の事実申立書に記載のある東部ＨＣの岡専門主査等の氏名を指差し、）ここに名前が書かれている担当者は、もういないのか。
県）既に異動している。
原）昨年８月に[redacted]が、関係資料を県に持参し、県による告発を依頼したが、断られたと聞いている。本当か。
県）そのような事実はない。昨年８月に面談を行っているが、関係者[redacted]は告発するかを弁護士に相談してみると言って、帰っていった。そもそも告発は誰でも行うことができるものであり、県でなければ告発できないものではない。資料があるのであれば、直接、告発していただいたほうがいいのではないかという話もしている。
原）㈱新幹線ビルディングの天野氏は、許可や認可を受けていない。行政が何を話しても応えない。告発して警察に対応してもらうしかない。
原）本件については、解体工事の施主である岩崎建材も不法投棄を行っている。
原）（資料中の「廃棄物リサイクル課不法投棄対策班」の件を指差し、）この不法投棄対策班はどういう位置付けの部署なのか。
県）出先である東部ＨＣの本庁に当たる部署である。
原）警察から人は来ているのか。
県）警察派遣職員もいる。
原）天野を告発しないと、何も解決しない。告発の話は、不法投棄対策班にすればいいのか。
県）告発するのであれば、直接、県警察本部に話していただきたい。
原）承知した。

A221

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成27年5月13日（水）
2　監　視　員	中川専門主査、美澤技師、福源特別監視員
3　業者氏名	新幹線ビルディング
4　業者住所	熱海市伊豆山C工区
5　立　会　者	なし

6　概要

台風後の現場の状況に変化がないかを確認するため、立入調査を実施した。

＜調査結果＞

・　廃棄物の状況に変化は認められなかった。

・　前回立入（平成27年4月14日）と比較し、赤井谷一帯に柑橘類等の苗木が植えられていた。

＜現場状況＞











＜今後の対応＞

ＺＥＮホールディングス麦島会長へ撤去指導を行う。

◎　区　分

排出事業所				その他	○

A222

交信記録

供覧	課長	課長代理	専門監	班長	班員	担当
	増田	村松			望月 加藤 鈴木	伊藤

受信日時等	平成27年5月14日 14：30頃	架電者	熱海警察署　生活安全課 [redacted]氏
決裁年月日	平成27年5月20日	対応者	不法投棄対策班　伊藤
用件	新幹線ビルディングに関する照会		

1　概要

熱海市内における新幹線ビルディング等による不法投棄事案について、以前東部HCに来所した東洋時事新報の原中氏が熱海警察署を訪れ、告発したいと申し立てた旨情報提供があった。あわせて、熱海警察署から、新幹線ビルディングに対する県の指導状況等について照会があった。

2　内容

熱…熱海警察署[redacted]　県…伊藤

＊熱海警察署は当初東部HCに連絡したが、東部HC担当中川専門主査不在のため、当課に電話するよう指示されたとのこと。

熱）本日、東洋時事新報の原中が訪れ、新幹線ビルディングの不法投棄について告発したい旨を申立てた。

同氏は、本件について県に相談したと申立てたが、新幹線ビルディングの指導状況等について伺う。

県）おっしゃるとおり、原中氏は本年4月に県東部健康福祉センターに来庁し、新幹線ビルディングに対する県の指導状況等を聞いていった。

新幹線ビルディング事案について、県は平成21年に把握し、それ以降行政指導により関係者に撤去指導を行っている。

ただし、元請、下請け、孫受け等関係者が複雑で、実行為者が特定できていない状況にある。

熱）平成21年以前となると、不法投棄による告発は公訴時効が成立しているものと考えられる。

他の違反は考えられないか。

県）過去の不法投棄以外、現在動きはなく、他の違反は考えにくい。

熱）行政処分に対し何ら措置を講じなかったこと、命令違反という形で県が告発ということは考えられるのではないか。

県）本事案について、これまでに改善命令等行政処分の発出可否は検討していない。あくまで不法投棄ということで県は指導をしているが、理論上は貴殿のおっしゃることも考えられる。

ただし、行為者がはっきりしていない以上、行政処分の発出も困難であると思われる。

熱）次回原中氏が警察に訪れた際は、不法投棄に関する告発は時効が成立している可能性が高い旨を説明する予定であるが、改善命令等の違反で、刑事罰を問うことも可能である旨を説明するかもしれない。ご承知おき願いたい。

県）承知した。

3　対応

東部HCに情報提供する。

（本内容については増田班長から植田技監あて電話で説明済み。あわせて、東部HCの事案であるので、今後は東部HCで回答するよう依頼した。）

A223

電話口頭記録

部長	渡邊	西村	小池	宮本	新藤	植田一	豊釜		
技監	中田	中川秀	村上	中川寛	美澤	中村	石川	福原	担当
		戻り							

来所年月日	平成27年5月29日 13:30	来所者	熱海警察署生活安全課 [redacted]
起案年月日	平成27年5月29日		
決裁年月日	平成27年　月　日	応対者	東部健康福祉センター廃棄物課 中川専門主査 美澤技師 石川特別監視員

標題　新幹線ビルディング事案について（東洋時事新報からの告発に対する対応）

用件・処理（伺い）概要

（概要）
熱新幹線ビルディング事案について、東洋時事新報の原中栄伸記者が、熱海警察署と県警本部に「告発状」なる文書を提出した。
今般、熱海警察署生活安全課の[redacted]及び[redacted]が来所し、当該「告発状」に対する対応について「[redacted]」と説明した。熱海警察署生活安全課とのやり取りは以下のとおり。

【熱海警察署生活安全課】
- 熱海警察署に、東洋時事新報の原中記者が、「告発状」なる文書を提出した。当課は当該文書を預かり、内容を確認後、原中記者に方針等を回答することとした。
- 「告発状」の内容を確認したが、[redacted]また、熱新幹線ビルディング事案について、当課には[redacted]
- よって、原中氏に、[redacted]」旨を回答する予定だ。
- 原中氏は、同じ内容の「告発状」を県警本部に提出している。現在県警本部でも対応を決裁中であるが、県警本部も当課と同様に「[redacted]」との見解である。
- 東部健康福祉センターは、本件について過去に対応していると聞いている。今後は、本件について貴課で対応いただきたい。

【東部健康福祉センターの回答】
- 当課は、平成21年2月に熱海市日金及び伊豆山における産業廃棄物の放置を確認し、それ以後対応を続けている。
- 過去の記録を確認したが、当課は熱新幹線ビルディングによる明確な不法投棄の事実を確認していない。
- [redacted]
- [redacted]撤去指導が困難な状況ではあるが、本件について、今後も指導を継続する。
- 原中氏が当課を再度訪れた際には、行政としてできる範囲の対応をする。

【熱海警察署生活安全課】
- 原中氏は、PCBの事をしきりに気にしていたが、貴課は、現場に不法投棄されたといわれるPCBについて、どのように考えているか。

【東部健康福祉センターの回答】
- 当課は、過去に日金の現場でトランスを確認している。
- このトランスについて当課が検体を採取し、外部検査機関に分析を依頼したところ、PCBは含まれていなかった。
- 原中氏のいうPCBは、このトランスのことと思われる。
- 当該トランスは、しばらく現場に置かれていたが、その後行方不明となっている。
- トランスが行方不明となっているのは事実だが、当課は、PCBが行方不明になっているとは考えていない。またこのことは、原中氏にも説明済みである。

＜今後の対応＞
- 今後も、熱新幹線ビルディング事案に対する行政指導を継続する。
- （今回の熱海警察署生活安全課とのやり取りについては、平成27年5月29日14時に、廃棄物リサイクル課笠島主幹に電話連絡し、情報提供済み。）

A224

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成27年6月8日（月）
2　監　視　員	中川主任、美澤技師、石川特別監視員
3　業　者　氏　名	新幹線ビルディング
4　業　者　住　所	熱海市伊豆山Ｃ工区
5　立　会　者	なし

6　概要

現場の状況に変化がないかを確認するため、立入調査を実施した。

＜調査結果＞

・　廃棄物の状況に変化は認められなかった。

＜現場状況＞

入口



赤井谷



＜今後の対応＞

ＺＥＮホールディングス麦島会長へ撤去指導を行う。

◎　区　分

排出事業所				その他	○

A225

電話口頭記録

部長	渡邊	西村	小池	新藤	宮本	植田一	豊釜		
技監	中田	中川秀	村上	中川寛	美澤	中村	石川	福原	担当
		戻り							

来所年月日	平成27年6月30日 15:00	来所者	熱海警察署生活安全課 [redacted]
起案年月日	平成27年6月30日		
決裁年月日	平成27年　月　日	応対者	東部健康福祉センター廃棄物課 中川専門主査 美澤技師

標題	新幹線ビルディング事案について（東洋時事新報からの告発に対する対応）
用件・処理（伺い）概要	（概要） ㈱新幹線ビルディング事案について、東洋時事新報の原中栄伸記者が、熱海警察署と県警本部に「告発状」なる文書を提出した。 熱海警察署生活安全課は、原中氏からの相談を受け、原中氏の情報源である[redacted]から、新幹線ビルディング事案の経緯等を聴取した。 今般、熱海警察署生活安全課[redacted]が当課へ来所し、本事案に関する対応について[redacted]と説明した。熱海警察署生活安全課とのやり取りは以下のとおり。 【熱海警察署生活安全課】 ・ 熱海警察署に、東洋時事新報の原中記者が、「告発状」なる文書を提出した。当課は当該文書を預かり、内容を確認後、原中記者に方針等を回答することとした。 ・ 今後の方針を検討するにあたり、熱海警察署生活安全課は、原中記者の情報源である[redacted]と面談し、本事案について聴取した。（別添「[redacted]からの聴取結果について」を提供） ・ 当課は、[redacted]からの聴取結果も踏まえて今後の方針を検討した結果、[redacted]と判断した。 ・ この検討結果を、今後原中記者に回答する予定である。 ・ 原中記者に対して、今後の対応窓口として、東部健康福祉センターを紹介するので対応いただきたい。 【東部健康福祉センターの回答】 ・ 原中記者から連絡があった際には対応する。 ＜今後の対応＞ ・ 今回の熱海警察署生活安全課の説明内容について、廃棄物リサイクル課不法投棄対策班増田班長に情報提供した。（別添「[redacted]からの聴取結果について」を提供） ・ 今後、原中記者から面談の要望があった際には、廃棄物リサイクル課員の同席の下対応する。 ・ 今後も、㈱新幹線ビルディング事案に対する行政指導を継続する。

[redacted]からの聴取結果について

平成２７年６月１９日
生活安全課
[redacted]

1　聴取日時
平成２７年６月１９日午前１０時１０分ころから
同　日午後　０時２０分ころまでの間

2　聴取場所
熱海警察署　少年補導室

3　聴取者
本職

4　被聴取者
住　居　[redacted]
職　業
氏　名
生年月日
連絡先

5　聴取内容
[redacted]

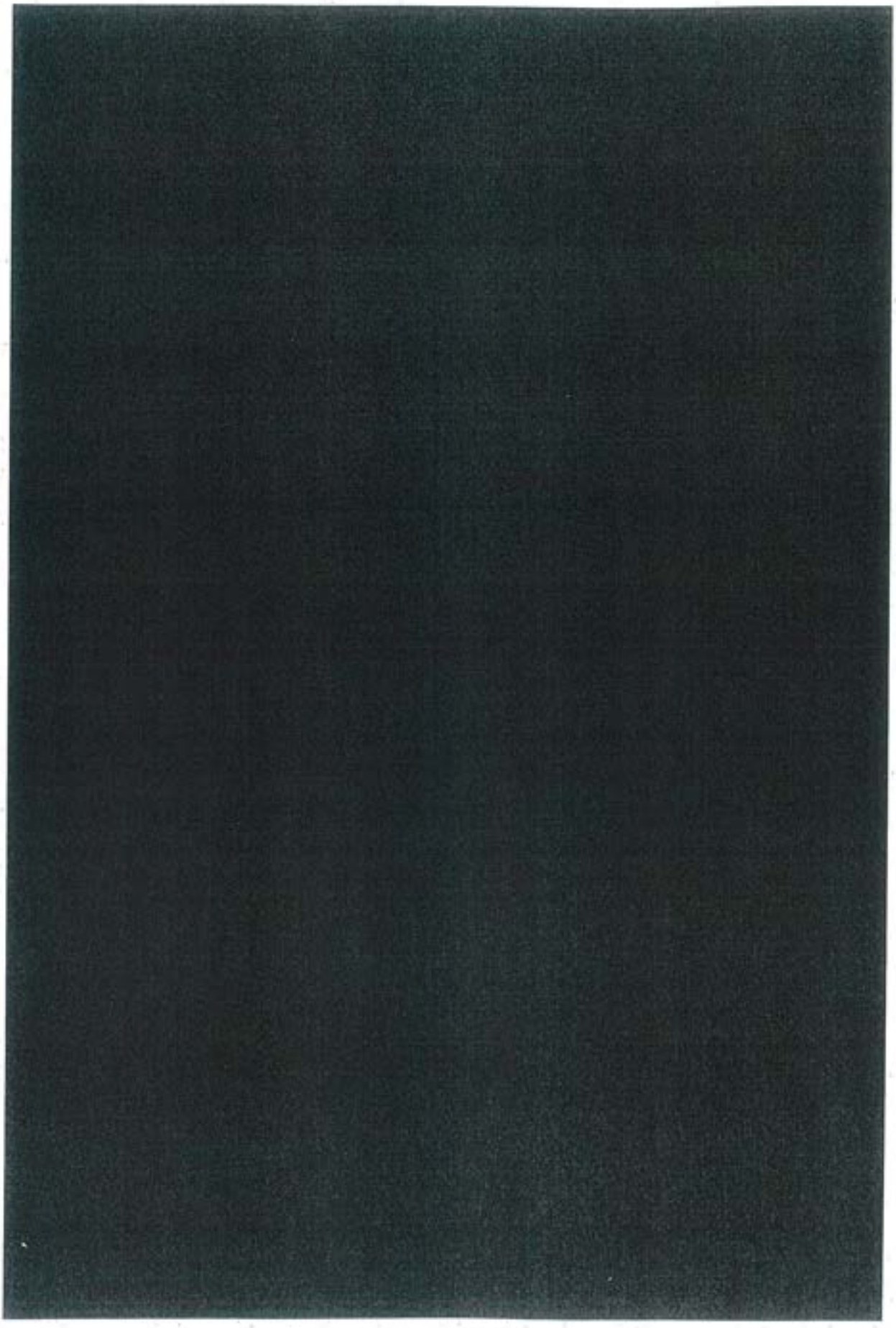

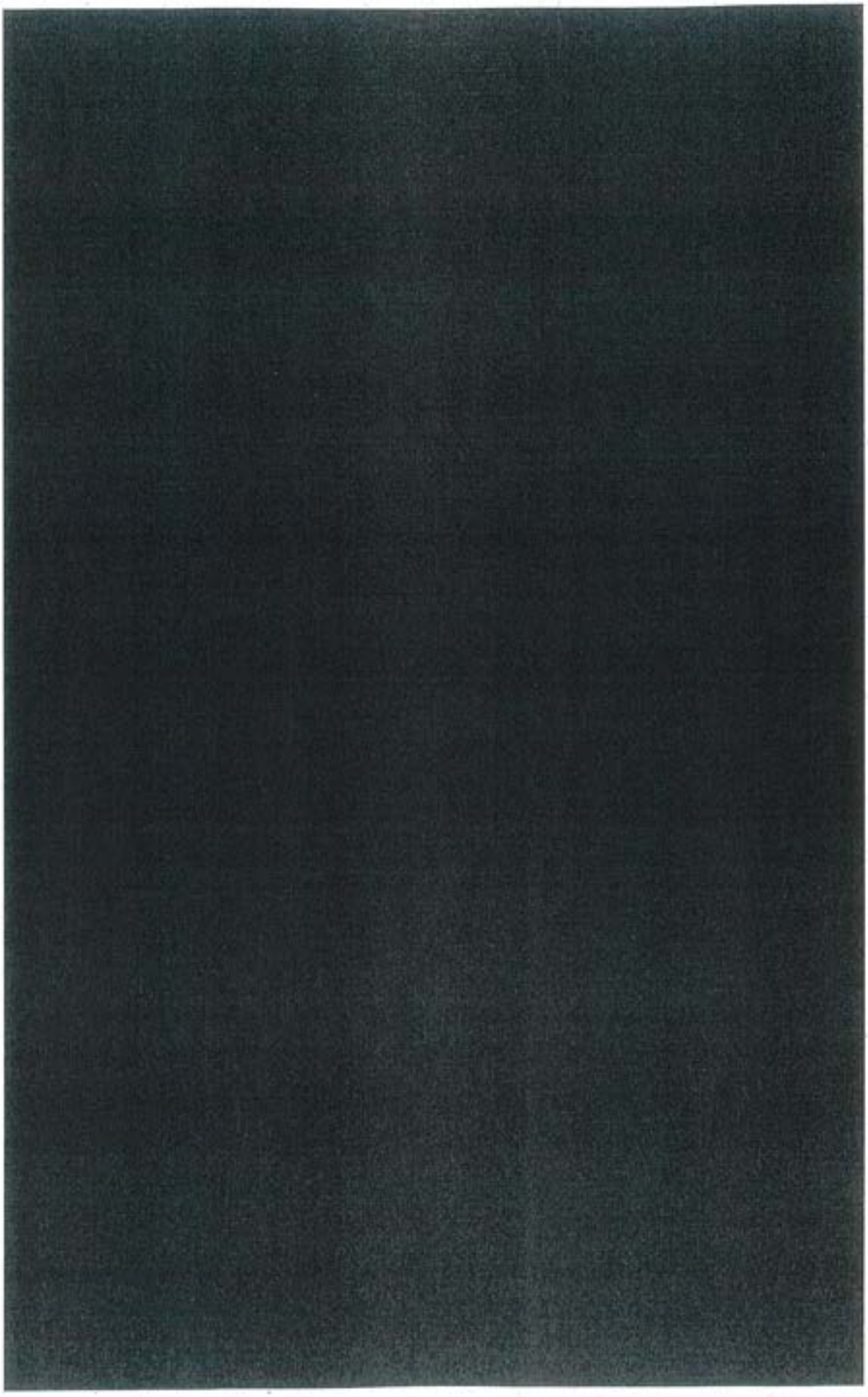

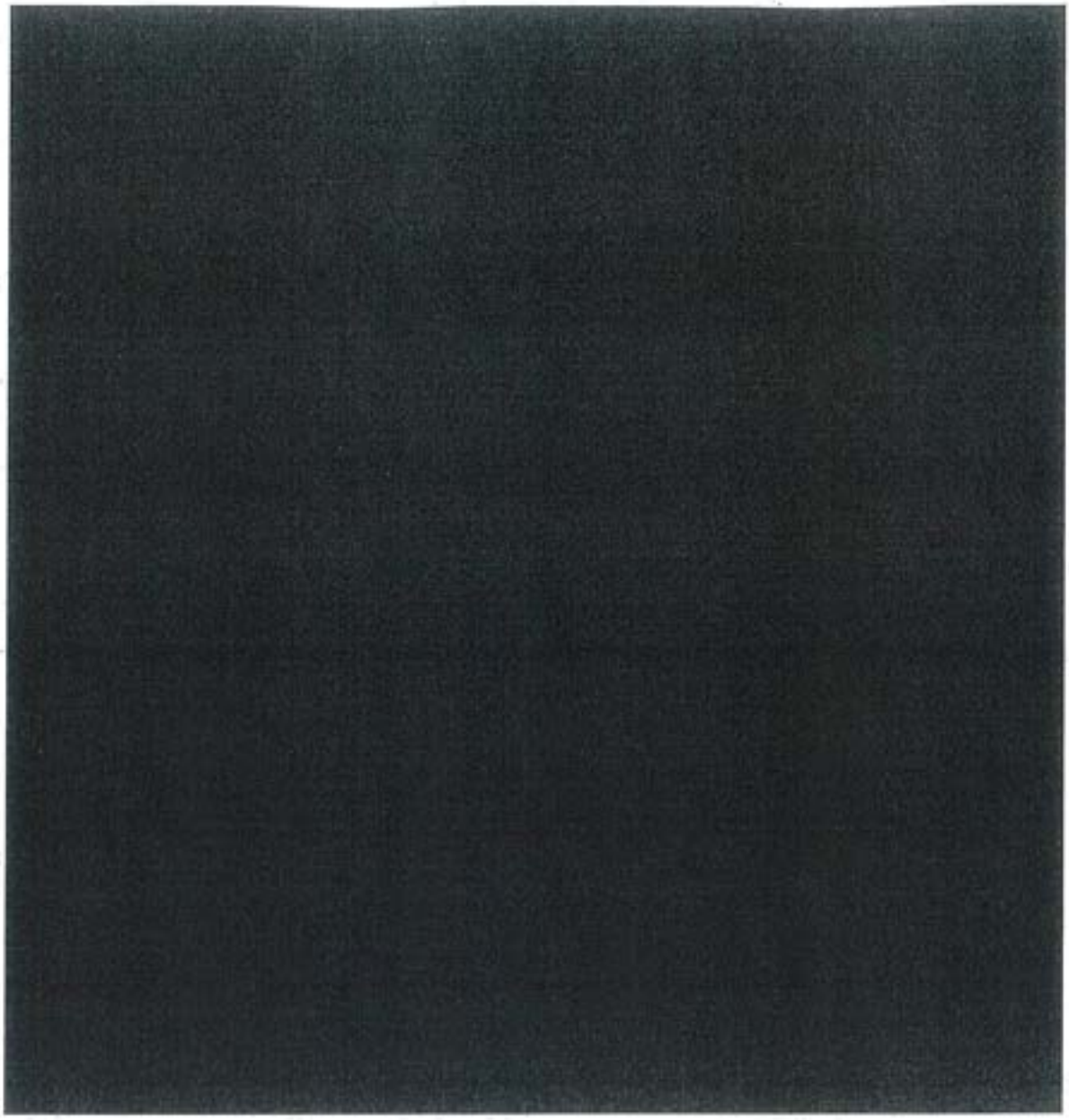

A226

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 27 年 7 月 5 日 （日）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）		
指示番号	東部17	依頼番号	2
実施者名	藤田 俊治　　吉永 敏		
所轄健康福祉センター名	[賀茂 ・ (東部)] 健康福祉センター		

時分 ～ 時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
09:00 ～ 17:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・現場の作業内容（残土の中に廃棄物が混入していないか等） ・車両の出入り（車輌ナンバー、搬入物） 2、監視日時・天気 7月 5 日（日）13 :00 ～ 17 :00 、天気 雨 3、監視要領 パトロール 又は (適地からの定点監視) 4、収集項目 搬入車両の社名 車番、積載物等 過剰保管の確認 廃棄物の種類 黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・敷地内奥に重機1台あり、作業が再開された。
・フラスチックのくさりが外れ、門は閉っているが鍵施錠はされていない。
・通路の片側にかんきつ類が植林されていた。
・本日、動きなし。

開始時	133125	km
終了時	133206	km
走行距離	81	km
使用車両	吉永	

＊日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成27年7月5日(日)

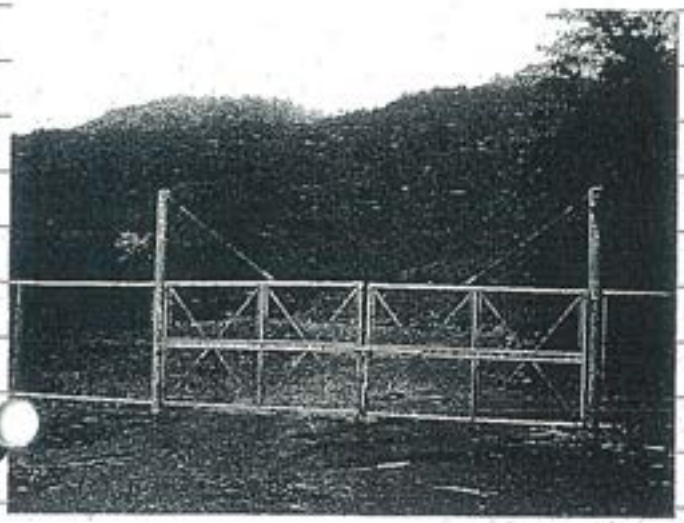

①(株)新幹線ビルディング
(熱海市伊豆山赤井谷残土処分場)

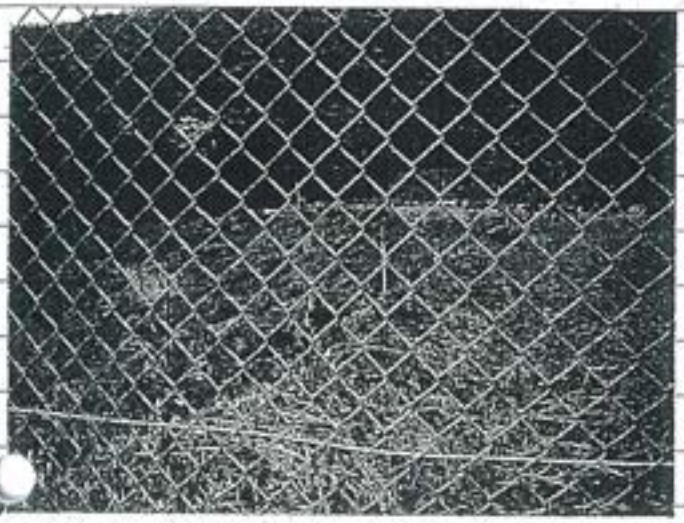

②(株)新幹線ビルディング
(熱海市伊豆山赤井谷残土処分場)

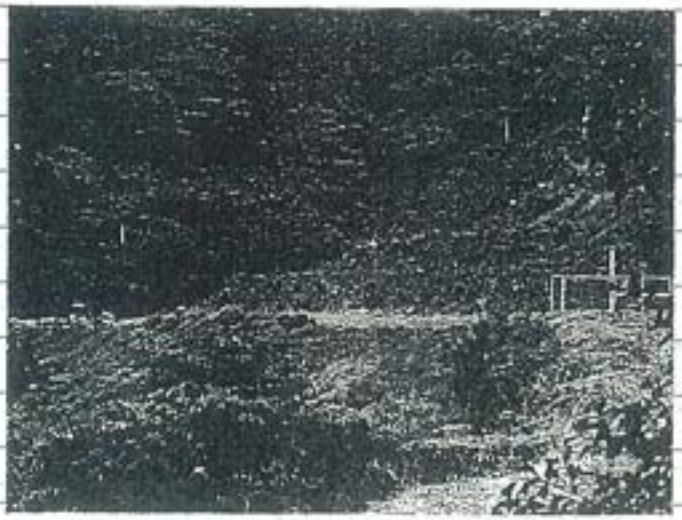

③(株)新幹線ビルディング
(熱海市伊豆山赤井谷残土処分場)

A227

起案・供覧　27年　7月10日
決　裁　　年　月　日
施　行　　年　月　日

伺い・供覧	課長	課長代理	専門監	課員	担
	増田	村松		笠島 加藤 [redacted] 鈴木	

＜葬祭紛ビルディング関係＞

[redacted]からの聴取結果について

平成２７年６月１９日
（熱海警察署）生活安全課
[redacted]

1　聴取日時
　平成２７年６月１９日午前１０時１０分ころから
　　同　日午後　０時２０分ころまでの間

2　聴取場所
　熱海警察署　少年補導室

3　聴取者
　本職

4　被聴取者
　住　居　[redacted]
　職　業
　氏　名
　生年月日
　連絡先

5　聴取内容
[redacted]

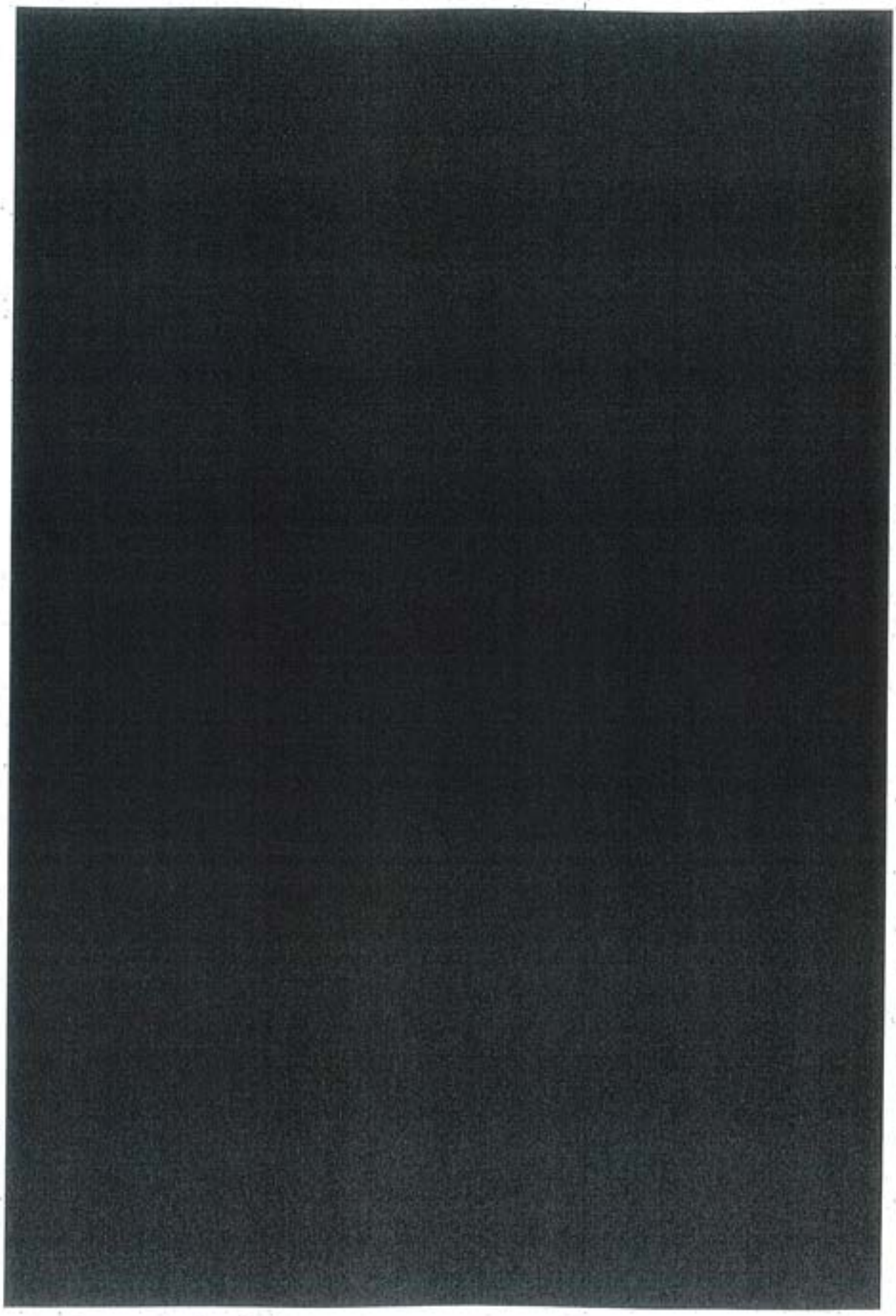

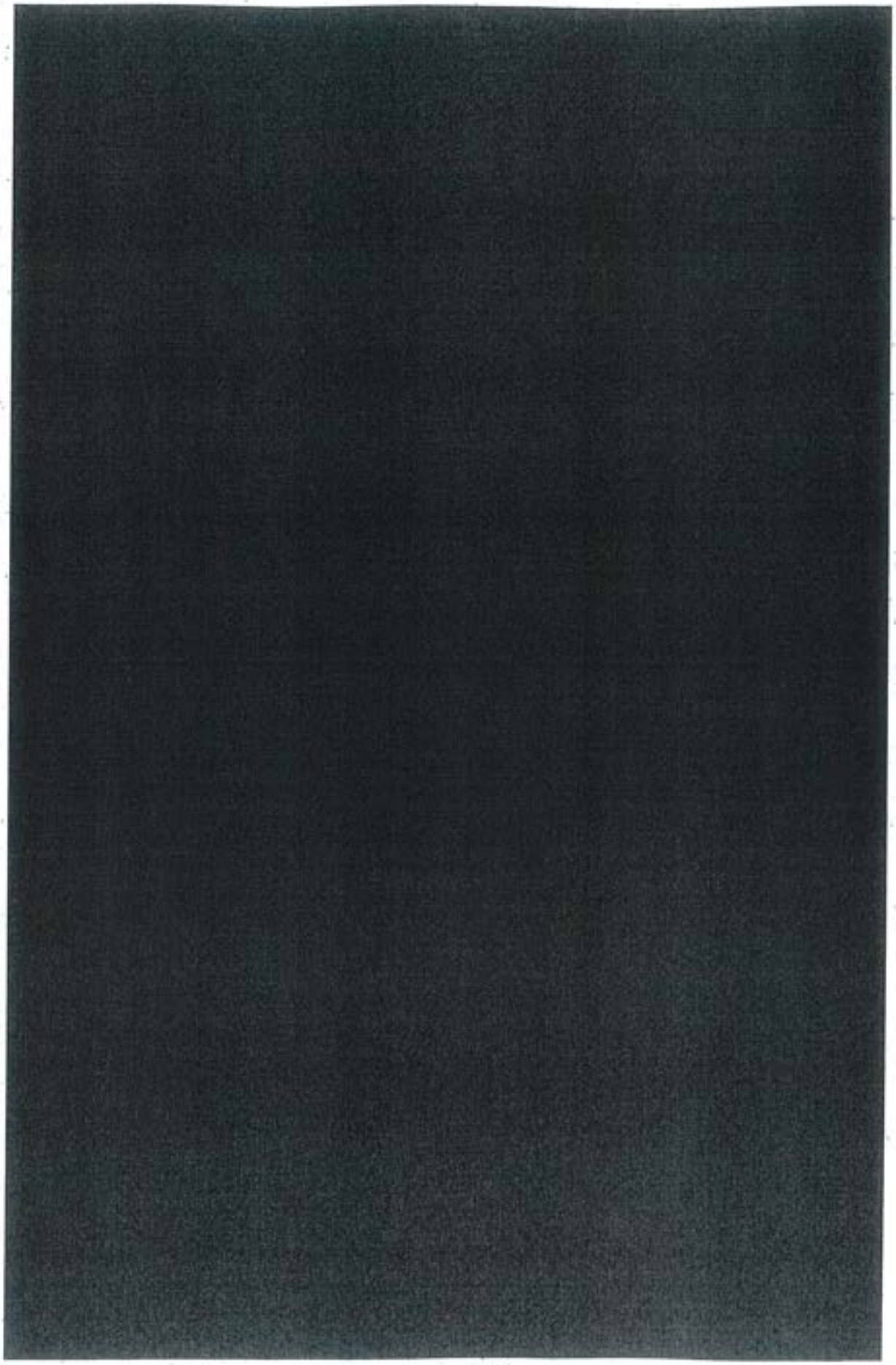

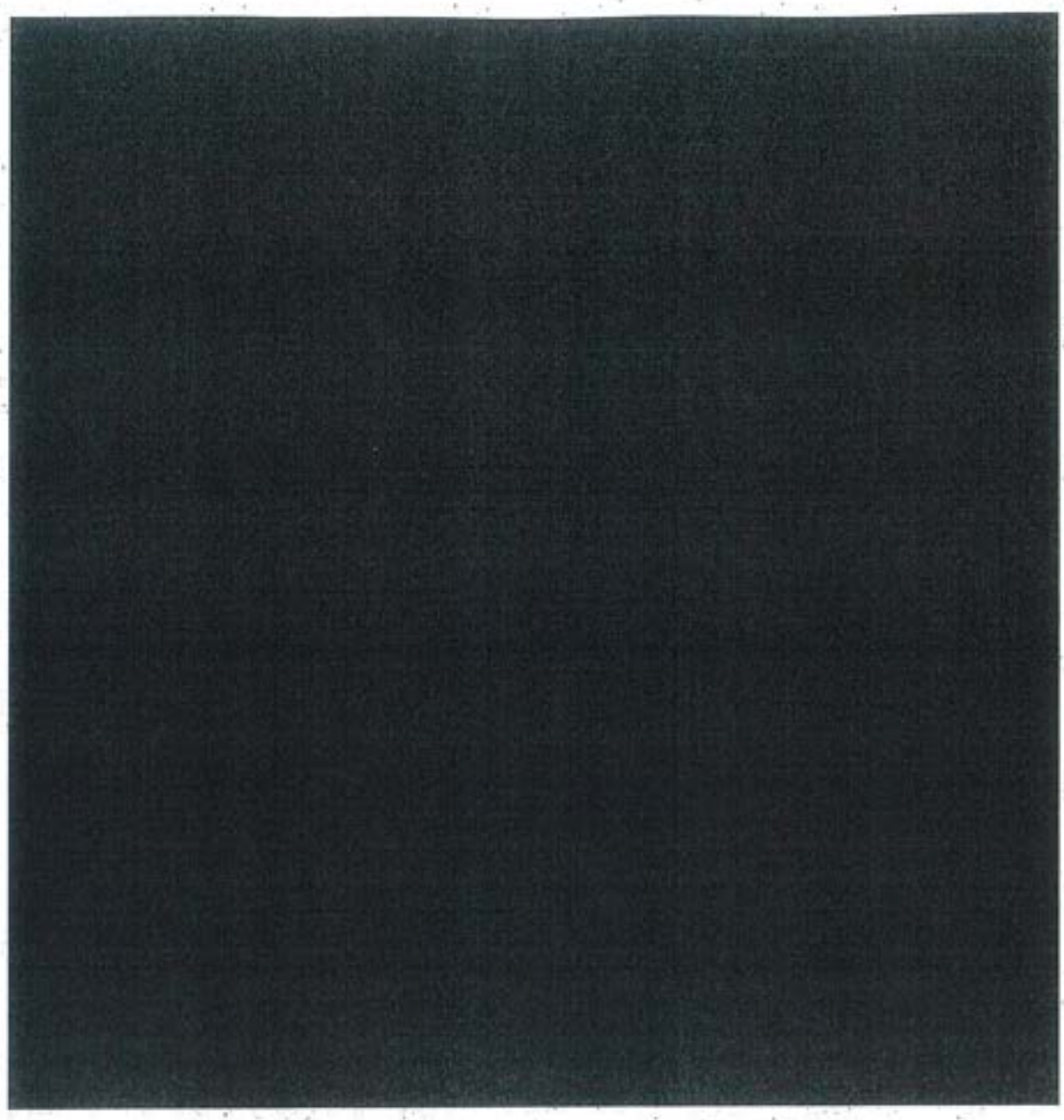

A228

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成27年7月14日（火）
2　監　視　員	中川専門主査、美澤技師、石川特別監視員
3　業者氏名	新幹線ビルディング
4　業者住所	熱海市伊豆山C工区
5　立　会　者	なし

6　概要

㈱エスピトームから7月5日分の休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール報告書が提出された。その中で“現場より40m下った所で、斜面の崩れあり”という記載があったため、現場確認を行った。なお、事前に熱海市まちづくり課遠藤氏へ本件について情報提供を行った。

＜調査結果＞

- 廃棄物の状況に変化は認められなかった。
- 現場内には、斜面が崩壊したような形跡は認められなかった。
- 現場にはヤンマー製のユンボがあった。
- 現場にて、草刈り作業中の作業員がいたので話を聴いた。

【作業員の説明内容】

・㈱ユニホーに頼まれて草刈りを行っている。現場に苗木を植えたので、苗木の生育に邪魔な雑草を刈らなければならない。
・苗木は土砂くずれを防ぐために行ったのだと思う。
・ユンボは㈱ユニホーの所有物で、現場内の道に砂利を敷くために持ってきた。

- （現場及び周辺にて斜面の崩落があったか聴いたところ）そのようなものは見ていない。現場はいつもと変わらない。

＜現場状況＞


伊豆山現場入口


赤井谷現場


下段から上段方向を撮影


現場にあるユンボ

＜現場確認後の対応＞

- 現場確認後、㈱エスピトームの担当者と連絡がとれたので、崩落箇所を確認したところ「現場外側の道路における土砂崩れ」とのこと。調査時には、道路の異状は認められなかった。
- 熱海市まちづくり課遠藤氏へ電話連絡し、現場の状況を伝えた。

＜今後の対応＞

・ＺＥＮホールディングス麦島会長と面会し、撤去計画書の提出を行うよう指導する。

◎　区　分

排出事業所				その他	○

A229

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成27年9月14日（月）
2　監　視　員	美澤技師、石川特別監視員
3　業　者　氏　名	新幹線ビルディング
4　業　者　住　所	熱海市伊豆山C工区
5　立　会　者	なし

6　概要　台風通過後の現場の状況を確認するため 立入検査を実施した。
~~現場の土砂崩れ等の確認を行うため、現場を訪れた。~~

＜調査結果＞
- 廃棄物の状況に変化は認められなかった。また、草が生い茂っていた。
- 現場内には、斜面が崩壊したような形跡は認められなかった。
- 現場は無人の状態であった。

＜現場状況＞


伊豆山現場入口


赤井谷現場

＜今後の対応＞
- ＺＥＮホールディングス麦島会長と面会し、撤去計画書の提出を行うよう指導する。
- 定期的に現場を確認する。

◎　区　分

排出事業所				その他	○

A230

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成28年1月7日（木）
2　監　視　員	中川専門主査、美澤技師、石川特別監視員
3　業　者　氏　名	新幹線ビルディング
4　業　者　住　所	熱海市伊豆山C工区
5　立　会　者	なし

6　概要

現場の土砂崩れ等の確認を行うため、現場を訪れた。

＜調査結果＞

- 廃棄物の状況に変化は認められなかった。
- 現場内には、斜面が崩壊したような形跡は認められなかった。
- 現場は無人の状態であった。
- 赤井谷には植林した樹木が順調に育っている様子であった。

伊豆山現場入口



赤井谷現場



＜今後の対応＞

・ＺＥＮホールディングス麦島会長と面会し、撤去計画書の提出を行うよう指導する。
・定期的に現場を確認する。

◎　区　分

排出事業所				その他	○

ZEN HOLDINGS

株式会社 ユニホー

管理本部
伊豆山研修センター

マネージャー 守屋信之

〒413-0002
静岡県熱海市伊豆山1085-1
TEL (0557)80-5018
FAX (0557)80-5018



ZEN HOLDINGS ものから心へ

A231

電話口頭記録

部長	渡邊	西村	小池	新藤	宮本	植田一	阿部		
技監	中田	中川秀	村上	中川寛	美澤	中村	石川	福原	担当

発信年月日	平成28年2月15日	発信者	沼尾勝男（080-3243-5242）
起案年月日	平成28年2月15日	受信者	廃棄物課　美澤技師
決裁年月日	平成28年2月15日		

標題　熱海市日金・伊豆山について（㈱新幹線ビルディング案件）

用件・処理（伺い）概要

（概要）

- 沼尾勝男氏から電話があった。
- 沼尾勝男氏は最近、天野社長（新幹線ビルディング経営者）についてマスコミの取材を受けたので、行政にも何かしらの取材が来るかもしれないという助言をすべく当課へ連絡した。
- 詳細は以下のとおり。

（応答内容）

沼尾

- 日金・伊豆山の状況について今はどうなっているのか？

美澤

- 定期的に現場確認を行っている。

沼尾

- 最近、ＮＨＫの番組の取材を受けた。タイトルは「ブラック企業の被害者救済」だった気がするが、先月くらいに放送された。取材内容は、ブラック企業の経営者である天野社長の指示で行った色々な場所での工事について、身体的に危険等がなかったかという旨で色々聞かれた。
- 朝日新聞からも取材を受けた。内容は天野社長に関することであった。天野社長は産業廃棄物以外でも色々問題を起こしているみたいだ。神奈川県内で揉めているらしい。
- その他、１年前に東洋時事新報からも㈱新幹線ビルディングについて取材を受けた。
- 全ての取材について、一切回答はしなかった。私は当事者であるので、話せば話すほど不利になるからだ。私は会社を複数経営しているが、何かあった時のために会社に顧問弁護士を３人つけている。テレビに出演してる有名な人もいる。
- 天野社長とは３年前から一切の縁を切っている。
- 役所にも取材は来たか？

美澤

- １年位前に新聞社（東洋時事新報）が１社来た。

沼尻

- 日金と伊豆山については、いつか崩落するおそれはある。過去に私がそれを食い止めるため工事を行ったこともあるが、崩落までは時間の問題だ。
- 行政指導は従わなくても罰則はないし、天野社長は役所に「撤去します」とだけ言えばそれで済むと思っているはずだ。行政は舐められている。法律もおかしい。
- 現場が崩落すれば「指導を行った」「現場確認を行った」だけでは済まされない。
- もしかしたら役所にも取材が来るかもしれないから一応情報提供をすべく今回電話した。

（今後の予定）

- 定期的に現場を確認する。
- 天野社長に対し、撤去指導を行う。
- ＺＥＮホールディングス麦島会長と面会し、撤去計画書の提出を行うよう指導する。

A232

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成28年4月19日（火）
2　監　視　員	望月班長、吉澤専門主査、中川主任、加柴技師、石川特別監視員
3　業者氏名	新幹線ビルディング
4　業者住所	熱海市伊豆山C工区
5　立　会　者	なし

6　概要

年度当初の現場の様子を確認するため、現場を調査した。

＜調査結果＞

- 廃棄物の状況に変化は認められなかった（土に埋まっているため、廃棄物の様子が確認できなかった）。
- 現場内において、斜面が崩壊したような形跡は認められなかった。
- 現場は無人であった。
- 赤井谷には植林した樹木が順調に育っている様子であった。
- 赤井谷道路の奥では、重機が稼動しており、土地の造成工事をしているようであった（本案件とは無関係と思われる）。

＜現場状況＞

伊豆山現場入口



赤井谷現場



＜今後の対応＞

・ＺＥＮホールディングス麦島会長と面会し、撤去計画書の提出を行うよう指導する。

・定期的に現場を確認する。

◎　区　分

排出事業所				その他	○

A233

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 28 年 6 月 12 日 （日）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市日金町）		
指示番号	東部10	依頼番号	熱海1-1
実施者名	野田　貴正　　吉永　敏		
所轄健康福祉センター名	［ 賀茂 ・ (東部) ］ 健康福祉センター		

時分～時分	実施結果（結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
09:00 ～ 17:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・作業が開始された場合、不適正な処理（廃棄物を土中に埋め込む等）の確認 ・現場廃棄物の動き、車両の出入り 2、監視時間・天気 09:00 ～ 10:00 、天気 くもり 3、監視要領 パトロール　又は (適地からの定点監視) 4、収集項目 搬入車両の社名　車番、積載物等　過剰保管の確認 廃棄物の種類　黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・異状なし。

開始時	150795	km
終了時	150949	km
走行距離	154	km
使用車両	吉永	

＊日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成28年6月12日（日）



①㈱新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ（熱海市日金町）



②㈱新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ（熱海市日金町）

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 28 年 6 月 12 日 （日）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山）		
指示番号	東部10	依頼番号	熱海1-2
実施者名	野田 貴正　　吉永 敏		
所轄健康福祉センター名	［ 賀茂 ・ (東部) ］ 健康福祉センター		

時 分 ～ 時 分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
09:00 ～ 17:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・現場作業の動き、車両の出入り 2、監視時間・天気 10:00 ～ 13:00 、天気 くもり 3、監視要領 パトロール 又は (適地からの定点監視) 4、収集項目 搬入車両の社名 車番、積載物等 過剰保管の確認 廃棄物の種類 黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時 間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備 考

6、結果概要
・異状なし。

開始時	150795	km
終了時	150949	km
走行距離	154	km
使用車両	吉永	

＊日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌 （その2）

6、結果概要

平成28年6月12日（日）



①新幹線ビルディング（熱海市伊豆山）

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 28 年 6 月 12 日 （日）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）		
指示番号	東部10	依頼番号	熱海1-3
実施者名	野田 貴正　　吉永 敏		
所轄健康福祉センター名	［ 賀茂 ・ 東部 ］ 健康福祉センター		

時分 ～ 時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
09:00 ～ 17:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・現場の作業内容（残土の中に廃棄物が混入していないか等） ・車両の出入り（車輌ナンバー、搬入物） 2、監視時間・天気 10:00 ～ 13:00 、天気 くもり 3、監視要領 パトロール 又は 適地からの定点監視 4、収集項目 搬入車両の社名 車番、積載物等 過剰保管の確認 廃棄物の種類 黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要

・門は開いていた。
・入口より50m先に乗用車(白)と軽ワンボックスが止っていた。
(参考) 現場内にある道をさらに50m程進んだところで2台の重機(大)が稼動していた。(写真あり)
・動きなし。蹴なし。

開始時	150795	km
終了時	150949	km
走行距離	154	km
使用車両	吉永	

＊日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成28年6月12日（日）

①㈱新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ
（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）



②㈱新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ
（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）



A234

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成28年6月20日（月）
2　監　視　員	吉澤専門主査、中川主任、加柴技師、石川特別監視員
3　業者氏名	新幹線ビルディング
4　業者住所	熱海市伊豆山C工区
5　立　会　者	なし

6　概要

現場の様子を確認するため、立入調査を実施した。

＜調査結果＞

- 廃棄物の状況に変化は認められなかった（土に埋まっているため、廃棄物の様子が確認できなかった）。
- 現場内において、斜面が崩壊したような形跡は認められなかった。
- 現場は無人であった。
- 赤井谷には植林した樹木が順調に育っている様子であった。

＜現場状況＞

伊豆山現場入口



赤井谷現場



＜今後の対応＞

・ＺＥＮホールディングス麦島会長と面会し、撤去計画書の提出を行うよう指導する。

・定期的に現場を確認する。

◎　区　分

排出事業所				その他	○

A235

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 28 年 7 月 9 日 （土）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山）		
指示番号	東部18	依頼番号	熱海1-2
実施者名	斉藤　正男　　吉永　敏		
所轄健康福祉センター名	[賀茂 ・ (東部)] 健康福祉センター		

時分～時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
09:00 ～ 17:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・現場作業の動き、車両の出入り 2、監視時間・天気 14:00 ～ 15:00 、天気 雨 3、監視要領 パトロール　又は (適地からの定点監視) 4、収集項目 搬入車両の社名　車番、積載物等　過剰保管の確認 廃棄物の種類　黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・異状なし.

開始時	151741	km
終了時	151882	km
走行距離	141	km
使用車両	吉永	

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成28年7月9日（土）



①網新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ（熱海市伊豆山）

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 28 年 7 月 9 日 （土）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）		
指示番号	東部18	依頼番号	熱海1-3
実施者名	斉藤 正男　　吉永 敏		
所轄健康福祉センター名	[賀茂 ・ (東部)] 健康福祉センター		

時分 ～ 時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
09:00 ～ 17:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・現場の作業内容（残土の中に廃棄物が混入していないか等） ・車両の出入り（車輌ナンバー、搬入物） 2、監視時間・天気 15:00 ～ 16:00 、天気 くもり 3、監視要領 パトロール 又は (適地からの定点監視) 4、収集項目 搬入車両の社名 車番、積載物等 過剰保管の確認 廃棄物の種類 黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・動きなし、変化なし。

開始時	15174	km
終了時	15188.2	km
走行距離	14.1	km
使用車両	吉永	

＊日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成28年7月9日（土）

①㈱新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ
（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）



②㈱新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ
（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）



（様式第１号の２）

8/9

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 28 年 7 月 9 日 （土）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市日金町）		
指示番号	東部18	依頼番号	熱海1-1
実施者名	斉藤　正男　　吉永　敏		
所轄健康福祉センター名	［ 賀茂 ・ (東部) ］ 健康福祉センター		

時　分 ～ 時　分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
09:00 ～ 17:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・作業が開始された場合、不適正な処理（廃棄物を土中に埋め込む等）の確認 ・現場廃棄物の動き、車両の出入り 2、監視時間・天気 16:00 ～ 17:00 、天気 くもり 3、監視要領 パトロール　又は (適地からの定点監視) 4、収集項目 搬入車両の社名　車番、積載物等　過剰保管の確認 廃棄物の種類　黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・異状なし

開始時	151741	km
終了時	151882	km
走行距離	141	km
使用車両	吉永	

＊日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成28年7月9日（土）



①㈱新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ（熱海市日金町）



②㈱新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ（熱海市日金町）

A236

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 28 年 8 月 15 日 （月）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市日金町）		
指示番号	東部30	依頼番号	熱海1-1
実施者名	斉藤 正男　　吉永 敏		
所轄健康福祉センター名	［ 賀茂 ・ 東部 ］ 健康福祉センター		

時分 ～ 時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
18:00 ～ 02:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・作業が開始された場合、不適正な処理（廃棄物を土中に埋め込む等）の確認 ・現場廃棄物の動き、車両の出入り 2、監視時間・天気 18:00 ～ 19:00 、天気 くもり 3、監視要領 パトロール 又は 適地からの定点監視 4、収集項目 搬入車両の社名 車番、積載物等 過剰保管の確認 廃棄物の種類 黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要

・異状なし。

開始時	153151	km
終了時	153299	km
走行距離	148	km
使用車両	吉永	

＊日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成28年8月15日（月）



①㈱新幹線ビルディング（熱海市日金町）



②㈱新幹線ビルディング（熱海市日金町）

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 28 年 8 月 15 日 （月）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山）		
指示番号	東部30	依頼番号	熱海1-2
実施者名	斉藤 正男　　吉永 敏		
所轄健康福祉センター名	[賀茂 ・ (東部)] 健康福祉センター		

時分～時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
18:00 ～ 02:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・現場作業の動き、車両の出入り 2、監視時間・天気 19:00 ～ 20:00 、天気 くもり 3、監視要領 パトロール 又は (適地からの定点監視) 4、収集項目 搬入車両の社名 車番、積載物等 過剰保管の確認 廃棄物の種類 黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・異状なし。

開始時	153151	km
終了時	153299	km
走行距離	148	km
使用車両	吉永	

＊日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成28年8月15日（月）

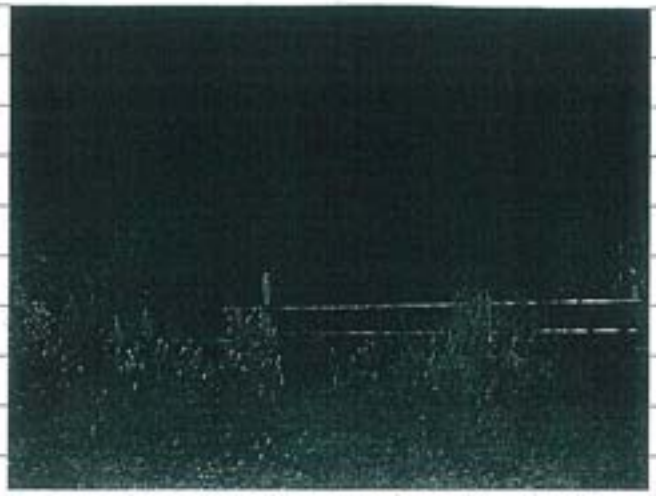

①網新幹線ビルディング（熱海市伊豆山）

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 28 年 8 月 15 日 （月）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）		
指示番号	東部30	依頼番号	熱海1-3
実施者名	斉藤 正男　　吉永 敏		
所轄健康福祉センター名	[賀茂 ・ (東部)] 健康福祉センター		

時分～時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
18:00 ～ 02:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・現場の作業内容（残土の中に廃棄物が混入していないか等） ・車両の出入り（車輌ナンバー、搬入物） 2、監視時間・天気 20:00 ～ 22:00 、天気 くもり 3、監視要領 パトロール 又は (適地からの定点監視) 4、収集項目 搬入車両の社名 車番、積載物等 過剰保管の確認 廃棄物の種類 黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・門は施錠をしていた。
・動きなし。

開始時	153151	km
終了時	153299	km
走行距離	148	km
使用車両	吉永	

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成28年8月15日（月）

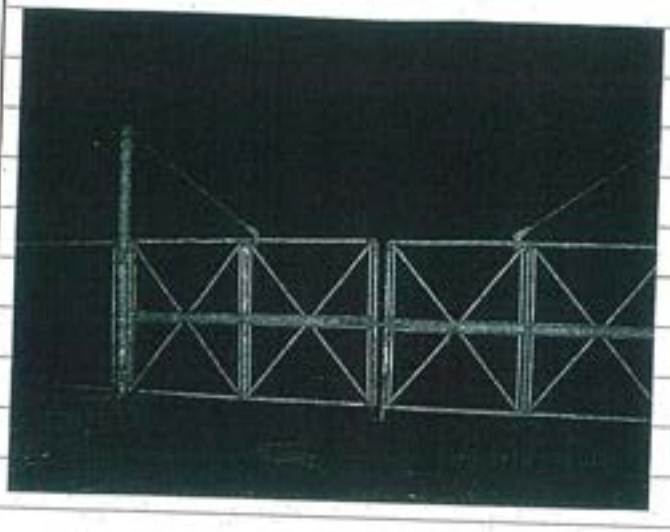

①㈱新幹線ビルディング
（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）

A237

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 28 年 9 月 6 日 （ 火 ）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山）		
指示番号	東部38	依頼番号	熱海1-2
実施者名	斉藤 正男　　吉永 敏		
所轄健康福祉センター名	[賀茂 ・ (東部)] 健康福祉センター		

時 分 ～ 時 分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
09:00 ～ 17:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・現場作業の動き、車両の出入り 2、監視時間・天気 14 13:00 ～15:00 、天気 くもり 3、監視要領 パトロール 又は (適地からの定点監視) 4、収集項目 搬入車両の社名 車番、積載物等 過剰保管の確認 廃棄物の種類 黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・異状なし。

開始時	154108	km
終了時	154261	km
走行距離	153	km
使用車両	吉永	

＊日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成28年9月6日(火)



①㈱新幹線ビルディング(熱海市伊豆山)

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 28 年 9 月 6 日 （ 火 ）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）		
指示番号	東部38	依頼番号	熱海1-3
実施者名	斉藤 正男　　吉永 敏		
所轄健康福祉センター名	[賀茂 ・ (東部)] 健康福祉センター		

時分 ～ 時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
09:00 ～ 17:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・現場の作業内容（残土の中に廃棄物が混入していないか等） ・車両の出入り（車輌ナンバー、搬入物） 2、監視時間・天気 14:45 :00 ～ 16 :00 、天気 くもり 3、監視要領 パトロール 又は (適地からの定点監視) 4、収集項目 搬入車両の社名 車番、積載物等 過剰保管の確認 廃棄物の種類 黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・動きなし、変化なし、

開始時	154.108	km
終了時	154261	km
走行距離	153	km
使用車両	吉永	

＊日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成28年9月6日（火）



①潮新幹線ビルディング
（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 28 年 9 月 6 日 （火）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市日金町）		
指示番号	東部38	依頼番号	熱海1-1
実施者名	斉藤 正男　　吉永 敏		
所轄健康福祉センター名	[賀茂 ・ (東部)] 健康福祉センター		

時分 ～ 時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
09:00 ～ 17:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・作業が開始された場合、不適正な処理（廃棄物を土中に埋め込む等）の確認 ・現場廃棄物の動き、車両の出入り 2、監視時間・天気 16:00 ～ 17:00 、天気 くもり 3、監視要領 パトロール 又は (適地からの定点監視) 4、収集項目 搬入車両の社名 車番、積載物等 過剰保管の確認 廃棄物の種類 黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・異状なし。

開始時	154108	km
終了時	154261	km
走行距離	153	km
使用車両	吉永	

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成28年9月6日（火）



①熱新幹線ビルディング（熱海市日金町）



②熱新幹線ビルディング（熱海市日金町）

A238

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 28 年 10 月 25 日 （火）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市日金町）		
指示番号	東部54	依頼番号	熱海1-1
実施者名	斉藤 正男　　吉永 敏		
所轄健康福祉センター名	[賀茂 ・ (東部)] 健康福祉センター		

時分～時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
18:00 ～ 02:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・作業が開始された場合、不適正な処理（廃棄物を土中に埋め込む等）の確認 ・現場廃棄物の動き、車両の出入り 2、監視時間・天気 18:00 ～ 19:00 、天気 雨 3、監視要領 パトロール 又は (適地からの定点監視) 4、収集項目 搬入車両の社名 車番、積載物等 過剰保管の確認 廃棄物の種類 黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・異状なし！

開始時	157568	km
終了時	157715	km
走行距離	147	km
使用車両	吉永	

＊日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成28年10月25日(火)



①(株)新幹線ビルディング(熱海市日金町)



②(株)新幹線ビルディング(熱海市日金町)

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 28 年 10 月 25 日 （ 火 ）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山）		
指示番号	東部54	依頼番号	熱海1-2
実施者名	斉藤 正男　　吉永 敏		
所轄健康福祉センター名	[賀茂 ・ (東部)] 健康福祉センター		

時 分 ～ 時 分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
18:00 ～ 02:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・現場作業の動き、車両の出入り 2、監視時間・天気 19:00 ～ 20:00 、天気 雨 3、監視要領 パトロール 又は (適地からの定点監視) 4、収集項目 搬入車両の社名 車番、積載物等 過剰保管の確認 廃棄物の種類 黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時 間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備 考

6、結果概要
・異状なし

開始時	157568	km
終了時	157715	km
走行距離	147	km
使用車両	吉永	

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成28年10月25日(火)

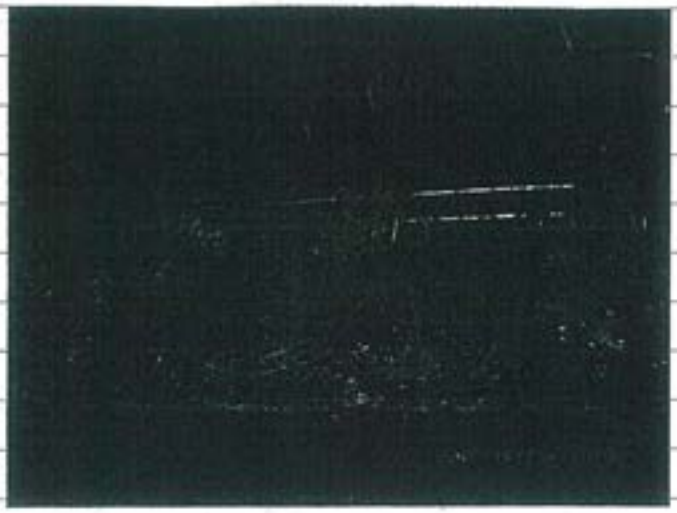

①(株)新幹線ビルディング(熱海市伊豆山)

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 28 年 10 月 25 日 （火）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）		
指示番号	東部54	依頼番号	熱海1-3
実施者名	斉藤 正男　　吉永 敏		
所轄健康福祉センター名	[賀茂 ・ (東部)] 健康福祉センター		

時分～時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
18:00 ～ 02:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・現場の作業内容（残土の中に廃棄物が混入していないか等） ・車両の出入り（車輌ナンバー、搬入物） 2、監視時間・天気 20:00 ～ 21:00 、天気 雨 3、監視要領 パトロール 又は (適地からの定点監視) 4、収集項目 搬入車両の社名 車番、積載物等 過剰保管の確認 廃棄物の種類 黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
施錠あり、異状なし

開始時	157568	km
終了時	157715	km
走行距離	147	km
使用車両	吉永	

＊日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成28年10月25日(火)

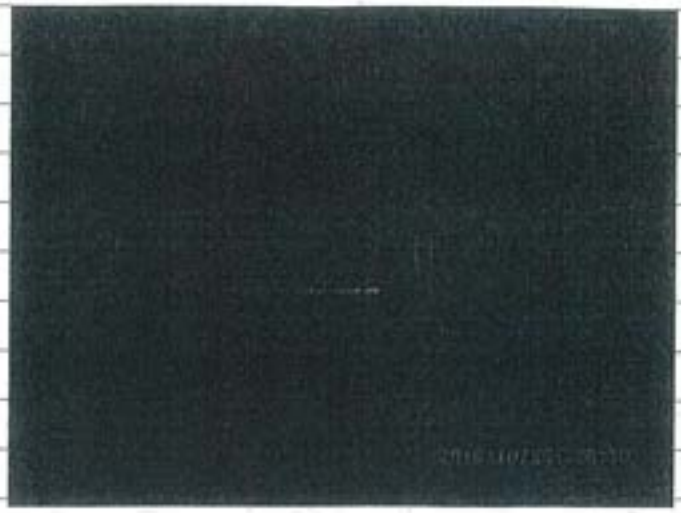

(1)(株)新幹線ビルディング
(熱海市伊豆山赤井谷残土処分場)

A239

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 28 年 11 月 7 日 （月）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市日金町）		
指示番号	東部58	依頼番号	熱海1-1
実施者名	斉藤 正男　　吉永 敏		
所轄健康福祉センター名	[賀茂 ・ (東部)] 健康福祉センター		

時分～時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
09:00 ～ 17:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・作業が開始された場合、不適正な処理（廃棄物を土中に埋め込む等）の確認 ・現場廃棄物の動き、車両の出入り 2、監視時間・天気 09:00 ～ 10:00 、天気 曇 3、監視要領 パトロール 又は (適地からの定点監視) 4、収集項目 搬入車両の社名 車番、積載物等 過剰保管の確認 廃棄物の種類 黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・異状なし！

開始時	158575	km
終了時	158724	km
走行距離	149	km
使用車両	吉永	

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成28年11月7日（月）



①(株)新幹線ビルディング（熱海市日金町）



②(株)新幹線ビルディング（熱海市日金町）

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 28 年 11 月 7 日 （月）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山）		
指示番号	東部58	依頼番号	熱海1-2
実施者名	斉藤 正男　　吉永 敏		
所轄健康福祉センター名	[賀茂 ・ (東部)] 健康福祉センター		

時分～時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
09:00 ～ 17:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・現場作業の動き、車両の出入り 2、監視時間・天気 10:00 ～ 11:00 、天気 晴 3、監視要領 パトロール 又は (適地からの定点監視) 4、収集項目 搬入車両の社名 車番、積載物等 過剰保管の確認 廃棄物の種類 黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・異状なし

開始時	158575	km
終了時	158724	km
走行距離	149	km
使用車両	吉永	

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成28年11月7日（月）

①(株)新幹線ビルディング（熱海市伊豆山）



（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 28 年 11 月 7 日 （月）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）		
指示番号	東部58	依頼番号	熱海1-3
実施者名	斉藤 正男　　吉永 敏		
所轄健康福祉センター名	[賀茂 ・ (東部)] 健康福祉センター		

時分～時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
09:00 ～ 17:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・現場の作業内容（残土の中に廃棄物が混入していないか等） ・車両の出入り（車輌ナンバー、搬入物） 2、監視時間・天気 11:00 ～ 13:00 、天気 晴 3、監視要領 パトロール　又は (適地からの定点監視) 4、収集項目 搬入車両の社名　車番、積載物等　過剰保管の確認 廃棄物の種類　黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・全施設あり！
・変化なし、動きなし。

開始時	158575	km
終了時	158724	km
走行距離	149	km
使用車両	吉永	

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成28年11月7日(月)



①(株)新幹線ビルディング
（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）



②(株)新幹線ビルディング
（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）

A240

環境部長	産業物産長	班長	班員	担当
			吉澤	加栄

熱海市から情報提供があったため、供覧します

新幹線ビルディング間連経過及び問題点

（日金町の現場に重機が入っている様です。）

（平成２８年３月９日）

① 伊豆山字嶽ヶ地区分譲計画

② 伊豆山字赤井谷地区分譲計画

③ 伊豆山字赤井谷地区残土処分

④ 伊豆山字赤井谷地区における道路計画

⑤ 伊豆山字東谷　旧ジェック研修ホテル跡地

⑥ 日金町地区分譲計画

⑦ 上多賀字西ヶ洞分譲計画

⑧ 上多賀ロータリー＋１区画分譲

⑨ 伊豆多賀駅裏の道路工事

⑩ 旧八百半熱海店社員寮の売買

⑪ 東洋時事新報問題

㈱新幹線ビルディング関連経過及び問題点（平成２８年３月９日現在）

※登場する関係者　㈱新幹線ビルディング：天野、勝俣
㈱トランスファー：沼尾
千葉工業：千葉
㈲シンエー：小澤
ＺＥＮグループ：麦島
㈱ＭＧＬ：星
東洋時事新報：原中
シルバー精工㈱、リゾート都市開発、岩崎建材㈱、㈱崎畑、㈲リクオー、八晃建設㈱、にっかつ地所住宅㈱、大新エステート㈱、㈲光陽、㈱ロングラン・ホールディングス、㈱ランディ、アイエスコンサルティング、後藤和夫（慶太）、雲野威

① 伊豆山字嶽ケ地区分譲計画（都市計画法開発行為）　中断

平成２０年のいわゆるリーマンショックにより融資先の『㈱ＳＦＣＧ』が倒産したため資金繰りが悪化し中断している。当時、工事により隣接地へ土砂が流れ込み、なおかつ市道へも流出した。現在も宅地造成は中断したままで再開の目処はたっていない。

平成２２年８月に敷地の造成工事を行う名目で土砂の搬入が行われたが、９月に入り作業は終了した。（この造成は、沼尾・小澤が行った。）

その後、平成２３年２月及び３月に二宮町から竹の根茎等が含まれている残土搬入が行われた。その後の作業は行われていない。再開した場合は当然残土の安全性を問うことになる。土地の所有権は、㈲光陽に移っているが、実質は㈱新幹線ビルと思われる。

平成２６年年末に土地の売買する話しが持ち上がり、平成２７年度に麦島氏がＤ工区を購入。Ｃ・Ｅ工区道路移管未了など問題が残っている。

【問題点】

・Ｂ・Ｃ・Ｅ工区の道路の移管（現地立会し補修箇所の確認済）及びＣ・Ｅ工区の水路の移管が未了である。
・敷地外への泥水の流出の可能性は高いとは思われないが、監視を継続して行うとともに新たな土砂、産廃等の搬入を阻止する必要がある。
・平成２２年に行った盛土の施工状況が不明である。
・平成２３年に行った残土の処理方法が示されていない。
・申請者の㈱ランディの所在が不明になっている。
・今後も放置の可能性が高い。

② 伊豆山字赤井谷地区分譲計画

調圧槽上部に９区画の分譲計画。下記③と同時に麦島善光氏に所有権移転が行われた。

【問題点】

・申請区域の一部に産業廃棄物らしき残材を仮置き中である。日金町から搬出したコンクリートガラ及び出所不明の残材が散乱している。東部健康福祉センターが指導中である。

・土地所有者麦島氏が産廃を自己負担で処理すると申し出があるが時期等は具体的に決まっていない。

③ 伊豆山字赤井谷地区残土処分（静岡県土採取等規制条例）　中断

平成１９年から２０年にかけて赤井谷において木竹の伐採が行われた。森林法による伐採届が出されていなかったため、東部農林事務所の指導により一旦林地への回復が行われた。平成２１年４月頃から本格的に土砂の搬入が開始された。同年６月頃より土砂搬入の影響により下流の逢初川から伊豆山港にかけて大量の泥水が流出した。

土砂の搬入はそれ以降も続いたため、県・市と合同で対策会議を開催し対応について協議を行った。土砂搬入の責任者である㈱ソウメイ千葉氏も防災工事を行うことで了承し、以降は土砂の安定を図る工事が行われた。平成２２年４月の工期が工事の遅延により７月に延期されたが、盛土法面整形を終えて、その後に完了検査を受ける予定であった。しかし、天野氏の指示によってＤ工区に搬入できなくなったことから、沼尾氏・㈲シンエー小澤氏が赤井谷に土砂の搬入を継続することを画策した。防災工事の一環ということで、暫く続いたが、その後木屑・産廃の類の搬入が発覚したため、１０月２０日頃から搬入は中止されている。その後東部健康福祉センターの指導により産廃等の撤去及び仮置き作業を行った。

平成２３年４月頃及び７月頃から防災工事と称して下流部の沈砂池の浚渫及び板柵水路等の工事に着手したが、９月に七尾本宮線終点付近が崩落したのを契機に重機を引揚げてしまい作業は中断している。

平成２３年２月頃土地の所有権が麦島善光氏（ＺＥＮグループ会長）に移転されている。そのなかの覚書で法面成形は㈱新幹線ビルが行うことになっているが、いくら話をしても進まないので関係を絶ちたいと麦島氏代理人より報告があった。今後は麦島氏側で法面成形及び崩落部の処理を行う予定であると報告を受けていた。平成２４年１１月に麦島氏の指示により通路の復元を目的に調圧槽前の土砂を移動した。法面及び崩落部は放置されたままであるが緑化が進み見た目は問題ない。（崩落する可能性はあるが…）

現在麦島氏の意向を受け自社で重機を搬入して成形等を行っている。４００ｍトラックを備えたグラウンド計画があると会長から聞いているがとても実現しそうにない。この場所の最大の懸念材料は逢初川の流下能力不足である。管理者熱土とも再三協議するよう指導しているので今後も指導が必要である。

【問題点】
・法面成形後に検査を受けるよう指導中である。土地所有者が麦島氏になったことで新たな残土搬入等の可能性はなくなった。
・土地所有者麦島氏が自己負担で防災工事を準備中（本人は本年６月までには完成したいと明言）であるが、瑕疵があった場合の責任問題の調整が必要である。

④ 伊豆山字赤井谷における道路計画

平成２２年１１月４日（木）、天野氏が来庁した際に、現在土砂の搬入を行っている赤井谷を起点に、桃山方面へ幅員１０ｍの道路を新設し、併せて土砂の搬入を行いたいとの申し出があった。

この件について、土地利用委員会を開催し諮った結果、新たな申請は市としては認めないという意見に決定した。この結果を天野氏に伝えたが、その後、先方からの動きはなかった。

平成２３年２月１日付けで「公有地の拡大の推進に関する法律」（「公拡法」）に基づく届出が出された。その後麦島善光氏（ＺＥＮグループ会長）所有権移転が行われた。ただし、前述の覚書が履行されていない。

【問題点】
・特になし

⑤ 伊豆山字東谷　旧ジェック研修ホテル跡地（リサイクル法解体届）中断？

平成２２年１０月頃から伊豆山東谷地内にある、旧ジェック研修ホテルの敷地内において木造建物の解体が開始された。目的は宅地分譲だが造成は行わず、分筆して売買する現況有姿分譲を行うとのことである。

工事は、勝俣禎一氏（現新幹線ビル社員）が依頼したようだが、解体に伴って発生した残材が、大量に放置されていた。更に、平成２３年１月２４日～２月４日の間に新たにコンクリート殻が入れられた。廃棄物の指導については、東部健康福祉センターで対応している。

平成２３年１２月頃に㈱ＭＧＬが生活保護者の施設に改装すると代表者星氏から回答を得ている。また、産廃込みで取得したので処理を平成２４年１月２０日頃から開始すると聞いていた。建物は内外装リフォーム作業を行っているが、産廃は手付かずの状態が続いていたが、８月から撤去作業を開始し、現在は更地の状態となっている。土地名義は平成２５年２月に㈱新幹線ビルから㈱ＭＧＬに移転されている。㈱新幹線ビル勝俣氏の話によれば星氏が土地代金を支払わないため法的手続きを開始する連絡があった。（平成２６年１月９日）

【問題点】

・近隣より苦情がある。残材が大量にあるので今後悪臭等の問題も発生すると思われる。

⑥ 日金町地区分譲計画（リサイクル法解体届）　中断

平成２０年頃、日金町の旧ニューフジヤホテル従業員寮の敷地約７，０００㎡を取得し、宅地造成の計画を進めることになった。その後、同年１２月から既存の建物の解体が開始された。

工事の施工が適切に行われないため、近隣住民との間でトラブルが絶えず、警察が出動することも頻繁に起こった。解体によって発生したＣｏ殻等廃棄物は現場から伊豆山七尾に運搬され仮置きされることになった。この頃から東部健康福祉センターも加わり合同で指導に当たった。新幹線はＣｏ殻を同所において機械により粉砕し、舗装の路盤材に流用する計画だと主張した。再生材の見解は健康福祉センターによって後日認められることになった。その後は資金不足のためすべてが中断されたままである。また、これとは別に神奈川県方面から運ばれたと思われる廃材も確認された。

日金町の現場については、コンクリート殻を安全な置き方にするとともに、隣地へ迷惑をかけないよう敷地の管理を行うことを指示しているが、その後も適切な管理が行われていない。

しばらく動きはなかったが、平成２３年１月２４日～２月４日の間に、新たにコンクリート殻が入れられた。近隣からの通報があり２月７日に確認をした。

分譲事業と称してはいるが、工事は一部行っただけで既存建物の解体ガラが放置されている。指導は、東部健康福祉センターが行っている。平成２３年６月～２週間程ガラの中段部への移動及び簡易仮囲い等の復旧作業を行った。その後中断していたが、平成２５年３月末に㈱新幹線ビルが重機を搬入して、東部健康福祉センターの指導の下作業を再開した。予算内でできる範囲のガラは搬出した。

土地の所有は、資金融資をした二宮町にある八晃建設㈱であるが、実質は㈱新幹線ビルと思われる。

【問題点】

・分譲事業と称してはいるが、工事は一部行っただけで既存建物の解体ガラが放置されている。指導は、東部健康福祉センターが行っている。昨年６月～２週間程ガラの中段部への移動及び簡易仮囲い等の復旧作業を行ったがその後中断している。今後も放置される可能性が高い。

・コンデンサの所在が不明との情報（東洋時事新報？）。

⑦ 上多賀字西ヶ洞分譲計画　中断

平成１９年７月に始まった宅地造成は、平成２０年のリーマンショック以降中断したままである。平成２２年末時点で上多賀の土地はほとんど、シルバー精工㈱に売却された。しかし、年末にシルバー精工㈱が倒産したことにより、名義を戻すことを計画していると天野氏本人は言っている。その後アイエスコンサルティングに名義の一部が戻される等不可解な動きを見せていたが、㈱新幹線ビルに名義が戻った。

開発事業の権利者は後藤和夫氏になっていたが、平成２２年１１月に本人が亡くなったため平成２３年１月、息子の慶太氏に一般承継が行われた。

平成２４年９月に抵当権抹消の目途がつき、二宮町の岩崎建材㈱の支援により工事を再開したいと相談を受けた。再開した場合、残工事はそれほど多くはないが、開発区域外の道路・踏切・水路等の改修が問題となると思われる。平成２４年９月に岩崎建材㈱に所有権移転を行ったが動きはなく放置の可能性が高い。

後藤慶太に開発計画の一般継承されたものについて、平成２７年３月に岩崎建材㈱が地位継承の手続きがされた。この際地位継承の承認で工事再開する場合は、防災工事を優先的に先行するよう指導している。

その後平成２７年３月新幹線ビルディングの八木橋という人物がまちづくり課へ電話をしてきて、今回の岩崎建材㈱の地位継承については違法と主張してきた。しかし、市としては申請手続き上添付された書類等は整っているので地位継承を進め許可をしたことになっている。

新幹線ビルディングが岩崎建材㈱を民事訴訟で訴える予定であるとのことであるが、その後音沙汰が無い。

【問題点】

・開発許可は承継されているが、後藤慶太氏に資力がなく工事を行うことは事実上不可能に近い状態である。廃止するにしても防災工事完了が条件となり、このまま放置される可能性が高い。

⑧ 上多賀ロータリー＋１区画分譲　未着手

宅地造成等規制法による検査済証発行後に区画を増やして開発許可を取得したが、実質工事は行われていない。平成２４年に競売になると聞いていたが行われていない。付近住民雲野威氏所有地が含まれており、相談を受けおり今後も対応すると回答してある。

⑦と似たような経緯を辿っている。

【問題点】

・上記と同様

・雲野氏の土地には既に車庫が建っており（建築確認済み）接道要件がどのようになっているか、今後増築等の相談があった場合どうするかを検討する必要あり。（ロングランホールディングスの土地が薄く入っている。）

⑨ 伊豆多賀駅裏の道路工事　中断

平成２２年１１月頃まで道路工事が行われていたが、現在は放置されている。金銭の貸借によるものと聞いている。この工事に㈱新幹線ビルは関与していないと思われる。工事の申請はリゾート都市開発㈱のままで、㈱崎畑の指示の下、小田原の㈲リクオーが行っていた。この土地についてもシルバー精工㈱に名義の変更が行われたが、錯誤により大部分が㈱新幹線ビル→にっかつ地所住宅㈱→㈱大新エステートに移転登記されている。天野氏によれば真正な所有者は㈱新幹線ビルであると聞いている。平成２４年５月に土砂流出が発生して、市で応急工事を実施した。土採取等規制条例及び風致地区条例による監督処分を検討したが、２年経過していることもあり対象者の特定が困難であり断念した。

⑦を所有している岩崎建材㈱が差押をしており、競売となっている。入札は平成２５年５月１日～８日である。天野氏の情報によればにっかつの福岡勇次氏率いる会社が落札したとの情報があった。（入札金額未納で再競売の可能性があるとか？）その後残金未納のため不成立と聞いている。今後も再度競売になるとの情報もあるが詳細は不明である。

工事によって緑が失われ、降雨等による土砂流出の可能性もある。土地の動きも不可解であり、競売も不調の可能性が高く今後も放置されると思われる。

【問題点】

・崎畑、リクオーが手を引いてしまい、土地の動きも不可解のため放置されている。⑦、⑧と違い早急な防災工事が必要である。最下流部（ＪＲ下水路手前停車場支線側溝）に土砂が溜まっているため対策が必要である。
・県庁の関心も高い、土木事務所と合同で対策を模索している。

⑩ 旧八百半熱海店社員寮の売買

平成２７年５月７日、消防本部に情報開示請求が出された。対象は宝泉寺の横にある上多賀１１６－１旧八百半熱海店社員寮であり、消防設備図と平面図の請求であった。目的は物件売買と記載されている。

情報公開は原則全部開示のため消防本部において開示した。その後音沙汰なし。

⑪ 東洋時事新報問題

平成２７年４月１６日、県東部健康福祉センターに東洋時事新報の原中と名乗る記者が訪れ、新幹線ビル関係での行政の対応について苦情（主張）を行った。熱海及び小田原での不法な造成、廃棄物不法投棄等について「東洋時事新報」に掲載するとのこと。

５月７日に、まちづくり課にこの記事（４月２５日号）が郵送される。

【問題点】

・直接は産業廃棄物の不法投棄ということで、県の対応となるが県との情報共有を密にしていく必要がある。

・「原中」とは、こういった問題で銀行や役所を訪問・質問攻めにして利権を漁っている。

A241

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成28年12月13日（火）
2　監　視　員	吉澤専門主査、石川特別監視員、福原特別監視員
3　業　者　氏　名	新幹線ビルディング
4　業　者　住　所	熱海市伊豆山C工区
5　立　会　者	なし

6　概要

現場の様子を確認するため、立入調査を実施した。

＜調査結果＞

・　廃棄物の状況に変化は認められなかった（土に埋まっているため、廃棄物の様子は確認できなかった）。
・　現場内において、斜面が崩壊したような形跡は認められなかった。
・　現場は無人で、赤井谷現場の門は閉まっていた。

＜現場状況＞

伊豆山現場入口（上段）



伊豆山現場（上段）



赤井谷現場（下段）



赤井谷現場（中段）



＜今後の対応＞

・ＺＥＮホールディングス麦島会長と面会し、廃棄物の撤去を指導する。
・定期的に現場を確認する。

◎　区　分

排出事業所				その他	○

A242

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 28 年 12 月 26／日 （月）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山）		
指示番号	東部74	依頼番号	熱海1-2
実施者名	野田 貴正　　吉永 敏		
所轄健康福祉センター名	[賀茂 ・ (東部)] 健康福祉センター		

時分～時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
18:00 ～ 02:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・現場作業の動き、車両の出入り 2、監視時間・天気 23:00 ～ 00:00 、天気 晴 3、監視要領 パトロール 又は (適地からの定点監視) 4、収集項目 搬入車両の社名 車番、積載物等 過剰保管の確認 廃棄物の種類 黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・異状なし

開始時	162.734	km
終了時	162.887	km
走行距離	153	km
使用車両	吉永	

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成28年12月26日（月）

①(株)新幹線ビルディング（熱海市伊豆山）



（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 28 年 12 月 26 日 （月）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）		
指示番号	東部74	依頼番号	熱海1-3
実施者名	野田 貴正　　吉永 敏		
所轄健康福祉センター名	[賀茂 ・ (東部)] 健康福祉センター		

時分～時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
18:00 ～ 02:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・現場の作業内容（残土の中に廃棄物が混入していないか等） ・車両の出入り（車輌ナンバー、搬入物） 2、監視時間・天気 00:00 ～ 01:00 、天気 晴 3、監視要領 パトロール 又は (適地からの定点監視) 4、収集項目 搬入車両の社名 車番、積載物等 過剰保管の確認 廃棄物の種類 黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・施錠あり、事故なし、現場に変化なし。

開始時	162.734	km
終了時	162.887	km
走行距離	153	km
使用車両	吉永	

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成28年12月26日（月）

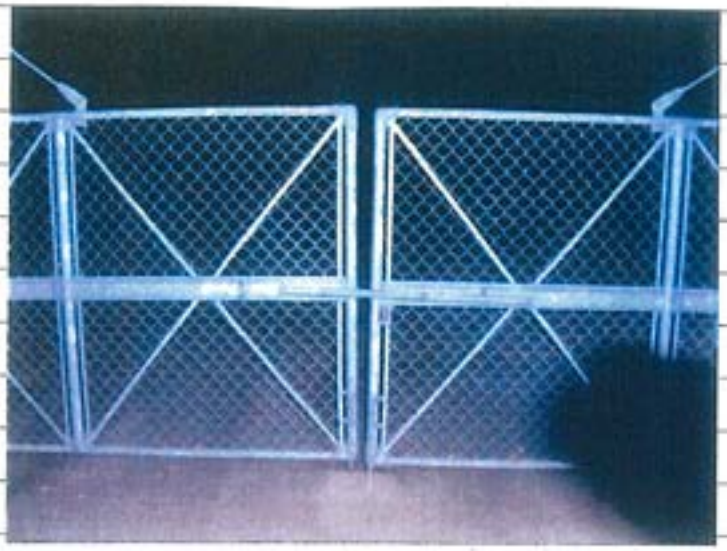

①(株)新幹線ビルディング
（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 28 年 12 月 26 日 （月）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市日金町）		
指示番号	東部74	依頼番号	熱海1-1
実施者名	野田 貴正　　吉永 敏		
所轄健康福祉センター名	[賀茂 ・ (東部)] 健康福祉センター		

時分～時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
18:00 ～ 02:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・作業が開始された場合、不適正な処理（廃棄物を土中に埋め込む等）の確認 ・現場廃棄物の動き、車両の出入り 2、監視時間・天気 01:00 ～ 02:00 、天気 晴 3、監視要領 パトロール 又は (定点からの定点監視) 4、収集項目 搬入車両の社名 車番、積載物等 過剰保管の確認 廃棄物の種類 黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要

・現場は、重機によって雑草が除去され掘り起こされた大小の石は一か所に置かれていた。
・重機なし、動きなし。
≪注意≫
また、現場上の土地（坂を登った方向、西側）も同じように重機で雑草が除去されていた。

開始時	162734	km
終了時	162887	km
走行距離	153	km
使用車両	吉永	

＊日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成28年12月26日（月）

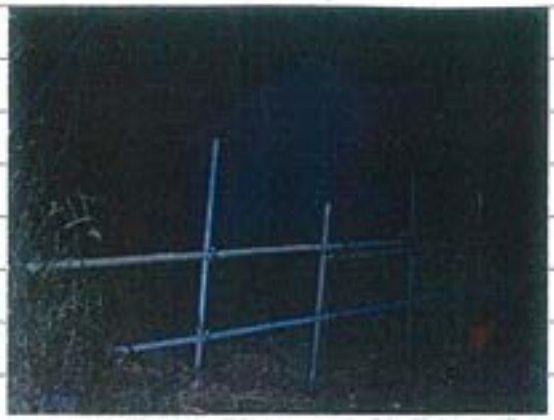

①(株)新幹線ビルディング（熱海市日金町）



②(株)新幹線ビルディング（熱海市日金町）



③(株)新幹線ビルディング（熱海市日金町）



④(株)新幹線ビルディング（熱海市日金町）

A243

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 29 年 1 月 10 日 （ 火 ）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山）		
指示番号	東部79	依頼番号	熱海1-2
実施者名	斉藤 正男　　吉永 敏		
所轄健康福祉センター名	[賀茂 ・ (東部)] 健康福祉センター		

時分 ～ 時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
09:00 ～ 17:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・現場作業の動き、車両の出入り 2、監視時間・天気 13:00 ～ 14:00 、天気 晴 3、監視要領 パトロール 又は (定地からの定点監視) 4、収集項目 搬入車両の社名 車番、積載物等 過剰保管の確認 廃棄物の種類 黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・現場は草が刈られてきれいになっていた。
・動きなし。

開始時	164057	km
終了時	164224	km
走行距離	167	km
使用車両	吉永	

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成29年1月10日（火）

①(株)新幹線ビルディング（熱海市伊豆山）



（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 29 年 1 月 10 日 （火）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）		
指示番号	東部79	依頼番号	熱海1-3
実施者名	斉藤 正男　　吉永 敏		
所轄健康福祉センター名	［ 賀茂 ・ 東部 ］ 健康福祉センター		

時分 ～ 時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
09:00 ～ 17:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・現場の作業内容（残土の中に廃棄物が混入していないか等） ・車両の出入り（車輌ナンバー、搬入物） 2、監視時間・天気 14:00 ～ 15:00 、天気 晴 3、監視要領 パトロール 又は 適地からの定点監視 4、収集項目 搬入車両の社名 車番、積載物等 過剰保管の確認 廃棄物の種類 黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考
14:05	―	―	―	―	出 タンクローリ(中)平沢商事(株)

6、結果概要

・現場入口に青白(湘南ら59-31)軽白(湘南ち68-69)がとまっていた。

・現場奥の下った場所で重重機2台？稼動していた。

開始時	164057	km
終了時	164224	km
走行距離	167	km
使用車両	吉永	

＊日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成29年1月10日（火）



①(株)新幹線ビルディング
（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 29 年 1 月 10 日 （火）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市日金町）		
指示番号	東部79	依頼番号	熱海1-1
実施者名	斉藤 正男　　吉永 敏		
所轄健康福祉センター名	［ 賀茂 ・ 東部 ］ 健康福祉センター		

時分 ～ 時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
09:00 ～ 17:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・作業が開始された場合、不適正な処理（廃棄物を土中に埋め込む等）の確認 ・現場廃棄物の動き、車両の出入り 2、監視時間・天気 15:00 ～ 17:00 、天気 晴 3、監視要領 パトロール 又は 適地からの定点監視 4、収集項目 搬入車両の社名 車番、積載物等 過剰保管の確認 廃棄物の種類 黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要

・～16:50 重機稼動（一番下の小屋のあるところを整地？（ついた）

・16:05 作業者1名帰り（RV車山梨は67-61）。

開始時	164057	km
終了時	164224	km
走行距離	167	km
使用車両	吉永	

＊日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌 （その2）

6、結果概要

平成29年1月10日（火）



①(株)新幹線ビルディング（熱海市日金町）



②(株)新幹線ビルディング（熱海市日金町）



③(株)新幹線ビルディング（熱海市日金町）

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成29年1月10日（火）



④(株)新幹線ビルディング（熱海市日金町）

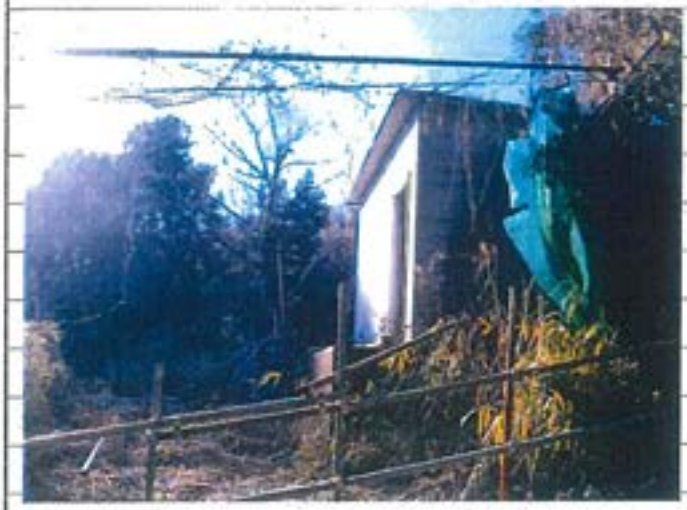

⑤(株)新幹線ビルディング（熱海市日金町）



⑥(株)新幹線ビルディング（熱海市日金町）

A244

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成 29 年 1 月 12 日（木）
2　監　視　員	吉澤専門主査、加柴技師、石川特別監視員
3　業　者　氏　名	新幹線ビルディング
4　業　者　住　所	熱海市伊豆山Ｃ工区
5　立　会　者	なし

6　概要

現場の様子を確認するため、立入検査を実施したが、大きな変化はなかった。

土地所有者への指導を行うため、ユニホーの伊豆山研修センターを訪問した。

＜検査結果＞

- 廃棄物の状況に変化は認められなかった（土に埋まっているため、廃棄物の様子は確認できなかった）。
- 現場内において、斜面が崩壊したような形跡は認められなかった。
- 現場は無人であったが、赤井谷現場の門は開いていた。

＜現場状況＞

伊豆山現場入口（上段）



伊豆山現場（上段）



伊豆山現場（中段）



伊豆山現場（下段）



＜土地所有者への指導等＞

・ 土地所有者の麦島会長と接触するため、㈱ユニホーの伊豆山研修センターを訪問したが、麦島会長は不在であった。
・ 麦島会長と面会する際の窓口となっていた、㈱ユニホーの守屋マネージャーに会おうとしたが、すでに退職しており守屋マネージャーとも会うことができなかった。
・ 守屋マネージャーの後任として、助川氏（090-4119-6996）を紹介してもらい、助川氏から直接話を聞くことができた。
・ 今後、「麦島会長との面会依頼」や「伊豆山の状況確認」を行う際は、助川氏（090-4119-6996）に連絡すればよいとのことであった。
・ 助川氏の主な発言は以下のとおりであった。

【助川氏】（090-4119-6996）

・ 麦島会長は、毎週ではないが金曜日に伊豆山に来ることがある。
・ 伊豆山の現場の上段に産業廃棄物が埋まっている。
・ 法面の崩壊等がないか定期的に確認している。
・ 産業廃棄物の撤去については、自分からも麦島会長に伝えておくが、直接、麦島会長に話してもらった方がいいと思う。
・ 麦島会長の予定が分かったら連絡する。

＜今後の対応＞

・ＺＥＮホールディングス麦島会長と面会し、廃棄物の撤去を指導する。
・定期的に現場を確認する。

◎ 区 分

排出事業所				その他	○

A245

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 29 年 2 月 21 日 （火）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング(熱海市日金町)		
指示番号	東部95	依頼番号	熱海1-1
実施者名	岸 和則　　吉永 敏		
所轄健康福祉センター名	[賀茂 ・ (東部)] 健康福祉センター		

時分～時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
18:00 ～ 02:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・作業が開始された場合、不適正な処理（廃棄物を土中に埋め込む等）の確認 ・現場廃棄物の動き、車両の出入り 2、監視時間・天気 18:00 ～ 19:00 、天気 晴 3、監視要領 パトロール 又は (適地からの定点監視) 4、収集項目 搬入車両の社名 車番、積載物等 過剰保管の確認 廃棄物の種類 黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・宅地造成のおこされいに整地されていた。ごみなし
・動きなし

開始時	~~163~~ 162356	km
終了時	162514	km
走行距離	158	km
使用車両	吉永	

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成29年2月21日（火）

①(株)新幹線ビルディング
（熱海市日金町）



②(株)新幹線ビルディング
（熱海市日金町）



③(株)新幹線ビルディング
（熱海市日金町）



（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 29 年 2 月 21 日 （火）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山）		
指示番号	東部95	依頼番号	熱海1-2
実施者名	岸 和則　　吉永 敏		
所轄健康福祉センター名	[賀茂 ・ (東部)] 健康福祉センター		

時分 ～ 時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
18:00 ～ 02:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・現場作業の動き、車両の出入り 2、監視時間・天気 19:00 ～ 20:00 、天気 晴 3、監視要領 パトロール 又は (適地からの定点監視) 4、収集項目 搬入車両の社名 車番、積載物等 過剰保管の確認 廃棄物の種類 黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・前回と同じ、敷地内はされいだった。ゴミなし。
・動きなし。

開始時	162356	km
終了時	162514	km
走行距離	158	km
使用車両	吉永	

＊日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成29年2月21日(火)



①
㊗(株)新幹線ビルディング
(熱海市伊豆山)

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 29 年 2 月 21 日 （火）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）		
指示番号	東部95	依頼番号	熱海1-3
実施者名	岸 和則　　吉永 敏		
所轄健康福祉センター名	[賀茂 ・ (東部)] 健康福祉センター		

時分 ～ 時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
18:00 ～ 02:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・現場の作業内容（残土の中に廃棄物が混入していないか等） ・車両の出入り（車輌ナンバー、搬入物） 2、監視時間・天気 20:00 ～ 21:00 、天気 晴 3、監視要領 パトロール 又は (適地からの定点監視) 4、収集項目 搬入車両の社名 車番、積載物等 過剰保管の確認 廃棄物の種類 黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・施錠されていた、変化なし
・動きなし

開始時	162356	km
終了時	162514	km
走行距離	158	km
使用車両	吉永	

＊日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成29年2月21日(火)



①(株)新幹線ビルディング
(熱海市伊豆山赤井谷残土処分場)

A246

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 29 年 3 月 6／日 （月）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山）		
指示番号	東部99／	依頼番号	熱海1-2
実施者名	斉藤 正男　　吉永 敏		
所轄健康福祉センター名	[賀茂 ・ (東部)] 健康福祉センター		

時 分 ～ 時 分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
09:00 ～ 17:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・現場作業の動き、車両の出入り 2、監視時間・天気 13:00 ～ 14:00 、天気 雨 3、監視要領 パトロール 又は (適地からの定点監視) 4、収集項目 搬入車両の社名 車番、積載物等 過剰保管の確認 廃棄物の種類 黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・異状なし。

開始時	163721	km
終了時	163887	km
走行距離	166	km
使用車両	吉永	

＊日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌 （その2）

6、結果概要

平成29年3月6日（月）



①(株)新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ（熱海市伊豆山）

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 29 年 3 月 6 日 （月）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）		
指示番号	東部99／	依頼番号	熱海1-3
実施者名	斉藤 正男　　吉永 敏		
所轄健康福祉センター名	［ 賀茂 ・ （東部） ］ 健康福祉センター		

時分～時分	実施結果（結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
09:00 ～ 17:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・現場の作業内容（残土の中に廃棄物が混入していないか等） ・車両の出入り（車輌ナンバー、搬入物） 2、監視時間・天気 14:00 ～ 15:00 、天気 雨 3、監視要領 パトロール 又は （適地からの定点監視） 4、収集項目 搬入車両の社名 車番、積載物等 過剰保管の確認 廃棄物の種類 黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・施錠あり、動きなし。

開始時	163721	km
終了時	163887	km
走行距離	166	km
使用車両	吉永	

＊日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成29年3月6日（月）



①(株)新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ
（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 29 年 3 月 6 日 （月）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市日金町）		
指示番号	東部~~95~~ 99	依頼番号	熱海1-1
実施者名	岸 和則　　吉永 敏		
所轄健康福祉センター名	[賀茂 ・ 東部] 健康福祉センター		

時分 ～ 時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
09:00 ～ 17:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・作業が開始された場合、不適正な処理（廃棄物を土中に埋め込む等）の確認 ・現場廃棄物の動き、車両の出入り 2、監視時間・天気 15:00 ～ 17:00 、天気 雨 3、監視要領 パトロール 又は 適地からの定点監視 4、収集項目 搬入車両の社名 車番、積載物等 過剰保管の確認 廃棄物の種類 黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考
15:00	—	—	—	—	重機2台稼動.
〃	—	—	—	空	トラック中（湘も3000）
〃	—	—	—	—	日外サ（山梨は69-61）

6、結果概要

・15:30に巡回した時は、作業者は帰っていた。
・敷地内はきれいに整地されている。

開始時	163721	km
終了時	163887	km
走行距離	166	km
使用車両	吉永	

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成29年3月6日（月）

①(株)新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ（熱海市日金町）



②(株)新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ（熱海市日金町）



③(株)新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ（熱海市日金町）



A247

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成29年5月9日（火）
2　監　視　員	廃棄物課　川口課長、吉澤専門主査、加柴技師、菅沼特別監視員 廃リ課　伊藤主査
3　業者氏名	新幹線ビルディング
4　業者住所	熱海市日金町1050-3他 熱海市伊豆山C工区
5　立　会　者	なし

＜概要＞

- 定期的な現場（日金町・伊豆山）の確認を行った。（強化パト）
- 日金町の現場に関しては、平成28年11月20日から平成29年3月20日まで、土地所有者による撤去作業が行われた。（がれき類1,100㎥撤去済み）

＜現場の状況等＞

（日金町）

・現場の状況に変化はなく、新たな不法投棄等も行われていなかった。





（伊豆山）

- 現場の状況に変化はなかった。

現場入口（上段）



現場（上段）



赤井谷現場（下段）



赤井谷現場（中段）



＜今後の対応＞

・　定期的に現場を確認する。

◎ 区　分

神川事業所				その他	○

A248

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 29 年 6 月 5 日 （月）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市日金町）		
指示番号	東部7	依頼番号	熱海1-1
実施者名	加藤 典也　　吉永 敏		
所轄健康福祉センター名	［ 賀茂 ・ （東部） ］ 健康福祉センター		

時分 ～ 時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
18:00 ～ 02:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・作業が開始された場合、不適正な処理（廃棄物を土中に埋め込む等）の確認 ・現場廃棄物の動き、車両の出入り 2、監視時間・天気 23 :00 ～ 00:00 、天気 （あり） 3、監視要領 パトロール 又は （適地からの定点監視） 4、収集項目 搬入車両の社名 車番、積載物等 過剰保管の確認 廃棄物の種類 黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・整地が完了したみたいで、立ち入り禁止の表示がされていた。
・一番上の整地の入口にタイヤが放置されていた（写真あり）。

開始時	57518	km
終了時	57692	km
走行距離	174	km
使用車両	吉永	

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成29年6月5日（月）



①關新幹線ビルディング（熱海市日金町）



②關新幹線ビルディング（熱海市日金町）



③關新幹線ビルディング（熱海市日金町）

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成29年6月5日（月）



④榊新幹線ビルディング（熱海市日金町）



⑤榊新幹線ビルディング（熱海市日金町）

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 29 年 6 月 5 日 （月）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山）		
指示番号	東部7	依頼番号	熱海1-2
実施者名	加藤　典也　　吉永　敏		
戸籍健康福祉センター名	[賀茂 ・ (東部)] 健康福祉センター		

分 ～ 時 分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
18:00 ～ 02:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・現場作業の動き、車両の出入り 2、監視時間・天気 00:00 ～ 01:00 、天気 くもり 3、監視要領 パトロール　又は (適地からの定点監視) 4、収集項目 搬入車両の社名　車番、積載物等　過剰保管の確認 廃棄物の種類　黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・異状なし。

開始時	57518	km
終了時	57692	km
走行距離	174	km
使用車両	吉永	

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成29年6月5日（月）

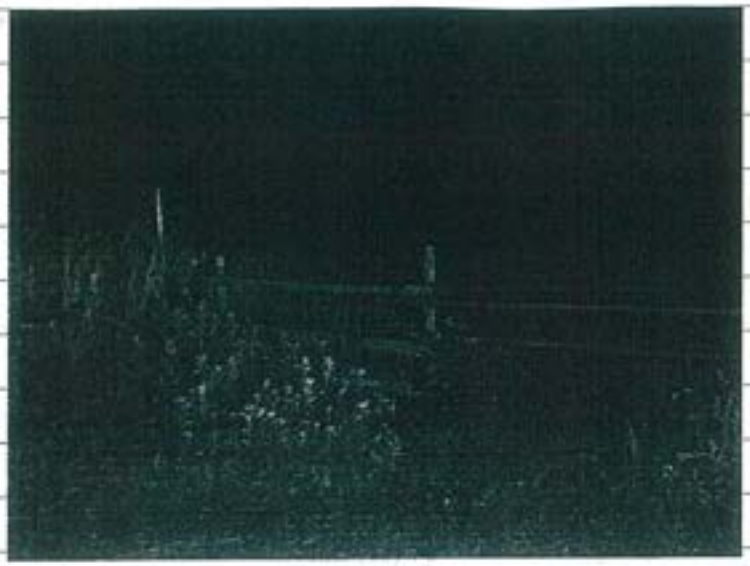

①隣新幹線ビルディング（熱海市伊豆山）

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 29 年 6 月 5 日 （月）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）		
指示番号	東部7	依頼番号	熱海1-3
実施者名	加藤 典也　　吉永 敏		
所轄健康福祉センター名	[賀茂 ・ (東部)] 健康福祉センター		

時分 ～ 時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
18:00 ～ 02:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・現場の作業内容（残土の中に廃棄物が混入していないか等） ・車両の出入り（車輌ナンバー、搬入物） 2、監視時間・天気 01:00 ～ 02:00 、天気 (雨) 3、監視要領 パトロール 又は (定地からの定点監視) 4、収集項目 搬入車両の社名 車番、積載物等 過剰保管の確認 廃棄物の種類 黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・異状なし。

開始時	57518	km
終了時	57692	km
走行距離	174	km
使用車両	吉永	

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成29年6月5日（月）

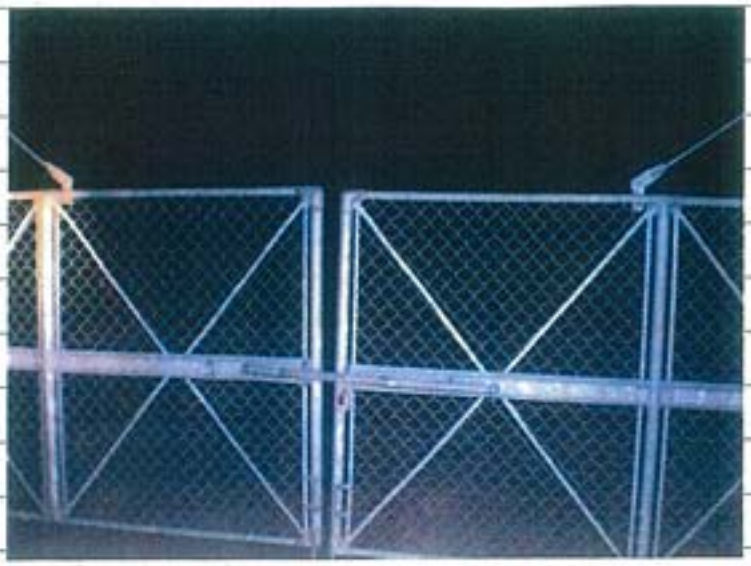

①㈱新幹線ビルディング
（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）

A249

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成29年8月2日（水）
2　監　視　員	望月班長、村上主査
3　業　者　氏　名	新幹線ビルディング
4　業　者　住　所	熱海市伊豆山C工区
5　立　会　者	なし

・現場の様子を確認するため、立入検査を実施した。

＜結果＞

・草が生い茂り詳細は確認できなかったが、わだちや草の踏み跡等はなく、廃棄物が動いた形跡は認められなかった。

＜今後の対応＞

・定期的に現場を確認する。

◎ 区　分

排出事業所				その他	○

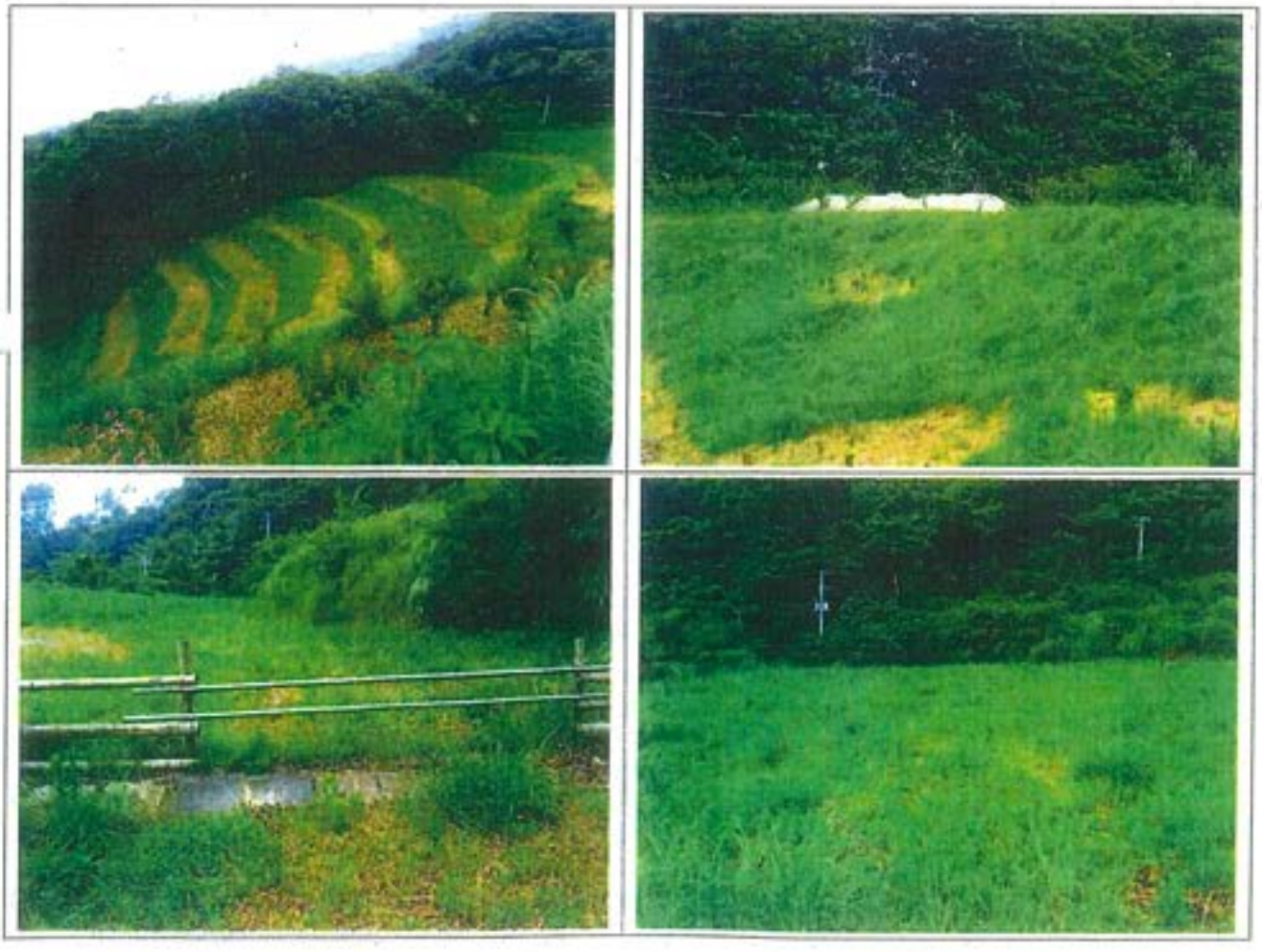

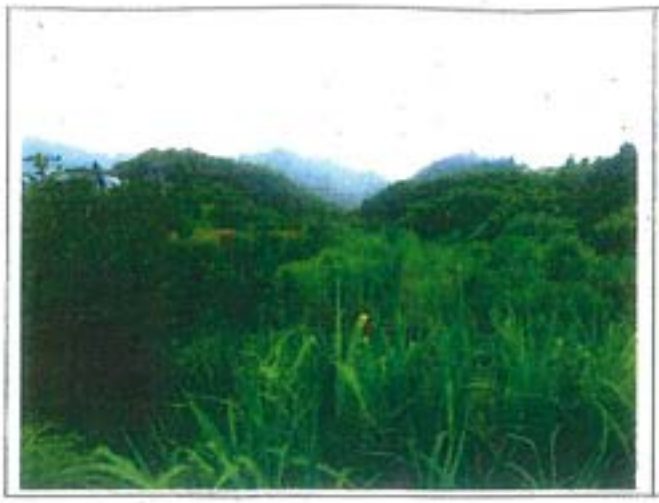



A250

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 29 年 8 月 3 日 （木）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市日金町）		
指示番号	東部27	依頼番号	熱海1-1
実施者名	菅野 英宣　　吉永 敏		
所轄健康福祉センター名	[賀茂 ・ (東部)] 健康福祉センター		

時分～時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
18:00 ～ 02:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・作業が開始された場合、不適正な処理（廃棄物を土中に埋め込む等）の確認 ・現場廃棄物の動き、車両の出入り 2、監視時間・天気 18:00 ～ 20:00 、天気 くもり 3、監視要領 パトロール 又は (適地からの定点監視) 4、収集項目 搬入車両の社名 車番、積載物等 過剰保管の確認 廃棄物の種類 黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・整地した土の状態になっている。
・動きなし。

開始時	62202	km
終了時	62369	km
走行距離	167	km
使用車両	吉永	

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成29年8月3日（木）



①渕新幹線ビルディング（熱海市日金町）



②渕新幹線ビルディング（熱海市日金町）



③渕新幹線ビルディング（熱海市日金町）



④渕新幹線ビルディング（熱海市日金町）

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 29 年 8 月 3 日 （木）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山）		
指示番号	東部27	依頼番号	熱海1-2
実施者名	菅野 英宣　　吉永 敏		
所轄健康福祉センター名	[賀茂 ・ (東部)] 健康福祉センター		

時分 ～ 時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
18:00 ～ 02:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・現場作業の動き、車両の出入り 2、監視時間・天気 20：00 ～ 22：00 、天気 くもり 3、監視要領 パトロール 又は (適地からの定点監視) 4、収集項目 搬入車両の社名 車番、積載物等 過剰保管の確認 廃棄物の種類 黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・異状なし。

開始時	62202	km
終了時	62369	km
走行距離	167	km
使用車両	吉永	

＊日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成29年8月3日（木）



①㈱新幹線ビルディング（熱海市伊豆山）

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 29 年 8 月 3 日 （木）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）		
指示番号	東部27	依頼番号	熱海1-3
実施者名	菅野 英宣　　吉永 敏		
所轄健康福祉センター名	[賀茂 ・ (東部)] 健康福祉センター		

時分 ～ 時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
18:00 ～ 02:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・現場の作業内容（残土の中に廃棄物が混入していないか等） ・車両の出入り（車輌ナンバー、搬入物） 2、監視時間・天気 20：00～22：00　、天気 くもり 3、監視要領 パトロール　又は (適地からの定点監視) 4、収集項目 搬入車両の社名　車番、積載物等　過剰保管の確認 廃棄物の種類　黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・施錠あり、動きなし。

開始時	62202	km
終了時	62369	km
走行距離	167	km
使用車両	吉永	

＊日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成29年8月3日（木）

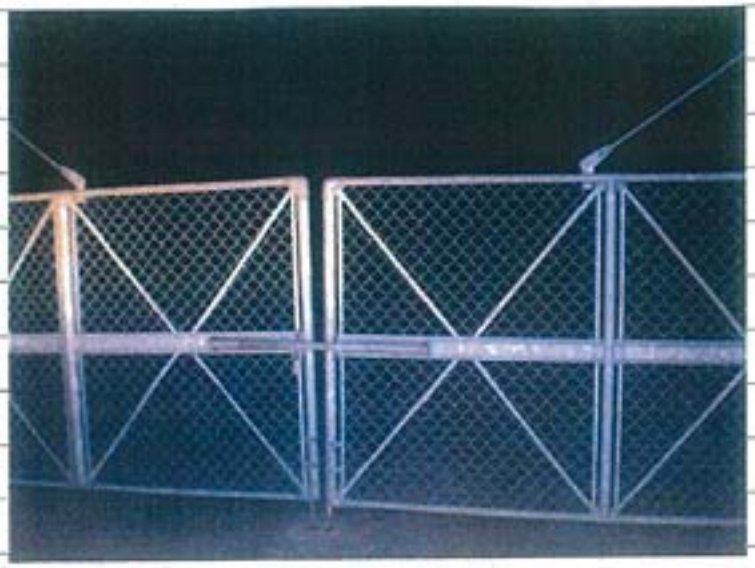

①㈱新幹線ビルディング
（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）

A251

(様式第1号の2)

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスドーム株式会社

実施年月日	平成 29年 10月 2日 (月)		
実施箇所	(株)新幹線ロルデュング(熱海市伊豆山)		
指示番号	熱海市1-2	依頼番号	東部46
実施者氏名	加藤典也、吉永敏		
所轄健康福祉センター名	[賀茂 ・ 東部] 健康福祉センター		

時分～時分	実施結果 (結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の氏名、特徴、氏名等)
18:00～02:00	1、情報要求(調査内容) ・作業内容 ・廃棄物の保管状況、車両の出入り等。 2、監視日時・天気 23:00 ～ 00:00 、天気 雨 3、監視要領 パトロール 又は 適地からの定点監視 4、収集項目 搬入車両の社名、車番、積載物等 過剰保管の確認 廃棄物の種類、 黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・異状なし。

開始時	66724	km
終了時	66872	km
走行距離	148	km
使用車両	吉永	

*日報は箇所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成29年10月2日（月）

①（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山）



(様式第1号の2)

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスドトーム株式会社

実施年月日	平成 29 年 10月 2 日 (日)		
実施箇所	(株)新幹線ビルディング(赤井谷残土処分場)(熱海市伊豆山)		
指示番号	熱海市1-3	依頼番号	東部46
実施者氏名	加藤典也、吉永敏		
所轄健康福祉センター名	[賀茂 ・ 東部] 健康福祉センター		

時分～時分	実施結果 (結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の氏名、特徴、氏名等)
18:00～02:00	1、情報要求(調査内容) ・作業内容、 ・廃棄物の保管状況、車両の出入り等。 2、監視日時・天気 00 23: 00 ～ 01:00 、天気 雨 3、監視要領 パトロール 又は 適地からの定点監視 4、収集項目 搬入車両の社名、車番、積載物等 過剰保管の確認 廃棄物の種類、 黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要

・門は鍵がされていた、動きなし。

開始時	66724	km
終了時	66872	km
走行距離	148	km
使用車両	吉永	

*日報は箇所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成29年10月2日（月）

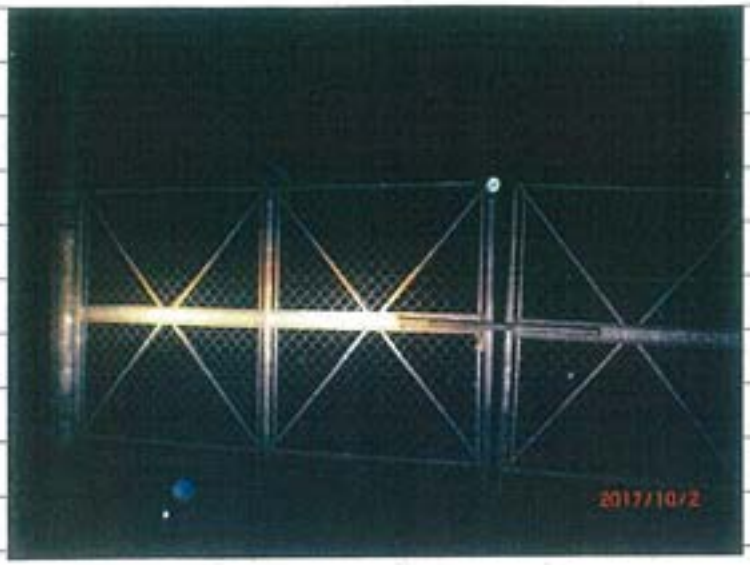

①（株）新幹線ビルディング
（赤井谷残土処分場）（熱海市伊豆山）

(様式第1号の2)

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 29 年 10月 2 日 (月)		
実施箇所	(株)新幹線ビルディング(熱海市日金町)		
指示番号	熱海市1-1	依頼番号	東部46
実施者氏名	加藤典也、吉永敏		
所轄健康福祉センター名	[賀茂 ・ 東部] 健康福祉センター		

時分～時分	実施結果 (結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の氏名、特徴、氏名等)
18:00～02:00	1、情報要求(調査内容) ・作業内容 ・廃棄物の保管状況、車両の出入り等。 2、監視日時・天気 01:00 ～ 02:00 、天気 雨 3、監視要領 パトロール 又は 適地からの定点監視 4、収集項目 搬入車両の社名、車番、積載物等 過剰保管の確認 廃棄物の種類、 黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・異状なし。

開始時	66724	km
終了時	66872	km
走行距離	148	km
使用車両	吉永	

*日報は箇所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌 （その2）

6、結果概要

平成29年10月2日（月）



①（株）新幹線ビルディング（熱海市日金町）



②（株）新幹線ビルディング（熱海市日金町）

A252

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 29 年 12 月 6 日 （水）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング(熱海市日金町)		
指示番号	東部68	依頼番号	熱海1-1
実施者名	岸　和則　　吉永　敏		
所轄健康福祉センター名	[賀茂 ・ (東部)] 健康福祉センター		

時分～時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
15:00 ～ 23:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・作業が開始された場合、不適正な処理（廃棄物を土中に埋め込む等）の確認 ・現場廃棄物の動き、車両の出入り 2、監視時間・天気 15 : 00 ～ 16 : 00 、天気 晴れ 3、監視要領 パトロール　又は (適地からの定点監視) 4、収集項目 搬入車両の社名　車番、積載物等　過剰保管の確認 廃棄物の種類　黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・異常なし。

開始時	71342	km
終了時	71489	km
走行距離	147	km
使用車両	吉永	

＊日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成29年12月6日（水）



①(株)新幹線ビルディング（熱海市日金町）



②(株)新幹線ビルディング（熱海市日金町）



③(株)新幹線ビルディング（熱海市日金町）



④(株)新幹線ビルディング（熱海市日金町）

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 29 年 12 月 6 日 （水）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山）		
指示番号	東部68	依頼番号	熱海1-2
実施者名	岸　和則　　吉永　敏		
所轄健康福祉センター名	[賀茂 ・ (東部)] 健康福祉センター		

時分～時分	実施結果（結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
15:00 ～ 23:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・現場作業の動き、車両の出入り 2、監視時間・天気 16 : 00 ～ 18 : 00 、天気 晴れ 3、監視要領 パトロール 又は (適地からの定点監視) 4、収集項目 搬入車両の社名 車番、積載物等 過剰保管の確認 廃棄物の種類 黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・現場の入口付近や敷地内の雑草を刈り取ってあった。
・動きなし

開始時	71342	km
終了時	71489	km
走行距離	147	km
使用車両	吉永	

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成29年12月6日（水）

①(株)新幹線ビルディング（熱海市伊豆山）



（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 29 年 12 月 6 日 （水）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）		
指示番号	東部68	依頼番号	熱海1-3
実施者名	岸　和則　　吉永　敏		
所轄健康福祉センター名	[賀茂 ・ (東部)] 健康福祉センター		

時分～時分	実施結果（結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
15:00 ～ 23:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・現場の作業内容（残土の中に廃棄物が混入していないか等） ・車両の出入り（車輌ナンバー、搬入物） 2、監視時間・天気 16 : 00 ～ 18 : 00 、天気 晴れ 3、監視要領 パトロール 又は (適地からの定点監視) 4、収集項目 搬入車両の社名 車番、積載物等 過剰保管の確認 廃棄物の種類 黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・16:00 門は開いていたが、作業者はいない。
・16:44 現場奥より軽一台が出てきて作業者2名で施錠をしていた。（現場奥の業者？）
・その後、動きなし

開始時	71342	km
終了時	71489	km
走行距離	147	km
使用車両	吉永	

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成29年12月6日(水)



①(株)新幹線ビルディング
（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）



②(株)新幹線ビルディング
（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）

A253

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成30年1月4日（木）
2　監　視　員	吉澤専門主査、中村技師
3　業者氏名	新幹線ビルディング
4　業者住所	①熱海市日金町1050-3他 ②熱海市伊豆山C工区
5　立　会　者	なし

＜概要＞

現場（日金町・伊豆山）の状況を確認するため、定期的な立入検査を行った。

＜現場の状況等＞

①日金町（廃棄物は撤去済みの現場）

・現場の状況に変化はなく、新たな不法投棄等も行われていなかった。











②伊豆山（廃棄物が未撤去の現場）

・現場の状況に大きな変化はなかった。

現場入口（上段）



現場（上段）



赤井谷現場（中段）



赤井谷現場（中段）



赤井谷現場（下段）



赤井谷現場（下段）



＜今後の対応＞

・ 定期的に現場を確認する。

・ 伊豆山の土地所有者である麦島会長に撤去指導を行う。

◎ 区 分

排出事業所				その他	○

A254

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 30 年 2 月 6 日 （火）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市日金町）		
指示番号	東部88	依頼番号	熱海1-1
実施者名	岸　和則　　吉永　敏		
所轄健康福祉センター名	東部健康福祉センター		

時分～時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
22:00 ～ 06:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・作業が開始された場合、不適正な処理（廃棄物を土中に埋め込む等）の確認 ・現場廃棄物の動き、車両の出入り 2、監視時間（天気） 22：00 ～ 23：00　（　晴れ　） 3、監視要領 パトロール　又は（適地からの定点監視） 4、収集項目 搬入車両の社名　車番、積載物等　過剰保管の確認 廃棄物の種類　　黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・現場内は整地されたままできれいだった。
・動きなし。

開始時	75183	km
終了時	75229	km
走行距離	146	km
使用車両	吉永	

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成30年2月6日（火）



①(株)新幹線ビルディング(熱海市日金町)



②(株)新幹線ビルディング(熱海市日金町)



③(株)新幹線ビルディング(熱海市日金町)

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 30 年 2 月 6 日 （火）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山）		
指示番号	東部88	依頼番号	熱海1-2
実施者名	岸　和則　　吉永　敏		
所轄健康福祉センター名	東部健康福祉センター		

時　分　～　時　分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
22:00 ～ 06:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・現場作業の動き、車両の出入り 2、監視時間（天気） 23：00 ～ 24：00　（　晴れ　） 3、監視要領 パトロール　又は　（適地からの定点監視） 4、収集項目 搬入車両の社名　車番、積載物等　過剰保管の確認 廃棄物の種類　　黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備　考

6、結果概要
・現場はきれいだった。動きなし。

開始時	75183	km
終了時	75229	km
走行距離	146	km
使用車両	吉永	

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成30年2月6日（火）

①(株)新幹線ビルディング（熱海市伊豆山）



（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 30 年 2 月 6 日 （火）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）		
指示番号	東部88	依頼番号	熱海1-3
実施者名	岸　和則　　吉永　敏		
所轄健康福祉センター名	東部健康福祉センター		

時分～時分	実施結果（結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
22:00 ～ 06:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・現場の作業内容（残土の中に廃棄物が混入していないか等） ・車両の出入り（車輌ナンバー、搬入物） 2、監視時間（天気） 00：00 ～ 01：00　（　晴れ　） 3、監視要領 パトロール　又は　（適地からの定点監視） 4、収集項目 搬入車両の社名　車番、積載物等　過剰保管の確認 廃棄物の種類　黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・門は施錠されていた。
・動きなし。

開始時	75183	km
終了時	75229	km
走行距離	146	km
使用車両	吉永	

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成30年2月6日（火）



①(株)新幹線ビルディング
（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）

A255

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成30年4月11日（水）
2　監　視　員	吉澤専門主査、工藤技師、菅沼特別監視員
3　業　者　氏　名	新幹線ビルディング
4　業　者　住　所	①熱海市日金町1050-3他 ②熱海市伊豆山C工区
5　立　会　者	なし

＜概要＞
現場（日金町・伊豆山）の状況を確認するため、定期的な立入検査を行った。

＜現場の状況等＞

①日金町（廃棄物は撤去済みの現場）

・現場の状況に変化はなく、新たな不法投棄等も行われていなかった。











②伊豆山（廃棄物が未撤去の現場）

・現場の状況に大きな変化はなかった。

現場入口（上段）



現場（上段）



赤井谷現場（中段）



赤井谷現場（下段）



＜今後の対応＞

・ 定期的に現場を確認する。

・ 伊豆山の土地所有者である麦島会長に撤去指導を行う。

◎ 区 分

排出事業所				その他	○

A256

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 30 年 6 月 3 日 （日）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市日金町）		
依頼番号	東部7	指示番号	熱海1-1
実施者名	渡辺 志頭巳　　吉永 敏		
所轄健康福祉センター名	東部健康福祉センター		

時分 ～ 時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
09:00 ～ 17:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・作業が開始された場合、不適正な処理（廃棄物を土中に埋め込む等）の確認 ・現場廃棄物の動き、車両の出入り 2、監視時間（天気） 09：00 ～ 11：00 （ 晴れ ） 3、監視要領 パトロール 又は 適地からの定点監視 4、収集項目 搬入車両の社名 車番、積載物等 過剰保管の確認 廃棄物の種類 黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・現場内は雑草が茂りだし、放置されている。
・動きなし。

開始時	83826	km
終了時	83979	km
走行距離	153	km
使用車両	吉永	

＊日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成30年6月3日（日）



①㈱新幹線ビルディング（熱海市日金町）



②㈱新幹線ビルディング（熱海市日金町）



③㈱新幹線ビルディング（熱海市日金町）

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 30 年 6 月 3 日 （日）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山）		
依頼番号	東部7	指示番号	熱海1-2
実施者名	渡辺 志頭巳　　吉永 敏		
所轄健康福祉センター名	東部健康福祉センター		

時分 ～ 時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
09:00 ～ 17:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・現場作業の動き、車両の出入り 2、監視時間（天気） 11：00 ～ 12：00 （ 晴れ ） 3、監視要領 パトロール 又は 適地からの定点監視 4、収集項目 搬入車両の社名 車番、積載物等 過剰保管の確認 廃棄物の種類 黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・現場内の雑草は刈られ、きれいだった。また、赤井谷に続く斜面の道も整地されていた。
・動きなし。

開始時	83826	km
終了時	83979	km
走行距離	153	km
使用車両	吉永	

＊日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成30年6月3日（日）



①㈱新幹線ビルディング（熱海市伊豆山）



②㈱新幹線ビルディング（熱海市伊豆山）

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 30 年 6 月 3 日 （日）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）		
依頼番号	東部７	指示番号	熱海1-3
実施者名	渡辺 志順巳　　吉永 敏		
所轄健康福祉センター名	東部健康福祉センター		

時分～時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
09:00 ～ 17:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・現場の作業内容（残土の中に廃棄物が混入していないか等） ・車両の出入り（車輌ナンバー、搬入物） 2、監視時間（天気） 12：00 ～ 13：00 （ 晴れ ） 3、監視要領 パトロール 又は 適地からの定点監視 4、収集項目 搬入車両の社名 車番、積載物等 過剰保管の確認 廃棄物の種類 黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・敷地内は放置されたままで、門は施錠されていた。
・動きなし。

開始時	83826	km
終了時	83979	km
走行距離	153	km
使用車両	吉永	

＊日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌 （その2）

6、結果概要

平成30年6月3日（日）



①㈱新幹線ビルディング
（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）



②㈱新幹線ビルディング
（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）

A257

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成30年7月13日（金）
2　監　視　員	吉澤専門主査、工藤技師、菅沼特別監視員
3　業者氏名	新幹線ビルディング
4　業者住所	①熱海市日金町1050-3他 ②熱海市伊豆山C工区
5　立　会　者	なし

＜概要＞

現場（日金町・伊豆山）の状況を確認するため、定期的な立入検査を行った。

＜現場の状況等＞

①日金町（廃棄物は撤去済みの現場）

・現場の状況に変化はなく、新たな不法投棄等も行われていなかった。













②伊豆山（廃棄物が未撤去の現場）

・現場の状況に大きな変化はなかった。

現場入口（上段）



現場（上段）



赤井谷現場（中段）



赤井谷現場（下段）



＜今後の対応＞

・　定期的に現場を確認する。

・　伊豆山の土地所有者である麦島会長に撤去指導を行う。

◎ 区　分

排出事業所				その他	○

A258

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 30 年 8 月 9 日 （木）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市日金町）		
依頼番号	東部28	指示番号	熱海1-1
実施者名	野田 貴正　　吉永 敏		
所轄健康福祉センター名	東部健康福祉センター		

時分 ～ 時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
22:00 ～ 06:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・作業が開始された場合、不適正な処理（廃棄物を土中に埋め込む等）の確認 ・現場廃棄物の動き、車両の出入り 2、監視時間（天気） 22：00 ～ 23：00　（ 晴れ ） 3、監視要領 パトロール　又は　適地からの定点監視 4、収集項目 搬入車両の社名　車番、積載物等　過剰保管の確認 廃棄物の種類　黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・現場内は前回と同様に雑草が茂ったまま。
・動きなし。

開始時	88686	km
終了時	88838	km
走行距離	152	km
使用車両	吉永	

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成30年8月9日（木）



①（株）新幹線ビルディング（熱海市日金町）



②（株）新幹線ビルディング（熱海市日金町）

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 30 年 8 月 9 日 （木）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山）		
依頼番号	東部28	指示番号	熱海1-2
実施者名	野田 貴正　　吉永 敏		
所轄健康福祉センター名	東部健康福祉センター		

時分 ～ 時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
22:00 ～ 06:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・現場作業の動き、車両の出入り 2、監視時間（天気） 23：00 ～ 00：00 （ 晴れ ） 3、監視要領 パトロール 又は 適地からの定点監視 4、収集項目 搬入車両の社名 車番、積載物等 過剰保管の確認 廃棄物の種類 黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考
:					
:					

6、結果概要
・現場内の雑草は伸びてきていた。
・動きなし。

開始時	88686	km
終了時	88838	km
走行距離	152	km
使用車両	吉永	

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成30年8月9日（木）

①（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山）

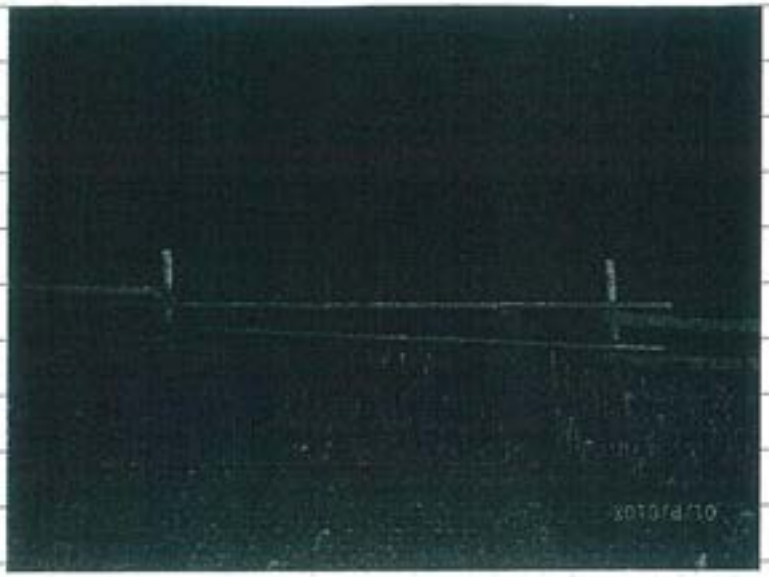

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成　30　年　8　月　9　日　（木）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）		
依頼番号	東部28	指示番号	熱海1-3
実施者名	野田　貴正　　吉永　敏		
所轄健康福祉センター名	東部健康福祉センター		

時分～時分	実施結果 （結果概要　廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
22:00 ～ 06:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・現場の作業内容（残土の中に廃棄物が混入していないか等） ・車両の出入り（車輌ナンバー、搬入物） 2、監視時間（天気） 00：00 ～ 01：00　（　晴れ　） 3、監視要領 パトロール　又は　適地からの定点監視 4、収集項目 搬入車両の社名　車番、積載物等　過剰保管の確認 廃棄物の種類　　黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・現場は前回と同じ。門は施錠されていた。
・動きなし。

開始時	88686	km
終了時	88838	km
走行距離	152	km
使用車両	吉永	

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成30年8月9日(木)



①(株)新幹線ビルディング
(熱海市伊豆山赤井谷残土処分場)

A259

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成30年10月29日（月）
2　監　視　員	吉澤専門主査、加柴技師、工藤技師、菅沼特別監視員
3　業者氏名	新幹線ビルディング
4　業者住所	①熱海市日金町1050-3 他 ②熱海市伊豆山C工区
5　立　会　者	なし

＜概要＞
現場（日金町・伊豆山）の状況を確認するため、定期的な立入検査を行った。

＜現場の状況等＞
①日金町（廃棄物は撤去済みの現場）
・現場の状況に変化はなく、新たな不法投棄等も行われていなかった。









②伊豆山（廃棄物が未撤去の現場）

・現場の状況に大きな変化はなかった。

現場入口（上段）



現場（上段）

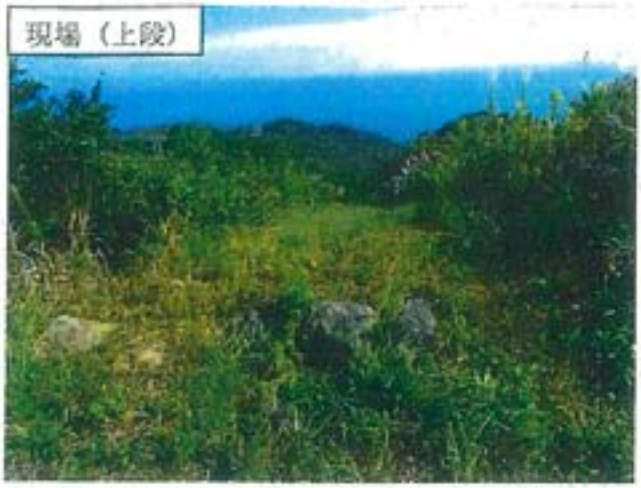

赤井谷現場（中段）



赤井谷現場（下段）



＜今後の対応＞

・ 定期的に現場を確認する。

・ 伊豆山の土地所有者である麦島会長に撤去指導を行う。

◎ 区 分

排出事業所				その他	○

A260

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 30 年 12 月 8 日 （土）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市日金町）		
依頼番号	東部67	指示番号	熱海1-1
実施者名	渡辺 志頭巳　　吉永 敏		
所轄健康福祉センター名	東部健康福祉センター		

時分 ～ 時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
10:00 ～ 18:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・作業が開始された場合、不適正な処理（廃棄物を土中に埋め込む等）の確認 ・現場廃棄物の動き、車両の出入り 2、監視時間（天気） 17：00 ～ 18：00 （ 晴れ ） 3、監視要領 パトロール 又は 適地からの定点監視 4、収集項目 搬入車両の社名 車番、積載物等 過剰保管の確認 廃棄物の種類 黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・現場内は前回と同様に雑草が茂ったまま。
・動きなし。

開始時	97832	km
終了時	98001	km
走行距離	169	km
使用車両	吉永	

＊日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌 （その2）

6、結果概要

平成30年12月8日（土）

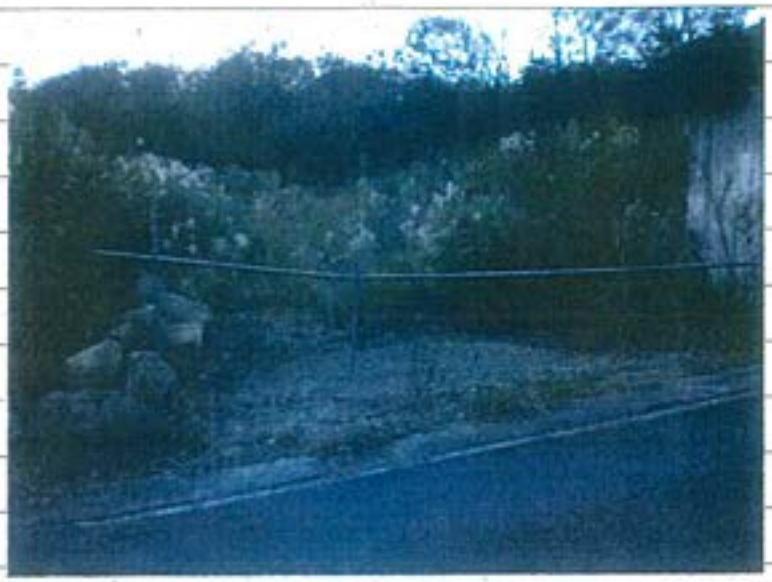

①(株)新幹線ビルディング（熱海市日金町）



②(株)新幹線ビルディング（熱海市日金町）

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 30 年 12 月 8 日 （土）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング(熱海市伊豆山)		
依頼番号	東部67	指示番号	熱海1-2
実施者名	渡辺 志頭巳　　吉永 敏		
所轄健康福祉センター名	東部健康福祉センター		

時分～時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
10:00 ～ 18:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・現場作業の動き、車両の出入り 2、監視時間（天気） 15：00 ～ 16：00 （ 晴れ ） 3、監視要領 パトロール 又は 適地からの定点監視 4、収集項目 搬入車両の社名 車番、積載物等 過剰保管の確認 廃棄物の種類 黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・変化なし。動きなし。

開始時	97832	km
終了時	98001	km
走行距離	169	km
使用車両	吉永	

＊日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成30年12月8日（土）



①(株)新幹線ビルディング（熱海市伊豆山）

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成　30　年　12　月　8　日　（土）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）		
依頼番号	東部67	指示番号	熱海1-3
実施者名	渡辺　志頭巳　　吉永　敏		
所轄健康福祉センター名	東部健康福祉センター		

時分 ～ 時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
10:00 ～ 18:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・現場の作業内容（残土の中に廃棄物が混入していないか等） ・車両の出入り（車輌ナンバー、搬入物） 2、監視時間（天気） 16：00 ～ 17：00　（　晴れ　） 3、監視要領 パトロール　又は　適地からの定点監視 4、収集項目 搬入車両の社名　車番、積載物等　過剰保管の確認 廃棄物の種類　　黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・門は施錠され、変化なし。動きなし。

開始時	97832	km
終了時	98001	km
走行距離	169	km
使用車両	吉永	

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成30年12月8日（土）



①(株)新幹線ビルディング
（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）



②(株)新幹線ビルディング
（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）

A261

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	平成31年1月28日（月）
2　監　視　員	吉澤専門主査、菅沼特別監視員
3　業者氏名	新幹線ビルディング
4　業者住所	①熱海市日金町1050-3他 ②熱海市伊豆山C工区
5　立　会　者	なし

＜概要＞
現場（日金町・伊豆山）の状況を確認するため、定期的な立入検査を行った。

＜現場の状況等＞
①日金町（廃棄物は撤去済みの現場）
・前回立入時（平成30年10月29日）の状況から変化がなかった。
→ 産業廃棄物の搬入や不法投棄等は確認できなかった。
→ 斜面の崩落等も一切なかった。









②伊豆山（廃棄物が未撤去の現場）

・現場の状況に大きな変化はなかった。

現場入口（上段）



現場（上段）



赤井谷現場（中段）



赤井谷現場（下段）



＜今後の対応＞

・ 定期的に現場を確認する。

・ 伊豆山の土地所有者である麦島会長に撤去指導を行う。

◎ 区 分

排出事業所				その他	○

A262

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成　31　年　2　月　9　日　（土）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市日金町）		
依頼番号	東部87	指示番号	熱海1-1
実施者名	渡辺　志頭巳　　吉永　敏		
所轄健康福祉センター名	東部健康福祉センター		

時分～時分	実施結果 （結果概要　廃棄物の種類　車両番号　行為者の指名　特徴　氏名等）
09:00 ～ 17:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・作業が開始された場合、不適正な処理（廃棄物を土中に埋め込む等）の確認 ・現場廃棄物の動き、車両の出入り 2、監視時間（天気） 09：00 ～ 10：00　（　曇り　） 3、監視要領 パトロール　又は　適地からの定点監視 4、収集項目 搬入車両の社名　車番、積載物等　過剰保管の確認 廃棄物の種類　　黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・変化なし。動きなし。

開始時	103097	km
終了時	103251	km
走行距離	154	km
使用車両	吉永	

＊日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成31年2月9日（土）



①(株)新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ（熱海市日金町）



②(株)新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ（熱海市日金町）



③(株)新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ（熱海市日金町）

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 31 年 2 月 9 日 （土）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山）		
依頼番号	東部87	指示番号	熱海1-2
実施者名	渡辺 志頭巳　　吉永 敏		
所轄健康福祉センター名	東部健康福祉センター		

時分～時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
09:00 ～ 17:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・現場作業の動き、車両の出入り 2、監視時間（天気） 10：00 ～ 11：00 （ 曇り ） 3、監視要領 パトロール 又は 適地からの定点監視 4、収集項目 搬入車両の社名 車番、積載物等 過剰保管の確認 廃棄物の種類 黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・変化なし。動きなし。

開始時	103097	km
終了時	103251	km
走行距離	154	km
使用車両	吉永	

＊日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成31年2月9日（土）

①(株)新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ（熱海市伊豆山）



（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	平成 31 年 2 月 9 日 （土）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）		
依頼番号	東部87	指示番号	熱海1-3
実施者名	渡辺 志頭巳　　吉永 敏		
所轄健康福祉センター名	東部健康福祉センター		

時分～時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
09:00 ～ 17:00	1、情報要求（調査内容） ・定点監視 ・現場の作業内容（残土の中に廃棄物が混入していないか等） ・車両の出入り（車輌ナンバー、搬入物） 2、監視時間（天気） 11：00 ～ 12：00.（ 曇り ） 3、監視要領 パトロール　又は　適地からの定点監視 4、収集項目 搬入車両の社名　車番、積載物等　過剰保管の確認 廃棄物の種類　　黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・門は施錠され、変化なし。動きなし。

開始時	103097	km
終了時	103251	km
走行距離	154	km
使用車両	吉永	

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

平成31年2月9日（土）



①(株)新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ
（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）



②(株)新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ
（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）

A263

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	令和　元　年　6　月　2　日　（日）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市日金町）		
依頼番号	東部7	指示番号	熱海市1-7
実施者名	渡辺　志頭巳　　吉永　敏		
所轄健康福祉センター名	東部健康福祉センター		

時分～時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
09:00 ～ 17:00	1、情報要求（調査内容） ＜定点監視＞ ・作業での作業が行われるようになった場合、不適正な処理（廃棄物を土中に埋め込む等）がなされていないか ・現場廃棄物の動き、車両の出入り 2、監視時間（天気） 09：00 ～ 10：00　（　曇り　） 3、監視要領 パトロール　又は　適地からの定点監視 4、収集項目 搬入車両の社名　車番、積載物等　過剰保管の確認 廃棄物の種類　黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要

・変化なし。動きなし。

開始時	110779	km
終了時	110937	km
走行距離	158	km
使用車両	吉永	

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

令和元年6月2日（日）

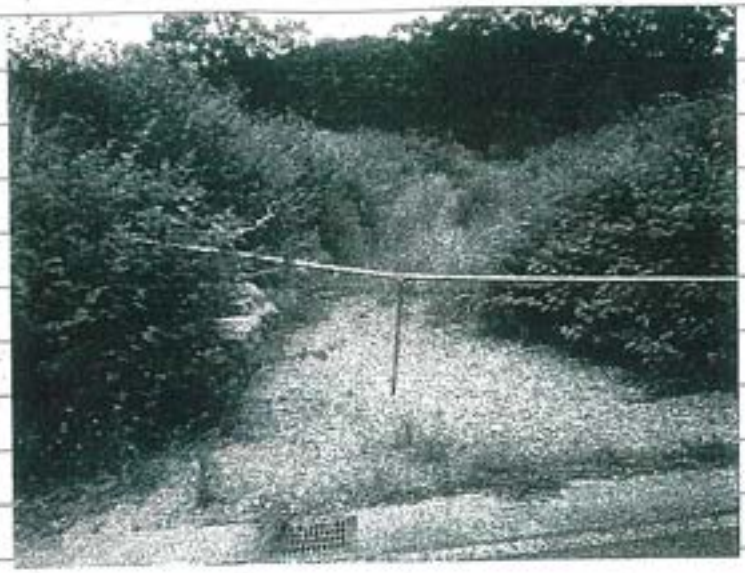

①(株)新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ（熱海市日金町）



②(株)新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ（熱海市日金町）

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	令和　元　年　6　月　2　日　（日）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山）		
依頼番号	東部7	指示番号	熱海お1-2
実施者名	渡辺　志頭巳　　吉永　敏		
所轄健康福祉センター名	東部健康福祉センター		

時　分　～　時　分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
09:00 ～ 17:00	1、情報要求（調査内容） ＜定点監視＞ ・現場作業の動き、車両の出入り 2、監視時間（天気） 10：00 ～ 11：00　（　曇り　） 3、監視要領 パトロール　又は　適地からの定点監視 4、収集項目 搬入車両の社名　車番、積載物等　過剰保管の確認 廃棄物の種類　　黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・変化なし。動きなし。

開始時	110779	km
終了時	110937	km
走行距離	158	km
使用車両	吉永	

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

令和元年6月2日（日）

①(株)新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ（熱海市伊豆山）

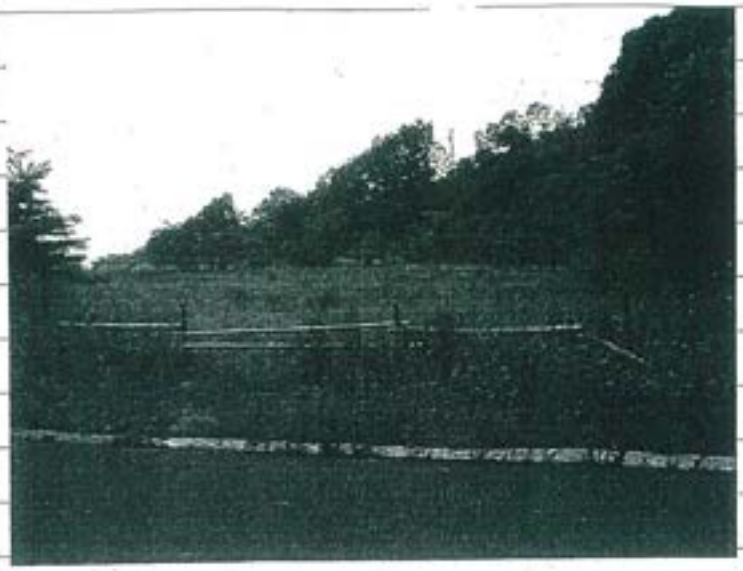

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	令和　元　年　6　月　2　日（日）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）		
依頼番号	東部7	指示番号	熱海市1-3
実施者名	渡辺　志頭巳　　吉永　敏		
所轄健康福祉センター名	東部健康福祉センター		

時　分　～　時　分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
09:00 ～ 17:00	1、情報要求（調査内容） ＜定点監視＞ ・現場の作業内容（残土の整地のように見せかけて廃棄物を混入させていないかなど） ・車両の出入り（車輌ナンバー、搬入物） 2、監視時間（天気） 11：00 ～ 12：15　休憩（12:15～13:00）　（　曇り　） 3、監視要領 パトロール　又は　適地からの定点監視 4、収集項目 搬入車両の社名　車番、積載物等　過剰保管の確認 廃棄物の種類　　黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備　考

6、結果概要
・門は施錠され、変化なし。動きなし。

開始時	110779	km
終了時	110937	km
走行距離	158	km
使用車両	吉永	

＊日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

令和元年6月2日（日）



①(株)新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ
（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）



②(株)新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ
（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）

A264

監視指導状況報告書

1　監視指導年月日	令和元年6月13日（木）
2　監　視　員	古屋専門主査、治主査、工藤技師
3　業者氏名	新幹線ビルディング
4　業者住所	①熱海市日金町1050-3他 ②熱海市伊豆山C工区
5　立　会　者	なし

＜概要＞
現場（日金町・伊豆山）の状況を確認するため、定期的な立入検査を行った。

＜現場の状況等＞

①日金町（廃棄物は撤去済みの現場）

・前回立入時（平成31年1月28日）の状況から変化がなかった。
・斜面の崩落も確認できなかった。
・当課が現場確認していると、現場向かいの住人（女性）が話しかけてきた。

女性）
最近、この現場はどうなっているのか？このままになってしまうのか？今はイノシシが走り回っている。イノシシに住み着かれるのは困るが、以前のようにおかしな人達が出入りするよりはいい。

当課）
この現場の廃棄物は別のところに移動されたので、そちらの撤去を指導している。
ここの現場の今後については、特に承知していない。

女性）
また定期的にパトロールしてください。

当課）
承知した。

②伊豆山（廃棄物が未撤去の現場）

・前回立入時（平成31年3月8日）の状況から変化がなかった。
・斜面の崩落も確認できなかった。
・場内奥の造成等の作業は実施されておらず、しばらく動きがない様子が窺えた。

＜今後の対応＞
・　定期的に現場を確認する。
・　伊豆山の土地所有者である麦島会長に撤去指導を行う。

◎　区　分

排出事業所				その他	○

日金町

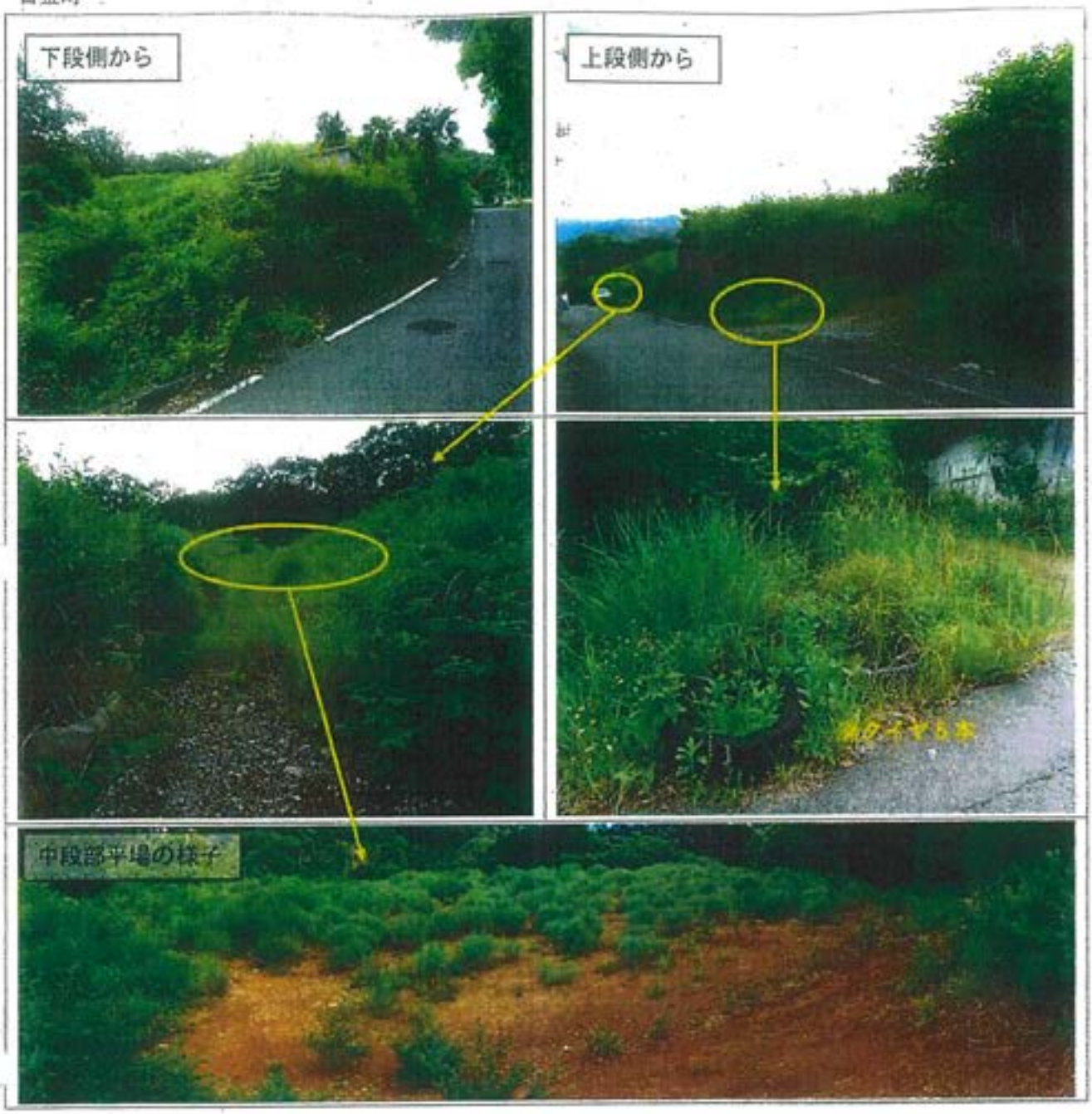

伊豆山（上段部・赤井谷現場）

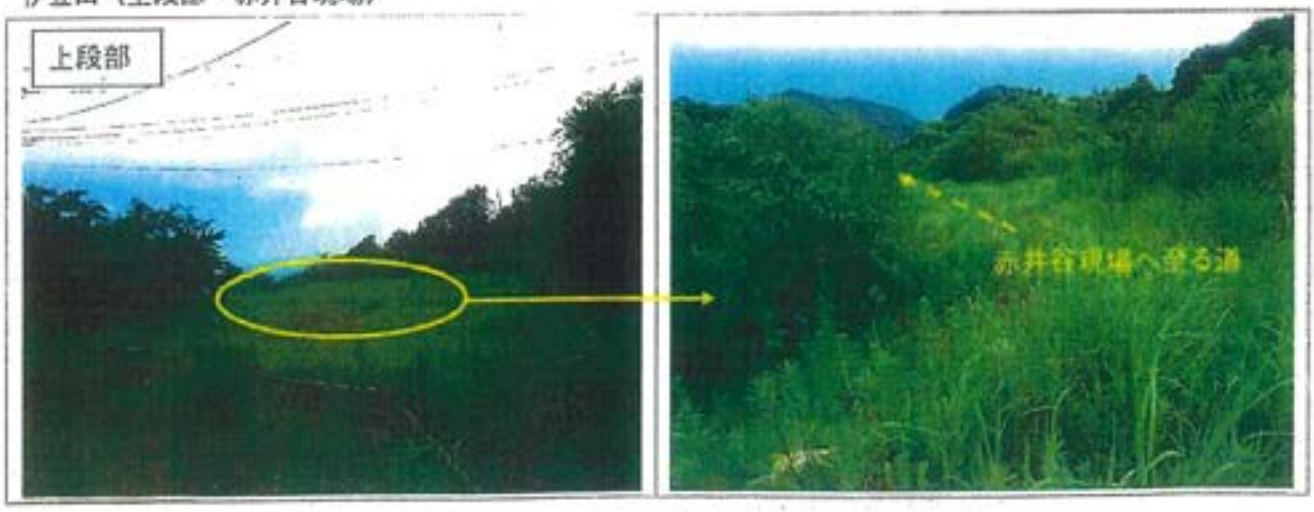


上段斜面を下った先の平場
赤井谷現場へ至る道


赤井谷現場


造成エリアへ至る道
赤井谷現場へ
至る道


赤井谷現場（奥の造成エリア）
「展望台」と記載された看板

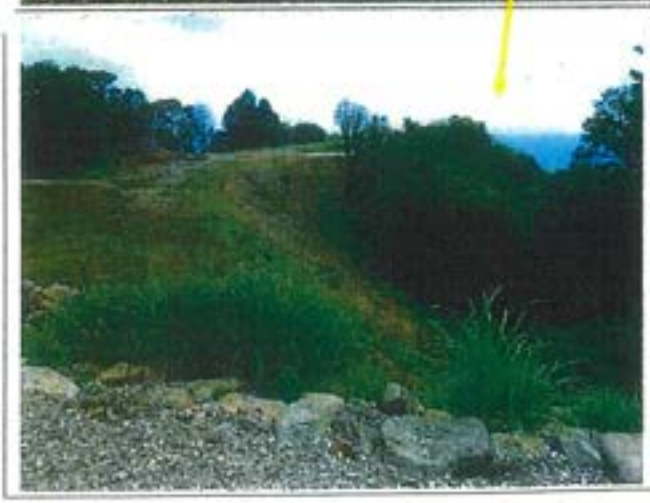


ソーラーパネル



A265

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	令和　元　年　8　月　4　日　（日）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市日金町）		
依頼番号	東部26	指示番号	熱海市1-1
実施者名	渡辺　志頭巳　　吉永　敏		
所轄健康福祉センター名	東部健康福祉センター		

時　分　～　時　分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
10:00 ～ 18:00	1、情報要求（調査内容） ＜定点監視＞ ・作業での作業が行われるようになった場合、不適正な処理（廃棄物を土中に埋め込む等）がなされていないか ・現場廃棄物の動き、車両の出入り 2、監視時間（天気） 10：00 ～ 11：00　（　晴れ　） 3、監視要領 パトロール　又は　適地からの定点監視 4、収集項目 搬入車両の社名　車番、積載物等　過剰保管の確認 廃棄物の種類　　黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備　考

6、結果概要
・雑草が茂っている。動きなし。

開始時	115757	km
終了時	115926	km
走行距離	169	km
使用車両	吉永	

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌 （その2）

6、結果概要

令和元年8月4日（日）



①(株)新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ（熱海市日金町）



②(株)新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ（熱海市日金町）

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	令和　元　年　8　月　4　日　（日）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山）		
依頼番号	東部26	指示番号	熱海市1-2
実施者名	渡辺　志頭巳　　吉永　敏		
所轄健康福祉センター名	東部健康福祉センター		

時　分　～　時　分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
10:00 ～ 18:00	1、情報要求（調査内容） ＜定点監視＞ ・現場作業の動き、車両の出入り 2、監視時間（天気） 11：00 ～ 12：00　（　晴れ　） 3、監視要領 パトロール　又は　適地からの定点監視 4、収集項目 搬入車両の社名　車番、積載物等　過剰保管の確認 廃棄物の種類　　黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要

・ゲートが朽ちてきた。一部壊れている。動きなし。

開始時	115757	km
終了時	115926	km
走行距離	169	km
使用車両	吉永	

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

令和元年8月4日（日）



①(株)新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ（熱海市伊豆山）



②(株)新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ（熱海市伊豆山）

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	令和　元　年　8　月　4　日　（日）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）		
依頼番号	東部26	指示番号	熱海市1-3
実施者名	渡辺　志頭巳　　吉永　敏		
所轄健康福祉センター名	東部健康福祉センター		

時　分　～　時　分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
10:00 ～ 18:00	1、情報要求（調査内容） ＜定点監視＞ ・現場の作業内容（残土の整地のように見せかけて廃棄物を混入させていないかなど） ・車両の出入り（車輌ナンバー、搬入物） 2、監視時間（天気） 12：00 ～ 12：45　休憩（12:45～13:30）　（　晴れ　） 3、監視要領 パトロール　又は　適地からの定点監視 4、収集項目 搬入車両の社名　車番、積載物等　過剰保管の確認 廃棄物の種類　　黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・門は施錠され、変化なし。動きなし。

開始時	115757	km
終了時	115926	km
走行距離	169	km
使用車両	吉永	

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

令和元年8月4日（日）



①(株)新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ
（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）



②(株)新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ
（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）

A266

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	令和　元　年　10　月　5　日　（土）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市日金町）		
依頼番号	東部46	指示番号	熱海市1-1
実施者名	渡辺　志頭巳　　吉永　敏		
所轄健康福祉センター名	東部健康福祉センター		

時　分　～　時　分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
10:00 ～ 18:00	1、情報要求（調査内容） ＜定点監視＞ ・作業での作業が行われるようになった場合、不適正な処理（廃棄物を土中に埋め込む等）がなされていないか ・現場廃棄物の動き、車両の出入り 2、監視時間（天気） 17：00 ～ 18：00　（　晴れ　） 3、監視要領 パトロール　又は　適地からの定点監視 4、収集項目 搬入車両の社名　車番、積載物等　過剰保管の確認 廃棄物の種類　　黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備　考

6、結果概要
・雑草が伸び、茂っている。動きなし。

開始時	120394	km
終了時	120459	km
走行距離	165	km
使用車両	吉永	

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

令和元年10月5日（土）

①(株)新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ（熱海市日金町）



②(株)新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ（熱海市日金町）



（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	令和　元　年　10　月　5　日　（土）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山）		
依頼番号	東部46	指示番号	熱海市1-2
実施者名	渡辺　志頭巳　　吉永　敏		
所轄健康福祉センター名	東部健康福祉センター		

時　分　～　時　分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
10:00 ～ 18:00	1、情報要求（調査内容） ＜定点監視＞ ・現場作業の動き、車両の出入り 2、監視時間（天気） 15：00 ～ 16：00　（　晴れ　） 3、監視要領 パトロール　又は　適地からの定点監視 4、収集項目 搬入車両の社名　車番、積載物等　過剰保管の確認 廃棄物の種類　　黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・現場の雑草が伸びてきた。動きなし。

開始時	120394	km
終了時	120459	km
走行距離	165	km
使用車両	吉永	

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

令和元年10月5日（土）



①(株)新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ（熱海市伊豆山）



②(株)新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ（熱海市伊豆山）

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	令和　元　年　10　月　5　日　（土）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）		
依頼番号	東部46	指示番号	熱海市1-3
実施者名	渡辺　志頭巳　　吉永　敏		
所轄健康福祉センター名	東部健康福祉センター		

時　分　～　時　分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
10:00 ～ 18:00	1、情報要求（調査内容） ＜定点監視＞ ・現場の作業内容（残土の整地のように見せかけて廃棄物を混入させていないかなど） ・車両の出入り（車輌ナンバー、搬入物） 2、監視時間（天気） 16：00 ～ 17：00　（　晴れ　） 3、監視要領 パトロール　又は　適地からの定点監視 4、収集項目 搬入車両の社名　車番、積載物等　過剰保管の確認 廃棄物の種類　　黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・門は施錠され、現場に変化なし。動きなし。

開始時	120394	km
終了時	120459	km
走行距離	165	km
使用車両	吉永	

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

令和元年10月5日（土）



①(株)新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ
（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）



②(株)新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ
（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）

A267

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	令和　元　年　12　月　1　日　（日）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市日金町）		
依頼番号	東部66	指示番号	熱海市1-1
実施者名	渡辺　志頭巳　　吉永　敏		
所轄健康福祉センター名	東部健康福祉センター		

時　分　～　時　分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
10:00 ～ 18:00	1、情報要求（調査内容） ＜定点監視＞ ・作業での作業が行われるようになった場合、不適正な処理（廃棄物を土中に埋め込む等）がなされていないか ・現場廃棄物の動き、車両の出入り 2、監視時間（天気） 10：00 ～ 11：00　（　晴れ　）
開始　124488km 終了　124656km 走行距離　168km 車両　吉永	3、監視要領 パトロール　又は　適地からの定点監視 4、収集項目 搬入車両の社名　車番、積載物等　過剰保管の確認 廃棄物の種類　　黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備　考

6、結果概要
・雑草がすごい。動きなし。

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

令和元年12月1日（日）



①(株)新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ（熱海市日金町）



②(株)新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ（熱海市日金町）

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	令和　元　年　12　月　1日　（日）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山）		
依頼番号	東部66	指示番号	熱海市1-2
実施者名	渡辺　志頭巳　　吉永　敏		
所轄健康福祉センター名	東部健康福祉センター		

時分～時分	実施結果（結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
11:00 ～ 18:00	1、情報要求（調査内容） ＜定点監視＞ ・現場作業の動き、車両の出入り
開始　124488km 終了　124656km 走行距離　168km 車両　吉永	2、監視時間（天気） 11：00 ～ 12：15　休憩（12:15～13:00）（　晴れ　）
	3、監視要領 パトロール　又は　適地からの定点監視
	4、収集項目 搬入車両の社名　車番、積載物等　過剰保管の確認 廃棄物の種類　　黒煙の有無 写真撮影
	5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・動きなし

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

令和元年12月1日（日）

①(株)新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ（熱海市伊豆山）



②(株)新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ（熱海市伊豆山）



（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	令和　元　年　12　月　1　日　（日）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）		
依頼番号	東部66	指示番号	熱海市1-3
実施者名	渡辺　志頭巳　　吉永　敏		
所轄健康福祉センター名	東部健康福祉センター		

時分～時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
10:00 ～ 18:00	1、情報要求（調査内容） ＜定点監視＞ ・現場の作業内容（残土の整地のように見せかけて廃棄物を混入させていないかなど） ・車両の出入り（車輌ナンバー、搬入物）
開始　124488km 終了　124656km 走行距離　168km …車両　吉永	2、監視時間（天気） 11：00 ～ 12：15　休憩（12:15～13:00）（　晴れ　）
	3、監視要領 パトロール　又は　適地からの定点監視
	4、収集項目 搬入車両の社名　車番、積載物等　過剰保管の確認 廃棄物の種類　　黒煙の有無 写真撮影
	5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・門は施錠、動きなし。

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

令和元年12月1日（日）



①(株)新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ
（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）



②(株)新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ
（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）

A268

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	令和元年 12 月 20 日（金）
2 監　視　員	古屋専門主査、工藤技師、菅沼特別監視員
3 業者氏名	新幹線ビルディング
4 業者住所	①熱海市日金町 1050-3 他 ②熱海市伊豆山 C 工区
5 立　会　者	㈱ユニホー　四宮氏

＜概要＞
現場（日金町・伊豆山）の状況を確認するため、定期的な立入検査を行った。

＜現場の状況等＞
①日金町（廃棄物は撤去済みの現場）
・前回立入時（令和元年８月 22 日）の状況から変化がなかった。
・斜面の崩落も確認できなかった。
※上段部の入口付近にイノシシ捕獲用とみられる罠が仕掛けられており、ロープで封鎖され、「危険」の貼紙がされていた。

②伊豆山（廃棄物が未撤去の現場）
・前回立入時（令和元年８月 22 日）の状況から変化がなかった。
・斜面の崩落も確認できなかった。
・㈱ユニホーの従業員という四宮（しのみや）氏がいたため話を聞いた。

四宮氏の話）
・本日は草刈作業のため現場に来ている。
・現場の利用予定については、未だに決まっていないものと思われる。
・下段の門から入った奥の方に、ソーラーパネルを設置したが、１年以上前に終了しており、しばらく現場に動きはない。今日は門は開いているので、中に入って見てもらって構わない。
・今日は会長が来る予定だが、寄っていくか？
→会長には年明けに改めて訪問させてもらう旨伝えるよう依頼した。

②’伊豆山下段（赤井谷現場）
・砕石敷きの道路が整備され、奥まで広大な土地が広がっていた。
・敷地中央部の山側にソーラーパネルが設置されていたが、確認した範囲では、ソーラーパネル以外に構造物のようなものは見当たらなかった。
・場内の造成現場に産業廃棄物とみられるものは確認できなかった。

＜今後の対応＞
・ 定期的に現場を確認する。
・ 伊豆山の土地所有者である麦島会長に撤去指導を行う。（令和２年２月頃予定）

◎ 区　分

排出事業所				その他	○

日金町









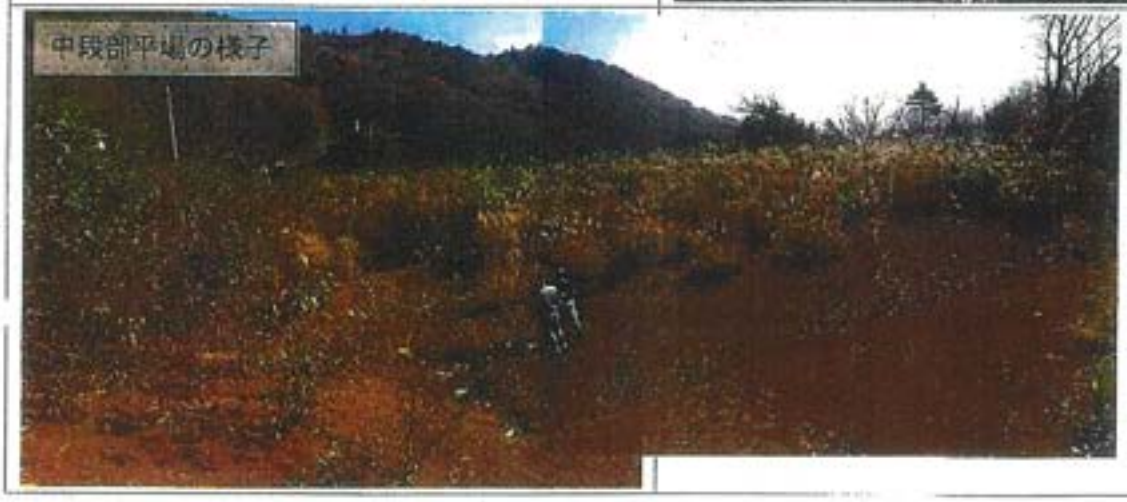

伊豆山（上段部・赤井谷現場）

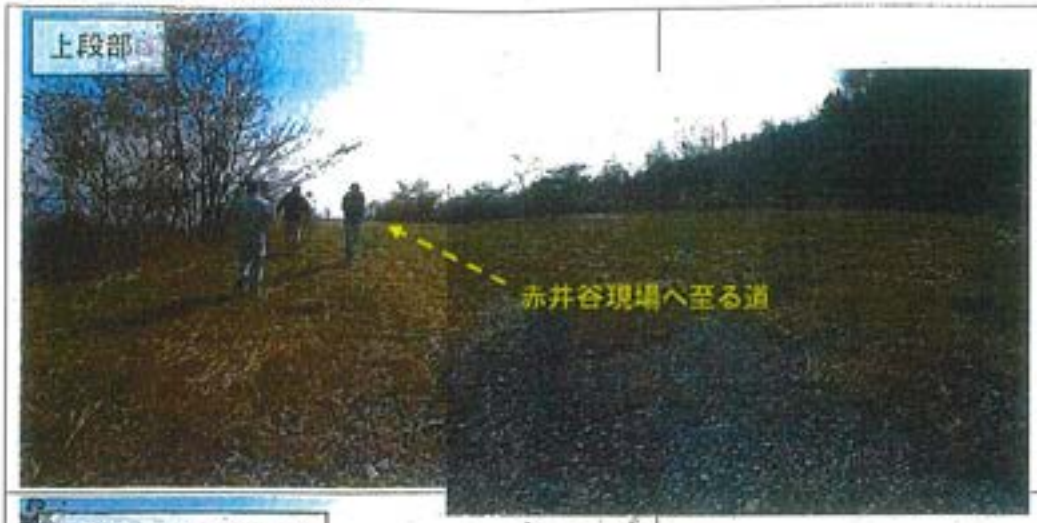











A269

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	令和２年２月２日（日）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市日金町）		
依頼番号	東部87	指示番号	熱海市1-1
実施者名	渡辺　志頭巳　　吉永　敏		
所轄健康福祉センター名	東部健康福祉センター		

時分～時分	実施結果（結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
09:00 ～ 17:00	1、情報要求（調査内容） ＜定点監視＞ ・作業での作業が行われるようになった場合、不適正な処理（廃棄物を土中に埋め込む等）がなされていないか ・現場廃棄物の動き、車両の出入り 2、監視時間（天気） 09：00 ～ 10：00　（　晴れ　） 3、監視要領 パトロール　又は　適地からの定点監視 4、収集項目 搬入車両の社名　車番、積載物等　過剰保管の確認 廃棄物の種類　　黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間
開始　128942km 終了　129103km 実行距離　161km 使用車両　吉永	

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・変化なし。動きなし。

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

令和2年2月2日（日）



①（株）新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ（熱海市日金町）



②（株）新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ（熱海市日金町）

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	令和２年２月２日（日）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山）		
依頼番号	東部87	指示番号	熱海市1-2
実施者名	渡辺　志頭巳　　吉永　敏		
所轄健康福祉センター名	東部健康福祉センター		

時分～時分	実施結果（結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
09:00 ～ 17:00	1、情報要求（調査内容） ＜定点監視＞ ・現場作業の動き、車両の出入り
開始　128942km 終了　129103km 走行距離　161km 車両　吉永	2、監視時間（天気） 10：00 ～ 11：00 （　晴れ　）
	3、監視要領 パトロール　又は　適地からの定点監視
	4、収集項目 搬入車両の社名　車番、積載物等　過剰保管の確認 廃棄物の種類　黒煙の有無 写真撮影
	5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・雑草を刈り取ってあった。動きなし。

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

令和2年2月2日（日）



①（株）新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ（熱海市伊豆山）



②（株）新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ（熱海市伊豆山）

（様式第１号の２）

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	令和２年２月２日（日）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）		
依頼番号	東部87	指示番号	熱海市1-3
実施者名	渡辺　志頭巳　　吉永　敏		
所轄健康福祉センター名	東部健康福祉センター		

時分～時分	実施結果（結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
09:00 ～ 17:00	1、情報要求（調査内容） ＜定点監視＞ ・現場の作業内容（残土の整地のように見せかけて廃棄物を混入させていないかなど） ・車両の出入り（車輌ナンバー、搬入物）
開始　128942km 終了　129103km 走行距離　161km 使用車両　吉永	2、監視時間（天気） 11：00 ～ 12：00 （　晴れ　）
	3、監視要領 パトロール　又は　適地からの定点監視
	4、収集項目 搬入車両の社名　車番、積載物等　過剰保管の確認 廃棄物の種類　　黒煙の有無 写真撮影
	5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・門は施錠。動きなし。

＊日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

令和2年2月2日（日）



①（株）新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ
（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）



②（株）新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ
（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）

A270

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	令和２年３月 12 日（木）
2 監　視　員	古屋専門主査、泊主査、工藤技師
3 業者氏名	新幹線ビルディング
4 業者住所	①熱海市日金町 1050-3 他 ②熱海市伊豆山Ｃ工区 ③熱海市伊豆山 1065-1（㈱ユニホー伊豆山研修所）
5 立　会　者	㈱ＺＥＮホールディングス　麦島善光氏（相談役） ㈱ユニホー 管理本部伊豆山研修センター 助川幸男氏 ）③のみ

＜概要＞
現場（日金町・伊豆山）の状況を確認後、㈱ユニホー伊豆山研修センターにて土地所有者である麦島善光氏と面談し、廃棄物の撤去指導を行った。

＜現場の状況等＞
①日金町（廃棄物は撤去済みの現場）
・前回立入時（令和元年 12 月 20 日）の状況から変化がなかった。
・斜面の崩落も確認できなかった。

②伊豆山（廃棄物が未撤去の現場と赤井谷現場）
・前回立入時（令和元年 12 月 20 日）の状況から変化がなかった。
・斜面の崩落も確認できなかった。

③㈱ユニホー伊豆山研修センター
・当課から麦島氏に対し、伊豆山に埋め立てられたがれき類を掘り起こして撤去するよう指導票を交付した。
・麦島氏から、今後の予定等について、以下のとおり説明があった。
【麦島氏の話】
・伊豆山に埋まっている廃棄物については、新幹線ビルディングが残した廃棄物であるが、当社の責任において撤去しなければならないものと認識している。
・土地の利用計画としては、今後①太陽光発電設備の増設と②宅地造成（分譲）を予定している。
①太陽光発電については、施工済みの 0.5 メガワットに加え、1.0 メガワット（0.5×2）を増設する予定。
②宅地分譲については、今年６月頃に測量が終わる予定なので、その後、造成工事に入る。１区画 300 坪くらいで富裕層（中国人以外）に売却するつもり。
・作業着手前には、静岡県に連絡する。

＜指導票＞
熱海市伊豆山字赤井谷 1076-3、水立 1083-2 地内の造成工事において地中に埋立てたがれき類を掘出し、適正な処理を行うこと。

＜今後の対応＞
・麦島氏（ＺＥＮホールディングス会長）と面会し、廃棄物の撤去指導を継続する。
・定期的に現場を確認する。

◎ 区　分

排出事業所				その他	○

日金町







伊豆山（上段部・赤井谷現場）









（書式３）

No. ＿＿＿＿＿＿

立入検査指導票

氏名又は名称及び法人にあっては代表者氏名　株式会社ユニホー　代表取締役　丹羽紀人

事業所（事業場）所在地　愛知県名古屋市名東区一社三丁目7番地

事業所（事業場）名称　株式会社ユニホー

業種（施設の種類）　建設業

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第19条第１項の規定により立入検査を実施したところ、下記事項について不備な点があるので速やかに改善してください。

記

熱海市伊豆山字赤井谷1076-3、水立1083-2地内の造成工事において地中に埋立てたがれき類を掘出し、適正な処理を行うこと。

（根拠法令）

□法第12条第（１・２）項違反（内容　　）

□法第12条の３第（　）項違反（内容　　）

□法第１４条第１２項違反（内容　　）

□法第15条の２の３第（1・2）項違反（内容　　）

☑その他（法第16条違反　　）

平成 令和 2年3月12日

立入検査者　静岡県　東部　健康福祉センター廃棄物課　古屋雅史　泊裕輝　工藤晃大

受領しました。　職名　　氏名　[illegible]　㊞

A271

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	令和２年４月13日（月）
2 監視員	上田班長、岡専門主査、工藤技師、菅沼特別監視員
3 業者氏名	新幹線ビルディング
4 業者住所	①熱海市伊豆山Ｃ工区 ②熱海市伊豆山1065-1（㈱ユニホー伊豆山研修所）
5 立会者	①なし ②佐藤マネージャー（受付）

＜概要＞
担当変更に伴い現地確認を実施した。

＜現場の状況等＞

①伊豆山（廃棄物が未撤去の現場と赤井谷現場）
・前回立入時（令和２年３月12日）の状況から変化がなかった。
・斜面の崩落も確認できなかった。

②㈱ユニホー伊豆山研修センター
・当課の窓口となっている助川氏は不在（休暇）だった。
・受付で担当変更を告げ、伝言を依頼した。

・伊豆山Ｃ工区

赤井谷	上段　足元にはがコンガラが埋められている
	

＜今後の対応＞
・麦島氏（ＺＥＮホールディングス会長）に連絡し、分譲地の造成計画（本年６月開始予定）に併せ廃棄物の撤去指導を継続する。
・

◎ 区分

排出事業所				その他	○

A272

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	令和２年５月 18 日（月）
2 監　視　員	岡専門主査、泊主査、菅沼特別監視員
3 業者氏名	新幹線ビルディング
4 業者住所	①熱海市伊豆山Ｃ工区（不適正処理現場） ②熱海市伊豆山 1065-1（㈱ユニホー伊豆山研修所）
5 立　会　者	①四之宮氏（㈱ユニホー伊豆山研修所従業員） ② -

＜概要＞
今般、熱海市伊豆山Ｃ工区（不適正処理現場）の現場確認を行った。

＜現場の状況等＞
①伊豆山（廃棄物が未撤去の現場と赤井谷現場）
・前回立入時（令和２年４月 13 日）の状況から変化がなかった。
・斜面の崩落も確認できなかった。
・赤井谷現場において、四之宮氏が草刈りを行っていた。

（四之宮氏の説明）
・麦島会長の所有地管理のため、ここの草刈りを行っており、先週は上の現場（廃棄物が未撤去の箇所）の草刈りも行った。
・助川氏（麦島会長と連絡を取るための窓口）から、上の現場の造成について話題が出たことはない。
・助川氏には「本日、保健所が現場に来たこと」と「６月頃に実施予定としていた造成工事の件を気にしていたこと」を伝えておく。

・伊豆山Ｃ工区

赤井谷	上段　足元にはがコンガラが埋められている
	

＜今後の対応＞
・ 麦島氏（ＺＥＮホールディングス会長）に連絡し、分譲地の造成計画（本年６月開始予定）に併せ廃棄物の撤去指導を継続する。

◎ 区　分

排出事業所				その他	○

A273

（様式第１号の２）

確　認　印

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	令和２年６月６日（土）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山）		
依頼番号	東部6	指示番号	熱海市1-2
実施者名	鈴木　金久　　吉永　敏		
所轄健康福祉センター名	東部健康福祉センター		

時分～時分	実施結果（結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
09:00 ～ 17:00	1、情報要求（調査内容） ＜定点監視＞ ・現場作業の動き ・車両の出入り 2、監視時間（天気） 09：00 ～ 10：00 （　曇り　）
開始　133885km 終了　134052km 距離　167km 使用車両　吉永	3、監視要領 パトロール　又は　適地からの定点監視 4、収集項目 搬入車両の社名　車番、積載物等　過剰保管の確認 廃棄物の種類　　黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・前年度と同じ。動きなし。

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

令和2年6月6日（土）



①（株）新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ（熱海市伊豆山）



②（株）新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ（熱海市伊豆山）

（様式第１号の２）

確認印

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	令和２年６月６日（土）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）		
依頼番号	東部6	指示番号	熱海市1-3
実施者名	鈴木　金久　　吉永　敏		
所轄健康福祉センター名	東部健康福祉センター		

時分～時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
09:00 ～ 17:00	1、情報要求（調査内容） ＜定点監視＞ ・現場の作業内容（残土の整地のように見せかけて廃棄物を混入させていないかなど） ・車両の出入り（車輌ナンバー、搬入物）
開始　133885km 終了　134052km 距離　167km 使用車両　吉永	2、監視時間（天気） 10：00 ～ 11：00（　曇り　）

3、監視要領
パトロール　又は　適地からの定点監視

4、収集項目
搬入車両の社名　車番、積載物等　過剰保管の確認
廃棄物の種類　黒煙の有無
写真撮影

5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・前年度と同じで、門は施錠。動きなし。

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

令和2年6月6日（土）



①（株）新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ
（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）



②（株）新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ
（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）

A274

（様式第１号の２）

確　認　印

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	令和 2 年 8 月 1 日（土）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング(熱海市伊豆山)		
依頼番号	東部20	指示番号	熱海市1-2
実施者名	鈴木　金久　　吉永　敏		
所轄健康福祉センター名	東部健康福祉センター		

時分～時分	実施結果（結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
10:00 ～ 18:00	1、情報要求（調査内容） ＜定点監視＞ ・現場作業の動き ・車両の出入り
開始　137209km 終了　137362km 走行距離　153km 使用車両　吉永	2、監視時間（天気） 10：00 ～ 12：00（　晴れ　）
	3、監視要領 パトロール　又は　適地からの定点監視
	4、収集項目 搬入車両の社名　車番、積載物等　過剰保管の確認 廃棄物の種類　　黒煙の有無 写真撮影
	5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・前回と同じ。動きなし。

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

令和2年8月1日（土）



①(株)新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ（熱海市伊豆山）



②(株)新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ（熱海市伊豆山）

（様式第１号の２）

確　認　印

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	令和 2 年 8 月 1 日（土）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）		
依頼番号	東部20	指示番号	熱海市1-3
実施者名	鈴木　金久　　吉永　敏		
所轄健康福祉センター名	東部健康福祉センター		

時　分　～　時　分	実施結果 （結果概要　廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
10:00 ～ 18:00	1、情報要求（調査内容） ＜定点監視＞ ・現場の作業内容（残土の整地のように見せかけて廃棄物を混入させていないかなど） ・車両の出入り（車輌ナンバー、搬入物）
開始　137209km 終了　137362km 走行距離　153km 使用車両　吉永	2、監視時間（天気） 10：00 ～ 12：00（　晴れ　）
	3、監視要領 パトロール　又は　適地からの定点監視
	4、収集項目 搬入車両の社名　車番、積載物等　過剰保管の確認 廃棄物の種類　　黒煙の有無 写真撮影
	5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備　考

6、結果概要

・門は施錠。動きなし。

＊日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

令和2年8月1日（土）

①(株)新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ
（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）



②(株)新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ
（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）



A275

（様式第１号の２）

確　認　印

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	令和 2 年 10 月 4 日（日）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山）		
依頼番号	東部35	指示番号	熱海市1-2
実施者名	鈴木　金久　　吉永　敏		
所轄健康福祉センター名	東部健康福祉センター		

時分～時分	実施結果（結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
10:00～18:00	1、情報要求（調査内容） ＜定点監視＞ ・現場作業の動き ・車両の出入り
開始　140114km 終了　140282km 走行距離　168km 使用車両　吉永	2、監視時間（天気） 12：00～13：15 休憩（13:15～14:00）（　曇り　） 3、監視要領 パトロール　又は　適地からの定点監視 4、収集項目 搬入車両の社名　車番、積載物等　過剰保管の確認 廃棄物の種類　　黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・雑草が伸び始めた。動きなし。

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

令和2年10月4日（日）



①(株)新幹線ビルディング（熱海市伊豆山）

[redacted]



②(株)新幹線ビルディング（熱海市伊豆山）

（様式第１号の２）

確　認　印

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	令和 2 年 10 月 4 日（日）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）		
依頼番号	東部35	指示番号	熱海市1-3
実施者名	鈴木　金久　　吉永　敏		
所轄健康福祉センター名	東部健康福祉センター		

時　分　～　時　分	実施結果 （結果概要　廃棄物の種類　車両番号　行為者の指名　特徴　氏名等）
10:00 ～ 18:00	1、情報要求（調査内容） ＜定点監視＞ ・現場の作業内容（残土の整地のように見せかけて廃棄物を混入させていないかなど） ・車両の出入り（車輌ナンバー、搬入物）
開始　140114km 終了　140282km 距離　168km 使用車両　吉永	2、監視時間（天気） 14：00 ～ 15：00 （　曇り　）

3、監視要領
　パトロール　又は　適地からの定点監視

4、収集項目
　搬入車両の社名　車番、積載物等　過剰保管の確認
　廃棄物の種類　　黒煙の有無
　写真撮影

5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備　考

6、結果概要
　・門は施錠。動きなし。

＊日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

令和2年10月4日（日）



①(株)新幹線ビルディング
（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）



②(株)新幹線ビルディング
（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）

A276

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	令和２年 11 月 27 日（金）
2 監 視 員	岡専門主査、工藤技師、菅沼特別監視員
3 業者氏名	新幹線ビルディング
4 業者住所	熱海市伊豆山Ｃ工区（不適正処理現場）
5 立 会 者	なし

＜概要＞
今般、熱海市伊豆山Ｃ工区（不適正処理現場）の現場確認を行った。

＜現場の状況等＞
伊豆山（廃棄物が未撤去の現場と赤井谷現場）
・前回立入時（令和２年５月 18 日）の状況から変化がなかった。
・斜面の崩落も確認できなかった。

・伊豆山Ｃ工区

赤井谷	上段　足元にはがコンガラが埋められている
	

＜今後の対応＞
・ 麦島氏（ＺＥＮホールディングス会長）に対し、廃棄物の撤去を指導する。

◎ 区 分

排出事業所				その他	○

A277

（様式第１号の２）

確　認　印

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	令和 2 年 12 月 6 日（日）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山）		
依頼番号	東部49	指示番号	熱海市1-2
実施者名	鈴木　金久　　吉永　敏		
所轄健康福祉センター名	東部健康福祉センター		

時　分　～　時　分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
09:00 ～ 17:00	1、情報要求（調査内容） ＜定点監視＞ ・現場作業の動き ・車両の出入り
開始　143249km 終了　143411km 距離　162km 使用車両　吉永	2、監視時間（天気） 09：00 ～ 10：00　（　晴れ　）
	3、監視要領 パトロール　又は　適地からの定点監視
	4、収集項目 搬入車両の社名　車番、積載物等　過剰保管の確認 廃棄物の種類　黒煙の有無 写真撮影
	5、監視時間

時　間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備　考

6、結果概要
・動きなし

＊日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

令和2年12月6日（日）



①(株)新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ(熱海市伊豆山)



②(株)新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ(熱海市伊豆山)

（様式第１号の２）

確　認　印

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	令和 2 年 12 月 6 日（日）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）		
依頼番号	東部49	指示番号	熱海市1-3
実施者名	鈴木　金久　　吉永　敏		
所轄健康福祉センター名	東部健康福祉センター		

時　分　～　時　分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
09:00 ～ 17:00	1、情報要求（調査内容） ＜定点監視＞ ・現場の作業内容（残土の整地のように見せかけて廃棄物を混入させていないかなど） ・車両の出入り（車輌ナンバー、搬入物）
開始　143249km 終了　143411km 距離　162km 使用車両　吉永	2、監視時間（天気） 10：00 ～ 11：00　休憩（11:15～12:00）（　晴れ　）
	3、監視要領 パトロール　又は　適地からの定点監視
	4、収集項目 搬入車両の社名　車番、積載物等　過剰保管の確認 廃棄物の種類　黒煙の有無 写真撮影
	5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備　考

6、結果概要
・門は施錠。動きなし。

＊日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

令和2年12月6日（日）



①（株）新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ
（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）



②（株）新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ
（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）

A278

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	令和３年２月３日（水）
2 監　視　員	岡専門主査、工藤技師、菅沼特別監視員
3 業者氏名	新幹線ビルディング
4 業者住所	熱海市伊豆山Ｃ工区（不適正処理現場）
5 立　会　者	なし

＜概要＞
今般、熱海市伊豆山Ｃ工区（不適正処理現場）の現場確認を行った。

＜現場の状況等＞
伊豆山（廃棄物が未撤去の現場と赤井谷現場）
・前回立入時（令和２年11月27日）の状況から変化がなかった。
・斜面の崩落も確認できなかった。

・伊豆山Ｃ工区

赤井谷



上段　足元にはがコンガラが埋められている



＜今後の対応＞
・麦島氏（ＺＥＮホールディングス会長）に対し、廃棄物の撤去を指導する。

◎ 区　分

排出事業所				その他	○

A279

（様式第１号の２）

確認印

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	令和 3 年 2 月 1 日（日）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング(熱海市伊豆山)		
依頼番号	東部63	指示番号	熱海市1-2
実施者名	鈴木　金久　　吉永　敏		
所轄健康福祉センター名	東部健康福祉センター		

時分～時分	実施結果 （結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
09:00 ～ 17:00 開始　146364km 終了　146530km 距離　166km 使用車両　吉永	1、情報要求（調査内容） ＜定点監視＞ ・現場作業の動き ・車両の出入り 2、監視時間（天気） 09：00 ～ 10：00（　晴れ　） 3、監視要領 パトロール　又は　適地からの定点監視 4、収集項目 搬入車両の社名　車番、積載物等　過剰保管の確認 廃棄物の種類　　黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備考

6、結果概要
・動きなし

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

令和3年2月7日（日）



①（株）新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ（熱海市伊豆山）



②（株）新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ（熱海市伊豆山）

（様式第１号の２）

確　認　印

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌

エスピトーム株式会社

実施年月日	令和 3 年 2 月 7 日（日）		
実施個所	（株）新幹線ビルディング（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）		
依頼番号	東部63	指示番号	熱海市13
実施者名	鈴木　金久　　吉永　敏		
所轄健康福祉センター名	東部健康福祉センター		

時分～時分	実施結果（結果概要、廃棄物の種類、車両番号、行為者の指名、特徴、氏名等）
09:00～17:00	1、情報要求（調査内容） ＜定点監視＞ ・現場の作業内容（残土の整地のように見せかけて廃棄物を混入させていないかなど） ・車両の出入り（車輌ナンバー、搬入物） 2、監視時間（天気） 10：00～12：00、休憩（11:15～12:00）（　晴れ　）
開始　146364km 終了　146530km 距離　166km 使用車両　吉永	3、監視要領 パトロール　又は　適地からの定点監視 4、収集項目 搬入車両の社名　車番、積載物等　過剰保管の確認 廃棄物の種類　　黒煙の有無 写真撮影 5、監視時間

時間	煙の色	煙の量	廃棄物種類	積載物	備　考

6、結果概要

・門は施錠、動きなし。

*日報は個所ごとに作成する。

様式第4号の2

休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール業務日誌（その2）

6、結果概要

令和3年2月7日（日）



①(株)新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ
（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）

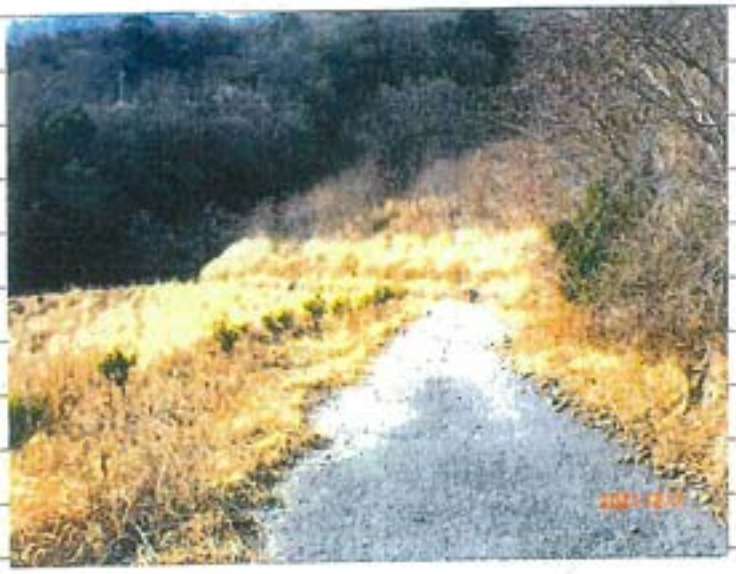

②(株)新幹線ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ
（熱海市伊豆山赤井谷残土処分場）

A280

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	令和３年４月14日（水）
2 監　視　員	岡専門主査、菅谷専門主査
3 業者氏名	新幹線ビルディング
4 業者住所	熱海市伊豆山Ｃ工区（不適正処理現場）
5 立　会　者	なし

＜概要＞
今般、熱海市伊豆山Ｃ工区（不適正処理現場）の現場確認を行った。

＜現場の状況等＞
伊豆山（廃棄物が未撤去の現場と赤井谷現場）
・前回立入時（令和３年２月３日）の状況から変化がなかった。
・斜面の崩落は無し。

＜参考＞
・以前、ユニホー研修所作業員の助川氏と現場で話した際、麦島会長が建設している寺院の工事が一段落したら、がれき類の撤去作業が出来るのではないかとの発言があったため、寺院建設現場を訪れた。（裏面）

・伊豆山Ｃ工区

赤井谷	上段　足元にはがコンガラが埋められている
	

＜今後の対応＞
・ 麦島氏（ＺＥＮホールディングス会長）に対し、廃棄物の撤去を指導する。

◎ 区　分

排出事業所				その他	○

寺院の建設現場に助川氏が居たため状況を聞いた。
助川氏は、ユニホー研修所の工事や麦島会長から指示された工事を実施しているとのこと。
本年２月に本堂と母屋の建屋部分が完成し仮法要を行ったとのこと。今後、２年程度をかけ寺院前の広場の整備を続けるとのことだった。
建屋部分の総工費は７億円とのこと。
麦島会長は今年で８５歳となるが、周囲には９０歳で引退し僧侶として寺院で暮らすと言っているとのこと。
麦島会長自身は禅宗の僧侶の免許を持っている。
麦島会長は週１回程度熱海市伊豆山のユニホー研修所に立ち寄るが、ここ最近は買収する物件の下見等が多数あり、長い時間滞在することはあまりないとのこと。

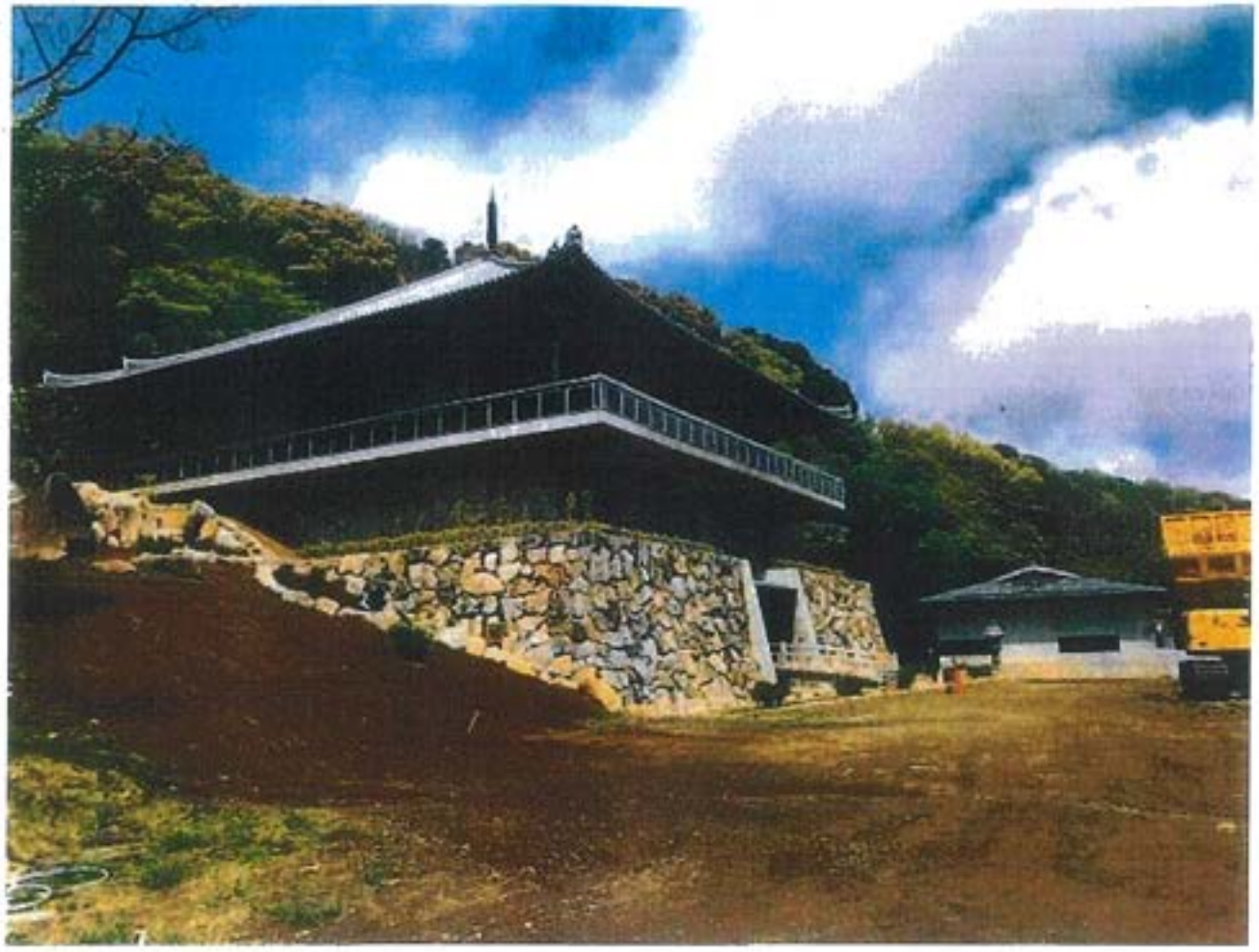

A281

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	令和３年６月30日（水）
2 監　視　員	岡専門主査、菅谷専門主査、工藤技師、菅沼特別監視員
3 業者氏名	新幹線ビルディング
4 業者住所	熱海市伊豆山Ｃ工区（不適正処理現場）
5 立　会　者	なし

＜概要＞
今般、熱海市伊豆山Ｃ工区（不適正処理現場）の現場確認を行った。

＜現場の状況等＞
伊豆山（廃棄物が未撤去の現場と赤井谷現場）
・前回立入時（令和３年４月１４日）の状況から変化がなかった。
・斜面の崩落は無し。

・伊豆山Ｃ工区

赤井谷	上段　足元にはがコンガラが埋められている
	

＜今後の対応＞
・麦島氏（ＺＥＮホールディングス会長）に対し、廃棄物の撤去を指導する。

◎ 区　分

排出事業所				その他	○

A282

※熱海市より、情報提供がありましたので、お知らせします

都市計画課長	主幹	許	療	担当者

許認可事務連絡票

あて先　　熱海土木事務所　都市計画課長　様
発信　　熱海市　　まちづくり課　担当：窪田

同意を要する又は関係する公共施設名		二級河川　逢初川
許認可種別		開発許可　風致許可　土採取届出　その他（　　）
申請者	名　称	
	代　表	
	住　所	
	連絡先	TEL　　FAX
申請対象地	地名地番	熱海市伊豆山字赤井谷 1076-3 外多数筆
	面　積	約 35 万坪
	別添案内図	

【協議・指導内容】

本年 1 月 6 日に天野氏が来庁して市内における新幹線ビルディング関連の土地について今後の予定について聴取しました。

1. 赤井谷　昨年 11 月中旬に道路を築造するから市道として引き取らないか提案があったが、当市としてはこの提案を拒否しました。その結果売却を考えていると思われます。
2. 土採取等規制条例による残土搬入は止まったものの重機もなくなり放置された状態が続いています。
3. 一昨日、昨日と不動産関係者等が直接 4 件、電話 2 件の調査をしております。
4. 天野氏によると、中国企業を含め数社から接触があると言っておりました。
5. 昨日は、元国務大臣粕谷茂事務所【現自民党東京都連最高顧問】の秘書が相談に来ました。（中国企業が買収したいとのことであった。）その後土木事務所の用地管理課にも行ったと思います。
6. 宅地分譲を目的に開発するのにどのような条件（許可）が必要かという相談です。当方は都市計画法、森林法、風致及び市まちづくり条例（規模によっては県の土地利用）と説明しております。逢初川の流下能力について、土木事務所に相談に行くと思われますので対応お願いします。

1. 伊豆多賀駅裏　中断中　シルバー精工㈱に大部分の土地を売却したが本年1月29日をもって東証上場廃止となったため、土地名義は新幹線に戻る見込みである。
1. 伊豆山ジェック　中断中　解体業者が撤退（金銭トラブルと思われる。）したため、廃棄物が山積みになっている。
1. 日金町旧フジヤホテル寮　中断中　コンクリートガラが堆積している。昨年から進展なし

赤井谷及びジェックについては、東部健康福祉センターが定期的な監視及び指導を行っていますが、進展はありません。

新幹線ビルディングは、現在神奈川県の早川駅裏及び二宮駅付近の分譲地を施工しているようです。

熱海市内においては、全ての工事がストップしたままになっており、再開の目途も立っておりません。天野氏によれば売れるところは売りたいと言っておりますが、全て中途半端な状態で放置されており開発するには問題が多いので、調査に来る業者に説明していくつもりでおります。

関係各課に情報提供をお願いいたします。

A283

所長	次長	技監兼企画検査課長	総務課長	用地管理課長	工事課長	維持調査課長	主幹	話題	担当

記　録　簿

件　名	熱海港（伊豆山港）の泥水による汚濁について
日　時	平成１９年４月~~２４~~25日（水）　午前９時
相手先	大熱海漁協地伊豆山区役員　島氏
土木事務所	増田管理係長
内　容	

4月24日　9:00　島氏から連絡

大熱海漁協の伊豆山地区役員の島氏から、逢初川から泥水が流れ込み港内が広範囲に汚濁している。漁業被害も懸念されるので現場を見て欲しい。

同日　　11:00　現場調査・伊豆山（増田）

- 逢初川から泥水が流れ込み港内が広範囲に汚濁（珈琲牛乳のような色）している。
- 河口部分は明らかに色が変わっている。湾内部も濁っている状況。

（島氏から聴取）

- イセエビの漁期であり、生簀の鯛などの魚が死んでしまう。
- 20日は汚濁状況がもっとひどかった。
- この所多少の雨でも泥水が港に流入している。

同日　　11:30　現場調査・汚濁原因発生場所

（工事課石井主任、熱海市建設課長津室長他１名と現地にて合流）

- 現地は広範囲に宅地造成が行われている。
- 泥水の発生源は造成地内の谷部分。山肌が露出しているため降雨により泥水が流出する状況。
- 沢部分に大きな土嚢を３基設置しているが、泥水があふれている状況。

（熱海市建設課長津室長から島氏へ説明）

- 熱海市の土採取条例の対象であり届出を受けている。
- 現場の施行が悪いため泥水が流出している。業者に指導しているものの決め手がない状況。
- この件については、「まちづくり課」が窓口として対応する。

○都市計画課から聴取

- この開発は日本ヘラルドが所有していた３５万~~㎡~~坪の土地に関わるもので、既存の造成地は無許可、土採取、後追いの開発行為により行われた問題の多いものである。
- 土採取、宅造ともに平成１８年４月に県から市へ権限移譲されたが、もともとは県が許認可している案件。
- 従来から検討してきたが、土採取、宅造とも取り締まりの決め手がない。土砂災害防止法による規制しか考えられないが、警戒区域に指定すること自体が難しい。

○熱海保健所から聴取

- 水質汚濁防止法の適用は、工場等特の特定施設から排出される化学物質等の有害物質が対象であるため、今回の件への適用は困難と考える。
- その他、環境関連法令での適用も思い当たらない。

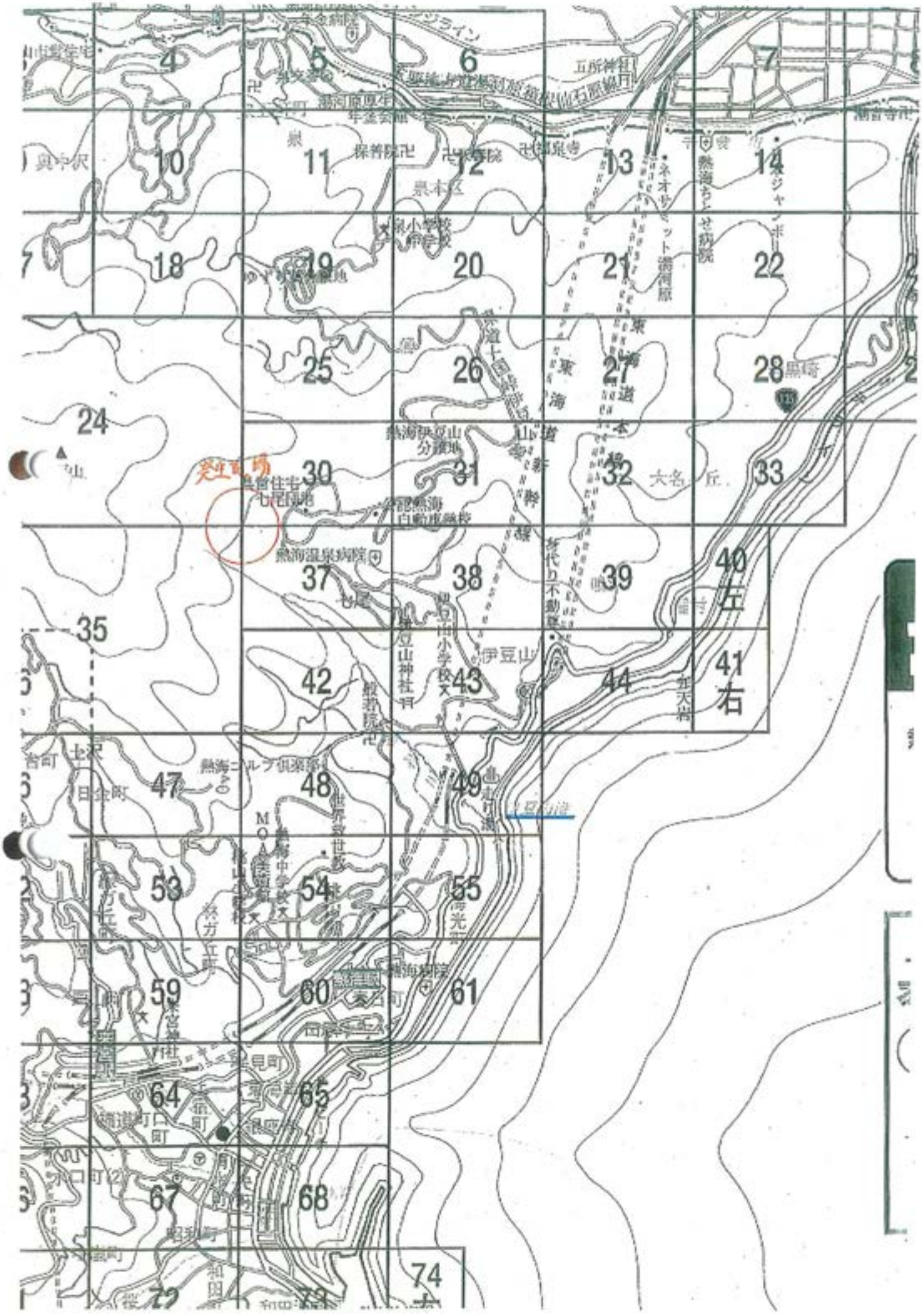

4
5
6
7
10
11
12
13
14
18
19
20
21
22
25
26
27
28
24
30
31
32
33
37
38
39
40
左
35
42
43
44
41
右
47
48
49
53
54
55
59
60
61
64
65
67
68
74

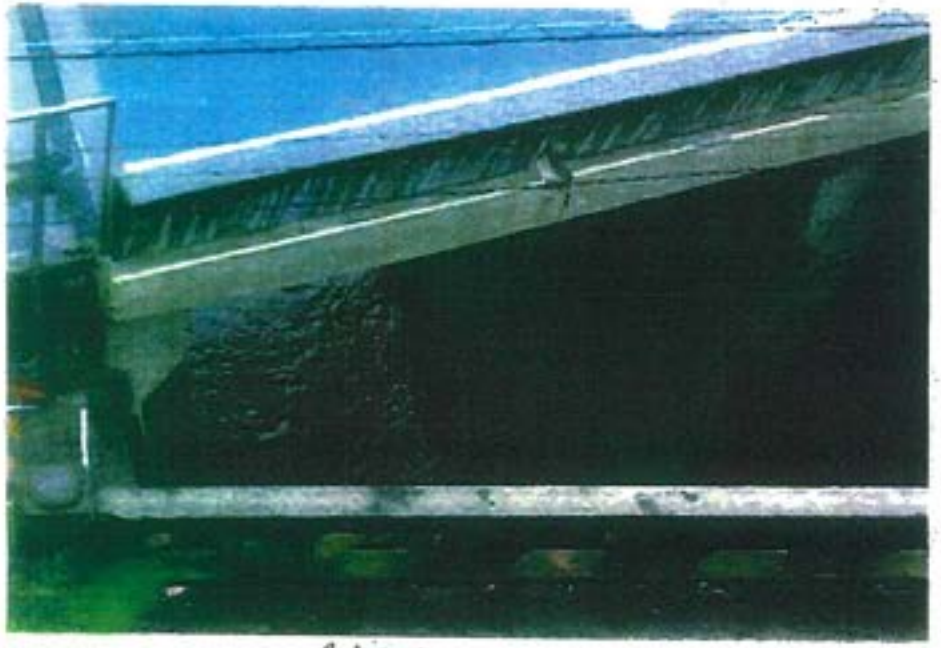



逢初川.







IMG_7514
2007/04/25 11:43:06

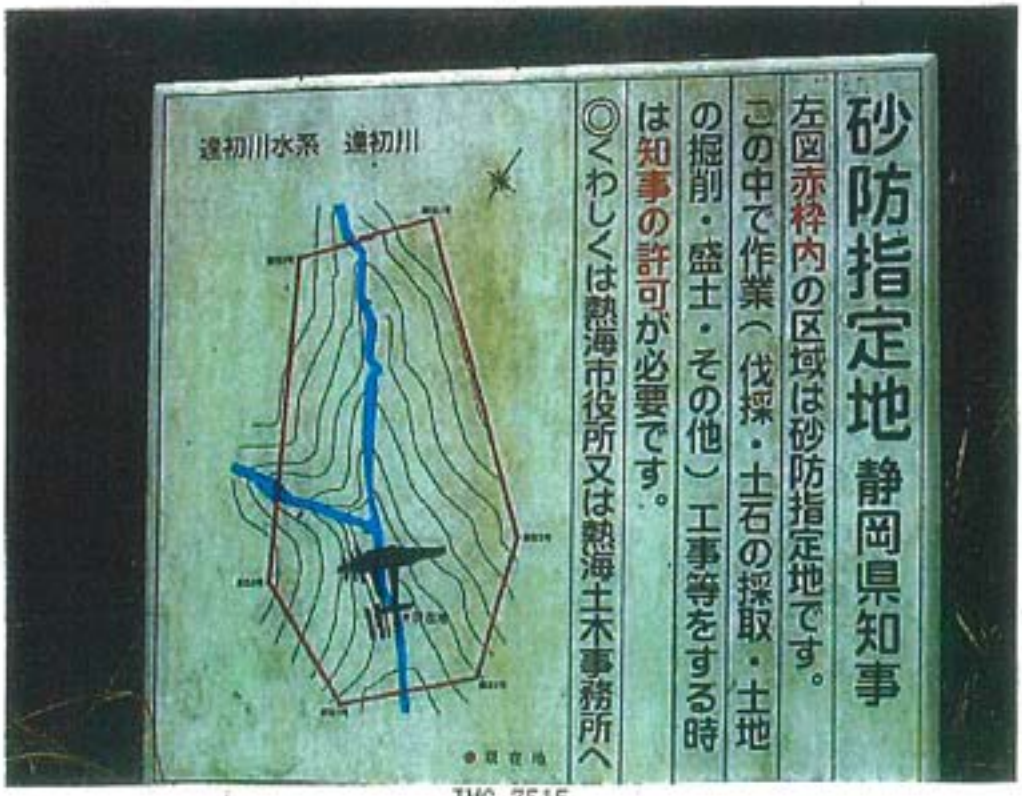

IMG_7515
2007/04/25 11:43:18



IMG_7516
2007/04/25 11:43:39



IMG_7517
2007/04/25 11:43:54



IMG_7518
2007/04/25 11:53:50



IMG_7519
2007/04/25 11:53:59



IMG_7520
2007/04/25 11:58:47



IMG_7521
2007/04/25 11:58:56



IMG_7522
2007/04/25 12:07:57

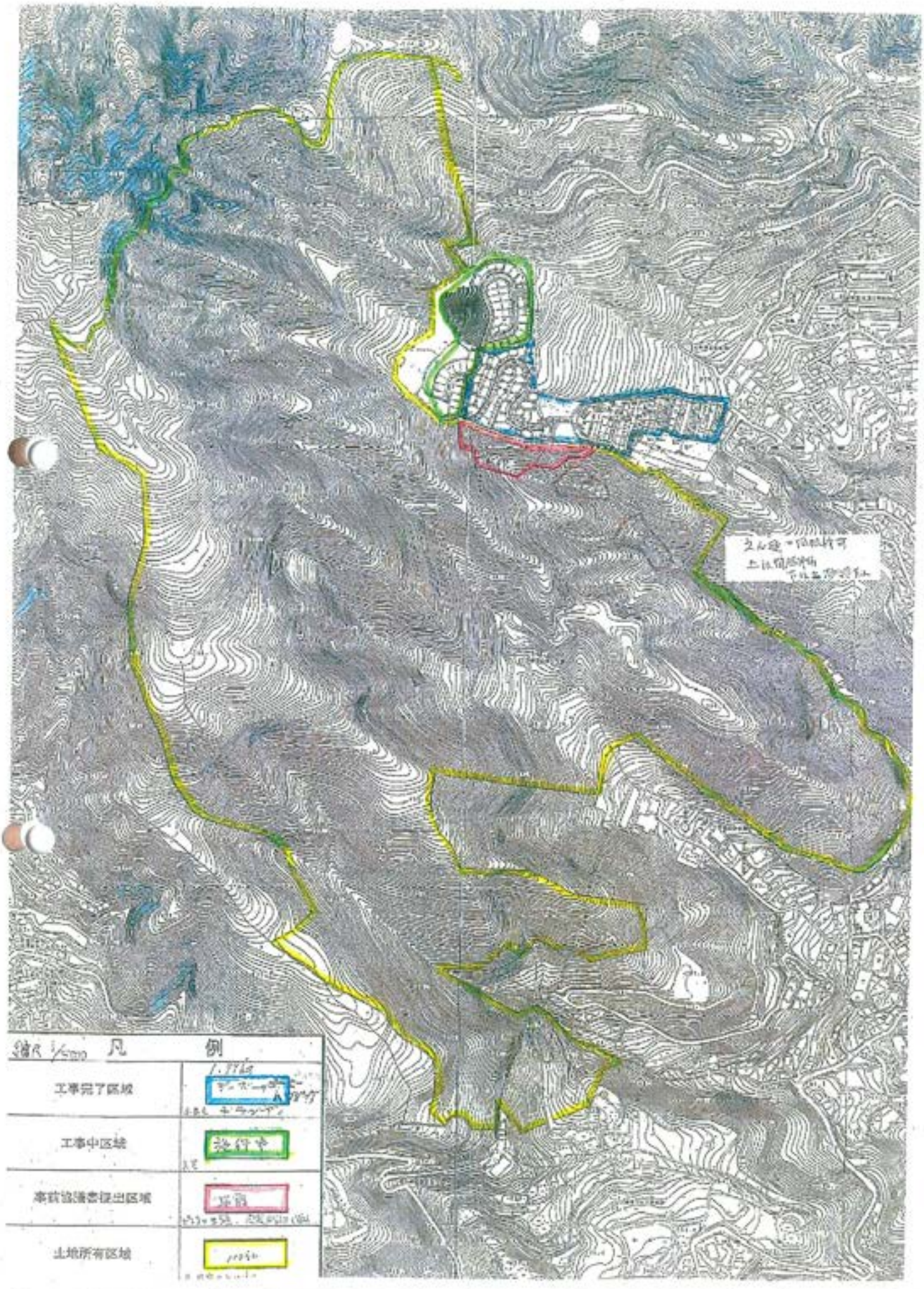
凡　例
工事完了区域
工事中区域
事前協議書提出区域
土地所有区域

A284

所長	次長	技監兼企画検査課長	技監兼伊東支所長	総務課長	工事課長	維持調査課長	都市計画課長	用地管理課長	支所主幹	課係	担当

記　録　簿

件　名	逢初川上流開発相談
日　時	平成20年1月6日
発信者	新幹線ビルディング　吉本係長　他1名
受信者	用地管理課　中村課長・貝田主任・徳山副主任
内　容	

伊豆山の自社敷地に土砂を投棄するにあたり、港を使用したい旨の申し出が新幹線BDよりあった。なお、小田原土木事務所に確認したところ、真鶴港では土砂搬入に関しては、荷揚げスペースがないこと、住民に迷惑になることから、断っているとのこと。

（吉本）
逢初川上流の自社敷地に、土砂を投棄したい。
土砂は袋詰めして荷揚げすることも可能である。
熱海市に土採取条例の届出をしてある。
土砂は800㎥程で、開発区域は9,500㎥位。
10トントラック10往復分程度。急げば2日でできる。
土砂の搬入にあたり、熱海土木事務所管内の港を使いたい。

（徳山）
熱海港は観光・防災を目的に作られた港である。土砂の搬入は本港の目的に反するので、港湾管理者の判断として認められない。今まで許可した前例はないし、今後も許可しない方針である。
網代港は漁港なので、土砂を搬入する港ではない。

（貝田）
伊東港では砂利の搬入は認めているが、直置きは認めていない。
土砂を陸置されると防災上支障がある。また、住民に迷惑になる様では困る。

（中村）
熱海港・網代港については、担当から話のあったとおり許可するのは難しい。特に熱海港には豪華客船が来航し、熱海市も観光の目玉として位置づけている。
伊東港については以下の点を考慮し、他に迷惑をかけるようであれば許可は難しい。
1　伊東港は陸置できるほどの面積がない。
2　観光会館が隣接し、荷捌き地を駐車場として利用している。
　　観光客が港に立ち入る。
3　初島への定期旅客船の発着場が隣にある。

（吉本）
伊東港からの搬入を検討する。
方法は砂利の搬入を行っているササキ工業に一任したい。ササキ工業と調整を行う。

A285

局長	課長	技監	班長	課　員	担　当
〃					

電話・口頭　記録

日　時	平成23年1月24日（月）16時00分～16時05分
打合者	林野庁森林整備部　治山課企画班保安林計画係　池頭係長
	石井主査（情報提供　東部農林　溝口主査）
施行場所	熱海市伊豆山
要　件	事業区域内にある保安林を残置森林としてカウントしてよいか
内　容	（東部農林より質問） 熱海市伊豆山にて山林を所有している新幹線ビルディング（赤井谷での違反行為者）が所有地の売買を模索している。 購入希望者から、林地開発を行うにあたって設置する残置森林として、事業区域内の保安林を計上してもよいかとの質問があった。 （回答） 別添資料により、林野庁保安林計画係に問い合わせを行った。 その結果、「事業区域内の保安林を残置森林に計上しても差し支えない」との回答を得た。 これは、開発行為における残置森林の趣旨と保安林制度の趣旨が合致しているためとのことである。 上記内容を東部農林に伝達する。

【林地開発許可】事業区域内に残置される保安林の扱いについて

静岡県庁森林計画課　林地保全班　石井孝明

（質問）

林地開発許可を受けようとしている事業区域内にある保安林を残置森林として計上できるか？

（内容補足）

- 静岡県熱海市内において、大規模な土地取引の動きがある。
- 所有者は、同和団体であり、山林 115ha を所有している。この団体が先のリーマンショック以降の資金繰りの悪化等から、所有地を売り出している。
- 団体所有地には、約 5ha の保安林がある程度まとまって存在している。
- 土地の購入を希望している者から、上記のような問い合わせが寄せられている。
- 開発目的は不明（おそらく宅地造成と思われる）、開発計画も白紙状態である。

※　購入希望者は、保安林を林地開発許可における残置森林として計上することで、開発率の向上と森林率の確保につなげることを考えている。

（ケース 1）

保安林を開発しないで残置森林にする。

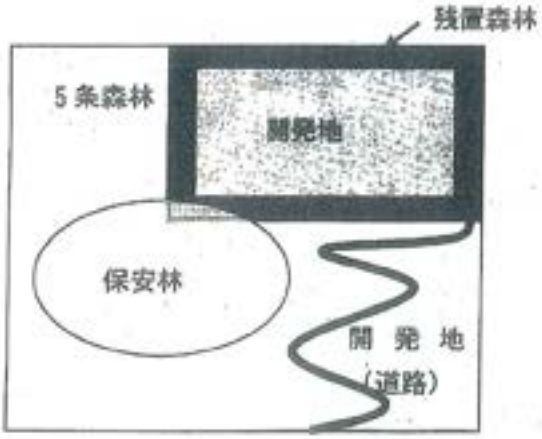

（ケース 2）

保安林も開発するが、林地開発事業地では、残置森林となる。

